日本随筆大成 第三期 第四巻

日本隨筆大成 三期第四巻

収載書目

- 後松日記　松岡行義
- 妙々奇談　周滑平
- 見た京物語　二鐘亭半山
- 天野政徳随筆　天野政徳
- 凌雨漫録　著者不詳
- 莚響録　高橋宗直
- 訓蒙浅語　大田敦
- 榊巷談苑　榊原玄輔

宮内省御用掛
文學博士　關根正直先生

東京帝國大學史料編纂官
文學博士　和田英松先生

宮内省圖書寮編修官　田邊勝哉先生

監修

日本隨筆大成 第三期第四巻

凡　例

本書には、後松日記、妙々奇談、見た京物語、天野政德隨筆、凌雨漫錄、莚響錄、訓蒙淺語、榊巷談苑の八種を收む。

後　松　日　記　二十一巻　　松　岡　行　義

本書は、故實家として名ある著者が、有職故實より歷史制度に亘り數百條の考證を記したるものなり、全巻の中、巻八は天保四年在京日記、巻九はたびの日なみ。（天保四年四月より十一月に至る、江戸筑紫の旅行日記）りな曩に百家說林續篇に收めたり。書名の後松は、其の師なる五松堂滋野井公麗、三松亭尾崎積興、この一松の後の義にして、行義は、その家號を雙松亭といへり。これに據れるなるべし。

著者松岡行義は、久留米藩士にして辰方の子なり。次郎太郎と稱す。幕府に召され、又和學講談所にも出役を命ぜられ故實を教授す。嘉永元年戊申（二五〇八）七月晦日歿す。法名を高善院と號す。著書は。續類聚儀式、相京職抄、扇考、衣裝記、弼杖管見、古今位色考、切腹考、その他多し。

妙　々　奇　談　一　巻

本書は、巻頭に、周滑平(スカベイ)先生著、門人五覽通、曇無鑑編集とありて、第一回良雄說ニ鵬齋一。第二回釋尊詰ニ天民一。第三回米芾罵ニ三亥一。第四回栗山壓ニ五山一。第五回紫石紕ニ文晁一。第六回現心地獄相、第七回

蛆蠅作ニ寄詩一等に分ち、諸謔戯言に托して、當時名ある學者書家畫人を品隲したるものなり。泰平萬年正月受業富臺意紀杉の序あり。末に相撲見立番附を掲載す。溫知叢書に收めたり。この書の著者は周滑平先生とあるのみにて、何人なるかを知るべからずといへども、その論ずる所によりて察するに、學識ある人なるべし。

見た京物語　一卷　二鐘亭半山

本書は、自序に「予近き頃、京師に杖を曳きしが、さすが都の風流に引されて、一とせなかばぶり吾妻へ歸路す。朋遠方の咄きかまほし、珍らしき事やあると問ふに、答の數々なれば、其あらかじめを集め、見た京ものがたりと外題して、一帖づゝおくりぬ」とありて、著者安永の末、京都に遊び、その見聞したる風俗、物名何くれとなく書き留め、その異なる所を品評したるものなり。曩に溫知叢書に收めたり。

著者二鐘亭半山は江戸の人なり。その傳詳かならず。

天野政德隨筆　三卷　天野政德

本書は、歌文、武事より禽獸草木に至るまで、古書古説に徴し、圖を掲げて詳密に考説せるものなり。卷一、身の幸、高換等四十餘項、卷二、戈之知、掛鏡等三十餘項、卷三、狹丹頬、炮烙玉等二十餘項あり。所收本は、無窮會神習文庫本に據れり。曩に隨筆大觀に收めたり。

著者天野政德は、幕臣なり。字は共所、葛廬と號す。通稱は圖書、大石千引の門に入り歌學に名あり。(また宮本舜道にも師事す)。著書は、詠歌品物考、和歌題意考、葛廬集等あり。

凌雨漫録　一巻　著者不詳

本書は、序言に「この漫録はあるやんごとなき君の文よみ給ふからに、ふづくゑのほとりなるほうごにかきつけ玉ひしを、をのれゆゑありて、このきみにちかくまうでまみえたてまつれば、あながちにこひたてまつりて、うつしをきものつゞるたすけになしはべるなり云々とありて、鑛山の掘方、同名稱、同諸道具を始めとし、諸種の療法、難字のしるべ等數十條の雜事隨筆なり。藤なりかたの序あり。所收本は無窮會神習文庫本に據れり。曩に隨筆大觀にも收めたり。

莛響録　二巻　高橋宗直

本書は、子宗之の跋に、「右莛響録二巻者、家嚴所ㇾ對ニ諸友之問ㇾ草案也。恐ニ久而散失ㇾ。拾集成ㇾ書者也。本應問之言。故言事往々近淺之事亦有ㇾ之。因名ㇾ之曰ニ莛響録ㇾ也」とありて、有職故實の雜事に就いて、諸友の質問に答へるものなり。その內容は、卷之上、米何石といふ石の字の事、米五斗を一俵とする事等五十餘條、卷之下、人の性により馬の毛色ある事、羽織の事等三十餘條あり。明和四年丁亥十月從六位上采女正紀宗之の跋及び十月神村源助に充てたる著者の消息あり。曩に隨筆大觀に收めたり。

著者高橋宗直は、有職家高橋宗恆の孫なり。家職を襲ぎて御厨子所預從四位上若狹守たり。初め漢學を伊藤東涯に受け、又野ノ宮定基、滋野井公麗に就きて皇典を修め、殊に諸家の記録に通達す。元文中、大嘗祭を行ふに當り、其の儀久しく絕えて、之を知る者なし、宗直關白一條兼香の命を受けて、其の式を記して上り、大禮再興せらる。後洛東岡崎村に別居し、圖南老人と號す。天明五年乙巳（二四四五）正月二十五日卒す。年八十三。東山眞如堂に葬る。私諡して文敬先生と曰ふ。

訓蒙淺語　二卷　大田晴軒

本書は、序言に、「故今此編之所㆑述、亦皆以㆓本經及四書老子之言㆒爲㆓之根據㆒。而旁及㆓史傳百家之浩瀚㆒。其中有㆘一二可㆘以當㆓韋弦之佩、夜誦之音㆒者㆖。乃表而出㆑之、以訓㆓蒙士㆒。此亦老生一片之婆心也。」とありて、四書五經諸子百家の言に基き、和漢の事實を徵證し、諄々として人倫道德を說きたるものなり。慶應乙丑之春三月の自序あり。曩に百家說林に收めたり。

著者大田晴軒は、錦城の第三子なり。名は穀、字は叔復、俗稱は魯三郞、晴軒と號す。八歲の時、門人泉勇八等に就きて論孟の句讀を受け、年十七八の頃名聲大に藝林の間に著る。當時朝川善庵大學註解を著し、その說の錦城に異なるを以て、大に人に誇示す、晴軒一々之を辨駁すといふ。天保年間祿三百口を以て吉田侯に仕ふ、傍ら多紀氏に就きて刀圭を學び、奇術人を救ひしこと少からず。學最も老子を尊び、これが全解を著せり。明治六年癸酉（二五三三）十月十五日病歿す、年七十九。

榊卷談苑　一卷　榊原玄輔

本書は、伊吹山のさせも草、および、照法師等百餘項の雜事を考證せる短篇の隨筆なり。大田覃の序あり。所收本は、無窮會神習文庫藏本に據り、三十幅所收の一本を以て對校せり。曩に隨筆大觀、南畝叢書にも收めたり。

著者榊原玄輔は、和泉の人なり。字は希翊、篁洲と號す。小太郞と稱し、後玄輔を以て通稱とす。もと下山氏、幼にして外父に養はれ榊原氏を冐す。初め京師に學び、業を木下順庵の門に受け、後江戶に下り、再び順庵に師事す。幾ばくならずして紀藩に聘せられ儒官となる。博覽にして兼て篆隷を善くし、旁ら星曆、槍術、射御、醫卜より茶香、圍碁、猿樂の類に至るまで通曉せざるはなし。平生雨森芳

洲、新井白石、室鳩巣と交り最も善し。寶永三年丙戌（二三六六）正月三日歿す。年五十一、四谷鮫ヶ橋南町圓應寺に葬る。後青山墓地に改葬す。著書は、嘗て侯命を奉じて大明律譯解三十六卷を撰す。その他、易學啓蒙諺解、老子經諺解、古文眞寶諺解、正續印章備考、書言俗解等の著あり。

日本隨筆大成

第三期第四卷目次

後松日記

後松日記目錄

卷之一

卷之二

卷之三

卷之五

卷之十一

卷之十二

卷之十三

卷之十四

後松日記 巻之一

松岡行義著

○當家弓法集に、弓を見るやう先ふかく斟酌すべし。かたく見よとあらばと書て、その見樣を書たり。其故をいかにぞと人のとふにつけておもへば、弓てふものは、ものゝふの第一の調度にて、弓折つるきれ、あるは矢種つきぬれば、むかしの武士は自害をしけるに哉、弓をもて敵をほろぼし、鬼をもおどしけるなり。精兵といふも、つよ弓の手垂をぞいふめる。されば、弓を見れば、其人の器量おのづからしらるれば、ふかくいましめけるなるべし。八島にて義經朝臣が、命にかけて弓をとりけるもむべ成けり。いまのよには、やりつるぎを第一にして、弓をば次の品にすれば、人の器量弓にはよらぬ世に成ぬれば、弓法の文こゝろえがたし。むかしをはかりてみるべきなり。〔割註〕精兵と云は、矢束よく引て弓勢のよきとし、二疊三疊をあひを一間づゝ置て立、是をかけず射通ひといふと見えたり。」

○鑓てふものは、上代のほこなり。矛の名は、日本紀、古事記を初て、令已下の書にあまたみえたり。儀仗も兵仗もあり。さて下れる世に手鋒てふもの有。これはいまの鑓のごと、兵仗のみに用ゆ。此柄を長く、鋒も大にして、建武の頃よりぞやりとは名付けん。〔割註〕太平記三井寺合戰、又藤井寺合戰等所々に見ゆ。世俗の說に、和田新發意源秀がはじめしと云は證據なし。」さはいへど、ことの外に長くはなし。むろ町將軍家の代より、やうやく長くなりて「元龜の頃、二間餘の柄も出來しならん。〔割註〕大內問答に、小やりの名見えたれば、長やりありし事明かなり。豐臣太閤織田家につかへられし時、やりの長短損益を論ぜられし事有とぞ。世俗に云つたへたる。」是を專ら用ゆるより、十文字、鉤鑓、鎌鑓、片鎌出來き。是を用ゆるに、鑓衾、横鑓、上鑓、下鑓、一番鑓、二番鑓などいふ名も出來

しなりけり。さて鐩てふ訓は、柄を長して遠くまでつきやるの心にて、字も金のへんに遣の字を合て用ゆるなり。ひとの國の文字にてはなし。

○此鐩てふものを、いにしへのはかし弓矢のこと持せて召具する事は、應仁の頃よりとぞ。家中竹馬記云、〔割註〕土岐伊豆守利綱の記、永正の頃。」鐩を持する事、御出仕などの御供には、無爲の時は見えず。但持すまじき法も有べからず。應仁の後多分持なり。一本たるべし。是等みな馬上のあとなり云々。また上れるよにかゝるためしもあるなり。儀制令云、凡儀戈者。〔割註〕謂平頭戟也。用ニ之威儀一。故曰ニ儀戈一。即是不レ可ニ獨用一。必於ニ用蓋之時一乃並用耳。」太政大臣四竿。左右大臣各二竿。大納言一竿云々。是はうるわしき折の事なれば、平頭の鋒なれど、さらぬ時は誠の利きほこを用ゆる事も有なん歟。〔割註〕さいへど所見なし。又むかしは、私に兵具をたくわふ事禁制なれば、うるわしき時の頭のほこにかぎるかも。」實にいま柳營の御連枝、また島津、伊達、その外家々によりて、四本、三本、二本、一本のけぢめあれば、古の儀戈にひとしう、おのづからおぼへたり。又元龜の頃、警固に數の長柄を持せし事有。

○いにしへは、弓矢を調度といふ。いまはやりを道具と云。伊勢安齋の翁が、なを後の世には鐵砲などや、このたぐひに成なんとてわらひにきとか。

○ふるき書に、武士はあからさまにも北おもてに座すべからず。北はにぐるといふ字なればきらふなりといへるを、わかきときゝ侍りしかど、常に北に向ひたればとて、武士の家に生れ、その數にもかずまへられんものが、にぐる樣やは有べきとて、心にもこめずよみ侍りしが、さる事によりて、此頃ぞまことにその理なる事をしれりける。我身はさらにもいはず、弓たちかたな北に向ふべからず。萬の事北を用ゆべからず。きたのたゝりをなすにはあらず。唯ひねもすよもすがら心をはげます也。

○僧尼服之事　僧尼令云、凡僧尼聽レ着ニ木蘭靑碧皂黃及壞色等衣一。〔割註〕謂木蘭者黃橡也。靑碧者碧

亦靑色也。壞色者失二錯常色一。漫壞非レ至者也。」餘色及綾羅綿綺。並不レ得二服用一。違者十日苦使。輙著二俗衣一者。〔割註〕謂衣冠並着也。縱不二並着一犯二其一一者。亦須下依二佛法一論上也。」百日苦使。」三代實錄云、貞觀十六年九月十四日己亥。撿非違使起二請五條一。略、其三。應三僧尼法服不レ用二綾羅錦綺等違レ法之色一事。按二僧尼令一云。僧尼聽レ著二木蘭靑碧皀黃及壞色衣一。餘色又綾羅錦綺並不レ得二服用一。又佛以下足履二木履一被服上錦綺。爲三魔化二比丘一。而今或檀越等。好以二綾羅錦綺及諸美麗色一。充二其布施法服一。貧者耻二不其レ及。富者競益二其華一。不レ顧二家之有無一。殊費寧知二國之損耗一。今以爲。世尊遺法付二屬國王一。國王制レ宜安二存緇侶一。而違二佛教一乖二王法一。不レ顧二其非一甚無レ謂矣。但佛弟子等無レ有二私蓄一。唯以二檀越之施一得レ爲二衣食之資一。既有二嚫施一。何不二納受一。然則違レ法之罪。尤在二施者一。夫淸二其流一者。先當レ澄二其源一。故使等思議。未レ加二糺彈一。望請頒二示天下一。曉二喩諸人一。然後若有二違レ法布施者一。不レ論二施受一。必加二科責一。」僧尼の服制、いにしへは上の如くなれど、今用ひられねば、しゐて論ずるもむやくの樣なれど、顯密の二宗を初て、念佛宗等に至るまで、綾にしきをもて、袈裟ころもにぬひ、縮線綾のうへのはかま、固文のさしぬき、その素絹といふも、いみじくうつくしき色を用ゆる。王法にそむき、佛教にたがふつみ深しとはいふも更なり。たとへ、いまの世其制なしとも、父母より受たる髮をさへそりて、天性のかざりをはぶきぬる身が、女にもまさりてうつくしうさう束するは、いと／＼あさましき事也。唯すみぞめの衣にやつれたらんが、佛のみちにかなひぬべき。さはいへど、學行未練の比丘賣僧は、頭のまろなる故をもしらで、貴服は好みぬべし。さするに、知識ともをぼゆるは、和尙の位にあがらん事をねがひ、むらさきあけの衣に金襴錦のけさをきん事を思ふは、いかにぞや。武士にははるかにおとりにける心ばへなり。

○兒の髮を生す事　源氏物語薄雲の卷云、いとうつくしげにて、まへにゐ給へるを見給ふに、おろかには思ひがたかりける人のすぐせかなとおもほす。この春より生すみぐし、あまそぎのほどにて、ゆ

ら／＼とめでたく、つらつき、まみのかほれる程など、いへばさらなり。〔割註〕按明石のひめ君なり。みをつくし三月に生れて薄くものまきは三ツになり給ふ。三歳の春髪を生せしとしるべし。」義稙公御髪置記云、應仁元年十一月云々。〔割註〕按、公文正元年に生れ、此時二歳なり。」篇中備忘鈔云、髪置二歳三歳にてあり。誕生の後日をゑらびて、ちごのかみはそる事也。今は六日たれといふが、六日にかぎらず。

○或人とふていはく、曾我の兄弟を十郎と稱し、弟を五郎といふは、いかなる故ぞとおもふに、曾我物語に、元服して繼父の稱をつぎて十郎祐成と云と云々。又筥王は父母の命に隨はず、密に時政が第にゆきて元服す。時政我が子也と稱して、即元服をくわふ。五郎時宗といふとみゆ。しかれば、兄弟の次を專らわるなるべし。又此兄弟世をしのぶものなれば證とするにたらず。後世唯其次第をまもり稱すべきものなり。

○禂の字は、何の書に出たるがふるきぞと、林祭酒の君よりとはせ給ふ。延喜式を書ぬきて奉りぬ。

○む月の初ある人きたりて、卯槌はいかやうにつくる物ぞ、屋代弘賢がうしの說に、長さ三寸方一寸にして、たてに穴をうがち、糸をつらぬきたるは、ひとの國の制にて、本朝のふるき制とはおぼへずといふに、まことに弘賢うしの說は、ひとの國の正月剛卯金刀の事にて、革帶にそへて帶するもの也。本朝のうづちは、椎の枝のまたふりに山立花うつくしうつくりて、かしらおかしうつゝみたらばよかるべし。源氏物語、枕草子に見えたりとて取出して見せぬれば、いみじうよろこびて、さてかしこくもあるかな。かゝるはかなき事までを、くまなくも心とゞめて置るゝは、いとめでたき事なりといふ。この人は源氏、枕草紙、まことにまくらにして、人にもおしへ聞ゆる人なるに、うけはりたる書にもあらず。さすがにねたく思ふらんと、押はからるゝもいとこゝちよし。常にしらでは口おしきをとはれて耻かしき事多かれど、たまさかにかゝるおかしき事も有なりけり。〔江家次第御杖條云、次テ

糸所進ニ卯槌一。御机組並縫覆敷料十兩二分。」源氏物語浮舟卷云、わか君の御まへにとて、うづちまいらせ給ふ(略)。うづちおかしう、つれ〴〵なりける人のしわざと見えたり。またぶりに山立花つくりて、つらぬきそへたるえだに、

まだふりぬ物にはあれど君がためふかき心にまつとしらなん

枕草子云、御文あけさせたまへれば、五寸ばかりなるうづち二つを、うづゑのさまにかしらつゝみなどして、山たちばな、ひかげ、山すげなど、うつくしげにかざりて御文はなし、たゞなるやうあらんやはとて御らんずれば、うづちのかしらつゝみたるちひさき紙に、

山とよむをのゝひゞきをたづぬればいはひの杖の音にぞ有ける

又云、む月十日(略)、もゝの木わかだちて、いとしもとがちにさし出たる。かたつかたは靑く、いまかたえはこくつやゝかにて、すはうのやうに見えたるに(略)、木のもとにたちて、われによき木きりていでなどこふに(略)、卯槌の木のよからんきりておろせ、こゝにめすぞなどいひて、おろしたればはしりがひとりわき、我に多くなどいふこそをかしけれ。(略)、はしりきてこふにまてなどいへば、木のもとによりてひきゆるがすに、あやふがりてさるのやうにかいつきてをるもをかし。

○源氏物語は藤式部が作なれど、まことは式部がちゝが書還し、又なにがしが筆を加へし、これが淸書せしなどいへど、共に正史實錄になき事なれば、無やくの論なり。唯式部が書とこゝろうべし。女の用意をくま〴〵まで、いとこまかにのこりなく書しは、などか男のわざなるべき。又石山の觀音にいのりて、八月十五夜の月湖にてりしをみて、物語の趣向そらにうかびたれば、御經を申しおろし、そのうらに先須磨、明石の兩卷を書たり。されば こよひは十五夜なりけりといふことは みえたりといふ。〔割註〕夕顏の卷にも此ことばあり。」最も正史實錄になければ、無やくの論なり。用ひがたし。きり壺をはじめとこゝろうべしと、加茂の眞淵が說也。實にもと覺ゆれば、筆のつゐでに書付ぬ。季吟

が湖月抄も、世俗の說によれるなるべし。眞淵が說はたくましうぞおぼゆる。

○此もの語は、物語の中にもことにめでたきものなれば、よゝの帝にもゝてはやし給し、此源氏みぬ歌よみは、口おしき事なりといひ傳へたり。されば、此ことの注抄よゝに出來て、五の車にもみちぬべし。そが中には用ひがたき說もありて、中々人の心をまどはし、かへりてさまたげなるもあり。是は唯歌よみ、又は才あるものが、萬葉集、古今集、あるは史記、漢書のひとの國のふみ、般若經など、佛の心までもかよはして見れば、附會の說の多なるべし。〔割註〕夕顏の宿を二階づくりとし、葵の卷のかみきこめたるを、紙子の事などいふは、わらはへもしりぬべきなどのあやまりなれば、中々論にも及ばず。」此書を實に解さん、公の宮殿、私の寢殿、對屋の樣、恒例臨時の公事、神事、佛事、官位昇進の次第、職掌、衣服、調度の色、體制、又延喜、天暦よりの時政、風俗をしり、さて明らかには解すべきなり。先宮殿の制をしらんに、拾芥鈔の如きにては、やみのよにわづかにほしの光を賴が如し。衣服の體制をしらんに、裝束圖式の如きにては、又しかなり。口おしき事ならずや。太陽の光に、深き谷の底山のかひまでもくまなくみるが如くには、有職の者ならでは有べからず。有職の者が深くことのはの心をたどりしらば、誠にあきらけしとはいふべきなり。さいへば、わが事のやうなれど、まろはいまだことのはの心をしらず。されど、中々の歌よみはなをこそ覺束なけれ。

○沉をたく事、いにしへも有。御即位に蘭奢待をたくの類なり。されど、源氏物語などに、香といふはたきもの也。此頃は、もはら是を用ひしとみえたり。是を入る小さき壺を香壺といふ。香壺を入るは、こを香壺のはこといふ。後のよに香合と云物も、まことは香壺の轉語なるべし。合は何にてもせよ、ふた有物の數に一合、二合とはいへど、香合といふて、香筥の事にも成べからず。又薫物をたくあとにて沉をたくべからずと、室町の世の書に見えたり。

○上にもいひしごと、むかしは男も女も、香とてたき物を衣にもあふぎたゝむ、かみやうの物にもしめ

置、そらたきものにもせしなれば、侍從黑方〔割註〕此二くさは、承和の帝の御いましめにて、男子に不傳といふ。」梅花、荷葉、落葉、拾遺、補闕、薫衣香など、さま〴〵の法あり。さるに、足利の頃は、女は薫物を用ひぬれど、男は沉をたくべしといへり。今は匂ひ袋を用ゆ。管便にしたがふ成べし。是室まちの末にはみえたり。

○馬の毛に青といふ名あり。黑の毛をいふ。いつの頃より、いかなる故にか、ことの外の誤なり。月毛をいふが本儀なるべし。む月七日の白馬の節會を、あを馬のせち會といふ。白きが中には青の色をおびたれば、かの黑きいろに、いかでか青色のかよひて見ゆべき。鹿を馬といふに、おさ〳〵にたりけり。

○ふるき物語に、組打しとき草摺をたゝみあげ、柄もこぶしも、とふれ〳〵と突たりけると書たるにて、合口とは能しられけり。鍔有ては、此ことはあたらず。こゝろを用ひて見るときは、この一ことにて、つばのなき事しらるれば、實に書はこゝろを用て見るべきもの也。

○馬手刺はふるくはなし。是は腰刀長くなりて、鍔もそひぬれば、敵と組で拔かんとする物の具にさわりてぬけがたし。からうじてぬきても、長ければさしにくし。よりて馬手刺は出來にけるなり。むかしの八九寸のこし刀にてつばもなくば、別に馬手刺用ゆるに及ばず。又軍旅には、太刀は小太刀に長太刀二ふりもはく事も有なり。又大兵に小兵のもの組打ならざる事もなし。たとへ組しかるゝとも、氣早く刀をぬきてさしたらんには、必勝利を得べし。組しきておさへてくびをかゝんとせば、力の强弱によるべし。又大兵のもの小兵のものとくまんに、かひつかみてなぐるまではなくとも、取ておさへもせず、きたなくこしの刀のぬかるべきか。われもとより小兵なれど、なをくみ打の勝負もすべしとはおもふなり。

○或人きたりて、日光御參詣の時、みづからも主の供して參りぬべきが、こし刀はいかゞすべき。長き

刀は鬼丸の製か、基はたいらでよき成べしと思ふなどいふに、誠に面白き事也。打刀はいかにも革也がよかるべし。腰刀は革にてもいとにても、柄をまくが軍旅の製なり。さて制なり。さて馬具は鏡鞍鏡鐙などの類あれど、こと更につくるにはひまいりぬべし。尻懸は紅の布の厚總、又は辻ふさなるべし。〔割註〕色は淺黃山吹などもよし。」手綱は布にて、楝緂、紺緂のたぐひはるひも同じだんにて、二重はるひくらの前輪にてむすぶべし。さてあをりはかけぬがよけれど、いまはかけてはすまじとみゆれば、二重のはるひをはしの下にて取ちがへたらば、あをりの外よりかけて、切付の穴へ通しむすぶがよきなり。切付はつゞらにて有べしなど、いろ〳〵物語しぬれば、いみじうよろこびて歸りぬ。

○衣を六位もきるかととひぬれば、などかきぬ事のあしかるべきぞとおもへど、證據なくてはと思ひて、雅亮布衣記など書ぬきてみせにき。

○檳榔毛の車は、檳榔の葉をこまかにさきて ふくなり。西宮記云、檳榔毛。太上天皇已下四位已上通用。非參議不レ立レ榻。〔割註〕近代無二乘用之人一。」餝鈔云、檳榔廂。保延二三四大殿春日詣。直衣冠檳榔。（有二半蔀廂一）桃華蘂葉云、檳榔庇（有庇）。太閤之時乘レ之。此車知足院殿長承頃始而廻レ意巧令レ造給。眉ハ常ノ眉ノ角入タル也。凡家太政大臣之時或用レ之。眉如二唐棟一故是ヲモ號二尼眉一云々。」是は信川松代よりとひきたりて書ぬきてやりしなり。凡車の事は、我輿車類聚にくわし。

○茶は佛家に多く用ひたる物なるべし。嵯峨の帝に獻り初しも僧なり。季御讀經にひく事もあればなり。日本後紀云、弘仁六年四月癸亥。幸二近江國滋賀韓崎一。便過二崇福寺一。大僧都永忠護命法師等率二衆僧一奉二迎門外一。皇帝降レ輿升レ堂禮レ佛。更過二梵釋寺一。停レ輿賦レ詩。皇太弟及群臣奉和者衆。大僧都永忠手自煎レ茶奉御。施二御被一。これ本朝の書にみえし初なり。されば茶は煎じて、そのしるを飲事なるに、中頃より挽茶とて粉にして湯に和して飲事にはなりぬ。鎌倉の頃よりぞやうやくもてはやされ、元弘の頃は、はや茶の會とて思ふどちあつまりて、あるじみづからたてゝかたみに飲かはし、室

町のよにいたり、東山殿よりぞやゝ其式そなはり、元亀、天正の比、紹鷗、宗易等が出て流々などもわかりにけん。されば季御讀經をのぞきては、公の儀式にも、私の禮にも茶を用ゆる事なし。是は鎌倉右大臣を初めて、禪門にこゝろを傾しより、茶を立居に付てのみ侍る事には成にけん。室町の書には茶の宮仕の法見えたり。

○貝原篤信が和事始に、茶湯とていときたなげなる古もの、ふる反古を愛して、千貫萬貫にかふ、是まことに何の爲ぞ、凶年飢歳に逢て、是を以寒士貧民を救ふといへ共、一掬の米にしかざるべし。兵役軍陣に望て、是をもつて敵をふせぐに、一矢の用に代べからず。暴病沉痾に是を煎じて服する共、命を救ふべかず。然則、用ゆる處何事ぞや。名高き劍、故有武具抔は、武道の威光にもなる事なれば、有こそめでたけれ。それさへおまりに玩べば、武道の本意をうしなふべし。しらぬ昔のふる反古、いつのよに何にけがれたるともしれぬ茶わん、茶壺に、若干の黄金をつひやし求るは、無益といふもさらなりといへるは、誠にむべなり。我つく〴〵と思ふに、此茶湯といふは、身をおさむる爲にも、國を治る道にもあらじ、文にもあらじ、武にもあらじ、只世をのがれしものゝ、つれ〴〵のせんかたなさに、ひとへに飲食をむさぼるも口おしけれ。かゝる事をおもひよりて、修行鍛錬すると名、つれづれをなぐさめ飲食をする成べし。されど、是をも能用ゆるときは、家をとゝのへ國もおさむるはしともならんか。先ふるくけがらはしくきたなげなる物を用ゆるは、おこりを(以下缺字)所以と思ひ、奇物まがれる物を用ゆるは、腹黒くねぢけたる人をもきらはず用ゆる所以と思ひ、自分茶をたて陪膳するは、賢人になれ、心隔てず、道をろんじ、政理をだんじ、諫をきかん所以と思ひ、酒に長ぜず、絲竹の興をなさぬは、色をいましめ、其身を堅固ならしむ所以とおもひ、流々もなく、傳授口決もなくて、調度雜用に黄金を費やさずは、有ても害なきもの成べきに、東山殿のたはれごゝろより、能阿彌、相阿彌、是につぎ紹鷗、利休等が出しより、いよ〳〵奇物を翫び、けがれたる古物を尊び、直き

はすてゝまがれるを好み、國の費をいとわず、禮をいやしうして道を論ぜず、諫を聞ず、是を學ぶに文武の道をおこたらしめ、奢をおこすの中だちとなれば、中々なきにはしかぬ道とは成にける。されど群飲佚遊にうつし心をうしなひて、月日を送らんにはまさりぬべきか。

○源平盛衰記に、與一が裝束に高角反たる甲と云事あり。反たるにはあらず。打たる也。かんなにてうの字をその字にあやまりしか、片かなにてウとソとあやまりしか、さて後文字にてかきたれば、ことの外のあやまりとは成にける。高角は本より反たるものなれば、別に反たるといふに及べからず。是は論ずるまでもなき事なれど、安齋の翁を初て反たると心得たれば、筆の序にかきたるなり。

○松浦靜山侯の御とひに、かの白拍子に仲國が小督の局を尋る曲を再興あり。其仲國が衣服、說々あるをいかに思ふぞと云おこせ給ふに、彈正少弼仲國宿侍せしをめして仰事給はり、寮の御馬にのり、馬部吉上を召具して、さが野に趣きたれば、宿衣必定なり。盛衰記に、かり衣とあれど、なんぞ宿直に狩衣を用意して着かへてんや。又自の僕從もなし、家にかへりしともみえず、盛衰記誤としるべしとて、尋常の衣冠にて、彈正にてあれば花やかならぬ衣に、黃なるひとへ、青鈍の奴袴などなるべし。むちはぬりむち半靴にて、馬具はうつしの具にてあるべしとこたへ奉りき。長門本平家物語には、藏人と見えしかとおぼへ侍れど、この書いま藏書になければ、さだかに聞へ奉らじと書しるして、使のあくびのまたいでこぬほどにやりぬ。

○高智侍從の君より、父君に後花園院は後崇光院貞成親王の御子なる。紹運錄に、後小松院第二皇子として、稱光院の御讓をうけさせ給ふと云たるは誤なる歟ととひ給ふに、皇年代記に、後花園院は後小松院第二皇子、實は後崇光院の御子とみゆれば、後小松院の御養にならせ給ふて御即位有りしなりと答させ奉りぬ。

○八月二日溫故堂に行ぬ。撿挍保己一は去年の秋はかなく成て、いまは次郞とてまだわかきがあとをつ

ぎて、柳營の仰ごとをも承り仕へまつるなりけり。屋代弘賢のうしもきたりてあひぬ。まろがいはく、直衣の冬は白の表に紫の裏つくる事になりたるは、いつの頃よりかとゝはる。弘賢のいはく、直衣はもとより雜袍といへば、當色已下の色を用ゆる事なるに、中頃より櫻の外は用ひぬ樣なれど、北山行幸記に、わが君紅梅の御直衣を着給ひし事のあれば、足利の頃までは、玉さかにはこと色を用ひし事有としるべし。今も英雄の人異色を用ひたらんに、誰かはとがめんといへば、又夏の直衣に二藍縹に限れるも、いづれの頃よりかと問ふに、夏は直衣にもかぎらず、多く二藍縹を用ゆる事なれば、上れるよにも是を用ひし也と答ふ。

○又とふ、二重折といふはいかやうなるものぞと、是は六角の折にて臺を二重にしたる也。當流にては二重臺ともいへり。又二重姫折二重と許もいひて、くひ料にはあらで、祝のとき備物などに用ゆるなりといへば、又禁中にても用ゆる歟と問ふ。禁中に用ひし事はみえず。また武家のものにて、室町の書には多く見えたりと答ふ。

○又次郎がとふに、風折ゑぼし常は將軍家右折を用ひ、諸家左折を用ゆ。陣中にては將軍家左折、諸家右折を用ゆると見えたりといふ。まろがいわく、さる事見及び侍らず。たゞし盛衰記に、ゑぼしおりが左折を賴朝卿に奉り、右折を陪從の士に遣したると見えしを證とせらるゝや。それはまさしく陣中の事にもあらずといへば、盛衰記の外の書にもみえじ。武家名目に抄錄せし抔いふが、いかなる書とも聞へず、又とひきわめもせず云さしてやみぬ。

○朝拜の禮は、孝德天皇の御宇に初り、文武の御宇に、蕃客列に加り幢幡をたて、大寶に禮服を着、聖武御宇に冕服を服御し給ひ、其禮大に備りし也。是は國史にもみえ、又類聚儀式にもくわしく書たれど、筆の序に又書たり。

○禮服はひとへに唐土の服とおもへど、左にあらず。神代に裳衣袴履等あり。冠に玉をかざる事もあ

り。玉を佩る事も有けり。しかるに、なまさかしき人が、冠は推古御宇に初りしなど思ふおろかなる事なり。

○官當一品已下三位已上以二一官一當二徒三年一。五位已上以二一官一當二徒二年一。六位已下以二一官一當二徒一年一是也。

免所居官　先解二退所レ居之一官一。

免官　先解二退所居之官位勳位一。

除名　官位勳位悉除。課役從二本色一。

○雛遊を六かしげに論ずれど、いまのよ女子がねゝ様事とて、少さき男女のかたち調度などつくりて、賓主の禮を厚うし、くさ〳〵の饗饌を供し、また父母に仕へ子をうつくしみなどする、則是ひゐなあそびなり。若紫に、少納言が十にあまりたる人のとひしも、能その世にあへり、ねゝ様事など、かゝる拙きことのはは引直すべきものなり。

○東は夷なりと都人がおとしめぬる。いと片はらいたけれど、誠にかみよの夷の風ものこりける。そが中に文盲なる事ぞ口おしきなり。東叡山に向ひたるみちのひろさは、唐土にもかゝる大路は有まじと思ふみち小路といふ。餘りにひろければ、かみに廣の字をそへてよぶ。廣小〔路脱カ〕といふは、いとめづらかなる熟字なり。ことにや、よゝの幕府の宗廟をまもりて、一品法親正天台貫首の君のおはします御山に向ひ、天が下しろしめし武家の棟梁たる柳營のまうでさせ給ふみちを、小路とは何事ぞや。又執政の任を初て、職名も鎌倉室町家にたぐへても甚拙し。先執政の任をかまくらにては執權といふ。足利の初は執事といふ。三代以來管領といふ。今の世には老中と云。老はもとより尊稱なれど、執政の職名にはならず。又禪家は長老などいふ號あれば、坊主けたちておぼゆ。次にはわかき年寄抔、誠にめづらかなる名なり。から様の事を都人がこゝろへておとしめいふ。いと〳〵口おし。されど海のいろ

くづ、山の木の葉までも、大八洲のうちに御めぐみにかゝらぬものなく、執政の職も名はともあれ、よく其任をつとめさせ給ふて、四の海しづかにおさまれるよのめでたきは、上代にも更にかゝるためしなし。藤氏の大臣達の親族の好みを忘れ、權をあらそひ、朝廷を蔑如にし給ひしとはいかにぞや、ともに論ずべからずなどいひかへせば、なを東夷がまけじ心の口ごはさよなどわらふ。いとにくし。

○やよひの御遊の事書たるを見てきこへける。冠直衣といふは、中頃よりは相聞へ申候へ共、直衣には冠相用ひ候事にて、烏帽子を用ひ候は、格別高貴の人の作法に御座候。今度兩上樣御烏帽子を御用御座候は、格段の御事と奉レ存候。其意味少し御書加有レ之候ても可レ然哉。源氏花の宴に、皆人はうへの衣なるにあざれたる皇親姿とて、直衣、布袴、着用の類よりも、なをめでたき御ひかりと愚案に奉レ存候。畢竟直衣と申候へば、冠にて、中頃ゑぼし着用事出來せしより、ゑぼし直衣と申名目も見え候。それに對して冠直衣ともとなへ候と奉レ存候。

當時烏帽子直衣、大臣の外第一の納言に限着用有レ之候。

○鬢幅　江家次第諸家子元服條云。次左右令レ梳卷ニ本結一。以レ梳曳ニ鬢幅ニ。」又云、次以レ櫛曳ニ邊幅一。」雅亮裝束抄云、みゝのうしろの髮を、耳のうしろかくるゝほどに、びんふくをふくらかにけうらにひきてみゝをかくすべし。

○鬢頰(割註)二樣有之候。常のみづらとさげみづらとにて御座候。さげみづらには村濃の元結相用申とおぼへ申候。」江家次第二孟旬儀云、幼主時垂ニ鬢頰一闕腋袍。」源氏物語桐壺卷云、みづらゆひ給へるつらつき。」又みをつくしの卷云、みづらゆひて紫すそごの元ゆひ。」雅亮裝束抄云、みづらをゆふ事(略)。」又云、とのゐさうぞくにはさげみづらとてゆふ也(略)。

○靑山信濃守が問　白帷着用の事、公邊の御定承知仕度候。

答。寶永六年七月五日、加賀守殿御渡被レ成候御書付、當春より熨斗目着候分、七夕八朔白帷子着

用可レ仕候。尤熨斗目着用不レ仕分は白帷子着用候。

帷子本式の色目は何にて候哉の事。

帷子の色は、七夕八朔にかぎらず。白を本式に用候旨、舊記に相見候へ共、當時白は七夕八朔に限るゆへ、花色を式に相用可レ然候。

○熨斗目の腰をこと色にして、筋格子など織たるは、いかなる故ぞととふに、是は段の物の小袖の遺風抔と普通にいへど、昔は素襖を多くきれば、小袖はすはうのもゝだちよりみゆる計なり。さるによりて、こしを様々にうつくしうしたる也けり。いまのしめ是より起るとしるべし。もとよりだんの物の遺風といふてもよし、又無地なるよりは、すこし古風なりけり。

○泰賢の君のとひ　中務有某上功徳宜レ加ニ崇爵一。式旌殊可レ依ニ前件一。主者施行。右主者指レ誰乎。

主者ハ猶有司ト云ガ如クト奉レ存候。畢竟此段詔旨ニ御座候得バ、執リ行ヘト廣ク見候間宜ト奉レ存候。」

年　月　日

中務卿已下輔　宣

奉

行

已上內記認之乎

如ニ御本文一御座候。」

大納言

中納言等言

制書如レ右請奉シテ

制、附レ外施行謹言
朱點ノ意味乎
御朱點ノ意ニ相違無ニ御座ニ候。杜史抄ノ訓如レ墨御座候。」
年　月　日
制、可、
二字勅書乎
可之一字と奉レ存候。」
月、日、辰、時、
月日辰時　　大外記官位姓名奉
此四字何故ゾ
月日辰時古來如レ是御座候。辰時一字ニテトキト訓申候。」
已上外記認レ之乎
御本文之通りに御座候。」
左中辨名
關白位朝臣
太政大臣〔割註〕朱關一ノ所多關ノ字アリ、降柳營ノ位記者頗異レ他乎。」
左右內大臣位朝臣〔割註〕矢張關ノ字有レ之候、落字いたし差上候哉柳營ノ御位記モ異ナルコト無ニ御座ニ候。」
式部卿輔位姓名
參議位姓名
告某人
制書如レ右，符到奉行

符ト云則制書之外別有レ符乎。
奉行之字對レ誰而言リ
此位記ノ外、別ニ官符有之、其官符ヲ以テ諸司ニ告知ラセ、位田口下ノ事ヲ奉行セヨトノコトト奉レ存候。則式部ノ官人ニ對シテ之事ニ御座候。當時ハ官符ノ事ハ無レ之ト奉レ存候。」

式部權少輔
大錄
少錄

已上三行闕官乎

公式令詔書式ニハ、大輔少輔ニ至ル迄、中務ノ字ヲ加ヘ、勅書式ニハ、大輔已下ノ字ヲ略ス。義解詔書ト勅書ニ輕重ノ差別ナリト見エ候。是ヲ以テ按ハ、此所ニ至テ覆奏スルコトモナケレバ略シタル事ト奉レ存候。」

位記ノ事、令、内裏式等ヲ以テ案、上卿奉レ勅。令内記書レ之。參議已上或内侍奏レ之。〔割註〕當今之赴附ニ藏人一歟。」御畫日訖。參議一人召ニ中務輔一人ニ賜レ之。中務省以下有ニ御畫日一書爲レ案。更寫ニ一通ニ印署。〔割註〕印書ハ則位記中三ケ所ノ印章ヲ云歟。」送ニ太政官一。大納言覆奏書レ可訖。留爲レ案。又寫ニ一通ニ施行。

依レ有。初令ニ内記ニ書。則所レ謂中務以下叙人之德行。於ニ中務省一可ニ勘定一之書。未レ賜ニ中務省一以前。内記既書レ之乎。

延喜内記式ニ、執ニ硯紙筥ニ昇ニ殿上ニ書ニ位記ニト見エ候得バ、於ニ殿上ニ書事ト奉レ存候。但臨時ノ位記、中納言以上奉ニ勅使一於ニ宣陽殿及陣邊一令レ書云々。然レバ、今度御大禮ハ臨時ノ叙位ニ御坐候得バ、宣陽殿ハ當時無レ之候ニ付、陣ノ邊ニテ書候テ式ニ協ヒ可レ申奉レ存候。扨其草ヲ中務省送リ

候式ニ見エ申候。」
所ニ御畫日ニ之制書、至ニ中務少輔姓名行ニ而已乎。已下納言之列名。御畫レ日訖送ニ太政官ニ。大外記書レ之乎。

如ニ御本大文納言之列名以下大外記ノ所レ書御座候。」

所レ謂御畫レ日者。譬文政五年二月六日之書ニ六日ニ歟。
蓋或押ニ印章於年號之上ニ歟。

文政五年二月　日

如レ此有レ之處ヘ六字之字ヲ御畫ニテ御座候。」

制附外施行謹言

年號月日

制
可

月日辰時中務

大録
少録
少録

又

年號月日

如レ是位記ノ寫ニ相見エ申候。」

依レ令、太政官中内ニ大臣ニ至ニ納言ニ。一ニ列可ニ位署ニ。而有ニ請奉制之文ニ。今所ニ施行ニ位記納言別在レ上。記ニ年月日ニ在ニ制可之字ニ。或與レ古例違歟。

内記位記式如ニ當時一ニ御座候。據レ式日事ト奉レ存候。」

納言覆奏而畫レ可、則大臣列名之前歟。蓋大臣位署之後無ニ奏覽事一如何。

如ニ御本文一奉レ存候。」

大中辨雖レ有下署ニ文案一之事上。今大外記之次署ニ辨姓名一何故ゾ。蓋以下式部少錄年月迄辨書レ之乎。然則書レ可之後歟。

大外記ノ傍ニ、辨姓名ヲ記シ候ハ、辨檢察ヲ加ヘタルシルシト奉レ存候。辨書寫致候事ハ無レ之候。

○宣旨　蓋所レ經ニ中務太政官等一事。可レ均ニ位記一。而獨署下上卿與ニ外記一而已上如何。

中務太政官ニカヽワラズ、上卿着ニ仗座一タルトキ、職事來テ仰ノ詞ヲ仰ス。上卿外記ヲ召テ仰レ詞。外記之ヲ奉テ宣旨ヲ造リ、本家ニ告候事ニ御座候。」

ロ宣案、達ニ柳營一歟否。

陣宣下ニテ、上卿直ニ外ニ仰セ候故、ロ宣ニ及ビ不レ申。但叙位之方ハ消息宣下ニ御座候得バ、定テロ宣ヲ以テ位記ヲ造候事ト奉レ存候。コノロ宣ヲ柳營ニ參リ候事承不レ申候。」

牛車宣旨、所辨傳宣修理、奉所、上卿宣奉敕、外記奉、有二通其別如何。

外記ト史ト宣旨兩通、之レヲ兩宣旨ト唱ヘ申事ニ依テ兩宣旨、但其故ヲ不レ存候流例ト奉レ存候。

○告使と申は、關東御任官に限たる役に候哉。内裏にても有レ之儀に候哉。

關東に限り可レ申候。則小舍人にて昇進之事を、本家に告候にて御座候。此事當御代に始り候哉。

高倉家相尋申候處、如レ左之由答有レ之候。尙又廣橋殿えも相伺候。一位殿御答は、今少已前より有レ之哉と御物語有レ之候。管見未ニ分明一に無レ之候。

○御大禮之節、御袍の下に緋を召、一入花やかにも爲レ見候由風聞候。下襲に緋を被レ召たるなど申者も在レ之。定て御單之袖裏より見透たるにて可レ有レ之哉と相考候。此事如何。

如ニ御勘考一。御單之袖に御座候。御下重は矢張つゝじにて御座候。表は白の臥蝶の遠文、うら菱の遠文、御衣は御着用無ニ御座一候。

高倉家御衣文之儀は、其形計にて、實は從ニ後房一着御にて被レ爲レ出たるにて可レ有レ之いかゞ。

如ニ御本文一。御内々にて御衣掛之御小姓衆奉レ爲レ着出御。高倉家は御袖之邊に手を被レ添候よし承及候。

御袍遠大紋に改候由、文柄は何之文に候哉。且是迄はいかゞ御袍紋に候哉。

丁子唐草にて御座候。則御紋樣うつし奉ニ差上一候。

内府樣御袍如何。

御文は是迄之通、並通に丁子唐草に葵御紋入に御座候。

御簾中樣御唱いかゞ。

矢張御簾中樣と相唱候事と相見え候。未何之仰渡も無レ之候。此事實は御評議も有と、京都へも御問合有レ之候得共、京都にては皆姫君之名を稱し、何君と申候得ば的例無レ之。又堂上方も別段面白キ考も無レ之と相見え申候。

○あし手といふは、ちらし書の名にて、澤邊のあしの生茂りなびきたる樣に書たる也。水手といふは、行水のすがたに横ざまにちらしたるなり。いまのよの木立たていし、藤花樣、落花樣なども、このあし手、水手よりや思ひよりけん。さてこの手といふ訓は、あしの樣、みづの樣といふ事にて、後のさまをうしろ手などいふにおなじこゝろなりけり。

○更衣之日着ニ白重一事　雅亮裝束抄云、四月一日しらがさねとて、しろきうすものをはんぴしたがさねにきる。しろき張ひとへ、しろきあせとりをきる也。かむだちめ殿上人、五位六位外記史きる也。ゐふはきず。かむ達めも無紋なり。かとりといふものをうるはしくきるなり。十月一日もきる。ねり

たるきぬさや〳〵とはりたるなり。したがさねにうらあり。」餝抄云、但更衣之日、不レ論ニ老少一。皆所用也。」

右白重更衣之日は、貴賤老少用候故、古歌にもよくみへ申候。半臂、下襲、衣、單等白練を用ひ、袍は尋常の通にて宜候。練は無文のうす絹の事に候。但衣がへの一日にかぎり候は、中頃の説にて、ふるくは夏は用ひ候歟。清少納言が草子に、すさまじきものに、八月の白かさねといふ事みへ申候。是は八月頃の少し風ひやゝかに成たるに、白かさねは時過て似つかはしからずみえ候と申事に候。是にて被ニ仰越一候歌の心よくわかり可レ申候。又宿老人又冬も着用の例有レ之候へ共、此條に預からざる事故不レ申候。

○淨衣

上皇將軍已下下賤之神官も被ニ着用一候事、白布粉張如ニ狩衣一に今少し短に裁縫致し宜候。肩一寸縫こし、はた袖はおく袖より一寸おとし、袖括こめくゝり白生の絲、まる組、〔割註〕又白生の絹五分許にたゝみさし括にするとも云。

袴上に同じ。常の狩袴の如くたち縫べし。

六幅にて裾くゝりなり。

すそをひねらず、たち切たる儘の事に候哉。

如レ仰ひねらずたち切たる儘にて候。但はづれざるやうにのりにて留候が宜候。

白生のよつくみ、是は白絲の打ひもに候や。

如レ仰白生の絲四ツ打にてよろしく候。

露ばかり入なり、此段不レ解。

是は裝束雜事抄の文にて、むかしはこめくゝりにしたるを、今は略して先に許付候を、露許と書た

るにて御座候。今も本式のこめぐくりにいたし候方宜候。」
袴、さしぬきとは仕立違候哉。
指貫の如く裾にくゝりを入候。前後六幅にてよろしく御座候。
右之外中啓持候哉、小サ刀相用候哉。
如レ御申啓小サ刀等相用可レ申候。
○手綱之事染様に高下之差別有之候哉。地は布本式に候哉。
公卿は蘇芳絞。殿上人四位五位棟絞。六位は紺絞を用る之由所見候。武家にては染様之高下之制は無レ之候。絞染、取染、引兩、豹文、梅絞抔通じて用ひ候。地は堂上にては平絹をも用候。武家は布に限候。
當時用候紫縮緬之手綱は、古實に叶候哉之事。
縮緬は古へ無レ之故、論ずる迄も無レ之候。惣紫は略儀に相當候。式定と心得押なべて用ひ候は僻事に候。紫絞染候はゞ聊か増に可レ有レ之候。
軍陣之手綱も布を用ひ候哉。
軍陣も尤布にて候。常は七尺五寸。軍陣は八尺をよりて用る由、舊記所見候。又二筋をより合、或はくさりを入たる事も及レ見候。
○鞍覆は敷皮に用る故、毛皮を本式とする由及レ見候。彌其通り候哉。織物抔をも用候哉之事。
鞍覆を敷皮に用事、未レ所見レ候。毛皮を本式とすると云說も覺束なし。延喜彈正〻(左馬寮歟)式に曰、凡行幸御馬鞍杷深紫綾一條。(二幅長八尺)、又彈正式曰、凡大臣已上覆鞍者用〻淺紫〻。參議已上深緋。諸王五位以上緣色。諸臣黄色。六位已上不レ得レ用レ之、と見ゆれば、上りたる世には綾絹をもて作れるなり。扨後の世に、豹虎の皮、鹿の皮の滑革抔を用ゆれば、武家にては毛皮滑革を用

ひ、公家は綾平絹を本式とすと心ゆべし。又透鞍覆と云は、顯文紗もてつくるをいふ。又足利の比、毛氈の鞍覆を殊の外に賞みて、ゆるしなければ用ひしれぬ事なりきかし。

○弓之握を卷事　白木の弓は、中之三卷は間を明て卷、拵弓は間を明けず卷事、古への法なるに、今は白木の弓も、たやすくすき握をば被レ用ぬとぞ。何某とやらん歟、平澤英信に握卷てとこひぬれば、古へのごとく、中の三卷をば間を明けて卷て取せぬれば、こはなぞかくは卷し。すき握は、公の四隅の射手にあらねば被レ用ぬ物をと云ひけるとぞ。げに、今はたやすく被レ用ねば、かくいふもことはりなれば、平澤がまきしもあやまりにはあらじ。過にし頃、藤井要右衛門のうしが、はまの御どのの御弓場にてこゝろみかけられし時、すき握に一具、韘の右韘を用ひられぬれば、奉行の君よりいかなる事にてかゝる物を用るぞと詰させ給ひぬれば、まろが家より弓禮の免許をえて用ひぬるとこたへられしとぞ。すき握は、四隅の射手に限らば限てもありなん。一具韘をいましめたらましかば、何をさしてか、たがひにはむかはん、いとおこがましき制度なりかし。

○又泥障を敷皮に用ゆる事ありやと問ふに、是はよのつねの事にはあらじ。大和物語に見えしも、源氏物語にみえしも、山中のたづきなきところ、或は草のはらなどにての事なり。さてこのあふりは、延喜式、倭名抄等にみえて、古くもあれども、專用ゆるは公家の事なり。武家にて用ゆるは、ことなる晴又隨兵などに好事に用ゆ。〔割註〕東鑑、相國寺堂供養記等に見ゆ。」戰場にも、狩場にも、犬笠掛にも用ゆる事なし。〔割註〕足利のよには鐙摺に云物を用ひし事あり。」又あふりの益なき事は、水を渡るに必あしゝ、あたらしきなどは、よろひきてはましてのりたるこゝちもあしきなるべし。まへに公家にてもはら用ゆと書ぬれど、まことは唐くらには屧脊許にてあふりはなし。うつしくらにもさゝず。御幸鞍已下にさすとみえたり。

あふりを敷事、大和物がたりに云、いとおかしげなりければ、ぬすみてかきいだきて、馬にうちのせ

てにげていにけり。いとあさましうおそろしう思ひけり。日くれて立田山にやどりぬ。草の中にあふりをときしきてふせり。」源氏物語浮舟卷云、山がつのかきねのおどろむぐらのかげに、あふりといふ物を敷きておろしたてまつる。

○いまよの中に、海老鞘卷と云ことのあり。つかさやゑびのどうに似て、きざみあかきうるしもてぬり、しろかねにてゑびの尾に似せて金具をつけたり。義家朝臣の御物に有けるとぞいふ。又此あそんの御物とて圖も流布したり。おもふに、此御物何方に傳來せしといふ事さだかならず。ゑびさやまきの名は、酌丼記に見えぬれど、いか樣にこしらへぬると云事もなし。さきのよの學者、これをあながちに信じぬれど、まろはうけひかず。いかにとなれば、ふるき畫にも文にもかゝる製は未所見せず。古物も見ず。たゞふべき物だになし。又海老さやまきの名もきざみにてさへあれば、ゑびのとふによそへるゝゆへ、金具をゑびの尾に似せず。又墨染にてもなをゑびさやまきといひて可なるべし。よし、この物じつに義家あそんの物にもせよ、あながちにことやうなれば、ふるきをたづねて、いまにまなびつべき樣には用ひがたきとしるべし。凡てさやまきの製、上りたるよにつゞらさやまきときこへしは、長さは五六寸計なるを、うるしもてうるはしくぬる事などはなくて、たゞ柄さやをゑりけづりて、二枚をあはせてつゞらもてまきたるなるべし。又弘仁六年十月壬戌、勅ありて親王内親王女御及三位已上の嫡妻並子、蘇芳色象牙の刀子を聽すと見えしは、象牙もて柄さやを作りしなるべし。又同じき條に、五位已上飾刀をゆるす。六位已下金銀をもてかざれる刀子を用ゆと見えたり。されど、かゝる上よの事も、いまに學ぶにたらず。又ゑふならひとは、五寸已上の刀を用ゆる事を得ず、と延喜式にみえたり。世やゝくだりて、常になをしとのゐすがたにて、もてかくしてさしさぶらひなどは、太刀に刀をさしそふるよになりてや、さまぐ\の製も出來にけん。〔割註〕武家もむかしは太刀に刀を帶るは遠所に行賕、あるは狩場夜行などの時とみえたり。ひるは太刀をば從者にもたせ、從者を

ばぐせぬものか、しかも川心の時は太弓に刀をさしたりとみゆ。」されば、劍にはかけていはんもかしこけれ。公に草なぎのつるぎを初て、くさ〴〵の名劍あり。令式已下に製作の法もあれど、刀にはたゞ弘仁の制のみなり。なにをもて公家方の刀の製としつべきもなけれど、小大君が家集にみえたる、蒔繪のさやに沉地柄をさしたるなどをや、先公家方の製ともすべし。くろさやまき、白さやまき、赤木柄などや、源平の武士どもが用ひにけん。銀作は建武の頃流布せしとみゆ。足利のよになりてや、誠に花美を好みつくりにけん。金作梅花皮さやを禁じたり。又御物つくりとて、將軍家の用ひ給ひしは、柄はさめさやはなし。地かな具、赤銅目貫はつぶきり金やき付とか、普光院殿富士御覽にさゝせ給ひしは、くりかた二疋獅子、帶かねは一疋獅子、さやはきり金と靑貝の石だゝみなりしとぞ。刺刀なれば上れるよには、五六寸計も有しを、やゝ長くなり八九寸一尺あまりになれり。足利のよには、一尺八寸計なるもありしとぞ。〔割註〕貞親教訓書にみゆ。建武の頃、太刀はやりしと見ゆれば、はやこのころより一尺二三寸は有にけん。足利のよになりて、いよ〳〵太刀を好み、一尺七八寸にもいたりにけれど、なをこゝろあるものは八九寸のを用ひしとか。」その一尺七八寸もあるは、またく打刀をかねん料なるべし。されど、誠のさすかには八九寸を、むかしも今もよしとすべし。是は組打にやす〳〵拔んがためなりけり。

○香取神寶の黑漆箙も異樣なり。海老さやまきよりはまされるこゝちすれど、一種の古物と心得べき也。

○伊勢家傳來の逆つら箙は、誠のさかつらにはあらじ。又古樣ともおもほへず。海老さやまきのたぐひ成べし。

○根合とはいかなる事ぞととふに、是は榮花物語に、あやめの根をあはせし事あれば、その事なるべし。左右にかたわきて判者をさだめ、かちまけをあらそふなり。歌合、艶書合、扇合、花合、前栽合

などのたぐひいと多かるべし。

○いまのよ金的と名付て、金の紙にてはりたるちいさき的を神社に奉る事あり。もと射揚的とて、草鹿丸など射て、さてこのまとを射揚にいる事なるに、いまは神社にいてあぐる事ぞとこゝろへぬるはひが事なれど、兎にも角にも、むかしにみえぬ事なれば、論じても益なき成べし。

○鹵簿　宮衛令云、凡鹵簿内不レ得ニ横入一。〔割註〕謂鹵簿者鹵楯也。簿文籍也。言簿列楯鹵口爲ニ部隊一也、横入者截レ陳以横入也。」北山抄大甞御禊云、先兩三日長官奏ニ鹵簿圖一。〔割註〕前後次官各作レ之。先一日次官參ニ藏人所一返給。」江家次第大甞御禊云、次鹵簿次第行列至ニ京極一。」康熙字典云、鹵簿。漢官儀。天子車駕次第謂ニ之鹵簿一。兵衛以ニ甲盾一居レ外爲ニ前導一。皆著ニ之簿一。故曰ニ鹵簿一。又通レ櫓。大盾也。前漢項籍傳。流血漂レ鹵。註鹵盾也。左思吳都賦。干鹵殳鋋。

○硯に文字かく事を嫌ふ事、源氏はし姫の巻に、姫君御硯をやをら引よせて、手習のやうにかきまぜ給ふを、これに書き給へ、すゞりにはかきつけざるなりとて、かみたてまつり給へば、はぢらひて書き給ふ。いかでかくすだちけるぞと思ふにもうき水鳥のちぎりをぞしる。よからねど、そのをりはあはれなりけり。

○襖（位襖）　襖はわきあけ衣の名なり。袍は縫腋の衣の名なり。袍襖の二字をもて、有襴無襴を明らかにする也。いかにとなれば、續日本紀云、寶龜元年九月壬戌。令旨。又先着ニ袍衣一。以レ匹爲レ限。天下服用。不レ問ニ狭窄一。比來。任レ意競ニ好寛大一。至ニ于裁レ袍更加ニ半匹一。袍襖亦齊。不レ辨ニ表裏一。習而成レ俗。爲レ費良深。自今已後。不レ得ニ更然一。」衣服令武官禮服に、牙笏位襖。義解に、謂無レ襴之衣。」又日本後紀、弘仁五年夏四月丙申。武官五位已上聽ニ朝服一襖通著。」又延喜彈正臺式、凡諸衛府五位已上通着ニ朝服一。其着ニ胡簶一幷立レ仗之日着ニ位襖一。但參議已下不レ在ニ此例一。」されば、衛府の六位已下は、必わきあけをきて、四位五位は襖袍を通用し、三位已上は襖をば着ず、袍をのみきると見え

たり。〔割註〕今もこの定なり。桃花蘂葉に云、羽林の闕腋、公卿已後縫腋、帶二弓箭一蒔繪。」又雜令に、凡官戸奴婢。三歳已上毎年給二衣服一。春布衫袴。衫裙各一具。冬襖袴。襦裙各一具。下略、」と見ゆるをもて考れば、いやしき限りは、ゑふならぬもわきあけをきると見えたり。しかあれど、これはよの常の定にて、大儀已下うるはしく儀服を着んずるときは、令にも式にも襖と見えたれば、三位已上もなをわきあけをきるべし。又童體は貴もいやしきもわきあけをきるなり。新儀式、天皇御元服に、皇帝着二空頂黑幘一。服二缺掖御衣一。出着二於御座一。〔割註〕（略）、此間有二御元服之事一。」俄頃皇帝着二朝衣一出二南面一而坐。」〔割註〕この闕衣といふ縫腋の束帶なり。」又西宮記、御元服に、時刻天皇御二南殿北廂一。理髮了着二空頂黑幘一（略）、服闕腋袍。出着二御冠座一。」〔割註〕北山抄、江次第等御元服の條、これに同じ、略す。」江家次第、二孟旬儀云、幼主時垂二鬢頰一闕腋袍。」又雅亮裝束抄に、わらは殿上人のこと、わきあけのさうぞくものゝぐ常のごとし。又とのゐさうぞくといふは、つねのいくはんなり。さしぬきしたのにかまつねのごとし。そのうへにわきあけのをきて、かりぎぬのをびをするなり。又おとこになるあひだのこと（略）、さうぞくはまづわらはさうぞくにても、なをしにてもきて、おとこになりてかへりいりて、そくたいをしていでゝはいしてのち、もとのざにつきて、まへのものはまゐらするなり、と見ゆれば、あきらけし。〔割註〕わらはさうぞくといふは、前にも見えたるわきあけなり。そくたいをしてとは縫腋のそく帶也。」今のよの元服してわき付の小袖をきるも、このこゝろばへなるか。又襖と云はうらあるなり。〔割註〕下襖子の條見合すべし。」されば、雜令に、春は布衫、冬は襖とみえたり。袍といふもうらはあるべきに、延喜の頃、薄朝服をゆるされしに、夏はうらなくてきにけん。これにならひて、位襖もなつはうらを取しとしるべし。さてひとへにても襖とはいふなり。又襖のしりの長きは、縫腋の襴の料をしりにくわへたればなりけり。

○襖子といふは、下襲のきぬの名なり。うらをつけてわたをもいれたるなり。されば、夏はきず、冬の

みきる。宗武卿の御說、襖子は闕腋位襖のごとくにて、上にきるをば襖といひ、下にかさぬるを襖子といふのみなりとみえたり。實にうへにきる襖の如くなめれど、あげくびにてはなくて、わきは縫あきたるなるべし。〔割註〕あげ領にてはなきといふはよりどころなけれど、今のよの半臂下がさねなどのたりくびを見て、こゝろあさくおしはかりしなり。」この名續日本後紀、嘉祥二年十月庚寅。藥師寺僧等纈二寫藥師經一。(中略)、施二僧等御被及襖子一。」延喜彈正臺式、凡庶人以上不レ得二襖子重著一。」同縫殿寮式、年中御服。春季。正月料。〔割註〕二月三(中略)、月又同。」襖子十領〔割註〕藍四領、蒲萄六領、十一月一領、十二月二領、並用レ白。」料白絹十三疋四丈。〔割註〕別一疋二丈二尺。」又正月齋會衆僧法服。襖子二領。〔割註〕蒲萄表、帛裏別三丈四尺。」綿四屯。」同大藏省式、入諸蕃使。柂師。挾杪。水手長及水手等。〔割註〕各給二帷頭巾、巾子、腰帶、貲布、黃衫、著レ綿帛襖子袴及汗衫褌、貲布半臂一。」共渤海新羅水手等。時當二熱序一者。停二綿襖子袴一。宜レ給二細布袴一。(略)、」倭名類聚抄に、襖子。唐令云。諸給時服。冬則白襖子一領。〔割註〕襖音烏老反。襖子阿乎之。」されば、必冬は襖子かさねし事なるに、中ごろよりぞ、半臂、下襲、袍衣ひとへはきれど、襖子は見えず。〔割註〕思ふに、襖子は夜衣にあたるべし。」はや絕にしかとおもへば、和泉式部が襖かりし事あれば、傳らぬにもあらざりけり。そは古今著聞集に、和泉式部忍びて稻荷へ參りけるに、田中明神の程にて、時雨のしけるに、いかゞすべきと思ひけるに、田かりける童のあをといふものをかりてきてまいりにけり。下向の程にはれにければ、此あををかへしとらせてけり。さて次日、式部はしのかたをみいだしてゐたりけるに、大やかなる童の文もちてたゝずみければ、あれは何者ぞといへば、此御ふみまいらせ候はんといひてさし置たるをひろげて見れば、「時雨するいなりの山のもみぢばはあをかりしより思ひそめてき、と書たりけり。式部あわれと思ひて、此わらはをよびておくへといひてよび入けるとなん。」と見えたり。

○汗衫　倭名類聚抄に、汗衫。唐令云。諸給時服。夏則汗衫一領。〔割註〕衫音所銜反、衣名也。」童め

の上衣にもあれど、それは後のよの事なり。上りたるよには、汗衫といふは、後の世の下襲なりとぞ。宗武卿の御說に、延喜縫殿寮式の年中御服料の中に、下襲を裁べき所に、汗衫ありて下襲なし。且小右記に、故殿の御禮に云、應和四年正月十四日賭射云々。左近府生佐伯眞茂重服奉二仕射手一。其裝束等常の朝服淺鈍色半臂、御色汗衫、鈍色表袴、襪也と裁られしも、同じく下襲にあたれりと云々。思ふに、下重とは衣の一種の名にはおぼろげなる名なり。まことは汗衫などいふべし。又童めのかたみの製、雅亮抄にくわし。

後松日記 卷之二

〇當色といふに二の樣あり。衣服令云、凡服色者、白、黃丹、紫、蘇芳、緋、紅、黃、橡、纁、蒲萄、綠、紺、縹、桑、黃、揩衣、蓁、柴、橡、墨、如レ此之屬。當色以下。各兼得レ服レ之といへるは、當位の色といふ事にて、皇太子は黃丹已下、親王及一位王臣は紫已下のいろは、まゝに用ゆる事を得。其當色より上の色は用ゆる事を聽さゞる令なり。さて又、榮花物語初花卷上東門院御產條に、御湯殿は酉のときとぞある。そのぎしき、ありさまえいひつゞけず。火ともして、宮の下部ども、みどりのきぬのうへに白きたうじきともにて、みゆまいる。」又紫式部日記云、御ゆ殿は酉のときとか。火ともして、宮のしも部、みどりのきぬの上にしろきたうじききて御ゆまいる」とみゆ。又餝抄云、小忌條、仁平元十一廿五祕記曰。臨時祭舞人隆長(少將)、靑揩私調之。當色頸紙不レ合期ノ故也。又揩袴條云、仁平元十一廿五或祕記曰。舞人隆長揩袴。〔割註〕當色津賀利組私儲レ之。」濃袴。〔割註〕私儲之。當色袴麁惡之故也。」云々。〔割註〕此類あまたみゆれどうるさければのせず。」是はまたく公物をいふなり。公物を下し賜るに、不相當のものを賜ふべきにはあらず。必相當の(橡、墨、紺)衣を賜るによて、當色とはいひけるを、中頃よりは、色のさたに及ばず、公物をさしていふなりけり。位ある人は、位色とも、位袍ともいひて、もとより高き身なれば、公物をかり用ゆべきにはあらず。位なきいやしきものは、私にはえそなふまじければ、公より臨期にかし給ふるなり。さてつゐにかりものゝ名になりにたるべし。いまも下部は、みな當色をきるなりけり。〔割註〕紺黑の衣相當のいろ也。自餘の色はあしゝ。」

〇位なきものを雜色といふべし。當位の位なき故なり。

〇白丁とは、たゞの丁也。仕丁は少し上品なり。正丁も白丁に同じ。さて職掌によりて、食丁、樵丁な

どいふ也。令に兼丁といふは、人數のあまりあるなり。

○膳部とは庖丁人の事なるに、いまは饗饌の事とおもふは非也。

○菊の花に綿をおほふ事　年中行事云、九月九日書司獻二菊花一事。早旦書司女官立二鷺足圓机二脚於御座間孫廂一。〔割註〕各其下敷二小筵一。」其居大花瓶各一口差二菊花一。〔割註〕以レ綿掩二花上一。」臨レ昏撤レ之。」源氏物語幻の卷云、九月になりて九日、わたおほひたる菊を御覽じて、「もろともにおきゐしきくのあさ露もひとりたもとにかゝる秋かな。」枕草子曰、九月九日は、あかつきがたより雨すこしふりて、きくの露もこちたくそぼち、おほひたるわたなどもいたくぬれ、うつしのかもてはやされたる。つとめてはやみにたれど、猶くもりて、やゝもすれば、ふりおちぬべく見えたるもおかし。」紫式部日記云、九日、きくのわたを兵衞のおもとのもてきて、これとのゝうへの、とりわきていとようおいのごひすて給へとの給はせつるとあれば、「きくの露わくる計に袖ぬれて花のあるじにちよはゆづらん。とてかへし奉らんとする程に、」後撰和歌集云、となりにすみ侍りける時、九月八日、い勢が家のきくにわたをきせにつかはしたりければ、またのあした折てかへすとて、伊勢、「數しらず君がよはひをのばへつゝなだたる宿の露とならなん。」新勅撰和歌集云、九月九日、從一位倫子菊のわたをたまひて、老のごひすてよと侍りければ、紫式部、「菊の霜わかゆばかりに袖ふれて花のあるじに千よはゆづらん。新撰六帖云、「垣ねなるきくのきせ綿けさみればまださきさかりの花さきにけり。忠見集云、九月九日、きくにわたかづけたる、「よろづよも人のわかゆるきくの上にまゆをひろげて露をまつかな。後水尾院年中行事云、九月八日、內藏頭きくわたを獻ず。女中方のさたとして、菊の花に作りて、院女院御所々々女中にたぶ。后はおはしまさぬ時も、后御料とて、ちいさきわたに作りて、菊の枝におほひて、をしきに居て、御障子の內におく。內侍ひとへぎぬきてもてまゐる。常の御所の西庭に菊をうゆ。大黑これを役す。〔割註〕菊綿、陰陽師大黑此事勤なり。」下行あり。夕方は常の御所にてこぶあはにて一

獻まゐる。其後西のすの子に出おはしまして、砌の下にうへたる菊に綿をおほはる。綿〔包紙あり〕、陪膳の人もて參る。一人の料白三輪、赤三輪、黄三輪、都合九輪也。主上、院、女院、中宮、親王などは小きくとかいひて、きくの花のうへに、しべのやうに小りんあり。白きには黄、赤きにはしろ、黄なるには赤をするなり。女中も次第に持參しておほふ也。綿きせはてゝ、包紙はきくのもとに殘し置。次の人包紙を其上に重ね、各かくの如しはてゝ後、又一人の料を折敷にすへて、きくのもとに置て、內々小ばんの衆めす。各こぞりておほふ也。」年中恒例記云、九月八日。今夕菊を御庭にうゑ申也。三所者役也。今夜きくに五色の綿をきせらるゝなり。御藏より參るを、中らふ衆こしらへ被ㇾ申候て如ㇾ此也。同くゝりたる菊を十二月まで被二置中一候也。三所の內侍に御太刀被ㇾ下。同朋役ㇾ之。」年中常例記云、九月九日。御對面已下同前。夜に入りてきくにわたを御きせ候。」貞助雜記云、重陽にきせわたと申事御座候哉。御庭にきくをうへて、菊のうへに綿を置候。其綿も五色にそめる。御庭の者役ㇾ之。多分御對面所のまへの御庭に仕候也。

菊に綿をおほふ事、後撰集をもておもへば、ふるきわざなり。八日の夕かけて、綿をおほひあたゝめて、あすのせちにとく咲しめんとの料なり。六帖に、まだきさかりのそでよくきこへたり。さて後著せわたとはなづけて、常のためしにはなりにたるべし。いまも後水尾院の年中行事のごとくなるべし。

○いまの入道は、佛法に歸依して持戒勤行せんがために、遁世するにはあらじ。君に奉仕するこゝろはなくて、きのふも、けふも、あすも、あさても、こゝろのまゝに遊びたはぶれんと思ひ致仕せしものなれば、墨染木蘭などはきで、うつくしうめづらかなる衣服をきんとおもふ故、いにしへに聞へぬ服の出來しは、よくもなき事なり。高きもいやしきも、まことに出家したらんものは、其寺門の服制にしたがひ、其法服を用ゆべし。法皇を初奉りて、いやしき民のかぎりまでもみなしかなり。〔割註〕花

山の帝うるはしく法服を著給ひし事は、榮花にみゆ。又源氏物語朱雀院も久しかなり。鹿苑院義滿公はうるはしき法服、常は裘代著給ひし事は、わが裘代考にのせたり。さて遠藤武者盛遠、熊谷直實の如きは、まことの佛弟子なり。細川頼之朝臣、宇都宮朝綱、同景綱、太田持資等みな裳付衣にけさをかけたり。平相國は常に素絹をき給ひしとみゆ。「又致仕すといへ共、落餝せず唯佛弟子となり、齋戒勤行するものは、尋常の衣服にけさをかくべし。〔割註〕萬里小路藤房卿はひたゞれにけさをかく。蜷川親元、多賀高忠はすはうにけさをかく。又應永二年於室町殿儀法執行の時、四辻前大納言中山前大納言入道は狩衣さしぬきに、香袈裟をかけしとみゆ。」又たとへ致仕すといへ共、佛法に歸依せずば、落餝するに及ばず。衣服もあらたむべからず。もし落餝せるものは、心のうちには佛に歸依せずとも、おもてに禮佛誦經して、道服さしぬき、直綴、白袴、黒のひたゝれなどを著すべし。凡致仕しては、朝庭の公事に預る事なければ、冠を著、朝服する事はなしとしるべし。

袍裳〔割註〕法服ともいふ。袍に裳をきるなり。是は法中の朝服なり。但平袈裟、衲袈裟等のしなあり。」

鈍色〔割註〕衣冠直衣にあたる。晴にはうへの袴、略儀はさしぬき。」

裘代〔割註〕大納言以上の入道ゆりてきる。是も衣冠直衣にあたる。裘代はあや織物を用ゆ。」

素絹〔割註〕是は褻の服なり。絹といへど今は精好などをそめてきる。」

直綴〔割註〕是はまことの尋常の服なり。已上はまたく官僧の服装なり。」

衣袴〔割註〕入道是を用ゆべし。絹は貴人用ゆ。布は貴賤を通用す。いろはすみぞめ、こきうすはよはひによる。大帷をかさね、袴をはき、けさをかく。大納言以上の入道は香袈裟、三位已上は直綴に白生大口、殿上人已下布大口を用ゆ、と法體裝束抄にみえたり。」

道服〔割註〕しかるべき入道著すべし。假製衣のごとし。たゞ月形なきのみなり。はれの時は袴を著

すべし。」

十德〔割註〕體製松田丹後守貞秀が著しを用ゆべし。室町の代に、犬追物見物の人、素襖のうへにこれをきて、烏帽子懷にいれ、もし臨時に射手に加る時、十德をぬぎてゑぼしを著しとみえたれば、しゐて入道の服にもあらねど、共製入道の料にいとよし。いまのくすしのきるは無下なり。」

眞衣〔割註〕近きよのものなれど、公より冷泉等覺入道に賜ひし事あれば、堂上には中々賞翫せらるべき歟。されどいやしきものきるともなんあるべからず。」

被服〔割註〕是もふるきよにはきこへず。あげくびにしたるがよきなり。」

背親〔割註〕宮方著し給ふ。されど據はなきものなり。」

編綴〔割註〕いまのくすしのきる也。」

羽織〔割註〕高館草紙には打かけとみゆ。入道の服にはあらねど、入道のきぬ事はなし、いつもきる。」

居衣〔割註〕是は伊勢の元居がきしとて、一たびみし事あり。是は據はなきものなり。」

○ある人來りて、剃髮する次第はいかゞぞと問ふに、こたへ曰、凡剃髮する事は、佛家の風にして、我國のひとのすがたにあらねば、佛法によらずして隨意に入道する事はなきことなり。若戒師を請じて祝髮入道するは、儀式もあるべし。そは戒師の敎に隨ふがよき也。こゝに今案をしるすは、ふるきもの語などによりて、心あてに書たるなり。

落餝入道之儀　　先裝二束寢殿一。置下納二法服一辛櫃上。設二換服所一。時刻主人戒師出著二母屋座一。先レ是戒師來臨之儀宜レ隨二便宜一。次落餝。〔割註〕此儀可レ隨二戒師之進退一。」次更著二法服一。次拜二西方一拜二戒師一。次受戒。此間之儀悉皆可レ從二戒師之敎一。次供饌。〔割註〕精進物御臺、或淺香折敷、又黑木机等歟、宜

レ隨ニ時處分一。此供ニ點心一令ニ喫茶一。宜レ從レ便。又隨ニ宗門之制一。次執ニ戒師被物一。次賜ニ從僧等布施物一。
次各纏頭罷出。次新入道還入。

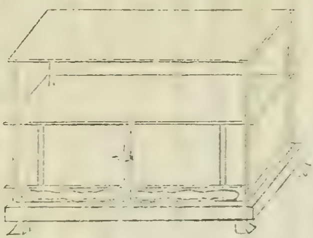
○吾嫡男を多治麿といふ。文政四年十月廿三日にむまれ、同六年正月十四日疱瘡わずらひてうせぬ。〔割註〕此日君の太郎君もうせ給へり。〕花月照光童子といふ。又同胞に二男生れぬ。兒を市松といふ。〔割註〕こは福島金吾が幼名なり。この人の勇武にあえよとてつけしなり。〕弟を次房といふ。〔割註〕此房といふ名は、足利の末つかたよく稱せしと覺ゆ。〕次房は二七夜にうせぬ。隨心得生童子といふ。うちつゞきいみじきめみぬれば、市松を又なくあはれにおもひて、あらき風にもあてじとせし程に、やう〳〵三とせになりぬれば、夏の頃より、あゆみものなどうちいふけはひ、いと〳〵さとうかしこげなれば、親のこゝろいかでかやみにまどはざらん。みぬ程はときの間も覺束なう、あした夕べ、よひあかつきのへだてなく、まつはしぬれば、かれもいみじうしたひつゝ、母めのとよりも我をのみなんこひける。やう〳〵冬になりもて行ば、かの髮置の祝いにしへには聞へねど、いまは高きいやしきする事なればとて、吾子が衣などは更にもいはず、從者のたう色をさへぬひ出し、さて髮親には誰をかせまし、人がらも才もさいわひも、くちおしからぬものをと思ふに、萬にたらひたるはかたき事也。その定も、うち〳〵彼をなど思ひよりて、當日の儀は、當流の說を露たがはず用ゆべけれど、さて俗文に書付んもくちをしさに、京家の風をまねびて書なしたり。さてその日をまちける程、かの疱瘡わづらひて、こたびはさりともと頼しかど、又しもかひなく見なしつるは、いかゞはこゝちもまどはざらん。つきせずあはれにかなしう、涙のひる間もなし。その髮置のあらましごとも、かひなくなりぬれど、この書付しものをさへ、むなしくなさんもなごりなきこゝちすれば、筆のついでにものすなり。

髮置之儀　當日早旦裝ニ餝寢室一。設ニ兒座於西第一間一。〔南面〕、扶翼者座於兒座後一。吉時兒子出著座。扶翼相從著座。次執レ臺者出レ自ニ良廊戶一。南行西折斜進著座。而一拜。兒子答拜。次兒子向ニ吉

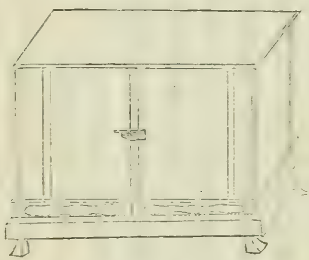
方一。次居二白髮鬘一。次居二打亂一。次居二泔坏一。次執鬘者進二兒前一執二白髮鬘一膝行。自二兒後一少左被二之頂一。則扶翼進捧二持之一。執鬘者取二櫛梳一(三度)。膝退向レ兒祝曰。令月乃令日爾新髮遠生初給天盛美岐童體止成給倍利。月月日日爾彌增爾生長利猛支物部止成給比。父母爾仕奉利給比、髮乃白久成 奈牟末天壽奈賀久平計久座 滿世止申。訖少揖復座。扶翼膝行安二白髮鬘於臺一。次徹二泔坏一。次徹二打亂一。次撤二白髮鬘一。次執鬘者一拜退。兒子答拜。還入扶翼相從。

○厨子〔割註〕壺厨子、二階御厨子、置物御厨子。」厨子又みづしといふ。體製三種あり。倭名類聚抄云(器皿部)、厨子。辨色立成云。竪櫃。〔割註〕竪立也。臣庾反。上聲之重。」厨子別名也。といへるは、中頃壺厨子といふものなるべし。上代のづしは、皆この製なりけるを、中頃より二階のみづし多く用

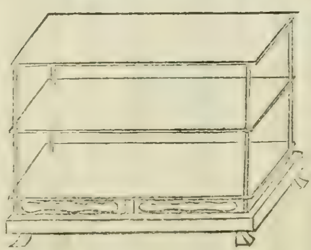
二階御厨子



壺厨子



置物御厨子



ひられしによりて、壺厨子の名は起れる成べし。二階のみづしの製は、雜要抄に悉し。さて厨子の名、延喜式にはみぬ樣也。淸冷抄、西宮記、北山抄、江次第、宇津保、源氏、榮花の物語等には數多

所に見えぬ。冬は二階の厨子成べし。常に清冷殿にに日記御厨子、置物御厨子、蠻繪御厨子あり。日記御厨子は二代の御記を(延喜、村上)入らる。置物御厨子は玄象、鈴鹿、笛筥等を置かる。私様にも寝殿に帳の傍に厨子一よろひを置て、香壺筥、藥筥、造紙筥、枕筥等を置事なり。さて厨子の用は、屏の中にはうるわしき古の書をも、書かはす文をもいれ、薄様みちの國紙などを入て、こしには硯箱などの手近き調度を置もの也。又ふみ抔入まじき物を置のみのは、置物のみづしとて、屏なく三層の厨子なり。まへにいひし壺厨子は、書を納るによき也。戸のうちにこし有。二層のも三層のも有とみゆ。長秋記、天永四年正月一日天皇御元服條云、西御屏風東面雙二立三尺五寸蒔繪螺鈿壺厨子二脚一。(桐竹鳳)、北厨子中有二三層一。上層置二紫檀地御脇息一横伏レ之。寸法不レ叶也。南御厨子中有二三層一。上層置二御冠筥一〔合〕〔割註〕取二皮臺足一。中置、是寸分不レ叶故也。入二御筥冠一〔二〕下層置二平硯筥一合硯瓶筆墨入之と見えたり。又棚厨子といふは別なり。棚厨子は食物を置づしなり。

○禁殉(付集藏寶)　　日本書紀云垂仁天皇二十八年冬十月丙寅朔庚午。天皇母弟倭彦命薨。十一月丙申朔丁酉。葬二倭彦命于身狭桃花鳥坂一。於レ是集二近習者一。悉生而埋二立於陵域一。數日不レ死。晝夜泣吟。遂死而爛臰之。犬烏聚噉焉。天皇聞二此泣吟之聲一。心有二悲傷一。詔二群卿一曰。夫以二生所一レ愛。令レ殉二亡者一。是甚傷矣。其雖二古風一之、非レ良何從。自レ今以後。議之止レ殉。」又云、三十二年秋七月甲戌朔己卯。皇后日葉酢媛命〔割註〕一云、日葉酢根命也、」薨。臨レ葬有レ日焉。天皇詔二群卿一曰。從レ死之道。前知二不可一。今此行之葬奈之爲何。於レ是野見宿禰進曰。夫君王陵墓、埋二立生人一。是不良也。豈得レ傳二後葉一乎。願今將議二便事一而奏之。則遣二使者一。喚二上出雲國之土部壹佰人一。自領二土部等一。取レ埴以造二作人馬及種々物形一。獻二于天皇一曰。自レ今以後。以二是土物一。更二易生人一。樹二於陵墓一。爲二後葉之法則一。天皇於レ是大喜レ之。詔二野見宿禰一曰。汝之便議。寔洽二朕心一。則其土物。始立二于日葉酢媛命之墓一。仍號二是土物一謂二埴輪一。亦名立物也。仍下レ令曰。自レ今以後。陵墓必樹二是土物一。無二傷人一焉。天皇厚

賞二野見宿禰之功一。亦賜二鍛地一。即任二土部職一。因改二本姓一謂二土部臣一。是土部連等主二天皇喪葬一之縁也。所謂野見宿禰。是土部連等之始祖也。」又孝德天皇紀云、大化二年三月甲申。詔曰。朕聞。西土之君戒二其民一曰。古之葬者。因レ高爲レ墓。不レ封不レ樹。棺槨足二以朽レ骨。衣衿足二以朽レ完而已。故吾營二此丘墟不食之地一。欲レ使下易レ代之後不上レ知二其所一。無レ藏二金銀銅鐵一。一以二瓦器一合二古塗車芻靈之義一。棺漆二際會一。奠三過飯。含無レ以二珠玉一。無レ施二珠襦玉柙一。諸愚俗所レ爲也。（略）、凡人死亡之時。若經自殉。或絞レ人殉、及強殉二亡人之馬一。或爲二亡人一。藏二寶於墓一。或爲二亡人一斷レ髮刺レ股而誄。如レ此舊俗一皆悉斷。〔割註〕或本云、無レ藏二金銀錦綾五綵一。又曰。凡自二諸臣一及二至于民一。不レ得レ用二金銀一。」職員令曰、彈正臺。尹一人。掌レ肅二清風俗一。〔割註〕謂（略）人居二此地一習以成レ性。謂二之俗一焉。假令信濃國俗夫死者即以レ婦爲レ殉。」寛文三年御日記云、五月十三日、殉死は古より不義無益之事也といましむるといへ共被二仰出一無レ之候故、近年追腹之者餘多在レ之。向後左樣之存念有レ之者ゑ者、其主人常々可レ申二含於殉死仕者一。亡主之不覺悟落度たるべし。跡目之息には不レ令二押留一者、不屆に可レ被二思召一者也。」武家諸法度云、殉死禁更加二嚴制一所也。或植二徒黨一或加二結誓約一忘行二非義一。敢犯二憲法一類、一切可二嚴禁一之事。〔割註〕寶永七年庚寅四月十五日。」

○清水式部君の御たちへまゐり侍る時、夏直衣の指具の事をとはせ給へるに書て奉りける。

御冠（御かけを紙捻） 直衣衣冠にきぬひとへをかさぬる時は、必紙捻の御懸緒がよろしく候。むらさきの組かけは、うつぼの衣冠には不レ苦候得共、晴にはあしく候。既おとゝせ御營御遊之時、御老中方より懸緒之事御尋御座候。紙捻が宣旨御答申上候處、侍從已上の甲斐なき心地するなり。若傳奏衆組かけを用る人あるべき歟、左あらば此方にても可レ用、內々廣橋殿ゑ尋可レ申樣との事によりて、則相うかゞひ申候處、衣單かさね候時は、紙捻相當の事なれば、下官も紙捻を用ゆ。甘露寺も、冷泉も、如レ其可レ爲候。但九條の流にては、いつも組かけを用ゆる故、綾小路におゐては可

レ用二組懸一歟。九條殿は却而組懸は不レ被レ用。門流之者如レ此之由返答に付、昔紙よりに被レ定候。
此度之儀は、公事により候事故、猶更組懸に而可レ有二御座一候。
御•直衣• 濃二藍三重たすきのこめ織。
御•衣• ひへきの御衣と申、御うら無し。御地生しのをりもの、御いろは時につけたるもの、御文は御心次第。
御•單• 尋常に同じ。
御•奴袴• もろ紫の鳥たすき、すゞしの織物、うらは生しの平緒。但この夏さしぬき闕束にて著例有レ之まじく候。それは未闕東にて、晴之儀夏無レ之故に御座候。此度は必夏の御さしぬき可レ然候。
御•下袴• すゞしの平緒。
御•劍• れいの革緒
御•夏扇• 時につけたるかさねの色冷しげなる畫。
御•帖紙•

○ある人來りて、源氏物語の中のこゝろを、三幅一對の畫にかゝせまほしく思ふが、いづれかよからん。いまはしからぬ所をといふに書て遣しける。
左 源氏の君、かとりのなをし、はなだのさしぬききて、月毛の馬にのり、維光など二三人いづれもかりきぬ太刀持も有べし。仕丁一二人。
中 十三夜の月さやかに、あかしの海原はるゞと晴わたり、淡路島みゆべし。
右 おかべの宿、松かげにまきの戸けしきばかりあけて、かたへに三昧堂あるべし。
中 六條院の體、廣太にしてみはしに近き紅梅ほのかに咲初て、早春のけしき。
左 庭にわらはめ兩三人、かざみこきはかまうき紋のうへの袴きて小松ひき、殿中には女房兩三

人、北のおとゞよりひげこを小松に付て、鶯の枝にゐたるをおこせたる圖。

右　北の御殿に明石の上ながめたる圖。梅の折枝にてふとり飛ちがひたる小袿に、こき衣かさねたるべし。

中　住吉の社に源氏賽申する圖。神だからさゝげ東遊などすべし。

左　源氏の行裝、いと毛のくるま、すはうすそごの下すだれ、童隨身十人、赤色の小葵の文のわきあけ、むらさきの纈龜甲のさしぬき、さけひづらむらさき村濃の元結、革緒のたち、みつかきからみし右近のさう、よし淸など本文によるべし。

右　あかしの上なぎさ近く寄たる圖、住吉の浦のけしき。

中　二條院のしん殿、みすにあふひをかくべし。

左　むらさきのうへ髮そぎの圖。

右　中門にくるまさしよせ供のまちたる圖。

中　紫宸殿の花宴、左近のさくらさかりにて、王卿文人靑色の袍をきて、南庭につらなりたる圖。

左　春の夜のおぼろなるに、弘徽殿の三の戸口を源氏うかゞひたる圖。

右　後朝弘徽殿の御あがれを維光がみたる圖。

○鬚籠　源氏物語初音の卷云、北のおとゞより、わざとがましくあつめたるひげこども、わりごなど奉れ給へり。えならぬ五葉の枝に、うつれる鶯も思ふこゝろあらんかし。「年月をまつにひかれてふる人にけふうぐひすのはつね聞せよ。」又浮舟卷云、ひるつかたちひさきわらは、みどりのうすなるつゝみ文のおほきやかなるに、ちひさきひげこを小松に付たる、またすぐ〱しきたて文とりそへて、あぶなくはしりまゐる。（略）、この籠はかねをつくりていろどりたるこなりけり。松もいとようにてつくりたるえだぞよとて、ゑみていひつゞくれば。」枕草子なまめかしきもの、ひげこのをかしうそめた

る五えふの枝につけたる。

ひげことといふは、竹をもて籠に作りて、あまりを長くのこし置也。そののこれるたけが、ひげのごとくにみゆれば、さはいふなるべし。大久保なにがし君のしり給ふ所、下總のくに望陀の郡なにとかの村より、年ごとにこの君に奉るは、太サ四五寸許、高さは二三寸ばかりの籠につくりて、その竹のあまりを一尺二三寸許のこし、そが中に田作ふきのとう様のものをいれて、中をとりつかねて、水引もて結て奉る。さるいなかにてつくれるなれば、なにのなまめかしきふしもなけれど、ふるめかしげ也。また常陸の國みのわたにて、これも年ごとに黄門公に奉るは、大なる鯉を一ツづゝ入る料なれば、丸く長くつくりて、兩はしにひげをあましたり。いとめづらしく、いなかはかたくななる事多かれど、又よくいにしへのおきてをまもりて、かゝる事ののこれるは、みやこにもまされるなるべし。さてふるきふみに、こもの折櫃などいふは、このひげこなどをいふ也。されど、いにしへのこは、みなひげあるにはあらじ。ひげなきがよのつねなれば、べちにひげこの名もある也。またかねをもて作り、いろ／＼にたけを染などする事も、かみに見えたり。

○書の名をひやう紙にかくに、歌書は左のはしによせてかくべし。もの語は中にかくといひ傳へ、書にもみえたり。そのゆへいかにぞとおもふに、左のはしによせてかくは、卷物の遺風なり。されば、うたの書にかぎらず、よろづのふみみな、もとは卷ものなれば、いまはさうしのさまにものしたれど、左のはしによせて書、卷の一卷の二などいふ。ものがたりはもとより冊子にて、いともてとぢてひらなるものなれば、中にかくなり。さてひやう紙とは、卷物のそで紙にて、延喜式には褾紙と書けるを、いまはうは紙とはかく也。これもことわりなれど、古の據あるはしりたらんもあしからじ。

○槍之事〔割註〕我君れうし給ふ筑後國にて、ほこを掘出しぬ。その圖を送りて、わが說をこふに書てやりけるなり。」いそのかみふるきよには、長刀てふものなどはなくて、たゞ矛とつるぎ刀子の三くさ

なりけらし。されば、日本紀神代の上卷に天之瓊矛。又茅纒之矟。同下卷に廣矛。崇神紀に黑矛。皇極紀に長槍。天武紀に長矛。又垂仁、神功、履仲紀に矛の名見え、又崇神紀に弄槍などみゆ。〔割註〕古事記已下の古書にあきたみゆれど、うるさければもらしつ。」そのほこの製、あがれるよの事なれば、をしてもしりがたし。しかあれど、しゐておもふに、其製ひとつならず。先かたき木をけづりて、そのはしをとくしたるあり。軍防令云、凡衞士者。〔略〕即令當府教習弓馬用刀弄槍。〔割註〕謂弄者玩也。槍者木兩頭銳者。即戈之屬也。」又古事記景行紀云、詔二倭建命一〔略〕而遣之時、給二比比羅木之八尋矛一。故受レ命罷行云々。」又かねもて鉾をつくりて、竿につけたるはよのつねなり。いくさに用ひしも、威儀に用ひしも同じさまにて、いくさに用ゆるは鐵もてつくり銳にすべし。儀仗に用ゆるは、銳にせず平頭にして金銅などもあるべし。儀制令云、凡儀戈者。〔割註〕謂平頭戟也。用二之威儀一故曰二儀戈一。」百練鈔云、安貞二年七月六日。安樂寺言上。去嘉祿元年五月比、豐後國津江山住人等於二彼峯一作レ畠之間、掘二出金銅鉾一枚一事云々。〔割註〕金銅は銅に金箔をやき附たるなり。儀仗なり。うたがふべからず。」この儀戈を朝庭の公事に用ゆる事は、大儀之日、〔割註〕元日、即位、蕃客の使表を受るをいふ。」中儀之日、〔割註〕元日宴會、正月七日、十七日、大射、十一月新嘗會、饗を蕃客に賜ふをいふ。」近衞の將、外衞の將佐、器仗をたてしめ、幟付たる殳をとると、延喜式、貞觀式等に見ゆ。北山抄に、中將は紫の幟、少將は緋の幟と見ゆれば、大將は紫のひれとしるべし。〔割註〕式にひれの色をのせぬは、服色によるものなるべし。」又踐祚大嘗會に數の戈をたつ。また伊勢大神宮には卅四竿、と式にあれば、大小の社におの〳〵多少の桙あるべし。又私には蓋を用ゆる時、戈をもたしむ。太政大臣は四竿、左右の大臣二竿、大納言は一竿、と儀制令にみえたり。この掘出せし矛は、神寶にやありけん、私の料にやあらん、銅矛なれば、威儀の料としるべし。矛のもとに穴あるは、幟を付む料なり。上代の矛は大長にして、もはら人を殺傷らんには利少なくや有けん。中頃より、手鉾と

いふもの出來て用ひたり。建武の頃より、長き竿の槍をやりと名付て用ゆ。是は遠に及びてつきやるの心なるべし。本は長竿の槍などいふべし。元龜、天正の頃よりは、武士のむねと用ゆるものとなりぬ。されば、足利のよまでは、調度といへば弓矢の事なりし。いまは道具といふは鎗の事なり。死にしたがへて贄を藏め、近習の男女を埋むる事、日本の古風なり。されど、あしきのかぎりなれば、はや垂仁の御宇に是をとゞめ、土物にかへられぬれど、なを古風をすてぬもや有けん。孝德天皇また嚴制を下したまひぬ。されど信濃國には、夫死すれば妻を殉しむる事ありき。後のよまでもたち刀をば死にしたがへる事なれば、こゝかしこよりふるき鉾をほり出さんもむべなりけり。

○花文綾　倭名類聚鈔云、野王曰綾。〔割註〕音凌。和名阿夜。綾有㆓熟線綾㆒。長連綾。二足綾。花文綾。半綾等名。」似㆑綺而細者也。」源氏物語野分卷云、なにゝかあらん、さま〴〵なるもの、いろどもの、いときよらなれば、かやうなるかたは、南のうへにもおとらずかしとおぼす。御なほしけもんれうを、この頃つみ出したる花して、はかなうそめいで給へる、いとあらまほしきいろしたり。」

花文　枕草子云、へいだんといふものを二つならべてつゝみたるなりけり。そへたるたて文に、けもんのやうにかきて進上、へいだん一つゝみ、例によりて進上如㆑件。少納言にとて月日かきて、

花文紗（又顯文紗、けもんさ、又けんもさ）　雅亮裝束抄云、けもんさはわかきをさなきおとな、いろこそかはれ、常にきるものなり、」又云、あをいろからあやけもんさ、ふせんれうにても、うすいろうらこきうらを付て、晴にきるものなり。」又云、うすものけんもさにおなじやうの物なれば、いろおとなもわかきもこゝろにあり。

○淸器　貞觀儀式云、（本ノママ缺字）　倭名類聚鈔云、械廁。說文云、械（音感、和名比）。廁也。國語云、廁（音投）。行淸廁也。」又云、褻器。周禮注云、褻器。（褻音思列反）、謂㆓淸器虎子之屬㆒也。〔割註〕今按、俗語虎子於保都保、淸器師乃波古。」源氏物語常夏卷云、なにかそは、こと〴〵しう思ひ

給へてまじらひ侍らばこそ所せからめ、おほみおほつぼとりにもつかうまつり侍なんと聞え給へば、えねんじ給はでうちわらひ給ひて、につかはしからぬやくなゝり。」雅亮装束抄云、（大饗の條）、そんざのやすみ所とて、外記史の座のそばなど、びんぎの所ニけんにみすかけまはして、からいのたゝみ一帖をしきて、大臣のそんざのをりは、おほつぼを置、大納言のにはいたにあなをゑるなり。ふるきよのしん殿のさし圖をみるに、かはやといふはみえず。されど、必下屋などにつゞきてあるべし。なくてはいかゞはせん。又主人などはおほつぼしのはこを用ひて、近習の女房とり傳へて、ひすまし長女、廁人等にわたすなるべし。常夏の卷にみえしは、女御のおほつぼをとる事なり。貞觀式には、他行に淸器をからひつに入れてもたしめ、ひすまし等供奉すとみゆ。上代のいまゝ異なる事おもひの外なり。

○女帝子　繼嗣令云、凡皇兄弟皇子皆爲二親王一。女帝子亦同。（割註）謂擬二嫁四世以上一所レ生、何者、案二下條一爲二五世王一不レ得レ娶二親王一故也。」日本紀齊明天皇紀云、天豐財重日足姫天皇、初適二於橘豐日天皇之孫高向王一。而生二漢皇子一。後適二於息長足日廣額天皇一。而生二二男一女一。二年立爲二皇后一。見二息長足日廣額天皇紀一。十三年冬十月。息長足日廣額天皇崩。明年正月。皇后即二天皇位一。

北川繁根曰、女帝之子先輩不審ストイヘドモ、日本紀齊明天皇ノ漢皇子ヲ以テ證トス。高向王ニ王ノ字ヲ用、漢皇子ニ皇ノ字ヲ用。是ヲ以テ明白ナリト。コノ說撿挍保己一、石原正明等モ甚感服スト云。予思フニ、漢皇子旣ニ女帝ノ子ノ先蹤タリトイヘドモ、親王ニ立ルノ令ハナホ不審ナリ。イカニトナレバ、凡人ノ子タルモノハ父ニ從フモノナリ。齊明帝ノ先帝孝德天皇大化元年八月庚子ノ制ニ、良男良女共所レ生子配二其父一云々。然則諸王ノ子ナリ。ナンゾ親王トスルニタランヤ。若是ヲ立テ親王トセバ、其父ヲ（女帝ノ夫ナリ）、イカヾハセン。父ヲステ母ニ從ハシメ、女帝朕ヒトリノ御子ナリトノ玉バ、女帝ノ私ナリ。又其御子父ナキニ似タリ。ナンゾ天下ニ父ナキ子アランヤ。

人倫ノ道爰ニミダリヌベシ。又已親王トナリ、父ノ王ヲ尊バズンバ、孝道コレヨリ廢レヌベシ。思フニ、若其人ナクシテ、諸王ニ嫁シタル皇女ヲ位ニ即奉ンニハ、夫婦母子ノ親ヲ絕テ、〔割註〕夫婦離スルノ法アリ。母子親ヲ斷ツノ法ナシ。然バ女帝ハ母ナリ。免ルベカラズ。又諸王モ父ナリ。亦免ルベカラズ。又父ノ蔭アリ。母ノ蔭ニヨルコトヲシラズ。」更ニ帝位ニ即奉ラバ、モトノ夫ノ王朝參ニ行立シテ、我妻ノ帝位ニ上レルヲ拜舞シテ、恐レミ仕奉ルトモ雖トスベカラズ。齊明帝ノ如キ、高向王ヲ棄テ、孝德帝ノ皇后トナリ。帝崩ジテ後即位ス。アルベキ次第ナリ。タヾ高向王ヲ憐ムベシ。或人曰、令ニ配遇セシ王ヲ論ゼヌハ、夫ノ王見存セルヲ離シテ位ニ即ベキニ非ラズ。王既ニ薨後即位シ、生シ子ヲ親王トスルモノナリト。予又思フニ、旣ニ嫁セシ上ハ、夫ノ存亡理一也。唯繼嗣令ノ如キハ、我ハ母ノ子ナリ、女帝ノ子ナリト稱シ、親王ニ立テ父ノ王ト並ニ位ヲ同セズ。又父ノ王ハ我妻ヲ拜シ、我子ニ稽顙スルモノナリ。〔割註〕我妻トイヘドモ、旣ニ離シテ帝位ニ上ラバ、我妻ニ非ズ、帝王ナリ。ナンゾ拜セザラン。女帝ノ子ハ我子ナリ。ナンゾ其下ニ立テ、コレヲ敬屈スベケンヤ。」コレ上代ノ失セルカ。我濫上ノ僻案歟。未レ決。〔割註〕夫ノ王ナクンバ女帝別勅ニ御子ヲ親ニ立ルハ論ノ限ニ非ズ。別勅ニ非ズ、親王ニ立ルノ令ハ不平ナリ。」

○致敬之事（付禁元日行拜賀之禮）　日本書紀云、天武天皇八年正月戊子。詔曰。凡當二正月之節一。諸王諸臣及百寮者。除二兄姉以上親。及己氏長一。以外莫レ拜焉。其諸王者。雖レ母非二王姓一者莫レ拜。凡諸臣亦莫レ拜二卑母一。雖レ非二正月節一復准レ此。若有レ犯者隨レ事罪之。」續日本紀云、文武天皇元年閏十二月庚申。禁二正月往來行二拜賀之禮一。如有二違犯者一。依二淨御原朝庭制一。決二罸之一。但聽レ拜二祖兄及氏上者一。」儀制令云、凡元日。不レ得レ拜二親王以下一。〔割註〕謂拜賀之禮。不レ及二親王以下一。其三后及皇太子者。並須二拜賀一也。唯親戚〔割註〕謂親者內親也。戚者外戚也。」及家令以下。不レ在二禁限一。若非二元日一有レ應二致敬一者。〔割註〕謂假有事不レ得レ已。臨時須レ拜。非レ謂二元日外一。理必拜。故文稱レ有レ應致敬者。

即有下不レ應ニ致敬一者上之辭也。一四位拜ニ一位一。五位拜ニ三位一。六位拜ニ四位一。七位拜ニ五位一。以外任隨ニ私禮一。〔割註〕謂假令卑幼五位已上。拜ニ伏尊長六位以下一之類也。」延喜彈正式云。凡致ニ敬禮一者。三位已下拜ニ親王大臣一。〔割註〕參議已上唯拜ニ親王大臣一。」四位拜ニ二位竝三位參議已上一。五位拜ニ三位并四位參議一。六位拜ニ四位一。七位拜ニ五位一。神祇官史拜ニ次官已上一。太政官外記拜ニ少納言一。左右史拜レ辨。省臺職坊使寮司判官主典諸衞府監曹尉志太宰監典拜ニ次官已上一。助教直講拜ニ博士一。東宮官人拜レ傳。六位已下拜ニ學士一。國介拜レ守。鎭守監曹拜ニ將軍一。官人見ニ本國守一。官卑者致レ敬。位同者不レ拜。若就レ國見猶拜。〔割註〕諸司諸國史生及諸衞府府生已下二宮舍人等於ニ判官已上一。不レ論ニ位高卑一皆拜。」以外任隨ニ私禮一。不レ拘ニ此制一。

致敬ノ事、天武ノ朝庭ニ初リ、令式ニ至テ委シ。西宮記致敬ト題シテ路頭ノ禮ヲシルセリ。又法曹至要抄ニハ、令式ヲ引テ末ニ、若背ニ此制一者可レ處ニ違令笞四十罪一云々。路頭禮モ令式等ニ見ユレド不レ載。

○答拜之事　延喜彈正式云、凡親王大臣及一位二位、於ニ五位以上一答拜。於ニ六位已下一不レ須。五位已上於ニ六位已下一答拜。〔割註〕低頭高下亦同上。」源氏物語寄生卷云、よろこびに所々ありき給ひて、此宮にも參り給へり。いとくるしうし給へば、こなたにおはします程なりければ、やがてまいりたまへり。僧などさぶらひていとびんなきかたにとおどろき給ひて、あざやかなる御なをし御下がされなどたてまつり、ひきつくろひておりてたうのはいし給ふ。

答拜といふは、拜する人きたりて、先殿に向つて拜せんとする時、主人も下りて、これにこたへて拜するなるべし。大饗の時尊者來ぬれば、主人も下りて主客ともに再拜すとあるは、則答拜なるべし。凡拜といふは、皆庭上にてするものなり。しん殿の庭をつくるに、南階より五丈の間、石を立べからず。拜禮の爲なりと、京極黃門の作庭の記にみゆ。神を拜するには、兩段再拜とて四度拜す

るなり。是わが國の古風にや有けん。上代は朝拜にも兩段再拜せしを、桓武天皇十八年正月丙午朔、朝賀を受る時、四拜を減して再拜となし、拍手せず。渤海國使位に侍る故なりと見えし。その後や藩客のはべらぬ時も、なべて再拜になりにけん。佛を拜するには三禮す。又常は再拜して後に稽顙し、凶拜には稽顙して後再拜すと作法故實に見えたり。又元正拜賀之禮は、三日之間雨濕なき日を用雨儀なし。その外雨ふる時は殿門などの壇上に列立して拜す。又拜賀をばとゞめて宴をのみ賜ふも常の事なり。

○ふるきよのためしは、たとへば、元正には大極殿に幸して、群臣客徒の拜賀をうけ、豐樂院に遷御して、宴を侍臣に賜りける。即位御元服已下にも拜賀の禮はありけり。中頃より、元正に拜賀の禮を行れず。内裏にめして饗宴せられしより、いまは即位の外は拜賀の禮なく、たゞ小朝拜と奏慶に、下よりすゝみまゐりて拜舞するのみになりにたり。まして、武家にては庭にすゝみて拜する事なし。また禮といふは、この拜賀の事なるを、いまのよには、なにの事にも式三獻などとて、酒をのむ事を禮とも式とも心得たり。是は宴といふものなり。公にては群臣をめしつどふれば宴會といふなり。

○我友なにがしのうし來りてものがたりのつゐでに、此頃源氏ものがたりを見しが、實にふるきよのさまめにちかくみるこゝちし、ことのはのゑんにおかしさ、たぐへんかたなきを、いかにぞや、よゝに難儀多きふみとはいふらんと。われこたへていはく、凡ふみをみるにひとつのこゝろえあり。令式のごとき、勅撰のうるわしきふみの、天下に施行すべきものは非難のあるべくもあらず。天下の人見てよく心にあきらめて、令に違はざる樣にとは撰ばれけん。さるをえあきらめぬは、みる人の才拙き故也としるべし。〔割註〕古きふみをよゝに書うつしあやまりて文をなさざるは、力及ばぬわざなり。〔私撰の書は、たとへ西宮、北山の如きも、天下に施行すべしとて編集せしにあらねば、筆のまにまに、作者の書損もなきにしもあらざるべし。されば、見る人の才つたなきと、作者の失錯とかよはして、

觧しがたき事あるべきことはりなり。是をなにのくまなく講釋するは、必臆說多かるべきなり。ましてものがたりのうちとけたるは、こゝろえがたき事多く有べしとしるべし。さて源氏を見んに、實の文盲なるは、きり壺の初に、女御更衣あまたさぶらひ給ひて、と書出したる女御更衣をだにしらぬかぎりは、五十四帖いか計難儀あらん。さすがに、わが輩とよのつねとは異なるべし。

○まへに勅撰の天下に施行すべき令などは、萬人これをみてやすう心得べく書けんは書ぬれど、まことは、古麻呂を初て、刑部親王、淡海公等の才すゝみ給へればにやあらん。はやう内裏におゐて講ぜしめ給ひ、又夏野の大臣等に勅して、義解をつくらしめ給へるをおもへば、天下の人みるにやすくもあらざりけるなるべし。

律學は露計もしらず、これもよく通ぜんにはちからいるべきに、我才の拙さにはいかゞはあらん、されど、ざへのつたなくて通じがたしといはんは口をしければ、我は律は好まじ。いかにとなれば、令を守らんになんぞ律のさたに及ばんやと口へらぬなり。その令もなに計か明らめけん。九牛の一毛をもえたどらねど、しらぬ人の多かればしたりがほするなりけり。

○古事記、日本紀に通じ、又萬葉集に通ずるを古學といひて、今のよにこと〴〵しげにいふめる。我國のかみよの事しりたるはあしからねど、むねと學ぶは益なき事也。その故は、我くにも上代は草昧にしてなにの道もわかれず、兄弟夫婦の交をするの類多かり。されば、後のよののりとするにたらず。應神帝の御宇に文字を初て用ひられ、もろ〳〵のふみをも見、そのことわりを明らめ、次第にさかりにおこなはれて、文武の御よにははや文物そなわり、令律をも撰ばれぬれば、このみよよりや、いまの鑑とするにたりぬべし。凡學文は、よをしづめ身をおさむる用なるに、草昧なる上代をしたひてなにゝかせん。されど、その古風もしりたらんはなほよきなり、もはらまなびて、文物具りさかりなる事をしらぬはひが事なり。

○應神のみかどのみよに、西土のふみ本朝にわたりて、みち行はれしといはど、あしうこゝろえて、もろこしを尊うとしと思はん大なるひが事なり。道は唐にかぎれるみちにはあらじ。日月のてらすところ行はれではえあるまじきものなり。そのみちよく行はれて、海内昇平なるが限なく貴きくになり。日本にても、唐にても、天竺にてもおなじ。さるをたましりの漢學者は、我國を夷とこゝろえ、又本朝の學者は、もろこしを西戎などおもふは、いと／＼はかなし。たゞ月日のてらすところは、ひとつの大國とおもへ、唐の人にも、本朝の人にも賢愚はあり。又そのたからもとり／＼あるなり。

○むかしは、いまの小袖てふものはなくて衣をきたり。是を童は袙といふ。したにはひとへをきて、したのはかまをはく、このひとへはかまは、上代よりあかききぬをや用ひにけん。日本紀に赤衣褌などみえし。されば、常は青單黄など、よはひによりて用うれど、ひのさうぞくの時は必紅を用うる也。さて、このうへにきぬをきてさしぬきをきてゐるなり。〔割註〕はかまはきぬも心のまゝなり。」きぬは冬はわたいれのきぬ。是をあつきぬとも、綿衣ともいふ。さむきころはいくつもきるなり。やう／＼あたゝかになりぬればあはせの衣、なほあつうなれば、引へきとてうらをとりてきる。極ねつにはひとへかさねとて生のひとへにてきる也。さてかくうちとけたる時、客人などきたれば、このうへになをしをきてたいめす。又常に內へも院へも、その外わたくし樣の參會にも行ける也。〔割註〕忍びたる參會にはかりきぬなり。」さて少し晴なる時は、これにしたがさねくわへて、尻つくり帶さしたるを布袴といふ。こはさしぬきをきる故の名なり。公事にはさしぬきをきて、うへのはかまを著、したかさね、半臂をきて、うへの衣をきる。これをそく帶とも、朝服とも、朝衣共、ひのさうぞく共いふ。くら人はつねにひのさうぞく也。されば朝服も、布袴も、直衣、とのゐ衣も、狩衣も、下具はみな同じかるべきに、〔割註〕束帶となほし衣冠とは、袙衣の差別あり。」しかるに、近頃はうつぼの衣冠にて內へもまゐるなれば、まして狩衣などは皆うつぼにてきる也。あさましともよのつね也。されど、公家

方にては事とあるおりは、召具のさう色さへ、ひとへをかさぬれば、みづからのさうぞくにはいふもさらなり。

○袍は位によりていろ定たり。令條の如し。しかるに、中頃より四位よりかみはくろを用ゆる也。

後松日記 卷之三

〔一〕むかしはいまの小袖てふものはなくて、常に下にはひとへの衣、下の袴を著て、〔割註〕いまの大口なり、」衣を著、さしぬきはきてゐるなり。〔割註〕ことに打とけたるなりは奴袴著てもあるべし。」されば衣は冬は綿いれ、さむからんにはいくつも重ね、是をわた衣とも、あつ衣とも、身いれの衣共いふ。綿いれぬをあはせの衣といふ。夏は引倍支とてうらをとりてきる。わらはは是を衵といふ。束帶にはおとなのきるも衵といふ。かくて客人などきたれば、この上に上達部は〔割註〕三位已上をいふ。」なをし、殿上人諸大夫はかり衣などを著てたいめす。うちへ參らんにも、上達部はなをし、殿上人は袍をきるなり。〔割註〕是を宿直裝束、又衣冠共いふ。」公事にしたがふ時は、さしぬきをぬぎて、うへの袴を著、半臂、下襲を著て、袍を著、尻つくりおびさして、劒はき、さくを持、是を束帶共、朝服とも、ひのさうぞく共いふ。やごとなき人はさせる公事にあらねば、さしぬきのうへに下重きて、尻つくり帶さしたるを布袴といふ。されば、衣ひとへはなをし、衣冠かり衣の時さへきるものなれば、まして束帶にあこめぎぬ著ぬ事はあるまじき事なり。」中頃より、いまの小袖出來て、さむきには綿入て、ひのさうぞくする時も、是を下にきるなれば、衵は著ても寒がらねば、つゐに後のよには、衵きぬ人多く成にたり。あさましき事なり。ひのさうぞくする時は、小袖はみえぬやうにきるがよきなり。三中口傳に、衣架に裝束をかくる時、はれには小袖を具すべからず。若具する時は、下にかけかくすべしとぞみえにき。

半臂は夏は必きる。冬はわきあけならねばきず。これなか頃よりのさだめなり。

下襲は冬はつゝじの下がさねとて、表は白、うらはふしがねにて、〔割註〕こきすはうのよしなり、」そめてきるなり。さもとあるおりは、柳櫻山吹など、殿上人もやごとなきは著べし。むかしは六位

も著たり。

袙はよのつね紅、壯年は萠黃うす色など、わかきはうちあこめ、やごとなき殿上人は小あふひの綾、さらぬはひらぎぬなるべし。

表袴は一日晴にはそめて用られど、今にも白袴とみえぬれば、白くて著るが本儀なり。裏は紅のひら緒、宿德も同じ。〔割註〕宿德の白裝束には白裏もあれど、猶紅を用ゆる例多し。

單はなべて紅のひとへ文の綾を用ゆ。宿德は白くてきる。束帶黃のひとへなどきる事はなし。わかきはこきさうぞくなればこくてきる也。

たちは上達部はかざり劍をうるはしきおりは用ゆ。うへ人もさもとある折は、螺鈿樋らてん等を用ゆべし。

帶は晴には必巡方を用ゆ。五位已上きの國の白くかゞやける石馬瑙、班犀等用ゆる事をゆる、と彈正式にみえぬれば、これら心のまゝに用ゆべし。上達部は玉を用ゆるなり。

宿德のさうぞくとて、六十あまりよりは白きひとへに、柳の下がさねなどきる折は、下がさねうへの袴のおめりほそくすべし。又おめらせずもぬふ也。白重も用ゆれど、殿上人の白がさねは祝の折抔はにげなきやうなり。

いまはうつぼの衣冠にて常に內へまゐるなり。こは元龜、天正の頃、世みだれに亂れて、かけまくもかしこき帝さへ、しづごゝろなくおはしましぬれば、上達部うへ人もはか〴〵しうもの參らするみさうもなければ、麗しく裝束もえせざりし也けり。しかるを、衣冠かり衣はした具はなきものぞとこゝろへ、束帶にも大帷てふ物一ツをきるはわろき事也。多くは、この元龜、天正のすぢなきよの風のこりぬるを、公家方にてはふるきふみによりて、いにしへにかへれど、武家にては故實しらぬ人多かりくちおし。

〔一〕柳營太政大臣に任じさせ給ふべき聞へありしによて、かく書付てとはず語をし侍るは、その日關東の君達のひのさうぞくせさせ給はんに、都の人のみるめもあなれば、ことにかいつくろはせ奉らんとは、我もとよりのこゝろざしなり。そが中にも、いろ〳〵の下襲著を奉らん事は、寛永よりこなたちかきためしなければ、いとかたかべい事なれど、〔割註〕文政五年の左府御轉任の時は、老人柳黄柳などを用ひ給へり。「わがちゝせちにこの事をの給へれば、その志を助け奉りて、さくらがさねなどおもひよりたれど、事なくてまかでさせ給ふをみ奉らねば、やすき心もあらざりけらし。されど、つくば山しげきさはりなくてまかでさせ給ひ、津山の若君の紅梅の御下がさね抔は、いみじくめでたしと大君もの給ひしなどつたへ聞ぬれば、いその上ふるきためしを、玉くしげ二たびおこしぬるうれしさたぐへんかたなし。その日の事をむつましきどちにいひやるとて、

やよひ十あまり八日、太政大臣に任じさせ給ふ日、柳營に侍りて、君達のまうのぼらせ給ふを見奉る。津山の若君は紅梅の御下がさね、我君高智の君、米澤の君はさくらがさね、秋田の君、福岡のきみ、ひろ前の君はおなじつゝじなれど、こきすはうのうち裏なり。ちかきよにはめなれねど、かゝる稀なる御儀式に、よの常の色にては口おしからめと、ことはりにみ奉る。「梅櫻むかしにかへる衣手の色にもしるきみよのゆたけさ。まかでさせ給ふ時、我君は寅の門わたりにて、むまにぞのらせ給へる。月毛の馬に紅のふさしりがいかけて、くろきうへのきぬ、さくらの下かさねひゐなかしらにとりたり。ひらてんの劔、紅梅地のひらを、もろさしなわゆるらかにひかさせ給へるほど、えもいはずめでたし。大路には妻子ひきつれて、むくつけきまでたちさわぎて見奉る。げに處あらそひもしつべき見ものなり。下かさねのいろ、うへの袴のもん、馬くらまでとゝのへたりと、ことごとしう物語にかきたりしもかくやありけん。「引つれてあふひかざしゝそのかみも君がよそひにおもひこそやれ。われらみうちきのやくに侍りて、かゝるめい目はあらじかしと思へばうれしくて、つ

たなき言葉もえつゝめぬ也けり。

○過し文政五年のたび、父君聞え奉らせて、宿老の人々柳黄柳の下襲を用ひさせ給へり。さてこたび柳鶯宿徳のみさうぞくとて、御下重は柳を調進すべしと仰せごと有ければ、柳は祝にきぬ色也とて調進せられぬよし。さは祝にきし例有やととはせ給へるに、過にし年いひ出たる事もあれば、宗匠家の爲はいかにぞとをもへど、えとゞめあへず、さなん書て奉りしなり。

任太政大臣及太政大臣大饗等之日著柳下重例

蛙抄云、康平四年十二月廿日、任太政大臣。資平資綱卿著柳下重。」寛治二年十二月十五日。任相國。大納言(實季、經信)、中納言(俊將)、著柳下重。」弘安八年八月八日、任相國。圓光院著柳下重。」長秋記、天承四年正月十六日、太政大臣大饗。治部卿著柳下重。」

立后之日著用例

蛙抄云、仁安三年三月十五日立后。殿下著柳下重。」又云、元永元年正月廿六日立后。關白柳下重。」

餝抄云、元永元年正月廿六日立后。關白柳下重紺地平緒。」

御賀之日著用例

玉葉云、安元二年三月四日、法皇御賀。中納言資賢(柳綾張下重)、參議賴盛(割註)唐綾柳下重、後聞著唐綾袍。」俊經(柳張下重)、六日、左大臣(割註)柳綾張下重、裏太薄、不異白重物也。」隆季(唐綾柳下重)、資賢(綾柳張下重)、教盛(唐綾柳下重)。」人車記云、仁安二年三月八日、後白川院御賀後宴。殿下御御下重。」蛙抄云、仁平二年三月七日、御賀。關白綾柳下襲薄青裏、今按非染色歟。右舞人柳下重、禁色非職皆著之。權中納言經定卿(五十三)、柳浮文下重。同八日、後宴。內大臣柳唐綾下重。又云、安元二年三月四日、御賀。右舞人柳打下襲。權中納言隆季唐綾柳下重。中納言資賢、唐綾柳下重。三木教盛、唐綾柳下重。

臨時客之日著用例（附黃柳）

蛙抄云、嘉禎三年正月三日、臨時客。菅宰相爲長卿著張下重、（八十歲）。」又云、仁安二年正月三日、臨時客。尊者左大臣（經宗）、黃柳下重。」餝抄云、仁安二年正月三日、臨時客。尊者、或秘記曰、尊者左大臣（經宗）、黃柳下重、面薄黃如ニ練色一。裏濃黃打色。後日平相公（親範）談曰、後日尊者被レ命曰、近日可レ著ニ火色下重一之時、前有晴宿老之人用ニ此色一。京極大殿令レ注給裝束之記如レ此。故知足院入道殿令レ與給文罔文策文、（割註）京極令レ著ニ此色一給之時、令レ用ニ鴛丸一給云々。」黑半臂。

朝覲及節會旬等之日著例

餝抄云、建長五年正月廿八日、朝覲。大納言隆親卿綾柳張下重。」又云、天養二年十一月一日、朔旦旬。出居侍從右京權大夫顯親朝臣著ニ柳下重一。于レ時記レ之。衰老故歟云々。」又云、永治元年十月十日、御禊。女御代前驅五位十六人、已上柳打下重。先々多用レ櫻。今度長元例也。」照念院裝束抄云、岡屋殿御命曰、節會著ニ柳下重一事不レ可レ然。但有レ例。殿曆曰、永久四年正月七日、柳下重。（割註）今案、執柄不レ列ニ朝廷一勿論歟。」正治二年正月十六日、親輔卿記曰、節會。殿下御參內。御束帶濃青張御下重、裏濃青、面綾張白平絹御袙、他事如レ恒。

吉事憚例

蛙抄云、天德　安子立后日。師氏卿著ニ柳下重一。九條殿咎レ之。又云、正中三二六、尊良親王元服也。關白太政大臣（冬平公）、著ニ躑躅下重一。依レ爲ニ吉事一憚ニ柳下重一歟。」又云、元應三正一、拜禮小朝拜。左大臣著ニ躑躅下重一。（割註）依ニ元三一不レ令レ著レ柳。」康永三正一、節會。左大臣先公年節會日雖ニ老後一用ニ躑躅下重一。加レ之野宮左府安貞記注ニ巨細一。仍隨ニ其說一了。

柳ノ下重ヲ慶賀ニ憚ルノ說アレドモ、又用ヒシ例多シ。思フニ、若年壯年ノ晴ニハ、火色、皆練、櫻山吹等ヲ用ベキ人、柳ナドノヲトナシキ色ヲ用ルハ、ニゲナキナレバ用ヒヌヨリ、自ラ可レ忌ナ

ドハ言出ケン。實ニ可レ忌ハ下重ニ限ラズ用ユマジキニ、年ノ初ニ男モ女モ童モ著レバ、强テ可レ忌ニアラヌ成ルベシ。

○屋代弘賢のきみは父のふるき友也、ひと日書を送りて裝ぞくの異見をしめさる、實に國家の爲にこゝろを用ひ給ふ事のあつきはいふも更にて武をもはらにせん事は我心もおなじき也。〔割註〕さはいへど弘賢のうしは文學にすゝみ給ひて才もまさり手もうるはしう書せ給へり、まろは才もつたなくてはあやしきとりの跡共いふべけれど、弓矢をとり馬にむちうち先鋒にすゝみ、あるは三軍を將ひ令を士卒に下さん事はようすべしとおもふはおこがましき歟、兜はあきの國嚴島の所藏義家朝臣の御物をうつしてあらたに打せたる星兜をもてり、鎧はみづからためしおどせしはじの匂ひなり、その外の物具も心の限とゝのへたれば、あかぬ事なけれどよき硯もいみじふえももたぬなりけり。」されど人のこゝろ面のこと〴〵おなじからずして、「まろらは常にはいかにも質素にして非常の用を堅固に備へ、大儀には威儀を嚴重にして禮をあつうするが人君の德行なりとおもへり。屋代のうしは平常花美風流にたはるゝ事は露とがめ給はで、唯大儀に服餝をかくがおごりを制する謂なりとおもひ給へり。こも理なきにはあらねど、束帶に袘を著あるにまかせて、螺鈿のたち帶事などは、こと〴〵しういひたつべき程の事にもあらぬわざなり。そのおこせ給へる文は、

愈御安泰被レ成ニ御勤行ニ奉レ賀候。然者數年來御懇志之事故、內心無ニ伏藏ニ御賴申候。其子細者武家にて公家の眞似いたし候と武備薄く相成候。抑 皇國は武威を以萬國に勝候國風に御座候處、近來風流好事流行候而、武備を忘候人も可レ有レ之哉と不安心に存候。然る處、來年にも公儀に御昇進御座候に付、諸侯方に而も、裝束向抔何か新規なる催も可レ有ニ御座ニ哉と推量いたし候。諸家より間合等も御座候砌者、有來に而事濟候樣に御挨拶被レ成可レ被レ下候。或は袘支度可レ有哉、螺鈿の太刀がなくばなどゝ申風說も聞え候に付申述候事に御座候。乍レ恐有德院樣の四足御門を御改被レ成、都

鳥を射留に被二仰付一箭を貫候儘御進獻被レ遊候思召を相考候得者、武家は武家の風を主張いたし、花美風流なる儀者可レ成丈流行不レ申候樣に致し度內存に御座候。拙老碌々の身分に候得共、御武運長久を祈候心より如レ此存候間何卒御同意被レ下、質素を御守被レ成候樣に被レ成可レ被レ下候。是生涯の賴に而御座候。御承引可レ被レ下哉貴報奉レ待候。頓首。

十一月廿六日

尙々一度は苦かるまじきと存候へ共、夫が萬事にひゞき候間一度が大事にて御座候也。再拜。

東京歸到來仕候はゞ御配分奉レ賴候。頓首。

松岡清助樣　　屋代太郎

返りごとは父にかはりてやりける。

數年來御懇意被二成下一候に付、御內意被二仰下一候趣至極御尤之御儀奉レ畏候。近來武家に而公家之眞似いたし風流好事流行仕候而、武備薄く相成り御不安心にも被二思召一候由、如二尊命一武家に而詩歌管絃蹴鞠等に日を送り武を忘れ候は、以の外の儀と奉レ存候。來春御昇進の節、官服之故實相糺し衵等著用仕候は、武を忘れ候趣意には曾而御座有間敷、國郡を領し、其官位に拜し、相當之服相用候儀、毛頭公家之眞似仕候譯に者無レ之と奉レ存候。たとへば鎧の下に籠手臑當、佩楯等を著し、兜の下には半首帽子甲抔をかさね候如く、束帶の下具は下襲、衵、單等著用仕候者勿論の儀に御座候。布衣白丁等之行列を整候は、三軍を將ひ隊伍を列し候も同樣の儀、是等之事手薄に御座候はゞ、武の備も全からぬ事と相考申候。主人〇〇抔は來春初而官服著用仕候。自餘之諸侯も生涯に一兩度之儀、何も服餝之故實精撰仕度心底に而、是者則上を重じ候心より起り候儀に御座候。劔者累代の品相用申候儀に御座候得者、如レ仰有合之品相用可レ然候。衵者此度再興上二中にも無二御座一、前々より被レ用來候家にも御座候得者相用候方可レ然奉レ存候。享保明君四足御門被二相毀一候　尊慮

之程は、實に感服仕罷在候故、平常公家之眞似致し、管絃、上鞠等はいらぬ事と奉ㇾ存候。何卒犬追、笠掛等、合戰之調練專一に相心懸度奉ㇾ存候。乍ㇾ然武家にはとかく亂世之遺風多く、裝束にも間違候事御座候に付、何卒古法に相叶候樣仕度奉ㇾ存候。是等之處御勘辨可ㇾ被ㇾ下候。文武兼備り候ば、乍ㇾ恐昇平之御代の御甲斐もあらせられ候御儀と、私共卑賤の限りいらぬ事ながら奉ㇾ存候儀に御座候。以上。

十二月朔日

尙以私共御存被ㇾ遊候通り文盲に而、政理之損益も不二相辨一候得共、近く今川氏眞の如きは、公家の眞似いたし和歌、上鞠等に日を送り、武を忘れ候而國を失ひ申候。武田四郎勝賴のごときは、勇武に失し家を亡し候と奉ㇾ存候。勝賴も左京大夫抔に任じ主將の德を守り候はゞ可ㇾ然と奉ㇾ存候。右大將賴朝卿將軍之宣旨は、三浦の義澄甲冑を著し受取申候由、武を主張仕候共、右樣の先蹤者、當時の規則にも相成申間敷候。乍ㇾ然夫とても上の御詮議に而甲冑を帶し、來春之御大禮被ㇾ行候儀に御座候はゞ、甲冑之故實相糺し度奉ㇾ存候。束帶仕候上者、服色之法式精撰仕度奉ㇾ存候。かく昇平うち續き候得者、文武共に委しく相成候者勿論之儀に御座候。本文にも申上候通り、管絃、蹴鞠等之なまめかしき事は相やめ、平常はいかにも質素に仕度奉ㇾ存候。尊慮御同樣に御座候。尙拜謁萬々可二申上一候。以上。

松岡清助

屋代太郎樣

再書を送りて又異見を述らる。その狀は、

常の服飾を非常の武服に御比被ㇾ成候ての御辨、一應は相聞へ候得共、武服は一かけ候ても生命に拘り候。常の服飾はかけ候ても生命にはかゝはり不ㇾ申候。扨又、文武左右とは申ながら、武家にては武のかち候は强く、文のかち候は弱く候。然るに、武備にかけ道有ながら、文のかち候を憚候

にて候。今時の服飾は、おほけなき事ながら、古今を通觀候得者、上古質素の制には有まじく、中古花美風流衰弊の餘波にて有べく候。乍レ然、今日被レ行候事故、やむ事を得ず用られ候にてあるべくやと推察仕候。いづれにも文にかけみちあるは恥ならず、武にかけ道あるは容易ならざる事と存候。老婆心より申述候事に御座候。

一武家には兎角亂世の遺風にて、裝束等間違多く、法式に叶候樣に被レ成度、文武全く相備候はゞ、昇平の御代の甲斐も在せられ候御儀と思召候由、文武全備候はゞ、此上もなき事に候得共、方今諸家とも不如意に相成、借財而已にて取續、家柄によりては臣下の祿を借扚などいたし、士卒十分のあてがひ不二相成一候も聞へ候。夫に而は武備全と申にては無二御座一候に、文飾のみ備り候を如何と存候。

一斯昇平打續候上は、文武共に委しく相成候事は勿論と被二仰下一候得共、私目には左樣には見え不レ申。太平打續候へば、人々武を忘候て、文字のみ委敷相成候樣に存候如何。抑武威を主張いたし候には、服飾等の事はかけたるも不レ苦と被レ存候は如何思召候哉。今一應御內存承度奉レ存候。頓首。

十二月廿一日　　屋代太郎

松岡清助樣

返りごと

非常の武服のかけしは生命に拘り、常の服飾のかけしは禮儀に拘り候得者、いづれもかけざる方可レ然候。但合戰の勝敗は、强而甲冑の堅厚にはより申間敷、專ら將士の智勇により可レ申候。又禮儀一日も不レ用候はゞ天下速に亂れぬべく候。

一當時の服飾は上古質素の制には無レ之、中古風流花美の餘波にて尊慮に不レ應候由、如レ仰袖のひろ

さも寸を以てはかり候頃は、いかにも質素に可レ有ニ御座一候得共、當時左様の服著用仕候はゞ、本朝の人共みへ申間敷候。扨又、上古にも金銀珠玉を以かざり候事は、禮服冠寶髻等不レ及ニ申上一御存知之御儀奉レ存候。然るに、當時禮冠の玉はびいどろになり候得共、藝者、〔割註〕酒宴席につらなり三味線ひく者を云。簪子のかんざしには、競て珊瑚をつらぬき候はいかゞ思召候哉。とかく當時の風俗儀服は侈に仕、平常なにの益なき玩物に花美珍奇を好み候事、誠に沙汰の限に御座候。

一諸家共に不如意に相成、臣下の祿をも借揚候は、平常人君の徳を守らず、隨意におごり候より起り候儀に而、來春などの御大禮には、たとへ花美に過失仕候共、大名の貧富にかゝはり候程の事は、決而有レ之間敷御安心可レ被レ遊候。

一太平打續候得者、文のみ隆に相成候は尤不レ宜候間、何卒武威さかむに相成候様可レ被レ遊候。小子等かねて此處に微力をはげまし、流鏑馬、笠掛等稽古致させ申候。

一前條にも申上候如く、いやしき婦女の笄に玉を貫き美服を好み候は、色を主張仕候もの故、暫不レ及ニ沙汰。木蘭黃墨染抔可レ用、僧尼學行も未練、俗姓もさだかならずして綾羅錦綺を袈裟衣にぬひ候は、いかゞ思召候哉。武を主張に仕候得者こそ、乍恐公方様を初奉り、大國を領し候諸侯も、麻の上下などは用候にて可レ有レ之候。凡三公卿相の麻の上下著し候事は、元龜、天正以前は曾而有レ之間敷候。左候へば、方今の服制は誠に質素の限と奉レ存候。

一尊下御見識には、武道にかけたる事も御座候得者、御近代に御例も無レ之。御大禮にも服飾をかき候が宜と思召候由、私共所存は平常質素に仕候も、かやうの時の爲いかにも服飾相とゝのへ度奉レ存候。此處は幾度御異見被ニ成下一候共、とても御見識とは相違仕候間不レ及ニ是非一候。如ニ尊命一御筆談而已に而は、何か角を生じ候様に而背ニ本意一候。唯來陽得ニ拜謁一催ニ一笑一。尚御隔意なく被レ仰候者快然たるべく奉レ存候。頓首謹言。

十二月廿九日　　松岡清助

屋代太郎様

如ニ尊命ニ角を生ずると書たるは、別紙に此事有るを受たるなり。

○水戸中納言君のみうち桐原うしのもとより文をおくられて、染さうぞくの事をとはる。御文は、

以ニ手紙ニ致ニ啓上ニ候。春寒之節彌御清福珍重奉レ存候。陳者寛永御上洛　御參內之日、高倉永慶卿より被レ致ニ調進ニ。御三家方染裝束被レ召候例に而、今春　御轉任之節、同樣染裝束之儀內々被ニ仰達ニ候處、水野出羽守殿より染裝束之儀者、神事之服に在レ之旨、高倉家より申候段を以、去十二月中水戸殿え被ニ申上ニ候。依レ之彌神事之服に限り候而は、染裝束無レ之哉之境、過日京都えも及ニ文通ニ候處、若又會頭之族より出羽守殿衣文者等え差圖等有之事にも候哉。謬誤は正し可レ申事ながら、寛永と僅之間に而、高倉家調へ差別出來も如何敷樣存候。定而御心得之儀とも存候間、其境致ニ承知ニ度此段及ニ御書通ニ候。いなや御答御申越候樣致度如レ此御座候。以上。

正月十一日　　桐原兵吉

松岡清助様

尚々左右繁用御疎遠打過申候。今春は定而高倉殿も參向被レ致候半、其節は御面會可レ申存居候。

御染裝束之儀、寛永之御例に而、今春御轉任之節可レ被レ爲レ召之儀、御內々被ニ仰達ニ候處、水野出羽守樣より染裝束之儀者、神事之服之由、高倉家より申來旨御答御座候に付、彌神事之服に限候哉之旨、御書面之趣委細拜見仕候。染裝束者行幸之供奉、祭の使等殊なるはれに著用仕候儀に御座候。神事之服と申儀者、決而有レ之間敷候。祭の使著用之先例多御座候故、神事の服と差誤仕候哉と相考申候。寛永之御例も御座候に付、今春　御大禮之節御著用被レ遊候儀、少も不レ苦儀と奉レ存候。右に付會頭共より出羽守樣衣文者等え指圖仕候儀者無ニ御座ニ候。

但神事之服と申候者、祭服淨衣等之事に而、染裝束を神事之服と申は大に相違之儀に御座候。尤染裝束者下重、表袴迄、色々に染候儀に御座候。又表袴者普通に而柳櫻山吹杯の御下重御著用者染裝束之限に而者無ニ御座一。猶更不レ苦奉レ存候。右之段者乍レ恐　御上に而も、御委しく被レ爲レ入候故、不レ及ニ申上一候得共風と書載仕候。

桐原兵吉様　　　松岡清助

○こたび柳營宿德のみさうぞくとて、御あこめ、ひとへ、白かさね、御下重は柳を調進せよと、高倉どのへ仰せごとありけるに、柳はいはひに著ぬいろなりとて調進せられず。さらばこと色にても調進すべしと、かさねて仰せられぬれど、任太政大臣にはつゝじの下かさねが相當なりとて、つゐによのつねのつゝじを調進せられける。柳の下がさねを任太政大臣に著し事は、康平に資平、資綱卿、寛治に實季、俊將卿、弘安に園光院(基忠公)、天承に治部卿、雅兼等例ある事なるを、しゐてとゞめられしは心得がたし。さて夏の御料には、青朽葉を調進せらる。青朽葉もいはひに著ぬよしは、かざり抄、次將裝束抄等にみえたり。柳をいはひにきぬとて憚り多くば、青朽葉もいみぬべきを、かれはいみ、これはいまず。いと〳〵いぶかしきさだめなり。

こたび任太政大臣の日、津山の若君は紅梅のしたがさね、我君高智の侍從、米澤の侍從、二本松の左京大夫の君などは、さくら重の下重を著給へり。京家の人さぞ片腹いたくみ給ふらん。されどふるきよのさだめは、晴なるをりは必梅櫻裏山吹などきる事にて、大饗臨時客などにも數多例有。〔割註〕證文下にしるす。」中ごろ兵亂しきりて、朝廷おとろへたる時より、つゝじならぬ下がさねは絕てしを、いまだ再興し給はぬに、武家にせんせられてはくちをしきなるべし。又中頃の書に、いろをゆりぬ殿上人は、つゝじの外はきぬよし見ゆれど、寛治に女御代の前駈、永承、治暦に堂塔供養の堂童子など、いろゆりぬ五位やなぎさくらなど著たり。されば我君達のさくらがさね著給ひし事、ゆめ潜上と

すべからず。

四位五位は誠に人數にもあらず。大臣納言の從者にもあるなり。しかるに、我君達は大國を領し藩屏となつて、三位にだにのぼらず。いろをだにゆりぬは、いと〳〵くちおしき事なり。されど制を犯して、織物の下襲、表袴著べくもあらず。あとあるまゝに、いろ〳〵の下襲を著、あるにまかせて有文の帶さす事などは、なにの難あらんや。梅櫻柳などの下襲を、染さうぞくなどこゝろえて、祭の使などの外、晴なる日もきぬとおもふは、ふるきふみみぬ故なるべし。上達部のいろ〳〵の下がさねきる事は、よのつねの事なり。されど、上代のやう、令條抔を考れば、うへのきぬは位によりて定り、うへの袴はしろにて、下がさねの〔割註〕上代は汗衫といひしなり」いろはなにの定めもなし。こはうへの衣にかくれて見えねばなりけり。〔割註〕むかしは下がさねの尻を長く引事はなし。」されば、制なければ、中頃風流優艶をことゝせし世、花によそへ葉にたぐへて、いろ〳〵のかさねのいろ出來て、下襲衣などにもはら用ひたり。おもへば花美にあやまてり共いふべけれど、今はた深紫、淺紫、深緋等の位袍を著、下襲は尻もなくて、袖のひろさ小尺八寸計なる古風も用らるべからず。されば、中古已來をまねぶの外せんすべなき也。前にもいひしごと、下重はうへのきぬにかくれて見えねば、いつの帝の詔に、なにを用ひよ、いつの令に、かく定められしといふ事はなきなりけり。

正月下襲をきる次第あり。元日躑躅、二日皆練、三日櫻、七日柳の下重をきるなりとぞ。いまのよの人、下重はなべて白き表にくろ裏付たるものぞと心得たる多かれば、かゝる次第もしらずやあらんと、筆のついでに書つくなり。

直衣を雜袍といへば、なにいろをも用ゆべきに、こも又下襲のごと、いまは冬は櫻、夏は二あゐにかぎれり。されど、ちかく北山行幸に、室町殿の若君紅梅のなをしを著給ひしと覺ゆ。櫻二藍に限らば、雜袍といふせんなきに似たり。いまも當色以下の〔割註〕當色は衣服令にみえたり」色を用ひ給は

んに、なにの罪かはあらんや。

奴袴の色、四位五位もわかきは紫を用ゆべきに、關東の君達は、侍從ならでは紫をゆるされず。こは地下の諸大夫等が定めなり。〔割註〕おもふに、地下は侍從に任ぜず。侍從に任ずる家は、公家武家何の勝劣あらんや。」いまの筑前の若君の如き大國のあるじにて、あまたの藩士をひきゐ給ひながら、攝家宮方の郎從の制とおなじきは口をしからずや。我君なども侍從に任じ給はずばかくなめりとおもへば、くやしくてなみだそゞろにながれいでぬ。

柳營服御の笏は一位の木也とぞきく。五位已上牙の笏、白木の笏を通用すと、彈正式にみえぬれば、牙もしは白木にてぞあるべきに、櫟を用ひさせ給ふは、いかなる故にや。横刀の緒もいまは多う二筋にて、短をば垂と名づく、長きにて結びたる處へ短をおほひて帶にかふ也。本は必ず一筋にてあるを、いまは績平緒などいひて、その結び樣を高倉家にては、ことに祕めらるゝと也。おこがましや。二筋にきりたるぞ、後のよのたくみに仕出たるものなれば、傳授にても有べき也。關東服御のも二すぢに切てあるとか、本意なし。

服色の制は朝廷の制にて、高倉、山科兩家のしるべき事にはあらじ。しかるを、たれもその事委しくたどらねば、この兩家にたづねしりたるより、いまは弟子ならねばかゝづらふ事をゆるさずなどいふめり。しかあれば、古今を通觀して天下の則とすべき事をこその給ふべきに、ふるき書などはみで、家の說とていとほこりがにもてひがみたる事いひ出んは、本意なきわざなり。又官位をえて、天下の法令あなる事をみづからはしらで、他家にとひ聞も、くちおしからずや。高倉家はたゞ尻つくり、袖のひだうるはしくする事杯ぞしるべき。山科はひろさせばさ、長さみじかさなどぞしるべき。其法令は、國史令式諸家の日記、西宮、まさすけ、通方抄などによりて、ふるきためしをしりたるがよきなり。

いまの肩にてかく乘ものは、ふるきよにはなし。されば、うるはしくさうぞくしては、車〔割註〕くるまもはやう絶にたれば車おろし、又はこしにぞのるべき、こしも古樣ならねど、足利のよにはもはら有りし也。」又はむまにぞのるべき。又前駈、扈從は位あるは束帶、さらぬは布衣、下部は退紅、白張なるべきに、五位の諸大夫はみづからはひのさうぞくにても、召具の者はよのつねのさま也。淺ましき事ならずや。都の人のみるめもはづかし。寛永御上洛之供奉には、五位の諸大夫の召具も皆布衣白丁にてぞ有し。又やごとなきは染裝束を著給へり。

いまながへとてのるは腰輿なり。こしにのるは、主上は鳳輦ならぬ時、又中宮などぞのらせ給へるものなれば、臣下の乘るはすぢなき事也。ふるき書に轅とみゆるは、うしをかけん料に長う出たる處をいふ。その轅のさきに横にわたしたるをくび木といふ。こは牛のくびにあたる故也。されば、がう家のみちやには、むまにならべて牛をも飼はれにたれど、さらぬは、牛飼ありてかりてぞ用ひにけん。かくなべて車に乘ぬれば、いま轅かゝせんするものに、なにをか著せん抔、思ふにびんなし。大かたかけ素襖を用うれど、是もふるくはみえず。十徳てふものぞ、足利のよには用ひし也。又白張立烏帽子もなんなきなるべし。〔割註〕御輿をかく駕輿丁のさうぞくは、ふるき文にもみゆれど、臣下の輿丁は所見なき也。」

○任官及拜賀之日著色々下襲例〔割註〕樺櫻、柳、青朽葉、顯文紗赤色。」

峯記云、曆仁三(元カ)年正月廿三日、任大將日。嘉保例大殿令レ著ニ樺櫻下重ー之由。(略)、任大將日。御下重樺櫻尤可レ然候。嘉保浮文之由、見ニ中御門右府記ー。一向不レ可レ違ニ彼例ー候。」蛙抄云、康平四年十二月廿日、任ニ太政大臣ー。資平、資綱卿著ニ柳下重ー。」又云、寛治二年十二月十五日、任ニ相國ー。大納言(實季、經信)、中納言(俊將)著ニ柳下重ー。」又云、弘安八年八月八日、任ニ相國ー。圓光院著ニ柳下重ー。」又云、仁安三八廿四、内府拜賀。中將通親著之顯文紗赤色下重也。」後愚昧記云、應安四年五月七日、

內大臣經顯拜賀也。下襲(常菱遠文、青朽葉)、

同朝庭公事著例(白重、火色、櫻、青朽葉、柳)

西宮記、人々裝束云、踏歌事。天皇服御直衣王卿如レ常。青色麴塵袍白下襲半臂。」「又云、殿上賭射。前後射手十人、左右著二麴塵袍一。或前後著二位袍別下襲一也。其下襲隨レ時前後各定二其色一。」「餝抄云、火色。臨時客、賭弓、試樂、凡無二止事一之晴著レ之。」「又云、長寬元正十八、賭弓。或祕記曰、左大將火色下襲面裏打レ之。右大將裏張レ之。」「又云、天養元正廿一、賭弓。宇治左府著二櫻張下重一。」〔割註〕去年朝覲所レ著之下重也。」「又云、保元三六九、相撲事始。少將成憲(年預)著二青朽葉下襲一。」「又云、元永元正廿六、立后。關白御下重。」「照念院裝束抄云、高屋殿御命曰、節會著二柳下重一事不レ可レ然。但有レ例。殿曆曰、永久四年正月七日、御下重。〔割註〕今案、執柄不レ列二朝廷一勿論歟。」「正治二年正月十六日、親輔卿記曰、節會。殿下御參內。御東帶濃青張御下重、裏濃青面綾張白平絹。」「蛙抄云、保安五正廿九、賭弓。內宥火色下重。

同大饗臨時客等著例〔割註〕火色、皆練、紅梅、裏梅、梅、櫻、柳、黃柳、山吹、白重。」

餝抄首書云、嘉禎三年正月三日、臨時客。內大臣〔割註〕火色下重、半臂、紺地平緒。」「中右記云、永久四年正月廿二日、關白大饗。內大臣(著二火色下重一。)」「山槐記云、保元四年正月廿二日、關白大饗。內大臣(著二火色下重一。)」峯記云、嘉禎三年正月三日、尊者被レ著二火色下重一黑半臂、紺地平緒、(○以上火色)。」「餝抄云、天仁二正一、臨時客。殿下皆練下重、黑半臂。」「蛙抄云、長承三正二、臨時客。尊者左大臣皆練下重、黑半臂、(○已上皆練)。」「餝鈔云、仁安二正二、臨時客。主人(攝政)紅梅下重、〔割註〕面紅梅、裏蘇芳打也。」「浮文梅散花、不レ著二半臂一。」「世俗淺深祕抄云、紅梅下襲著二尋常半臂一歟。後二條關白爲二內大臣一臨時客日如レ此云々、(○已上紅梅)。」「餝抄首書云、嘉禎三正三、臨時客。主人(攝政)裏紅梅下襲、堅織物浮線綾圓、(面白、裏蘇芳)。」「峯記云、嘉禎三年正月三日臨時客。予著二束帶一。

〔割註〕堅文織物、下重、面白裏蘇芳。」蛙抄云、仁平二正四、臨時客。尊者内大臣唐綾梅下重、黒半臂、（〇已上梅下重）。」中右記云、永久四年正月一日、臨時客。殿下（紺地櫻下重）。」長秋記云、天永四年正月十六日、太政大臣大饗。治部卿著二柳下重一。」餝鈔首書云、嘉禎三正三、臨時客。管宰相爲長卿著二柳張下重一。歳八十歟。」蛙抄云、仁安二正二、臨時客。尊者左大臣（經宗）黄柳下重。」玉葉云、文治三年正月三日、臨時客。今日右大將著二山吹唐綾下重一也。」世俗淺深秘抄云、關白若攝政臨時客時、高年中將著二白重一事若有二其例一。永久四年關白臨時客日。右中將師時著レ之。大納言著レ之。又有レ例。

同非色殿上人著例（櫻、柳、蒲萄、蘇芳）

蛙抄云、永承三三二、興福寺供養。左右堂童子左位廿人櫻下重。」治暦三二廿五興福寺供養。左右堂童子各八人之中、五位十二人櫻下重。」寶治大嘗會御禊。女御代前駈廿人、内五位十二人著二櫻下重一。」餝抄云、永治元十御禊。女御代、前駈左位十六人、已上柳打普通本下重。先々多用レ櫻。今度長元例也。」西異本宮記云、人々裝束。臨時祭陪從青摺裝袴、柳下襲、大口。」又云、臨時祭。舞人裝束（中略）、地摺袴、蒲萄染下襲、合袴。」餝抄云、承安三四十七、近衞使。少將隆房薄蘇芳薄物半臂、下重。表袴青打。非二禁色一也。」又云、仁平元十一廿三、臨時祭試樂。舞人隆長、著二火色下重、黒半臂一。」雅亮裝束抄云、御だうくやう、千ぞうなどのだうどうじのそめわけとて、左右わかちてやなぎつゝじとてある、やなぎは常のうすやなぎなり。」

後松日記 巻之四

○こゝろにおもひいづることを、筆のまに〳〵書付て、一まき二まきにもなりぬれば、あはれ、むやくに筆紙をついやすことよとつみうべきこゝちして、はやとゞめはべらんとおもひはてぬれど、今はたカいりぬるわざしても、もとよりはか〴〵しからぬ本性なれば、なに許のことをかし出しはべらん。春の初のつくり物語のたぐひ、數多の紙筆のついゆることなきにしもあらぬよなれば、我ひとり國の寶をとつゝしみおしむも又益なきなれば、猶こりずまの波立かへり、ことしもかいつくなり。

○島津中將家より、鎌倉足利將軍家の武家の衣服のことをとひ給へるに、答奉りぬれば、いみじうめでさせたまひにけん。數のたまものありけり。なにとかかきて奉りけん、わすれにたれど、かんがへいだして、筆のついでにかきつく。

鎌倉足利の世、武家の衣服、晴のときは、〔割註〕埦飯、弓場始の類。」狩衣、水干、又うら打の直垂に大帷、大口を重ね、尋常は素ひたゞれ、革緒のひたゞれを着し候。〔割註〕革緒のひたゞれは素襖のことなり。」狩衣、水干には風折烏帽子、直垂、素襖には家々の折烏帽子にて、いづれも刀をたいし、太刀を從者にもたせたり。主の供するときは太刀をはく、狩場旅行などには必はく。いまの袖なき上下も、足利の中比の書にはみえたり。〔割註〕松永彈正がはじめしといふは非なり。」かりぎぬ、水干は文紗の類、冬の料は裏を付、ひたゞれは表は布にて、きぬの裏をつく、素襖も布なり。〔割註〕極熱にはゆりて越後布ももちゆ。」色紋等は定まらぬなり。

武家衣服着例

東帶　　義政公大將拜賀記　　慈照院殿贈相國記　　西三條裝束抄

布袴　西三條裝束抄　武家儀式
衣冠　西三條裝束抄　室町殿元服昇進拜賀記　康富記　逍遙院裝束抄
直衣　西三條裝束抄　武家儀式　義稙公御髮置記　義政公着袴記　康富記　東鑑
　　　雲井花　逍遙院裝束抄
小直衣　慈照院殿贈相國記
淨衣　東鑑　義滿公元服記
狩衣　室町殿元服昇進記　康富記　宗吾大双紙　義滿公御元服記　親長卿記
　　　義敎公御元服記
直垂（裏打）　武家常服、證文不レ及レ注。
素襖　同
肩衣袴　同
布衣　親長卿記　東鑑
細長　義政公着袴記
水干　御弓場始次第　義政公着袴記　義稙公御髮置記　流鏑馬
長絹　義輝公御元服記　蔭戒記　常德院御乘馬初記　故實雜々
小素襖　東山殿年中行事　細川亭御成記　貞親已來之傳書　三好亭御成記
袖細〔付重袖細〕　義輝公御元服記　騎馬の次第　貞順豹文書
十德〔放チ十德〕　貞順豹文書　御供古實　眞犬追物　宗吾大双紙　出仕之供足半之事
　　　宗吾一冊　諸書富用抄　武雜記　私刀記
編綴　故實雜々

道　服　　故實雜々
八　德　　蜷川記
袴　斗　　貞親已來之傳書　　義輝公御元服記
白　衣　　貞親教訓書
　已上は、過し比編集せし衣裝の記とて、武家の服色を類聚せし中にありしなり。

○五山の僧に賜ふ公狀の文
　南禪寺住持職事
　任先例可被執務
　之狀如件
　　文政八年十二月九日　　　　　左　大　臣　御　判
　　　　　　　　　　　　　　　古　林　和　尚

○黃檗宗尺牘のうつし
　（朱書）肅啓
　歲序獻新萬邦樂無爲之化
　國政温故億載固太平之基是
　仁及春同布惟令與時俱亨
　雖方外野人皆悉戴德恩茲
　特差弊執事奉賀
　儲君殿下千秋恭喜
　閣下權衡永保福壽增長至
　祝不盡

啓

上　　　台下

小笠原近江守賢侯

黄檗妙菴［普最］和尚

○竹屋前兵衞佐殿は、當時の博達なり。いにし寛政の頃より、足いたみて内へもまゐられず、籠居せられぬれど、つゐに識達とならせたまへる。いみじきことになん。仙洞初度の御幸にも、あまたの勘文を奉られし功によりて、從下の四位に推叙せられぬ。その文に曰、

從ニ去寛政年中ニ依レ痛引籠雖レ未ニ本復一。在ニ其牀ニ碩學累年。既去九月
上皇御幸監ニ和漢典籍ニ不レ少ニ奉公一。仍被ニ
推叙ニ事。

○堤中務少輔殿も、有識口おしからぬ人なめり。ことしやよひ、詔書の使にさゝれて吾妻に下り給ひぬ。歸らせ給ふ日、別をおくり奉るとて、品川の驛にまかりける。物語し奉るうち、海國兵談はいかゞおもふぞと問はせたまへり。答曰、此書の中、武士の本體をろんじ、血戰を第一にせよといひしは、もとよりおなじこゝろにはべり。水上の軍に至りては、必勝の理をしり侍らず。又その具を調へたるも信用しがたしと聞へぬれば、中書の給はく、高論々々。但長崎の如き樞要の地に、かねて大銃を設置むなどの說は尤可なるべしと。又曰、尊命のごとく、樞要の地にはいかにも其設もあるべし。海岸に石壁を高うして、日本國城をつくれといひしは、此書中の僻笑ふにたへたり。なんぞかく外國をおそれんや。林子平も勇氣はおくれたる人なるべしと聞え奉りて、かたみに笑ひぬ。この海國兵談を早くはしらず。近頃ぞよみけるなり。もし讀侍らぬさきに此論出來ば、詩歌管絃をわざとせらるゝ

大宮人と、兵書の論にまけなんは、いと〳〵似合ぬわざなるべし。

○或人有識者といふも、伎藝者流にて道を學ず。たとへば、活花の師範は、活花を以て國家も治り候樣に存ずる類にて、天下のことは論ずるにたらずといへり。おもふに、伎藝者流にて道をしらずといふ、其道はいかなるみちぞ。今人として、大學、論語をよまぬものもあるべからず。毛詩、尙書もみるなるべし。己を正し身をおさめて後、萬の事をも學ぶべきなり。されば、いかなる伎藝者にても、君につかふるに忠をつくし、父につかふるに孝を以てせば、みちをしるものとすべし。もし道を守らず、人をころし、火を放ち、盜をいたせば。たちまちにつみせらる。されば、天下に道をしらぬものはなきとしるべし。しかるに、道をしらぬといふ人ぞ、まことのみちはしらぬなるべし。

本朝政理の書は令十卷なり。其次は格式なり。刑書は律なり。〔割註〕律は今僅にのこれり。そのるゐの書あり。」又國史は古の刑政をしるに便あり。これらをしらずして、公事服色の故實にも達することを得むや。しかるに、活花の師範に比すことは口さがなし。舌をぬきてぞこゝちよかるべし。

○女は他姓に嫁すといへども、夫の姓名を稱する事なし。我姓戸を稱するは、たれもしりたることなれど、今のよ下ざまの風、衣服の紋など、夫の紋を用ゆる樣なれば、こゝろえたがへるもと、筆のついでにかき付るなり。過し文政五年の御叙位の御位記のうつしをみしに、御臺樣の御位記は從三位藤原寔子とあり。御簾中樣のは無位喬子女王と有しにてあきらけくしるべし。されど、その蔭は高きによる習ひにて、たとへば、父は大臣にて夫納言なれば、父の蔭によるべし。父納言にて夫大臣ならば、夫の蔭によるべきなり。

○男女婚嫁することは、令條に、祖父母、父母、伯叔父、姑、兄弟、外祖父母によりて定むることなり。又先奸後娶爲二妻妾一、雖レ會レ赦離レ之。とあれど、この嚴制はやうすたれて、先みそかに文をかよはし、女はたおさ〳〵返りごともせぬつれなさをうらみ、こひわたるとし月をかこち、さぶらふ女房

をかたらひしゐてあひみるあり。又父母にゆるされても、猶その禮はなくて、みそかにかよひそめたる風情にて、三日のあしたぞしうと初てたいめす。これをぞあらはし、又露顯ともいふなり。さてのち男の官位もすゝみ、やんごとなくなりもてゆきて、舅の家に行かよはんもうるさければ、我家によびわたし、あるはべちに家居をまうくるもあり。されば、はじめより女みづから、われ妻にならんとて、男の家にゆきてまみゆることはなかりしなりけり。男こゝろざし深ければ、よるひる女の家に住わたり、内へも參り出入すれど、たれもときはの松ならずして、はやも秋風に夜半のことの葉いろかはりゆけば、こと方にうつろふもあり。又げにちかおとりして、ひとへにみまうくおもふもあるべし。つゐにゆきかふこともたえはてぬるを、住まずなりけり。かれはてぬるなどいふなり。さてこそ、いかに久しきは、兼家公のまかりたまへるに、門をおそくあけぬれば、立わづらひぬといふ入給へるに、内よりよみていだしたるなり。新玉の年の三とせをまちわびしもあさくはあらざりけらし。さて豐臣氏の世、私に婚嫁することを嚴に禁ぜられしより、まことに千歳の令とはなりにける。いみじきことなり。女子は今のあまたのこがねを婚嫁に遣して嫁することとなり。こは女の家居をつくらん料なり。女その新造の家にうつりたる日しも、男來りてまみゆるなりけり。かくこゝろえず、女みづから男の家にすゝみまゐりぬるとおもはど、うち付にさしすぐしたる樣なり。内東宮にまゐるもみけしきありて、后町のうち、藤壺、きりつぼあたりにまゐり住ぬる夜ぞ、うへはおはしますなりけり。さてまうけの君などうみて後ぞ立后はあるなり。

○禁色之事　三代實錄、貞觀十二年十二月廿五日云、又內記監物解由狀一准ニ判事一。又下レ聽ニ禁色一爲ニ下衣一。又聽ニ六位已下着ニ烏犀帶一。但有ニ通天文一者不レ在ニ聽限一。又着ニ諸禁色一皆從ニ破却一。但五位以上錄レ名奏聞。僧尼着ニ禁色一。仍レ法苦使。准御已上錄レ名奏聞。一 又、元慶五年十月十四日云、禁下男女着ニ青紅花交ニ染支子一之色上。不レ論ニ淺深一無レ聽ニ服用一。以ニ其色涉ニ淺黃丹一也。一 延喜彈正式云、凡禁色

者物從二破却一。但五位已上並律師已上錄レ名奏聞。僧尼依レ法苦使。」又云、凡諸禁色者物雖二下衣一不レ聽二服用一。」法曹至要抄云、黃丹事。彈正式云、支子染深色可レ濫二黃丹一者。不レ聽二服用一。元慶五年十月十四日宣旨云、支子染深色可レ濫二黃丹一。者不レ得二服用一。而年來以二茜紅一交染。尤濫二其色一。自今以後。茜若紅交二染支子一者。不レ論二淺深一宜レ加二禁制一者。

案レ之。着二件色一之時。雖二禁制重一。近來之作法。或稱二欵冬色一着二用之一。或號二黃朽葉色一着二用之一。已下男女任レ意隨レ望。亦無レ禁二制之一。

又云、紅染事。延長四年十月九日宣旨云。紅染深色可二禁制一之由。去延喜十八年三月十九日給二本樣色絹一已畢。而年來之間。不レ隨二樣色一。彌好二深染一。宜下重下知從二新嘗會一以後一切禁遏上。

案レ之。件色雖下被レ聽二禁色一之輩上。依二此制一尙以不二着用一。而不賴之類不レ知二憲法一恣着用。猶從二破却一。宜下處二笞三十科一決放之上。

西宮記臨時一云、諸宣旨。下二彈正一宣旨。〔割註〕不レ奉二辨史一宣依二官符所レ行也。」禁色雜袍敕授。〔割註〕以上上卿着二左衛門陣一下レ之。」牛輦車事。」又云、下二檢非違使一宣旨。禁色雜袍帶劍。〔割註〕上卿下二宣旨一。」着摺衣一緋鞦事。」餝抄云、半臂。冬禁色之人襴纈。身濃打。夏大文黑半臂。〔略〕、不レ聽二禁色一之人。冬平絹。其色如レ常。」枕册子云、めでたきもの。六位の藏人こそなほめでたけれ。いみじききんだちなれども、えしも着たまはぬ綾織物を、こゝろにまかせて着たる。あをいろすがたなどいとめでたきなり。」新古今和歌集云、延喜の御時、女藏人内匠、白馬節會みはべりけるに、くるまより紅の衣をいだしたりけるを、檢非違使のたゞさむとしければ、いひ遺しける。

女藏人内匠

大空にてる日の色をいさめても天の下にはたれかすむべき

考ふるに、禁色の字は、三代實錄、延喜彈正式にみえたるが始めならめ。されど、衣服令云、凡服

色白黄丹紫蘇方緋紅黄橡纁蒲萄緑紺縹桑黄揩衣蓁柴橡墨。如レ此之屬。當色以下各兼得レ服レ之。〔割註〕謂假令。着レ紫之人兼得レ服ニ蘇方以下諸色ニ之類。此條包爲ニ男女ニ立レ制也。」かく見えたれば、當色以上の色は、みな禁色なることとしるべし。さて後、皇太子の御服、黄丹にみだるべき支子染を禁じ、延喜には紅をも禁じたまへり。これらはみな、染色の禁なれども、西宮記に見えたる禁色雜袍の宣下は、まさしくいまの例にて、おりものゝ半臂、下襲、表袴、さしぬきなどをいふなりけり。〔割註〕西宮左大臣高明公は、延喜の帝のみこ、三代實錄、彈正式等をさること遠からず。」こはこゝろあての說なれども、この書の中、公卿と四位五位と織物无文の制あるをもてしるべし。この禁色宣下を賜ること、攝關家は元服の日ゆり給ふ。さらぬ家の子は、四位などになりて後ぞゆりさせ給ふなるべし。藏人は六位もゆりてきるなり。よろこびもうしよりまへに宣旨を賜はりてきて出めれ。こやこの職のめいぼく餘官にたぐふべくもなし。さては、枕册子にもめでたきものにはいれたるなり。凡色の字を靑赤の色にはあらでもちゆること、令式にその例多し。營繕令に、凡官私船每年具顯ニ色目ニ。義解に、榲樟之類。是爲レ色也。又公式令、除附鐲免及解黜官位追徵位記皆色別云々。又奴婢當色爲婚云々あるは、軍器在レ庫。皆造ニ棚閣ニ色別異別云々の類なり。三代實錄にも、禁色は下衣といへども不聽といひて、烏犀帶、通天帶をもいへり。西宮記には、揩衣、緋靴をくはへしにても、必染色のみならぬをしるへし。されば四位が紫を着、六位があけをきるの類、服色令の禁色にして、さて後代は綾織物の下衣袴、又三位ならでは白玉帶、金魚袋の類、六位が通天帶も禁色のかぎりといふべし。

○車副裝束之事　御禊行幸服色部類云、寛治時範記云、御車副六人、着ニ蘇芳褐衣、冠、黄柳色單、下重、半臂、黄袙、靑單、末濃袴、布帶。」又云、江記云、殿下御車。〔略〕、御車副六人、着ニ蘇芳褐、柳單、下襲、黄袙、靑單、靑末濃袴、布帶。」又云、保安四朝記云、殿下御參駕檳榔御車〔略〕、

御車〔略〕、御車副六人、〔割註〕冠卷纓老懸、蘇芳褐衣、柳半臂、下重、黃袙一襲、朽葉末濃袴、葉脛巾。」又云、永治二十廿六宇槐云、唐御車々副六人、〔割註〕冠老懸、赤色褐、柳單、半臂、下重、朽葉末濃袴、黃袙、合袴、葉脛巾、布帶。」又云、信範記、〔略之〕」又云、元曆信範記〔略之〕」又云、文應元十廿一、信輔卿記、關白殿駕車〔略〕、御車副八人、〔割註〕褐衣如レ例。」野槐服色抄云、行啓、貞應三正十二、唐御車。〔割註〕白張御車副平禮可レ爲ニ褐衣冠ニ之由有ニ沙汰ニ。予申ニ止之ニ。〔略〕。」又御禊行啓之時モ、御車副褐衣蘇芳ニテ候キ。今夜モ若然歟。此事又褻時ハ只烏帽也。白張常事也。以ニ此由ニ女房中候處、强共例ヲ慥被ニ引勘ニ事無レ之、只可レ然歟トテ被レ催了。殿上人大夫モ强不ニ斗申ニ。〔割註〕大夫ナド斗申歟云々、下官令レ申故ナリ。」又云、貞應二八廿二、今月中宮可レ有ニ退出ニ〔略〕、御車副自ニ後院廳ニ催渡之、白張立烏帽子云々。」物具裝束抄云、車副事、冠緌、褐衣襖、袴菜、平禮、白張上下、下袴、亂緒、〔割註〕已上如木之時着レ之。」烏帽子〔コウヘイ〕、白張上下、藁沓、〔割註〕以上細々常如レ此。」

御車副のさうだく晴の時、又は主人の尊卑によりて、冠卷纓、老掛、褐衣、あるは平禮、白張を着用すと見ゆ。

○練はさま〴〵あり。公麗卿の記にも見えたり。又行にもいろ〳〵あり。膝行、屈行、横行、傍行、鷁行、斜行等なり。屈行には御前近き所にて磬折して行をいふなり。なほ深くせん時は膝行なり。横行はよこざまに行なり。これを傍行ともいふ。鷁行とはあとに退なり。これを鷁退ともいふ。鷁のあとに飛ぶによりていふなり。逡巡といふもあとにしりぞくことなり。斜にゆくことは、たとへば東南に行んには、東に行て南に折てゆくべきを、たゞに東南にむかひて進むをいふなり。

○敍位の下名を給ふとき、大を以て式部のしるしとすとみえたり。式部は文官を敍し、兵部は武官を敍せば、文官は多く、武官は六府、軍團、馬寮、兵庫の類數少なければ、式部の下名大卷なることあき

らけし。しかのみならず、三位已上は武官も猶式部が叙すれば、式部は必大になるべし。

○六位の藏人は年齢の老少によらず、當參の次第を以て上下を定むといふは、凡朝參行立には、太政大臣以下參議已上は官次による。自餘の官散位等は位次による。同位同階は、五位已上は授位の先後による。六位以下は年齒の老少によることとなるに、六位の藏人は當參の次第を用うるなり。これは職をおもくするものなるべし。さて極臈は十年をかぎりて巡爵にあづかることとなれど、猶奉公せんとおもへば、更に末座に加りて新藏人になるなり。〔割註〕第一を極臈、第二を差次、第三を姓、第四を新藏人といふなり。」されどむかしはこのことなかりしにや、枕草子に、からぶりえておりぬべき時はをしとおもへどせんかたなし。又の條に、からぶりえておりんこと、ちかくならんだに、命よりはまさりてをしかるべきことを、その御たまはりなど申してまどひけるこそくちをしけれ。昔のくら人は、ことしの春よりこそなきたちけれ。いまのよにははしりくらべをなんするとぞみえにき。げに緋を着ても紫微宮を出んことはくちをしからめ。

○元服すれど品位を授はらぬはふるき世にもあり。かの黄袍を朝參するものなり。則衣服令に制服とあるは、この無位の服をいふ。位なければ高きいやしきおなじけれど、親王、孫王及公卿の子孫は、小葵の綾をあさぎにそめてきる。〔割註〕このあさぎといふ黄のあさきなり。縹のうすきにはあらず。」四位以下の無位はたゞのひらぎぬを用うべし。〔割註〕親王及孫王等の黄袍をきざる事は、位色考にしるせり。黄袍は庶人の無位のきるものなり。」さて中比より、元服已前童形にて叙爵すること出來たり。いとふしぎなる事なり。北山行幸記云、わが君は〔略〕、この月四日はじめて五位のかうぶりたまはり給ふ。これは貞治五年に、今の御あるじも御元服よりさきに、先かやうにありし御れいとぞうけたまはる。と見ゆるによて、諸家の例をみるに、凡足利の比よりぞはじまりけん。されど、攝關家にてはこの例なし。童にて殿上して元服の日叙爵してかへり昇る。古のためしにたがはぬぞめでたし。

元服以前叙位任官例

足利 義滿公〔割註〕貞治五年十二月七日叙二從五位下一。九歳。同六年十二月三日叙二正五位下一。十歳。同七日任二左馬頭一。應安元年四月十五日元服。十一歳。」

醍醐 昭尹卿〔割註〕貞享五年二月十四日叙二從五位下一。十歳。元祿五年三月二十六日元服。十四歳。」

轉法輪實綱卿〔割註〕元龜三年叙爵十一。同四年十二廿一元服。」

西園寺實益卿〔割註〕永祿四年叙爵二歳。元龜元年元服十一歳。」

德大寺實淳公〔割註〕康正二年叙爵十二歳。同三年元服十三歳。」

今出川公彥公〔割註〕永正四年叙爵二歳。同十一年元服九歳。」

三條西實隆公〔割註〕長祿二年叙爵。」

正親町公兼公〔割註〕享德三年叙爵。寛正三年元服。」

正親町三條實福卿〔割註〕天文九年叙爵。同十三年元服。」

此外諸家之例略レ之。

○上にかきしごと、足利の世より二歳三歳のちご叙爵す。當歳もれいあり。これなにのいはれぞや。二三歳のちご、叙位任官して何の用かはあらん。こは朝廷おとろへて、官位皆名のみになりにし故なめり。十にあまりて三四ばかりより、任官叙位せんも難なきか。令には、授位者限二年二十五以上一。唯以レ蔭出身者皆限二年二十一以上一とみえし。まことはかくぞあることなめり。

○寛永の頃、皇子を養て攝關家の子とせしことあり。見聞ごとに口くれこゝろ亂れぬ。むかしは姬宮さへ臣の家に嫁したまふことは、本意なき樣にはせしなり。いまは女王、三位にだにのぼらぬ家に、都よりはる〴〵吾妻に下り嫁し給ふことをゆめはづかしともしたまはず。萬すゑのよにはうたてきことぞ多かる。

○養子の制は、戸令、葬送令等に見ゆれど、繼嗣令には嫡子、嫡孫、庶子をも立れど、四位已下は唯嫡子をのみたつると見えて、他の子を養ふの法は見えず。子なきはすでに天其家をほろぼす時なりともすべけれど、忠臣の門を草ぶかき野原とせんはくちおしからずや。いまの世の法ぞありがたくめでたきなり。

○柳營太政大臣に上らせ給ふて後、書などみぬ人の、關白とはいづれか重しといふ。關白は唯萬機の政をあづかり白すといふことにて、內覽の宣旨をかうぶり給へれば、萬の政みな關白をへずしては奏することとならぬなり。又太政大臣は我德をもて四の海浪しづかに、吹風は枝をならさず、あまざかるひなのかぎりも化にほこるを以て、其任にあたるとす。されば關白とならべていふべくもなし。むかしは攝關をへて太政にのぼる。昭宣公、〔割註〕基經、貞觀八年右大臣にて攝政の詔をかうぶり、元慶四年十一月八日內覽の宣旨、同年十二月四日太政に任ず。」貞信公、〔割註〕已下年月日略之。」謙德公、廉義公、忠義公、御堂、宇治、知足院、法性寺等也。又攝關の職を子弟に讓りて太政大臣にのぼり給ふは、御堂の太政大臣其子賴通公にゆづり、賴通公又弟教通公に讓りて太政に任じたまふの類なり。されば、むかしより攝關といへども、三公の官次によりて着座す。しかるに、寬和二年攝政兼家公にいたりて、はじめて三公の上に列すべしと宣旨をかうぶりたまふ。〔割註〕兼家公散位にして攝政たり。又三公の上に列す。これ本官の威おとろへ朝議失せるものなるべし。」其後御堂關白、寬仁三年攝政を辭して太政にのぼり、其子內大臣內覽の宣旨をかうぶりし時、太政大臣の下、左右の大臣の上に列す。治安元年公季の太政大臣、關白の上に列す。九條太政大臣〔信長公〕、承曆四年八月十四日、太政に任じ、關白の上に列す。同年十月、關白左大臣の下に列すべしと宣旨あり。寬和兼家公の例なるべし。保安三年太政大臣〔雅實〕、關白忠通公の上に列す。後世攝關の威いよ／＼さかんにして、つゐに太政の上に列することにはなれり。されど、朝參に行立する時は、〔割註〕即位朝賀の類なり。小朝拜

は此限に非ず。」散位の關白は散位の列にたつべし。〔割註〕内辨ならば幸なり。」又太政大臣はおさ〳〵參內もせず。青馬、踏歌の宴にも預からで、これらをみな私第にてみるなり。又野の行幸にも多くは供奉せず。〔割註〕仁和二年昭宣公は供奉したまへり。」鷹などにかゝづらひては、太政の德うすきに似る故なるべし。天皇御元服の加冠は必太政大臣なり。〔割註〕攝關といへども加冠したてまつる事をえず。」これは有德の撰によるものなり。〔割註〕關白は正官にあらず。關東にたとうれば御老中の上座にて、御用番をひとりして持たまふ樣なるものなり。これを正官にたいして上下をあらそふは、はただ失錯なり。されば上代はそのさたなかりき。」

○いまの殿上元服とて、やごとなき家の子をば、〔割註〕御連枝がた已下國持の大名。」營中にめされ、官位を授ひ、御諱の字を賜ふ。そのとき元服の禮はせねど、官位を授へれば、則元服の儀にて難なし。冠せで官位に任叙すべきいはれなき故なり。扨、いにし年、細川左少將うせたまひぬ。つぎのおはせざりければ、同姓宇土の中書を養ひて子としたまひぬ。父の假おはりて御前にめされ、加階し侍從に任じたまひぬ。こをまた殿上元服と稱せられぬ。さきに元服して叙爵し、中務少輔に任じたる人の、さらに元服すべき樣なし。元服と稱せられずとも、御前にめして官位昇進し、御諱の字を賜はんに、なにの難かはあらん。さてこの御まへにて元服することは、時平の大臣仁和二年正月二日、天皇みづから加冠し給ふ。〔割註〕大臣此とき十六歲。」その後執柄の若君、殿上におゐて元服の例多し。又新田德壽丸よし野にまゐりて、南朝の殿上にて元服したり。この御代のはじめには、堀忠俊、里見忠義など御前におゐて元服したり。

○いにしへの宴饗には、なべて瓶子を用ゆ。いまも節會のごとき公事には同じことなり。古老の說に、銚子は酒を煖むるの器なり。されば柄は短くして、酒をあたゝめてのち、長き柄を短き柄の下にさし入、せめかねをつめて鳩のかなものをねぢ入るなりと。實に正字通に、釜の小にして有レ柄有レ流もの

を銚といふとみえぬれば、酒を煖むるにいと便なる器なるべし。又倭名抄に、酒器とはなけれど溫器なりとあれば、古老の說むなしからぬなるべし。酒をあたゝむるに、延喜典藥寮式御藥の條に、銀の銚子を以て屠蘇を煖むることあり。倭名抄鐎子の注にも、煖酒器なりとあれば、これら通じて溫酒の器に用ひて難なかるべし。さて、この銚子にてあたゝめて、瓶子にうつして用ゆ。晴ならぬおりは、たゞにこの銚子を宴の座に持出用ゆべし。しかれども「元三の御藥には瓶子にうつさでてうしを用ゆ。西宮記云、供二御酒一。侍醫藥生等溫二御酒一和二合御藥一。盛二銚子一。〔割註〕謂蓋擎子覆レ蓋。」又江家次第云、次供二御料酒一。〔割註〕御銚子有二蓋擎子一。御盤上居二金銅金輪一其上居二銚子一。」云々、これをもて考ふれば、ひさげの銚子やふるかりけん、金輪の上にすゑたに長柄にては便なし。又長柄をおもく用ひんには、御料の酒をひさげに入むことわりなき故なり。中ごろよりぞ、片口の銚子をもはら晴のとき用ゆ。多くは銀もてつくれば、銚子片口白など古書にみゆ。ふたあり、こはつゝみなどすることはなし。又足利の代より、兩口の銚子出來たり。この兩口のことを、安齋翁の說は、亂酒の時、左右の人に中に居ながらつぐ料に付しなりとぞ。げに亂酒の時は便なるかはしらねど、さか手にはつぎにくかるべし。はたかくせしことありとも古書にみえず。されば、唯片口にてありしを、なにの用ともなく、たくみがこゝろまかせて新作せしが、兩口相對してみよければ、よにひろがりしとすべし。もとより首盃切腹人の料につけしにあらぬとはいふも更なれど、今この銚子をかゝる凶事に用ひんには、常の口は用ひず。さかの口を用ゆべきなり。〔割註〕この兩口の說のごときは、いはぬがかしこかるべけれど、筆の次に。」

○むかしも酒のむ人は、よくしばしのほどにものむものなり。大饗には待あぶらとて、尊者の來りたまはぬまへに、外記史などさけのむ。五節の所とぶらひては、立かはらけとて小飲す。あかずおはんかし。

○むかしは盃をさすに、空盞をさすことなし。酒を盛てさすなり。されば御盃を賜はりぬれば、別盃をめしてさしかへ賜はりておりて拜舞す。北山抄、源氏ものがたり等にみゆ。

○まろ年ごろ、甲冑製作のことに心をかけて侍りし。又よく古物をたづねもとめしに、あるはふかくくらにこめおきてみる事をゆるさず。あるはさかひはるかにして心にまかせず。又天が下に多うもあらざりけり。まづみしうちには、秩父の御嶽山に傳し畠山重忠の甲冑、札はいと大くうるしもたゞぬりたるまでにて、地をし肉を付などもせず、糸はあかねとみえて、六七百の春秋をへぬれど、まことにみの時許のいろなり。兜の天邊はげにうつぶきなば射られもすらん。草摺はためもなく古樣めでたしといふも更なり。こはかのやしろにては、日本武尊の御物とぞいふ。又一領あり。紫すそ濃いろはいとあせたり。重忠のよりは百とせあまりも後のよの物か。草摺にためあり、札も少さしかぶともいとぐしたる製なり。又京にありしとき、くらまにまうでゝ侍りし時、義經朝臣の甲冑をみたり。こはさきに函工岩井某が修覆しぬれば、なからは古樣をうしなへり。びしや門堂の傍に安置せし。此比やけぬれば、ともにやけやはせしおぼつかなし。又法師の所藏鎧二領あり。紫の端裾濃なり。御嶽山の紫裾濃よりは少しふるくみゆ。又甲州菅田の社に楯無の鎧あり。こも後の代修覆しぬれば、古をうしなひし所多かり。ふるき鎧をみしことは、先これにてとゞめぬ。腹卷は、いせの神戸をしり給ふ本田家に、楠正行の腹卷あり。狩野家に二領あり。こも元弘、建武の物とみゆ。胴丸は、京都の商家大森三郎兵衛が藏大森盛長が胴丸、〔割註〕集古十種に、大坂商家とみえしは誤なり。」又祇園會に所用偶人の胴丸。みしかぎりにては、これらぞ誠に古きものにて、今の規則とするにたれり。又たゞにはみねど畫にうつせしにてみれば、嚴島の社藏義家朝臣、同藏小松内府の甲冑、又小櫻緘の古鎧、日御碕の社藏賴朝朝臣の甲冑、南都興福寺の藏梅の金物の古鎧、竹金物古鎧、義經朝臣の古鎧、〔割註〕牡丹の金物獅子文の弦走。」是寺皆燒失せしか、今みることをゆるさず。備前上寺の佐々木盛綱の甲冑、これ

らは皆うたがひなきものなり。腹まき、胴丸已下も數へていはまほしけれど、うるさければもらしつ。

甲冑の圖世に傳はりしものあまたあれど、今桑名をしらせ給ふ、久松松平左少將入道殿の撰ばせ給ひし集古十種ほどめでたきはなし。此書出來し後は、みな不用になりぬめり。天が下ひなの限までもいたらぬくまなくたづね入させたまへり。されば、いづれの社にも、寺にも、人の家にも、かれが遺物有など世の人いふとも、我しらず、この書にいらぬは、多うは僞物とすべし。さて、此書にのせられたる中にも、疑しき物あり。これかれなどあかし云はんは、神のみたから、人の調度にあたらきずつくべければ、冥慮もいかゞあらん。人も腹たゝむとかしこければとゞめつ。かゝるめでたき書撰ばせ給はんに、その用捨なく偏にいれさせたまへるは、いかなるみこゝろにかあやし。

筆のついで甲冑製作のこと少し論ずべし。まづ甲冑の法式は、鎌倉の末までにとゞめぬ。そのゆへは、本のよろひをもはら着しことは、この比までなればなり。太平記などに、よろひ〳〵とかきし中にも、なからは胴丸をきたりけんとおぼゆ。正成朝臣の遺物皆胴丸なればさおもふなり。〔割註〕等持院殿のざうは小具足にて、脇楯付たればよろひを着たまひしとみゆ。〕又太平記の中にも、弦走などいふこと見ゆれば、鎧なきにもあらぬなり。〕その甲冑の本とすべきは、まへに論じ置ぬ。〔割註〕かぶとばかり傳へて本とすへも一ツ二ツあり。〕袖もその甲冑に具したればべちにいはず。籠手は、南都興福寺觀修房につたへし義經朝臣の遺物を本とすべし。〔割註〕金の金物などは心にまかすべし。〕臑當は、加賀國多太藏及祇園偶人のを用ゆべし。ひざよろひは、肥前松浦家所藏、こは小札もてあみたるなり。今のいよ佩楯も、尾張國地藏院の藏尊氏公の御ざうにかよひて古樣なり。喉輪も所々にのこれり。今の製作にかはる事なし。頰あては後三年の書にかきし半頰ぞ、古樣にして又便なるべし。

兜は重忠のかぶとのごとき、誠に古樣なり。天邊殊の外に太きく、げにうつぶきなば、いさせもしつ

べきこゝちしつ。なりは丸み少なく、前後おなじ様なり。されど、この甲古様にすゝみて、いま此ごとくうたせんも本意なき心地す。嚴島の義家朝臣の甲抔ぞ、いとよし。しころも、饅頭しころとて丸くふくらみたるは、古様ならず。たゞ札をあみまはし、下りたるまでが古様なり。又うら張は多くせず。こはもみゐぼしきる故なり。又したるもあり。革をうるしもてはり付たるなり。いまのごとうけばりにすることはなかりき。

胴は、いかにも胸板せばくして、千檀鳩尾の板は太き成を用ひ、わき板はひろきが着よきなり。むな板ひろく、脇板せばくては、屈伸あしく、又ひろきむな板に、千檀鳩尾の太なるは付がたし。後代の鎧はむな板ひろき故、千檀鳩尾無下にちいさくなりたり。

袖は、大袖なれど、むかしの袖はしゐてひろからず。いまのよの大袖は、中ごろよりぞ出來にたる。又壺袖は多くはらまきにそひたり。胴丸にも用ひて難なかるべけれど、よろひには必用ゆべからず。

〔割註〕壺そでは冠の板を引かへして、上のひろきも下のひろきもあり。」

喉輪は、今様の具足には不用なり。今の胴は面頬の涎懸にてたるべし。古製の鎧、腹卷、胴丸には、必ず用ゆべし。その故は、いまの胴は段の數二段多し、よつて胴だけ長ければ、喉に近くなるなり。古製は段の數少ければ、胴たけも短し。鎧は千檀鳩尾にて、胴のあいだなからはかくるれど、胴丸はら卷は、無下にのどの下あく故、必用うべし。

膝鎧は、中ごろよりのものなれど、草摺とすねあてとの間すく故、用ゆるもむべなり。

面頬は、ふるくは多くは用ひず。太平記にその名みえたり。後三年の繪、前九年の畫等にもみえたり。

手蓋は、まへにも云しごと、義經朝臣の形を用ゆべし。今のよの指先がねなどあるは、ことに惡し。

臑當は、ふるくはみな筒臑當なり。篠はなし、又大立揚はふるくはなし。たゞ膝口おほふ許の大サに

したるなり。されど草摺とすねあてとのあはひすく故、大立揚にしたれど、膝鎧用る時は、なにのおそれかあらん。

半首は、内かぶと射さすまじきためなり。水口しり給ふ加藤家に傳し形を用ゆべし。

いにしへは大將もさぶらひも、よろひをなべて着たり。これ戰場の通服なり。ことにいやしきものは、〔割註〕舟軍の水手の類、後三年合戰の繪にはたさし着たり。」胴丸を着す。

杏葉は、肩先きられまじき爲に付しもの歟。ふるきよには胴丸には袖なくて、籠手の冠の板と肩上との間すく故、大なる杏葉を付たり。〔割註〕後三年合戰の繪。」さて胴丸を人々しき限もきる時より、鎧のごと袖をもぐしたるべし。されば杏葉かたにありて不用なる故、こはぜかくしにはしたり。これより杏葉少さくなりにたるべし。〔割註〕いまのよのは少さし。」

腹卷は、水干、狩衣などの下にきて、夜行野外などにきるものなれば、戰場に用ゆる時は、鎧、胴丸などの籠手袖などかり用ゆ。されば、ふるきものがたりに、腹卷に袖つけてあるは、籠手さしてなどみえたり。

いにし春、上玉付たる兜をえたり。この上玉もふるきよにもありき。鞍馬寺の古甲、後三年の繪等。

鎧の緣革には、赤地に五ツ星の革を用ゆ。腹卷、胴丸にはさうぶ革を用ゆ。又不動の文の革は、甲の眉庇吹返、鎧の弦走に用ゆ。はら卷、胴丸にはにげなし。

鎧の札は、ひらくして大きし上丸し。腹卷、胴丸の札は、細くして上とがり肉厚し。〔割註〕うるしもて肉をたかくするなり。」

よろひは、けさうの板付て、鋲もて打付。又高彫の金物を伏付たるもあり。はら卷、胴丸はけさうの板なくて、八相金物にて打付。又古製には、伏輪に毛彫したるはなし。又伏輪は多一處にて合なり。裾金物も、鎧の外に打たるはにげなし。〔割註〕鎧にそふ甲已下にはうつべし。」又小櫻鋲は、鎧に打し

例なし。是等のくま〳〵、人のえしらぬ事なれば、筆のついでにかき付なり。

むかしは兜も、籠手臑當も、鐵の處は皆うるしもてぬるなり。いまは錆色にするなり。これは後の代、信家如きのうるはしき函工よに出來て、漆もてぬりかくさんはくちおしとや、かゝることおもひよりたるべし。

ある人甲冑の製、古今いづれか便なりと問ふ。古にも、今にも、利用とり〳〵あれば、いづれとも一言には定がたし。古今をかよはして用捨して作り出さば、實に利用を得つべしと答ふ。こはとふ人の故實しらぬ人なれば、おもねりて答ふるなり。今のよの製に便なることは、甲の浮張げにしたゝかに打れたらんとき、ひらき少なくやあらん。又表帶のしめ様、おも鎧着たらんにも、かたひかれず腰もよくしまりて便なり。いにしへの製にては、胴丸にしむる故、腰のしまり惡し。されど、太刀を帶は難なし。短刀と長き刀と二腰さしては、いよ〳〵惡し。

いまよの胴にて利用ならぬは、小札にても鐵胴にても、段々のあがきなくとぢ付て浮張をし、段の數も多ければ、喉につまりて惡し。すべて屈伸自由ならずあしく、落馬などせば、必あやまちあるべし。又小手をわた上に付るは、早く着むずる時ひまいるべきなり。又古法なれば、陣中にて小具足ばかり着たらん時、にわかなるときは、その上に胴を着て直に打出べし。〔割註〕引合のをも、繰しめの緒もむすばで難なし。太刀はかねてはきて居べし。くさずりの下に成ても難あるべからず。〕されば、馬上ながら着たるためしもあるなり。

いまの甲冑は、多くは太平の後、函工が心に考出せしものなれば、たゞつゝみつゞけて透間なきことをむねとす。これ白引の精兵といふべし。函人いかでか勇士のみちをしらんや。

いにしへの胴丸、腹卷などと、いま様のものとあはせ用ひたらんには、必不覺のことあるべし。たとへば、いにしへの腹卷、胴丸などの胴、たけ短くわた上長くして、首のあたりよくすきたらんに、喉

輪も付ず、今の日根野しころの甲着て、しころわづかに首にそひて、襟のへんまでさがりたるを着たらば、首のほね喉の下など射よかるべし。いにしへのしころは、大きなる故難なし。肩までも覆ふをゐ首にきなしたらんには、更に透間はなきなり。

いまのものにて、篠臑當などは用ひてうべなるべし。

若大將などのおもふさま花美に出立んには、甲は白星の五枚しころ、四方白、〔割註〕地板銀なるべし。〕大鍬形打て、草ずりあくまでひろき鎧に、裾金物しげくうち、弦走は不動の文、〔割註〕又は三匹の獅子。〕むらさき裾濃か、紅の匂ひなどにおどして、〔割註〕菱縫たゝ木あげまき紋處金物等古法の如く。〕袖も同いと、籠手はまへに書し觀修房の小手、大立揚の銀磨の臑當つけ、熊はの頰貫はき、赤地の錦のひたゞれ。〔割註〕又は青地黄朽葉。〕兵庫くさりのたちに、虎の皮のしりさやかけ、きりふの矢をさかづら箙にさしておひ、白重籐の弓持て、青の馬に厚總かけて打いでたらんは、あたりをはらひて見ゆべし。されど、かゝる出立して敵に押付みせたらんは、にげなく口をしかるべし。よく必勝のいくさに用うべし。危き軍には用意せんもうべなるべし。

敵にうち向ふとき、甲冑の着なしにて、すき間多くも、又なくもなるものなり。射向の袖をさしかざし、しころをかたぶけて進ば、さらに透間あるべからず。又いか樣につゝみたるとも、そら仰ぎて進ば、内甲射られも突れもしつべし。又脇引付たるとも、弓射たまはん時、打あけたぶ／＼とし、太刀を上段にかまへなどせば、脇の下突よかるべし。

○太刀、刀の柄は、つようかたうせんがために卷事なるを、いまは手だまりの爲とて、ひしを高くまくわろし。ゆがけをかけては、太からぬがよきなり。ひしありても手たまりにならぬなり。この序に、たち刀の拵實もいはまほしけれど、うるさければかゝず。

○いまの樣は、的前、堂前などに用ゆべし、太平の用にして、非常に爲にならぬなり。いかにとなれ

ば、大ゆびことの外太くかたし、是をかけぬれば、太刀をも槍をもとりがたし。されば、このゆがけにて稽古するはいらぬことなり。もはら非常の用をこゝろがくべし。さはいへど、まろもかゝるゆがけにてつねにはゐるなり。

○又騎射は、小笠原家に〔割註〕平兵衛殿の御家をいふ。」よらずしては、射る事ならぬなどこゝろえたる人あり。すぢなきことなり。凡武士の弓は、皆馬上にてゐることを尋常とこゝろうべし。戰場に向ふに、馬にのりて出るものゝ、弓射るたび毎に、下馬することもならぬ故なり。されば國持郡領の家々に、彼家によらずして稽古せさせたまふあまたあり。又御寄合組の人々も、わたくしに稽古したまふ。これよき證據なり。

今の騎射は流鏑馬の稽古なり。やぶさめは的とさぐりのあはひ無下に近ければ、そを遠くして射るなり。この外に犬笠掛あり。おの／＼故實多ければ、其道にいりてよく稽古すべし。これら樞要の武術なり。

○まへに堂前といひしは、この御代のはじめ、京都大佛のかたへに三十三間堂とて、いと棟行ながき堂あり。あまたの佛像を安置す。この軒の下を射通すべしと、能射の者をゑらびて試られし、これぞはじめなり。そはかねて、此ことせんとて稽古せしにもあらざりけり。當今は、唯いかで人よりまさりて、矢數多く射通さんとて、十とせもはたとせも、此ことをのみを專稽古して、的をだに射ず、まいて外の道をば何をか學ばん。扨、そのとほす矢もいと少さくかろげなれば、おも鎧の裏かくことはあらじかし。

○いまの軍學は、太平の後多くは定めし法なれば、かの素びきの精兵の類多かるべし。むかしは七書に通ずるを以てせり。これに通じて今に用ゆるときは、必勝なにのうたがひあらん。

又鎗劍、柔術等、皆太平の後よにひろがりしものなり。足利のよまではなし。されど、ひとへになき

にもあらず、今に弄槍といふことみえ、又兵法といひしは、いまの劍術なり。兵士は稽古せしことも
ありとみゆれど、今のよのごとくにはあらざりし。柔術ぞむかしは相撲にてありしを、ひとのくによ
り此法つたはりて、いまはもはらになりたり。

○相撲のおこりは誰もしりたることなれば、いまはたしるすにおよばず。むかしは相撲人とて、其人定
たれど、中ごろは武士皆これを試て、合戰の時組打の用にはせしと、盛衰記、又太平記等にみゆ。伊
勢貞親が其子貞宗へ教訓せしふみにも、わかき壯なるをりは、より〳〵相撲を試べしと書置し。

○烽火のことは、今にもみえたれど、いまのよのごと、いろ〳〵のつくりものをあぐる事は、まことに
無益のわざなり。

○いまのよ、水馬とて裸背馬にわれもはだかにてのりて、浮ぬ沈ぬわたすことは、まことに無益のざう
さなり。敵河岸に鏃をそろへてまつらんに、我たゞ一騎すはだにてわたりたるとも、なにをかしいだ
さん。唯千騎も二千騎も一同に、馬つよに水をせかせて歩立もわたらんに、さらにあやまちあるべか
らず。

○ある人來りて、かしこにては親を絞りぬ、こゝにては子をうちころしぬなどものがたりす。聞も物う
ければ、かゝる不孝の子、不慈の親、わが日本にまことにありともおぼへず。はたありともおぼすて
山の月にはなぐさめかね、勝母のさとにはえゆきやらざりしむかしのためしもあらずやといらふ。こ
の人は、さる博達の子にて侍れば、めでたき物がたりもなくやはあるに、いと〳〵にげなきことといへ
ば、あて〳〵しうぞきこへたる。

○ある人、われに親相のみちはしれりやととふ。もとよりしりたることにはあらねど、しらずといらへ
んもはへなければ、まづ愛二奸臣一。退二忠臣一。百姓をくるしめ、無道を行ひ、讒を信じ、無罪を罰す、
これを亡國の相といふ。婬食を恣にす、これを亡命の相といふ。おごりをきわめ、不レ用二儉約一。これ

を亡財の相といふ。賢人をそしり、朋友に信あらず、女は三從の道をしらず、これを亡身の相といふ。これをつゝしむを吉相といふ。顏のしわほくろ等を論ずるは、いともうきたることなり。まろがみきわめし相に、つゐに空しかりしことはなかりしと、くちにまかせていふ。このとひしおのこ少し短慮なるによりて、そこには不和の相ありよく愼むべしといひおきたりしは、心のうちほゝゑまれし。

○殿の字は、清音によむことゝおぼゆ。殿上人、殿上、殿下など、皆すみて稱するなり。

○掛莚　中次記錄云、花の御所にては〔略〕、番頭已下は中の御末より、かけむしろの內へ被レ參て、うら辻の外にて頂戴なり。」又云、かけむしろと申は、上の御末と中の御末との間に高敷居あり。其上よりかけられしなり。莚は貳枚にて候得ども、一枚が中をわりてへりをつねのごとくさし候へば、小まい四枚になりしなり。一間のところにかゝり申なり。

かけむしろの製は、まへにみへたるにてよくきこへたり。へりはなにをもさすべし。これは軟障などひくべきあらはなるところに、下ざまにてむしろを張しが、やごとなき御所へもうつりしものならん。いまも越路にて、やごとにむしろかけたると、こしの人に聞たる。

○莚にさま〴〵あり。廣莚、長莚、大和莚、出雲莚、小町莚の類あまたあり。いまだ、その一品もしらず。本意なし。

○いまの上下は、いつの比よりか出來しと問ふ。松永彈正がはじめしなどいへど證なし。げに元龜、天正の亂世には、むねとこれを用ひしとはみゆれど、成氏年中行事、伊勢守貞宗記〔割註〕蜷川記のことなり。」等に見えぬれば、室町の初にははや着しこと明らかなり。又しづか物語のゑにみえぬれど、此ものがたり後のよに書しものなれば、はじめの證にはしがたし。

○上下（ゼウゲ）とは、何にても上下そろへたるものを稱すれど、唯上下とのみいへば、雜色のきる萠黃朽ばなど

の上下をいふなり。〔割註〕儒製かりぎぬのごとく、はかまはくゝりばかまなり。」其外は水干の上下などいふ。扨、室町のよにては、素襖のことをかみ下といふ。いまの上下をはかた衣ばかまといふ。又上下替りたる素襖も、かた衣ばかまもあり。又うら付のかた衣袴もあり。

〔〕御帯のみさうぞく、大神祖已来の御おきてをつゆ改め給はず。丁子唐草の御袍、冬のつゝじ、夏はすはうの御したがされ、紅の御ひとへ、蕖霞の御表袴を、わかう盛におはしましても、宿徳にものし給ふても、おなじことにてはべりし。いまの大君天が下政ごちたまふ御いとまには、服制のふるきためしをも、かしこき御心にかけさせ給ふれば、其みちの博士どもが、すゝみきこへ奉ることをもよくあげ用ひさせ給ふれば、月々日々にすたれたるをおこし、むかしにかへるめでたさを、都にはいふもさらなり、吾妻にはなにがしらがはかなきこゝろにさへ、限りなくうれしとよろこびあへることになん。いにし文政五年左府御轉任の時より、御袍は大の遠文を用ひさせたまふ。御下襲の遠文、御奴袴は八藤の固織物をぞ用ひさせ給ふ。扨、御冠もしげ文を用ひさせ給ふ。こは君もとよりのみこゝろざしにてはべりしか。重文の羅は、攝關家にて再興したまひ、おの／＼その文様ありて、他家みな攝關家に申請て用ゆ。私に用ゆることをゆるさず。かけまくもかしこきみかどさへ、加冠の大臣の文様を用ひさせ給ふ。これ朝廷おとろへて、藤氏威につのり、臣として天下に制をたつるの罪淺からずといへども、今天下に此類多くして、禁ずるに不レ及ところなり。されど、大君攝關家に請たまはん謂もなければ、新に文様をゑらばせたまひて、高倉家に調進させたまひしになん。ことしやよひ、太政にあがらせたまふ日は、宿徳のみさうぞくにて、御下重はつゝじなれど、〔割註〕宿徳つゝじつねのれいなり。かねては御を調進すべしと仰せられぬれど、やなぎは親にきぬとて、高倉家とゞめさせたまひぬ。このことまへの筆記にかき置ぬ。」御袙も、〔割註〕御袙はしろの大文の小あふひ、」御單も、〔割註〕しろの遠一ツ菱。」御うへの袴も、みなしろがさねを用ひさせたまふ。夏の御料は、青朽葉の御下がさ

れ、御袍の御文の雲鶴の遠文、こは親王太閤の用ゆる文なり。今人臣の重職とならせ給へば、この文を用ひ給ふ。いとことはりとおぼゆ。御帶は、有文玉巡方、御横刀の緒は、紺地のからくみ黄いと、唐鳥のばん繪なり。すぎし營中御遊の日は、御ゑぼし直衣にて、御衣二ツばかり着たまひし。又内府君にも、田安、清水、一ツばしの君達へも、尾州、紀の國、水戸の君にも、繁文冠、異文の袍等をたまひ、あるはなをしをおくり給ふ。此春敕使に對面せさせたまひし時は、ひたゞれに立烏帽子著給ふ。又御裾のやくには位襖をきよと仰せごとありけるは、萬たらひたるみよのかしこさになん。

○かく萬にたらひたるみよなれど、大儀の日、主は束帶すれど、從者は尋常の衣服をき、又やごとなき人々も、たやすく車代に乘ことをゆるいたまはぬことなどは、本意なきこゝちす。

○柳營の御使を賜ふ時は、使の尊卑をいはず。やごとなき人々も門の外まで出むかひて、これをいざなひ、殿の上の座に着しめ、我ははるかに引下りて、平伏して上旨を奉ることになん。又堂上の禮はさはなし。敕使中門の邊に來りて、家司に逢てことのよしをいへば、家司寢殿にまゐりて、敕使參來の由を申。主人座をたいのひさし〔割註〕又しん殿のひさし、時の便に從ふ。」にしかしむ。主人の座も、敕使の座も、ともに圓座なり。主人出て座につき、敕使をよばしむ。敕使まゐりて賜物あれば、主人のまへにおきて座につく、敕旨をのぶ。主人拜してかしこまりたまふのよしをのたまひ、敕使に祿を賜ふ。敕使纒頭して階を下り、再拜して還出、内裏にまゐる。主人拜をうけずしていりたまふが、つねの例とおぼゆ。いかなれば、敕使を奉るに禮を嚴にせさるか、その故をしらず。

○郡山藩中古文書のうつし、

就出陣御使殊兩種贈
賜大悅候、仍向犬居及
行登處彼各悉屬本意

候。於時宜者可御心易候。委曲山縣源四郎可申候。恐々謹言。

〔割註〕追而其方人數者不及出立候。歸陣之節可申宣候。

九月十六日　信玄

岩手能登守殿

同、

夫旗者兵家之重器。三軍所貴。故欲令闘戰。旗先立勝負決。降魔退散。强敵切亡。其方父子爲旗奉行。數戰軍兵教行自在。德神通微妙。當家面目加之。百戰百勝。且非武勇甚。且非武畧盛。只所依八幡大菩薩加護旗旌。皆以人心所一也。人心既一則勇者獨進事不得。怯者獨退事不得。依之云劔。其一夫勇。旗萬人之勇。旗不動則諸來敵猶豫疑。軍場之勝負。此奉行賢不肖有。兩人稱分國柱礎者也。爲龜鏡如件。

元龜貳年辛未九月十日

岩手右衛門大夫殿

○楊井松雄のうし、廣尾の野べわけつるかへさに、かの野にて折たるとて、萩、すゝき、女郎花、桔

梗、刈萱などもてきぬ。花瓶にさして簀子に置てながめゐたるほど、ある人きたりて、月見にはまだいとはやしとろうじていふ。〔割註〕このわたりにては、八月十五夜に、しとぎ數十五、柿くりまめなど□□にもりて、そのかたへに花がめに、秋くさいろ〳〵さして、すの子などにおきて月にたむくるなりけり。」いにしへしらぬ人よと、かへりて心おとりせらるれど、はしたなめむもむらいなれば、つきなからずいらへしたりし。いまのよには、花がめに花さしては床に置、又は床ばしらなどにかくれど、古は床てふものなければ、簀子などに置てながめはべりしなりけり。

其證文

古今和歌集云、そめ殿のきさきの御まへに、花瓶にさくらの花をさゝせたまへるをみてよめる。さきのおほいまうち君、

としふればよはひは老ぬしかはあれど花をしみれば物おもひもなし

源氏榊卷云、もみぢはひとり見侍るに、にしきくらう思ひ給ふればなむ。〔略〕かやうなることをり〳〵まぜたまふを、人もあやしとみるらんかしと、こゝろつきなうおぼされて、かめにさゝせて、ひさしのはしらのもとにおしやらせたまひつ。清少納言枕册子云、おもしろくさきたるさくらを、ながくをりておほきなる花がめにさしたるこそをかしけれ。さくらのなをしにいだしうちきて、まろうどにてもあれ、御せうとの君たちにてもあれ、そこちかくゐてものなどうちいひたる、いとをかし。そのわたりにとりむしのひたひつきいとうつくしうてとびありく、いとをかし。又云、かうらんのもとにあをきかめの大なるすゑて、さくらのいみじうおもしろき枝の五尺ばかりなるを。

後松日記 巻之五

○凡日記といふは、一日二日と日をものしてかくべきを、こは日並もかゝねば、日記とはいひがたかるべけれど、文机のうへにおきて、日ごとにみしこと、きく事、いひやりし事など、わすれては名ごりなからんを書付るによりて、かくはいふなり。されば部もわかたず、筆のまに〳〵なり。

○春のよろこびをいひだにはてぬ、む月の十日ごろ、毛利少輔入道殿より、康保三年八月十五夜の月宴の夜のさうぞくの事をとはせたまへるによて、なをしなるべしときこえ奉りければ、いみじうなんじさせたまへり。そのことわりを陳じぬるに、又ひとの國のことまで引出て、勘文をたまへるによりて、われもまた勘文を奉りし。その外、わきあけの袍のこと、阿保親王のざうのことなどをとはせたまへりしが、毛松問答とてべちにものしぬれば、こゝにはかゝぬなり。

○衣更着の八日、孝恭院殿の五十回忌の御法あり。上もまうでさせ給へれば、四位よりかみは、さきに御廟にまゐりて列立し、五位のひと〴〵は扈從し奉ることになん。まろは鍋嶋紀伊守の朝臣の衣文を奉りし。よべより雨いみじうふりて、御まゐりあるべくもあらねば、心にもいれずつけたりける。うへの衣の後のひだうるはしくもあらざりけれど、えつくろひもせで出し奉りしを、遠藤但馬かんの君みたまひて、いみじうほめさせ給ひしと聞しは、わらはれたらんよりは顏赤むこゝちしたり。この君は才たかくおはしまして、又花園の大臣ならねど、衣文の道をもよく心得させたまふ。武家といへども、かの東の野州の御名殘にて、なさけふかうおはしますなるべし。

○紀伊のかんの君革裏の劍をはかせたまへり。いとめづらかにて、衣冠にはうちあはぬ樣なれど、武家なればかゝる事ぞ中〳〵におかしきと、但馬の守の君ののたまひしは、いとうれしかりし。われも左

おもへばこそ佩かせ奉りしか。

○やよひ四日、うへも、内の大臣の君も、紅葉山の御宮にまうでさせたまへり。こはこぞの春、太政大臣にのぼらせたまひ、内の大臣の君は從一位にすゝみたまへる御よろこびごとなり。早うもまゐりたまふべきを、最樹院殿かくれさせたまふて、除服の宣下はかうぶらせ給へど、なほ御宮には憚らせたまへるなり。府生をも給へれば、御隨身の數そひて、いと〳〵めでたし。一員にやあらん。うへは增山河内のあそん、内の大臣の君は森川内膳の朝臣をぞ〔割註〕此君のさうぞくを我たてまつりけるなり。」具せられける。こは庭上の御尻にさぶらひ給ふなり。こも金襴の襖なりしを、こたびぞ當色にあらためさせ給へれば、うるはしく尻つくり、下がさねにかさねて、三寸ばかりみじかくてかけたるは、例より見所侍りき。うちのおとゞの君御隨身の數などぞ、いま一際及ばせ給はね、いち員の衣文のうるはしさや、父君の御光にもけたれさせ給はぬなるべしと、獨笑せられし。〔割註〕增山河内の朝臣の衣文は、わが弟子武久おや子にて奉りし也。」

○御隨身の弓は儀仗にてありけるを、寛永のためしとて、〔割註〕日野資勝卿記に見ゆ。」兵仗の弓矢にあらためかへさせ給へり。されば、胡籙も兵仗に負はすべきなりとおもひて、みぎを矢尻にして奉りしか、增山の君も府生、番長、近衞までにはかにさたありて、皆さなりしが、内膳のあそんにはいかなる事ものたまはざりし。いぶかしきことなり。もとより兵仗に奉りしゆへなるにや。この御弓矢の兵仗になりしことは、さらでもとおぼゆれ。弓は八張、弓のうちに相位弓といへるなりけり。

○こたび御車副をはじめて召具せられたり。かち衣、卷纓、緌、襖、袴、帶劍なり。このみくるまぞへのさうぞく付樣の事によりて、なにがしどのにまゐりけるに、久しうまたせたまへり。はらだゝしうなりて、あら〳〵しうのゝじりたればあひたり。されど、おぼろげにては便なからんとおもへれば、いとよう敎て歸りにき。

○卯月のはじめに、御營にて御遊あるべしとて、上達部うへ人かく所のものも下り侍りぬ。こは新任の大饗になずらへられて、文政六年の例によりてぞ行はれはべるなり。まことに、新任の饗ならば、ひのさうぞくにてあるべきに、たゞそのよしばかりなればにや。都の人々はなをし衣冠、かく所のものぞ束帶なり。されば、こなたにても上達部はなをし、四位五位は衣冠を着られたりけり。さて、うつぼの衣冠をのみ着つけたれば、衣ひとへかさぬる事はしりたまはぬを、わが父執政の御方々にかれこれきこえ奉りて、つゐにかさねられたり。いとうるはしかりし。

○こたびは夏になりぬれば、いかゞはすべきなど問來す人も多かりけり。四月の衣は、ねりも生もこゝろにまかすとみえたれば、ねり地にても、生地にても、綾織物、または練薄物など用ゆべし。ひとへはすゞしの絹、又は生の單文綾なるべしとこたへ侍りし。しかあれど、執政の御かた〲は、有文の生の衣に、ひとへはあるにまかせて冬のを用ゆべし。參政の人々は、無文の生の衣を着べしとぞいひ合せ定めさせたまへれば、なべて、四位より上は有文、五位は無文の生の衣を用ゆる樣になりにたれど、もとよりかくいふ制もなきことなれば、五位の中にも有文をきし人も多かりけり。

○凡武家の風は、太平のいまも鼓腹の樂にほこらず。專ら軍旅の備をかたふしたまへば、兵はひとりも多う扶持せんと思ひたまひ、馬は容閑なからんことをせちに思ひたまへば、此ついへにたへずして、生の單衣一領をだに、あたらしう着たまはんもやくなしとにや、あるにまかせて、冬のを用ひ給へるは、いとよくかしこくおもひとり給ひしといふべし。ことに、弓馬かせんの道はあきらめさせ給はめ、服制の故實迄はしらせたまはで、薄物のうへの衣に生しのきぬ重ね、冬の單のあつかはしきにあせし給はんことはよしなしとも、ゆめたどり給はぬなるべし。

○やよひのつごもり、品川の驛にゆきて、日野前大納言殿に見え奉りける時、御遊の日、衣ひとへは生しを着給ふか、ねりの織物を着給ふかと問ひ奉りければ、またいとさむきこゝちすれば、着越すべし

と思ふなりとの給ひしが、朔日ごろより空いとはれて、六日の御遊の日は、やゝあつさもようしぬれば、この大納言殿も、白生單衣に黃の生の織物の衣を着たまへり。よくあないしれるものにとひぬれば、練と生と同じ色紋の衣單を二づゝぬはせてもち下り給へるとぞ、廣橋殿をはじめ、その外の人々もさこそありけり。卯月はじめなれば、冬の袍を着越すべきなど、好事の人のたまへど、公家は日每に冬の袍を着てはべればこそ、祭のころまで着こすの法もあるなれ。武家の人ことさらにきるうへの衣を、時をたがへて冬のを用うることはりはあるまじと、まろはおもひはべるなり。

○遠藤但馬のかんの君ぞ、白生のかとりのひとへ、白つゝじの衣、表は白生の綾文雲立涌、裏は薄紅の生なり。我ロ入し奉りしは、この外にも多く生綾のひとへも侍りき。

○彥根中將の君は、今樣色の綺の出し衣、紅のうちひとへ薄色のさしぬき、下くゝり、亂緒なりし。いと〳〵たらひたるうるはしさなりけり。

○なをし衣冠に衣を出す事、あがれるよにはあるまじ。枕冊子にみえたれば、一條のみよの比よりの事にもとおもひしかど、淺深祕抄に、貞信公の說に、山吹の衣は出し衣にせぬよしみえたり。この說まことならば、延喜にはやありしとすべし。そはとまれかくまれ、下の衣をあましてみすることは、風流優艷のあながちなる失とすべし。されば、武家の君達は、さらでもありねとおもふは、我れいのかたくなしき本性の說なるか、この衣を出す樣はまさ亮につぶさなり。

○下紐の緖ひくことも出し衣におなじ。〔割註〕但そのさままさ亮にはみえず。」

○出し衣の製に樣々あり。長さは身のたけより五寸許を長くして、わきをあけたるあり。又わきをばぬひて、背を下より二三尺ばかりあけたるもあり。三條家より彥根殿へ調へ贈られしも、わきをあけたるなり。おもふに、このふたつの制ともに古樣ならず。たけはさのみは長からで、わきも後もぬひふたぎたるがよきなり。これを出し衣にも着こめて用うべし。かの但馬のかんの君にかくしてたてまつり

しが、いとよきほどに妻のいでたりし。彦根中將殿へはじめてまゐりはべりて、衣ぬはせ侍りけるに、三條家の本にしてすべしといひさだめぬ。こは我師家の製もおなじければなり。さて、ゑりのおめりことの外にひろければ、よき程にぬはせ侍らんと聞え奉りけれど、うけひきたまはず。おめりといふものは、よはひのほどにもよることなるに、かくのごとひろくしては、君より若き人はいかゞはすべきなど聞えしらび奉れど、いみじう三條家を信じたまひて、我說は用ひたまはざりしかば、かたはらいたくなりて、むま射の物語もいでしかどいそぎまかでし。

○夏衣之事　雅亮裝束抄云、きぬは一日よりひとへがさねをきて、すゞしのひとへなり。ひたひとへは、まつりの比より六位はきるなり。それもすゞしくばひとかさね常の事なり。五月といふともさふからんには衣をきるべし。祭の御幸などには、六位はひきへぎにすゞしのひとへをかさねてきるなり。餝抄云、衣〔付〕單。自二十月一日一至二三月晦日一尋常三領。〔割註〕練單衣。」非レ老者單文綾單衣。但三月〔割註〕二月末。」隨及二暑氣一着衣一領。〔割註〕重綾衣歟。生單衣平絹。以レ之號二一重一。」又無レ難。二領三領ノ染衣ニハ下ニ不レ重二白衣一時。不レ用二白單衣一。一重生單衣ハ染衣ニカサヌルコト無レ憚。尋常定事也。自二四月一日一。〔割註〕春夏モ一重ハ着ヌレドモ、此日已後ハ必定用レ之也。」至二五月十餘日一〔割註〕近代五月不レ着レ衣。」用二一重衣一。壯年之人ハ若鷄冠木薄色。宿老ハ白衣ニ帷ヲカサヌ。〔割註〕至二一月末一三月着レ之。稱二帷重一也。」自二五月十日一〔割註〕近代四月下旬猶如レ此。」至二八月十(四イ)餘日一平絹生單衣。保延以後雖二衰老一。次將輩更不レ着レ帷。近代皆着レ之。自二放生會比一至二九月九日一綾生衣一領。〔割註〕平絹生單衣也。」至二九月晦日一着レ之無レ難。其色女郎花。朽葉。薄色蘇芳。薄青黄。青裏等也。〔略〕。自二九月九日一至二十五日一。又如二四月一張生一領着レ之。生モ練モ任意也。

○生衣之事　餝抄云、自二放生會比一至二九月九日一綾生衣一領。〔割註〕平絹生單衣也。」至二九月晦日一着レ之

無レ難。其色女郎花、朽葉、蘇芳、薄色、薄青、黄、青裏等也。故院御時成善提院御念佛結願。八月上旬之時、壯年之人皆着ニ生衣一。晴ニハ猶可レ着歟。或人衣抄云、文治三年新日吉小五月會。中將忠經、少將家經着ニ生衣一參。夏始生衣自レ是始。其後通宗又着レ之。通具又着レ之。其後遍滿、古老不レ知ニ此事一偏新儀也。養和元年八月、梶井宮受戒。供奉殿上人多着張衣。少々着ニ生衣一。治承三年秋、左中將泰通朝臣。〔割註〕年三十三。」左少將通資朝臣〔割註〕年二十八。」其直衣着ニ白張衣一。〔割註〕少年所レ見也。」雅賢、實教等ハ雖ニ卅餘一猶着ニ生衣一。其頃人老少皆ヲトナシキ裝束ヲ着用。中御門内府〔宗能〕説曰、男裝束惣無ニ生衣一不レ可レ着云々。仍彼子孫不レ着レ之。但亡祖卿藏人少將之時、白川院歷ニ覽鳥羽殿東山一之日、浮文指貫着ニ女郎花生衣一。〔略〕。寛治之頃、猶有ニ男生衣一歟。（首書）仁安三四廿六殿記曰、大夫殿御教命曰、自ニ五月一可レ着ニ單斗一。予申曰、因幡少將隆房近日着ニ生衣一。被レ仰曰、令レ着レ之云々。或人又着ニ張衣一常事也。又着ニ生衣一云々。同二九廿二同御記曰、殿仰曰、九月十三日以後可レ着ニ練衣一。不レ可レ着ニ涼衣一。八月十五日以後可レ着ニ生衣一。九月練衣一重〔生單〕。保元三八廿五院號始御幸。殿上人衣冠多着ニ生衣一。或單平絹衣事。以上餝抄。

○一重衣之事　餝抄云、但三月〔割註〕三月末。」頗及ニ暑氣一者衣一領。〔割註〕重綾衣歟。生單衣平絹以レ之號ニ一重一。」自ニ四月一日ニ〔割註〕春夏モ一重ハ着スレドモ、此日以後必定用之ナリ。」至ニ五月十餘日ニ〔割註〕近代五月不レ着レ衣。」用ニ一重衣一。、、、、自ニ放生會比一至ニ九月九日一綾生衣一領。〔割註〕平絹生單衣也。」至ニ九月晦日一着レ之無レ難。、、、、自ニ九月九日一至ニ十五日一。又如ニ四月一張衣一重着レ之。生モ練モ任意也。雅亮裝束抄云、きぬは一日よりひとへかさねをきて、すゞしつひとへなり。

○ひたひとへの事　雅亮裝束抄云、ひたひとへは、まつりの比より六ゐはきるなり。それもすゞしくはひとかさね常の事なり。五月といふも、さむからんには衣をきるべし。餝抄云、自ニ四月一日ニ至ニ五月十餘日ニ〔割註〕近代五月不レ着レ衣。」用ニ一重衣一。

なつの衣の證例、ふるきものがたり、家記等にみゆめれど、今はことしげきによてもらしつ。たゞ雅亮と餝抄とを抄出したるなり。誠に九牛の一毛なるべけれど、いまの用はこれにてもたるなり。

ことにこの雅亮と餝抄は、裝束抄の最たるものなり。

○大内の諸院宮の制は、裏松固禪入道の撰び給へる大内裡圖考證にて事たりぬべし。私第の樣ぞしる人少なきこゝちすれば、はかなきこゝろに思ひえたる事を、ふでにまかせてかき付、圖をそふなり。

○親王達、上達部のすみたまふ樣、ひろさせばさのけぢめはあるべけれど、その樣は大概ひとつなるべし。めぐりは築地にて、門は東西にあり。〔割註〕南面のしん殿の定めなり。」中の正殿を寢殿といふ。こは主人のすみ住ふ所にて、中の間に御帳をたてゝ、夜は寢給ふ故なり。今の樣にておもへば、正殿にねたまふはいとふしぎなるべし。むかしはいまのごと、數々小殿をつくりつらぬることはなくて、唯寢殿、對屋のみなり。其寢殿は母屋五間、もしは七間、ひさしは四面おの〳〵一間なり。〔割註〕東西は五間、又七間なれど、南北は二間なり。四面とは四方皆かうしにてあるなり。壁ならぬをいふ。」ひさしの外に簀子あり。柱の間は壹丈板敷なり。天井承塵なし。檜皮ぶきなり。母屋ひさしの柱は、壇の上に石を置てたつ。簀子の柱は壇の外にたつれば。壇は見えぬなり。

○母屋の四面には、みすをかく、內みすなり。ひさしは多くはおほひみすにて、內格子なり。簀子に高欄あり。階にめぐりつけたるも、又階には付ざるもあり。

○階は中央の間につく、多くは五級なり。此かいを付たる間を階隱の間といふなり。

○身屋の中の間に帳をたつ。〔割註〕帳は別に雛がたあり。」その側に平敷の座、いろ〳〵の調度等をたつ。圖見合すべし。

○さて、この寢殿に對してつくる屋を對屋といふ。東のたい、西の對、北の對などなり。又いぬゐうしとらにも作るべし。このたいに妻をも妾をもすましむ。よて妻を稱して對の上、對の君などいふな

り。對の制も寢殿にかはることなし。たいとしん殿には渡廊をつゞくるなり。
○對より南行に廊あり。中門の廊といふ。廊の中に門あり。即中門なり。中門より南を釣殿の廊といふ。其最南に釣殿あり。こは池の魚つり、又暑をさくるところなり。
○中門の外南頭に車宿あり。こはみくるまを安するところなり。寢殿の階の東西の頭に、紅梅たちばななどをうゆべし。
○階より南五丈には石も立ず。木もうゆべからず。こは拜禮すべきためなり。拜禮とは、中門より入て、階にあたりて再拜することなり。これ致敬の人、年の始、又慶中のついでなどに、必參入して拜するなり。
○池はいかにも水あさく、心ひろく掘なすべし。水ふかきはすごくしてわろし。ゆたかにみするがよきなり。
○中島には木をもうへ、石をも立れど、樂屋を設くる用意すべし。船樂する時は、この中島にがくやを打て、龍頭鷁首の船にのりて、しまの表にこぎめぐるなり。
○まへにもいひしごと、大饗、臨時客などには、中門より入て、階にあたりて拜し、尊者已下、やごとなきは階より昇り座につく。さらぬはわきよりのぼるなり。主人たいめすべき時は、まろう人來りぬといふ時、ひさしにしとねにてもわらうだにてもさしおき、主人の座をもしきたるほど、客人中門より入てしきたる座につくなり。饗宴行ふ時は、ひさしにても母屋にても、〔割註〕新任の饗は、ひさしなり。毎年のはもやなり。〕常のおまし、調度などは撤して、客人の座には帖を敷、その上に圓座をしく。そのまへにすごもを敷て、机もしは臺盤をたて饗をすう。その樣雅亮雜要抄等に委し。
○女のもとに男のとぶらふ時は、うときは簀子に圓座さし置、女房ひさしのみすのもとにより來てとり

つぐ、女君にきこゆ。むつまじきはひさしにしとね置て、女房もやのみすの際よりよりていらへすべし、はらからなどには女君みすちかくいざり出て、みづからきこゆ。くだもの、酒などは、みすの下より押出すなり。祿物などもおなじ。されば、女君は更にもいはず。女房後達も男にみゆることはなきことなり。

○格子といふは、方なる木をしげく組て黒くぬり。夜は白くて、裏は格子にはくまで、横さまにのみうち付たるものなり。是をかも居につりて、夜は下し、ひるはひさしのたる木にうちたるかねにかけてあぐ。しかるを、後の代には上下二枚にこしらへて、常は上ばかりを上げ、事ある時は下をも撤して、便宜の所におくなり。されど、公はさらにもいはず。私のしん殿も二枚にすることはなきなり。〔割註〕室町殿のしん殿は、上下二枚にてありけん。下ばかりをとりて出入することをいむなどみえにき。」

○内格子といふは内へ上るなり。外格子といふは外へ上るなり。そと格子は手づから上んに便なし。さればにや、多うは内格子を用ゆ。さて内格子の寝殿は、ひさしの調度たつる時、障らん用意すべし。又内格子のおりは、角の一間は必妻戸になるなり。〔割註〕東西面の一間をすべし。」

○妻戸といふはひらき戸なり。殿の端にある故妻戸とはいふなり。しかるを、今は殿の面の中の間につくるなり。その名ゆへなきに似たり。夜など出入せんには、格子を上んは便なければ、妻戸を用うべし。

妻戸の製は、厚き板もて作りて、はしに端ばみとかいふものを入たるまでなり。後のよには、中の間につくれば、晴なるによりてけしきづけてつくるなり。

○額の間とは、殿面中央の間をいふ。大内には大極、豐樂など、内裏には紫宸、清涼など、院宮、殿舍、數もしらずあなれば、其殿舍の名を額に書てかくるなり。額は竪額にて、中はしろくて、ふちは雲形

にしていろどりたるものなり。わたくしの第宅は、唯寝殿、對の屋のみなれば、額かくるに及ぶべからず。

○寝殿の中間をば階隱の間といふ。額なければ額の間とはいはぬなり。さてはしかくしの間といへば、べちにひと間ある様なれど、さはなし。唯かいの間といふべきを、はしがくしの間といふとこゝろうべし。李部王記、芥川行幸の條に、御輿をよせんがために、階隱間をつくるとみえしは、臨時につくれるなるべし。又年中行事の畫に、階の間の處三間許押いだしてつくれるもみえたれど、こゝろをまどはすべからず。よのつねの寝殿には、別に間はなきなり。

○渡廊、又渡殿ともいふ。殿と殿とにかよふ道なり。透渡廊、二棟、廊反、渡殿などとて、其制色々あり。又しん殿と東の對とのわた殿の下より、遣水を流して池に入るもあり。青龍の水を白虎の方に落すがよしと、作庭記に見えしとおぼゆ。又東流にせよともみえし。源氏物語空蟬が第にて、わたどのより出たる泉にのぞみて酒のむとみえしも、このやり水のことなるべし。げにあつき日の夕暮など、高欄によりていづみにのぞみ酒のみたらんこゝち、いかばかりか涼しからん。

○打橋といふは、幅ひろきあつき板を打渡したるなるべし。春日驗記の畫に、このはしみえたり。

○馬道といふは、殿のうちにあるみちなり。もや五間、もしは七間の中の間を馬道にして、身屋を二間に隔たるものなり。大内にはあまた所みえたれど、私の第には見及ばず。又長橋の〔割註〕清、紫のみち。」切たるところを切馬道といふ。一篇にこゝろうべからず。〔割註〕倭名抄には馳道の下狹道の上にみえたれば、もとは庭上のみち成べし。」

○塗籠といふは、寝殿にても、對にても、二間ばかりを四めんをかべにて、戸は妻戸のごとひらき戸付たるものなり。此内に御衣調度など置、又とりちらしもすべし。今のよにいふ納戸なり。〔割註〕納戸といふことも、まさ亮にみえたり。」

○放出といふは、尋常にはもやの帳のうちに居、又平敷の座も身屋にありて、ひさしにはゐぬを、ふみかき書うつしなどする時、ひさしにはしちかくおましかせてゐるをいふなり。べちにひとまあるにもあらぬなり。されど、西宮記に、放出之客亭などゝみゆればまどふべし。管見を抄出しぬ。見合すべし。〔割註〕西宮記、吏部記はしん殿の西ひさしの饗とみゆ。外記史の座、たいの東ひさしにありてよく聞へたり。」西宮記、大臣家大饗云、承平八年正月四日、吏部記云、〔略〕、天慶八年正月五日、詣右㆓相公饗所㆒。寝殿西放出設㆓客座㆒。〔略〕、西對東廂設㆓外記史座㆒。又云、同（承平）八年正月四日同記云、殿大饗云々。先例東有㆓放出之客亭㆒者。主人立㆓南階東腋㆒。江家次第。大將大饗云、寝殿南庇四間。西庇三間放出。源氏物語夕霧の巻云、しんでんとおぼしきひんがしのはなちいでに、修法のだんぬりて、北のひさしにおはすれば、にしおもてに宮はおはします。又若菜上云、二月の十餘日の、朱雀院の姫宮、六條ゐんにわたり給ふ。此院にもみこゝろまうけ世の常ならず。わかな參りしにしの放出に、御帳たてゝ、そなたの一二のたいわたどのかけて、女房の局々まで、こまかにしつらひみがゝせ給へり。又云、南のおとゞの西の放出におましよそふ。屏風かべしろよりはじめて、あたらしくしつらはれたり。又云、しん殿のはなち出を、れいのしつらひて、らてむのいしたてたり。

○臺盤所は家司已下のさぶらふところなり。對につゞきたるところにあるべし。家によりて政所もあるべし。

○紫宸殿の御帳は方一丈、清涼殿の御帳は方九尺なれど、臣家の帳は八尺なり。壹丈の帳の濱床は壹尺、九尺の帳は九寸、八尺のは八寸とみえたり。ひと日ある時にまうでたる時、御帳の製、帷のかけ様、面額のひき様などくわしうとはれたれど、えわきまへで便なきこゝちしてまかでたれば、雅亮雑要抄など考て、八尺の帳を四尺にうつし。手づからつくりこゝろみたれば、くまなくわきまへられし。本上のはか〴〵しからぬ事はくゆともせんなし。力をばつくすべきものなりけり。

○ますけに、后などのには濱床ありと見えたれば、臣家の帳は、はま床はなくて、大床のうへに地敷二帖を敷て、そのうへに土居を置て柱をたつべし。されど春日驗記に、殿下の亭の御帳にはま床をかきたれば、やごとなき人は濱床を具したるべし。又源氏物語に、柏木右衞門督が女三宮をゆかの下におろしてと見えたり。もとより内親王などは濱床を具すべきなり。

○やねはしん殿も、たいも、廊も、皆檜皮なり。下屋は板屋もあるべし。大内は八省院、豐樂院をはじめ、諸司百寮かはらぶきなり。紫宸、淸涼、后町のわたりは檜皮なり。さて、ひさし、又庇、〔割註〕又孫びさしともいふ。〕土びさし、簀子、沓ぬぎなどありとも、屋はひとつにて、棟より下までふきおろしたるものなり。唯柱間にてわくるのみなり。

○簀子といふは、今のよに椽といふものなり。はゞ五六寸の板をもて、あいをすかしてはりたるものなり。かの琵琶の撥のおちけることもありしとなん。

○沓脱といふは、階をつくべき所にてはなく、さて昇降しつべき所に、厚き板につかはしらを加へて付るなり。廊の邊などにあり。禁中には殿上にもあり。

○簾のかけ樣、まへにもいひしごと、ひさしのみすはおほひみすとて、はしらの外にかくるなり。ひとへりをちがへて、晴の方を上がへにすべし。もやのみすは内みすとて、柱の内にかくるなり。

○障子といふは、いまのよにふすまといふものゝことなり。紙もてあつうはりて繪をかくなり。紫宸殿の御さうじは、聖賢の像をかきたる故、賢聖の障子といふ。又淸凉殿の北の方に立たるあら海のさうじは、布もてはりたれば布さうじといふ。又衝立障子をも唯さうどとのみいふ。年中行事、昆明池、はね馬などみな衝立さうじなり。

○衝立障子は、臺に木をたてはさみて立る樣にしたるが古製なり。

○立蔀といふは、垣をつくるべき所なれば、事あるとき撤せんに、垣をこぼたんは便なければ、土居を

置て間ごとにはしらを立、前にいひし格子をたてざまに立たるものなり。一間に二枚づゝなり。格子をくろくぬらず、板も木地のまゝにて用ゆべし。

○遣戸といふは、鴨居と敷居にみぞをほり、これも一間に二枚を立て、よこざまに引やれば遣戸とはいふなるべし。殿上にあり。戸の製は格子にかはるべからず。〔割註〕このみぞに立るさま、今のよのごとくみぞ二ツほりてたつるはよのつねなり。みぞひとつに二枚をたつる様あり。柱につく方をあつくしてたつるなり。このせい東寺にあり。御營もまたかくなりとぞ。猫間さうじといふとか、人のいひたる。」

○さて、このさうじ、格子などにかけがね、さしがねなどありて堅めたれば、外よりはあけられぬものなり。されば、物語にもさうじの尻かためなどみえたり。

○格子と蔀と、べち／＼なりと人のこゝろえたり。伊勢安齋の翁も、板なくてたゞ格子にくみたるばかりが格子にて、板をうちたるを蔀といふとかきおきたり。こは大嘗會に、草をもてしとみとみえたるなどによりてやいひ出らん。京にのぼりし時、公のも私のもみしかど、板なき格子は見及ばず。げに板なくして、夜の風吹通してはたえざるべし。かゝるあとなしごといひいだして、人をまどはすは、いとつみふかきわざなるべし。

○まろわかきころ、屋制の事を、彼是おもひめぐらしぬれば、皆すぢなき事なりし。都にのぼりて、紫宸、清涼のわたり、親王達、上達部の第をみてぞ、まことの殿院はかくなるものとあきらめ侍りぬ。されば、ふるき道まねぶものは、必京にのぼり、やまとの方などめぐりみるべし。我すへ／＼もおやのこゝろのやみにまどひて、吾妻にのみとりこめたらば、なにのはか／＼しきことかはあらん。たとへ、舟岡、鳥邊野のけぶりとなすとも、ふところをはなちて、ふるきみちはまねばすべきものなりけり。

○板屋は、むかしは大なる板をよこざまにならべて、かつらの様なるものして、結付、又木などしてお

さへたり。また立にならべたるもみゆ。うす板を釘して打付たるはみえず。とぢふきとて長さ二尺ばかり、厚五六分ばかり、はゞ三寸許の板もてふくことは、いつのよよりか出來し、淺見しらず。殿の

○たる木は、よの常二重なり。紫宸殿は三重なり。又紫宸殿の軒のすみは、短きたる木を用ひず。角の柱より角木までは、たる木はなくて板のみなり。よの常とかはれり。又扇垂木とて、しだいにひらかせたるは。しん殿などにはみず。

○ひと日、徳島侍從の君より、軟障の事とはせ給へりしついでにかきあつむ。

續日本後紀、承和七年九月條云、其形微妙難レ名。其前懸二夾纈軟障一。即有二美麗濱一。以二五色沙一成。延喜掃部寮式云、元日供奉威儀。〔略〕、高御座東三間懸二軟障一。西二間立二通障子一。西一間並西母屋妻二間懸二軟障一。〔割註〕並内匠寮立レ臺。長一丈二尺。長七尺許。上下張レ錦。〕又内匠寮式云、凡諸節前一日。官人率二雜工等一豐樂殿立二軟障臺六基一。〔割註〕三基立二高御座東三間一。一基立二西一間一。一基立二母屋西二間一。〕又云、凡五月五日節、前一日。武德殿構二立斗帳又軟障臺二基一。〔割註〕立二御座壇以南西二間一。〕其神泉苑立二斗帳一亦同。但軟障十基。〔割註〕御帳東西各五基。〕新儀式云、〔割註〕行二神泉苑一覽二競馬一條。〕所司裝二束馬場殿一。其儀母屋西面五間懸二軟障一。其前及北面二間立二御屏風一。倭名類聚鈔云、軟障本朝式云、軟障一條。源氏物語須磨の卷云、けふなん、かくおぼすことある人は、みそぎしたまふべきとなまさかしき人のきこゆれば、うみづらもゆかしくていでたまふ。いとおろそかにぜんじやうばかりを引めぐらして、このくににかよひけるおんみやうしめしてはらへせさせ給ふ。又玉蔓の卷云、人々はおくに入り、外にかくしなどして、かたへはかたつかたによりぬ。ぜじやうなど引きへだてゝおはします。〔略〕、この豐後の介となりのぜじやうのもとによりきて。又藤裏の卷云、みちのほど、そりはしわた殿にはにしきをしき、あらはなるべき所にはぜじやうをひき、いつくしうしなせたまへり。江家次第、臨時仁王會云、殿北登廊假敷二板敷一爲二休幕一。引二高松軟障一立二大宋屏風一敷レ帖。

北ノ間爲ニ御共人座。雅亮裝束鈔云、たか松のぜんぞうをかく。東三條にありしは、さが野にかりせし少將をぞかゝれたりし。これをたつることまれのことなり。又云、もや三方にみすをかけて、おろしたるうへに、ぜんじやうとて、まむのやうなるきぬに、たかき松をほんたいにて、しきの木どもを書たり。二のゝひとつあるが、ひろきへりのちいさきいろなるさしまはしたるを、みすのうへにひくなり。これに四季の繪をかきたれば、春をひんがしに初て引べし。もやのみすのもかうの下のきはにおしあてゝひくべし。もと紐をまむのやうにつけて、つなをぐしたれども、つなしてはひくべからず。つなのをば、みすとぜんじやうとの中におしかくして、へりの中に小はしの板を入て、もかうのしものきはにをしあてゝ、はしにとぢつけたるがよきなり。たけみじかくて、下のすかむ、なかへりみにふたつがひに、行あいをばはなつきに人のするなり。その儀わろし。ひとへりをひきかさねてひくべし。たゞしきはひろくて、ぜんじやうはせばくばちがへむことかなはじ。はなつきにもすべし。大饗雜事云、軟障ノ事、面ハ生絹ニ唐繪ヲ書ク。縱樣ハ三尺七寸〔割註〕カネノ定。」横へハ六幅ナリ。上下左右ニ綾ヲ紫ニ染テ緣ニ付ク。其廣ハ六寸八分〔割註〕カネノ定。「白練ノ緒ヲ裏ニ付ク。緣ノ裏ニ紫ノネリ絹ナリ。紫ノ綾〔割註〕緣ト同ジ。」ヲ一寸バカリニ疊ミテ乳ニ付ク。其數十也。綱ヲトホスベキ料ナリ。紫ノ練ノ平絹廣サ一寸餘ナルニ、布ヲ縫タタミタル綱ニテ張ナリ。綱ノ長サハ一丈二尺、〔割註〕カネノ定。」上官ノ座ニ依テ、此軟障ヲ或五帖、或四帖幅、御簾ニ引レ之也。今注付タルハ一帖分ナリ。

○文書にても、調度にても、衣服にても、夏のころ取いだして、濕氣をはらふを、都にては蟲拂といふ。こゝにては風入蟲干といふ。今にも曝涼するといふことみえたれば、風入といふはよしあるに似たり。此頃伊勢貞丈の翁の撰述の書を取出せしが、冠服微古といふものあり。そが中に下襲〔附〕裾といふ條あり。いかゞぞ、いにしへに裾といふものあるべき、下襲といふ名さへ上古は聞えず。〔割註〕

國史令等にはみえぬなり。」主殿寮式に、下襲袷衣とみえしこそ、いまの下がさねの據ともすべけれども、そも後を長う引かざりしなり。〔割註〕このことまへの日記にもかき置たりし。」かの風流幽玄のもはらなりし世より、後を長う引たるをば尻とこそ聞えし。無下にちかきよ、裾といふなり。かくともしらで、徴古の中に、下襲〔附〕裾といま樣にのせしは未練といふべし。しかあれど、その方樣になりて、下襲の名は主殿式にみえたればのせしなり。裾はその尻の事にてはなくて、衣の名所なりといはんには、下がさねにつけて出せしが失なり。又衣の名所には襟あり、衽あり、そであり、たもとなどあるに、裾をのみ書しはいはれあるまじ。又下がさねの衣と書すは、古樣なるまじきなり。

○凡この伊勢先生の博達なることは、世のしる所にして、いまはためでいはんもやくあるまじ。七十にあまれるまで、文机によりゐて、春秋をすごしたまへれば、きわめられずといふことなく、その著述の書はちゞにあまれり。そが中にも、武器考證、座右書などは、あしたゆふべ用にたるものなり。されど、今おもへば、その世は道いまだひらけざりけん。鎧圖、甲冑圖、軍用記等甚つたなし。先生ふるきよろひをみしことなく、又たゞに製作にまじらひしこともおはさざりけん。繪をよくかきたまへれば、唯筆頭の考勘にして、畫圖のうへの論なり。軍用記をば、さきにわが十あまり四五許のわかきこゝちにさへ、心得がたき事多くて、そのうたがはしきを評して一冊とはなし置けり。大的式、增補式等を見れば、歩射の事もなまじいにておはしけん。犬追物式類鏡、笠掛全記はよくみゆれど、こも馬をはせ、弓を引て試られしことはあらざるべし。しかのみならず、條々聞書の抄に、高はなをひきとは、水はなのたるゝをすゝりこむなりとかき給ひしは、いかゞぞや、聞さへむさくきたなきこゝちするなり。本書には、高はなをひとあるを、先生私にきの字を加へ、盲説を下して衆をまどはすつみふかきわざなり。水鼻のたるゝをすゝりこまんには、音ひくゝとも、尾籠ならずやあらん。又武雜記の抄の格子妻戸くるまよせの圖をみれば、ふるきよの殿舎の製も、しらせ給はぬなるべし。されば、

公家の有識は更にもいはず。弓馬の故實も、兵器の製も、屋舍の制も、衣服調度の事も、させる事にはあらぬが、そのよにはいみじきはかせにておはせしなりけり。かくいへばとて、我才のすゝみて、先生のおくれたるにもあらず。われも明和、安永年間に生れたらましかば、先生の如き說をいひて、今のよの人には笑はれなん。秋草に、我先師卜也翁の事をいたくそしりたまへれど、卜也の時に生れたまはゞ、なに許ことなる事かはあらんなれば、卜也翁のつたなくして、安齋翁のまされるにもあらず。安齋翁のつたなくして、我まされるにもあらず。我つたなくして、後の學者のまされるにもあらずとすべし。されば、秋草に卜也をはしたなめそしりしは、頗る過失なり。先生の說も、十が中に一二は、すぢなき說も交れるをと、先人をそしるはわろきわざながら、秋草の返しに書付たるなり。

○大かた文才かしこき人は、必わざにおくれたるべし。わざにたへなるものは、才はおくれたるべし。いづれをもかねたらんは、誠にかしこきなり。

國家の治亂の理をきわめても、わづかに一身のおさまらぬものあり。經籍、諸史、百家の說をあきらめても、今日の小事にまどふものあり。有識故實をしりながら、いまにほどこしおこなふことあたはざるものあり。これらはわが欲せざるところなり。

○狩衣にぬふものあまたあり。冬の料にてうきおりもの、かたおりもの、二倍織物、三重、五重のおりもの、〔割註〕三倍、五倍いまつたはらず。〕綺、唐の綺、綾、魚綾、いとゆふむすぶかりぎぬ。夏の料はこれ等を生の絲もておりてきる。又もんさ、顯文紗、さう眼、ねり薄物などなり。〔割註〕魚綾、いとゆふ、さう眼等いまつたはらず。〕四五月、八九月は生しのおもてに、生しのうらつけてきるなり。或卿の說に、極ねちにも裏付たるが本義なりとのたまへど、彈正式等に、〔以下欠文〕。

○薄絹服をきることをゆるされて、束帶にさへうらなくてきれば、ひとへかりぎぬも、なにの難あらんや。

○らちもなきとは、放埒不埒の義なるべし。都のことばにらつしもなきといふ。臈次もなきなり。〔割註〕臈次をらつしといふなり。」臈次とは臈の次第なり。臈は、雜令の義解に、謂臈猶レ年也。年終有レ臈。故稱レ年爲レ臈云々。位なきはさらにもいはず。六位より下つかたは、〔割註〕同階の中、長幼のしだいもてするなり。位次を亂るにてはなし。五位より上の同階は、授位の前後によることなり。」長幼のしだいもてすることなるに、その禮さへなきをらつしもなきとはいふなるべし。

○疱瘡のまじなひに、なにがし留守とかきて、門の柱に押せば、疫神その家に入らずと、人のをしへたるによて、左かゝんとおもひ筆をそめしが、おもへば留守とは在宿の者をいふなり。主人の他行せるあとに、とゞまり守るの義なり。行幸に留守の官をおかるゝが如しとおもひて、他行しつとかきたりしは、用意すごしともいふべくや。我ならぬ人は留守といはゞ、つれなくて過ぬべきを。

○毛松問答に、雜袍の名いにしへにみえしをしらで、西宮記を引しが、續日本後紀云、承和六年七月己丑。敕令三撿非違使等當色之外着二雜色袍一。こや雜袍の名のはじめなるべし。

○殿上人用二巡方帶一事〔付六位〕　吉續紀（記カ）云、文永八年二月六日、申二四品之拜賀一所々。〔略〕、着二束帶一。〔割註〕袍申二下左大臣殿一略。用二巡方帶一。」御禊行幸服色部類云、寛治記云、外記雅仲。仲信。〔割註〕袖葉色縫腋袍巡方着レ靴。」大記云、寛治四年六月八日、〔爲房任二加賀守一〕、申二慶賀一。〔割註〕束帶如レ例。濃緋袍二藍平絹、下襲、引レ裾一尺餘。丸友帶。辨官新任轉任之時申レ慶用二巡方一者。」

○僧位と俗位と相當の事、正史實錄に見およばず。職原抄の卷末にみえしも、さだかならぬ說なり。又延喜に相當せしは、錢を賜ふ員數のさだめにて、尊卑の制にあらず。おもふに、むらさきの衣をゆるしたまふものは三位に准じ、緋を賜はるものは五位に准ずべきなり。こは古今未發の正說なめりと、我ながらおもはるゝはひがごと歟。

○結狩衣之事　雅亮裝束抄云、いとゆふむすびかりぎぬ、おさなき人の、やなぎ、さくら、むめなどにて

きるものなり。増鏡あすか川云、花山院少将たゞすゑは、〔割註〕師繼の御子なり。」さくらのむすびかりぎぬ、しろきいとにて水をひまなくむすびたるうへに、むめ、やなぎをそれもむすびてつけたる、なまめかしくえむなり。

むすびかりぎぬ、ますかゞみにて大かたそのさましらるべし。かの源平盛衰記に、〔割註〕友時參二重衡許一條。」この女房と申は、故少納言入道信西の孫、櫻町中納言成範卿のむすめ、中納言のつぼねとぞ申ける。今年二十一になりたまふ。琵琶琴の上手にて、繪書、花結、歌詠手きびしくかきたまふとみえしもおなじくて、もとはつれ〴〵なるなぐさめに、糸もていろ〳〵の花どもむすびたるが、いとうつくしければ、かの風流のあまりに、かりぎぬにも付しなるべし。わが京にものせしころ、なにはのなにがしがもとにてみしも、いにしへより傳へしにはあらざめれど、いとうつくしくむすびたり。さくらのさきみだれたるにてふのとびたる。また梅、山吹などもありけり。あふひのかつらをむすびたるは、ひとのおくりしをわれも持しか。

○魚綾の事　ますかゞみ、あすか川云、花山院中將家長、〔割註〕右大將の御子。」魚綾のやまぶきのかり衣、やなぎさくらをぬひものにしたり。又云、馬頭たかよし〔割註〕隆親の子にや。」ろくたいのあかいろのかりぎぬ、玉のくゝりをいれ、あをきぎよ綾のうはぎ。又云、陵王の童に、四條大納言の子、〔中略〕、あをき魚綾のはかま。平治物語、源氏勢揃條云、ちやくし惡源太よしひらは、生年十九歲、ねりいろのぎよれうのひたゞれに。源平盛衰記、俣野五郎幷長綱亡條云、平家ノ侍ニ高橋判官長綱ハ、練色ノ魚綾ノ直垂ニ、黑絲縅ノ鎧着テ。

おもふに、あやにさま〴〵ありとみえたり。和名抄にも、熟線綾、長連綾、二足綾、花文綾、平綾等なり。又浮線綾、綺線綾あり。魚綾も其類とみえたり。鎌倉年中行事にもみえたれば、足利のみよの初つかたまではありしとみゆ。また、これを色の名とするはあやまりなり。まへに證文みえた

れば、かさねてはいふに及ばじ。

○土佐侍従のわか君よろひの着そめしたまふとて、祝の詞をめさるゝに、つかひをまたせてかいてやりける。才のつたなきに、とみのことなれば人わらへにやあらまし。

令月乃吉日爾御鎧着初太麻比御兜被里初多満比天盛仁猛支軍将止成當満倍里。天神地祇乃守護遠受多萬比御壽長久平介久御座満之底、大八洲乃藩屏東成太末比、戦仁敵乎破利、治世波仁百姓乎撫育太末比倍、

○このごろ生るかぎりのおごりをなんきわめける。そはなにばかりのことにやありけん。たゞ雑賓をくひけるなりけり。もちは、いまのよの政したまふ小田原侍従の君より、あふみの水口の城にます加藤能登のかんの君におくられしれの子のもちを、この君のたまへるなり。みそは、しなのゝ飯山の城にます本多豊後のかむの君のたまへるなり。そが中に鴨を入たり。こはわが君のかりし給ひしと、長門すはうをしらせたまふ萩少将のかりのかもなり。わが君はちく後の國しらせたまひて、四位の侍従にてものしたまひける。この君たちのみづから狩したまひしものを、れうしてくひけるは、いみじきことならずや。まして、中少将をかりの使にたゝしやりてとらせたらましかばとおもふは、いとおほけなきこゝろおごりやとほゝゑまれし。

○門院號之事　續世繼物語、望月云、この堂つちみかどのするにあたれば、上東門院と申なり。この後代々の女院の院號、かどの名きこえはべり。陽明門もこのゑにあたりたれば、この例によりてつかせたまへり。郁芳門、待賢門などは、おほゐのみかどなかのみかどに御所おはしまさねど、なぞらへてつかせたまへるとぞきこえはべる。待賢門院の院號さだめ侍けるになぞらへてつかせたまふならば、などさしこえて郁芳門院とはつけたてまつりけるにかなど聞えければ、あきたかの中納言といひし人、この御れうにのこしておかれけるにこそはべるめれと申されけるとかや。さてぞつかせたまひにけるとなむ。

○法親王之事　續世繼物語、はら〳〵の御子云、仁和寺に覺行法親王ときこえたまひしは、白河院のみこにおはす。御ぐしおろさせたまひて、やう〳〵おとなにならせたまふほどに、いとかひ〴〵しくおはしければ、更に親王の宣旨かぶりたまふとぞ聞え侍し。おほ御むろとておはしましゝは、三條院の御子師明親王ときこえたまひしまだちごにおはしまして、みこの御名えたまひければ、法師の後は親王のせんじかぶり給はず。そのみやにつけたてまつりたまひしに、御でしのみやわらはにて、親王の御名えたまはねども、親王の宣旨かぶり給へり。のち二條のおとゞ出家ののちは、例なきよしはべりけれども、白河院內親王といふこともあれば、法親王もなどかなからんとて、はじめて法師ののち親王と聞えたまひしなり。かくて後ぞうちつゞき、いづくにも出家の後の親王きこえ給める。

○女房の名に小路名候名の事は、たれも〳〵しれることなれば、今はた書におよぶべからず。撰集等に內親王を初め奉り、女御、更衣、尙侍等によび名のなくて、式子內親王、ヽヽ子女王、女御ヽヽ子など聞ゆるはいかにぞや。常には內親王は女一の宮、女二の宮、姬宮、一品のみや、二品の宮など聞え奉り、女御は弘徽殿の女御、麗景殿の女御、藤壺梅壺などいひ、尙侍はかんの君などいへば、候名も小路名もいらぬなり。さればうるはしくいはんおりはちからなく、まことの名をいふなりけり。

○院のうへのまことの御ちゝをば。閑院の宮一品太宰帥の親王ときこえ奉る。院のうへ位につかせたまひて後、太上天皇の尊號を奉らるべくとて、諸卿とせんぎし給ふに、御孝の道なれば、誰かはことはりならずとは奏せさせ給はん。ことに承久、文安のまさしきためしもあれば、はやく宣下し給ふべきよし、勘文を奉らせ給へり。げに、御みづからは帝王のかみなきくらゐにのぼらせ給ひ、御父をば親王にて臣下の列におかせ給はんはことわりなきに、其ころ吾妻の大君はまだいとわかくおはしまして、左少將定信の朝臣なんよろづまつりごち給ふ。此君才いみじく、大和たましゐもおはしまし給へれど、いかゞひがこゝろえをせさせたまひしにや、びんないことさへ出來しは、たれも〳〵しる事

なめり。まことに、承久、文安はまさしきためしなり。又東宮を辭したまひし親王をさへ、小一條院ときこえ奉るに、この宮に宣下なきはかたくなしく口おしきわざなり。はた諸卿の勘文に論じのこせしことあり。そは朝拜の禮をおこなひてみたまへ、まことの父に尊號を奉り給はず。親王の例にておはしまさば、大極殿の階下にあたり、龍尾道をやゝ去て大臣とならび、散位の列に行立したまひて、わが子を再拜舞踏し給はんはいかゞぞや。帝は高御座におはしまして、わが父の地上にふして拜したまふをうけ給はんは、そゞろに御なみだもおちぬべきわざなり。いまは朝廷やうやくおとろへて、王卿の拜賀をうけ給ふこともたへにたれば、かゝるすぢなきことあれども、人しらずして鳥がなく聲にてやみにたるなり。しかあれど、朝賀の禮はもとより行はるべきことなれども、大禮のついえにたへずしてすたれたるなれば、有も無も理はひとつにして、天皇の御父のために禮なきも、また御つみは同じとすべし。かけまくもかしこきことを、筆のまに〱かき付たるは、れいのおほけなさよとおもへば、いと〱かしこきわざなりけり。

後高倉院〔二品守貞親王〕

治承三年二月廿八日　誕

建暦二年三月廿六日　出家

承久三年八月十六日　爲二太上天皇一〔割註〕依二後堀河院踐祚一也。」

貞應二年五月十四日　崩四十五

後崇光院〔貞成親王〕

、、、、、、、　誕

文安四年十一月廿四日　爲二太上天皇一〔割註〕依二後桃園院踐祚一也。」

康正二年八月廿九日　崩

陽光院、小一條院等非二的當一之例一依而略レ之。

〔 〕ことし葉月、にしの國にためしすくなき大風ふきしを、神風なりと人いふなる。いかなるゆへぞと問に、我國の圖をうつして、ひとの國にもてわたらんとせしを、其ふねをふきみだして便なくせしといふ。また我國をおそはんとて、あまたのいくさをゐて、しらぬさかひまで來りしを、ふきかへしぬれともいふ。もはら空言なるべし。この風まことにめづらかなる風にて、田はみなつくるにかひなくなりはて、高きいやしき家をも門をも吹たをし、火さへおこりぬれば、其ほのほにまぎれて死したるもあり。をしにうたれてしゝたるもあり。又たかしほにひかれて行衛なくなりたるもありとか。ひとつ家のこりなくしゝたるは中々にて、そが中にはまだきにおやにわかれて、頼かげなくなりたるもあるべし。かなしとおもふみどり子をうしなひて、こゝろのやみのはれまなきも有べし。秋のともしびをかゝげ盡して、終夜ものおもふもあるべし。しかるを、あさ草わたりにすみける人の、神のめぐみの風なりといふうたをさへよみぬれば、いかになさけなき神のおはしまして、かゝることはありけんとおもへば、あいなく恨られ奉るもかしこきことになん。そはとまれかくまれ、國ついへず、民おとろへずば、よしや百萬のいくさをゐておそひくるとも、ゆめおそるゝことはあらじかし。

おもひやるいかなる風かしらぬ火のつくしの民はなげきすらんと

後松日記　巻之六

○いそのかみふるきよには、かさねの色目といふことはなくて、うへの衣には當位のいろありて、これを朝廷に用ひ、私には衣服令の當色已下のいろをまゝに着たるが、ざうしきのうへの衣なれば、雜色の袍とも、雜袍ともいふ。後にはなをしともいふ。又下衣は白く袴も白袴なり。はだには赤きひとへの衣、下袴も赤くてや着にけん。〔割註〕更衣に白重をきるは、古の遺風なりといふ。されど、令條に下衣の制なければ、何色を着むも難なし。但禁色は下衣いへども用ゆべからず、と三代實錄、彈正式等に見えたれば、當色已下を用ゆべきなり。〕さて、ふるきよの色黄丹は、紅花支子等をもて染、紫は紫草、紅は紅花、蘇芳はすはうの木、しばは柴の枝を煎じて、共しるもてそめたるなり。楷衣は秦、信夫などにてすりたるなれば、たくみにうつくしきにはあらぬなり。〔割註〕しのぶ山あゐは柴もて青ずりなるべし。はぎは萩が花ずりとも見えたれば、花葉ともにするべし。〕やゝ下りて風流優艶の專ら行はるゝ世より、花によそへ葉にたぐへ、時により節にそへて、かさねのいろ〳〵出來しは、おもへばみやびに流れしよのあやまりともいふべけれど、ひとたび天が下におこなはれぬれば、いまはいみじき故實になりにたるなり。されど、公の服制とはおもふべからず。

○よの中みやびにのみなりもてゆくより、かさねのいろあひは、有識の人々なにくれとさたすれども、前皇のかしこきみこゝろに制せられし位色のみだれたるはいはず。彈正、撿非違使も糺彈し侍らぬは、いみじき懈怠なり。是は朝廷の威やうやくおとろへ給へれば、臣下まゝにふるまひ、有司其職掌をおこたれども、怠狀もめさず、勘事もかうぶらず。いまのよとなりては、高倉、山科とて、衣文といふ道しりたまへる家出來て、朝服已下の事處分し給ふは、おこがましくすぢなき樣なれど、われも

高倉殿の御弟子の限りなれば、かくいひのゝしりては罪えんかしとおもふなり。さはいへど、かさねのいろめ無下に後のよの事にもあらず。天徳の内裏歌合の記、宇津保物語等にみえたれば、はや朱雀、村上の御代には專らなりしなるべし。されば、ひたすらしらざるもくちおしきなるべし。

○居二父母喪一嫁娶事　名例律云、七曰、不孝。〔略〕、居二父母喪一身自嫁娶。若作レ樂釋レ服從レ吉。〔割註〕居二父母喪一身自嫁娶。皆謂二首從得レ罪者一。若獨坐二主婚一。男女即非二不孝一。所三以稱二身自嫁娶一者。以レ顯三主婚不レ同二八虐一故也。其男夫居レ喪娶レ妾。合レ免二所レ居一官一。女子居レ喪爲レ妾得レ減二妻罪二等一。並不レ入二不孝一。」又云、凡祖父母父母老疾無レ侍。委レ親之レ官。〔略〕在二父母喪一生レ子。及娶レ妾。〔割註〕在二父母喪一生レ子者。皆謂二十三月内而懷胎者。若父母未レ亡。以前懷胎雖下於二服内一生者上不レ坐。縱除レ服以後始生。但計レ胎乃是服内而懷者。皆依レ律得レ罪。其娶レ妾者。亦准二十三月内一爲レ限。」兄弟別籍異財者。免所居官。戸婚律云、居二父母喪一而嫁娶者徒二年。離也。〔割註〕見二法曹至要抄一。」續日本紀云、天平寶字元年四月辛巳。〔略〕、勅曰。國以レ君爲レ主。以レ儲爲レ固。是以。先帝遺詔立二道祖王一昇爲二皇太子一。而王諒闇未レ終。陵草未レ乾。私通二侍童一無レ恭二先帝一。居レ喪之禮。曾不レ合レ憂。機密之事。皆漏二民間一。雖二屢教勅一。猶無二悔情一。好用二婦言一。稍多二浪戻一。忽出二春宮一。夜獨歸レ舍云。臣爲レ人拙愚。不レ堪レ承重。故朕竊計廢レ此。立二大炊王一。

祖父母父母の喪に居て、みづから嫁娶するものは、八虐の不孝にして、徒二年而てこれをはなつ。名例律に、男女みづからせず、婚主あつて其禮を行はしめば、不孝にはあらざるとは、此條にいへる八虐の不孝にはあらざるにて、實の孝道にかなふとはすべからず。祖父母父母婚を主らば、其命も重くしてやむことを得ざるなり。かゝる時は、儀制令云、凡祖父母父母患重及在二囹圄一者。〔割註〕謂患重者不レ離二枕席一也。囹圄者繫レ囚之所也。其依レ律散禁者非也。」不レ得二婚嫁一。若祖父母父母有二命令一成レ禮。不レ得二宴會一云々。に准じて、其禮をば行ふとも、饗宴はすまじきなりけり。

○狩衣　水干は袴に着こめたるものなり。されは、帶なし。もし袴に着こまぬおりは、下襲の帶をするなりといふは、やごとなき上達部の御説にも聞置たれど、おもふに、あげ首の物は、うへの衣のさまなり。〔割註〕禮服の袍をのぞきては、たりくびのものうへにきる事なし。圓領をば胡服のさまなりともいへど、本朝は朝服已下みなあげくびなり。〕其もとよりうへのきぬなるものを、袴に着こめたるが本儀とはさだめがたし。枕册子、にくきもの、かり衣のまへ、下ざまにまくりいれてもゐるかし。かゝることは、いふかひなきものゝきはにやとおもふに、すこしよろしきものゝ式部大夫するがのぜんじなどいひしがさせしなり、とみえたり。まして着こめたるはいやしげならずや。

○五月八日嚴有院殿御法會の時、うへ御まうであるべくは、雲鶴の御袍をめさせ給べき御催しなりしが、雨いたくふりぬればとゞまりぬ。この雲鶴の御文は、すぎにし太政大臣に任じさせ給ひし時、わがおもひよりて、みそかになにがしの君へ聞へ奉りて、初て着御ありしなり。その後、雲立涌も時によりては用ひさせ給はんとて調ぜさせ給ひ、紅葉山御參詣等多う是をめさせ給ひしか、念なくおぼへしが。

○夏の束帶には半臂を具すべきなり。さきこえ奉りて、彦根中將の君、土佐侍從の君をはじめ、諸大夫の人々もひとりふたりは用ひさせ給へり。その半臂は襴はつけず、ふたあゐのこめにてあるべきを、高倉殿の御説なりとて、中將殿は三重襷のくろはんぴを着給へり。この君弓矢のみちは更にもいはず、有識をも好ませたまひて、高倉殿の御弟子なり。この日袍は窠、唐草の文、黑半臂、二藍の下がさね、尻をはたちにかけられたり。紅の小葵の打引倍支、紅のうちひとへに馬瑙の丸鞆の帶さして、忠仁公の御物をうつされたる、藤ひしぬひたる唐組の平緒、富家殿のもたせ給へる古き笏をもたせ給へり。行義は、その日松平石見の守殿の衣文にまゐりて、林肥後の守殿のわきあけをもきせ奉り、この中將殿にもさぶらひしが、雨いたくふりて、うへの御まゐりとまりぬればなにのかひもなかりし。

○殿上人半臂之事　延喜彈正式云、凡除二禮服並參議已上半臂一。五位已上幞頭一之外。不レ得レ着レ羅。又云、凡減紫色者參議已上聽二通用一。五位已上聽レ着二半臂一。餝鈔云、半臂。冬禁色之人襴羅薄物。身濃打。夏大文黑半臂。冬常者不レ着レ之。袒裼之時若騎馬之時着レ之云々。不レ聽二禁色一之人冬平絹。其色如レ常。夏縠二藍半臂。〔割註〕冬濃打、夏二藍。」半臂襴以二一幅一折返而付レ之也。今云、半臂重如レ常。〔割註〕禁色之人羅。不レ然之人濃打。」雅亮裝束抄云、ふゆのはうちはんぴなり。かむだちめうちのくら人などはらのはんぴなり。たゞのしう（くろイ）はうちはんぴなり。なつはかんだちめうちのくら人黑はんぴなり。殿上人已下はうすものしたがさねのやうに二あゐなり。

おもふに、延喜式にけしむらさきとみゆるも、後のよのこきうちもおなじきなるべし。されば、冬はこきうち、夏は二あゐのこめをきたるがよきなりけり。

○建內記、嘉吉元年、赤松滿祐朝臣の亭にて將軍家御事ありし時、左衞門督なにがしの卿、公方の御後にある金覆輪の太刀をもてふせぎ給ひしと有て、注に禮太刀也とあり。こは過にしころ、鷹司准后殿東に下り給ひて、うへにまみえさせ給ひし日もたせ給ひし太刀、野太刀のごとき製にて、こがね作りなりしが、ねり革の鍔に金のふくりんをかけられたり。この太刀や、建內記にみゆる金覆輪の禮太刀なるべし。軍旅の料には絲か革をもてつかざやを卷なるが、そのよの風なれば、野太刀を禮太刀といはんもむべなるべし。

○烏帽子に樣々あり。立烏帽子、細立烏帽子、平禮、風折、居烏帽子等なり。そは折らぬが晴にして、折居たるほど略儀になるなり。されば、折烏帽子よりは風折平禮は式にきるなり。又もとはくろき絹を用ゆべきに、今はみな紙を用ゆるなり。

○牙笏、木笏　衣服令云、皇太子禮服。牙笏。〔割註〕親王及諸王諸臣五位已上並略レ之。」又云、六位深綠衣。七位淺綠衣。八位深縹衣。初位淺縹衣。並皀縵頭巾。木笏。〔割註〕謂職事。」續日本紀云、養老

三年二月壬戌。初令二天下一百姓右襟。職事主典已上把笏。其五位以上牙笏。散位亦聽二把笏一。六位已下木笏。又云、神護景雲元年三月丙寅。敕。自今以後。諸勳六等已上。身有二七位一而帶二職事一者。許ㇾ執二牙笏一。

○日本後紀云、大同四年五月丙午朔癸酉。聽二五位已上通用二白木笏一。三代實錄、貞觀元年四月二十三日。大納言正二位兼行民部陸奥出羽按察使安倍朝臣安仁薨。安仁者〔略〕、太上天皇甞從容。評二議諸國吏之優劣一。以爲。未ㇾ若下安仁爲二信濃介一之能上。後人莫二之及一。即賜二牙笏、玉帶。金魚袋、並御衣一襲一。有識相賀云。此賞是宰相之鴻漸也。延喜彈正式云、凡五位以上通用二牙笏白木笏一。前詘後直。六位以下官人用ㇾ木。前挫後方。雅亮裝束抄云、わらは殿上人のこと〔略〕、きるべきしだいにをくべし。おび、つのゝまろとも、五ゐのさく、ひきおび、したうづ、しかひ、あふぎをぐすべし。

笏をとる事は、養老二年の新令によりて、同三年二月にぞはじまりける。そは五位已上は、散位も牙のさくをとり、六位已下は、主典已上に木の笏をとることをゆるされたり。その後、式兵の省掌にゆるされ、官の官掌にゆるされ、二省に准じて、餘の省掌にもゆるされ、勘解由の使掌、諸國の神社の禰宜祝にゆるされし事等、くだ／＼しければかゝず。大同に牙笏、白木の笏を通用せしめられしより、おのづから四位五位は、多く白木を用ひしにやあらん。彈正式の制は、國史と同じけれども、三代實錄に、牙笏、玉帶、金魚袋を賜ひしを賀して、宰相の鴻漸也といひしとみえたり。さて後、朝服には木の笏をとることになり、いまは五位も六位もけぢめもなく成にたり。まさ亮が頃までは、そのけぢめありしとみゆ。實は五位已上のさくと、六位已下のさくとは、かたちもかはるべけれど、いまはその製詳かならねば、唯五位已上はふくら柴のいとよくみがきたるを用ひ、六位已下は櫟さくらなどの、牙にまがふべくもあらぬを用ゆべきなり。

○有襴無襴衣　日本紀云、天武帝十三年閏四月壬午。又詔曰。男女並衣服者。有ㇾ襴無ㇾ襴。及結紐。長

級。任レ意服レ之。其會集之日。着二襴衣一而着二長級一。唯男子者有二圭冠一。冠而着二括緒褌一。續日本紀云、和銅五年閏十二月辛丑制〔略〕、又无位朝服。自今以後皆着二襴黄衣一。襴廣一尺二寸以下。衣服令云、武官禮服〔略〕、位襖。〔割註〕謂無襴之衣也。」延喜兵部省式云、凡武官五位已上朝服。皆聽レ着レ襴。但立仗日不レ須。又彈正式云、凡諸衛府五位以上通着二朝服一。其着二胡簶一並立仗之日着二位襖一。但參議已上不レ在二此例一。

式の文をおもふに、參議已上は、着二胡簶一。立仗之日着二縫腋袍一。四位五位は尋常着レ袍、立仗之日着レ襖。六位已下は尋常にも袍をきる事は得ざるなり。されど、衛府ならぬは、无位にいたるまで袍を着べし。衣服令无位の制服に黄袍、義解に、裁縫體制一如二朝服一とみゆればなり。

○大村上總介の君作庭のみちをあきらめさせ給ひ、なほ其覺束なきふし〴〵を、數々とはせ給ふ中に、大内を思ふに、大極殿、豐樂殿をはじめ、紫宸、清涼にも、山水の風景はなし。又柳營の白黑の御書院にも、木立はあれども山水はなし。私の第にも、表書院などいふうるはしき所には、作庭はなき様なり。しからば、山水の風景を作る事は、居間などの庭につくりて、朝暮のなぐさめ、詩歌、詠吟の便りとするものならん歟と、ある處に押紙して聞へ奉りにき。そは八省院、豐樂院、紫宸殿等は、皆群臣百官行立して、天皇を拜し奉る處なれば、山水の風景を造るべき樣なし。離宮におゐては、必山水の風景あり。朱雀院、神泉苑等なり。柳營のうるはしき殿々も、又臣下をめしつどへ給ふ所なれば、作庭はなくとも難なかるべし。私第に至りては、山水の風景をつくりて、あるじも客人も、ともに相たのしみたるが、古代よりのためしなり。されば、親王達、大臣を初め、上達部、殿上人も、受領はまして財の多かるまに〳〵、心のゆく限りつくりしことゝみえたり。そは唯、春の花、秋の紅葉のみにあらず。夏は釣殿にあつさをわすれ、雪のあしたの詠には、さむさもしらずやすぐらん。しかのみならず、或時は中島に樂屋をうちて、龍頭鷁首の船をうかべて神樂の興を催し、ある時はがく生

をひとり島にはなちて、詩章の才を試み、山水の風景によりて、こゝに至り主人百年の壽をたもつ、作庭のやむことを得ざるは、けだしこの謂なり。さて古は、いまのよのごと、書院、小書院、休息、居間などあまた作りつゞくることはなくて、唯正殿一宇にあるじはすむなり。この正殿を寢殿といふ。もやの中の間に帳をたてゝ、あるじはゐるなり。ひるは庇に放ち出居、客人來りても、庇にて對面す。またいやしきはすの子にわらうだ敷てゐるなり。さて、そのしん殿に對して、つくる屋を對の屋といふ。對には妻妾をすましむ。庭は寢殿も對もひとつゞきに、山水の風景をつくりしなり。されば、今うるはしき書院に、山水をつくる事、なにの難かあらんや。凡山水をうつし作る事は、いつの代より歟はじまりけん。奈良の京にはありしや、淺見しらず。平安遷都の時、神泉苑をつくらしめたまひ、弘仁の帝しば／＼幸したまひ、或時は櫻花を覽し、或時は放隼水禽を撃しめ給ひし。此帝ことに山水を愛させ給ひ、嵯峨の院をつくらしめ給ひしかば、み子の信公は北邊の亭をつくり、河原の大臣はちかの鹽竈をうつしてつくらせ給へり。夏野の大臣は雙岡に山莊をつくり、忠仁公は染殿の宮をつくれり。皆山水の風景ある所なり。もとは自然の勝地によりて山莊をつくりしが、のちにぞ京中にもうつし作る樣に成にたるべし。

○四の海おさまりて二百とせにあまりぬれば、文武の道ならびにひらけて、賢良の君あまたおはしますべし。そが中に、この頃かしかましくほめのゝじる君おはします。その君のみ有樣をきくに、げに高きにゐておごり給はず、下をあはれみ、民をいつくしみ給ふ御おきて、更にいにしへの明君にも耻給ふまじきみこゝろばへなり。されど、今樣にものし給ふがあかぬこゝちす。そのいま樣といふは、のどけきこゝろおはしまさできうなるがわろきなり。そは、先考の服一年も過さず、五十日の暇おはるをまちて、先考のよのおきてをあらため、そのよに又なく時めきしものは、いたづら人の樣になり、又谷のむもれ木の引かへて花やくもあり。すべてふるき名ごりは、あながちになき樣にして、我才の

かしこげさをけち焉にあらはせば、こゝろなき人は新君をほめ聞え奉るまゝに、先君のあやまりよに流るゝ様なり。されば、我よにならんことをまち遠にやおもひ居にけんと、押はからるゝもさはあるまじけれどつみふかげなり。さて、このかしこき新君たちも在ふれば、やうやくやすきにながれて、風流妖艶もにくみ給はず、美酒佳肴も亦よしとしたまへば、つゐには先君にたがふ處すくなく、よの當になり行給ふなんくちおしき。今世にほめ奉る君は、さいひがひなき事はあるまじけれど、先一とせはふぢの衣にやつれ給ひて、おのづから年月へて後は、新令を下し給はんも、亦むべならんと我はおもふなり。

死にしたがふのみちは、あるまじき事なめりとおもひて、さきに、日本紀等を抄出し侍りきが、おもへばかゝる名殘なき新君達のおはしますをみれば、かたへはことわりなきにしもあらぬ様なり。たとへば、先君に又なく時めきし君の、いたづら人の様になりて、遠侍にさぶらひ、權勢を失ひぬれば、人にもあなづられ、かろめられ侍らば、おのづから先君の御名をさへ、みづからけがすに似たるべし。又不孝の新君におもねりつかへ奉らんもこゝろぎたなし。つゐにはよをうらみがほにてむすぼほれ死なんよりは、いさぎよく先君に殉ひ奉らんが、いふかひありて見ゆべけれ。かゝれば、新君よくおもひめぐらし給ふべきことゝなり。

○犬追物は鎌倉の代よりぞはじまりける。足利の代までは、君も臣も專ら稽古せり。織田、豐臣の代よりぞ絶果にたり。當御代の正保四年、島津家張行し給ひて、ときの將軍家もみたまひしかど、しゐて用ひさせ給ふみこゝろなくや御座しけん。又誰も學ぶべしとおもはざりけん、また絶にたり。享保のみよには、みこゝろざし御座して、島津家に仰せごと給へれば、いまは絶にたるよし聞へ奉り給ひ、小笠原平兵衛殿も射る事許はすべけれども、其式詳ならずと聞へ奉りぬれば、いかゞはし給はん。唯やぶさめ、笠かけ、打毬、まりつきなどのみぞならはせ給ひける。行義、いにしへの道の絶にたる事

をかなしみ、かつは合戰のならはしなにをもてかせん、再興せばやとおもへども、大義事ゆかずして、むなしく數多の年月をへにけるが、遠藤但馬の守の君おもひたゝせ給ひ、去年張行せさせ給ひ、ことしは毛利甲斐守の君張行し給ひしことは、別にものし置ぬれば、そを見てしるべし。まことに絶て久しき事をおこし行ひて、予むまごにも傳へんことは、いと／＼うれしきことになんありける。

○長かづらを飭るには、根に大元結をかけ、其次に白紅の水引をかけて、その下に小ひつさきとて、紙を細くたちて折て三處かく。この小ひつさきといふものは、江家次第にいへる紙攪にやあらん。諸家子弟元服云、次以レ刀設ニ紙攪三筋一。〔略〕、次以レ紙卷ニ左小本結末一。以ニ紙攪一結ニ一所一云々。字書に攪は裁なりとみえたれば、紙の細く裁たるなるべし。紙撚はよりたるを、こはよらぬなるべし。扨この長かづらに小ひつさきをかくる事は、褻の時の様とおもはる。晴の時はとるべきを、かみすぢのみだれぬべければ、結ひおくものなりけらし。

○參河國、とふつあふみ、するがの國には、そのかみ東照宮の藏人元康の君など聞へ奉りし時、民町人までも弓いる事をゆるさせ給へりとて、いまも專ら弓射かけものしてけうずるとなん。そは、

弓之事

今度依ニ忠節一駿遠參之內不レ論ニ農工商一諸士同樣に免畢。若變儀之砌者。
中山手寄召連可レ致ニ加勢一者也。

藏人元康御書判

永祿三年六月七日

中山庄
天野與惣
鈴木右門三

○告朔　日本紀云、天武天皇五年九月丙寅朔。雨。不二告朔一。又云、十一月乙丑朔。以二新嘗事一不二告朔一。又云、六年五月壬戌朔。不二告朔一。又云、十一月己未朔。雨。不二告朔一。又云、十二月己丑朔。雪。不二告朔一。續日本紀云、大寶二年九月戊寅。制。諸司告朔文者。主典以上送二辨官一。官惣納二中務省一。日本後紀云、桓武天皇延暦十九年夏四月己巳朔。御二大極殿一視レ朔。〔割註〕一作レ朝。」又云、嵯峨天皇弘仁二年夏四月甲子朔。御二大極殿一視朔也。〔割註〕一作レ朝。」又云、淳和天皇天長元年夏四月庚辰朔。天皇御二大極殿一視二告朔事一。類聚國史云、仁明天皇承和元年夏四月辛巳朔。天皇御二大極殿一聽二告朔一。儀制令云、凡文武官初位以上。毎朔日朝。〔割註〕謂朝者朝會也。言毎常之日唯就二廳座一至二於朔日一。特於二庭會一也。」各注二當司前月公文一。五位以上送二著朝庭案上一。〔割註〕謂其被管諸司皆送二所管上司一。故云二五位以上一也。若无二五位官一者。預申レ官令二式部臨時差充一也。」即大納言進奏。若逢レ雨失レ容及泥潦並停。〔割註〕謂泥濘也。潦淹也。」辨官取二公文一惣納二中務省一。〔割註〕謂逢レ雨及泥潦停二告朔一之時。諸司五位以上。以二公文一送二辨官一。辨官受取。納二中務省一。即納レ省之後。不レ可二更奏一。其視告朔之時。大納言奏後亦中務受取。」延喜太政官式云、凡毎月晦日。太政官録二參議以上上日一。少納言來月一日進奏。又録二以下及少納言上日一送二辨官一。辨官惣修レ符二日下二知式部一。又云、凡天皇孟月臨レ軒視レ朔。大臣預點二殿上侍從四人奏事者二人一。所司各供二其事一。其日辨一人執二公文函一。〔割註〕太政官告朔文者。辨官勘造入記卽大臣自署レ姓付二辨官一令レ進。」率二諸司一。五位以上執レ函者。〔割註〕若無二五位一者臨時僱定。」就レ版各置二案上一。〔割註〕事見二儀式一。」若不レ臨レ軒者。辨官告二知式部一。其函令レ進二辨官一即納二中務一令二進奏一。又中務式云、凡視告朔者。前一日置二版位大極殿前庭一。〔割註〕事見二儀式一。」又式部式云、孟月告朔。前一日。省置二龍尾道以南版位一。告朔大夫預習二儀式一。其日質明。省令三省掌立二漆案於中庭一。〔割註〕事見二儀式一。」乘輿不御之日。省掌立二辨官廳前一。立二曹司廳一亦同。又云、諸司申二送朔日見參人數一。毎月朔日。〔割註〕正月三日。」諸司惣二計見參初位以上長上番上一。造レ簿。各令三主典申二送省一。〔割

註〕無位番上亦同。但勘解由使不レ在ニ送限ニ。〕其日平旦。省掌於ニ門外ー計ニ列諸司ー。輔已下就レ座。省掌引ニ諸司ー入。且稱ニ容止ー就ニ版位ー。立定其中一人進申云、司司申久刀禰能數能札進登申。丞命曰。進之。諸司共稱唯。隨ニ簿多少ー二三許人分取進置ニ錄傍ー復ニ本列ー。錄惣ニ計共簿ー讀申。輔判命之。錄俱稱唯。丞次命之。諸司俱稱唯。自レ上退出。省掌且稱ニ容止ー。又云、諸司送ニ五位以上上日ー。每月一日。〔割註〕正月三日。〕諸司各計ニ五位以上前月上日ー造レ簿。令ニ主典申ニ送省ー。〔割註〕太政官上日下ニ符於省ー。以下諸條皆倣レ此。〕令ニ專當史生抄ニ諸司五位以上朝座上日及巡點。集會。請ニ假等簡ー置ニ丞座前ー。其日平旦。省掌於ニ門外ー計ニ列諸司ー。輔已下就レ座。省掌引ニ諸司ー入。且稱ニ容止ー就ニ版位ー。立定其中一人進申云。司司申久五位與利已上能日數能文進登申。丞命曰。進之。諸司俱稱唯。以レ簿傳授。在ニ最下ニ一人總取就ニ錄後ー進之復ニ本列ー。諸錄分取依レ次讀申。若有レ所レ違者。丞勘問申。輔隨レ判令レ改。命レ錄曰。返給。錄稱唯。命曰。參來。被ニ勘問ー者稱唯。進受退出。讀申已訖輔判命之。錄俱稱唯。丞次命之。及省掌引退亦同ニ前儀ー。又彈正式云、凡進ニ告朔函ー時者。辨官、式部、兵部、彈正、五位已上者。立ニ本司廳前ー。他司五位已上者。立ニ東西廳前ー。諸六位已下立ニ辨官式部廳後ー。

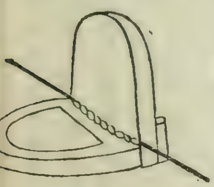
おもふに天武天皇の九月に不ニ告朔ーとみえたれば、是より上つ代よりはじまりけん。儀制令には、每朔日朝すとあれば、每月朔日に天皇臨軒、大納言進奏せしに、式にはゝや、孟月許に成にたり。餘月には、式部省にゐて、諸司の輔已上を計列て、上日等のふみをばよみしとみゆ。げに後のよには、元日の御暦、氷樣、腹赤の奏をはじめて、庭に進みて奏する事なくなりにたれば、まして告朔抔は名をのみ傳ふるなり。

○薄額冠〔一名透額〕 續世繼物語、梅の木の下云、藏人の頭になり給へりしに、おとうとにおはせし公行の辨にはじめてなりて、あつびたひの冠になし給ひければ、われも今は厚額にせんとて、おなじ樣にてうちに參り給へるに、成通宰相の中將にはじめてなりて、しばらくはすきびたひのかぶりにてと

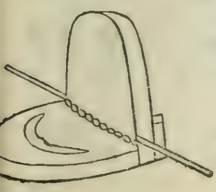
やおぼしけん、うちにまいり給ひて、頭中將の冠をみたまひて、額に扇さしかくしてまかり出たまひて、やがて厚額になりておはしけり。槐記、保延三年正月一日、〔割註〕于レ時內大臣右大將。」初被レ着二厚額冠一。〔割註〕年十八。」殿記、仁安三年正月八日云、大納言殿〔久我〕敎命曰。四品之後可レ着二厚額冠一。入道殿〔中院〕仰也。猶着二薄額冠一人間有レ之歟。雖レ然不レ得二其意一也。玉葉、治承五年六月二十七日云、此日侍從初着二諒闇一。〔割註〕冠透額也。」一禁秘御抄云、御冠。每月爲二納殿沙汰一御冠師獻レ之。〔略〕薄額也。然而著天更不叶。只半額也。半額トハ厚額ニモ非ズ。又透額ニモアラヌナリ。餝抄云、冠。年少之人用二薄額一。近代依レ有二事煩一。不レ依二年齒一。用二厚額一僻事也。〔略〕、保延三正一槐記云、〔略〕、殿記曰。〔略〕、爲案。近年人々僅十二三歲。昇二四品一帶二高官一。仍異二于古一也。隨二年齒一可レ斟酌二事歟。薄額苦熱之頃有二其煩一也。仍不レ論二歲老少一。近代多用レ之。園太曆、延文元年三月十八日云、良久不二啓上一。〔略〕、抑冠透額は十五まで用ひ候哉由、〔略〕、透額は無草（公平イ）事候間、早速改候人も候歟、比興候。〔略〕。公淸公記、觀應元年正月十六日云、〔割註〕少將定丹（實時歟）慶申。于レ時十二（三歟）、歲。」一冠〔割註〕透額、半透額云々。」蛙抄云、透額冠。〔割註〕年少之人用レ之。公卿四位五位六位同レ之。天子モ幼主之時着レ之歟。」

おもふに、薄額、透額之名、ふるきよには聞えず。式にもなし。西宮記、源氏、枕册子等にもみえねば、花山一條のみよまではなしとすべし。天仁の帝ことにみやびを好ませたまひ、衣服のさまやゝかはりて、冠、烏帽子もかたくなりにたるより、かゝるものは出來にけん。そは槐記、續世繼を據とす。さて、その製いかゞならん、詳ならず。暑天さらに不叶の意もしらず。園太曆の傍書をもて考ふれば、透額と薄額とべち

薄額〔又透額〕



半透額〔又半額〕



べちの樣なれども、さはあるまじくおもはるゝなり。いまのよ川ゆるところ圖の如し。

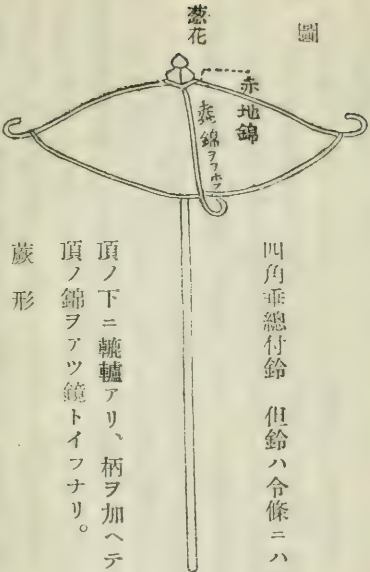
○褶　日本紀、推古帝十三年閏七月巳未朔。皇太子命二諸王諸臣一俾レ着レ褶。衣服令曰、皇太子禮服。〔略〕、深紫紗褶。〔割註〕謂褶者所三以加二袴上一。故俗云二袴褶一也。」親王深綠紗褶。諸王深綠紗褶。諸臣深縹紗褶。內親王淺綠褶。〔割註〕女王同レ之。」內命婦淺縹褶。

おもふに、田安宗武卿の服色管見に、我朝に褶とかけるに二つ有。一には比良於比となへて、今の半臂の襴なり。こゝにあづからねば、朝服條にしるしぬ。今一は禮服の具にあり。是神代の裳にて、唐には帷裳といふものなり。後のよにむねと裳の字を用う。これ却て宜なり云々。げに、古事記、伊邪那岐命黃泉よりかへりおはしまして、日向之橘小門之阿波岐原に到座而禊祓したまふ條に、次於二投棄御裳一云云。又日本紀、天照大神の軍立したまふ條に。縛レ裳爲レ袴とみえたれば、神代より裳てふものはありしなりけり。しかるに、推古の御宇にいたりて、王臣に詔して褶を着せしめたまへるは、天皇も皇太子ももとより着御したまへれど、王巳下は着ざればにやありけん。〔割註〕こも宗武卿の御說、管見別記にあり。」さて、その製ふるき世のこと、さだかにしりがたかるべけれど、大むねいまの裳にかはるまじくおもはるゝなり。地は無文の薄物にて、いろは令條によりしなるべし。令よりこなたは、禮服に着て朝服には着ねど、推古の御宇に詔したまひしは禮服にはあらで、常の朝參にきせしめたまへるなり。禮服は文武の御代よりはじまりぬればなりけり。又源氏物語、ゆふがほの卷に、しびらたつものかごとばかり引かけて、とあるも、此類なるべくおもはるれど、禮服の具にあらねば、此條に論ぜず。

○蓋　儀制令云、凡蓋、皇太子紫表。蘇芳裏、頂及四角覆錦垂レ總。親王紫大纈。一位深綠。三位以上紺。四位縹。四品以上及一位頂角覆レ錦垂レ總。二位巳下覆錦。〔割註〕謂唯得二覆錦一不レ可レ垂レ總。其大納言巳上者兼用二錦總一也。」唯大納言巳上垂レ總。並朱裏總用二同色一。〔割註〕謂總者聚束也。同色者與レ表

同色也。」倭名類聚鈔云、華蓋。【兼名苑注云、華蓋。〔割註〕和名岐沼加散。」黄帝征ニ蚩尤ー時。（黄イ）當帝頭上有ニ五色雲一因ニ其形ー所レ造也。】延喜太神宮式云、太神宮裝束。蓋一枚。淺紫綾表。緋綾裏。〔割註〕表各三丈裏加レ之。」頂及角覆錦〔割註〕枚別所レ須一丈。」垂ニ淺紫組總ー〔割註〕枚別所レ須八兩。但縫料絲臨時斟酌請受以下准レ此。」緋綱四條。〔割註〕二條蓋料、二條菅蓋料、長各二丈、」又云、度會宮裝

蓋之圖



束。紫蓋一枚。又主殿寮式云、正月元日燒香史生。〔略〕、左方十一人。一人執ニ梅枝ー二人紫繖。三人紫蓋。一人菅繖。三人菅蓋。右准レ此。太神宮儀式帳云、新宮遷奉御裝束用物事。紫衣笠二口。〔割註〕各裏緋綾。」組八條。〔割註〕赤。紫。」緋綱四條。〔割註〕長各二丈。二條衣笠料。二條菅蓋二柄料。」又外宮儀式帳云、紫蓋一口。內宮御神寶記云、赤紫綾蓋貳具。〔割註〕裡緋絹各方五尺七寸。四幅。副緋綱二條。各長二丈。綾二被ニ陪縫之。」柄長一丈三尺二寸二分。〔割註〕黑漆平文。金銅桶尻。高一寸

五分、頂金銅葱花、裡鏡弘四寸六分。」骨八支。〔割註〕長各四尺四寸三分、末蕨形金各四枚、長四寸五分、本末幷仮張末本鑽爪金八筋、各二寸、本腰巾金八枚。」小骨八支。〔割註〕長二尺四寸二分、本末金銅腰巾金。」四角上覆金八筋。〔割註〕長三尺九寸五分、赤地唐錦、花形四面。縁押赤紫組四條、長各一丈、耳金八。」葱花一口。〔割註〕口四寸二分、高四寸三分、同下臺一枚、徑一尺五分。」蓋上以二銀薄一押二菓文一。張緒紺丸組八條。〔割註〕長各八尺、在二各志部一、總鈴八口、輪一寸四分。」緋四組四筋。〔割註〕長各五尺。」外宮正遷宮御裝束云、紫御蓋一具。方五尺五寸。表笠以二紫大文綾一。裏緋大文綾張レ之。頂居二金銅葱花一重一。頂幷四角上覆亦地唐錦。花形押二平組之縁一。大骨四支。長四尺五寸。各有二蕨形一。金物本末各有二金銅一。蟹爪。四角附金銅鈴各一口。結丸緒一丈。爲二總角一。有二末濃總一。蕨形有二金銅志部一。横骨八支。同本末有二金物一。有二金銅轆轤一。並指金柄。長一丈四尺三寸。塗黑漆畫二平文一有二金銅懸金二合一。金銅桶尻等打レ堺附二緋綾綱二條一。各長二丈五尺。弘六寸五分。納二櫃一合一。柄納二別櫃一。

おもふに、蓋はきぬをもてはりたるかさにて、威儀に用ゆるものなり。紫繖、屏繖等もおなじく威儀に用ゆるものなるべし。雨をふせぐかさにはあらぬなり。蓑、傘、笠等はまたく雨をしのぐかさなり。又蓋繖には菅もて造れるあり。菅繖、菅蓋といふ。大嘗會に供御の菅蓋は、頂の下に柄をば加へで、柄のさきに鳳を作りて、蓋の頂の上に緒を付て、これを鳳の口に含しめてとれるなり。

○當今女房職員

典侍〔四人〕、權〔二人、當時一人〕、掌侍〔四人〕、命婦〔二人〕、大乳人〔一人〕、女藏人〔二人〕、御差一人。

〔京都ヘ尋遣ス〕奉仕〔四人、隱居共四人有レ之〕、供御所〔二人、五ゝ小やゝ〕、兩人、内侍所刀自〔五人、一ノ藤於齋、四釆女兼ル〕、釆女〔三人、一ノ釆女、二ノ釆女、三ノ釆女、御末ノ上首兼ル〕、主殿

司〔一人〕、内教坊〔一人〕、闈司〔二人、大聖寺宮甘露寺殿ヨリ針女ノ内ヲ召出云々。〕

此外御茶汲二人〔小女なり〕、御兒〔禁中一人、院二人〕。

御末〔七人、第一おあ茶、第二おあかし〕、女嬬〔八人、第一おあ茶〕、御物仕〔四人〕、〔割註〕一﨟右京大夫、二﨟新大夫、三﨟小大夫、呉服所とも外平四人。〕

右當時女房補任に載するところなり。此餘釆女及女嬬、刀自、内教坊の舞妓等にいたりて、補任に載せざるは詳にせず。後日しるしまゐらすべし。但當今朝廷美なる事すくなし。しゐてこれを聞へたてまつれば、至尊のみくらゐかろきに似たる樣なり。されはよくしる事あたはじと、已上薄額より已下は、泰賢君のとはせたまふまゝにかいて奉りしなりけり。

○犬行　延喜左京職式云、大路廣十丈。自ニ垣半一至ニ溝邊一八尺。〔割註〕垣基三尺。犬行五尺。〕溝廣各四尺。犬行或三尺。證文略レ之。夫木抄雜十三云、六帖、かきほ、信實朝臣、

くづれそふやぶれついぢのいぬはしりふまへどころもなきわが身かな

築城記云、土居のへいよりうちは、武者はしりといふ。外は犬はしりといふ。塀の縄打の時、犬はしり一尺五寸をきてしかるべく候。武者はしりは三間ばかり可レ然候。

○犬坊　枕册子云、長谷まうでの條、つぼねにゆくほども、人のゐなみたるまへを通り行は、いとうたてあるに、犬ふせぎの中を見入れたるこゝちいみじくたうとく、などて月ごろもまうでずすごしつらむとて、〔略〕、犬ふせぎのかた、法師よりきていとよく申しはべりぬ。いくかばかりこもらせたまふべきなどとふ、〔略〕、たゝみなどほうとたておくとみれば、たゞつぼねにいでゝ、犬ふせぎにすだれをさら〳〵とかくるさまなどぞ、いみじくしつけたるはやすげなり。更級日記云、清水にゐてこもりたり。〔略〕、御帳の方の犬坊のうちに、あをきおりものゝころもをきて、錦をかしらにもかづき足にもはいたる僧の。明月記、寛喜三年八月十九日云、春日詣。立入所非ニ丈六堂一。儲ニ條〔奈イ〕志如堂一。此堂又

安元治承之昔度々來入。其時破壊。今度見レ之。被レ葺ニ檜皮一。内外如ニ新造一。佛壇立ニ犬禦一。前栽紫苑不レ似ニ老翁之舊骨堂舍一。又云、天福二年八月二十二日。後同參拜見。端立ニ明障子一。御墓上置ニ石倉一立ニ犬禦一云々。大鏡卷三云、夜かちより御堂にまいりたまひてうれへ申たまひしはとよ。とのおまへは、御堂の佛の御前に念誦しておはしますよ。夜いたく更にければ、御脇息によりかゝりて、少しねぶらせたまへるに、犬防のもとに人のけはひしければ、あやしとおぼしめしけるに、女のけはひにて、しのびやかにもの申候はんと申を。

○臑當立擧

ある人の說に、いにしへの臑當は、立上はなくて、唯はぎばかりにあてたるなり。又立上のあるは、



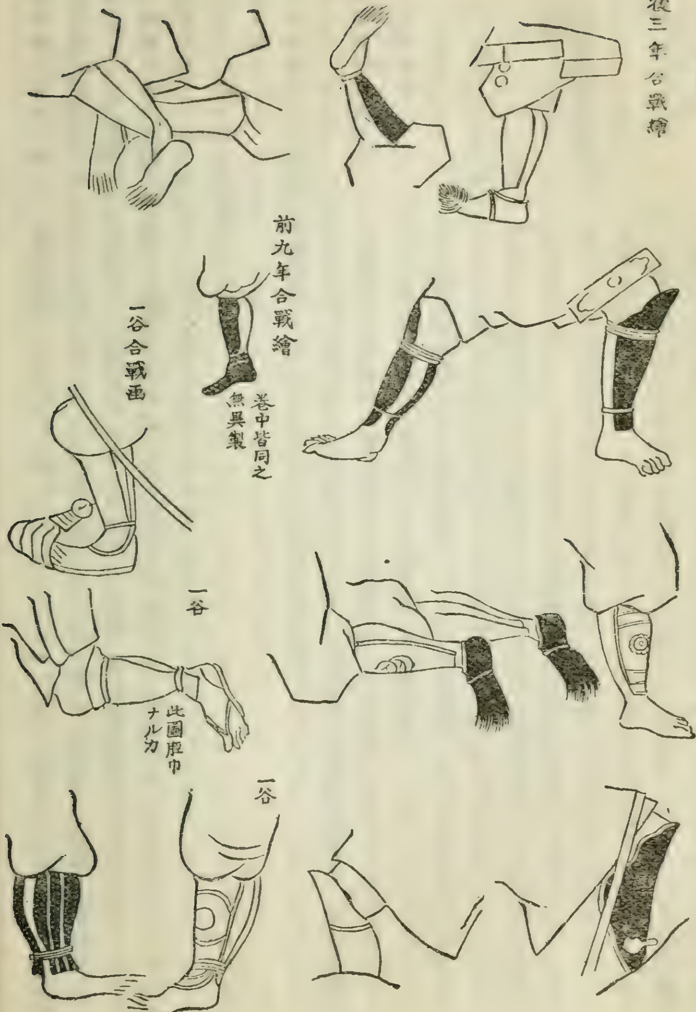
加賀國江沼郡須輪間村多太社藏實盛臑當

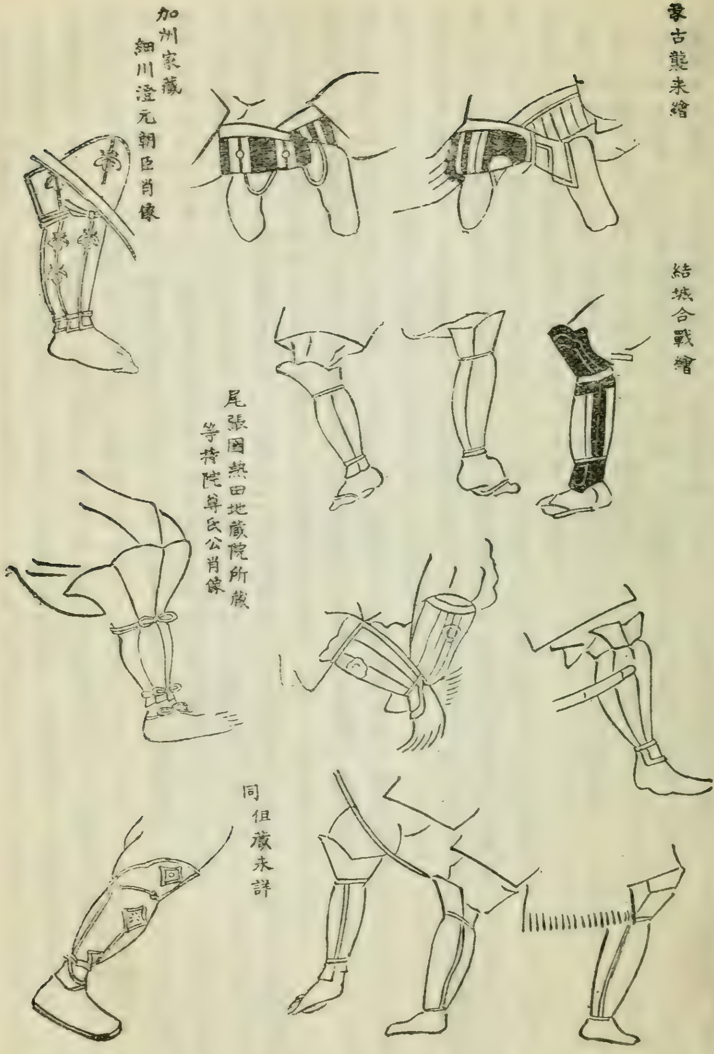


城州祇園偶人所用

大口はきし時につくるものなりといふ。こは後三年合戰の畫に、大口はきたる圖にのみ立擧をかきしによりしならん。おもふに、ふるきよに臑當てふものつくりはじめしときは、立上ありやなしやしるべからず。後三年のころは、はや建擧ありしとみえたり。いかにとなれば、大口の下には、こと〳〵くたてあげあるにてしるべし。くゝり袴の時は、立上の下にてくゝれば、建擧はくゝりの內にいりてみえぬなり。そをみえねばとて、立あげなしとはすべからず。さて、くゝり袴の下に建擧あるを用ひぬとは、なにゝよりてかならん。さらに便なきこともおもほへず。こを足利の代よりは、袴をくゝりて後臑當をば着しなり。そは尊氏將軍の畫、結城合戰の畫等を見てしるべきなり。義貞記に、八幡殿の鎧被レ着ける次第とてあるも、袴をくゝりて後、臑當をばあつるなり。げにかくしたらんが便ならんに、後三年、蒙古襲來の繪等を見れば、まさしく立あげの下にてくゝりしとおもはるゝ圖、あまた所にあり。〔割註〕こてもひたゞ

脛當立擧




蒙古襲来絵
結城合戦絵
加州家蔵
細川澄元朝臣肖像
尾張国熱田地蔵院所蔵
等持院尊氏公肖像
同
但蔵未詳

れの下にもさせば、すねあての立あげをくゝりこむるも、うべなりけらし。」よろひの下には、必ひたゞれを着て、袴はくゝるが尋常なり。されど、百萬騎の中には、心のまに／＼直垂の下をばきで、大口許にてうち出たるもあなるべし。もとより、こは例ならぬ事なれば、その料にとて、ことさらに臑當のたて上作り出ん様なし。されば、立上のありなしを、袴によりていふはことわりなき様なり。いにしへは膝鎧なければ、臑當の建擧を大にしてふせぎしなり。さて、ひざよろひ出來ても、馬にのれば膝口あらはるゝゆへ、足利の代までも、専ら大立あげをばきしなり。世下れるまゝに騎戰はすたれて、刄をまじゆる時にいたりては、多くおり立戰ひぬれば、膝鎧垂て、おのづからひざ口に及びぬれば、臑當の建擧やくなくなりしより、いまのよの製にはなりしなるべし。凡甲冑の製も、刀劍のたぐひも、騎戰のもはらなりしよと、歩戰のもはらになりしにて、數／＼沿革せしなりけり。

脛ばかりにかねを當て、なにの理ありや。ふるき製はとまれかくまれ、膝口をあらはにして、まゝに射させもつかせもせんは、更にやくあるまじ。龜甲にとぢぬひたるは、古様にはあらねど、こもよき革を中に入たるは、實にはしかるべくおもはるゝなり。

結城合戰の畫に、くゝり袴ならで、立上書ざる臑當一ツみえたれば、立上なきもありしとせんか、もしくは、畫工の失せるならんか。もとより歩卒の料は立上もなく。又脛巾ばかりもつくるなり。いにしへのすねあてには鋲具摺なし。たゞし、蒙古の畫には見ゆる様なり。〔割註〕かくすりといふは、すねあての內下の方貮寸ばかり革をあてたるをいふなり。」

ある人の說と書しは、津輕甲斐の守の君の說なり。このきみこたび胴丸をつくらせ給ふとて、ふるきよの製をなにくれと尋ねあきらめさせ給ふ中に、この臑當の說をのたまひ出してほこらせ給へど、わが心には理なき様におもはるれば、この圖考を一卷にものしてみせ奉りければ、ことの外に腹立せたまひ、こは用なき物なりとてやき捨たまひつ。やけのこりたる紙のはしをかへして、我を

誹謗したれば、かくはしたり。やすからぬことかな、艸もあらばまゐらせよ。さらずば、たゞにやはやむべきなどいひおこせ給へど、しゐて咩じたるにもあらず。唯臆說を聞えたるが、なにかくるしからんなれば、艸はなしとて奉らざりけり。さらば、みづからまうでゝあやまりを聞えよといひおこせ給へど、いたみ所あるにかこちて、いまはえ侍らじといひやりしが、その後は父君のかたへもおとづれ給はず。まけじごゝろしうねくて、まだやすからずおもひゐ給へるなるべし。

ある日函工大石忠次といふもの來て、傳へ承りぬれば、津輕甲斐の守の君と臑當の立揚の事によりて、御なかよからずなりにしとか、こゝに立あげなき臑當の古物侍り、是をまゐらせられて、みけしきとりたまへと聞ゆ。其物をみるに、足利家頃のものにやあらん。歩戰の事になりて、大立揚の益なくなりしよには、皆かゝる製を用ひにたらん。いと殊勝の物なり。裏の付様もめづらしき製なりけり。其圖は別にものしたればこゝにはもらしつ。〔割註〕これをかひのかみの君にまゐらせなば、よろこびたまはんなれども、しうねく腹たち給へるがにくさに、われはまゐらせじ。そこよりまゐらせよ。尊きかはり得んもうべなりなどいひて、臑當はかへしぬ。」

○僧位と俗位と相當の事、職原抄の卷末にみえしは、證文なければ信じがたし。おもふに、紫を賜ふは三位に准じ、緋をきるものは五位に准ずべし。是いまのよに、未發の正說ならんと、さきの日記にもかきおきしが、又おもへば、位色の事行はれしよに、紫緋を賜ふの制ありや、淺見しらであかずおもへりしが、其證文を得はべりぬ。そは續紀の中なり。はるかに唐帝の聖旨を、千歲の今にいたりて暗にしりぬるは、つたなき身には又なくうれしくなん。

○續日本紀、天平十八年六月云、僧玄昉死。玄昉。俗姓阿刀氏。靈龜二年入唐學問。唐天子尊レ昉。准二三品一令レ着二紫袈裟一。天平七年。隨二大使多治比眞人廣成一還歸。齎二經論五千餘卷及諸佛像一來。皇朝亦施二紫袈裟一着レ之。尊爲二僧正一安二置内道場一。この事を秦賢君にきこへ奉りぬれば、わが國ぶりを尊

ぶに似ず。唐國の天子のむねにかなへりとてほこりがに見ゆるは、いと口おし。まことに例とすべきは、續紀天平元年の八年に、唐僧道榮を五位に擬て、緋の袈裟を給へるをこそすべきなりとのたまへるに、又聞え奉りしは、天平元年の例をばゆめしり侍らで、西朝にて有初し事とおもへるは、れいの淺見のいふがひなさにて、御說を承りて、深くかしこまりよろこび侍りぬ。しかあれば、はかなき心におもひ得し事は、いよ〳〵あやまりならで、かく古き書にさだかにあひぬるは、いにしへをおもふ心の淺からぬゆへなるべし。さて、ひとの帝のみこゝろに、吾說の自らかよひぬるとてほこりぬるは、わが國振を尊むにはにげなしとの給ふは理なれども、唐は華夷にもあらねば、よゝの天皇使を遣して、かたみに信を通じ、又ものならはしなどし給ふ。すでに、天皇の御讀書始には孝經をよましめ給ふ。孝經それ吾國の書ならんや。しかのみならず、公には大學寮あり。源藤橘には淳和獎學勸學學館等ありて、さかりにふみならはし給ふ。凡皇朝のまことに尊き國となりにしことは、かつは應神のひぢりの帝、王仁にふみまなび給ひ、文字といふものよに行はれしより、ます〳〵朝廷の御光まされるなるべし。しかるを、ちかきよの國學者は、西土をみる事いみじきあだかたきのごとし。これ實にわたくしなり。又儒者は、我朝代々の帝のかしこきみこゝろをも、文物具り、禮儀のたゞしき事をもしらで、吾國には道なしと思ひ、甚しきにいたりては、みづから東夷などおもへり。其罪かろしとすべからず。又國學者は、唐を西戎などいふ。是も亦禮を失ふものなり。天にふたつの日なければ、やまとも、唐も、ひとつ國にして、さかひをへだて、名をことにするのみなれば、人も亦おなじく、賢愚はとり〳〵なるを、いづれをか尊み、いづれをかいやしむべき。唯よの中しづかにして、道よく行はるゝをこそ、實に貴國とすべければ、行義、今様の國學者とはかわりて、皇國に次ては唐をも尊み佛をもおとしめず。こも我國ぶりならんかしとおもふなり。

○多遲氏用二虎杖紋一因緣之事　日本紀、反正天皇紀云、瑞齒別天皇〔略〕、於レ是有レ井。曰二瑞井一。則汲

而洗ニ太子ー。時多遲花落在ニ于井中ー。因爲ニ太子名ー也。多遲花者今虎杖花也。故稱謂ニ多遲比瑞齒別天皇ニ云々。これにより多遲氏、いたどりを尊みて家の紋にもするなりけり。

○封戸人數及稻員之事　續日本紀、天平十九年五月戊寅云、太政官奏曰。封戸人數縱レ有ニ多少ー所レ輸雜物。其數不レ等。是以。官位同等所レ給殊レ差。於レ法准量。理實不レ堪。請毎ニ一戸ー。以ニ正丁五六人中男一人ー爲レ率。則用郷別課口二百八十。中男五十。擬爲ニ定數ー。其田租者。毎ニ一戸ー以ニ四十束ー爲レ限。不レ合ニ加減ー奏可之。

○阿波侍從君の問〔割註〕東山殿御餝之記之内。」　檀便、此名日藏本の御餝之書に見出不レ申。後日に可ニ勘進ー。けいしやうのくり〱、君臺觀左右帳記、及小川御所御座敷餝等に、桂漿色黑し、ほりめにあかきかさねのすぢ一二ツあり。又地をあかくぬりたるもあり。地紅のけいしやうといふ、奔走なり。地はきうるしなり。又云、堆烏けいしやうのくり〱にて、地のきうるしみえず。地もくろし、曲輪にあるものなり。又東山殿御餝記〔相阿彌〕云、ほり物をしたる、くり〱香匱の臺に云。今按、けいしやうは堆烏堆朱の類、色古書にみえたり。くり〱は丸くうづ巻のようにほりたるにもあらん歟。針の袋、治療の針にもあらん歟。

○御垣もる衞士の中に、伊豫の掾なにがしとか聞えしが、四季色目とて小冊を梓にものして送りぬ。そはいろめを書て、その下にほんの書名を出しぬれば、いとたよりありて、色葉てふものよりもはるかにまさりざまに思ひはべりぬ。その序の初云、服色著禮儀之所レ重。先聖深愼レ之。〔略〕、是以蕃客來聘。與ニ朝會ー者。脫ニ其服ー以易ニ朝服ー。其嚴如レ此云々。この說はいかゞならん。蕃客に本國の服を脫がしめて、我朝の服を賜ふ事は、朝拜、元會等にはみはべらず。七日の宴會に、大使已下の客徒に位を授はり、次に皇朝の服を賜ふ。客徒本國の服を脫て、更着ニ我朝服ー拜舞すとみゆ。是より後朝會に預るごとに、我朝服をきるなるべし。こは特に服を更むるにあらず。位を授ふによりてなり。され

ば、化外遠方の客を、まゝに皇朝の服制にしたがはしむるにはあらぬなりとおもふなり。さて、この序の大意は、ことわりにはべり。げに古今のすたれたるをば、たれもよしとは定むべからず。しかあれど、この書の序にはやむことを得ずして、色目をいひて昇平の美事なりとは書しなるべし。今の世となりては、ひとつの故實なり。この書の中に、書名をのせざるをとふ人あれば書てやりしが、そはかれにかき入ぬれば、こゝにはもらしつ。

内裏式、七日宴會云、宣制曰。天皇我詔旨止良萬勅御命乎渤海客人衆聞食止宣不。國乃王差某等進度志。天皇我朝廷乎拜奉留事乎矜賜比慈賜比冠位上賜比治賜久止。〔略〕、式部少輔進叙二大使一。次承進叙二副使以下一。〔略〕、賜二客徒數一各取二朝服一。各到二客徒傍一北面賜レ之。客徒受レ之。〔略〕、治部玄蕃引二客徒一出。令レ脱二本國服一着二我朝服一。參入列立如レ前。卽拜舞。日本紀天武天皇十四年二月庚辰云、大唐人百濟人高麗人幷百四十七人賜二爵位一。

○豐水の君書を給ふ。其書にいはく、國學者嫌二唐山一。漢學家誹二皇朝一。古今通弊也。松先生獨不レ然曰。皇朝之制度文物。昔倣二隋唐之法一。何嫌レ彼誹レ此之有焉。此實千歳之格言矣。予聞二此言一悅不レ可レ言。乃以爲。自レ今之後每二俱談話一。於レ倭於レ唐取レ是以徵レ之。則其談亹々。以如レ抽レ繭。不二亦樂一乎。雖レ然。取二徵於倭一而不レ足。則徵二之於唐一。取二於唐一而不レ足。則徵二之於佛一。蓋不レ可レ通者多焉。國家之禮敬則坐レ唐則立。國家之服必襲レ佛則袒。儼然朝堂取二徵於佛一以袒裼而可哉。王公之前取二徵於唐一以立レ言而可哉。是其不レ可レ通者也。予又有レ惟。今之縉紳國學家之文章。必以二西宮記。北山鈔。江家次第一。爲レ率。偶有下以二漢文一語者上。則非二皇朝之古一不レ可二以從一。夫西宮。北山。江家之文。非レ倭亦非レ漢。而必率レ之者何乎。夫倭語昉二於一神一。而備二於平城之朝一。有二萬葉風一有二古今調一。至二詞華千載一近體音譜大變。蓋世殊則俗異。俗異則言從變。自然之勢也。三十一字之家能知レ之。故善二倭歌一者必貴二近體一也。詩亦然。有二有虞歌一有二國風一有二漢晉調一。至二唐宋元明清朝一其體大變。亦唯世殊俗異

而言語從變。自然之勢也。學者能知レ之故善レ詩者。必云二唐明一也。獨至二國學一則不レ然。唯以二西宮。北山。江家之文一爲二大小事一何也。自二三家時一至二當今一已千歲矣。世殊俗異而言語相變。豈唯一再哉。乃今之書二儀式一者。必從二今之俗一而可也。否則漢文歟。何必如レ彼謂曰爲仰。謂言爲申。謂行爲令。行給而後可哉。今柳營儀式書必以二俗文一實當矣。予嘗謂。西宮。北山。江家之文。在二當時一亦猶今之俗文歟。不レ然則西宮。北山。江家。皆當時鴻儒。而其文獨如レ此陋乎。是必當時之俗文耳。今之縉紳國學家不二之問一而以爲二皇朝之古文一。皇朝之古可二以則一者。則律令格式也。律令格式猶是漢文。今喜二皇朝之古一而律令格式之文之不レ率。而獨倣二西宮。北山。江家之書一者何也。予甚怪レ之。願先生披二予之蒙一。

源泰賢

この文章の論をも、その比書て奉りしが、いまはなにとかかきけんわすれにけり。草もうしなひぬれば、こゝにはもらしつべし。此君故鄕にかへらせ給へば、かの律令のふるごとをかたみにいひあはすべき人しなきこゝちして、御馬のはなむけしたてまつるとて、

いまよりはたれとかたらんいにしへのあふみしりにしひとのこゝろを

かくなんきこえ奉りしが。

後松日記 巻之七

○童女のおとなになるを、ふるくは笄すといふ。中世は着裳といふ。いまのよには袖とめ、まゆはらひ、元服ともいふ。〔割註〕男子の稱よりうつりて、元服ともいふとも、さはいふまじきなり。」男の元服には、加冠とも、引入ともいふを、女の笄するには、新儀式に結髪といひ、西宮記に結髻、又侍中群要に結髪とみゆ。着裳には腰結といふ。いまの世には、まゆをはらふによりて毛拔親といふ。いとくちをしき名なればとて、笄役といひてよからんかと問おこせたる人あり。ことわりなれども、耳なれねばいかゞあらん。さて、この姫君の晴のおましにいで給ふに刀をもたせ給へり。凡物部の刀劍は、不順のものを制する料なり。女の刀はなにゝかせん。守刀とてみな女のもち侍れども、おもへば凶器なり。日本紀には、帝をはかり奉りし事さへみえにき。又いにしへの女の必もちしとも聞えず。〔割註〕守刀の名はあまたみえたれども、みなをとこの料なり。」えんにもあらねば、武士の女はもちたらんはあしからねど、晴の儀にはなくもがなとおもはるゝなり。

○女の武術に通じて、みづから甲冑を着し、槍劍をとり、先鋒にすゝみ、後殿となり、名譽の聞有しもの、神后の御事はかしこければ聞え奉らず。巴、板額の類、後の世にもあまたあるべし。女の上は名譽なれども、男にとりてはいかゞならん。あるは妾を馬前にすゝめ、あるはおばがたすけにかゝりしなど、後のよに傳へんは耻がましからずや。皆男のいふかひなきによりてなりけり。おもふに、女は雖武術に通ぜずとも、貞烈にして身をはづかしめられんには死をいたすともくひざるをこそ、實によしとはし侍らん歟。

○稱名事〔割註〕位署非二此限一。」令條、於二天皇太上天皇一上表。於二皇后皇太子一上啓。同稱二(臼カ)臣妾一。對揚

稱レ名〔割註〕儀制令。「臣某言云々。臣某誠惶誠恐頓首頓首謹言。〔割註〕位署亦加ニ臣字ニ。」授位任官之日喚辭。三位以上先名後姓。藤原某朝臣。四位以下五位已上先姓後名。藤原朝臣某。以外。三位以上直稱レ姓。藤原朝臣。右大臣以上稱ニ官名ニ。太政大臣。四位先名後姓。藤原某朝臣。五位先姓後名。藤原朝臣某。六位去レ姓稱レ名。藤原某。於ニ太政官ニ。三位以上稱ニ大夫ニ。大夫。四位稱レ姓。藤原朝臣。五位先名後姓。藤原某朝臣。於レ寮已上。四位稱ニ大夫ニ。大夫。五位稱レ姓。藤原朝臣。六位以下稱レ名。藤原某。司及中國已下。〔割註〕今按。大上國可レ准ニ寮已上ニ。」五位稱ニ大夫ニ。續日本紀。唱考之日。三位卿。藤原卿。四位姓。藤原朝臣。五位先名後姓。藤原某朝臣。給ニ二省ニ下名帳様。〔割註〕西宮記。江家次第等。「四位。源朝臣某。五位。藤原朝臣某。六位。紀某。儀式宴會之時喚名。三位以上。藤原朝臣。四位。某朝臣。五位、某。六位。藤原某。見參交名等皆同。但三位以上書ニ稱號官名ニ。以外私所レ稱。〔割註〕當時所ニ書記ニ多如レ此歟。諸則可レ稱ニ稱號官名等ニ。」內大臣已上。官名〔某公〕。三位已上。官名某卿。四位五位。某朝臣。納言參議稱。「﨟直稱ニ官名ニ。權大納言。第一稱姓官名。〔割註〕藤大納言。源大納言。」自餘稱ニ稱號官名ニ。〔割註〕德大寺大納言。花山院大納言。」下﨟稱ニ新官名ニ。新大納言。六位藏人。第一、極﨟。第二、差次藏人。第三、源藏人。第四、新藏人。已上名を稱する次第如レ此。但私所レ稱已下うるはしき事に稱すべき事にはあらねども、筆のついでにかき付しなり。

○無位も姓尸を稱せし事なり。そは、難波部首子負責、〔割註〕天長四年、豐前國人。」伴直富成、〔割註〕承和十一年、甲斐國山梨郡人。「三枝直平麿、〔同〕。伊賀朝臣道虫、〔割註〕貞觀五年、伊賀國名張人。」かゝるためしをしれるにやありけん。千葉胤道が小旗に、千葉左郎平朝臣胤道と書たり。いま其はた隅田川の邊牛御前にぞ傳はりける。

○劍に尻鞘を入る事は、車駕に陪從する衛府の官、〔割註〕他所に行幸し給ふ時をいふ。」諸社の祭の使等、いるゝ事は常の事なり。但大內の公事にしたがふ時も用ゆる事は、衣服令、延喜式等をみるに、

大儀、中儀、小儀の服ともにみえ侍らず。もとより靴をいとふ料なれば、晴には用ゆべうもあらぬを、中世よりは五位より下つ人は、かへりてかいつくろふ時かくる樣にはなれり。西宮記七日宴に、白馬陣、寮頭助入ニ尻鞘ニ云々、江家次第小朝拜に、六位一列、〔割註〕無官人不レ立。武官緌鞋帶劍尻鞘布帶取レ笏不レ過レ雨。」又相撲召合にも、相撲長左丸尻鞘、右魚形とあり。〔頭注〕江次第元日會云、衛府將佐、〔略〕、近衛衛門五位將監尉等、巻纓闕腋袍入尻鞘負ニ平胡籙ニ」山槐記七日宴立叙列之次將入ニ尻鞘ニ云々。臨時の舞人は四位もしりざやを入てまゐり、春日祭の使は必鹿の皮をさすとぞ。

○今都にてひのさうぞくする時、表袴の下より大口をおめらかしてきるなり。たゞの人は五分許、中少將は一寸ばかり出す事とぞ。我高倉の御流にはさる事はなき事なるに、いまはなべて出す事とぞ成にけるとか。衛士のなにがしもおめらしみせてこそきしかひもあらめ。見せずば着てもあらなんなどいへり。思ふに、この大口の袴きる事は、おめらしみする料にもあらず。又表袴はらすべき料にもあらず。かみには單衣、袙衣、下襲の衣等をかさぬれば、下にも表袴に下袴かさねてきるなり。されば、束帶にも、宿衣にも、なをうちとけたるおりも、必きるものとしるべきなり。

○童女の汗衫に表袴をきる時は、濃袴はもとより長きものなれば、表袴よりあまりて一尺ばかりひくなり。こは別の事なり。〔割註〕別に論ずべし。」男の大口は、裁縫秘抄に、表袴より三寸ばかり短かしとみえたり。これをもておめらかさじとはあきらかにしりぬべし、凡上にみゆるをもて事たりぬとせば、下具はおなじくして、うへにみゆるものにのみ制をたつべけれども、數〳〵かさぬるが威儀の嚴なるになればこそ、朝服には半臂下重あり、衣冠にはこれらを具せず。又禮服には、袴の上に裳を加ふ。されば、下袴をきぬは威儀をかくなるに、見せずば着ずともあらなんなどは、無下なる說といふべし。

○凡下衣をあらはすは無禮の事なれば、あがれるよには、うへの衣の首上の巾をことの外にひろくし

て、下衣の襟をば見せず、下襲の尻もひかず。されば、衣服令にも下衣の制はなし。三代實錄にいたりてぞ、其制見えたり。世下れるまゝに、みやびをこのみて、下衣の襟をあらはし、下襲の尻をひきなをし、衣冠には妻をさへ出せり。今のよとなりては、表袴より大口をおめらかせば、なほ末にいたりては、下襲の尻の下にはだ帶の片結したるあまりをもひく樣になりなんもしらずとは、例にぬロさがなきかも。

○この大口の袴を、延喜式、年中御服料には中袴とみえたり。こは下にたふさぎの袴あればなるべし。又袷の袴ともいふ。〔割註〕服色管見に、表の袴にあはせきれば合袴といふとみえたり。しかれば、源氏行幸卷に、落栗の袷袴はなにゝよりてかいひしならん。」もとは表袴をぞ大口とはいひしなり。〔割註〕とは貞觀式、延喜式、倭名抄等にてしらる。」まことは束帶のもなをし、衣冠のもかり衣のも、製はおなじかるべきを、いまは束帶のは四のにしてみぢかし、さしぬきの下にきるは六幅にしてながく、絎の中にたまりてふくよかになる樣にするなり。

○表袴を大口ともいへば、裾せばにはぬはぬが本儀なり。いま都にては皆裾狹にはぬはぬなり。ふたれりとすべし。又ひざ次はなにのためにせしかとおもひしに、續日本後紀に袴の襴といふ事みえたり。されば、別によこのを加へしなるべし。この名殘にて今は同じ幅なれども、必ぬひめをばつくるなりけり。續後紀、承和五年三月乙丑。散位從四位下池田朝臣春野卒。〔略〕此十年冬。將レ有ニ大嘗會事一。天皇欲レ修ニ禊祓一。幸ニ賀茂河一。春野以ニ掃部頭一。奉ニ鹵簿陣一。看ニ諸大夫取レ着當色一。其裾曳レ地。大咲曰。是尋常之裝束。非ニ神事之古體一。便指ニ自所レ着。爲ニ古體之證一。其裾離レ地差高。而袴襴露見矣。諸大夫皆驚云。古之儀制應ニ與レ唐同一。後代當レ效レ之。春野衣冠古樣。身長六尺餘。稠人之中。揭焉而立。會集衆人。莫レ不レ駐レ眼。

○太政大臣道鏡禪師を弓削法皇と、西宮記已下の書にみえ、よの人の口にもいひ傳ふ。禪師、高野帝に

ちかづき奉り寵遇をかふぶるの餘り、帝位にさへのぞみをかけし人なれど、太上天皇の祝髮受戒し給ひしに准らへて法皇とすとおもへり。大なるひが事なり。又なまさかしき人は片腹いたくるしがりて、筆を加へて法師とせり。これらふるき書をよくみしらぬ故なり。續日本紀、天平神護二年十月、〔略〕、太政大臣朕大師爾法王乃位授末都良久止。〔略〕、圓興禪師爾法臣位授末門流。基眞禪師爾法參議大律師止之天冠波正四位上乎授氣云々。法王といふは法師の棟梁たらしむるによりてなるべし。法臣といふは、法王につぎて、たとへば左右の大臣にあたるべし。法參議といふは、法臣と共に法事を參りはかるものなるべし。もとより法王といふ事は、唯僧侶の長といふ事にて、太上天皇の法皇にかけ奉りて思ふはあやまりなり。凡上皇の入道し給ひしを法皇といふは、宇多天皇にはじまれり。續紀の比、法皇の號はなき事なりけり。

○御物帶平緒の類は、古物を尊み、累代傳へしをめいぼくにはし給ふ。甚しきに至りては、ふるき物のくちそんじたるには、のりもてつけ紙などはり、平緒のちぎれたるは、いとにてぬひつゞりて用ひ給ふ。こは古を好む僻にして、識者の失なり。おもふに、前王の服制に、朽ちきれたるものを用うべきの法あるべくや。かつは禮なしといふべし。吾祖先の遺物を尊むはことはりなれども、朝參にかたちを失ひたるものを用うるは、ひがごとなりけり。

○或人問、〔割註〕天保三壬辰九月日小林儀右衛門より問たるなり。小林は漢學者なり。」紫色は間色なれば、紅紫不㆑以爲㆓褻服㆒と夫子もの玉へり。我朝にては、いにしへより臣下位色の最上定められ、延喜式に、深紫は一位、淺紫は二三位、深緋は四位、淺緋は五位、深綠は六位、淺綠は七位、深縹は八位、淺縹は初位と有て、〔割註〕一條院の頃より、四位已上五倍子鐵染を用ひらる。」紫を絕色とせられしは、深き謂ある事なるべし。古記を管見する每に、多年此事に心をつくれども、ひめてしるされざるにや、素より狹見なれば、其說いまだ所見なし。よつて按に、南は赤前朱雀といへば君上にと

り、北は黒後玄武といへば臣下にとり、紫は赤黒相交りて、殊に麗色なれば、君臣和合の義にとりて、臣下の袍の至極の色とはせられしならん歟。扨、緋は南の色にとり、〔割註〕赤は太上天皇の赤色の御袍と同色なる故、一入こく染て緋にせられしもの歟。緋をあけと訓すれば、緋も本は赤なり。赤はあかの轉語にて、カキクケコの五音通ずればあけといふなるべし。」綠は東の青左青龍にて、兩色共に陽德清明の儀をとられたる事ならん歟。されども、考證にすべき文も所見に及ばず。されば、甚しき牽強の妄說、賢笑を求め御教訓を希候而已。〔割註〕縹色は未考不レ申候。」

答　皇朝に紫をきる事は、推古の朝廷よりぞはじまりける。帝の十六年八月壬子、唐使をめされし時、皇子諸王諸臣錦紫繡織を服用すとみえ。〔割註〕かの十二階の冠位の當色も、德は紫にてありけるにや。こはをしはかり事なれば、さだかにはいひがたし。」皇極帝の二年に、蘇我大臣が入鹿に私に紫冠を授けて大臣に擬すとみえ。孝德天皇の七色十三階も、織冠、繡冠は深紫を着し、紫冠は淺紫を服させ給へり。文武帝の大寶よりは令條の如くなれば、くだ〳〵しくはかゝず。〔割註〕其後詔して、しば〳〵あたらめさせ給ひし事あり。又おのづから沿革せし事あり。こは我位色考にくわし。」凡服色は白を第一として、次は黃丹、紫、蘇芳、緋、紅、黃、橡、纁、蒲萄、綠、紺、縹、桑、黃橡衣、蓁、橡、墨と次第して、當色已下を服用する事をゆるされたり。紫を間色不正とせし事は、いまだ所見せず。〔割註〕但心喪輕服の人紫を用ひし事あり。又天皇御元服の時、能冠の人必紫袍を着す。嫁娶にも紫を用ゆ。別に論ずべし。」行義もとより管見にして、ましてひとの國の事はさらにしり侍らず。されど、いときなき時よみ侍りし論語にかありけん、紅紫不三以爲二褻服一といふ注に、紅紫は間色不正、近二婦人女子之服一とかみえしとおぼゆれども、はやくより玄冠紫緌あり。又金章紫綬等もみえたれば、組緒の類には、章服にも用ひし事のなきにしもあらぬ色なるべし。唐太宗の貞觀四年詔。三品以上服レ紫。四品五品服レ緋。六七品以レ綠。八九品以レ靑せしめ給へりとかきゝぬ。〔割註〕續紀に、僧玄

昉靈龜二年入唐學問。唐天子尊レ昉准ニ三品ニ着ニ紫袈裟ニ云云。こも貞観の制をみて明らかにしりぬ。」まことは、皇朝大寶に服制を下されしも、かつは唐に倣はせ給へるにやあらん。されば、其理はとまれかくまれ、皇朝にては推古天皇よりこなた、西朝にては太宗帝より已來、紫を間色不正とせんは違詔の罪を得べきものなり。〔割註〕皇嗣は神孫皇統一系なり。西朝はしかる事を得ず。若當今西王紫を不正の色とし給はゞ、から人は違勅の論に預るべからず。」おもふに、前王のかしこきみこゝろには、げに紫はあかずやおぼしたりけん。よの下れるまに〳〵、みやびを好む人ごゝろより、またなき色とは尊うみたまへるならん。こははかなきこゝろよりいひ出んはおほけなきこゝちす。南北東西に配し、その德によせし事も、君臣和合の義をとりし事も、いとかしこき說なれども、かゝる事をふかくしもたどらぬが、我學のならはしなれば、いかにとも考へさだめぬなり。

太上天皇の服御の赤色は、木には赤白の橡といふ。綾一疋に黃櫨大九十斤、灰三石、茜大七斤をもてそむ。深緋は茜に紫草を加へて染む。淺緋は茜のみして染れば、皆別々なり。又深緋をくろあけともいふ。淺緋をあかいろとも、赤衣ともいふ。朱紱といふもこれなり。〔割註〕朱紱は上官の袍のいろなり。いまの朱紱は黃勝にしてこと色の樣なり。」又あけはあかの轉語ともいひがたし。いにしへよりあけとも、あかとも通じて唱へ來りしなれども、緋をあけといふが本儀なり。歌にも必ずあけとよめり。藤原さねきが藏人よりかうぶり給はりたる夜、兼輔朝臣、むば玉のこよひ斗ぞあけ衣あけなば人をとよみ給ひ、小野好古朝臣がうての使にまかりて、二年をへて四位にもならぬ事を、源公忠朝臣、玉くしげ二とせあはぬ君が身をあけながらやはときこえし、返しにも、あけながら年ふることはとあり。大中臣能宣が身まかりて四十九日のうちにかうぶり給はりければ、祭主輔親が、墨染にあけの衣をかさねきて、とよめるにてしるべしと、長月の夜のともし火をかゝげて書付しは、ひがおぼへもあらんかし。右已上。

○僧位本位相當之事　續日本紀云、天平寶字四年七月庚戌。大僧都良辨。少僧都慈訓。律師法進等奏曰。〔略〕、若無二褒貶一。何顯二善惡一。望請。制二四位十三階一。以拔二三學六宗一。就二其十三階一。中三色師位。並大法師位。准二勅授位記式一。自外之階。准二奏授位記式一。〔略〕、敍位節曰。具列二別紙一。勅報曰。省二來表一知二具示一。勸二誡緇徒一。實應二利益一。分二置四級一。恐致二煩勞一。故其修行位。誦持位。唯用二一色一。不レ爲二數名一。若有二誦經忘却。戒行過失者一。待二衆人知一。然後改正。但師位等級。宜レ如二奏状一。又云、天平元年八月。又勅。唐僧道榮。身生二本鄉一。心向二皇化一。遠渉二滄波一。作二我法師一。加レ之訓二導子虫一。令レ獻二大瑞一。宜下擬二從五位下階一。仍施中緋色袈裟並物上。其位祿料一依二令條一。又天平十八年六月云、僧玄昉死。玄昉。俗姓阿刀氏。靈龜二年入唐學問。唐天子尊レ昉准二三品一。令レ着二紫袈裟一。天平七年。隨二大使多治比眞人廣成一還歸。賚二經論五千餘卷及諸佛像一來。皇朝亦施二紫袈裟一着レ之。尊爲二僧正一。安二置內道場一。又寶龜四年十一月云、辛酉。詔。僧正賻物准二從四位一。大小僧都准二正五位一。律師准二從五位一。延喜內記式云、凡裝束位記式。〔略〕、五位以上者。白紙白褾白帶厚朴軸。〔割註〕女亦同。但僧都已上准二三位一。律師准二五位一。」又治部省式云、凡僧綱賻物者。僧正准二從四位一。大小僧都各准二正五位一。律師准二從五位一。並准二職事一給レ之。帝王編年記云、延曆十七年九月九日治部省解偁。僧位有二五階一。入位、住位、滿位、法師位、大法師位也。准レ之無位當二六位一。滿位當二五位一。法師位當二四位一。大法師位當二三位一。

僧位の本位に相當する事は、前にも論じて、又しも書付るはうるさき樣なれども、み付るまに〱抄出したり。但延曆十七年の制、日本後紀闕失していま傳らず。類聚國史にも載せざればいかならん。編年記には、治部省の解文のみ見えて、其解によるべしとの勅報もみえず。又延喜式にみゆる制とも同じからず。又神護景雲に、大尼法戒を准二從三位一。大尼法均准二從四位一賜二封戶一等は、別勅にして定制にあらざるなり。

○或人の記に、古は公家も武家も、貴賤ともに白衣にてありしを、鎌倉の武士、染小袖とて着初たりとかけり。おぼろげの說なれども、さもやありけん。いそのかみふるきよの事をおもふに、小袖てふ名はなくて、衣とも、袙ともいふ。朝服にきるをば褐といふ。上衣に對しては下衣ともいふ。この衣必白をばきず。日本紀に赤衣あり。又三代實錄、延喜式等に、禁色は下衣にもゆるさずとあれば、當色已下の色をまゝに用ゆるとしるべし。中世にいたりて、この衣單衣の下に、べちに小袖てふものをきる。こは冬は寒をふせぎ、夏は汗をとりて、うるわしき衣をばけがさじ料なり。さてのち、袙も單も實を失ひて、たゞよそひにのみなりぬれば、くちおしき際の人は、晴なる折も袿はきぬ樣になれり。この小袖、もとは人のみるべくもなく、衣架にもかけ具さねば、唯白の絹もてぬひたるなるべし。このものもとよりべちにぬひ出たるにも非ず。上らうはおのづから袖ひろく、下らうはせばく小袖にぬひたるべし。されば、あがれる世より、下衆は男も女も小袖の衣着たるとしるべし。〔割註〕こは必白にてはなきなるべし。」これきわめて便なるものなれば、あまねくよの中にひろごり、まして鳥がなく吾妻のものゝふは、うるわしき袙單をきるべくもあらねば、時の勢のまに／＼、小袖にぞ風流を盡して染たるなるべし。さてこそ、鎌倉の武士がきたるとは書しなりけん。足利の世となりては、やゝ小袖の制も出來にけり。〔割註〕いまは公家の君達さへ、わかきおさなきは紅梅を着たまふ制あり。」扨又、白衣といふ字、令義解には僧の事にみゆ。男のひたゞれ、素襖きぬを白衣といふ事は、伊勢貞親が教訓の書にみえたり。いまの世、布直垂をきる時は、夏は白帷を用うべき事は、我父の物し給ひし當時裝束抄に委し。素襖の下にも白がよかるべけれど、多く染帷子を用うる樣なり。當時の制さだかならねば、公の事に從ふ時はなを處分をまつべし。凡帷は五月中はあやめの帷とて、紺地に染てきる。〔割註〕蹇驢斷餘にみえたり。」七月八月はもはら白をきる。いまも七夕とたのむの祝には、必白を用う。やごとなき日なれば白を用うるは理りなれども、餘の日にきぬはあやまりなるべし。さて、此

夏白を用うる事は、ふるき世よりの事にして、白たへの衣さらせるなどもみえ、やゝ下りても、衣更の日は必白かさねを着、室町の書にも白を本とするよしあまたみえたり。いまの白帷に家の紋付てきれば、白の限にはあらじとて、常にもきるは無下なる説なり。帷にてもあれ、又小袖にもあれ、下衣なれば家の紋付べくもあらぬなり。されば、いまも公家の侍は紋なきのしめの小袖を着ず。右の遺風とすべし。

○林祭酒より、位なき人のきる直綴は、法體裝束抄をみれば、布にてぬふべけれど、無下にいやしげなり、絹にてぬふとも難なかるべくやと問はせ給ふに、答て曰、海人藻芥に、絹直綴貴賤共着レ之云々。されば、難なき事あきらけし。色は木蘭、黄木賊、海松の類を用うべし。〔割註〕こは僧尼令の意をとれり。」但香は憚るべしと聞え奉りしかば、立かへり紫衣を被レ免たる人は紫も着べきや、香はなに故に憚るぞといひおこせ給へるに、紫を賜りたる人は、もとより紫も用うべし。香を憚る事は、禪家におゐて西堂黃衣を着す。〔割註〕單寮も亦黃衣をきる歟。禪家の位大和尚、是を東堂といふ。則紫衣の長老なり。其次を西堂といふ。黃衣を着す。其次を和尚とも、前堂とも、座元ともいふ。黑衣にして袖と裾に裏あり。五山派にては前堂已上色袈裟をかくる。其次を首座、是を後堂といふ。已下皆尋常の黑衣なり。其次藏主、沙彌、新戒、新發意、喝食等なるべし。」黃衣は香色の衣也。黃にして赤みあり。こは上官のきる朱紱にして、則五位の當色淺緋なるべし。恐らくは、西堂は五位に准じて、此色をきせしめ給ふにや、凡たゞの黃は無位の制服の色なれば、憚るべくもあらぬなりけり。されば、香をば憚るべしとはきこえしなり。〔割註〕この禪家の位は、我君濟家の檀越におはしませば、おのづからきゝしりしなり。よりて洞家の事はしらず。」

○阿州よりの問　帳臺又納戸構共申候由、右は國元居城抔にも上段に有レ之候。上段には必此構可レ有二御座一物に候哉。

如二御書面一上段に有レ之候。國持大名等國許住居には必可レ有レ之候。御府内の第宅、表書院には有レ之間敷奉レ存候。元來帳臺は帳代にて、御帳より出候ものに御座候。御帳は主上皇后を初め奉り、親王公卿相用申候。受領等の家には見及不レ申候故、當時の帳臺も四位五位の第宅には遠慮致し候方と奉レ存候。

上段に違棚付書院床などは、素より必可レ有レ之候儀に御座候なくても宜御座候哉。

納戸構有レ之上段にも、違棚等有レ之事普通の事に御座候。主人の好みにより無レ之候ても不レ苦儀と奉レ存候。

納戸構は大名方には必表奥共に御座候。

前にも認め申候通り、殿上人の第宅には、表書院には無レ之方相當と奉レ存候。尤公卿の御女室家に被レ爲レ成候得ば、其方の御住居に有レ之候趣に御座候。

總角は付可レ申に極り候哉。又付不レ申とも宜御座候哉。

總角は必有レ之候。尤革紐も子細有レ之間敷候。

納戸構御旗本方には御調に被レ成候と奉レ存候。

前文如レ申候得ば、御旗本方は無レ之事勿論に御座候。

右御帳臺の儀、先前文の通に御座候得共、實は古書を見申候へば、平治物語義朝朝臣長田が亭にて被レ討給ふ條に、美濃、尾張の習、帳臺の構したゝかにしてと見え、又義經記鏡宿にて強盜の條に、吉次帳臺に走り入てとみえ、〔割註〕是鏡の宿の長者が第なり。〔又盛衰記文覺發心の條に、左衞門尉渡が家にも帳臺あり。しかれば、古は五位六位の時も、無位の庄司長者等も、帳臺をかまへて寢たるなるべし。晝も打とけては、此帳臺にこもり居たるとみえ候。今はことことしく帳臺とは申候得ども、實はそのよしのみにて、晴の方より見渡したる處許、それとはみゆるなり。

おもふに、いにしへよの中しづかならずして、強盜などのしきりに行れんには、げに帳臺をしたゝかにかまへてねたらんは、やすきこゝちすべきなり。いまはかゝる用意せんよりは、南にも、北にも、東にも、西にも出やすくして、回祿の時にあたりて、いづくにも遁れ出たらんが、まことにしかるべくおもはるゝなり。

○以二多治比一改二丹墀眞人一事　續日本後紀、天長十年二月庚午。改二多治比眞人氏一賜二姓丹墀眞人一。

○ある上達部の說に、織襖といふは、織ものゝ狩衣の裏なきをいふとのたまへり。こは心得がたし。襖といふは、もとより裏あるものとは、雜令の冬は襖、夏は衫といふにてしられたり。又文政修學院初度の御幸に、廣橋殿の着給へる織襖に裏あり。高倉殿は織襖の單狩衣とかゝれたり。されば必しも裏なしとはさだむべからず。

○こもあるやんごと「やと」(衍カ)なき人の說に、狩衣は極熱の料にも裏あるべきものなりときこへ給ひしも信じがたし。こは先にもしるしおきぬ。又狩衣は帶なきものにして、下がさねの帶を用ゆるが本なりとのたまへるも信ずべからず。雅亮抄に、童のとのゐさうぞくの條に、かり衣の帶をすとあれば、明らかにしるべし。

○麴塵の狩衣雖二下賤一不レ憚事、〔割註〕是は貴人のとふによりて書遣すなり。」西宮記云、臨時四、野行幸。延長六年十月十八日、貞公記。〔略〕、齊世親王大納言褶衣。自餘麴塵。、諸衛府已上褐衣。又云、延長十八年十月十九日。幸二北野一。鷂鷹飼兼茂朝臣伊衡言行。〔割註〕以上青麴塵雲雁畫褐衣。」文政七年御幸服色云、左將曹藤原武備麴塵布衣。又云、下北面親之召具郎等一人麴塵水干。又云、世續右衛門大尉麴塵單布衣。

〔練薄物狩衣之事　滋野井公麗卿記云、正應二年正月六日。節分御方違御幸。基兼朝臣練薄物白襖狩衣。正安四年正月五日御幸。〔少將〕、公秀、〔割註〕練薄物白櫻狩衣。」德治三年公躬。〔割註〕練薄

物白襖狩衣。」正德四年五月小五月會御幸。仲光〔割註〕白練薄物。」說春〔割註〕香練薄物。」
おもふに裝束抄に、練薄物冬許着用と云ふ說、信じがたし。桃花蘂葉に、夏冬通用とみえたる
は、さも有ぬべけれど、もとより練糸なれども、薄物なれば夏の料なるを、晴ならぬおりは冬も通
じて用ゆるなり。

後松日記 卷之八

○在京日記

四月十六日　午後竹屋殿エ參殿ス。小泉直記出逢フ。幸ヒ前武衞殿閑暇ニヨツテ、可レ被レ爲ニ對面一之旨、則初テ拜謁ス。白三倍襷、文紗狩衣、〔割註〕香綊、袖紐。」紫平絹差貫、暫有識談賜ニ菓子一。次ニ高倉殿エ參ル。獻ニ御扇子料一。須臾而黄門卿有ニ御逢一。白文紗狩衣、八藤岡文差貫、近習兩三人、〔割註〕内一人持ニ野劔一。各在ニ御後一。」雜掌西池主水引出出座。主水、松岡次郎太郎上京ニ付、御機嫌窺ト披露ス。卿遠路無レ滯上京目出タウト仰給フ。進ニ御前一賜ニ熨斗鮑昆布一復ニ本座一。時ニ老父ニモ獨堅固ニテト仰有リ、雜掌ノ直所ニ於テ賜ニ菓子一。且ツ主水語テ曰、當年石清水臨時祭之時、山科家服穢ニヨツテ青摺摺袴等調進アリト云々。青摺ハ替ル事ナシ。赤紐ノ結ビ様カハリアリ、鮑結ビ、尋常三段、此度ノ料五段ナリ。又摺袴ノ紐紫淡ナリト云々。〔割註〕尋常ハ萠黄蘇芳綟ナリ。」藤井伊豫様宅エ行向フ。談話移レ刻歸ニ旅宿一。

南禪寺中金池院ニ東照神君ノ御像アリ。ヨツテ拜センガ爲ニ、高田同道參詣スルノ處、遲刻ニヨツテ不レ合ニ期一。華頂山、祇園社等エ參詣シテ及レ昏歸寓。

同十七日　高雄山神護寺ノ開帳今日迄之由也。ヨツテ參詣。高田龜次同道ス。先北野天滿宮ニ參リ、次ニ平野社、〔割註〕八姓祖神、社甚古體ナリ。」金閣寺〔割註〕鹿苑院。」閣ハ三層ナリ。第一ノ層ニ鹿苑院殿法體ノ木像アリ。コハ畫像圖本ニアリ。又閣中ノ金漆イサヽカ剝テ之ヲ藏ス。等持院足利家代々之肖像、先年拜レ之。今度不レ拜。龍安寺〔割註〕鶯鷲寺ト云。」龍安寺勝元朝臣之像先年拜レ之。仁和寺〔割註〕御室。」八十八ケ所、〔割註〕近代造立ス、」五ケ所マデ拜ス。」高雄山神護寺、先地藏院殿ニ謁

シ、暫談話ス。而寺侍ヲシテ案内セシメ、寶物ヲミル數品。就レ中十二天屏風。〔割註〕十二天ノ畫像、上ニ丸ノ内ニ梵字アリ。ヘリ錦フチ、黒塗、角少シ丸シ、鋲小櫻、クヽリ蝶番、フチニツボヲ三所ニウチ、革ニテ結ビ付、表畫ノ方ハフチヨリ少シヒクシ、裏ハ平頭。」軸寶三。〔割註〕各卷經數卷竹黑クナリタリ。編糸五色、裏錦文唐花紺紫付、鋲々ニ第一櫃ノ三字アリ。」弘法大師像〔割註〕木像ナリ。」文覺上人像。小松内府重盛公像。右大將賴朝卿像。足利義滿公像。〔割註〕法體ニアラズ、畫アリ。」以上畫像圖本ニ出。和氣氏三代像。盛遠太刀〔割註〕無柄古物ナリ。」冑兜〔割註〕鉢バカリアリ。後世ノ僞物ナリ。」此餘、佛像ニ寶具、勝計スベカラズ。

袈裟御前遺書、

おもふよを守ひとつにしていかにせんあはれ木待に花のさけるは
唯過去の因縁あしき
衣川どの御かい抱あれかしを
菩提のたねとかき殘したく

けさ

盛遠どの
殘し參候

此書モ眞僞ハシルベカラズ。但盛遠ハ文覺上人、當寺中興之開山也。此書ヲ梓ニ上セテ猥リニ參詣ノ人ニ授ク。且其事狀ヲ說ク。恐ラクハ、上人面目ヲ失ハンノミ。

地藏院殿語ラレテ曰、關東ノ成田山ハ相馬將門叛亂ノ時、大師ノ御弟子〔割註〕名忽忘云々。」當山ノ不動明王ヲ下總國ニ勸請シテ、朝敵調伏之法ヲ修セラレタルナリ。ヨツテ神護招提寺ト號スト云々。〔割註〕此事當寺ニ云傳ヘズ。去ルコロ成田山ノ僧參詣シテ語レ之云云。」高雄山ハ峯高クシテ楓樹森々

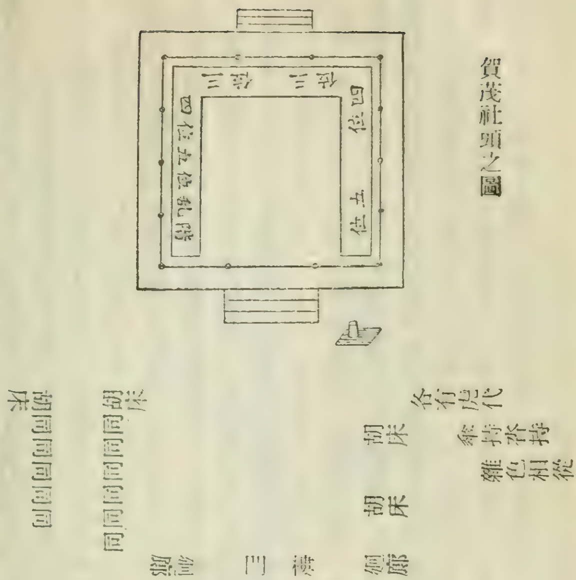
タリ。淸瀧川ノ流ハ淸ク名ニ負フサマナリ。實ニモミツル比オモヒヤラル。マキノ尾、トガノ尾ヲメグリ、下嵯峨ニイデ、釋迦堂〔淸涼寺〕、大覺寺ノ前ヲ過テ、野宮、コハ竹藪ノ中ニ有、クロ木ノ鳥居、ハカナキ小柴ノ大垣モイマハソノヨシ許ナリ。廣澤ノ池、大澤ノ池、天龍寺ヲヘメグリテ、大井川ニイヅ。渡月橋ヲウチワタリ、法輪寺ニマウデヌ。ゲニコノワタリハタグヒアラシノ山ナレドモ、立トマルベクモアラネバ、カヘリ見シツヽ、過行ホドニ、郭公シバシバナク、都ニテハマダキカズ。

いかだしはなれもきくらん百千返りなくやあらしのやまほとゝぎす

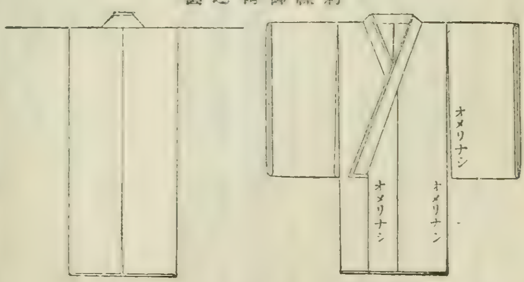
小督ノ局ノカクレ家ヲタヅヌレドモ、仲國ナラネバニヤエシレズ。マタ川波ヨリ外ニ音タツルモノナシ。想夫戀ナラデ、行カフ樵夫ニタヅヌレバ、イマハシヽ垣ノ中ニシコメテ跡モナクナリヌトイフ。日暮テヤヽ遠キニ、初夜モ過ヌル頃ヤドリニ歸リヌ。

十八日　御蔭山ハ御蔭山ノ神事也、先鴨ノ社頭ニ參リ、拜殿ニ於テ勸坏之儀ヲ見ル。敷ニ高麗帖一。三位二人南面之座、四位五位ハ東西兩行相對。〔割註〕西四位、東四五位亂位。次着座。各束帶。但五位之内衣冠二人有リ。氏人ハ不ニ束帶一云々。〕童女二人陪膳取レ拘。〔割註〕垂髮薄靑千早錦帶。〕居ニ折敷一。〔割註〕ノシ、昆布、カチグリノヤウナリ。〕居ニ土器一。〔割註〕三方。〕一人ハ銚子ヲ取リ、一人ハ提子ヲ取ル。各三獻。〔割註〕此間之事非ニ古體一不ニ感心一。〕杯酌之儀畢。而三位降レ自ニ南階一。〔割註〕二人相並ビ下ル。〕自餘降レ自ニ北階一各洗レ手。〔割註〕童女二人北面立。一人ハ懸レ水、一人授レ紙。〕次第ニ着ニ胡床一。神馬牽進以後。遷御之儀。凡人不レ得ニ拜見一。須臾有ニ神幸一。其列次有ニ別記一。有ニ道樂一且行且奏。三位已下至ニ六位一束帶懸レ裾。〔割註〕社頭ハ皆下ス。〕帶劍者六位モ懸レ劍。〔割註〕內一人掛ニ上手一。〕又列外ニ參詣。御蔭山之神官或祭服差貫、淨衣、衣冠、狩衣、又直垂、此間之事更不ニ覺悟一。而予亦趣ニ御蔭山一。神殿二宇、門內敷ニ滿莚一。神殿前各圓座一枚、又東西垣下各敷ニ六七枚一。〔割註〕遲參不レ見ニ此社頭之事。〕參ニ赤山明神一。又竹內殿。〔割註〕一乘寺宮。〕有ニ開帳一俗物數品。

賀茂社頭之圖



勅祿御褂之圖



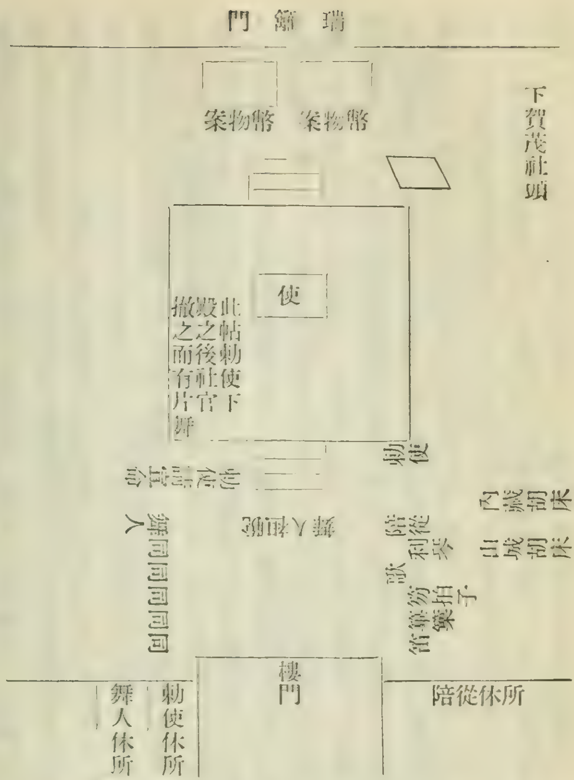
同十九日　出納豐後守亭ヱ行向。加茂祭御幣物今年ハ不二調進一。賀茂下上ヱ雖レ不二參向一、更ニ同道セシムベキノ旨也。竹屋殿ヘ參上之處、三條亞相卿依二御會讀一不二拜謁一。

同二十日　廣橋殿、日野殿、高倉殿等ヱ參殿。於二高倉家一敕使御祿紅褂拜見。表小葵綾紅打、裏平絹。

同廿一日　賀茂祭也。寅半剋出納亭ニ行向。息右近將監同道參二禁中一。殿上小板敷小庭邊拜見。但東庭之儀不レ得二拜見一。唯聞二管絃之音一而已。敕使已下入レ自二月華門一率二御馬一給レ祿。〔割註〕昨日所二拜見一御祐ナリ。隨身褂左肩、今日終日從二敕使一如レ此。」而歸二出納亭一。豐後守同道於二路頭一見二行列一。實ニ奇代之壯觀、薄祿之公家如レ此。頗所レ驚レ目也。服色行列等有二別記一。而後參二社頭一見二儀式一。其儀、山城使着二胡床一。〔割註〕使ハ松波山城介資施、胡床ノ下有二毯代一。上ニ掛二虎代一。」次內藏使着二胡床一。〔割註〕佐竹內藏助重政。」次內藏史生捧二御幣物一進出。內藏使起而進安二之案上一。〔割註〕西案。」次安二御幣物於東案一。一如レ前。〔割註〕各案之下鋪二葉薦一。幣物ハ以二白布一裹レ之。」次近衞使進立二拜殿坤角一。〔割註〕東面、先レ是暫入二休幕一解レ劍。」次內藏宣命授二敕使一。敕使執二副笏一昇二拜殿一。〔割註〕升レ自二南階一先右足。」次敕使再拜。〔割註〕非二兩段再拜一。唯再拜而已。」畢搢二笏腰一。〔割註〕以二左手一挾レ腰。」讀二宣命一。〔割註〕紅梅紙。」次納二御幣物於神前一。次社官一人以二葵桂一加二白木小枝一捧持。進安二案上一。〔割註〕持二空枝一退。」向二敕使一小揖。〔割註〕是返祝詞之由也。」敕使拍手。〔割註〕是奉レ應二神報一之儀也云々。」次社官一人進取二葵桂一昇レ自二北階一授二敕使一。〔割註〕敕使平伏令レ乖レ頭之。」社官揖而退。次引二走馬一。〔割註〕七疋。」馬允〔割註〕源友時大島。」前行引廻。〔割註〕三回。」揖而牽退。〔割註〕始亦有レ揖。」次所司代之馬、社官前行。次敕使下殿立。宣命返二授內藏一入二休幕一。〔割註〕帶劍。」次敕使立二拜殿巽角一。〔割註〕西面。」次陪從進且發二物音一列立。〔割註〕北上西面。」次舞人進列立。〔割註〕北上東面。」相並昇レ自二北階一。先奏二求子一訖下殿。南面跪袒脫而復昇殿。駿河舞畢自二下臈一退。次陪從退。次敕使以下以レ次退出。次未剋進發參二上賀茂一給。社頭之儀一同二下鴨一。但敕使不レ脫レ劍、納二宣命於神前一。又敕使已下之休所有二東一方一。走馬十七疋。宣命東遊等於二橋殿一。

有ハ一覽之次第也。必可レ有二訛謬一也。及レ暮事畢歸二旅宿一。但今日白帷麻上下着用。凡預レ祭者皆如レ此。今日以後必非レ着二麻帷一。唯今日一日而已。四月着二白重一之遺風也。

下賀茂社頭



同廿二日　無ニ美談一。唯訪ニ知己一而已。

同廿三日　高倉家御會日也。依レ之參殿。御會後拾遺君有ニ御逢一。其儀如ニ黄門卿一而賜ニ酒饌御吸物一〔蛤〕、御肴二種、〔割註〕飼、ヒタシ物。〕御膳一汁三菜、御燒物鯛也。凡賜ニ此酒饌一者非ニ普通之儀一。於ニ門第一太爲ニ眉目一云々。午後白川御殿爲ニ拜見一參向。此殿ハ豐臣太閤伏見桃山之館ヲ所レ被レ移也。其半ハ大佛宮ニ被レ移云々。實檢ノ間ト稱ス、上段アリ。其ツヾケル廊ノ前ニ大サ方二尺餘、亦一尺四五寸ノ石三アリ。首塚カ、廊ノ板ニ血流ノアトミユ。吉田社、春日社等ニ參詣。

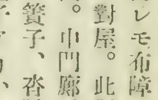
同廿四日　鷹司殿ヘ參殿。牧禮部出逢。獻ニ唐曆一冊、備中檀紙十枚一。兼日所ニ懇願一寢殿拜見スベキノヨシ有レ命。某爲ニ案內一。

侍所〔有ニ沓脱一〕立ニ臺盤二脚一



此臺盤殿上ノ製ト替レリ。
古物ヲ摸サレタルト云々。

藏人所。立ニ年中行事障子一。〔割註〕尾崎故三位之書、當家ノ年中行事。」右ノ間等ハ何レモ布障子白粉張畫ナシ。對屋。此對ヨリ中門ノ廊ニ出。中門廊、〔割註〕內ハ透廊、簀子、沓脫アリ。外ハ壁窓連子アリ、壁ハ各白土。中門戸、〔割註〕妻戸外ヘヒラク。」中門ノ間



透塀アリ。中門。唐破風。〔割註〕門ノ以西亦透塀アリ。」寢殿。五間、母屋三間。〔割註〕一丈間、物テ一丈間アリ。」外格子。〔割註〕二枚ニナル、下ハヒキシ、上ニツル方ヒロシ。」階五級。〔割註〕階覆アリ。」階ニ欄アリ。左右ニ紅梅橘ノ樹ヲウユ。物テ屋根檜皮丸柱。〔割註〕傍立アリ。格子ノサシガネバウ立ニサス。」障子金泥彩色花鳥之畫。

右寢殿ハ、勘仲記ニ所レ載猪隈殿之亭ヲ被レ摸云々。賜ニ白匹絹一。打亂ニ居テ牧禮部授レ之。其打亂ハ黑漆松喰鶴ヲ蒔ク、銀ノ置口、青地錦ノ折立アリ。每レ事無レ不レ感。夜竹屋殿ヱ參殿。議談數箇條。

同廿五日　紫野大德寺等所々ヱ行向。

同廿六日　廣橋殿、裏松殿以下ヱ行向。

同廿七日　原在明宅ニ行ク。父子在宿、美談多シ。在明ハ當時ノ畫工、頗古實ニ委シキモノナリ。其言傍若無人。予亦之ニ應ズルニ以ニ廣言一。一笑々々。御厨子所預高橋若狹守第ニ行。今日庖丁ノ稽古アリ。小預大隅阿波介〔正席〕、風折烏帽子、青文紗狩衣、淺黃指貫、切レ劍。次高橋息釆女正、〔割註〕

年十五。」纐纈狩衣、切レ鯉。次若州香三倍襷狩衣、切レ鯛。各嚴然タリ。就レ中若州ハ感能言フニ不レ可レ及。〔割註〕左小指曲リテ不レ伸。幼ヨリ眞菜箸ヲ持故ナリト云々。」又高橋家ニハ切形ノ名目ナシ。又細々ノ法ナシ。唯大樣ヲ定ムルノミト云々。モツトモ美談ナリ。若州曰、關東ニ於テ服色等之事被レ復ニ古儀一。特至ニ饗饌之事一不レ被レ用ニ古儀一。甚遺憾之至也云々。凡禁裏仙洞兩御所ハ、御厨子所ノ調スル物ニ非レバ不レ供ニ供御一云々。又濱島、德岡等ハ唯其家風ヲマモルノミ。敢テ不レ好レ古。復古ノ事ハ皆高橋ガ所ニ勸進一云々。

同廿八日　三上大和守ニ於テ衣文數付アリ。暫出席。午後桂宮ニ參殿。諸大夫出逢賜ニ金二百匹一。生島三位、松永主膳面會、暫往事ヲ談ズ。日懷舊之涙催ル。行義若シテ上京、居ルコト一年、而春秋二十ヲ歷テ、今年再遊、故友多亡、纔ニ七世ノ孫ニ逢フガ如シ。鷹司家ハ人臣之長、帝王之外舅也。桂宮ハ瓊樹枝頭第二花。昨今之儀吾賤陋之能ベキニアラズ。偏ニ君父餘光也。

同廿九日　高田同道、六角堂、空也堂、壬生寺、六孫王、東寺、東西本願寺、因幡藥師等ヱ參詣。東寺ノ堂舍、大師堂等實ニ古風可レ感。京中寺院多シトイヘドモ、東寺如キモノヲ見ズ。明年弘法大師千年忌アリ。堂舍悉加ニ修理一。又本願寺ノ勢ハ得テ言フベカラズ。諸國ノ門徒金銀米錢ヲ獻ズルコト如ニ山海一。數フニ或以レ萬、或以レ千。之ヲ旌旗ニ表シテ前庭ニ樹ルモノ幾千旒、又獻物ヲ置ク假屋アリ。普通ノ金銀ハ不レ可ニ勝計一。黄金各三枚ヲ付ル板十七、七枚或二枚ヲ付タル板十、〔割註〕通計黄金六十枚許。」是改革之慶賀ニ依テ也ト云々。又東本願寺ノ造營ハ王公之宮室モ比スルニタラズ。破戒之比丘如レ此ニ至ル。尤可レ感可レ奇。〔割註〕タトヘ天下ヲ並呑ストイヘドモ、特ニ制スベカラズ。唯此宗門ノミナランカ。」

同三十日　大德寺ヱ參詣。拜ニ春林院殿尊影一。又方丈及ビ總見院、眞珠庵、大仙、天瑞、孤蓬、龍光院等ヲ巡見ス。名畫等ノ事、文化日記ニアレバ更ニ不レ註。中刻堤三位殿ヱ參上拜謁。賜ニ美酒佳肴一。但

無ニ識談一甚遺憾也。酉刻過日野殿ヘ參殿。及ニ夜半一歸宅。是亦謁談少ナシ。唯耳者樋口宮家之上而
已。

五月朔日　早朝一條殿ヘ參殿。寢殿拜見雨頻ニ降ル。午刻加茂ヘ參向。西池、上田同道。先井關多門宅ニ行ク。暫ク休息。而馬場ニ行、埒ノ外ニ立テ競馬ノ足汰ヲ見ル。先ニ匹宛馳畢。其遲速ニヨツテ番ヒヲ定ム。毛付既ニ定テ左右競ヒ爭フ。十番ナリ。雨不レ止立ヌル、ノ處、大森彥七ガ裔孫三郎兵衞ト云モノアリ。〔割註〕知己ナリ。コノ棧敷ニ屋根アリ。」招キ呼ブニヨツテ、其棧敷ニ行ク。季鷹等一席、酒肴〔割註〕大森ガ所レ設。」茶菓〔割註〕季鷹持參。」アリ。翁和歌ヲ詠ズ。各醉興ニ乘ズ。不ニ飲酒一者ハ翁ト予ト而已。予モ亦和歌ヲ以テ大森ニ謝ス。

　をやみなき雨にもぬれず競馬きほふをみるもりの下かげ

季鷹今年八十四。高履不レ用レ杖。壯健可レ感。唯耳聰カラザルノミ。井關大ニ酒食ヲ設ク、珍味アリ。神山ノ松茸、加茂川鯉ノ打身、年魚、ゴリ樣ノモノナリ。及ニ初更一歸。

五月朔日足汰乘尻

倭文莊　隼人　宏顯
金津莊　謙一郎大夫元清　中ノ市次郎
〔七〕安志莊　〔中下〕要人大夫顯英　南ノ藤五郎
〔四〕土田莊　〔中〕日向介志顯　三ノ源四郎
〔五〕福田莊　〔中〕內匠之助大夫才清　梅ノ久之丞
〔八〕脛長莊　〔中下〕政次郎大夫顯義　岡ノ彥之丞
〔八〕船木莊　〔中下〕熊太郎大夫季一　梅ノ藤七
〔九〕宮川莊　〔中下〕民次郎大夫經一　池ノ喜兵衞

〔十〕淡路莊　〔下上〕政次郎大夫清濟　池ノ辰次郎
〔十〕出雲莊　〔下上〕陣助大夫保生　南ノ丑之助
〔五〕竹原莊　〔中〕造酒大夫千顯　池ノ與之助
〔二〕正禰宜　〔中上〕安藝介政顯　梅ノ乙吉
〔二〕正祝　〔中上〕左平大夫土顯　梅ノ源之丞
〔六〕權祝　〔中〕木工大夫貨保　中ノ音吉
〔三〕片岡禰宜　〔中上〕駒吉郎大夫保信　梅ノ四郎右衛門
〔六〕片岡祝　〔中〕音三郎大夫經興　梅ノ三四郎
〔三〕貴船禰宜　〔中上〕甲斐介重徹　三ノ又四郎
〔七〕貴船祝　〔中〕乙千代大夫顯比　岡ノ富吉
〔四〕新宮禰宜　〔中上〕齊之介大夫満信　梅ノ三右衛門

一二ハ番ノ次第、中下ハ馬遲速、梅ノ類ハ地名、則梅ハ梅ガ辻ナリ。其下ハ馬主ノ名、但一番左ハ所司代ノ馬必勝ナリ。

同二日　大森三郎兵衛宅ヱ行。昨日之儀ヲ謝シ、且彦七ガ遺物腹卷鞍鐙等一見。

同三日　菊三郎同道、高倉殿ヘ参殿、清種入門之式相濟、拾遺君有ニ御逢一。又予ニ小忌着用之儀有ニ御推傳一。即御前ニ召シテ心葉日蔭等ヲ付ル事ヲ令レ傳給ヒ、次ニ西池日、御肩上用表袴ヲ着、御前ニ進ム。拾遺君令レ把給ヒ、先黄柳ノ下襲ヲツケ、次青摺ヲ令レ着有ニ御傳授一。畢而退出。今日拾遺君、白練薄物狩衣、文唐草立涌内唐鳥アリ。香緌、袖紙、紫平絹、差袴。

帝京衰弊トイヘドモ、美事多シ。但幼稚ノ童子叙位任官スル事、差袴ヲ着ス事、密々ノ他行、肩衣袴ヲ着シ、武家様ノ腰刀ヲ帯シ、或ハ散樂ヲ翫ブ事、太以不レ可レ然。

衛士藤井伊豫掾献ニ菖蒲輿一。兼日有レ約、則拜ニ見之一。檜葉ヲ屋根トシ、菖蒲ヲ束ネ棟トシ、根ノ曲レルヲ鵄尾トス。檜ハ東坊城殿ニ所レ請、柱ハ今出川殿ヨリ所レ賜也。〔割註〕梅ガ畑ノ供御人所レ献ナリ。」

裏松殿エ參殿拜謁頗ル才人也、識談綿々移刻。

同四日　平明藤井宅ニ行同道、今出川殿エ參リ、柱ヲ賜ハリ御所ニ參ス。先内侍所ニ菖蒲輿ヲ立ツ、簀子ノ欄ニ添テ楹ニ結付。次ニ化徳門ヲ入テ、東庭ニ出、中殿ノ簀子ニタツル事如レ前。密々昇ニ簀子一。母屋庇、御帳、平敷、大床子、夜御殿、四季御屏風、鳥居障子、石灰壇、塵壺、昆明池、障子、落板敷、小蔀、年中行事、長橋、切馬道、竹臺等拜見ス。實ニ百聞モ不レ如ニ一見一。悦ビ比スルニモノナシ。原在明來ル。犬笠掛ノ射手具足ヲ見セシム、大ニ感心。廣橋殿エ參殿、拜謁ス。黄門卿白練薄物狩衣、〔割註〕裏黄生、唐紙ナルベシ。」青朽葉指貫、誠ニ麗シキ高貴人ナリ。

書後東寺觀智院ニ參向、僧正面會、古文書ヲ令レ見給。天平、和銅、元慶、貞觀已來、延喜、天暦ニ至テ多クハ劵文、〔割註〕田地坪付アリ。」或牒文等也。凡東寺之文書百合〔割註〕箱ハ加州家ヨリ寄附。」之内、頃日加ニ修覆一之由ヲ稱シ、二十卷密ニ太田侯ノ一覽ニ入ル。而未寶庫ニ納メズ、ヨリテ今日幸ニ見ルコトヲエタリ。實ニ吾好古之志、天之助タル所ナランカ。又觀智院ニ暦應元年立柱上棟次第、延慶□年彌一御前御髮生次第一卷、魚味初元服次第附記セリ。是ハ吾專要ノ文書也。則僧正ニ請テ借用ス。僧正惜ム氣アリ。吾不レ顧。

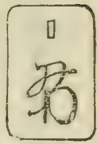
東寺文書

大舍人頭兼原朝臣 

天平七年

宣承知依件符到奉行

承和二年四月十五日



少輔從五位下　　　　正六位上少錄出雲宿禰祢副

嘉祥二年劵文

右指束―――本

貫人秦忌寸繩子

同五日　賀茂ヱ行向ヒ見ニ競馬一。先森三位亭ニ行、三位面會ス。北小路新藏人、松永主膳、牧釆女以下四五人同席、一獻アリ。須臾シテ井關多門來ル。三位束帶ス。井關ノ讓ニヨツテ予後ニ候ス。新藏人以下、高倉殿ノ同門タルニ依テ、各見レ之、皆以感心ス。畢テ社頭ニ參ル。左右乘尻幣ヲ以テ拜ス。乘尻ノ裝束如レ例。競馬十番競ヒ爭フ。サセルコトナシ。

同六日　九條殿ヱ參上ス。信濃小路越前守面會、寢殿拜見ス。但シ寢殿之內ハ御調度ヲ被ニ入置一。依レ之不ニ拜見一。庇以外放出庇、塗籠庇、東對二棟廊、中門廊、侍所等拜見ス。

修學院御庭拜見、高田案內ス。比叡の山のふもとにたゞかりそめにつくれる御山莊なり。げに雲をとなりの山まとなど、たぐひなきながめなり。

しばしだにみればたのしき春秋の御幸やいかにこゝろゆくらん

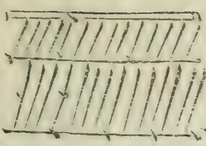
同八日　竹屋殿ニ拜謁シ、聊有ニ識談一。晝後高倉殿ヱ參殿、陪從シテ加茂ニ行向。依レ命予爲ニ前驅一。

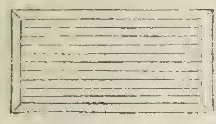
〔割註〕薄香肩衣、青袴、月毛馬。〕次ニ黄門卿香狩衣、八藤指貫、〔割註〕青馬、蘇芳緂手綱、紅尻懸。〕拾遺君比金襖、紫平絹指貫、〔割註〕月毛馬。〕次西池主水〔栗毛〕、次某〔鹿毛〕、今出川ヲ東へ、鞍馬口通リヲ北ヘ、上賀茂エ趣給フ。棧敷ノ後ニテ各下馬。君ハ直ニ棧敷ニ入給フ。稍久シテ競馬ノ馬未牽來ラザルニ依テ、先犬追物ヲ見玉フベク仰玉フニ依テ、予具足ス。例ノ纐ノ素襖、自餘ハ風折直垂也。飛鳥井家ノ古鞠ヲ借テ引牛トシ、十疋餘射畢。日漸傾之頃有二競馬一先是揃、予モ依レ命乘ル。次番ヒ定ル。予一番クルベキノ由也。固辭ス。聽玉ハズ。片手ハ當地第一之乘尻歟、既競ヒ馳ス。稍標木ヲ過ル之時、敵先落馬ス。予モ亦埒門ノ邊ニ至テ落馬ス。復馬ニ乘埒ヲ出ヅ。及レ晩畢賜二酒肴一。

今日京家ト弓馬ノ會集ハ、奇代ノ珍事也。但競馬ハ武家ニ絶タリトイヘドモ、京家社人ニ負タランハ、吾一身ノ耻辱ニ非ズ。天下ノ武士ノ耻ナランカ。此ニ於テ我心大ニハヤリテ馬馭レドモ、我トヾマラズ。遂ニ馬ヨリ前ニ落ヌ。一笑々々。然レドモ負ケズ。是本懐ナリ。竹屋殿ハ當時ノ識達ナリ。日々夜々御會讀アリ。コレニヨツテ、予モ亦其席ニ侍シテ高談ヲ聞ンコトヲ請フ。聽サレズ。曰、當時參會之輩淺學ニシテ、足下ノ聞クニ益ナシ。他日ニ必可レ談云々。又古今位色考ヲ一覽ニ呈ズ。賞ニ深篤之勘考、頗令二感服一給云々。

○答拜　主客一同ニ拜ス。答揖モ同ジ。○透廊　柱ノ間壁ナキヲ云。○二棟廊　寢殿ト對屋トノ廊二ツアル時、一方ハ透渡殿ナリ。一方ノ褻ノ方ヲ二棟ノ廊ト云フ。透廊ニ對シテ云名ナリ。○毯代　二色ノ綾織物ニテ、紫ト白ノ二色ナリ。○撲坏　大嘗、新嘗ニ限テ用。○ロクタイ、紫ロクタイ　不レ知。○ホウセント云石　上手ノ石ト云非ナリ。不レ詳。○輦車　先牛車ニ乘テ、禁門ノ外ニテ輦車ニ乘替テ入ルナリ。牛ヲ放ツニテハナシ。又小右記ノ說ハ、私第ヨリ輦車ニ乘テ參內スルナリ。コレ尋常ニ非ズ。又輦車ノ製ハ別ニアリ。○六位衣冠必襖袴ヲ用ユ。白布、八幅。○三重五重織物　當時傳ハラズ。○帳　殿上人モ用ユ。○帳ノ濱床　皇太子已下攝關家モ濱床ナシ。但當女御ノ御帳濱床ヲ用

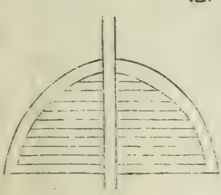
ラル。コレ殿下ノ例、竹屋殿ノ例、御勘進アルニヨツテ也ト云々。〔割註〕但春日驗記ニ、知足院關白ノ病床ノ畫ニ、御帳濱床ヲ畫ケルハ、畫工ノ失セルモノカ、後日可ㇾ勘云々。」○殿上ニ於テ公卿臺盤ニ着ノ時、大臣厚帖、納言薄帖、參議横敷、殿上人ハ兩頭厚帖、殿上人薄帖、六位藏人横敷。○極﨟辭退 十年ヲ限トス。○童女扇 椙横目ヲ用ユ。○平裝束、〔割註〕江次第元會布帶。」石帶ニテナキヲ云。布帶ヲ用ユルナリ。平胡籙ヲ付タルト云說ハ拙シ。○五節 帳臺試〔常寧殿〕、御前試〔清涼殿〕。○半手貝 青貝ノ事ナリ。○四足門 柱六本アルヲ云。○名字ツクル時ノ書法 武家ノ如シ。○唐組手綱付樣 御覺悟ナシ。○網手綱 同ㇾ右。○簾掛樣 私說ノ如シ。○女官帖紙 男ニ同ジ。重色目ヲ用兩方ニカザス時、一方ハ帖紙ヲ用ユ。○大饗差圖 人車記ニ委シ、可ㇾ見合。○龍鬢 横ニ筋有莚ナリ。黑赤ノ類ナリ。不ㇾ詳。○掛盤。○折敷高坏。○下絬 出衣モ同ジク古クヨリミユ。○唐鞍ノ唐尾ノ結樣。賀茂祭ノ時如ニ見物ー。和鞍ノ唐尾ノ結樣、追而可ㇾ及ㇾ答云々。○御幸御輿 手輿ト云物ナリ。俗ニ菊八葉ノ御輿ト云。實ハ四方輿ト云製也。四方輿ノ名ハ舊記ニモ見ユ。手輿ハ欄ノミ有





連子ト云

櫛形窓



是モ連子
横ナリ

チ、屋根ナキヲ云フ。醍醐ニアルヲ本トシテ、南都等ヲ以テ御參考アツテ御新製ト云々。○包胡籙書圖ニハミユレド、記文ニハミエズ。○母屋庇 床板張樣平頭。○夾形 攝關家ニモ被ㇾ用。○天保四

年四月廿一日、東園殿爲ニ近衛使一。御堂御流中御門成通卿之息泰通卿近衛使之例ヲ被レ用。傘已下風流、皆其時ノ如シ。内藏使風流、後深心院殿關白之記所見風流。○石淸水臨時祭、西園寺殿傘備馬樂梅枝心云々。○廊ノ窓。○放出 裝束記文ニ放出之トアルハ、障子等ヲ放テ庇ニ座ヲ設ケ、調度等ヲ置事也。又放出作リト云アリ。屋根ハ二重ニナリテ、庇ヲ母屋ニ一所ニ取コメテ作リタルヲ云。即六角堂之類ナリ。○御臺トハ高坏ナリ。○汗衫。裁縫追而可レ及レ答。○厚額、透額ハ古額當ト云モノアリ。是ヲ用ユルヲ厚額ト云。コノ額アテヲ不レ用ヲ透額ト云。○紫組掛 足利家頃ヨリアリ、上﨟ヨリ出ヅ。〔割註〕足利家ノ記ニハ行義モ所見ス。抄出シテ可レ奉ト云。」○直衣着越ノ事 今ハナシ。昔ハアリ。西宮記直衣ノ條ニ、昔時ノ袍ヲ以テス。○褐衣 身二幅ナリ。〔東寺所傳〕一幅ノハ不レ知、卑賤ノ略製ナリ。○袋宣旨 不ニ覺悟一。○元結 紫ニカギル。神事ノ時白ノ紙捻ナリ。老若共ニムラサキナリ。○衣ト袙ノ差別、三條抄ノ說ヲ用ユ。○劒ヲ案ニ安ズ。主上ノ寶劍ニカギル。餘ハタヾ下ニ置クノミ。當時不學ノ雅人如レ此事ヲ問フ。太迷惑云々。○大褂ヲ着タル例アリ。莫大ニ大キナルモノニ非ズ。着レバ着ラルベシ。○あしつを 和琴ノ緒ニアリ。組樣ノ名ナリ。○隱階間 階ノ上ニ階覆ノ屋根階アルヲ云。私第ノ製多ク階覆ノ屋根出タルトナリ。○隨身ノ弓、普通右ニ持ツ。○負胡籙 肩ニカクル、腰ニトムル兩說。○唐車、別ニ制アリ。賀茂祭ノ車ニテハナシ。○女着用ノ細長、童子着用ノ細長ニ同ジ。○夏扇 一條家ノ料ハ骨丸クシテ細ク、又タヽミモセマシ、骨ニスカシアリ。

右竹屋前武衛殿之口授。

○笏ヲ揷ス事ハ、左ニカタムク、普通ノ說ナリ。又居坐之時下ニ置、普通ノ事ナリ。加茂祭近衛使東園殿、腰ニサヽル。イカヾ。是家說歟云々。凡朝廷之禮用、家說上代ハナシ。一條帝ノ頃ヨリ、攝關家ノ說オコリ。又源家ノ說モ出タリ。朝廷ニ對シ奉リ、太其恐レナキニアラズ。但是本朝之風。君臣共ニ歷代之眉目歟云々。○放出ツタリノ事 記文ニハ所見ナシ。又裝束ノ記文ニ放出之トミユルハ、先

竹屋ノ說ニテ可レ然歟。但寢殿ノハナチ出ニテドアルハ、頗キワメザル所アリト云々。〇狩衣ニ下襲ノ帶ヲ用ユ。凡帶ハ下襲ノ帶ヲ用ユルモノ歟。又衣冠ニ直衣ノ帶ヲ用ユト云說アリ。〇六波羅密寺、東寺ノ大師堂、千本釋迦堂、甚古風ナリ。〇御玄猪ハ外樣ハ小角アリ。又内々番衆ハ小角ナシ。是家ニヨルナリ。更ニ勝劣アルニ非ズ。近習ハ内々外樣ノ内ヨリ撰ビ被レ定。近習モ小角アリ。〇御簾ヲ張ラズト云ハ、簾ヲ卑ク捲クベキ時、柱ノ間ニ押入夾メテモタセ置也ト云々。

右裏松殿御說

〇竹屋殿透鞍覆　不レ限ニ公卿殿上人ニ用ル例アリ。但和鞍之時用ユ、尋常ニハ不レ用歟。

〇天保四年西園寺殿爲ニ近衞使ニ石淸水八幡宮エ御參向之時召具。右舍人一人、〔割註〕蘇芳上下、白帶、山吹衣、紅單、半臂。」左馬部一人、〔割註〕紺褐衣、白袴、紅單、葉脛巾、冠細纓緌。」雜色六人、〔割註〕紅梅上下、半臂、裏打、紅梅ヲ縫、靑單。」童二人、〔割註〕二藍生絹水干上下友帶、紅打出衣、靑單。」取物雜色四人、〔割註〕萠黃上下、白帶、山吹衣、紅單。」繖、〔割註〕靑地錦張、帽額、赤地薔薇錦總角紫下濃、造花白梅雪ふりつむ鶯一羽、雪はわたなり。催馬樂梅が枝のこゝろ。」

後松日記 巻之九

○たびの日なみ

四月三日　よべより雨をやみなくふりて、いで立かぬべきことちも世れど、さてしもやむべきならねば、夜あけて出行。板橋のむまやにて、おくりに來にける人に、別るゝとて、かり初にまどゐして、さかづきめぐる程に、雨なごりなく晴て、くまなき空の、うらゝかけさも、はるけき旅行こゝろのうちは、中〳〵にかきくらしつゝ、故鄕にことづてやるにも、淚のこぼるれば、まぎらはして、ことずくなに出たつを、ひと言もなくば、名殘なからましと、柄短かき筆とり出てきこゆれば、下の句は、いとほこりがなる樣なれど、つゝみもあへず。

七十の親をもおきて旅衣はる〳〵行も我みちのため

中のさがりに桶川にやどりぬ。

同四日　けふは、朝とく立出でぬ。黑髮山をみて、

雲かゝる高根を誰か撫初てくろ髮山の名をやおふらん

鴻巢をもうち過て、かたへにはふじの高根、かたへには日光山、赤木山みゆるところあり。

二荒山赤城の山も時しらずかの子斑に雪ぞのこれる

なを行まゝに、榛澤郡岡部村に六彌太忠純のはかあり。けふは本庄にやどりぬ。

同五日　けふもあさとく立出て行まゝに、高崎をも越て、やはたといふ處あり。碓氷川のほとりに、床子出し置ぬれば、こしうちかけて、ひるげたうべぬ。山のたゝずまひ、川のけしき、いはんかたなきながめなり。

　旅ながら心ぞとまる碓氷川流れて早く水は行とも

又行まゝに、春名山のあなたに、淺間のたけのみえぬれば、

　うき雲の春名の山をみ渡せば淺間がたけもあらはれにけり

妙義山白雲寺にまうでぬ。この山みちに入ぬるころより、雲おそろしうたちて、かみもなりぬれば、たゞいそぎにいそげどやゝ遠し。みちしるべする人もなし、からうじてまうでつきぬ。ねかづき奉るも心あはたゞし。さて、このみてらの門の前にて、坂本へはなに許かあるべきとゝへば、二里あまりもあるべし。此山みちを行給はんに、廿五六町がほどは、人の家居もなしといふ。日もくれぬべきに、雨さへふり出ぬ。清種ばかりを具して、雨衣もなし。こゝろぼそさいはんかたなし。せんすべなければ、ぬれ／＼行に、折しも坂本にかへる人に出あひぬ。いと／＼うれしく力えて、これがしりへにつきてゆく。たそかれすぐるころ、關守〔割註〕坂本御關所。〕のとがめもなくてやどりにつきぬ。

同六日　れいのごと、朝とく立出て、碓井山をこゆ。あづまの都にすみて、旅てふ事を久しうたへにたれば、かゝる山みちの有べうもおもほへず。つゞら折登るほど、いとくるし。越行まゝに、日の光りさへいとけ遠く、風ひやゝかにて、このよの外のこゝちぞする。かの貞光がちからを試みし石とて、いと大きやかなる石あり。よの常の人の四人五人にては、え動かすべくもあらぬ石なり。又貞光はこの所にすみて、諏訪のみ社に日ごとにまうでぬるとぞ。われはあさてばかりにや、諏訪には行べき。貞光には多うおとれるみのすこやかさなりけり。

　旅衣うすゐの山を越行ば夏にしられぬ風のふくなり

輕井澤を過て、淺間をたけのけぶりを見て、

　名も高き淺間がたけに立煙おちこち人も今はとがめず

すみれさきぬる野邊に雲雀のなくを、

立どまり一夜をねましすみれぐさ咲ぬる野邊にひばりなきつゝ

かゝるはかなきことのはは、人わらへなれど、ひななればつゝまぬなり。されど、けふをかぎりにとゞめつべし。松代の小はたにふみつかはして、故郷にもことづてやりつ。望月にやどりぬ。

同七日　望月の驛のむま、いにしへの名高き所ともおもほへず、足よはくしてたゆとふ行、蘆田に行て、驛の長に怠りをせむれどかひなし。姥捨山をみつべくかねてはおもひ置たれど、中〳〵になぐさめかねんも心うければ、たゞいそぎにいそぎて行く。長窪といふ所あり。山のけはひ、水のながれ、いとえんにして、前の千町田には秋のたのみもありぬべく、れいのはかなきことといひ出たれど、かいつけねば忘れぬ。和田の山こゆる時、櫻の花のちりけるを見て、

しなの路も往來はあれどみし人はあらしにちれる山櫻花

雨いたうふり出ぬ。諏訪の下のみ社にまうでぬ。神殿二宇あり。七年をへてかはる〴〵遷宮したまふとぞ。本社はかやもてふきて千木かつを木あり。拜殿、樓門、廻廊、皆板屋なり。その前に舞殿あり。いとかう〳〵しう、さすがなるみやしろなり。下の諏訪にやどりぬ。

同八日　あさまだきに、水うみのほとりを過てふじを見て、

けふばかりふじは見ゆなり立まよふうき雲はらへ四方の山風

いつかかへりみるべきとおもへば、これにもなごりはおしまる。けふは灌佛なり。此わたりにては、門の柱のひわれ、板のはざまなどに山吹を折てさす。なをゆくまゝに、つゝじをおりそへたるもあり。又行ばつゝじばかりをさしたるもあり。いかなるならはしにや、藪原にやどりぬ。

同九日　かけはしをうちわたりぬる比、雨にわかにふり出たれば、あやしげなる家居にやすらひぬ。わらびのもちひをかしはの葉にもりて出す。いとおかし。旅にしあれどしゐの葉にももらざりけり。臨川寺にまうでぬ。浦島の子が事など、おぼつかなき事のゝじる。ねざめのそばはもとより好める物

なればにや、たぐひなきこゝちす。義仲のあそんのはかある寺あり。はかはいと木高くふりぬるさくらの木なり。野尻にやどりぬ。けふ遠山の君にはしたなくあひ奉りしが、我にもあらぬやつれ姿のなめげなれば、つれなくてすぎ奉りし。君はしり給ひきや、後めたかりし。

同十日　このわたりの山がつは、みな袴の裾にはゞきを付たるものをきたり。なにとかいふと問へば、かるさんといふとぞ。こは伊勢貞助が書しふみにみえたる、いかなる袴にやあらん。天文の比はやんごとなき人も着給ひしにや。總見院殿の着給ひしを、朽木家のなにがしが今にもち傳へたり。まことにはなにとかいふべからむ。汗衫とは袍にかさねてきるものなれば、袴の名には覺束なし。また丸木の小弓を射たる童部のあり。額ゑぼしをかさまほしかりしが、かゝるひなにはよくいにしへを傳ふるものなりけり。大きやかなる合子に飯たかう盛てしひぬる事、日ごとに家ごとに同じ。又しゐたけのむゐんは平坏にもあまりぬべし。猶眉の中納言ならねば、あまたたびかへぬれど、なをめせといふ。いとうるさし。女はみないとうつくしう、もの／＼しう力さへありげにて、らうたき方はおくれたれば、柳が枝にはさかせねど、梅のにほひはありぬべしとおもふは、所からなるみなしにや。けふ京極長門守の君のみうち横川の健治にあひぬれば、いとめづらしううれしくて、ふるさとに文遣しぬ。

同十一日　かのいひしひたるしなのぢも過ぬれば、木曾川のかしかましかりし水の音も、はやわすれぬ。位山をはるかにみて、

　位山いつか高きに登るべきみわたすさへもはるかなりけり

みたけのむまやに、東本願寺殿けふにてなぬかあまりとゞまりてゐたまふとぞ。こは尾張の國、三河の國の門徒らがきこへ奉るべきゆへよしありて、紙のはた竹のやりもて出て、五六萬人あつまりぬるとか、おどろ／＼しうなめげなるべけれど、いかゞはしたまわん。われもふしみにやどかるべきが、

このさわぎによて大田に行ぬ。

同十二日　大田をたちて行。この川のけしきいはんかたなし。日の本にまたたぐひあるまじうおぼゆ。觀音坂といふ所にて、

　佛さへかげはとゞむるみのゝ國の大田の川を我見ざらめや

養老のたき見るべきによりて、大垣にやどりぬ。

十三日　大垣をたちて養老の瀧みに行。やゝ遠く道さへしれねば、とかう行なやみぬるに、この所にかへる牛飼の童ならで翁あり。これにかたらひて行。先これが家にやすみぬれば、翁せちにものす。小ゆるぎのいそになにくれともとめつべきけはひなりしが、山ふかき所なればいかゞはせん。さゝへ一ツに大根のつけたるなどもて行。たきはよのつねのさまにて、五丈あまりは落もやすらん。水のきよらなるぞ、げにたぐひなかりけり。

　たらちねの老を養なふ瀧なればこは立よりて見るべかりける

　あくばかり汲てしもがなたきの名の老てふ年に我もなりにき

牧田といふみちに出て、關ケ原に出。かの翁も送る。關ケ原町に高田屋のなにがしといふものあり。こはよく庚午の年の大みいくさの事をしるものなり。數々とひ聞て、大谷がはか、不破の關屋さらし、ときはのはかなどみめぐりて、さめが井にやどりぬ。

十四日　番場八葉山蓮花寺にまうでぬ。仲時、時益已下のはかあり。又過去帳あり。こはおくにものしぬ。ゆふ立してかみなりひらめきたれば、守山にやどりぬ。

十五日　朝とくたちて三井寺にまうでぬ。江州岩間寺の開帳あり。めづらしき寶物もなし。硯の宮にふるめきたるものあり。山科わたりまで、藤ゐ、高田出むかひぬれば、いとうれしくてうちつれて都につきぬ。都にありける比、吾妻より、

都にはいまや葵をかざすらん山郭公吾妻にぞなく

といひおこせたるかへしに、

ひきつれてあふひかざゝば郭公かたみにねをもなかましものを

故郷の事なにくれとおもひ出ける中に、立出しあしたまで我ふところを出ざりしを、げにこはまさるらんといひけるふるごともおもひ出られて、

此ごろは誰とやぬらん起ふしに露わすられぬなでしこの花

まことに忘れにけり。しなの路にてやありけん。旅のやどりにて、なにがし殿のみうちなにがしと、大きやかにも、さゝやかにも、木にも、紙にも書ておしならべたる、かたつかたにかいつけける。

まほに名はいはでもしるし吾妻にてちよのふる道しるべするわれ

みな月の朔日　みやこをたちて、六日にぞ難波のうらをこぎ出ぬ。兵庫に下りぬるが、波高く風あらくて、まほにもあらず、かたほにもあらず、まぎりとか聞もしらぬ事いふ。からうじてなぎさによせぬ。かしらいたくこゝちなやまし、かくては、はるけき船路をいかにせましとおもひみだる。暮行まゝに名ごり波あらきに、月はいとようはれぬ。

旅人のこゝろもしらず津の國の和田のみさきに晴る月かげ

須まの浦、あかしの浦、あはじ島などきゝしにまさるところどころも、こゝちなやましきにはかなきことのはもえいひいでず。とかくしてつくしにつきぬ。

梶枕なみのよる／＼うきねして心つくしに我は來にけり

〔頭註〕在京日記別冊。」

みな月の十あまり五日より久るめにありて、なが月のつごもりにぞかへる。旅には立出ける月日は、あまた經にけれど、犬いるみちをのみなん、日ごとに夜ごとに物語りして、あかしくらしこと事もな

し。又君の御らんぜさせ給ひし折のごと、おもたゞしうられしきふしもありけれど、そはべちにものしぬれば、こゝにはもらしつ。唯老ぼれて、つれ〴〵ならん時のおもひ出にもなりぬべく、かつは子むまごらが、もし旅行事もあらんには、かたはしこゝろえつべき事をかいつくるなり。

君のおはします御城をば、小さゝの城とぞいふなる。此みかきのうちの事は、かしこければかゝず。柳原とて、いとよはなれたるさとのみとのあり。みな月の廿あまり四日、みけしき給はりぬればまうで侍りぬ。こはことさらに海山の名高き所をうつしものせられしにはあらで、もとよりひろきみそのふを、たゞかきはらひつくろはせたまへるが、中々にえんになつかしきなりけり。入ぬるみ門の〔割註〕鐵炮番所といふ門なり。〕かたへには、梅のはやしの中に、ちとせの春をかけて囀る鶯のこゑまち聞給はんみとのあり。やゝゆけば、秋の田の面はるかに遠うみやらるゝみとのあり。あるは田中の屋、こゝには元和二年上棟せし〔割註〕大坂城落城せし日上棟せしといふ。〕よし非のさう官の家のはしらひとつうつしたてられたるあり。またさん樂させ給ふ舞臺あり。こゝにて葛水をたまはす。あつさたへがたきに、ひやゝかにてこゝちよければ、かしこまりもおかず、あまた給はりぬ。馬場はいとながう、やぶさめ射んにもたらひたり。鳥のさうしには、あまたの鷹をおかせ給ひて、みこゝろのまにまにはなちあはせ給ふらん。〔割註〕鳥のさうしは二所にあり。三十居ばかりやあらん、鷹あはせ給ふところは、はい込とて大だめよりゑをまきて、かもの入やうにしたる所廿ケ所あり。さればよくとらせ給ふ時は、百にかも三十ばかりもえ給ふとぞ。〕かのさがの帝の西院もかくやはありけん。月見たまはんおましどころは、小森、野口のかたへこと更に高うせさせ給へば、かげにさわる山のはもあらじかし。

君は御すゞみどころにおはします。みまへにめして仰せごと給はり、四季のみかりの畫を、いまのよの上手と聞ゆる名さへ、狩野の晴川にかゝせ給へるをみせしめ給ひ、またみさうぞくの事とはせ給ふ

ことあり。扨、みきへをまかでぬれば、ことさらにいなかだちてつくらせ給へるところあり。こゝにておふみき屯食給はす。みさかなはこちてふいをにかほちやのにたる、しゐていなかびてしなさせ給ふも、かつはしづの身の安からぬ世のさまを、おもひやらせ給ふ深きみこゝろばへならんかし。かゝるかしこき御めぐみの露にかゝりては、呉竹のみよ長かれといのらぬ民ぐさもあらじ。竹の御茶屋も事そぎて、よしある様につくらせ給ふ。ところ〲のとり〲なる御こゝろおきてのおもしろさに、ながき日あかずくらしぬるは、あはれにかたじけなく、中々にことのはもなくてなん。

ふるさとへは、月毎に六日と廿一日になんたよりは有けり。七月の六日文つかはすとて、

　七夕もあすはあふらん我ばかりはるかに人を思ひやるかな

八月十五夜に、水天宮にまうでぬる。その時のことば、鳥がなく吾妻をば春の霞と立わかれて、木曾の山みちに残れる花をながめ、治れるみよには、かけはしのあやうき事もなく、位山の高きをみては、身の及びなきをうらみ、田度川の流れをくみては、たらちねの老を養はん事をおもひ、都にのぼりては、やんごとなき上達部、うへ人にも所おかず、かたみに我國のふるごと聞へ奉り。ある時は、加茂の社にまうでゝ、神山の葵をかざし、ある時は、大井川のわたりせうえうして、嵐の山の郭公をきゝ、難波の浦をこぎ出ては、浪まくらにあつさを忘れ、みな月の十あまり五日、君のしらせ給ふ筑後國にぞ下りにける。もとよりこゝろざし侍りぬる犬追物は、君より仰せごとを給はり、むま場などいときよらにつくらせ給ひ、やんごとなき人々せちにし給ふことなれば、誰かはおろかにものし侍らん。よりては、数ならぬ我族のやどりにもとぶらひ給ふ人たえず。門のわたり従者のたちこまぬ時なく、おのづからおもたゞしき事のみ多し。されど、心のうちには故郷のこひしくおもひ出らるゝ事多かるに、こよひは十五夜なりけり。げにさし出るより、れいの空ともおもほへず、更なるこゝちするに、ひたやごもりにおもひくらして、月の顔のみうちまもり、二千里の外思ひやらんも、なか〲

にかなしからん。かつはわくらばにつくしに下りにしを、後にもしのばる許のかげみてしがなと、おもふどちひとりふたりかたらひて、水天宮にまうでぬ。げにおもひしもしるく、又なき所のさまなり。神のみまへは玉を敷たる樣に、河波はまばゆきまで照わたり、むかひの山のたゝずまひ、あやしきかやゝの軒端まで、いとえんにながめやらる。

　千歳川河波かけてひろ前に秋の最中の月ぞさやけき

　河の名のちとせもまもれ秋の月のすめるこゝろは神やしるらん

いとかしこければ、ずしもやらず。この宮のぬし和泉守がもとにせうそこしぬれば、川つらの高どのに入れて盃いだし、なにくれとものす。月はいよ／＼空にさえわたり、河風のそゞろさむきに、あはれもおかしさも、さま／＼つくせずなん。

ふん月の廿あまり八日、君のみくらひらかせ給ひて、數々の御たからものに風入させ給ふをみ侍るべきよし、生田のうしみけしき給はりて告こしぬれば、いとうれしくてまいりぬ。はや二三日ばかりはしらでぞすぎにけり。

御料御胴丸、〔割註〕澤潟縅、こはすぎにしころ、山下御風が製作せしならん。みしこゝちす。御甲已下古樣にたがふところなし。〕○大乘院殿御料御胴丸、〔割註〕紺糸おどし大札、こも又古樣なり。〕○寛明院殿御甲冑二領、其餘四領、〔割註〕いづれも當世樣。〕○御保呂、〔割註〕義詮將軍の形。〕○御陣羽織、〔割註〕品々あり。〕○則祐公御劍、〔割註〕備前景依作。長二尺五寸。淺黃糸卷長覆輪赤銅惣金具金龍膽チラシ、御鍔鐵金フクリン、御鉏金表ニ釬切ノ二字、裏ニ巴御紋、コノ御鉏ハ則祐公時代ノモノカ。其餘者後代ノ製作ト見エタリ。〕○國俊刄、〔割註〕二尺四寸五分、細樋ニスシアリ。〕○行綱刄、○正宗短刀〔割註〕八寸五分、裏梵字アリ、裏ホソ櫃。〕○當麻御鎗、其餘尋常御腰物數品。

廿九日　御代々御尊像法印樣、春林院樣、但圓心公則祐公ハ後代ノ畫。○御旗三流、〔割註〕內二流ハ

上ニ巴御紋、下引兩。裁縫尋常二幅ナリ。又一流ハ一幅ニテ二尺五六寸、下切サキ菊閉黒革。上ニ八幡大菩薩、下ニ引兩。地何レモ生絹紙ニテ裏打アリ。紐唐打紫絞打テ後ククリソメニシタリ。」〇御陣太皷、〇御陣貝、〇等持院殿假名御教書、この外數々のみたからもの、御茶の器などはよくもみ侍らず。これらはみないにしへより傳はり給へるにて、今もちひさせ給ふものは別にあるなり。

八月の十日　高良山にまうでぬ。けふも犬の事あれば、夕つげて吉田のうしと野田とむちをあげてはせゆく。高良川を渡り、いしの鳥居の外にて下馬して、かちよりのぼる。坂は十五町ありけり。みやしろにぬかづき、よしみがたけの金比羅宮をも拜し奉りぬ。このみ山いとよきながめなり。高良川に名高きもちひあり。

同十二日　けふも吉田のうしのあないによりて、もの見に出ゆく。まづ坂本の千光寺にまうでぬ。當寺の額は後小松院のおほんみ筆、龍護山。横額にて緣は雲に龍の高彫あり。み山のおくに、征西將軍宮の御墓あり。又草野家代々のはか、田中吉政のあそんのはかあり。たからものは千光國師の拂子、鐵鉢、古壺、印筥、四寺垸、こは朱ぬりにて底に四寺の字あり。四ツ寺といふは、京の建仁寺、法勝寺、はかたの津の聖福寺と、この千光寺なり。國師この四ケ寺によせ給ひし垸なりとぞ。雪舟の寒山拾得、牧溪の蘭竹の畫、蔓陀羅の袈裟、こは大夫監物君の妻の喜捨子のおらせ給ひしなりとぞ。又豐臣太閤の給はりし下馬札あり。みなべちにうつしおきぬ。夫より草野におもむく。この村の門に石の柱あり。貞永元年の字あり。ひるげなどは、英俊の君、外居ひらきてあるじし給ふ。塚穴をもみ侍りぬ。さて、善導寺にまうでゝ、善導大師、圓光大師、大紹國師の像をも拜して、日くれてぞかへりにき。

九月の十日　肥後へ出立。こは熊本の犬追物みんとてなりけり。ひごに行には、山家通り、高瀬通り、木葉みちなり。又山みちを行ばちかみちもありとぞ。木葉通りがびんなるとて、これをぞ行。け

ふは南の關にやどりぬ。

十一日　熊本につきぬ。あす犬あるべきが、先君の御忌日なりとて、十四日になりしとぞ。

十二日　檜垣女のはか、〔割註〕檜垣の女、元輔の頃。」清正公、藤崎八幡六社等へまうでぬ。清正公の社は、惣門には發星山といふ額あり。是より石の道あり。三四丁み山にのぼる。石の坂一町あまり。本社拜殿いとうつくしくつくれり。本妙院をはじめ寺あまたあり。八幡六社も古様のみやなり。こよひ熊本の城の内をみめぐりぬ。五層の天覗、つまり〳〵の矢倉、石垣の高さなど、こまやかに堅固なる事は、又たぐひあらましうおぼゆ。

十三日　あすは犬あるべく、けふひと日の事なれば、あそへもえゆかでやみぬ。

十四日　犬追物の馬場は、田向とて熊本よりすこしはなれたる所なり。とくより行ぬれど、巳のみつばかりにや、犬射ははじまりぬ。ものかげよりぞかいま見す。

虎の皮の尻鞘をよませければ、

　海へとて行みなとう（湊等）のかはのしりさやけ（尻不淸）からぬはなみのにごせば

射手は十六騎、檢見は一騎、さい〳〵の犬なれば、うち入まゝになわにはうちよす。けんみも射手の中にまじりていづ。おそう打入たるは、足を出してうちよせたるもあり。けんみむちをぬき、犬やといひてなわに打入、犬引込は射手矢をはく。犬引逃さう〳〵といへば、けんみはなさず。なわにて二疋射て後は、なわに引入たる犬を、かりやの前に引ゆきて外をおふ。射あつれば、すぐに矢ごたへをして、馬をおりてけんみの方にむかひて矢所をこたふ。犬數何疋にて、一手にや多く射たり。射畢れば、かりやの方にむかひて、馬を立つらねて後のりながらうち出。扨、次の手すぐにうちいる。射形は身通りおしもちり多し。みなくら中にのりながらいるによりて、おのづから腰高く脇引になるなり。又つゝつけもあり。馬はかけ足にして、犬にぐれば十六騎のこらずおひかく。いとよくにぐれ

ば、げにおもしろげなり。又犬をとるものあり。引出るにはかぎにかけて引いづ、いと便なり。二手ばかり見て、すぐに熊本をたちて、この村にやどりぬ。

十五日　くるめにかへりつきぬ。うち／＼みけしき給りぬれば、山中見にまかりぬ。九月の十八日にぞくるめをたち出、忠見のさう屋があなひにて、まづ釜屋宮にまうず。こは牛馬の病をいのるに、かならずしるしありとぞ。神木に楠木あり。いとめづらかなる大木なり。このみやは川のほとりの高き處にて、山川のながめたぐひなし。これよりみな山水のけしきよきが、よのつねの事なれば、くだ／＼しうはかゝず。津江神社、こは日田の津江よりうつし來りし神社なり。丑の日まつるによりて、うしの宮ともいふとぞ。いざなぎいざなみ、天照大神をいはひ奉りしなりとぞ。北木屋村に黒木家の甲冑ありしを忘れてみざりき。本分よりあなひ出れば、又是を具してゆく。劍淵といふ所あり。こは黒木家の北のかた身をしづめしが、その靈をしづめんとてつるぎをしづめし所とぞ。

　いかにしてみをばしづめて罪ふかきうき名をこゝにながしそめけん

大淵にやどりぬ。このさう屋がいゑ、前には谷川ながれて、くもでに橋をわたせり。山のけはひ、つゞら折を往來する山がつのさま、いとめづらかなり。

　見渡しの橋のくもでによのうくは思ひ入るべき大淵のさと

されど、水の音のかしかましきのみや、心をすまさんには便りなくおぼゆ。

十九日　花廻り、風穴、御手洗、湯の瀬、日向神山、げに聞しもしるく、水のながれ、岩のたゞずまひ、まことにたぐひなきところなり。時しも秋なれば、よろづの木草色そめて、山松のみどりなるも、とり／＼にみはやさる。

　うすくこく紅葉してけり茜さす日向神山は秋ぞみるべき

かそう越、平野のさう屋が家にて晝食たうべぬ。さうし屋たてたる處にて、所のならはしなれば、水

をばいはひ奉らでやはやむべきなどいふこゑす。はや立出ぬべきに、女二人ばかりして水多くくみて待ぬるさまなり。いかゞはすべき、あまへてかけられたらんもいふがひなきこゝちすれば、しばしためらふうち、従者にかく、従者もまけじとかたみにかけあふ。そのひまにぞたち出ぬ。そも〳〵水をかくる事は、むことりよめむかへなどにぞ聞も及びしを、さる事にてもなきに、いと〳〵らうがはしきならはしになん。鹿子尾のさうやが家にやどりぬ。

廿日　きのふより雨をやみなくふりて、山みちいとくるし。霊巌寺にまうでぬ。この山はめづらかなるさまの岩多し。この寺の大とこにあふて、ふるきもののあらばみまほしうかたらふに、開山瑞石和尚の、もろこし金山よりゐて來りしものをみせぬ。そはけさにするべき文をほりたる板あり。かたはしすりおきぬ。

瑞石和尚書

定法次第

一八時勤行、、、、、、、
一初夜、、、、、、、、、
一早旦、、、、、、、、、
一午時、、、、、、、、、
一放參、、、、、、、、、
一斷酒、、、、、、、、、
一爲倍堂之米、、、、、、、
、、、、、、、、、、、、

仍爲後定法如斯

時嘉吉、、、年初春書焉　周瑞

鉢



ワクリ一尺

葉茶壺



大小二ツアリ、高サ一尺六分、口徑リ三寸、上三尺六寸廻リ、

瑞石和尚は出羽の人、〔割註〕父は前羽州太守逵公大禪定門といふ。いまだその姓尸を詳にせず。」入唐して金山にあり。歸朝の後、此わたりに來りしを、黑木の城主勝正がしゐてとゞめて、此寺を建立しておらしめしかど、又行脚に出て遂に歸られば、遷化の日をさへしらずとなん。立出し時書殘せしに、嘉吉四年初春とあれば、そを忌日とすといふ。

池の山　池水にうつろふ紅葉のいろも、あめにぬれまさるこゝろす。神殿の額に健磐龍大明神とあり。拜殿は池にむかひてみぎわにあり。あその山の十二社の内を、こも黑木の勸請せしなりとぞ。中島に辨天あり。此ころ君の仰ごとをうけ給はりて雨請するなりけり。きのふけふそのしるしありとてよろこぶ。かゝるもしらで、我立出しはあやにくなる事になん。十籠室山權現、この社は嘉祿二年十一月、星野伯耆守が熊野本宮を勸請し奉りし宮なりとぞ。緣起あり。別に書ぬき侍りき。神面〔割註〕古物ナリ。」熊野權現の劍、〔割註〕長二尺餘、樋あり、ひの中に八幡大菩薩の字あり。」不動太刀、〔割

註〕長二尺七寸。〕神主は氷室源三郎末吉。きの國より供奉し來りて、廿七代、今は氷室飛鳥といふとぞ。名子尾にやどりぬ。

廿一日　淨源寺〔淨土宗〕おふせみの山越、妹川村、妹川の瀧、くれ竹の中を岩つたひに五丈あまり落らん。いとよきながめなり。

いか斗妻やこひしき山高みひとりぞ落る妹川のたき

いまは君の仰ごとによりて、長安の瀧といふとぞ。敎德寺〔禪宗〕、大山祇神社、石なき越、熊野宮、この宮にも古き面あり。又棟札あり。ふるきは文字みえず。永享、文明の二枚はいとうるはしう書たり。黑木星野の系圖あり。宮司永田信濃守にしばしこひてうつしにき。けふはよし井にやどりぬ。

廿二日　若宮八幡宮にまうづ。月岡より掘出せし古物見侍りて、舟にてかへりにき。すべて、さう屋があなひせさせてあるじして、ねもごろにするは、まことに君の御ひかりによりてなりけり。九月のつごもりにぞ、久留米を出立。渡邊のうしをはじめて、人々つどひて別れおしみ給ふれば、

追物いる人の心しかはらずば又もくるめの名をやたのまん

英俊の君に、

はるかには歸りぬるともよ人さへ親子といひし中はわすれじ

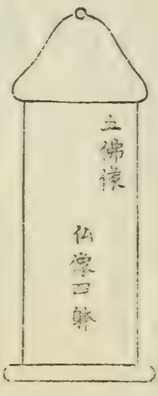
今日は太宰府にまうで、うみ八幡にもまうず。こは譽田の帝降誕したまひし處なり。誕生水といふは御産湯にひきし水なり。此宮は敏達天皇御代に建立し給ふ。二月、十一月の卯の日祭、八月十五日放生會、十二月十四日の誕生會、年に四度ぞ祭は行はる。けふはこゝに宿かりぬ。

神無月朔日　朝とく立出、

行まゝに手向はせましけふといへば神無月にはなりにけれども

筥崎八幡宮にまうでぬ。樓門の額に敵國降伏の四字あり。神は三座おはしますべし。階三所にあり。

聞しにもまされる大宮なり。我拜し奉る時、白鳩一羽飛出し、樓門の欄に神前にむかひてとまれり。いとふしぎにもかたじけなし。誠に數ならぬ身ながらも、弓矢のみちにかゝづらひては、はるけき海山を遠しとおもほへぬこゝろの程を、神もあはれみ給ふらんと、よろこびの涙とゞめあへず。なを筥崎の松のちとせを數々いのりまゐらせて、さて香椎の宮にまゐりぬ。みそぎにたてるあや杉は、いまも持らず。護國教寺の別當にあひて、れいのふるきものみまほしうかたらふに、豐臣殿下の兵火にかゝりて萬にあらずなりにきとて、本意なくおもへる樣なり。古鏡、〔割註〕數多あり。」高力左近大刀、〔割註〕集古十種に出。」



多寶塔軸、〔割註〕寛保二年七月十一日み山にてほり出。内に法華經八卷、心經、金剛經、梵經等あり。經文のおくに、承曆三年女弟子酒井氏とあり。」けふはあせ町にやどりぬ。

二日　宗像明神にまうず。こは田心姫、湍津姫、市杵島姫をまつり奉りし宮なり。三十六歌仙、〔割註〕古法眼畫、〔割註〕後聖護院宮。同、〔割註〕永眞畫、歌持明院家。」來國安刀、〔割註〕飯田角兵衛奉納。」大宮司氏眞鳥頭太刀。來國光、〔割註〕金銀紋ほりすかしあり。」宗近小太刀、尊氏將軍胴丸、〔割註〕小札一寸四枚、上白糸かぶきより下藍革おどし。」惣金具ほりすかしあり。革茶地へり葛蒲甲、袖は後世の物。」翁の面、〔割註〕翁が埼海中より出。」等持院殿の甲冑は、多々羅が濱合戰の時、祈誓したまひ勝利をえ給へる賽り申しに納めたまふとぞ。木屋の瀬にやどりぬ。

三日　小倉にとまりぬ。

四日　大里をわたりて下の關につき、あみだ寺にまうでぬ。綸旨、〔割註〕文明、長享已下。」尊氏公御教書、〔文和〕、秀吉公短冊、

なみの花散にしあとをことゝへば昔ながらにぬるゝ袖かな

同御羽織紐、〔割註〕紫白打交。」御追善御歌〔一帖〕、安德帝御劍、教經朝臣劍、〔サビ身〕、平家物語〔二十卷〕、秀吉公御讃、〔割註〕雲の內きりきくさゝ等の繪。」火取玉、水取玉。

安德帝
御一代圖

治部卿
帥內侍時忠卿北方
安德帝尊像
大納言典侍
平相國九女

平中納言教盛　平三位資盛
新中納言知盛　內藏頭信基
修理大夫經盛　能登守教經

こよひは長府につきて、江見がもとにせうそこしぬれば、とみに來りぬ。はやうより心へだてぬ中らひなれば、いとうれしくて、かたみに數々物がたりしてふしぬ。

五日　此ところの一の宮といふは、かけまくもかしこき神后の御宮。二の宮といふは住吉明神なり。二の宮は、長府より一里あまりもあらん、まうでぬ。いと神さびたるみやしろなり。栗山がもとにおとづれぬれば、こはおもひもかけずとおどろきながら、せちにとゞめてあるじす。江見の小平太むかひにきぬれば、打つれて江見が家にゆく。夕つかた騎射いて見ず。にわかの催しなれど、あまたものしたまふ。このみうちの人々は、多くみなれたる人なれば、故郷のこゝちしつ。左京の亮の君よりもゝの給はす。

六日　長府をたちぬ。江見、高濱のうしらおくる。雨みぞれふりて、さむさたへがたし。舟木にやどりぬ。

七日　宮市にやどりぬ。

八日　朝まだきにとの海といふ所にて、

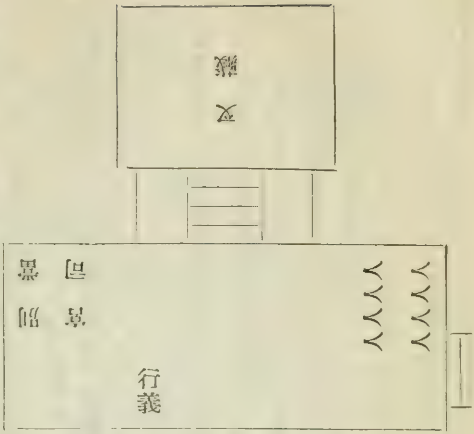
　故郷のそらは匂へるあさなぎにあまの鹽やくけぶり立みゆ

今市にやどりぬ。

九日　尾形にやどりぬ。

十日　いつき島にわたる。空はれて海原いと長閑し。海の中に鳥居あり。時しも汐干ぬれば、ちかうよりてみるに、外は道風の朝臣、内は世尊寺行成卿のかゝせたまへるいとめでたし。〔割註〕集古十種に見えたり。」さてみ社にまうづ。神樂奏せさす。神官いづ、淨衣立烏帽子、再拜拍手再拜して鼓をうち、御巫四人、〔割註〕うちひとりはわらはめ。」出て鈴をふり再拜す。さて客人大明神、龍の宮、經藏、御湯殿、大元明神、〔割註〕こは此島にもとよりおはします神にて、名もなしとあないいふ。」千疊敷、〔割註〕こは平の大きおとゞのたて給ひしところ、觀音の像あり。」ところ〴〵拜みめぐりて、宮司の第に行て寶物みん事をこふに、この比みくらすりのうちにして、誰にも〳〵みせがたし。今しも石見の國のつかさ人なにがしどのにもさへ、聞へかへさひ奉りしをといふに、むねつぶれてなきぬべきこゝちす。いくそばくの海山をこえてはるけき旅しつる事も、かつはこのみ社の寶物み奉りたさにて侍り、おぼろげならぬ心のほどをおしはからせ給ひて、かの八幡殿、小松殿のよろひをだにみせしめ給へ、君をはじめ奉り、さるべき人々にも聞へおきてまうでにたるを、むなしくて歸り侍りなば、いみじき面伏にて侍るなどせめ聞ゆれば、さらば斗らひみんとて、別當の房すりの奉行にもねもごろにかたらひて、さてみすべしといふ。うれしさいはんかたなし。すりをばしばしやめてかきはらひつくろひてさてあないす。みくらはれいのあぜくらなりけり。その寶物は、安德帝御衣、同御劍、同平胡籙、同矢、同御扇、弘法大師佛具、釋迦牟尼佛像、鞍置馬〔割註〕春日駒ト云。」弘法大師眞跡〔割註〕紺紙金泥。」醍醐經、光明后宮法華經三卷、平氏族文書、「內」、相國願文、〔割註〕仁安元年二月十八

日。」高倉院御扇、〔割註〕白地表金銀砂子フリ交、裏銀シチンスナゴ、黒骨五、黒要長一尺二寸七分、上ヒロサ一寸七分、要ノ下五寸三分、歌ハ世尊寺。」天國小脇差、〔割註〕丸小尻ウコ柄頭鯉口栗形、帶金角金イカケ、サヤ黒塗大キサミ。」尊氏將軍刀、〔割註〕惣金具赤銅桐ラテン。」同刀、〔割註〕塵地柄ニ胴金アリ。」行平刀、〔割註〕金作ツバアリ。」銀作黒漆太刀、〔割註〕二振、鞘ニ卷繪アリ。」豐臣太閤刀、〔割註〕二腰、柄リウゴ革卷ツバ金フクリン、桐金紋。」國綱糸卷太刀、毛利家寄附太刀、宗近刄、友成刄、〔割註〕宗盛公奉納。」國俊、菊一文字、稻光太刀、〔割註〕革包ツバネリ革、柄鮫藍革卷鞘四尺二寸、芝引金共外塗金具柄長サ一尺七寸五分、日貫金トツコ。」貞宗大長刀、義家朝臣甲胄、〔割註〕甲袖千檀鳩尾、惣テ集古十種ニ見ルニ同ジ。其古質感涙難レ止。緘淺黄紕ト十種ニ見エヌレド、唯美絹ノ樣ナリ。但コト〱ク切レテサネノ穴ノキワニノミノコレリ。札ノ塗甚麁ニテ古雅也。地ナシ平札ナリ。」義光朝臣甲胄、〔割註〕胴丸ナリ。新羅殿着胴丸事覺束ナシ。但其物ハ古物也。」小松內府重盛公甲胄、〔割註〕是亦古物ナリ。感ニアマリアリ。」小櫻緘甲胄、〔割註〕こも古物なり。但脇楯鳩尾板なし。」大內義隆甲胄、〔割註〕尤美麗なり。時代の下れるまに〱其品位のいやしげなるぞ、口おしき。」凡天の下にふるきよろひの遺れる事は、このみ社の外、平城にはあまたありて、圖は傳はりぬれど、實にはありや、都島に事とはまほしき樣なり。日御崎の賴朝卿の鎧はいまだみず。くらまの義經あそんの鎧は、後にまたすりしぬれば、古樣をうしなへり。備前の國上寺八幡の佐々木盛綱のよろひ、甲斐の菅田の社楯無の鎧も、又しかなり。秩父のみたけ山の重忠のよろひぞ、げに小松殿のよろひ小櫻おどしのよろひとは、おなじ時よのものと見ゆ。みたけ山の紫すそごのよろひ、くらまほうしの鎧は、時代すこし下れり。されば、此よろひ共かき出たる時は、又なくうれしく、中々にこゝろもおさまらず。いまおもへば、たと〱しきところ〱もあれど、みずばいかゞ口おしからざらん。いにしへをこのむものは、ことさらにまうでぬべき所なりけり。夕つけて此しまをこぎいづ。



宮司は文紗狩衣、紫平絹差貫、寶藏の鎰を從者に持しめ參る。則是を給ふて開かしむ。別當は衣に輪袈裟麻上下着、一人袴着七人出座。

十一日　船路を行。おんでといふ所あり。平入道おとど岩切通し給へる所とぞ。

十二日　鞆にかゝりぬ。

十三日　鞆をこぎ出て、七里許りも出ぬるころ、風俄かにかはり波あらくなりぬ。いかゞばせん、やゝこぎもどりて島にかゝりぬ。船路はいと便なきこゝちすれば、福山に船よせさす。

十四日　福山をたちて矢がけにやどる。

十五日　行まゝに吉備公のはかあり。又國分寺に詣づ。眞言宗なりといふ。

吉備津宮このわたりには、又なき大社なり。こは山によりてつくれり。廊を社々につゞけたり。門守の神、過し比楊井がものせし圖おもひ出づ。げにふるくみゆ。又神饌を調するかまいとふしぎありとぞ。祈り奉る事、吉なる時はかまのなり給ふこゑ高くおびたゞし、凶なるおりは聲すくなし。まことにいちじるしくて、中々にはしたなきこゝちもするとぞ。神官拍手すればとみになりやむ。又川あり。吉備津川といふ。又一の宮、こも大社なり。こよひは岡山に宿かりて、片山の彌助がもとに行ぬればあひぬ。夕げ出しもてなす。夜ふくるまで物語して、やどりにかへる。片山もおくりぬ。この岡山は、百姓、商人も刀槍を弄する事をゆるされて、その奥儀をきわめぬれば、神の御前などに額にも

のしてあらはしほこるとなん。武をたてたる家の風の、いやしき民にも及べるなるべし。
十六日　太宰寺に参り上寺に行。上寺も觀音なり。かの佐々木の甲冑は、八幡宮の神主成合の右仲といふものが藏する所なりけり。み侍りぬ。佐々木盛綱甲冑、〔割註〕兜袖干且鳩尾、集古十種に見ゆるにつゆ違ふ事なし。但寶永七年すりしぬれば、いとうるはしけれど、なを古のまゝにてあらんには多くおとりぬ。〔藤戸先渡之勝利祈請之圖、同先渡之圖、杏葉轡、桃の紋轡、賴朝感狀之寫、鎧修覆添狀、備前國邑久郡上寺村八幡宮之社中有佐々木盛綱甲冑、、、、、、、、、、、、寶永七年七月日、日置隼人〔忠昌〕、池田刑部〔太寅〕、池田主殿〔長裔〕。
福岡長船かゝといんべをへて、片上にやどりぬ。
十七日　片島。
十八日　むかしの友にはあらねど、つれなくてすぎんもなま心にかゝれば、高砂の松見に行。尾上寺石の寶殿にもまゐりぬ。尾上のかねはことしうしういへど、長府の二宮にありしかねに露たがはずみゆ。かこ河にやどりぬ。
十九日　明石人麿社、一の谷、須磨寺、所々みめぐりぬ。かゝる名高き所にては、中々なることのははにげなければえつゞけず。兵庫にやどりぬ。
二十日　浪華につきぬ。西の宮江美子のまつりあり。尼ケ崎、大坂わたりよりも人多うまゐりぬれば、そのわたりは人こみてえ行やらぬ程なり。まや山にはさきにのぼりし事あり。冬の日いとみぢかくして、書寫山にまうでぬぞ、まことに口おし。
廿一日　君のみくら町にものする、板垣の軍太、小林石之助が方へ行。軍太にあひて、公けにすべき事共して、さて、玉造の遠藤殿のさとの弟粥川がもとへ行あひぬ。又般若寺に行。この大德はいにしへ我都にのぼりし時、多く此大德のもとにものして、萬の事賴め聞えしかば、年ごろのもの語りし

て、こよひはこゝにとまりぬ。

廿二日　よべ粥川常安橋のやどりに來ぬれど、般若寺にものしつればあはず。去がたき事なれば、又粥川がもとに行。その事聞えおきて、御城のうち松平山城の守の君にまゐりぬ。水野日向守殿へ行給・はんとて、はやおはしますところなりし。我來りし事聞えければ、しばしあひたまへり。いとめづらしき處のたいめなるを、ちぎる事なくば、のどかにも聞ゆべきに、ほいなきわざなりなど聞え給ふ。御預りのひしの矢倉みせしめ給ひ、もの給はせたまへり。さて山村がやどりへ行。五十嵐も來りて、數々あるじしつ。日もはやかたむきぬれば、心あわたゞしくて石見の守の君へ行。大脇にたいめしていそぎかへりぬ。

廿三日　きのふ粥川より、とく參りぬべくせうそこしぬれば、いそぎ行ぬ。但馬守の君まちよろこび給ふ。出雲守の君、石見守の君もとくよりわたらせ給ひぬ。又浪華にてよしある人とて、二人まゐりぬ。たそがれ時まで、あかずもの語りしたいまつる。名高き所々、ふるきもの見し事、久留米の犬追物の事など、數々聞え奉り、肥後の犬をも垣間みし侍りしと聞え奉れば、但馬守の君しかるべきふろ屋やありしかとのたまふ。風ろ屋はなかりしかど、たゞ〳〵しからぬあない侍れば、いとよくみて侍りき。さて、其射樣などこまかに聞え奉りしかば、犬追物は肥後にのみなん、年ごろ射ぬれば、いかゞはあらんと、心に今おぼへしを、いとよくみあらはしてきこゆるに、心おちゐぬとてよろこび給ふて、出雲守殿あす犬射侍らんを、いま一日をとせちにとゞめ給ふ。じちはこよひ夜船にのりて、都にのぼりぬべく、從者にもさ聞えおきぬれど、但馬守の君もことばそへさせ給ふれば、かへさびがたくて、の給ふまゝにと聞ゆ。あすの事契りおかせ給ふて、みな〳〵歸らせ給ふ。われには道も遠きに、歸らん事は便なかるべし、みそかにこゝにとまりね、よろしきそひぶしもなくて、いとすざましきあるじなめれど、などたはぶれ給ふ。夜ふくるまでみ物語り聞え奉りてふしぬ。いとめづらかなる事な

りかし。

廿四日　但馬守殿に扈從して、出雲守殿の鴫野のさとのとのにまゐりぬ。〔割註〕賓は御城の内京ばし口。」石見の守の君もおはします。犬追物あり。大久保家のとふつみおや、白犬もて軍にいさほしありしかば、白犬はことにいつくしみ給ふによりて、黑犬、黑斑など引かせたまへり。きのふ開え置奉りしごと、先犬をよくならはし置、射手もその心して射ぬれば、さらにかたまず。おの〳〵具足し給ふ。君達は皆うら打、行よしらは當色のすほふなりけり。〔割註〕旅のやどりには、射手の具足も、何んもこゝになければ、かりてぞきにける。かゝる事もやとゆがけ許りは持しかば、君達もさすがなりなどのたまふ。」れいの行よしけんみして、君達射給ふ。十疋はてゝ、われにもいよとて、但馬守の御調度御馬をもかさせ給ふ。かしこけれどのりぬ。〔割註〕柚川とて野飼よりかひたてたまへるむまなり。」かくては、春の長き日なりともあくまじきに、冬の日ははかなくて、しゐて白犬を射まほしき比にもなりぬれば、皆々あかれ歸り給ふ。君達より數々もの給はせたれど、かしこまりもきこえあへず。はしりて御城をいでぬ。〔割註〕酉の刻には御門をとづ。御門と〳〵のあはひに侍りて、とぢはてられぬれば、公より罪うる事となん、なれぬこゝちにはいと〳〵おそろしかりしが。」

犬追物手組事

〔十一十〕出雲守殿　一疋　〔十一十〕石見守殿　一疋
〔十一十〕稲垣大彌太　〔十一十〕江川善平
〔十十一〕餌取鯉三郎　〔十一〕松岡次郎太郎
〔十一〕但馬守殿

検見　喚次

但馬守殿

天保四年十月二十四日

廿五日　當安橋のやどりを立出て、八軒屋といふ處より船にのり、淀川をのぼる。〔割註〕清種は廿三日の夜舟にてのぼりにき。」けふはこゝちいとなやましうたへがたし。日くれてやゝこぎゆく。男山にまうでぬべきによりて、橋本にやどりぬ。

廿六日、なをこゝちなやましければ、男山にもまうでず。京にのぼりぬ。高田がもとに行ぬれば、たれも〳〵待聞えて、藥など何くれとものしてふしぬ。

廿七日　かしらいたくむねくるしかりしかば、怠りはてぬれど、なごり力なきこゝちすれば、ちかきわたり原藤井などへ行てもの語しつ。たそがれすぐる頃かへりぬ。

廿八日　高倉殿、竹屋殿、日野殿、裏松殿などへ行。前右兵衛佐殿あひたまへり。數々物語し給ふ。かざみの圖、唐尾の圖等を給ふ。

廿九日　北野内野わたりへ行。日くれて裏松殿へまいり、いとおもしろきみものがたり多かり。

十一月朔日　六波羅わたり、清水寺、高臺寺、所々へ參詣。

二日　みやこを立出づ。け上の町まで高田おくる。和田は勢田までおくりぬ。石山寺へまゐる。げに聞しにまさりて、いとおかしき所なり。まして秋の月みたらましかば、このよにおもひ殘す事はあらじかし。源氏の間などはあらぬ事なめれ。藤式部の像、〔割註〕土佐光興畫、賛小室守覺法親王、本書ハ狩野右近筆、賛近衞三藐院。」有門空門亦有有亦空門非有非空門、〔割註〕天台四句ト云。」

　こゝろだにいかなるみにかかなふらんおもひしれどもおもひしられず

　たれかよになからへてみん書ためしあとはきへせぬかたみなれども

當山緣起、〔割註〕一二三當山座主某守僧正、四冷泉爲重卿、五三條公條卿。」剃髪名號、〔割註〕弘法大師眞蹟、當山中興開基淳祐。」表具、〔割註〕後陽成院御寄附、石山切ト云フモノナリ。」草津にやどり

ぬ。
三日　坂の下にやどりぬ。雪ふりてさむき事限りなし。
四日　雪ふみわけて立出。四日市に宿す。
五日　桑名を渡り、熱田宮に參詣して鳴海に宿す。
六日　桶はざま、八橋、業平墓、〔割註〕八橋の跡松樹の下にある塔なり。梵字あり。應永八年十一月と云字あり、何人の墓なるか。」八橋山無量寺、〔割註〕在五自作の觀音の像ありと云々。」舞坂に宿す。
七日
八日　掛川の海野忠兵衛がもとにやどりぬ。この男商家なれども、遠江、駿河、三河の國は、東照神君の仰せごとによりて、弓射る事をゆるされぬれば、此みちの事數々問聞。同じ心の岡田與八も來りて、夜ふくるまで物語りしてふしぬ。
九日　晝後掛川を立て、大井川を越て、島田にやどりぬ。海野も共に來りぬ。今宵は島田の何がしら二人來りて、また數々のもの語しつ。夜ふけてふしぬ。
十日　岡部にいたりぬ。海野もまた來りて、數々の物語しぬ。げに豐原の時秋がごとく、足柄山までも來りぬべきけしきなれば、いとおしくて、ひめぬべき事もかくしあへず、おぼろげならぬこゝろざしも、いそぐ旅路はわづらはしく、しゐてこゝにはわかれぬ。

　かくばかり深きこゝろと掛川のかけても人を思はざりけり

うつの山越る時、す行者にあひたれど、我は京にことづてやらん人もなく、又このす行者も見し人にてもあらざれば、いそぎて江尻にやどりぬ。
十一日　雨ふりていたう行わびぬれば、沼津にやどりぬ。

　箱根山あけなば越ん行暮てけふは沼津にやどをかりけり

故郷ちからうなれば、いとうれしくて、はかなきことの葉もおのづからなん。
十二日　箱根をこへて小田原にやどりぬ。
十三日　しぎたつ澤、西行庵、西行像、建久九年二月十六日寂。色紙、
　　つれもなくなりゆく人のことのはにあきよりさきのもみぢなりける
飛鳥雅章卿、
　　あはれさは秋ならねどもしられけり鳴たつ澤のむかしたづねて
杖、戸塚にやどりぬ。
十四日　加奈川をすぎぬれば、乃木に行あふ。先故郷の事をきゝてよろこぶ。けふうら〳〵かへりつきぬ。

後松日記 卷之十

○十列　三代實錄云、元慶八年三月五日丙寅。喚二左右馬寮十列細馬一。於二仁壽殿東庭覽レ之。西宮記云、五月六日幸二武德殿一。天皇服二靑色袍一。天曆九年移二穩座一之間改二赤色一。乘輿欲レ入二埒門一之時。左右騎十列立二三的一。又云、左右十列立〔略〕建二勝負標一。遣二勅使雅樂允一令レ立二太鼓等一。三獻後天皇御東廂。太子以下參議已上草墩座。左右馬允出立。左右近衞府生着二胡床一。掃部撤二殿上床子一。此間競馬馳了。雅樂奏二音樂一。勝方王卿拜。雅樂官人撤二勝負標一退還。左右大將奏二四府奏一。四府射手雜戲帶刀等北渡。左近射五寸。次六寸。次種々雜藝。將監一一奏二將監退三府射一。〔割註〕已上注略。」又云、四月六日駒牽。左右十列騎尻末額錦打懸。〔割註〕左馬寮。」兩面。〔割註〕左赤右靑。」魚形等也。江家次第云、臨時競馬。次十列北上。〔割註〕共裝束、同五月六日、朱雀院式如レ之。延喜十八年神泉苑裝束、同五月六日之由見二御記一。延長五年五月六日。左近陣。日記云、左緋細布衣、赤錦打懸、同色攝腰、兩面袴、赤袜額繪尻鞘。右紺衣靑地錦打懸、同色攝腰、靑地兩面袴、緋末額繪尻鞘。」次立二標柞一。〔注略〕、次供二御肴一。次王卿肴、賜二鼓鉦一。次毛奏出。次員刺二出御馬競一。勝方奏樂拜舞。次騎射上。次王卿走馬北上。次左近的立。次名奏。次第射訖。次的立等退。次右近的立如レ左。次帶刀名奏。遣馬出勅使。競訖次還駕。近衞府奏二東遊以下舞一。〔割註〕以上注略。」小右記萬壽元年九月十九日云、巳時。上御二六條殿一從渡二御馬場殿一。此間駒形蘇芳菲等出舞二前庭一。未渡御馬場殿前。左右十列從レ埒東西南行。〔割註〕左西、右東。」渡二御馬場殿一之間群立。三的程事无レ便。此事乘輿御二馬場殿一之儀也。明月記云、寬喜元年六月廿三日。今年十列（馬長イ）內裏十二騎。安嘉門二騎。年中行事祕抄云、八月十五日。天延二年八月十一日丙戌。〔略〕、又宣。奉勅。石淸水宮八月十五日會。宜仰二左右馬寮一十列御馬各十

疋。自二今年一永隔年令レ供二奉彼會日一。但乘尻者左右近府御馬乘近衛等供奉。東鑑云、建久六年三月十三日。止鞍一口。爲二手播一會二十列之移鞍一同寄二進之一。又云、嘉禎三年八月十六日。佐々木七郎左衛門尉氏綱以下衛府爲二十列競馬一〔十番〕役一。行粧各極二花美一。又云、寛元二年八月十六日。鶴岡馬場之儀也。〔略〕、十列一番長掃部左衛門尉。二番飯高彌次郎衛門尉。三番紀伊次郎左衛門尉。四番大多和新左衛門尉。五番遠江六郎左衛門尉。六番狩野五郎左衛門尉。七番伊勢五郎左衛門尉。八番肥後四郎兵衛尉。九番〔名闕〕。十番土肥次郎兵衛尉。源氏物語澪標卷云、から人とをつらなど、さうぞくをとゝのへかたちをえらびて。大鏡卷六云、栗田殿の三郎、前頭中將兼綱のきみ、其君の祭の日調じ給へりし車こそ、いとおかしかりしか。檜網代といふものをはりて、駒（的イ）のかたちに色どられたりし、車のよこざまのまどを、弓の形にしたて、ふちをば矢の形にせられたりしさまの興ありしなり。和泉式部の君よまれてはべりき、

　とをつらの馬ならねども君のれば車もまとに見ゆる物かな

古今著聞集、興言利口云、下野の敦季競馬をつかうまつりけるが、十度むなはせをしたりけるを、經信大納言見られて、不幸のものゝ十列かといはれたりける。比興の事なりけり。藻塩草、十列競馬云、

　千早振かみのゆふしで引かけてけふはことなる十列の馬

大貳三位集云、

　とをつらにたてるなりけり今更にこゝろくらべに我はなりなん

おもふに、十列も競馬もおなじ事にて、十つらは、つらなりてはする事の十つらなればなるべし。されば、十番の競馬なり。西宮記に、左右十列立とみえて、建二勝負標一ヽ、競馬馳了とみえ、又江次第にも、次十列北上ヽ、ヽ、次建標桙ヽ、ヽ、次員刺出御馬競勝方奏樂。とみえたれば、馬をくらべ勝まけをあらそふとはあきらかにしるべし。そのかちまけのさだめは、標桙の下にて遲速を見て勝

方に籌をさし、みなはてゝ員多くかちたるが、まことの勝方なり、しかるを十人くちばみをたらべて乘る事なりといひ、和泉式部が歌によりて騎射なるべしともいひ。又東鑑に、十列競馬とあれば、別なる事あきらけしなど、近藤壽俊、山岡俊明、伊勢貞丈、本多忠憲の朝臣らのくち〴〵にいひ置給へれば、いとかしかまし。東鑑に、十列競馬とあるは、十番の競馬といふ事なるべし。又十人轡をならべて馳するといふは、いと〳〵はかなき說なり。十人にてもあれ、百人にてもあれ、一度にならびてはせたらんは、猶十列にてはなくて一列なりけり。〔割註〕儀式の書に、一行兩行などいふは、たてに重行するなり。一列といふは、よこに列立するなり。こもかよはしておもふべし。若ひろき馬場にて、十人くちばみをならべてはせたらんには、いとみだりがはしくて、かちまけもさだかに見えず。籌さす事もならぬなるべし。」和泉式部が十列に的とよみしは、競馬の後多く騎射いろによりて、ふかくもたどらでよみあやまれるなるべし。かゝることは、女の身にしるべきわざならねば、しゐてつみおはすべきにもあらねど、ゆくりなくいひ出たることのはの、後のよに傳はりては大なるまよひにはなれるなり。大貳の三位がこゝろくらべにとよみ、加茂の女がくらべぞわぶるなどは、かなへりとすべし。さて、ほんには十番の競馬をいふべきに、後には數多をも少をもかよはしていひしとみえたり。まことは、十列の競馬とつゞけていふべきなりけり。

○太后稱崩　日本紀云、神后六十九年夏四月丁丑。皇太后(神后)崩二於稚櫻宮一。續日本紀云、天平勝寶六年七月壬子。太皇太后崩二於中宮一。〔割註〕謹案、太后諱宮子、淡海公女。文武帝夫人。孝謙帝母。」文德實錄云、嘉祥三年五月辛巳。嵯峨太皇太后崩。〔割註〕謹案、后諱嘉智子。橘氏女。稱二橘太后一。嵯峨帝夫人、仁明帝母。」三代實錄云、貞觀十三年九月廿八日辛丑。地震。太皇太后崩。太皇太后。姓藤原氏。諱順子。贈太政大臣正一位冬嗣朝臣之女也。仁明天皇儲貳之日聘以入レ宮。寵遇隆篤生二文德天皇一。〔割註〕謹案、染殿太后。」皇后崩。〔割註〕上古薨。」日本紀云、垂仁帝三十二年七月己卯。皇后日葉酢

媛命薨。又云、景行帝五十二年五月丁未。皇后播磨太郎姫薨。又云、仁德帝三十五年六月。皇后磐之媛命薨二於筒城宮一。續日本紀云、延曆九年閏三月丙子。是日皇后崩。〔割註〕桓武后、平城母、良繼女。」日本紀略云、康保元年四月廿九日甲戌。中宮藤原安子崩二于主殿寮一。〔割註〕年三十八。皇太子母也。」〔略〕、五月三日戊寅。早旦右大臣以下參二仗座一。定二行皇后崩葬官事一。〔割註〕村上中宮、冷泉圓融母。師輔公女。」又云、天元二年六月三日庚戌。寅刻皇后藤原媓子崩二于堀河院一。年三十三。〔割註〕圓融帝后、兼通公女。」

○腰刀圖のおくに書付ける　劍には飾劍、〔割註〕代といふもあり。」細劍、〔割註〕沉地螺鈿、まき繪等あり。」野劍〔割註〕平さや革緒毛拔形ともいふ。」あり。又專ら軍旅に用ゆるには、兵庫鎖、糸卷等あり。〔割註〕長覆輪熨斗付にしき包革包等なり。」あまたある樣なれども、あるは官位により、あるは冠服にしたがひ用ゆる事なれば、其制にたがふべくもあらず。刀子にいたりては、儀仗に用ゆる事なければ、こゝろのまに／＼つくりいだして其體制定らず。たゞふるき書にも、嵯峨の帝の弘仁六年十月壬戌。親王、内親王、女御、三位以上嫡妻等に、蘇芳色象牙刀子をゆるし給ひ、仁明天皇の承和元年十二月壬申には、囚獄司の物部に刀緒胡桃染を用ゆべく、みことのらせ給ひ。延喜彈正式には、五寸以上の刀子は、衞府の外帶する事を禁じ、又左右近衞、衞門、兵衞等の刀の緒の色を定めさせ給へりしのみなり。やゝ下りて、足利のよには金作の刀を禁じ、又中間以下に金銀梅花皮等をとゞめさせ給ひし事みえたるなり。

おもふに、さやまきてふ名は、ふるきよにつゞら鞘卷ときこえしは、葛もてまきたるなるべし。すべてさやのわれじ料に、糸にてもあれ、革にてもあれ、まきたるよりいへる名なり。劍にはこい口、石突のかねの外にあし二所にあり。又とうかねありて〔割註〕軍旅の料には、芝引もゝよせ、又兵庫ぐさり、長覆輪などしたゝかにしたるもあり。」わるべくもあらず。刀はたゞ鯉口小尻のかねのみなれば、

げにまきざやならずばおぼつかなかるべし。さてこそ、中頃よりの製には、栗形より帶金まで筒金を入るなり。このつゝ金入たるは、さらにわれぬべくもあらねば、しゐてまかんもやくなきによりて、いにしへの卷たるさまをうつしてきざみてぬりたるなるべし。しかるを、伊勢貞丈の說に、下緒をもて卷てとむるものなれば、鞘卷といふなりとのたまふは、いともつたなき說なるべし。

足利の世には、尋常には柄をまかずとあれば、さめの皮もてつゝみて、目貫を付たるなるべし。軍旅に帶する料には、糸か革もてまくと見ゆ。かゝる時は、鞘にも筒金入て、そのつゝ金にくり形、帶金をよく取付たるは、たやすくくり形のかくべうもあらざりけり。

長さは刺刀なれば短きが組打にも、首搔時も、かならず便なり。されば短きは五六寸、長きは一尺ばかりなりけるを、足利のよにいたり、ことの外に長うなりたれば、やがて打あふ料にもたりぬべし。さてこそ、組打にびんなくて、べちにめてざしは出來にたるなり。

打刀といふは、刺刀にはあらで、うちあふ料なれば、一尺餘りのながさにて、片手うちにやしにけん。足利のよには、常の刀が長うなりたるまゝに、打刀もいよ／＼長うして、二尺にもあまれる樣になりたれば、劍はなくても事かけぬなり。しかあれば、元龜天正のころよりやう／＼たちはすたれて、いまのよの長きと短きと一具のもの出來て、いにしへの太刀かたなは名殘なく成にたるなり。

都豆良佐波廝岐、〔割註〕古事記、日本紀。」 白鞘卷、〔割註〕平家物語、盛衰記、義經記、銀作なるべし。」 黑鞘卷、〔割註〕平家物語、盛衰記、曾我物語、黑漆烏銅なるべし。」 金作、〔割註〕太平記、相國寺常供養記、製作は宗吾記、大內問答に委し。」 赤木、〔割註〕義經記、曾我物語、承久記、筥根權現藏曾我時宗、陸奧國觀音寺藏千葉常胤。」 唐木、〔割註〕宗吾記、盛衰記、花隣木、飯塚正宗。」 梨子地、〔割註〕宗吾記、東山殿年中行事、中次記錄。」 沃懸地、〔割註〕宗吾記。」 蒔繪、〔割註〕小大君家集、鹿苑院殿御物。」 螺鈿、〔割註〕宗吾記、嚴島社藏尊氏公御物。」 鮫鞘、〔割註〕宗

吾記、穴太記。」梅花皮、〔割註〕建武式目追加。」熨斗付、〔割註〕裡熨斗付、宗吾記、大内問答。」鉛作、〔割註〕建武二年記、同三條河原落書。」かうやく鞘、〔割註〕宗吾記。」沉地柄、〔割註〕小大君家集、蒔繪サヤ。」海老鞘卷、〔割註〕酌並記、義輝公御元服記。」御物作、〔割註〕宗吾記、大内問答。」普廣院殿富士山御覽刀、〔割註〕宗吾記。」馬尾柄、〔割註〕平家物語、盛衰記。」

いまものしたる圖の中に、信用すべくもあらぬもあれどもらざすものしぬ。そはかたへに筆を加へおきぬ。」義家朝臣の御物の海老鞘卷てふものは、君美朝臣、伊勢安齋翁も信用したまへどいかならん。ふるきよのものともみえず。大かた、足利の末のよに、その名のきこへたるによりて、好事の人のおもひよりゑがきしにやあらん。されば、其物の傳へ來りしゆへよしも、藏するところも詳かならぬなり。まことに、義家朝臣の用ひ給ひ、世の中にも用ひて、末のよまでも傳へたらんには、よゝのふみに其名のきこへぬことはあるべからず。はた、なにばかりのゆへよしあれば、しゐてゑびのかたちにつくりなすらん、うたがふべし。おもふに、いろはくろうるしにてもあれ、小尻はゑびのをのごとくならでも、きざみざやのうねたちたるが、海老の形にかよひたるによりて、鞘塗などのいひ出たる名なりけらし。しかるを、おのづからやんごとなき人もいふ様にはなりにたるなり。こは心あての說なれども、ゑびさやまきのふるきふみにも、繪にもみえぬによりて、白石のうしも、安齋翁もえ口あき給ふべからず。〔割註〕義家朝臣の肖像にもこれを書たり。この圖ももとより信用するにたらず。」福島家に傳ふる正成朝臣の刀、かゝる製のいにしへにありともおもほへず。もしこのもの古物なりとも、いにしへの異制にして、いま本とするにたらねば論ずるもやくなし。いにしへは脇差とて、〔割註〕懷劍なり。隱劍ともいふ。」べちにはあるまじきを、刀子のやゝ長くなりしより別にものせしなり。脇差の名は、太平記以下の書にみえたり。

○相撲人布曳之事　西宮記相撲云、延喜七年八月九日。臨時召二五番相撲一了。〔略〕、相撲等依レ召參入。

給二匹絹一有二布曳事一。料布積二平机一。負方人飲二罸酒一。同十五年於二仁壽殿前一召二相撲十二人一。〔割註〕左十人、右二人。」仰二内藏寮一給二菓餅酒肴一。〔割註〕官人勸盃。」有二布曳事一。各給二匹絹一宗成加二給調布一。又云、吏部王記、天慶三年閏七月十三日、〔割註〕文字不レ詳略レ之。」又云、長保二年八月十二日、故按察私記云、〔略〕、左大臣仰二左近中將經房朝臣一令三相撲人等奉二仕布曳事一。左最手大鹿文時。就二菓東頭一跪取二布一端一進二庭中一。右最手越智常世又如レ此。到二庭中一。互各以二所持布一投遣綱合引レ之。文時得レ之。次左助手御春時正得。右助手秦經政。次左凡部元光得。右紀豐延。次左物部惟延。右貞上勝世得。次左手宇治部利村得。右凡時正。冷有レ仰賜レ祿。

○五節句〔割註〕古御節供、後世作二五節句一。」節供とは、節日に、〔割註〕節日とは、元日、青馬、踏歌、端午、相撲、重陽、豐明等、折ふしに群臣をめしつどへて宴を賜ふなり。大節には群臣のこりなくめす。小節には五位よりかみの人をめさす。」酒饌を供する事なり。されば、式よりはじめて、ふるき書には供の字を用ゆ。あしかゞの時代よりぞ、句の字にかへて五節句の名も出來たり。そは正月七日、三月三日、五月五日、七月七日、九月九日なり。

正月七日は、青馬のせちとも、叙位の宴ともいふ。景行帝の五十一年に、宴を賜ふ事ははじまり。聖武帝の天平に、位を授ふ事はじまり。青馬を覽給ふ事は、仁明天皇の承和元年にはじまりける。ふるきよには、みかど豐樂殿に行幸ありき。中頃より紫宸殿にてぞ行はる。〔割註〕西宮記已下、紫宸殿の儀をのせられたり。」まづ御弓の奏、次に叙位の儀あり。けふは刀禰までめさる。〔割註〕刀禰は六位以下をいふ。」酒饌を賜ふ。青馬わたる。〔割註〕三七廿一疋。」大歌立歌まゐる。吉野國栖人御贄をたてまつる。歌笛を奏す。内教坊の舞妓舞臺にのぼりて舞を奏す。群臣に祿をたまふ。又ふるきよには外蕃の客人もせちに預る。これをも必ずいつくしみ、冠位をあげ給ひ、本邦の冠服をば脫がしめ給ひ、わがみかどの朝服を給ひ、よろこび奏させ給ふ事になん。又足利のよの武家の禮はさせる事なし。管領、

御相伴衆、國持衆、外様、御供衆、申次、番頭、節朔等まゐりて賀し奉り酒坏を賜ふ。別に御みそうづ、こは供御などまゐらするなり。

三月三日、けふは曲水のほとりに座をまふけ、羽觴を流してとよのあかりする事、顯宗帝の元年にはじまり、文武帝の大寶にも、東武殿に宴を賜ひ、聖武帝の神龜には、鳥池の塘にみゆきして、五位以上に宴を賜ひ、曲水の詩を賦せしめもの賜はす。これよりよゝのためしとなりけるを、平城天皇の大同三年二月辛巳、詔して三月は先皇及皇太后登遐の月たるをもて、このせちを停めさせ給ひしより、再び行はれ給はぬにや。弘仁式、儀式、延喜式以下のふみにみえず。また足利将軍家にはれいの管領已下參る。又べちに桃花の酒赤飯を參らせ、草餅をもきこしめす。鬪鷄をも御覽ず。

五月五日の節は、推古帝の十九年に藥を菟田野にかりし給ふ。天智、持統のみよには内裏に宴を賜ひ、文武帝初て走馬をみ給ひ、聖武帝よりぞ騎射をば覽給ひける。されど、皇帝の御忌月によりてとゞめさせ給ひ。あるは、凶年にもしば〳〵とゞめさせ給へれど、馬射のみちは武の要なればとて、ひたぶるにはとゞめさせ給はず。なを後の世までも行はれぬる事になん。武德帝にて行はる。くすりの官、〔割註〕内藥、典藥。」あやめを獻り、參議以上に續命縷を給ふ。〔割註〕藥玉と云ふ。」こやなほ推古のみくすりがりの御名ごりなめり。足利家にも例の作法にて、菖蒲の酒きこしめし、あやめの湯に浴し給ふ事もみえにき。

七月七日節は、聖武天皇の天平七年にはじめて相撲を御覽せさせ、又文人に七夕の詩を作らせ給ひて、もの賜はせ給ふ。嵯峨帝のみよには神泉苑に行幸し給ひ御宴あり。延喜の頃まではしかありけるを、いつかとゞめさせ給ひけん。かの西宮記以下の儀式のふみには、仁壽殿の砌下に乞功奠せさせ給ふ事のみぞみえにける。さてすまひはこの月の末つかたに御覽あり。足利家にては、れいの作法にて乞功奠もあり。また七種の御遊とて、笠掛、犬追物、御歌、連歌、鞠、楊弓、御酒宴とをせさせ給ひ

ける時もありけるとぞ。〔割註〕七夕笠掛とて、七番のかさかけも例有なり。」
九月九日は重陽の宴といふ。天武天皇の十四年にはじまる。弘仁に五位以上及文人をめす。承和に菊酒を賜ひしより、よゝのためしにて神泉苑に行幸なり。菊花をみ、菊酒をたび、題を獻らせ、韻を探らしめふみつくらせ給ふ。茱萸嚢を給ひ、氷魚をめさせしめ、舞妓、女樂を奏す。げに瀧殿より御舟うかべて閑にうつらせ給ふほど、御心ゆきたる儀式なめるを、いかなるにかはやうより紫宸殿にても行はるゝなり。足利家にもきくを前庭にうへさせられ、菊酒をきこしめし、管領以下のまゐる事、例にかはる事なし。

この五節句の事は、高智の侍從のとはせ給へるによりて書て奉りぬ。筆の序にものしぬ。
みな月の十六日、嘉祥の事ふるき書にはみえず。後水尾院年中行事御湯殿の日記などにぞみえける。そは何にても、七種の菓子を供じ、又宮々をはじめ、やんごとなきかた〳〵女房にも給ふとなん。其後御通りとて、上達部、殿上人をおまへにめして一獻あり。足利家には此事なし。
八月朔日をたのみといふ事、こもふるきよにはきこえず。公事根元抄、桃花蘂葉をおもへば、げに後嵯峨院の頃よりの事なるべし。足利家の世には、ゆゝしき儀式になりて、將軍家よりは禁中にもの奉らせ給ひ、また足利家には、三職をはじめおの〳〵數々のもの奉り、君よりも御返しあり。このたのみのことばによりて、君も臣ものおくりて、かたみになをざりならずおもふべくたのみかはす事になん。いまもひなにては、けふ必しるところより、初穗を取て參らするところあり。ふるきならはしなめり。
十月亥の日餅をくひていはふ事、其初たしかならず。公事根元抄に、延喜式に載せられたるよし書給へれど、式にはみえぬようなり。政事要略に、藏人式を引て內藏寮進るよしみえ、又源氏物語あふひの卷にもみえたれば、げに花山一條のみよには專らきこしめしたるなるべし。ひとの國の書にも、こ

の口餅をくらへば、萬病を除くとみえにき。足利家には、管領以下をめしてたぶ。つゝみの様、菊しのぶなどしく事も、いま禁中にてたまふに同じ。つく〴〵まゐらせたれば、しぐれのあめのあし毎になどのたまふも、後水尾院年中行事にみゆるもおなじ。

こもおもひいづるまに〳〵かきつゞけたるなり。

○十字〔蒸餅異稱〕東鑑云、建久四年五月十六日辛巳。富士野御狩之間、將軍家督若君始令レ射レ鹿給。〔略〕、屬レ晩於二其所一被レ祭二山神矢口等一。江間殿令レ獻レ餅給。〔略〕、次召二踏馬勢子輩一各賜二十字一被レ勸二列卒一云々。」又云、同年九月十一日甲戌。江間殿嫡男童形、此間在二江間一。昨日參着。去十七日卯剋於二伊豆國一射二獲小鹿一頭一。則令二相具一之。今日參着。嚴閣備レ箭祭レ餅、被レ申二子細一之間〔略〕、凡舍二十字一之體、及三口之禮、各所二傳用一皆有二差別一。珍重々々。由蒙二御感仰一。其後勸盃數獻。晋書何曾傳云、何曾、〔略〕、厨膳滋味過二王者一。毎二朝見一不レ食二大官所一レ設。帝輒命レ取二其食一。蒸餅上不レ拆二作十字一不レ食。食日萬錢猶曰無二下レ箸處一。〔割註〕行義曰、十字名起レ此。」

○土佐の弘田某書を送りてやぶさめの說をいふ、その書、

流鏑馬精閲の考　流鏑馬の禮拜に、蝙蝠もて左右と笠の端をつくろひ、的をみて扇形にうち入、馬をひんきわし、扨馳入て足をかゝせ扇もて鹽手をたゝき、肩の上より後へ投捨る。是を捨鞭のあふぎといふ。いかなるいはれにや、流鏑馬の古書委く傳らず。先師の口傳もなし。おのれひそかに思ふに、扇もてかさの端を左右左とつくらふは、射手の穢を拂ふ用にて、神にいやつくす事なるべし。今禮拜に扇もて左右左と惡氣を拂ふにひとし。扇をなげすつる事は、氣色よからんが爲の作意なるべし。はた笠の端をつくらふいやは、幣帛をもて左右左と惡氣を除く禮拜の故實になぞらへ作り出せし禮拜にて、鞭もてものすべくおもへど、鞭は馬うつべき器なるが故に、扇を設けむちのかはりといふこゝろにて、捨むちの扇と名付しにはあらざるや。扨又、先師のおしへし禮拜に、弓に矢つがひてかざすい

やありしが、師のうせたまひし後、先達の考へ給ふ事ありて、高貴の御座は馬手にありて、矢尻向ふにあらざれば、かざすには及ばざるべし。かざすは中々いやにあらずとさだめ直し給ひて、今の後かざすわざはやみぬ。予ひそかに思ふに、流鏑馬は神事に行ふ事の初なれば、よのやぶさめは必贄あり。そは弓手の方にかくれば、御贄をいやまふ爲に、扇もて惡氣を除き、弓矢空ざまにかざして、いやつくすにはあらざる歟。贄をいやまふは、幣帛をいやまふと同じこゝろなるべし。かざすに及ばざれば、笠の端をつくろうにも及ばざるわけならん歟。

神事流鏑馬の考　神事流鏑馬の事、弓馬の古書にみゆ。鶴ケ岡於二八幡社地一鎌倉將軍家御立願などには、必やぶさめ有レ之事、東鑑にみえたり。當將軍家さもとしたる御祝などには、必やぶさめあり。予國にても、神事流鏑馬の遺風あり。かれ是と考ふるに、やぶさめは神事のために設しこと論なし。されど、何故といふ事をつばらに記したるものも絕て傳らねば、かぶらてふ器の用もしれず。ひそかに按に、凡天地の間に氣といふもの滿てある故、生とし生けるもの、その氣をふくみ、その氣に養はれざるといふ事なし。又充滿したる天地の氣に濁れるもありて、ものにわざわひする事すくなからず。よりて人の齋するも、濁氣をはらひて清氣を請ん爲なり。是則禍津日の神の所爲をさけ、直日の御靈の神氣を請る所歟。かるがゆへに、射手その清淨なる神氣に乘じて、八ツ目の鏑を打つがひ引設け切て放つ、かれその清々たる矢に神氣つらぬき鳴響きて威風を示す事、他の兵器の及ぶ所にあらず。忽ち惡氣退散し、清淨の神氣信盛なり。かく玄妙の德をそなへたるものゆへ、古今絕る事なく、必ことゝある時はこのわざを嚴にして、我神國の武德を耀し、下庶人にいたるまで、穢濁の災をのがれ、各共わざを樂しむものか。誠にかしこくかたじけなき神傳ならん。そのかみよりかく猛く事よさし給ふ傳のありて、それがまに〳〵人力をつくし奉るが故に、早くより神のいさめとはいひ傳ふるなるべし。右いやしきかうがへを、みづからまなびの爲かきしるして、貴覽にそなへ奉りぬ。あなかし

こ。あなかしこ。　弘田猷平

答　いまのよの騎射は、有徳尊君のもはら仰せごとを給りてせさせたまへる事となん。されど、いにしへの騎射に、すべてたがふまじきにや、軍防令に、便弓馬者爲騎兵隊。といふも、騎射にたえたるものを撰びて、騎兵の隊にもちゆるなり。〔割註〕義解にみゆ。」又式をおもふに、衛府はおの〳〵本府におゐて教習せしめ、年ごとの五月に天皇武徳殿に行幸したまひ、みづから御覽ぜさせ給ふ。こは神龜天平よりのためしなり。天長には太后昇遐の月たるをもて、端午の節はとゞめさせ給へれど、馬射は武の要なり闕如すべからずとて、九月あるは四月に御らんず。武徳殿の埒の東門南去六尺に第二的をかく。第二的より北去十六丈に〔割註〕十二尺を丈とす。」第一的をかく。又南去十七丈に第三的をかく。北より南にはせて射るなり。的の大サハ一尺五寸、本府兼日木工寮にうく、又六日には五寸六寸の小的を射させ給ふ。さて、天下の權武家にうつりては、朝廷にはかゝる事も絶はて、衛府の武藝もなごりなくなりにたるなり。

やぶさめとて、神事にいる事も、ふるきよに諸社の祭に競馬、走馬などつかうまつらせ給ふよりおもひよりたるなるべし。天延には石淸水の流絶ず、末のよまでも十列つかうまつらせ給ふべく、勅のらせ給ふ。もとより譽田帝をまつり奉らんには、十列走馬などぞむべなるべし。思ふに、鬼神をまつる事は、各其道をもちてすべし。されば、佛を禮せんに祝詞をよむべくもあらず。神を祭らんに内經を奏すべくもあらずば、かけまくもかしこけれど、伊勢の大神宮、かものみおやのみづがきには、弓矢をもちておゝしきわざすべくもあらず。〔割註〕女神を拜する時は、劍をとくもかよはして思ふべし。」げにものゝふが八幡宮に萬の事を祈りかへり申せんには、流鏑馬をものするはことわりなるべし。かぶらを用ゆる事も、かみ代に專ら射させ給ひし事をまなべるなるべしとおもへば、天地の氣にもよらず。禍津日の神をさけ奉らんといふ事などは、深くしもたどらぬなり。またかさの端をつくろふ御說

は、さもあるべく思ひ侍りぬ。弓矢をかざす御説もことはりなるべけれど、我傳にせぬ事なればしゐて論ぜず。

○鞍具五種　唐鞍、〔割註〕御禊行幸、公卿及節下少納言、次第司長官次官。西宮記、餝鈔賀茂祭使等、世俗説不レ餝ニ葦毛馬ニ云々。宇槐記、康治元用ニ葦毛ニ。」○鞍〔鞍〕、黑地螺鈿入レ玉。〔割註〕餝抄、諸鞍日記。」鏡、〔割註〕餝抄、保安御禊。」○褥、錦、〔割註〕餝抄。」○大滑、〔割註〕餝抄、物具抄、諸鞍日記。」○鐙　輪、〔割註〕餝抄、諸鞍。」舌、〔割註〕餝抄、近代爲ニ踏能ニ云々。」○轡　金銅、〔割註〕餝抄。」○鞦、〔割註〕面、胸。」赤滑、〔割註〕餝抄、諸鞍。」朱漆、〔割註〕餝抄。」○八子、〔割註〕左右各六筋、餝抄、物具。」○杏葉、〔割註〕胸七、尻十、餝抄、物具。」○銀面、菖蒲形、〔割註〕餝抄、諸鞍、服餝部類、物具抄。」○角袋、〔割註〕兩耳ノ間ニ被ラシム、餝抄、諸鞍。」○頸總、〔割註〕オトガヒノ下ニ下ル、餝抄、服餝、諸鞍、物具。」○雲珠、〔割註〕サンツノ上ニ置、餝抄、諸鞍、服餝、物具。」○由木搦、〔割註〕諸鞍。」○手綱　絞、〔割註〕諸鞍。」蘇芳絞　青絞、〔割註〕餝抄。」○差繩、〔割註〕絞村濃、打交、餝抄。」御禊、白、〔割註〕餝抄。」○引差繩、〔割註〕物具。」○尾袋、〔割註〕餝抄、諸鞍。」結唐尾。

　右古物東大寺、八幡宮、尾州熱田宮等ニ存ス。

和鞍、〔割註〕行幸公卿殿上人乘レ之。」○鞍、〔割註〕縁螺鈿、蒔繪、鏡、黑地、餝抄。」○切付、〔割註〕四位上豹、五位虎、餝抄、物具。」小豹、〔割註〕公卿及四位、物具。」水豹、〔割註〕六位、物具。」葦鹿、〔割註〕外記史、餝抄、物具。」竹豹、〔割註〕小豹ヨリマサル、物具。」○手綱、公卿、蘇芳絞、四位以下棟絞、〔割註〕餝抄、物具。」櫨絞〔割註〕餝抄。」轡、鏡水付散物〔割註〕餝抄。」○鐙、〔割註〕大滑。」壺、〔割註〕切付。」舌長、〔割註〕物具、行幸。」舌短、〔割註〕御幸。」舌長、〔割註〕餝抄。」○鞦、櫨末濃、畝村濃、小總〔割註〕餝抄。」連着〔割註〕餝抄、物具。」楚鞦〔割註〕物

具。」〇連着付杏葉、〔割註〕鏑抄。」楚鞦付杏葉〔割註〕鏑抄。」辻子總〔割註〕物具。」泥障伏輪、〔割註〕鏑抄。」尺、〔割註〕物具。」大滑之時不レ用、〇差繩、〔割註〕公卿。」諸、〔割註〕、殿上人。」片、〔割註〕鏑抄、物具。」〇結唐尾、〔割註〕鏑抄。」移鞍、〔割註〕行幸公卿殿上人及近衞次將隨身等。」〇鞍、平文、打伏輪鉢鞍、〔割註〕諸鞍。」無文、〔註割〕鏑抄。」〇表敷、錦、〔割註〕鏑抄。」〇大滑、左鐙、〔割註〕鏑抄、雲龍、物具。」〇轡、平文、金銅、〔註割〕鏑抄。」〇手綱、蘇芳、染絹、伏組、〔割註〕鏑抄、諸鞍。」〇差繩、葦津緒、藤、棟緂、打交、〔割註〕鏑抄。」〇鞦、平付總、〔割註〕諸鞍。」〇由木搦　〇力革、赤革、〔割註〕諸鞍。」御幸鞍、〔割註〕御幸公卿殿上人乘レ之。」〇鞍、〔割註〕移ノ形外ニ赤銅ヲ打覆輪ヲカク、諸鞍。」鞍、銅小、〔割註〕諸鞍。」〇表敷、錦廣、〔割註〕諸鞍。」〇上腹帶、〔割註〕諸鞍。」〇力革、包、〔割註〕諸鞍。」〇鐙、壺、〔割註〕諸鞍。」〇泥障、尺黑、〔割註〕諸鞍。」水干鞍、〔割註〕褻御幸、淨衣御幸。」〇鞍、如レ移蒔繪、〔割註〕諸鞍。」〇切付、水豹、〔割註〕布衣記。」〇表敷、水豹、獅子面、〔割註〕布衣。」〇力革、獅子圓、〔割註〕布衣。」〇轡、鏡、〔割註〕布衣。」〇鐙、鐵木、〔割註〕諸鞍。」白鐙舌長、〔割註〕布衣、胸ヨリ鉸具マデ白シ。」〇鞖〇野沓　〇腹帶　褐　淺黃、〔布〕、〇差繩　打交、〔割註〕布衣。」〇尻懸、糸組鞦、〔割註〕布衣、押折。」鞦〔割註〕布衣、衞府。」總、〔割註〕布衣。」〇泥障、熊、〔割註〕布衣。」〇引差繩、白、〔割註〕布衣。」打鞍覆、〔割註〕面濃打、裏濃打、物具。」平文鞍打鞍覆、〔鏑抄。」織物鞍覆、〔割註〕面靑纈文紗、裡靑打絹、物具。」透鞍覆、〔割註〕薄物靑文三倍多須支、縫唐花唐鳥、物具。」虎皮鞍覆、華族輩水干鞍用レ之、〔割註〕物具。」鹿皮鞍覆、水干鞍常用レ之、〔割註〕物具。」鞭、蒔繪、〔割註〕和鞍、平文鞍、鏑、舞人。」藤卷、〔割註〕鏑抄。」

〇五節句例　正月七日、日本書紀、景行天皇五十一年春正月壬午朔戊子。招二群臣一而宴、〔略〕、」又推古天皇廿年正月丁亥。置酒宴二群卿一。日本後紀、仁明天皇承和元年正月戊午。天皇御二豐樂殿一觀二靑馬一

宴ニ群臣一叙位云々。內裏式、〔割註〕御弓奏叙位、（蕃客）大歌立歌女樂。召ニ刀禰一覽ニ靑卄一疋馬一。吉野國栖獻ニ御贄一奏ニ歌笛一。全文略レ之。」儀式、〔割註〕同上。」太政官式、〔割註〕叙位書ニ位記一。」又中務式云、〔割註〕賜ニ祿命婦一。」又式部式、〔割註〕叙位儀。」又兵部式、〔割註〕武官叙位奏ニ御弓一。」又中宮式、〔割註〕率ニ白馬七疋一度ニ殿前一。」又大藏式、〔割註〕祿法。」又內膳式、〔割註〕雜物。」又近衞式、〔割註〕靑馬權裝束。」西宮記、〔割註〕紫宸殿儀事。同ニ豐樂殿儀一。」北山抄、〔割註〕同上。」江次第、〔割註〕同上。但御弓奏附內侍。」

三月三日　續日本紀、文武天皇大寶元年三月丙子。賜ニ宴親王及群臣於東安殿一。」又云、聖武天皇神龜五年三月己亥。天皇御ニ鳥池塘一宴ニ五位以上一。賜レ祿有レ差。又召ニ文人一令レ賦ニ曲水之詩一。各賚ニ絁十疋。布十端一。內親王以下百官使部以上祿亦有レ差。

五月五日　日本書紀云、推古天皇十九年五月五日。藥ニ獵於菟田野一。取ニ鷄鳴時一集ニ于藤原池上一。以ニ會明一乃往レ之。粟田細目臣爲ニ前部領一。額田部比羅夫連爲ニ後部領一。是日諸臣服色皆隨ニ冠色一各着ニ髻花一。則大德小德並用レ金。大仁小仁用ニ豹尾一。大禮以下用ニ鳥尾一。續日本紀云、聖武天皇神龜四年五月丙子。天皇御ニ南野榭一觀ニ餝騎騎射一。又云、天平七年五月庚申。天皇御ニ北松林一覽ニ騎射一。入唐廻使及唐人奏ニ唐國新羅樂一。挊槍五位已上賜レ祿有レ差。日本後紀云、桓武天皇延曆十四年五月辛未。御ニ馬埒殿一觀ニ騎射一。又云、淳和天皇弘仁十四年五月戊午。御ニ紫宸殿一宴ニ侍臣一。中務率ニ所司一獻ニ菖蒲一如レ常。日暮賜レ祿有レ差。續日本後紀云、仁明天皇承和九年五月甲午朔乙未。勅。五月五日供節。四衞府六位官人已下裝束除ニ甲冑一餝之外。不レ得レ用ニ金銀及薄泥一。五位已上走馬之鞍並馬餝不レ論ニ新舊一。聽レ用ニ金銀一。但薄泥不レ在ニ聽限一。三代實錄云、清和天皇貞觀三年五月五日戊寅。天皇御ニ武德殿一觀ニ覽騎射一。親王以下五位以上貢ニ競走馬一。又云、陽成天皇元慶七年五月五日庚午。天皇御ニ武德殿一觀ニ四府騎射及五位已上貢馬一。喚ニ渤海客徒一觀レ之。賜ニ親王公卿續命縷一。伊勢守從五位上安倍朝臣興行引レ客就レ座供食。

別勅賜二大使已下錄事已上續命縷一。品官已下菖蒲縵。是日大雨。先レ是。豫勅二所司一。若遇二雨數一。須レ停二節會一。勿レ喚二客徒一。改レ日而行レ事。掌客使等速引二客徒一入二於宮城一。故雨中成レ禮焉。內裏式、〔割註〕幸二武德殿一覽二騎射走馬一。內藥司進二菖蒲草一。典藥寮進人給料。召二刀禰一賜二續命縷一參議以上。」儀式、〔割註〕同上。」太政官式、〔割註〕騎射走馬着二菖蒲鬘一。」兵部式、〔割註〕試練射人著二菖蒲鬘一。親王以下五位以上走馬數。」大藏式、〔割註〕祿法。」內藏式、〔割註〕御膳。」典藥式、〔割註〕進二菖蒲一。」掃部式、〔割註〕鋪設。」內膳式、近衞式、〔割註〕近衞裝束、藥玉料菖蒲艾。」兵衞式、〔割註〕騎射官人裝束。」馬寮式、〔割註〕馬以下。」西宮記、〔割註〕同二大裏式一。」江次第、〔割註〕同上。」

七月七日　續日本紀云、聖武天皇天平六年七月丙寅。天皇觀二相撲戲一。是夕徙二御南苑一。命二文人一賦二七夕之詩一。賜レ祿有レ差。日本後紀云、嵯峨天皇弘仁四年七月丁巳。幸二神泉苑一觀二相撲一。命二文人一賦二七夕詩一。內裏式、〔割註〕幸二神泉苑一宴二五位以上一。觀二相撲一奏二厭舞一。又勝方奏二亂聲一。六位入二相撲司一。」儀式、〔割註〕內裏觀二相撲一。」太政官式、〔割註〕七月廿五日幸二神泉苑一覽二相撲一。」內膳式、西宮記、〔割註〕仁壽殿砌下設二乞功奠一。十六七日相撲召仰。廿五日節。廿七八日節代。」北山抄、〔割註〕乞功奠。」江次第、〔割註〕召仰（十六七）、內取（小廿五）、（大廿六）、（仁壽殿東庭）、召合（南殿大廿八九小廿七八）。

九月九日　日本書紀云、天武天皇十四年九月甲辰朔壬子。天皇宴二于舊宮安殿之庭一。是日皇太子以下至二于忍壁皇子一。賜レ布各有レ差。日本後紀云、嵯峨天皇弘仁二年九月庚子。曲二宴前殿一。命二文人一賦レ詩。其文人五位已上賜レ被。自餘五位並文人六位已下衣。續日本後紀云、仁明承和二年九月辛亥。天皇御二紫宸殿一賜二菊酬一。宴二於侍從已上一。但召二非侍從一。及諸司綠衫官人堪二應詔一者並文章生等如レ常。同賦二秋氣搖落効梁元帝體之題一。宴訖賜レ祿。文德實錄云、仁壽元年九月戊寅。以レ有二水災一廢二重陽宴一。但公卿於二近仗下一與二諸侍臣一。聊進二菊酒一。賜レ祿有レ差。又云、三年九月丙申。重陽宴也。帝不レ御二南

殿一。勅二公卿一召二侍從文人等一。賜二菊酒一一如二常儀一。但以二天下有レ災。不レ擧二音樂一。內裏式、〔割註〕神泉苑賜二宴五位已上一。文人預レ宴賜二筆紙一。乘レ舟遷二御閣一(始灑殿)奏樂。」儀式、〔割註〕紫宸殿五位以上及文人預レ宴。大臣進レ題賜二紙筆一。吉野國栖奏レ樂。」太政官式、〔割註〕神泉苑菊花宴。賜二次侍從及文人一。」中宮式、〔割註〕奉二菊酒一。」式部式、〔割註〕召二文人一。」大藏式、〔割註〕祿法。」內膳式、典藥式、〔割註〕進二茱萸一。」掃部式、〔割註〕鋪設。」西宮記、〔割註〕大夫文人預レ宴給二紙筆一進レ題探レ韻。獻レ文講レ文。進二茱萸袋一安二菊花瓶一奏二女樂一賜二水魚一給レ祿。」北山抄、〔割註〕同二西宮記一。茱萸袋當二御帳母屋柱一着レ之。」江次第、〔割註〕停二節會平席儀一。」

○騎射　續日本紀云、神龜四年五月丙子。天皇御二南野榭一觀二餝騎射一。又云、天平七年五月庚申。天皇御二北松林一覽二騎射一。入唐廻使及唐人奏二唐國新羅樂一。挊槍五位已上賜レ祿有レ差。又云、〔割註〕此文恐クハ類聚國史ナリ。」天長元年三月丁巳。詔曰。〔略〕、共五月四日者皇太后昇遐之日也。何隣二忌景一。遑レ恣二良遊一。五月之節。宜レ從二停廢一。夫□絕二鏡觀一。理資二武備一。防二閑姧宄一。實屬二我昭一。因之大事不レ可二而闕一。思下欲依二舊事一以闕中入徒上。是則居レ安慮レ危之道也。卿等宜二議奏聞一。又云、乙亥公卿覆奏言。玄功播レ氣。群生莫レ貴二乎人一。紫極提レ衡。聖德詎加二於孝一。伏惟皇帝陛下。情深二罔極一。事切二終身一。對二凱風一以无レ忘。瞻二寒泉一而永慕。爰臻二忌月一。停二此娛遊一。凡厥群臣。不レ任二悽感一。但馬射之道。於レ武尤要。冀北龍駒。不レ調則難レ馭。山西猨臂。資レ習而增レ氣。奇哉。夫九月九日者。所謂重陽也。龍沙廣宴之辰。馬臺高賞之序。風至時凉。馬肥人暇。古之王者。多以二玆日一。有レ觀二馬射一。伏望乘二此良節一。以臨二射宮一。臣等謹奉レ詔。付レ外施行。軍防令云、凡兵士各爲二隊伍一。便二弓馬一者。〔割註〕謂弓者步射也。馬者騎射也。」爲二騎兵隊一。餘爲二步兵隊一。內裏式云、五月五日觀馬射式。前一日所司供二張於武德殿一。〔略〕、騎馬入レ埒。〔略〕、左近衞先懸レ的射レ之。諸衞以レ次射訖。又云、六日觀馬射式、左右近衞。左右兵衞等看二下儀一。騎馬度先射二五寸的一。次六寸的。爭二種々馬藝一。次春宮帶刀

五六人射二五寸的一。或勅二內竪二人一令二試射一。訖。延喜近衛式云、凡騎射人於二木府馬埒一教習。其歷名移二兵部一。前節一日同移二馬寮一。又前節七日車駕幸二射殿一。試閲二御馬一。訖將監已下惣二十人。便供二騎射一。當衛判官一人立二殿庭一。奏二射手姓名一。五日質明各就二馬寮一騎馬。陳列共進二馬場一。又云、凡騎射的皆二十六枚受二木工寮一。又云、凡五月六日。騎射官人近衛惣十人。〔割註〕六人五寸的。四人六寸的。」又兵衛式云、凡五月六日。騎射官人兵衛惣六人。〔割註〕五寸的二人。六寸的四人。」又木工式云、騎射的、〔割註〕徑一尺五寸。」西宮記云、五月五日。閉二埒門一。兵部丞錄記二衛府藝能一。左近先射。〔割註〕先懸レ的。少將騎二餝馬一出。自二馬出一徐行。不レ至二一的十丈一暫留。乃還入。改二馬餝一即射。不レ射之時如レ欲レ出還入。」諸衛射了。〔割註〕左右近少將已下四十二人。兵衛佐已下十二人。或十六人。」奏レ事爾大輔。左右馬寮以レ次引還。了雅樂寮建レ標。〔割註〕去二三的一南十丈。勝負標二柄。埒東西允令レ持レ竿。史生二人出レ自二治部幄一。經二左衛門西頭一。允立二三的一西南史生一人入レ埒樹レ之。」江家次第臨時競馬云、次左近的立。〔割註〕近衛十二人率二駕丁三人一持二的的串等一。起レ自レ馬出各互立之。延長五年式引弘仁十二年五月五日日記曰。時有二處分一定的相去步數。即埒東門南去六尺懸二第一的一。北去十六丈懸二第二的一。自二第一的一南去十七丈懸二第三的一。並十二尺爲レ丈者。」次名奏。次第射訖。次的立等退。〔割註〕不レ撤二胡床一。」次右近的立如レ左。右近射訖。〔割註〕的立近衛等不二列退一爲レ便。立二帶刀的一也。但撤二胡床一。」次帶刀名奏。帶刀射。

○秋のみうち宍戸順平より問おこせたる　鳳輦の形荒増書様にて御書しるし奉レ願候。但長柄の處、出衣共外車の付樣、牛の牽候處、凡御書しるし可レ被レ下候。

答　鳳輦のと申候は、輪も牛も無レ之、人のかき候ものに候。御尋の趣は、車の樣にと存候。則別紙車の圖爲レ寫懸二御目一候。凡天皇御在位の間は、車にめし候事無レ之候。必鳳輦か、葱花輦にめし候事に御座候。鳳輦は、輿の上に鳳凰の居候のに御座候。葱花輦はネギの花付候にて御座候。天子も脫屣

の後は牛車にめされ候事、尋常の儀に御座候。もし鳳輦の御入用に御座候はゞ、又々可レ被ニ仰下一候。

檜扇の形、同斷。

答　檜扇は、束帶の時相用候も同樣に御座候。是は御存の御事故不ニ申上一候。女官の持候檜扇は衵扇と稱し申候。則別紙畫圖御目にかけ候。是にて委しく相わかり申候。

深草少將百夜車と申候故實有レ之候哉。

答　深草少將百夜車と申候て、別には無レ之候。右樣のしのびあるきには、網代車にてよろしく候。車は糸毛、〔割註〕青糸毛、紫糸毛、五色糸毛等。」檳榔毛、〔割註〕是は檳榔の葉をほそくさきてふきたるをいふ。」網代、〔割註〕尼屑莒。」唐庇、半蔀、凡右の品々に御座候。右深草少將小町の家にかよひ候時乘候は、則あじろの莒車にて相當に御座候。尤四位少將に御座候間、下簾はかけ不レ申候。下すだれは、三位參議以上掛申候事に御座候。〔割註〕下すだれの青竹は、青末濃、蘇芳竹はすはう末濃。」深草少將は、大納言義平卿長子義宣朝臣、弘仁三年三月十二日卒の由、深草欣淨寺の說。但榻の事、古歌にも聞え申候間、車の跡にもたせ候方よろしく御座候はんと存候。

　おもひきやしぢのはしがき書つめて百夜も同じまろねせんとは

　百夜まであはでいくべき命かはかきもはじめし榻のはし書

小町雪の夜笠を被り候古實有レ之候哉、右笠はいか樣の形に候哉、惣て被り候笠は市女笠にて宜候哉。

答　小町のかぶり候笠も市女笠にて宜候。市女笠をかぶり衣のすそを取候を、壺裝束と唱へ申候。女のかちにてあるき候時は、右の體にて御座候。

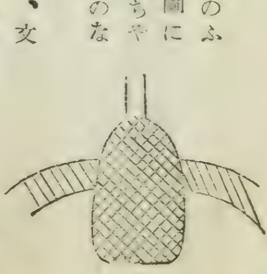
○風鈴〔割註〕こも宍戸と大和七兵衞よりとひこしたるなり。」君臺觀左右帳記云、風鈴ハ、押板ノキハヨリ一コマノケテ、天井ノフチニ折カギヲ打テ可レ懸。カヾミ天井モ此心得ニカクベシ。御飾座敷云、風鈴は、春の末より夏秋の初までは、すだれ緣の上書院のさきにつるべし。又秋の末より冬春の初まで

は、座敷の天井につるべし。書院餝之卷云、風鈴は、押形の前、天井のふちに懸べし。一こまいほど置て可レ懸。小座敷迄も可レ然候。又床の天井にも可レ懸。

「楉案　延喜木工寮式云、楉案、〔割註〕以レ檜爲レ之。長五尺三寸。廣三尺四寸。」又臨時祭云、宮城四隅疫神祭。楉欄四脚。〔割註〕各高四尺。長三尺五寸。」太神宮儀式帳云、年中三節祭時供給儲備並營作雜器事。結机捌具。上板机玖具。

○提燈　蜷川記云、ちやうちんの事、かごちやうちん本なり。平生持のちやうちんはこぢつにて候なり。犬追物眞鏡云、ちやうちんは、小繩と繩との間も如レ此をくなり。物色みえばやがてちやうちんをとるべし。

考ふるに、ちやうちんの事、ひとの國にはみえたる樣なれども、わが國のふるきよにはきこえず。足利のよにいたりてはじめてみゆ。大概眞鏡の圖にて、其製おもひやらるゝなり。又京都相國寺所傳豐臣太閤の用ひられしちやうちんは、いまのよのはこちやうちんの樣にして、藤にてくみたるものなり。こは別に圖あればこゝにはものせず。



○唐織狩衣付小直衣。增鏡第十あすか川云、ひまゆく駒のあしにまかせて、文永も五年になりぬ。〔略〕、中宮權亮少將公重〔割註〕實藤の大納言の子。」から
おり物の櫻もえぎのかり衣、紅の打衣、むらさき匂ひの三ぎぬ、紅のひとへさしぬき、れいの紫に櫻を白くぬひたり。堀川少將〔基俊〕、唐織物うら山吹、三重のかりぎぬ、柳だすきをあをくおれるなかに、さくらをいろ〳〵におれり。〔略〕、二條中將〔經俊〕、〔略〕、これもからおりものゝさくらもえぎ。春日社參記云、〔割註〕寬正六年九月。」巳のはじめばかりに、一條院にまゐりぬれば、やがて御出なり。御裝束は、菊紅葉などえもいはずこきまぜたり。唐おり物の御小直衣に朽葉のきぬかさねて

香の御さしぬきなどきはことなる御さまは筆にもかきのべがたし。西三條裝束抄云、永享元年九月廿二日、普廣院將軍春日參詣之日。唐織物小直衣、萠黃衣縹差貫。〔略〕、同廿七日。若宮祭禮。唐織物小直衣。紫袙。又云、寛政四年三月十四日、將軍家來九月春日詣。裝束色目。〔略〕、若宮祭禮之日、地黃唐織物小直衣、〔割註〕竪文、裏青生。〕朽葉衣。〔割註〕生堅文、裏同色。〕淨明珠院抄云、諸家保延五年二月十日。兩院雪見御幸。別當白唐織襖。寶治二年十月廿一日。上皇宇治御幸。〔略〕、播磨中將顯方唐織物狩衣、〔略〕、永享元年九月普廣院將軍春日詣。〔略〕、永豐朝臣唐織物狩衣、文龜甲。〔略〕、政元赤色唐織物、一重狩衣。有職抄云、永享元年九月廿三日。普廣院將軍春日詣之日。若宮祭禮、唐織物小直衣。又云、永享四年三月四日。同將軍花頂花遊覽之時、唐織物小直衣、〔割註〕文款冬。又云、寛政四年三月十四日。將軍家來九月春日詣裝束色目。〔略〕、若宮祭禮之日、地黃唐織物小直衣。

こはことし、柳營唐織物御小直衣を着給ひけると聞てかきあつめけるなり。その御小直衣は、縹地にて山吹のさきみだれたる。御襴には行水のすがた、御袖には轡鐙を織出されたるは、かの花の霧そふ水を駒とめてかはまし、とや詠し玉川の歌心なりとぞ。昔にも例少なげなるを、天の下しろしめさるゝ上の御裝束には、あざれすぎたる樣にわか頑しきこゝろにはおもはるゝなり。

○やんごとなき君達の風流をこのみ、いにしへをまねび給ひて、歌よみ、いと竹のあそび、茶の會などしたまふ折〳〵、いにしへざまにまうけしたまひ、ふるめきてものてうじ參らせ給ひなどし給ふ。まことにいま樣のたはれごとをばゆめしたまはず、古のうるはしきみあそびにのみみこゝろをやり給ふは、いと〳〵かしこき事になん。しかあれど、唯めづらかなるをのみめでけうじ給ひて、ふるきゆへよしをたどり給はず。官位にうちあはぬ事したまはば、人のものいひさがなきよの中に、いかゞはかたり傳へ侍らん。時うつり事かはりて、家居のさまも人のすがたも、おまへのもの、〔割註〕膳物をい

ふ。」など、こと〴〵にかはりはてぬれば、いまはた難つゝまじくせんことは、いとかたかるべし、とひと日かたりあひぬる時、さらば心のかぎりせんには、いかゞはし給ふとせめとはるゝに物語しけるは、

みとのは、いまあらためつくるべうもあらず。いにしへをこのむも、もはらかしこき道をしたひ、俗をたゞし、國民をやしなふべきためなれば、やくなき事につひへんは、大なるあやまりなるべし。されば、たゞいよすかけなどして、障子、屏風様のもの、いにしへざまにつくり、簀子のわたりにはわらうだしき、中門の邊に脊などはあらまほしげなり。

みさうぞくは、鎌倉室町のよ、ともに晴には水干、尋常には直垂、〔割註〕室町のよには裏打といふ。事とある日は大帷を重ぬ。」其以下はすはうなり。いまもかくのごとくなるべし。もとより狩衣も難なし。烏帽子はかざ折、もしくは家の折よはなれたる山莊などにつどひ給ふ時は、ことに打とけて小袴許も着たまふべし。

御まへのものは、ことにうるはしく、かり衣に立ゑぼうしなど着たまはゞ、みだい二本ばかりもまゐらすべし。〔割註〕高坏をいふ。三中口傳に、公卿四本殿上人二本。」折敷、高坏も難なかるべし。〔割註〕土の高坏に折敷をすゆるをいふ。常に用ゆる事。枕冊子にみゆ。」ある時は衛重、または足付たる折敷も用ゆべし。〔割註〕少し下れるよには、大臣は四方、上達部三方、殿上人足うち、又二方といふ名もみゆ。」御飯も御さいもかわらけに盛べし。様器も難なかるべし。〔割註〕様器は土器のさまに木もてつくれるをいふ。又かわらけの事なりともいふ。おぼつかなし。源氏物語にはしろかねの様器もみたえり。」沉したんの折敷、高坏はうるはしく參らすべからず。比曾久の坏は難なかるべし。机の饗も難なし。〔割註〕公卿高坏の時、殿上人机を用ゆる事、三中口傳にみゆ。」かゝるものは、いまのよにはめなれぬさまなれども、しつぽく臺など蕃夷のさまにならはんよりは、我國のいにしへ振を

まねび給はんは、ゆめ難なきことなり。赤木の机は、納言以上の料なれば、黒柿の机、朴の木などを用ゆべきなり。

懸盤は、やんごとなき人の料なれば、はゞからせ給ふべし。御酒盞、御飯の器、御菜の坏、皆銀器にてきんのはしだいなども用ひたまふべからず、はしだいは耳かわらけを用ゆべし。

酒盞もかわらけを用ゆべし。うるはしくは、勸盃の人いでゝ勸盃すべし。酒は瓶子に入べし。常の口びろのすゞあるにまかせて用ゆべし。さらぬ折は、べちにばんにすゑてまゐらすべし。樣器の甕には土瓶を用ゆとみゆれば、〔割註〕三中口傳。」いせ瓶子なども難なかるべし。源氏物語には瑠璃の瓶子もみえにき。

銚子は、足利のよにはもはら用ゐれども、あがれるよにはうちまかせては用ひず。元服、着袴等の時、主人の料に多くもちゆ。〔割註〕朝覲にも用ひ給ふ。」ひさげも用ゆることあり。

さとの殿につどひたまふ時は、うるはしく御臺などはまゐらで、籠物、折櫃、ひわり子などとう出て、めゝがくにとりわき、折敷にすゑなどしてまゐらせんは、なか／＼に、いまのよのさまにうちあひていとよくみゆべし。この時しも、伊勢瓶子にてあるべし。外居なども出すべし。御供の人には屯食たまはすべし。

こゝら傳へきゝぬるは、いと竹のみあそび、歌合、花合など樣の、えんになまめかしき事のみにして、犬笠掛樣のをゝしきわざせさせ給ひし事をきかず。あかずくちおしきこゝちす。かまくらのよ、室町の時をおもふに、將軍家を請じ奉りても、私のまどゐにも、先弓矢のわざをして、後こそ歌をもよみ、笛をもふき、酒のみ興じあそび給ひき。武家のよならぬひじりの帝のみあそびよりも、騎射、競馬など御覽ぜし事のなくやははべる。まして、いまくちをしくめゝしきわざのみはしたまふらん。いにし一とせ、彦根中將の君くさ鹿射させ給ひき。御客人は會津中將の君、高松侍從の君なりし。お

のれも御かたきにめされしが、御弓はてゝさん樂などうちとけ遊び給ひしは、ゆゝしくもかしこくもおぼへはべりし。犬追物は馬場もなければ事ゆくまじ。むま射笠掛、圏的丸物などいさせ給はん事は、いともやすかるべき。さて後、から歌をも、やまと歌をも、あるは糸竹のしらべ、なにくれの御遊も、みこゝろのまに〳〵したまふべし。かくてぞ、さすがに藩鎭の重任にあたらせたまひ、ひと日も武を忘れたまはぬかしこさを、下が下までも仰ぎ奉り、御家の風いやましに吹きつたへて、まことに弓矢のほまれにかなはせ給ふべくとは、我好める道なれば、又しもいひ出たるよと、きく人うるさくやあらんかし。

まことに、いにしへのさまに、母屋ひさし、さうぞき、みづし、二かい以下の調度立などして、〔割註〕水府公にてありし臨時客の類。〕やんごとなき人のおましには、〔割註〕三位以上。〕高麗の帖に褥を敷、さらぬには紫端に圓座敷たる時は、直衣、宿衣、あるは狩衣、立烏帽子、陪膳役送は布かりぎぬに細立なるべし。御まへのものは、衝重、高坏、あるは折敷、高坏、地敷等もあるべし。机の饗ならば、すごもも具すべし。〔割註〕大饗の時は、四位の座には兩面の帖をしく。これらの室禮は、西宮記記下、あるはまさすけ雑要抄等をあはせ考べし。〕やゝ下れる武家の室禮ならば、〔割註〕君臺觀左右帳の類、相阿能阿等の記錄あり。〕布直垂に風折か、家の折陪膳は素襖なるべし。御まへのものは足打なるべし。

○夜は燈臺をまゐらすべし。燈籠も供すべし。もし脂燭さす時は、先を土器にうくべし。こは常にはせぬ事なれど。火の事をことにつゝしむ處なれば、大嘗會の撲盃にかよはして難なきなるべし。

○春冬は火桶をおかるべし。火櫃も常の事なり。火を入る時は、土器にもりて折敷に居て持出べし。炭ならば手にてさしそへべし。

○御茶は、天目煎茶をまゐらすべし。ひき茶も難なきか。たばこ盆などは、ろなういま樣のものを用ゆ

べし。

御くだものは、うるはしくはみだいのうちにすうべし。べちにまゐらする時は、折敷、高坏、かりそめには、はこのふたに入てもまゐらすべし。

御汁は、魚にても、鳥にても、和布ひきほしなどにても。

御菜は、楚割、蒸鮑、焼蛸、鯛醤、干鳥、生物には、鯉、鮭、鱒、鯛、鱸、鱶。

追物は、菜羹、あぶりもの、たいのやきたる、零餘子焼など、あがれるよのさまならば、厨事類記、又足利のよならば、進士大草の記録あまたあるべし。

御菓子は、松實、柏、柑子、橘。造菓子は、梅子、桃子、餲餬、桂心の類。粉熟、餢飳、伏兎、索餅、椿餅、與米様のもの。こもふるき書にみえたり。

やんごとなき人を請じ奉らんには、掌客使を遣はして、主人も垣下の人々も、庭に下りてひかゆべし。三讓の儀ありて、殿に昇り着座あるべし。我より下なる人は、先主人着座し、家司をしてむかへ入べし。事とある日は、ろく引出物などもあるべし。

後松日記 卷之十一

○列次之事 天皇、太上天皇、皇太后宮、中宮、皇太子、皇子、〔割註〕兄弟姉妹降誕ノ次ニヨル。或ハ男ヲ先トシ、女ヲ次トス。上古中古例アリ。」皇女、院皇子、院皇女、〔割註〕女御ハ宮人ナリ。臣下ノ例論ズルニ及バズ。但當時ノ女御准三宮ノ宣下アリ。而天保三年マデ皇子ノ下ニ列ス。天保五年以來皇子ノ上ニアリ。頗不二感心一。」 關東、公方樣、大御所樣、右大將樣、〔割註〕正二位ヲ以テ爰ニ次グ。始先位ニシテ儲嗣ノ時、御臺所ノ下ニアリ。」大御臺樣、御臺樣、御男子樣、〔割註〕御庶子ニ至テ殿中貴ヲ稱ス。」姫君樣」 關白、太政大臣、左大臣、右大臣、准后法親王、親王、前關白、前左大臣、前右大臣、內大臣、前內大臣、從一位前大納言、權大納言、前權大納言、〔割註〕本座ノ宣下ヲ蒙ルモノ、前官トイヘドモ當官ノ列ニアリ。」權中納言、前權中納言、參議、前參議、正二位、從二位、正三位、從三位、正四位上、〔割註〕藏人兩頭。」正四位下、從四位上、從四位下、正五位上、正五位下、從五位上、從五位下、正六位上、〔割註〕六位以下位階同ジキモノハ授位ノ先後ニヨラズ。年齒ノ老少ヲ以テ序ヲナス。」正六位下、從六位上、從六位下。」 關東、御三家、〔割註〕日光御神忌御拜之次第、御官位ヲ以テ次ヲナス。必御三家ヲ先ニセズ。」御三卿、 加賀宰相、加賀中將、〔割註〕正四位下タリトイヘドモ、諸家正四位上中將ノ上ニ列ス。他家ニ混ゼズ。」正四位上中將、〔割註〕國持溜詰、官位ヲ以テ次ニ定ム。」正四位下中將、從四位上中將、從四位上少將、從四位下少將、高家少將、從四位上侍從、從四位下侍從、御老中侍從、京都所司代侍從、帝鑑間侍從、高家侍從、高家從五位下侍從、四品大廣間、御譜第四品、喜連川家、諸大夫頭兩家、城主諸大夫、〔割註〕封祿ノ數ヲ以テ序ヲナス。封祿同ジキモノハ家督ヲツグ前後ニヨル。」無城諸大夫。

萬石以下ハ大概順トイフモノアリ。依テ畧ス。

○地獄畫屏風　雲圖抄云、十二月十九日御佛名事。〔略〕、以ニ地獄變御屏風七帖ニ立ニ七ケ間ニ也。有ニ綱鎮子等一。或書云、若無ニ件御屏風ニ之時用ニ漢書御屏風一。榮花物語さま〴〵のよろこび云、十二月十九日になりぬれば、御佛名とて、地ごくゑの御屏風などとり出てしつらふ。枕册子云、とりもてるもの、御佛名のあした、ぢごくゑの御屏風取渡して、宮に御らんぜさせ奉給ふ。いみじうゆゝしき事限なし。是見よかしおほせらるれど、更にみ侍らじとて、ゆゝしさにうへやにかくれふしぬ。

○立烏帽子、風折烏帽子之事　三光院内府記云、烏帽子之事。立烏帽子ハ堂上着シ、地下不ニ着用ニ候。但社官社人雜色如木白丁退紅等皆着ニ用立烏帽子ニ候。〔割註〕如木者持不レ着レ之。用ニ風折ニ也。」但雖ニ立烏帽子ニ佐比各別、〔割註〕柳佐比之類也。」之儀候。惣別之事。最上與ニ最下ニ同等之儀有レ之物候。又云、風折、地下諸大夫、〔割註〕布衣並直垂等。」醫陰之輩殿上人之中ニモ着用之家々有レ之。世號ニ此折鞘之輩ニ候。〔割註〕但元服之初至ニ十六歳ニ者。」雖ニ諸大夫ニ着ニ用立帽子ニ候也。」又雖ニ堂上一。或馬上、或鷹狩、或蹴鞠等、如レ此之時者。必着ニ風折ニ候。又額有ニ種々品々烏帽子一。西三條装束抄云、此直衣ニ立烏帽子ヲ着用スルナリ。〔略〕、仙洞ハ右眉、攝家等モロ眉、諸家十六以前ハモロ眉、以後左眉ナリ。壯年立烏帽子、老ハ折烏帽子、攝家等ハ折ザルコトナリトミエタリ。然ルニ、近年宿老之後折レ之ナリ。諸家ハ十六歳ヨリ是ヲ折、清華大臣家ナドハ不レ可レ折也。但鷹狩、或蹴鞠、馬上ナドノ時ハ折烏帽子タルベシ。亦社人如木雜色等立烏帽子ナリ。サレドモ、是ハ柳佐比ト稱シテ各別ノモノナリ。又社人如木退紅等ハ、暫時モ風折ヲ用ザルコトナリ。凡烏帽子ニ細烏帽子、引立烏帽子、平禮ナドノカハリアリト見エ侍レドモ、近代ハ着用スル人見ニ侍ラズ。

○卯槌　江家次第御杖云、次絲所進ニ卯槌一。〔割註〕如ニ糸所式ニ者可レ居レ机敷。」其料絲卯槌御机組並縫裝敷料十兩二分。〔割註〕白三年一請ニ參河糸一。」結組料七兩二分、〔割註〕丹波糸。」已上申請ニ納殿ニ藏人取

レリ之。結ニ付菅御帳ニ懸ニ角柱ニ。〔割註〕西南柱也。」副ニ立細木ニ爲レ柱。槌末出五尺許可レ用ニ桃木ニ。又四方可レ削。近代丸也失歟。源氏物語浮舟云、かのわづらはしきことゝあるに、おぼしめしあはせつ、うづちおかしうつれ〴〵なりける人のしわざとみえたり。またぶり山たち花つくりてつらぬきそへたるえだに、

まだふりぬ物にはあれど君が爲め深き心にまつとしらなん

枕册子云、齋院より御文の候はんには、いかでかいそぎあけ侍らざらんと申に、げにいととかりけりとておきさせ給へり。御文あけさせ給へれば、五寸ばかりなる卯槌二つを、うづゑのさまにかしらつゝみなどして、山立花ひかげ山すげなどうつくしげにかざりて、御文はなし。たゞなるやうあらんやはとて御らんずれば、うづちのかしらつゝみたるちひさきかみに、

山とよむをのゝひゞきをたづぬれば祝の杖の音にぞありける

御返しかゝせ給ふ程もいとめでたし。又云、すさまじき物、はかなきくす玉、うづちなどもてありくものなどにも、猶かならずとらすべし。又云、なをよにめでたき物、正月十日、〔略〕、もゝの木わかだちて、いとしもとがちにさしいでたる。かたつかたはあをく、今かた枝はこくつやゝかにて、すはうのやうに見えたるに、〔略〕、うづちの木のよからんきりておろせ、こゝにめすぞなどいひて、おろしたれば、はしりがひとりわき、われにおほくなどいふこそをかしけれ。

考ふるに、正月上卯日御杖を奉る事は、持統天皇三年にはじまる。邪鬼をおふ祝の杖なり。𤼵杖といひ、又剛卯杖といふ。卯槌の名は正史に見えず。しかれども、ふるきよりのならはしにて、う杖にそえてもてはやしたるなり。もとより製作の式をも定め給はねば、女どちの心にまかせて、みやびにつくりて難なきなるべし。

○表袴、足纏　雅亮裝束抄云、うへの袴。たけ四尺三寸、このなし。あしつぎ一尺二寸、すその廣さ一尺

三寸、ひろきがよきなり。こし一丈二尺。裝束裁縫秘抄云、表袴之事。長さ一の骨より踵迄の寸法の三ツを折て二ツ分に、猶二寸ながし。是は殿上人などによし。御所樣、大臣などは、殿上人のに今一寸五分長くすべし。又人の腰の高下にもよるべし。廣さは長さの三分一に、猶一寸五分まさるべし。」大事のことなり。小さきのは三分一に猶せまし。〔割註〕さがりはあし纏五分かゝる程なり。足纏は八寸ばかり寸法による。すその口三寸ばかりおとすべし。股の方也。腰の高さ一寸五分、長一丈二尺、上下年少可レ計。ひだは小ののぞきて可レ取云々。

服色管見云、後の世には、表袴の口かへりても、だちのあたりよりはせばけれど、古しへはひろかりけるをしるべし。今もあしつぎとて、袴の裾をきりてつくなり。いにしへはよこのにてつぎしとみえて、袴の襴と記にはみゆめり。續日本後紀云、承和五年三月乙丑。散位從四位下池田朝臣春野卒。春野者天應以往之人也。云々。天長十年冬將レ有二大嘗會事一。天皇欲レ修二禊祓一幸二賀茂河一。春野以二掃部頭一奉二鹵簿陣一。看二諸大夫所レ着當色其裾曳レ地。大咲曰。是尋常之裝束。非二神事之古體一。便指二自所レ着。爲二古體之證一。其裾離レ地差高。而袴襴露見矣。諸大夫皆驚云。古之儀應二與レ唐同一。後代當レ效レ之。春野衣冠古樣。身長六尺餘云々。

廣橋殿雜掌小泉直記書狀之寫、〔割註〕直記元は竹屋殿雜掌なり。」

表袴裾纔之事、廣橋中納言殿江相伺候處、是は山科家にて用られ候。高倉家には無レ之候。乍レ去 主上之御料、山科家調進に候得共、裾かけは無レ之候。勿論近衞殿にも裾纔なきも被レ用、又々裾纔あるも被レ用候。普通裾つぎはなきが本儀に候。

付裾つぎにはあらず。表袴の裾を縫上候つる也。禮容にはあらず。畧儀なり。

七月十四日　小泉主水

黑川丹後樣

考ふるに、表袴の下の方によこざまにぬひめあり。ふるくはあし襴といふ、今にひざ襴といふ。〔割註〕又裾襴ともいふとみゆ。〕其故よしはしらねど、昔よりかくはしたるべし。そは雅亮抄等に見えしをもてしるべし。しかるに、小泉氏の廣橋殿にとひ奉りしとて書きおかせたるは、故に黄門卿の仰せ給へる事やいかゞあらん。御料の御袴に縫めなしときこえ給へど、山科家の裁縫師高田出雲がきこゆるには、必ぬひめありといへばうたがふべからず。

げに、續後紀に袴の襴ともみえぬれば、管見にの給へるごとく、横布に加へしもしらず。扨、その名殘にて、横布ならね共縫目をばつくるなるべし。〔割註〕表衣にも、半臂にも、襴あれば、袴の下に横布あるもむべなるべし。下襲はわきあけなればらんなし。されば、襴のれうを尻にはひくなり。位襖、狩襖も准じてしるべし。」

○ことし九月二日、うへは征夷将軍の職をつぎて、右をこえて左に轉任し給ひ、亜相君は右大将かねさせ給ふ。いといつくしき御儀式なめり。そは父のものし給ふ記にくわしければ、こゝにはかたはしをだにかゝぬなり。我が右侍従殿も、ひのさう束し給ひてまうのぼらせ給ふ。れいのごとみうちきのやくには、おのれと通明とをめされける。みかたちさへきよらにものし給ふれば、あかぬ事なくうつくし。さて、いまのよの政事し給ふ濱松の侍従の君は、何事もたどり深くものし給ふて、さうぞくの事をもいとよくしたゝめさせ給ふ。みうちにみうちきのやくにまゐるべく仰せ付置給へるもあまたあれど、こたびはことに晴なれば、おのれにまゐらすべく聞え給ふ。あまたかへさびぬれど、せちにの給ひて、君にもきこえ傳へさせ給へば、御ゆるしかふぶりて、君の御さうぞくはてゝも、御城に参りて奉りける。御大刀は鹽の山、さし出の磯の歌の心をあし手のさまにまかせ給へるなり。紺地のからくみのを、これにもおなじくあし手を縫はせ給へり。めのうの帯いときよらなり。またしくとくにはものし給はねど、さすがによの政し給はんににげなからず、おもりかなる御有様なりけり。されば、御

さうぞく奉るも、いとよくてかひあるこゝちす。その日、あけの袍の中に、紫にかよへるをき給へるあり。高倉侍從君もいかゞぞやなど、みけしきあしく、公にも御ゆるしなきやうなりしか、そはわがしたしかるべき人のてふじて奉りしときゝぬれば、いとおしくてさは書てしるよしあるかた〴〵へたいまつりしが、させる勘事もなくて、又しもきざらんように仰出されけるは、いと〳〵うれしき事なりけり。

○位色の制は、推古天皇の十一年にはじまり、その後よゝの帝あらため定められたり。文武天皇の大寶に、位官の制、袍の色を定められしより後は、大畧あらたまる事はなけれ共、大同は淺緑淺縹をとゞめ給ひ、或は右大臣内麿に中紫をゆるし給ひしより、大同の制やゝ亂れそめて、一條のみよには、紫もつくりいろになり。小右記には、四位が三位の袍を着、大記には、三位に鈍して一位の袍をきたる事見えたり。さて後、今のよのごとく、四位より上は橡の袍を着し、五位は四位の深緋をきる樣になりし事は、續世繼に見えしをもてしるべし。〔割註〕こはわが位色考にくはし。」

深緋は延喜式をおもふに、茜に紫草をくわえて染ぬれば、げに續世繼にくろあけと見えしもことはりにて、黑みをおびたるなるべし。今は茜なくてすはうを用ゆ。くろみたるをきるは、中世の風をしたへるなるべし。〔割註〕すはうの事かざり抄に見ゆ。」色あさくして紫にまがへるは、古にかなへりともおぼえず。又紅にてそめたるを今はなべて用ゆれども、こも又有まじき事なり。しかいへど、五位はもとより淺緋を用ゆべき定なれば、しゐてくろきを好むべきにもあらず。又政官にもあらずして、必淺きをきるもよしなし。只尋常のすはうぞめの、深くもあらず淺くもなきを用ゆるが、古今に通じて罪なきなるべし。紅もやんごとなき色にして、袍の色にはきぬ事なし。

又書てさるかたに奉置ける、五位袍之事。

上古は淺緋と稱し、綾一疋に茜大卅斤を以てそめ候を着し申候と相見え申候。中古四位以上橡の袍に

なり、五位は即深緋にて、橡に蘇芳を加へて染たるを着し候哉、餝抄に五位有二蘇芳氣一。又四位五位無二差別一不レ知二古實一と有レ之候。しかれば、專ら黑みあるを着たると見え申候。併元來淺緋相當にて、既大夫、外記、史、彈正、撿非違使尉等は赤衣、又朱紱とも唱へ、黃に赤みあるを用ひ候程之義に御座候得ば、政官ならぬ人も、しゐてくろきを執し候にも及申間敷候。後世たゞの蘇芳染を着し候は、却て中古の風よりはまさり候半と奉レ存候。雜事抄に、五位袍蘇芳染と有レ之候。

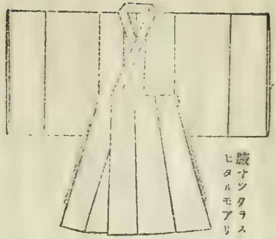
五位袍は茜にて染候事本儀に候得共、茜草甚すくなく候哉、當時あかね染仕候は、但州出石、泉州堺、紀州等、此三ヶ所にて染候ばかり之由、其内出石にて染候茜本方の由、染上は至てくろく、年經候程赤み出候て美敷相なり候。當時普通に紅の袍を着し候得共、紅は元來位袍の色には無レ之、其上深紅は延喜十八年嚴に禁ぜられ候事に御座候得ば着し候譯無レ之候。既新古今集に、女藏人內匠が車より紅之衣を出したるを、撿非違使が糺したる事見え申候。その時大宰の歌をよみ出し候得ば、殊にめでられ候哉らん。集にも入られ候。これ中古の弊俗にて、風流に進み制度に怠り候故、位袍も臣下のまゝにて、五位深緋を着し候事にいたり候は可レ嘆事にも候半哉。併其中古之風も、今は故實に相成候得ば、當時一位深紫、二三位淺紫、四位深緋、五位淺緋と上古に復し制度を立候事も不二相成一候得共、位袍と稱し候得ば不レ輕事故、人の所存にまかせ區々に染出させ候儀は、かつて有レ之間敷候。いまは四位以上橡に候得ば、五位も深淺のさたに及ばず、唯緋と稱し、雜事抄等の說により、深淺無レ之一色に相成候はよろしと奉レ存候。

十月五日　　越前守殿御渡　　大目付え渡之覺

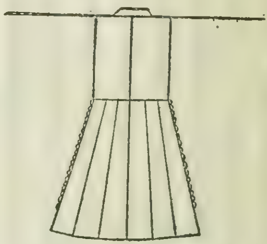
此度御大禮の節、紫に紛らは敷袍を着用致し候者一兩人相見え候。以來五位の袍異制の色目は相用申間敷旨無二急度一向々え可レ被レ達候事。

大目付　須田大隅守

○道服　三光院内府記云、道服、色は不レ定候。大中納言法體之人着用候。俗之時は大納言父子相並候



腋ナツタラスヌ。ヒタルモアリ





上ヶ首ノ道服ハ鷹司准后殿日野故一位殿着用シ玉フト云々

時斟酌故實に候。其故は佛道に入るの心に候。然ば憚レ親之儀に候。免許後は不レ苦候。西三條装束抄云、道服、地ハ狩衣ノ如シ。出家着用ノ衣ノ如シ。月形ノナキ物也。大臣至極ノ褻に用ユ。是ニ立烏帽子ヲ着用ス。故實雜々聞書云、殿中へ編綴などは着用出無レ之候。道服などは勿論無レ之候。

○高倉家え尾州藩中門人より問合候答書之寫

束帶之下袙の色濃、萠黄、紅、蘇芳、薄色、白等有レ之候得共、引倍支には十五歳以下濃色、〔割註〕但十五以下に而も、公卿ならば濃を不レ用。」十六歳以上紅、老許に至て白、此外色は無レ之候。冬用ゆる袙の裏をへきたるにて、表を用ゆるの意には候得共、引倍支に用色は、右之通より外は無之レ候。

引倍支は何色にても打に限り候。地は綾にて、文柄は小葵、或は浮線綾の丸、其外不レ定有レ之候、年齢之儀、色におゐては前段之通、地は老若綾にて、文柄并形狀續文、立涌、襷菱形、筍形、圓文等、老若差別無レ之、大少居樣、少年は繁文、中年、尋常老年遠文、但此外續文立涌たすき等も、右之意

にて次第に形勢大きく調中候事にて御座候。引倍支も此心得を以て御調可レ然候。

六　月　　　　　　　　　　　　　　　　雜　掌　名

〔一〕輦車　職員令云、主殿寮。頭一人掌レ供ニ御輿輦ー。〔割註〕謂擧行曰レ輿。輓行曰レ輦也。」延喜雜式云、凡乘ニ輦車ー出ニ入內裏ー者。妃限ニ曹司。夫人及內親王限ニ溫明後涼殿後ー。命婦三位限ニ兵衛陣ー。但孃女御及孫王大臣嫡妻乘輦限ニ兵衛陣ー。西宮記云。〔割註〕臨時四。」輦、太子老親王大臣僧正等依ニ宣旨ー乘レ之。女官見ニ彈正式ー。又云、〔割註〕臨時五。」親王大臣中老宿人有ニ此恩ー。女親王女御尙侍每ニ出入ー藏人經ニ奏聞ー仰ニ衛門吉上ー。〔割註〕雖レ載ニ雜式ー待ニ度仰ー。」或僧正有下蒙ニ宣旨ー者上。從三位菅卿侍讀間聽レ乘レ輦。至ニ某下以上ー皆仰ニ有司ー。仁和二年三月廿五日僧正遍昭聽下駕ニ輦車ー出中入宮門上者。〔略〕、正五位上羽栗翼。實錄初。天皇以ニ其年老ー聽下乘ニ小車ー出中入公門上云々。台記云、久安六年正月廿八日。是日三位業ニ輦車宣旨ー退出。〔略〕、五位諸大夫十二人挽レ車。和名類聚抄云、輦。周禮注云。后宮居ニ宮中ー從容所レ乘謂ニ之輦ー。〔割註〕和名天久留萬。」爲ニ輕輪ー人挽所レ行也。世俗淺深祕抄云、牛車輦車人、大略先聽ニ輦車ー後聽ニ牛車ー。尋常事也。直聽ニ牛車ー事。執政之外頗不ニ分明ー。執政家之牛車之人用ニ上東門ー。自餘之輦用ニ待賢門ー歟。雖ニ執政之之人ー又用ニ此門ー例間々存。入ニ待賢門ー時參ニ春華門ー。仍車立ニ彼門外東邊ー。或又入レ自ニ上東門、朔平門ー。或用ニ建春門ー。各於ニ門外ー下車。門旅頗退立之。參ニ八省ー時入レ自ニ待賢門ー。於ニ昭訓門壇下ー下車。有ニ八省於幣物ー時。雖ニ牛車輦車人ー必令ニ步行ー也。況又於レ令レ奉ニ仕上卿ー哉。執政人駕ニ牛車ー往ニ還陽明門、殷富門ー。此兩門之外。依ニ便宜ー用レ之常事也。但大臣雖ニ牛車輦車ー不レ蒙ニ別仰ー以前不ニ出入ー。待賢門依ニ重宣旨ー用ニ此門ー也。三中口傳云、輦車儀於ニ待賢門ー〔割註〕當ニ東西中御門南北ー。」移ニ乘輦車ー於ニ春花門〔割註〕當ニ東西土御門、南北美福門內內裡辰巳ー。」前ー下車。已上俗儀也。至ニ于僧ー只今不ニ覺悟ー。僧侶拜賀之時、參レ從ニ朔平門ー之様粗覺悟。自ニ待賢門ー乘ニ移輦車ー。〔割註〕庇車也。號ニ兩眉車ー。諸司一一分着ニ束帶ー引レ之。」至ニ春花門ー。里內者於ニ陣外ー

（移イ）税ニ所レ乗車ニ引ニ之下車所ニ。牛車輦車之人於ニ（二イ）一條西洞院辻ニ下也。其五十未滿人於ニ門外ニ不レ下云々。源氏物語桐壺云、てぐるまの宣旨などのたまはせても、又入らせ給ひては、更にゆるさせたまはず云々。

年中行事歌合云、爲邦、

　雲井にもさはらでかよふてぐるまや君にひかるゝしるしなるらん

輦車ノ宣下ニ二等アリ。牛車ヲ聽サルノ人、先輦車ノ宣旨ヲ蒙テ宮門ヲ出入ス。コレ尋常ノ事ナリ。〔割註〕淺深祕抄、三中口傳。」又牛車ヲ聽ルノ人、更ニ輦車ノ宣旨ヲ蒙テ閤門ヲ出入スルハ殊ニ重事也。東宮及親王、宿老大臣等コノ宣旨ヲ蒙ル。〔割註〕西宮記。」又宮人ハ別制ナリ。雜式ニ見ユ。輦ハ輪ヲ具シテヒキ行モノナリ。然ルニ、供御ノ鳳輦、葱花輦ハ輪ナシ。即チ輿ト曰フベキヲ輦と云。但小野宮年中行事等鳳輿葱華輿トカケルモアリ。〔割註〕凡輿ハ人ヲ勞シテ用ヲナス。故ニ人臣コレニ駕スコトナシ。車ハ獸ヲシテヒカシム、故ニ輿ヨリカロシ、馬ハ直ニ背上ニ駕ス。其次ナリトシルベキ也。」

○いにし年、服色略解とて、まづ束帶の略解を書て、板にゑらせて人におくりし。それをみて平澤季冬がとひおこせたる、袍之條。六位七位深縹、裡蘇芳、夏縠。右は六位已下衫と而已相心得候處、冬袷、夏單、尤甘心仕候。且紫緋橡共裏之色、表に同じき義に相心得候處、縹に蘇芳の裏相用候義御考奉レ伺候。裏に禁色は有レ之間敷候得共、六七位にて蘇芳を裏に相用候義、何の譯に御座候哉、但政官淺緋・こ有レ之候。前行の末に付け讀候而も愚考難レ及奉レ伺候。

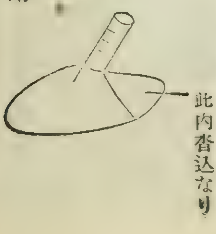
　此條、縹と認め候は書損にて、綠に御座候。六位以下綠衫と申候故、ひとへと存誤候。綠衫は夏之料に御座候。冬は裏ある事勿論之事に御座候。扨、蘇芳の裏付候事、御不審御尤之事に御座候。いかにも表之色にしたがひ申候事に御座候處、當時必すはうに候。いつの頃より如レ此に候哉、後日勘考可レ得ニ貴意ニ候。田安宗武卿の管見に、橡の袍の裏は縹と申御考御座候。

袍之條　位階之制御しるし無レ之候得ば、矢張單に同じく、五位以上綾を用候儀に御座候哉。
如ニ御勘考ニ、殿上人も綾を用ひ候。尤中古以來如レ此候半歟。彈正式に朝服に綾を用ゆる事を聽すとみえ申候は、袍の事にて、下衣には用間敷候。三代實錄にも、禁色は下衣といへども服用をゆるさずと見え申候得ば、古制は袍之類平絹を用ひ候事勿論と見え申候。〔割註〕三代實錄の禁色色の事には無レ之候。」

輿之條　人臣輿ニ駕ス中古之例也と、誠に甘心仕候。是迄轅と稱し候得共、矢張車代にて、輦車の類と格別の意と相心得候得共、其實體は則輿にて有レ之候得ば、如何之儀歟分別不レ仕候處、輿と御しるし被レ成候は、實に正名之御說發明仕候。尤中古の御證說も御座候哉。又は關東之中古を御稱し被レ成候哉。
此條小子も車代に致し候方、難もなく可レ然共存候得ども、其實體輿にて又貴重する處も車代には無レ之樣に御座候、と復考致し輿としるし候。臣下の身輿に駕し候は、頗る潛上に候得共、鎌倉足利家の頃よりはや用ひ來り候。旣に當時は如ニ小子等ニ卑賤の者も、駕籠にのり人にかゝせ安じ居候流俗に候得ば、さして罪も得間敷候。車代に致し候時は、津輕家の閉門は餘り文盲に相聞へ可レ申候。

武家鞍具之條　貫帶一向相辨不レ申候。何の用に御座候。
是は力革につらぬき候袋に御座候。裏をばつがりに致し候。

鐙　壺鐙と申候は如何の製に御座候哉。餝馬の輪鐙の類に御座候哉。
壺鐙は輪鐙にては無レ之候。鳩胷之處筒之樣に相成候。



切付　豹虎等發明仕候。但儀仗の譯にて毛革相用候哉。武家兵仗には葛等を式に用ひ候哉。

豹虎兵仗に用ひ候て不ㇾ苦候。小子も水豹之切付所持いたし候。軍陣にも用ひ候覺悟に候。葛も尤専用ひ候。

鞍覆　織物發明仕候。當時の毛皮は略儀に相成申候哉。

　儀仗の品に毛皮滑皮無二御座一候。武家尋常の用にて毛皮滑皮不ㇾ苦と存候。

○餅粥杖〔又粥木〕　枕冊子云、十五日はもちかゆのせくまゐる。かゆの木ひきかくして、家のごたち女房などのうかがふを、うたれじとようゐして、常にうしろを心づかひしたるけしきをかしきに、いかにしてけるにかあらん、うちあてたるは、いみじうけうありとうちわらひたるも、いとはえ〴〵し。ねたしとおもひたることわりなり。こぞよりあたらしうかよふむこの君などの、うちへまゐるほどを、こゝろもとなく、所につけて、我はとおもひたる女房ののぞき、おくの方にたゝずまふを、前にゐたる人はこゝろえてわらふを、あなかま〳〵とまねきかくれど、君みしらずがほにて、おほどかにてゐたまへり。こゝなるものとり侍らんなどいひより、はしりうちてにぐれば、あるかぎりわらふ。をとこ君もにくからず、あいぎやうづきてゑみたる、ことにおどろかず、かほすこしあかみてゐたるもをかし。またかたみにうちて、をとこなどさへぞうつめる。いかなる心にかあらん、なきはらだち、打つる人をのろひ、まが〳〵しくいふもをかし。内わたりなどやんごとなきも、けふはみなみだれて、かしこまりなし。狭衣物語云、十五日には、わかき人々こゝかしこにむれゐつゝ、をかしげなるかゆ杖引かくしつゝ、かたみにうかゞひ、又うたれじとようゐしたるすまひおもはくども、おの〳〵をかしうみゆるを、大將殿は見給ひて、まろをあつまりてうて、さらばぞたれも子はまうけん、誠にしるしある事ならば、いたうともねんじてあらんなどの給へば、みなうちわらひたるに、いとゞ今はさやうなるあぶれものいでくまじげなる世にこそと、うちさゞめくもありけり。わか宮ぞちひさきかゆ杖を、いとうつくしき御ふところよりひき出てうち奉り給へば、うちゑみ給ひて、あなうれし

や、宮のあまりかたじけなくおぼえ給ふに、わたくしの子まうけつべかりけりと、かひ〴〵しくよろこび申し給ふもをかし。やがて申しとり給ひて、引かくして女君のおはする几帳のかみより、やをらのぞき給ふを、をかしとたれもみ奉りつゝしのびて、わらへばあなかま〳〵と手かき給ふを、辨のめのとはうれしきながら、さすがにあやうげにおぼえて、かほうちあかめたるぞをかしかりける。」建武年中行事云、十五日。御かゆなどまいるほかことなる事なし。わかき人々つゑにてうちあふ事あり。」簾中舊記云、正月御杖の事。御杖と申事は、十五日のあしたとくさぎてうおもてにて御覽じ候て、後いつもの御所にて、上樣はじめまゐらせ候て、御女房衆の右の御かたのうへを三づゝそと御うち候。ちとはくをおかれ候て、春の野に犬などろくせうゑにかゝれ候とて候。

正月十五日のもちかゆの杖、ふるきよの書にはみえず。はたうるはしき公事ならねば、正しきふみにはのすべくもあらざるなるべし。枕册子、狹衣物語にみゆるをもて考ふれば、一條院よりかみにはじまりて、このみよにさかりうちあひ、子なきものは子をうみ、あるはむことりなどすべきしるしにはせしなりけり。さてはやく絕にしかと思へば、建武年中行事にみえ、簾中舊記にもみえぬれば、足利のころまでもうちつゞきたるなるべし。足利のよにはうるはしき祝になりて、打あひしとはみえず。又杖のつくり樣もためしありとみゆ。狹衣にもおかしげなるとみえたれば、いたく樣にもみやびにつくり出たるなるべし。

○冠製問答〔泰賢君〕　冠の製、古は羅の類にて縫立たるものにして、中に骨はなかりしならん。後に至りて次第々々に强ばりたるを好み、骨をも入る事にはなりつらんと思はるゝなり。かゝる樣は、師說をも聞し樣なれどたしかならねば、近ごろみ置し文共のうち、心覺せし事共を、一つ二つ書付て考の端とせり。もとより上古の服章さだかにしらるべきにもあらねば、淡海公の撰ばれし令よりこなたぞ、據とはなすべき也。令より上つかたの人物服章をば畫かんには、令條の制に從ふより外はなかる

べし。しかれども、書紀の内にも間々服章の事も載たれば、考の端とはすべし。凡冠といふ事は、推古天皇の紀よりみえたり。推古天皇十一年始行二冠位一。大徳、小徳、大仁、小仁。〔中略〕幷十二階。並以二當色絁一縫レ之。頂撮總如レ嚢着レ縁焉。唯元日着二髻華一。〔割註〕髻華此云二于孺一。」此當色といふは、大徳位には何色、小仁位に何色と定れる色ありて、今世の四位以上黒橡、五位蘇芳などゝいふ如く、當色のありしなるべし。たゞ其色いかゞなりけん、淺見いまだみるところなし。頂をとり總て嚢のごとくするといふをみれば、中に骨なきとしらるべきなり。絁は倭名抄に絹の布に似たるものにて、倭名あしぎぬとあれば、こはき質の絹成つらん。夫故に髻華などもつけよかりしならん。

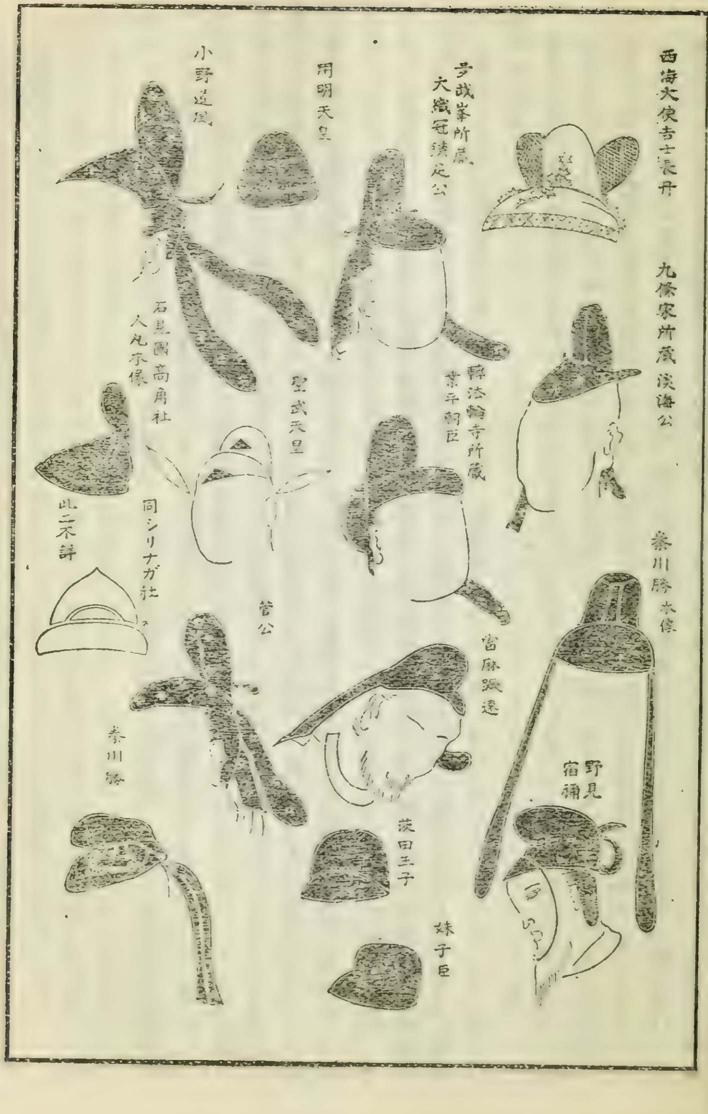
この十二階の當色、書紀にもみえ侍らずしるよしなく候。されど大臣の紫冠なる事はろなう候はん歟。

皇極天皇二年冬十月壬子。蘇我大臣蝦夷縁レ病不レ朝。私授二紫冠於子入鹿一擬二大臣位一云々。孝徳天皇大化三年。制二七色十三階之冠一。織冠。大小二階。以レ織爲レ之。繡爲レ縁。服用二深紫一。繡冠。大小二階。繡爲レ之。餘准二織冠一。紫冠。大小二階。紫爲レ之。織爲レ縁。服用二淺深一。云々。別有二鐙冠一。黒絹爲レ之。冠背張二漆羅一。以二縁與レ鈿。異二其高下一。形似レ蟬。云々。小錦冠已上鈿雜二金銀一爲レ之。青冠鈿以レ銀。黒冠鈿以レ銅とみえ、推古天皇十九年の紀には、豹尾、鳥尾等の髻華とみえたり。黒絹の上に漆羅を張、かさねて鈿を着ること、推古天皇の十一年より四十四年を經て、次第に冠の質強く堅く成たるなるべし。鈿は字書に金華なりとありて、今世のかざしと同事なるべし。

天武天皇十一年、男女始結髮、乃着二漆紗冠一云々。是全く幅漆を用るなれば、鐙冠よりもいよ〳〵強堅になりたるならん。衣服令朝服のうちに、皂羅頭巾、皂縵頭巾あり。頭巾はすなはちかふぶりの事也。令の文禮服の冠を冠と書、朝服の冠を頭巾と書て差別を立たれば、頭巾には猶ほねなかりし樣に覺ゆ。内藏寮式　御冠羅四疋云々。右織部司所レ進。其料絲從レ寮行レ之。とありて巾子の料を行こと

みえず。又云、造二御靴一料猪毛十兩。麻子一斛二斗五升。牛皮云々。深紫綾、、、深紫絲、、淺絲絹、、青砥、、と、靴の料悉くのせたれば、冠の巾子の料も入べくは、或は木、又は紙、または皮などもあるべきに、其事みえねば、延喜の頃迄も、今の如く堅き骨はなかりしにや。また樂翁侯の集め給ひし十種のうちにも、小野道風の像あり。ことに古畫といへり。其像の冠、軟に見えて纓を以て髻に結たる姿に見ゆれば、考の一ツにはなるべし。しかはあれど、むかしのことをもて考れば、冠の巾子あることもしりがたし。漢土の事をもて考れば、冠の巾子あることもふるくぞあるべき。朱子語類云。唐人幞頭初止以レ紗爲レ之。後以レ軟遂斫レ木作二一山子一在レ前云々。又云、唐宦官要得レ似二新樣一。故以二鐵線一揷二帶巾一。又恐レ壞二其帶一。以二桐木一爲二一幞頭骨子一。常令二幞頭高起一如新謂二之軍容頭一云々。唐朝既に骨を入て形をなすに、吾朝は三國以來通信ありて、唐に至りては、其禮並服章をも悉く學び用ひられし事なれば、冠の製も唐樣をこそうつされしなるべきことなれば、延喜の年號は五代の後梁にかゝりたれば、この頃まで冠に骨なき事はあるまじけれど、唐樣は禮服冠にして、朝服の冠はもと吾朝のものなれば、中古までも骨なかりしにやと思ふ。淺見いまだ其證をさだかにみねば、しばらく君子の說をまたんとてこそ。

此御說も、すべてことわりに承り侍りぬ。いかにも唐樣は、禮服にうつして、朝服の冠は皇朝の古製を傳へて、ひとの國の風をうつさず。延喜の頃までも、骨なかりしにきわめ侍るべし。御考のために、ふるき世の冠のさま書あつめ奉りぬ。平澤秀冬が內會の問答に、冠といふは冕冠、禮冠、武禮冠等のことにて、朝服のは頭巾、又幞頭などいへば、後世の烏帽子の類にて、正冠とは云べからずと申候き。されど、推古天皇の十二階、孝德天皇の十三階も、朝服冠の事にて、いまだ禮服の制なきよなれば、朝服の冠こそ、本朝の古冠なりとは定め侍りき。いかにも、其實體は烏帽にかよひ候べし。〇烏帽は無文にて笄纓を具せず。唯うちきたるまでなるべし。北山抄、江次第等天皇御元


西海大使吉士長丹
九條家所蔵 淡海公
多武峯所蔵
大織冠鎌足公
用明天皇
小野道風
轉法輪寺所蔵
業平朝臣
石見國高角社
人丸木像
聖武天皇
同シリナガ社
此二不詳
菅公
當麻蹶速
秦川勝木像
秦川勝
野見宿禰
茨田王子
妹子臣

服之儀、天祿記を引て、北廂に於て能冠巾子を着る事あり、後世技巾子といふなり。天祿は六十四代圓融院即位の年也。延喜をさる事遠からず。しかれば、はや延喜、天暦のころ骨ありしもしらず。又額宛といふ名もみえたり。そはまたく骨なり。いまこの冠は骨を紙もてはりて、そのうへに絹をたゞにはり付たるなり

○和歌會議　客人來集、時刻主客着二奥端座一。〔割註〕各懷二懷紙一。」次置二文臺一。〔割註〕尊者前。」若入レ夜置二切燈臺一。次置二懷紙一。〔割註〕下﨟爲レ先。先在レ座取二出懷紙一少開見而起座。進二文臺下一膝行置レ之。懷紙下向二尊者方一歸退。復座。若有二女房懷紙一自二簾下一押出奉行取レ之置二文臺一。」次依二主人氣色一讀師進着二文臺傍座一。次召二講師一進二文臺前一。次講頌人候二講師後一。次讀師令下奉行重中懷紙上。次講師讀之。〔割註〕以二下﨟一爲レ先、若有二女房懷紙一終講レ之。」次講頌人同音詠之。〔割註〕一反二反依二貴賤一。」次披講畢、講頌人退。次講師復座。次讀師復座。次撤二文臺一。次置二當座題一。〔割註〕盛二硯蓋一。」次詠歌人各起座、探レ題入レ懷。〔割註〕其儀一同レ置二懷紙一。」復座。〔割註〕開見復二懷中一。」若有二女房詠出一之時、奉行押二入題簾中一。女房探題。次撤二題蓋一。次署二重硯一。〔割註〕置二奥端上首人前一。」次供二料紙一。〔割註〕供二上首人一。」次各逃足思レ案。此間一獻居二衝重或折敷一。勸盃二人、瓶子二人、勸二坏奥端上首人一。次短冊清書畢付二奉行一。次奉行取二重短冊一。盛二硯蓋一。進二亭主前一。次披講。或畧之。次有二管絃興一。又進二兩三獻一。次各退出。

考ふるに、歌はしき島のやまとの國の手ぶりにして、おもふ事を言にうち出うたひたるなり。されば、そのかみは文字の數もさだまらずなどいふ事、皆人のしれる事なれば、今はたいふに及ばず。さて、世の中禮儀文物そなはれるまゝに、歌のさまもとゝのひて、みやびにはなりしなめり。さて、わが心にもいみじうおかしと思ひ、あるはあはれにもきこゆるをば、名ごりなくわすれはてんは口をしかるべし。公にも、其み心やおはしましけん。後の世に傳へてもはぢなきをゑらばせ奉ら

せ給ふ。すなはち、萬葉集、古今集等なり。夫よりこのみちやう〳〵尊とくなりて、花になく鶯、水にすむ蛙は、いとよくうち出めれど、こゝろある人の口より、はかなきことのはは耻かましくいふかひなければ、おのづから父母にとひきゝなどしつべし。後には師を求め題詠をして、ひとつのまねびとなりけるは、上代の手ぶりとはやゝたがへるなり。中ごろ上手にものせし人多くなりて、もはら諷體巧拙を論じぬれば、つゐに天德には、お前にてそのかちまけをきこしめさせ給へるより、院宮にも、私の家にも、しば〳〵歌合せさせ給へる也。そは左右かたみに難つけて、判者もけち焉にかちまけを定めぬれば、みだりがはしく幽玄ならぬなるべし。されば、後冷泉、堀川院の比より、和歌の御會といふ事ははじまりける也。よりて清輔朝臣の袋冊子にも、その次第をのせられ、八雲御抄にもみえにき。大かた內宴、花宴などの宸宴の儀をうつされ定められたるとみえたり。兼題、當坐などいふ事はなくて、たゞ題を賜はりて歌をめして講ぜらるゝのみなり。

今武家にて行はれんも、別にかはるべからず。おまへの儀をうつして、そんざの前にて講ずべし。古より歌のひぢりとはいへども、必人麿が影供にせんもくちおしきこゝちす。武家之君達晴なる會には狩衣布、かり衣水干、あるは布ひたゞれなど着給ふべし。水干は武家にてむねときるものにて、今も弓場始、流鏑馬などには、必きる事なれば難なきなるべし。

おまへのものは、折敷、衝重などにてあるべし、うるはしく御だいなどはまゐらすべからず。先汁物をたまふべし。汁は鯛、鮑にても、鳥にても、わかめ、ひきぼしなどにても、もしむ月子の日ならば、わかなのあつものをすゆべし。さかなは雉足、むか子、やき楚割、むしあわび、焼蛸、また生ものは鯛、鱒、すゞき、ふな、こいなどにてもかわらけにもりて居べし。あるは星物とて、〔割註〕俗に一里塚といふ。〕大きやかに高盛にして持出て、めゝがくにとりてもまゐらすべし。

このまへの披講の條は、中右記嘉保御前の儀以下、又清輔朝臣の袋冊子、八雲御抄等による。後の

當坐の次第は、日野資枝卿の書、又過し日品川のむまやにて、いまの前大納言殿にとひ奉りてしるしぬ。

證例

中右記嘉保三年三月十一日辛丑云、今夕於二御前一初二有二和歌一。先兼日被レ出レ題。〔割註〕花契二千年一。」人々參入之後、〔割註〕戌刻。」出二御晝御座一。依レ召公卿參二入廣庇一。〔割註〕兼敷二菅圓座一。參議座相折如二除目時一。」大殿、關白殿、中宮大夫〔師〕、左衞門督〔公〕、左大將〔忠〕、新中納言〔經〕、治部卿〔通〕、江中納言〔匡〕、中宮權大夫〔能〕、右兵衞督〔雅〕、皇太后宮權大夫〔公定〕、左大辨〔季〕、召人藏人參入、御遊物具等可二取出一者。藏人兩三人置物御厨子管絃具等持參。典二管絃一殿上人依レ召候二簀子敷一。右大辨基綱朝臣、下官、中將忠教朝臣、藏人少將宗輔、藏人式部丞宗仲、御遊召 左大將〔箏〕、中宮大夫〔和琴〕、皇太后權大夫〔拍子〕、藏人少將宗輔〔笙〕、右大辨基綱〔琵琶〕、下官〔付歌〕、宗仲〔笛〕、呂、安名尊、此殿、席田、鳥破急、賀殿急、律、伊勢海、萬歳樂廻急。此間召二圓座一枚、切灯臺一基一。藏人少納言成宗、藏人盛家敷二圓座於御座間前一。〔割註〕長押下。」藏人辨時範取二打敷并切灯基一。立二御座間長押上一。以二御硯筥蓋一爲二文臺一。人々歌次第重レ之。〔割註〕下﨟爲レ先。」爰召二右大辨基綱朝臣一爲二講師一。中宮大夫爲二讀師一。參入公卿皆被レ進レ歌。但至二殿上人一有二別仰一不レ及レ重(賚イ)。頭辨師頼朝臣、右大辨基綱朝臣、頭中將國信、令二下官、四位權少將能俊、新中將忠教、權中將顯實、四位權少將俊忠、藏人少納言成宗、藏人辨時範、新少將家政、藏人少將宗輔、兵衞佐師時、藏人上﨟三人一〔割註〕明國、仲正、宗仲。」臣下歌講了撤後、御製大殿令レ講給、令レ置二文臺上一。治部卿爲二講師一。誠神妙也。及二曉更一事了。兩殿下、中宮大夫、左大將直衣、餘人々皆束帶也。永和三年御記云、三月四日壬午。今夜禁裏和歌御會始也。出題御子左中納言〔割註〕松千春友。」奉行藏人權右少辨資教。參仕人准后〔割註〕直衣下結。」太閤〔同〕、近衞前關白〔同〕、按察〔割註〕兼綱、同、」民部卿〔割註〕實遠、衣冠下結。」御子左中納言

〔割註〕爲遠、直衣下括。」兵部卿〔割註〕長綱、同。」左大辨宰相〔割註〕宗泰、束帶。」三條三位〔割註〕爲重、衣冠下括。」殿上人資康朝臣、爲敎朝臣、資敎、雅氏〔割註〕冠束帶。」等也。出御之後、公卿次第着座。輿准后、太閤、民部卿、其外皆端座也。御硯蓋雅氏持ニ參之一。切燈臺知季持參、取ニ替高灯臺一如レ常。次講師圓座雅氏敷レ之。次讀師圓座知季敷レ之。〔割註〕御座左右歟。」次奉行資敎置ニ殿上人歌一。次公卿自ニ下﨟一置レ歌。讀師按察依准后召着ニ圓座一。召ニ資敎一爲ニ講師一。召ニ爲敎朝臣一爲ニ下讀師一。講頌人民部卿、御子左中納言、左大辨宰相、二條三位等也。參議散三位一反、納言二反、關白以上五反也。御製讀師關白、講師御子左中納言也。今日准后灸所レ煩之間、兼被レ付ニ懷紙於奉行一。且又宿德之作法云々。通守卿記云、應永十七年八月十九日、今日禁裡三席御會也。〔略〕、參仕人々直衣、衣冠束帶、相交者也。今日以ニ議定所一爲ニ御會所一。御座横敷。左右相分設ニ公卿座一。先詩御會了、則和歌御會始歟。予尋ニ奉行頭辨一〔割註〕有光朝臣。」云、先右府可レ進歟如何。返答不ニ分明一。而上首民部卿爲ニ尹卿一已着座之間、予同加ニ座末一。次右府、花山院大納言擧ニ着端座一。洞院大納言加ニ輿座一。詩歌文臺講讀圓座同レ前。殿上人數少之間自持參。大畧於ニ南面妻戸前一跪見ニ懷紙一。置ニ文臺上一退下歟。右廻也。依ニ座狹一至ニ秀長卿一着ニ御前一。其餘公卿等不ニ着座一之間直退下。式部大夫顧ニ座下一見ニ懷紙一置ニ文臺一。退着之後予於ニ座下一見ニ懷紙一起座直進。〔割註〕懷紙持樣、下方於ニ左右手一ウツブク、左手ヲ以懷紙取上ァヲブク。」於ニ圓座一尺餘一跪膝行。〔割註〕左右一兩度。」直衣衣冠之時、不如法歟。懷紙下方爲ニ御前一置レ之。逆行經ニ本路一復座。次第置ニ懷紙一。次依ニ御目一。右府〔割註〕公行公。」起座、參ニ着讀師圓座一候ニ天氣一。召ニ講師有光朝臣一同着ニ圓座一。次依ニ天氣一召ニ講頌之輩一。一位、大納言、新大納言、民部卿、式部大輔、公種朝臣、爲盛朝臣、雅淸朝臣等也。次讀師召ニ下讀師中山宰相一也。奉行兼伺定、可レ仰ニ其人一歟、而無ニ其儀一之間面々召ニ續之一。滿親卿進ニ簀子一〔割註〕如レ詩」、右府取ニ懷紙一給ニ彼卿一次第重之。序者一條前關白也。先講之。次自ニ下﨟一次第講了。講師有光朝臣退下。次讀師取ニ下懷紙於文臺一復ニ本座一。

次關白依二御目一參二着讀師圓座一。依二天氣一召二民部卿一。讀了退下歸座。御製披講了講頌人々退下。次關白取二下御製懷紙一被二復座一。次自二下﨟一退出。次入御。此間一獻云々。少時又出御。御遊始、委細見二御次第一。今日無爲、總別珍重云々。清輔朝臣袋草子云、和歌會次第、〔割註〕公私同レ之。」先懷二愚詠一參二其所一隨レ便着座。次臨二披講期一召二文臺一。先レ是置二講師圓座一。當二御所中央一置レ之。〔割註〕抄私所レ置二亭主前一」次召二人々歌一各隨レ次置二歌於文臺一〔割註〕自二下﨟一置レ之、」其儀、文臺下近臨之時膝行置レ之。以レ歌下二向御所一〔割註〕或說向上之。」次召二仰講師一。五位之中召二堪能者一。私所用二位階下﨟一。但儀式之時多用二四位一。〔割註〕長元六年白河子日時、義忠序者勤仕講師。○野行幸時、左大辨實朝朝臣講師、○花見御幸時、藏人頭右大辨雅兼朝臣爲二講師一。」次歌人應レ召近參候。野行幸時、土御門右大臣第二人勤二仕之一。次讀師進二寄文臺下一取二重置レ之。〔割註〕若位階次第不レ審、召二藏人一令レ重レ之。」二座人等散勤二仕之一。保安二年太政大臣勤二仕之一〔割註〕異本、後一條院御時、宇治殿爲二關白一勤二仕讀師一。御幸一座ニテ御座之故ナリ。小野宮右府記見之。」其儀取二一通一開レ之置二文臺一。〔割註〕兩題之時開二端歌許一。」向二下於御前一〔割註〕私所向二亭主一置之。無二亭主一時、向爲二席上之珍人一同等會遊之時、向二講師一。」以二下﨟一爲レ先。但於二僧侶幷女房歌一不レ論二貴賤一終講レ之。或人云、侍以下歌不レ置二文臺一於レ下講レ之云々。但近代不レ然歟。次講師讀上之。其儀延二右足一。頗及臨讀之。〔割註〕專不レ居二圓座一。唯懸レ膝膝行。」其音不レ微、一句々々讀切之。〔割註〕但至二位署一髣髴讀レ之。讀畢任二餘人一。不レ詠レ之。序讀樣同二和歌一。有二兩題一之時、同題一巡、讀了講二次歌一。雖二數十一准レ之。作時更又讀二名字一。於二位署一者不レ可レ讀歟。次可レ然人々同音詠レ之。但初音不二助音一。次音可レ加レ詠歟。又爲二後進人一不レ可二進詠一レ之。有レ序之時堪能人々詠二吟秀句一。其後詠歌也。次詠三反之、又置二次歌一。〔割註〕作法同前。於二題者一不レ可レ讀、每題初度許詠レ之。」次臣下歌講レ之。自二簾中一被レ出二御製一。其儀取二拂臣下歌一。更居二他文臺一。〔割註〕非二强儀式之時一用二本文臺一。」講師又改レ之、〔割註〕四位勤レ之。」更讀題目講レ之。凡數

可レ倍二臣下歌一。於二御製一者以レ文下二向吾方一云々。〔割註〕嘉保度叶レ之。講師通俊卿也。」御製出時講師可二急退一。凡歌畢可二急起一也。又女房歌諸人歌講畢時出レ之。有二兩題一之時一題時出レ之。嘉保三年三月內裏御會、初度御製文臺用二御硯筥蓋一。野行幸時用二楊筥一云々。又御製文臺下有二高坏一儲レ之由、通俊卿所レ申也。長元六年二月十六日、於二白河院子日之時、〔割註〕見二江記一。」宇治殿文臺用二螺鈿蒔繪硯蓋一之由、〔割註〕見二彼記一。」八雲御抄云、尋常會。〔割註〕內裡仙洞已下萬人會同レ之。此中或有二異事一。」先出御。或坐二簾中一。寛治月宴如レ此。講畢關白進給御製傳二大殿一。次人々着座。或本興二遊莚一者兼候レ之。次置二文臺一。或兼置二之硯蓋一。又別文臺近年多。昔モ有レ例。代々中殿、又月宴以二硯蓋一也。長元六年二月、於二白河院一子日時、宇治殿文臺螺鈿蒔繪硯筥蓋。近院御時、後京極攝政所レ獻文臺蒔繪長柄橋、或旅所歟、枝松ナド有レ例歟。又用レ扇。次置レ歌。有二序者一。先序者、次々自二下臈一也。次置二切燈臺一敷二菅圓座一。次歌人近進二堪能人上臈一。公卿、又音曲人、次召二講師一。四品多者辨官有レ便。或侍臣上臈。次讀師取レ歌重、或下二讀師一重レ之。第一人可レ爲二御製讀師一。仍或第二人又兼二御製讀師一有レ例。或第三人有レ例。次講レ歌。次講二御製一。講師或通用。次人々退下。公所外、或四位、多五位。序者五位六位也。臨時花宴。康保三年立二倚子於庭梅樹下一。即就二花下座一。親王公卿移二座同樹北邊一。奏二管絃一行二盃酌一。伊尹朝臣伽花插二王卿一。其後延光朝臣執レ盃各詠二和歌一。近衞殿和歌御會儀云、〔割註〕于レ時關白、享保廿一年正月廿八日。」當日公卿殿上人參集。附二懷紙於奉行人一。御會間中央東京錦御茵二枚敷レ之。兼立二文臺燈臺等一。〔割註〕文臺前立二切燈臺一。有二打敷一。」刻限主人宮御出座。公卿殿上人出座。〔割註〕奥端相分、參議以下次間。」次依二主人御氣色一。讀師人進居二文臺左一。次奉行人盛二懷紙於打亂筥一持參、置二讀師右方一。次讀師氣色召二講師人一。講師人進居二文臺中央一。次發聲人進居二文臺右一。次講頌輩群二居講師後一。次披講畢各復レ座。先講師、次發聲、次讀師取二調懷紙一。如レ初盛二打亂筥一置二文臺一復座。次奉行人參進取二懷紙一退入。次公卿殿上人自二下臈一起座。次主人宮御起座。此間撤二

切燈臺御茵等一。〔割註〕御座前燈臺更立二中央一。」次主人宮更御出座。〔割註〕御對座不レ設二御茵一。」次公卿殿上人出座如レ初。先御盃。〔割註〕主人宮御陪膳四位五位殿上人、役送諸大夫。」次素麪〔割註〕主人宮已下悉居レ之。」箸下。次御銚子奥端同時巡流、二獻。〔無レ加〕、次居御。次比禮〔割註〕便撤二素麪一」箸下。次御銚子奥端同時巡流、三獻、〔有レ加〕。

ヽヽヽ

中殿御會儀、八雲御抄云、中殿會。上古者尋常會唯中殿也。自二中古一爲二晴儀一。一條院花有二壽色一非二晴儀一。仍不レ入。後冷泉院天喜四年新成二櫻花一。白川院應德花契二多春一。堀川院永長竹不レ改レ色。崇德院天承松契二延齡一。建保池月久明、以二五ケ度例一定云々。尅限出二御平敷御座一。御直衣、張袴、東向母屋御簾本に立る。張御裝束、同官奏時、但有二公卿座一。次依二天氣一頭召二公卿一。次公卿自二上戶一參着。直衣束帶相交。次置二管絃具一。五位殿上人役レ之。主上御所作之時、頭取二玄象一置二大臣前一。大臣取レ之置二御前一、健保例。次御遊畢撤二管絃具一。參二管絃一、不レ參歌人退座。次置二文臺一。朝餉御硯筥蓋也。藏人入二柳筥一持參置二長押上一。一說には、蓋を伏て置、尋常不レ然。次置レ歌。先序者進二文臺下一膝行置。以二歌〔下字脫欤〕方一向二御所方一。次自レ下次第置レ之、右廻退下。〔割註〕大內儀。」一揖退下、一說也。普通不レ然。自二簀子一參一也。俊明ハ指レ笏置レ歌。隆秀ハ侍二中殿一一揖。嘉承池上花度、召二切燈臺一後置レ歌。次立二切燈臺一敷二菅圓座一。五位役レ之。讀師講師座二枚也。本自御座左右有二掌燈一。其上立二切燈臺於講師前一。或取二便宜方掌燈一。置二之公卿座一。掌燈者先例不レ然。建保御遊之間、依レ可レ有二便宜一有二沙汰一立レ之。一所如二除目一。次人々進寄。上﨟兩三人、又堪能人又爲レ講。音曲人少々、侍臣一兩人進二簀子一。建保侍臣中無二音曲人一。仍知家、爲家召レ之。次讀師正笏參上。依レ召參也。殿上人四位五位雖レ有レ例。普通不レ然。清輔朝臣五位也。次讀師取レ歌自レ下重。或有二下讀師一。座二讀師腋一重レ之、下讀師者御氣色あらす、私之心寄人也。次講師讀レ之。次讀師撤レ歌、次講師給二御製一披置。講畢、自二御懷中一令二取出給一也。次御製講師着。先レ是本講師退下。或臣下講師通用有レ例。御製講師は中納言宰

相也。通俊說、御製文臺下に立、土高月一說云々。多は只本文臺也。次有二公卿祿一有レ差。臣下歌詠合了。御製之時有二別祿一云々。但白河院宗忠詠合無レ祿。凡先例未レ勘レ之。次入御。〔割註〕或先入御。」抑有二女歌一事は中殿時不レ可レ然歟。但有レ例歟。

○やよひの四日、はま松の侍從の君舞樂せさせ給ふ。おのれにもさぶらひてみ侍るべく、かねて仰せごとありければ、我やどに物まねびする定めの日なりけれど、めづらかなる事をみまほしうてまうでぬ。未のころよりはじまる。れいのごと、舞臺の四角には柳櫻を結付たり。又樂人の後より進慢ひきめぐらしたり。これさへ吾妻にはめなれずえんなること〻ちす。君も出おはします。まろ人は飯森の君、たか田の君達などなり。先振桙。左まさい樂、こんしゆ、甘州、春庭花、れう王。右延喜樂、新靺鞨、林歌、白濱、納曾利なり。とり〴〵に面白さいはんかたなし。行よしもとよりこのみちをしらねば、この人や上手などみわくべくもあらねど、おのづから手づかひ、足ぶみ、面もちまで、いとようぐして、ことにみゆるもあり。又いとわかけれど、生さきみえてしなが〻りにくからぬもあり。けふ昔物語にもいひしこと、綾王のきうになるほどもおもしろけれど、春庭花、白濱などの花のかざしして、ゆうにまひなし、かたぬぎて袖うち返したるはなつかしう、中々にしたゝかなる面きて、とびかひ舞たるよりも、いみじくなまめかしくて、みる人さへ、あづまの手ぶりにて、ゐぼしをだにきてははづかしういとおしきこ〻ちす。たそがれ時に事はてぬれば、おまへにめして、ねもごろに御給ひき。さてのちおもふに、さるがくはとまれかくまれ、このまひ人はかほのきよらにてあでなるぞいとよき、色黑うきたなげにては、うるはしきうへのきぬ、かざしの花などのにげなくかひなきこ〻ちす。かの青海波のかゞやき出たるに、挿頭のもみぢ散過て、貌のにほひにけおされそなどや、まことにさあらまほしかりけれ。

○移鞍　移鞍といふは、移馬に用ゆる鞍にて、官馬尋常の鞍具なり。凡公事によつて、官の馬牛にのる

べきものは、奉勅の人まづ本司に申、本司則移をつくりて馬寮におくる。さて後、馬を出し賜はるべし。移によりてたまはる馬なれば、移馬といひ、その馬に置く料の鞍なれば、移鞍とはいふなるべし。されば移といふはふみの名なり。すべて、公の文にくさ〴〵あり。まづ詔書、勅書は天皇のみことのり、令旨は皇太子の仰言、符は太政官より省臺の所管の諸司に下すふみなり。解は諸司の太政官及被管の省臺に奉る處なり。扨、移といふはわが司の檢校すべき事にあらざるは、移をつくりて他司に附おくるをいふなり。この外、位記、宣命、論奏、彈奏、啓、牒、辭等あり。うるさければかゝず。そも〳〵、移馬の名は、西宮記にみえ、移鞍の名は、倭名抄、源氏物語等にみゆれば、鞍具の名になりし事も、はやくよりの事にして、これ尋常の鞍なれば、公にも私にも專ら用ひらるゝなり。〔割註〕ある說に、うつしくらは唐鞍を移せしといひ、あるは和鞍をうつしたるものともいふ。いと覺束なき說なり。鞍具をもて考ふるに、唐めきたるところものせず。又わがやまとにて和鞍をうつすべくもあらず。もとより模鞍など書たらんには、何をかはまねびうつしたりといはんもよしあるべし。いとはかなき說なり。いま書付たるも質しげにはきこゆれども、馬寮式にうつしをもて、御馬を賜ふといふ事もみえねば、あかぬ心地す。なを後人の說をまつべし。」

公式令云移式、

刑部省移式部省

其事云々故移

年　月　日　　　　錄　位　姓　名

卿位姓

右八省相移式、內外諸司非ニ相管隷ー者皆爲レ移。〔割註〕謂假如衞府京職兵庫等之類、旣無ニ所管ー。是爲ニ非相管隷ー。其太宰向ニ省臺及管內ー向ニ太宰ー並爲レ解。以外皆爲レ移。凡被管者、不レ得ニ以レ移直向ニ

他司一。皆申ニ所管一所管更移レ移向ニ他司一、其出符亦准レ此。但追ニ捕罪人一者不レ由ニ所管一、直向ニ他司一。依レ律鞫レ獄。官停レ内侍ニ對問一者。雖ニ職不ニ相管一、皆聽ニ直牒追捕一故也。」

職員令云、内禮司。正一人〔畧〕、禁ニ察非違一。〔割註〕謂若大臣彈正有ニ非違一者、内禮不レ得ニ直禁一、即錄レ所レ犯申ニ中務省一。省更大臣非違者移ニ彈正一、彈正之非違者申ニ大臣一。各隨ニ其狀一遞相糺正也。」

○御髮前より參る事　落くぼ物語云、藏人少將まづめすといふめれば、え置きあへで、ふところにさし入れて參りたり。御髮まゐらせ給はんとてなりけり。御うしろをまゐるとて、君もうつぶし我もうつぶしたるほどに、ふところなる文の落ちぬるもえしらず、少將見つけ給ひて、ふと取給ひつ。御髮かきはてゝ、

○武家服制君臣不ニ相當一哉之事　近來公方樣、大納言樣、御小直衣、御狩衣着御御座候處、侍從以上之御方之如、御先々直垂御着用御座候。右直垂と申候服は、古宿直の者寒氣を凌ぎ候爲に、衣服之上に打かけ着用仕候服にて、其後武士抔自ら私之參會に着用仕候より、武家の常服に相成候。勿論略儀の服に御座候得ば、上にても御直垂着御之節は不レ苦候。御小直衣、御狩衣着御之節、臣下として直垂着用仕候は、上下服制混亂仕候樣に乍レ恐奉レ存候。何卒御小直衣等着御之節は、侍從以上之御方々、溜詰御老中方、高家抔は別て狩衣着用有レ之候樣仕度奉レ存候。

但侍從以上之御狩衣は、冬は裏打可レ然候。尤唐綺織物抔美麗之品は、御遠慮有レ之、綾練薄物等之裏打可レ然候。夏は矢張文紗之單狩衣にて可レ有ニ御座一候。當時四品の御方々、冬も單狩衣着用御座候得共、單は夏の料に御座候。併四品は矢張單狩衣にて、侍臣以上裏打の狩衣にて可レ然樣奉レ存候。

裏打狩衣之事　公卿は不レ及レ申。四位五位の堂上、冬は裏打狩衣着用、古今普通之事に御座候。當時も一統着用御座候間、證例不レ及ニ申上一候。武家淺官之人着用之例、相國寺堂供養記、次衛府侍

十人、古山勘解由左門尉平滿藤、〔割註〕萠黄狩衣、裏青練貫綾袴、紅引倍支。」本庄次郎左衛門尉藤原滿宗、〔割註〕狩衣表紫裏青紅練貫、紅衣。」康富記、公方様御直衣始、衞府侍十人、〔從五位上〕千秋駿河守持季、〔從五位下〕松田上野介信朝、、、、、、、、、、、、、、以上六人織狩衣。宮下野修理介教元、杉原伯耆右京亮親宗、、、、、、、、、以上四人、六位布衣襖袴也。

右之通り相見え申候。織狩衣とみえ候得ば、必裏打に御座候。足利家の頃は、直垂にも裏付くる裏打と稱し申候。右裏打之狩衣、爪紅の扇、紫指貫等、堂上は四位五位も都而着用有ㇾ之候。地下の官人攝家宮方の諸大夫、社司等者相用候事不㆓相成㆒候。依ㇾ之武家に而も侍從拜任已前は、妻紅の扇、紫指貫等着用不㆓相成㆒候。既裏打之狩衣は、御老中樣方天下之御重任に被ㇾ爲ㇾ在候得共、未御着用無㆓御座㆒候。誠に郡國を領し、天下の藩屛と成候ても、侍從拜任以前は、攝家宮方の僕從同樣の格式に相見え候。何共如何の儀と奉ㇾ存候。

元龜天正の頃より朝廷御廢衰、堂上は猶更之儀に御座候得ば、文紗之狩衣一にて、夏冬通用被㆓着用㆒候事濟申候處、二百年來の太平追々有職故實被ㇾ行、諸事御再興御座候。實は裡打の狩衣も、三四十ヶ年以來の再興にて、當時は冬單狩衣着用無ㇾ之樣に相成候。乍ㇾ然、堂上の一辨武家方にては、古實被ㇾ行候事はいらぬ事の樣に被ㇾ存候と相みえ申候。畢竟關東太平の御德化によりてこそ、京都に有職故實も被ㇾ行候譯に御座候處、武家をば地下に比して、侍從已上にても裏打狩衣着用不㆓相成㆒抔と被ㇾ申候儀は不ㇾ得㆓其意㆒樣に奉ㇾ存候。

右の通申上候以上

この事はやんごとなきあたりよりそゝのかして給ふによりて、書てさるかた〴〵へ奉りしなり。

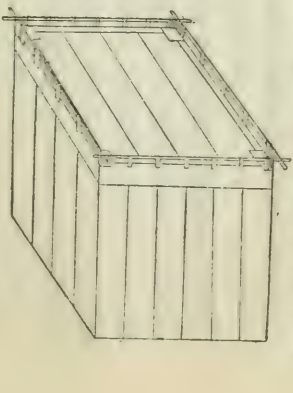
後松日記　巻之十二

○蚊帳製作幷用様　條々聞書云、御かてふは水色、角水引は段子、さほ黒うるし、かぎ赤銅〔略〕、女中の御かてふは二ツつられ候。一ツは水ひき、角共にあかき段子水色、さほ黒うるし、かぎめつき、一ツは梅ぞめ、水引角共に黒きしゆす、さほ黒うろし、かぎ赤銅。年中恒例記云、今月中、〔割註〕四月ヲ云。〕吉日に御蚊帳つり初らるゝなり。伊勢同苗兩人參り候てつり初候。毎日のあげおろしは、女中上﨟、又は同朋の御役にて候。七ツ打候得ば、必御蚊帳おろし申され候。つり始候時三御盃參り候て、伊勢同苗頂戴之。貞助雜記云、殿中御蚊帳つり申候事は、蚊出き申時分、陰陽頭に申、御蚊帳つり申候日時勘文進之候。伊勢兩人、下總守貞仍、肥前守盛惟參勤、ちかき頃は貞遠參勤申也。毎日のあげおろしは、女中上らふの御役也。また八月中に撤却の日時、陰陽頭に勘文進上の日、兩人祗候いたしおろし申て、〔略〕。貞孝朝臣相傳聞書云、蚊帳の事。四月卅日よりつりはじめ、八月卅日までにて候。九月朔日より取置候也。武雜記云、蚊帳のおもしは、くろかねを細く打ておかれ候。

○蚊帳製作付つり様　條々聞書云、御かてふは水色角、水引は段子、さほ黒うるし、かぎ赤銅、〔略〕、女中の御かてふは二ツつられ候。一ツは水ひき角ともにあかぎ段子、水色、さほ黒うるし、かぎめつき。一ツは梅ぞめ、水引角共に黒きしゆす、さほ黒うるし、かぎ赤銅。年中恒例記云、今月中吉日に御蚊帳つり初らるゝなり。伊勢同苗兩人參り候而つり初候、毎日のあげおろしは女中上﨟、又は同朋の御役に而候。七ツ打候得ば、必御蚊帳おろし申され候。つり始候時、三御盃參り候て、伊勢同苗頂戴之。貞助雜記云、殿中御蚊帳つり申候事は、蚊いでき申時分、陰陽頭に申、御蚊帳つり申候日時勘文進之候。伊勢兩人、下總守貞仍、肥前守盛惟參勤、ちかき頃は貞遠參勤申也。毎日のあげおろしは

女中上らふの御役也。また八月中に撤却の日時、陰陽頭勘文進上の日、両人祇候いたしおろし申てひつつりと申て、何にてもかり初につられ候而、九月中まで引つりにて御座候。貞孝朝臣相傳聞書云、蚊帳の事。四月卅日よりつりはじめ、八月卅日までにて候、九月朔日より取置候也。武雜記云、蚊帳のおもしは、くろかねを細く打ておもれ候。これにて人を打擲する事の古事あるのよし申ならひしなり。

考ふるに、蚊屋の名は、延喜太神宮式云、瀧原宮裝束。絹蚊屋二條。〔割註〕一條長七尺六寸、廣十二幅、一條長七尺廣二幅。」又云、瀧原並宮裝束。正殿絹蚊屋二條。〔割註〕一條長六尺、廣十幅、一條長五尺四寸、廣二幅。」太神宮延暦儀式帳云、荒祭宮正殿裝束合卄種。御床一具。蚊屋一條。〔割註〕長七尺六寸、弘十二幅。」內蚊屋一條。〔割註〕長七尺、弘二幅。」又云、瀧原宮〔略〕、蚊屋一條。〔割註〕長七尺、弘二幅。」又云、瀧原並宮〔略〕、正殿生絹蚊屋一條。〔割註〕長五尺、弘十二幅。」天井蚊屋一條。〔割註〕長五尺、弘十幅。」云々、かくふるきよにみえぬれど、またこと書にはさらにみえねば、多くは用ひぬなめり。さて蚊をばいかゞはしてかさげつらん。淸少納言がいひしごと、細ごえに名のり來る、いと／＼うるさきものなり。もとより帳のうちにねれば、蚊帳なくてもさくるによしあるか、又やんごとなきあたりには、香をくゆらしなどすれば、おのづから蚊はすくなきなるべし。さてこそ、賤が伏屋にては、蚊遣火のみぞ頻なるべけれ。蚊屋を專ら用ゆる事は、足利の世よりとみゆ。そは前に書しをみてしるべし。う月に吉日をゑらびまゐらせて、ひるはおくなるかたにをしよせて、下をばうへさまにさほにうちかけおきて、夕べに御ふすまむしろなどまゐらせて、うちかけた



ゐをおろしてのべこねさせ奉るべし。さて八月によき日して撤したるとみえたり。そのつり樣いまはたえてしる人なければ、畫圖にものするなり。〔割註〕このつり樣は、わが考へ出したるにてはなし。さるいなかにてかくつるとて、いなか人に聞たるなり。」

○冥々騎談とて馬術の書あり。その中に軍馬の論あり。武井兵馬と榮性院多仲との討論なり。そをさる人のみよとておこせたればみ侍りぬ。さて、たゞにかへさんは口をしければ、おのれも又憶說を書付てつかはしけり。〔割註〕冥々騎談もと妙々奇談とて、漢學者のうへを評したるあり。又後靑、一に妙々奇談とは、國學者を評したり。夫によりて冥々騎談は出來しとみゆ。」冥々騎談の兵馬、多仲兩士の問答したるをみるに、かたみに一僻ありてもはら正論ならず。よりてながき夜のつれ〴〵なるまゝに、燈のもとに筆をそめて、われも憶說をのぶる也。徂徠の大儒、伊勢の博覽、林子平已下兵馬がいひし先哲の說は、もとこれ文學者なれば馬術には通ぜず。實事をしらで、こゝろあての說なれば用ゆるにたらず。拍子足をさへのり得ずして、たま〳〵だく足をのり、弓槍をこゝろみたりとも、なにのかひかはあらん。又多仲はもとより馬のりなれば、馭法をむねとして拍子をのり入、馬のかく式とゝのふものならば、戰場にもたへなんとおもひあやまれり。また軍馬を敎ゆるとて、弓矢槍刀をとりて一度や二度試みたりとも、こも亦やくなし。これこそ、兵馬がしどけなしと笑へるもことはりなり。せめては、日毎に二年三年も稽古したらんには、かたはしこゝろうべきなり。大坪道禪が奇代の神傳を得たるといふ說を信じたるも、いと〳〵こゝろおさなし。この外、談中枝葉までを論ぜば難ずべき事多かるべけれど、うるさくてたゞわがおもふ事をいふなり。

行義弓馬をこのむ事年久しくして、流鏑馬、笠掛は更にもいはず。犬追物をさへ再興して、江戸にて射たる事は、おのづからきゝしりたる人もあらんかし。はか〴〵しからねど、しらぬひのつくしまでも行て、いよ〳〵この道をきわめぬれば、馬上の弓矢は、よにこゝろにくきあたりもなきこゝちす。

しかあれど、戰場の實地をふみたる事なく、薄手の一所をだにおひし事もおはせし事なければ、軍馬のことこそ、兵馬が所謂二升五合なるべし。〔割註〕師匠にたらぬ人を二升五合といふ。師匠四升音通なりけり。〕されば、ひとの事をいふにあらず、唯わがひとりの進退をいふなり。おもふに、決戰の時はかけ足より外にはなし。されば、馬はいかにもおもかろき逸物をえらぶべし。常にかけ足をのり入、弓手馬手に追まはし、かけ折すえきり、我手足のはたらく如く、進退周旋自在なるべく、朝夕ならはし、我もなれて、高きに登りひくきに下り、禽を追ひ獸をかり、或は遠乘などをもして、したゝかに調練すべし。かくしたゝめ置たらば、何時も變に應ぜんに、いと安かるべし。さて、このかけ足より外にのらるまじと思ふ事は、百萬騎の勢、山川もくづるゝばかりおめきさけんで、命をかぎりに戰はんに、手網を捨て、弓槍をとつて敵にあはん、いかでかだく足はうしのらるべきや。又矢衾鎗衾をつくりてまつらんにむたいにかけ破らんにだく足はうしにて打入らるべくや思ふべし、もとより騎兵の隊なきに、ひとり騎戰すべくもあらねど、こも時によりては一騎にてもかけ入るには、よき折もあるべし。

弓は常につよ弓をこのみて射べし。さて、戰場には少し弱きを用ゆべし。馬上はましてつよ弓かなひがたし。いかにとなれば、前後左右、進退機變に應じて射出さんに、力をきわめてひく程の弓にては、自在ならずして、或はこぶしをはづし、或は引はくらかし、失多かるべし。日本無双の弓取と聞ゑ給へる爲朝の朝臣さへ、大庭の景能が馬手にかはしたるをば射そんじ給へるにてしるべし。又常に並々の弓を射て、戰場に夫よりよはきを射たらんには、裏をもかゝで益なかるべし。いま戰場にむかはんとて首途せん時は、貴賤老若男女大路にみちて見物すべし、晴なる事いふに及ばず。又生て再度歸るべしや。いかゞあるべきなれば、生前の美を盡したきものなり。馬は太くたくましきがはやりたるを、いかにもしづかにのりうけて、かの花形の地道をふませ、もえ立ばかりの紅のしりがいに白袍

かませて歩ませたらんは、みるかひ有てこゝちよかるべし。この時だく足許のる人の、馬のくびを長くして、鹽垂ゆかん、なにのはへかあるべき。又兩陣相對したる時、もの見などせんには、花やかなる大拍子にて、敵陣ちかくのりよせ、うち廻〳〵みたらんは、いさましかるべし。これらは俗情なりとて、兵馬はいやしむべけれど、俗情は人毎に欲する處にして、事に害なくば制するに及ばず。後の世騎戰のすたれたる事も、時世の移れるところにして、やむ事を得ざるなり。又騎戰といへども、賴義、義家朝臣のころと、源平の戰とは、その手ぶり同じからず。源平の比より、やがて歩戰になるべき機すでにあらはれたり。この序に、弓矢刀槍の得失をもいはまほしけれど、この談中にもなく、ことに實地をふまぬ心あての說をば、信用する人もあらじかしとおもへばとゞめつ。多仲が說拍子足をのる事、大坪氏より出で、いまの馬術古も不ㇾ及などいふ事、又だく足許をのれば、くせなき馬もくせを生ずるなど、あが佛のみ尊うとしといふなるは、片腹いたけれど、夜もやゝ更ぬれば、こたびは論ぜぬなり。但馬術にこゝろざしふかき人多くして、鹿島の神前に斷食して、ひだるさをこらへたらば、其食料を窮民ににぎはしつべし。あはれ、馬術にはやくなく共、ことしの凶歳にはなべなるべくや。〔割註〕多仲が說、大坪道禪鹿島明神の弘前に、二七日斷食して奇代の神傳を得たるといふによる。」

○宮寺直記間　本朝にて簑用候例

本朝にて簑相用候初は、旋と相分り不ㇾ申候得共、專ら旅行に相用候とみえ申候。既に源順が和名抄には、行旅具の部に載せ申候。武家にては貴賤共に相用申候哉、北條泰時相用候事、東鑑にみえ申候。

東帶衣冠の節簑用候哉、雨衣用候哉。

雨樣の節、雨衣の方に御座候。みのは相用申間敷候。

直垂狩衣大紋の節如何。

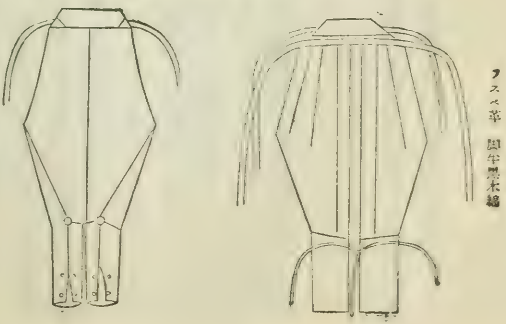
是も雨衣の方可ㇾ然候。武家の古風は簑の方に御座候。

布衣素襖の節如何御座哉伺度候。

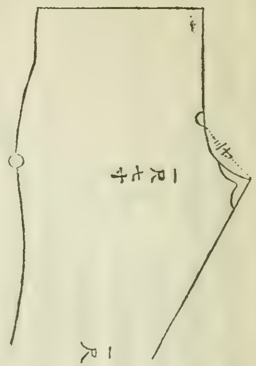
簑相當に御座候。尤暴風雨にも無ㇾ之候はゞ、手傘計にて相凌可ㇾ申候。

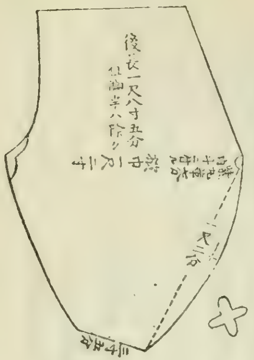
○總見院〔信長公〕御袴〔割註〕朽木家臣長谷川五右衛門所藏。〕

この袴は、總見院〔信長公〕淺井をせめふせ給ひて、歸路に江州三石にやどらせ給へる時、朽木家使者をまゐらせて尋問し給へる。使者は長谷川五右衛門なり。その禄に給へるなりとぞ。あはれ、大將軍は鎗のしたゝれにても着給ふべきを、もと陪臣より出給ひて、つゆおごり給ふみ心なきは感ずるにあまりあり。さて、この袴、山中にて山かつの專らきるものなり。木曾路行侍りける時、み侍りければ名をばなにとかいふと問ひたりしに、かんさんといふといひきか。汗衫は袴の名には覺束なき事也。〔割註〕かんさん、文字をもとはまほしかりしが、山かつなればしらじと思ひてやみぬ。〕寸法雜々に、いか袴といふもの、すなはちこのものなるべしと覺ゆ。

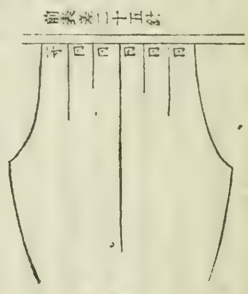


○懸車齡　漢書傳四十一、薛廣德。字長卿。沛郡相人也云々。代貢禹爲二長信少府御史大夫一云々。及ㇾ爲二三公一。直言諫爭云々。以二歳惡民流一。與二丞相定國大司馬車騎將軍史高一俱乞二骸骨一。皆賜二安車駟馬黄金六十斤一罷。廣德爲二御史大夫一。凡十月免。東歸沛大守迎二之界上一。沛以爲ㇾ榮。縣二其安車一傳二子孫一。〔註〕、師古曰、縣二其所ㇾ賜安車一以示二榮幸一也。致仕縣ㇾ車。蓋亦古法。韋孟詩云、縣車之義以



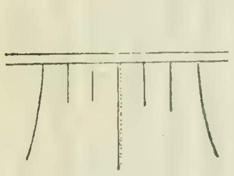


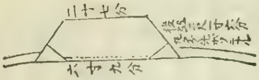
前之圖、紐幅九分長九尺七寸五分

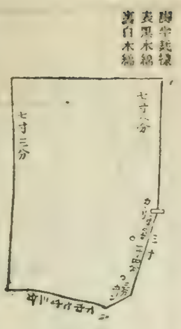


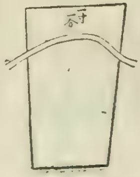
前折深サ一、二寸　二、二寸
五分　三、三寸
上マヘ取込重ネ一寸五分下
マヘ同組テ山ヨリ開テ三寸
一分
裏取込一寸五分
惣前幅八寸四分

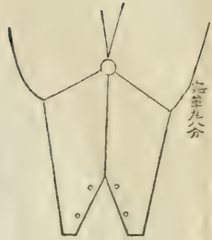
前ノ裏
ヒダノ圖











泊ニ小臣一。五車韻瑞、懸車注、引ニ廣徳之故事一而已。白虎通徳論二卷、致仕。臣七十懸レ車致レ仕者。臣以ニ執レ事趨走一爲レ職。七十陽道極。耳目不ニ聰明一、跛踦之屬。是以退去。避レ賢者所三以長ニ廉耻一也。懸レ車示レ不レ用也。致レ仕者致ニ其事於君一。君不レ使ニ自去一者尊ニ賢者一也。故曲禮大夫七十而致レ仕。王制曰。七十致レ政。卿大夫老有ニ盛徳一者。留賜ニ之几杖一。不ニ備レ之以ニ筋力之禮一。在レ家者三ニ分其祿一。以レ一與レ之。所ニ以厚一レ賢也。人年七十臥。非レ人不レ温。適ニ四方一乘ニ安車一。與ニ婦人一俱。自尊曰ニ老夫一。曲禮曰。大夫致レ仕。若不レ得レ謝。則必賜ニ之几杖。王記曰。臣致ニ仕於君一者養レ之。以ニ其祿之半一。几杖所ニ以扶ニ助衰一也。故王制曰。五十杖ニ於家一。六十杖ニ於鄕一。七十杖ニ於國一。八十杖ニ於朝一。臣老歸年九十。君欲レ有レ問。則就ニ其室一以レ珍。從明レ尊レ賢也。故禮祭義曰。八十不レ仕。朝ニ於君一問就レ之。大夫老婦死以ニ大夫禮一。葬車馬衣服如之何曰。盡如レ故也。

〇平澤季冬問　表衣ノ制、位色ノ變、袖ノ長短、襴ノ餘、篭衣、禁文等、今論ズルニ及バズ。裁縫ニ於テ首圍ト云ファリ。垂首ト云アリ。首上ヲ正トシ、垂首ヲ畧トス。位袍、狩衣、水干等ノ類、以下賤服ニ至ルマデ、首圍ヲ正製トス。直垂、素襖、麻上下等、賤服ニ至ルマデ、垂首ヲ畧製トス。然シテ禮服ハ服ノ正也。其製首圍ニ非ズ。又僧服ハ釋氏ノ製ナルベシト雖モ、亦本朝唐氏ノ製共ニ有ルベシ。今僧家ノ正服ニ、首上ノ製有ルヤ不レ知。是彼以テ首上ヲ正製トシガタシ。又垂首ノ製皆胸紐アリ、帶ハ紳、革帶、宛革等、製區々ナリトイヘドモ、其用相同ジ。禮服ニハ佩、玉、綬等アリトイヘ

ドモ、綬ハ佩印ノ緒也。皆胸紐ニ對スベキ用ニ非ズ。只大紳ヲ以テ衽ヲ結ブ而已也。當代ノ首閫、垂首ノ異ナルハ、襟ニ輪ノ如キモノヲ作ルト作ラザルト、特ニテ留ルト紐ニテ結ブトノ分也。然レバ、紐ヲ以テ結ブヲ正トシ、特ハ簡便ノ用ナレバ、畧トシテ可ナルベシ。尤位袍ハ衽ノ製ヲ謂ハズ。禮服ノ下正否ヲ比スベキ服ナケレバ、强チ裁縫ノ製ヲ論ズベカラズ。狩衣、直垂ノ類皆褻服ナリ。然シテ、柳營中儀ニ服ス。直垂、狩衣、布帛ヲ以テ四等ニ分チ、直垂ヲ上官服シ、狩衣ヲ下官服ス。以テ官位ノ淺深ヲ觀ス位色ノ如シ。何ゾ直垂、狩衣ニ尊卑ノ別アランヤ。固ヨリ關東ノ古實、其官制家ヨリ出ベシ。裁縫ニ就テ正否アリヤ如何。位袍ヲ今ノ首閫ニ製スルコト、年紀證文アルベキヤ如何。

一下襲ノ事、尻ノ長短、色目等古實多シ。官位ノ淺深ヲ以テ、尻ノ丈尺ヲ定メ、年齒ノ長少ニ從テ、色ノ濃薄ヲ分チ、時季ニ因テ草木ノ榮凋ニ感ジ、或ハ公事ノ定儀ニ就テ、先蹤ヲ追テ服用ス。其古實ノ書多ク且密ナリト雖モ、令式ニ下衣ノ製ナシ。又綾羅ノ禁、後世叢ナリトイヘドモ、亦令條上衣ニ准ズレバ、五位以上六位以下ノ分也。唐裝束等ハ違令ナルベシ。今公卿、殿上人、地下人制アリ。是其證ナシトイヘドモ、自ラ官次ノ榮辱、年齒ノ人情ニ本ヅイテ然ラシムル所ナルベシ。尻ノ長短モ亦然リ。色目ニ於テハ、朝ニ臨テ國政ヲ行フニ、年齒ノ長少、春秋ノ風流ヲ翫、公事ニ從ヒ、先蹤ニ從フ類、何ゾ翫弄ノ意ヲ恣ニスルノ暇アランヤ。二孟ノ旬ニ白重ヲ服スルコト、正ヲ忘レザルノ儀、甘心スベキ也。然レドモ、數百年間由來スル所ノ古實捨ベキニ非ラズ。用ユベシ。然而、色目ニ於テ、下襲ハ表衣ニ近シ、尙風流ヲ用ユ。衵、單ハ內衣也。他ニミスベキニアラズ。又制ニ憚ルベキニ非ズ。然ルニ、雜色ヲ用ルヲ得ズ。赤衵、染衵、〔割註〕蘇木薄色。」白衣、張衵、染衵、〔割註〕如ニ黄色。」單ハ濃色、紅白等、年齒ニヨリテ用ユルヨシナレドモ、今ハ衵ハ濃紅、宿老白ニ限レリ。下重ニ雜色風流ヲ用テ、內衣ニ制アルニ似タルハ如何。

一半臂今世五倍子。金濃、二藍等ニ限レリ。半臂ハ素夏日又闕腋、或騎馬ノ時用ルナレバ、內衣ヲ顯

ハシ透カザランガ爲ニ、黑ミタル色ヲ用ルナルベケレバ可ナルベシ。然テ、白重ニハ白半臂ヲ用ユ。是ハ彼ノ正儀ノ服ナレバ可ナリ。又餝抄ニハ、黑半臂ノ外、紅梅、蘇芳、松重、黄紅葉、菊、山吹、柳、蒯木、青、紅葉等ノ雜色、風流ヲ用ルヨシ見ユ。半臂ハ外ニ顯ルベキ衣ニテ下重ニ同ジ。內衣ニ對シテ、色目ノ論亦同ジ如何。但裁縫襴、忘緒等古實多端ナリ。令條ニ載セザレバ、中古ノ書ヲ信ズベシ。

一表袴表白、裏紅、老者白重ヲ用ル事、尤妙也。裏ハ顯レザレバ、紅ニテモ可ナルベシ。然シテ、餝抄ニ、蒯木ノ表袴、又台記ニ、黃織表袴等アリ。表袴モカクノ如シトアレバ、下重ノ如ク雜色ヲ用ルコト明シ。然レバ、前論ニ同ジ。今世ノ制是ニシテ、中古ノ制非ナルニ似タリ。何ノ頃ヨリ今ノ制タルヤ如何。

一赤大口、令條ノ褌ナルベキヨシ、先生ノ明辨アリ。聊顯ハレザレバ、何色ニテモ可ナルベシ。中古ヨリ紅ニ限リ、濃裝束ニハ濃ヲ用ユレドモ、餘ノ色ナシ。今已ニ赤大口ト名ヅク、因テ儀アリヤ。老者白ヲ用ユ。尤可ナルベシ。庶幾ハ、老少白ナルベケレ、今ノ制如何。

一襪、今白練貫ヲ用ユ。尤可ナルベシ。餝抄ニ、唐裝束ニハ顯文紗ヲ用ユルヨシ、唐裝束ハ論ノ外ナリ。纐纈ナド花美ヲ競フ中古ノ失ナルベシ。今ノ制ヲ是トスベキ歟、冀請ニ明辨一

答　秦賢〔播磨殿〕　　季　冬

衣領。揭クビヲ正トシ、垂首ヲ次トス。禮服ハ大儀ニ着スル服ニシテ、垂首ナリトイヘドモ、令以後用ヒラルヽモノニテ、本朝古來ノ制ニモアラズ。別種ナルベシ。領曲ノ製、長紐、結紐等ノ制、古代ヨリアリト見エタリ。天武紀十三年閏四月。詔、男女並衣服者有レ襴無レ襴。及結紐長紐任レ意被レ之。其會集之日。着レ襴衣而着ニ長紐一。

結紐ハ今首曲ノ靳ニシテ、古歌ノ入紐ト云フモノナルベシ。コノ頃ハ長紐アリテ、是ヲ式正トセシトミユ。コレ上首ノ證ナリ。

元明紀、和銅元年八月。衣襟口闊。八寸以上一尺以下。隨二人大小一爲レ之。衣領得二接作一。但不レ得二襟口窄小、衣領細狹一。五年閏十二月。諸司人等衣被之作。或襟狹小。或裙大長。又衽相過甚淺。行趨之時易レ開。如レ此之服。大成二無禮一。宜レ令二所司嚴加二禁止一。元正紀、養老七年八月。文武官人。雜任以上。衣冠建レ制。進退緩惰。或彩綾著レ裹。輕羅致レ表。或冠纓長垂。過越接レ領。領曲細綾。露二其胸節一。或袴口所レ括。出二其踁踝一。

是ニテ古代ノ衣體考ベシ。襟ヲ大ク廣クアケテ、胸ノ邊見エル程ニシテ、領マワリノ横幅ヲ廣ク付ケテ飾シナルベシ。

以下牽强ノ說

狩衣、水干等ハ袍ヨリ來リシニテ、褻服トスルモノ故領曲ナリ。

直垂以下ハ、衣單等下タ衣ノ體ヨリ出來リテ、表ノ衣トナレルナルベシ。故ニ垂首ナリ。依テ官家ニテハ、狩衣、直垂ト次第セラルヽナリ。關東直垂、狩衣ト次第セラルヽコトハ別儀ナリ。直垂ハ鎌倉以來武家ノ專用スル處ニシテ、其風變ズルコトナク、國初ヨリ用ヒ來ラルヽナリ。此故ニ、將軍家ヨリ諸大夫ニ至ルマデ、一般ニ同服ニシテ、但織地ニ精粗アルノミナリ。又官位モ關東ニテノ制一種アリテ、禁廷ノ制トハ引合難キコトナレバ、服餝モ是ニ准ズ。官位ノ大意、侍從以上ト四品ト諸大夫トノ三等ニ分テ服制ヲ定ラルヽ。侍從以上ハ精好ノ直垂、諸大夫ハ布直垂ト定レバ、四品ニ着セシムベキ織地ナシ。依テ四品ヲ狩衣ト定ラレシナルベシ。狩衣、直垂等ハ官家褻服ニテ、强テ正否ノ差別ナシ。高倉家ナドノ了簡ヲ加ヘラレタルコトモアルベシ。直垂ハ無紋、狩衣ハ有紋ノコト、畢竟袍ヨリ畧シ來レル故ナルベシ。今綺ナド用ヒラルヽコトハ僭上ト云ベシ。僧服ハ百濟ヨリ

渡來ルモノナレバ、本朝ノ制ト混合スベカラズ。袍ノ裁縫、諸例、紀、續紀前ニ委シ。

染装束、下襲ハ白ト蘇芳、式正ナリ。染装束ト稱シ、色々ヲ用ユルハ、中古風流優美ヨリ出タルナルベシ。然レドモ、中古以來貴ビ來レルコトナレバ、今ハ故實ト定ムベキナリ。

朝儀ニ衣服ヲ翫弄スベカラズト云フコトハ理アルニ似タレドモ、大儀、中儀ノ布設、禮服、朝服、褻服ノ差別、其他華ヲ貴ビ實ヲ賤シンズルコト人情ニシテ、已ニ前九年ノ戰、鎧ノ威其品數カゾヘガタキ程ナリ。死生ノ際猶如レ此。況一條正暦以來、朝廷益華ヲ貴ビ給フコトナレバ、臣下イカデカ餝セザルコトヲ得ンヤ。

衣單ニ色目ノ限アルコト、必トスベカラズ。是ハ內衣ナレバ、何色ヲモ好ニ隨ヒ可レ用ナリ。但其內衣ナルヲ以テ、強ニ華奢ノ色ヲモ不レ用、正色ノ青黃赤白等ヲ專ニ用ヒショリ、自故實トナレルナルベシ、

半臂ノ色モ大抵右ニ同ジ。

斯ハ云モノヽ、關東ニテ餘リ優美ヲ專トセラレシハ、不レ可レ然コトナリ。武家ハ武家ノ風アリテ、御治世タリトモ亂ヲ忘レザル作法アルベケレバ、堂上ナドノヨウニ服餝ヲ以テ誇リ給フベキニハアラズ。

表袴　白ヲ正トス。中古色々ヲ用ユルコトミユレドモ、華ニ過タルナルベシ、下襲、衣、單ハ令ノ定メナケレバ前說ノ如シ。表袴ハ已ニ令條白袴トアリ。又續紀ニモ、慶雲三年十二月脫ニ脛裳一着ニ白袴一ノコトアレバ、定レル色目ナルニ、染袴ヲ用ルハ華ニ過タルナリ。今ノ世ノ制ニ定レルコト、定制ハナカルベシ。中古モ染袴ヲ專トセシニハ、畢竟風流ヲ盡ス時ノコトヽミユレバ、白袴ヲ常ノコトヽハセシナルベシ。朝儀應仁以後別テ廢壞セシコトナレバ、自然ト一通ノ朝服ノミニ歸シ、風流優美ノ體ニハ其勢及バザルヨリ一定ノ姿トナリシナルベシ。

大口赤ヲ用ルコト、自然ノ仕來リナリ。依テ赤大口ノ名アリ。總ジテ色ハ赤ヲ正トシ貴トシ貴ブコト、周代ヨリノ制ナリ。白ハ素ニシテ色アルハ文ナリ。祭祀ニハ素ヲ貴ビ、朝儀ニハ文ヲ貴ブコトモ、又周以來ソノ通ナリ。本朝ニテモ、大嘗、新嘗ノ祭、四方拜等ノ具、皆素ヲ貴ビ給フ。朝儀ハ色ヲ貴ビ玉フ。色ハ赤キヨリ正ナルハナシ。此故ニ凡物紅赤ヲ多ク用ヒ來レリ。若白ヲ正トシ、皆是ニ定ントセバ、古代深紫ノ位袍、已ニ間色ニシテ正ニアラズト云ニ至ル。甚シキニ過ルナルベシ。

褌ハ其裁縫定カナラズトイヘドモ、今ノ奴袴ノ類ナルベシ。

天武紀云、男子冠、圭冠着二括袴一。是ハクヽリ袴トミエタリ。

右

答　皇朝の衣製、表衣はあげくびにて、下首は垂首なり。たゞの禮服の表衣の垂首なるは、唐の服製に效ひ給へるなるべし。されば、因准して論じがたきか。

おもふに、上古は膚をあらはすをことに禮を失ふとす。かつは耻おもひしとみえたり。故に上首にして首をまとひかくす。そのくびかみはいまのごと細くかたきものにてはなくて、たゞふたへに折て廣くしてつけたるなるべし。そは備中國吉備津宮の門守の神、又東大寺新靺鞨舞の袍、古き肖像等にてしらる。續紀にはしば／＼領を細狹にして、胸をあらはす事を嚴に禁止せられし事あり。後世細領になりぬべきいきほひ、はやこゝにみえたり。又おもふに、衣の端は横幅にて、みな二倍に折て付たるものなり。下に襴あり。袖にはた袖あり。よこにゑりを加へたるなるべし。

又禮服は尋常のあげくびの衣を着し、〔割註〕これを小袖といふ。上を大袖といふなり。〕胸のあたりをかくして、其上に唐にならひてたりくびの衣を着す。大儀の章服たれりとすべし。紐は結をもて正とし、いれ紐を畧製とすとは、さもあるべし。書紀、天武帝十三年。男女衣服有レ襴無レ襴。及結レ紐長紐任レ意服レ之云々。をもておもへば、長き紐を付てむすびて着しも明らけし。いまの水干は、

即ち長紐の無襴の衣なり。又結紐といふは入紐の事なるべし。古は領と襴とに付たり。〔割註〕續紀に衽の過る事淺くして、行趨の時ひらきやすしとみえたれば、この時はいまだ下の紐はなかりしにや。」襴に付たるをば下の入紐といふ。六帖に、草枕結ぶとせしによひ〳〵はとけざりきやは下の入紐。江家次第、内辨細記表衣襴放レ紐、これらはみな襴に付たるひもなり。源氏箒木に、紐なども打すてゝ、といへるは衽の紐なり。禮服にも入紐を付たればしゐて難ずべからず。かゝれば、ふるきよより表衣はあげくびなりとしるべし。元正帝の養老に、天下百姓右レ襟とみことのりありしも、あげ首の左衽をとゞめさせ給へるなるべし。

直垂は宿直に寒をふせぐ料に、尋常の直衣、衣冠の上にうちきて夜をあかせしなり。ふるきふみに、衾に具してこの物あり。いまの直垂も、その轉じたるなれば、體製正服に異にして袙、袢のごとし。帶もなくて袴に着こめたり。嚴儀に服用すべきにあらず。さて、これを物部の專らきる事は、宿衞に衞府共の必うちきにけるよりなるべし。

柳營中儀の服制は、古に據る所なければ、吾徒のしる所にあらぬなるべし。

三代實錄には下衣の制みえたれば、首圍やゝせばくなりて、下衣の露はれみゆればなるべし。下衣に風流の色を用ゆる時は、半臂も袙も染てぞきる。又行幸、祭使抔は表袴もそむるなり。この草木の花によそへ、葉にたぐへて、重の色目といふ事も、天德のころもはら行はれたれば、延喜にはやありしなるべし。もとより前皇のかしこきみよに下されし服制をおかして、心のまに〳〵風流幽玄をこのみ、彈正、撿非違使も糺彈をくはへぬは、いみじきあやまりなれども、いまはそもゆゝしき故實になりにけるなり。これその時世のいきほひの止事を得ざるにて、たま〳〵、女藏人内匠が紅の衣着にけるを糺しぬれば、大宮にてる日の色をとよみたるを、かへりてめでさせ給ひしにや。撰集にも入られたれば、いよ〳〵いにしへの服制のなごりなくなりにたるもうべなるべし。

赤大口は、式に中袴とみえたるなり。げに褌に對しては中袴なるべし。赤を用ゐる事、書紀景行紀に、赤衣褌を給ひし事みゆ。又春日驗記、後三年合戰畫等にも、したばかまはみな赤く畫けり。今も單衣、大口は更にもいはず。世俗の男女、肌衣、肌帶には紅を用ゐる事なきにあらず。されば、赤は肌衣の古今の通色とすべし。しゐて白を庶幾するに及ばざるべし。

○又季冬問

上臈女房の腰卷といふもの、〔編略〕

腰卷は即ち表衣にて、肩脱たる體なり。肩脱たるは禮を失ふ樣なれど、帶許にて、一向に上衣を着ざるよりはまされりとすべし。

今武家の女緋袴を着す。〔略〕

武家にても憚りなしといへ共、いまは普通に着用せず、やんごとなき家にては必着用あり。過にしとし、毛利家に裁縫し奉りし事ありき。

被の事。〔略〕

慶安の頃、丸橋某女の姿に僞て、被をとゞめられたりといふ說あり。然れ共、野外の忍びありきに用ひんはいまも難なかるべし。城門の出入はならぬなるべし。

女の帶。〔略〕

帶に夏冬の料かはる事は、たゞ當時の風なり。論に及ばず。

戎服に禁なき事勿論なり。然る鎧直垂。

軍防令をみるに、幕已下の戎具はのせたれども、甲冑の制はみえず。しかれ共、自ら當色あるべきなり。中世に錦直垂、石打、征矢、龍頭、鍬形の類禁なし共いひがたかるべし。

戎事に正服あるまじきなり。〔略〕

陣中にて詔勅等を奉らんには、鎧を着し烏帽子を被るべし。又鎧直垂とて別種あるは、中世よりの事にして、直垂にてもあれ、狩衣、水干にても、常の衣服の上にきる事古風なり。但常の直垂と鎧直垂とは、いづれかはやく出來しかしらず。

○又季冬問

冠婚ハ禮ノ大者ナリ。本朝冠禮ハ具レリ。婚儀ノ如キ、后妃入内ノ禮是也。然レドモ、后宮ノ身、親王大臣ノ女ヲ取ル。敵スベキ家ニアラザレバ、納徴親迎等ノ禮ナシ。臣下ノ禮ニ比スベカラズ。後世入内之儀、御消息等ノ沙汰アリ。亦親迎ニ似タリトイヘドモ正禮ニ非ズ。下風ノ上ニ及シナルカ、畏ケレバ不レ論。人臣ニ在テ婚儀ノ禮、正史ニ不レ見。中古ニ至テ、婚娶ノ露顯ナド稱ス。其儀婚儀ニ似タリトイヘドモ、不正ノ禮ナリ。如何トナレバ、夫婦家ニ行キ、猥リニ閨帳ノ内ニ入テ三宿ヲ過グ、而父親會集ス。コレ嫁娶ノ儀ナシ。露顯ト稱スルモ、男女奸通シテ、婦ノ親、夫ノ親、始テ知レ之、且許スノ稱ナルベシ。夫親ニ告ズ、女許嫁セズ。令條先奸後娶爲二妻妾一、雖レ會レ赦猶離レ之云々。最違令ノ罪重シ。淫風ニ近シ。今世武家ノ婚儀六禮ヲ具フ。唯納吉、問名ノ二禮ヲ缺ク而已。古ニマサレリト云ベシ。露顯ノ時、婦ノ服ハ單、打袴、衣、打衣、表衣、唐衣、裳等、是婦ノ朝服ナレバ大禮ニ用ル可ナルベシ。夫ハ布袴ヲ服ス。布袴ハ朝服ニ非ズ。又宿直衣ニアラズ。位袍ニ下襲ヲ着スル事、朝服ノ如ク劔笏如レ常。然而衣、下袴、奴袴ヲ着ル事、宿衣ノ如シ、是朝服ノ一等ヲ殺ギタル服ナリ。直廬ノ除目ナドニ用ヒラル、服ナリ。私家トイヘドモ大儀ニ用ユベキニアラズ。布袴ハ布ヲ以テ製スルノ名、古布ヲ用。今織絹ヲ用ユルハ其名ヲ失ヘルナリ。固ヨリ卑賤ノ服用スベキ料ナリ。婚ハ正服ナリ。卑服ヲ服スベキニアラズトイヘドモ、露顯ト稱スルハ、素婚ノ正禮ニアラズ。風流ノ一變シタルガ故ニ、正服ヲ用ザルモノカ。若今婚ノ正禮ヲ行ハヾ、朝服ヲ服シテ可ナルベキ歟。正史ニ載ザル所、是ヲ必トシガタシ如何。

令ニ禮服、朝服、制服ノ制アリ。後世宿直衣、布袴以下、燕服ニ至テハ、擧テ不レ可レ數トイヘドモ、服製云ベカラズ。禮服ハ公儀ノ服、大中小儀ノ差別アリ。朝服ト稱スルハ、朝政ニ臨ノ服ナリトイヘドモ、敢テ王朝ニ限ルベカラズ。本朝私家ニ朝ノ名ナシ。寢殿ト稱シ、武家ニテ主殿ナド稱ス。是則路寢ナリ。家政ヲ聽ク事朝ノ如シ。大禮ヲ受ル時〔割註〕大饗、臨時客ノ類。」正服ヲ服ス。是朝服ナリ、然レバ、令ノ朝服ト云ハ、公私ノ朝ニ通ズベキ歟。臣下元服ノ時朝服ス。其日必叙位任官スルガ故ニ、王朝ニ列スル服ヲ服スルニ似タリトイヘドモ、若叙位ナクンバ黄色ノ制服ヲ服スベシ。朝服、制服、有位、无位ノ差アル而已。令ニ朝廷公事、即服レ之。尋常通得レ着ニ草鞋一。家人奴婢橡墨衣。トアレバ、制服モ無位庶人朝服ナリ。婚儀私家ノ禮トイヘドモ、朝服制衣ヲ服シテ難ナカルベキ歟、如何。

武家ノ服制一變シテ、當代ノ制ヲ用ユベケレバ、直垂、狩衣、大紋、布衣、素襖、是武家ニシテ朝服ニ比スベキモノナリ。足利ノ代、尋常褻ニモ直垂、狩衣ヲ服ストイヘドモ、又朝服ニ比スベキナシ。束帶、衣冠ヲ用ヒザレバナリ。今公ノ大儀ニ束帶、直宿衣ヲ用ユ。王朝ノ禮服ニ比スベシ。五位以下トイヘドモ、禮服禮冠ヲ用ユル度ナキ故ナリ。束帶衣冠モ元日慶賀ニ服セザレバ、尙禮服ヨリ重シトスベシ。束帶ヲ大儀ノ服トシ、直宿衣ヲ中儀トスベキ歟。麻上下ハ官家ノ直宿衣ニ比スベシ。繼上下以下論ズルニ便ナシ。陪臣ノ如キ練貫ノ小袖ヲ服スルモノハ、素襖、平絹ヲ服スルモノハ長袴、紬布木綿ヲ服スルモノハ半袴ヲ以テ、朝服ニ比スベキ制服トスベキ歟。冠婚ノ如キ大禮ニハ、公侯ヨリ庶人ニ至ルマデ、其朝服ニ比スベキ服ヲ服シテ可ナルベキカ、如何。

今世婦人ノ服、禮服寶髻ノ如キハ不レ知。尋常褻、唐衣等具レリ。武家ニテハ上﨟トイヘドモ服ノ制ナシ。尊卑トイヘドモ袴斗ヲ用ユ。其餘諸侯ノ夫人ヨリ庶人ノ妻妾ニ至ルマデ、纔ニ小袿ノ如キ、綸子、紗綾、縮緬ノ衣一ツ斗ヲ着テ袴ヲ不レ着。尾籠ノ體ナリ。只々彩繡ヲ以テ其制ヲ分ツトイヘドモ、

尊卑ノ差ナシ。風俗ノ一變歎クベクシテ改ムベカラズ。然バ、是ヲ以テ外命婦以下庶人ノ妻妾ノ朝服ニ比スベキナリ。且大禮ニモ其朝服ヲ服スベキハ、今皆白ノ衣ヲ用ユルハ何ノ故ナルベキ哉。其正色ノ素ヲ尊ブノ謂カ。色直シト謂フハ、雜色ノ褻服ニ代ユルノ儀ナルベシ。出生ノ時、母子白衣ヲ用ルモ同ジカルベシ。又思フニ、婚儀ニハ多ク左道ヲ用ユル禮アリ。婦人夫家ニ行テ不レ歸ヲ以テ、死道ニ比シ凶服ニ近キニ似タリ。禮云、婚禮不レ賀ト、父母ニ續グコトヲ思フガ故ニ慶賀セザルナリ。凶服ニ比スルモ又、其謂無キニアラザルカ。又出生ノ理一ナレバナルベシ。色直ハ吉服ニ代ルナリ。然トイヘドモ、皇子降誕、且臣下ノ誕生ニモ、古白衣ノ沙汰ヲ聞カズ、婚儀出生共ニ常服ヲ用ルヲ古トシ、白衣ヲ用ルハ後世トスベキ歟、如何。

今時武家ノ禮タル、婚スルニ納徵、納聘、請期、親迎等ノ禮、鎌倉ヲ初トスベキカ、足利ヲ初トスベキカ、淺見ナケレバ不レ知。何ノ代ヲ鑑スベキ歟、如何。

答

第一條

結婚ノ制律令ニ見ユ。又西土ニ六禮ヲ設ク。最モ人生ノ重事也。而考フルニ皇朝ノ古、神代之風ヲ承テ質ヲ貴ビ、文華ヲ以ヒズ、蕃國歸化シ、王使朝參セシムルニ及テ、天皇古風ノ質ヲ以テ安ズルコト能ハズ、更ニ新制ヲ下シテ文華ニ從ハシメ給フ。歷代朝廷益盛ニシテ、禮儀文物漸ク具レリ。シカレドモ、婚姻ノ如キ私家ノ禮ニ於テハ、未ダ新制ヲ下サレズ。ナヲ古風ヲ傳フトイヘドモ、專ラ私和奸通スルノミニアラズ。父母ノ許可ヲ待テ而後、男先婦家ニ行テ相見ルノ時、密儀ニ從テ正禮ヲ設ケズ。或婦ヲ男ノ家ニ相迎之時ハ設ニ正禮一。但女子之心、父母之家ヲ辭シテ輕ク夫家ニ行クコトヲ難トス。蓋聟取多シテ婦迎ハ稀ナリ。ヨツテ正禮ヲ設クルコト少ナシ。外朝ニ六禮ヲ設クトイヘドモ、實ハ驕テ踰テ相從フ類無ニアラズ。皇朝婬風ニ近シトイヘドモ、實ハ正シキモアリ。爾後豐臣太閤家ニ至テ、公ニ申牒シテ婚姻ヲ定ムベク嚴制ヲ下レシヨリ以來、當時ノ式名實相正シクシテ、古風ニマサ

レルコト大ナリ。但一ノ弊風アリ、妻ヲ擇ブコト美醜賢愚ヲ諭ハズ、一ニ黄金ノ幾許ニヨル。故ニ寵愛嫡妻ニ有ラズシテ妾ニ在リ。其妾ガ身必卑家ヨリ出テ、言行婦德ヲ修ムルコト不レ能。閨中自ラ卑風アラン。恐ラクハ、所生之男女子亦外戚之卑風ヲ承ケム事ヲ。

第二

衣服令ヲ考フルニ、朝服ハ朝廷ノ公事服也トアレバ、尋常ニハ雜袍、布袴モ服用スベシ。〔割註〕雜袍ハ直衣、布袴ハ差貫。」庶人ニ至テ、尋常トイヘドモ制服ヲ服シテ、雜色、袍、布袴ヲ通用セズ。タヾ草鞋ヲ以テ皮履ニカフルノミナリ。シカレバ、有位ハ公事ニ預ラズシテ、公門ニ入ル時ハ、雜袍、布袴ヲ服用スルコトヲ聽サル、ナルベシ。〔割註〕後ニ直衣衣冠ヲキル此ノ例ナリ。」婚姻ハ大禮トイヘドモ、公事ニ非ザレバ有位ハ雜袍、布袴ヲ服用シ、无位ハ制服ヲ服スベシ。中古布袴、〔割註〕衣冠催束帶ト云。」直衣、宿衣ヲキルモ當レリトスベシ。

第三

婚禮ニ婦人白衣ヲキルコトハ、足利ノ世ヨリハジマル。〔割註〕婚入童女記以下ニ見ユ。」白ハ色ノ本元、褐モ亦正色ナレバ成ベシ。〔割註〕褐ハ藍ノ深キヲ云。」又婚ヲ死道ニ比スノ說、頗一僻ノ舊俗ナキニモアラヌ樣ナリ。白衣ヲキルコレニヨリシモ知ラズ。但足利將軍家、晴ニ白直垂ヲ着用シ玉フ。凡源家白ヲ尙ブコトハ、經基王ニハジマル。然レバ、其氏族陪臣白ヲイムベキノ理ナキ歟。〔割註〕衣服令ニモ白黄丹ト有。」又堂上家ニハ、紫以下祝ニ着ル色、雅亮抄等ニアリ。產屋ニ白ヲキルコトハ、源氏、榮花物語、紫式部日記、中右記以下所見多シ。其例久シキナリ。

○又季冬間

冠禮ハ人之爲レ人所以、禮儀ノ始也。衣服ヲ定メ、君臣尊卑ヲ分チ、禮儀ヲ修ムルノ元也。本朝天皇皇太子ヨリ諸臣庶人ニ至ルマデ其禮具レリ。然而、中男正丁ノ制、庶人ニ至ルトイヘドモ、是尊卑ニ通ズベキ也。中男以上十五歲ニシテ、君ニ仕テ忠、軍ニ臨ンデ功アルベシ。故ニ成人ノ服ヲ服シ朝ニ事ルナリ。周ノ制、天子諸侯十二歲ニシテ冠ス。庶人二十ニシテ冠スル制ナリ。本朝元服ノ年齒不

レ共。三歳ノ頃元服スルコト、源平ノ頃ヨリ有リ。今モ高貴ニ在テハ五六歳ニシテ元服叙任ス。是ハ父ノ蔭位蔭官ニ因ルトイヘドモ、尤權ニ侈ルノ甚シキ、中古ノ弊俗改ラザルナルベシ。今言難シ。當流ニテ十六歳ヲ元服ノ年齒トス。最モ叶ヘリ。高貴ニテハ十二三歳ノ如キハ可ナルベシ。如何定リアリヤ。

本朝冠ノ制、禮服冠、頭巾ノ二品アリ。禮服冠ハ朝廷ノ大儀ニ限レリ。頭巾ヲ以テ尋常ノ服トス。故ニ朝服ヲ服シ、頭巾ヲ加ルヲ以テ元服ノ儀トス。周之禮冠ヲ三加四加ス。〔割註〕緇布冠、皮辨、爵辨之類。」本朝一加ノミ。異邦ノ禮比スベキニアラザレドモ、其意周禮モ甘心セズ。思ヘラク、本朝ノ一加勝レリト。然レドモ、今武家ノ諸侯、直垂、烏帽子ノ如キヲ以、元服最トスルハ無念ナリ。制服ニ用ユベキ歟。〔割註〕黃袍束帶。」如何。

諱ヲ定ムルコト、本朝制ナシ。異邦ニハ冠シテ字スト云、諱ヲ云ハズ。字ハ他人ヨリ稱スル名、姓ノ字ニ伯仲ヲ加フルノミ。周ノ末ヨリシテ自ラ字ノ字ヲ定メ、子ノ字ヲ加ヘ、又卿ノ字ヲ加フ。倶ニ美稱ノ字也。是亦異邦末世ノ風用ルニ足ラズ。今本邦ニ太郎次郎ト稱スルハ、伯仲ノ男ト云ガ如シ。異邦ニ勝レリト云ベシ。然シテ諱ヲ定ムルコト、和漢其制ヲ聞カズ。童名ハ字ニ非ズ。諱ヲ以テ童名ニ代ルナリ。元服ノ時ヲ以テ期トスベキ歟。今高貴ニテ四歳ニテ諱ヲ定メ袴ヲ着シ、五歳ニテ元服叙任ス。又諸侯ノ當主ハ幼稚タリトモ諱ヲ定メ、童名ニ加フ。其謂無キニ似タリ。

元服以前、童殿上ニ闕腋ノ束帶ス。是武官ノ闕腋ト共裁縫同ジクシテ、其意異ナルベシ。武官ハ宮衞ナレバ、屈伸ノ易カラシ爲ナリ。然レバ、三位以上ハ武官トイヘドモ縫腋ヲ服ス。童裝束束帶ストイヘドモ、朝服ノ制ニ非ズ。位色ニ非ズ。赤色浮織物、文小葵、下衣濃裝束等、皆服制ノ限ニ非ズ。サレバ、心ノマヽニ著スベキノ意ナリ。腋ヲ缺クハ亦屈伸ノ爲ニシテ、今ノ振袖ト同ジ。是童ノ一制ナリ。朝儀ニ預ラザレバ、必シモ殿上ノ服ニアラズ。私亭ニテモ晴ノ時用ヒテ可ナルベキ歟。朝服制服

ヲ私亭ニ用ユベキ事、前間ニ云ヘリ。童直衣ハ正服ト云フベカラズ。又細長、水干等、是褻服ナリ。殿上人以下之子、父ノ衣制ニ准ジテ、綾、平絹等雜色ノ闕腋ヲ束帶シテ可ナルベキ歟。上位ニシテ織物ヲ僭スルハ制ノ外ナルベシ。如何。

冠ノ名、令ニ禮服冠、頭巾ノ二品アリ。今ノ冠ハ頭巾也。冠ト稱スルハ冕冠、禮冠、武禮冠ニ限ルベシ。今ノ冠ハ頭巾ト云ベシ。後世烏帽子ト云モノナリ。立烏帽子、風折烏帽子、細立折揉等、其餘モ有ベシ。皆制アリ。上院中ヨリ下庶人ニ至ルナリ。烏帽子トハ黑色ノ絹ヲ以テ、頭ヲ帽フノ儀ナリ。頭巾モ皂ノ羅縠ナリ。今ノ烏帽モ皂ノ縠ナリ。其體製モ亦異ナレドモ、冠ニ巾子ノ名アリ。是纓ヲ以テ髻ニ結タル形ニ、中古ヨリ作リ固メタルナリ。烏帽ハ纓モテ結バザルノミ。何ヲ以テ頭巾ト烏帽トノ別アルベキヤ。院中着御以下烏帽ト稱スルコト、何ノ世ヨリ起リタル歟、如何。

軍陣ニ綏烏帽子ヲキルモ亦同ジ。上天子ヨリ下庶人ニ至ルマデ、常ニ科頭ニシテアルベキコトナシ。天子スラ夜モ御髻ヲ放チ玉ハズ。庶人軍陣ニ於ヲヤ。

女モ禮服ニ寶髻アリ。朝服以下寶髻ナシ。釵子、平額アルノミ。是頭ヲ帽フベキニアラズ。婦容ノ餝トス。寶髻モ頭ヲ帽フ儀ニ非ズシテ、餝ノ爲歟。本朝婦人ハ髮ヲ帽フ禮ナク、童男亦同ジキ、如何。

諱ヲ定メ、印形、書判ヲ作ルコト當世ノ風ナリ。印形ハ諱ヲ用ル事勿論ナリトイヘドモ、天皇之璽、官符之印、上古ヨリ有。今ノ印形ハ則庶人之璽ナリ。天皇璽ハ代々同ジカルベシ。庶人モ亦家々ノ印、代々同ジキヲ用ヒテ可ナルベキカ。今常ニ印形ヲ用ユベキ時、書判ヲ用ハ中古ノ風ニ叶フベキカ。花押ノ事、强テ證據ノ爲ニアラズ。名字ヲ草字ニ書クノミ。敬フ人ニハ名字ヲ眞字ニ書、花押ニ及バズ。何ノ頃ヨリ起リタルカ如何。

古連署ニ花押ノ沙汰ナシ。今モ諱ヲ書タランニハ證タルベシ。若文ニ重キ證ヲ載スベクバ、家ノ印ヲ用ヒ、尋常ニハ重キハ名字ヲ書、輕キハ二合花押等ヲ書キテ可ナルベキ歟、如何。

答

第一條
元服する年齒の論、ことはりなれども、先蹤をいはざれば、おぼろげなるによりて、古今の大畧をしるして、いよ〳〵まどひなからしむ。但中古よりの弊風にて、二三歳の兒叙位任官する事あり。こは前に、吾日記に論じぬればかさねていはず。

即位之後

清和天皇〔十五〕　陽成天皇〔十五〕　朱雀院〔十一〕

圓融院〔十四〕　一條院〔十一〕　後一條院〔十一〕

堀河院〔十一〕　鳥羽院〔十一〕〔割註〕此間御十八代略レ之。」

仙洞〔九〕

東宮之時

聖武天皇〔十四〕　平城天皇〔十五〕　仁明天皇〔十四〕

醍醐天皇〔十三〕　冷泉院〔十五〕　花山院〔十五〕

三條院〔十一〕　今上〔十〕〔割註〕此間十四代略レ之。」

親王之時

嵯峨天皇〔十四〕　淳和天皇〔十三〕　文德天皇〔十六〕

光孝天皇〔十六〕〔割註〕此間御十七代略レ之。」　靈元院〔九〕

桃園院〔六〕

諸臣

昭宣公〔割註〕基經公、於東宮、年十六。」　時平公〔割註〕於清涼殿、光孝帝加十六。」

貞信公〔忠平、十六〕　兼家公〔十九〕　賴通公〔十二〕

關　白　殿〔政通公、八〕

鎌倉

實　朝　公〔十二〕　頼　經〔八〕　頼　嗣〔六〕

宗　尊　親　王〔十一〕　北　條　時　連〔於幕府、十五〕同　頼　時〔同上、十三〕

義　滿　公〔割註〕十一、但九歳叙爵、十歳正五位下左馬頭。〕

義　持　公〔九〕　義　政　公〔十五〕

第二

元服の禮、朝服を一加する事、古今王臣の通儀なり。武臣の元服は、烏帽子、狩衣、直垂を着す。又武家の普通なり。東鑑、足利家の記録をみるに、若君元服に立烏帽子、狩衣を着す。自餘の物部准じてしるべし。〔割註〕烏帽子親といふ名もきこゆる事久し。〕いまはた黄袍の朝衣も、こゝろよしとするにたらず。吾おもふには、元服は武家の流例によりて、烏帽子に狩衣、直垂を着し、さて位記宣旨を授ふ日、朝服して庭に下りて、遙に帝都にむかひて再拜舞踏すべし。こは吾今案の儀禮なれども、位記を授ふて位袍をきぬもくちをしかるべし。又拜賀せぬも禮を失ふべければなり。

第三條

名字を定むる事、元服を期とすとはことはりなり。ふるきよはしかなり。後の世は元服已前やんごとなきは五六歳、さなきは十あまりにてさだむとみえたり。謹て書紀已下を思ふに、天皇には尊號あり、追謚あり、御諱あり、御幼名あり。即神武は在位の景迹を考へて追謚し奉りしなり。〔割註〕釋日本紀に、孝謙帝の御宇淡海の御船奉レ勅御謚を奉りたりといふ。〕神日本磐余彦天皇とは尊號なり。火火出見は御諱也。御字は仁賢帝のみにあり。又尊號のみありて御諱なきもあり。こはたゞに御諱を尊號に用ひたるもあり。また尊號に御諱をそへて稱するもありとみゆ。聖武帝已來別に御諱みゆる事連綿せり。孝謙帝佛に歸依し給ふによりて謚を奉らず。平城帝已來、或は皇居、或山陵の所を稱して謚を奉らず。嵯峨天皇以後尊號を稱せず。又嵯峨院を造りて院號を稱す。〔割註〕又西院とも稱し奉る。〕

人臣も其命などゝいふ事ははやう絶て、官位姓名を稱するなり。〔割註〕官位姓名に次第あり、令已下の書にみゆ。」女も玉依姫、媛蹈鞴五十鈴媛命などいひしを、旅子、〔割註〕淳和御母。」嘉智子、〔割註〕仁明御母。」の頃より子の字を通稱する事連綿せり。これらも少名は別にありて、笄する日更むるなるべし。しかあれど、前にもいひしごと、當時は元服以前名字をさだむ。皇子は立親王の日さだめ給ふ例なり。

闕腋袍は屈伸の爲との說あたれり。

第四條
童裝束は童の朝服にて、即制服ともいふべきなり。童殿上とて、童子に昇殿をゆるされて宿直せしめ給ふ時は、晝はこれ、夜は童直衣を服すべし。細長、水干等は私第にて服用すべきなり。冠と稱するは禮服冠の事なりとはいかゞあらん。推古帝の冠位を定められしも、當色の絁をぬひて、元日には髻華を付れ共、玉もて餝れるにもあらず。孝德帝の織冠、繡紫冠、錦冠、青冠等も色と織にてけじめわかち給へるにて、玉もて餝れるにもあらず。令條に至りて禮服冠と稱し、朝服には頭巾と無下なる字をかゝせ給へり。こは其頃幞頭なども書たれば、頭巾共書しならんにまかせて、深くしもたどり給はぬなるべし。ふるきよに位を授ふ時、其當色の冠を賜ふといふも、禮冠にはあらず。いまだ禮服を制せられぬ前の事なればなり。大寶元年冠を賜ふ事を停められて位記にかへられ、同二年にはじめて大納言以上に禮服を着せしめ給ふ。おもふに、禮冠は唐朝に效ひ給ひて、こと更に造り出し給へるにて、皇朝普通の冠とはすべからず。されば天皇の御元服にも冕冠は服し給はず。王公百官元服するにも禮冠はきず。尋常の冠を服用するにてしるべし。

同
烏帽は無紋の繒にて、ぬひて頭に引入たるまでにて、纓も笄もなし。冠と製同じ共いふべからず。

第五條
婦人は髻を垂たれば、頭をおほふに及ばず。童子も同じ。但婦人の禮服には、寶髻とて金銀珠玉をも

てかざる事みえたれ共、今傳はらず。義髻といふものや、後の世のかつらを入たるなり。このかつらを武家にてあまた所ゆへども、こは晴にはとくべきものなり。

第六條

印押字の說も理なり。考ふるに、文武帝の慶雲元年、諸國の印を鑄さしめ給へり。これよりさきに、內外印、省臺寮司、各印ありとすべし。〔割註〕令條を思ひてしるべし。」又東寺の古文書をみれば、私の印もはや天平にみえ、嘉祥二年の券文には指を以て證としたるもあり。又草名は昌泰、天慶のころよりみゆ。〔割註〕東寺古文書にあり。又花押藪にも道風、行成、匡房卿等の花押みゆ。」弘安禮節には草名を用ゆる事、制を立たり。名字の下に花押書事は、平治の頃よりあり。〔割註〕こも花押藪にあり。鎌倉にいたりてはしば〲みゆ。」

後松日記 卷之十三

一平澤季冬に合戰の三稿を書て遣しける、

千早振神代のみいくさは、今はたいふに及ばず。書紀、軍防令等を思ふに、便ニ弓馬ニ者爲ニ騎兵ニ。無レ馬者爲ニ歩兵ニ。並當ニ試練ニ云々。又弩、石矛、矟、長槍等を用ひし事見えたれば、其手振かはるべし。〔割註〕發弩拋石、並に今傳はらず。」中比經基王、貞盛朝臣より、こなた賴義、義家の君など、ことに弓馬に長じ給ひ、その幕下の兵士ひとりもつたなきなく、發つところ必羽ぶくらをのむ。遠もちかきも心にまかせ、弓手も馬手もはせあふまに〳〵射ておとせば、弓矢にしくはなかりしなり。よりて騎兵の隊のみにして歩兵なし。是第一べんなり。〔割註〕さはいへど、太刀打せぬといふにあらず。組打もすべし。ことに矢種もつきたる窮兵は、太刀打、組打をぞすべきなり。」

源平のたゝかひの比も、なほ騎戰のみなれど、あるは組て勝負をし、またはつよ馬をもてかけ破る。これ少しく弓馬の術のおとれるによりてなるべし。されば、其兵の中に歩射の上手あり。〔割註〕爲朝朝臣の類、この御曹司つくしそだちにて、馬上の射いさゝか劣れるとぞ。」又打物にほこるもあり。〔割註〕莊司重忠の類、平家の侍には尤多かるべし。」元弘、建武に至りて、うち物ます〳〵盛になり、山寺の惡僧等は〔割註〕延暦、園城。」更にもいはず。歩武者も交れる樣なり。合戰の次第は、先陣に進んで名乘るに家門の美名を自稱し、〔割註〕或は敵を詈りことば戰をするもあり。」まづ矢軍をして、〔割註〕矢合の鏑とて、鏑矢をはじめに射るなり。」敵を射しらまし、楯のはしうごき、敗軍の機をさつし、駈武者馬をはせてかけ破らんとするを、歩武者馬のもろひざをなぎなどして、歩騎とり〴〵戰ふを第二へんとすべし。

足利の末の頃より、足輕といふものを陣面に立、鐵炮わたりては、炮卒を第一の隊とし、弓卒を第二の隊とす。炮卒しきりに打合、弓卒かはる〳〵進みて、兵士鎗を入る。〔割註〕一番鎗、二番鎗等の名有。〕突戰して勝負を決す。其手ぶり大に變れるを第三へんとすべし。〔割註〕兵士鎗を入、馬をば乘放つべし。但隊長はなほ馬上にありて指揮を要とすべし。〕

○甲越の兩將ことに漢風を學び、八陣九地などを信じて陣法をたくみにし、專ら破られざらん事を思ふが故に、敵軍進み來らざれば、わが備を崩し、地理をはなれてかゝらんはあやぶくて、かたみに戰をいどみがたく、いたづらに數日をおくる。これ陣法に深入する一僻にして、たゞ兵馬糧務を費勞せんは、吾好む所にあらず。〔割註〕さはいへど、書紀にも陣法の事みゆ。續紀には陣法の博士あり。こは往古の人民淳朴にして、軍事をしらざれば、しば〳〵ならはし給へるなるべし。〕

○甲冑の製作も、合戰の手振のかはれるまに〳〵、また三篇なりとしるべし。ふるきよはしらず。頼よし、義家朝臣よりこなた、鎌倉のよにいたるまで、將士皆鎧を着す。〔割註〕馬の口取の類のみぞ、胴丸をきたるなり。〕元弘、建武の頃、或は鎧を着、又は胴丸を着たるべし。〔割註〕尊氏將軍の像鎧を着給へり。太平記にもなべて鎧と見えたれど、宗像明神の社藏に、尊氏將軍の胴丸あり。又正成朝臣の胴丸も所々にのこれり。〕足利の世にはなべて胴丸なり。〔割註〕結城合戰の畫、又細川澄元朝臣像等をみてしるべし。されどやんごとなき人は鎧を着給ひしなるべし。〕元龜、天正にいたりては、常の衣服もまことにあらぬさまになり果ぬれば、直垂にゑぼしきる人などはなくて、亂髮に鉢卷し、多くは鐵胴をきたるべし。

○其調度も又三べんとすべし。後三年の頃までは、弓矢をむねと用ひ、源平の頃は弓矢、太刀、薙刀並に用ひ、太平記のころ、打物ます〳〵盛になり、槍もやゝ出來たり。元龜、天正にいたりては、弓鐵炮を歩卒の任にし、武士は鎗をもてむねとす。〔割註〕されば足利の世までは、調度といへば弓矢の事

になり。今は道具といへば鎗の事になるなり。」しかいへど、是のみや時世にも移らず。その人の得たる所にして、後の世にも內藤家長朝臣は弓矢をもて稱せられ給へり。榊原康政朝臣、島左近が如きは、長刀を用ひしとみえたり。

〔腹卷は狩衣、水干の下にきたるものなれば、袖籠手などは具せぬものなり。又やんごとなき人、宮原など、あるはまだあげまきにて軍に從ふ時、したゝかに鎧きんはにげなくて、腹卷に小具足つけて着たるもあるべし。

○考ふるに、直垂に小具足許きる事は、よの常の衣服にたぐふれば裃姿に准ずべし。されば、私の陣にゐる時は心の儲にて、主將の前には必胴をきて出べし。〔割註〕かぶとは敵にむかふ時のみきるものなり。貴人の前には必ぬぎて出べし。」されば、後三年合戰の畫にも、夜半に貞道をめされたる時、八幡殿は小具足に太刀持てしん所より出給へり。貞道は鎧をきて御前にかしこまりしをみてしるべし。〔割註〕後のよにはかゝる用意もなく、小具足許にて人前へ出しもあり。」

○甲冑の製作は、古今得失とり〳〵なるべし。しかるを、兵家の說は最上桶皮の類、鐵胴にかぎり、故實を好める人は鎧、腹卷、胴丸をよしとす。吾思ふには、古の製作もいまの手振も、よく着試み、弓をも射、槍、薙刀、太刀打、組打をもして、進退周旋心にまかせたらば、いづれをも用ゆべし。必琴柱ににかわして、古今を論ずべからず。さはいへど、章服にも禮服、朝服、直衣、宿衣の等級あり。褻服にも布衣、水干、直垂以下の差別あり。戎衣も亦一樣なるべからず。たとへば、やんごとなき若君の鎧着初をし給はんに、最上桶皮の類の鐵胴を奉るべくもあらず。又大將軍の出陣、あるは凱旋の日、いま樣のいやしげなるもの着給ふべくもあらず。實に刀槍をまじゆる時は、とまれかくまれ、鎧をも、腹卷、胴丸をも、當世具足をも並べ置て、時に臨み心にまかせて、いづれをも着給ふべきことなるべし。おのれもさこそ思ひとりて、鎧二領、〔割註〕一領は函工大石が製、一領はわが手づくり。」

胴丸、また當世具足をも持て侍るなり。腹卷許ぞいまはなければ、こも手作りにやすべけんなど思ふなり。

○或兵學者流、古製の甲冑は不便利なりといふ。行義間て、そは着試み給へりやと問ぬれば、さもやなかりけん、顏打赤めてやみにき。げによしあしを掲焉に定めん事は、朝夕着試み、馬一疋をだに飼置て、何事をもし、深くたどりて後こそいひ出め。ゆくりなく心あての説をいひ出て、かへりて兵家の敗北せしは、こゝろの內ほゝえまれて、本製の鎧一領をだに具足し、直垂、大口までをとゝのへ侍らんには、ちゞのこがね出さゞれば、其用途に充がたかるべし。されば、なま〳〵の兵學者流者は、みし事さへなきを、あさゆふ着試み侍らんは、いとかたかるべければ、しゐてあしといひおとして、取交へぬもうべなりけらし。ことに未練なるは、製作の樣をしらぬも多かるべし。

○まことはかの東照大神の齒朶の御具足ぞ、吾國六十餘州を平治し給ひし御物具なれば、これにます製作は又しもあるべからず。諸侯家にも、其世のものぞ傳へ給はん。是をみても、いにしへの忍ばるべければ、必儻製の高卑をばいひ給ふべからず。しかあれど、太平の後二百餘年、文物備り、官位によりて束帶、衣冠、狩衣、直垂以下をきる人は更にもいはず。吾黨までも、必戎衣のみ、慶元年間の風をまねぶべくもあらじと思ふなり。

以上

○いにし年、大鹽平八郎の大阪中を亂妨せし時、遠藤但馬の守の君、火事羽織の下に腹卷を着給へりとぞ。げにかれら百二百人許おこり立ぬる共、君達のうるはしくよろひ給ふべきにもあらず。御用意感じ奉るにあまりあり。

○或やんごとなき若君の鎧着初をし給ひし時、頭巾をかうぶらせ奉りしとぞ。こはその家の兵學博士のしわざなり。つぼ袖の胴着などをや奉りけん。其ほかの御物具も推量るに、くちおしきこゝちす。もと

より甲越の兩大將は、入道なればこそ頭巾、道服の類をきて、曲彔にこし打かけなどもしたるべし。おひさき遠き若君に、法師の手振をさせ奉りしは、いと〳〵いまはしからずや。こは兵學者流にもかぎらず。一流一家の先生は、かくのみ文盲なるものなり。

○執レ聟所三ケ年不レ葺ニ菖蒲一哉事　山槐記、仁安二年五月四日辛丑、藏人右衞門權佐經房示送曰。執レ聟所三ケ年不レ葺ニ菖蒲一之由。有ニ巷說一如何者。答ニ不レ知之由一了。不レ憚事歟。是越後守時實爲レ聟仍相尋歟。

○法住寺殿御移徙翌年葺ニ菖蒲一事　山槐記、仁安二年五月四日。法住寺殿葺ニ菖蒲一。去年十二月御移徙也。新屋三ケ年不レ葺之由有ニ閭巷訛言一。仍所レ記也。不レ憚事也。

○五月葺ニ菖蒲一喪家服者家葺之事　人車記、保元元年五月四日。故高陽院白川御所不レ葺ニ菖蒲一。是定例也。法性寺故北政所御所葺之由。或人來示。尤非レ例也。喪家不レ葺之。服者家葺レ之定事也。」玉海、壽永元年五月五日。喪家所之外雖レ重。喪家葺ニ菖蒲一也。」左經記、長元九年五月五日。去十七日一條院崩。又今朝謠言。付ニ菖蒲一之人稱レ有ニ其例一。兩京小宅皆採ニ棄其菖蒲一云々。

○新造亭三箇年間煤拂不レ可レ有　東鑑、嘉禎二年十二月六日。爲ニ大膳大夫奉行一召ニ陰陽師等一於ニ御所一歲末年始雜事日時勘ニ申之一。御煤拂事有ニ相論一。文元朝臣申云、新造者三箇年之內可レ有ニ其憚一云々。親職、晴賢等朝臣云、先達者雖レ無ニ指文一。皆所ニ記置一也。至ニ新造一者無レ煤之故歟。有レ煤者可レ拂歟云々。所詮此條無ニ證據一。然者無ニ煤拂御沙汰一可レ宜歟之由。被ニ仰出一之間。各不レ申ニ子細一也。

○點圖角筆之事　江家次第卷十七、御書始條云、寬和例書御座西間供ニ縹綱端帖一枚一爲ニ御座一。其前立ニ御書案一置ニ御注孝經一卷レ紙也。又置ニ點圖角筆等一案面推レ紙。御座西間敷ニ兩面端帖一〔東面〕、爲ニ攝政座一。

○夾筆　西宮記、除目直物條云、令レ進ニ彼年年除目改正一。剌夾筆勾申文。」北山鈔、除目直物條云、隨

レ直二勾勘文幷中文一夾筆召レ名。〔割註〕摩二一行一有二空所一者又指二夾筆一云々。」江次第鈔四云、夾管以レ竹〔割註〕長三寸。」作レ之以レ絲結レ之。或以二紙捻一結レ之。兩說也。江家次第卷四、除目直物云、參議仰下入二直物一年々召名並硯可レ進由上。〔割註〕略、便用二其硯一更不レ召二外記硯一。只仰下可レ進二夾筆一由上。」山槐記〔割註〕中山內府忠親公記。」云、夾筆、大外記師元朝臣作レ之與レ予也。寸法如レ此以レ竹〔割註〕其色頗黃。」作レ之。長甲方。其首少許以二細紙捻一眞結結レ之。〔割註〕淸家夾筆頗短、或又以レ絲結レ之云々。」淸少納言枕草紙云、古今をかくしもてわたらせ給ひ、〔中略〕、十卷にもなりぬ。さらにふようなりとて、御さうしにけうさんしてみとのごもりぬり、いとめでたし。

角筆は字突なり。竹をもて作る。本ありみるべし。短は御料、ながきは御侍讀のれうなり。もとは角もてつくれば、角筆とはいふなるべし。夾筆はよみたるしるしにさしはさむなり。是も本をみるべし。

○九月のはたあまり、鍋島攝津守の君のもとにはべりぬ。その日の事を書て大森へ遣しける。

しらぬ火のつくし肥前の國、蓮池のわたりしらせ給ふ攝津守の君は、いにしへを好ませ給ふ事ねもごろにものせさせ給へば、御あたり近くなれ奉らまほしけれど、打付にさぶらはんもなめげなれば、思ひつゝ年月經侍りぬ。ひと日めしよせ給ふべく、大森某が御せうそく傳へぬれば、いとうれしくて參り侍りぬ。はやく御みすの內ゆるさせ給ふて、御前近く候はせ給ふ。君は風折ゑぼうしに朽葉や有けん、文紗の御道服、花田の御さし袴着給へり。御ましのあたり、御調度抔えもいはずなまめかしうみやびなるは、まづみぬ古の心地して、鳥がなく吾妻のめには打驚かれぬべし。程なく御土器給ふ。その洲濱の臺は、森姬君の御城にまうのぼらせ給ひし時、大君の給へるを、又此の君に給へるなりとぞ。鳥の御あつものなど賜ふ。御酌の女房は、小袿のいとうるはしき、ひとりは濃袴着たり。かゝる御設をもしらで、放ち元鳥にうちとけたる衣きては、いとかしこくもはづかしくも、

顏赤むこゝちすれど、いかゞはせん。さて三舟の屋にものせよとの給ふ。こゝには透渡廊をもてつゞけ給へり。御庭の前栽、秋の千草は萌過て、きくの花のみ今をさかりと匂ひみちたり。簀子に讃岐わらふだしかせ給へて並居ぬ。御くだものを給ふ。こも唐菓子のめなれぬさまにて、菊重の紙打敷、いまひとつはよの常の御菓子なれど、心葉さし給へるも、いとえんになつかしげなり。み物語り數々聞え奉る。此三舟の屋は、詩歌管絃をせさせ給ふ御料に造らせ給へれば、大井川の昔思ひ出てさはいひ給ふとぞ。かくてはしば／＼も參れかし歌などもつかうまつれ、いとよくおしへ聞へんなど、御心へだてずの給はす。もとより物部の口をしさは、弓矢をとりてならば、歩騎いづれの御かたきをもつかうまつるべけれど、かゝるかたはいふがひなくて、三の舟えらばしとはきこゆべくもあらず。たゞかしこき御教によりては、やまと歌の舟にだにのらまほしうおもひ侍りぬ。

　大井川三舟浮べしみぬよまで覺ゆ計のけふの樂しさ

　秋深く匂ふみ庭の白菊は君がちとせのかざしなる覽

たそがれ時になりぬれば、大殿油參りとうろに火ともさせ、かゞり火の臺めしてたかせ給ふ。中々に月まち出んよりは、えんになつかしきみ前のさまなり。かゝる御あたりには、げにをのゝえも朽ぬべけれど、又しもなど聞へ奉りて、まかでぬるはいと／＼あかずなん。

○木原稲臣直垂抄出並付紙　貞信公記曰、天慶度云、征東將軍參議右衛門督藤原朝臣忠文趣二東車一。予使時名賭二金錢百文及精好綾二一端一畢。件綾着二甲介表料一也。色以二紅梅一絲一。江談抄云、貞信公御餞ノ直垂トテ、右衛門督紅ウスキ直垂着テ、東ニゾ下ラレケル。野府別記云、寛和元年召二覽彼祖父貞盛朝臣之直垂一（萌黃）、爲二甲介一裏悉損。壬生忠見集云、ある人のひたゞれをえさせんとあなる、裏をなんうしなひたりとまうす。兵部卿範輔卿記云、直垂元武士之服也。爲二直仕一聽レ之。文門直衣相同也。宣旨部類記曰、天慶度、平貞盛聽二直垂着一。宇津保物語、藤原の君曰、さぶらひの人どもは、は

たけつくるとて、おとゞくゝりあげ、くれの足駄はきて、さい杖つきて、布の直衣きて立給へり。

直垂の起原を考ふるに、上古武官の着服に襖と云ものあり。其製闕腋にして直垂におなじ。是をまたいづれの御時よりや、ひたゞれとは云初けん。其襖を改名付し事は、いまださだかに所見あらず。武官の位襖と、武士の直垂とは、其服制の懸隔する事いふに及ばず。又當時に至りても、武官の儀服は必襖をきる事なれば、改名ともいふべくもなし。位襖は朝廷の大中少儀の公事に服す。冠を被り、半臂、下襲等をかさね、表袴の上にきるなり。其體製は上首にして尻長し。〔割註〕欄のなきものは尻を長くす。」元日、即位には武禮冠、裲襠をきるを禮服といふ。又官によりては挂甲をきるなり。直垂は武士の宿直に夜のみ着たるものなれば、袙の裁縫に同じたりくびにて、身前後共に短し。全く下衣の體製なれば袴に着こむなり。如レ此懸隔すれば、一口にいふべからず。素襖の襖も、襖子の襖より取たるといふが近かるべし。襖子は賤服にして、其體直垂に同じ、裏有、綿も入るなり。〔割註〕下の條に素襖の條に、襖は位襖より出たるとしるせり。」

露は元大針小針をさしたる、其餘を下げたるなるべし。しかるを、玉蘂云、建暦二年三月廿二日宣旨云、王臣家雜仕裝束。〔中略〕、懸二閉絬一停二止之一。とのたまひしより、露をのみ下るべく成にけん。其露下ぐべき長さは、道照愚草に、袖の下三四寸、露を結びさげ候と見えたり。使用にはこれを取合むすびてかたにかくるなり。〔略〕、

袖絬に差絬、籠絬の二種あり。差絬と云は、大針小針にさし通したる也。この絬といふは、袖の端を折て内を通し、袖の先にて穴をあけ、外に引出して一結してさぐるなり。それを略して袖先計に付るなり。さし絬は、式にて狩衣、水干に用ゆ。されど、外記史の類、又宿老の人はかざりをはぶきて、こめくゝりにして肩もぬひこしてきる事なり。〔割註〕こめくゝりも、もし事にのぞみてくゝるには、安すけれ共、俄の時は露をむすびてかけたる事

もあり。」

首書 縫日付とは切付紋の事なり。又菊閉の事を云たる處もあり、と圖說に出たり。

縫日付とは、家紋を縫目々々に付る事なり。當時の布直垂、何れも縫目付なり。菊閉の事をいひたるといふにてしるべし。

胸紐の條 大双子に曰、裏打は紐も、菊閉も、當の如く紫革にて、素襖の紐よりも少しひろかるべし。同書に、素襖の紐はひともんと定りたる事なれば、夫より少し廣くすべき也。又義經記、〔割註〕靜御前の條、畠山の出立。」別して色々しくも出立ず、白き大口に、白き直垂に、紫革の紐つけてとも、又布衣記に褐の直垂に赤革の紐なりとも、又齋藤助成記にも、革緒の直垂といふ。春湊浪話〔割註〕土肥經平が作。」にも、無位の武士は布直垂に緒に革を付たり。又紐付べき樣は、革を能程にたち切て絲にて縫付るべし。縫目は內に成樣に折返して付る也。〔割註〕ひもの圖略す。」

此紐革付樣、桂宮御藏物豐臣太閤贈らるゝ古素襖如ㇾ圖。革の先を截て、中の廣き處は下ゑ折、兩端の細き處を裏へ通して結び置たり。古風感ずべし。



此中をば下ゑ折て兩はしの細き所にてむすびとむるなり。

菊綴の條 又故實記にも、縫目を裏よりすくひて付候方も候。又絲にて付候。又そくひにても當代つけ候ともみえたり。裏よりすくひ付るに二樣あり。結目のたてに成たると横になりたると也。〔畫圖略す〕

桂宮御藏物古素襖ニ結したり。小笠原長時朝臣記に、雁金を表すとみえたるも、これをいひしなるべし。

玉海文治六年御入内之條、臥ニ御衾上ニ。先着ニ紅御直垂ニ。其上奉ニ御衾ニ。又明月記に、聟君直垂同御枕二、姫君御小袖其石置云々。又宇治拾遺に、〔割註〕利仁将軍の敦賀の家にての事を記せる條。」綿厚らかに入たる直垂、また綿四五寸許入たるなどみえしは、夜具の直垂なり。土肥考の頭書、〔割註〕安齋翁。」衣の上に着る直垂といふものあるに紛らはしく、臥具をも直垂と名付べき事あるべしとも思はれず。押はかるに、衾は袖もなく方なる物にして、臥具の本なるに、後に袖付綿入などして作り出せしが、其形衣の上に着る直垂に似たる故、直垂衾とも名付しなるべし。直衣は狩衣に似たればとて、狩衣、直衣ともいへる類なるべし。常に毎夜用ゆる物なれば、衾を略して直垂とのみ呼ならはせし故、其名差別なくなりしにや。〔割註〕以上採要こゝに擧。」此夜具のひたゞれは、今世に夜具と名付る物なり。〔割註〕衾と云は、今世にふとんと云もの也。」

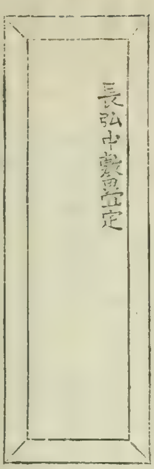
夜具の直垂を別種にしたるは、いとよき説なるべし。されど、わが憶説は、直垂のもとは、宿直に夜寒をしのがんれうに、綿入たる衣を着て、柱によりそひなどして、夜をあかせしものなるべし。宿直袋に入てもて出て、とのゐさうぞくの上に打着て、帶などもせで、ひたぶるにうちたれきたれば、ひたゞれとはいひしなるべし。そをうちとけたる時は、晝も着、夜は衾の下にも着たるなり。されば、うるはしき夜具とはすべからず。さて武士のもはら是をきる事は、物部は宿衛の任なればなるべし。

いにしへはむしろを敷て、ふすまをおほひてねる事常の例なり。常に每夜直垂をきたるといふ事、證文もみ及はず。明月記、玉海、三中口傳にぞ、うるはしき寢具の樣に見ゆれば、大かた其頃の事にもありぬべし。源氏物語のうちにもみえず。〔三字本ノマヽ〕空蟬か人がにしめるも、ひたゞれにてはなし。又雅亮抄にも、うは嫂ふすまの事はあれど、ひたゞれの事はなし。江次第執聟の條にもみえず。〔割註〕いま堂上家の婚儀には、ふすまを略してひたゞれを用ゆとあり。一條殿、近衛殿等の御婚儀次第に

あり。」いまのよにも、京方にては袖付たる夜具をきぬなり。されば、ひたゞれを夜具の事にせんもよしなきなるべし。狩衣、直衣と云は小直衣の事なり。

直垂の體製は下衣のさまなり。本朝の表衣は上首（アゲクビ）にて、袴の上にきるを例とす。下衣はたりくびにて、袴に着こむものなり。されば直垂はかり衣よりもやゝおとれる服とするべし。

一上莚之事　雅亮装束抄云、そのつちしきの上に、つちゐのうちのりに、なかにうげん一帖なかすみに敷、南枕、その上にからあやのおもてにしきのへりさしまはして、わた入たるがうち裏つけたるをしきてとぢつけたり。これをうはむしろといふなり。そのまくら左右に、八もん字にしたんぢのてのこ几丁をたつ。机几丁といふなり。三中口傳云、上莚事。白唐綾二幅ヲ面ニシテ、濃打タル裏ヲ付テ、綿ヲ不久良加仁入テ、青地錦ノ縁ノ四方ニ着レ之。帳臺之內上敷レ之。四方ヲ所々縫（閉イ）付也。京莚着レ縁ハ非ニ法式一。不レ用ニ晴儀一。只私今案也。源氏物語、夕貌巻云、あけはなるゝまぎれに御車よす。此人をえいだき給ふまじければ、うはむしろにをしくゝみて惟光のせ奉る。類聚雑要抄云、表莚三枚、（割註）各一枚。」



縁青地小文唐錦
弘三寸
裏濃打物
又唐綾用之

永久三年、面莚、裏平絹唐錦。
又云、今案、永久三年七月廿一日、東三條關白右大臣殿移御被用レ之。色目同前也。（割註）弘并長各中敷寸法同前也。縁弘三寸四方廻レ天差レ之。青地小文唐錦裏濃打物。」

○或人のとふによりて書て遣しける。

一刀子、短刀、刺刀、腰刀、一物にして異名なり。其製作は鍔なくして合口なれば、合口の刀ともいふ。鞘を絲などをもてまけば鞘卷ともいふ。其用は組打にさしころし、又押ふせて首をかくものなり。されば鍔ありては組合ながらぬく時ものにさわりてあしゝ。長きも便利よからねば八九寸をよしとすべし。

一太刀か、長き刀を帶してうちあふ時は是を用ひ、合口の短刀をさしそへて組打には是をもちゆ。近頃いにしへぶりをしたひ、長き刀に短刀をさしそゆる人多し。かくて武用にかけたる事もなければあしゝともいふべからず。

一主人の居館に宿直する時、長き刀をば我休所に置て、一刀にて人に應對する時、もし非常の事あらんに、合口の短刀にては不用心に似たれども、かゝる時は組留て無爲をいだすべき事專一なり。そむ事を得ざる時こそさしころしもせめ、いちはやく脇差ぬきて切あはんとおもふもよしなし。されば、思ひの外短刀さしたるが便利よき時もあるべし。高名不覺は必鍔の有無、刄の長短にもよるべからず。人々の武道の心掛と、武運による事なるべし。もとより夜討强盜の打入たる時などは、長き刀をもて出あふべし。

一さはいへど、二百餘年大小てふとて、つばある兩刀を必帶す事なれば、いまおのれひとりしたり顔に、短刀をさすをよしともすべからず。よくいにしへをたどり、いまをかんがみ深く思ひとりて帶すべきなり。

一狩衣、直垂は更にもいはず。素襖、長袴などきんずる程のはれの儀式には、必合口の短刀を帶すべし。

○輦車の宣旨を蒙りぬれば、輦車にのりて宮門を出入する事なり。私第より輦車に乘ていづるもあり。

忌の赤紐の如く同様之絲を下たる圖有レ之候。是は全誤たる歟。細長には袖括も露も無レ之圖の方宜哉。

御半尻、御細長等は、幼年の内着用之服故、同様五色の絲にて華幔等結び候事に御座候。既右大將樣御童體にて着御の御細長は、白紅紫の絲にて鶴結總結等被レ付候。〔割註〕是は相國宣下の時着御有レ之候。」一又萌木赤にて結たるも御座候。小忌の赤紐の如く肩にみへ申候は胸紐に御座候。水干、細長等は人紐にては無レ之、長紐に御座候。細長は童體の事故、誠に幼少の間は色々之結付たるを着用仕候事、普通の事に御座候。

○本願寺内薬より問　家司〔けいし〕、家〔つかさとも〕、源氏物語若菜上云、御おくりに上達部などあまた參り給ふ。かのけいしのぞみ給ひし大納言も、やすからず思ひながらさぶらひ給ふ。紫式部日記上云、宮司殿の家司のさるべきかぎり加階。」榮花物語云、關白殿のかみの家司いなばのぜんじちかたゞをば、よりあきらが替りのみのになさせ給ふ。下の家つかさ左衞門のかう爲かたをば。」狹衣一云、あすよりはじむべき御祈の事など、家司職事どもあつめて。落久保物語三云、中の君の御男の左少辨越前守抔も、此殿の家司かけたれば、」江家次第、大臣家大饗云、藏人到二中門一以二家司一令レ奉二蘇甘栗等一。先家司四位一人達案内。次五位二人相具相向執レ之。」朝野群載七、〔割註〕十六歲。」家司着到。天仁三年三月一日庚午。大藏大輔主殿頭。」山槐記、治承四年、春日祭、家司六人。玉蘂、嘉禎四年三月十一日。加二補家司職事一。家司忠高朝臣、長明朝臣、師爲、職事、時兼。

○狩野勝川殿問

腰刀柄白鮫之事

右古書古畫等にもしかとはみえ不レ申候得共、宗吾記等に柄皮と有レ之候はさめの皮のよし、貞丈抄にみえ申候。太刀の柄にも白鮫かけ候事故、子細有レ之間敷奉レ存候。

同馬尾
是は平家物語、盛衰記等にみえ申候。證據分明に御座候間、尤宜と奉㆑存候。
同琴の緒
琴の絲にて柄まき候事は、腰刀にはみえ不㆑申候得共、宗吾記に太刀の柄を卷候事みえ申候。其准據にて是亦不㆑苦奉㆑存候。飛驒國國分寺の古劍にも有㆑之候。
同より絲
是は楠正成朝臣菊水の短刀、其外京都高家所藏古短刀等、又太刀にもみ及申候。

○驛鈴、傳符、飛驛　日本書紀云、孝德天皇大化二年正月。凡給㆓驛馬傳馬㆒。依㆓皆鈴傳符剋數㆒。凡諸國及關給㆓鈴契㆒。並長官執。無次官執。」續日本紀云、養老四年三月乙亥。按察使向㆑京。及巡㆓行屬國㆒之日。乘㆑傳給㆑食。因給㆓常陸國十剋、遠江國七剋、伊豆、出雲二國鈴各一㆒。」又云、同年五月乙亥。給㆓伊豆、駿河、伯耆國三剋鈴各一㆒。」又云、天平四年九月丁卯。依㆓諸道節度使請㆒。充㆓驛鈴各二口㆒。」又云、天平十七年九月癸酉。天皇不豫。勅㆓平城恭仁留守㆒。固㆓守宮中㆒。悉追㆓孫王等㆒。詣㆓難波宮㆒。遣㆑使取㆓平城宮鈴印㆒。」日本後紀云、弘仁三年五月乙丑。伊勢國言。傳馬之設。唯送㆓新任之司㆒。自外無㆑所㆓乘用㆒。今自㆓桑名郡榎撫驛㆒。達㆓尾張國㆒。既是水路。而徒置㆓傳馬㆒。久成㆓民勞㆒。伏請一從㆓停止㆒。永息㆓煩勞㆒。許㆑之。」又云、大同三年四月辛巳。驛鈴遺在㆓廊下㆒者自鳴。」又云、弘仁三年十月癸丑。〔略〕、廢㆓常陸國安侯。河內。石橋。助川。藻島。棚島六驛㆒。更建㆓小田。雄薩。田後等三驛㆒。」三代實錄云、天安二年八月廿七日乙卯。文德天皇崩㆓於冷然院新成殿㆒。〔略〕、大納言正三位兼行右近衞大將民部卿陸奥出羽按察使安倍朝臣安仁。〔略〕、奉㆓天子神璽寶劍節符鈴印等於皇太子直曹㆒。職員令云、少納言三人。掌㆘奏㆓宣小事㆒。〔割註〕謂公式令所謂請㆓進鈴印㆒及賜㆓衣服㆒。如㆑此小事之類是也。」請㆓進鈴印傳符㆒進㆖付飛驛函鈴兼監官印㆖。〔割註〕謂唯得監視踏印。其印者依㆑律長官執掌也。」公式令云、凡給㆓驛傳馬㆒皆

依二鈴傳符剋數一。事速者一日十驛以上。事緩者八驛。還日事緩者六驛以下。〔割註〕謂四驛以上。依レ文二驛爲レ差故也。」親王及一位驛鈴十剋。傳符三十剋。三位以上驛鈴八剋。傳符二十剋。四位驛鈴六剋。傳符十二剋。五位驛鈴五剋。傳符十剋。八位以上驛鈴三剋。傳符四剋。初位以下驛鈴二剋。傳符三剋。皆數外別給二驛子一人一。〔割註〕謂驛子騎馬爲二先行者一。凡驛家者人馬必相從。故雖二文不一レ云。人馬共給也。文云。驛子不レ言二傳子一。即明數外亦不レ可レ給二傳子一也。」其六位以下隨レ事增減。〔割註〕謂八位以上。其初位以下者別有二文故。但此令無二四剋鈴一。若應二增給一者即封二其所レ乘之剋一而給。」不二必限レ數。其驛鈴傳符還到二日之內送納。〔割註〕謂還二到於京一送納日限。其案二唐令一使事未レ畢。三間使納所在二官司一。今於二此令一既除二其文一。故知使人在レ國之間。仍合二隨身一也。」又云、凡諸國給レ鈴者。〔割註〕謂其剋數者依二式處分一也。」太宰府二十口。〔割註〕謂管內諸國亦國別皆給也。」三關及陸奧國各四口。大上國三口。中下國二口。延喜太政官式云、凡左右辨官各錄二入奏并請印文書及請進驛鈴傳符等色目一。牒二送少納言一。少納言外記錄二入奏請印及請進驛鈴傳符訖之狀一牒二辨官一。其式如レ左。」辨官牒二少納言一式。〔略〕、某國正稅帳使官位姓名所レ進若干剋驛鈴一口。某國守位姓名赴レ任日所レ給若干剋傳符一枚。右驛鈴一口。傳符一枚請進。」下二某國一爲二正稅帳使官位姓名事畢還任一事一通。若干剋驛鈴一口。下二某國一爲二位姓名任レ守事一通。若干剋傳符一枚。民部省下二某國一爲レ給二官位姓名食封一事一通。右三通請二內印并驛鈴一口傳符一枚一。」又云、此文太政官式無。恐衍。凡行幸從駕內印并驛鈴傳符等皆納二漆簏子一。主鈴與二少納言一共預供奉。」又主鈴式云、凡行幸從駕內印并驛鈴傳符等。皆納二漆簏子一。主鈴與二少納言一共預供奉。其駄者左右馬寮充之。內裏儀式、少納言尋常奏式云、皇帝御二紫宸殿一。〔略〕、少納言就レ位奏曰。太政官奏久。某國某使等乃進禮留若干剋乃鈴若干口、若干剋傳符若干枚。進止申。勅曰。收之稱唯。又云、某事爾緣弖某國某人爾給若干剋鈴若干口。若干剋傳符若干枚。合賜流鈴若干口、傳符若干枚爾印賜止奏。勅曰。取之稱唯。喚二主鈴名一主鈴稱唯。少納言退立。」儀式云、飛

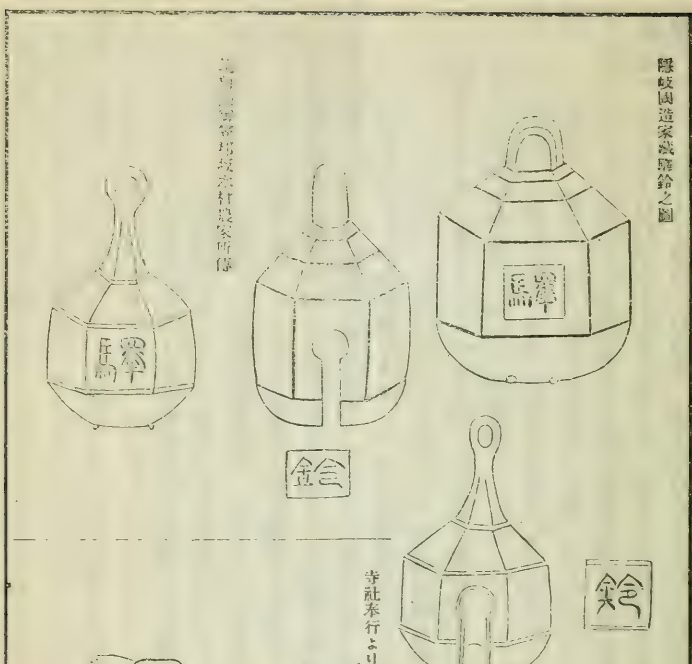
驛儀。當日大臣以下在ニ爲政殿一。仰ニ左右馬寮一令レ設ニ人馬一。又召ニ內記一令レ作ニ勅符一。仰ニ官吏一令レ作ニ制勅官符一。〔略〕、少納言取レ囊中云。封訖大臣宣取レ鈴。少納言稱唯。輔囊授ニ中務一。輔引ニ主鈴一就レ櫃納レ印取レ鈴。即輔授ニ囊於少納言一退出。少納言令ニ主鈴着一。訖還授ニ少納言一。少納言申云。着鈴大臣宣賜。其國少納言稱唯。唯唱主鈴名稱唯而進。少納言云。賜ニ某國一飛驛函給レ之。主鈴稱唯受レ之。即鳴レ鈴走出。先レ是左右馬寮官人將馬部一人幷被鞍馬候ニ於閤門外一。馬部聞ニ鈴聲一。即上レ馬而待。主鈴先問ニ馬部姓名一。訖云。遣ニ某國一飛驛函給聞。馬部稱唯受レ之。復問ニ所レ詣之驛一。答云。往レ自ニ某路一詣ニ於某驛一。分明。然後發遣。」又云、固關使儀。當日大臣以下在ニ爲政殿一。預點ニ使一人一仰ニ左右馬寮一令レ設ニ人馬一。〔割註〕左右御馬若干疋。並被レ鞍候ニ於建禮門外一。」〔略〕、主鈴納ニ函於革囊一着ニ短籍一。訖少納言進ニ於大臣一。即引ニ主鈴一就レ櫃納レ印取レ鈴。輔內記等退出。大臣召ニ內竪一宣喚。左右馬寮稱唯退出。二寮判官已上各一人參入。跪ニ於大臣前一。大臣宣遣ニ固關使等一給ニ御馬若干一稱唯退出。大臣又召ニ內竪一宣喚令レ候レ使。大夫等稱唯出喚レ之。使人等入自ニ日華門北一進列立。大臣宣。參來第一之人稱唯進跪。大臣自授ニ勅符木契一宣ニ云々。如レ此一一召授ニ少納言一。各一一授ニ官符鈴等一訖退出。到ニ宮城便門一驛馬鈴發去。又云、驛傳儀。大臣仰ニ內記一令レ作ニ官符一。〔略〕、一封飛驛。勅符事。〔割註〕若勅符二紙以上踏印繼背。」賜ニ其國一封〔割註〕飛驛月日時刻。」右函上封題樣。賜ニ其國一飛驛函。年月日時刻。右短籍封題樣。案ニ舊勅符一勅符年月日時刻之左相並書之云。驛鈴一口剋一。」北山抄云、固關事。大臣預點ニ使人一仰ニ外記一令レ召候。〔略〕、內記一人書ニ函上題一。一人書ニ革囊一着ニ短籍一畢。少納言進レ之。即率ニ主鈴一納レ印。取レ鈴出レ自ニ日花門一。」又云、飛驛事。外記以レ函入レ筥奉ニ上卿一。即令ニ外記披一。見了參ニ御所一令ニ奏聞一。〔略〕、少納言經ニ軒廊一就ニ南廊一。此間主鈴暫留ニ日華門外一。取ニ飛驛使所ニ隨身一鈴上而相從。〔割註〕先レ是外記取ニ件鈴一納レ局。臨レ期主鈴受レ之。令レ持ニ司人一候ニ件門外一。此事不レ見ニ式及記文一。而天慶六年二月二十七日九條右大臣奉ニ太閤仰一所ニ定行一也。」即以ニ件鈴一納ニ辛櫃一。取レ印來置ニ

案上ニ如レ常。〔略〕、封訖仰云、取レ鈴禮少納言取レ之。〔割註〕主鈴退立中。」中云、着レ鈴。上宣賜ニ某國ニ。少納言稱唯唱ニ主鈴名ニ稱唯。就ニ于少納言後ニ。少納言授レ函。主鈴還立ニ本所ニ。少納言仰云、給ニ某國ニ飛驛函給之。主鈴稱唯鳴鈴走出。少納言共出仰ニ事由ニ給レ使。〔割註〕奏狀給ニ外記ニ。」又云、請内印雜事。遣ニ驛傳使ニ并下ニ驛鈴ニ。江家次第云、固關事。〔略〕、太政官符。伊勢國司。使官位姓名〔五位〕、内舍人姓名。賚ニ勅符一通ニ。驛鈴二口。〔割註〕一口五剋。一口三剋。」近衞二人。從各一人。右爲ニ國守ニ彼國差件人等給契發遣。〔略〕、權記云、長保四年四月十日陣定。宇佐使大貳唐物使上下諸使任ニ驛鈴剋ニ勤ニ食馬法事ニ。件事縱不レ經ニ申請ニ任レ法可レ行。

考ルニ、驛鈴ヲ給フモノハ驛馬ニナル。驛馬ハ諸道ノ驛毎ニ所レ置ノ馬ナリ。廐牧令云、凡諸道置ニ驛馬ニ。大路〔割註〕謂ニ山陽道ニ。其太宰以去即爲ニ小路ニ也。」二十匹。中路〔割註〕謂ニ東海東山道ニ。其自外皆爲ニ小路ニ也。」十匹。小路五匹。使稀之處國司量置。不ニ必須レ足。〔略〕、云々。其所乘ノ員ハ公式令ニ出ヅ。

傳符ヲ賜フモノハ傳馬ニノル。傳馬ハ郡ニ所養ノ馬ナリ。亦廐牧令云、其傳馬毎レ郡各五。皆用ニ官馬ニ。〔割註〕謂以ニ軍團馬ニ充レ之也。其驛馬亦同也。」若無者以ニ當處官物ニ市充。通取ニ家富兼丁者ニ付レ之。令ニ養以供ニ迎送ニ。〔割註〕謂國司向レ任及罪人令レ乘ニ官馬ニ者。皆乘ニ傳馬ニ之類。」公事ニ緣テ使スル等ハ、其事必期アリ。故ニ驛馬ヲ給フ。往還ノ行程令條ニヨルベシ。國司ノ任ニ赴ク等ハ傳馬ニ乘ル。〔割註〕廐牧令義解及延喜式等ニ依。」國司ハ任重シトイヘドモ、行程意ニアルベシ。驛傳ノ輕重之ヲ以テ知ルベシ。親王以下初位以上驛傳馬ヲ給フ。コレ事ニ依テ斟酌シテ、或驛馬ヲ給ヒ、或傳馬ヲ給フベシ。必併セ給フベカラズ。

飛驛ハ其函ニ短冊ヲ着テ、年月日時尅ヲ注シテ發遣シ、鈴ヲ振テ馬ヲ催シ、驛路ヲ馳テ其所ニ到ラ


隱岐國造家藏驛鈴之圖
驛
鈴
寺社奉行より御尋に付同造より書上之寫し
裏
鈴
含中玉
驛

シム。其京ヲ發スルハ、馬部ニモタシメ、隨近ノ驛ニ遣ス事、儀式以下諸書ニミユ。
廐牧令云、凡公使須レ乘ニ驛及傳馬一。若不レ足者即以ニ私馬一充云々。然レバ、驛馬タラズトイヘドモ、傳馬ヲ通ジ取ルコトヲ得ザルベシ。
驛子ハ驛馬ニ爲ニ先行一者云々。是馬子ノ外ニ前行引導スル者ナリ。傳馬ニ傳子ヲ給ハラザルハ、傳馬ハ事理カロキニヨリテナルベシ。
或說ニ、傳符ハ人ヲ出スナリト云ハ非說ナリ。令條ニ、公使及國司等往還之間、正丁次丁ヲ役スルコトヲ見ズ。又驛傳馬アリ。イマダ傳人アルヲ知ラズ。
禁祕抄云、俊實、通俊曰。件鈴太有レ興物也。或六角、或八角云々。已上、上古少納言伺見歟云々。
考ニ、驛鈴ノ體製史書ニノセズ。伊勢氏ノ驛鈴考ニハ尅數アルヲ以テ、常陸國鹿島郡正等寺所藏、及下總國葛飾郡吾嬬社所藏ノ二鈴ヲ以テ正物トス。其體人面ヲ模シテ口ニ胴丸ヲフクメリ。恐ラクハ戲物ニ似タリ。天下ノ徵器トスルニ足ラザルカ。亦驛鈴考ニ、隱岐國造ガ所藏ノ鈴ハ妄作ノモノトス。イマダ眞物ヲ見ザレバ論ジ難シトイヘドモ、其製徵器トスルニタレリ。若横ノ筋ヲ尅トセバ、則五尅ノ鈴ナリ。又筑前國民間所傳ノ鈴ハ三尅ナリ。又飛驛ノ函ノ嚢ニ着ルノ文ミユ。上ノ穴モ尤然リ。
　日本紀廿五卷、孝德天皇大化三年云々。用方之儀は諸國宿々傳馬公川之節、右鈴振立候得共、驛
　馬被レ用急速に被ニ通行一候儀と相聞候。

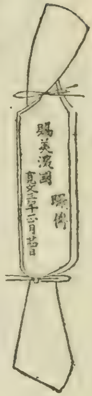
○契　日本書紀曰、孝德天皇、大化二年春正月甲子朔。〔略〕、凡諸國及關給ニ鈴契一。並長官執。無次官執。」三代實錄云、天安二年八月廿七日乙卯。〔略〕、先レ是。二十六日遣ニ使於伊勢、近江、美濃等國一。賚ニ勅符木契一警ニ固諸關一。散位從五位上藤原朝臣菅雄。外從五位下大秦公宿禰此雄。幷內舍人一人爲ニ伊勢使一。從五位上行丹波介坂上大宿禰貞守。散位從五位下毛野朝臣繩主。內舍人一人爲ニ近江使一。〔略〕、又云、同年十一月廿一日戊寅。遣ニ內舍人正七位上藤原朝臣宗行。佐伯宿禰春岑。紀朝臣良津

賚二勅符木契一解二諸關警一。公式令云、其三關國各給二關契一。〔割註〕謂其作レ契之形制者。須レ有二別式一。即下條隨身符亦准レ此也。」一二枚並長官執。無次官執。〔割註〕謂レ有二鈴與一レ契。是以稱レ並。其長官次官並不レ在者。主典以上亦得二執掌一。」又云、凡車駕巡幸。京師留守官給二鈴契一。〔注略〕、多少臨時量給。儀式云、固關使儀。當日大臣以下在二爲政殿一。預點二使一人一仰二左右馬寮一令レ設二人馬一。〔割註〕左右御馬若干疋、並被レ鞍候二於建禮門外一。」又仰二木工寮一令レ作二木契一。〔割註〕長三寸、方一寸。」送二於內記一。〔割註〕內記便加二檢校一納二於宛具筥一而候レ之。」即召二內記一令レ作二勅符一。又仰二官史一令レ作二官符一。大臣手書二木契一面一云。賜二某國一。〔割註〕舊例書レ之以二大臣名字一。承和七年右大臣藤原朝臣改書如レ上。」訖賜二內記一令二中務所一レ析。〔割註〕量二字中央一而割レ之。」析畢各相合如レ故。大臣即令レ持二勅符木契及官符等一。〔割註〕勅符木契納二於筥一內記持レ之。官符插二於符書杖一外記持レ之。」詣二於御所一執令レ奏レ覽。木契右片便留二於御所一。〔割註〕按讓國記文大臣封レ之。授二少納言一令レ共二於鈴櫃一。訖大臣還二於本座一。〔略〕、使人等入レ自二日華門一北ニ進列立。大臣宣參來。第一之人稱唯進跪。大臣自授二勅符木契一宣云。如レ此一一召授二少納言一。各一一授二官符鈴等一訖退出。到二宮城便門一騎レ馬鈴發去。」北山抄云、固關事。〔割註〕天皇讓位及崩。并上皇皇后崩。攝政關白薨時、有二此事一。」大臣預點二使人一仰二外記一令二召候一。又令レ誡二候所司並雜具一。〔割註〕木契長三寸、方一寸、並函木工寮以レ檜作進。左衞門府進二松脂一。主鈴作二奏文一。令二藏人奏請一。御筥內匠寮進レ之。內藏寮進二薰革生絲一。其木契付二內記一口餘皆付二主鈴一。左右馬寮等率二進御馬各六疋一。」仰二內記一令レ作二勅符一。仰二辨官一令レ作二官符一。〔割註〕式云、仰二官史一而前例如レ之。」一〔略〕、大臣仰二內記一令レ奉二木契一。入二硯筥一進二置大臣前一。〔割註〕或入二別筥一內記二人奉レ之云々。然而入二家具筥一之由見レ式。」大臣執レ筆書二木契一云。賜二其國一。〔割註〕一面書レ之。」即給二內記一令レ割。〔割註〕割二字中央一持レ刀並舉レ右云々。」三關〔割註〕伊勢鈴鹿、近江會坂、美濃不破也。」料惣六片如レ故相合奉レ之。上卿加二入勅符筥一給二內記一。〔略〕、大臣參上。令二藏人二人奉一レ之覽訖返給。〔割註〕木契右

片留二御所一。右片著謂レ當二筆右一也。但讓國之時返給。令三內記封二一紙一。大臣書二名字一給二少納言一令レ納二鈴櫃一云々。天慶元年例。事了封納。或左邊封了返上。後召二內記一令レ封レ之。授二少納言一仰二次可レ納數一。」還着二本座一。〔略〕、大臣召二內記一復奏。勅符後喚二少納言一給レ之。又召二內記一給二木契一。少納言着座。令二主鈴封一レ之。〔割註〕納二木函一以レ絲結。緘以二松脂一封レ之。」內記着座封レ之。〔割註〕以レ紙裹レ之。束結兩端。其中央各注二國名字一。」訖內記一人書二函上題一。〔割註〕函上頭書賜二其國一字。押緘之處書二封字一。其緘下右注二驛傳字一。左注二年月日一。」一人書二革囊一著二短籍一。畢少納言進レ之。即率二主鈴一納レ印取レ鈴。出レ自二日華門一。輔內記等同退出。掃部主殿兩寮撤二雜具一。大臣召二內豎一仰レ喚二左右馬寮一。即允各一人入レ自二敷政門一跪二小庭一。仰云。〔割註〕此間恐脫字。」一喚令レ候二使大夫等一。大夫等入レ自二日華門一列二立軒廊前一。〔割註〕依二關次不レ依二國次一云々。」一大臣宣參來。第一人稱唯進候。〔割註〕依二位次第一不レ依二關次一。」一大臣授二勅符木契一宣云。〔割註〕罷二其國一衞二其關一云々。」一還二立本所一一一如レ此。畢乃退出。少納言於二日華門外一召二內舍人一給二官符驛鈴一。次仰二內豎一令レ召二左右馬兵庫等使一。列二立軒廊南一如レ前。大臣仰下可二警固一之由上稱唯退出。先レ是來レ奏二勅符一之間。六符警固召仰如レ恆。或三司警固付二本司一三關付レ國。〔割註〕三司召二仰官人一。三關給二內印符一。」或又及二數日一。國司等申請時召二返使一付二國并所司一。國々差レ使進二覆奏文一。外記覽二當日上卿一令レ開レ封。見畢參上奏レ之。給二承知官符內印一。」又云、開關。仰二外記一誡二所司一。召二內記一仰下可レ作二勅符一之由上。召レ辨仰下可レ作二官符一之由上。外記覽二內舍人差文一奏二勅符草一奏二請書一。〔略〕、少納言奉二勅符一取二官符一着レ座。召二內記一覆二奏勅符一加二入木契一下給。日二內記一給二木契一。各封書銘畢少納言奉レ之。〔略〕、次召二內豎一仰云　召二左右馬寮允等一參入。上宣遣二開關使等一給二御馬一。又召二內豎一仰云。喚令レ候二使內舍人等一。使等入レ自二日華門一立二軒廊前一。仰云、參來。一人參候。給二勅符木契一。仰云、罷二伊勢國一解二鈴鹿關警固一。一一如レ之。〔割註〕依二關次第一。」召二內豎一仰云、召二內豎等一。內豎三人入レ自二日華門一候二小庭一。上宣召二左右馬寮兵庫寮使一。三寮允各一

人參入令候實否。〔割註〕內豎兩寮。」上宣早令參入。勅使等參候陣頭。〔略〕、使等入自日華門奉木契。奏文返抄等退出。〔割註〕鈴置陣挍。」上卿召外記令開封。見畢參上奏之。木契留御所返給奏文等。上卿復座給外記令讀納。〔割註〕或木契同返給。就局破却云々。」江家次第云、大臣奉仰、豫仰外記令點使人令召候。又令誡候所司并雜具等。木契三枚。〔割註〕長三寸、方一寸。」函三合。以上木工寮以檜木作。進之於內記。松脂〔割註〕左衞門府進之。」主鈴作奏令藏人奏請。柳筥〔割註〕內匠寮進之。」薰革　生絲〔割註〕內藏寮進之。」以上皆付主鈴。御馬十二匹〔割註〕左右馬寮各六匹牽進。」大臣參議着陣。〔略〕、上卿宣固護。〔割註〕備忘曰、司司固衞マツレ。若入夜者先可問誰曾。諸衞各稱官姓名。」諸衞同音稱唯退出。次內記覽勅符草於上卿。〔割註〕入筥。」勅符〔割註〕符字依令不可有。天慶六年有之。」其國司守位姓名、介位姓名等、應警備事、使官位姓名〔五位〕、內舍人位姓名。右明日可傳位皇太子。當此際會疑驚物聽。仍爲警固。彼國差件人等賚木契發遣。國宜承知依例勅行勅到奉行。年月日、上卿見畢令內記覽之。次令持內記參弓場殿付藏人令奏之。〔略〕、次內記取硯筥進置大臣前。〔割註〕加入木契。或入別筥。內記二人進之云々。然而入硯筥之由見式。」次大臣執筆各書木契一面。賜伊勢國、賜近江國、賜美濃國、書畢即給內記令割之。內記。〔割註〕預挿著小刀并拳石於懷中。」各臼字中央割之。惣六片如故。相合進之於上卿。上卿加入勅符筥給內記。內記退立小庭。外記揷官符於文刺。〔略〕、太政官符、伊勢國司、使官位姓名〔五位〕、內舍人位姓名、賚勅符通。驛鈴一口。〔割註〕一口五刻、一口三刻。」近衞二人從各一人。右爲固守彼國。差件等人給契發遣。國宜承知。准固關使依例施行符到奉行。辨位姓名、史位姓名、年月日、上卿見了返給。外記執之立內記北傍。大臣參上於弓場殿令藏人奏覽了返給。讓國時木契六片皆返給。臼餘時各一片留御所。〔割註〕右片也。謂當筆右也。」上卿還着陣座。內記奉勅符筥退出。〔割註〕木契一片被留御所之時如

寛文三年勅符及木契三圖



勅符

參議從四位上行美濃守藤原朝臣有榮
權守從五位下源朝臣時信等

應警備事

使從五位下中原朝臣賢充
内舍人正六位上和氣朝臣正重

右來廿六日避位傳皇太子當此際會疑驚物聽
仍爲警固彼國差件人等賫木契發遣國宜承知
依例施行勅到奉行

寛文三年正月廿四日

時午一刻

レ此。次内記取レ硯退出。」外記奉二官符一。〔略〕、大臣召二内記一復二奏勅符一。天覽畢返給。大臣復座召二少納言一給レ之。次召二内記一給二木契一。〔割註〕右片也。直給レ之。」内記封二於一紙一進レ之。大臣書二名字一〔割註〕暫置二座前一。」又給二木契於内記一。〔割註〕左片也。」内記着座。次少納言令下主鈴封中勅符上。〔割註〕納二木函一以レ絲結。以二松脂一封レ之。」内記同封レ之。〔割註〕以レ紙裹レ之束二結兩端一。其中央各注二國名一。」訖内記一人書二函上題一。函上頭書下賜二其國一字上。押緘之後書二封字一。其緘下右注二驛傳字一。左注二年月日一。其一人書二革嚢一着二短籍一。畢少納言進レ之。上卿召二少納言一給レ紙封レ之。木契少納言給レ之。即率二主鈴一納レ印取レ鈴納二木契一。〔割註〕納二於鈴櫃一。」自二日華門一退出。中務輔内記等退出。掃部主殿撤二雜具一。大臣召二内豎一參入候二小庭一。大臣

宣左右乃馬乃寮召世、內豎稱唯出召レ之。左右馬寮允各一人候ニ小庭ー。〔割註〕入レ自ニ敷政門ー。」大臣宣遣ニ固關使等ー給ニ御馬ー。允等稱唯退出。大臣又召ニ內豎ー參入候ニ小庭ー。大臣宣使兩令レ候留大夫等召世、內豎出召レ之。大夫等入レ自ニ日華門ー列ニ立於軒廊前ー。〔割註〕依ニ位階ー不レ依ニ國次ー。」大臣宣參來第一人稱唯。進候ニ膝突ー。〔割註〕依ニ位次ー不レ依ニ國次ー。」大臣授ニ勅符木契ー仰云、其乃國爾罷天其關衛禮。使稱唯還ニ立本所ー。次次使亦同レ此。訖乃退出。少納言於ニ日華門外ー召ニ內舍人ー給ニ官符驛鈴ー。次大臣召ニ內豎ー。內豎參入。大臣宣左右乃馬乃司、兵庫乃司等乃使召世、內豎出召レ之。使等入レ自ニ日華門外ー立ニ軒廊南ー。大臣仰云、左右乃馬乃寮兵庫乃寮罷天固衛禮。使等稱唯退。內記撤レ筥。

○仙臺の君は、むかしより小袖二ツよりうへはめさせ給はず。この頃さむきにたへずして、人皆多くきるものをいかゞはせんとの給ひて、さる人にとひあはせ給へば、公方様もはれなる時は二ツより外は奉らずときこへぬるによりて、なをむかしのまゝに二ツ襟にき給ふとぞ。〔割註〕はだをもき給はぬなり。」みつ襟は足利のよゝりの制なり。さるうへなき君達の、かくふるきよの制を守り給ふは、有がたしとはいふも更なり。

○足袋をはく事、冬も禁制なり。しかるを、いまはなべてはく、はかぬはかへりていやなきよゝふにみゆ。これことわりをしらぬゆへなり。姫路の家臣み使にて御城にまうのぼりて、九月の十日の後なれば、心もつかで御前に足袋はきたりしを、いみじうかうじさせ給へり。よく思ひめぐらすべき事なり。

○切腹　保元物語、爲朝最期、〔割註〕京師本、杉原本、鎌倉本、半井本。」平家物語、橋合戰條三位入道。源平盛衰記、賴政最期條。義經記、忠信最期。太平記、吉野城軍村上彥四郎義光。」又、金崎城落城一宮新田義顯。」二川分流記、藥師寺與一。」又、波波部伯耆守細川九郎。〔割註〕已上全文有ニ別記ー。」

考ふるに、千早振神代の事はかけ奉らず。神武の帝天の下しろしめしゝよりこなた、運窮りいきほ

ひつきて、あるは劍にふし、あるはくびれてみづから死しぬるたぐひ、呉竹のよゝに絕ずなん。〔割註〕日本書紀、垂仁天皇五年、皇后令懷抱皇子踰城上而出之。〔略〕、乃知妾有罪。何得面縛。自經而死耳。又安康天皇。是時難波吉師日香蚊父子並仕于大草香皇子。〔略〕、即自刎之死於皇子尸側。〕しかあれど、はらきる事は、やゝくだりて、爲朝朝臣、賴政の卿よりぞ書にはみえにき。こは後のよのためしにしたがひて書しにや。又是より先に專ら腹切しにや。後三年合戰の書にもみえたれど、義經記をおもへば、義經朝臣も腹きる樣のたど〳〵しきによりて、忠信が京にてせし手振をまねびてものし給へるとみゆれば、そのよまでは、またいとはらきる事のめづらかにてや有けん。

又おもふに、義經記にいへるごと、切口を大にしてはらわたつかみ出し、うち散じなどして、かたきのみるめをおどろかすを、剛の者のふるまひとて、死期のめいぼくと思へるとみえたり。實に死にむかひても勇氣たわまず、力おとろへぬは、よの常のしわざならねど、大丈夫の中々にかゝらんも、心おとりせらるゝ樣なり。ことに至剛なるは、みづから首かきおとしもあれど、〔割註〕日本紀上にみゆ。太平記義貞自害條云、義貞今ハ叶ハジトヤ思ハレケン。拔タル太刀ヲ左ノ手ニ取ワタシ、自ラ首ヲカキ切テ、深キ泥ノ中ニカクシ、其上ニ横リテ伏玉ヒケル。〕父母よりうけしみを、不幸にしてこゝにいたる共、名殘なくみづから首はねん事は、こゝろよしとはすべからず。さはいへど、將士尊卑共品かはれば、腹切手振もおのづから次第あるべし。わがごとき數ならぬみは、中々に花やかに振舞はんも心の儘なるべし。

凡死刑は斬罪、絞罪の二等なり。後のよ物部に死を賜ふに、切腹の一等を加ふ。〔割註〕はりつけ、ごくもん、ざんざい、うちくびなど、後世の制略す。〕これは足利の代よりぞはじまりける。このころよの中亂れにみだれて、かたきといへども必朝敵逆臣にもあらず。唯合戰のかちまけのうんにひ

かれて、とりことなりしを繩ながらひきいだして首切らんは、さすがに情なく忍びがたきなるべし。されば、禮儀をまうけ、みづから腹きらせて、消行魂をなぐさめたるなるべし。いまのよにも、物部の道を失はずして、やむ事を得ず死を賜ふには、檢使をさして其家に向はしめ給へば、沐浴し衣服をあらため、上命を奉はり、自盡してなを其位を失はしめ給はず。いと〳〵かたじけなき制なりけり。

○腹は必十文字にきるべし。はじめより心もとをさしつらぬきたらば、死ぬべきにいとやすかるべけれど、武士の一刀にしにたるも云甲斐なきなるべし。

○切腹之儀

當家弓法集、古實集、故實聞書、軍陣覺悟條々、配膳可覺悟事、諸聞書條々。〔割註〕以上全文有二別記一。

考ふるに、この酒のまする事は、第宅にてして後、庭上に敷皮しきて、腹をばきらせしとみえたり。その次第は、以上の書にて分明にしらるゝなり。

○いまよの手振は、介借人後にすゝみて短刀をとりて、腹きらんとする處をくびをばきるなり。〔割註〕刀は、木刀を用ゆるといふ。」こもゆへよしはある事なれ共、くちおしきこゝちす。また介借の人は、首をうち落さぬを故實とすといへり。げに打首の一等をなだめて、みづから腹きらせ給ふを、情なく首うちおとして、五體を不具にせん事は、本意なき様なり。

こは過にしころ、松平ゆけいのうし、わりなく悲しうし給へるおの子どの、疱瘡わづらひて失せさせ給へるなげきのあまり心亂れて、佐原のなにがしとその妻をきり殺されぬるを、公きこしめしゆるさせ給はず。則ゆけいのぬしを、松平長門の守の君にめしあづけ給ひ、つゐにその罪によりて腹きらせ給へり。〔割註〕われもそのころ、ことし四ツになれる女子をうしなひ侍りしかど、もとより雄々しか

らぬ木姓なればにや、人きるまでは心もみだれず、またその力もなかりしか。」さて人々の腹切故實を聞きゝたるにもの語せし事をいま書付たるなり。

後松日記 卷之十四

○戸令處分之法

凡應分者。家人奴婢田宅資財。惣計作法、嫡母繼母及嫡子各二分、妾同二女子之分一。庶子一分、女子減二男子之半一。

亡父嫡妻 ―嫡母 二分
●亡父 ―財主
亡父後妻 ―繼母 二分 養母同
―妾 半分

財主――庶子 一分
　　――嫡子 二分
　　――女子 半分 嫡子行分女子ハ姉妹ナリ

兄弟亡者子承二父分一。〔割註〕謂兄弟亡者。既曰二兄弟一即姉妹之子不レ在二此限一也。子承二父分一者。稱レ子者男子也。即嫡子之子承二嫡子分一。庶子之子承二庶子分一也。」養子亦同。其姑姉妹在レ室者。各減二男子之半一。〔割註〕謂姑及姉妹乃得二諸子之半一也。」雖三已出嫁二未レ經二分財一者亦同。

●財主――亡姉 一分 ―― 外孫 子不レ得レ承二母之分一●
　　――亡庶兄 一分 ―― 子承二父之一分一
　　――亡嫡子 二分 ―― 子承二父之二分一● 養子亦同
　　　　寡妻妾有レ男不レ承二夫分一

存庶弟一分
存妹　半分
嫡孫行分姉妹ハ即姑ナリ
亡庶弟　一分
寡妻妾無レ男承ニ夫分一
女子

兄弟倶亡諸子均分、

●財主
亡兄
子子若干各一分
亡弟
子子若干各一分
姑半分
妻妾有レ男無レ男各一分
亡兄弟ノ寡妻妾ナリ

姑姉妹

其姑姉妹在レ室者。各滅ニ男子之半一。法曹至要抄云、案レ之嫡子行分之時。已無ニ姑之分一。兄弟倶亡之後。諸子行分之日有ニ姑之分一。以レ之謂レ之。稱レ姑者嫡庶子之姉妹也。即是諸孫之姑也。稱ニ姉妹一者。是諸孫之姉妹也。全非ニ財主之姑一。嫡庶子之姑也。各滅ニ男子之半一可レ得レ分也。

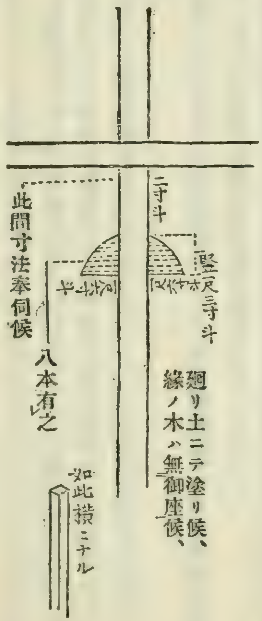
行義考ニ、姑姉妹ノ室ニ在ルトハ、夫ノ有無ヲ云ハズ。未ダ父ノ家ニ在ルモノナリ。スデニ出嫁スルトイヘドモ、未ダ財ヲアタヘザルモノハ分ヲ得ベシ。若亡父存日ニ財ヲ與ヘ出家セシムルモノハ、マタ財ヲ分ツベカラズ。又姑ト云ハ、亡父ノ女子、嫡庶子ノ姉妹ナリ。諸孫ヨリ稱シテ姑ト云

フ。姉妹ト稱スルモ亦亡父ノ女子、嫡庶子ノ姉妹ナリ。如何トナレバ、義解ニヨルニ、孫女ニ及ンデハ祖父ノ遺財ヲ受ケズ。至要抄孫ノ姉妹トスルハ信ズベカラズ。

又曰、或兄亡、或弟亡、分法嫡庶ノ差アリ。兄弟共ニ亡スル時ハ、嫡庶ヲ論ゼズ。マタ妻妾ヲイハズ。時ニ均分ノ法ヲ立ツ。兄弟ノ存亡ニヨツテ、其分法一ナラザルモノハイカン。淺見未レ得ニ其意一。

○櫛形窓〔割註〕當廿日御裝束參勤之節篤と見て歸り候。」一曰、櫛形穴

右は清涼殿鬼間角柱を夾て一ッ有レ之候。〔割註〕二ッと印本禁祕抄に有レ之候得共、一ッと奉レ存候。」一右は長押の上に有レ之候哉。又は鴨居の下に御座候哉。上下の處奉レ伺候。寸法等も奉レ伺候。連子は無レ之候哉奉レ存候。



如レ此長押の下に御座候哉。

○松岡清左衞門より別紙之通申上に付御越被レ成、外に御切地も上に付、御越可レ被レ成之處、大きく候に付、十八日出に御越被レ成候由、其節夢物語并狂詞等も御越被レ成候旨未ニ承知一、着次第差上候樣可レ仕候。

水戸様へ御餞別の品書、並小切御差越被レ成落手仕則差上候處、餘程珍敷品之由御沙汰被レ爲レ在候。右書付之內に練貫小袖之儀、大に御發明被レ遊、殊之外御歡被レ遊候御事御座候。夫に付、右練貫御小袖え禁色御指貫御指袴とも御用被レ遊候、而も御宜敷被レ爲レ在間敷哉、御序に御尋被二成下一候樣仕度奉レ存候。松岡より申上候趣、實に御滿足被レ遊候御樣子に被レ爲レ在候。

坊官など染服に禁色指貫を用ひたるを御見受被レ遊候御事も被レ爲レ在候。右は如何いたし候もの哉と御沙汰被レ爲レ在候。御序に此儀なれども心得有レ之儀に御座候はゞ、御聞置被二仰下一候樣仕度奉レ存候。淸左衞門へ被レ下物之儀、又々御沙汰被レ爲レ在候。何ぞ考見候樣にとの御事に付少しも無二遠慮一被二仰下一候樣仕度奉レ存候。私儀存附も先無二御座一候に付、貴所樣迄御談申候樣可レ仕旨申上置候。

尙々松岡淸左衞門よりの書面、夫々落手仕差上候處、殊之外御歡被レ遊、本文に申上候通に付、右樣御承知被レ成可レ被レ下候。同人へ御逢之節宜樣御鶴聲奉レ希候。以上。

一練貫御小袖之節、禁色之御差貫御差袴等之節爲レ召候而御宜敷御座候哉之儀は、京家の例に仕候得共、共白綾之御小袖に限り候樣乍レ恐奉レ存候。武家の風俗に而は不レ苦儀にも可レ有二御座一候哉、併御小袴之方可レ然候樣奉レ存候。無地之練貫の御小袖御小袴抔至極可レ然と奉レ存候。腰明格子段等は古風には御座候得共、若年の料に可レ然奉レ存候。扨又、坊官等染服禁色の差貫用候由、彼等の方に流例も御座候哉、相當の事とは不レ奉レ存候。

一右御裏之儀はゆるしにて尤可レ然奉レ存候。又張平絹抔も御宜と乍レ恐奉レ存候。

○天皇我詔旨良萬故從三位喬女子王爾詔倍勅命乎聞食止宣布。生止岐內則乎守利。殺波氏美範乎遺。東土一時爾淚乎垂禮西空萬里爾哀乎傳布。因氏悲惻乃情乎致志猶毛名聲乃譽乎顯牟止。故是以氏從二位爾上

賜比贈給布。天皇我勅命乎遠聞食止宣。

天保十一年二月廿七日

從三位故喬子女王

右可贈從二位

中務四德已備百行

彌明遠聞美譽近惜

令名宜降紫泥之詔

式添黃泉之榮可依

前件主者施行

天保十一年二月廿七日

贈從二位（消息）

上卿　皇太后宮大夫宣堅卿

奉行　忠能朝臣

大内記　忠燾朝臣

○曾我物語　河津三郎出立之條　野スリツクシヒキガキノマグラノムカバキタブヤカニハキナシ

是は夏毛之行縢にて、白く星の有レ之を申候。秋野摺盡したるは、秋の野の氣色を摺物にして、其間々々に柹色に引染にしたる直垂に、夏毛白く斑文のある行縢をはきたるなり。

富士御狩之條　御レウノ其日ノ御裝束ニハ、ラキノテウイノフジマツノ風折シタル立帽子━━大紋ノ差貫熊皮之行縢シバウチナガニ召━

御レウハ、賴朝卿の事に御座候。○ラキノテウイノ━不レ詳。○大紋差貫、是は紫八ツ藤の大紋の

差ぬきに御座候。〇シバウチナカニ、是は行縢の裾長に着たるを申候。鐙の出立に葉摺長に着なし抔と申類に御座候。

太平記　加茂競馬之條　看督長十六人――ウスベハヾキニ亂緒ハキ

ウスベハヾキは、いちび脛巾の事歟。〇亂緒といふは、草鞋にて鼻緒は別にわらを六筋添たる也。是は形も有レ之。

吉部秘訓抄　弓場始之條　雉雄羽無矢妻羽也――箆頸〔割註〕箆頸はケラ頸ニヤ。」

雉雄羽也。無文妻羽也。フタツハキ爪――箆頸一寸弰二分雜本如レ此有レ之候。箆頸は御勘考之如く、ケラ頸の事なるべし。

布衣記　調度懸條　衞府之時は、立烏帽子走水干也。色は萠黄上下同色也。押折之時は折ゑぼうし、赤皮の烏帽子、懸紙より小結裝束はかちんの鎧直垂なり。

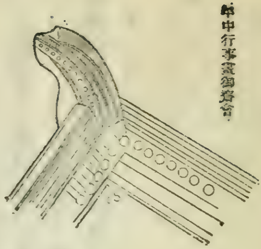
走水干は、袴に水干を着込候を申候。〇押折は烏帽子を押折着の事に御座候。折烏帽子に紙よりの小結二赤皮の烏帽子懸、褐衣の直垂に赤皮の紐也。袴も括り入て高く上げ、矢を負ひ弓を持事は、衞府の時に替るべからず。但尻籠に手皮をさすべからず。其前同じ事なり。紙よりの小結は、小ゆひを紙捻にて付たるなり。小結は烏帽子の後にて結もの也。今の烏帽子には元結の上を練くりの糸にて卷てあり。又若年の人は長小結を用る事也。〇赤皮の紐は、皮緒の直垂の胸紐の事に御座候。〇手皮は矢束の皮の事に候はんと奉レ存候。

衞府は隨身の事と存候。

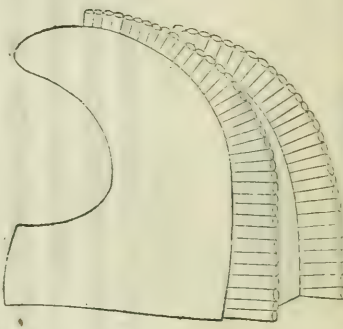
衞府は近衞、衞門、兵衞の事にて、則隨身に出候者に御座候。

〇鵄尾　〔割註〕康熈字典鵄。五音集韻同レ鴟。」倭名類聚抄云、〔割註〕居宅具。」鵄尾、唐令云、宮殿皆四阿施ニ鵄尾一。〔割註〕辨色立成云、久都賀太。」三代實錄云、貞觀十三年十一月廿二日甲午。大鳥一集ニ

于神泉苑乾臨殿東鵄尾上。」又云、元慶七年六月二十七日。白鷺集二大極殿西鵄尾一。」又云、同年八月廿



宮中行事靈御齋會



南都招提寺金堂鵄尾之圖

五日。大極殿西鵄尾半折而落焉。」日本紀略云、承正七年十月十八日。白鷺集二大極殿東方鵄尾一。」保元三年即位記錄云、今度大極殿鵄尾新以二金銅一鑄。」賴業記云、保元二年十二月廿日。大極殿鵄尾新以二金銅一鑄二作之一。」玉海〔五十四〕云、實錄、太平興國二年三月戊寅云々。可レ改二名太平御覽一。戊申上於二禁中一讀書。自二巳時一至二申時一始罷。有二蒼鶻〔割註〕一作レ鶻。一自二上始開一レ卷飛。止二殿鵄尾一。逮レ掩レ卷而去。義經記、忠信吉野山合戰條云、天井へのぼりてみければ、東のとびの尾はいまだ焼けざりければ、せき板をがばとふみはなしとんで出見ければ。」百練抄云、延久二年五月五日。大極殿鵄尾可レ用レ木之由宣下。

○卍字之事　華嚴音義云、案。卍字本非二是字一。大周長壽二年。主上權制二此文一。著二天樞音之爲レ萬。謂二吉祥萬德之所レ集也。纂要云、如來胸臆有二大人相形一如二卍字一。〔割註〕字西域萬字。」

○糟鶏　庭訓往來云、〔割註〕十月之狀。」點心者、水煎、溫糟、糟鶏、鼈羹。」尺素往來云、碎蟾、糟鶏。」條々聞書云、〔割註〕人の相伴する條。」又まんぢうまゐり候時は、藥をひかれ候間、糟鶏は出候。たし

かに不レ覺候。」故實條々云、」煎點式云、糟鶏勇ニ蒟蒻ー以醬烹者也。

○童女のおとなになるあいだの事は、さきの日記にものしぬ。さて考ふるに、今の世の手ぶりは、やんごとなきも、わかなみもわらは女にて〔割註〕はをそめたるばかりにて、まだわらは姿なり。」嫁す常の例なり。ふるき代にもある事なれ共、おもへばひが事なるべし。父母嫁をゆるせし上は、男子は冠し、女子は笄して後こそ婚禮をば行ふべきなり。されば、女御などは、必着裳の後に入内し給ふにてしるべし。

○諏訪莊右衛門殿傳來文書の內 享保。十一月朔日、進見之日、御裝束。御立烏帽子。御直衣、〔割註〕二藍、三重襷。」但冬の御直衣の色は、朝鮮にて覲の規式の色に不レ用色の由に及ニ聞召ーに付、夏の御直衣に而召レ之。御單。御指貫〔割註〕紫、烏襷。」御帶劍〔割註〕御野太刀。」御檜扇、御襪、〔割註〕御先立。」御太刀。〔割註〕御鞘卷。」御劍。」十一月三日。賜饗之日。御立烏帽子。御小直衣。〔割註〕黃朽葉。」御指貫。〔割註〕紫、烏襷。」御小サ刀。御末廣。〔割註〕御先立。」御太刀。〔割註〕御鞘卷。」御劍。」十一月十一日。辭見之日。御裝束。進見之日と御同斷。」十一月十九日、此通留可レ申由、跡部與一郎書付相渡 寫置、本書返レ之。」

十一月一日

御日記此通

御太刀　大澤右衛門督　衣冠下襲　不ニ帶劍ー

御劍　御日記ニハ〔堀川〕宮原刑部大輔　同

三日

御太刀　　御日記此通　宮原刑部大輔

御劍　　同　大澤右衞門督

十一日

御太刀　　御日記此通　堀川兵部大輔　衣冠下襲　不二帶劍一

御劍　　宮原刑部大輔　同

○尾州藩細井氏問　一直衣神拜着用無レ之物之由故實あり。右故實心得不レ申候如何之義に候哉。武家裝束抄云、立烏帽子、直衣、奴袴、右は内々御神拜に着用也。

答　此武家裝束抄の說は、桃花蘂葉、蛙抄等に直衣社參に憚る旨に候得共、夫をば不レ知候半歟。又神拜に直衣着用の例有レ之候歟。覺悟不レ仕。追て其例見出し候はゞ可二申上一候。先夫迄は晴の社參には束帶、褻の時は狩衣、淨衣等御相當に御心得可レ被レ成候。

一神拜に着用無レ之物に承知仕候處、武家裝束抄には右の通相見え候處、如何の物に御座候哉。何ぞ着例にても御座候哉、全く内々の事には次第も無レ之候哉。

答　桃華蘂葉直衣條云、社參之時不レ可レ着二直衣一。神體は必直衣ニテ現給也ト。故殿被レ仰者也。蛙抄云、於二神社一憚二直衣一例。直衣ハ褻衣也。下衣也。白衣之樣也云々。依レ所レ憚也。非束帶之時ハ必着二衣冠一。〔割註〕袍、指貫、把笏。」可二參社一也。衣冠之外、狩衣淨衣又勿論也。

右の通相見え申候。神拜に直衣着用不レ仕事と相見え申候。

一冠直衣　烏帽子直衣　右何レ本儀に相成居り可レ申哉。何等の節、冠又烏帽子と定め御座候哉。近き處には如何に御座候哉。右相當の處相分りかね申候。

答　冠直衣普通の儀に御座候。烏帽子直衣は通例の儀には無ニ御座一候。先は大臣に限り、又大納言の上臈は着用有レ之由に御座候。尤下輩の人と參會の時は不レ苦候。既先年管絃上聽之節、公方樣、内府樣、御烏帽子着御有レ之候。

○雲州望月氏問　一袖判と申物如何樣之時相用候物に候哉。出羽守樣御代之內御袖判と申物有レ之候由。

答　袖判と申名目しかと覺不レ申候。足利家の頃、騎射祕抄の卷の跋に、信レ我者可レ用ニ此流一、諱花押有レ之。足利尊氏將軍〔○以下缺本ノマヽ〕

○小堀遠州消息之寫

覺

一とうけひき〔割註〕くろぬりいとらん　但ひかり色のなき樣にぬりて。」

一けさん九けんまわり五さがり〔割註〕色せいしつ糸の色こん。」

一越中殿こて色くろぬり〔割註〕こてのいへうらおもてくりむめこはせみがきつの。」

一はいたて是も越中殿御あつらへに有レ之色せいしつ

一すねあてせいしつ

右の通いづれも御いそぎへてので　以上

二月七日　小遠江

かつた又左門殿

○天保十一年參向傳奏衆新調狩衣色目

德大寺大納言殿
薄青綺狩衣、〔割註〕文紫、袖括白生縒糸。」蒲萄文綺狩衣、〔割註〕文石竹立涌白裏生絹、袖括紺緂。」
麹塵練薄物狩衣、〔割註〕文唐花黄生裏、袖括香緂。」花田差貫、〔割註〕八藤一モヂリ。」
日野前大納言殿
青唐紙文紗狩衣、〔割註〕文雉子尾襷裏白生、袖括紺緂。」青丹練薄物狩衣、〔割註〕文□白生裡、
袖括紺緂。」香長絹狩衣、〔割註〕袖括白縒糸。」青朽葉差貫、〔割註〕文八藤二戻。」花田差貫
藤谷中納言殿
薄青練薄物狩衣、〔割註〕文雪白生裏、袖括香緂。」香練薄物狩衣、〔割註〕文唐花白生裏、袖括紺
緂。」唐紙練薄物狩衣、〔割註〕文上葵黄生裏、袖括紺緂。」花田差貫
葉室中納言殿
御對顔
御狩衣、〔割註〕萠黄缺襖、紋白凰鳳左右唐花一稟ツキ、横八幡神寶之文再興、袖括白當帶下重菱。」
御差貫、〔割註〕淺黄藤丸。」御下袴、〔割註〕白生絹。」夏扇、〔紅地〕太刀、〔割註〕革緒、來國次。」
御暇
御狩衣、〔割註〕白菊練薄物文立菱、裡青。」御下袴、〔同上〕御差貫、〔同上〕御末廣〔妻紅〕御太
刀、〔同上〕
御能
御狩衣、〔割註〕薄色裡白紋東大寺形瑞草花、袖括花田緂。」御差貫、御下袴、〔割註〕白精好。」御扇
子、〔同上〕
御三家廻

御狩衣、〔割註〕黄菊表黄文菊裏白、袖括薄色厚細。〕御差貫、御下袴、〔割註〕白生絹。〕御太刀、〔割割〕糸卷、〔中身重代大原實守作。〕

着府

御水干、〔割註〕薄色。〕御差貫、〔割註〕薄色八藤。〕

○大村丹後守の君よりの御問　本朝にて禮法と申名、何れの時より始り、何の爲に起り候哉。當時は其品々により、かく致さねばならぬと極り候樣に相成候義、如何なる故にて始り候哉。假令ば、婚姻の式を取行ひ候にも、其式身分の程ほどにより取行ひ候義は勿論に候得共、其式なくては夫婦と成候角無レ之樣に相成候樣、元は何より出候儀に候哉。

日々の禮節を以て身を治め候事、形に寄て心を制候道理に候哉。心より形を制し候道理に候哉。其所作にかゝわり候根元いづれより出候哉。

國君たるものゝ學び候處の禮は、あながち進退等のみに拘り候儀にも不二相考一。先大也とするところ何を以て先といたし候哉。

答　本朝の禮法は、日本紀、孝德天皇大化二年春正月甲子朔。賀正禮畢。又同三年四月壬午。天皇處二小郡宮一而定二禮法一云々。又持統天皇四年に即位の禮を行はれしを始とやせん。神代に、伊弉諾尊、伊弉冊尊左右に旋りて會給ひし時、陰神先唱へ給へるを陽神悅給はず。改めてめぐり給ひたるを思へば、禮のはや神代におこりしとすべし。文武天皇の大寶に、令十卷、律六卷を撰ばせられしより法令行はれ、文物そなはりしかども、なほ古風を傳へて、人を拜するにも拍手して四度拜せしを、桓武の御宇より、唐にならひて拍手をとゞめ、唯再拜にはし給へり。〔割註〕今の代にいたりても、神祇を拜するのみ拍手四拜を用ゆ。是を兩段再拜といふ。〕律令もと唐に傚ひて撰ばれたれば、皇朝の禮制は唐によくあへり。〔割註〕孝德の御代も、文武の御宇も、皆唐のよにあたれり。〕又武家の禮は、朝廷の禮

より出て、もとは同じけれども、武家の世久しくなるまゝに、其ならはしよく整ひて、今は公武の禮異なる様になれり。これ武家にて禮を制したるにてもなく、時代の勢ひにて、搢紳家も常には武家の禮節を用ひ給ふ様になれり。

八幡殿〔割註〕義家朝臣。」武家の禮節を定め、又足利のよに今川、伊勢、小笠原の三家相議して禮法を定めしといふ説、並に正史になければ信用しがたし。弓馬の禮法に於ては、小笠原氏の預り給ふ處にて、足利將軍家代々の師範たり。在京の武士この門にいらざるはなかりき。又儀式の禮法は伊勢氏のしる處にて、足利家の禮式ある時は、この氏族かならず參上してつとめられけり。

婚禮の式は、古事記に大山津見神二女に百取の机代物を持しめて爲レ婚とみえたり。〔割註〕舊事紀百机の飲食につくる。」是をや始めとすべからん。令にも其法を立て、嚴に和合奸通を禁ぜられ、西土の六禮にかよへる處もあれど、中世のむことりは、密儀にしたがへば自ら婬風の様にみえたり。足利の世より、今の婚儀の整たるは、かへりて中世の手ぶりよりはまされる事大なりとすべし。

日々の禮節は、心より出て容を制す。即敬心の外にあらはるれば禮容になるなり。或は容を正して心の怠りを制する事もあるべし。心に謙讓禮敬を思ふといへども、其法をしらざれば事に臨みて施しがたく、進退度を失ふべし。故に朝庭より再拜、舞踏、揖、磬折、練歩、徐歩、膝行、屈行、傍行等の名あり。搢紳家よく是を試練す。武家の禮は雙手、隻手、折手の三禮、〔割註〕この三禮、皆後世の名、但足利の頃合掌禮有。」膝行、膝退、廻膝等の作法あり。それ出るに戸によらざるはなく、昇るに階によらざるはなかるべし。階を昇るには右足を先にし、降るに左足を先にす。〔割註〕懷中の物を落さざらん爲めなり。」又昇るに東階は右足を先にし。西階は左足を先にす。〔割註〕南面東面の階をいふ。御前の方を敬するなり。」朝夕衣服を着、刀を帶し、襪履をつく。しか如き曲々に至るまで禮なき事なし。高家貴族といへども、しらざるをよしとも定むべからず。

國君の禮を學ぶは進退作法によらず。其大本をとはせ給ふ事、誠に國君の御見識ふかく感服たてまつりぬ。夫禮は國の大經、禮にあらざれば貴賤長幼わかちがたく、國家を治むる事、禮制によらずしてなにを以てかし給はん。若し禮をみだり、制を犯して、互に尊大をほしゐまゝにせば、戰爭しばしも止むべからず。この故に、前皇禮を制し給ひ、恒例、臨時、大小の儀式そなはれり。又諸國には鄕飮酒の禮を設け、尊長養老の道をしらしめ給ふ。本朝のいにしへかくのごとし。このことわりは、經書のうへにてもしろしめすべければ、今はたいふに及ばず。しかあれば、國家を治むる事、儒を以てたれりと人皆おもふべけれど、皇朝と西朝とは風俗かはりて、西土のおしへ皇朝に行ひがたき事あり。そは先朝廷の御一姓なるにてしり給ふべし。〔割註〕この論しゐて御問にあづからねばとゞめつ。行義もとよりからぶみを學ばねば、からをかけてはいひがたし。」そも〳〵、皇朝に生れて皇朝の古風をしらず、律令をだに見ずして、政刑併せて異邦にならふを本意とはすべからず。官爵に敍任して、その職掌をだにしらず。またよしとすべからず。武家に生れて弓馬の禮法をしらず、武器の名稱だにたど〳〵しくば亦よしとすべからず。たとへば、王侯の宴遊に詩歌管絃をせんに、絕句をだにつゞけず。五常、越天樂をだにふきえずばいかゞ。武士の會合に弓馬を以てせんに、笠掛、圓物をだにえ射ずばいかゞはあらん。公武君臣各其位するところをかうがへて、有用の學を專にすべしとは、例のおく說なるべくや。

○臼田秋良歌遊のはし書　あはれ、物部は弓矢の道を專ら學び、さては刀槍などをもてあそび、犬笠掛に春秋をおくらんは、尋常のならはしなるべし。しかあれど、わが國ぶりにつたなくして、衣の楯はなどいひかけられたらんに、そのもといふべくもあらで、ひたにげににげたらんは、誠にいふかひなかるべし。かたはら、此道をも學びて、かゝる時は口とく返ししたらんか、心も剛に見ゆべきなり。そも〳〵、左右に方わきて、題を賜はり歌よませ給ひ、判者籌刺などをめして、御前にてかちまけを

定め給ふ事は、天徳の御代よりはじまり、又其定はなくて、講師、讀師さぶらひ、こゑよき講頌の人などをめして、からぜさせ給ふ事は、嘉保の頃よりぞはじまりけん。さて、その堀川の流れたへず、御歌の御會はいまもおこなはるれど、歌合ははやくより、内にてもやんごとなきあたりにてもし給はねば、ましておのれ等のすべくもあらじかし。この頃、臼田秋良七つのうた遊びをつくりて、おのれにはしがきせよとこふ。うち見るまゝに、先ほゝゑまれて、興ふかくおかしさ限りなかるべくおもほゆ。かくみづからの心よりかうがへ出て、こと更めきたる歌合は、いづこにきこしめさるゝとも、何のつみかはあらんといふ。

○紀州一位殿御内村岡某より、〔割註〕問の文略レ之。」先年中野石翁殿着料に調進仕候青朽葉紫糸の紋、是は縫取と覺申候。〔割註〕縫取は綺の事なり。」同氏抔着用はちと潛上と奉レ存候得共、當時京都にても四位五位の人着用有レ之候間、先不レ苦哉と奉レ存候。綾織物の類は猶以相當と奉レ存候。伊達紀伊守侯道服着用御座候由、其外着用の諸侯は、鍋島攝津守侯折々着用御座候。冬料は綾、夏は紋紗御座候。且又在職の人着用の義、西三條裝束抄にも、至極の褻に着用と有レ之候得共、夫は堂上の定にて、武家にては晴の時直衣、狩衣抔着用仕候事故、道服も褻とは難レ定奉レ存候。

鍋島侯は晴の詩會樂等の時着用有レ之、右の節相手の者は布、水干、葛袴抔着用仕候。一體足利家の頃より、在職の人着用の例も所見御座候得共、猶行義は感服不レ仕候。其頃禪學被レ行候而、佛家になづみ着用仕候と奉レ存候。三光院内府記、父子相並候時、子憚レ親の說尤と奉レ存候。最樹院様御落飾の後被レ爲レ召候は、誠に御相當と乍レ恐奉レ存候。

二月十日

○鼻くらべの追加　ひとり天狗

赤羽川のわたりに、ひとりの天狗すみけり。此天狗有職故實をとなへて、かみは神武の御代よりこな

た、下は文政、天保にいたりて、文武をかけてきわめざる事なしとおもへり。性弓矢をこのみ、歩射騎射とり〳〵射れども、さのみの達者にあらず。風呂たく翁にあないせさせて垣間見したらば、必見おとりしぬべけれど、常に正天狗たちの御かたきに侍りて、射流しとゝなへてはづすを耻ず。當時の騎射をそしり、堂前さし矢を無益と定む。いつも手馬に手綱いらずにて、馬術もくちをしからぬなるべし。もとより此天狗、はじめて天狗になりしにもあらず。世にゆるされたる代々の天狗なれば、そのかみの光もそふなるべし。このいひ出定むる事をば、やんごとなき天狗達も用ひさせ給ひ、又天さかるゐなの山々にも、これにしたがふこの葉天狗多かりければ、鼻の高くのびらかなる事、尋常の天狗の及ぶべくもあらず。實には臆病かはしらねど、口さきの勇氣に人のきもをつぶせば、甲越者流を河伯のしりのいきともおもはず。腰折歌をよめども、歌よみ天狗の仲間にいらず。すべてよの中の天狗達とまじはらず。わが家の風にのりて、月のかつらもつかみ折らん勢ひなれ共、誰ありてそのはなをひしがんともおもはぬなるべし。たま〳〵、文政の頃、神田邊の大天狗おしよせ戰ひたれども、はなをひしぎ得ず。その後、新堀の正天狗、本所の天狗もたゝかひたまへど、赤羽天狗一度も不覺をとらねば、いよ〳〵はなを高くし、羽をのばしてひとり天狗となりにたるなり。さはかくこと〳〵しういへども、水天狗の手下なりとや。

○駒場野の詞　ことし駒場野のみかりには、彦根中將の君、掛川侍從の君、龍野侍從の君も御供にさぶらひ給ふとぞ。そのかみ、大原野の行幸に、太政大臣のつかへまつらせ給ひし例もあれば、こたび中將殿のさぶらはせ給ふもむべなるにや。さらでもめでたからんみかり野を、しらぬひのつくし人はいふかひなくて、吹風のつてにのみ聞侍るになん。されど、そのわたりのたみ草にたちまじりては、いとよく奉るべき便も侍るにや、とある君達の御前にてたはぶれに聞え奉りしかば、こはおほけなき事をも思ひよるものかな、たづね出して、ひと屋につながせ、いみじき勘事をかうぶらせめなどの給ふ

もあり。ひとやまでは何をかはとひやらまし、たい〳〵しやとの給ふもあり。そを申請てめし賜りたらば、なか〳〵にあかぬ事もあらじをなど、さま〴〵の給ふも、さすがなるみの覺へならんかし。

駒場野の鶉となりてふしおらんかりにだにとも君をこそみめ

みかりする駒場の野邊の民草のねざしまでをば尋ずもがな

○あるやんごとなき御わたりより、婚儀の次第を調試すべく仰せごとを給はりぬればまゐりぬ。北面なる殿にて、南の方に上段あり、みす高やかに上たり。一間ばかりを引入て、みす屛風かり初にひきたてゝあり、こはうるはしからぬ御調度たつもの違たるなめりと思へるに、女房のその御屛風のつまにさぶらひてものけ給はる。そはこの次第をみせ奉らんとて、姫君をおはしまさせ奉りしなりけり。などかくあさましきおましをば設けにけん。寒きころにしあれば、あかりさうじたてめぐらして、あらき風の吹通すべくはあらねど、人なれぬからねこのつなでなどには、必あらはなる事の出來ぬべきを、みすおろしみ木丁立そへてなどぞおはしますべきに、御後見たちのいみじき怠也とつまはじきせらるれど、我ロ入るべき事にしあらねば、さも聞えでやみにしか。

○ことし天保十二むつき八日。濱松侍從の君着させ給ひしかり衣の色目。御狩衣〔黄木賊〕。右者先年從二院御所一靑山下野守樣江被レ下候御狩衣色目、前中納言殿被二存出一、今度進上被レ申候。御紋柄者東大寺正倉院三藏御物之內御琵琶箱之內に有レ之候螺鈿の紋に御座候。

九月朔日　　　　　　　　　　　　西池主水

田口吉之助樣

○幣袋　後撰集云、あひかたらひける人の、あからさまにこしへまかりけるに、ぬさ袋などつかはすとて、讀人不知、

我をのみ思ひつるがのこゝなればかへる山にはまどはざらまし

拾遺集云、ものへまかりける人のもとに、ぬさをむすび袋にいれてつかはすとて、

　淺からぬ契むすべる心をばたむけの神ぞしるべかりける

源氏物語、若菜上云、宮の御前のかたをしりめにみれば、れいのごとにおさまらぬけはひど して、いろ〳〵こぼれ出たるみすのつま〴〵すきかげなど、春のたむけのぬさ袋にやと覺ゆ。御几帳どもしどけなくひきやりつゝ、人げちかくよづきてぞみゆる。

○甲胄入革袋　人車記、保元三年十月十六日云、小松殿御幸御裝束。其西安二甲胄弓胡簶各一具一。〔割註〕甲胄入二革袋一。」

○腹卷入桶　今川大册紙云、腹卷を進事。腹卷の桶の蓋に置て參。尊貴の御前に置樣、鎧同前、桶をも進候。一人役人也。

○成島邦之丞司直の君江申遣す　、、、、扨、此節は誠に恐入候風聞仕候而、萬一實事にも有レ之候はゞ、凶事卷纓の仕樣問合の者御座候に付、別紙相認め申候間入二尊覽一候。且又舊冬は仙洞御所崩御にて、天皇倚廬に渡御錫紵も服御あらせられ候。其後諒闇の御裝束も調進御座候由、父帝の御爲には、禁中にてさへ如レ此あさ布黑染を着御被レ爲レ在候處、武家にては世事簡便にのみ走り、居喪の禮も相整不レ申、殘念なる儀と奉レ存候。關東にて着御は、如何の御先例にて被レ爲レ在候哉、布の黑染迄には無二御座一候共、无文の御冠御袍等に相成候はゞと乍レ恐奉レ存候。誠に大御所樣御代には、服色の儀は古式に被レ復候御儀も多あらせられ候間、自然末々迄も古實に行候。此度は御終焉の御儀何かと奉レ存候得共、〔行義〕不レ及レ力候。併當上樣には格別御孝心御深あらせ候由、御葬送新御廟へ御參詣等の節、御喪服被レ遊着御候はゞ、御孝道の御本意に可レ被レ爲レ叶候半と、乍レ恐いらぬ事を存じつゞけ候。尊君樣御賢慮いかゞ御座候哉。、、、、。

御返事　、、、、然而袴ニ仰下一候一儀、御尤至極感服仕候。乍レ然不二容易一儀に付篤と御面談仕度候。

明日御宅參上仕御直話承り度候。御差支無ニ御座一候哉、御報可レ被ニ仰下一候。以上。

○內藤縫殿頭殿江申遣扣　密々申上候。昨日鵜殿甚左衛門樣へ衣文御稽古に罷出候間、着御の儀何となく御尋申候處、御先格通りの御調之由御噂御座候間、御指貫の處いかゞと相尋申候へば、矢張紫緯白大文の御指貫と申事に付、先日早朝被ニ成下一候御書面の趣、鈍色平絹抔にては不レ被レ爲レ在候哉と申上候處、一向御存無ニ御座一候。先日被ニ仰付一候御書面は、御本丸方え御通しには相成不レ申候哉、誠に以申上候も恐多候得共、大御所樣御代には服色の故實相ひらけ、繁文の御冠、其外古式に被レ復候儀有レ之候。此度の儀は御終焉殊に申上候迄も無ニ御座一候得共、喪の禮は人倫の重じ候所、天皇の錫紵迄には無レ之候とも、御美服を被レ遊着御候御場合には有レ之間敷、何卒御孝道に被レ爲レ叶候御裝束を奉ニ差上一度奉レ存候。御喪主にて御尋常に候ては、御老中共外にて少々用意有レ之候も、却ていかゞの樣にも相成可レ申候。こと更當年は京都も諒闇中故、御贈位御納經の勅使初、諒闇裝束着用も難レ計旁いらぬ事を心配仕候は、有識者の苦勞性と御一笑可レ被レ遊哉、併厚御勘考、、、、

○御參詣の着御　寬延四年御扣の由、

御冠、〔割註〕紙捻御かけを。」御袍、〔割註〕御尋常御位袍、」御衣、〔割註〕御暑氣に付御略し被レ遊候由。」御單、御指貫、御襪、御野劍〔銀作〕、御一周忌の節より御直衣着御之事。

○凶事卷纓之事　明月記、天福元年十月廿日云、御葬送　殿上人隆範〔割註〕纓自下卷。」已下十五六人、堂童子、、、實蔭纓自レ下卷不レ重也。」和長卿記云、明應九年九月廿八日。有ニ御事一以後各卷纓。卷纓事、吉事之時者外方江卷、凶事之時者內方へ卷、是諸家多分之說也。予今度內方へ卷畢。〔割註〕內方トハ巾子ノ方ヲ云フ。」山槐記云、吉事凶事共內方卷也。當家近代受ニ中山家說一之間如レ此。」愚昧記、〔略〕」、又卷纓相ニ違于常時一下へ卷之云々。是諸事令レ異ニ于常儀一之由云々。此事有ニ所見一歟如何。三條前相公〔實任公〕云、子息公綱朝臣令レ卷レ上。是令レ違ニ常儀一也。〔割註〕當家者常事下卷之故也。」是偏今案

也云々、同左府所レ爲者也。上下雖レ相異一。所存之趣異ニ常儀一之條相同也。二位入道〔割註〕公頼淨證。」語云、文永度人々大略下ヘ卷樣覺ニ悟之一異ニ常時一歟。但如ニ鷹司博陸〔冬平公〕記一亦無ニ共所見一不レ審。」〔曾祖父公御記云、諒闇服　卷纓ノ小卷ヲシタムモアリ、大樣小卷ナシ。柳小木ヲ以テハサム。左ニハサムモ有、右ニハサムモアリ、墨ニテヌリタルモアリ、白木モアリ、黑ヌリタヲ爲レ善云々。」迎陽記云、貞治三八九、還ニ御本殿日一也。〔略〕、殿下御參內、始着ニ亮陰御裝束一。〔割註〕御袍御冠纓卷レ上。」殿上人忠頼朝臣、〔割註〕衣冠卷纓卷レ下。」予〔同前〕。



右滋草拾露及凶服抄等所レ載。

行義考ニ、凶事纓ノ卷樣、明月記、天福元年十月十三日條、玉英、貞治四年正月二日條等ニ卷纓如レ常トアリ。

又諸書ニ卷纓トノミアルモ、尋常ノ如ク卷タルカ、然レドモ、和長卿記、愚昧記等ノ說ニヨリテ、常〔異カ〕ニ異ナルヲヨシトスベキカ。又小卷アルハ二重ニナリテ惡シ。明月記ニモ不レ重也トアリ。常儀ニ常ナル時ハ、高倉家尋常黑ヌリノ木ヲ以テハサム。シカレバ、白木ヲ以テ常ニ右ニアレバ左ニハサムベシ。

○竹杖　季瓊日錄云、延德元年三月廿六日。自ニ功齋一以ニ彥龍一告ニ白江之大將軍。今日巳刻薨一矣。四月朔日御位牌所望之由有。乃把ニ御位牌一與ニ鷹岡一常德院殿一品內相府悅大居士尊儀。九日未明赴ニ北等持一〔略〕、葬禮、佛殿右邊安レ龕。前置レ卓爲ニ美菜一茶湯之儀調レ之。以ニ赤地金襴一張レ龕故非ニ桐葉幡一。同前細川右京兆政元公自ニ正脈院一來、入ニ佛殿一立ニ本尊前一淨衣風折竹杖草鞋。上原神六裹打持ニ太刀一。其外烏帽子上下。安富又三郎、秋庭備中守。〔下略〕、又云、延德二年正月七日。相公一大事在。今小補。

愚、聯輝、万松、功齋、五備園ニ病席ニ及ニ七鼓ニ御息絶。〔略〕、廿三日、若御所被レ着ニ淨衣。〔略〕、喪主燒香。〔略〕、愚把レ紼置ニ小公(義稙)之左肩ニ。次置ニ大公(義視)左肩ニ竹杖無レ之。」後中内記云、延寶八年閏八月八日、今夜亥尅、後水尾御葬禮也。供奉人々行列隨身源武矩、〔中略〕、供奉悉衣冠卷纓、着ニ藁沓ニ着ニ竹杖。〔割註〕或着ニ狩衣烏帽子ニ。」光格天皇御葬送記云、左大臣(二條)〔齋信公〕、前内大臣(大炊御門)〔經久公〕、一條大納言忠香卿、鷲尾大納言隆純卿、九條中納言幸純卿、萬里小路左大辨宰相正房卿、風早三位公光卿、以上賜ニ素服ニ。且喪服卷纓竹杖。」又云、花山院右大將家厚卿、〔割註〕以下三十四人名略。」以上舊院伺候。賜ニ故院御服並素服ニ。衣冠卷纓藁沓竹杖。但散三位吉服、衣冠卷纓素服藁沓竹杖。依賜ニ布衣ニ被レ着ニ吉服ニ。上北面〔割註〕名略レ之。」院藏人〔割註〕名略レ之。」下北面〔割註〕名略レ之。」以上吉服、衣服卷纓單藁沓賜ニ當色ニ。但於ニ上北面藏人等ニ者賜ニ竹杖ニ。

白木杖　左經記云、長元九年四月十七日、天皇(後一條)崩。〔略〕、同廿二日、關白、左大臣、内大臣、〔略〕、及昇殿舊臣等皆着レ袍卷纓。着ニ藁沓ニ採ニ白杖ニ歩行。又云、(五月カ)同條十九日、今夜御葬之前御使可レ有歟。〔略〕、關白、相府、内大臣、〔略〕、各着ニ衣冠〔卷纓〕、藁沓等ニ。持ニ白木杖ニ行列歩障内。〔略〕、又民部卿右衛門督、權中納言。〔略〕、此外諸大夫不レ可ニ勝計ニ。〔割註〕皆着ニ衣冠藁履等ニ卷纓持ニ白杖ニ。」三上大和守景文朝臣返書。御送葬之節杖の事、如ニ御尋ニ此度は靑竹杖に御座候。舊記多御見及も無レ之由御尤奉レ存候。餘り委敷記錄は無レ之、雖レ然其時々杖賜候儀に御座候。既後櫻町院之節は桐杖一同に賜候。御亡者の御男女により、竹桐と替り候趣、如ニ御案内ニ。禮記、爲レ父苴杖、々竹也。爲レ母削レ杖、々桐也。」如レ是有レ之候故、當地に而主人父母の違に而、竹桐相用來候。當時其事に相成申候。

○成島司直の君より、小紋の小袖着用の例問越し給へるによりて、鎌倉、足利の世には、なべてきたる事なれば、書にもあまたみえたれば、わが衣裝記に書あつめたるを抄出してものしたりき。其ころは

ひたゞれ素襖の下に着たれば、家の紋をばつけず、小紋にそめたり。又素襖などにも、家の紋なくて、風流なるもんを付たるも多くきたるなり。いまは家の紋付ぬものは、出仕などにきぬことになりたり。又小袖も上着と下着をかねたる服にみゆれば、是にも家紋必付る事になれり。文祿、天正の頃より、衣服のさまも人のたちふるまひも一變したるを、國初にも古にかへさせ給はねば。足利のよとは手振大にかはれるなり。足利のよまでは、烏帽子は元烏を放たず、ひたゞれすはふをき、合口の腰刀を帶し太刀をはく。〔割註〕よの常に從者にもたす。〕居るに必足をくむ。又拜に合掌禮有。〔割註〕拜するには又手すべきを、このころ禪家を崇信したれば、佛家の風を學びしなるべし。〕いまはいたゞきをながくそりて月代といふ。〔割註〕月代の名、古言にみえしは、いまの月代とはかはるなり。〕月代の生たるをむらいとし、はなち元烏を耻ず。また袖なきかた衣を着。〔割註〕このかた衣、足利のよりみえたり。松永彈正がすはふの袖をとりしといふはひが說なり。〕腰には常に二刀を帶す。〔割註〕二刀ともに刺刀にあらず。一刀は長くし、のたちの用におなじ。一刀はみぢかし、片手打の料なり。〕

○ふるき世には、人のもとに文遣すには、立文に書て使手づからもちて行たるべし。奏狀さへ筥にはいれず。文杖にさしはさみてまゐらす。上表のみ筥にいれ、槖にすゆめり。又女のもとなどには、木草につけて遣すなり。足利のよよりぞ、文筥はみえにき。いまのよはやんごとなき人は、女は更なり、男もちり地まき畫、あるは螺鈿などえもいはずうるはしき筥に入て、紫のつゝみあり。そをまた黑漆のはこに入たり。〔割註〕このはこは路次の間の用なり。〕おのれ如きも、かならず筥一重には入るなり。〔割註〕このはたとせあまりこなた、いとうつくしき紙の袋をものし出たり。さてこれに入れねばならぬ樣なり。〕ことし公よりおごりをいましめ、儉約に從ふべく嚴に制を下し給へり。おもふに、紙にふんじぬるも、かのふくろにいれんも、二たび用ゆべくもあらねば、なほ儉約に便なければ、東寺の古物をうつして、布もてぬひて竹の籤をぞつけたり。こはかたみに名を書かはさん料なれば、表は

皮のまゝにてつくれり。いまは多くたて文ならねば、たけもみぢかくぞぬひける。これをいつの屋の御あるじの君に参らせたれば、かくなんたはぶれに聞へさせ給ひける。

いにしへをたづねて更にあたらしきこれぞ當時のふみふくろなる

○葉山信果より、四季衣裝の替る事、袷の小袖きる時節をとひこしたれば、こは我衣裝記にかき置し事なれば、足利家の例をばつばらにかきておくりぬ。さて、當みよの制も、故父上の和合分類にかき置給へれば、こもくはしく書て遣しぬ。その序にみれば、袷の小袖に麻上下きる時は、必のしめの小袖を、そのかみは着たるとみえたり。ふるきよのためしをおもへば、四月朔日よりは夏の衣がへなれば、夏の衣を着べきなれば、のしめはねりぬきにて、經は生糸なれば、實に夏きんには便あればなるべし。後にぞう月朔日のみになされたり。都にてまつりのひと日は、必ず白帷をきるもふるきよの名ごりなるべし。

○足利家贈官位裝束　園大曆云、延文三年六月四日。〔割註〕等持院尊氏公御贈官位。」御裝束事。如ニ勅使御對面之時ニ。最前御着用黒染御狩衣可レ然候。服者麁絹、狩衣平絹、白差貫着用之事候。是は細々出仕之人、就ニ簡略ニ五旬以後抔用候。五旬之中黒狩衣勿論之由存候。

○諒闇裝束〔束帶〕　玉葉云、治承五年三月六日、今日除服。〔略〕、同束帶、無文位袍、〔割註〕鈍色ノ張裏。」鈍色張面表袴、〔割註〕赤裏。」同色張下襲、〔割註〕裏鈍布ヲメラカサズ。」平絹白單、〔傍註〕夏ハ縠ナリ、下襲表袴中倍アリ、皆鈍色。」赤大口、黒漆靴、銀裝細劔、〔割註〕無文藍革單裝束。」鈍色平緒斑犀帶、〔割註〕鶴通天。」襪、〔割註〕平絹。」檜扇、〔割註〕如レ恒。」無文卷纓冠、沓、〔割註〕裏白平絹。」左經記、長元九年五月廿五日云、及ニ未剋ニ公卿侍臣參ニ會殿上ニ。其裝束、〔割註〕公卿皆靑朽葉下襲、靑鈍表袴、綾袍、冠右府无文冠卷纓、但、、、等鈍色、侍臣皆鈍色、、、、、、此外侍臣之中、地下諸大夫皆鈍色、爲辨少納言輩同ニ公卿ニ。」中右記云、嘉承三年二月十一日列見也。〔略〕、上卿

以下皆諒闇裝束、〔割註〕犀角丸鞆帶、〔略〕、但六位上官中、或用二巡方帶一輩有二兩三人一是失也。」永昌記云、大治四年閏七月十一日、〔略〕、大貳經忠、〔割註〕无文冠卷纓、无文縠袍、染位袍、色平絹生鼠色下襲、同色表袴、重大口、淺紅烏犀帶歟、白襪黑履、素服之人也。〔略〕。」頭之、關白左大臣、〔割註〕輕服卷纓无文也。御冠無文、位袍染縠、鼠色御下襲、同色表袴、鈍色御單、烏犀御帶、白襪、例大口黑履可レ尋。」玉葉云、安元二年七月廿四日、今日右大將裝束、無文薄物繪裡鈍色半臂下襲、〔割註〕平絹。」白張單汗取、鈍色表袴、〔割註〕裏紅。」大口、〔紅〕、笏藤如レ恒。鈍色組平緒、〔割註〕其裏鈍色唐綾緣組交二黑糸一。」黑漆鞘銀作劍、〔割註〕無文靑革裝束。」白襪等也。无文卷纓冠也。」又云、同年十二月五日、今日余裝束。無文冠卷纓、無文位袍、〔割註〕裏鈍色。」鈍色平絹下襲、〔割註〕裏中倍皆鈍色。」同色表袴、〔割註〕中倍鈍色裏紅色。」平絹衵一重、紅大口、〔割註〕如レ例。」白襪黑漆鞘銀造劍、〔割註〕裝束無文靑革也。」鈍色平緒班犀帶、〔割註〕嘉承知足院殿令レ用二烏犀一給。是依レ被レ重二堀川院御事一給。不レ似二常諒闇一。每事深有二沙汰一歟云々。」脊裏押白生絹。」天明三年凶服記云、諒闇初日吉書御覽。」上卿正親町大納言公明卿。冠、〔割註〕无文卷纓。」袍、〔割註〕位袍、黑橡无文綾。」下襲、〔割註〕鈍色ヲヌメリナシ。」單、〔割註〕白平絹不レ瑩。」表袴、〔割註〕白平絹裏柑子色ヲヌメリナシ。」帶、〔割註〕班犀。」劍、〔割註〕黑塗。」平緒、〔割註〕鈍色無レ繡。」笏、檜扇、帖紙、〔割註〕白檀紙。」沓、」光格天皇諒闇束帶。冠、〔割註〕无文卷纓。」袍、〔割註〕黑橡无文綾、裏鈍色平絹、殿上人橡染平絹无レ裏。」下襲、〔割註〕鈍色。」單、〔割註〕白平絹。」表袴、〔割註〕表鈍色、裏淺紅又柑子色。」大口、〔割註〕表袴ノ裏ニ同ジ。」帶、〔割註〕烏犀、又班犀、又水牛鯨モアリ、黑塗艶ナシ、トヂ糸白金具銀銅白紐。」太刀、〔割註〕銀裝黑漆藍革裝束。」平緒、〔割註〕鈍色トシ、織無レ縫有レ總、或鈍色平絹帖ミ總無。」笏、〔割註〕櫟櫻。」傘袋、〔割註〕鎊革藍革バカリ。」其餘尋常。

父母の喪に居る時は、綟衣を着、かゆをすゝり、禮樂もなさず、三年恩にむくゆる事、ひとの國の

致、誰もしりたる事なれば、今はたいふに及ばず。わが朝三年の喪は行ひがたしとや、先皇しろしめされけん。期の喪にとゞめさせ給ひ、假は五十日にし給へり。天皇倚廬に渡御し、錫紵を服し給ふ事は、日をもて月にかへさせ給へば、十三日にて除服し、本殿に還御し給へども、諒闇一年は心喪して美服を着御し給はず。〔割註〕无文巻纓御冠黒染平絹の御直衣、柑子色の御引袴。」五卿以下もまたしかなり。〔割註〕地下は凶服を着す。當時の勢ひ及ばざるなるべし。」まことは、天皇崩御し給ふ時は、五畿七道の百姓まで素服を着、〔割註〕素はあさ布をいふ。黒染にて諸司の小忌の如くぬふなり。」かなしみをあげて、父母の喪にあへるがごとくせし事なるを、はやくより遺詔によりてとゞめさせ給ふを、代々の例になりし事は、やむ事を得ずして簡便に從はせ給ふなるべし。しかあれど、いまも朝廷に侍らひ給ふかぎりは、諒闇のさうぞくを着給ふ事、上に抄書せしにてしるべし。きさいの宮、姫宮、女房達もおなじ。〔割註〕紅には柑子色、萱草いろをもてかへたり。」ことし西城の大君かくれさせ給へり。

○うへのみあり様をかけ奉らんはかしこければもらしつ。年頃御あたりちかくならせ給へる人々も、御いつくしみ深くものし給ひ、やんごとなくなり給へる御かた〴〵も、衣の色かへさせ給ふ事もなく、御葬送の夜も、例の衣冠にて紅紫の美色も憚り給はず。たゞ纓巻給へるのみやその御しるしなめり。こは御遺命にて凶服をとゞめさせ給へるともきかず。そのかみ戰國にて、昨日は父を失へども、けふも猶いくさに從ひ、たけき名をもあげつべく、喪に居る事なかりし世の名残にて、凶服の制を深くもしり給はぬが、代々の御手ぶりにはなりにたるなるべし。されば、私に凶服を着給ふべくもあらねば、うへの衣さしぬきは、れいのを着給へど、御用意深き御かた〴〵は、无文の御冠に黒漆の太刀、黒ぼねの扇なども給へるも多かりけり。さて正一位の御くらゐを贈らせ給ひ、御經まゐらせ給ふ。御使には右大將の君以下くだらせ給ふとか。都は故院の諒闇なれば、そのさうぞくを着給ふべし。こな

たはまだ、御はての日さへ過させ給はねば、ことさらにやつれ給はんがことはりなるべきを、つれなくて纓だに卷給はぬは、いと〳〵かしこき事、都人のみるらんも顏赤むこゝちするは、例のいらぬ事を、もの思ふ本性と人にはわらはるべけれど、こたびの勅使の御あるじのやくには、龜井隱岐の守殿をぞさゝれたる。こは實はわが殿の次郎君なれば、みうちきにはかならずおのれを召さるべければ、色よき裝束まゐらせんは片腹いたくてなん。

○かくて、やよひの十二日にぞ、御贈位の御儀式あり。龜井殿には、まづ通明を奉り置て、おのれは濱松侍從の君の御かたにさぶらふ。まだあかつきよりおの〳〵み山につどひ給へど、ひつじの時ばかりにぞ事はじまりける。午の過る頃、侍從殿中堂にまうのぼりたまふ。无文の御冠、位袍、柳下襲、〔割註〕おめりなし。」尋常の單表袴、〔割註〕おめりなし。」うさいの帶、黑漆のたち、〔割註〕烏裝、二水記の說。」紺地の平緖、〔割註〕ぬひなし。」こは上にも書しごと、こなたは凶服を着給ふ制なければ、みこゝろの限りつゝしみて、かくはせさせ給ふなり。行義も中堂の御後のかたよりまうのぼる。〔割註〕こは侍從殿、こたびの總奉行にてものし給へば、ねもごろに僚家にたのみ聞え給ひてみせ給ふ也。かのみ内の人々も參る。明忠もぐす。」次に彥根中將殿、古河侍從殿〔割註〕束帶。」參り給ふ。次に鯖江侍從殿、舘林の侍從殿、〔割註〕衣冠。」さて稞過て、〔割註〕宮の昇堂をまちたるとぞ。」あるじかたよりあないあり。〔割註〕龜井殿、池田殿、佐竹殿のみ内の人出て、人めして短冊をあたへぬれば、とりていとゝくはしりゆく。こは名にしおふ足輕なるべし。」さて右大將殿參り給ふ。〔割註〕これよりさきに、中堂內見に參り給ふ。皆鈍色の狩衣、差貫、右大將は小なをし。」御車代よせぬれば、四位の前駈みすをかゝぐ、隨身沓をもちてすゝめば、五位のごぜ參らす。ゆるらかにおりて步み出給ふをみれば、むもんの冠纓まきて、無文の表の衣、鈍色の下襲、白單、鈍色の表袴、はんさいの帶、黑漆のたち、にび色の平緖、諒闇のみさうぞくなり。尻をば隨身弓にかけて御後に步む。龜井殿出む

かへてあないせさせ給ふ。階をのぼらせ給ふ程の御有様は、わが居る所よりはみえず。次々のみ使少納言までのぼりて、〔割註〕萬里小路殿、柳原殿、東坊城殿は沓を自らもちて、階下に至りてひく、石井は上達部ならねば、こゝよりひく、つるばみの袍たり。」少内記、〔割註〕吉服、朱紱袍。」召使、〔割註〕吉服、緑袍。」のぼる。おのれも僧のあないによりて、中堂のいとおくまりたる所にかくろひ居てみる。はや宣命よみ給へる程なり。こゑよき人の高う讀み給へば、いとよく聞ゆ。いのちかぎりありてか、やまひすくひがたくとの給ふほどに、みな涙おとしぬべし。中にはえしのびあへず、はなうちかみ、こゑたてゝなき給へるもありしとかや。こはこと更に御あたりちかくさぶらひて、ふかき御いつくしみをかうぶらせ給へる人々なるべし。さて御位袍をも納め給ひて、少納言もとの座にかへりつけば、右大將の君御經さゝげもちて御前に進み、案におきて拜してしぞき給ふ。このわたりはみすふたへをへだてたれば、すきかげ誠におぼろげにて、心あてにおもへば、今ぞ拜し給ふなどみゆ。女院、東宮、准后のみ使みなかくのごとし。さてのち私の納經あり。こは僧もち出て御まへの案におく、右大將たちて膝突につきて、居ながら一拜して復座し給ふ。其進退作法事そぎて、あづまの手振にせさせ給へるは、かねてみけしきとりけるものゝありしなるべし。つぎ〳〵の人もみなしかり。いとゞく事はてゝまかで給ふをもみ奉りて、われも中堂の後よりまかり出ぬ。其時本多豐後守の君立出て、なにゝかあらんおきてさせ給ふをみれば、はんさいの帶さして、黑漆の太刀〔銀裝〕、下襲、表袴おめりなし、ゑいまき給はぬはあかぬこゝちすれど、かばかりの御用意だになくて、いまことに口おしかるべきとみ奉りしが。

○この二とせあまり、月毛の逸物をもちけり。ひと日ころもの君の御馬場にて、明忠らがのりぬるをみ給ひて、げに南鐐ともいひつべきものなりとてほめたまふ。なほこの下には及びがたかるべくともいらへ奉らまほしかりしが、み厩にかげなる馬もありけるを、さも聞えざりしは口おしかりし。この月

毛足とくして、わが桃尻にもよくたへ、おもかろければ弱腕にても進退周旋こゝろにまかせぬれば、これにのりてこそ、事にものぞみぬべきものなり。

○ある人の說に、武家の人はなをしを着ず。されば、やしまの大臣宗盛公の直衣をゆりたる時、鎧直垂をきて內にまゐらせたる、と山槐記にもみえしといふ。いと覺束なき事なり。賴朝卿の直衣きたる事あり。其後かまくら、足利の將軍家なをしをも、小なをしをも着たる例あまたあり。しかるを直衣、小直衣など着給ふ事は、いまのみよに限れるなどあとなし事いふは、罪ふかき事なり。

○攝家は從五位上より進む。いまの攝關の子なれば正五位下よりすゝむ。淸花は大臣の子といへども從五位下より進むなり。兒の叙位任官の論はさきにしるしにき。

○成島司直の君よりとはせ給ひける

一鮫柄合口小サ刀、武家にて裝束の節相用不ㇾ苦候哉、同脇差に仕立、平常相用可ㇾ然哉。

答 蜷川記、〔割註〕伊勢伊勢守貞宗之記、蜷川家傳來之書。」刀の柄の事。御晴の時も卷たるは事によ り候。武雜記、〔割註〕足利家の舊記。」烏帽子上下の時柄卷たる刀さし申間敷候。常にさし申さず候。自然の事もかけ候時、糸にて卷たるはさし可ㇾ申歟。それも略儀に而候。」宗吾大冊子、〔割註〕伊勢下總入道貞仍の記。」刀の柄を糸にても革にても卷事、軍陣にての事也。ゑぼし上下の時は不ㇾ可ㇾ然。」右之通相見え候間、足利家の頃は柄卷たるは、晴の時遠慮仕候間、當時狩衣、大紋等着用の節は、白鮫柄にて卷巾さる合口用候て、尤くるしからざる御儀と奉ㇾ存候。既に因州侯家にては、古來より鮫柄合口の刀被ㇾ用候樣に承知仕候。當時主人、、、、父子、御外御譜代方などにも御用有ㇾ之候。先年大久保加賀守樣御老中勤役中、御嫡子安藝守樣御用之事も承及申候。

一脇差に仕立、平常相用候儀は不ㇾ可ㇾ然候。必竟今の脇差は、全當時の品故、矢張當時の手振にならひ製作仕候方宜儀と奉ㇾ存候。

古代打刀の製作にて、其短きを小サ刀と唱候哉、殿中平常不レ苦候哉。

答　古來打刀と申物は、格別長きは無レ之、全く片手打の物と相みえ申候。足利の頃に至りて、貳尺餘りも有レ之、太刀の代に相用候樣になり候と奉レ存候。當時の小サ刀用候場合は、少し相替候得共、體製は同樣に御座候。是を殿中抔に而、平日相用候儀は、當時の風には相當り申間敷候。當時の大小と申兩刀も、國初以前より有レ之候。

別段申上候白鮫柄の義、古物には一向見當り不レ申候。宗吾大双紙に、御柄皮と有レ之候は、即鮫皮のよし伊勢氏の說に御座候。實に尤も有レ之候半歟。古書には柄も鞘同樣塗地黑漆抔に仕り、又唐木も有レ之、卷たるもみえ候得共、菱に卷候はみえ不レ申。片手卷にまきたるが多く候。安藝國嚴島社藏尊氏公の御物は、柄鞘共ちり地螺鈿有レ之、東山年中行事にも、柄鞘共梨子地と相みえ申候。

○津輕家より問　文恭院樣へ獻燈に相認候位署左の通に而宜候哉。且又越中守樣には御隱居故、御官名如何相認め宜候哉。天明度御隱居樣方より御獻備の銅燈籠には御官名相見え不レ申候。此後筑前公、明石侯、御隱居抔方御振合、御留守居より問合置候得共、未相分り不レ申候。且年始八朔御昇進に御座候得ば、御官名認め候得共、御隱居後は認め不レ申候。乍レ併右目錄抔とは譯違候儀に御座候間、御官名認め候而も不レ苦候哉、伺度奉レ存候。

奥州弘前城主
從五位下行大隅守、、、

奥州弘前前城主
從四位下行侍從兼越中守、、、

答　御位署書被二仰下一候通りに而至極宜候。御隱居樣御位署は、如二御勘考一、御隱居は堂上に而は致仕と唱、官を辭し仕を致め申候譯に御座候間、最早實は侍從も越中守樣前官に御座候得共、武家に而は官を辭し候事は一向無レ之、既に隱居後も更に官名を唱へ、一向に致仕のけぢめもみえ不レ申候。

よつて御官名を御加へ被レ成候而、被ニ仰下一候通り御したゝめ被レ成候而不レ苦候哉と奉レ存候。既に文恭院様御贈位の宣命にも、故太政大臣と有レ之故、前太政大臣とは無レ之候。右等の例を以而不レ苦候哉と相考申候。致仕の譯を以本法に相したゝめ申候得ば、侍從も受領も御したゝめ無レ之。

散位從四位下、、、

右之通にて宜候。散位は四位以下無官の人相加へ申候文字に御座候。若御入道も被レ遊候得ば、必如レ此御書可レ被レ成事と奉レ存候。先年叢樹院様御賀の屛風に、松平樂翁様尤御入道に而左少將定信と御したゝめ被レ成候。入道後抔當官の様に被レ成御認候事は、頗感心不レ仕候事に御座候。

○カウトウ〔割註〕香等、又作鴨頭。〕 酌並記云、まんぢうくひ様の事、〔略〕、年寄たる人は汁にかうとうをも入、又事により汁をすふ事も有り。

後松日記 卷之十五

○享保の大君は、犬追物を再興し給はんのみこゝろざしおはしまして、まだ紀州にものしたまひし時、わが先師伊藤幸氏に犬追物の事とはせ給ふによりて、其書數卷奉りき。大統をつがせ給へる後も、しば〳〵とはせさせ給ひし事侍りしとぞ。〔割註〕此時の次第別書にくわし。」又小笠原氏にも命ぜられ、島津家にも正保の例によりて上覽せさせ給ふべく仰言を給はりぬれど、島津家には其比いみじきさわりあり、小笠原氏は其故實をよくもしり給はぬなめり。皆辭し給へるとなん。よりて騎射、打毬、また突などをせさせ給へり。〔割註〕こは故父よりきゝ傳へしなり。」そも〳〵、流鏑馬、笠掛、犬追物を馬上の三物といふ。やぶさめ、笠掛、其益なきにあらざれ共、唯さぐりの內をま直にはせて得たる弓手をのみ射れば、もはら度にあたりて進退周旋のならはしにあらず。犬追物の犬のにぐるをおひて堅横無礙にはせまはして、弓手も馬手もよりあふまに〳〵射れば、馬上のならはしはこれにぞしくはなかるべし。されば、鎌倉の世に始りて、室町にもさかりに行はれぬる事を、このみよにのみ絕ぬるはくちおしきに、享保にかゝるかしこき仰せ言もありけるを、其世の弓取のいふかひなくて再興せざりしは、罪淺からずとすべし。

諸國土着の武士は、山野に鳥獸をかりて弓馬を試練すべけれども、都にありて奉公のいとまには、かりくらに宿を經むこともならねば、專犬笠掛をいにけるなり。

今の世の騎射は、其業花美にすゝみて實用すくなし。近比或侯家の藩士に馬上の弓取あり。頗る達者にして尋常の及ぶべくもあらじとや。伊勢の別傳とか、古傳とかいへども、伊勢氏はもと足利家政所の別當職にして、禮式雜掌をこそ知給へれ。弓馬の道は小笠原氏の門人なれば、伊勢氏に別傳のある

べくもあらず。又其稽古の様をみるに、弓手を次にして馬手をむねとは射るなり。馬をば日々に乘ならしてだく足なり。弓はよはきを好み、右手に弓杖をつくには、弓を逆にして末筈を突、馬上に兩手を用ゆる時は弓をまたぐらにはさみ、古傳と稱して古様の深き鞍を用ひず、大立上の購當を着る事を得ず。その射様げに別傳とみえて、古書に何によりたりともおぼへず。かくいひては、これをもいまの騎射をもそしらはしげにきこゆれども、たゞこゝろにえぬことをいふなり。

島津家の犬追物は鎌倉の流なりとぞ。げにむろまちの式とはやゝかはれり。おもふに、鎌倉に射し手振の全く傳はるべくもあらず。恐らくは、好事の士の今案をもて補益せしなるべし。そは正保に上覽ありし記をみてしるべし。

細川家の犬追物は、天明の比、左少將重賢朝臣、其臣竹原九右衞門に命ぜられ、幽齋公より傳へ給ひし書、又竹原が家に傳へし書を校正し、かつ島津家の口傳をもとひ聞て再興せられしとぞ。重賢朝臣世を過させ給ひて後、治年朝臣、齊茲朝臣もいよ〳〵その志をつぎたまひて、みづからもしば〳〵椎田の馬場に行てみたまひ、これにかゝづらふ竹原父子、齋藤權之助、境野嘉十郎、太田善九郎等には厚く優賞しもの賜はせ、又しるところをも增給ひなどして、いよ〳〵この道を盛にし給へば、今は犬射ぬ人は、父の家をもつぎがたきまでの手振になりにけるとぞ。こゝに志方半兵衞といふもの江戸にありし時、伊勢氏の書を皆傳して歸りて後、犬の式舊記にたがへることとあるをもて、そのよしを君にもきこへて、竹原、齋藤、撿見五人等と時習館に會合して、校正討論すること五年、功おはりぬれど、伊勢氏の傳をば用ひられず。なほ天明再興の式を今に用ひ給ふとなん。こは今更にあらためかへては、衆もし疑惑を生じて、この道の怠りになりなんやとふかくおそれたまへるなるべし。

風を移し俗をかふるは、樂よりよきはなしとか。げに搢紳家は禮樂をもて風俗をおさめ給ふべし。武家は禮樂のみをむねとせば、手ぶりみやびに流れて、機變に應じがたかるべし。たゞ文武をもて風俗

をなさば、驕奢しりぞきて倹約行はれ、身體强健に勇氣益壯にして、おのづから忠信を失ふことなく、文質並に備はりなば、吉事に從ひ、凶變に應ずる共、其所を得て狼狽することあるべからず。さはいへど、朋友と交り春秋を送る必興遊なくてはあるべからず。今のよ客人を請じては散樂、書等を普通の興とす。行義思ふに、かゝる折々弓馬を以てし、詩歌をこれにつぐべし。さて後にぞ、管絃、散樂、書畫の遊こゝろにまかすべし。〔割註〕當世内々は雜戲、淫聲、専行はるゝとか、弊風の甚しき論ずるに及ばず。」鎌倉室町の代みなしかり、朝廷も往昔は亦おなじ。上巳の宴には羽觴を流して詩を作り、端午の節は騎射を覽給ひ、七夕には相撲をみて宴を賜ふ。重陽にも詩をつくらせ、又弓場始には、天皇にも御弓矢を奉れば、まことは群臣と共に射させ給ふこゝろなるべし。〔割註〕鎌倉、室町の證例は別にしるしぬ。」こは唯興遊を催すのみにあらず。かゝる莚席に侍らんには、耻みんことの口をしさに、常にも怠らずこの道をはげむべければ、おのづから風俗武に一統すべきなり。

いまの馬術馬場のりのみをするは、軍事に從ふに益なきことなれど、拍子足をだにのりえぬもはぢがましければ、よく試練すべし。ひたぶるに學ばんもよしなきなるべし。

槍劍、柔術等は、己の門中にて稽古して、衆と會合し他門とかよはして試練する事をゆるさぬもあり。こはわが祕術の他に洩れんことを恐るゝなるべし。されど、又他門と試むる流もあり。もとよりひとり／＼の立合にて勝負の幽玄ならねば、公に會合してまけたるこゝちのあしかるべければ、しゐて他門とせん事をこのまぬもむべなりけり。また弓矢ははづしたれども見所あるもあり、射あつれどもいやしむべきもあり。かの歌合にまけたる歌の撰集に入るたぐひにて、かたみにすつべくもあらず。又勝負の仕様もさま／＼ありて、かちまけの必我中否によらざる時もあり。さてはづせるはまたくわがあやまちにて、たれをうらむべきふしもなければ、かならずものゝふの會合して興宴を催さんには、弓矢を用ゆるが難なきなるべし。過にし頃、彦根中將君御弓の御會をせさせ給ひき。御まろ人

は會津中將の君、高松侍從の君なりけり。おのれも御かたきにめされにき。御あるじの君は若州小笠原、會津殿は信州小笠原、高松殿は伊勢の傳にて射させ給へり。げに弓矢の道はたれもこゝろえさせ給ふはことわりなれば、御みづからの流々にて射させ給ふは、かへりてあはれに尊とくみ奉りし。まことに朝廷の儀式、御前にてさへ搢紳家其家說を用ひ給ふを天皇も御覽じゆるし給ふことになん。もとよりひとの國のごと、王廷しば〳〵あらたまり、臣家も盛衰のまに〳〵ならば、家說の傳はるべくもあらず。皇朝神孫臣家も歷代(なか)されば、家說を用ゆるもむべなるべし。しかるを、當世武家の手ぶり、たとへば陣法の如き、戰國の間、吾先祖武略を以て敵軍を破り、其勳功によりて國郡の主となりしに、今其封を襲ながら、我家傳を用ひずして、甲州歿家の傳、或越後流を用ひ、又先祖に弓射ぬ人もなかりしを、父祖の敎を學ばずして、日置に僻するの類多かりくちをしとすべし。必我家傳を用ひて、宿直の間も弓馬の故實を談じ、古老の言をきゝてよく得失を考ふるを、物部の風俗とはすべきなり。今は流々祕するを手振とすれば、衆と會合の席、みだりに武道を談ずる事能はず。他事を談ずるによりて、他事に心のうつるまに〳〵、武道のうとくなること必なるべし。こや誠に弊風なりけり。

○御日附諏訪莊右衛門殿問　一、鎧下に錦直垂着用之事。

右堂上家官位淺深によりて差別有レ之候哉。武家にて鎌倉京都將軍家、且豐臣、織田抔着用先蹤等も有レ之哉。古記錄抔に薩摩守忠度、齋藤實盛は讓請にて着用の樣にも被レ存候如何候哉。錦の中にも色合によりて官位の差別も候事に哉。大將は不レ苦と申浮說候得共、是は左右の大將を唱候事にて、軍陣一時の大將分の事には有レ之間敷哉。但先蹤等も候事に哉。

答　堂上家官位の淺深により候て、錦直垂着用の差別、舊記更に所見無二御座一候。元來直垂は武士尋常の服にて、搢紳家御着用は無二御座一候處、甲冑着用の時にいたりて、武士にならひ着用有レ之事と奉レ存候。但直垂は元來宿直物に有レ之候。此儀は臆說も御座候得共、今度の御問に預り不レ申故不二申

上一候。扨着用之例。大塔宮赤地錦、〔割註〕太平記、增鏡等。」三位中將通盛卿紫地錦、〔割註〕盛衰記。」三位重衡卿紫地錦、〔割註〕盛衰記。」又親長卿記、長享元年權大納言殿金襴直垂、武家にて錦直垂着用の儀は、四位五位无位の人も先蹤有ㇾ之候。廷尉義經赤地錦、〔割註〕平家物語、盛衰記、東鑑、義經記。」木曾義仲同、〔割註〕平、盛。」薩摩守忠度紺地錦、〔平〕、大夫敦盛同、〔割註〕平、盛、」伊豆守仲綱赤地錦、〔平〕、十郎行家紺地錦、〔平、東〕、畠山重忠青地錦、〔盛〕、長瀨義貞赤地錦、〔盛〕右衞門佐朝俊同、(木曾從弟)〔割註〕承久記。」右の如く相見え候得ば、無位無官にても世のおぼへも有ㇾ之候。たとへば畠山重忠の類は着用仕候事と奉ㇾ存候。併至くの兵士にては着用不二相成一候哉。彼實盛は右大臣にかたく申請てゆるされて着用仕候。既に光盛の詞にも侍かと存候得ば、錦の直垂を着候と申候へば、平士は錦着用不ㇾ仕と相見え候。

建武二年記武者所可二存知一條々、錦直垂、蜀錦、吳綾、金紗、金襴、、、類、細々警固之時不ㇾ可二着用一とみえ申候。足利の制、晴の時は錦綾をも着し候とみえ申候。相國寺堂供養記には、多織物直垂着用仕候樣相見え申候。

錦の色合により高下の差別有ㇾ之間敷候。併紅紫青等は上等にて、紺地抔は其次にも御座候はんと奉ㇾ存候。

大將不ㇾ苦と申候は、近衞大將には無ㇾ之、矢張一時一手の大將、又一隊の將、四位、五位、无位の人まで着用の先例多有ㇾ之候得ば、當時四位、五位の國郡主着用すこしも不ㇾ苦哉と奉ㇾ存候。畢竟戎服の義に御座候得ば、ちと分外の美麗をも被ㇾ免候事古來の例にて、既に當時も出火、旅行等には、純子など頗立派なる踏込野袴の類、私儀までも着用仕候。まして戰場死生の際には、花々敷出立候も、古今の人情に可ㇾ有ㇾ之候。織田家、豐臣家の比は、もはや直垂着用無ㇾ之、多く小袴、革袴など着用と奉ㇾ存候。併豐臣太閤九州出陣の時、赤地の錦直垂を着用の由、太閤記に所見御座候。又

大坂御陣の時、佐竹の家士に澁井内膳と申者、直垂着用の由、東照宮被二聞召一佐竹は舊家故、陪臣までも鎧直垂着用仕候段被ㇾ遊二御感一候由、同家にては眉目に申傳へ候と承及申候。

（）酒井右京亮の君大坂御城定番の台命をかうぶらせ給ひてのぼらせ給ふ。先神無月の十あまり五日に、新製の甲冑を着給ひて首途の式をせさせ給ひき。よろづの事おのれに聞え付給へり。されば、その次第をも書て奉りぬ。鎧の製作、直垂已下の器械のこりなくせさせ給ひ、あるは古きに事加へ給ひなどしたまひぬ。鎧をもおのれぞきせ奉りし。

新製鎧着次第。吉時大將出二寢殿一。拜二軍神一而着二御座一給。〔割註〕近臣扈從各供二其職一。〕次老臣以下諸士着座。次供二打鮑一。貫首之人進二御前一申ㇾ慶。次撤二打鮑一。次大將暫起座。於二便宜所一着二烏帽子大口等一更出座。〔割註〕先ㇾ是立二床几一。其上加二敷皮一。〕此間撤二其足餅一。解二御物具一居二廣蓋一。次戎装既畢。次大將向二神前一反閉〔割註〕七足。〕再拜。〔割註〕但介者不ㇾ拜唯稽顙而已。〕訖復坐。次鳴弦、〔割註〕武勇之人役ㇾ之。〕次申二祝詞一。〔割註〕今度略ㇾ之。〕次居ㇾ机。次供二肴組一。次勸二坏九獻。畢以二坏之餘酒一移二入御銚子一。賜二之長臣以下一。先ㇾ之立二盃臺一。〔割註〕當二御前一相去一丈許。〕老臣以下巡流。且賜二祿物一各有ㇾ差。次大將自取ㇾ旗賜二左右奉行一。次發二鯨波一。次各退出。

祝詞　令月乃吉日爾新製乃御甲冑遠着初給比天盛爾猛岐軍將止見奉奴。天神地祇乃相護里福倍賜不吉止乎受保賜比天忠勤無懈滞鎭乃職無事無故久御座之天尚茂重任爾登川禮世良給皿。

（）信濃の國飯山のわたりしらせ給ふ本多豐後守の君は、文武の道に御こゝろざし深くおはし給ふ中にも、いとみやびなる事をこのみ給へり。こたび參政の任をゆるさせ給ひて、從下の四位にぞなり給へり。その御位記を賜はり給へる時は、ひのさうぞくをきてぞ賜はり給ひける。其次第をかきて奉る。

授位記次第。時刻家司二人舁二位記筥一。〔割註〕居臺。〕安二寢殿西頭一。〔割註〕御床上。〕次御使等着座。次主人着座。〔割註〕南面。〕近習者持二御劒一候二御後一。御裝束黒橡袍、躑躅下襲、薄色袙、丸鞆帶、其

餘尋常。次御使二人到二位記筥下一。開レ筥取二御位記口宣等一。置二御臺上一復座。次主人起座、南進西折、漸屈行而跪、膝行着座。覧二位記口宣等一小拜復座。次讀者進出到二御位記下一捧二持之一。讀二神書一。〔割註〕連署不レ讀。」訖復座。次主人於二便宜所一帶レ劍。〔割註〕蒔繪細太刀、螺手平緒。」次主人降レ自二南階一向二西方一〔割註〕皇都之方也。」再拜舞踏畢昇殿着座。次家司等申レ慶。次主人退入、家司等罷出。

○隨身太刀之事〔割註〕遠藤但馬守君へ申進。」府生、番長、近衞等、其身六位に候間、黑漆銀裝の野太刀革緒にて帶し候事、古今通例の事に御座候。六位は必黑漆の鞘に御座候。按闕束にて御裾の役被レ成二御勤一候隨身は一員、權隨身にて必殿上をゆり候。衞府の員外に加り候。右に相當可レ申候。御身は五位にて、既に參政の御重任にても候得ば、近來位袍御着用被レ成候は感服仕候儀に御座候。按御太刀の儀、近衞次將、外衞の佐已下、四五位の人朝廷參役之節は、多く細太刀を用ひ、行幸、御幸の供奉、祭使等遠所へ趣候時は、野太刀平緒にて帶候事に御座候。既遠所行幸には、近衞大將の重任にても、野太刀を帶候ほどの儀に御座候得ば、此度日光御宮御參詣の節は、野太刀御相當の御儀と奉レ存候。則證例左に申上候。

野太刀を衞府の劍とも稱し候は、畢竟衞府尋常に此太刀を帶候故の儀に御座候。衞府の細劍を帶候は、節會等はれの時に御座候。尤加茂祭近衞使は洛外に候得共、遠所に無レ之候故、細劍をおび候由相みえ申候。

衞府將佐及隨身帶野劍事　西宮記、〔割註〕臨時之四。」公卿布袴時着二革緒一用レ之。衞府平緒革緒隨レ便用レ之。庇設饗雜役用二野劍一云々。」江家次第元日宴會云、衞府將佐〔割註〕闕腋、螺鈿劍、平緒、銀魚袋、近衞帶劍不レ執レ笏昇二殿上一。」衞門權佐或着二螺鈿野劍一或着二長劍一。」餝抄云、野劍〔割註〕蒔繪、木地、螺鈿、蒔繪螺鈿、尻鞘。」近衞次將、外衞佐等常令レ持レ之。〔割註〕束帶出仕之時相二具笏一。」卒爾隨役之時、多用二此劍一也。公卿將遠所行幸之時、着二蒔繪螺鈿野劍木地一。次將行幸之時多用レ之。而近

代次將或用二蒔繪螺鈿野劍一云々。且御禊〔割註〕嘉禎。」辨少將〔割註〕實雄、入道相國末子。」用二蒔繪螺鈿野劍一云々。定有二其例一歟。可レ尋二宿老一。次將騎馬之時、宿衣之催着二束帶一用二革緒野劍一不レ具二隨身一。或具二隨身一常事也。修正御幸多如レ此。遠所使節之時、入尻鞘也。」又云、雖レ相二具布衣隨身一。主人幷隨身不レ帶二野劍一例。平治元二十中山記曰、關白春日詣余着二布衣一隨身童不二相具一。依二卒爾一貧將力不レ及之故也。又非二榮花一乎。新中將賴定朝臣又如二予儀一。少將兼雅隨身雖レ着二染裝束一不レ二帶劍一。仍又不レ被二帶劍一。」又云、試樂之日、舞人或帶二野劍一事。仁安二九十左殿記曰、參二花山院一被レ仰曰、日吉御幸試樂、來月二十一日闕腋。〔割註〕或帶二野劍一。或帶二細劍一。」蓬萊抄云、三月中午日、石淸水臨時祭事。今日人々裝束。公卿如レ常。殿上人、〔割註〕束帶如レ常。」舞人、〔割註〕靑摺略卷纓冠、螺鈿野劍、虎皮尻鞘、紺地平緒、糸鞋。」助無智祕抄、年中諸公事裝束抄、亦同レ之。」又云、四月中午日警固事。衞府之侍臣卷纓懸レ緌、帶二野劍一帶二壺胡六一。次將裝束抄云、行幸。卷纓〔緌〕、闕腋袍、〔割註〕巡方帶。」螺鈿野劍。〔割註〕五位入二尻鞘一。」弓〔割註〕蒔繪。」平胡籙。」後照念院裝抄束云、螺鈿野劍事。行幸之時四位將用レ之。五位入二尻鞘一。遠所行幸時、大將幷公卿將或用レ之。」年中諸公事裝束抄云、平野祭。衞府官使、〔割註〕闕腋袍、巡方帶、魚袋、螺鈿野劍。」又云、賀茂祭。馬寮使、垂纓、闕腋、螺鈿野劍、巡方帶。又云、放生會。近衞、〔割註〕卷纓、老懸、闕腋袍、螺鈿野劍、蒔繪弓、平胡六、靴。」又云、行幸。卷纓緌、闕腋袍、犀角巡方帶、螺鈿野劍。〔割註〕五位虎皮尻鞘ヲ入。」平緒、平胡籙、弓、靴。」物具裝束抄云、螺鈿野劍、〔割註〕殿上人行幸日帶レ之、但華族壯年之公卿春日行幸等ニ用レ之常事也。」蒔繪野劍、〔割註〕大將直衣時或帶レ之。或雖二束帶一如二御幸一帶レ之。殿上人布衣同帶レ之。」靑部祕訓抄云、仁安四年三月十三日、〔割註〕高野御幸。」左衞門權佐兼皇后宮大進藤原經房、〔割註〕藏人院判官代、卷纓冠、緋袍、兩面襖、袴、一斤染衵、〔割註〕重白衣、同單。」蒔繪野劍。山槐記云、仁安二年二月十四日。今日藏人右衞門權佐經房畏申也。權佐裝束冠、袍、、帶劍、〔割註〕野

劒蒔獅子。」平緒、〔割註〕紺地孔雀丸。」明月記云、建暦元年十月二十一日、〔割註〕御禊行幸。」少將爲家供ニ奉裝束ー。闕腋袍、巡方帶、螺鈿野劍、〔割註〕虎皮尻鞘。」紫緂平緒、〔割註〕縫ニ菊紅葉ー。」隨身裝束四條記云、四位五位の三人隨身に候ずる時、位袍とて闕腋の黑赤其位階に准ずるなり。皆其如レ左。

冠、〔割註〕卷纓緌。」袍、〔割註〕黑赤の內。」下襲、單、表袴、赤大口、石帶、〔割註〕常の如し。」太刀、〔割註〕野太刀。」平緒、〔割註〕但太刀に虎の皮の尻鞘を入。」弓、〔塗〕。箭、〔割註〕胡籙にもりて負なり。壺やなくいなり。矢六本に上さし一本、丸緒等例の通。」近衞隨身裝束左の如し。

冠、〔割註〕細纓、緌。」褐衣、〔割註〕苑帶。」狩袴、單、太刀、〔割註〕黑漆銀造野太刀なり。黑漆太刀といふ、革緒にてつくるなり。」襪、沓、弓、〔塗〕、箭、〔割註〕胡六にもりておふなり。壺。」

○萩の藩大和某が鎧の威毛をおこして、これにおく書をこひぬればかきつけ遣しける。

甲冑のおどし毛は數々ありて、たやすくつくすべからず。又その名を傳へてさだかにしりがたきもあり。その毛色をつたへていかゞいふべくしらぬも多かり。しかるを、後のよ好事の人、附會の說をいひ出て、童蒙をまよはしむ。罪あさからずとすべし。この卷はそのうたがはしきをかきて、十あまりにとゞめたるは、かへりてこゝろふかきまねびのしわざなりけらし。

○四位參議列次之事　三位ノ參議ノ下、散二位三位ノ上ニ列ス。年々ノ補略如レ此。〔割註〕和歌御會等ノ時モ同ジ。」天保十一年正四位上藏人頭藤忠能、三月廿三日任ニ參議ー。三十五人ヲ超越シ、正二位源通理卿ノ上ニ列ス。現任當官ノ規模ナルベシ。但朝拜ノ時ノミ散三位ノ下ニ列ス。

三位參議四位參議無ニ差別ー事　職原鈔云、公卿。攝政關白及三公是公也。散一位及三位、以上是卿也。參議雖ニ四位ー猶卿也。西宮記、北山抄、江家次第記類、小朝拜以下ノ公事、大臣家大饗等ノ條、王卿一列、四位五位一列、六位一列。又參議一列、辨少納言一列。弘安禮節、遣ニ大中納言、、、

遣二參議散二三位、、、一〔割註〕以上三位參議四位參議無二差別一。」餝抄及諸裝束抄、下襲表袴之條同上。參議要抄、初任事。藏人頭者、、、乆借有文帶。又巾二檳榔毛車於執柄一。若可レ然公卿。有服也以下三位參議、四位參議無二差別一也。

○しかまのかち　この頃みことときこへ奉るは、あまたもさぶらひ給はず。三人ばかりぞおはしましける。その中にあづまの御ゆかりしたしう(有栖川宮)ものしたまふて、御いきほひことにおはしましけるも、その(淨觀院殿)御臺所ときこへ給ひし姫宮のはやううせさせ給へば、いまはさう〴〵しくなん。さし次に時めき給ふ(伏見宮貞敬親王)は、男女のみ子あまたものしたまひて、それ〴〵によすがさだめたまひ、吾妻のやんごとなき御あたりのきたの方となりたまへるもありけり。(伏見宮邦頼親王)故父宮のよのするにむまれさせたまへるにやありけん。ことし二十斗にならせ給へる(幾佐宮)女宮ぞ、いと〴〵あてにうつくしうらうたげにて、これこそはかほよき人のかぎりなめりと、我みこたちよりも、いと〴〵かなしうしたまひて、中々のよすがはあたらしう内にや奉らましと思ひたまへど、關白殿の(鷹司家諶子准后)御力のやんごとなくてものし給へば、末に參りたまひて、みこゝろひとつにはわりなくおもほし給ふともいかならん。なほ吾妻の大臣にやなどおもひわづらひ給ひけるに、(貞敬親王)みこいとあつしうなやみたまへり、もしかぎりにもあらましかば、此君をいかゞはせんと、御ほだしにてしゐていましばしもとおもひたまへど、かぎりの道はいふかひなくて失させ給へり。このみ子に(勸修寺宮濟範親王)入道宮ぞおはしましける。もとよりちかき御中らひなれば、この(幾佐宮)ひめ宮ともろともに、難波津あさか山をもならひなどし給ひけん。おとなにならせたまひては、かた〴〵にへだて給へるが、この御なやみをみあつかひたまへるほどに、姫宮のいみじうねびまさりたまへるたぐひなきみありさまに、やう〳〵御ひじりごゝろ失させたまひ、月日ふるまゝにしのびがたくやなりまさり給ひ

けん。かゝる女をかしづきすえて、朝夕みたらましかば、げにかぎりの命も今すこしのびぬべく、いづちも／＼ぬすみゐて行まし。安積の山の山のゐはわづらはしければ、西の國へやなど、こゝろひとつにおもひ立給ふ。（東明宮）妹の宮の吾妻へ下らせたまふまぎれにとおもひまうけたまひて、かの維光たつ良等ふたり許をぐして、かひ／＼しういで出立給ひ、築地のかげに立かくれて、みこゝろしりの女房して、かくと申させたまへば、ひめ宮はふかくもたどりたまはずさまよひ出たまへるを、宮かきおひてふしみの里までかちよりゆきたまひしとなん。白玉かなにぞなどかならずのたまひけんかし。さて御舟にて難波にわたり、ひめ路てふ所までゆきたまふて、なにがしがやどりにてしばし休らひたまふ。都にはかゝるもしらず、神にやとられたまひけんと、足を空にてなきまどひ尋ね奉るに、かくとしりはてぬれば、おどろ／＼しくむさ（所司代與力同心）など遣してむかへ奉る。津田といふ所にてほたて貝をみたまひて、入道宮、

　はりまがたしかまのかち路ふみそめてうき名を津田のほたてくるしき

都にかへらせ給へば、いみじういさめまゐらせ、姫宮をば尼にし奉りなどして、今はおもひたえなんとばかりの御せうそこをだにきこえ傳ふる人しなければ、かたみにつくせぬ御おもひにしづみ給へるとなん。かゝるめづらかなることをかきつゞけて、末の世につたへんはくちさがなき様なれど、都人の物語せしまに／＼、筆をそめけるは、人のいといそがしうすゝむる年のくれの事になんありける。

　かはらじのためしにいへどうきこひはしたまのかちのいろもかひなし

この事かくれなくよにきこへて、後に公のかうじをかうぶらせたまひ、御身もいたづらになりたまへるとなん。

○松下圖書頭殿より問　犬追物装束〔割註〕從五位下相當。」烏帽子〔割註〕立帽子宜候哉。風折よろしく候哉。かけを何よろしく候哉。」

風折烏帽子御相當に御座候。五位にても、足利家の風により候得ば、裏打直垂、素襖等の時、家々の折烏帽子に候得共、當時は大紋にても、水干にても、風折の方よろしくと奉ㇾ存候。立帽子は堂上は一統着用仕候得ども、武家にては乍ㇾ恐公方樣御初、御三家、御三卿樣も、實は近年御用御座候。既に加州にては從三位拜叙之後、天保十一年正月元日より伺濟にて着用御座候間、諸大夫の御方みだりに御着用は、頗僭上と奉ㇾ存候。且先頃小笠原家取調の書面密々見候處、立烏帽子の儀みえ申候間、甚不審に奉ㇾ存候、もしや引立烏帽子の事にも候哉、是は軍陣甲下の料に御座候間、是又尋常の時着用不ㇾ得二其意一候。畢竟犬笠掛も武術の調練に御座候間、異風の裝束を好み候も無益の事と奉ㇾ存候。掛緒は常の紙捻にてよろしく候。馬の尾をより候も先例有ㇾ之事に御座候。

水干、〔割註〕地、何にてよろしく候哉。色々定も有ㇾ之候哉。」

地は矢張紋紗にて可ㇾ然候。色は紫の外何にても不ㇾ苦。

又問　犬追物裝束。從五位下にても、布衣にても、同樣の裝束にてよろしく候哉。又は諸大夫は何、布衣は何、無官にては何と申差別有ㇾ之候哉。遠藤但馬守殿犬追物裝束には何を着用致され候哉。御聞及も御座候はゞ致二承知一度候。

犬追物裝束、諸大夫にて何、布衣にて何と申事、故實には且て無ㇾ之候。鎌倉、足利の比、常服にて射し事故、有官無官を不ㇾ論、其比の常服多く素襖にて射候樣に相みえ申候。其內無二止事一人は裏打の直垂にても射る樣子、又兒抔は水干にても射る由、北山の兒の犬追物など先例も有ㇾ之候。今般犬追物上覽の節、古風により候得ば、御一統折烏帽子に素襖小袖にて可ㇾ然候。若其身品により差別御立被ㇾ成度候はゞ、年始抔の通り、諸大夫は大紋、布衣は布衣、其外素襖にて可ㇾ然候。大紋は足利家の裏打に相當申候故、諸大夫の御方御着用至極可ㇾ然候。遠藤殿裝束色目別紙申上候。〔割註〕これは寅卯犬追物の記にあり。長府侯も書てやりぬ。」

○或人問　諸大名居城書院向黑緣上段の間、臣下の禮を被レ受候節致ニ着座ニ不レ苦候哉。又は古將軍家にても御入の爲かねて用意仕候事哉。

諸國居城の上段にて、臣下の禮を受候事は不レ苦儀と存候。御府内の屋敷書院上段の儀は、格別の貴人招請の料に、先は不ニ相用一。臣下の禮を受候事も、矢張下段にて可レ然候。尤奥向にては不レ及ニ遠慮一。上段に致ニ着座一。婚禮年始等の式仕候てよろしくと存候。

○故父君も儉約を好みたまひ、おのれもその庭の訓をたがへねば、家居こそ身のほどよりはひろき樣なれども、こは文武の道學びに會合の料なり。されば、すべてきたなげにて、なにの見所もなし。衣も更にうるはしき色あひ打ぬを好まず。朝食ゆふげには、小ゆるぎの磯にわざとさかなもとめしこともなし。花のゆふべ、雪の朝、月のあかき夜、雨のふるつれ〲にも、友をさそひさけくみかはし、糸竹のあそびせし事もなし。學文稽古のいとまには、たゞ弓馬の試練のみにして、わかくさかりにものせし時さへ、隅田川に棹をさけし事もなければ、吉原のよしのかりねに一夜のゆめもむすばざりけり。もとよりその用途に充べきほどのしる所もなくて、予むまるれどもさせる産養もせず。髮置、袴着、元服は我道のむねとすべき事ながら、なをしもそぎてそのよしばかりの事をだにせざりけり。おとゝせ太郎明忠〔明忠改ニ明義一〕十五になりぬ。鐵きんことをなん人なみ〲にやしてまし、鐵親には畑佐秋之助をやたのみきこえんとおもへど、まだ大坂にものしたれば誰にかせん。〔割註〕畑佐は大鹽亂妨の時、頗武功あり、公より賞をかうぶりし人なり。」客人には文武に名譽の人を請じ、後宴には破陣、還城、太平樂をやふかせてんなど、うち〲おもひけるに、父君衣更着の比よりわづらひ給ひて、五月にうせたまひぬれば、藤衣きにけるほどよろづの事とゞめぬ。その冬、院の帝かくれたまひて諒闇になりぬ。吾妻の人はこれにはかしこまりきこへねど、おのればかりは藤衣たちかさねまほしうおもふに、さしつゞきて、西城の大君もかくれさせたまへれば、さすがに事しげくすぎぬるほど、

よの中かはりぬるこゝちして、相しりぬるあたりにも勘事をからぶりこもりゐたるもあれば、我はかぎりありて藤衣ぬぎ捨たれど、かゝる折はすざまじからんとて、去年もやみにき。ことしこそ、さわる事もあらじとおもひぬるむ月つごもりは、御一めぐりの御法にて、我殿もまゐりたまひぬれば事しげし。きさらぎの末つかたより、れいのごと都よりしりぬる人々下りぬれば、かたみに行かよひなどして又事しげし。う月にとおもひけるほどに、我妻いとよはげになやみわたりぬ。いかゞはせん、久しうおもひたちぬることを、さてやみなんもくちおしう、はたもしはかなくなりぬるとも、この武者ぶりをだにみせて、心ゆかせてばやなどおもひとりて、客人も請ぜず、後宴もせず、五月十四日、やんごとなき君達のしたまふ儀式の稽古といひてぞきせそめたるなり。されど、ものみんとて人々あまた來あひたれば、家の內外立ごみてきりをたてるほどの所もなかりけり。中にも桑名の君、長府の君の君達もしのびてものしたまひけり。まことに數ならぬ家の子の鎧きたるを、かくやんごとなき君たちのわざとわたらせ給ひてみたまへるは、武門の面目といふもさらなれば、筆のついでにかきしるして、後のよにも傳ふるなりけり。さてこの鎧着初といふことは、東鑑よりぞみえにき。

鎧着初之式　主人出、軍神を拜し、〔割註〕三拜。」着座。近習扈從して後に候す。次供二口祝一。〔打鮑〕、次置二獻物一。〔割註〕征矢、舁二出二之間一閾の外に立退。」次甲親出、太刀目錄を持て御前に置。〔割註〕征矢の臺と平頭。」謁見す。奏者導出名を唱ふ。甲親退く。奏者太刀目錄を撤す。次征矢臺撤レ之。次置二獻物一。〔割註〕弓弦、舁出如レ前、去レ閾二尺許。」次奏者太刀目錄を持出御前に置、〔割註〕弓弦と相並ぶ。」少し東南に退き名を唱。介添出謁見退。奏者撤二太刀目錄一。次弓弦臺撤レ之。次甲親出口祝を賜ふ。則侍座。次介添出同レ前。次撤二口祝一。次小童二人、〔割註〕主人と同じく今日初て甲冑をきるものなり。」青銅を持參し謁見。奏者二人導出名を申す。次主人入二便宜所一近習從ふ。下具を着。內衣、〔割註〕白帷。」烏帽子、〔割註〕黑平絹。」鉢卷、〔割註〕白布。」半大口、〔割註〕白生平絹。」脛巾、〔割

註〕白布文櫻立涌。」足袋、〔割註〕鶉薫韋。」短刀。此間物具を解て廣蓋に積む。〔割註〕廣蓋ニ着用の便宜を考へつむなり。」立二床几一其上加二敷皮一。〔割註〕床几赤漆敷皮、夏毛白毛ヲ少シフムホドニカク。」次主人出着二床几一。近習劒持等從ふ。先レ是弓持、箙持、兜持等御後に列す。着用次第。先襷、〔割註〕卷薫韋、右ヲ先ニス。」次右籠手、〔割註〕南都興福寺所藏義經朝臣小手摸。」次膝鎧、〔割註〕略レ之。」次直垂、〔割註〕白布文紫雉子尾樺、裡淺木半絹紕花田。」次左籠手。次臑當、〔割註〕大立擧黑漆。」次咽輪、〔割註〕略レ之。」次脇楯。次鎧、〔割註〕藍韋威、秩父御嶽山社藏畠山次郎重忠鎧之摸。」袖鳩尾千檀等兼付レ之。其儀播副之人鎧をもちて御左よりまゐらす。鎧覗高紐をかけ、表帶をむすぶ。引合操への緒等近習これを給ふ。次短刀、〔割註〕黑漆螺鈿杏葉文金具赤銅、唐鳥蚉文双田邊大道作。」次太刀、〔割註〕黑漆鹿鉛平文、金具赤金鹿皮尻鞘刃、肥前忠吉作。」弦卷帶取に付。臨レ期不レ帶二此劒一。帶二金作熊皮尻鞘太刀一。次箙、〔割註〕逆頰箙、伊豫三島社藏淺利與一箙之摸、征矢十四隻、上差鏑矢、中刺尖矢各一本。」次兜、〔割註〕筋甲二方白梅五枚同毛、御嶽山畠山甲之摸。」甲親之を着せしむ勸盃の儀あり。次頰貫、〔割註〕熊皮。」次軍扇、次弓、〔割註〕黑漆白藤。」次大將起二床几一七足反閇、拜二軍神一〔割註〕三神各一拜。」訖左廻復座。次小童二人、〔割註〕於二便所一着二甲冑一。」出一拜侍座。〔割註〕主不レ拜唯稽額。」次鳴弦役一人、〔割註〕物具烏帽子。」鳴弦畢侍座。次居机、〔割註〕陪膳物具下同レ之。」次供二肴組一。〔割註〕出陣肴組盛二衡重一。」賜二小童一。〔割註〕折敷。」次銚子提子四人出。〔割註〕二人大將前、二人小童前。」次勸盃九獻。〔割註〕每盃三獻、鼠尾馬尾、但中盃之間加レ酒。」次撤二肴組机等一。次諸士列座。次發二鯨波一。〔割註〕三聲、每度大將先、發兵士應レ之。」次扇、次御馬進二庭中一。大將覽レ之即入。〔割註〕東鑑文治之度令レ乘給。今日依二庭狹一唯見而已。」黑漆錦華鳥文鞍鐙、水豹韉、〔割註〕金銅野杏文錦花鳥。」鏡轡、鏡鞖、面革表敷力革、紫裾濃總鞦、紺布白引兩手綱、赤引兩腹帶、白布差繩、次賜二祿物一。〔割註〕下臈爲レ先。」小童二人、〔割註〕陣羽織。」鳴弦一人〔箙〕、以上兵士持出授

レ之。擬副、〔割註〕短刀。〕甲親、〔割註〕太刀。〕以上大將自授レ之。次奏者出申レ禮畢。次大將入ニ便所ニ近臣相從。次鎧親以下各罷出。普通之儀脱ニ戎衣服ー。吉服供ニ歸レ陣者組ニ有ニ盃酌之事ー。〔割註〕賜ニ鎧親等ニ也。〕今日共禮。〔割註〕元服、袴着等盃酌數度也。〕數度是以唯有ニ給祿物之事ー而已。

人數

主人	松岡重三郎	鎧親	永山繁治
擬副	古澤伊佐七	近習	小林彥左衛門
近習	栗原萬次郎	近習	山中庄橘
太刀持	平澤源太	兜持	青山一郎
軍扇持	加々美鏈太郎	弓持	伊藤芳彥
箙持	大谷小太郎	奏者	増尾又三郎
奏者	川端官司	奏者	伊東唯七
給仕	永井雄輔		中島小太郎
	〔遅參〕平田馬之進		伊藤勝美
馬	河野鈴吉		富田富之助
小童〔以下八人甲冑〕	松岡小次郎		日下部雄之進
鳴弦	岸田源右衛門		清水福太郎
陪膳	伊藤常太郎		山本民之丞
	片岡達藏		伊藤鐵藏

○去年の秋月のあかゝりける夜　過給ひにし西城の大君に、御あたりちかくつかうまつりたまひし人々、女たちは更にもいはず、數ならぬ下のしもまでも、御めぐみのつゆにかゝれるはほど〳〵に、たき御

あとをしのび奉らぬもあらじかし。又いまの大君天の下をしろしめして、御みづからまつりごち給ひ、古の聖のみよにかへさせ給へば、おもひの外にむもれ木の花さきたるも多かめれど、おのづからなりしありて、やんごとなきつかさをもとゞめさせたまひ、或は門さゝせてこもりゐたまへるもありけり。かゝる人々の、こよひの月をながむらん心の内いかならむ。おのれはつくし人のかぎりにて、そのわたりにさへ磯うつ波の數ならねば、すべて世の中にかゝづらふこともなく、中々にこゝろやすけれど、秋の夜の月かげは、こしかた行すゑよろづにおもひいでられて、あはれみにしむ物になん。

世をうしとおもはぬ身さへながむればあはれつきせぬあきのよのつき

○同じ比物具など曝涼せし時　わが先師伊藤のうしは、鎧二領をみたるとて、故實を學ぶ面目と、常に物語し給へるとぞ。げにそのよにはみる事さへかたくやありけん。又伊勢氏は僅に箙四腰をもちたるを、いとほこりがに、みづから畫圖にものして四種の箙などいひたまへり。おのれ行よし、はか〴〵藪春日の里のしるよしもなけれど、唯こゝろざしの深さのみにて、鎧二領、〔割註〕胴丸腹卷は數の外なり。」箙十二腰、〔割註〕胡六をくはふれば十六こしなり。」馬一疋をもちたり。されば、弓矢の道におきては、誰にかはところさらんや。そのかみみちのくの秀衡は鎧千領、上馬千疋、松浦の大夫は胡簶千腰をもちけるとぞ。この人々には多くおとれ候とも、おのれも書をば萬にあまりてもちぬれば、かれにもしゐては耻ぬなり。

○葉月十あまり三日乘馬上覽ありしとぞ。こはこと更につよ馬をのせさせたまへるにもあらず。三物作物射させ給へるにもあらず。唯君達の御馬屋にかふて、常にのりならしたまへるを、御前にてけみち拍子足をのり給へるのみなり。されどあやまちてすべりおりさせ給へるもあり。又まだきにおよすけて、いとよう乘たまへるは、いみじうめでさせたまひ、故おほぢ君のまごゝろにつとめさせたまへるをもおもほしいでたまへるなど、ねもごろに仰せごとをたまへるとぞ。大君かくまでものゝふの道の

さかはくべくおきてさせたまへることをよろこび奉り、うれしみおもひて、月をみてもくもらぬみよを祝ひ、風のおとにもみづからをせめて、數ならぬわかどちまでも、文武の道をまなび侍りぬることは、ひとへに御めぐみの露のかゝれるなりけらし。こゝに大谷義もりこの事をよろこび、月によせておもひをのべおこせたる返しせんとて、何くれとおもへば、かの富士のみ狩に、頼家朝臣十一にて、はじめて鹿を射とめ給へるを、母政子はしゐてもめでず、那須野のかりになにがしは弓手の物を射はづしたるとて、たちまち髻をきりて、高野山にのぼりしことなどをおもへば、多くかはれるものゝふの道なりけりと、あかぬこゝちするは、れいのわが本性のかたくなしきなりけらし。

いにしへにまゆみ槻弓返りなばあきの月をもさらに詠めじ

○今ことしも、み使にて日野前大納言殿下らせたまへり。れいのごと品川の驛に行て見え奉りぬ。君は立烏帽子、こよりのかけを、鈍良の被風、いますこしこまやかなる御さしぬきたまひて、白竹香染の扇をもちたまへり。御後の方やゝのきて御劒をおかる。銀裝黑漆にてやありけん。みもの語り數々聞えうけたまはる程、くれぬれば大殿油まゐりなどして、さてまかでぬ。御後の方くらかりければ、うちわすれて御太刀はよくもみざりき。そのみものがたり、地下は凶服を着ず。中古以來の例なり。出納御厨子所は倚廬に侍ふによりてきる。こたび兩局申請てきたり。又攝家諸大夫も二人許はきるとぞ。こたび鷹司家の諸大夫は、御諡號のみ使に供奉せしによりてみな着たり。今度の諒闇は、ことに御嚴重なり。踐祚などあれば、その御よろこびに事つけて吉服をきることもあれど、ことしは神事などにも、勅使の外は吉服をきざりき。攝家の勅使にさゝれ給ふときは、前駈十人先例なり。今度は事そぎて五人、そのほかもよろづことそがれたるとぞ。木村越後介がいはく、御纓左より右より先例不レ同。こたび左よりに調進せしとぞ。

○文月二十あまり七日　大君隅田川のわたり逍遙したまひて、水馬のわざみそなはせ給ふ。ことしは鎧

きてわたせるもあり。又まだいとわかきがかひ〳〵しうわたせしもありとぞ。御かへさに田安殿の濱のみたちに立よらせ給ふ。濱松の君、古河の君、佐くらの君も御ともに候らひたまひぬ。おのれはかゝるもしらず。下谷てふ所に行て、たそがれ時に神田橋入りて歸りくるほど、はや君のかへらせ給ふとて、こと〳〵しう追のゝじる。すべらぎの御幸には高きにのぼり、大にものいふことをばいましめたまへど、道のかたへにはひかゞまりてはみ奉ることをゆるさせたまへど、あづまの御手ぶりは御みわたしのかぎりは、たかきいやしき都てゐることなく、ものみるべき窓には戸のさゝせて、その上にまたおほひなどすることとなれば、おのれも馬引かへして、かたへの路に入かくれぬ。過させ給ふほどちとせをふるこゝちす。大君のわたらせ給ふ近きわたりに、馬上ながらはなめげなれば下りぬ。あふりをときひきて、夕風のすゞしきにねぶりたるにぞ少し慰にき。

○犬追物は內にては馬をすえて射、外を追ふときはかけ足を出して追ふなり。足を出すとはかけ足をいだす事なり。犬も飛行所を射べし。はやくとも足をはこびてゆく所は、中りたりともすつべし。昔にもさこそはみえにき。すぎにし比、三上の君、長府の君の馬場にて射させたまひし時、むまばの無下にせばければ、だく足にても射にけるをみたる人の、犬をばだく〳〵にて射るものなりとおもひあやまれるもあるべし。こは我罪ともいふべき歟。されど門に入てこそしるべきを、餘所目にみて心得んは、その人のおほけなきなりけり。

こたび小笠原兩家に仰せごとありて、犬追物を興行せさせ給ふ。まことに絕たるをつぎ、廢れるをおこさせ給ふかしこきみ心ばへにより、弓矢の道もいよ〳〵盛になりぬべきことを、誰かよろこび奉らざらん。おのれ〔行義〕つくしの民なれば、この御ひゞきもよそにきくのみなり。されど、此犬のことは、わかき時よりわりなく心にかくる事にて、この江戶にては、正保に島津家にて射させ給ひしよりこなた二百年も絕ぬることを、三上の君の馬場にて射たるや、誠に再興の始なるべし。よりてこたび

小笠原氏のせさせたまふことも、ゆかしう物おもはるゝなり。もとより台命をもて、其家々にてしたまふことは、我ともがらは恐れみかしこみて、よそにだにこのありさまをきくことを、この時にしも生れあひぬる身の幸ともおもひてやみぬべきを、ひと日かい間みし侍りて、猶あかず言くはへまほしうおもふは、まことにつみえぬべき事なりかし。

そも〳〵犬追物は、鎌倉の代にはじまりたれども、そは時代はるかに遠くして、其式さだかならず。足利のよに射たる手振ぞ、書も多く傳はりぬれば、いとよくしらるゝなり。又寛永、正保の比にやありけん。犬追物はやすたれにたれば、あるは屏風畫にかきてしのび、或は好事の人附會してえらびし杜撰の書あまたあり。こたび小笠原氏のせさせ給ふは、いづれのよの流によらせ給ふらん。まことに大君はじめて御覽せさせ給ふれば、こたびの式や後代のためしとも成ぬべければ、おぼろげの事にては、恐おほく家の耻ともなりぬべければ、遠くたづね深くたどりて、後に一言もいふべきゆへよしなき樣にしたまはんがことわりなるべし。あはれ、弓矢の家にむまれて、かゝる仰言をかうぶり給ふは、先のみおやにもまさりて、又なき面目なめれば、こゝろをつくし給ふらんかし。

ある人來りて小笠原氏の稽古このごろはやゝすゝみて、まことの犬をも射給ふが、よき犬なく、皆かたみて射られじ、よきいぬをえまほしと、射手のきこえたまへるとかたりぬれば、よきいぬよりは、よき射手はいかゞものしたまふらん。よき射手のおはしまさば、よき犬はいかほどもありぬべきをといへば、例の口さがなしとて笑ふ。げに犬なればとて、馬場中をはしりめぐりて、さ射たまへ稽古したまへといふものにはあらず。繩よりもたやすくは走りいでず。射手のすきをみて走りいづるもあり。又脊をそらして腹を土にするごとくおづ〳〵はひ出て、射手の前を過るとはやのがれたるとおもへて、一筋に犬塚ににげ入るものなり。其時、射手追つけて射べきを、なま〳〵の射手は犬をのばしやりて、跡よりおふときは、はや犬いぬ塚にはしり入て合期せねば、そのおづ〳〵はひまわるめるを、

のがさじとも の頭に打まはるゆゑ、いよ／＼出ず、つゐにはかた犬となるなり。又犬塚まで追行たれども、矢なきがくちおしさに、犬塚よりなげ出させ抔して射れば、のちには犬塚までも走らず、まことのかた犬となれば、かの足利の世に、かた犬の上手と聞えし小笠原刑部殿にもいられぬ様になるべし。こはもとよりのかた犬にはあらじ、射手のみなかた犬にするなりけり。

射手は犬をみしるを第一なりと昔にもみえにき。犬をよくみしるときは、内外におのれひとりとはせまはしても、無をすることあるべからず、先縄より出るも様々あり。出かたさだまり、物頭さしてくるもあり。あるは筒をぬくといなや走りいづるもあり。〔割註〕是は射たるを筒際のいぬといふ。」又縄ぎわをば脊をそらして、おづ／＼はひ出、射手の前を過、けづり際邊より走り出る犬多し。犬をよくみしりて、其心しらびをしてまちたらば、たやすく射とるべきを、唯馬場中をさ射たまへとて走りまわるものぞとおもはゞ、大なる誤なるべし。

馬場の廣さ、かの後世の杜撰流は四十間あまりなり。その眞中に縄をふせて、夫より出る犬の、しかもかた犬にてけづり際邊迄はひ出て、俄に走り出る犬は、我如きなま射手はとく追付て射あつる事かなふべからず。いかにとなれば、側際より犬塚まで僅に十五枚、しかるを三枚ものばしやりては、追付いる所十枚ばかりなるべし。足利の流に、せばけづり際より三十餘枚なり。其間を追ふうちには、我ごときも二ツ目三ツ目もいらるべきなり。されば、馬場のひろきは射手の方に利あり。せばきは犬に利あり。こたびの三番町の馬場いとながき所なるを、いかなればことにせばくはしたまひけん。かの後世流を用ひたまひしにや。扨こそ、犬とく犬塚に走り入て射にくきなるべし。

こたびの犬追物、先犬を養ふとて數十疋に公粮をたまひ、射手は宿直を辭して稽古のみをし、三百俵ばかりのしるところの人にも馬二疋をかはせ、馬場の經營等よろづに公私の用途そくばくなりとぞ。こはみな其棟梁の人の、古に心あさく、この事を後の世まで傳へんとも思はぬしわざにて、上覽事は

てなば、名遺なくやめ果てんと思ふなるべし。誠に騎戰のならはしには、これにしくことあらじを、すたれたる事さへ口おしきに、一度再興して、又絶なんは、いかゞはくちおしからざらん。されば公私の用途費へぬ様にして、もはら永久をはかるべし。しかるに、先箭直を辭して悋勤を怠る。これわづらひの一なり。又犬は其射る時とりて事たるものなり。扨五六疋もあらば、百疋二百疋の稽古も射らるべきなり。又三百俵ばかりの人に馬二疋をつなげとは何事ぞや。かゝる人は、たとへば軍事に從ふとも、乗替までには及ぶべからず。犬かさ掛も又しかり。是皆實事にたどり少なくして誤れるなり。その外よくもしらねば、まづ一二をいふのみ。

○やよひの五日祐天寺にまうでぬ　けふもそらいとうらゝかにはれて、山のはことに白く、ものかゝらぬはなく、ひとへも八重も色香をあらそふ比なれば、いたづらにとしふりぬる身も、けふはものおもひわすれぬべき春なりけり。古川野邊を行て廣尾野にいづる橋あり。この橋のもとに、山ざくらのいと大きやかなるがまことにさかりに咲匂へり。水ぐるまに水せきいれたるが、あまりて白うおちくるひゞきに、もろくもちりかゝるけしき、よしの川もおもひやられていはんかたなし。

　梓弓春野の風もふかなくにおちくるたきや花さそふらん

　ちる花の名殘とゞめず行水にしがらみかけてしばしだにみん

このむかひの家あるじにやあらん。さすがにはしゐして棊うちたり。花の方を見やりだにせず。ごにこゝろ入たるなるべし。にくきこゝちすれど、昔も花をのりものにて棊うちたまへる姫ぎみもあれば、さにやあらん。藏人の少將にはあらねど、さるみけはひを垣間みしたらば、花よりもげにまさりぬべきを、色くろき賤の男なれば、かひなきこゝちす。なにとかや言おとしてゆきすぎぬべけれど、おのれもその山かづとなに許かこよなかるべき。されば

　さく花の木のもとしめて住人のちるををしまぬことやあるべき

れいの柄短き筆とりいでゝ、ふところ紙にかい付て、花のもとの小松にゆひ付、ところ〴〵の花のかげにたちやすみ打ながめつゝ行。つゞら折のぼりて、しなの路のおぼすて山ならで、おち住山の花の中の芝生の上に莚しかせてかれ飯とり出す。南のかたはるかにみわたさるゝところなり。ふじの高根もれいはみゆれど霞こめたり。この山の下の千町田に立おくれたる雁のゐたるは、花に名残をおさめるなるべし。むぎの青やかなる中に、菜の花の黄にさきたるも、めなれぬ錦とみわたさる。とかくして浦天寺にまうでぬ。この堂の前なる櫻もまことにさかりなり。

なき人よいかゞ思はんさき匂ふ花みがてらの春の山ぶみ

かしこきこゝちすればとくまかでにき。

後松日記 巻之十六

○つくしに下りて、神無月もすぎぬれば、大かた事ども打あひて、日毎の手ぶりもさだまり、おのづからこゝろ長閑になりにたれば、つれ〴〵とながめくらす日も多かりけるまに〳〵、こしかた行末、わが身の上、人のうへもさま〴〵おもひつゞけらるゝなりけり。此旅のやどりは君よりぞたまふ。すべて六人ぞ住ける。一間は疊六ひら、さては四枚三枚敷ける所とくりやをしめて、ひとり〳〵は居るなり。南おもては簀子を通して隔もなければ、朝夕行かひかたみにうらなくむつびぬるものから、人の心は面のごと同じからで、或は酒くみかはしゑひすゝみては、歌うたひ舞抃するもあり。又二人さしむかひこぶし打出さまに、なにとかやたけりいふは、おのれとかたきの指とをあはせて、うちのゝじりたる數にあひたるが勝たるなめり。まけわざにはくみたる酒を其儘のますするなり。わくらばにしづけき折は、碁かこみ將棊さしなどす。老せぬ人は花をしみねどものおもひなげなり。おのれ行義、かゝるまじらひはにげなきに、あやしのこゝろぐせありて、故郷の戀しさの筋々おもひ出らるゝのみにしもあらず。まづ宿世のいふ甲斐なきが打なげかるゝなりけり。そは上なき御あたりにも、我はかなきこゝろにおもひとりし事を用ひさせ給ふ事も多かれば、あはれにかたじけなくも、かしこくも思ふものから、芳野の山のしら雪のふるにかひなきこゝちするなり。はた我みかきの内にも、廿とせあまりつかうまつり、竹のまがきにうぐひすの五十の春もすぎぬれば、今はかくてとぢめぬべくおもひしみにしを、かけきやはきさらぎの比、御あたりちかくつかうまつる數に入させ給ひ、九月にはしらせ給ふみくにに歸らせ給へば、御み跡につゞきて下りぬべく仰せ言を給はり、つゐに一きざみ進させ給ひ、又折々に御前ちかく侍らへば、人よりことに御いつくしみをかうぶり奉れば、ゆめかけても思は

ぬ身のおほへよと、かたじけなくもうれしくも、面たゞしくもさま〲にて、このかしこさは、つたなき筆には九の頭の牛の一毛ばかりもえかきやらずなん。こもすぎ給ひにし父君のよはひかたぶき、かぎりの病に沈み給ひし其夜までも、御あたりちかくつかうまつらせ給へる名殘をおもほし捨させ給はぬによりてなるべし。しかあれば、なにをかは物思ふべきに、我心のうちぞ誠につみ深かりける。はや四とせになりぬ。父君におくれたいまつりしよりこなた、とみに老くちぬるこゝちすれば、兎の裘にみをやつして、のこりのよはひは、こゝろのまに〱あらまほしう、かつは思へど、よにかゝづらへばこそ、面たゞしき事もあり、又うれしと思ふふし〱も多かりしを、打つゞきて思ひの外なるうきめをみつ。まだみどり子のあしたつばかりなるをみ捨て、このよの外に行らん魂よいかならん、必ずよみぢのさわりとおもひやらるれば、いまはの際にもうしろめたくなおもひおきそ。腹きたなき人手にはよもかけじ、我こゝろひとつにおぼしたつべくと聞へにしも、いふかひなくてこゝろつくしにあくがれ出ぬる後、故郷のかたいきほひことにものし給ひ、ときめき給ひしは、我も年ごろなれきこえ奉りし御あたりなるを、あるは勘事をかうぶり、あるはまつりごとのつかさをさり給ひぬときけば、我さへ面ぶせなるこゝちして、あすか川淵瀬にかわるよの中のいとゞうち歎かるゝなりけり。さてつれ〲なるまゝに、れいの日記を書付たるは、なほながらへば、また此ころのしのばるべき折の料なり。もし人もみ付ばいみじう耻がましくや。

後の九月の廿日にぞ、久留米に下りつきぬ。旅のよそひながら、君のおはします御殿に參りぬれば、君は柳原に、〔割註〕御別業にて日々おはしますなり。〕おはしましぬ。あすとくまうのぼるべく、なにがしの聞えぬればまかでぬ。歸さにはりまの君、ひだの君などへ行て、日くれぬるやどりにつきぬ。

廿一日、君は三社にまうでさせ給ひてのちに、御前にめしたればみて奉りてまかでにき。過にし天保

四年に下りし時、こゝろへだてずむつびきこえしは、こたびもかはらずとぶらひ、ねもごろにせさせ給ふに、よろづの事たぐひてすみ付けるなり。廿五日の夜、吉田のうしのもとに侍りて物語し、夕食賜はりなどせしころ、納殿のつかさより、唯今なんまうのぼるべくせうそこしたればゆきぬ。あす高良山にまふでさせ給ふ御さうぞく、おのれにみすべくみけしきありけるとてとり出。御狩衣は紫にて白く雲と鶴を縫とりたると、朽葉の練薄物なり。まだ九月にて夏の限なれば、ろなう練薄物をめし給ふべし。雲鶴はむ月の御料にてあるべしと聞ゆ。御立烏帽子に組掛をまはし掛にし、御さしぬき腹白にくゝりてまかでぬ。〔割註〕御よはひのほどは薄色にて亂緒なるべけれど、御用意なければ也。」廿六日、朝とく高良山にまゐりぬべく仰言あり。よし田のうしの馬をかりていそぎ行きぬ。かの朽葉の御かり衣、薄色八藤の御さしぬき、御立烏帽子を奉る。御參詣はてゝ蓮臺院もみえ奉る。くさ〴〵の御あるじさうじものなれど、いみじうこゝろをつくしたり。さておのれをも御まへにめして、御もののゝおろし給はす。御原にもまゐりぬべくの給ふ。君歸らせ給ひて後、おのれも玉垂宮にまゐりぬ。雨ふりぬべき空のけしきなれば、いそぎ歸りにき。其夜ぞ御原よりめしありて參りぬれば、若宮よりの御文をみせさせ給へり。かけきやは、佐倉の侍從君は溜詰にならせ給ひ、濱松の侍從君はやまひのよしにてこもりおはします。扨江戸、大坂の御城のわたりのしる所をば、皆公にめし上給ふべく仰言ありしをもとゞめさせ給ふて、もとのごと返し下し給ふとなん御書にあり。かゝる深き御いつくしみをかうぶり奉りては、いよ〳〵事にのぞみてかへん命もおしからざらましと、よそに聞さへいと〳〵うれしきこゝちす。濱松の侍從は、いかなる勘事をかうぶらせ給はんなどの給ふ。生田のうし、浦井平作など侍らひて數々みものがたりあり。御まへにて御鷹の鴨などにさせておほみきたまふ。其後も折々事にふれて御前にさぶらひ、御櫓多門の御武器などみせさせ給ひし事など、さのみはくだ〳〵しければもらしつ。

○過にしころ、吾妻にてふるき御胴丸をえさせたまひて、是をも御着背長にしたまふべければ、所々つくろはせ御おどしかゆべき事を、おのれに仰言ありければ、その樣を書て奉りしかど、なほ雛形にものして御覽ぜさすべくの給ふによりて作りて奉る。御直垂、御大口などの事をも書て奉る、御雛形つくるには、その調度なくていとかうじにき。

○いまのよ、額直といふは即元服なり。額直せぬ前は、まへがみの先を元鳥にはさみて後へたるゝなり。こは童の垂髮の遺風なるべし。されば、元服の後はたるべくもあらじと、ひたの君のとはせ給ふに答へにき。

○着鎧次第は、八幡殿の着給ひし次第なりとて、義貞記、體源抄等によりて、安齋翁のものせられし畫圖あり。こはふるきふみによらせ給ひしなれば、本にしつべけれど、便よからぬ所あれば、我今おしゆるところはやゝことなり。さてこふて人のとふまゝに書付おくなり。先小袖、〔割註〕常の小袖を用ゆべけれど、いまの小袖は袖も丈も大きくて便なし。ちいさくぬはすべし。脇をかくも心にまかすべし。」次大口、〔割註〕左の足よりふみ入て、常の袴きるごとくはくべし。」次烏帽子、〔割註〕髮をみだしてきるなり。」次鉢卷、〔割註〕後にて結びさぐべし。みぢかきはまへにてむすびはさむべし。」次足袋、〔割註〕革足袋なり。左よりはく片ひもなればまきてはさむべし。」次脛巾、〔割註〕左よりはく。」次褋、〔割註〕右よりさす。紐のとめ樣ふかきならひあるなり。」次膝鎧、〔割註〕はかまの下にきる事なれども、いまのはい楯のかたく作りたるは着こめがたきもあり。そは袴の上に着べし。」次右小手、〔割註〕前後のひもを取あはせてわきにてむすぶべし。」次直垂、〔割註〕先はかまに左足よりふみ入て、さて上をきる。こしをゆひよつのくゝりをすべし。くゝり樣ふらひあり。」次臑當、〔割註〕むかしはすねあてをつけて、さて立上をば袴にくゝりこめしとみゆ。足利の比より立上を出してつくるなり。辨利よかるべし。」次左小手、〔割註〕ひたゞれの袖の上にさす。又かたぬぎてもさすひたゞれの

地あつきは、かたぬぎたるによるべし。」次咽輪、〔割註〕下り大きなるは鎧の上につけてもよし。」次脇楯、〔割註〕先三穴の緒をゆひて腰緒をむすぶべし。」次鎧、〔割註〕千檀鳩尾　先高紐をかけて引合の緒をむすび、くり締をしかとゆうべし。」袖、〔割註〕肩上につけ置てきるなり。付様ならふべし。」次表帶、〔割註〕前より廻し、後にて取ちがへ、まへにてむすびはさむなり。」次刀。〔割註〕表帶にさすなり。太刀の下にさす。又足間にいだす。又つる巻の中にいだす。いづれもこゝろにまかすべし。」次太刀、〔割註〕帶取は一重にても二重廻しにても、まへの少し右にむすぶべし。」次箙、〔割註〕征矢上差中刺もさし置てうけをかけをにておふ也。」次面頰、〔割註〕上のひもを頂にかくべし。」次兜、〔割註〕戰にのぞみて着べし。緒の留樣品々あり。」次頰貫、〔割註〕打出る時、妻戸の邊にてはくべし。」次弓軍扇等。

甲は戰の時にいたりてきるなり。夫までは甲持にもたせ、又着せても置べし。甲着の役といふ。左の籠手は直垂の上にさす事、つねの事なり。又下にさすもあり。その時は是も手首にてくゝるべし。或肩にてくゝる甚惡し。尊氏將軍の肖像も手首にてくゝれるさまを畫きたり。脇當のたて上を、後三年合戰畫、蒙古の繪等にば袴の內にくゝりこめたり。右の籠手も直垂の下にさせば、脇當の立擧の內にあるもむべなるべし。袴のくゝりの落じ料には、袴をくゝりてのちにすねあてを付たるが便なるべし。

○腹卷胴丸きる事も、大かた是に替る事なし。たゞ脇楯をのぞきてきる。はら卷は背板をあつるなり。背板はみづからはかけがたし、人して付さすべし。〔割註〕下腹卷は只胴ばかりにて袖小手もつけぬなり。」

○當世具足着次第　先下着、〔割註〕木綿さらしぬの、冬はきぬわた入。」次亂髮、鉢卷、次足袋、〔割註〕木めんかたくさして用ゆ。」次脛巾、次小袴、〔割註〕どん子の類。」次胴着、次佩楯、〔割註〕かた

くつくりたるは小ばかまの上につく。」次脇當、次䙘、次脇引、次胴、〔割註〕袖小手をつけ着置すべし。」次表帶、次短刀、〔割註〕常のわき差を用る時は、馬手指をさすべし。」次陣刀、〔割註〕こしあてを用ゆ。又は太刀あしをもちゆ。」次指物、〔割註〕人にさすべし。」次面頰、〔割註〕下りあるべし、又はくるわを用ゆべし。」次甲、次草鞋、次鎗之類、

甲は戰の期にのぞみてきる事なれども、こゝにかく次第したるは、太平のみよに鎧着の料、又弓矢刀槍馬上のこゝろみなどせん時の料にかくかきつけたるなり。

○さきの日記にも、古今甲冑製作得失の論をかきしこと侍りき。その論も命をかけての戰なれば、古樣をこのむにも及ばず。今をよしと定むるにもあらず。朝夕着こゝろみて、進退周旋步騎心にまかせ、弓矢刀槍を用ゆるにわづらひなく、みづからよしと心にやすんじ思ふを用ゆべくとは書にき。されどやごとなき君達の鎧着初の儀など晴なる折は、みのほど〳〵の軍裝なくては、おのづから勇威もかろびてみゆべきなり。又着る次第も、琴柱に膠して、必先達の口傳を守るも益なし。たゞ數度着試みて、みづから得たるまに〳〵着たるがよかるべし。すべてみづからは委しからで、おぼつかなき說を信じて、不覺の討死せん命は、まことにおしからずや。

○鎧直垂は必きるべきものなりやと人のとふに、今の世は尋常の儀式にさへ、放ち元烏にて麻の袖もつけぬ上下をきるよの中なれば、軍中のみ烏帽子、直垂のうるはしき裝束は、ことはりなき樣なれども、いくさも元より私事ならず、公命によりて逆賊をうつことなれば、みの程の軍容を整ふべき事なるべし。君の御前に侍り、又宿老達のまへにもさぶらひ、或はみ使にて他の陣にもゆかんに、元烏打亂したるまゝにて烏帽子をだに着ざらんは、禮を失ふに似たり。されば、我ともがら迄も、布のひたゞれに引立烏帽子を着たらんがよかるべきなり。小具足の時は、其上に陣羽織を着べし。人めにもたゝで、いま樣には殊にしかるべきなり。我みかきの內さなん定めさせ給へりとぞ、むべなりかし。

○鍬形は後三年合戰の畫には、新羅殿ばかりうち給へる樣にかけり。〔割註〕兵具雜記に後三年の時しるしのかねといへるとみえにき。」げに君達の御料には必うつべきを、物語にはさらぬ兵も打し事多くみえたり。又結城合戰の畫には、なべて大鍬形を打し樣に畫けり。唯時世の風のうつろひにて、令式にも戎服に制をたて給はねば、おのが心のまに〳〵せしとみえたり。慶元の間うるはしき鎧などきる事はなくて、〔割註〕細川澄元朝臣の肖像、筋甲に鍬形をうちたり、胴丸を着、太刀をはけり。さすがに貴ぞくの古の風をつたへたまへるなるべし。」甲も鍬形うつべき星甲、筋甲などは着たまはず。掛まくもかしこき、東照宮の齒朶の御具足も、御かぶとは御ゆめにみさせ給ひし御甲の形とて、こと樣なるものなり。それに金にて大なる齒朶を立させ給へるなり。其比、君も臣も、かゝる異樣なる甲をのみ着たれば、多くは鍬形も打ざりけん。されば、公にも鍬形の御制はなしとうけたまはりぬ。諸侯家もさなんあるべし。扨、太平の後二百とせにあまりぬれば、文物そなはり、章服もいにしへに復るまに〳〵、甲冑もむかしの手ぶりをしたひて、鎧、腹卷、胴丸抔をつくらせ給ふ君達も多かるによりて、我同士の數ならぬ物部までも、鍬形打たる甲も着まほしう成にたれば、いかゞあるべくなど人のとふに、かくいにしへにも、其手振の一樣ならねば、ものしり顏に定むべき事にはあらねど、公にも其制のさだかならぬかぎりは、我はと思ふ人は用させ給はんも難なきなるべし。

○龍頭の前立物はなべては用ひさせ給ふべからず。かの禮冠の徴も、親王ぞ龍を用ひ給ふなる。袞龍の御衣といふは皇の御服なりけり。されど、むかしより八幡殿をはじめ、龍頭を用ひ給ふめれば、やんごとなき君達は難なかるべし。〔割註〕物語には无位にて用ひたる事も書けり。」さて龍頭とはいへども、尾までまたくあるを立べし。龍は頭のいかめしければ、それを稱して龍頭とはいふなるべし。馬の面掛むながいもあれど、たゞ尻掛といふたぐひのことばなり。さはいへど、若君御元服の時、井伊家より獻らるゝ御着せ長は、星甲に龍の頭許をうちたり。〔割註〕頭と足二つあり。」又ふるき世にも、頭ば

かり付たる事なきにしもあらぬ様なり。

○軍扇てふものは、古きよには別につくらず。常のあふぎを戰場にももちけるなり。もとよりいにしへの扇は、紙も橋もいとようつくりたれば、おさ〳〵軍扇にかはるべからず。されば通はして持けるもむべなり。足利の代よりぞ、軍扇の製はみゆ。そは橋は勝軍木を黒漆にしてねこまをすかし、あるは八卦をほりたるもあり。表は日を出し、裏には月星などを出す。やんごとなきは妻紅にし、又裏をば花田に染たるもあり。うで拔をつけ、あるは革をとふすもあり。東照宮の大高の城に粮米を入させ給ひし時、岩井某御馬にそひて走りぬるが、いとあつうて汗の出たるを御覽ぜられ、御軍扇を給へるを、いまに持つたへはべり。一日みる事を得たりき。ほねは白竹、地紙も白し、朱にて日を出せり。かたつかたによせて、いとちいさく藏人元康とかゝせ給へるは、御みづから遊ばしたるべし。えにしあればぞ、かゝる御物をみまつるうれしさには、よろこびの涙とゞめあへぬなりけり。

○麾てふものも、いにしへはなかりき。甲越の比よりぞ、專らこれをもて諸軍を指揮したりとみえたり。その製作は、柄は勝軍木、黒塗、紙は白紙、又金銀朱ぬりの紙もあり、又は白熊もあり。されば麾を白旄など書しもみえにき。吾君の遠つ御祖法印君のもたせたまへるにも、はくまにてつくれるも侍りき。

○こたび行義こゝに下りぬる事は、こゝろの外なれど、君の仰言なればいかゞはせん。もとより數ならぬみなれば、旅のよそひもこと〳〵しうはしはべらねど、よろづに今様の手ぶりを用ひたるぞくちをしかりける。中にも駕こふものにのりたるは心の外なり。かの詞花好色をもて稱せられ給ひし、在五の中將も馬にてこそは吾妻に下り給ひけれ。しかるを弓矢とるみのくちおしくも、筥根の山をだに馬にてはこさゞりけん、耻かしといふも更なるべし。さて物具は尋常の革の帊かけたるに、胴丸などをやいれてもたすべく思ひしかど、鎧二領持ながら胴丸をゐてゆかんも、口をしければ、俄に辛櫃二合

つくらせて、手づから威せし鎧をぞもち下りける。こは畠山重忠の甲冑をうつし、また小松の內の大臣の鎧の製をも交えつくれるなり。唐櫃は大和大納言秀長卿のをうつして作らせ、淺黃の布に家の紋付たる帊をぞかけたりける。

○この比、草茅危言といふ書をみはべりき。政事の可否をあげつらひたるは、とり／＼に用捨あるべし。そは我預らざる所なれば、物ぐさくてよくもみざりき。其中に男子の斷髮なるが古風にたがひ、搢紳家もいまは其弊風をまぬかれ給はずと書けり。そのかみ天照太神の男のみよそひをしたまひ、小碓皇子の〔割註〕日本武のみこと。」おとめのすがたとなりて川上をさしたまひ、近きよには袈裟御前が盛遠の强奸をまぬがれがたきによりて、夫のいのちにかはらんとて、髮を洗ひてふしたるを證とせり。おのれ考ふるに、西宮記、江次第、雅亮抄等の御元服、また元服の條にもみぐしの末をきる事あり。其切たる髮をば冠者にみせしむるなどみえたりとおぼゆ。しかれば、文學（覺カ）のころ、男の髮は女のごと長うはあらざりしなり。烏羽玉のやみの夜にも男の髮はみぢかく、女の髮は長くてたどりもしらるべければ、ことさらに髮をあらひて、そをしるしにせよとたばかりしを、盛遠奸通のはやくならんことのうれしさに、しづ心なくてふかくもおもひめぐらさで、かゝるあやまちはせしなりけり。女は髮を長うするによりて冠せず。これをかざるに、金銀珠玉をもてするを寶髻といひ、又尋常にはかつらをいれて、自の髮よりは長うふさやかにしたるを、令には義髻とかきたまへり。男は冠を着れば、髮をもて禮容威儀をとゝのへかざらず。もとより長ければ、冠の巾子に入るべくもあらぬによりて、よきほどにして冠着たるなり。かけまくもかしこけれど、千早振神のみよには、冠てふもののなければ斷髮ならざりしかしりはべらず。そは章服の制をも下したまひ、文物そなはりぬる世の例とはしがたし。まして奸夫の濫行は證とするにたらぬなり。かく冠烏帽子を着て容をとゝのふれば、髻をあらはすことをいみじうはぢて、犬笠掛の時ゑぼしの落たるにも、袖もて髻をかくせなどものにはみえに

き。されば斷髮は更に弊風にはあらじ、冠ゐぼしをきぬこそ誠に弊風なるを、かく文によりて髮も父母の名ごりなどおもへるより、しゐて斷髮を弊風とは思ひあやまれるなるべし。〔割註〕女皇の寶冠をきたまひ、又古冠は骨なく、中古にいたりても巾子のやゝ大なることはもとよりしりはべりぬ。」

○又危言の中に、吾妻の百官を名につくる事はよからじ。朝敵逆賊の立し官を名に呼るゝ事やはあるべきと、まことしやかにかきたるは、そゞろにほゝえまるれど、かりにも逆賊の立しといふ名を用ゆべくもあらず。こは我もくみすべくや。〔割註〕中井積善から文のはかせにて、本朝の書にはいとくらき人とみえたり。」

○又諸侯家の門をとぢて、かたはらの小門をのみひらきおく事は、いまはしき事なりとかきにき。げに晝はひらき、夜はとづべきを、ひるも閉るはいまはしきなるべし。さておのれは玄關の番士なり。こは外樣のさぶらひの宿直所なれば、遠侍といふべきを、足利の世禪僧にしたしみたれば、書院玄關などおのづから禪家の稱呼のうつれるなり。さて危言の說によりて、門をひらきたらば、上番の日はしばしもうちとけらがましければ、さらでもあらんがむべなるべし。はたおもひいづる事ありけり。四十五十になりぬれば、はかなき名をもしるらん人のあるべしとて、すぎにしころ、たはぶれに、

　火の見ほどその名は高くきこゆべしありま玄蕃樣の玄關ばんでも

かく我ことをほこりのゝじるは、まことのきわにはあらじといへば、かくいひて我つたなきをあらはすは、かへりて罪あさきなるべし。一卷の書をもゐて來ねば、さるべき事はおもひいでず、益なき事のみ書付らるゝなり。

○凶服の事をとはるゝ事あまた度ありしかど、いま／＼しさに、其折々いひやりたるばかりにて書もとめざりしを、こゝにても亦問るれば、筆のつゐでに書付おくなり。そも／＼、天皇の御凶服を錫紵といふ。喪葬令云、凡天皇爲二一等以上親喪一服二錫紵一云々。御父母の御喪日を以て月にかへさせたまへ

ばゝ、十三日の間ぞ倚廬におはしまし錫紵を服し給ふ。そは无文の御冠〔割註〕縄纓。」黒橡のあさ布、闕腋の御袍、おなじき御半臂、御下がさね、御單、御表の袴は表は黒布、裏は柑子色の布、大口ばかりぞ柑子色の生絹なり。大床をあらためて、御こもを敷、あしのすだれ、布の帽額、御調度もことさらにはぶきて、かりそめにつくりてまゐらす。萬乘の君といへどもかくのごとし。あはれにかたじけなき御事なりけり。〔割註〕倚廬の御所の圖、別にあり、そをみてしるべし。」

さて錫紵をぬぎ給ひ、常のおましに歸らせたまひて、萬機の政はきこしめせども、一期の間は御心喪あり、美服を着給はず。物の音などもとゞめさせ給ひ、みこゝろひとつは猶喪に居させ給ふによりて、御心喪とは聞え奉るなり。平絹黒橡の御袍、鈍色の御下襲、御表袴、〔割註〕御うらはかうじ色なり。」御單、御引袴、かうじ色平絹なり。

大宮、姫宮女房達もくろき御小袿、御衣、かうじ色の御袴、くろき表着にび色の裳、御はての日すぎぬれば、白橡の御小袿、くわん草の御袴、女房の表着小袿もにびいろ、袴は萱草色、すべてひら絹にて綾織物は更に着たまはぬなり。遺詔によりて天下素服を着し、かなしみをあぐる事はとゞめさせたまへど、御倚廬にさぶらふ上達部、殿上人、女房達には素服を賜ふなり。こも黒ぞめのあさ布なり。なべては東宮をはじめ奉り、皆諒闇の裝束を着給ふなり。そは无文卷纓の御冠、黒つるばみの無文の綾の袍、〔割註〕御はての日までは平絹なるべし。」にびいろの下重、淺紅の單、にびいろの表袴、〔割註〕又白もあり。」うらは淺紅、上達部といへども、すべて平絹にて織物は着給はず。黒漆銀裝の太刀、〔割註〕毛拔形なり。衞府の長召具せらるゝ人は、其太刀をかり用ひ給ふ。又烏裝のせつもあり。」班犀又は烏犀の帶、殿上人は橡宣下にかうぶりて橡の袍、〔割註〕黒つるばみにてはなし、あをぐろきいろなり。」さしぬきもにびいろの平絹、かり衣もにびいろ、諒闇一年の間はかくのごときなり。私の喪には父母といへども束帶はきず。こは服暇とて、任をときて朝儀に預らねばなり。無文の冠に

纓まきて、墨ぞめの布の袍などにてあるべきを、今は多かり衣にて、うすぬりの烏帽子を着給ふ。これもはての日すぎぬれば、墨ぞめ平絹、直衣などにてあるべし。こは必除服の宣下をかうぶりて復任すればなりけり。父母ならぬには官はとかず假を給ふなり。こもすみぞめのなをし、かり衣、鈍色のさしぬき、色は服の輕重により、又こゝろざしふかくとりわきたるいつくしみなどをうけたるは、こと更にこくそむるあり。除服の宣下をかうぶりて、吉服に從ひ出仕するとも、心喪して美服を着べからず。柑子、萱草、青鈍、淺黃、柳などの花やかならぬいろを用ゆべきなり。

除服の宣下をかうぶらねば、本服の間縗衣にやつれて居べきなり。されども、假おはりぬれば吉服をきて出仕すべし。儀制令云、凡凶服不レ入ニ公門一。其遭レ喪被レ起著朝參處亦依ニ位色一。在レ家依ニ其服制一云々。されば、家にかへりてはまた藤衣を着る事なりけり。

奪情從公とは武家にていふ忌御免なり。此宣下をかうぶれば、其職をばつかうまつれども、吉凶を弔賀せず。公私の宴會に預らず。やむことを得ざる時の爲に、制をまうけられたるなるべし。

かく朝廷縉紳家は、いまにいたるまで、古の道のすたれざるを、武家のみぞ喪に居る禮をしらず。いかなればかく弊風の二百とせあまりも行はるゝならんとなげくにたへたり。かの戰國の間は、喪に居てかなしみをつくし、禮をつくす時は、かへりて社稷を危うすべければ、止事をえざりしが流弊とはなりしなるべし。武家にては假といはず忌といふ。〔割註〕この忌といふこともいにしへよりみえたり。假は任なき人にはとりあはぬ樣なり。〕この忌のうちのみ假を給はりこもり居れども、凶服も着ず、釋氏によりてか魚肉をくはぬまでなり。忌終りぬれば、出仕してよろづの事憚らず。たゞ神事に預らぬのみなり。もとより凶服もきねば、服といふゆへよしもしらぬなるべし。淺ましといふも更なりけり。おもふに、武家のともがらやんごとなきは墨染布の直垂、あるはかり衣、さしぬき、又夫より下は上下墨染の小袖、父母ならぬにはにびいろはだにはあし絹などを着べし。假おはりぬれば、除

服の仰せはからぶらずとも、尋常にならひて吉服に從へども、心喪して美服美膳をとゞめ、宴遊に預らず、服をはるべきなりけり。

過にし比、禁中え奉らせ給ふみ使に、重服の人を差れたる事はべりき。都にてはいとあるまじき事にやおぼしたりけん。吾妻にそのよしいひおこせ給へれば、服おはるまでのぼる事を得給はざりし人も多きに、重服の人をさゝれたることは、いみじき御あやまちなりけり。こはまへにもいひしごと、忌すぎぬればよろづの事憚らぬによりて、重服の人ともしらでさゝれたるなるべし。

今は喪に居る人、のしめ上下をきるなり。のしめは練緯織色なれば、ことなる美服なり。年の始など一日晴にきるものなれば、喪に居てかなしみをつくす孝子の衣服にあらず。當世の弊風まことになげくにたへたり。

○沼津の君、萩侯の姫君をめとりて婚儀をとゝのへさせ給ふべき時しも、父君うせさせ給へり。御忌すぎぬれば、はやむかへさせ給ふべく御なか人たちも、みうちの人々も聞え奉れども、君さらにゆるしたまはずおぼしわづらひ給ひけるにや、おのれにもこの事をとはせたまへり。武家の手ぶりは忌すぎぬれば、婚禮元服まゝに行へども、古の道には更に侍らじ。律にも喪にゐて子をうみ、〔割註〕喪に居て子生るゝとも、そのまへに姙めるはつみなし。喪終りて後生るゝとも、喪の中に姙めるはつみあるなり。〕あるはを服ぬぎて吉に從ふ類共罪あり。されば所司嚴に糺彈をくわへ罪を科せし事なり。必いまの世の弊風にならひ給はず、みこゝろざしをとげ給ふべしと聞へ奉りしが、一期の程まことにつゝしみ禮をつくさせ給へりとぞ。かの姫君をも御はての月過して、さてのち婚儀をとゝのへさせ給ひ、御中うるはしくておはしますとぞ。

毛利京兆の君、御父の喪に墨染の衣を着給へり。〔割註〕岡部内膳正の君もにびいろを着給へり。こは故父君聞へまゐらせられし也。〕

新莊戸澤の君かくれさせ給へる時、近習の人々みな墨ぞめをきたり。わが父君の失給へる時は、おのれと通明、明義、又百里、義衞なども墨染のこきうすき程々に着たり。おのれ調度までは、その用途にたへねば、別にはつくらねど、一めぐりの間は、すべて花やかなるものは用ひざりし。又我父君は五月の朔日にぞうせ給ひける。朔日は祝の日なれば、便なくやあらんこと日にかへ給へと人のいひたれど、おのれさることゝろもせず。まことに失給へる日を用ゆるなり。されば、む月の朔日にも、先さうじにて思ひ出しのび奉るも本意なることゝちす。

ことしやよひの廿日あまり、東宮御元服をさせ給ふべしとて、日時の勘文も奉りけるに、三位の局かくれさせたまへれば、御元服のびにけり。こは今上の御生母なれば、此御一めぐりを過して御元服はあるなるべし。あらはにのたまひ出さぬは、大宮のおはしませばにや。はや二三日ばかりになりにたるを、吾妻の手ぶりならば、この薨去の事をばとゞめ置て、先御元服の儀をとげ行はるべきを、露の間もつゝみたまはで、大儀をのばさせたまへるは、まことに私なき御美事なりけり。武家の手ぶりはかぎりとなりし後にしも、官醫を請じ病おもく成ゆくさまを、人にも告しらせ、内々の事萬にとゝのへて後にうせぬるとはいひ出るなり。事うちあはねば、月日をかさね、甚しきは祿の減ぜんことを歎きて、其季祿を賜はりて後失ぬるよしをいふもあり。弊風のさかりなる事論ずるにたらぬなり。

○心喪とは除服の宣下はかうぶれども、みづからしのびがたきによりて、こゝろ計は喪に居る禮をつくすゆへ、心喪とはいふなりけり。しかるを新葬又新喪などともかきて、事實もひがこゝろえしたるもあり。葬地をうつす事を改葬とはいへども、喪葬に新古の稱はきゝしらぬなり。

○ある人、送葬の時、或侯家より賜はりしのしめ上下を着たり。いみじきひが事なるべし。

○吾御藩のうちにて、忌すぎぬる二三日ばかりに、祿を襲べき仰言を給りぬるよろこびに、鷄をおくれる人あり。そをころして饗にすえ、かたみに心よく打くひ、酒のみたるとか、又つりしあみしにも行

たる人ありともきけり。ひとの國にては、三年の喪といふことさへあるに、三月をだにすごさず。いかなればかく名殘なき心にはなるらん。さりや、此人々も三月の程には父母のふところを出ざりけんに、なんぢに於てやすくはともゆるしがたくや。

○儒者の佛をにくむ事は、誠にあだがたきのごとし。聖德皇太子の佛に歸依し給ひしによりて、太子を誣るに弑逆の罪をもてし、これをのゝしるに尊敬を失す。又ある侯、家の寺門を廢し、僧侶を追ひ、銅佛を大炮に鑄あらためられしを專らむべなりとす。君このことばをいれたまはず。儒佛も亦國家を治むるの藥種のみとのたまへり。おのれ〔割註〕行義。」不學、からぶみをみず、治國の事に預らずといへども、この仰言をうけたまはりて、まことに國君の見は、庸儒の及ばざる所と深く感服し奉りぬ。げに國家の疾實なる時は、儒教をもて是を寫し、虛なるをば釋教をもてこれを補せん。そも〱、佛の皇朝にさかりなる事は、敏達、用明のみかどより既に千有餘年、いまはた浮屠氏の爲に政を侵害せらるゝ事もなければ、しゐてこれをにくむもよしなし。あながちにこれをのぞかんとする時は、かへりて大亂の病を生じ、儒藥を用ゆるとも、七年の病に三年の艾を用ゆるといふよりはまさりて、千年の病を治する術あるべからず。儒士の僻案論ずるにもたらぬなり。

令條にも、僧尼には公驗をたまはり、嚴に私度冒名を禁められ、又食封を賜らず。もし別勅にかりにたまふは五年を限とし、又園宅財物をたくはふる事を禁じ給へり。まことにかくのごと、田宅資財なければ勢ひにつのり濫行する事あるまじきを、令に違ひみだりに封戶を賜はり、私にも莊園をよせられしより、山門のごときは皇威にもふくせず、國家の大患となれり。〔割註〕織田氏の山門をやき、豐臣氏の根來寺等を亡すは、その大患をのぞけるなり。」この比、私度を禁め嚴に破戒を制し給ふは、實にむべなるべし。

僧は葬禮祭祀をつかさどり、かつ耶蘇宗をあらたむ。かばかりにして租稅をみつぎせず、課役をつと

めず、國家の爲に益なき事いはでもしるべし。しかも幾千萬といふ數をしられず。しかれば、先私度を禁じ、嚴に婬犯、肉食、飲酒をいましむべし。凡人間の欲は婬食にあり、財をたくはへ、みそかに妻子を愛し樂をきわむ。百千萬の比丘ひとりも破戒ならざるはなし。有司嚴に是を禁じ、單身貧窮にして、もはら淨行修道をなさしめば、末世の衆生これをよくたもつ事能はずして、僧は還俗せん事をおもひ、俗は得度を欲すべからず。こゝにいたりて、僧口日々に減じ、寺門ます〳〵おとろへなば、良民增益して府庫の充るにおよぶべし。たまさかに、浮世をあぢきなく思ひとりて、ねもごろに出家するものは、道德をおさめて宗廟幽靈をまもるによしあるべし。これ釋敎をもて釋氏をうつ、頗治術といふべきなり。儒敎のおよぼしがたく、釋氏の方便も亦益あることあるべし。たとへば一文不通頑愚の卑俗、血氣剛强にして暴戾の病を生じ、人畜を殺傷してこゝろよしとせんには、因果宿報の良藥を用ひて治せん。婦女子の病、或は妬嫉の嗔恚を生じ、あるは愛着の憂苦にせまる、是をいやさんには、厭離穢土、欣求淨土の藥法を用ひん。異端といへども、善にすゝむ亦益ならずや。

聖德皇太子を弑逆の徒といふ事は、蘇我馬子はかの崇峻天皇を弑し奉りし逆賊なるを、太子いかゞし給ひてか、これをころし給はず。かへりて親み善し給ふによりてなるべし。しかれども、太子の聖德歷朝ごとに尊崇し給へば、いま更に凡庸の議しがたき所なるべし。

さて、上代の事實後世に傳へて耻べきことあり。からぶみにも、父は子の爲にかくし、子は父の爲にかくすとか。抑、皇朝に生れて好んで上代のまさな事をあらはしいふは、罪淺からずとすべし。

儒士の佛氏をにくんで、佛を信ずれば神明にさかひ、必災ひ身に及ぶといふ。かくのごとくならば、崇峻の帝佛をにくんで馬子の爲に弑せられたまひ、守屋の神祇を尊んで太子の爲に誅に伏せしはいかにぞや。神明いかなれば守屋をすてころして、佛を皇國にさかんにしたまふらん。天道いかなれば善人にくみせざりけん。疑ふべき事なり。東照宮よりこなた二百餘年、寺門を尊崇したまへば、方今私

に寺院をのぞきすてん事は、天下の制を犯すなり。この序にいま少しいはまほしき事あれども、畢竟臆說にして何の益もあるまじければとゞめつ。

○あがれるよには、帶劔の人、〔割註〕中務及衞府、又勅授帶劔の人。」横刀のみをはきて刀子はさゝず。されば、いまも搢紳家は更なり、武家の君達もうるはしう裝束する時は、刀子を帶したまふ事なし。中ごろ源平の武士などぞ、刀を常にさしそへぬらん。さて後、直垂、すあふを專ら着にけるより、刀のさしよければ、かへりて刀をのみ帶し、太刀をば從者にもたせたり。鎌倉、室町の世しかなりけらし。もとの軍旅には、太刀、刀子を帶する事、軍防令をみてもしるべし。

刀子にも制あり。そはまへの日記にぞ書にける。刀子は長五六寸にして、たゞさしころす料なれば刺刀ともいふ。さては、敵の首をかき、又腹きる事の出來しより、自の腹をもきるものなり。かくみぢかくて懷のうちにもさゝるれば、行成卿の、殿上にて冠をうち落され給へるをとらせて着給へる時も、刀の笄もてびんをおさめ給ひ、忠盛がやみ打にぬきしも、たゞこの刀にて、別に懷劔につくれるにてはなし。さて、よの下れるまゝに、刀の次第にながうなりて、足利の世には一尺にやあまれるをもちひたるより、懷にいるべき料には、わきざしとてべちにつくりて用ひたると見ゆ。〔割註〕足利の世、隱劔を用ひたる事、伊勢貞親の記にみえたり。」この腰刀を長うせしことは、太刀をば從者にもたせて、必身にそへねばこゝろもとなきまゝに、せめてもと足利の末には、今のよの脇差のごと、殊の外に長うせしなりけり。

○太刀は餝劔、かざ劔代、細劔はしん地、紫檀地、螺鈿蒔繪など、すべて金裝から鍔なれば儀仗の劔なり。衞府の太刀は野劔ともいふ。〔割註〕革緒、又平鞘ともいふ。」鍔はあふひつば、柄もしたゝかにつくりたれば、兵仗の劔なりけり。こは銀裝普通なれども、晝御座の御劔は金裝なり。柳營の御はかしも亦金裝なれば、やんごとなき人は金裝を用ひたまふ事なるべし。されど、なみ〳〵には細劔は金

装、野劍は銀裝、六位は烏裝とこゝろ得べし。桃花蘂葉にか、三位以上は金、四位五位は銀作とみえたれど、令式にもかゝる制はみえずとおぼゆ。〔割註〕衣服令にも金銀裝橫刀とみえ、彈正式にもきざみちりばめる太刀の制はみえにき。」

もの〻ふは古は野太刀、兵庫鏁を用ひたるなり。物語に、金づくりの太刀とかきしは、金裝の兵庫鏁なるべし。又野太刀には毛貫形を付ざるも有べし。〔割註〕東鑑にみゆ。」又長覆輪もあるべし。〔割註〕普通の野劍は柄斗長伏輪なり。鞘をも長伏輪にして足をくさりにせぬも難あるべからず。」足利家の比、專柄鞘をまき、〔割註〕糸卷太刀なり、革にてもまくなり。」又革包錦褁もあり。將軍の御物も多くは革包なり。宗吾記に、御さやぶくろに入候とあるは、此革包のことなるべし。〔割註〕鬼丸太刀等の製なり。」

○打刀てふものは鍔刀ともいふ。長一尺二三寸ありて、隻手打にうちあふ料なりしを、やゝ長うなりて、足利のよには太刀代りに是を用ひ、ことさらによくつくりて宗と賞翫せしとみえたれど、引手物には先太刀を引て後ぞうち刀を引べしとみえにき。

○織田氏の比よりぞ、いまのごと刀脇差とて、常に二刀を帶しぬるより、古の太刀刀は名ごりなく成にたるとみえたり。この平公の御物瀧川家にあり。一益が甲州平治の賞に賜はりしとぞ。刀は二尺三四寸、脇差は一尺五六寸ありしかとおぼゆ。鐵鍔、龍子柄、朱鞘、二刀同じさまに作れるなり。又明智光秀が刀、こは吾友田口氏の藏にあり。是も長二尺二三寸、〔割註〕もとは長かりしを、光秀がかくせしとぞ。」ぬり鮫龍子柄、鞘は薄皮をきせてぬりたり。又東照宮御物、〔割註〕銀座大黒某藏。」池田勝入入道の刀、〔割註〕永井家藏。」すべて今ようの製に大かたかはる事なきにてしるべし。

○今の世少さ刀といふはつば刀にて、古の打刀に替ることなければ、腰刀の替りに用ゆれば、腰刀に鍔を加へしといふべきか。

○馬手指といふは、まへにいひし脇差の〔割註〕懐劍。」一種なり。腰刀の長うなりたるによりて、肖かくにもさすにも便のあしければ、別につくりて右にさす故馬手指とはいふなり。こはうるはしきものならねば、唯利用を宗としてからがへつくるべきものなり。

○楠正成朝臣の菊水の刀は、筓斗裏指にさしたり。かの行成卿の殿上の狼藉に筓を用ひ給ひ、八幡殿の刀もて瓜をきり給ひしを思へば、もとは筓ばかりさしけるにや。嚴島尊氏將軍の御物は筓小刀をさしたり。それより後のものには、筓に小刀をさし具したるとはみゆるなり。古物にも書にもあり。

○少さ刀にも、脇差にも、この兩刺をさす常の事なり。又長き刀にもさす事、豐臣氏の比專らなりしといふ。されど、前にいひし平右丞相の刀をはじめ、筓小刀なければ、そを本とすべきか。げに寛永故實にや。犁入の引出物に筓小刀なきをば出さじ、肖刀とていむなりとものにみえにき。

○古の太刀はいと長し。そは騎戰にて鎗てふものもなければなり。世下れるまゝに騎戰のすたれしより、やゝ太刀もみぢかくなりにけるなり。元龜、天正の比、武道のいよ／＼精しく成て、長きはかへりて便利ならずとや、光秀なども短くしてこそ用ひにけん。池田氏の筐の蔵なども、こゝろあてに思ひしよりは短かゝりき。

○古は馬標てふものも、まとひなどいふものもなくて、たゞ旗一流を用ひたるなり。そは騎兵の一隊のみなればなるべし。源氏は白、平氏は赤、さては中黑、引兩、裾濃など、家々の紋を付てもさゝせたり。又兵もいまのよの差物てふものはなくて、旗のごと染たるを、少さく切て袖につく是を笠印といふ。〔割註〕袖に付たるを笠印といふ。後代は袖印といふ。笠印は甲に付たるをいふ。」かく幡一ながれにて、一陣のしるしはげにたるべきものなり。されど、軍防令には、將軍に纛幡、隊長は隊幡、兵士は小幡を立るよしみえたり。又儀仗の陣もかくは定められたり。されど、戰場の實地に纛など用ひしか、そはしりはべらず。後世幡物印を嚴にとゝのへて、專軍威をあらはすとみえたり。豐臣氏抔の天質

花麗を好み給ひしより、凶器にも猶かくはしたまふならん。誠にやくなき事にして、簡便にしたがふがまさるべきなり。されど、今は先歩卒に鐵炮、弓、長柄の三隊あり。兵士をあはせて四隊を一陣とす。この隊長の旗各一ながれ、さて軍將の旗一旒、すべて五ながれにて、馬印などはなくて事たりぬべし。今は家々に手ぶりの定りたることとなれば、しゐて古に復すべくもあらねば、實には簡にしたがふがむべなるべし。

○纛幡といふは、上に黒毛を大きくつくりて、下に幡を付たるなり。隊の幡といふは、上にほこをつくり、下にはたをつく小幡も亦同じ。〔割註〕こは儀仗の製によりていふなり。〕節といふも、旄牛の尾もて作れるとあれば、纛と同じかるべし。中ごろ專用ひしは吹流し旗なり。二幅を常とす。又三幅もあり。上に横手をいれ、それに紐を付、竿に結つく。元弘、建武の比迄は是を用ひしとおぼゆれど、楠氏の旗には、はや袋耳なるもあり。夫より後は皆乳付はたなり。かの赤白をもて兩陣をわかつところは、手長旗の棚引たるもよけれど、家の紋をもて分つべきには、空ひらめきては紋のさだかにみえであしかるべければ、耳をつけたるなるべし。

○矢合の鏑、後世矢入の鏑ともいふ。陣面にすゝみてかたみにかぶらを敵陣に射入る事なり。夫より戰をはじむ古の例なれど、今は先炮卒を進めて敵合五六町にて、はや打合すれば、矢入の鏑を射べくもあらず。いかにとなれば、精兵といふとも、鏑矢は五六町を通じて敵陣に射入らるまじきなりけり。中々に射たり共、遠なりして半途に落たらば見苦しかるべし。古も戰毎に必射たるともみえず。されば、式をば設けおきて、時にしたがひて用捨すべし。

○ひと日水天宮にまうでぬ。鳥居の額に尼御前と書たり。こは平氏二位の尼君なめれば、其頃のやまとことばのまに〳〵かきたるにてめでたかりける。此御前といふに二つあり。一は女の尊稱にて某御前、尼御前、わごぜなどいへり。これよりまへは某上、某君とぞいひける。今も搢紳家にては女子を

某君といひ、宮家にては某宮、吾妻にては某姫君と稱し奉るなり。又一は前駈の事をごぜといふ。こは上達部の召具せらるゝなり。

○眞木和泉守來れり。神拜の時帶劍の事をとふ。こは社によりて同じからず。諸說區々なれども、只男神を拜する時は帶劍し、女神には解劍すべし。過にし比、加茂祭をみはべりしに、勅使下鴨にては劍をとき、上加茂にては帶劍のまゝ拜したまへり。されば尼御前のみまへには、必とき給ふべしとこたへにき。

○む月十あまり九日、君、流鏑馬を御覽じたまひき。そはべちにものしぬ。

後松日記 卷之十七

○蓑 舊事紀卷第二云、故所ニ追避ニ而降去。于ㇾ時霖也。素戔嗚尊結ニ束靑草一以爲ニ蓑笠一而乞ニ宿於衆神一。云汝是躬行濁惡而見ニ逐謫一者。如何乞ニ宿於我一遂同距ㇾ之。」倭名類聚鈔云、〔割註〕行旅具。」蓑、說文云、蓑、」〔割註〕蘇禾反、和名美能。」雨衣也。」西宮記雷鳴陣云、大將已下帶ニ弓箭一候ニ御前孫庇一。〔割註〕略、將監已下立ニ御前一向ㇾ東着ニ蓑笠一。」北山抄大將儀云、雷鳴陣、〔略〕、尉以上候ニ殿上一之者帶ニ弓箭ニ候ニ御後一。〔割註〕衞門如ㇾ此。近衞將監雖ㇾ昇ㇾ殿、侍中之者着ニ蓑笠一立ニ庭中一。」拾遺和歌集、雜賀云、しのびたる人のもとにつかはしける、平公誠、

かくれみのかくれかさをもえてしかなきたりと人にしられざるべく

後拾遺和歌集、雜五云、小倉の家にすみはべりけるころ、雨のふりける日、みのかる人のはべりければ、山吹の枝を折てとらせてはべりけり。心もえでまかりすぎて、又の日、やま吹のこゝろもえざりしよしいひおこせて侍ける返事にいひつかはしける。中務卿兼明親王、

なゝへやへ花はさけども山吹のみのひとつだになきぞあやしき

凡河內躬恒集云、しはすのつごもりの夜儺の鬼を、

おにすらも都のうちとみのかさをぬぎてやこよひ人にみゆらん

夫木抄、雜十四云、雪中の旅行を、權中納言師時卿、

旅なれぬ人にをしへよ雪ふらばみのうちかへせふゞきもぞする

衣笠內大臣、

ますらおのみのにきらむとさはにおふるさゝめかるにもそではぬれけり

みの、權僧正公朝、

あま衣みのきて家にいることは神やらひよりいむといふなり

前中納言爲兼卿、

旅人のみのふきかへす朝嵐にならさめむかひゆきぞつみぬる

題不レ知、山すげみの、よみ人しらず、

わきもこが袖をたのめて足引の山すげみのをとらできにけり

六帖、題ふかみの、民部卿爲家、

かち人（りイ）の野分にあへるふかみのゝ毛をふくよこそくるしかりけれ

かくれみの、信實朝臣、

きまほしきよのうき時のかくれみのなにかは山のおくもゆかしき

衣笠內大臣、

かくれみのうき名をかくす方もなしこゝろにおにをつくゝるみなれば

家集、五月雨さゝめのみの、權中納言定家卿、

旅人のさゝめの蓑をきてしより一日ぬがせぬさみだれのそら

中院入道左大臣家元永元年歌合、五月雨、六條入道太政大臣、

くちにける宵のをみのにをのづからふるさみだれのほどをしろかな

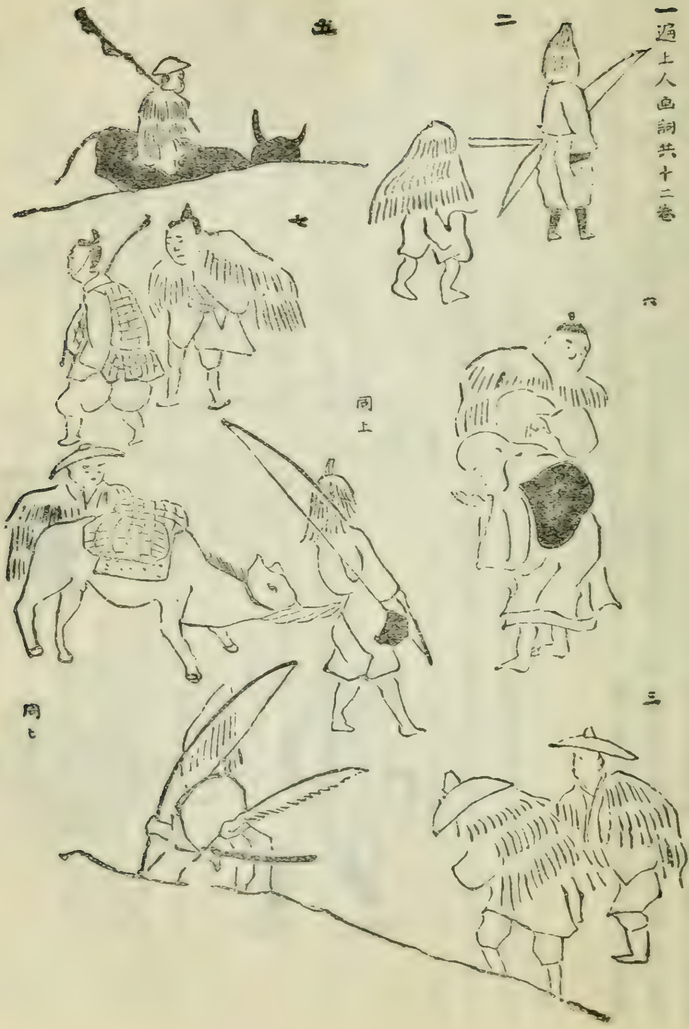
十六夜日記云、關よりかきくらしつるあめ時雨にすぎてふりくらせば、みちもいとあしくて。心より

ほかに笠ぬひのむまやといふところにくれはてねどとゞまる。

旅人はみのうちはらふ夕暮のあめにやどかるかさぬひのさと

檜垣女集云、日ごろすべき事あればせちにいでたつに、あめさへわりなくふりまさるにとて、女いで

一遍上人画詞共十二巻





ゐてかゝる雨にはいかでかなどいふに、迎人みのかさなどあり、たゞとく〳〵といそがせばまかり申もしあへぬまでいそぎ立て、あめさうぞくなどして、さらば肥後のかたにおはするたよりあらば、といふまゝにかくいひかく、

ふらばふれ三笠の山の近ければみの島まではさしてゆくらん

東鑑正治三年十月二日云、入レ夜親清法眼参ニ江間太郎殿館一。申云、〔略〕、有ニ急事一明曉欲レ下ニ向北條一兼令ニ首途一畢。就レ今告レ非ニ搆出一。稱レ耻貴房推察召ニ出旅具〔割註〕至ニ蓑笠等一悉在ニ此中一」」等ニ令レ見給云々。」」永承五年十月廿三日記云、〔割註〕資房。」一雨降。行ニ幸上東門院一。〔割註〕御ニ座東北院一」」寄ニ御

輿〔鳳〕覆雨皮一。駕輿丁皆着二蓑笠一。次將等取レ笠。小右記、長和四年十一月十九日云、今日從二太政官一移二幸枇杷殿第一。〔略〕、今日諸卿著二例裝束一。余著二平絹柳色下襲、平塵劍蒔繪簏等一。馬副四人令レ著二檜梛蓑笠等一。諸卿馬副不レ著。」曾我物語あさまのみかりの條云、にはかにかきくもり、なる神おびたゞしく雨かきくれてふりければ、かまくら殿をはじめとして、みな〳〵とゞこほりけうをうしなひ、花やかなりしすがたども、おもひの外にひきかへて、ちぐさのみのすげの小がさ、かはりはてたる村雨に袂はしぼれ、すそはぬれ、上下ともにつゆけきいろぶけうといふもあまりあり。」條々聞書云、雨ふり候時は、御輿にゆたんかけられ候事は、公方樣御輿には見及候はず候。御旅にて一段雨ふり風もふき候得ばかけられ候よしに候。左候へば、御供の衆もみのをめし候。御こしにゆたんかけられ候はねば、御供衆もかさを御さし候。

考ふるに、雨ふる時、前駈、小舍人童等は、必かさをさすべし。すべて長途をゆくには、必みのをきるなるべし。東鑑、泰時朝臣の北條に下りたまへるにも、これをぐしたまへれば、いにしへはさるべき人も、武家はましてむねと着けるなるべし。いまの紙もてつくれる雨衣は、無下に後のよのものなれば、風雨つよからんには、みのならではえたゆまじきなりけり。

○關東にて紅葉山並兩山等へ御參詣の節、束帶着御有レ之候間、庭上御裾の役、若年寄衆闕腋を着し、弓に掛候賜二兵仗一候。大臣隨身上﨟弓に掛候は、普通の儀に御座候。若年寄は其身五位にて參政の重任を帶し候間、殿上の將監等の加り候一員、權隨身に相當り候儀と覺悟仕候。右裝束、冠、〔割註〕卷纓緌。」位襖、下襲、單、表袴、大口、牛角帶、細太刀、〔割註〕虎皮尻鞘。」平緒、壺胡籙、〔割註〕丸緒。」黑漆弓、〔割註〕弓は近來兵仗を兼候弓に候。武家の手振不レ得二止事一候。」右之通にて大概相當に可レ有レ之哉。劍の儀、紅葉山は御城内にも候間、細太刀相當に候得ば、五位にても尻鞘を入候に不レ及哉と奉レ存候。又日光並兩山は遠所に候間、野太刀、尻鞘、平緒にて可レ然哉と奉レ存候。此所分明

に承知仕度奉レ存候。

近衞の第一弓に裾を掛候事普通に候。

太政大臣賜ニ府生番長ー候といへども、外大臣同樣近衞弓に懸レ之、關白同斷、番長以上か上﨟の隨身と稱し候。賜候隨身の外、將監以下一員に被レ具候得共、是は路頭斗召具止ニ禁門外ー。

御書面之通有レ之候哉、於ニ官家ーは當時殿上の將監等一員に被レ具候事無レ之。

一員裝束、冠、〔割註〕卷纓、緌。〕位袍、半臂、下襲、單、表袴、大口、石帶、〔割註〕五位犀角、六位烏犀。〕毛拔形野劍、〔割註〕五位蒔繪、六位黑漆。〕尻鞘、〔割註〕五位虎、六位水豹。〕平緒、〔割註〕紫絨緋地、公事ニヨル。〕平胡籙、弓、〔割註〕五位蒔繪、六位黑漆。〕壺胡籙にても同事。

〔頭書〕源氏物語葵卷云、大將のかりの隨身に、殿上のざうのすることは常の事にもあらず。めづらしき行幸などの折のわざなるを、けふは右近の藏人のざうつかうまつれり云々。此事諸抄、殿上ノ將監ノ一員ニ加ハリシ例ナキヲ以テ、源氏中ノ難儀トス。行義考ニ、攝關家ー員ヲ具スル事不レ可ニ勝計ー。忠仁公以來、兼家公、道長公等藤氏專權ノ世、聽ニ殿上ー將監ヲ加フルコトナシトモスベカラズ。古ハ當時ノ如ク殿上地下各別ナラズ。或親王大臣ノ舉ニヨツテ聽ニ殿上ー常ノ例也。如レ此ノ類、其本主ノ爲ニ一員ニ加ハラザランヤ。抑若年寄ハ參政ノ重任ナリ。地下ノ將監ニ比スルニ忍ビズ。故ニ本文ノ儀ヲ用ユルナリ。〕

右普通御承知之通に候。

牛角帶、是は犀角の代に可レ有レ之。牛角を用候儀書物に無レ之。

〔頭書〕牛角帶、餝抄ニ出、又凶服抄ニミエタリ。〕

細劍、闕腋には不レ用レ之。縫腋に用レ之。且細劍に尻鞘掛候事、並壺胡籙に丸緒を引候事、於ニ官家ー無レ之候。平胡籙にても丸緒を引候事、遠所行幸之外不レ用レ之。

〔頭書〕隨身ハ野劍、革緒勿論ナレドモ、若年寄ハ殿上ノ五位ニ准據セシメ、位襖、細劍强チ難ニ非ザルカ。節會內宴以下ノ公事、春日、平野等諸祭、臨時祭試樂、皆衞府將佐闕腋ニ細帶ヲ帶スル例不レ遑ニ勝計一。加茂祭使ハ餝劍ヲ帶ス。近例天保元四十八、庭田右少將重基朝臣闕腋ニ餝劍ヲ帶セラル。」

城內外の差別にて、細劍、野劍の差別不覺悟に候。不レ拘ニ宮城內外遠近一。闕腋の侍は必野劍、尻鞘勿論に候。公卿以下闕腋の時差別無レ之。野劍尻鞘を掛候。

〔頭書〕遠所ニ非ズシテ尻鞘ヲ入ハ、五位以下ノ事ナリ。四位尻鞘ヲ入ハ、青馬宴ニ馬頭ニ限ルナリ。證文多シ。又當時年中行事、北小路祥光朝臣ノ書詞ニ、馬頭が四位ながらもしかさやをかけたるすがためづらかにみゆ云々。」

〔頭書〕公卿闕腋ヲ着ス。頗ル珍事ナリ。延喜彈正式云、凡諸衞府五位以上通著レ朝服一。其着ニ胡籙一幷立仗之日着ニ位襖一。但參議以上不レ在ニ此例一。又雜事抄云、わきあけの事、公卿は衞府官なれども着せず云々。」

半臂を具し不レ申候事は略儀に御座候得共、是は御傳授の品にも候間、容易に着用も難レ仕不レ得レ止相略候哉と奉レ存候。

半臂不レ被レ用儀大略勿論に候。乍レ去官家にても專ら被レ用候は、寬政新內裡行幸以來の事、再興五十年前後に候。關東は是迄御用ひ來無レ之故と存候。御傳授の有無にて御用無レ之とは不レ存候。

御裾を弓に掛候時、弦を我方にして持候樣、先年高倉三位殿御參向の節、於ニ御旅館一內藤安房守殿え傳授有レ之、既に畫圖にもうつし置候間及ニ異論一間敷候得共、元來於ニ武家一は弦を我方にして、外竹を人に向候は失禮にいたし、必主貴人の方え對候時は、弓を横たへ弦の方を向け候事禮儀に候。淺見諸書に隨身掛弓とは所見御座候得共、其掛樣の事見當り不レ申。依レ之書卷物等を見合候處、多武峯緣

起、花柄天神緣起、東征傳等には弦を下にして掛候樣相見え候。又招提寺繪傳記には弦を上にして、弓と弦との間よりかけし樣見え申候間旁疑惑仕候。當時京都普通の作法並證文も御座候はゞ預ニ御示教ー度存候。

裾を弓に掛候事、近衞の第一主人の御後に參り、末筈を主人左の方になし、弦を下にし、裾を掛、左右の手の大指にて押へ、弓共に握り持候事普通に候。先年高倉殿御參向云々の次第、此儀一向不審に存候に付、宗匠家へ其趣御尋申入候處、左樣に被レ傳候覺無レ之由間違に候。尤其節畫圖に御寫置の旨に候得共、自然弦を我方にし、竹を主人の方へ向候樣有レ之候はゞ、自今前書之通に御直し有レ之樣存候。其時の傳寫に候哉、粟津江州方に所持一見候處、持手の處六ケ數候得共、全弦は下に相成候樣に相見え候。

裾を弓にかけ樣の事は近衞府の心得にて、書物等に記し有レ之事一切見當不レ申候。

御參詣の儀畢て、一員自拜の節、弓箭を撤し拜し申候。尤介者不レ拜、又帶ニ弓箭ー候ては不ニ舞踏ー拝所見も候へども、於ニ再拜ーは不レ得ニ其證ー候。弓を置候のみにて可レ然哉、又胡籙をも撤し可レ申哉、卷纓、緌、闕腋を着し候ては、笏は把申まじく哉。

此儀惣て先例之通と存候。〔割註〕供奉中に候はゞ不當とぞんじ候。」

文官舞踏、武官振弥唱ニ萬歳ーと有レ之候へば、帶ニ弓箭ー拜をいたし候事記文不ニ見當ー候。尤陣中不拜不揖とも有レ之間、自拜にはおよぶ間敷候。不レ拜而不レ叶時は、陣を解候後の事、弓箭を撤し可レ然候。〔割註〕明證無レ之。」弓箭をおび候時、笏は取不レ申勿論に候。

於ニ日光ー幣使奉幣の儀畢て、自拜の時被レ解レ劍候。奉幣使帶劍の義は社によつて不レ同。かの帶劍考にも有レ之候得共、當時加茂、八幡、春日等の義承知仕度候。

下鴨御祖社は解劍、其餘の社に於ては不レ解レ劍。一昨年、文恭院樣え御贈經の節、花山院殿初中堂

階下にて解劍昇堂有ㇾ之候。勅授帶劍の人、近衞大將解劍頗る珍事に御座候。關東にて被ㇾ抑留ㇾ候儀と奉ㇾ存候。

前書之通先例仕來に可ㇾ有ㇾ之候。不ㇾ論ㇾ文武官ㇾ惣て勅授帶劍の人不ㇾ及ㇾ解劍ㇾ勿論に候。或說、喪事には解劍、若は不ㇾ帶劍ㇾと申儀も候。

○御車副裝束　褐衣〔割註〕布帶。」卷纓、緌、黑漆劍、〔割註〕革緒。」にて可ㇾ然奉ㇾ存候處、弓箭ヲ帶候。此弓箭之事古例無ㇾ之と奉ㇾ存候。〔割註〕石山緣起には畫き申候得ども證にも難ㇾ仕候。」冠、細卷纓、〔割註〕或燕尾斗。」緌、褐衣、布帶、〔割註〕或石帶。」白布袴、太刀弓箭の事は無ㇾ之候。

關東にては御書面の趣に候共於ㇾ官家ㇾは太刀弓帶の事は一向無ㇾ之候。石山緣起に有ㇾ之候共、夫は別段のことゝ存候。

臣下の車副は、人數は主人の官に從ひ、衣體は平禮、白張上下、黃單、藁沓、尋常に候。御車副と稱候は。仙院又皇后等の事に候。

〔頭書〕此條亦無ㇾ難歟。御禊服色部類、殿下御車副寬治保安以來所ㇾ載、皆褐冠也。又物具裝束抄云、冠、緌、褐衣、襖、袴、菜鼲巾、以上糸毛並庇車之時着ㇾ之。平禮、白張上下、下袴、亂緒、以上如木之時着ㇾ之。烏帽子コウヘイ、白張上下、藁沓、以上細々常着ㇾ之云々。御車副之稱、仙院皇后ㇾ限ルベカラズ。御禊部類等有ㇾ例。凡御字尊稱車副ノミナランヤ。齊公文私稱ノ別而已。」

或人のもとにかいておくりける。

○古代武家所用袴　袴〔割註〕長袴。」直垂、素襖の下をいふ。長ばかまの名も、宗吾大双紙に見えたり。小袴、足くびの邊まである袴にて、裾にくらを入たるなり。犬笠掛の時は、多筋をそめて着用す。足利の末にいたりて、世間物騷により素襖、袴を着ず。肩衣、小袴をきたるよしみえたり。今の尋常の

衣體の例なるべし。又水干の下にも着たるよし、古書にみえたり。半袴、小袴のことなるべし。走衆古實、大名出仕記等にみえたり。葛袴、白葛又紺を用ゆ。一日晴には末濃にも染るなり。水干の下にきるものなり。四幅袴、走衆、〔割註〕かちにての御供衆なり。」右衣四幅袴をきる事、蜷川記、義輝公御元服記等にみえたり。又輿舁、犬追物の犬引等のきる料は、やゝひざをすぐる程に短かくす。當時も輿舁にきする家もあり。革袴、袖細に〔割註〕素襖の袖をほそくしたるなり。」革袴を着たること、義輝公御元服記、騎馬記等にみえたり。裁縫は寸法雜々記にあり。いか袴、これも寸法雜々にあり。大口、晴の時、直垂、水干の袴にかさねてきるなり。前張、大口にて前をばことにこはき精好を用。童體の時細長などのしもにきるなり。強袴、足利の比、弓場始の射手葛袴の下にかさねきたるなり。半大口、鎧、直垂の袴に襲ねきるものなり。化粧袴、半大口の事なり。別種とするは誤なり。鑽袴、袴にくさりを付たるなり。以上の三品は非常の料なり。

當時武家所用、長袴、半袴、馬乘袴、冬の料を夏も用ゆる古風なり。小袴、馬のりばかまの如くにて少し（本のマヽ）なりあるなり。野袴、段子の類を用。裾廣し、芝摺とて裾に別裂を付る。又付ざるも心のまゝなり。踏込、すそのせまきをいふなり。此類夏冬通用なり。輕衫、踏込のごとくにて、裾をことにせまくしたるなり。裁付、これは下に脚半を仕付たるなり。

○ひのさうぞくには細劍をはき、なをし宿衣にもし、帶劍する時は野劍を用ゆるなり。いまのよ、武家の君達は、衣冠に糸卷の太刀を帶び給ふも常のことなり。こは足利のよ、專なりし太刀の名殘にて、野劍をもち給はぬはおはしませど、この太刀を持たまはぬ人はものし給はねば、あるにまかせてはき給へるを、公にも御覽じゆるしたまへるが、つゐにためしに成にたるなるべし。もとより武家にむまれ給ひては、弓馬合戰の道をこそしり給はめ、章服の制をばふかくもしりたまはで、かゝる打あはぬ

ものゝ具せさせ給ふも、かへりてあはれに尊とくおもほゆるなりけり。さてよの中ひらけにひらけ、文物そなはりゆくまに〳〵、野劍をつくらせ給ふも多うものしたまひ、かの管絃きこしめし給ひし時は、直衣、衣冠にきぬひとへかさね給ひ、あるはいだし袿などをさへしたまへるもあれば、糸卷の太刀は便なくて、萬石をだにしらせ給はぬ人も、野劍をつくらせ給へるもあれば、いまはいよ〳〵ふるきよの手ぶりにかなへるは、なほいとめでたしといふべし。

過にし文化御國讓りの時、故小田原侍從の君、其ころ所司代にてものし給ひて、櫻町へ行幸の供奉に、衣冠に兵庫鎖の太刀をはきたまへり。こはさきの祖より傳はりゆへよしある御はかしなれば、警衞の料に必はかせ給ふべきよし、關白殿にも聞へあはせ給ひてはかせたまへるとなん。又釋奠に、今の祭酒また緋のころもを着たまはぬ時、この太刀を持たせ給ひき。こは糸卷のいにしへぶりならず、六位の黑漆の野劍もくちおしとて、おもひより給へるにやあらん。また鍋島紀伊守の君革包の糸卷をはかせ給へることはべりき。こも昔より傳へ給へるにて、鞘を革もてつゝみて、其上をば尋常に作れるなりけり。去年の御（文恭院殿）一めぐりの御法の日、御あたりちかふ侍らひ給ふ中には、こと更にしたゝかにつくれるをはかせ給へるもおはしましけるとぞ。ことしも又、兵庫くさりを用ひさせ給へるもおはしましけるとなん。また外樣の君達にも、此太刀をはかせ給へるもありとか。御身ちかうさぶらひて、非常を守り奉り給ふ御かた〴〵のあるにまかせて、かゝる太刀を佩かせ給ふは、誠にまごゝろのせちなるにてさもあらまほしげなり。外樣の君達のこと更につくり出て、打あはぬ物具してほこりかならんは、おのれはくみしがたくや。

衣冠なればこそ、警衞のなにのとて糸卷、兵庫鎖をもはき給はめ、御百回忌より後の御法事にて、束帶し給はゞ必細劍をはきたまはん。さて、其日ばかり警衞の論に及び給はざらんもいかゞはあらん。されど、この御あたりちかきは、衣冠の日だにさるみこゝろばへもなくやはあるべき。外樣の君達にいたり

ては、たゞ冠服の制のまに〳〵、威儀をとゝのへて、警衛よりは敬禮を專にし給はんがむべなるべし。足利のよにぞ糸もて柄鞘をまき、あるは革錦をもて包める上を卷たるをぞ專用ひにける。〔割註〕柄をまくことの此世に始りたるにはあらじ、只專なりしをいふなり。」それより上の代には、狩野にもいくさの時も、野劍をむねとははきけるなり。こや其よの尋常の劍にして、必毛拔形を付ざるもあるべし。さて、常におびぬれば、ともすればさやの疵付そこなはれぬるによりて、薄金もてつゝみ伏輪を通し、或は足を鐶もてせしなどを、長伏輪、兵庫鐶ともいふ。これは武者は尋常にはき、やんごとなきもいくさの時は必はきけるなり。物語に金作の太刀はきてとかけるは、これを金造にしたるなるべし。そも〳〵、柄鞘をかくしたゝかにつくることは、軍旅にしたがひ、年月をかさぬれども、いづくも〳〵そこなはせじ料にかまへたるなるべし。もとよりさやながら打あふべくもあらねば、かのはせべの信連がごと、身をだにこゝろしてつくりおかば、衛府の太刀なりとも、非常の變にふかくをとり給ふべくもあらじを、たまさかにはき給ふ太刀の、非常の用意をさやまでにおよぼし給ふはことはりなるべくもおのれはおもほへぬなりけり。

松山侍從の君は、狩衣、直垂の時も野劍をもたせ給へるとなん。こは宗武卿の御おきてにならはせ給へる成べし。武家の手ぶりにはにげなき樣なれども、さすがに身をば用意して造らせ給ふなるべし。長伏輪の太刀をも野劍といふべし。東鑑文暦二年の條に、野劍一腰〔割註〕銀、長伏輪在二錦袋一。」とみえにき。柄もかねもて包みたれば、さやをつゝむことも難なき樣なり。されど、まへにもいひしごと、冠服きる時必かくしたゝかにかまふるもやくなきことなり。

拾遺君より御尋に付申上候。

○帽子の事　鷹飼着用仕候儀は、淸涼抄、〔割註〕延喜の比の書。」西宮記、〔割註〕西宮左大臣高明公の記。」江次第、〔割註〕大江匡房卿の記。」等にも相みえ申候間、上代より有ㇾ之候ことゝ奉ㇾ存候。入道

着用の儀は、足利將軍家の比、犬追物、笠掛等の時、入道にて射手檢見等仕候時着用のこと、其ころの記錄に相見え申候。〔割註〕眞鏡、書札雜々聞書。」佛家にてはモウスと唱へ、冬は必着用仕候。琵琶法師撿挍の類も着用仕候、蟬丸の繪にも有レ之候。しかし、せみ丸の頃の義はしかとは相しり不レ申候。燕尾帽ととなへ申候も製作同樣と奉レ存候。

綿帽子は婦人に限らず相用候よし、紹巴法橋の物語にも有レ之。又甲州信玄入道黃綿帽子着用の事も相みえ申候。婦人の帽子も格別ふるくは相見え不レ申候。

○小笠懸射樣　笠掛の事云、〔割註〕持長朝臣の記。」射樣の事、矢構も高く、打入も馬手の平頸の本へ深くと打入、こぶしをぬきあげて、扠ひらき出して、是も髮中にておし合て、矢筈を取、犬の時のごとく弓を打おこして行て、さがりて可レ射なり。弓たをしをすべし。手綱の取樣、馬のすへ所、本の笠かけにたがはず、行てさがることはふせ鳥を表したるものなり。

笠懸矢沙汰云、射樣の事、矢がまへも高く打入て、馬手の手くびのもとへふか〳〵と打入、こぶしをあくまでひらき出して、これも髮中にて押合て矢筈をとり、犬の時の如く弓を打おこして、さがりて可レ射なり。弓たをしをすべし。手綱の取樣、馬のすゑ所、本笠掛にたがはず、ひきてさがることは伏鳥を表したるものなり。紐のとめ樣、ゆがけの差樣、大方式の笠かけに替るべからず。」笠掛條々云、射樣の事、矢がまへも高く打入て、こぶしをぬき出し、あくまでひらき出しても、是も髮中にて押合て矢筈をとり、犬の時の如く弓打おこして、行てさがりて可レ射なり。弓たをしをすべし。」笠懸儲配並射手出立の事云、〔割註〕多賀高忠相傳。」同たいはいのこと、遠笠掛よりは矢がまへをたふ〳〵と高くして、馬の馬手の耳に越てふか〳〵と可ニ打入一。扠ぬき出して馬のつら中にひらき出すべし。矢さしは少ひさかるべし。さて犬追物のごとく弓を打おこして、行てさがりて弓を射かへすべし。遠笠掛の事〔的の勢〕云、小笠掛射樣の事。矢がまへを少さく出して、廣々とかまへて、しぼ手のねへ打入

て、ぬきあげて出して、ひらきて矢筈を取て、遠の時のごとく打おこして、ひきて下がりて射るなり。弓たをしをすべし。引てさがることはふせ鳥を表したるものなり。」笠掛日記云、〔割註〕細川澄元の記。」射様は矢がまへも高く、打入も馬手の頸のもとへふか〳〵と打入、こぶしをぬき上て、さてひらき出して、これも髮中にておし合て、矢筈をとり、犬の時のごとくあげて、弓をひきこしてさがりて可レ射なり。弓たをしをすべし。小笠掛〔武田〕云、小笠掛體配の事、遠笠掛よりは矢がまへをたふ〳〵と高くして、馬の妻手の耳にこして、ふか〳〵と可ニ打入一なり。扨ぬき出して馬の頭中にひらきまくべし。矢さしは少ひさかるべし。扨犬追物の如く弓を打おこしてさがりて弓を可ニ射返一。右のひぢの持様遠笠掛同前なるべし。

小笠掛の體配も、遠笠掛にしゐては替らず。たゞ矢がまへをたふ〳〵と高くして、打入をふかくするのかわりめなり。ひらき出して矢さしは少しひきくて、かみ中に押合て矢筈をとりて、犬いるごとく打おこして行てさがりて射るなり。かゝるいさゝかのたがひめなれば、大かた人のめにもつかでしる人もまれなるとか。眞葛原にても、赤松越後守ひとりぞしりて射たるとなん。又或傳に、弓の木を馬手にこして、やがて矢筈を取て馬をかゝせて、さて弓手にかはして射る說あり。こはなにゝよりてすることにやあらん。打入とは馬手の膽手の邊までふかく打入るをいふなり。弓を馬手にこす事にはさらに〳〵あらぬなりけり。

○神無月の十あまり五日、濱松侍從君の舞樂せさせ給ふを例のごと見にはべりて、又の日きこへ奉りける。神無月の十あまり五日、舞樂せさせ給ふを例のごとみはべりにまうでぬ。若君も立まじりて迦陵頻、甘州などまはせたまふ。まだいとおさなくらうたげにおはしますものから、おのづからけだかき御あり樣の、こと童に似給ふべくもあらず。飛かひまひつゝ入たまへるは、誠にあかず今一かへりもとひきとゞめ奉らまほしげなり。かゝる又なきおもしろさには、つたなきことばもとゞめあへず、茂

盛ぬしにきこへ奉りける

丹治行義

たぐひなきこゑもちとせのおひさのもしるくぞまひのみこにみゆめる

〇牛島なにがしが保呂衣のこと問ひたるにかいて遣しける。

伊勢氏の說御うたがひの條々、極めてことはりに侍り。三代實錄に、小野春風がつくりし保呂は其體製いかゞありけん。又まことに介冑のうすきを助けしや、實にはしるべからず。壒囊抄等は、もと三代實錄によりて書るなれば、しゐて證としがたし。奧羽軍記、保元、平治以下のふみにも、保呂をかけしことはみゆれど、矢をふせぎて理ありしこともきこえず。又前にかうぶりて敵にむかふの說、更に信ずべからず。前にかけて馳するときは、前に風をうくる故、必ひたとふきつくべきを、前にひらめきふくろむべくおもひあやまれるは、はかなしともあさましともいふかぎりにあらざりけり。過にしころ、わが弱弓をもて絹布の類を射こゝろみしに、平題にてだにかけず射通さるれば、精兵の鋭鏃もて射たらんに、なにの滯かあるべき。今もし古ぶりの保呂をかけんとおもはゞ、ろなう後にかけてはせひきせんにはためき、あるはふくろみたらばみるめもいさましく、わくらばに後より射かけたる矢のとまりたらば、いみじきほろの幸ならんか。そも〳〵、かゝるしりがたき事をば、大かたにしておきたるぞよき。しゐてしらんとするときは、かならず盲說のみおこるものなり。こと國の人もさこそ教置けれ。かくまで古書を引かうがへ、先哲の說をもかきあつめ給へれば、この外にこと加ふべくもあらぬを、猶うたがひたまへるは、かへりて淺見に似たるべくおもはるゝなり。筆のついでにたはぶれに思ひつゞけける。

薄絹にいる矢とまらでしなばそのなみだぞほろとおちぬべきなり

〇直垂の袴の事　直垂、素襖の袴、古代は多く纏着にてきたるとみえたり。そは古畫、卷物、肖像等に

皆足首を出したる圖を書きしにてしらるゝなり。されど、前九年合戰畫、建保の職人盡、烏帽子折のきたるは長袴なり。そのよにもありしにや、總見院〔割註〕信長公。」加藤清正朝臣等の肖像は、またくいまの長袴なり。足利家の末には、今の手ぶりになりしなるべし。考ふるに、古代專らきたる袴、やゝ地におよぶほどなるもあり。又これをくゝりてきるも常のことなり。足のつぶふしの邊まであるを小袴といふ。半袴といふは夫よりも猶みぢかきなるべし。宗吾記に、長袴とみえたるも、いまのよのごとながくはあらで五六寸ばかりもひきたるべし。裁縫の口傳に、袴のたけは大髓の一の骨より踵までの寸をもちひ、あるは小袖のたけにせよともいふなりけり。

禮服、朝服の表袴、中袴、〔割註〕大口をいふ。」皆四幅にて、足首をば出せるものなり。さしぬきの袴は、つぶふしの邊にてくゝりてきるなり。さて上の御なをしの時は、〔割註〕御引直衣といふ。」表の御はかまをばのぞかせ給ひ、御さしぬきは着たまはで、下の御袴のみにておはしませば、長からではみやびならざればにや。女房の袴のごとはやうよりひかせたまへれど、臣下は下袴をさしぬきに着こめたれば、ひくことはあらじかし。

○御衣文掛鶴殿氏より問、〔割註〕成島殿よりもこの問あり。」

〔上略〕、然ば參向の傳奏、廿一日頃着の由に候。右に付着御御內衣の儀別紙御問合申候。御下ケ札にてよろしく御答御示可レ被レ下候。是迄、大御所公五月御社參にて、是も御帷子可レ被レ爲レ召處、冷氣にて平絹御單被レ爲レ召候。此度は御帷可二差上一と存申候。先年御亡父樣へ御問合申置候趣も御座候に付、別紙に認御問合申候。右御先格等の儀は御內々得二御意一候。尤其節初て御帷子指上候儀にて、何れより相極り如何樣の評議にて定候哉書留無レ之。尤唯一例のみに付、直に御帷子とも難レ定評議中に御座候。乍レ去兩三日以前私え被レ尋候向も有レ之候に付、時候次第御帷子の心得に御座候得ども、猶豫といたし候處承知仕度、此段御問合申候。乍二御面倒一御下札にてよろしく候間御答可

レ被レ下候。以上。八月十二日

當月下旬傳奏參向有レ之候はゞ　着御內衣御帷子にて可レ然哉。御裝束は御立烏帽子、御直垂にて候。若し冷氣に候はゞ白綾御單可二指上一哉。先年御亡父樣へ御襟の儀にて御問合申候節、公卿は三襟に候得ども夏秋は二ツ、暑中は一ツにてよろし。尤麻又は生平絹をも用候由、日野殿被レ仰候。上樣には御二ツ襟にても、御三襟にても、思召次第の御儀、九月は平絹のかたよろしく候。併、德大寺綾を被レ着候はんと日野殿被レ仰候由被二仰聞一候。差候へば、暑強く候へば御麻にて宜儀、冷氣に候得ば、綾より平絹の方可レ然哉。尤朝服の下へも麻を着候儀有レ之候義と被レ存候。此度參向の節は何を被レ着可レ申候哉、御推察如何可レ有レ之哉御問合申候。乍二御面倒一御答可レ被二仰下一候。八月

冷氣に付平絹御單に候はゞ、練平絹にてもよろしく可レ有レ之哉。

答　御書面の趣にて都て御宜奉レ存候。元來帷と申候物は、一枚のものを稱し候故、絹にても帷と申候て不レ苦候。〔割註〕入帷、御帳の帷の類、裏ある物をも稱し候得どもこれはべつに候。」併禁中諸法度に、公卿從二端午一殿上人從二四月酉賀茂祭一着二用帷子一と申候は、麻帷にて可レ有レ之由、竹屋故三位光棣卿、又禁中諸法度、白石先生の注にも相みえ申候。

〔故辰方問〕右帷子と稱し候は、麻布の帷子に候哉、生平絹の片びらに候哉の事、〔竹屋殿答〕、本式の下着にも、〔割註〕更衣の單と稱するなり。」平絹にて製し、大帷は麻布にて製するなり。又當時用ゆる內衣も帷は布なり。單と稱するは絹なり。然れば、慶長の法度に注せられたる內衣の帷子も、麻布の帷子にて可レ有レ之と存候。大帷布證文、〔割註〕布衣記、宸翰裝束抄、一條家裝束抄、禮服記。」單絹證文、〔割註〕餝抄、雜事抄。」以上略レ之。

按に、帷と單と裁縫聊相違もあるべけれども、絹にて作るを單と稱し、布にて作れるを帷と稱する事、右等の文にて考へしるべし。

禁中諸法度注、帷ハ片枚ノ義ニテ、裏ナキ單衣ノ稱ナリ。爰ニ帷子トアルハ布ノ片ビラノ事ナリ。

右ノ兩說麻布に候得共、若冷氣の節生平絹着御不レ苦儀に奉レ存候。室町家のころ、絹の帷子所見御座候。其比の事に御座候得ば、直垂、素襖の下勿論の義に御座候。證文左に申上候。

大名出仕記、〔割註〕室町家記錄。」生絹の帷子の事。是は依レ人可レ被レ着候。平人抔着申事は努々不レ可レ有レ之候。

又云、かたびらのこと。先五月五日には厚絹のかたびらを可レ着候。六月より越後布など可レ然候。

右之通證文も御座候得共、平絹の義は着御等にかぎり可レ申候。自餘の輩、直垂、狩衣、布衣等の下麻に限り可レ申候。束帶の下麻布勿論よろしく候。古書に汗取と申にも相當り可レ申候。平絹は先生シの方と奉レ存候。

さて後日野前大納言殿下らせ給へるとき、品川の驛にまゐりて問ひ奉りしかば、京にても此事德大寺とも物語しける。德大寺は放生會後にもなりぬれば、平絹のひとへを着べしとのたまひしとぞ。みづからは猶麻を着んとおもふなり。もし冷しくば何にてもきこみ侍らんとのたまひき。名家の人は、八月中は先あさを着給ふならんかし。

○鞍具管見〔割註〕人のとふによりてかいてやりにき。」

搢紳家の乘用ひらるゝ鞍具は五種あり。唐鞍、和鞍、移鞍、御幸鞍、水干鞍なり。これを晴褻にしたがひ、わがさうぞくにもよりて用ひらるゝなり。今は武家の人はしらでも耻ならねばもらしつべし。中比より武家の用ひしもの、さては我こゝろにこれこそは便利ならんとおもふことを、人の問ふによりていさゝかものするなりけり。

武家の鞍具は、凡は水干鞍にて、うつし御幸の具をもまじへ用ひしとみえたり。たとへば、螺鈿の鞍に葛なめし等の切付をさし、あるはふさ尻掛をかくるの類なり。そはうちあはぬ様なれども、けふを

晴と出立んには、かいくら厚房も難とすべからず。又武家の公達といふとも、うるはしく束帯などをきる時は、唐鞍にても、やまとくらにても、五位の諸大夫はうつしなどにても用ひらるべし。されど、尋常の時、あるはしり給ふ國郡に下り、又遠つ國の任に趣きなどする時、輪鐙、壺鐙、透鞍、覆錦、表敷、貫鞘など儀仗めきたるを用ひ給ふ事は、ひが事なるべくおもほゆるなり。

○鏡鞍といふは、内は常のごとぬりて、外をば山形より爪の先まで一面に、ゆ木の先をも銀又は金銅にてつゝめるなり。はれの時用ゆ白鞍といふもこの事なり。

○貝鞍といふは、靑貝もてなににても文を入たるなり。則螺鈿のくらといふも同じ。

○金貝の鞍といふは、靑貝と切金にて文を入たるなり。これをもらてんといふも難なかるべし。

○金伏輪といふは、金銅もて山形より爪先まで伏輪をかけたるなり。〔割註〕馬はだの方はかけず。〔又古代のくらは伏輪なきも、そのかたちに木を高くしておきたるが多し。銀ふくりんも、其製前におなじ。

梨子地、黒塗、蒔畫等すべて人のこゝろにまかすべし。たゞし我ごときのたゞ人は、黒漆に紋まきて乘るべし。鞍橋の製作は、古は輪の幅ひろくして、くらつぼいと深し。尤理ありといへども、當世の馬術者流はかへりて好まず。たゞ足利家ごろの伊勢家、辻等の作形をよしとす。これおさなきより花形のみをのりならひて、騎戰のことは心にかけず、山のかひいはほの上などは、必ずかちよりせんとおもふによりてなりけり。さるともがらは論ずるに及ばず。

○鐙の事、常の舌長の鐙を用ゆるなり。ちり地くろぬり、蒔畫したる靑貝、切金入たるも、又鏡あぶみもみのほど、こゝろ〳〵鞍橋に准ずべし。沓こみをばあかくぬるべし。さらぬは入道の料なればなり。ざうがんてふものは、古きよにはきこえず。鐙は大きさなどよきほどにておもからぬが、誰も〳〵ふみよかるべし。

轡の事、本には銜の字を用ゆべし。轡は手綱のことなればなり、杏葉轡、鏡十文字いづれも難なし。紋轡、足利の末のものには多し。

古の轡は、いと〳〵大きくて、ふくみも引手もふとし。角なるもあり、又かねをねぢたるもあり。かのいけづき、する墨などいふつよ馬をば、いまのよの糸の様なるものにては乗得ることかたかるべし。馬により主にもよるべけれど。細ばみは長陣旅行などにはもちゆべからず。

鞦の事、下鞍ともいふ。武家にてはむねと葛を用ゆ。さては白なめし、黄なめし、紋を漆もてかくべし、又は虎皮、鹿、水豹等も用ゆべし。あたらしきはこはくてあしゝ、はれの時は憚るべし。大なめの切付は、移等の具なれど、用ゆるとも害なければ、風流にもちひんは難なしとすべし。

野沓は、金銅にてもぬりたるにても用ゆべし。晴なるときは付ぬことなれど、武家にては其さたなし。

鞍の事、鏡にても、常の鹽手にても、緒は革をくけてつくべし。取付の緒は軍陣旅行には必付べし。後の鹽手に付るなり。鹽手よりあまる分一尺二寸なり。

馬氈をば表敷といふ、獅子、文革、小櫻革などを用ゆべし。居木をおほふほどにす。輪にはかゝらぬなり。

力革の事。緌とひとつものにても、白革、赤革、黄なめしなどにてもこゝろにまかすべし。伏組はするに及ばず。すべてこはきはよろしからず。

手綱の事、布を段にても、筋取染などにても、引手ばかりをこと色にそめて、すぢなどなきも心にまかすべし。長さは七尺五寸、軍陣は八尺にして、よりて七尺五寸にして用ゆるなり。いまのよの手綱はことの外に長し。されば、かの馬術者流、片露、雨露のけぢめ、又吉凶の口傳もありとぞ。古にはすべてさせることもきこえず。左右の手して取らるゝほどならば用はたるべし。弓をも射、刀槍をも

とる時、共まゝはなてば須彌の髪の邊におかるゝなり。いまのよの手綱をかゝる時に共儘おけば、前足などにかゝりていみじきあやまちすべし。乘らざる時も、前輪にかけんに、一まきも二まきもせねばたれ下りてあやうきなり。すべて手綱は長きにわづらひ多く、みぢかきに理あるなり。〔割註〕あるかしこき君の天の下をまつりごちたまひし時、はだおびの長さを制して、今に共名をのこし給へり。こもひめぬべき所をかくしだにせば事たりぬべけれど、こは長くてもさせるかいなきものなるに、手づなの長きはあやまち多きを、この制を下したまはぬはうらみすくなからじや。」

鞦はあかくそめたるをよしとす。紫は寮の御馬にかけらるれば、やんごとなきはとまれかくまれ、さらぬはむら濃すそご、又山吹、紺、あさき、はじなど、入道は茶萠木などを用ゆべし。

房しりかいは、五位以上にゆるされたれど、軍陣にはさらぬ人も、厚總かけたるよし、ものにはみえにき。

腹帶は布を用ゆ。そめ樣手綱にならふべし。大事とおもふときは二重はるひを用ゆべし。此かけ樣こととなる祕事なり。

泥障の事、晴の時はさゝず。むま弓狩場陣中にもさゝず。旅行にはさすべし。軍陣にはさすもくるしからぬが、水わたるにはとるべし。

あふりはなめし皮、又は毛皮もこゝろにまかすべし。されど、たゞ人のくまのあふりは僭上なるべし。いまのよむねと用ゆれども、實は四位以上の料なり。又後の緖も鹽手にとむべし、進退にうごかでよきなり。時にのぞみて敷皮に用ゆるもよし。

〇天野源助よりの問〔割註〕明石藩中。」隱居佐兵衞督、從四位上少將、剃髮入道仕候得ば、裝束相用候節は、素絹、奴袴、熨斗目麻上下の節、直綴、奴袴、

答　素絹も平相國入道抔も着用有レ之候間、至極御尤に奉レ存候得共、中古以來道服着用仕候間、矢

張道服差貫にて可レ然候。〔割註〕但入道以後は、其寺門の服相用不レ苦儀に候得共、近來、最樹院様なども道服御着用有レ之、禁中より裘代被レ進候て以後、はれの時は裘代被レ遊ニ御着用ー候。紀州一位様も道服御着用御座候。尤も入道以前道服着用の事、足利家ごろより例も有レ之候得共、是は不レ宜様奉レ存候。」

御熨斗上下の節も、御道服にて不レ苦様奉レ存候。素絹直綴は、全僧侶御同様の思召に御座候へば、前にも申上候通、御剃髪の上は、畢竟御得度の戒師の差圖次第にて可レ然儀に御座候得共、當時の御隠居と申候は、其譯にても無レ之候間、私愚存には、束帶已下、直垂等の節、道服差貫、熨斗め上下の節、道服差袴、〔割註〕切袴なり、又は引袴にても。」右之通りにて可レ然候。

眞衣、〔割註〕又麻衣とも書候。」

右は堂上入道着用御座候。格別故實の品には無ニ御座ー候得共、先年禁中より冷泉家、難波家等へたまはり候事も御座候。

袷衣、

右は伊勢にて神官致仕の後着用いたし候品に候。是亦當地にても着用有レ之。林大内記様も着用有レ之候。〔割註〕是は入道には無レ之樂等の節。」又遠山樂士殿〔割註〕左衛門尉事也。」はれの時、直衣常に袷衣御着用有レ之候。

○儀仗、兵仗　儀仗といふは、威儀禮容に用ゆる幢幡、戟矛の類をいふ。そは平頭不銳にして、征戰の料とは別製なるべし。孝德天皇の賀正の禮を行ひたまひし時は、文物そなはらで儀仗をも樹させ給はざりけん。文武天皇の大寶元年に、正門樹ニ烏形幢ー。左日像青龍朱雀幡。右月像玄武白虎幡。蕃夷使者陣ニ列左右ー。文物之儀於レ是備云々。この時はや儀仗を制せられしとしるべし。征戰凶器をかり用ひられしにはあらぬなるべし。しかるを、宮衛令云、凡儀仗軍器。〔割註〕謂用ニ之禮容ー爲ニ儀仗ー。用ニ之征

伐ニ爲ニ軍器ト。即同レ實而殊レ號者也。」云々。この義解によりて、君美の朝臣も軍器考に、上代は儀仗、兵仗と名はことなれども、そのものは同じとしるされたり。今の學者もさおもへる人多かりけり。げに義解にかくさだかにかゝれたれば、おもひあやまれるもむべなり。されど、儀制令云、凡儀戈者〔割註〕謂平頭戟也。用ニ之威儀ニ故曰ニ儀戈ト。」云々。これ征戰の器にあらで、儀仗の器ある一證とすべし。又まへにみえし銅烏幢以下も、征伐の用ならざることといはでもしるべし。されば、軍旗の外に儀仗の幡ある事明らかなりけり。

かけまくもかしこけれど、文武のひじりの帝征伐を事として、旌旗、刀槍、非常の凶器を專らそなへ給ひしとは、おのれ行よしはおもひはべらず。遠く西朝の手ぶりをもしろしめして、文物を備へ千歳の禮制をたてさせ給へるなりけり。このみこゝろをあさくはをしはかり奉るべからず。されば、律令もこのみよにゑらばせ給へるなり。恐らくは、征伐の器仗より大禮の儀仗ぞ、さきにはとゝのひしなるべし。しかるを、宮衞令の義解の一條によりて儀仗なしとおもへるは。まなびのあさきといふべきなり。そも〳〵、玉の冠をかうぶり禮服を服し、玉を佩て朝參行立せんに、征伐凶器を用ひらるべくやよくおもふべし。

凡義解には、おだやかならざる御說なきにしもあらず。そはわが才の右大臣殿に及ばずして、其こゝろを得奉らぬか、もしはおとゞの御あやまりか、こゝろみに一二を論じはべらん。みる人可否を判りたまはゞ、おのれ其罪に伏し侍らん。そは先職員令云、大副一人掌同レ伯。餘次官不レ注ニ職掌ヲ者掌同ニ長官ニ。〔割註〕謂以下諸司多不レ注者。故立ニ此例ヲ。文云レ不レ注。恐似レ注者不レ同ニ長官ニ。此有ニ別掌ヲ者注ス。無ニ別掌ヲ者不レ注。故下條云、抄ニ寫判文ヲ。其主典之職掌豈唯抄寫判文。（判事ノ下）餘皆准ニ此條例ニ。故特注ニ其別掌ヲ。餘次官注ニ職掌ヲ者亦皆准レ此。」云々。又下條云、大屬二人。掌レ抄ニ寫判文ヲ。〔割註〕謂唯爲ニ抄寫ニ別注。其餘撿ニ出稽失等ヲ者一准ニ神祇史ニ。」少屬二人。掌同ニ大屬ニ云々。

行義謹で考ふるに、この大少屬は判事の下に別に置て、たゞ判文を抄寫するための書吏なり。餘の主典の例にあらず。其刑部省におゐて受レ事上レ抄。勘ニ署文案一。撿ニ出稽失一。讀ニ申公文一。ことを掌るは、監物の下に、別に史生を置、主計主稅の算師の下には史生あるの類なり。下條太宰府に至て、大典二人掌下受レ事上抄。勘ニ署文案一。撿ニ出稽失一。讀ニ申公文上云々。判事の下、大令史一人掌レ抄ニ寫判文一云々。かく本文に職掌をつぶさにしたる處にいたりては、公御筆をさし置たまひて、抄寫判文の下に解を加へ給はぬによりて、まへの否なる事をおのれはしりはべりぬるなり。

又公式令詔書式の義解に、謂詔書勅旨同是綸言。但臨時大事爲レ詔。尋常小事爲レ勅也云々。この臨時尋常の字もおだやかならず。只大小をもて詔勅をわかつべきなり。〔割註〕この證もくわしくいふべけれど、判文抄字の論にひまいりて、かしらいたければたれもしるべしとてもらしつ。」

まへにしるせし宮衛令の義解は、專ら弓箭をいへり。げにいにしへの世、水晶の笴、金銅の鏃などもなかるべければ、弓矢の類は儀仗兵仗の別なきにや。まことに衞士兵衞等が上番宿直に、實用の弓箭刀槍ならでは御まもりのかひなきなり。しかるを、この義解によりて、大禮の儀仗にも兵仗を用ゆるとはみる人のひがことなりけり。又宮衛令下の條に、軍器戎仗といへる義解に、弓箭刀矟を軍器とし、皷吹幡鉦を戎仗としたまへるは、取かへまほしくおもはるゝなり。すべて義解は、文章を華餝してかゝせたまへれば、御筆のまに〳〵あやまち給へる事少なからぬ樣なり。まへの詔勅の義解も、大事小事と計にては、御筆の勢ひ花やかならぬによりて、臨時尋常の字を加へ給ひ、又儀制令の留守人といへる處にも、執契參卿と計かき給ひたらばおだやかなるべきを、假令監國之太子、若執契之公卿と五字の對にかき給へる類なり。されど公式令にも、留守官給ニ鈴契一といふ注に、留守官とは皇太子也とかき給へるはいかゞぞや。監國之太子に給ニ鈴契一は元よりなれども、皇太子に官の字をおはせ奉

るべくもあらぬ様なり。
衣服令、儀式等に、武官禮冠を着、禮服を服し、金銀装腰帶、又將軍帶、〔割註〕飾以二金銀一。」金銀装横刀、又金装横刀などいへるは、儀仗とさだむべくや、兵仗とすべくや。西朝の班劍、儀刀の類なるべくや考ふべし。

〔頭書〕班劍、宋朝會要云、本漢朝服帶劍取二色班闌之義一。開元禮義纂云、漢制朝服帶劍、晉代之以レ木謂二之班劍一。宋齊謂二之象劍一。儀刀、二儀實錄云、儀刀自二東晉一多。虞遂以レ木代レ之以備二威儀一。即衞刀也。宋朝會要云、銀飾王公亦給。」

大儀之日、近衞陣は龍像纛幡、鷹像隊幡、小幡は戟に緋と黄の幡を付たるなり。衞門は鵞像纛幡、隊幡は近衞に同じ。兵衞は虎像纛幡、熊像隊幡なり。軍防令の義解に、將軍所レ載曰二纛幡一。隊長所レ載曰二隊幡一。兵士所レ載曰二軍幡一云々。こやもし儀仗のせいによらせたまへるにか、かくさだめ給へれども、いまだ征行に纛幡をもちひしことものに見えず。
中比より、朝廷搢紳家に風流幽玄てふ事の專になりしより、大儀の禮も廢れ、まして武を學ぶ人はなくて、詞花好色に月日をおくる流弊になり。果てはなにゝかは實の兵仗を帶すべからん。さればぞ、武家のみよとは成にけるなり。

○成島氏よりの問　四品の人體にて、二重織物の狩衣着用不レ苦事とは存候へ共、何ぞ舊記に其證相見え申候哉、御記可レ被レ下候。

四品の人體にて、二重織物狩衣着用の先例舊記所見無二御座一候。元來二重織物狩衣、西三條抄等にたま〳〵所見御座候得ども、多くも相見え不レ申。尤も四位の着例淺見見當り不レ申候。近例も、西丸様並親王家等には、二重織物御狩衣半尻着御有レ之候得ども、攝關家淸華已下には、元服の時浮織物着用にて、二重織物は見及不レ申候。武家にては四位の人は、文紗の單狩衣に淺黄指貫着用仕

候て、侍從にても惣て裏打の狩衣は着用不㆓相成㆒御定に御座候。併年少の間紅梅小袖をも着用仕候程の人體、殊に公方樣御蔭をも被㆑蒙候高家貴族は、四位にても織物裏打狩衣、無文紫差貫等着用被㆓差聽㆒候ても可㆑然哉と奉㆑存候。尤少年に御座候へば、浮織物相當に可㆑有㆑之候。二重織物には及び申間敷候。

五位以上禁色を聽さる人も、織物狩衣普通に着用仕候舊記所見明白に御座候。但浮織物等にて花田又は淺木差貫はくちおしき樣に奉㆑存候。關東にては、文紗、顯文紗、練薄物のひとへ、かり衣に限り候樣に御座候得共、近來南部甲斐守信侯朝臣織物縫取等の狩衣伺ずみにて着用有㆑之、松平下總守忠堯朝臣紗地縫取狩衣着用有㆑之候例も御座候間、柳營資蔭の家柄は勿論、格別の家にては織物狩衣、四品にても年少の間は不㆑苦。普通の輩は先は不㆓相成㆒方にも可㆑有㆑之候。二重織物は尙更の義に可㆑有㆑之候。前文にも申上候通、五位以上織狩衣不㆑苦譯には御座候へども、年長候以後着用の例いまだ無㆓御座㆒候。

雲井の花に、佐々木五郎左衞門尉高久二重の狩衣着用の事有㆑之。右二重と申は裡打の事にては無㆑之、二重織物にて可㆑有㆑之。しかれば四位五位にても着用いたしたるにて可㆑有㆑之哉、猶亦承り度候。

御再答拜見仕候。〔略〕、然ば雲井の花に佐々木五郎左衞門尉高久二重のかり衣着用の事御所見御座候に付、御勘考の趣奉㆑畏候。二重のかり衣と申儀は、相國寺堂供養記、次衞府長、下毛野武音、地紅狩衣、〔割註〕印金付菊紅葉。」次衞府侍十人、眞下新左衞門尉源詮廣、〔割註〕花田狩衣。」、、、、、、、、、、、、、、朝日孫右衞門尉藤原滿時、〔割註〕二重狩衣。」安東平次右衞門尉平滿康、〔割註〕二重狩衣。」齋藤筑前五郎右衞門尉藤原種基、〔割註〕二重狩衣。」右之通有㆑之候。衞府長、衞府侍、共に布衣をも着用仕候。衞府長は地紅に菊紅葉を印金に仕よしみえ、又衞府侍の方はすべて色目ばかりにて、紋樣相みえ不㆑申候間、もしは布狩衣に候哉共相考申候。二重と申儀不㆑詳

候。二重染にて豹文の類二色にて染たるにも哉候はん、頗る臆說御一笑。また增鏡卷五あすか川、〔割註〕文永五年。」正月にうるふあり。後の廿日あまりのほどに、冷泉院にて舞御覽あり。〔略〕、堀川の少將〔基俊〕から織物裏山吹の三重のかり衣、〔略〕、もととしの少將此度はさくら萠木の五重のかり衣。」右之通三重五重も有レ之候。雅亮裝束抄、狩衣の條頭書に、わかき人は夏のかり衣はひねりがさねをきるなり。三へなりともひねりなりいろによるべし云々。右によりて相考候へば、三重五重とも捻重にしたるにて可レ有レ之候。二重も右に准じ可レ申候。雲井の花、堂供養記等、衛府侍沓取官人等に御座候へば、一日晴にても二重織物着用の身がらには無レ之樣淺見奉レ存候。以上。

後松日記　卷之十八

○此ごろ、ある君達より甲冑製作辨といふ書をおこせ給ひて、こはやくなきものか、又ものゝふの道まねぶはしにもなるべくやと問はせ給へり。打みるに、いにしへは鐵炮てふものもなければ、合戰の手ぶりやゝことなり、いまはもはらその用意なくてはあらじとて、今樣の製作をむねとろんじたり。げにさもありぬべきことなめれば、いとよきふみにて侍りぬべしと聞えてかへし奉りしが、もとよりわがこゝろざすところとはことなれば、たゞかたはしをのみ見はべりし。中に、天ぺんの穴は本鳥を出す料にあけたるものなりとて、後三年合戰の畫、また物語に天ぺんの穴より髻を取しことなどを證とせり。今は髻の結樣いにしへにかはれば、この穴より髻を出すべき樣もなければ、さらに不用なりとて穴なきをよしとさだめたり。誠にこの說のごとくならば、後三年の卷中ことく天ぺんより髻を出すべく、又ほかの畫卷にも多くみゆべきを、いかにぞや、たゞひとつばかりかきけん。さて義貞記、體源抄等に、髮をみだし緣塗をきるよしあるは、みしらぬにや、物がたりにも甲をぬぎて、もみゑぼし引たて、あるは大わらはになりなど書たるは、おのれが說にあはねばしらぬがほするにやあらん。もとより兵家なれば、合戰の道、戎具、凶器の製をばしりぬべけれど、古の禮容、章服の制をば露しらねば、かゝる說のおこれるもうべなるべし。そも〳〵、女は髮をたれてかたちをなす寶髻、義髻等の名あり。男は髮の末をきりて、冠あるは烏帽をきてかたちをなす。燕寢といへども更にこれを放つことなし。髻をあらはして人にみゆる事をば、いみじうはぢけるなり。〔割註〕この說は、去年久留米に在し時、草茅危言といふ書をみて評せし中に、男子の斷髮を弊風なりといひしをうちし條に委し。」されば、征戰に赴く時も、天邊の穴より本鳥を出さんとは、かけておもはぬことはいはでもしる

べし。げに義貞記、體源抄のごと、髮をみだし、烏帽をき、その上に甲をかうぶるをつねの例とすべけれど、百戰の間、時にのぞみては、心のまに〳〵髮もみださず、ゑぼしもきず、甲ばかりかつ〳〵とりきて打出たるときしも、おのづから、天ぺんの穴より髻のあやまち出たるは、尋常の例にならぬなり。それはづべきことをばはぢて、死に向ふとも禮容を失はぬこそ、丈夫の常なるに、かゝるいにしへの手ぶりもしらぬ兵家は、たゞいま樣の利用をのみいひたらんがつみ少なかるべし。なまさかしらに、いにしへをかけて論じぬれば、おこなる說のみ出來るなるべし。

○騎射流鏑馬以下之論　夫騎射は騎戰のならはしにして、かけまくもかしこけれど、雄略天皇はかりしに出給ひて、事代主神とともに轡をならべて鹿を逐ひたまひ、皇極天皇も射獵を見給ひ、天武の帝は馬的射をせさせ給ひ、聖武天皇の神龜よりぞ、代々の朝廷、五月端午の節に必騎射を觀給ふ。しかして、仁明天皇即位の後、五月は皇太后の御忌月たるをもて、この節を行ひ給ふにしのび給はず。詔曰。〔略〕、五月之節宜レ從ニ停廢一。夫□絕ニ窺覦一。理資ニ武備一。防ニ閑奸宄一。實屬ニ戎昭一。國之大事不レ可ニ而闕一。〔略〕、公卿覆奏言。〔略〕、但馬射之道。於レ武尤要、冀北龍駒。不レ調則難レ馭。西山猨臂。資レ習而增レ氣云々。つゐにとゞめはてさせ給はず。四月にぞ行ひたまひける。いにしへの代馬射をもて、武の大事としたまふことこれを見てしるべし。

流鏑馬といふ名は、績世繼かりがねの卷に、白河院の鳥羽にて御覽ぜさせ給ひ、源平盛衰記、師通公の御母日吉の社に御願たてさせ給ひしときに、百地のやぶさめをまゐらせんと申させ給ひしなどや、此名のみえし始ならん。東鑑にいたりて、しば〳〵射さしめ給ひしかば、この書の中にあまた所みえたるとぞ。鳥羽にて御覽ぜられしは神事にてはなかりけん。さて後は、神の御前にて、祭の時射し事のみぞすべてみえける。さらぬ所にていたるも、みな神事のならはしなりけり。されば、文安の下學集には、神祇門にこれを入たり。〔割註〕競馬もおなじ。」こは朝廷の武備おとろへて、五月節に馬ゆみ

もみたまはず。衛府が本府の試練も絕はてたれども、神事をかきては、神のみこゝろのかしこさによりて、これをば怠ること能はず。されば、こゝの宮、かしこの社、ひなのはてまで、神事流鏑馬のみぞのこれるなり。競馬、走馬も武の調練なるが、こも亦神事にのみのこれるをかよはしておもふべし。しかるを、流鏑馬のみひとり神事に射ることをうたがふは、まなびのあさきにやあらんかし。さて流鏑馬てふ名は、いかなるゆへよしか、いまのよ、好事の家かゝる名義をむねと論ずれば、それにゆづりておのれはしり侍らず。或人の說に、八幡愚童訓に、就レ中早態、飛越、水練、相撲、漁獵、競馬、流鏑馬、酒宴、亂舞とならべていへば、もとより武備實用のものにはあらじ、またく戲遊のわざなりといへり。思ふに、この愚童訓といふふみ、おのれはみねば、いかにこゝろえてかきしかしらねど、早業已下武備必用の技術ならん。そも〳〵、武の必勝ははや業にあるべし。水上の戰、水練をしらではあるべからず。いにしへ柔術てふものなければ、相撲をもて組打のならはしとせり。〔割註〕盛衰記、貞親敎訓書等をみてしるべし。」山獸を逐ひ、野禽をかる、進退周旋の妙をえずしてはなるべからず。競馬、流鏑馬は、弓馬の達者にあらざればなるべからず。皆武備必用の術ならずや。さて、これに酒宴亂舞を加へしこそ誠に面白けれ。いかにとなれば、王公の遊宴には詩歌管絃をもてすべし。物部の會合には弓馬をもてすべし。はて〳〵はえひすゝみ、歌うたひ、舞たのしむこそ、あくには德をもてし、醉には酒をもてすといふもしるく、道にあそぶは代々制を下し給ふ群飲佚遊にはあらぬなるべし。されば、東鑑をみるに、將軍家に盃酒をすゝむ、必先犬笠掛の興あり。次に歌よみなどして後こそ、まことの打とけたる宴には及びしなりけり。〔割註〕こはさきにも日記に論じおけり。」

いにしへ騎射といふは、今の流鏑馬に露たがふことなし。武德殿の前の埒に三所に的をたつ。端午の宴には一尺五寸の的、六日は六寸、又五寸の的、並に木工寮つくる所の板的なり。されば、流鏑馬こそいにしへの世の騎射にて、武の大事とせられたるなり。しかあれど、こはたゞ一筋にはせゆくのみ

にて、進退周旋の試練にたらず。よりて射獵をせさせ給へるなり。げに禽獸を逐ひて喩輪の間をはせめぐり、心のまに〳〵射とりたらんは、これにますならはしはあらじを、やんごとなき人は、かりくらに日をおくり給ふべくもあらず。さらぬも恪勤にいとまなければ、やむことを得ずして小牛、犬などを射はじめけるなり。實に流鏑馬も武の要術なれども、犬笠掛をも通はして稽古せずば、進退節度をうしなふべきなり。

流鏑馬の術、東鑑に、もはら秀郷朝臣の祕法を傳へし事みえたり。諏訪大夫盛澄もこの流を傳へて名譽をあらはせり。又下河邊庄司、北條五郎等、しば〳〵口傳故實を論じたることみえたり。其術に達したるは、かの盛澄、河村義秀の類、いみじき罪科をもゆるさせ給へるは、いにしへ天武のみよに、騎兵歩兵の能得業者、若死罪ありとも二等を減じ給ふべく、己が才をたのんで、ことさらに犯せるはゆるさじと詔のらせたまへるみこゝろにかよひて、道のめいぼくとすべし。まことに無雙の弓取なりとも、射獵をもせず、犬なども射ず、馬をもよくとゝのへずば、時にあたりて不覺をとるべし。爲朝朝臣の大炊河原にて、大庭景能が妻手にはせまはりたるを射そんじ給へるにてしるべし。

いまのよ騎射いる人、騎戰のことは露かけ給はず。たゞ君の御覽ぜられんとき、うるはしく射てもの賜はらんなどもはらにして、つよ弓、あら馬などは、このみ給はず。されば、遊戲にひとしとといはるゝはくちをしからずや。

時うつり世かはり、武道もさま〴〵になれり、今は神のみよより傳はりし弓矢よりも、蠻夷のつくり出せる鐵炮てふものぞ、止事なき軍器となれり。こは誠に鋭器にて、楯も物具もかけず通り、猛卒勇士もこれにあたりては死をまぬかるゝこと能はず。もしこれを用ひずば必敗軍すべし。又後世の合戰は騎戰なし。いま兵家のおしゆるところも、戰にのぞみては騎兵もおり立て刀槍をまじゆるなり。兵家

もとより騎戰の術を得ず。騎士もまたしかり。其術を得ずしてはいかゞはせん。されば、かく定むるもやむことを得ざるなるべし。おのれ行義、性を虚弱にうけて身すこやかならず。〔割註〕甲冑をよろひ兵仗を帶し、かちより押行は、たゝかはぬ先にまづつかれぬべくおもはるゝなり。」力おとれり。唯たのむところは弓と馬のみ。いま太平のみよ。わが同士のたゝかひはあるべくもあらず。もし外寇夷賊のことあらん。洋中波濤の上にてこそ石火矢ぼんべんもおそれめ。陸にのぼらばとかうはかりて、かの陣中にのり入、かけたをし、ふみころし、射ふせ、うちふせんこともかたかるまじうおもはるゝなり。

さはいへど、騎戰をのみせよといふにはあらじ。人はおのづから得る所あり。身すこやかなれども、馬上さらにかなはぬもあり。是は歩兵とすべし。騎兵、歩兵兩隊にして、いにしへのごと川ゆべきなり。

○二重狩衣〔割註〕付三重五重。」雲井花云、〔割註〕義詮將軍中殿御會出仕記。」香のやく、うしろのかたはらに、佐々木備前五郎左衞門尉高久、〔割註〕二重の狩ぎぬ。」相國寺堂供養記云、次衞府長、〔割註〕騎馬總鞦。」下毛野武音、地紅狩衣、〔割註〕卯金付菊紅葉。」赤地金襴袖單萠黄衣、〔割註〕卯金。」次衞府侍十人、〔割註〕各騎馬總鞦、下括帶劍。」眞下新左衞門尉源詮廣、〔割註〕花田狩衣、魚綾衣、馬栗毛、鞍白覆輪。」、、、、、、、、朝日孫右衞門尉藤原滿時、〔割註〕二重狩衣、馬靑、黑鞍白覆輪。」安東平次右衞門尉平滿康、〔割註〕二重狩衣、馬鴾毛。」齋藤筑前五郎左衞門尉藤原種基、〔割註〕二重狩衣、馬栗毛。」增鏡卷五、あすか川、〔割註〕文永五年。」正月にうるふあり。後の廿日あまりのほどに、冷泉院にて舞御覽あり。〔略〕、堀川の少將〔基俊〕から織ものの裏山吹の三重かりぎぬ。〔略〕、もとしの少將此たびはさくらもへぎの五重のかり衣。」雅亮裝束抄狩衣の條首書云、わかき人は夏のかりぎぬはひねりかさねてをきるなり。みへなり共ひねりなり。いろによるべし。

考ふるに、二重のかりぎぬといふは、うら表をあはせてはぬはで、ひねりかさねたるをいふべし。

少しおくにていくへにてもとぢかさねて、はだをばひねりたるなり。こはもと女の夏の装束にむねとせしことなるを、男もひねりがさねにし、風流にすゝみては狩衣にも、又夏ならぬ時も着しことゝみえたり。袙の捻重のことは、竹屋故三位殿の捌物はべりき。ふるきものは鶴岡の社に傳へたり。

○濱松侍從君の御問　狩衣部類。餝抄、着ニ白裏一之闕布衣帶事。

闕之字、中古の俗言強而別儀無ニ御座一候。何々の時と申處に相當り申候。

衣笠内府雜抄。年少殿上人引刷布衣着時禁色云々。

引刷はひくつくろふとよみ候てよろしくと奉レ存候。刷の字餝抄にも有レ之候。下巻細尻鞘之事。或書云、布衣騎馬殊刷時御幸以下云々。又上巻白重之條、老若刷之時着也云々。

宸翰裝束抄。若年之人浮織物、浮線綾、練薄物等用レ之。

浮線綾は本は地の名。中古以來臥蝶の丸を稱し候。新野問答にのする處、野宮家の説にて先よろしくと奉レ存候。新野問答云、愚按に、浮線綾とは常稱浮線綾丸候。これも五六百年以來いひあやまりたる事に候。實に臥蝶丸に候。蝶のふしたる形に候。これをあやまちて花形になりたるより、浮線綾丸といひあやまりたると存候。案レ之候にかの臥蝶丸のうき織物を浮線蝶と稱し候より、又いひあやまり、固織物をも浮線蝶といひなし、花形に失より浮線綾とおぼえて、この名出來被レ存候。浮線綾とはうきたる糸すぢの綾に候。これを文の名とするは無ニ其謂一候。文永十一年二月七日龜山院布衣始、後西園寺相國記曰、上皇出御。御裝束浮線綾白御狩衣、文松唐艸。正安三年二月八日後伏見院布衣始、竹林院右府記曰、上皇着御御狩衣、白襖浮線綾御狩衣、龜甲浮文。以上所見如レ此御座候。浮線綾浮織物の證據に候。彼臥蝶丸を浮線綾と申候はゞ、文永、正安兩記何別出レ文候哉。爲ニ浮織物一事顯然也。

同抄云、若年之人川之間繁文也。

間之字前に有之候。繁文は文を少さくしてしげく付たるを稱候。

假名裝束抄云、糸遊結かり衣、幼少人御櫻梅などにて、

いとゆふむすぶとは、ことばをかさねて稱したるにて候はんか。實は結雁衣とか、又は糸遊の雁衣と稱し可申候。是は御櫻梅などを細き糸もてむすび付ものゝ樣に付たるにて候べし。増鏡、あすか川云、花山院の少將たゞ季はもろつぐの御子なり。櫻のむすびかり衣、白き糸にて水をひまなくむすびたる上に、櫻柳をそれも〳〵むすびて付たるなまめかしくえむなり。又けふりの末々云、寶治二年十月廿日ごろ、紅葉御らんじがてら宇治に御幸し給ふ。〔略〕、左兵衛佐親朝はむすびかり衣にきくを置物にして、むらさきすそごのさしぬき菊をぬひたり云々。花をむすび候事、女のむねと仕候わざと相みえ申候。盛衰記、淸盛息女條に、歌よみ連歌し、繪かき花結、あくまで御心になさけおはします人なり。又友時參二重衡許一條云、此女房と申は、〔略〕、琵琶琴の上手にて、繪かき、花むすび、歌よみ、手うつくしく書給ひける云々。行義、浪花にて梅にてふのゐたる、又櫻花むすびたるを見はべりき。あふひかつらをむすびたるは所藏にもはべり。

同抄云、單はたもとのくろみあひてわるし。

にが色にうす色のうら付きたるは、若き人薄色の衣もきたるも、白きもかさねて着たるも、薄色はくろみあひたるやうなりと云々。にがいろの狩衣に、薄色のうらを付、薄色の衣をきては、若き人たもとの同じ樣に黒く相みえ、よろしからずとの儀なり。たもとは奥袖の身に付たる處を申候。

同抄云、薄物と云は罪人などもきるものなり。

罪人は藏人の誤字に御座候。

長絹雁衣おとなしき人のきるものなり云々。布狩衣、靑仁。

長絹は竹屋故三位殿御說曰、生絹にて白若香の山に御座候。元來長絹は美絹と稱し候と覺悟仕候。
狩衣抄云、長絹と云は如レ箏絹也云々。たけのこの皮のうらのごとく、つやある絹を可レ申候。近來日野亞相公關東御參向之時、香長絹雁衣御着用有レ之候。青仁は青丹の借字に御座候。
雁衣抄云、布狩衣、通方抄云、極熱之頃、〔略〕、予少年〔割註〕十二三歟。」故殿相具令レ參ニ六條殿ー給。朽葉布狩衣、〔割註〕括置之、如ニ松藤ー也。」着レ之云々。
十二三歟、十二三歳之儀。括置之如ニ松藤ー也。松藤を袖くゝりのより糸にてむすび付たるなり。右大將樣御幼年之時着御の御細長、御狩衣等には、鶴結、蜷むすび、梅むすび、水結などを結候を着御御座候。其むすび形所持仕罷在候。
黑木賊、裏白、祝之時不レ可レ着レ之。
黑木賊裏白の狩衣、元服嫁娶等の時不レ可レ着と申事に御座候。
同抄云、布狩衣括之事。壯年之人青村濃、〔略〕、置括ト云ハ、毛拔形ノ形ニ絲ヲフセテ、其中ニ或花枝或草。
置括ハ前ニ認メ候木草花ナドヲ、括絲ニテ結置タルニテ御座候。追テ雛形可レ奉ニ尊覽ー候。
折吹返之事。
此事覺悟不レ仕候。當時の雁衣に見及不レ申候。追て京都へ問合可ニ申上ー候。
帶色之事、冬躑躅、夏二藍、〔略〕下襲入用レ之。問曰、如ニ柳櫻ー狩衣着之時云々。
狩衣抄には、總て問答有レ之候。此條柳櫻の狩衣を着用の時、冬の下襲の帶うら返し可レ用かと問たる答に、白襖の外裏返す事不レ存由答有レ之。
雜事抄云、六十已後、〔略〕、袖のくゝりはおさなきもおとなしきも、五だんに入小はりをつかふなり。

五だんと大針五段の事に御座候。

桔梗、〔割註〕面薄色有₂花氣₁。裏青。」

青花の氣あるなり。薄色にてあをみあるを申候。

一日晴用之。

一日晴とは祭の使、行幸、御幸等、殊なる晴の日、身のほどよりも美れいの品をみづからゆるし用ひ候ことを申候。

唐紙、〔割註〕色有₂所意₁常ニ用₂水干₁。」

色の淺深等共人のこゝろにまかせ候事。

結狩衣、〔割註〕色ヲ染、鮑若ハ水ニテモ結ブ、裏付色人ノ有₂所意₁。」

あはび結、水結、當時も傳はり候。追て雛形可ㇾ入₂御覽₁候。

裝束抄云、保延五年二月、〔略〕、白綾狩襖、立涌雲紅衣、木蘭地奴袴。

狩襖は狩衣の事に御座候。狩襖、虫、、白、、比金、抔、必襖の字をそへとなへ申候。元來襖は腋闕の裏あるものをとなへ申候。此說裏松殿にも臆說申上候。木蘭は黃に赤み黑みあるいろに御座候。

寶治二年十月、〔略〕、堅織物奴袴。

浮綵にては無ㇾ之、綵を引しめ織たるを固織物と申候。固織物に候得共、八ツ藤浮織物に候得ば、鳥襷普通に御座候。近來唐菱又木形色々再興御座候。

永享九年九月、〔略〕、大帷、麴塵色奴袴。

麴塵はたて青、ぬき黃、綵にて織たるを申候。當時日野流にて着用御座候。青朽葉のさしぬきは、則麴塵のさしぬきに御座候。

萠木織物衣、〔割註〕有ㇾ紬。」花田織物指貫。

風流の時は衣にぬひものを仕候。畢竟一日晴などに御座候。花田織物差貫、公卿普通のさしぬきに御座候。

桃華蘂葉 狩衣事　袖括毛抜形。

若年の者袖括毛抜形を相用申候。中にきく閉有レ之と無レ之と二通り御座候。これも雛形可レ奉レ入ニ御覽ニ候。

或抄云、狩衣多は織物、〔略〕捻重也、〔略〕、縫くゝりたるべし。

捻重は夏の衣、又狩衣にも若き人多着用御座候。袖口の少しおくにて、うら表とぢかさねはたをひねり申候。三重五重も有レ之候。竹屋故三位殿捻重考追て入ニ御覽ニ可レ申候。鶴が岡社藏女房袖束に有レ之候。先年右大將樣着御捻重の御袙下重等御出來の儀有レ之、捻樣高倉、山科兩家の口傳も有レ之候。○緂括は生の絲をより合せたるにて、普通關東のかり衣布衣等すべてよりくゝりに御座候。

遊庭秘抄、裝束の事、院、親王、〔略〕、烏帽子、なをし、かんの御衣などをめさるべし。

かんの御衣は甘の御衣としたゝめ、小直衣傍續のことをとなへ申候。くつろぎの御衣ともよみ申候。禁中諸法度にもいで申候。

水干考

顯文紗兩面水干、〔割註〕袖にむはらこき雀の居たるを縫ふ。」

ムハラ荊棘に雀の居たるを縫ものにしたるなるべし。

寸法抄云、水干之事、〔略〕、廣に一尺七八寸にすぐべからず。此うちにてもゝだちのとをしのゝわりあるべし。

股立町通、町割幅、右一尺七八寸けまはしの内に有事と見え申候。

同抄云、長絹水干には色々の絲の菊とぢ生よりくゝり、水干には菊とぢ有レ之候。いろ〳〵の絲にて

美れいに仕る事に相みえ候。

雜事抄云、水干之事、浮線綾白水干、〔割註〕繡レ龍。」

浮線綾に龍を縫物にしたる也。

明月記ケ長水干。

ケ長のこと覺悟不レ仕候。一昨年日野亞相卿へ相うかゞひ申候處未詳。但地のことゝ相みえ申候由御物語に御座候。

同記曰、建仁元、〔略〕、有ニ道具親一。〔割註〕、、、、、縷捐の縫付也。」

不レ詳候。誤字も可レ有レ之候。

同記曰、紺葛水干。〔割註〕紋丸文藤瞿麥等。」

水干に藤なでしこ等の文を付たるなるべし。

同記、正治二年、〔略〕、褐水干糸紋(イ細)タリ白葛袴。

此條本書もよめかね申候。

同記同條日、〔略〕鰭袖褐に縫。

鰭袖は端袖共書候。手先の袖を端袖と申、手元の袖を奥袖と唱申候。はた袖を別の色にかへ申候事これあり。又襟と袖をかへ候こと有レ之。是をいろ綺ともとなへ申候。又財替り、片身替り、四財かわり、六幅かはりも有レ之候。

同記同條曰、綾葛水干。

綾葛當時つたはり不レ申候。

同記、建仁元、〔略〕、布經染紺水干。

經絲をこんに染たるなるべし。

續世繼物語〔四〕、滋目結水干。

目結をしげく付たるに御座候。鎧直垂にも多相みえ申候。三目結、四目結、寄掛目結、丹波目結等の名目も所見御座候。

東鑑、佐與美水干。

貲布としたゝめ申候。和名類聚鈔、貲布、唐韻云、𢂽、〔割註〕音與、貲同。」布名也。唐式云、貲布。〔割註〕漢語鈔云、佐與美乃沼能。今按貲布宜レ作ニ𢂽布一乎。」

古今著聞集、赤取染水干。

取染はところ〴〵に節を染たるにて御座候。證文手綱腹帶染樣之記。

布衣記、水干の色、紫蒴木開也。のほりはた袖一身に袖一色を替候て、〔略〕、袖のくゝりとびほどは赤皮なり。

又、走水干。

のほりはおくみの事に御座候。袖のくゝり本書も此のごとし。

袴にきこみ候を走水干と唱へ申候よし、先輩の說に御座候。

又、瀧口水干狩衣。

是は一種のものと相みえ申候。大概本書にて裁縫相分り申候。

小素襖考。

道照愚草云、十八九のころまでもたけくまみ候はねば、長小結あるべし。

たけくまむとはたけたかく相なり候事に相みえ申候。

一體筋は總體かたより裾まで筋を織ることなれども、

筋格子の類、總地に織候事、普通のことに御座候得ども、當時の熨斗目は、こし計筋格子も織候間、

この肯書を加へ候ことと相見え申候。

藁の下々たるべし。

下々は草履の事に御座候。古代下々ととなへ申候。

野沓。

これは切付の野沓に御座候。堂上の古實には、晴のとき野沓を打不レ申候よし、おもしろきことに御座候。

引目革にて、〔略〕、馬具寸法記に、つゞら切付の時は、鹽手くけ引目革たるべしとつ付の緒。つゞら切付は切付をつゞらにてつくり、黒うるしにて家の紋をかき、又織出したるもこれあり候。鹽手の緒はつゞら切付を用ひ候ほどのはれのときは、引目革をくけて用ひ候ことに御座候。引目革は黒地に赤くS如レ此文あるを稱し候よし、伊勢氏の說に御座候。函工春田はけの引めのよしにて、すじをそめたるを申候よしに候。兩說の內安齋翁の方まされるかと奉レ存候。引目は引布にて、あらめの類をひきてほしたる形に御座候。

○人麿像の服　孔夫子に文宣王の謚を奉りしによりて、袞冕の衣を着給へる像をかゝせたる例あれば、人丸の朝臣にも、享保八年二月一日正一位を贈られたれば、一位の章服にかきてむべなるべくやと問はせたまへり。一位を贈られぬれば一位の服に書きはべらんは、さらに論なき事にて侍り。されど、おのれ考ふるに、孔子に袞龍の章服を着せんことは、孔門の夫子を尊榮する一僻なるべし。夫子まことに聖なりといへども、一生の不幸にして、なにの位にもものせず過ぎ給へれば、袞冕の衣に書きはべらんには、夫子の魂の畫工の夢にだに入て、辭さまほしう思ひ給ふなるべし。もしこれをこゝろよしとしてほこりかならば、夫子の聖德一等下るべきにや。されど、唐土は德を以ては、卑賤の民も帝位をおかすを常の例とする手ぶりなれば、我國の學者のしらざる所なり。うづまさの廣隆寺聖德太子

の御像に、よゝの天皇帝位になぞらへ奉り給ひて、黄櫨染の御袍を奉らるゝことは、皇太子の位にゐて攝政し給ひ、用明の皇子にてものしたまへば、こはことわりなりとすべし。人丸のごときは、詞花姪風をさかりにしたるのみにて、國家の爲に功臣といふにもあらず。されば贈位に及びたまふまじきを、こは風流にすゝみ給へる御あやまちにて、尊信のあまりに極位をも贈りたまへるなるべし。誠に風流の友にはたりぬべけれど、國の爲には露ばかりの益ありしをきかず。其風流の友にはうるはしき束帶ならで、かり衣などにてしかるべきにや。いまのよたべて直衣にかくことは、古今集の序に、三位とみえたるによれるなるべし。又あがれるよの人を、今のよの一位の朝服に畫きたるとも、さらに似つかはし。かくて人丸の神影ともみえはべるまじときこえ奉りしが、もとより人麿を尊信し給へらんには、いとはらたゞしくきかせ給へらんかし。

○楠正成朝臣も三位を贈られたれば、正成卿と稱すべきを、ひと日正成朝臣を題にて歌よみけるを、短冊にものするとて、正成のあそんと書たるを、或人傳へみて、贈三位の人をなど卿とはかゝぬぞと難じおこせたり。おのれおもふに、楠氏の贈位、管見いまだ正史にみ及ばず。其年記をも詳にせず。よりて朝臣とはかきけるなり。凡名をとなふることは、令以下にも其式ありて、たとへば表啓の文にも、三位已上の人をば藤原某朝臣とかくべきに、古今集に人丸とばかりかゝれたるは、貫之ぬしも、人丸をば石見のおのことおもひ給へるによりてなるべし。おのれも正成をば河内の武士がなりのぼりて、大夫判官などおもへば、卿といはんこゝちのせぬまゝに、せちに尊敬して朝臣とかけるなり。こはわがあやまちならんかも。

○浮線綾非二文名一稱二浮糸一事　新野問答云、文永十一年二月七日龜山院布衣始、後西園寺相國〔割註〕實兼公。」記曰上皇出御。裝束浮線綾白御狩衣、文松唐草。正安三年二月八日後伏見院布衣始、竹林院左府〔割註〕公衡公。」記曰、上皇着二御御狩衣一、白襖、浮線綾御狩衣、龜甲浮文。狭衣物語云、〔割註〕

三ノ下一丁ウ。」御衣の袖口などはかくれもなし。すはうの御衣どもの、いとこきよりうすくにほひたるうへに、からのふせん綾のしろき様なる、まがきの菊の枝ざしよりはじめうつろひたるにも、いろ〳〵に織浮かされたるも例の事ぞかし。

○ゐのかしら物語　今はむかしの物語にはあらで、此頃のことになん。父母ものし給へるよには、さすがにときめきて、なにをうしともおもひたらず、ほこりがにならへる人の、うちつゞきてうせたまへる後、やう〳〵いきほひおとろへ、ひとめもかれゆく様になりぬれば、つらきことのみ多かるに、ひとりものせしいとろうたけなる女子さへはかなくなりぬれば、いまは身ひとつのうきよの中とぞおぼへける。されば、つく波山のおくにもとおもひいれども、われものこりのよはひいと多し。まして妻はまだいとうらわかきに、又なくうちたのみたるを見捨がたく、もろともには、さる山ふかき住居をばすさまじとおもへるか、はやまの障にてありしながらにあかしくらせど、なぐさむべきよすがもなければ、たゞこゝちしづかにおこなひをもせまほしうて、玉川のわたりにいさゝかしるよしありけるをおもひ出て、こゝに茅屋さりぬべくつくらせてぞうつろひぬ。しん殿とかいふべき唯ひとつにて、もろともにすみける。さては、人の出入べきらう、又下屋などばかりつくりつゞけたり。あしのすだれ、あじろ屛風など、ことさらに山賤めきてしつらふ。かめの一間は佛の御まし所にて、になうかざり名香のかは百歩のほかもとくゆらせ、誠の極樂おもひやらる。あかの具などもいときよげにものして、あさゆふつとめおこなひぬるは、このよのみならず、後のよもいとたのもしげなり。庭には玉川の水すこしせきいれて、やり水のすゞしげなるに、はかなき木草もよしあるさまにうゑなし、赤木黒木のませ結などして、竹あめる垣はしゐてひくうしたれば、むかひの山々川つらまでみわたさる。雪のあした、月のゆふべ、かゝる所にすみてこそ、物のあはれもげにしりそめぬべくおもはれたり。のどやかなるゆふぐれに、ふたりさしむかひて、むかし今の物語しつゝ、女、

よのうさはわすれながらもさら〳〵にむかしこひしきたま川のさと

おとこ、

玉川の里にこゝろはすましても光なきみとなるがわびしき

めのとにや、かゝる山住をなまこゝろゆかずおもひゐにけんさし出て、

世には又つらきためしの多かるになにをうしとてそむくあやしさ

いま参りの童、

うき世とはなにおもふらん玉川の里のひかりときみをこそみれ

さとびたるこゝろには、このありさまをもあらまほしうめでたるなるべし。はかなくてうへし若木の櫻は　年を經てにほひをまし、やり水のほたるも、夏ごとに光多くなれば、いみじうなぐさみぬるを、妻なん過にしむすめのことわすれず、ともすれば、おもひいでゝうきふししげきよなりとも、竹のこのよにかゝるたのみさへあらばと打なきつゝかたろふを、誠になぐさめかねて、このちかきわたりのゐの頭の辨財天は、いと〳〵あらたにおはしませば、これに願立て祈りきこえ給へ、かならずむなしかるまじといへば、いとうれしくおもひて、つぼさうぞくかい〳〵しうして、わらはひとりをぐして、かちよりぞ日ごとにまうでけるを、神もあはれとおもほしたまひけん。いちじるき御告をかうぶり奉りしより、たゞならずなりぬ。うれしきものから、おぼつかなうおもひしに、神の御めぐみをかうぶり奉りしなれば、つゆなやましきこともなくて、いと平らかに玉の女子をうみけり。はかなくうせしによりは、こよなうらうらうたけにて、今よりおひさき見えつゝ、ひかるとはまことにこれをやいふべくおもへり。父母又なくかしづきておふしたつるに、去年よりはことし、きのふよりはけふはうつくしさのみまされば、げに雲のうへまでおもひのぼらんもあくまじきありさまなるを、もし玉だれのひまに、おもひやりなきいなか人のみもつけば、いみじきひがことども出來ぬべくおそろしきに、

たゞ深きまどのうちにぞおふしたてける。このかしづきに、又なくうちまぎれて、おこなひの方名ごりなくおこたりぬるを、佛やいかゞ見給ふらんともおぼしもかけざりけるこそ罪ふかゝりけめ。かゝりけるほどに、ある夜の夢に、辨財天いでおはしまして、このむすめ今はおのれにかへし得させよとのたまふ。ふたりながらおなじ様に夜ごとにみてけり。はては、天女のみけしきよからぬ様にみえければ、おそろしうてふたりいひあはせてなくより外のことなし。かくてより、むすめもいとものぐるほしう、そゞろにうちながめて、こゝろあくがれたる様なればいかゞはせん。さる様こそはあらめ、佛のなさけなきことはよもしたまはじ、たゞ御まへにまゐらせて、伊勢加茂のいつきの宮のごとつかへ奉らば、天女もよろこび給はん。つゐには御ゆるしもなどかなからむ。親子のちぎりは、このよのみならずときけばなどいひあはせて奉りぬべく定めきこへぬれば、むすめもいとうれしとおもひて、こゝちもさはやぎはてぬ。さはいへど、いとあたらしくおしく悲しきありさまなるを、いかゞせんすべなかりけり。その日となりぬれば、ゆするなどして、髮はたけにはまだいさゝかたらぬほどなるが、所せきまでつやゝかにて、みだれたるすぢもなきをけづるにつけても、かく朝夕ならはしてもなほあかずかなしきこゝちするを、しばしもかけはなれなば、いかゞはさう〴〵しう心ぼそからんと、むねのみふたがりぬ。しゐてこゝろつようさうぞきたてゝみれば、けふはまためづらかにうつくしさまさりてみゆれば、げに末のよにはあたらしくて、神のめすらんもことはりにぞかつはおぼえける。父母なく〳〵もろともに、ゐのかしらに詣でゝ、別當にかくと案內すれば、べたうもあひてよきことにて侍り、たゞ天女にまかせ奉り給ひね、さのみなうしろめだうおもひたまひそといへば、數々たのみきこえて御まへにもなみだながらにぬかづきてかへりなんとするに、むすめ池にとび入てうせぬ。こはいかにとあはてさわげどせんすべなし。父母うつしごゝろもうせて、ふしまろびこゑもをしまずなきぬ。別當もあきれて物もいはれず。上下の人たゞ池をうちまもりてたてり。母はやがておきあがり

ちさわぎぬる中に、在しながらのおもかげふとみえて、
よ、かぎりの一言をもきかせよと、なく〳〵いへば、にはかに池のけしきかはりて、浪たゞならずた
らん。後のよまでくらきにまどひたまはんといへば、せんかたなくて、さらば今一度めをだにみせ
すめこはちぎりごとにて天女のめしけるなり。君は池にいりて死し給ひぬるとも、なにのかひかはあ
て、我もともに池にとびいらんとしけるを、従者どもいだきとゞめぬ。別當もいみじういさめて、む

歎なよしばしうきよに宿かりて龍の宮こに歸るわかれを

かくなんいひて入ぬれば、池の面平らかにもとの樣になりぬ。父はなげきかなしみ、まことに絶入ぬ
べくみえぬれば、別當も従者もさま〳〵いひなぐさめ詫けるとなん。こは又なくかなしきわざなれ
ば、天女をもいとつらうおもひ奉れど、前世のつみふかきむくひか、このむすめのかしづきにおこな
ひの打まぎれたるを、佛のにくみ給へるにかあらんとなん。人のものがたりをせしをかい付たるなり
けり。

歎つゝふすゐのかしらゆめならでかゝるうきめをたれかみにけむ

○淺野がながとの國にゆきはべる馬のはなむけに　君のつかへ奉らせたまひては、なにごとも仰せごと
に従がひたてまつり給ふべければ、いかなる野の末、山のおくにまかりねとのたまふとも、いかゞは
かへさび奉りたまはん。ましてこゝろならずとも、御あたりちかきところに家居たまはり侍らんは、
いと〳〵うれしき事にてはべるべし。されど、この吾妻の都に呉竹のよゝをかさねてすみ給へれば、
おのづからむさし野のくさのゆかりひろくなりたまへるを、みながら引つれて旅立し給ふべくもあら
ねば、かけきやは親子兄弟この世ながらのながきわかれをいかゞはかなしとおもひ給はざらん。中に
つきて、なきみおやたちの御はかをむなしくとゞめおきて、誰かは春のくさをとり、冬がれの落葉を
ひろひて、香華をもそなへはべらんと、こやこゝろくるしきひとふしにおもひ證給ふべし。すべてよ

の中のさだめなさは、かくてさぶらへども、老もて行くまゝに、昔にかはる事のみ多くくちをしうはべれば、萬につねなきよのならひとおもひとり給ふべくや。

あすか川かはるは常のよの中をひとりのうへとなげかずもがな

○濱松の侍從君はおほやけ政ごちたまひし時、ひがめること多かりしとて、御勘事をかうぶり給ひて、駒場野のわたりにこもり居させ給へるとぞ。大かた月日の光をもみず、おそれみかしこみ過させ給はん。かゝ罪にはあたりたまふとも、あだしこゝろもたせ給ふべき人にしおはしまさねば、恩賜の御衣は必持たまひつらん。朝夕御移香を拜みやしたまふらんとおしはかり奉るは、十三夜の月くまなくはれて、こしかたゆく末、人のうへも我みのうへもおもひのこさぬ夜のことなりけり。

朝な夕な君がころもの香ばかりをしのばんみとはおもひかけきや

○うへなき御あたりの事かけ奉らんはかしこけれど、おのれらいやしき民のかぎりながら、家の風ふき傳へたるみち／＼につけては、はかなく思ひとりしことの、公ざまに行はれぬるふし／＼なきにしもあらず。おのづからしり聞へたることも多かれば、したりがほにいひ出かたり傳へんは、おほけなくもかしこくも罪えぬべきこゝちすれば、こゝろにこめて年月うつろひ行まゝに、父辰方ははやう失せぬ。きこへあはせ奉りし人々もなき數に入給へるもあり。またおはしますも、いまはあらぬさまに成たまへるもありけり。たれもときはの松ならで、おのれもやがてうせはべりなば、すべて名ごりなくなりなんことのくちをしさに、かしこさをもかへりみず、ふでをそむるなり。過させたまひにし大君は、〔割註〕恭廟。〕服色をこのませたまひ、復古の御こゝろやおはしましけむ。しげもんの御冠をかうぶらせ給はまほしう、はやうおもほし給ひけり。文化十三年右大臣御轉任の時、わが師高倉前大納言殿、そのころは宰相にて御衣文につきて下らせたまへるたびのやどりに、喜多村山城守殿、中野播磨守殿〔割註〕後入道して石翁といふ。〕參られて、このことをとはせたまへり。宰相の君、しげもんの

ことは、攝家再興せられしことなれば、主上も御加冠の紋をもちひさせたまふ。大樹公にも、攝家のうちに仰せごはれてもちひさせたまはゞ、御子細候まじ。または別に文様をつくらせたまひてもしかるべくさぶらはんかなどさだかにものたまはざりけり。その時山田以文（阿波介）も、宰相どのの御供にてものせしかば、おのれ行義もこのことを論じき。五位以上有文冠、令條の制いふに及ぶべからず。いまはその雜絶へたるによて、代に文をしげくぬはせてきんことは、五位以上こゝろのまに／＼なるべし。まして柳營の服御に、なにの御はゞかりかはべらんといへど、いにしへの雜をもてつくらせ給はんはもとよりのことなれども、今の縫物にしたるは、攝家よりはじめたれば、諸家にてはいかゞものし給はんとて、以文もゆるさぬけしきなりしがにくさに、有文冠考とて、いまの小菱の繡の繁文の冠は、近衞内前公のつくり出させ給へるなれども、もとより冠の制、攝家のあづかるべからざる謂よしをしるして、小田原侍從の君、內藤忠明君（安房守）、成島司直（邦之丞後圖書頭）の君などに奉りしが、其ころ執政のうちにて、かゝることにつきては、この侍從殿ぞこゝろも得させたまはん。わかくおはしましける時より、文武につきておのれらが議もすてさせたまはず、久しく京尹にて居させたまへば、內わたりの事もしりたまひ、大和魂もおはしまして、〔割註〕此君は當時の良弼賢臣なり。はやう失たまへる天が下の患也。」攝家の文を用ひさせたまひては、其門流にたゞひて、いさゝか御光のいふかひなきさまなりとのたまへば、別にふるき畫などをかうがへて、かつみの文になされたり。さて文政五年、左大臣御轉任の日の御料に、れいの手ぶりにて、高倉殿に調進し給ふべくいひやり給へれど、いかゞおもひわづらひ給へるにや、こたびはまづれいのにてなどの給ひおほせ給へるによて、執政連署して、仰言のよし京尹內藤紀伊守殿えいひやり給ひしかば。兩傳奏をして仰せごとのまゝに調進せらるべきよしを、高倉家へ申傳へられしには、君もいなみがたくて、かつみのもんのしげく付たる御冠、いとめでたくて調じ奉らせ給ひしより。今の御冠を着御し給ふことにはなりにけるなり。

御營の服御は、御元服の時調進ありしを例にて、御官位の高くならせ給へるにも、御齡のつもらせ給へるにも更によらず、いとわかくおはしましゝ時のまゝにて、御袍の紋もちいさく、御表袴は霰の浮文などにて奉る事になん。弓矢とる物部は、服色の古實まではしり給はぬもことわりなれど、太平の後二百とせにもなりぬるを、なほしもたど〳〵しくて、打あはぬ御裝束奉らんは罪ふかゝるべしと父辰方、忠明朝臣に聞へ奉りて、こと更寛永よりこなた絶て久しき左大臣に轉任せさせ給ふ御事にて侍り、御宿德に御相當の御裝束御袍は大の遠文、御下襲も同じく大文、御表袴は八藤丸織物にて侍るべしといひあはせ奉りしが、その事行はれて、れいの手ぶりにて高倉殿え調進せらるべくいひやり給ひしに、(高倉)君いかゞ思ひ給ひてか、御袍の文は例のまゝにてしかるべしといひおこせ給へり。こは本意なき事、服色の故實はゆめしり給はぬ吾妻の君達さへ、いとことわりと心をえさせ給へるに、宗匠家のいみじき御あやまりと思ひて、廣橋故一位殿にみけしきとり奉りしが、思の事高倉殿にみ心添られて、御袍の文も遠文の大きやかにて調進し給へり。是ぞ服色の故實の行はるゝ始めなり。其時廣橋殿へ聞へ奉りしふみの返り事。

當月三日附の御一封早速相達し被レ致ニ一覽一候。重文御冠の儀に付巨細御示しの趣、具に被レ承之候。尙得と相含居可レ被レ申候。其餘御咄しの趣も被レ承之候。

一御袍文の儀に付被ニ示聞一候趣、是又被レ承之候。右ハ大ノ遠文の儀は勿論御相當の事と被レ存候。則儀同殿えも內々被ニ相談一候處、尤御同意に候。後照念院殿裝束抄等御勘文の由至極御尤被レ存候。然る處、高倉家よりは是迄の通にて御宣旨御返答の趣は。何と歟不審に被レ存候に付、內々高倉家え被ニ相尋一候處、別紙寫の通の御返書來り候。仍極密被レ懸ニ御目一候。尤高倉家えは、右の一件必竟無レ之樣との儀に候得共、實に高倉家御不都合に相成候ては御氣毒被レ存候故、此方心得にて內々被ニ相尋一候義に御座候。右御返書の內には、少々御行屆被レ成かね候義に有レ之歟に被レ存候得共、其

元様にも御師家の事故、格別に御世話被レ上候御様子と被レ察候故、右御返書寫極密に懸ニ御目ー候。右之趣に候得ば、何分其許様御含を以、其筋へ可レ然様に尙又取繕被ニ成進ー候はゞ可レ然哉と被レ存候。御再願之儀はいまだ何等の御沙汰も無レ之候。若被レ出候はゞ隨分早速被ニ取扱ー候積に相含み居候。何分其御地の所宜御取繕被レ進候はゞ御大切と被レ存候。尤高倉家御返書寫被レ懸ニ御目ー候儀、御同家えは決して御沙汰無レ之様被レ致度候。此段御答旁被ニ申入ー候。

十一月十五日

こは廣橋家の雜掌野村主馬よりの書取なり。宗匠家より一位殿えの御返書。

何卒々々御袍の處程よく御答希入度候。御下襲遠文表袴藤丸岡文おめりなしとは申遣置候。檜扇も錺なしと申遣し候間、是等は御示の通にて候。下襲表袴等裏ふくさ張と返答いたし置

昨夕は御書畏令ニ拜見ー候。彌々御安泰奉レ賀候。抑明年大樹公御轉任之節、位袍文大小之事、委細

候。呉々も御袍文の處宜御含御返答奉レ願候。折角申遣し候ても、久々後藤調進相成候ては

の御示承候。御勘例之趣にて尤よろしくと存候。當時大樹公御袍文丁子唐草に葵の丸文にて候。實

甚困入候。右後藤は裝束司にても無レ之、呉服所故、實に〳〵困り候事にて候。御當りの處

は先月御納戸頭より以ニ後藤をー尋有レ之候得共、右後藤手傳は書付相渡候儀故、先年の調進一件も

は尤大ノ御文にて候。家傳抄の趣、實は書付遣し候はんと存付候へども、何分後藤より尋

有レ之、委細には不レ及ニ返答ー候。御袍は是までの通と實は申遣し候。彌〔割註〕永雅方。」調進に相成

故、大體に返事も致し候事に候。猶拜面萬々可ニ申上ー候。先は早々如レ此候也。

候上は、申立候つもり罷在候存念故、勿論大ノ御文に相成候て御宜候。且御下襲表袴、〔割註〕藤丸、岡文。」已上をめりなし、檜扇はかざりなしと申事は、先月及ニ返答ー候間、御示之通りにて御宜候。御袍の處は右之義有レ之候間、何卒々々宜御返答希入候。此度も後藤に相成候哉相知がたきよし、左

様相成候ては甚困り、先日より段々勘考仕、所々え相頼置候事故、彌調進に相成候はゞ、其節伺改と存、大體に返答致置候。且は右手傳一覽の上關東え遣し候事故、餘り委細に書付がたく候に付、御袍文の處は是迄の通と申遣し候故、定めて御內談の事と存候。

十一月十四日

一位殿　　永雅

御烏帽子も、すべて風折をなん着御したまひしが、こは忠明の君おもひよりて、御立烏帽子を、御小直衣にも、御直垂にもたてまつらせ給へり。足代の上にも、將軍は直垂の時も、立烏帽子をぞ用ひさせたまへりしを、こや參議の手ぶりの御名ごりにて、今までは過させ給へるなるべし。〔割註〕其後御三家、御三卿家にも賜はりて用ひさせたまひ、さて加州家にもゆるさせ給へり。薩州の宰相殿も、琉人をゐて登營の時にぞ着たまひける。」

御小直衣着御の事も、忠明の朝臣ぞせちに申行ひ給ふける。攝家のごと大臣にならせ給へる後着御したまふべく、司直のうしも申あはせたまへり。もとは辰方ぞそゝのかし聞へたるなるべし。毛利家はそのかみ御卽位の御用途を奉り給へる賞によりて、數々賜へる中に、小直衣をゆるさせたまへば、今も家にては着用したまふことあるとぞ。〔割註〕そもそもこの左大臣にならせ給へることは、五十の御賀あるべくなど聞へし時に、父辰方五十の御賀は御例よろしともおぼへ侍らず。そを行はせ給はんよりは、左大臣に轉任し給はんがめでたくおはしますべしと、司直のきみにぞたはぶれに申すゝめたてまつりしが、やがて行はれぬるぞふしぎなりけり。」

太政大臣にならせ給へるときも、みさうぞくの事、忠明の君申あはせ給へり。父辰方は深紫の御袍御再與ありてしかるべからん、御下襲は柳などにて侍るべしと申たり。おのれ行義は、深紫は古ぶりにすぎたるべし。御いろは例のまゝにて、雲に鶴の御文にて奉らん。こは親王の文なれば。うへなき袍

の文なるべしといへり。此兩條をれいのごと高倉殿にいひやり給ひしかば、深紫は八百年來御中絶の事故、いかゞはべるべし。雲鶴はさらに御子細候まじとて調進たてまつられたり。さて後、紅葉山の神影の御袍の文雲立涌なりとて、これをも調進せしめられて、雲鶴と雲立涌と、かはる〲着御し給ふことになりにけり。さて、柳の下襲は心喪の色なりとて調進せられざりしかば、おのれらひがごといひ出たる樣なればくちをしうて、かゝる祝の折にも着し例をさだかに書て、例の君達に奉りしを、宗匠家もりきかせ給ひてなめげなりとて、うち〲みけしきあしかりしとぞ。有文の玉の御帶、から組の御平緒なども、この折ぞ調進ありけり。

そも〲、この御轉任の御儀式は、搢紳家にては朝廷の公事、節會、行幸などの晴の事にはあらず。只左府の太政大臣に轉任せさせ給ふ詔命を受させ給ふばかりの事にて、わたくしのよろこびなれば、尋常の束帶、まき畫の細劍、丸鞆のおびさし給ふもことわりなり。吾妻の君達は、あが君寛永よりこなた絶て久しき御前途を遂させ給ふ事にて、都よりは三公納言をはじめて、まろ人の下らせ給へば、いかゞははれの儀ならざらん。されば、下襲の下には袙をかさね、馬瑙の帶、あるは巡方などにて、螺鈿のたちもあるにまかせては用ひさせ給ひ、下がさねも柳、櫻、紅梅などにそめさせ給はんも難なかるべしとて、故殿をはじめ、さるべき君達に申すゝめ奉りて着給ひしを、みやこの人はなま心ゆかずおもへるけしきなりけり。そは吾妻の人に復古のさきをかけられたるがくちをしうにくゝおもへるなるべし。おのれは大國を領し藩鎭の職にゐて、三位にだにのぼり給はず、禁色をもゆり給はず、しゐをひろひて過させ給ふを、みづからは耻かしともおもひ給はぬを、いみじくくちおしく、せめて色をだにうるはしくて奉らんとおもひはべるなりけり。ともすれば、親王攝家の家司職事の服制とひとしきことのうちまじるが、ひとり腹だゝれて淚おとす時ぞ多かりける。

外樣の君達、四位より上の人は布衣、白張、すはうなどきせて召具し、みづからは輿にのり給へり。

それよりしもの人々は、主はうるはしき束帶なれども、召具は尋常の衣服なれば、うちあはずあさましげなり。されば、寛永の御例にまかせて、うつしむまなどにのり給ひて、白はりの召具をもゆるさせ給はんがしかるべからん、とさるべき御あたりに書て奉りしが、おこなはれ侍らざりしぞ本意なかりける。さて、中少將の君達は、小隨身を召具せさせ給ふべしと聞え奉りしも行はれざりけり。

おのれらかくおもふことを、屋代弘賢のうしあるまじきことゝせちにおもひ給ひて、ふみをおこせていさめさとさせ給へど、もとよりそのことばにしたがふべくもあらねば、あらがひ奉りしが、またも書をたまへど、猶しもしたがはず。こは屋松問答とてかきつたへて、其ころ好事の家しらざるはなかりしとかや。〔割註〕こはさきの日記にあり。」左府御轉任の後の年、柳營にて御遊あり。うるはしき大饗なども行はれねば、そのけしきをばかりもせさせ給ふなるべし。都より下らせ給ふ上達部はなをし、殿上人は宿衣、樂所のものは布袴をなんきるよしなれば、こなたもみな御用意あり、例なきことなれば、さま〴〵おもひめぐらし給ふべし。吾妻の手ぶりは、衣冠といへば多くうつぼにて、衣などかさぬることはしりたる人もなし。よりて御遊のあらましとて、かくもあらまほしと思ふことをかきて、さりぬべき御あたりにみせ奉りき。又父辰方は、執政參政の門弟に、衣單着たまふべきゆへよしを書てやりにき、さては衣一領にひとへをぞ着給ひける。うへのみさうぞくは、忠明朝臣に聞え奉りしが、やよひのことなれば、上は衣二領をぞ着たまひけり。都の上達部は、衣三領着たまへる人もおはしましけり。傳奏の君は、うへの二領着たまへるよしをきゝて、衣一領にぞせられしなりけり。

相府御轉任のあくる年の御遊には、夏なればすゞしの衣を着たまひし。ひとへはあるにまかせて、多く練單にてぞありける。

彥根中將の君も參りたまへり。今樣色のいだし袙腹白の下紐をぞせられたり。これ執政の人にもいひあはせ給ひてなり。〔割註〕そのころは沼津侍從、小田原侍從などぞものしたまひける、濱松の侍從は

まだ都にやおはしましけん。」遠藤の君はわたくしに出したまへば、さゝやかにてぞありける。かくてのちは、うつぼの衣冠は御法事にのみきることになりて、釋奠の衣冠にもひとへをばかさねたまふなり。

縫取の狩衣は、松平下總守忠堯朝臣はじめて着たまひ、さてのちに、南部甲斐守信候朝臣も着給へり。

練薄物狩衣は、田沼玄蕃頭意正朝臣着たまひしより、今は文紗に通じてきる樣になれり。

衣冠に兵庫鎖の太刀をはくことは、小田原侍從君京尹にてものしたまへる比、文化讓國の時、櫻町の御所え行幸の供奉に警衛の爲にとて、殿下えも聞えあはせ給ひて用ひさせ給ひしことはべりき。近きころ、御法事に濱松侍從君、又外樣の人にもはかせ給へるもありけり。飯田の侍從はことにしたゝかにまきたる絲巻を用させ給へり。さるべきことゝも思はねば、さきの日記に論じおきぬ。

○刀子緒　延喜彈正式云、凡衞府舍人刀緒。左近衞緋絁。右近衞緋纈。左兵衞深緑。右兵衞深緑纈。左門部淺縹。右門部淺縹纈。東鑑云、〔割註〕寛元二年四月二十一日。」今日將軍若君御元服也。〔略〕、次進物。〔略〕、御刀、〔割註〕鞘卷在二下緒一。」相模右近大夫將監時定。〔割註〕以レ刀爲レ内捧レ之。」

下緒色製　延喜式、〔割註〕見レ上。伊勢貞宗朝臣記云、下緒のこと何も用候。但主人の不斷被レ用候色をば斟酌にても可レ然候歟。又紅の事は其扱に不レ及候て不レ苦候。次寸法の事刀に合候てよき程に仕候て、さのみ長き下緒も不レ可レ然候。」伊勢守貞親以來傳書云、下緒の事、主人不斷さげらるゝをば、その内の者は可レ有二斟酌一候。又紅の事は此扱にも不レ及候。誰々もさげ申候なり。年中諸大名江御成記云、常の下緒の色紅淺黄紺などは不レ苦。此内紫をば用捨の方も在レ之。皆茶の事は公方樣御用多分何も令二斟酌一也。但五分まだらの時は茶も不レ苦云々。」蜷川記云、下緒の事何も用候、但主人の不斷被レ用候色をば斟酌候ても可レ然候歟。又紅の事は其扱にも不レ及候不レ苦候。次に寸法の事刀に合せてよ

き程に仕候て、さのみ長き下緒も不レ可レ然候。」宗吾大册子云、公方様の御腰物は、〔略〕、御さげ緒は茶の絲、または紅と茶の絲にて、一寸斑に總の甲など打交も御座候つる。からくれなゐの御さげをは見申候はず候。」正月御事始記云、下緒の事、主人不斷さげらるゝをば、其内の者は可レ有ニ斟酌一候。又紅の事は此扱にも不レ及候。誰々もさげ申候なり。

引目下緒　上覽抄云、色裝次第。刀さやまきめぬきかうがいはしやくどうなり。さげをはひきめ革也。」御供古實云、さやまきにはひきめ下緒たるべし。」酌並記云、ひきめ下緒のこと。是は必ゐびさやまきにさげたるなり。ゐびさやまきにあらねども、こゝはの時は、必ひきめ下緒にてありしなり。ゐぼし上下のとき、ちいさ刀にはさげられたり。」宗吾大册子云、大かたびらの事、〔略〕、刀はさやまき、下緒ひきめ下緒、火打袋さぐべからず。

鎌倉下緒　布衣記云、太刀刀扇事、〔略〕、次刀は鞘卷、下緒は鎌倉下緒也。

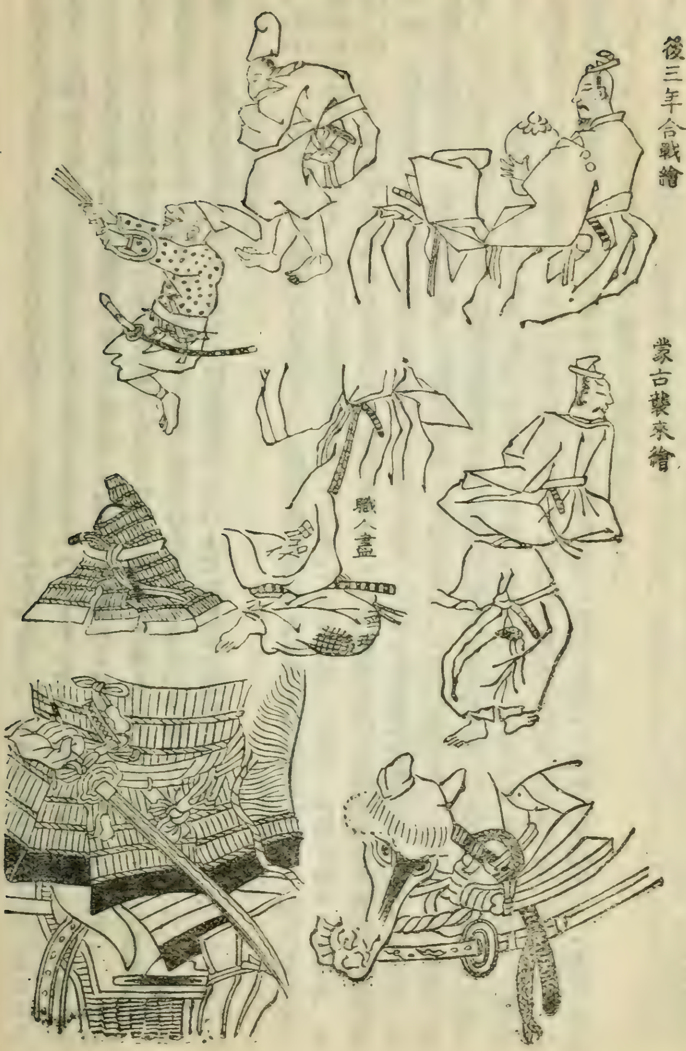
半下緒　宗吾大册子云、公方様御打刀は、いづれもさや袋に入候。〔略〕、御さげをも半さげを打様、前におなじ。

結樣留様　酌並記云、下緒むすぶ事。人のきるものゝ着するごとくかされて一結むすぶ。小刀はどの方へむすびめのあがる様に結び、小刀のあやにかゝりて下へさがりたるが能なり。脇ざしは結目の下へさがりたるがよし。ちがへ樣は刀と同前なり。下緒の色は定る法なし。」武雜記云、御主の御走に參勤申候時、遠路などへは刀の下緒をとめ申べし。とめ樣は前へひきまはして、腰の眞中にてとめるべし。自然太刀など帶候時も同前。又さげ太刀の時はさげ緒を其儘も置べし。後腰にかひ候人も候歟。夫は見ぐるしく候。」御弓場始其次第云、下緒をからみ候事、刀の小尻をまはし、くりかたより上えとりて、袴の腰と内衣の間へさげをの先をおし入ておくなり。」又云、犬追物の時の下緒からみは、小尻をまはし、くり形の下を直に前へやりて、袴の前腰と内衣の間へ押入て置也。常の馬乗る時も、かく

のごとくからむべし。又御走の時下緒からむもかやうにからむなり。」貞孝朝臣相傳條々云、馬にのる時刀の下緒からむこと、刀の下より取て帶の下より上へをしかふなり。的のときは上より下へをしかふなり。」風呂記云、刀の下緒ながきとて結ぶこと忌事なり。穢たる時如レ此云々。當流同前なり。」綸掛事云、主人の御腰物を持事、下緒を脇にとりそへて、柄を上になしてたてにもつべし。」故實雜集云、宿願ありて腰刀を神へ奉らば、下緒をときて置まゐらすべきなり。下緒は子細あるものにて、神へは穢なり。」奉射禮作法記錄云、刀の下緒留樣は、刀の上に脇に見えぬ樣に押込なり。又刀の後へ取て帶にはさみてもおくなり。

下緒古物　安藝國嚴島社藏尊氏將軍短刀、〔割註〕緋平打。」大坂商家藏義滿（一作義昭）將軍短刀、〔割註〕紫平組。」同楠正成朝臣菊水短刀、〔割註〕藍媚茶平打長一尺六寸。」同古短刀、〔割註〕傳楠家物云々銅金具、茶白打組、長一尺六寸六分、巾五寸許。」千葉介常胤刀、〔割註〕緋平打。」大坂商家鳩丸短刀、〔割註〕茶平組。」飯塚正宗、〔割註〕平組、長一尺三分二重ノ寸ナルベシ。」千葉介常胤提鞘、〔割註〕紫丸組。」後醍醐天皇御短刀、〔割註〕紫平組。」嚴島社藏輝元寄附西蓮刀、〔割註〕緋平組。」同毛利元淸寄附國俊短刀、〔割註〕半下緒太ヨリ糸。」同輝元卿寄附地藏信國刀、〔割註〕萠木白平組。」同野村吉兵衞寄附天國短刀、〔割註〕五色打交長一尺八寸二分、巾五分。」同輝元卿陣刀、〔割註〕緋平組。」同同助眞刀、〔割註〕萠黃平組。」同隆元亂髮一文字、〔割註〕萠木平組。」同同行平短刀、〔割註〕緋丸打長一尺二三寸。」大坂商家藏義政公短刀、〔割註〕珊瑚珠。」八幡殿海老鞘卷、〔割註〕藍革。」福島家藏楠鐵刀、〔割註〕茶丸打房アリ。」永井家藏池田勝入篠雪、〔割註〕淺黃紫打交。」

考ふるに、刀子の緒は、延喜式に絁を用ゆとみえたるは、絁をたゝみて絲もてぬひて用ゆるなるべし。さて後は、平組の緒を用ひしとしらる。横刀の緒も平緒なり。又尊氏將軍の御物、楠氏の菊水の刀等、古物皆平組なり。異製の物には丸緒もあれど、ろなう平組を本とはこゝろ得べきなり。

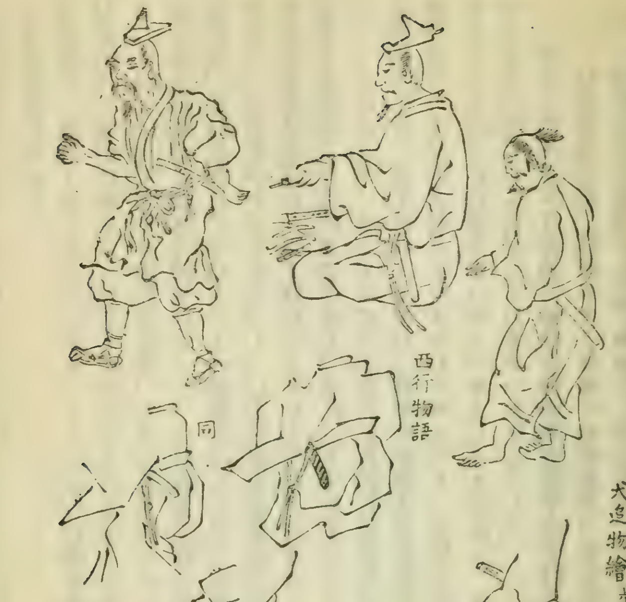


後三年合戦繪

蒙古襲來繪

職人盡

職人盡繪



引目下緒といふは、ひろ布わかめなどをひきほしにしたるを、もんにそめたるなりといふ。又細筋をそめたるをもいふは、はけもてのひきめなりとぞ。いづれがよしともおのれはしらねど、革下緒なることは古書にみえたり。

布衣記に、鎌倉下緒とあるはいかなるものにや、伊勢安齋の說に、半下緒といふは、下緒のはしに蛇口をつけて栗形に通して、ひとへに下たるものなり。これを鎌倉下緒ともいふとさだかにかきたまへど、こはよりどころなき臆說なれば、なまくら下緒といふべし。おのれ思ふに、半下緒は、今の世脇差てふものに付る短き下緒をいふべし。この短き下緒古物にもあまたあり。長はち卷に對して半鉢卷といひ、大弓に對して半弓といふの類勝計べからず。安齋翁の臆說の中にもさやまきの說、又この說などやつたなきのかぎりなるべし。〔割註〕後に本多殿の下緒考をみたれば、長谷川宗仁記にて、うつかけは五分まだらに二重下緒のごとくなるべし。てうづかけまねきへかゝる所をわりてまねきをいれ候なりと云々、これは只調子掛を二重にとりてむすびてまねきを入ると書たるにて、必二重下緒といふことゝはみえず。證とするにはたらじとおのれはおもふなり。」

足利家ごろは、紅をむねともちひ、將軍の御物は茶を用ひたまひ、または紅と茶との一寸斑、あるは細巾のうちまぜなど付させたまひしと見えたり。〔割註〕文政のころ、恭廟の御物に紅と茶のだん付たまへり。」そのよには皆茶をば憚るべきよしみえたれど、今の御物は茶とも聞へねば、しゐてはゞかるべからず。時代にしたがひて用意すべきなるべし。

文化六巳八月五日諏訪因幡守樣御家來遊座半右衛門より井上美濃守樣へ無二急渡一問合之由。

紅裏御免の儀、御家により候儀に御座候哉、御年齡に寄候儀に御座候哉、紅の下緒御免無レ之候ては用ひ候儀不二相成一御規定に御座候哉、陪臣までも相用候ても不レ苦事に御座候哉。

御附札

紅裏年齢に寄御免有レ之事と存候。紅下緒御免無レ之候ては無用のこと覺不レ申候得共、目だち候品故用ひ候面々これまで不二見懸一候。右兩樣治定は挨拶に及びがたく候。

後松日記 巻之十九

○復辟期年

清和天皇

嘉祥三年三月廿五日　降誕

同年十一月廿五日　立皇太子

天安二年八月廿七日　受禪

同年十一月七日　忠仁公〔良房〕攝政

同年同月同日　即位

貞觀六年正月一日　御元服〔十五〕

同八年　改二攝政一爲二關白一。〔割註〕不レ載二三代實錄一、據二大鏡一。〕

陽成天皇

貞觀十年十二月十六日　誕生

同十一年二月一日　立皇太子〔二〕

同十八年十一月廿九日　受禪〔九〕

同日　昭宣公〔基經〕攝政

元慶元年正月三日　即位〔十〕

同年七月二日　上表辭二攝政一不レ聽

同四年十一月八日　辭二攝政一

同六年正月二日　御元服

醍醐天皇

仁和元年正月十八日　誕生

寛平五年四月三日　立皇太子（九）

同九年七月三日　御元服（十三）

同日　受禪

同十三日　即位

攝政關白不ㇾ載二史書一

朱雀天皇

延長元年七月廿四日　誕生

同年十一月廿一日　立皇太子

同八年九月廿三日　受禪（八）

同日　忠平公攝政

同年十二月廿二日　即位

承平七年正月四日　御元服（十五）

同年　改二攝政一爲二關白一

圓融院

天德三年二月二日　降誕

同四年九月一日　立太子（九）

安和二年八月十三日　受禪（十一）

同日　實賴公攝政
天祿元年九月廿三日　即位（十二）
同年十月廿日　伊尹公攝政
同三年正月三日　御元服
同年十月廿三日　辭攝政
同年十一月廿三日　兼通爲關白

近代

中御門院
元祿十四年十二月十七日　降誕
寶永五年二月十七日　立太子（八）
同六年六月廿一日　受禪（九）
同　九條輔實公爲攝政
同七年十一月十一日　即位
正德元年正月一日　御元服（十一）
正德六年十一月一日　改攝政爲關白（帝御歲十六）

櫻町院
享保五年正月一日　降誕
同十三年六月十一日　立太子
同十八年二月一日　御元服（十四）
同二十年三月廿一日　受禪（十六）

同年十月三日　即位
同　二條家久公爲㆓關白㆒

桃園院
寛保元年二月九日　降誕
延享四年六月十五日　御元服〔七〕
同年同月十六日　立太子
同年五月二日　受禪
同日　一條道香公爲㆓攝政㆒
同年九月廿一日　即位
寶暦五年二月十九日　改㆓攝政㆒爲㆓關白㆓〔寶算十五〕

後桃園院
寶暦八年七月二日　降誕
明和五年二月十九日　立太子
同年八月九日　御元服
同七年十一月廿四日　受禪〔十三〕
同八年四月廿八日　即位〔十四〕
同　近衞内前公爲㆓攝政㆒
安永元年八月廿二日　改㆓攝政㆒爲㆓關白㆒

光格天皇
明和八年三月十五日　降誕

安永八年十一月廿五日　踐祚〔九〕
同日　九條尙實公爲ニ攝政一
同九年十二月四日　卽位〔十〕
天明元年正月一日　御元服〔十一〕
同五年二月十九日　改ニ攝政一爲ニ關白一〔帝御歲十五〕

仁孝天皇

寬政十二年二月廿一日　降誕
文化十一年九月十六日　一條忠良公爲ニ關白一
同十四年九月廿一日　卽位〔十八〕
同　忠良公關白如レ舊

きさらぎの六日みかどかくれさせたまひて、東宮踐祚したまふ。まだわかくおはしませば、大おとゞ、內のおとゞなどや、攝政の詔をかうぶらせたまはんといふこと、みやこにて多くさたしけるとぞ。こゝにてはさなんありけるなどいふ。おのれ考ふるに、こは安永のむかしをおもひあやまれるなるべし。すべらぎわかくおはしませども、御元服ははやうありけり。御としは十あまりむつにやならせたまはん。たれか攝政し奉るにおよばんやと、さだにいへども、猶しもうたがふもの多かりければ、むかしいまの例をしるしてみせけるなり。

○伊勢どのにいひおくるべしとて書つけける。雜刀劍問答並意見、或人安齋先生の刀劍問答をもち來りて、此書の中にはおぼつかなくおぼえはべる御說もまじれる樣なり。いかゞはべるやといふ。うちみれば、例の板にゑらせたまへるにてぞありける。こは寶曆にかゝせたまへる書なれば、まだしき御說多かり。かゝる書は祕めおかせたまひて、其門に入たるものにはみせたまひ、御ひが說をばみづから

其可否をあきらめときゝかせたまひてこそ、しかるべき事ならん。すべて近き比、御家の祕抄を板にえらせ世にあまねく施行したまふことは、あるまじき事なめりとおもへば、其御臆説の一二をろんじ、意見をしるしまゐらするなり。よくおもひめぐらし給ひて、なき御かげをはづかしめたまはぬ様にせさせ給へかし。

刀劍問答の內、
（第一條四丁裏）
勅授帶劍と申事候、文官とて武役にてなき衆は、太刀をはくことゝならざる作法なれども、勤方によりて御免を蒙りて大刀をはくことにて候。
勅して帶劍を授ふことは、納言以上に、その高官を貴びて聽させ給ふことなり。文官にて官によりて帶けんするは、中務の官人內舍人等がことなり。是をぞ勤方によりてと書たまふべし。又朝拜に奏賀、奏瑞の者に帶劍をさせたまふは、威儀をとゝのへんがためなるべし。かく其儀のとり〳〵にことなる事をこゝろえさせ給はぬにや、本文明辨ならず。
（五丁表）
柄を卷事は手だまりありてよろしき故に卷候なり。
こは兵家、擊劍者流のいふべき說にてはべるべし。柄をまくこと、更に手だまりのためにあらず。柄のわれじ料に卷ことなり。さればさやをもまく。信州諏訪の社の寶物には石突までまきたるもあり。さやに手だまりの用なきをもて御誤とはいはでもしらるべし。猶ふるきよには、野劍、長覆輪の類を專ら川ひしなり。そは柄木の上を薄金もてつゝみおほへるものなり。さて後にぞかわなどをきせて、絲もてまきたるが專になりしは、簡便に從ふなりけり。その絲は薄平なるをひねりなどはせでまきたれば、鞢をさして握らんに、なにの手だまりにやなるべき。又いま樣の柄はゆがけさしては、手のうちよくもおぼえはべらず。
（同丁ウ）
絲にて卷たるを絲卷太刀といふ。革にてまきたるを革卷太刀といふ。總名を武太刀といふ、

革卷の大刀といふ名、いづれの書にみえしや、おのれしりはべらず。されど、革にて卷たるはげに革卷太刀といふべければ、はじめて名を下したまふとも難じ奉るべきにもあらず。總名を武太刀といふとかきたまへるは、猶おこなる樣なり。

〔頭書〕山脇曰、武太刀の名目、東鑑、建久元年十二月一日、右大將家御拜賀也。〔略〕、粕屋藤太有季、〔割註〕直衣折烏帽子。」持二御劍一〔割註〕武太刀。」この說によりてかきかへてやりにき。」武事に用ゆれば、武太刀といはんもことわりなれども、劍に文武の字をおはせしこと、ふるき書にみおよばず。こは俗間に耳ちかからん料にかきたまへるなるべけれど、かくさだかに書たまひては、かへりて初學びのおもひあやまるくさにやなるべき。〔割註〕烏帽子形、鎌倉下緒、聖柄の類、證文なきことをさだかに書たまへること多し。かの寬永古實者の弊風のなごりにや。元よりそのよには大人の御說をかへさび奉るものなかりしによて、さもとおもひたまへる事をばしゐてさだめたまへるにや、英雄人を欺くとかいふべき。」

〔六丁ゥ〕式正の時は大帷の上に單直垂をかさねて着す。

こはなにゝよりて、單直垂とはかきたまひけん。足利の代、武家の着たるは皆裏打なる事、宗吾記をはじめとして諸書にみえたり。〔割註〕公方樣と公家は單直垂、武家は皆うらうちなり。」はれの時うち打に大帷大口をかさぬることも、諸書にみえたり。こは後には大人もしりたまへることなめれども、御まなびの淺きこゝろかゝせたまへるなるを、今の人しも用意せぬがつみふかきなるべし。

〔野劍の條七丁〕柄は白鮫をかく。

細劍の柄は白鮫をかけ、野劍の柄は薄金をかくるを普通とす。されば、晝御座の御劍をはじめ、ふるき野劍皆かくのごとし。〔割註〕薄金に唐草などをほりたり。」六位の黑漆の野劍、又諒闇の野劍は必白さめをかく。餝抄にぞ、尋常の野劍の條に鮫柄の例もみえたれど、こも薄金が本なれば、こと

さらにことわりたるなるべし。〔割註〕打さめは川ゆべし。されど少し品下りてみゆるものなり。又鎌倉八幡杏葉の劔は細劍なれどもうちさめをかけたり。これもれいとすべからず。」本文に白鮫とかきたまへるは、六位の黒漆をおもひ誤りたまへるにや。

(同條)鞘は紫檀地、又は沉。

こは細劍の鞘に混じておもひ誤り給へるなるべし。野劍のさやは沃懸地にして、蒔畫あるは螺鈿の文あるを普通とす。木地の野劍は、近衛の次將が行幸の供奉に帶すること見えたり。こは文官ならねば、野劍をはくによりて、こと更に用意したるなるべし。普通の例とはすべからず。

かく七條のうち、わづかに紙四枚が中に御誤とおぼゆる事、五ケ條ぞありける。卷末にいたりては、はたみそ許もあるべし。中にはゆるし奉りがたき御說もあれど、こと／＼く論ぜんはものぐさければとゞめつ。こはおのれ行義が、才のすゝめるにはあらじ、時代のうつろひにて、明和、安永の博士は天保、弘化の初學、天保、弘化の博士は又後のよの初學なるべし。されば、その後たるものは、先人の力によりて猶更に廣くまなびふかくたどりて、先人のたらぬは補ひ、のこれるはあげて、もしひが說あらば是を正し、其臆說の世に流れぬ樣にこそしたまふべきを、みだりに梓にゑらせて、すぎ給ひにし面をはづかしめたまふことは、なきみ魂も必やすかるまじと、遠く推量り奉らるゝなり。

そも／＼太平の後、足利家の手ぶり一變して、武家の禮法、弓馬の故實、小笠原長時、貞慶朝臣の流、小池岩村が說世に行はれ、吾先師水嶋卜也、伊藤幸氏等これにつぎて普く師範して、天が下に行はれざる所なし。〔割註〕流派の名のかはれるはあれど、事實は皆ひとしきなり。」しかるを、君美朝臣、貞丈先生、古今の史書を通覽したまひ、頑愚の臆說を破り、こゝにいたりて此道やうやく一變し、半は正に歸したる事、まことにそくばくの功なり。數ならねど、吾父故辰方、伊藤の家風をつたへぬれども、其一家にかたぶかず。貞春先生の門にも入て、古書をつたへ、專ら古を心にかけ、又やむ事な

坤一。〔略〕、」又云、天安二年八月甲子。夜葬二大行　皇帝於田邑山陵一。殯葬之禮一如二仁明天皇故事一。一三代實錄云、天安二年九月三日辛酉。〔略〕、是日大行　皇帝晏駕之始盈二七日一。遣二使於近陵諸寺一。修二功德一。〔割註〕私云、皇帝缺字之法違二令條一。本書の體をうつすなり。」萬葉集卷一云、大行天皇幸二于難波宮一時歌。倭戀寐之不所宿爾情無此渚崎爾多津鳴倍之哉。〔略〕、」又云、大行天皇幸二于吉野宮一時歌。見吉野乃山下風之寒久爾爲當也人夜毛我獨宿牟。

西朝例　前漢書六十八霍光金日磾傳云、受二皇帝信璽行璽大行前一。〔割註〕孟康曰、漢初有二三璽一。天子之璽自佩。行璽信璽在二符節臺一。大行前昭帝柩前也。韋昭曰、大行不レ反之辭也。」後漢書孝安皇帝紀曰、又作二策命一曰。惟延平元年秋八月癸丑。皇太后曰。咨長安侯祜。孝和皇帝懿德巍々光二于四海一。大行皇帝不レ永二天年一。〔割註〕前書音義曰。禮有二大行人一有二小行人一主二謚號一官也。韋昭云、大行者不レ反之辭也。天子崩未レ有レ謚故稱二大行一也。穀梁傳曰。大行受二大名一。風俗通曰、天子新崩未レ有レ謚、故且稱二大行皇帝一。義兩通。」史記李斯傳曰、胡亥喟然歎曰。今大行未レ發。喪禮未レ終。豈宜下以二此事一干中丞相上哉。文選宋文皇帝元皇后哀策文〔割註〕顏延年。」曰、惟元嘉十七年七月二十六日大行皇后崩二于顯陽殿一。〔割註〕周書曰、謚者行之迹。是以大行受二大名一。細行受二細名一。風俗通曰、皇帝新崩未レ有二定謚一。故總二其名一曰、大行皇帝、行下孟反。」

○喪葬私論　送終居喪の禮は、孝道のとぢめにて、聖人これをおしへ、王者制を立給ふ。いその上ふるきよの事をおもへば、天皇崩りませば天下素服をき、かなしみをあげ、誄白し慟哭し、萬機の政を廢し、殯宮につかへて哀戚の情を盡せしなりけり。垂仁天皇殉をとゞめ、死をもて生をやぶることを禁めたまひ、推古のみかど薄葬を遺詔したまひて、人民を煩はす事を停めたまへるより、くれ竹の代々を經るまゝに、やうやく簡便にのみしたがひゆき、中つ世に至りては、よはひかたぶきぬれば、かけまくもかしこき天皇も御位をさりて出家したまひ、人臣皆官を辭し仕を致て佛道に入ざるはなくして、

つゐに葬送の禮を釋氏に委任すれば、皇朝の古風ひたぶるにすたれたるなり。又物部の家は、戰國の間にありて哭泣擗踊しては、かへりて國郡を失ひ祭祀を守ること能はず。この故に昨日敵のために父討るれば、けふは子戎衣をき、兵馬をとゝのへ、弔ふに戰をもてし、奠るに首をもてせし名殘にて、太平のいまも喪禮をおさむることなく、唯忌服の制のみぞ嚴にありける。〔割註〕服とはいへど凶服はきず、たゞけがれをさくるのみなり。」そも〳〵、生は人のよみするところ、死はにくむところ、常にいみ憚るが人情なり。まして親などものしては、其方の書みるさへおそろしきこゝちしつ。おぼつかなくて過る人多かるべし。おのれ行義、藤衣着にけるころ、もとより數ならぬ身ながらも、ほど〳〵の心しらびはしつべきを、かなしさにうちまぎれ、よろづに怠りぬる物から、おさなき時よみはべりし、むしろ戒めとかいひけんことを、なまじゐにさりぬべきことゝおもひ出て、土庇にも居ず、粥ばかりも喰ざりし。しかのみならず、とく情を奪てつかうまつるべき仰言を賜はりぬれば、五十許にて墨染もぬぎすてぬるは、今おもへば罪ふかく口おしかりける。ことし帝かくれさせ給ひぬ。うちつゞきて、女院もはかなくならせたまふ。我君さへうせさせ給へば籠り居侍るに、大かたよの中あはれにて、ふるき書みても、其筋にのみ目も心もつくまゝに、上は神武の崩ませしより、天保、弘化の諒闇にいたり、又后の宮をはじめ、王公庶人の禮をも書集めて、類聚儀式に加んとするに、月日はすぎやすくて、君の御はてにもなりぬれば、何くれと事しげきに書さして止ぬるなり。いでや喪葬は禮の大事とはおもへど、新玉の春などは、げにいま〳〵しくて、又しも筆を染べき心地もせねば、其まゝ清書しつるは必誤も多かるべし。おのれから書をみねば、つくさゞることも少なからじ。むかし凶儀を主りしは、土師の宿禰、いまこの書をかけるは耻の首かも、穴かしこ。

丹治行義

こは本書のはしがきなり。本書は七八卷になりぬれば、うるさくてみる人もあるまじければ、べち

に大むねをこゝにしるすなり。

謹て考ふるに、磐余彦天皇春三月崩じ給ひて、明年九月葬し奉れば、殯宮に御座す事十九ケ月、此間庶兄手研耳命逆謀すれども、諒闇の間刑罸を行ふ事を得たまはず。山陵の事畢て殺レ之給へるをみれば、一年半の喪としるべし。いにしへ殯宮に御座す間、日々に擧哀慟哭して哀悼を盡し、斂葬既畢而平日に復すなり。天武天皇崩りませし時は、殯宮に御座すこと三年、〔割註〕朱鳥三年九月崩、持統二年十一月葬。」正朔節日にあふ毎に、皇太子公卿百寮を率ひて、先殯宮に詣て慟哭し誄白し、あるは奠を進め歌舞を奏し、僧尼もともに發哀し、蝦夷は調を負ふて誄し哭し、山陵は皇太子自ら公卿、百寮、國司、國造、百姓男女と共に築きて葬し奉り給ふ。皇朝三年の喪は此事ぞ行ひたまひける。されば服紀は、その上たしかならず。神武天皇は十九月、綏靖天皇は十八月にして御葬訖れば、此間を服紀亮陰とすべし。其後更に定りなし。こは繼體の天皇哀情既盡て、斂葬し訖るを期とせしなれば、其哀感の淺深によりて、何月の多少あるもうべなるべし。さて後ぞ、一年とさだめ給へるなり。喪葬令云、凡服紀者爲ニ君〔割註〕謂ニ天子一也。」父母及夫本主ニ一年云々。しかあれど、文武天皇は遺詔して擧哀三日、凶服一月としたまひ、稱德の諒闇には遺詔なければ、例によりて一年と詔のらせ給へど、七々齋畢て服をぬぎ吉に從がひ給へり。〔割註〕このことしさいあるべし。」光仁の御門崩じ給ひし時、凶服六月と定めたまひしを、又一年にせさせ給へど、神の祟によりて止ことをえたまはず。八月にして吉に從がひ給ふ。〔割註〕天應元年十二月崩じ、延曆元年八月吉に就たまふ。」

諒闇とは天皇の喪をいふなり。綏靖天皇紀云、至ニ四十八歳一神日本磐余彦天皇崩。時神渟名川耳尊孝性純深。悲慕無レ已。特留ニ心於喪葬之事一焉、其庶兄手研耳尊行年已長。久歷ニ朝機一。故亦委レ事而親レ之。然其王、〔略〕、遂以ニ諒闇之際一威福自由。〔略〕、至ニ於山陵事畢一。〔略〕、神渟名川耳尊欲ニ以射ニ殺手研耳尊一云々。後世以レ日易レ月の制によりて、服をぬぎ喪の禮はとゞめ給へども、心喪の間を猶

諒闇といふなり。

諒闇。論語朱熹注。天子居レ喪之名。未レ詳二其義一。孔安國尙書注。陰默也。居レ憂信默三年不レ言。禮記鄭玄注、作二諒闇一。言居二倚廬一。諒古作レ梁。楣謂二之梁闇一。三代實錄、不レ云二服喪三年一而云二諒闇三年一。此釋レ服心喪之文也。云々。是晉杜預が說によるなり。考ふるに、信默の義とする時は、不言の二字重詞也。諒古作レ梁。一變爲レ亮。再變爲レ諒云々。も甚まはりくどし。杜預が心喪は義通ぜるに似たれども、いまだ心喪の制きこえず。既諒闇の名あり用ゆること能はず。そも〳〵、亮陰は天下の大儀、古今の通稱也。朱熹が未レ詳二其義一亦ゆるしがたきに似たり。故におのれ臆說を發す。亮諒共に信也。陰闇共に暗なり。天子居レ喪百官廢務、則天下諒闇らし。されば深草の諒闇に、康秀が照日のくれしとよめり。又哀情の深切なるを以て、心中朦々明らかならず。故に亮陰といひ、諒闇につくる。皇朝みものおもひと訓せり。〔割註〕庶人はおもひにゐるといふ。」今俗天皇に諒闇を稱し、庶人に朦中といふ。義通ぜりとすべし。

諒闇の間は、諸儀式は行はれず。神祭はしたまへども、天子自ら事を取給はず。諸司をして祭らしめ給ふ。本書をみてつばらにしるべし。

着素服擧哀とは、素服は天皇をはじめ奉り、王公、百官、國司、郡司、天下の百姓、みな布のすみ染をきることとなり。擧哀る事は、王公は殯宮、或は殿の前、百寮は建禮門の前、〔割註〕儀式には王公百官皆應天門の内とみえたり。」諸國は廳前に會集して、日毎に三度、限るに三日、擧哀の禮をせしことなり。〔割註〕素服のこと下にしるす。」

誄といふは、戀慕哀情にたえず、生前の善行を讃美してくり言をいふ事なり。〔割註〕周禮注、司農曰レ誄。謂積二累生時德行一。文選注誄者累也。言人死後累二其德行一云々。」しかるに、後にはたゞ御諡を奉る事のみなれり。されば誄諡とつゞけていふなり。〔割註〕こも本書に書紀以下抄出したり。」

神祭を廢すること能はず。天位を曠うすること能はず。やむことをえずして、吉に就たまへど、みこゝろの中安からねば、猶一年の間は喪の如く愼ませたまふを心喪といふ。又諒闇といふ。〔割註〕まへにもいひしごと、心喪のことのみをいふにはあらず。」上古は人民淳素にして、天位を曠し、百官務を癈めず、旬月を經、あるは冢宰にきかしめても、事の煩なかりしを、世下れるまゝに、一日萬機百官職掌をかくこと能はず。奪情して以レ日易レ月の制を立て給ひ、十三日にして錫紵をぬぎ、本殿に還御し、百官も從て吉服を服し、諸國は符のいたるまに〳〵、吉にしたがへども、心喪の制を詔して、宴飲作樂美服を停めたまへば、素服は釋げ共、たゞ繒の皀衣をのみきるなり。〔割註〕綾羅錦綺をのぞき、繒練の類を用ひ、美色を停めて、皀橡靑鈍鈍柑子萓草淺紅等を用ゆるなり。」この心喪の制は、光仁の帝崩御の時、桓武天皇詔曰、〔略〕、其諸國釋レ服者待二被使到二被二潔國內一。然後乃釋。不レ得三飲酒作樂齊二雜彩一云々。〔割註〕後には飲酒を宴飲に作り、雜彩を美服につくれり。」聖武天皇の崩じ給ひし時、一年殺生を停めたまひしも此心なるべし。〔割註〕以レ日易レ月、文德實錄以下に見ゆ。」

。。殯宮もかりの宮、又かりもがりとよめり。〔割註〕古事記天若日子崩りませし時、喪屋を作るといふ。このことなるべし。」書紀にまさし〳〵殯宮を設し事は、仲哀天皇崩ぜし時、豐浦の宮に殯し給へることをしるされたるがはじめなれども、神武天皇崩じたまひて後、十九ケ月を經て葬し奉れば、この間正宮に御座しますべくもあらず。殯宮に移し奉りしとしるべし。〔割註〕さはいへど、上古は宮室もその主失玉へば、あらしすつれば殯宮なきもしれず。」殯宮の體制いまだしらざれ共、こゝろあてにおもへば、いまの龕龕堂これに比すべし。正宮一宇にしてめぐりに大垣あるべし。されば大あらき共いふなり。なき御からを御棺におさめ槨に入れて殯宮にうつし奉り、饌を供し哭泣し、誄白し奏樂などして、生時につかうまつるごとくして情をつくすなり。この殯宮他所に立たることもあれど、宮北あるは南庭に設くるを尋常とすべし。元明天皇よりこなた殯宮をつくらず。この禮を廢し、とく葬し奉るは簡

便に從がふものなり。但この殯禮を設くることは、天皇に限りて王以下つくる事をえず。孝德天皇制をくだしたまへるなり。

葬送の禮も上古の事はしりがたし。聖武天皇の御葬は、佛法により給へば、本朝の古禮としがたし。こも心あてにおもへば、殯宮におはしましゝ御櫬を轜輿にのせ奉り、供奉の輿丁にかゝせて、方相氏は前に有て行べし。喪葬令をみるに、親王一品、鼓一百面、大角五十口、小角一百口、幡四百竿、金鉦鐃鼓各二面、楯七枚とあれば、天子はこれに倍すべし。香輿、火輿、御前火等もあるべし。群臣すべて陪從すべし。但新帝皇太子の御葬所に會し給ふをみず。〔割註〕天武の御葬には、皇太子も供奉せられしなるべし。」

崩薨の事きわまりなば、吉事次第略儀等にかきたる手ぶりにすべし。げに葬は藏なり。なきがらはすべて人のみざらん様にすべし。されば、たゞふしたるまゝにて、けがれたるものあればとりすて、さりぬべき衣おほひなどして、さて入棺すべし。沐浴もすべからず。祕めぬべき所をあらはにして、必はづかしむべからず。故衣を撤して新衣にあらため、玉をふくましめ、名あるたち、帶、金銀、珠玉の類おさむることなかれ。〔割註〕ふしながらおさむべし。端座合掌せしむるにおよばず。又端座して死したらば座棺を用ゆべし。更にふさすべからず。」今のよの手ぶりは、魚などを調味する時のごと、そゝぎ流し前もしりへものこりなくあらふ。むつまじき限の人のする事ながら、いかゞは心の外ならざらん。又そのとかうものする人のこゝちもたゞにやはあるべき。誠にやくなき事なり。されど、この沐浴の事も左經記にみえたり。〔割註〕後一條院の御事の時なり。」

垂仁天皇殉をとゞめて土物にかへ、死をもて生をやぶることをいましめ給へるは、誠に仁慈のいたり。後代是に效ふ。天皇の御めぐみ千歳のたまものなり。新君につかへて忠をつくす。むべなるべし。されど、故君に又なく寵をえて時めきぬるも、新主任用せざれば、一朝に時を失ひ、いきほひおとろ

へて、かたへの人にもあなづられ、かろめられ、ついになき御かげを耻かしむるにいたるべし。又さばかり心ふかく契りかはすとも、まだきに夫におくれ、しかもこのよにかゝるたのみもなきが、中々にながらへば、ついには貞操を失はん。げに忠孝節義も、行末まではかたきならひにて、けふをかぎりにとぢめんはかへりて安かるべければ、殉も亦理なしとすべからず。〔割註〕制をおかして死にしたがへといふにはあらず。ひとへに殉を非としがたきをいふのみなり。」

火葬し奉る事は、持統天皇をはじめとす。文武、元明、元正、すべて御火葬なり。葬司に御竈を作る司を任じ、こゝに火葬して御骨をひろひ、又別所に移して山陵をつくる。元明天皇は遺詔して、其御火葬の所に山陵をつくらせ給へり。又火葬ならざるも多し。〔割註〕後世御火葬にはあらざれども、寺門にまかせ給へれば、御火屋を設け、荼毘し、火葬の手振をまぬかれたまはず。」また宇治稚彦皇子淳和天皇は粉葬して陵墓を封せず。陵墓なくては臣子仰ぐ處をしらざるべし。こやあまりになごりなきわざなりけり。

倚廬は正殿をさけ、延暦には西廂に居たまひ、大同には東庇にうつろひ給ひ、嘉祥には宜陽殿の東庭に設け給ふ。〔割註〕宜陽殿の東ひさしにさしかけ作らせたまへるなるべし。こは倚廬の儀にあたれるなり。」板敷を切下げ、あしのすだれ、布の帽額、おろそかなるおましにいをやすくね玉はず。美膳を停て御かゆをまゐらせ、墨染にやつれ給ふ。萬乘の聖主といへども、御父母の爲にはかくのごとし。かたじけなくあはれなりけり。

王公以下庶人の喪に居る禮制、すべてことなる事なし。庇の板をはなちて土殿にし、〔割註〕榮花物語に、土殿の事みゆ。又源氏物語に、下れるひさしとみえたり。」藤衣を着、調度食器もくろくぬりて用ゆ。律を考ふるに、父母の喪をかくして哀をあげざるものは徒二年、身自嫁娶するものは徒二年にして離ち、子をうむものは、〔割註〕十三月の間に懐姙するをいふ。服闋てうむと

いへども、服の内に姙めるものはおなじ。」徒□年、釋レ服從レ吉一年半、哀を忘れて樂を作し、あるは人になさしめてきくものは一年半、雜戲をなすものは杖八十、吉席に交り預るものは杖六十、以外の喪輕重くだ〳〵しければもらしつ。〔割註〕以上のこと、すべて本書につぶさに古書を抄出したり。」君父母及夫本主の爲に一年と令に定められたれども、國史をみるに、三年喪に居し孝子もあり。父母の喪には官を解き任を停められたれば、心のまに〳〵年月を經んもうべなるにや。女はまして供奉の身にあらざれば、終身たゞ亡夫の冡墓につかへて、世事をかへりみずとも、國家の爲に損害なしとすべし。されば父母の喪には假日を玉ふの制なし。古にも情を奪て職に從ふ制もあれど、服解して數月を經、あるは終に復任せざるも多し。五旬の忌すぎぬれば、必除服の宣下をかうぶり、出仕復任する事は、やゝ後の手ぶりなるべし。又女は〔割註〕釆女、刀自、女官、女孺。」五旬の後も除服の宣下をかうぶらぬよし、後水尾院年中行事にみえたり。

父母の喪ならぬには假日を賜はり、其假の間はこもり居、假訖れば出仕して職に從ふなり。〔割註〕凶服不レ入ニ公門ー。吉服をきて職に從ひ、家に歸ては、また服制をおはる、儀制令にみゆ。」又父母の喪に五旬を限りいみ籠りゐる事は、いつのよより初りけるにや、かの釋氏のさかりに成にしより、七々忌などいふこと出來て、御忌にこもるとて、親族近習の男女房、さるべき僧侶もこもりて、壇たてゝ念佛唱名し、經よみなどして、御はてにいたりぬれば、皆まかでちる。后も本家に出給へば、女御更衣もおのがさま〴〵なり給ふなり。されば後撰集に、いまはとて飛わかるめる村鳥のなどよめり。わたくし樣にてもこれにおなじ。

遺詔して停ニ素服擧哀ー。百官釐務如レ常せさせ給ふことは、持統天皇に初れり。されど、遺詔なければ素服擧哀例の事なり。さて山陵、國忌、荷前等の事も、遺詔の例とせり。今は時勢のやむことを得ず。こゝにいたるも口おしきなり。

薄葬從ニ儉約ニと遺詔したまふことは、推古天皇崩じ給ひし時、五穀不レ登。百姓甚飢たれば、興レ陵勿ニ厚葬ニとて、竹田皇子の陵に合葬せさせ給ふ。持統天皇も停ニ素服擧哀ニ百官釐務如レ常。喪葬務從ニ儉約ニと遺詔したまふ。元正、嵯峨、淳和の帝も同じく遺詔あり。淳和天皇は國忌荷前をもとゞめたまへり。聖武の帝は佛道に入給へば、葬送の儀佛を用ひさせ給ふ。嵯峨の帝は別に送終とて、儉約の制をたて給へり。これ皆聖武の遺詔にして、人民を煩はし給はぬ御いつくしみより出たることなれば、頗御美事なれども、萬乘の君かくのみ葬を薄し、喪を廢し、情を奪て簡便に從がはしめ給はゞ、天下の百姓たれか喪をつとむるものあらん。終に孝道を失ひ、愼終追遠の禮永くすたれぬべし。しかるを、後世效ふて遺詔の例としたまふはいかにぞや。〔割註〕我ともがらに至るまで、遺訓によりて葬送は儉約に從ふともよしとすべし。從て居喪の禮を失ひ哀をわすれんはつみあさからぬなり。」

天皇崩ずれば、衞府先着甲帶仗して內裏を警衞し、また三關を固守して、人を擁滯し民を煩はす。こは大行天皇の御德化及ばず、儲嗣の御器もいかゞあらんとき、止事を得ずして、こゝに至りしを、喪禮の一つとおもひたまへるにや。今の世はもとより、露斗の御うたがひもあるまじきに、必此事をせさせ給ふは、いみじき御ひがごとにてはべるべし。これをばせさせ給はず、素服して擧哀の禮をば再興せさせ給ふべきことなり。

天皇倚廬におはします間凶服をふくす。これを素服といふ。又錫紵といふ。錫は五音集韻に、思積切、音昔。細布也。禮雜記加灰錫也。注取レ緦以爲レ布。又灰治之則曰レ錫。言錫然滑易也。儀禮大射儀羃用レ錫若レ絺。注錫細布也。疏謂ニ之錫ニ治ニ其布ニ使ニ之滑易ニ也云々。此文をもて考れば、錫は細布の滑易なる、則金鐵の間錫の質柔弱なれば、其義をとるもの歟。紵も亦麻布なり。錫紵を服すとは、麻の御衣を着御したまふ御事なり。素服は日本紀にあさものみそと訓ず。〔割註〕日本紀仁德紀素服みゆ。是はじめなり。」釋名素朴素也。已織供用不ニ復加ニ巧飾ニ也。しかれば、素は織出せるまゝなる布

をいふべし。〔割註〕素は繒の様なれど、こゝは布と心得べし。」喪葬令義解、錫紵細布即用二淺墨染一也云々。抑天皇といへども、考妣の御爲には深墨染を着御し、傍親の御爲には淺墨染を服御し給ふべければ、義解委しからざるに似たり。但義解の比、重服も亦淺墨染をきしもの歟。西宮記等疑ふべきことあり。〔割註〕本書をみるべし。」又仁徳紀に、素服烏レ之とあるを、書紀通證には烏を爲の誤字とす。かくのごとくすれば、文章は讀安けれど、改めざれば讀ざるにもあらず。素服を御弟の爲に、いと烏(クロ)く染給ひ、哀をあげ哭ひ給ふとよむときは、其意味大に深かるべし。上古烏字を用ゆる例、烏装横刀、烏油腰帶、烏(クロ)皮舄の類多し。烏帽は今に用ゆ。其錫紵色目は古書區々なり。たゞ天保、弘化の服御を本とすべし。

心喪の御服、諒闇の御さうぞくともいふ。本殿に還御ましませばこれを着御す。无文御冠、〔割註〕垂纓又縄纓ともみゆ。錫紵の御冠無差別ともあり。」御引直衣、黒ぞめ平絹、御袴柑子色、御小袖は鈍色、御末廣は骨は黒つやなし。〔割註〕又は白橋。」鈍色地紙、〔割註〕又は花田。」

王公以下庶人の着し素服、其體製しるべからず。をしはかりには、黒布もて位襖の如く裁縫したるものか。〔割註〕錫紵わきあけなり。臣下も襴は加へざるべし。」これを汗衫の上に着たるなり。さて遺詔して素服をとゞめたまひ、後世はたゞ大行天皇親昵の公卿侍臣、或は倚廬に出入する近臣に賜ふて着せしめ給ふものは當色なれば、諸司の小忌の如く前後短かく成たるより。左經記に議して袍の上にきたり。後世図あるは位袍の上にきる事になれり。又私の喪にも喪服をきるなり。色は黒染なるを、素を白とおもひて白布を用ゆるは、皇朝の古風をしらぬなりけり。〔割註〕素はあさの事をいふこと前につぶさなり。」喪服をきる時は、無文冠、〔割註〕卷纓、又縄纓。」黒染布袍、〔割註〕是則素服なり。後世はこの上に又素服をきる。」同じ半臂、下襲、表袴、〔割註〕裏柑子色。」單、〔割註〕柑子色。」を用ゆべし。愚昧記の說によれば、袍は黒染絹、半臂以下鈍色の平絹を用ゆるなり。されど、天皇既布を着

御し給ふ。臣上の道おなじければ、絹をきてはやすかるまじきなり。牛角帶、黑造劍、〔割註〕白革裝束。」赤舃、〔割註〕王公黑革。」父母の喪には黑布冠、〔割註〕繩纓。」黑布表衣、〔割註〕直衣を褻服とする人は、袍の如く裁縫すべし。かり衣直垂を尋常にきる人は、又それを服用すべし。」繩帶、黑布袴なるべし。五旬の後は、いろいさゝかあさくするもくるしからず。其まゝきるもこゝろのまゝなるべし。輕服は無文冠、〔割註〕卷纓。」黑橡あるは淺墨染、麁絹の表衣、鈍色或は淺黃のきぬ袴を用ゆべし。

女房も重服には黑染布小袿、同裳、かうじ色の袴、輕服には淺墨染小袿、にび色の衣、同じ裳、萱草色の袴なるべし。〔割註〕以上本書に古書を抄出したり。是をみてしるべし。」

天皇崩じたまひぬれば、大臣等璽劍節符を東宮に奉るといへども、皇太子哀情にしのびたまはず。即位のみこゝろなくして旬月を經れば、猶令と稱し、啓といひて、天下主おはしまさぬに似たれば、臣下再三請ひ奉り、やむことを得玉はず、諒闇の間に即位したまふ。後世は璽劍を奉るを踐祚といふ。〔割註〕踐祚と即位と事實名稱別になれり。」たちまちに新帝となり給ひ、詔勅と唱へ、奏といふ。諒闇て、吉月良辰をえらび大に賀禮を整へ即位し給ふ。いにしへ桓武のみかど、光仁天皇の諒闇終りぬる明年賀正の禮を停め給ひしとは、可否我ともがらの議すべき所にあらじかし。〔割註〕桓武詔曰、禮制有ㇾ限。周忌云畢。元會之旦。事須ㇾ賀ㇾ王。但朕乍除ㇾ諒闇ㇾ哀感倘深。霜露既變。更增ㇾ陟岵之悲。風景惟新。彌切ㇾ循陔之變。來年元正宜ㇾ停ㇾ賀禮ㇾ云々。」

考ふるに、朝拜即位はまことに天下の大禮なり。いまは朝拜はたへぬれば、即位の禮をだに大に行ふべし。若諒闇の間にこれを行ひ給はゞ、萬に事そぎて心ゆかぬけしきにて、天下の大禮かくるに似たるべし。されば、諒闇畢て行ひ給ふも止事を得ざるなるべし。文武の百司玉の冠に綾羅をかざりつかふまつり、また闕束をはじめ大小の諸侯、使をさして慶賀をさゝげ奉れば、誠に名ごりなきよの中と

なりぬべければ、こたび明年二月諒闇おはりぬれども、秋にいたりて即位の禮を行ひ給ふは、かの大同の昔にかよひたまへる聖斷なりと仰ぎ尊び奉るなり。
今は天皇の御葬送に方相もたゝず、楯幡もたゝず、行樂もせず、轜輿にだに奉らず。人臣のごと、御車にて牛にひかせて送り奉る。死を稱すること、鹵簿とゝのはずして、天子の尊をうしなふものなり。是をきくごとに魂寒からざる事なし。死を稱すること、天皇を崩と稱し、皇后、大后を薨と稱せしを、天平勝寶に大后を崩と稱し、延暦に皇后を崩と稱せしより、三后も亦崩と稱する例になせり。皇太子以下三位以上を薨と稱し、四位五位を卒と稱し、庶人を死と稱す。其逝去、他界、遠行等の異稱は、禮家のしるところにあらず。但書紀に、日本武尊を崩と稱せしは、別勅に天子に擬せしめたまへるにて、後代の例とすること能はず。弘化三年十二月松岡丹治行義謹識。

○三上和州え素服の事いひやりたる返書。

此度素服白布にて出來、黑色に可レ有之處、如何の御調に候哉、御不審之趣承知仕候。則御申越の御引書共拜見仕候。仰之通黑色、橡、ふしかね等、古來制法に御座候。素服制の儀、文化十年度、後櫻町院御凶事の節御再興、是迄賜二素服一と有レ之候得共、喪服〔割註〕黑染。」袍、狩衣を被レ下候。素服は不レ被レ下。文化度より素服喪服兩樣共賜レ之。天保兩度同樣に御座候。
錫紵並喪服は布黑染勿論に候。素服の制は如レ形小忌と申樣なる裁縫にて白布なり。吉服にても、喪服にても、着用の上に又素服、或當色を着用候事、倚廬供奉の公卿、殿上人以下、吉服の束帶の上に賜ひ候素服を着、橡、宣下の後、更に亮陰服を賜る。賜二本所素服一と有レ之方は、吉服の上に白布の拜領の素服を着し、倚廬渡御の後、又御葬後喪服を賜候。又院中にて本所の賜二素服一人々御葬送の當日、喪服の上に素服着用候。如レ是次第故。前々より素服と有レ之候は、當時の喪服の事と相見え候。方今素服と稱候品は、吉服喪服に不レ拘、喪事に隨從の者へは賜レ之候。於二地下一は當色と稱

候。素の字儀色の黑白の論は差置、文化以來御凶事に被ㇾ用ㇾ之候儀に御座候。御申越の素服と申候品は、記文の通布黑染勿論にて、當時の喪服に相當候樣に存候。乍ㇾ去此度にても、准后敏宮御素服着御と申儀も有ㇾ之、是は布黑染御小褂、〔割註〕裏無。」布柑子、色御袴、〔割註〕裏無。」左候得ば、素服と稱し黑染も被ㇾ用候。男子の服にても素服と稱し候て、素服を不ㇾ用、只布黑染の喪服のみ着用候儀も有ㇾ之、近年鷹司入道准后薨去の節、御葬主以下喪服斗素服なし、又三條前內府薨去の節は、喪服素服共被ㇾ用、其外家々不二一通一區々に候。尙御勘考有ㇾ之度有增御答まで得二貴意一候。

○衣冠掛緒之事　靑山下野守樣より御尋に付、悴重三郎より御答申上候書面。

御衣冠御襲無ㇾ之節は、御冠懸緒、侍從以上紫組掛を被ㇾ成二御用一候事、普通の事に御座候。尤組掛は蹴鞠より出來候事にて、飛鳥井、難波兩家の門弟に相成、右兩家の執奏にて、勅許を被ㇾ蒙御用に相成候儀に御座候得ば、畢竟略儀に御座候間、御束帶、又直衣衣冠にても、衣單を襲候程の晴の時は、必紙捻を被ㇾ成御用候事に御座候。前文申上候通、御襲無ㇾ之御衣冠之節は、組掛普通の儀に御座候得共、一體紙捻之方本儀に御座候間、御法事等の節、紙捻御用に相成候ても、御不當の事には無二御座一と奉ㇾ存候。

右之書面次郎太郎歸宅後一覽仕候處、相違の儀も無二御座一候間、別段私よりは不二申上一候。

一御老中樣　御法事之節、衣冠御冠掛緒必紙捻被ㇾ成二御用一候事の趣申出候者も有ㇾ之由承及申候に付、猶亦爲ㇾ念御近例の處夫々問合申候處、大久保加賀守御勤役中水野越前守樣、土井大炊頭樣御勤役中紫組掛被ㇾ成二御用一、紙捻被ㇾ成二御用一候儀は無ㇾ之趣、御衣文方より申越候。間部樣、井上樣御勤役中、御法事の節、私手先より組掛調進之儀も御座候間、是亦御用の事相違無ㇾ之と奉ㇾ存候。

大久保加賀守樣御衣文方

山　本　啓　助

水野越前守樣　　田口惣右衛門

土井大炊頭樣　　田中太次右衛門

「水野越前守樣御勤役中御書下ケ、惣右衛門へ
總テ御法事書付ニ衣冠、但下襲無レ之ト出候節ハ、内衣ノ上ニ直ニ袍ヲ上ケ候事、此事ハ紫ノ組掛ノ事、文政管絃ノ節ハ單衣冠ト有レ之、、、、冠掛緒紙より可レ用事。右ハ下野殿、加賀殿、被レ申候。
自分留候事故心得ニ申付置候。」

山本啓助書面

拜見仕候。益御安泰被レ成ニ御座一奉ニ恐賀一候。然ば掛緒之儀御問合被レ下承知仕候。先代勤役中、御法事等之節、衣冠着用被レ致候得ば、必紫組掛相用申候。勿論御同勤樣方何れも御同樣に御座候。襲衣冠の節も組掛かと奉レ存候得共、是は只今聢と御答も申上兼候得共、襲無レ之節は、前文之通紙捻用候事は一切無ニ御座一候。左樣御承知可レ被レ下候。〔割註〕下外用事略レ之。」正月廿五日

一文政六年　營中管絃の節、御衣冠に衣單御着用に相成候に付、御冠掛緒紙捻御檜扇被レ成ニ御持一候事の趣、大久保加賀守樣え申上候處、加賀守樣御思召には、組掛不ニ相用一候ては、侍從以上勅免の眉目無レ之、且侍從四品の差別にも拘り候事故、猶參向の堂上えも相尋可ニ申聞一旨、御内々被ニ仰付一候に付、亡父清左衛門より廣橋一位殿え相伺申候處、兼々清左衛門覺悟の通、直衣衣冠も衣單襲候晴之時は、紙捻懸緒檜扇相用候。下官、甘露寺等も其分に候。併九條殿門流は衣單重候ても、多組掛被レ用候間、今度參向の内にも、組掛被レ用候人も可レ有レ之との御答に付、其段加賀樣え申上候。

其節關東御一統紙捻御用に相用候。參向の堂上の內、德大寺殿、綾小路前中納言殿組掛、花園殿は琴の緒、其餘は總て紙捻に御座候。且、公方樣御烏帽子、直衣、衣單、御襲有レ之紫の組掛、內府樣右同斷御掛緒無レ之、水戸樣、御三卿樣紙捻、紀州樣御組掛被レ成ニ御用一候。

一前文申上通、下襲無レ之衣冠組掛普通之儀に付、外樣御譜代侍從以上之御方々、高家は五位侍從まで、都て組掛御用の事に御座候。

前文御答申上候證文

衣文備忘〔割註〕公邊御衣文掛の覺書也。」

一御紙捻掛は、御束帶並御襲衣冠之節上ゲ候事也。

一御掛緒之儀、高倉家え相尋申候處、御衣冠の節、御冠の御掛緒御組掛上可レ申事也。御直衣にても同樣也。但御衣冠に御單被レ爲レ召候節は、御紙捻上可レ然の旨答有レ之候。都て御冠の掛緒は御紙捻本儀也。御組掛は略儀也。

一御單被レ爲レ召候節、御冠に御紙捻上ゲ候と申事は、襲御衣冠の節の儀也。又、文昭院樣御年忌の節、御直衣被レ爲レ召候節、御單御襲も被レ爲レ召候。此時は御組掛上ゲ候御例も有レ之候。〔中略〕、又御衣冠と許被ニ仰出一候節も、御上の御裝束は御直衣冠御直衣兩樣の內着御也。御衣冠御直衣雖レ着御襲被レ爲レ召候事極りたる儀也。御衣冠着御御紙捻上の御直衣着御御組紙上の當時の例也。東武裝束抄云、襲衣冠着用、〔略〕、先冠掛緒紙捻。柳營直衣ニ組掛、位袍ニ紙捻上樣ハ束帶ニ同ジ。不襲衣冠着用、〔略〕先冠懸緒公卿ヨリ侍從マデ組掛也。四品以下紙。」里栗問答、〔割註〕問、淸水御館里見左馬太郎、答、高倉家雜掌粟津大和守。」衣冠之次第、冠束帶と同樣、但紫之組掛。

〔答〕飛鳥井家、難波家ヨリ被レ免候人ハ此通、無レ左人は紙捻。右之書面差出候。

紙捻掛緒並組掛　台記、保延二年十一月二十五日、予可レ蒙ニ任大臣宣旨一也。仍早旦參着。東三條殿

装束、〔割註〕直衣冠用二紙捻基結一。昨日爲二大原野祭上卿一之間、爲二精進一用タルヲ不レ改云々。」管見記、延慶二年十一月二十六日云、節會。〔略〕、爲レ候二淸暑堂宴一徘二徊正廳北榮一。登二廊戸西外一。此間、〔割註〕太政大臣信、袍大龜甲柳下襲、雜色長布衣、自身又有二冠掛一依レ老歟。」百練抄、寶治元年四月二日、於二仙洞一有二蹴鞠一。左大臣始令レ候給。於二北對一撤二下袴一着二大口一無二冠懸一。自二御所一被レ下二錦革襪一。殿下令レ候二簀子一給云々。」後妙華寺殿記云、永正三年九月、前內府〔割註〕逍遙院實隆公。」問、冠懸事用レ組事鞠足之外無レ之歟。總而組懸事出所如何。答、鞠足之外無レ之。出所未二勘得一。」薩戒記、永享二年十一月九日、右大將直衣始。御直衣紅打出衣、紫組御冠掛。」陽龍記、〔割註〕長顯記。」應永二年三月二十九日、內晴御會始。公卿、園前中納言、〔割註〕比巴冠掛。」藤中納言、〔割註〕靑鈍冠掛、不二條樣、聊相替。」左衛門督、〔割註〕組冠掛。」左大辨宰相、〔割註〕紅冠掛。」殿上人、雅緣朝臣、〔割註〕冠掛。」基親朝臣、〔割註〕紙捻冠掛。」豐光、〔割註〕組冠掛。」雲井花、〔以下原本缺文〕。遊庭秘抄云、烏帽子掛の事。此事當家一流のともがら、並門下の人々、鞠の座敷にてもあらはにしるくみゆ。古は飛鳥井、難波の兩流は、〔略〕廷尉の人撿非違使別當以下、當流の人はもえぎ糸の組たるべし。一足蹴て後用レ之。冠にも共組は兼用と云也。」西三條裝束抄云、」組掛、本儀紙捻ナリ。紫ノ組掛ハ後鳥羽院蹴鞠御好ユヘ、建久年中ヨリ初テ出來ル事也。サレド建久以來モ、蹴鞠ノ時ナラデハ用ヒザル事ニテ侍ルヲ、近代は尋常用ユル事ニナレリ。

考ふるに、上古の冠は五位以上は羅、六位以下は幔をもてふくろのごとくぬひて、髻のところにてとりよせて、うるはしくひだをとりなどして、纓をもてむすびて、ぬけじ料に笄をさして留たるなるべし。いまの冠の巾子に、うるしにて筋をたて、又糸をもて筋をつくるは、古のひだありしをうつせるなり。纓を中をとり、細めてむすびしが、後には便に細いともてむすび、纓と細糸より下げたるが、今の上緒になりたるべし。さて中古にいたりて、髻斗にては無下にうるはしからぬにより

て、巾子てふものをつくりて、髻にさし、前には額宛といふものをあてゝ、礒をつくりてかうぶりたるなり。この額宛を用る事、淺深秘抄まではみえ、纓をむすぶこと江次第まではみえたり。さて、いつしかいまのごとかたくなりぬれば、纓もやうなくなり、たゞ笄をつらぬきてとめたるなるべし。されど、年老て髮おちほそりては、これ許にてはおぼつかなくて掛緖をせしなるべし。管見記このこゝろみえたり。又なをしにはむねと組かけを用ひ、神事にしたがふ時は、必紙捻をもちゆるなり。台記にみえたり。

掛緖のことば　ことし恭廟の御七とせの御法の日、例のごとうへは御なをしを着御したまひ、上達部已下四位までは、衣冠にて豫參し給ひ、五位の諸大夫はかちより御まへに參り給ふ。うつぼの衣冠なれば、冠の緖、侍從より上なるは皆紫の組掛を用ひさせ給ふこと、代々の御手ぶりになん。〔割註〕國持、溜詰、御老中、高家は五位の侍從まで、皆紫の組掛なり。」されば、おのれにとはせ給へるには、組かけを用ひさせ給ふ事と聞え奉りしを、又執政の任は必紙捻を用ひさせ給ふ事とおもひあやまり、かつ御法の日など、風流を用ひ給ふべき事にもあらじなど、なまさかしうおもひとりて、其よし聞え奉りしは、其殿の內の宿老にて、衣文の道にもかゝづらひ、あまたの年月を經しものなり。よりてさもやしたまふべきよしほのきゝて、げに冠には紙よりのかけも本より難なき事なめれど、今更に代々のためしをあらため、紙捻にしたまふとも、しゐてめで奉るべき程の事ともおぼえず。〔割註〕執政の任質素をむねとしたまふは理なれども、吾妻はあづまの手ぶりありて、やむことを得ざる事多し。さしぬきも侍從以上紫とさだめ給へば、よはひかたぶき宿德にものしたまふ人も、淺黃は着たまはぬ類なり。」又執政の君かくあらため給はゞ、さるべき君達もこれに從がひ給はではかなはぬものし給ふべし。さてはなだらかなりぬ御定めなるべしとおもひて、とかう聞え奉りしが、わが申せしまゝに組掛を用ひさせ給ひしは、いと〳〵うれしかりけるなり。

そも〳〵、冠は纓と笄とをもてきたれば、べちに緒はなかりしなり。されば、今もいにしへを好み給ふ人は、緒なくて着給ふもあり。中ごろ額宛といふもの出來、骨を入てかうぶり、つゐにいまのごとかたくなり、燕尾もかたくつくりて、たゞうしろにさして下げたれば、やむ事をえずして緒をもてきる事にはなれるなり。そはかのまりにこゝろを入て、櫻もよぎずみだれあそびし春の夕べなど、冠の額のくつろぎたるもしらず、烏帽子のゆがめるもかへりみざりしがこゝろうさに、後鳥羽院のおきてさせ給ひて、紫紅の組緒の齒のほどによそへなどして、遊庭馬上には必掛緒することにはなれるなるべし。樂の家の人々は「琴びはの緒を用ひて、おの〳〵家門のめいぼくとしたまふもあり。〔割註〕されば物部の家は弓弦をかけても難なかるべしとのたまへるもあれど、例なきことはいかゞはせん。又馬の尾をよりてえぼしのかけをにすることもあり。武家も用ゆるなり。」おのれ行義、十あまり四のとし、此みちに入て、こなたよそぢあまり、この吾妻にてひのさうぞくにても、とのゐさうぞくにても裝束し給ふほどのとき、一たびもあづからぬことなく、其折、かの折、うへの御さうぞくよりはじめて、下が下のさうぞくまでき丶しらぬことなければ、おのれがいひ出せることに、更にうきたる事はあらじ。〔割註〕いま少しいひつゞくれば、あまりにほこりがにきこゆべければとゞめて。」

　むらさきのくみ緒のいろはかはらずてながきもみよのためしなるらん

その日、我君もまうのぼり給へり。みうちきには、おのれと通明とさぶらひぬれど、御うへの衣ののりうすくてなよゝかなれば、御衣文うるはしからざりしが、こきむらさきの御さしぬき、紅の御下ばかまふくらかにふみくゝみ給ひて、いとよくうちふまひ給ふをみ奉れば、かの弘徽殿の細殿わたりにたゝずみ給はんに、衣のおとなひいちじるくてはびんなからんと、かすみわたれる春の空にいとゞむかしおもひ出られて、なよかなるが中々にえんになつかしかりけるなり。

○一世源氏座次〔割註〕史料延長八年九月八日條。」　政事要略云、吏部王記云、延長八年八月二十九日、

一世源氏等祗候。疑無位間應レ服ニ直衣ニ否。又疑殿上侍座次。〔割註〕源氏某明被レ聽ニ昇殿ニ。」彈正親王從容候ニ氣色ニ。上曰、無位一世源氏出ニ仕公庭ニ之事。近年無ニ其例ニ。仁和以前有ニ此事ニ。須レ問ド遇ニ彼時ニ之人ト。但昔嵯峨太上皇始賜ニ源氏姓ニ。欲レ使ニ明朝臣對策ニ、詔曰。若及第賜ニ三位ニ、當ニ其對策時ニ可レ敍ニ六位ニ。則知レ不レ殊ニ平人ニ。或賜ニ六位ニ。爾時山田春興亦奉レ詔欲ニ對策ニ、未レ果ニ其本意ニ天皇崩。明朝臣賜ニ四位ニ不ニ對策ニ。春興守光麴塵直衣所ニ未知ニ也。又六位雖ニ雜袍ニ不レ能レ服ニ直衣ニ可ニ相比定ニ。又座次理應ニ六位上ニ。雖レ然就ニ五位上四位下ニ得レ適歟。抑須レ問ニ先例ニ。九月八日辰時。余詣ニ左大臣宿所桂芳房ニ。已刻依ニ諸卿議ニ被レ定ニ无位一世源氏座次ニ。可レ着ニ四位下五位上ニ。

○加判　東鑑云、建長四年二月二十日甲戌、和泉前司行方武藤左衛門尉景頼爲ニ使節ニ上洛。是奥州相州當將軍被ド背ニ執權ニ中ト。上皇第一三宮之間可レ有ニ御下向ニ之由依ニ申請ニ也。其狀相州自染筆。奥州被ニ加判ニ處也。他人不レ知レ之云々。」又云、弘長元年三月二十日壬午雨降。今日評定衆召ニ連署ニ起請。常陸入道行日依レ不ニ加判ニ可レ離ニ其衆ニ。次引付衆進ニ別紙起請ニ。示ニ新制ニ事今日始施ニ行之ニ。引付結番被レ改レ之。」蜷川親元記云、寬正六年五月二十七日癸酉。就ヽヽヽ親元加判候畢。」又云、文明五年八月十七日丙子。執當進ニ上折敷錢ニ。松田丹州え請取。飯尾加判。」政所賦銘引付云、山徒法花院承舜申狀。〔略〕被レ成ニ御奉書ニ畢。頭人加判。」家中竹馬記云、賞翫の人とさほどなき人と兩人へ、一札に調て狀を遣すこと有べし。假令、人々御中と可レ書と、進レ之候と可レ書と、兩人ならば人々御中と書べし。賞翫の人を本とする故也。但異なる賞翫の方へと、さなき方へと一札に調事は有べからず。又加判の儀も可レ准レ之。」將軍家譜云、〔割註〕秀吉公。」秀吉下ニ六條法ニ令ニ于諸士ニ。大權現、利家、秀家、輝元、隆景、加判。其一曰。〔略〕」又云、秀吉又下ニ九條法制于諸人ニ。大權現、利家、秀家、輝元、隆景、復加判。

○連判　加賀守貞滿記云、連判事。名乘を書て名字官を可レ書なり。無官の人は名乘ゑぼしの名かくべし。次第は連署と同前、又宛所とめ様は、前の如書狀上書、此方の名を可レ書。連判の一の上首一人

可レ書なり。但右筆一人書事も有レ之。法意は上首可レ書レ之也。」家中竹馬記云、連判並裏判の事。連判は奥を上判とす。上判の人の名乘をうは書に書なり。但奉行之奉書などは、本奉行書あげて日の下に判をするなり。此時はうはがきにも本奉行の官名字をかくなり。事に依て准之儀もあるべし。又宛所を二三人へも書時は前は上なり。奥は次第に下なり。又裏判を連判にするには、是も奥は上判なり。裏の時奥といふは、表よりすかしてみれば、文の端の方なり。「簡體記云、連判連署大法。二人も三人も判するには、日の下を下輩とし、奥次第に賞翫なり。但執筆は位高くとも、日の下に判形可レ有レ之。御下知狀にも、日の下に本奉行人の判形とするなり。

後松日記　巻之二十

○太平の化　無名氏

天つ日の光世をしづめ給ひしよりこなた、玉くしげ二百とせあまり、四海の浪たゝず、ふく風は枝をならさず。かくて、ちとせの松の平らかにて、秋津しまうごきなければ、暴君汙吏も國家を失ひ給はず。聚斂苛政の臣も職掌をしりぞけられず。下民百姓残虐にくるしめ共、いかだにのりていづこをさしてゆくべきかたもなく、わらびを折て物ほしさをしのぶもはた甲斐なければ、みつしほのからきをみる〳〵も、春秋をおくり世をかさぬるは、太平の化のしからしむるところなり。そも〳〵、この太平の世にあふては、王侯は玉樓瑤臺に宴飲し、歌舞し、翠帳紅閨に角枕を並べ春夢を結び、庶人に至るまで、一陶の酒に鼓腹のたのしみを極むべきを、或は貧苦にせまり用途足らず。文武の志をも空しくして身を終ふるは、いふかひなきの甚しきものなり。そは年を經、代を累ぬるまに〳〵、尊大の弊風行はれて、よろづにみづからせず有司に委任し、有司は亦下吏に事をあづからしめて、多端繁劇無益の失費幾許なるによりてなり。此事を得ずして豪富に財をかりて、一時の用途に充れども、つぐなふこと能はず。こゝに至りて、質素儉約の法を下す。其令をみれば、先綿服をきせしめ、冠婚喪祭の禮を闕如し、贈賻をとゞめて信を失はしめ、宴飲を禁じ、樂を廢して風俗を野にし、すべて人望にそむく。甚しきは代々住つきぬる東都の居をうつして、領じしる所の邊塞におらしむ。親子兄弟再相見ることとなく、別情に腸を斷しめ、祖宗の墳墓に春草を生じ、落葉にうづめ、孝道をかゝしめ給へども、今はた仁主をもとめてつかうべくもあらねば、なく〳〵いなかの民となるも太平の化なり。しかあれど、國に益なく家に損多くして、なほ倉廩空しく年料足らず。七年の病に三年の艾を用ゆるが如

くにて、貧病をいやす事能はざるは、無智拙策の極りといふべし。げに大人の事あり、小人の事あれども、みづから耕し自ら蠶する古にもとづき、王侯貴人、后妃夫人も各自其職をつとめて、職員を減省し、戸口を增益し、國中の產物をくらひ、產物をき、產物に住し、萬の物金錢をもて町人商家に求むることなき時は、年料をあまし府庫を充しめ、武備を全ふせん事、手を反すが如くなるべし。

〇富國の法　そも〳〵國用たらず、天下困窮する事は、前にいひし尊大の弊風行はれて、無益の費多きによりて也。もし英主あつてこの弊風をとゞめ給はゞ、天下豐饒ならん。今の如くにて年を經、世をかさねば、終に國用つきぬべきなり。よろづ無益の手ぶりをとゞめ、簡便の法にしたがふべし。今の世行ひがたしといへども、試にその大概をいはん。

一職員は、上古親王に文學、家令、扶、大從、小從、大書吏、小書吏、わづかに七人にして事をとれり。三公已下も亦これに効ふ。〔割註〕但文學なし。」中世に至てやゝ增益す。鎌倉室町の世、執權、管領、政所、問注所、侍所別當、所司已下數多あり。將軍家は天下の政をとり給へば、朝廷の諸司百寮にならひて、職員をたて給ふも宜なり。其陪臣亦是に准ふはよろしとすべからず。家老、用人、內外を攝行し、簡便にことをはからふべし。しかるを、木工修理あるにならひて、普請奉行、作事奉行を置く類、頗弊風なり。又衣服は婦人のしる所なれば、納戸役もおくべからず。賞賜の類も併せて婦人に司どらしむべし。但刀劍、弓矢、甲冑の類、女子のしる所にあらず。王侯貴人といへども、みづからこれをしりて近習の士にあづからしむべし。

一臣下を內臣、外臣二にわくる故、人數多くして事たらず。ともに歷代恩顧の士皆一列にせば、事の辨ずる事流水のごとくならん。たとへば、客人來らば奏者直に主人にいふべし。客人昇殿せば、奏者引て席につかしめ、近習宮仕すべし。主人出逢ば、かねて陪膳益送すべし。今の世賓客來る時は、主人に告るまでやゝ手をふるなり。奏者先用人にいひ、用人近習をもて主人にいはしむ。或は

用人先客人にあふて、其事狀を問て主人に達す。〔割註〕いま侯家の樣、年始の賀をいひ、寒暑の安否を問、又參覲辭別の時、みづからものすれども、主人あはざるを例とす。尊大の弊風よりかたみに親族朋友の信を失ふものなり。」若主人いであふ時は、更に奧の座敷に請じ入、主人出る時は用人引導し、近習扈從し、警蹕を稱せざるばかり、おさ〳〵天皇出御の御けはひに似たり。尊大僭上いましむべし。さはいへど、遠侍には二三十人、近習も廿人ばかり分番宿直させて、非常の機變に備ふべし。〔割註〕人數は主人の尊卑によるべし。」その外、軍務の士は皆土着にして、おのづから筋骨强健ならしむべし。今の世の風は、主人かりにも外臣にまみえず、行駕に供するもの斗ぞ、したしく主人の面貌もしれど、その外はさだかにしらざるも多し。かく疎々しくては、戰場亂軍の間機變に應じがたく、命に代らんにも便なし、弊風の甚しきものなり。されば、土着の士をも時々めしつどへ、射騎刀槍の技藝を課試し、優劣によりて物を賜ひ、春の花、秋の紅葉にも宴を設け、詩草の才、政刑治術の能不を察し、擧用黜涉し、上下和睦して、萬事簡便の法を用ゆべし。

一第宅は上古の風にならひて、殿一宇に居住して事をたらすべし。親王、攝關、大臣以下寢殿ばかりにて事たりぬれば、其古にならふべし。當世は無益の大造作なり。そは玄關あり、廣間あり、使者の間あり。〔割註〕しかも上下二間なり。」內玄關あり。中の口、水屋口、納戶口等あり。大書院、小書院、對面所、客座敷、表座敷、小座敷、入來の間、參上の間等あり。これを表といひて、主人の常に出座する所にあらず。又おくにも書院、客座敷、居間、寢所、休息、書齋、數寄屋等、數しらずつくりつゞけ、廊渡殿まで疊を敷つめ、床、違棚、付書院、納戶構〔割註〕御帳臺なり。」など、內にも益なき手ぶりあり。その用材、瓦、石、疊、戶、障子、襖、臺、紙等、その費幾千萬ならん。古は四町をしめてつくれるを〔割註〕一町四方なり。」うへなき大院とす。今の侯家、〔割註〕尾、紀等の御館を初、數十町にあまれるもの多し。かゝる大廈都下に充滿し、しかも、しば〳〵祝融の災

にかゝりて灰燼となれば、又もとのごとく大營をしたまへば、終に天下の材つきんとするに至る。されば、木竹瓦石をはじめ、萬の物價直いやますも止事をえざるなり。かく作りたれども、客人を招請する時、表の座敷にてはうと／＼しくて志淺きに似たれば、必奥の住居に請じて饗應す。されば、表書院などは年始式日に、家臣の禮を受るより外には用なければ、疊もふるびぬれば表をかへ、障子もはりかへ、屋根もふきかへ、柱もくされば根つぎをし、壁もぬりかへ、不用の間に費ゆる事そくばくなり。されば、古に効ひ表書院一殿にて事を足らすべし。其様は〔割註〕南面による。」夜は母屋にいね、晝は東庇に出居、南庇を客人の座とし、〔割註〕母屋五間ならば二間にすみ、三間は客亭とすべし。」西庇を近習の候所とし、北庇を塗籠〔割註〕納戸なり。」又女房の候所とすべし。妻室の居所も又是にならひ、一殿に限るべし。母屋を夫妻の寢所とし、東庇を放出の座とし、南庇を客人の座とし、北びさしをぬり籠女房の侍所とすべし。かく簡便にする時は、恪勤の人も多きに及ばず、木竹土石をあますのみにあらず、日用の燈燭にいたるまで、其用途の減ずる事そこばくなり。

一今の世儉約といへば、先綿服の令を下す。是貴人に益ありて凡人に損多し。かよはしてよきほどにすべきなり。もとより尊卑上下の別、衣冠にあらずして何をもてせん。しかるに、太平以來貴賤押並て、小袖上下てふものを通用して其別なし。只布帛、紬、木綿等の品あるのみ。もし公侯貴人木綿を着給はゞ、家人奴婢なにをきんや。上下混一禮制具はらざるに似たり。衣服を惡して美を黻冕に盡すべければ、必褻服に美を好むべきにはあらねど、かのやぶれたる袍をきて耻ざるも、實はやむことを得ざるにて、後人是にならふべき事にはあらざるべし。飛鳥走獸も羽毛の美をもて貴びぬれば、美麗を貴ぶは天のしからしむる處なり。無益の翫物にだに國財を費さずば、其程々の衣冠をきて上下を別つとも、天下の綾羅布帛の乏しきには至るべからず。いま儉約の事始には、綿服を令

するによりて、たちまち財を出して、これを商家に求むさらに益なし。たゞ古にならひて、わが妻妾に織らせ、染させ、裁ぬひさせて服用すべし。土着の武士はもとより、商人にもとむる事なかれ。

一飲食の費も古に百倍すべし。不時の珍味を賞し、或は調味に奇術をつくし、又古は一器に一種をもりたるを、今は汁の實も二三種、平一つにも三種も五種も盛たり。菜數少なきに似て古にまされり。されば、一坏に兩種を過ず、無益の珍味を供用する事をとゞめ、商人の手に求めしものをいやしめ國産を貴び、或は射獵、網引、園中の手作を賞翫すべし。菓子も木菓子をむねと賞翫すべし。

一吉凶を賀弔するも主人しらず、かたみに有司のする處なり。されば、懇意の間に至つては、內外かさねておくるもの多し。或は年始を賀し、寒暑をとふ使者も來り、主人みづから來るもあり。使者は有司の命ずる處にて、主人しらざればなり。又昭穆已下の忌日に、靈墓に代參を遣す。こも主人みづから事をとらざるもあり。多は用人のしるところなり。弊風とすべし。又進物を白木臺にすえ、或ははこ入折詰にす。この白木臺てふものは、豐臣氏のはじめられたるといふ。今天下の材これに費ゆるも少なしとすべからず。こも古にならひ使手づからさゝげ渡受取べし。〔割註〕今は筥入臺据にする故、若黨或は才料てふものにいださしむ。」衣服は衣筥、又は廣蓋につみ、食物は外居食籠を用ひ、或は木草に付籠ものも木草につくべし。祿物は衣服は纏頭し、疋絹は腰にさし、すべて白木臺、折筥をつくることをとゞむべし。〔割註〕折筥は便なることもあり。臺は必とゞむべし。」

一萬にみづからせざる故、弓矢の家に生れながら、弓矢以下の器械、調度の製作寸法をしらざるもの多し。たとへば、手づなの長さは七尺五寸なれども、六尺にても事たるものなり。今はすべて町手綱を用ゆる故、殊の外長し。あないもしらで長きを好むもの多し。長ければ前輪にうちかけたるがおちぬれば、又しても馬の足にかゝりなどしてあやまちあり。ある君天の下の政せさせ給ひしと

き、下帯の寸を短く定め給ひて、いまに越中とかやの御名をつたふ。もし手綱にしたまはゞいみじかりぬべきを、いふかひなかりけり。その外旅行の時、具足櫃、長櫃の類、旗竿、傘袋の類に革覆をかくるもの多し。是等皆布木綿にて事たりぬべきなり。刀劍甲冑等の餝装も、實用と貴賤とを考へ作るべし。無益の費をのぞくべし。

一天皇は鳳輦、葱花輦、皇后は腰輿に御して、人をもてかゝしめたまふ。親王、大臣以下車にのりて牛をもてひかしむ。五位六位の侍は馬にのる、皆獸の力をもて往來する也。〔割註〕罪人のあんだにのるはこの條にろんぜず。」鎌倉のころ、泰時朝臣が北條に下る。みの笠をきて馬にのりしとみゆ。天下執權の身かくのごとし。かの好色をもて稱せられにし在五の中將も、馬にてぞあづまに下り給ひける。しかるを、我ともがらの卑しきかぎりの身も、今はつねに肩輿にのり、人にかゝしめて往來す。潛上无禮これを禁めずしてなにをか禁むべき。かくやんごとなき人も馬にのり簑笠をきて旅行する程ならば、國財のたる事いはでもしるべし。

一天皇の行幸にはゆるして人にみせしめ給ふ。若大言登レ高者使レ下云々。いまのようへのならせ給ふ時、侯家はかたく門戸をとぢ、少のあはひもあれば板をうち、われめすき間にも板をうちそへ、窓は戸をさしたる上におほひをし、通御の時には主人出て門内に平伏す。〔割註〕但遠所の御成にはしかせず。」溝樋の口まで板にておほひ、御見渡しの限りかくのごとくして、はやならせ給ふべければ、往來の人をとゞめ、過させ給ひても、とみにはゆるさず。その嚴なること限なし。又市中は其家の男共は路邊に蹲踞し、女は床の上に座しながら奉レ見。又御宮參には、武家もすべて奉レ見事をゆるし給へり。常は隨身なども召具し給はで、鹵簿のうちとけ給へればにや、其制區々なるはいかなるか。されどうへの御手ぶりはとまれかくまれ、諸侯家はかくはあるまじきを、猶我領國にては此御手ぶりうつりて、尊大なるは弊風なり。常に巡行して肅二清風俗一、勸二課農桑一。賞二孝義一、問百

年。國司郡司の職掌をつとむべし。〔割註〕是等も有司に預らしむるはよろしとすべからず。」

一年料をあまし國用をたらすの道、こまかに事をとらば、當時の手ぶりにしても、一國家の貧窮を救はん事はいと安かるべきなり。そは質素儉約の法によらずしてはなしがたし。こゝに論じぬるは、風俗を一變して、おのづから國財をあまし、豐饒にして專禮制を具へ、或鼓腹の樂を極め、太平の化にほこらしめんといふ也。そはとまれかくまれ、聚斂苛政をもて二年三年の用途をあますとも、臣下つかれ百姓くるしみては、終に又貧窮に復すべし。いよ〳〵苛政を行はゞ、わざはい必身におよぶべきなり。

一今の世の人のことぐさに、御時節柄といふ事あり。御時節とは貧窮にして用途たらざる時をいふ。からとはこれがために儉約吝嗇の法を用ゆるをいふなり。そも〳〵、元和御一統の後、御德化の及ばざる所なく、政刑の行はれざる所なければ、兵革おこらず、奸盜犯すこと能はず。弓をふくろにし、劍をさやにし、食にあき枕を高うするみよに生れて、困窮貧苦するは尊大驕奢の弊風にならひ、わが不覺悟なるによりてなり。しかるを、名を御時節に託し、冠婚已下の禮儀を闕如し、贈賻を薄し、衣服を混一にし、臣下の俸祿をけづりこゝろよしとするは、其罪淺しとすべからず。ある人おのれに言て曰く、御時節柄おのれ對ていはく、元和以來二百餘年、天下太平禮樂可レ興、歡樂可レ極時也。と予がこの言をきゝてあへていはず。

一天候不レ順、五穀不レ登。或は祝融おこつて第宅資財を燒亡す。これ國家の疾病、生涯にこの災にあはんこと一兩度は常例とすべし。されば、天をも恨むべからず。みづからをもくゆべからず。速に義倉をひらき凶荒を救ひ、窮民を賑はし、此時しも非常の節儉を用ひ、早くこれを復すべし。復訖らば平日に從がへ、〔割註〕節儉は年を限りてすべし、平日に混ずることなかれ。これを平日にせば凶災に充るものなかるべし。」凶災は天より下す處、その病はげしといへどもいやすにかたからず。

尊大驕奢の弊風は內より生ずる病にして治しがたく、宿病傳子病になりやすし。愼むべし。恐るべし。

〇出陣之式　兼日。喚㆓諸臣㆒具告㆓征討之事狀㆒。且問㆓意見㆒。〔割註〕公命未㆑下者也。其公命既下。及㆑應㆓外冠等㆒。不㆑問㆓意見㆒。」議㆓合戰之策㆒。定㆑陣列㆓隊伍㆒。補㆓留守之任㆒。卜㆓發軍之日㆒。次令㆔錄事造㆓簿二通㆒。一通、先鋒、次鋒、左右廂、後援、粮尹、歷名、一通、留守之任、本城及二三郭諸門、守衛歷名、諸臣奉㆑命罷出。又造㆓新令二通㆒施行。一通、征行之間令、一通、留守間之令、三軍之內、若有㆓隨㆑便前日可㆑發者㆒、辭見、承㆑命而發。〔頭書〕軍防令云、凡征行者、皆不㆑得㆘將㆓婦女㆒自隨㆖。又云、其往還在㆑路不㆑得前後零疊使侵犯百姓及損害田苗斫伐桑漆之類。」又云、凡大將出征臨㆑軍對㆑寇、大毅以下不㆑從㆓軍令㆒、及有㆓稽遣㆒闕㆓乏軍事㆒、死罪以下。並聽㆓大將㆒斟酌專決。」次大將齋戒告㆓考祖之墓㆒。若祈㆓神祇㆒請㆓克捷㆒。當日吉時。發㆓參集貝聲㆒。〔割註〕先㆑是可㆑發㆓食飯及裝甲之貝音㆒。殿下先發。諸陣應㆑之。漸轉及㆑遠。」諸臣參㆓集侍所㆒。諸軍各陣列。此間大將於㆓便所㆒。着㆑甲帶㆑仗。〔割註〕或於㆓中門㆒帶㆑仗。先㆑是浴㆓南天湯㆒以㆓太布㆒拭。」有㆓親戚辭別之儀㆒。次大將出㆓寢殿㆒。拜㆓軍神㆒。〔割註〕介者不㆑拜齊稽顙。」〔頭書〕曲禮云。介者不㆑拜。爲㆓其拜㆒而稽拜。注曰、稽拜則失㆓容節㆒。稽猶㆑詐也。」着座。〔割註〕南面若東面。床几施㆓鋪皮㆒。」近習士扈從有㆓御後㆒。〔割註〕此內有㆓胄持弓持等㆒。」次召㆓諸臣㆒。當㆓御前㆒小拜蹲踞。奉㆑命獻㆑賀侍座。次供㆑案。次供㆑膳。〔割註〕謂㆓之肴組㆒。具㆓酒坏三㆒。」次銚子提子二人持出。當㆓御前㆒蹲踞。一獻大將舉坏。銚子起進入㆑酒。〔割註〕此間不㆓膝行逡巡㆒。以㆓介者㆒也。」鼠尾鼠尾馬尾。〔割註〕擬㆓三獻㆒。肴打蚫。」二獻鼠尾加酒。〔割註〕以㆓提子酒㆒入㆓銚子㆒也。」鼠尾馬尾。〔割註〕肴勝栗。」三獻鼠尾々々馬尾。〔割註〕肴昆布。」二人入。〔割註〕鼠尾馬尾。謂㆓酌酒之樣㆒肴取㆓打勝慶之意㆒也。」次撤㆓膳案等㆒。或有司等有㆘賜㆓坏酒㆒之事㆖。〔割註〕行㆓大流小流之儀㆒一曰。出軍之酒。必大將獨飲云々。繁劇之間可㆑從㆓此說㆒。」此間若奏樂。〔割註〕皇帝破陣樂。必不㆑終㆑曲。待㆓征行貝音㆒、即

止。」次大將自執レ旗。授二旗差一。〔割註〕後世令二輕卒差一レ旗。故可レ授二旗奉行一。」或於二御前一授レ之。〔割註〕公若授二節旗一者。必大將身可レ授レ之。」旗差賜レ旗捧持。自二中門一出付二旗竿一。次諸臣小拜出。就二陣列一。次大將出、近習扈從。於二庭上一着レ沓持レ弓。〔割註〕打弦一度、擬二人討之意一。又出二妻戶一時有二庖刀兕一。」若公使來慰勞。大將奉レ命拜舞謝レ恩。〔頭書〕軍防令云、凡有レ所二征討一計二行人一滿二三千以上一。兵馬發日侍從充レ使宣レ勅慰勞發遣。」公使歸參復命。次發二貝音一。大將諸軍騎馬。旗差下二旗手一。次槌鼓。〔割註〕且行且槌。下從レ步。」次陣列征行。〔割註〕向レ北勿レ行。勿レ顧レ後、若敵在二北地一者向二東南一行。而後北折。」若授二節鉞一者。參公授レ之。直赴任。〔割註〕不レ得三反入二於家一。」〔頭書〕軍防令云。凡大將出征。皆授二節刀一。不レ得三反宿二於家一。大唐六典曰。凡大將出征皆告レ廟授二斧鉞一。辭齊大公廟辭訖。不三反宿二於家一。」其媒反首從、所住之家。〔割註〕未二媒反一前所二居住一也。」在二都內一者。先遣二兵士一破二其門戶一。而後進發。若留守拒防之。即斬二其首一奠二軍神一。

首實撿式 大將出着二床几一。近臣扈從。諸臣侍座。次奏者出揖蹲踞。次首舁出。〔割註〕以二白布帷一裹レ之居レ臺。兵士二人舁レ之。」斬首者相從出候二其側一。首舁士披レ帷。左手執レ髻。右手戴レ頤。以二右側一奏レ覽。〔割註〕不二正向一。」大將執レ弓。起兩三步立。〔割註〕以二首方一爲二射向一。」杖レ弓左眼見レ之。奏者曰、敵將某官某朝臣之首。〔割註〕先レ是負レ罪除名者。不レ稱二官姓一。稱二賊首某麿一。」姓某討取。〔割註〕斬首者有二位官一稱二某官某朝臣一。」首舁覆レ帷退出。〔割註〕其退去也。恐懼戰栗。如レ不レ能レ步。」大將復レ座。兵士鳴レ弦。次首級以レ次實檢畢。〔割註〕其儀一同上。但大將不二起座一。」次供レ酒。〔割註〕九獻。一如二出陣之儀一。」此間於二使所一敵將首供レ酒一盃四獻。〔割註〕酌レ酒沃レ口。每二一獻一終破レ坏捨レ地。」肴以二昆布帶一。敷以二笹葉一。膳離二前緣一。置レ坏表レ尻。銚子用二左流一。〔割註〕常伏レ盃敷二竹葉一。喫二昆布帶一大忌。蓋此因緣也。」次發二貝聲一。〔割註〕三度。凱樂每度先發レ之。」次搥レ鼓。〔割註〕度每平聲。始三下。次二下。次一下。其急聲頻下。」次凱樂。大將先發。諸軍應レ之。次搥レ鐘凱樂即止。此間或賜

レ祿。〔割註〕刀劍衣被馬。」又令ニ軍監錄事一造ニ勳簿一。宜三對レ衆詳定ニ其優劣一。〔頭書〕軍防令云。凡大將出征。克捷以後諸軍未レ散之前。即須三對レ衆詳定ニ勳功一。大唐六典曰。既捷及ニ軍未テ散皆會衆。而書テ勞與ニ其費用一執レ俘折レ馘之數上。皆露布以聞。」次諸軍以レ次退出。各就ニ陣所一。嚴ニ整備一守ニ非常一。次大將入ニ休所一。

歸陣式　若公使迎ニ郊外一慰勞。軍監錄事豫設レ幄鋪レ座。〔頭書〕軍防令云。凱旋之日奏ニ遣レ使郊勞一。大唐六典曰。元帥凱旋之日天子遣レ使郊勞。」公使來著レ座。宣ニ公命一曰。云々。大將奉レ命拜舞謝レ恩。公使歸復命。大將歸レ家。〔割註〕其授ニ節刀一者不三反入ニ於家一。先詣レ朝復命。反納ニ節刀一爾後歸レ家。縱雖レ不レ授ニ節刀一以レ命征レ之。及ニ郊外慰勞等一亦先復命謝レ恩而歸レ家。」〔頭書〕軍防令義解云。凡大將軍授レ節而出不レ得三更復反入ニ於家一。其至ニ歸時一亦同。」留守之臣各迎ニ其所一。次大將着ニ寢殿座一。近習扈從。諸臣出小拜賀ニ凱旋一曰云々。大將謝レ勞賞レ功。諸臣侍座。旗差反獻レ旗。一准ニ授儀一。次供レ酒。〔割註〕九獻。一同出陣之儀。肴先勝栗。次打鮑。次昆布。取レ勝相悅之意。」或賜ニ盃酒有司有功之兵士一。此間奏樂二曲。〔割註〕還城樂。太平樂。」次行ニ勳賞一。〔割註〕或他日行レ之。」授位。封土。賜物。須レ據ニ勳簿一爲ニ差等一。勿下以ニ私愛憎一褒貶任上レ情。次諸兵有司拜舞退出。諸陣隊伍從退散。次大將入ニ便所一解レ使脫レ甲。〔割註〕不ニ復命一者先隨脫レ甲。謂ニ之小具足一。至レ此戎衣之具悉撤服ニ吉服一。」留守之臣解レ陣。一從ニ常儀一。〔割註〕守衛兵士皆以退去。」次主人更出ニ寢殿一。〔割註〕先レ是武備器械悉安ニ便所一。撤ニ床几、鋪ニ茵一室禮復ニ尋常一。」近習扈從。〔割註〕皆吉服。」留守之臣出一拜申ニ慶賀一。主人慰レ勞。留守以レ次各退出。次親疎會集稱萬歲。宴樂極レ歡。

右征行、凱旋、檢首之式。諸家所レ傳、兵家所レ知、事從ニ輕卒一。禮制不レ具。或以ニ言通テ吉爲ニ美事一。或出レ閫有ニ庖刀之咒一。是古人之質。而今人之意不レ在レ此乎。〔割註〕以レ言兆ニ吉凶一本朝之古風。方今亦可レ効レ之。頃日奉ニ或侯之問一。通ニ考古今之史書一。試稿レ之。以俟ニ識者之校正一。又書鎧戲摸ニ搢紳家

記類」須レ得二一笑一而已。

「太郎明義京にありて、有識の家に問ふべき事を書ておこせと聞えたれば、いひ遣しける。

一剰闕とは員の外に剰任する事と覺悟仕候。或は左右ある官、たとへば右の員を闕き、左に剰任する事ども承り候。いかゞ心得可レ申哉。

一三代實錄貞觀十四年十月七日甲辰、鳥嚙拔二内竪傳點籌木一。〔割註〕この事所々にみゆ。傳點籌木いかゞ」

一皇太子の御禮服、衣服令にも、儀式にも、綬玉珮を載られず。親王の條に至て、綬玉珮を佩とあり。〔割註〕儀式には加とあり。」文の勢ひ、皇太子は綬玉珮を佩給はぬ樣なり。しかれども、三位以上は綬玉珮を佩び、四位五位は綬計をおぶべき制なれば、皇太子の綬玉珮を除き給ふべき理なし。集解に、既に共論を起しぬれども盡さゞれば明辨を請はん。〔割註〕服色管見に、玉珮二琉なるべしとかきたまへれど覺束なし。臣下のごとく玉珮と短綬と右左にたれたまふべし。」

一無位の黄衣をきる事は、持統天皇七年に始りて、庶人の制服の色なるに、西宮記に、無品親王、孫王、源氏公卿の子孫も、无位の間黄衣をきる由書給へるより。誤て代々の記文、无位としいへば親王を初め奉り、皆黄衣をきたる事みえたれども、延喜彈正式に、無品親王着レ紫。孫王は五位に准じ、諸王は纁を用ゆべきよしみえたり。〔割註〕黄をきるの制なし。」又續日本紀に、四世五世六位の王に纁をきせたまひ、又慶雲三年には五世の王にも淺紫をゆるしたまへる事ありき。衣服令に、諸王は五位以上淺紫をきる定なれば、親王は无品といへども、紫とは詳にしるべきなり。されば、彈正式によりて、无品親王は紫、無位の孫王は五位にに准じて緋、諸王は纁と心得べきにや。〔割註〕准五位とは王の五位に准ずれば紫なり。さて、臣下といへども蔭によるべきもの、天下の百姓と同じく黄をきるの理なかるべし。雅亮抄に、童殿上のわきあけの色は赤色とみえぬ。〔割註〕雅亮抄の

外に、无位赤色をきる證文承り申度候事。」此說によりて、无位の殿上を聽さるゝもの、なべて赤色とこゝろえて難なからんか。選叙令を考ふるに、蔭によつて位を授ふもの、一位の嫡子は五位なれば、こは赤色をきんも難なしとすべし。二位以下の子は、六位以下に叙すべき身の赤色はあたらずとせん。蔭位の當色より以下の色を服用すべきか、叉此類ぞ黄衣を着べきもの歟。〔割註〕此等證文あるべきか承りたく候事。」叉一世の源氏の列次は、西宮記に四位の上とみえたれども、政事要略延長に五位の上と勅を以て定め給へれば、服色は緋をきべきにや。〔割註〕要略にも服色は論ぜず、外に證文可レ有レ之歟。但西宮記、續世繼、餝抄等の無品親王黄衣を着する例は、令式の意にあはざれば用ゆるにたらず。」當時搢紳家初位に五位を授ふ例なれば、赤色を着たまふ事、さらに難なしとすべきにや。

一黄は服色令に、綠紺縹桑黄と次第せり。賤色なる事しるべし。承和七年小野篁隱岐よりかへり入京被二黄衣一拜謝云々。無位庶人の當色たるをもて、止事を得ず着たるなるべし。源氏物語、須磨のうつろひにもくらゐなければ、かとりの直衣は奉りぬれど、黄衣を着給へるとはかゝず。維光良清の類、實は黄衣をきるべきものなるべけれど、朝參せねばこれも當色はきざるとみえたり。

一無レ子者人の子を養ひ世嗣と致候事、當時堂上にも、武家の如く公に申告て定らるゝ事有レ之候哉。堂上服假令に、家財を受るもの假五十日、服十三月と有て、しかと嗣子となり、承重の文はみえず。もとより他姓の子姓を改め、養父の姓に從がふ制もなし。當時無レ子時いかゞし給ふらん。〔割註〕實子分とて公に申牒せず。私に人の子を養ひ家を嗣しめ給ふともきけり。」叉服假令に、養家は父母の外服假無レ之とみえたり。武家の制とかはり、頗る感心すべし。於二武家一は却て養家を重じ、傍親も定式を受け、實家は父母の外半減をうく、たゞ義を重んずる斗にて、人倫の道には闕るに似たり。

一立ニ繼嗣一事。繼嗣令に、三位以上は嫡子、嫡孫、庶子、庶孫を立、四位已下は唯立ニ嫡子一と見えたり。養子の制なければ、嫡庶の男なきは、其家こゝに亡ぶるなり。〔割註〕武家にても十七歳已下にて卒しぬれば、養子をゆるされず。其家皆廢絕す。」人倫の道必子あるべきに、子なきものは天既に其家を滅すの時至れるなれば、くゆるにたらず。〔割註〕古の制主人亡すれば、その田宅資財家人奴婢に至るまで、妻妾女子にも處分すれば、終身其身を安んずるに足るものなり。」しかるに、戶令をみるに曰、凡無レ子者、聽レ養ニ四等以上親於ニ昭穆一合者上。即經ニ本屬一除附云々。〔割註〕除附とは生れし所の貫を除き、養家の籍に附なり。」こは四等同姓の親を養ふ事をゆるされたるなり。この令は、天下の戶口の爲にして、繼嗣令の繼嗣を立るの條には預らざるにや。天下の百姓にゆるさるゝ事を、貴族功臣にゆるされざるものはいかにぞや。又喪葬令、假寧令等をみるに、養父母服五月、假卅日。此兩條は職事官人の爲に制を立られたるなれば、官人も亦他子を養ふ事なしとはみえず。されど、繼嗣令、選敍令にのせざれば、養父の蔭を資て敍位任官することは得ずとすべし。又戶令遺財分法の條に、養子亦同とあれば、庶子と同じく一分を受べし。されば世嗣となるにはあらで、終身養父母につかへ收養の恩にむくひ、遺財一分を得て五月の服をきるものなるべし。〔割註〕亡父の實子妻妾なき時は、田宅資財奴婢全く受べし。」又實子のごとく嗣子となりて社稷をまもり、養父の蔭をもて位を授ふ事、古もありしとせんや。實にその例もありしにや、明辨を請べき事。

又戶令無レ子者の條、長胤、義知、在滿の三哲校合の本、また吾所傳の本にも、於ニ昭穆一合者の下、即經ニ本屬一除附の上に、雖ニ異姓一聽ニ收養一。即從ニ本姓一。の十字を補ふ。こは法曹至要抄の錯亂の文を、今の養子の證文にいとよくしつべければ、頗る蛇足を加へて、先哲も大に誤りたるなり。そは戶婚律云、即養ニ異姓男一者徒一年。與者笞五十。注云、異姓之男本非ニ族類一。違レ法收養以レ故徒一年。養者不レ坐云々。律にかく罪あれば、令に異姓を收養し、我姓にしたがはしむるの制なきこと

しるべし。この十字は、唐律戸婚上曰、其遺ニ棄小兒一。年三歲以下雖ニ異姓一聽ニ收養一。即從ニ本姓一。疏議曰、其小兒年三歲以下。本姓父母遺棄。若不レ聽ニ收養一。即性命將レ絕。故雖ニ異姓一仍聽ニ收養一即從ニ其姓一。如レ是遺失於ニ後來一識認。合レ還ニ本姓失レ兒之家一。量ニ酬乳哺之直一云々。此文を混じてあやまりたること明らけし。本姓の父母收養にたえずしてすて、あるはあやまちて失ひたる子三歲已下なるは、ひろひとりて養ひ、我姓にしたがへしめたるなり。性命絕べく、本姓の父母をしらねば止事を得ざるなり。

「考ふるに、忠仁公御子なし、昭宣公、〔割註〕基經、長良の子。」子のごとくし給へるを、紹運要略には養子とかけり。知譜拙記にも、忠仁公の嗣子に昭宣公をしたり。されど、公卿補任云、貞觀十二年九月二日叔父忠仁公薨。有ニ猶子之儀一。居喪之禮如ニ父子一。」三代實錄云、貞觀十四年九月二日、太政大臣從一位藤原良房薨。〔略〕、十月十日丁未、正三位守右大臣兼行左近衛大將藤原朝臣基經、抗レ表辭ニ故太政大臣忠仁公封邑一。〔略〕、但先臣臨終誡レ臣曰、〔略〕、吾既無レ男汝即猶子。宜下述ニ吾志一莫上レ忘ニ吾言一云々。この表の文をみても、後世の養子の事狀にてはなし。たゞ猶子にて父のごとくつかへ、子の如くいつくしみを受て、封邑家財をうけ、居喪の禮、私に父子の如くしたまへるなるべし。〔割註〕三代實錄に服解のことみえねばなり。」古男子なくして廢家となれる例勝計すべからず。〔割註〕貴族他子を養ひ、世嗣とせざるに一議あるべし。百姓に養子をゆるす、又一說あり。こゝろあての臆說なれば、かき侍らず。」今は封建の世なれば、家門興廢なき樣にまゝに養子をゆるし、其封を襲しめ給ふもまたむべなる事にや。〔割註〕古の代、百姓大學に入り、策試を以て貢擧せられ、才伎によりて官に任ず。漸登用せられ高官にいたり封邑を授ふ。されば繼嗣に法を設け、男なければ其家絕しめ、四位以下は庶子あれども立る事をえず。本貫にかへし、戸口を增しめたまふなり。」

後陽成院皇子信尋公、近衛信尹公の子となり給ひ、また同皇子昭良公、一條内基公の子となり給ひて、其家を嗣給ひぬる事は、其時世の勢の止事を得給はぬ事もありしにや。令條には内親王、女王の臣下に、降嫁し給ふ事をさへゆるされざるに、まさしく臣下を父とし、臣家を繼給ふ事はあさましといふもさらなりけり。

嵯峨天皇の皇女源潔姫、忠仁公に嫁し給へり。こは源姓を賜はりたれば難なしとす。〔割註〕嵯峨天皇は儉約を好み給ふによりて、潔姫を内親王に立、封戸を給ふことを止めたまひ、姓を賜はり臣下に適しめ、忠仁公をして養しめたまへるなるべし。」九條右丞相等の内親王を娶り給ひしは、令の制にはあはざるなり。

○内藤安房守殿より山田阿波介え可ㇾ問事可ㇾ申遣ㇾ旨、中書殿え可ㇾ申越ㇾ候旨に付、則ちしたゝめ遣す。

一童女着用汗衫の裁縫、類聚雜要抄、雅亮抄等に所見御座候へ共不ㇾ明白ㇾ候。何卒畫圖にて委敷伺度候。

一止事なき女房小袿のうへに細長着用之儀、源氏物語等に所見御座候、童體着用の細長とは、體製格別に候はん歟。雅亮抄にれいの衣の大くびなき物なりとみえ申候へば、矢はり小袿などの樣にて、大くびこれなき衣に候はん歟奉ㇾ伺候。

一二重狩衣、三重五重も所見御座候。いかゞの製作に御座あるべく候哉。

一結かり衣は、袖くゝりに色々の形をむすび付たるにて御座候哉。増鏡の文にては、さくらの花のちりかゝるところ、ゆく水などをむすび付ものにしたる樣にもみえ申候いかゞ。

一増鏡〔割註〕あすか川。」馬頭たかとし、隆親の子にやろくたいの赤色のかり衣玉のくゝりを入。右ろくだいいかゞ。

一ケ長水干、明月記所々にみえ申候。いかゞの製作に候や。

一蚊帳製作並つり樣、足利家の比、武家の手ぶりは、くわ敷其比の舊記御座候て相わかり居申候。堂上家の記類には、延喜式に共名のみえ候より外、更に所見無₂御座₁候。蚊やり火斗にてしのぎたるにや。足利家比にいたりては、堂上家の記類にも必定これあり候はん奉ㇾ伺候。

一足利家の比、將軍義滿公をはじめ、堂上の御家にても、二歲三歲の御小兒敍位任官の御例はじまり、當時も有ㇾ之候。小兒元服以前なにを恪勤あるべき哉、不審此事に御座候。令を考ふるに、凡授ㇾ位者年廿五以上。唯以ㇾ蔭出身者廿一以上とみゆ。廿一は旣に正丁に入るの年、廿五は考を得、位を授ふべきの時なり。今は位を授はりぬれども、位田もなく、官に被ㇾ任候ても職掌もむなしきに似たれば、畢竟名のみに候得共、萬事復古の御時節、舊制に從はれず、中ごろ嬰兒をいつくしみ、あやまりたる弊風に因准したまふは、頗遺憾の至に御座候。方今搢紳家蔭をとる事、諸王と同じく從五位下を授はれば、十二三歲元服の後敍位任官して、名實共に正しくしたまふ共、令の制よりははるかにすゝみ給へるなり。但當時の制、共理ある事哉うかゞひ度候。

足利義滿公　貞治五年十二月七日敍₂從五位下₁。〔割註〕九歲。」同六年十二月三日敍₂正五位下₁〔割註〕十歲。」同七日任₂左馬頭₁。應安元年四月十五日元服。〔割註〕十一。」

今出川公彥公　永正四年敍爵。〔割註〕二歲。」同十一年元服。〔割註〕九歲。」此以後諸家共例多し。略ㇾ之。

〇秋の長き夜、老のねざめに、こしかたゆく末おもひつゞくれば、おのれ弓矢をとりては犬追物を再興し、〔割註〕こは天保のはじめ、遠藤但馬守殿ときこえあはせ奉りて再興しはべるなり。それよりやうやくよにひろまり、いまは小笠原家にも射させたまへど、再興はおのれにはじまれるなり。」步射の禮はやんごとなき君達にもせさせ奉りける中に、彥根中將の君、會津中將君、高松侍從の君と、ひとゝくさ鹿射たるなん、のちのよがたりにもしつべくや。過させ給ひにし少將の君は、ことさらに撰ばせ

たまひて、騎射の師にせさせたまひ、しらぬ火のつくしまでゐて行かせたまへれば、かのわたりにもおのが傳へをもて、三の騎射いる人ぞおほかりける。そも／＼、ひとり文武の兩の道をかねて、禮を講じ古實をとなへ、古を稽へいまに施し行ふもの、おのれ行義が外に誰かはあらん。先師の流れをくみ、父のあとをつぎ家の風を露おとさず。〔割註〕あるは國學、あるは有識、又衣文武家の禮法、弓馬の故實、軍旅兵馬、刀劍甲胄已下、器械製作おの／＼一家をたて、其道に堪能の人は多かるべし。ひとりあはせて通得せるはあらじと思ふなり。〔服色のことは、はかなきこゝろに思ひつきぬる事を、うへなき御あたりにも用ひさせ給へる事すくなからねば、夫より下はいはでもしるべし。すべて刀劍甲胄、尋常の衣服に至るまで、いにしへぶりの行はるゝことは、時世の勢のしからしむる所なれども、かつはおのれがさきがけたるによりぬるなるべし。また先賢未發の說に、國家のために益ありとおぼゆることもあまたあり。何くれと書あつめぬるふみも百卷ばかりはものしたれば、いまつゆの命はかなく消ぬるともおしからず、名ごりなき身にもあらざるべし。幸に父君も七十あまり七とせまでおはしましぬれば、ほど／＼に孝をもつくし奉りき。妻はとくうせぬれど、おのこ子三人ものしぬ。太郎明義はこのころ都にのぼせて、有識の家、服色の門にまじらはせぬれど、父おほぢの面ぶせなることしいづべくともおもほへず。文くらには一萬二千ばかりの書あり。鎧、腹卷、太刀、刀已下の物具も、人なみにはまさり樣にものしぬ。かくては、我身にあかぬ事もあらじかしとおもへど、よの中はなほこゝろにかなはず、くちおしとおもふ筋々多しや。もとより宿世のいふかひなければ、及ばぬきわに至らんことはかたかるべければ、こはうしともおもふべからず。身におふべき事をおこたりてえぬこそ、まことにくちおしきかぎりなりけれ。そはまづ紀傳、明經の學を極めず、詩章の才にとまず、手をかきえず、音律雅樂をしらず。此外にいま一ふし二ふしこゝろにあかぬ事あれど、おこがましければかゝぬなり。〔割註〕から學をせざりしことは、若かりしとき、皇朝の學のみをことなる大事

ところがけけるあやまりなり。おのれもし漢學をかねしらば、今ひときわ光まさるべきを。」

○插頭花　西宮記臨時八云、插頭花事。藤花、大嘗會及可ㇾ然時帝王所二刺給一也。〔割註〕插二左方一。」祭使並列見之時。大臣藤花左方巾子內。雖二納言一當日上卿尙插二左方一。其納言者用二櫻花一。參議者山葺。〔割註〕皆插二右方一至二非參議辨已下一者。以二時花一插二巾子後一。」八月定考時。大臣白菊、〔割註〕金蘂。」納言黃菊。參議龍膽。辨少納言時花。同二列見儀一。臨時宸宴時除ㇾ御之外可ㇾ插二後方一。踏歌綿花者立二冠額一。童插二總角一。臨時祭藤花。〔割註〕插二左方巾子一。」舞人櫻花。〔割註〕插二右方一。」試樂日插二小竹一。陪從山葺。近衞使次將無二插頭一。四月祭時近代以ㇾ桂爲二插頭一。古今和歌集云、梅花を折てよめる。東三條左のおほひまうち君、

　　鶯のかさにぬふてふ梅の花をりてかざゝん老かくるやと

御賀　續日本後紀云、嘉祥二年十月癸卯。嵯峨太皇太后遣ㇾ使奉ㇾ賀二天皇四十寶算一也。其獻物黑漆平文廚子十基。〔割註〕盛二彩帛一。」机二前。就ㇾ中一前御插頭。〔割註〕造二沉香山一以二鈍金一爲ㇾ鶴令二御插頭花一。」又云、同年十一月壬申。皇太子上表奉ㇾ賀二天皇四十寶算一。〔略〕、其獻物机二前。〔割註〕一前居二御插頭花一。一前置二鈍金御杖一。」新儀式天皇御算賀云、第六間立二御插頭机一。」又同條云、奏樂終頃。第一親王進二插頭机下一執二花勝一而跪奉ㇾ之歸座。大臣仰二參議一以二時花一賜二王卿已下插頭一。うつぼ物語、菊宴云、〔割註〕后宮の御賀。」よろづのたからものなどきよらにしいれてもてつらねまゐり給ふ。御かざしないしのかむの殿松のしたに鶴するゑて、

　　おのれだによはひ久しきあしたづのねの日の松のかげにかくるゝ

源氏物語、紅葉賀云、いろ〳〵にちりかふ木のはのなかより、靑海波のかゞやきいでたるさま、いとおそろしきまでみゆ。かざしのもみぢいたうちりすぎてかほのにほひにけおされたるこゝちすれば、おまへなる菊ををりて左大將さしかへ給ふ。

踏歌綿花挿頭　西宮記踏歌云、祿料綿十連、綿花料綿二屯、絲三兩。又云、内藏寮被綿作物所、奉所綿花白杖、〔割註〕前四五日召二内藏寮綿一屯。糸三兩一。給二彼所一令二造進一。〕又臨時八云、踏歌綿花者立二冠額一。〔割註〕全文見レ上。〕源氏物語、初音云、あをいろのなえばめるにしらがさねのいろあひ、なにのかざりかはみゆる。かざしの綿はにほひもなきものなれど、所からにやおもしろくこゝろゆき、命のぶるほどなり。」又たけかは云、藏人少將はみたまふらんかしとおもひやりて、しづこゝろなし。にほひもなくみぐるしき綿花も、かざす人がらに見わかれて、さまも聲もいとをかしくぞありける。

列見定考　西宮記列見云、挿頭。〔割註〕大辨以下取レ之。上卿挿二左方巾子一。藤櫻類。餘二右方一。辨已下以二時花一挿二巾子後一。公卿料春秋異也。〕又定考云、挿頭。〔割註〕大辨取二上卿料一挿二冠間左方巾子一。辨少納言取二已下公卿料一。大臣白菊、納言黄菊。參議龍膽。右方辨少納言以二時花一挿二冠後一。江家次第、列見云、挿頭、〔割註〕大辨以下執。上卿挿二左方一。自餘右方。」又云、大辨以下乘二挿頭一。〔割註〕上卿藤二〕又云、此間大辨以下獻二挿頭華日上料一。大辨取レ之。」〔割註〕春藤華。秋白菊。〕史傳二奉之一。挿二冠左方一納言以下執レ之。納言櫻華。參議款冬。挿二冠右方一。〔割註〕以上作花。〕辨少納言料史取レ之。〔割註〕以レ柳着二時華一挿二冠後一。〕貢此間以二肴物一折敷一居二諸卿前一。〕公事根源抄、列見云、挿頭の花を上卿以下の冠にさす。大臣は藤の花、納言は櫻花、參議山吹、みなつくり花なり。非參議以下は時の花をさす。」又定考云、かざしの花を上卿已下のかんむりにさす。大臣はしらぎく、納言は黄ぎく、參議は龍膽、その外はみな時のはなをさす。つくり花にあらず。大かたは二月の列見におなじ。

祭使舞人諸社行幸及試樂　江家次第、石淸水臨時祭云、陪從發二歌笛聲一立二挿頭華臺一。〔割註〕藏人取レ之立二長橋東端一。〕置二螺盃銅盞一。〔割註〕盃在二盞上一。藏人取レ之置二挿頭華臺頭一如レ常。〕又云、五位藏人着二挿頭華臺下一。公卿以下次第就二挿頭華臺下一。五位藏人次第傳二之使一。〔割註〕挿二左方一第一上給レ之。〕舞人以下。〔割註〕挿二右方一畢。公卿等候二殿上一。公卿數少侍臣給レ之。〕陪從料。〔割註〕殿上四

位以下給レ之。」五位藏人。〔割註〕分二挿頭華一者不レ謂二位階一。取二最末人料一。侍臣不足時取二數人料一給レ之。」又賀茂臨時祭試樂云、立定舞人進出。〔割註〕出二駿河歌一之間出。卷纓巣竹挿頭。」又云、次給二挿頭華一。五位藏人一人跪二長橋下一取二挿頭華一次第獻レ之。上達部突二片膝一挿レ笏取レ華。渡レ座挿二使冠一。〔割註〕左方。」舞人同レ之。〔右〕。又同臨時祭云、次賜二挿頭華一。五位藏人賦レ之。公卿並侍臣取レ之。來二座前一賜レ之。「源氏物語、若菜下云、山あゐにすれる竹の節は、松の綠に見えまがひ、かざしの花のいろ〳〵は、秋の草に異なるけぢめわかれて、「雅亮裝束抄云、かざしの花はぢんにてさす。さすべき所をかぶりにかねて、はなちてまいる。「餝抄云、挿頭。臨時祭於二禁裏一賜レ之。諸社御幸行啓或於二社頭一賜レ之。或於二仙洞一賜レ之。先院〔割註〕隱岐。」八幡御幸自二鳥羽南殿一有二御出立一。即於二御所一賜レ之。行幸之時於二社頭一賜レ之也。又云、試樂日挿頭事。仁安二十廿三日吉御幸試樂。殿記曰。少將隆房挿頭指レ右事也。而左如何。後日大納言殿仰曰。使指レ左而爲レ違指レ右也、試樂日指レ左有二何事一乎。」物具裝束抄云、挿頭花事。臨時祭之時。使藤。舞人櫻。陪從人長。〔欵冬〕。大嘗會辰巳節會。納言。〔櫻〕。參議。〔欵冬〕。「禪閤抄云、使花左手取二花本一。花末向レ右持レ之。爲レ挿二使左一故也。舞人花末向レ左持レ之。爲レ挿二舞人右一故也。後拾遺和歌集云、(後冷泉)おなじ御時、藏人にてはべりけるに、世中かはりて前の藏人にて侍けるを、當時に臨時の祭の舞人にまかりて試樂の日よめる。橘俊宗、

おもひきや衣のいろはみどりにてみよまで竹をかざすべしとは

うつぼ物語、祭使云、かくて殿より祭の使いでたち給ふ。〔略〕、ちゝおとゞの使の中將かざし奉り給ふとて、

二葉なるまつらかつらとみしものをかざし折までなりにけるかな

〔略〕、なかたゞして、

かざしとる袖のぬるゝはしら波の桂川よりをれるなりけり

とのたまへり。使の君かくきこえ給ふ。

　みなかみにかざしつるかな桂川けふひとなみのこゝちのみして

〔略〕、春宮よりきこえ給へり。

　今年よりつむべきものかちはやぶるかもの祭にかざすあふひは

源氏物語、須磨卷云、おりて御馬のくちをとる。

　ひきつれて葵かざしゝその上をおもへばつらしかものみづかき

十訓抄云、一條院御即位ノ時、實方中將臨時ノ祭ノ試樂ニ遲ク參リテ、挿頭花不レ給。追ツテ舞人ニ加ハルトテ、竹ノ臺ニ進ミヨリテ、吳竹ノ枝ヲ折リテサシタリケル。目出度ヨシ人々譽合ヒケリ。是ヨリ後、試樂ノカザシニハ竹ノ枝ヲサストカヤ。諸司挿頭了列見定考ノ時、冠ニ挿頭ノ花ヲ給フナリ。

相撲人　江家次第相撲召合云、次一番、〔割註〕左先出着ニ葵華一。取ニ劒衣一置ニ北圓座一。進立ニ櫻樹下一。次右出着ニ瓠華一。次次番負方先進レ之。〕又云、位袍官人以上、位袍番長以下靑袍、懸緒並着ニ平胡籙絲鞋等一。左挿ニ桔梗華一、右挿ニ女郎華一。〕西宮記、相撲云、相撲取。〔割註〕左着ニ藿花一。右着ニ匏花一。〕

大嘗會　續日本後紀云、天長十年十一月己巳。悠紀獻ニ屛風四十帖一。主基獻ニ御挿頭華二机、和琴二机、厨子十基一。〔略〕、江家次第、大嘗會云、獻ニ挿頭一。〔割註〕撿挍納言以下率ニ主基行事大夫等一昇ニ御挿頭倭琴等案一。五位以上六人舁ニ一案一。入レ自ニ光範門一經ニ右仗南頭一、昇レ自ニ中階一立ニ之於南榮一。挿頭在レ西從レ下退出。〕文政大嘗會略レ之。〔割註〕出ニ臺勘文一。〕

花宴　西宮記臨時〔割註〕原書欠文。〕云、康保三年三月十一日。于レ時月明風和。侍臣折レ花。挿ニ公卿以下冠一。〕北山抄云、康保三年三月三日。有ニ曲水宴一。御禊訖立ニ御倚子東又庇一。〔略〕、同月十一日殿庭櫻花盛開。御又庇倚子。〔略〕于レ時月明風和。侍臣折レ花挿ニ公卿以下冠一。〔略〕。

挿頭花のことは、かざしの臺の考にものしたれば、かさねてこゝにはかゝぬなり。

○避諱　文政元年五月御觸、御諱相避、且臨レ文省ニ末畫一之儀、爾來各覺悟之事候。雖レ然至ニ中古一而有ニ不レ避之輩一。自今以往不レ拘ニ異說一。從ニ國史職員令、並唐六典之文一。一不レ可レ犯ニ國諱一之由更被ニ仰出一候事。

日野中納言資愛卿え伺候御返簡

〔一御諱相避之事　省末之儀、〔割註〕下官。〕慥成無ニ所見一候。於ニ官家從一來ル古文書ニモ其例有レ之候。不成字ト申時ハ、字ノ成者終ノ畫ニテ字ノ成就ニ相成候得バ、省末畫ニ無ニ相違一ト存候。但急度省ニ末畫一ト物ニ相見エ候儀者、〔割註〕下官。〕無ニ覺悟一候。但ケ様ノ儀ハ本朝ノ典式ニ掛リ候儀、公ニ難ニ申述一候咄ト可レ被レ存候。

避諱例　續日本紀云、元明天皇和銅七年六月己巳。若帶日子姓爲レ觸ニ國諱一。改因ニ居地一賜ニ之國造人姓。〕又云、桓武天皇延曆四年五月丁酉。詔曰。又臣子之禮。必避ニ君諱一。比者先帝御名及朕之諱公私觸犯。猶不レ忍レ聞。自今以後宜ニ並改避一。於レ是改姓白髮部爲ニ眞髮部一。山部爲レ山。〕日本後紀云、平城天皇大同元年七月戊戌。改ニ紀伊國安諦郡一爲ニ在田郡一。以ニ詞涉ニ天皇諱一也。〕類聚國史云、嵯峨天皇大同四年九月乙巳。改ニ伊豫國神野郡一爲ニ新居郡一。以レ觸ニ上諱一也。〕又云、淳和天皇弘仁十四年四月壬子。改ニ大伴宿禰一爲ニ伴宿禰一。觸レ諱也。〕續日本後紀云、仁明天皇天長十年七月癸巳。天下諸國人民姓名及郡鄕山川等號。有レ觸レ諱者皆令ニ改易一。〕職員令云、治部省、卿一人、〔略〕、諱、〔割註〕謂諱避也。言皇祖以下名號諱而避レ之也。〕唐六典云、禮部郎中、〔略〕、凡上表疏牋啓及判策文章如ニ平闕之式一。〔略〕、〔割註〕若寫經史群書及撰錄舊事。其文犯ニ國諱一者。皆爲ニ字不成一。〕宣秀御教書按云、〔割註〕速水見聞私記所注。〕雖ニ書者帝御諱。〔割註〕同訓同諱レ之。〕大臣名字同訓。

光仁天皇　御諱白壁　改ニ姓白髮部一爲ニ眞髮部一。

桓武天皇　　山部　　同山部爲レ山。
嵯峨天皇　　賀美能　改ニ神野郡一爲ニ新居郡一。
淳和天皇　　大伴　　改ニ大伴姓一爲レ伴。

考ふるに、御諱をさくる事、國史にみゆる處は、そのことばの御諱にふるゝ事をさけたるなり。もとより連言ならざるはさくる限にあらず。中古にいたりて、專ら文字を憚りて、ことばのふれ犯をさけず。されど、宣秀の說によりて、今は言葉のふるゝをも文字をもさくべきにや。又省末書の事は、淺見未だ覺悟せず。いかなる古文書にあるにやそれもしらず。唯六典の說に依るのみ。ひとの國もふるくは、君臣同名。春秋不レ非。禮不レ諱ニ嫌名一。二名不ニ偏諱一などみえしが、世下れるまに〳〵、和漢・に諱憚る事甚しく成たるなるべし。又藤井某が說、御七代の間避レ之云々。是も證文あるやしらず。令によれば、御三代の間さくべし。又近體和歌に、とふ人をよまざるは、桃園院御諱遐仁なればなり。げに御まへにてとふ人もなしなどよみて講ぜられんは、魂稍ぬべきわざなるべし。曲禮云、卒哭乃諱。〔割註〕敬ニ鬼神之名一也。諱辟也。生者不レ相ニ避名一、衛侯名惡大夫有ニ名惡一。君臣同名春秋不レ非。」禮不レ諱ニ嫌名一。二名不ニ偏諱一。〔略〕、詩書不レ諱。臨レ文不レ諱。

○たはれ言　紀傳、明經の博士も、わがくにのまねびも、あるは討論し、あるは著作の書をみても、共優劣しらるべし。まして、射騎、刀槍以下の技術、射は體容中不により、騎はよく駿驁を御して驅逐周旋し、刀槍以下はうち合、つき合、ねぢあひてさう負すれば、共强弱能不ニ揭焉一なれども、歌のみは、おのがこゝろをたねとして、よみいだせるわづかに三十一字の言葉なれば、人のわざばかり愛たきをも、何ともおもひたらず、こゝろふかく工なるをば、ねぢけがましといひやすし。いかにすなをなるをば、何のふしもなしとおとしめ、我よみいでたるをいふかひなきをも、たけたかく艶なりとおもひ、あはれにもおかしくもおぼへて、たとへば、歌合にまけぬれば、判者のふかきこゝろをしらぬ

などいひて、さらにわろしとおもはぬをうたよみ天狗といふ。こはかの貫之朝臣ぞ遠祖なめる。されど、貫之のうしはさすがに上代の質朴にして、人まろ、赤人には所おきて、みづから天狗になりたる中には、いふかひなき木葉天狗も多かるべし。おのれうたよめども萬葉の古調もしらず。二條、冷泉の門にもいらず、勅撰家集もみず。たゞおのれがこゝろを本として讀いづるは、則人まろ、赤人のよに撰集家集もなく、二條、冷泉もなかりしいにしへによれるなり、と傍人なきがごとく、はないと高うしてすぎぬるに、此ごろ事によりて、眞淵が家集をみれば、うたのさますなをにしてたけ高く、上代の手ぶりまことにことものなり。長歌はさらにいまの世の人の及ぶべくもあらず。後代の歌の聖人まろと位を同じうすべし。こゝにいたりて、おのれがはなひしげてくちおしうおもひながら、戀の部をみるにわづかに十四首あり。そのうたすなをなるのみにして情おくれたり。そも〳〵、こひの歌は岩木のごときつれなきをも、つゆの言の葉をもて女郎花の風になびかしめ、伏柴のこるなげきにはわすられぬるもおもひいださせ、終に夫妻のちぎりを金石のごとくかたからしめずば、なにのかひかはあるべき。されば、人情の深切を本としてよむべけれど、詞調幽玄ならざれば感情うごかずや。加茂の基久が女に、

おもひかねいはんとすればかきくれてなみだの外にことのはもなし

といひやり給へるは、情はかぎりなくふかけれども、下の句のむげにえんならざれば感情うごかず。この心をよくさとり數ならぬみのうを山のあはれなる御ことのはにには、いかでかそでもしぐれざらん。て戀歌はよむべきを、翁の歌其際にはいかならんと、是には甲をぬぎ槍を逆しまにするの心なく、一いくせせましとおもへど、翁のこゝろもいれずよみ置ためるに、おのれふかく考へこゝろをくだきよみ出てつがはんは、はや一等下れりと人のいふべければ、おのれもとくよみ置たるをおもひいで

ゝ、左右としたるは東夷のむかふみず、歌よみ天狗のしわざなりけらし。

左〔勝〕　初逢戀

初尾花むすびそめける夕つゆに秋てふ風はふかずもあらなん

右

幾年かせきの清水にぬれわびてけふ越初るあふさかの山

右申曰、初尾花むすびそめけるうれしさはたとしへなくて、かたみにわくるこゝろもあらざるべきに、まだきに秋風をおもひうたがひたるは、かへりて淺く、又おこがましく、さしすごしたりとやいはん。吹かずもあらなんなど、無下に淺ぅ聞なさるゝなり。

判者曰、右方難じ申處理あり。右の歌年月をせきの清水にぬれわびたる、いとあはれにおもひやらるれど、歌合の習なり。かつは歌のさまの幽玄なれば、以レ左爲レ勝。

左　相思戀

おもはぬをおもひしほどにくらぶれば思ふをおもふことぞすくなき

右〔勝〕

みくま野のちひろの海にたぐへばやかたみに思ふこゝろふかさは

左方申云、右の歌すこぶる不ニ幽玄一。

右方申曰、おもはぬを思ふは、あやにくにさしそふこひのならひなれば、據なきにはあらず。されど、相思實の情は、去年よりは今年、きのふよりけふはまさりて、かたみに老行末までおもひかはすべきことをこそよみたまふべけれ。思ふ事すくなきとは、題意にかなはず。こはよみそんじとやいふべからん。深養父がつらきぞながき契なりけり、とよみたるとは、其おもむきたがふべきなり。

判者曰、右方申如く、相おもふ中は、たとへば、よの中のうれはしさも、かたみにいさめなぐさめ、家の內まづしく乏しきをもうしともおもひたらず、心をつくして後見し、終には世になりいで、或は老ひがめる親など物して、朝夕筋なきことをのゝじり腹立さいなむをも、露うしともおもはず孝養し、やうやくものきよげに賑はゝしくなりもてゆき、鴛鴦の衾の中に、いとらうたけなるみどり子さへ出來てかしづき生ふしたて、うらなくおもひかはせる年月の中のむつびは、げに千尋の海にもたぐへつべし。おもはぬ人をおもふしばしの心いられにくらべて、かへりてすくなしとよめるはいかゞならん。されば、歌のさまは幽玄ならずとも、以レ右可レ爲レ勝。

左〔持〕　被忘戀

風の聲虫の音をだにきかじやはなどみし秋をわすれはてたる

右

まちみんもいまはかひなし去共とたのむ月日も杉立る門

判曰、左、風聲虫の音はとりいでたれ共、さしてふかくおもひ入たるけしきもなし。右、さりともとたのめし月日のむなしきは、いか斗かはわびしからん。されど、右に心よせたりと、左方いはんもかたはらいたければ、歌のさまの優なるをかよはして、先持とさだむべし。

左〔持〕　しらぬ人

おもひつゝぬればあやしなそれとだにしらぬ人をもゆめにみてけり

右　初戀

はかなくもみしよりそでのぬるゝかなさてはこゝろにおもひありけん

判者曰、左右、させる歌にもあらず。持となす。

左　舊戀

かれしその昔ばかりはしたはぬや我さへうとく今はなりけむ

右〔勝〕　僞戀

うれしさのそのことのはやうき人のこゝろの外のなさけなりけん

右申曰、戀歌は年月をふるとも、猶わすれがたくとよみたまふべきを、我さへうとくなりはてゝは、なにの情かあらん。こと様にもよまれたるものかな。そも〳〵、何某がチンプンカンにちかしといへる萬葉集にのみ僻して、しかも年おひ給へれば、おのづから情もうとくなりぬるこゝろのまに〳〵、よみいで給へるひがことなるべし。後世の書ながら、光源氏の物語などをみて、あはれなるふし〳〵なさけのくま〴〵を深くたどりおもひめぐらし給はゞ、おかしき歌もできぬべきを、さすがにしらべはたけたかくして、情のおくれたれば、玉の盞底なきこゝちす。かくいひては、おのれすいたる方に心入ると人やおもはん。されど、こは人倫のつねにして、必ず男女の間とのみおもひ給ふべからず。すべてまめなるこゝろを本として世にはまじろふべきことなり。

判曰、右のうた、人のことよらでうれしかりしか。さてかきたえやみぬれば、そはさしむかひては、さすがにうしともいひはなたれず、心のほかの情をかけけるなめり、とおもへるは、かの軒端の荻の一よの後のこゝろの内よりもあはれふかくて、左よりは多可ㇾ勝。

左　逢戀

假そめのたのめと人やおもふらんなきてわたりしみよしのゝ里

右　忍不逢戀

東路のみちのおくなるしのぶ山しのびてだにもあはぬなりけり

判曰、

左　思高戀

我こひはくも井にたかきあしびきの山のしづくをそでにかけつゝ

右　恨戀

風さはぐまくづが原の夕露にそでのみぬるゝ身をいかにせん

判曰、

左　知身戀

これぞこのうき身しらるゝ妻なるをつらしと人をおもひけるかな

右　忍戀

いかにしてしのびはつべき戀しさのやむ藥をも求めこしがな

判曰、

左　知身戀

つらき身にあるべきかはとおもひしるおなじ心のいかでこふらん

右　片戀

なにをそのおもひでにして戀死なんあはれとだにも人はいはずて

判曰、

左　待空戀

のこる夜も鳥より後にまちえたるならひなければなく／＼ぞぬる

右

おとづれをきけばはかなくそれならで板戸にあしきよはの松風

判曰、

左　寄瀧戀

いはばしる瀧津やま川とこなめにたゆることなくあふよしもがな

右　　寄川戀

よしの川よしやうき名も流せともそをだになかの契とおもはん

判曰、〔欠文〕

左　　寄霞戀

はるゝべきかたこそなけれねぬる夜のゆめより霞む春のあけぼの

右　　寄獸戀

あき風にひとり伏猪の床あれて難面人をゆめにだにみず

判曰、

左　　おきてわかれし

今はたゞそでの氷となりにけりおきてわかれしおふの下つゆ

右　　旅戀

つれなさの人の心のはてもみずわかるゝたびは行そらぞなき

判曰、

左　　春のくれに人をおもふ

今もかも小島がさきに匂ふらん君に似るてふやまぶきの花

右〔勝〕　寄名所戀

こゝ須磨に又も恨みむつれなさは松にしぐれの甲斐はなくとも

右申云、左の歌は古今集讀人しらず。

今もかもさき匂ふらんたちばなの小島がさきの山ぶきの花

こは春の部、山ぶきのうたなるを、君に似るの一ことをかへて、戀の歌にしたまへるは、さすがに翁のしわざにて、力もいらずたやすくしつべけれど、うゐまなびがかくよみたらば、盗みもて出たるとて人やとがめん。又いづくにこひの心ならんと、立花の小じまが崎より宇治のわたりたづねまどへど、さらに戀のこゝろなし。唯山ぶきをみて、何をか口遊たまへる一ことなめるを、いかなる深き心かあると、おちこちくまなく求て、いたうかうじにたるは、人わろく腹立しや。

判者曰く、右のうたよく聞えたり。ろなう可レ爲レ勝。

又曰、歌合の論中に、宇治わたりへめぐりたるは、これ天狗の本性をあらはしたるところなり。人間のわざにあらざることとしるべし。

後松日記　巻之二十一

○京江問答並再問。〔朱答山田阿波介〕

童女着用汗衫の裁縫、類聚雜要抄、雅亮抄等に所見御座候得共不₂明白₁候。何卒書圖にても委敷相伺度候。

〔朱書〕裁縫闕腋の袍に同じ物にて候。攝官家の童昇殿の時着ㇾ之。また新嘗の時御巫猿女等着ㇾ之。貴賤によりて織物平絹等の差別あり。

攝官家とは、攝關家の事にや、いとめづらかにも書たまへるかな。さる名目も侍る哉。又童殿上の時汗衫をきること淺見さらに所見なし。證文を敎示したまへ、ふして希ふべし。

そも〳〵、童子は闕腋の袍を着、元服の後縫腋を着し、童女は汗衫を着、やんごとなきは細長をきる。〔割註〕皆わきあけの衣なり。初笄して後唐衣裳をきる。〔割註〕これにておとなになるなり。」されば、笄するを着裳ともいふ。それこの汗衫をのぞきて童なにをかきん。しかるを、新嘗の御巫、猿女等のきるものと、めづらしげに書給へるはいかにぞや、其意を得はべらず。

又汗衫に二のしなあり。一つは後世の下襲をいふ。ひとつは童女のきるをいふ。其下襲を汗衫といひしことは、儀式、〔割註〕一に貞觀儀式といふ。」延喜式、倭名鈔、本朝文粹、善相公の意見の文等をみてつばらにしるべし。〔割註〕皆半臂、汗衫とつゞけてかけり。又後に下襲を汗衫と書たる事は小右記に有。」

童女の汗衫をもて其服とすることは、西宮記、天德歌合、大和物語、うつぼ物語、源氏、枕、榮花、狹衣、台記、雜要抄、雅亮、桃花蘂葉等、あまりにくだ〳〵しければ、別にものしてこゝには

かゝぬなり。

考ふるに、汗衫の體製、先哲の說皆水干のごとしといふ。夫より御巫、猿女も、あげくびの闕腋の樣なるものをきにけん。大甞會調度圖にのせたるも、さこそみえけれ。げに西宮記の汗衫の具をみれば、またく男の裝束の樣なれば、上首の衣を着しかもしるべからず。その後、童女の專らきたるはたりくびにやあらん。〔頭書〕垂首ナラント書タレドモ、雅亮ニ、狩衣ノ首ノ樣ニサストアレバ上首トミユ、下ヲ見合スベシ。」

雅亮抄、雜要抄を考ふるに、首かみの入紐をさすことはみえず。くびをとざまにおし折、面あはせにしてまへをよくひきちがへなどせよとあり。首かみの細襟は、內ざまにも外ざまにもすべき樣なし。又入紐をさしたらば、前をよく引ちがふべくもあらず。さればたり首とはしらるべし。承安五節の圖も、後と左のそばをみせたる畫なれど、垂首とはさだかにしらるゝなり。

童子の裝束、ひのさうぞくのうるはしきは髮頰をゆひ、〔割註〕結樣雅亮にあり、はさ形をつく。」わきあけの袍、半臂、下襲、衵單をきて、表袴、大口、角のおびをさし、さくを持し、たうづ絲鞋をはくなり。こは朝服にあたるべければど、わらはの朝會に預ることなければ、朝服とはいはぬなるべし。〔割註〕无位は制服といへども、のちの世是をいはず、」宿直裝束は童直衣ともいふ。さげひづら、〔割註〕紫の村濃のもとゆひ。」わきあけの袍、〔割註〕雜袍なり。」あこめ、ひとへ、さし貫、下袴をきるなり。又うちにもまゐらす、尋常にはふるくは、直衣後のよには水干、止事なきは細長、なほ打とけては衵姿にてあるべし。されば、童昇殿に汗衫をきたる事、おのれはゆめしりはべらぬなり。

止事なき女房、小袿の上に細長着用いたし候事、源氏物語等に所見御座候。童體着用の細長とは、裁縫格別に候はん歟。雅亮抄にれいの衣の大くびなきものなりと見得申候へば、矢張小袿などの製に

て、大くび無レ之ものに候哉伺度候。

（朱書）小袿は大くびなきものに候。細長は童形の服に候。水干、狩衣などは同じ様なるものに候。前後とも長き物に候。小袿の上に細長をきること、いか様なる事歟、承り不レ申候。

細長は童形の服なることは、おのれもゝとよりしりて侍り、止事なきは、童男童女通用して着給ふものなり。其裁縫、園大暦に寸法もみえたり。いまもやんごとなきあたりにては、必着用したまへば、繪圖にものしたるもありて覺束なきふしもなし。水干の體製にして、後に髮置あり、袖くゝり、鶴結、龜結、長ひもにもかざりあり。こはちごの料なればなるべし。おとなしき女房の小袿のうへにきる細長は、ちごのとは裁ぬひかはりめあるべくやと思ふによてとひはべりしが、其小袿の上に細長きることをさへしりたまはでは、いふかひなくてやみぬべきなり。されど、そらごとを聞えじとおもひ給はんが片腹いたければ、其說文を聞えむ。源氏物語、若菜下云、（明石中宮女御の時）あえかにみえ給ふさくらの細長に、御ぐしの左右よりこぼれかゝりて、柳の糸のさましたり。〔略〕、紫のうへはえびぞめにやあらん、色こき小袿、うすはうの細長に御ぐしのたまれるほど。又若菜上云、几帳のきはすこし入りたる程に、うちき姿にて立たまへる人あり。（女三位）〔略〕、紅梅にやあらん、濃き薄きすぎ／＼にあまたかさなりたるけぢめはなやかに、草紙の妻の樣にみえて、櫻の織物の細長なるべし、みぐしのすそまで。」又行幸卷云、常陸の宮の御方は、〔略〕、あをにびの細長一かさねおちぐりとかや、なにとかや、昔の人のめでたくしける色あひしたる袷の袴一具、紫のしらきりみゆるあられ地の御小うちきと、〔割註〕こは玉かつら着裳の料におくれるなり。」落久保物語云、このたびぞ、北方君達にもたいめんあり、こきあやのうちき女郎花の細長きたまへり。」これら皆長女のきたる例なり。又祿に女の裝束に細長をそへて給ふことは、新儀式、西宮、北山以下の記類、源氏等の册子にもあまた

あり。ちごのきるさゝやかなる細長を給はりてなにゝかせん。おとなしき女のきる細長なるべし。
しかるを、細長は童形の服とのみこゝろえ給ふは、いとあさくもものし給ふものかな。

二重狩衣、三重五重も所見候。いかゞの製作に可ㇾ有ㇾ之哉伺度候。
（朱書）
二重三重五重狩衣のこと、何の書に有ㇾ之哉、承り不ㇾ申、ひねり重の外ぞんじ不ㇾ申候。

二重三重五重のかり衣こもしり給はぬとか、さらば證文をきこえ侍らん。雲井花云、次に大樹、〔略〕佐々木備前五郎左衛門尉高久、〔割註〕二重のかり衣。」調度役。相國寺堂供養記云、衛府侍十人、〔略〕、朝日孫右衛門尉藤原滿時、〔割註〕二重狩衣、馬靑黑鞍。」安藤平次右衛門尉平滿康、〔割註〕二重狩衣。」齋藤筑前五郎左衛門尉藤原種基、〔割註〕二重狩衣。」増鏡、あすか川云、堀川少將基俊からの織物うら山吹の三重のかりぎぬ、柳だすきをあをくおれるなかに。」又云、もとしの少將此たびはさくらもえぎの五重のかり衣、紅の匂ひの五衣。」考ふるに、三重五重狩衣にもかぎらず、女房の衣にもあり。げにひねりがさねのことなるべし。

結かり衣は袖くゝりにいろ〳〵のかたを結びたるにて候哉。増かゞみ、あすか川の文にては、さくらの花ゆく水などをむすび付物にしたる樣にも見え申候。いかゞ哉。
（朱書）
結かり衣は、花などを結びて風流にむすび付たる事と存候。袖くゝりにては無ㇾ之哉と存候。

此御答こそさもとおぼえ侍れ。増鏡に、きくの折枝を結びつけたる事もみえにき。

増鏡、〔割註〕あすか川。」馬頭たかよし、〔割註〕隆親の子にや。」ろくたひの赤いろのかりぎぬ玉のくゝりを入、ろくたいはいかゞ。
（朱書）
綠苔は色目のことゝ存候。ろくたいの赤色とは、いか樣の事かぞんじ不ㇾ申。玉のくゝりは袖くゝりに玉の緒をさしたることゝ存候。雅亮の抄に、舞人の袴に玉の緒をさしたる事みえ候。おな

じ事ならん。

綠苔の色目なることは、雁衣抄にもみえたれば、おのれもしりて侍り。しかるを、ろくたいの赤色、また同條に紫のろくたいの半尻などみえたるによて、とひはべりしなり。

ケ長水干、明月記所々にみえ候。いかゞの製に候哉。

（朱書）ケ長水干はぞんじ不レ申候。高倉、山科御兩家え御たづね可レ然候。

ケ長水干の類古書にみえたる事、必高倉、山科御兩家のあづかり給ふことにもあらず。唯有識の家こそしり給ふべけれとおもひてとひ侍りしなり。日野故儀同殿にもとひ奉りて、御說をうけ給はりしが、又明說もおはしまさむかと思ひてものしけるが、本意なき御いらへなりけり。

蚊帳の製作つり樣、足利家のころ武家の手ぶりは、其比の舊記所見御座候て、委敷相分りをり候。堂上方の記類には、延喜式の分さらに所見御座なく候。いかゞ。

（朱書）蚊帳製作さだまりたること無レ之。しかし、春日權現驗記に蚊帳をつりたる體みえ候へば、ふるきものとぞんじ候。

蚊帳のふるきよに聞えしことを、わづかに春日驗記をもて證としたまふ。いと淺うものし給へり。おのれ何くれとかうがへ抄出したれば、筆の序にきこえん。日本書紀云、應神天皇四十一年春二月、是月阿知使等自レ吳至二筑紫一。〔略〕、旣而率二其三婦女一以至二津國一。及二于武庫一而天皇崩之不レ及。即獻二于大鷦鷯尊一。是女人等之後。今吳衣縫。蚊屋衣縫是也。〔頭書〕蚊屋姓ニナリ。又郡名ニナリタリ。通證可レ見合。」又云、舒明天皇二年春正月丁卯朔戊寅。又娶二吉備國（すイ）蚊屋釆女生二蚊屋皇子一。太神宮延曆儀式帳云、太神正殿裝束。內蚊屋生絁御帳二條。〔割註〕高各一丈三尺、弘各十二幅。」又云、荒祭宮正殿裝束、御床一具、蚊屋一條、〔割註〕長七尺六寸、弘十二條。」內蚊屋二條、〔割註〕

長七尺、弘二幅。」又云、瀧原並宮神遷奉御裝束、正殿生絹蚊屋一條、〔割註〕長五尺、弘十二幅。」一天井蚊屋一條、〔割註〕長五尺、弘一幅。」又卷下云、新造宮御裝束用物、蚊屋帷二帳、〔割註〕一張十四幅、一張七幅、高一丈四寸。」延喜太神宮式云、荒祭宮裝束、蚊屋一條、〔割註〕長七尺六寸、廣十二幅。」內蚊屋一條、〔割註〕長七尺、廣二幅。」又云、瀧原並宮裝束、正殿絹蚊屋二條、〔割註〕一條長五丈、廣十幅、一條長五尺四寸、廣二幅。」年中恒例記云、今月中吉日に御蚊帳つり初らるゝなり。伊勢同名兩人參り候てつりはじめ候。每日のあげ下しは女中上﨟、または同朋の御役にて候。七ツうち候へば必御蚊帳おろし申され候。つり始候時三御盃まいり候てかけにて、伊勢同苗頂戴之也。」貞助雜記云、殿中御蚊帳つりはじめ申事は、蚊出來申時分、陰陽頭に申、御蚊帳つり申候。日次勘文進之候。〔略〕、蚊八月中に撤却、日次陰陽頭勘文進上。」宗吾記云、御蚊帳水色、角水引は段子棹黑漆鈎赤銅。〔略〕、女中の御蚊帳は二ツつられ候。一は水引角共に赤段子水色棹黑漆鈎滅金、一ツは梅染水引角黑き繻子棹黑しかぎ赤銅。〔頭書〕水色に臆說あり。武家の書には、此外にも所見あり。略す。」

考ふるに、蚊屋の名上代に聞えたれども中世みえず。こは御帳の內に寢給へば、蚊のいるべくもあらぬなるべし。下人は蚊遣火し、或は扇もて打はらひ、又蚊帳つくりてねたるもあるべし。そは御驗記にもみえたり。ひとの國にも、高士傳に、黃昌夏多ㇾ蚊。貧無二幬幮一作二蚊幬一。されば、後漢の末には有ぬなるべし。鈎樣、御驗記には上のみえねばしりがたし。足利の世には、うるはしくは棹をもてつりたるなり。されば、蚊屋の幅ごとに耳を付たり。今も本には如ㇾ此すべし。〔頭書〕九月になれば棹なくてつる例なり。委しくは我蚊帳つり考にあり。」

足利家の比、將軍義滿公をはじめ堂上がたにても、二歲三さいの御小兒叙位任官の御例有ㇾ之候。小兒元服以前なにを恪勤あるべきや、甚不審。この事に御座候。選叙令を考ふるに、凡授ㇾ位者年廿五以

上。唯以㆑蔭出身者廿一以上とみゆ。廿一は既に正丁に入るの年、廿五は得㆑考位を授ふべき年いたれるなり。今は位を授はりぬれども位田もなく、官に被㆑任候ても職掌むなしきに似たれば、畢竟名のみに候得共、萬事復古の御時節舊制に從はれず。中ごろ嬰兒をいつくしみあやまち給へる弊風に御因准あるは、頗遺憾の至に奉㆑存候。方今搢紳家蔭をとり給ふ事、諸王と同じく五位を授はれば、十二三歳元服の後叙位任官して、名實共に正しくしたまふとも、令の制よりははるかにすゝみ給へるなるべし。但當時の制其理ある事や、外に先蹤も候哉、伺度候。

足利義滿公、貞治五年十二月七日、叙㆓從五位下㆒。〔九歳〕、同六年十二月三日、叙㆓正五位下㆒。〔十歳〕、同年同月七日、任㆓左馬頭㆒。〔十歳〕、應安元年四月十五日、元服。〔十一歳〕、今出川公彦公、永正四年、叙爵。〔二歳〕、同十一年、元服。〔九歳〕、此以後其例多シ。略㆑之。

(朱書)
此條御尤の事ながら、延喜式以來格式有㆑之。畢竟父祖の蔭を以て、追々可㆑樣になり、時の思召にて宣下ある事、强て申さば、上をそしるに當り候はず歟。流例と心得候方よろしく候はんか。

延喜式以來の格式おのれしりはべらず。つばらに教へたまへかし。又强く論じぬれば、上をそしるにあたるによて、流例とこゝろ得べしとの事、ふかくかしこみはべりぬ。しかあれど、學者の道を論ずるは、上を誹るの謂にはあらざるべし。先皇の道を學び、國史律令をよむとも、よく討論せざれば灼然たるに至らず。よく討論し灼然たるに至りて、これを今日に施行せざれば亦益なきものなり。〔割註〕こはから學も同じかるべし。〕方今有識の家古の禮制にあづからず。中世以來の冠帽、衣服の規摸、宮室調度の體製をとなへて、專らこれに力をつくすといへども、こは古を學ぶの一端にして、國家を治るの用にたらず。いかにとなれば、其古實といふもの、實は先王の法服にはあらで、やゝ下りての世の驕奢風流の弊俗なり。さはいへど、今はこれに因准せざればかなはざるによて、其奢侈よりおこり、風流より出たることをよく學びしりたるが、いみじき博士識達なれば、おのれ

も元よりこれにならふといへども、ひそかにおもへば、學者の意見必こゝに於てすべからず。前皇のかしこきみこゝろにたて給へる禮制の外は、心のまに〳〵するとも國政の損害にはなるべからず。〔割註〕さはいへど、宮室衣服調度古の規則を失ふべからず。今案をもて簡便にしたがふことなかれ。」抑も、授位任官は朝廷の大事、愛憎情のまに〳〵選叙貢擧し、官人其任にあたらざれば、害政しば〳〵行はれて天下安かるべからず。されば別勅といふとも甚しき事なきをよしとすべし。かくいひては、又上をそしるの罪をおはせ、有識服色の家をもいひ破りぬる勘事を加へ給ふべけれど、正保に魚屋八兵衛が御火葬を申とゞめ奉りしより、今もこれにならひたまふは、魚屋が忠貞廉潔の大功ならずや。町人商家賤陋の身といへども、道を思ふの深切なるよりこゝにいたれるなり。〔割註〕御火葬は持統天皇にはじまり、代々これにならひ給ふもの多し。」まして吾國學の士も、この志にならはざるときは、有識も亦茶道活花のたはぶれに類すべし。されば、弊風を流例と安んじおかんは本意にあらずとは、我頑愚の見なるべくや、明斷をこはん。

當時有識の家、専ら延喜をとなへ給へども、考ふるに、孝徳天皇禮制を下し給ひ、天智天皇又一ぺんして、〔割註〕近江の令十二卷を撰ばる。」政刑大に行はれ、百姓其徳に服さゞるものなし。又文武のみよにいたり禮儀文物全く備はりぬれば、このみよに因准すべし。延喜に至りては、天下の權藤氏にうつり、朝廷は奢侈風流にながれ禮制すたれたり。〔割註〕朝拜なども行はれず。」縫殿寮式の年中御服の料をみれば、誠に質素なれども、實にいかゞありけん。はや村上、天徳の歌合、其驕奢風流後世またおよぶべからざるをみて、延喜のころ思ひやるべし。善相公の意見を見てもつぱらにしるべし。かの女藏人内匠が車より紅の衣を出したるを撿非違使が糺したれば、大そらに照る日の色をとよめるにてえたゞさず。又よにもいみじとおもひけん撰集にも入られたり。こは内匠は上を輕んじ、撿非違使は職掌を怠りぬる罪あさからぬを、延喜に風流にあやまちたること、これを見てもし

るべし。

年ごろおぼつかなくておもひわたりし事をとひ侍りしに、押紙していらへおこせたまへり。いと〳〵うれしくかしこみながら、うちみれば大かた初學のさかしらしたるとか、芝の浦わの蜑のさへづりとかおもひおとしけむ、ふかくも考へず。事しもなげに、筆のまに〳〵かきすさび給へるなりけり。いふかひなくて恨めしさに、おのれ臆說を書て再度きこえうごかしはべりぬ。こたびは、今少しおもひめぐらし此臆說をたゞし、誠に敎示し給はゞ、又なくうれしかるべくなん。なか〳〵にものし給はば、

　むめの花なにぞと問しその春にまたも宮人あはんとすらん

かくいふは、弘化五年む月の四日、芝の浦をばやゝ入て三緣山のもりの下にすめる、赤羽の天狗なり。

○汗衫二品考　汗衫〔割註〕謂㆓下襲㆒。」儀式云、踐祚大嘗祭中、風俗歌人兩國男女各二十人。裝束男細布摺袍各一領。襖子汗衫半臂各一領、白綞綿袴一腰。」〔略〕、女各頭巾一條、襠一領、長袖衣一領、汗衫一領、小襖子一領、裳一腰、袴一腰、下袴一腰。又云、稻實公紵靑摺單衣一領、紅花染汗衫一領、白絹綿袴一腰、支子染襖子一領、調布袴一腰。」又云、御巫猿女各四人、各緣袍一領、綿二屯、兩面帶一條、汗衫一領、〔割註〕三文。」緣裙一腰。」延喜縫殿寮式云、年中御服、春季、〔略〕、半臂十領、〔略〕、汗衫十領、〔割註〕藍四領、葡萄六領、十一月一領、十二月二領並用ㇾ白。」料、白絹六疋五丈、〔割註〕別四丈一尺。」絲一兩一分、〔割註〕別三銖。」袷褐、單褐各十領、〔割註〕並紅。」又云、夏季、〔略〕、半臂十領、〔割註〕紫五領、藍五領、九月一領用ㇾ白。」料、縑、〔略〕、汗衫十領、〔割註〕色同㆓半臂㆒。」料、縑六疋五丈、〔割註〕別四丈一尺。」絲一兩一分、〔割註〕別三銖。」袷褐、單褐各十領、〔割註〕並紅。」又云、五月料、〔略〕、汗衫十領、〔略〕、六月料、汗衫十領。」倭名類聚鈔云、半臂。〔略〕、汗衫。唐令云、

諸給時服、夏則汗衫一領、〔割註〕衫音所銜反。衣名也。」本朝文粹云、善相公意見、請下禁ニ奢侈一事上。〔略〕、臣伏見、貞觀元慶之代。親王公卿皆以ニ生筑紫絹一爲ニ夏汗衫一。曝絁爲ニ表袴一。東絁爲ㇾ襪。染絁爲ニ履裏一。而今諸司史生皆爲ニ白縑一爲ニ汗衫一。白絹爲ニ表袴一。」小右記云、故殿御記云、應和四年三月十四日、賭射。〔略〕、左近府生佐伯眞茂重服奉仕、射手共裝束、尋常朝服、淺鈍色半臂、柳色汗衫、深鈍色表袴、襪。

汗衫〔童女表衣〕 西宮記〔割註〕臨時四。」云、齋宮齋院童女、總角青麴塵汗衫、半臂、下襲、表袴、白柳帶。」同記云、〔割註〕臨時八。」女親王對面、總角着ニ汗衫、半臂、下襲、表袴、玉帶等一。大和物語云、桂のみこに式部卿の宮すみたまひける時、その宮にさぶらひけるうなゐなん、この男宮をいとめでたしとおもひかけ奉りけるをも、〔略〕、かざみの袖にほたるをとらへてつゝみて。」宇津保物語、沖白波云、宮あこ宮は御ふみ奉り、中納言手をすりてこひとりたり。おとな三十人ばかりもからぎぬきて、うなゐ八人かざみうへのはかまきたり。」又俊蔭云、うちにこたちうなゐどもかさねのも、からぎぬかさみどもきてゐなみたり。

汗衫色々、〔割註〕柳重、櫻重、女郎花、蘇芳、紅梅、青白橡、白重、青摺、躑躅、青朽葉、朽葉、赤色、五重、葡萄、濃蘇芳、三重、織物、黑、凶服。」天德內裡歌合云、うなひ四人青色に柳かさねにて、北の方よりかきたつ。〔略〕、うなひ六人あか色に櫻かさねきて、南の方より御前にかき立。〔略〕、すはまとりいるゝ日は、四月朔日つとめてになりて、左は夏のかざみにて出たり。右は同じ冬のながらにてとり入る。源氏物語、繪合云、わらは六人あかいろに櫻がさねのかざみ、衵は紅に藤かさねの織物なり。〔略〕、わらは青色にさくらのかざみ山ぶきがさねのあこめ着たり。みな御まへにかきたつ。」又野分卷云、わらはべおろさせ給ひて、虫のこどもに露かはせ給ふなりけり。〔略〕、をみなべしのかさみなどやうの、時にあひたるさまにて四五人ばかりつれて。」又若菜下云、わらははかたちすぐれた

る四人、あかいろにさくらのかざみ、薄色のおり物のあこめ、こきうきもんのうへのはかま、紅のうちたるさまもてなしすぐれたるかぎりをめしたり。女御の御方にも、〔略〕、あをいろにすはうのかざみ、唐綾の上のはかま、あこめは山吹なるからのきを同じさまにとゝのへたり。あかしの御方のは、ことく\/しからで、紅梅ふたり櫻ふたりあをしのかぎりにて、相濃くうすく打めなどえならできせたまへり。宮の御方にもかくつどひ給ふべく聞給ひて、わらはべのすがたばかりはことにつくろはせ給へり。あをにに柳のかざみえびぞめのあこめなど、ことにこのましきさまにはあらねど。」又葵巻云、あてきはいまは我をこそ思ふべき人なめれとのたまへばいみじうなく、ほどなきあこめ人よりはくろうそめて、くろきかざみくはん草色のはかまなどきたるもをかしきすがたなり。」又柏木巻云、よきわらはのこまやかに鈍はめるかざみのつまかしらつきなどほの見えたり。をかしけれど、猶目おどろかるゝいろなり。」枕冊子云、しげい舎東宮にまゐり給ふ程の事など、いかゞはめでたからざらん。〔略〕、わらは二人、下仕四人してもて參るなり。〔略〕、櫻のかざみ、もえぎ紅梅など、いみじくかざみながくしり引てとりすまゐらす。」又云、あてなるもの。うすいろに白重のかざみ。」又云、女院しげいしやの人、やがてはらからなりけり。辰の日のあをずりのからぎぬ、かざみをきせ給へり。」又云、かざみは春はつゝじ、櫻、夏は青朽葉くちば。」榮花物語、はつ花云、業遠のわらはにあをきしろつるばみのかざみをきせたり。おかしとおもひたるに、藤宰相のわらはには、あか色のかざみをきせ、〔略〕、宰相中將のもいつへのかざみをはりはゑびぞめをみえにてぞきせたる。あこめ皆こきうすきこゝろ\/なり。」又云、をみのよは宰相の五せちにわらはのかざみ、おとなのから衣(かしづきイ)に皆青ずりをして。狹衣物語〔割註〕三の下。」云、わらははおなじいろにて、うへの袴かざみなど、女房の裳からぎぬなどのおなじ心にて。」台記別記云、久安六年正月十九日入內。〔略〕、童女二人、紅梅織物汗衫、紅打衣、萠木衣三領、紅單、蘇芳織物表袴、紅打袴。」桃華蘂葉云、女房夏冬裝束、忠順記、永曆二年正月廿九日、中納

言中將嫁取。今夜女房已下裝束、〔略〕、童二人、裏濃蘇芳衵五、〔割註〕龜甲文。」青單濃蘇芳、表着濃打衵、裏濃蘇芳汗衫、濃袴、泥繪扇。」又云、同記永曆二年二月二日、今日中納言殿渡御第四日也。是日人々改、〔略〕、童表着白三、〔割註〕裏紅青薄色。」紅單、紅打衵、柳汗衫、紅袴、扇〔散薄〕。」又云、廣季記、平治元年七月一日、六條攝政迎二信賴妹一給。〔略〕、童女二人裝束、同單重、衵、濃引倍木、濃蘇芳織物、表着二同色汗衫、濃張袴一、泥繪扇。」雅亮裝束抄云、わらはのさうぞく、まいりのよはいかさまにもつゝじのかざみ、おもてあや、うへのはかま、おもてたゞきぬしろくはりてやうして、こきうちうらをつく、あこめすはうふたつ、あをきひとへ、こきうちぎぬ、こきはりばかまなり。」又云、わらは御覽の日は參らずかくるゝなり。御覽ずるところも、其夜は姫君のぼらず、やすみの日といふなり。御らんずる所々のわらは、下仕斗まいるなり。さうぞく。かざみのおもて、うへのはかまのおもておりものなり。かさねの袴、うちぎぬ、あこめのおもて綾なり。あこめの數こゝろにあるべし。常はふたへひとへなり。かざみをもあまたをめらかし、かさねのはかまをめらかし。かさねうちぎぬ、かざみのうら袴のすそにでいしてゑを書たむこと常のことなり。かざみのおもてのふたへおり物こそめどをきことなれども、中納言時忠の五せち出したりし御らんに、けんすん門院よりありしこそもえぎのかざみに、むらさきの絲もてりんだうおりたりしか。」又云、ひろぎぬのかざみ、うへの袴、うちぎぬ、又常のことなり。これもいくへもかさね、たみゑもかきいろ〳〵心なり。ずらうのなどはひらぎぬにてあるべきなり。」又云、このわらはのさうぞくのやう、むことり女御まいり、五せち女御の所あらはしなどのさうぞく、かざみのおもてのおりもの、かさねいつへ三へ、うらたみゑをかくことつねのことなり。うへのはかまのおもてかさねのはかま、あやくれなゐうち三重五重することつねの事なり。あこめ五三二、又常のことなり。ひらぎぬのうちさうぞく、この定に數あること常の事なり。たゞし女御まいり、むことりなどには、ひらぎぬのうちさうぞくあるべからず。五せちにとりて、お

ほかたはくにゝいださん、わらはのさうぞくはひらぎぬにてあるべきなり。人によるべきことなり。
汗衫着次第　雅亮裝束抄云、まづはり袴をうへのはかまにかさね、こしをきんずる人の右に結ばんずる定におもひあてゝ、うへのはかまにつらぬきて、すそよりひき出す。やがて腰もうへのはかまの右のかたよりすそへひきいだしたり。かくてかさねのはかまとはいふなり。それをとりて、わらはの袴をぬがせてきす。うへのはかまかさねながらきすれば、まづはり袴のこしをゆふ。すそより出たるをかみへひきあげずして、たかのもとをしゝたるほどに、むすぶやうにむすべば、くり出しなどせねども、これを祕するなり。さてうへの袴は、左をうはがへにしてこしをひきまはして、左の後に片かぎに結て、いたくさがりたらば、腰におしかふべし。さてのちはり袴のすそをひろくひろげて、もゝだちのぬひめをうへになして、うへの袴をもこの定にして、またのをふますべし。あこめをとりてうしろにまはりて、打衣ひとへとりかさねて、くびをみつにをりすゑて、ひとへもきぬもくちをみせて、右をしたがへにてきすべし。くびをよくひきちがへて、まへを押へさせて、したおびをとりて、うしろにまはりてわきのしはをよくおし入て、わきのぬひめのまへのかたをとりて、うしろのをば身におし付て、まへをうへにうしろざまにひきなすやうにゆびこめさせて、おびをあてゝうらうへかくすべし。おびをむすばせてのち、かざみをとりてくびをとざまおしなしてきす。からぎぬきたるやうによくおしさげて、かたをよくおしさげて、まへをひろげてひきちがへておさへさせて、おびをとりて後にまはりて、かざみのしりのわきのもとを、うへざまにかへしておびをゆふべし。左をばおほく三寸ばかりかへすべし、うらうへにみゆべきなり。さてのち、まへにまはりてかざみのまへをうはがへをうへざまにおしあげて、おびのむすびめをかくしておびにはさむなり。したがへもかくして、まへをば左右おもゐはせにして、わきのしたよりうしろへひきのべてひかすべし。かざみのまへはもとよりおもあはせにおりたるものなり。さながらまへをちがへて帯をあてゝすべきに、おびのむすびめもか

くさんれう、又たゝみながらしたるは、うしろにひかれて、まへのひろごればひろげて、あてゝうへざまにおしかへしたるかた〴〵祕說なり。さてのち、かざみのみぎのはた袖をうへざまにおりかへして、あこめうちぎぬひとへのそでぐちをみせて、かゐなたはむほどをよくおして、手をもたげさせて、すきあふぎをもたす。袖のうへをよくおして、そでのはたをはねさすべし。左の袖は身にかゐなをひきそへさせてはたらかさず。かざみのはたそではひきたれたり。」類聚雜要抄云、童女裝束着事。先下袴ニ表袴ヲカサネテ、次童着事如レ常。〔割註〕下袴腰ハ左ニ結レ之。」表袴、腰ハ右ニ自常ハツヨク結レ之。末ヲウルハシク引重テ、股立ノ縫目ヲ表ニシテ引弘ゲテ、足ヲ可二踏立一也。下ノ袴腰ヲバ、表袴ノ下ヨリシソヘ末ヲウルハシク可二引出一也。次衵ニ單重ヲ著テ、頸ヲシナヤカニ取居テ、〔割註〕打衣ハ本重タリ。」帶ヲセサズ、右ヲ上カヘニシテ、前ノ帶シヲ能チガヘテ、後ヲ前ザマニ身形ニ能押マハシテ、帶ヲセサズ。凡肩先ヨリ下ザマニ、帶シノモトマデ身形ニ可レ着也。帶ノ下ノ尻ハ小フクラムベシ。衵ノ腋ノ縫目ノ末ハ、能脅ヘアゲテヒロゴルベキナリ。帶ノ下ノ際ノ腋縫目ヲ取テ、帶ニ落マジク下ザマニ鋏ナリ。ソハ末ノアマリヒロゴリテ吉ナリ。〔割註〕可二必鋏一也。是祕說ナリ。鋏トテハ人ノシレバ衵長ト謂テハサムナリ。」帶ニ一筋用レ之。〔割註〕衵汗衫ノ料ナリ。」次汗衫ヲ著、頸ヲ外ザマニ折テ、背中ノ程ニ押下テ、衵ヲミセテ着テ、左右前ヲ中ヨリ、表ザマニ面合ニ折テ、右ヲ上ニシテ折目ヲ二三寸許引遣テ、前後ヲ身形ニ下ザマニ引取帶ヲセサズ。前ノスソハ左右ノ脅ノ腋ノ下ヨリ後ザマニ引ヤリテ、衵腋縫目ノ末ハ汗衫下ヨリ可レ見也。後帶シノ下ハ、外ザマニ二重ニ折テ、右ヲバ左ヘ、背ノ縫目ノ程マデ折遣リ、左ヲバ右ヘ三寸バカリ折遣テ帶ニ鋏レ之。ソノ折返タル中ニ、童ノ髮ヲバ入ナリ。サリナガラモ、背縫目ヲバウルハシク可レ着ナリ。前ノ左右並後ノスソヲバ、上ノ定ニ二重折ナガラ可レ引ナリ。右ノ端袖ハ外ヘ可レ返。左ノ端袖ハウルハシクテ、衵ノ袖口見許、脅ヨリ下ザマニホコロビヲ八寸許裁テトヂムルナリ。脇ハ衵ノワキト引カサネテ、後ザマニ掻出テウシロ

ヨリ可レ見ナリ。

宿直装束。枕冊子云、なまめかしきもの。をかしげなる童女のうへの袴など、わざとにはあらでほころびがちなるかざみ計をきて、」榮花物語、初花云、やどり木やすらひなどいふが、少さくあらぬが髮長う様體をかしげにて、汗衫ばかりおぞきせしめたせへる上の袴はきず。其姿ありさま。」雅亮裝束抄云、童ノ宿直裝束トイフコトアリ。常ニ人シラズ。打衣單カサネタル、五ツ袙ニ張袴ツネノゴトシ。其上ニカザミヲキルナリ。頸ノヲリヤウ、ハタ袖ノ返シヤウ、ツネノゴトクシテ、帶ヲセデ、カラ衣ノ様ニキセテ、後ノ脇ノモトウラウヘマヘノワキノモト、ウラウヘヲニ袙トデツクルナリ。常ニ人トヂドコロシラズ。祕スベシ。ウヘノ袴ヲキズ帶セヌ故ニ、トノヰ裝ゾクトイフナリ。揖トリノ所顯ナドセザランサキニアルベキナリ。」台記別記云、久安六年正月廿一日、童女尋常袙、上着汗衫、〔割註〕不レ着ニ表袴。不レ用レ帶。汗衫尻前懸肩。從ニ雜役。」

汗衫及表袴袙等表縫　類聚雜要抄云、童女裝束事、汗衫尻長、〔割註〕一丈五尺御覽日料、一丈二尺參日料。」廣二尺六分、〔割註〕二幅、片方弘一尺三分。」前長、〔割註〕一丈一尺三分御覽日料、弘身大頸ヲ合セテ縫レ之、九尺參日料、凡下重前ノ定。」彫八寸、下五寸三分ニ出シテ、弘方ヲ大頸下ニ付、後弘一尺五寸ニ裁テ、三寸五分ノ物ヲ出テ頸帶ニ用レ之。袖弘四尺五寸、但彫八寸裁テ、後ニ三寸五分ノ物ヲ出也。彫四寸、タモト六寸五分、身弘一尺三寸、〔割註〕一方也。」前ハ身大頸ヲハカラヒテ縫、登横頸弘二寸、長二尺八寸、單頸弘四寸八分、長袖程ニ付袖幅一尺三寸、端袖弘六寸七分、腋開ル弘九寸五分、帶長五尺七寸、弘二寸五分、單頸ハ袖マデ付下、登頸ハ單頸ヲハヅシテ下ザマニ付下ス。下セバナル様ニ、凡三重ノ物ヲ表二重ヲバ、上頸ニテ下ノ單衣ヲバ別ニ放テ、袖程マデ、常ノ衣定ニ付也。端袖ハ男表衣ノ様ニ、面ヲ二倍ニ中折テ付レ之。打袖長四尺、袖ノ弘常定、腋開弘八寸、下袙長、〔割註〕四尺二寸、單打衣參、御覽同前。」表袴長、〔割註〕四尺五寸。」下袴長、〔割註〕八尺參料、

一丈御覽料。」雅亮裝束抄云、カザミ、シリ一丈五尺、マヘ一丈二尺、ヱリ一尺ニシテ三寸ヲイダシテオビニス。オホクビノスソ六寸イダシテヒロキヲドニス。マ寸ヨリオホクビハカミヒロニスベシ。ソデノヒロサフタノニテ二尺一寸、クビノ高サ二寸、クビノナガサ三尺、カリ衣ノクビノヤウニサスナリ。セヨリ頸ヲイダス。ハタ袖オモテ斗ヲナヲシソデニス。ウチタレ二尺三寸、ウヘノ袴、タケ四尺三寸コノナシ、アシツギ一尺二寸、スソノヒロサ一尺三寸、ヒロキガヨキナリ。コシ一丈二尺、アコメ、タケ四尺一寸、ウチタレ一尺三寸、身ノヒロサ一尺三寸、ワキ七寸ニアクベシ。カサネノハカマ、長サ九尺五寸セコマタニヌフ。コシ一丈三尺、ミノヲヒトノヲ□一尺一寸ニオリテ、大カタ一尺七寸ニヌフベシ。」又云、カザミノナガサタチヤウアリ。ウヘノハカマノマタノ小ノナシ、アコメウテキヌヒトヘワキアクベシ。ソレガキセヨキナリ。ワキアカヌアコメノナガキナドニアヒテミジカクキセナシ。ワラハノスガタヲヨクスルヲ上ズトハイフナリ。」又云、カザミノ左ノハタ袖ノタモトノスヂヲ五六寸バカリホコロバス人アリ。ユダチト名ヅケタリ。モツテノ外ノヒガコトナリ。ヌヒフタグベシ。カザミニユダチヲアクルコトハ、左ノ脇ノヌヒメノマヘヲタモトマデホコロバカシテ、クミニテヒモヲツクルナリ。コノ儀ツネナラズ。ノリユミノイテニ入タル宰相ノ中將ノ五セチヲタテマツラムニアクベシトゾ申ツタヘタル。

考フルニ、童女ノ汗衫ヲキルコト、オノレミシトコロハ、西宮記、天德歌合ゾハジメナリケル。サレド、オトコモ元服以前ワキアケヲ着レバ、女モ亦千ハヤブルカミ代ヨリ腋アケヲキタルトシルベシ。〔割註〕カザミハ則ワキアケナリ。イマノ代ニイタルマデ、高キモイヤシキモ、都モヒナモ、元服以前ワキヲカクコノ謂也。」

汗衫ヲキルニ、時代ニヨリテ三ノカハリメアリ。西宮記ニミユル所ハ、總角ヲユヒテ半臂、下襲、表袴、下袴、平オビ、內親王ハウルハシキ玉ノオビヲサシ給フトミエタリ。夫ヨリ後ノヨハ、ミヅ

ラハユハズ、髮長ウサゲテ、衵、ウチ衣、單、表ノハカマ、カサネノ袴、平オビニテゾアリケル。掇、永曆、平治ニイタリテハ、袙ノ上ニ表衣ヲ着、ソノ上ニ汗衫ヲキタルナリ。〔割註〕サハイヘド、雅亮雜要抄ニハ、ヽ汗衫ノ裁縫　西宮記ノ比ハ、上クビニテ中ゴロノハタリクビナルベシトマヘニカウガヘシガ、雅亮ニカリ衣ノクビノヤウニサストアレバ、タリクビニテハナカリケリ。頸ヲバ二ヘニ折テ、背中ノホドニオシサゲテ、袙ノヨクミユルヤウニノケテキセテ、オビヲシテマヘハ左右ノワキノ下ヨリ後ニヒカスルナリ。マヘヲヒクニ裏ノミユメレバ、面合ニ引ヤリテヒカス。雅亮ト雜要抄トヲヨクカウガヘミレバ、裁縫モキセ樣モ大カタシラルベケレバ、ヤガテ畫圖ニモノスベシ。

宿直裝束トイフハ、上ノ袴ハキズ、ハリ袴ニヒトヘウチ衣、袙ヲキテ、其上ニカザミヲ着、トヂ付テオビモセヌヲ云ナリ。ナホ打トケテオノガドチヰル時ハ袙姿ナリ。

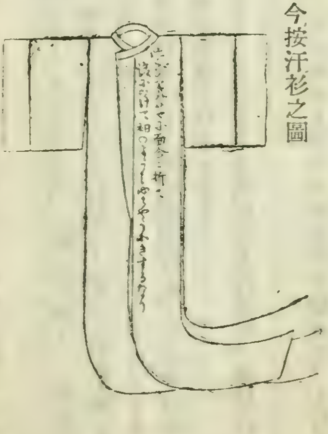
御巫猿女ノ裝束　儀式云、中務錄唱名。縫殿屬賜レ之。御巫猿女各四人、各緣袍一領、〔割註〕緣表帛裡、別三丈。」綿二屯、兩面帶一條、〔割註〕長一丈九尺、廣五寸。」汗衫一領、〔割註〕三丈。」緣裙一腰、〔割註〕緣表帛裡、別三丈。」裙腰料縹帛一條、〔割註〕長一丈九尺。」綿二屯、下裙一腰、〔割註〕裾三丈、腰一丈五尺。」袴一腰、〔割註〕三丈。」綿一屯、縹帶一條、〔割註〕長六尺、廣四寸五分。」細布髮髻(カウソエ)一條、〔割註〕長二丈。」緋帔(ウチカケ)一條、〔割註〕緋表帛裡、別一丈五尺。」細布衫一領、〔割註〕長三尺。」綿襪一兩、〔割註〕長三尺。」綿鞋一兩云々。コヽニ汗衫トアルモ下襲ヲイフナリ。ミドリノ袍ノ下ニカサネキルナリ。サテ文政大甞會ノ圖卷ヲミレバ、コノ色目トハヤヽタガヒテ、汗衫二領、表生絹、裏花田、ソノ體製マタク狩衣ノ樣ニテ、尻ハ長ケレドマヘハ短ク、大頸モ下ヒロニ付タリ、入紐モアリ。雅亮雜要抄ノ文ニハアハズ。半臂ニハ忘緒モ具シタリ。下襲ニハシリモアリ。表袴ニハ小幅ナシ。〔割註〕コヤ雅亮等ニヨレルトミエタリ。」濃打袴、コキヒトヘ、石帶ハ犀

角丸柄ナリ。袴ヲノゾキテハ男ノ料ニカハル事ナシ。總角ニハハサ形ヲツケ、アフギハ女ノ料ニテ畫ヲカキ、造花絲ヲモ付タリ。西宮記ノ內親王ノ御裝束ノ色目ナドニヨレルニヤ、外ニヨリドコロモアルニヤ、淺見シラズ。

カザミ細長ノ事等、オボツカナキフシ〲多カレバ、スギニシコロ竹屋故三位ノ君ノモトヒ奉リ、コタビマタ山田阿州ニモトヘド、フルキフミヲ多クモミヌ人ニヤ、サルベキ人ニモ聞エアハサヌニヤ、オモヒワキタル事モナキケシキナリ。オノレモトヨリ淺學ナレド、ヨニシル人ノナケレバ、ヤムコトヲ得ズシテ臆說ヲカキ付ヌ。ヤガテ、コノ序ニ細長ヲモ書集ベシ。汗衫、〔割註〕謂下襲、儀



今按汗衫之圖



式、延喜式、小右記、倭名鈔、本朝文粹。」○童女汗衫、〔割註〕西宮記、枕冊子、大和物語、宇津保物語、天德內裡歌合、源氏物語、榮花物語。」○汗衫色々、櫻重、〔割註〕天德歌合、源氏。」柳重、〔割註〕天德、桃花、源氏。」櫻、〔割註〕源氏、枕。」女郎花、〔割註〕源氏。」蘇芳、〔割註〕源氏、桃花。」紅梅、〔割註〕源氏、台記。」白重、〔割註〕枕。」躑躅、〔割註〕枕、雅亮。」青朽葉、〔割註〕枕。」

朽葉、〔割註〕枕。」白橡、〔割註〕榮花。」赤色、〔割註〕榮花。」五重三重、〔割註〕榮花、雅亮。」蒲萄、〔割註〕榮花。」織物、〔割註〕台記、雅亮。」二倍織物、〔割註〕雅。」綾、〔割註〕雅亮。」平絹、〔割註〕雅亮。」青摺、〔割註〕榮花、枕。」黑、〔割註〕凶服、源氏。」〇汗衫着次第、〔割註〕雅亮、雜要。」〇宿直裝束、〔割註〕枕、榮花、雅亮、台記。」〇同、〔割註〕付、袙、表袴、下袴。」裁縫、〔割註〕雅亮、雜要。」

〇細長　西宮記云、〔割註〕臨時三。」御庚申御遊。延喜十六年七月七日、〔略〕給レ祿了。〔割註〕雜色保忠朝臣火色單細長、非參議四位白單。」扶桑略記云、延長二年三月十四日壬子。勅召二僧正一問二先日所レ讀儀軌疑一。所レ施僧正袷衣二領、御細長一重。」枕冊子云、〔割註〕春曙抄七。」きぬなどにすゞろなる名どもをつけけん、いとあやし。衣の名に細長をばさもいひつべし。」雅亮裝束抄云、びんぎの所をろくのところとして、〔略〕、ほそながといふはれいのきぬのおほくびなきなり。

考ふるに、細長の名、延喜、延長をもてはじめとす。これより上代にみえたるか、淺見いまだ所見せず。

童男童女著二細長一事　うつぼ物語、樓の上下の上、いぬみやしろいうすものの細長に、ふたあゐの小うちきをたまひて、たけは三尺の几丁にたらぬほどなり。御ぐしは絲をよりかけたるやうにて、又、樓の上上の上、まろと二宮とはならべてみ侍しかしとの給ふまゝに、なきたまひぬべければ、こと〴〵にまぎらはし給へば、いとくろうつやゝかなる御衣に、うすはうの唐あやの御細長にはえて、きよらにいよ〳〵うつくしげになりまさり給ふ。」源氏物語、末摘花云、二條院におはしたれば、むらさきの君いともうつくしきかたおひにて、紅はかうなつかしきもありけりとみゆるに、むもんの櫻のほそ長なよゝかに着なして、なにこゝろもなくて、」又玉かつら云、櫻のほそ長につやゝかなるかいねりとりそへて、姬君の御料なり。〔略〕、くもりなくあかきに、山吹の細長はかのにしのたいに奉れた

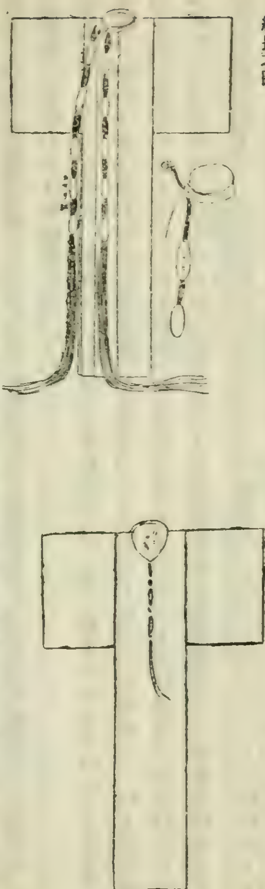
まふを。」狹衣物語云、〔割註〕三の中、飛鳥の姫君。」いとあまたが中に、すはうの織物のほそ長きて、かみは肩の程よりもすぎて。園大暦云、延慶四年二月廿五日、兒御衣調進事。〔略〕、白御細長二具、表白小龜白綾、〔割註〕練張。」裏平絹、〔割註〕練張。」中倍無レ之、二領重レ之。〔割註〕无ニ差別ー。」綾單、〔割註〕文如レ常。」一領重レ之。御紐組結レ之。六尺五寸以上一具如レ此。御身長四尺五寸、御身弘六寸五分、御丈頸、〔割註〕上四寸三分、下四寸七分。」御袖引立一尺七寸、御袖弘六寸、御襁褓三帖。」〔略〕、桃華蘂葉云、建暦元年四月十日、姫君眞菜始、〔略〕、白二重織物細長、同織物小袖二重、用ニ細長ー之時不レ用ニ袙袴ー是例也。」胡曹抄云、皇太子、〔割註〕直衣篇。」細長、〔割註〕白織物、幼童時。」義政公御着袴記云、於ニ管領御祝次第ー、寢殿にてうき織物の二御服をめす。其後御前張の大口細長、〔割註〕御地白唐織物、御紋石たゝみ龜のこう。」

長女着ニ細長ー事　うつぼ物語、國譲下、〔割註〕正本藏開下。」云、君よべおとゞのつゝませておはしたる、あやかいねりおりものほそ長など着たまひて、ことし四十に三つたらねど、いとあてはかになめきてらうたげなるかほして、かみたけの二尺ばかりあまりたまへり。」同卷云、宮はむかしの御かたちにことにおとり給はず。〔明石女御〕あやかいねりのこきうすき織物の細長など奉りて、御火をけきよらにておはす。」源氏物語若菜下云、あえかにみえ給ふさくらの細長に、みぐしの左右よりこぼれかゝりて、柳のいとのさましたり。〔略〕、むらさきの上はえびぞめにやあらん、色こき小袿うすはうのほそながに、御ぐしのたまれるほど。」又若菜上云、几丁のきはすこし入りたる程に、うちき姿にて立たまへる〔女三〕人あり。〔略〕、紅梅にやあらん、こきうすきすぎ〳〵にあまたかさなりたるけぢめはなやかに、草紙の妻の様にみえて、櫻の織ものの細ながなるべし、御ぐしのすそまで。」又行幸卷云、ひたちの宮の御方、〔略〕、あをにびの細長一かさね、落ぐりとかや何とかや、むかしの人のめでたくしける色あひしたるあはせの袴ー具、むらさきのしらきりみゆるあられ地の小うちきと、〔割註〕玉かつらもぎの料。」

落久保物語云、此たびぞ、北の方君達にもたいめんあり。こき綾のうちき女郎花の細長き給へり。狭衣物語〔割註〕二の下。」(源氏宮)御まへにさくらの織物の御衣どもの上少し匂ひて、裏は色々にうちかさねたるうへに、くれなゐのうちたる櫻萠木のほそなが、山吹の二重織物の小袿などの、所せくものこは〴〵しげなるを、いかなるにかたを〳〵と。

色々細長〔割註〕薄色織物、紫袷、白薄物、櫻色、櫻々、萠木、紅打、濃紫織物、銀ノ綾、唐綾撫子、

細長之圖



右細長之圖、文政十年三月、右大將君着御、高倉前大納言殿調進也。御着袴以前なれば、御袴は調進なし。委敷圖は別にあり。

綾、山吹、鳥子重、薄蘇芳唐綾、藤。」うつほ物語〔割註〕國讓下、正本藏開下。」云、大將うたてあるゐじんにこそはとの給ふほどに、うちよりあやかいねりのいとくろらかなる一かさね、うす色の織物の細長一かさね、三へがさねの袴ひとへ。」同卷云、宮はむかしの御かたちにことにおとり給はず。〔割註〕至文見レ上。」又、樓の上云、かいねりのあやのきぬ一かさね、うすいろのおり物のほそ長

のはかま、ひとへ山ぶきの綾のみへがさねにぞきたまはんとて。」又云、衣ばこ一よろひに、からあやのなでしこのうちきこむらさきのおりものゝほそなが、三へがさねのはかま。」又吹上上、〔割註〕正本下。」云、ゑふのぞうどもよりはじめて、くにのすけにはこきむらさきのあはせのほそなが一かさね、あはせの袴ひとへ、それより下はひとへなるものなど給はらぬ人なし。」又云、その日のあるじつねよりもこゝろことなり。君たちからの花ふれうの綾のなほし、あやのかとりのしたがさね、うすものゝあを色のさしぬき、しろがねのあやのほそながひとかさねづゝたてまつり。」又、樓の上〔割註〕正本下の上。」白薄物細長、〔割註〕見レ上。」又云、からあやのなでしこかさねの細長、ふたあゐのおり物のから衣、うす物の地ずりの裳はかまびとぐ、大將の御返とて。」又、樓の上〔割註〕正本上の上。」薄蘇芳唐綾、〔割註〕見レ上。」又、菊の宴〔二〕、云、くに〳〵の司どもに女のよそひ、さてはさくらいろのほそながはかまなど給はせて。」又、春日まうで云、まひ人には女のさうぞく一よそひづゝたまふ。べいじうにはさくらのいろのほそなが一かさね、あはせのはかま一ぐづゝたまふ。」又、藏開上の二云、源中納言の北の方の御もとより、あかいろの織物の唐衣、唐裳、摺裳、綾の細長、みへがさねの袴そへたる女のさうぞく。」源氏物語、末つむ花、無文櫻、〔割註〕見レ上。」又、竹川云、げにたゞ人にて奉らば、にげなくぞみえ給ふ。さくらの細長、山ぶきなどのをりにあひたるいろあひのなつかしきほどにかさなりたるすそまで。」又、梅枝云、宰相の中將御つかひたづねとゞめさせ給ひて、いたうゑそし給ふ。紅梅かさねのからの細長そへたる女のさうぞくかづけ給ふ。又、玉蔓云、櫻細長、山吹細長、〔割註〕見レ上。」又、胡蝶云、とりには櫻の細長、てふには山吹かさねたまはる。かねてしもとりあへたる樣なり。〔略〕、中將の君には藤のほそながそへて、女のさうぞくかづけたまふ。狹衣物語、櫻萠木、〔割註〕見レ上。」雅亮裝束抄云、びんぎの所をろくの所として、はしらにくり形をうちて、あしづをのつなを引まはして、やう〳〵のろくをかくるなり。ろくには鳥の子がさねの細長、大うち

き、赤ぶすまなどいふものなり。とりの子重といふは、おもてしろくて、中へはうすこうばいにて、裏は黄なる衣なり。ほそながといふはれいのきぬの大くびなきなり。」宇治拾遺云、〔割註〕卷七。」小野宮殿の大饗に、九條殿のおくり物にし給ひたりける、女の裝束にそへられたりける、紅のうちたる細長を、こゝろなかりけるおまへのとりはづして、やり水におとし入。」

祿賜二細長一事　西宮記、〔割註〕見レ上、延喜十六年。」扶桑略記、〔割註〕見レ上。」うつぼ物語國讓下、〔割註〕正本、藏開下。」うへ人には、織物のほそながあはせの袴など、さま〴〵なり。」源氏物語、竹川云、いかにもてないたまふぞとみにうけひかず。こうちきかさなりたる細長の人香なつかしうしみたるを、とりあへたるまゝにかづけ給ふ。」又、若菜上云、女のさうぞくに細長そへてかづけ給ふ。」又、寄生云、四位六人は女のさうぞくに細長そへて、五位十人は三へがさねのからぎぬ。」又、胡蝶、〔割註〕見レ上。」西宮記天皇御元服云、母后御座時又有レ祿云々。〔割註〕大臣女裝、納言綾細長袴、參議小袿袴、殿上疋絹云々。」又、臨時八云、藤花宴、〔略〕、賜レ祿。〔割註〕納言女裝、源氏、小袿、四位細長。」江家次第、大臣家大饗云、次尊者祿、〔割註〕女裝束一具、加レ綾若織物若紅染打細長。」又御元服云、給レ祿、〔略〕、〔割註〕大納言以下三位宰相白細長一重。」又、立后云、執政祿、或大夫執レ之付二前駈大臣一。〔割註〕白大袿一重、加二織物細長一。」枕冊子云、〔割註〕春曙抄卷八。」殿の御かたより祿は出させたまふ。女のさうぞくに紅梅のほそ長そへたり。」狹衣物語云、〔割註〕三の下。」とりあへたるにしたがひつゝ。細長小袿どもをし出させ給へる。皆かづけ渡させ給ひけり。」又云、をかしきほどにしばしあそびて、人々まかで給ふに、おりものゝ細長、小袿などやうの物どもたまはせけり。」宇治拾遺、〔割註〕見レ上。」雅亮抄束抄、〔割註〕見レ上。」

考ふるに、細長の名は、延喜、延長をはじめとす。これより上にありしや、淺見しらず。細長にも二の様あり。ひとつはおさなき間の衣なり。今一はおとなになりても、やんごとなき女はきるな

り。其體製兒の料は、園大曆に寸法みえたり。叉今も產衣の料、あるはさりぬべき折に、ちごのまじらひ給ふ時着たまふれば、めにちかく見、畫圖にものしたるもあれば、誰もしるらん。昔物語におとなの女のきたまへる、叉ろくに給へりしなどぞ、いかゞは裁縫しけるならん。ふるき書卷にも、細長を着たるなめりとおもふもみえず。兒の料のごとくにて、大きくぬひてきたるにや。さては、やごとなき女の着たまはんに、なまめかしくうちあひてもあらざるべし。雅亮に、れいの衣の大くびなきなりとあるは、例の衣とは表衣のことにや、下衣の事にや、そもしるべからず。名を一にして、其物かはるべくおもほへず。ろくに給ふも兒のを給はりてはなにゝかせん。さて、先達にとへど、長女のきたることをさへしらぬ人多かれば、いふかひなくて、ふるき書をかきあつめて、後考をまつのみ。

(朱書)明義、明治廿年一月淸水義壽〔割註〕長野縣ノ人好古會員。」ノ間ニ據テ、先考著述、此段ヲ再三再次熟考スルニ、童男童女ノ着ル細長ハ方領ニシテ、表ノ衣ノ製ナルコト、園大曆及前ニ圖スル體制ナルベク、更ニ贅言ニ及バズ。長女ノ小袿ノ上ニ着ル細長ハ、蟠領ニシテ大頸ナク。〔割註〕雅亮抄ニシカ記セリ。」細ク長ク縫テ上ニ打掛ケタルナルベシ。去レバ、枕ノ双紙ニ衣ノ名ニ細長ハサモイヒツベシトハ見ヘタリ。上グ首ノ衣ニ大クビナキ製ハ未ダ見ズ。

細長考目錄

○細長、〔割註〕西宮記、扶桑略記、枕冊子、雅亮裝束抄。」○童男女着細長、〔割註〕宇津保物語、狹衣物語、桃華蘂葉、胡曹抄、源氏物語、園大曆、義政公著袴記。」○長女着細長、〔割註〕宇、落久保物語、源、狹。」○細長色々薄色織物、〔う〕、櫻色綾、〔う〕、紫袷、〔う〕、綾、〔割註〕う、江次第、西。」銀綾、〔う〕、无文櫻、〔源〕、白薄物、〔う〕、櫻、〔源〕、唐綾撫子重、〔う〕、紅梅重、〔割註〕源、枕。」薄蘇芳唐綾、〔う〕、山吹、〔源〕、櫻色、〔う〕、藤、〔源〕、鳥子重、〔雅〕、紅打、〔割註〕宇治拾

字、枕、宇治。」〔割註〕西、源、江、狹、雅、扶、遺。」織物、〔割註〕江、狹。」紅染打、〔江〕、白、〔江〕。○祿賜細長、

○内藤中書君、山田阿波介ゑ遣りたる再問をかへされて、

先往被レ遣候山田阿波介ゑの御難問、何歟山田方ゑは差遣がたくと申戻し越候、則二冊返上仕候。御落手可レ被レ下候。甚延引恐入候。山田共外も大衰微中にて拜見候ても分り不レ申候よし、公卿はじめ淺學淺業のみに御座候。御一笑可レ被レ成候。〔下略〕、六月四日、中書拜。

行義公

○高島拙齋が點取和歌詠草のおくに、和歌の說數々かきける中に、古今、伊勢、源氏は本朝の經典なり。又戀歌を了解して、天下身をおさめ、伊勢、源氏を了解してほまれを得るなど書ける文盲を難じて、折紙して書ける。

此條、名にしおふ拙齋井蛙の拙見、いふかひなく論ずるにたらずといへども、童蒙もしこれを實事とおもはゞ終身の害ならず。よりて一言を加ふるなり。凡そ皇朝の經典といふは、

國史〔割註〕書紀以下の六國史なり。書中代々の天皇の詔旨聖斷をみ奉れば、其政務仁德誠に仰ぐべし。又賢臣良弼の狀迹、德行後代の軌範とすべきもの多し。」

令〔割註〕天下の法書なり。淡海公以下奉勅の撰。義解は右大臣夏野公、これよりさき天智の朝廷令廿二卷をえらばる、近江の令といふ。今傳はらず。」

律〔割註〕刑書なり。天下の人もし罪を犯すときは、これによりて決罰す。こも淡海公以下の撰なり。」

式〔割註〕朝廷の禮儀をさだめかゝせられたる書なり。私仁、貞觀、延喜、冬嗣公、忠平公奉勅の撰なり。」

格〔割註〕令にもれたることを、時務にしたがひ別勅を下して制を立られしなり。こも冬嗣、氏宗、時平公等奉勅の撰なり。今殘缺わづかに存せり。」

國史をよみて、前皇のかしこき道をしり、令律によりて、國政を經緯し、四海にのつとり、國民をやすんずべきなり。〔割註〕本朝にかゝるふみあることをしらず。今は修齊平治みなから學によるはいみじきひがことなり。」そも〳〵伊勢、源氏は中世婬亂驕奢の弊風をかきたる書なれば、とるべきにあらねども、其ころの時俗をしらんに、誠にたゞに日にみるがごとつばらにしらるれば、やむことを得ずして通熟するのみ。かけまくもかしこければ、王廷の權おとろへ、政刑覇朝よりいづるやうになれることは、尋ら詞華風流にながれたまひ、百官も從がつて職掌を怠りぬるよりなりけり。さはいへど、無下の好色幽玄をすつるときは、たゞ野にのみすゝみて、吉野山の櫻を雲ともおぼえず。龍田川の紅葉をにしきともあやまたず。月にかなしみ妻をあはれむこゝろもなくては、人の面にして人なるべからず。しかあれば、おの〳〵立たる一ことを主張して、其餘力にはかならずこの道にもこゝろをとむるがうべなれども、井蛙の見によりて、伊勢、源氏を本朝の經典とおもはゞ、文盲のそしりをまぬかるべからずといふ。

（本書據宮內省圖書寮御所藏松岡本令書寫之）

後松日記 終

妙々奇談

遊學舍話

妙々奇談序

詩を作るより田を作れとは、家業草創之老翁之金言、道風の花之字も匂ひが無ひとは、蚯蚓をのたくらし、鐵釘を並て錢金をもうけたる撲仁人の名言、さありて、泰平の御代の商人百姓は、以の外に腦味噌が上り、米芾共間で當坐帳を記し、唐宋の詩を二上りに諷ひ、耕し收る業を捨て天下國家を治る算段をやらんと計る。かゝる時を得たり賢しと、都會に種々の廛を開き、詩を商ひ、書畫を賣り、金儲をせんと、互に賣名の引札をするに、爐木に火の付、唐紙に水のしみる如く、農商之若もの其門に入り、或は身をあやまち、或は家を亡すもの幾千人、我周滑平先生是を歎き、今時めきて世に噪しき書畫之先生達の隱里を搜し小冊子を著す。其言諧謔なりといへども、其論は奇々妙々なり。讀人其微意を味ひて知るべし。或云、先生は何人ぞ。答曰、人也。三教之本旨を知り、身を保ち家をとゝのへ、醫卜の小伎、狂歌誹諧、二一天作二進が一十、春は耕し秋收め、其外何でも御座れ知らざる事なし。實は萬能才、家持之奇人といふべし。これを序とす。

泰平萬年正月元日　　受業　富臺　意紀杉撰

妙々奇談目次

妙々奇談

周滑平先生著　門人　五覽通　曇無鑑　編集

第一回　良雄說ニ鵬齋ー

鵬齋老人或日晨起、宿醉旣に醒て卯□獨酌を催さんとせし折から、表之方に音信づるゝ者有り。何方よりと尋れば芝邊之者也。暫く閑を乞ひ談じ度儀ありて參上いたしたり。苦しからずば罷通ると、靜々坐に着く。老人その寬泰何ものならんと是を見れば、二ツ巴の紋付たる麻上下を着し、威有て猛からず。心に怪しみ、終に御出會も成し候御方とも覺へず、御姓名はと問へば、拙者儀御存無きは御尤、元祿年中相果し大石良雄にて候。此度貴殿御心配被レ下候泉岳寺石碑之事に付、御談じ申度事有レ之、態々參上致たり。老人曰、其許樣忠誠天地を貫き、日月と共に輝く事、朝夕感ずるに餘り有り。聊不文を以て石に鐫り、後世に傳へんと存ぜしも、不佞之微意也と、謙退して挨拶しければ。良雄曰、彼擧に於ける臣たるものゝ常の事に候といへ共、國家太平に向ひ、上下武に怠る心より、目を新て珍しき事におもへり。我等豈浮世之名を貪らんとてせし事ならん。止むべからざる臣子之誠、元より如レ此もの也。然に其時之住寺廣大之情にて、遺骨を泉岳寺に引取葬玉はり、四十餘人一同に靈魂歸する處を得たり。生ての本懷死しての悅、何事か是にしかん。さるをおもひもよらず操芝居に取組、三都にてもてはやし、在々迄も是をめで、三才の兒童も能く我等の忠誠をしりたり。且また年忌々々には參詣の者多ければ、此上何之望もなきに、貴殿此度之御世話は、俗にいふ餘計の仕事なり。よし又貴殿德行の君子乎、又位官之貴人にもあらば、さこそおもへども、壯年之志强く、大學私衡を著述之頃は、どふか聖人の常を踏るゝ樣にも

おもひしに、近年狂風を専らに、一世を滿盱し、人の許すに乘が來て、我儘放埓の行、酒を以食に換へ、殆儒士之風儀にあらず、亂雜かくの如き心より、不稽麁漏の事まゝ有て、人を欺き僞る事多し、殊に又といはんとするを、老人たまり兼而、其許樣の論じ給ふ處、尤以道理也といへども、不稽之事有とは近頃過言ならん。いか成る事に不稽なる。良雄曰、彼是と論ずれば時も移る、差當りたる一條を申べし。此度の碑文に刺レ之不レ克の四字不稽也。刺と撃との勢いかにとなれば、主君吉良氏に恨有て忍難く、血氣の勇に御思慮もなく、短刀を以て撃かけ給ひしに、吉良氏元來武道不案内の人なれば、一支もなく逃足に成たり。沈勇自反の主君なれば、傍近くすりよりて刺給ふ程ならば、御本望とげ給ふべきに、前にも云し如く、一刀に疵付て、吉良氏周章大方ならず。その内も某々寄集て主君を抱留たり。凡克といふは匹敵相爭の謂にして、孔夫子も其筆法なり。今吉良氏憶して相敵對したるにはあらず。さるを刺レ之不レ克とは脩辭の例にあらず。能味へて見るべし。畢竟此事は荊軻傳など見合て字を下し然るべきに、例の英雄人を欺く道理にて、此誤は出來たる也と、坐を打て演說せられ、老人暫く默して愼居たり。良雄顏色を和らげ謂て曰、老人今天下に名を震へば、誰人かかゝる事を直談に言ものあらむ。某忠誠の眞心を以ていはざる事を得ず。此上は心を付て、名所の碑か、又は一通りの墓碣を綴り出し、自得之書法をのたくらし玉へ、必忠臣孝子などの事跡を擧て御譽有ても、其神靈の喜ぶといふ義は御坐ない。西山公舜水に命じて、楠氏の墓を立給ひしは、廷尉之忠魂歸する處なく、百世之下名のみ也しを歎玉ふ、御心より起りたるもの也。某等は旣に墓ありて姓名を記し、其上人口に膾炙して犬打童も聞しりし事なれば、老人の文なしとて、誰か歎思はん。老人の文有りとて、誰か新に又某等を感じ思はん。專ずる所は四十七の墓を立置るゝも、先師住寺の廣大之情にして、官より咎め給はぬは佛法之餘德なり。今又碑を立てこれを表し、世に翫ばれんは、官之思召も如何なり。正面摺の商內にて、十分酒も呑めたるべし。其醉がさめたらば、中仙道か江戸在で書畫會を催し、寫山が贋畫を闇に出し、錢もうけて酒か

ふて、醉てくらすが能かるべし。もし又文晁が理口をいふとも、ハテ其時は醒ての上之御了簡、

墨渓化物共名鵰。撥開跋扈醉顚翼。欺不養生移吞地。錢金尾羽枯無ㇾ力。

受業　五大莊　題

第二回　釋尊詰二天民一

嵯峨釋迦如來年數相當り、本所回向院にて開帳あり。衆人に結緣し給ふ折から、夏之事なれば、老若男女群來り、いろ〳〵の扇子をかざしたる中に、東坡風の長き墨竹に、詩佛と書るを見咎め玉ひ、其夜本尊に問玉はく、詩佛とはいか成ものぞ。賢劫の四佛は我にして、外に出店せりうりはなし。又九百十六佛の名にも說かず。星宿劫千佛の名にても說し覺はなし。怪しきもの世に出たりと宣へば、本尊にこにこと吹出して玉言、〻世尊には京の田舍に住玉ひ、流行に後れ玉ふ故、御存なきも理り也。そも詩佛と申は、北山喜六が門に成り立、山中恕之が餘瀝をなめ、市川寬齋などに取立られ、當時詩作の名人、御玉が池に住居する、大窪柳太郎が事也と答玉へば。釋尊曰、我四十九年の間、花嚴の初會より双樹涅槃にいたる迄、八萬餘經の說法に、自ら佛といひし事は、偏學の知る事にあらず。本尊曰、されば唐の張南湖が老杜詩中佛と譽し語によるも、寬齋が序文に出たり。釋尊曰、これ南湖が杜氏を譽たる語にして、杜甫自ら詩佛と稱したるにあらず。此語により自ら稱せば彌以不束也。壽永の藝者の佛御前、京都の醫師に八佛九佛十佛十一佛、尾張の仁左が暹羅に渡り王佛と名付しなど、全く身自傲慢の心にて名乘たるにはなかりしなり。何にもせよ、我近日開帳終り隙にならば、柳太郎に逢て糺し聞べしと仰て過し給ふ。程なく日限に成、增上寺宿房に寓居の時、御時節がらなればずつと御儉約にて、天龍八部の御供も連られず、御前常燈を引提て、忍びに御玉が池に來鎭し給ふ。柳太郎かゝる事とは夢にもしらず。唐机にかゝり放翁石湖が集を見て、清新之句を練出さんと案じ居たる處也。案內も善哉もなく、机の上に影向まし〳〵、詩聖堂詩佛とは汝よな、何の因緣を以て詩聖堂と號し、何之因緣を以て詩佛と名付候、

詳に申述よと宣へば、柳太郎少しも騒がず。傍の書篋より三巻の冊子を出して、其申譯此序に在りと差出せば。釋尊手に取給ひ、何詩聖堂詩集と北山が序を讀給ひ、何じや袁子才に景倣して詩佛と號す。汝申譯とは是歟、曰然り。釋尊曰、これ袁子才自ら佛と言ひしにあらず。蔣心餘太史が多和氣にて、自ら詩仙と號せし故、隨園を敬奉りて、詩佛と稱せしなり。それを隨園も喜びて、余を稱して詩佛とす。おもふに、又廣大教主之義なりと、例の自傲之心有しが、門人の梅沖が詩佛の歌を作り、時に名を賣て聲價を増し、口を糊する便せしなり。自ら稱せぬ袁子才を景倣すとは何事ぞ。北山も此樣な故事付をする奴じや、何々堂に少陵之像を安んじ、詩聖を以稱とす、尊尙する所をあらわす。又自ら詩佛と號す。蓋南湖が老杜詩中佛の語をとる也。扨々寛齋は又格別の文盲也。小陵像を置て詩聖堂と號するは、丈山が詩仙堂の例もあれば免すべし。張南湖の語をとりて自ら詩佛と稱すとは、尤以僻事なり。杜甫と袁子才も自らは稱せず。他より稱したる語を取て自ら稱する共方は、傲なり、慢なり、痴也。誠に詩佛堂詩聖と稱して見よ。誰か狂人ならずといはん。我は搆はずとおもへど、例を一二云て聞せん。諦聽け。杜甫を詩聖詩仙と稱せしは皆人の知る所、樂天が劉禹錫を詩豪と稱し、鐘嶸が陶彭澤を詩宗と稱し、李問賈嶋を詩祖と目し、呂居仁山谷を推して江南詩祖と稱せし事有り。人有て樂天、鐘嶸、李問、呂居仁が語に依て、自ら詩豪、詩宗、詩祖と稱せばいかにとおもふや、蔣心餘太史の馬鹿者が自ら詩仙と稱して、時に高名なる隨園を己と一穴の狐にせねば、世の人が承知せまひとの了簡にて、袁子才を詩佛と崇めたる也。袁子才も能き事とおもひ、傲慢の心起りしは、根が聖學に疎く、空詩浮文に竅をひらき、賣名射利の匹夫なれば尤之事也。それを景倣して、了簡もなく詩佛と名乘る共方も、序文を書て證古する北山や、寛齋も、いか樣實學でなき卑劣心が見へて、扨々淺ましと、眉をひそめて宣へば。柳太郎肌に汗し、滿面に紅潮漲り、震ひ／＼難じて曰、我聞、佛は廣大慈悲、三界の衆生を見る事羅喉羅の如しと承るに、我が詩佛と名乘る事は、左のみ世に害にもならざる事と存ず。世尊の流を汲むと云は、

八宗の出家共、人に佛の樣に尊信せられ、身に自性自悟の見なく、世に濟度の利益もなく、畢竟梵嫂に身を崩し、酒肴珍味に腸を爛し候を御咎なきは、近頃味方見苦しく存候と申せば、是汝が知る所にあらず。國家より八宗十宗立置玉ふは、廣大慈悲之御政、萬國無二の事にして、凡慮之知る所にあらず。汝たま〳〵平仄をならべ、東坡風之墨竹を書て世にもてはやされ、游手して太平を貪り樂みながら、太平の國恩も知らぬ、さる心にて、此難問は似合ぬ事なり。汝が世の害に成る譯は、下局に名細に説くを聞べし。サァ佛と名付る汝に、いか成る功德法便有、いか成是廣大教主之事有、いか成る是汝が覺し義ぞと、疊かけて問詰られ、詩佛茫然として詞なし。

謾道我學ニ放翁ニ去。心操放埒終爲レ辭。作レ詩好如ニ鬼反吐ニ。於ニ世教ニ無ニ些子益ニ。

受業　眞仁梅題

第三回　米芾習ニ三亥ニ

河三亥一日弟子に書論を口授して後、机によりて眠る。夢に米元章と名乘て謁を通じ、坐定り謂て曰、足下近來書名世に喧しく、此事を得ずして、墨談其外古人の餘論を拾ひ集め、梓行して諸聲價を高ふせんと計る事、尤以世俗心にて、猶市中之庸醫が時を得て人に尊崇せられ、治療の論をつゞり、學醫の校閲を乞ひて上木し、此才有故治療も上手也と、世に唱られん事を求るが如し。今足下我を敬する事他に異也といへども、足下がする所は予が喜ぶ所にあらず。これ德に愧る事ありと言はざる事を得ず。我世に在りし時、既に顚の名有、尤書畫にをける殆其法を得、その奥意を悟り、運用神化自得なきにあらず。此心よりして世を輕んじ俗を脱し、縱逸自適を樂とせり。足下には市中に居て、俗を的として利を射る心、何ぞ我境界を知りその妙樂を得んや。爰を以てその論ずる所、總て時俗の耳目を新にするのみにして、墨池の眞理とは言はれず。殊に時に升降あり、人之資性に限あり、試に我論を聞け。永字八法は古來相傳といへ共、其妙意を得る者少し。よし又學者其法を得たりとも、執筆運用は手に有て、神化

妙變は神に有。是れ我所謂人之資性限ある故也。歐褚虞薛は王氏父子を法に取て正しく學び、自一家をなして王氏に似ず。然ども成佛作祖之器にあらず。品題賞監にいたりては相及ざる事遠し。これ我所謂時に升降ある也。況後世之今、蘭亭黃庭の神妙變化、豈伺ひ安からんや。東坡章子厚を笑ふものは、此老の心を師として法によらず。自放にして一家をなさむとするの誤なり。足下山谷が語に依て、東坡單鉤也とそしる、是又一偏の論にして公論にあらず。たとへ單鉤也とも吾子行の言ひし如く、第三指夾襯せざれば一畫も力なく、世俗にいはゆる鉤筆曲書の如くにして見るに足らず。東坡豈如レ此ならん。足下試に箸を取て飯を喫して見よ。三指夾襯ぜずして能口中に食を送らんや。よし送り得たり共傍觀よからず。自分も不自由なり。又草書を以楷に用ふる事、筆法新奇にして發明奇特也といへ共、是も萬様無礙の言にあらず。悉く是を以て概せんとはあらずと言譯をしたる故、共通りにゆるし置、試に市奉拜之如き筆法を以て楷にうつすべきや。示の字の論も行草をしるべし。楷篆に用ひ難し。是又足下心を留て見よ。馬扁隹傍二三相並ぶ時、皆運筆を異にする。是を書才妙用變化といふ。此事は墨本法帖を以て見る難からず。古人肉筆を以て翫味せざれば難し、足下たま〳〵胡兆新に少しく筆意を得たりとやら、董堂が共間氣を害するには勝れり、又足下論ずる所は暫く置く、夫古今書才ありといへ共、書學なきものは大方粗漏也、書學ありて書才なければ、法に縛られて見るにたへず、臨摹に一遍なれば生意活動なく、或は古人の奴僕となり、或は操人形となる、専ずる所は古法を以自己の手神を運用するにあり、尤足下に告べき事は、書名も必人品によりて貴し、人品既に貴ければ、書に限らず、小伎也ともそれ〳〵に不朽する事古今同じ、虞褚顏柳の忠義節烈を以て顯はれ、東坡文公の書は格に入らずといへ共、學才人品に依て共名朽ず、今足下區々たる才、碌々たる人品、幸に世にもてはやされ、大名方を門人に持、書畫會に頭を振り、顏楷に倣ふと云る墨本も、坂三津(ばんみつ)が由良之介、顏氏在世の時たる痴肥也と評せし人も有り、去るを今足下の書たるは、識者何とか評せん、何をいふにも足下人才區々たれば、後代不朽は

覺束なし、今より別に工夫して、我願之境界をならひ、市中を逃れ賣名射利の念を止て、法によりて手神を運用する事を悟らば我も喜ぶべし、此餘言聞せ度事多有れども、後會を期すと言ふよとおもへば、夢覺ぬ、米庵少しく省ありといへど、猶俗心は舊の如し。爰を以て德衰て夢にまた米芾を見ず。

學詩書畫同盟連。衒レ伎賣レ名各發レ鄙。聲價沸騰萬犬噓。後來不レ當二半文錢一。

受業　未足齋　題

第四回　栗山歷二五山一

菊池左太夫何がな工夫して金儲せんとおもひ、隨園詩話より思ひ付て、町方に居て己に從ふ庸醫、田舍在町にて詩語碎金宋詩話を以て摸擬する、富家の子弟之詩を一集とし、其人々の身上により、百疋二百疋或は千疋、刻料雜費としてせしめんとの了簡なりしが、名も無き者の詩を集る事ゆへ、世の賞翫も覺束なくおもひ、依て殁故せし人の詩を集中に入れたり。是は資料の德はなけれど、無レ據心ならずもせし事也。然に過し年死去有りし柴栗山先生の神靈此事を憤り、或時人をして本町植木店に至らしめ、左太夫が魂神を接して呼取給ふ。左太夫はかゝる事とは露しらず。又金儲之工夫最中、慾に目がくらみ、恍惚として有ける時、壹人の僕來て、聖堂より急御用罷越さるべしと也。左太夫取物も取敢ず支度して、彼者と同道して聖堂に至り、御高門を入りて講堂に通りければ、柴栗山先生上座に有。其外列坐之人も多くは古人也。故に心に怪しみ蹲りける時に、栗山先生曰、五山足下詩話を著わし、予も集に入られしよし、早速挨拶もすべき所甚以延引せり、是は輕少ながらと、小判三枚白木之臺にのせ出し給ふ。左太夫忽ち、顏色を和らげ、存寄も申ざる過當之御謝禮、恐れながら頂戴仕ると申ければ、栗山先生、足下詩話を著し、或は賞譽し或は評語を加へ、一時に主盟たる趣、其集に入たる商家又は農家の子弟、是に依而自ら傲慢之心を生じ、我が詩を五山斯云たりなど思ふ心より、其家業を怠り、一廉の詩人氣取になる事尤歎べき事也。且我幼少にして聖門有用之學を用ひ、詩は我心とせし事にあらず。然るを足下

我詩を以て、彼無位卑陋の庸人と同じく評せし事遺恨なれ。我宗とする處、足下の知るべきにあらず。我豈足下の評賞を期せんや、足下豈又臧否をしらん。全く我等を飾道具にして、名を賣り利を得んとせし事也。俗にいはゆる虎豹の皮を以、犬羊を威すの手段也。されば迚、その時にかゝり、足下の門に入る者は、皆碌々の人也。空詩浮文を以學とせず。聖門の學を以學とする者、何ぞ足下の謀計に落て名を賣る事を求んや。卑劣之手段淺ましと、居丈ヶ高に成て叱り給ふ。左太夫は案に相違し、平身低頭して口を開く事能はず。漸有て、近頃寛齋めが、僞唐詩選の論を小冊に綴り、梓行せしは是又何事ぞ。唐詩選の事は、南郭は于鱗を尊尙の迷より其をしらず。徂徠も又同じ。然るを太宰德夫介然として十不解を著し、于鱗が選といふを疑ふ。其時に在て師とせし徂徠、兄とも思ひし南郭の尊尙する唐詩選に、疑ひを起したる太宰の眼力、實にくらまざるものは心といふ語に叶たり。其後純卿、北山輩口を極て僞選を論じ、三才之童子もしれり。然るを別に己が新らたに見付けたる樣に論ぜし事、是又射利の卑心也。先きに行くものを、跡より衣裳の着樣帶のとけたるを見ることは易く、言ふ事も難からず。太宰は其時に在て其社中に居、其僞を知るこれを難しとす。若平心に論ぜば明末や清人の論をさし置、先太宰が眼力ありし事を稱すべきなるに、學風の合ざると潔白と貪利と氷炭成心故、已計り物識貌にしたる事、以之外之僞心也。是も別に呼て言聞せんと思ひしかど、外の者之詮議込合ふ故、汝に申聞かせ置也。此後ともに空詩浮文を梓行して、金もふけせんとおもふべからず。畢竟汝等が著述は、世教政道の害に成る事多く、益有事少し。もし又强て著述梓行せんとせば、我靈林家に託し妨なさん。是國家の御爲、是又商人百姓之後世之子弟、空詩浮文に其身を忘れて、其業を怠る事なからしめん我仁心也。今日はまづ是のみ申聞す。後日汝心を改めざれば許しは置ぬぞ。立ませひとの一聲に驚き、左太夫夢の覺たる如く、懷中を捜り見れば小判三枚あり。何にもせよ怪しき事と、よく〳〵見れば、コリヤ是蜈蚣小判。

五山强欲レ治二家貲一。貪二取金錢一總耶摩。生國讃州非二相摸一。六山大商不道多。

姓レ市寛齋射レ利魁。江湖社結大鄽開。不經紀商見限早。貪ニ求小祿ニ謀ニ後來ニ。

晩學弟　野徹芳題

第五回　紫石紀ニ文晁ニ

唐代之畫士王維、李士訓を始め、宋明畫人の靈一堂に來會し遊びしが、王維座中に向ひ、各々にも定而御存知なされたるべし。近年日本にて、狩野氏の風にあらず異樣成畫を、唐畫と唱へて業とし、專ら世に賞翫せらる。此畫法全く我相傳へしにもあらず。然るに唐畫の名甚不審也といへば、趙松雪曰、我も怪しく存ず。近頃其起る所を按するに、宋紫石、沈南蘋などを本として、別に異樣を工夫したるものならんと答へけるを、紫石、南蘋末座に在て、此御不審を蒙る事、尤その據なきにあらず。我等事彼地に至り畫譜をも殘したる事なれば、左おもひ玉ふも道理也。併我國の古人達にも無き畫風を、唐畫と名付し事、我等より起ると仰有、甚以心にくゝ存候間、早速日本に渡り、彼徒を相紀し可レ申と挨拶しける。此時南蘋は病氣故、紫石壹人滄の波濤を凌ぎ長崎に着船し、此地の畫はまづ捨置て、大都會之江戶に下り、淺草雷門之邊に世をおもしろく住なしたる、古人京袋と云俳士の方に暫し逗留して、當時誰が高名にて專門なると、世の取沙汰を聞合居けるに、書畫相撲番付といふものを一枚得てこれを見るに、大關寫山文五郎字文晁、麓谷文二郎が子畫家下谷と記し有を見て、此人を紀し吟味せんと、或日下谷に至り寫山樓を訪ひける。文五郎幸在宿なれば、一間に通し、何方より御出と尋れば、不佞は兼而御存及ばれたる宋紫石にて候といふを聞て、文五郎威儀を改め座を下りて、寔以て思よらざる御來臨、いかなる事にて候哉、紫石曰、されば別儀にもあらず。近來太種堂諸葛、其外異樣の畫を書し唐畫と名付し事、唐宋の古人不審致され、我と南蘋二人より其風起りたりとの疑默止難く、此地へ來り唐の名目を紀さんとの事也。抑唐畫と名付られしは、いか成譯にて候やと云れて、文五郎されば我國の畫と申は、雪舟家、狩野家、土佐家、是を國畫と申、又日本畫と稱して朝鮮へも遣はさる事なり。此三家に似ず畫き

候を、日本ならぬ故是を唐と申候也と答ふ。紫石曰、左もあるべし。然らば全く唐宋の法を傳へ學びて、唐と申儀にてはなく候歟。文五郎共儀はといはんとするを押へて、イヤ言譯は承るまじ、いかにとなれば、唐宋の古人及我等に至る迄、皆精神を主として必古を略する事なし。尤寫意に至ては格をはなれて格を出ず。且又謝禮の多少に依てなぐり書をする事なし。然るに其元達の畫たる如き、其大概を言はゞ、人物之手足は榾木の如く、衣帶は綴の如く、山水は燒山に似たり。水墨は地獄山の如く、水鳥を畫けば首足長短揃はず、口嘴各々違ある事を知らず。樹に集る鳥は飴細工の如く、草花は花と葉とつり合ず。大成べきは小く、小なるべきは返て大きく、只不二を畫く事は自身寫山と名乘る程有て是はよし。併此景は我等しらざる物にして、此國の名物なれば、さして論ずるに及ばず。それもたま／＼あしらひあれば、松は丁子頭の如、鶴は燈心細工に似たり。衣冠高位之國人を畫けば、下襲足らずして法に叶はず。此自放不埒之畫法、我唐國にかつてなしと、まくしかけて言立られ、文五郎暫く口を閉て心に思ふは、扨は金錢の禮も取れず、壹樽一種位の事にて賴まれ、心ならず我なぐり書にしたるを、先生に見られしならんと、羞惡の心四體に充ち、頭を低れて赤面す。紫石又座を打て、むかし李氏牛を畫くに妙を得たりしが、或禪師牛腹中に生を得んと示し給ひ、其後佛像のみ畫しめ給ひし事有。これに付て思ひ出したり。伊勢寂照月仙が三千世界になき人物を畫出し、金銀を貪しが、死て後閻王冥官其生を換る所を考見玉ひしに、大千世界にもかゝる怪しき形の人物に似たるものなし。さるによつて今に生所の評議極まらず。無間地獄の揚り屋に入置玉ふ。其元にも前に云し如く、手足榾木に似たる人物を畫て、自分得たりとおもひ、人にもてはやされて、此世は兎もあれ、死して後は生海鼠にや生を換へん、尤歎くべき事也。若是の非を知て、謝禮之多少にかゝはらず、名人風は止めにして、五體具足の人物を畫き、生て人身を失はぬ樣に心懸られよ、唐の字の事は我聞うけたり、よき樣に取なし、古人達に言譯せんと言よと聞ば、ヒユウドロ／＼にて姿見へず。文晁獨言曰、兎角浮世は金の事、阿彌陀さへ光が違ふもの

を、よいは生海鼠に成たら成つた時の事よと、手を組て默然たる顏色にて、此舞臺仕掛にて廻ると。

第六回　現心地獄相

太田錦城先生は、學古今を窮め、一世を睥睨し、皆人を蚯蚓の如くおもひ、當代獨歩之英才也しが、風與機門の小祿に絆がれ、天資之才を上達する事を遂ず。俗にいはゆる醫者寒からず、儒者寒しと宜哉、妻子飢を呼寒と號ぶ。當分之著述ありといへ共、刻すべき餘財なく、百律九經談と刻成といへども、身を潤すの富には至らず。近頃又三卷の詩集を梓行しけれど、是は詩商人天民、五山等と同じ手段也と、肯はぬ人多かりければ、門人又ゆかりの方へ賦り本のみにて、別に求め見る者もなく、いかにして不朽之業を計り、妻子の嗜欲を遂しめんと、思案に入し机之前、心神恍惚とまどろみし折から、猙獰の神將壹人來り、先生に見せ申度事有いざさせ給へと誘ふ故、何心なく連立行しに、所は何國ともしらねど、大のし屋萬八といふべき構也。此樓上に登るに其梯子皆人也。或は頭に上り、或は肩或は腰腹を踏て、六尺許り上りみれば、書物箱數多並べ有、其蓋に表題せるを見れば、皆年頃著述せし九經之注疏也。時に彼神將は見えず。美成一女子來て媚を呈して舊識の如し。先生心に怪しみ下の方を見れば、先東の方に數人有て、皆筆墨を以食とし、飽事なしと見えてひたもの喰ふ。其傍に大い成甕有て酒を湛たり。壹人頭を沒して是を吞て、又筆墨を喰ふ事前の如し。西の方に古屏風の如きものに、手足を縛り付られ、礫の形をなせしもの壹人有、其傍に數人筆墨を喰ふ事東の方の如し。又或所に四人、衣裳もきらびやかに出立て並び居しが、中にも二人は頭を低れて伏しけるを、白衣の老翁板の割たるを持出て、彼二人の喉をはさみゝ玉へば、阿といふ聲も出さず、玉の汗を流して苦しむ。餘の二人は是を見て魂天外に飛て畏る事いふ計なし。其後馬の皮を上にし、鹿の皮を下に重ね、二枚ヅヽ彼四人に打着せてあり。又壹人大なる鐵の箍を以頭を抑へ有、其重きに堪へず身を動かす事ならず、肛門へ鐵棒を捻込て有。又傍に銅山あり。所々に蠟石、蒲萄石、水晶など交りて見えたり。五六人してこれを刻む。或は長短、或は方圓、

其形なして是を刻めば、その後より酒食出る事多少あり。總て其いとまあれば皆鍵にかゝり、放し飼の如く南京操の如し。遙南の方を見れば、道服之老翁二人、一人の俗士を叱して曰、汝賣名射利の心は薄しといへ共、我等が眞似して道人めかす事心得ね、五千言十萬言よく入ずや〳〵と責る有様也。同方に又老人と一壯士と相對し、壯士老人を賞して、當時儒と名乘る者は儒にあらず。或は詩文を以て名を賣り、或は無用の書を著述して利を得ん事をおもひ、孔門の學を學び道を樂しむものなし。只老人と我と古今一徹間違を求めず。嗚呼樂哉と、手を取て相歡ぶ有。北之方を見れば、凡ならざる異人、壹人の老翁と酒を酌てたのしむ。異人老翁に盃すゝめて曰、世を黜て世を離れず、老翁と我と也。君が爲に壽をなさんと面白く諷ふ。其詞

おもへばむかし　そのむかし　君が寐ぼけし　寐言には
浮世の穴を　うがちたり　金魚あたまの　堅學者
唐人めかす　享保學　團子の如き　肝をけし
其後味噌では　なけれども　四方の赤とて　世の中の
皆人毎に　もてはやし　貞柳風を　見やぶりて
江戸紫の　たはれ歌　はじめて詠し　其中に
今にゆかりの　分根しみ　眞顔な人じや　連中に
朝夕口に　忘れざる　飯なにとやら　其外も
是皆君が　こはれ種　石部金城　かたくなに
にしきの城を　堅めたる　放屁儒者が　そしるとも
屁とも思はぬ　君はそも　我とはくさい　中なれば
鼻つまんで　ちよつきりに　舌きり雀まはらぬ舌で

詩きいわふ松の位　いともおかしくおぼし召なん
四里四方郭に名有君達の中にも高きお蜀山人

と聲張上て舞謳ふ。錦城先生此有様を見て暫くせし內、おもはずも以前の美女、懷中より男女五人を取出す。其さま疲衰へて、先生之臍に喰ひ付て、其痛心頭に透りて堪難きに、自分も空腹に成、いかゞせんと仰ぎ見れば、小き袋下りあり。之に取付て引おろせば、其袋より米粒出て、少しく腹中を養ひ、こぼれたる米をば彼五六人拾取てこれを喰ふ。暫く有つて又前の如く取付、膓をかぢる。此時一冊の青表帋、三冊之赤表帋せし本を以拂へば、苦痛除く事一時斗、間もなくまた苦しみ堪がたければ、此度は三冊の本を以彼者共を拂はんとせしに、喰付たる者ども放さず、既に樓上より先に見し大勢中に落入んとせし時、錦城引落されじとこらへる形勢、此様子を切かけに、何國ともなく危し／＼と呼はると、チャン／＼幕。

第七回　蚯蚓作ニ奇詩一

錦城先生夢の覺たる如く、其見る處を思ふに、霧中を望むが如し。いとゞ心も晴れざる時、先に見し神將忽然と顯れ、先生我をばいか成者と思ひ給ふ。錦城先生曰、知る事なし。神將曰、我漢代之劉向と稱せし後人間に下らず。我は是文昌星なり。近來都會之藝園に游ぶ者、甚以古風に背き、尤にくむべき事故、今先生に其變相を見せて、永く世の賣名射利の徒を戒めんと、左こそ誘ひ申せし也。先に見給ひしは角力番附の顯心地獄也。今詳に其由緣を說かん。是全く妄言ならず。妄聽する事なかれ。錦城曰、唯、初先生之上りし機を氣性と號す。蹈段階子は皆古人也。日本にては仁齋、徂來、太宰、南郭、唐山には漢後の諸人、近く淸人に毛奇齡、朱彝尊、黎立武、顧炎武等なり。先生右之人々の發明せし事を蹈臺にし、自分此樓上に登り給へり。扨女性、先生と舊識の如くなるは是外ならず。先生の內室也。此始末委曲申さむは長氣なし。且詩に云、女房の事はいふべからず、いふべき處なれども、これをいへばに

くまるゝとあれば、此事は暫く置。扨書物箱に鍵有て、書名のみ表題にせしは、未だ梓行なさゞる先生之著述なり。又東方の數人筆墨を喰て居たりしは、書畫詩を賣物にして口を糊する、鵬齋、痴齋、可庵、南湖、善菴、南嶺、赤水、竹沙、竹谷、椿年の徒也。甕中に頭を沒したるは酒顚の病而老人也。西之方古屏風に縛り付られたるは、寫山也。是は童謡にいへる事ありし。谷文五郎儀惡畫を以て人を迷はし、金銀を貪り候段不屆に付、古屏風へ張付申付るもの也との檄文に應ずる也。其傍に又筆墨を喰ひ居たるは、米菴、董堂、金陵、雲潭、克明、曲河、大岳等の數人也。四人並居たるは五山、天民、綠陰、晉齋、其内貳人頭を低たるは五山、天民也。白衣の老人は雪齋老侯。はさみたる板は番附の板木を打碎たる也。多人〻付られて身の油を絞られし由を聞、綠陰、晉齋、驚魂を飛し畏れたる也。二枚の皮を着せたるは馬鹿也と、世に普くしらせんが爲也。壹人鐵箆に身を押付られて、頭を上る事能はず、肛門へ棒を捻込れたるは星池也。一體是四人造意せし事也といへ共、角力番附を書たるは星池なれば、其惡謗を顯はして、箆と棒にて責たるは世にいはゆるべら棒是也。銅石等類を刻落したるは勤齋屋山等也。掘る處より其細工に應じて食物を得、露命をつなぎ榮耀をなし、風雅の心なければ石工も同じ事也。總て此者共皆鏈にかゝりたるは、欲のつり針にかゝるゆへ也。南之方築地園に道服之二人は老子、莊子、其叱らるゝは、葛西因是、それ因是の二字、南華の背縻押付に見てすます事にあらず。然るを健藏棗の丸吞にやらかし、道人めかす事を咎め給ふ。同じく木挽丁園に老人と壯士と相對せしは、顏回と四明也。此事は御覽の通なれば言ふに及ばず。北の方に仙人と對せしは南畝也。是も仙人の歌にて事すみたればいふに及ばず。扨先生此輩を目下に見なし、當世獨歩の勢ありといへ共、いかにせん内室五六人の男女を產で、飢寒にせまるといふにもあらねど、皆先生の臑をかぢりて、其心痛おもひしり給ふべし。依之此苦に堪へず、家貧にして妻子可愛ければ仕ふといふ古語に任せ、小祿にて箋仕せられしなれば、鉢坊主の袋の如きもの下りて、暫く苦痛を休めたり。二度拂ひ給ひし本は百律九經談也。此賣出しにて少く

しのぐといへ共、又せがまれて苦しさのまゝ、詩集三冊を賣出し給ひしが、其心底目下に見給ふ五山、天民と同じく詩商人に成、書畫會仲間の賣名射利、現心地獄へ落入らんとせしもの也。其時危し〳〵と大聲をかけたるは、いか成人とおもひ給ふ。皆川愿と井原也、先生常に孔明が先主へ仕へし事を歎き玉ひながら、權門の奉公何事ぞと、辯說流るゝが如く物語れば、錦城先生聞終りて起つて拜し、一念之內に無量の生死有とは佛之說、物に化する時は天心亡ぶとは聖人の戒、彼徒等が心いか樣斯もありなん。我何ぞ口を同じく賣名射利の事をせん。願くは神將擁護の力をそへて、老後之名を全ふせしめよと、面を上げて是を見れば、神將忽ち數萬の蠅となり、床の間の壁に付蛆を生ずる事無數、見る內化し數十萬の蠅と成、東行西行上下して字をなせり。先生きつと是を見れば、七言二十六句詩有、

學士從來由二德貴一。即今儒者書篋同。又有二書畫專門輩一。
的レ俗射レ利筆爲レ弓。寫山峯爽今無レ景。鵬齋羽疲難レ凌レ空。
天民詩田北山下。錦城舌戰炎武功。因是却非二老子注一。
敬義還害二其昌風一。星池星影所レ据卑。市川市間容レ納窮。
如亭資レ詩如二行商一。勤齋執レ刀勤二石工一。三亥學レ立誤二三豕一。
四明眼裏不二四通一。桐孫樹小無二鳳到一。竹沙幹弱非二雀籠一。
徒陳二不調五鼎食一。强薦二王侯一齋中一。君鳳和レ俗果几鳥。
春禽驟下尤小虫。西涯舟橫人無レ渡。南湖岸遠水不レ洪。
此餘文士若二麻散一。何以不レ似二古明公一。

錦城先生つく〴〵と是を見て、夫蛆蠅は多類にして無能なるもの也。然るに今如レ此なる事をなせり。我當世の文人詩客に於而、皆蛆蠅の如く思ひしは誤なり。匹夫も予に勝るとは古人の愼、後世畏るべしとは聖人の金言、嗚呼愼しまざるべけんやと、机にかゝり兩手を組て、眼を閉て感心の心持有ると、與

の方にて、先今日は是切、チヤン〳〵幕。

此時左右の二階下に書付有。見れば

大入に付込合候間、御老人様御初學方は、靜に御讀分可レ承候。

○

一此書にいふ所の角力番附を得たれば、これを左に寫して考證に備ふ。

蒙鑑定

春夏秋冬之間於萬八
百川雨樓上ニ不論晴
雨書畫大會興行仕候

司行　蜀山人直次郎

四明　仲

寛齋　小左衛門

大關	鵬齋文左衛門
關脇	詩佛柳太郎
小結	痴齋文一郎
前頭	星池源藏
前頭	絲陰良助
前頭	可菴榮之助
前頭	南湖門彌
前頭	善菴カナヱ
前頭	南嶺猪三郎
前頭	赤水忠藏
同	竹谷甚三郎
同	澤瀧源助
同	圭齋幽溪
同	竹沙呉主膳
同	赤城文太郎
同	東原右膳
同	椿年幸之助
同	大浪七左衛門
同	文承重次郎
同	月窓世達
同	東里文二郎
同	閑林忠次郎
同	覩孝新助
同	玄機林泉
同	翠溪德三郎
同	玉川雄八
同	花山のぼり
同	寛快彌次衛門
同	徠山生兵衛
同	南谷長六
同	鐘山武助
同	圖南東次郎

大關	文晁文五郎
關脇	五山左太夫
小結	米菴三亥
前頭	董堂加右衛門
前頭	如亭門作
前頭	因是健藏
前頭	金陵金之助
前頭	榕齋九兵衛
前頭	雲潭祥藏
前頭	鳴門一善
同	雲峯治兵衛
同	克明忠藏
同	董烈蕭田
同	梅逸名藏
同	嵩嶽英助
同	西湖庄二郎
同	交山文左衛門
同	曲河むらじ
同	蠣潭藤之進
同	玉山和氣
同	玉峯收藏
同	大岳榮助
同	向陵定吉
同	武陽九儀
同	詩禪伯兎
同	細菴新吉
同	金山青木
同	鹿谷九二郎
同	雪峯德三郎
同	水齋順藏
同	龍山主計
同	芳溪不言

同　南溟　宇吉
同　西嶽　介藏
同　文掛　文二郎
同　梅嶺　香二郎
同　舒中　源三郎
同　西山　圭之助
同　琢齋　良菴
同　恭齋　三千太郎
同　五溪　三彌太
同　漾齋　玉二郎
同　星城　光助

同　醉雪　卞五郎
同　芥舟　竿三郎
同　桂齋　松太郎
同　昆門　吉兵衛
同　魯仙　味之助
同　雪齋　勘二郎
同　浩然　松藏
同　雪旦　長之助
同　甫田　藤兵衛
同　苔溪　千藏
同　雲峯　源太郎

同　峯品　由之助
同　青齋　梅右衛門
同　松堂　門兵衛
同　竹溪　鶴三郎
同　梅窓　者二郎
同　松巖　卞藏
同　金恭　助八
同　又履　斧右衛門
同　晴齋　泰助
同　凌虎　吉之助
同　東山　太兵衛

此外中前間人東西ニ御座候

藏六千吉
鈴木芙蓉
勤齋重藏
鍬形□齋
晋齋榮吉

世話役
佛菴　彌太夫
蠖齋　藤藏

勸進元
雪齋老公
抱一上人
桐隱公子

同　月潭　清兵衛
同　董齋　其一郎
同　松溪　長三郎
同　醉石　彥六
同　鏡山　孫助
同　松雲　倘太夫
同　月釣　水右衛門
同　罨溪　里五郎
同　星塢　乙吉
同　圭介　久郎
同　葛嶺　政右衛門

同　清河　鮎之助
同　抱　大藏
同　竹窓　獨之進
同　函山　何右衛門
同　雪古　梅藏
同　香雪　竹藏
同　竹莊　荀一郎
同　羅漢　五右衛門
同　雲壽　兎八郎
同　雪隱　酉藏
同　春里　梅太郎

同　黃山　蘭二郎
同　雲英　雷藏
同　榛野　繁八
同　羅浮　佛右衛門
同　苔雪　向五郎
同　鬭隣　降藏
同　檀固　萬藏
同　抱眞　一右衛門
同　星山　空五郎
同　雪屋　酒藏
同　竹塢　卯之助

素山堂藏板

見た京物語

見た京物語叙

いざのぼれ嵯峨の鮎くひに、との古意したはしく、

嵯峨のあゆ松魚を捨て登りけり

と。予近き頃、京師に杖を曳しが、さすが都の風流に引されて、一とゝせなかばぶり吾妻へ歸路す。朋、遠方の啣きかまほし、珍らしき事やあると問ふに、答の數々なれば、共あらかじめを集め、見た京ものがたりと外題して、一帖ヅヽをおくりぬ。ことしこの秋、書肆世に鬻ものせんことを乞ふ。兎もかくもと黙しけるが、きのふにけふはかはる世の中、わが見きゝせし事、はや飛鳥川とかはれる事のありやせむ。そこは見ぬ京ものがたりと見ゆるしたまへ。

天明元年仲秋

二鐘亭 半山

見た京物語

二鐘亭半山著

○京は砂糖漬のやうなる所なり。一體雅有て味に比せば甘し。然れども、かみしめてむまみなし。からびたるやうにて潤澤なる事なし。きれゐなれど、どこやらさびし。多きもの寺、女、雪踏直し、すくなきもの侍、酒屋、けんどん屋、ぐはんにん、生酔、鳶、烏、駈出し等なり。

○禁裏おもだちたる御殿は、檜皮ぶき、其外皆板ぶきなり。正月御門々々に松飾なし。江戸にて外曲輪など、門番は夫婦ものにて子なども有。

○正月門松立る家はなはだすくなし。よほどの家つくりにても、壁に折釘打てあり。これに注連を張るなり。

但京の土は生よくして、干かたまることかねの如くなれば、折釘やうのもの柱ぬきなどをたのまず、直に壁へうつなり。

○萬歳黑き脚半をする繪の如し。

○新嘗會の時は、禁裏及び往來する醫師、公家などへ出入るは皆附髪なり。

○醫師の駕の棒不釣合にせい高し、一尺ほどもあらん。形櫛の如し。

○寺社も町御奉行支配なり。はやらぬ開帳など日ちゞめの願あり。

○日々たそがれ頃、寺々の門外に菱形の銅行燈釣す。其銅の骨に山號、寺號彫りあり。

○時の鐘は夜計五つを初夜、九つを後夜とて撞く、捨鐘二ツ、なり。





○火事の時は千本の諸司代屋敷にて鐘をつく。せはしき時は水をかけるよしなり。太鼓町半鐘といふやうなる事さらになし。町々の番太郎ちいさき太皷を打て廻る。

○よみ賣夜市に出、店下などへ立、三味線を弾く、夫に合せてうたふ。

○按摩鍼の療治は呼て歩行なし。子どもの持遊びのぴゐ〳〵吹て歩行く。

○太神樂なし。座頭まれなり。

○若衆はみなくり髪なり。

○道路馬糞すくなく、牛糞多し。一體砂地なれば雨ふりてもぬかる事薄し。大原、山鼻などは馬くそ多し。

○石多して水溜桶、塀のひかへ柱、木戸々々の根繼柱、小橋々々はみな石なり。

○昆布をみづからと呼びて、ことの外に用ゆ。芝居にても饅頭や、水辛と賣る。夜の往來だまりて通るものなし。大かた義太夫節、浄るりなり。老人は謡なり。

○風すくなし、雨まつすぐに降る。

○芝居の橋かゞり、舞臺正面より木戸のかたへ付たるものなり。打出しの太皷、木戸のうち土間に床几を並べて鉦太皷を交へうつ。風の神を送るはといふ調子なり。

○島原は廻り土塀にてはなはだ淋し。中の町とおぼしき所、一ぜんめしの看板あり。一方口にあらず。裏へ行ぬけなり。こゝに住吉の神を祭りあり。出口の柳は大門に向つて右の方にあり。

○所々町方の障子、表を見んためのすかし、吹繪形の如くして彩色を入れたるもあり。是を引手のあたりへ張置く。

○遊女體の居る鄽に懸る簾、布交ぜの如く墨にて横筋をぬりてあり。もやうに矢の羽などぬりたるあり。

○帶刀多くは撫付にあり。
○中立賣御門外に御粽師どうきといへるあり。毎朝餅三づゝを禁庭へ献るよし。
○芝居の幕引袴を着ず。仕切場のもの腰に矢立をさして居る。高場おち間とて江戸の切落の如き所、見物所あり。二疊ほどづゝに丸太を以て仕切る。其うちへ六人程居ればもはや入れず。右仕切場の者來りて茶屋何屋より來るといふこと、割板のやうなるものへ書付る。わり込などゝいふ事なし。
○天氣暑寒の事、氣分の事あんばいといふ。
○鳥屋又兵衛二階の額は江戸平林筆なり。
○女の小袖多くは裏にもやうあり。縫など入たるもあり。
○鰹節の事はふしとばかりいふ。
○すさまじいといふ事をひさまじいといふ。
○虚無僧下駄を履ず。みな草履なり。
○六分女、四分男たるべし。夜も若き女ひとりありく。男女連立て歩行くを、少しも悪る口いふものなし。
○相對死多くあり。心中なり。わけて聖護院のもりといふ所にて度々あり。
○所々小間物店に、六寸ばかりの竹の筒へ御用物と書て張り、正面に出してあり。是みやづかへなどして、男にあふ事まれなる女の買ふものゝよし。
○鯛を靑竹にはさみ焼て賣る。多く堺より來るよし、是濱焼なるべし。此の外堺のいりものとて、小肴を鹽にし籠に入れて賣る。
○四條涼には町方御附方より固め出る。
○湯屋は掛行燈ありて各銘あり。入る人はなはだ少なし。やうやう五人ほどもあるなり。

○たま〳〵そば切屋あれども、二八などゝいふやうなるらちのあいたる事なし。もちろんうんどん桶なし。或る茶屋の行燈に書たるを見れば、江戸流打かけ豆腐あり。
○遊女町を出家のそゝりありく事、少しも遠慮の體なし。
○節句にかける暖簾は、平日かける暖簾とは違ひ、嗜みのを掛る。
○うなぎは若狭鰻とて名物とす。されども背より割く事を知らず。腹よりさく。
○公家衆青紙の傘をさゝるゝ。是は冠の爲と見えたり。夫より地下の女の用となりしか。
○江戸にて八文字屋ものと、もてはやす本はみな其磧作なり。此其磧は元餅屋なり。其頃の繪は西川祐信、手は柳の馬場市左衛門といふものなりけるよし、八文字は板元にて作なし。
○芝居にて役者二やくを勤る時は、其幕々にて口上役きつと斷る。
○御所の被はだんだら筋、町はもやうなり。
○町家のうち諸役御免許といふ札あり。是みな禁中衞士株なり。
○月水ながし一軒もなし。
○茄子をなぎそうといふ。目高をだんぎぼうといふ。生姜の事をはじかみといふ。
○鳴燒の事を茄子田樂といふ。
○藍花の事をあを花といふ。
○七月過てよりぽんと町、木屋町、かし座敷くわらりと明く。
○切艾なし。皆いぶき山のよもぎひねりてもちゆ。
○鰶は能き肴に用ゆ。蛤はなはだに尊む。鱧第一に遣ふ。
○みそのおろしの桶に、夥しき體の繩を付る。
○娼家にて女郎傍輩の事を女中といひ、茶屋をちや〳〵といふ。

○髱の事をつとゝいふ。
○淸水に古き繪馬は、天正年中、寛永、延寶、元祿などあり。
○盆中丸挑灯なし。みな行燈をかける。
○婚禮すくなし。目たゝぬやうにするか。葬禮は中興なり。はなはだ氣味わるし。
○芝居三番叟は顏みせに計仕て常にせず。
○商人すべて前埀をかける。
○油わるし、ゆゑに傘、合羽、總じて油引ものゝ類惡し。
○思ふに、京は石地小砂利のみ多く、土氣すくなし。故に人きれゐなり。女などに、いにしへより美人多き國に油氣なく、きれいなるゆゑなるべし。魚などむまからず。生る草なども細かにして唐繪の如く奇麗なり。どくだみ、藪からうじなどいへるもの、けがにも生へず。
○納藥師のびんづる、古人中村花曉がかほにいきうつしなり。
○木藥屋に杖なし。瞽女見かけず。
○町々の木戸際ごとに石地藏を安置す。是愛宕の本地にて火ぶせなるべし。江戸の如く稻荷多く祀らず。新嘗會等の時は、右の地藏へ明俵などをかぶせる。尤寺々にては鐘を撞かず。
○芝居にてよき役者をば大將さまと譽る。
○男女子供ともに冬は袖なし羽織多く着る。
○九月出がはりあり。雛賣る。
○きやりなし、ちようさやようさといふ。普請する所まづはすくなし。
○煮賣にすつぽんを多く賣る。夏もたへず。
○花火線香より大きなるはなし。裏店なし。米搗なし。草箒なし。




菱川春章画

○山伏見えず。竈拂見えず。小間物賣、油うりなし。木綿賣なし。
○酒賣桶に、みそのおろしとおなじく、したゝかなる繩を付る。
○女郎鼻紙にみすを用ひず。皆のべなり。
○灰汁のたれかすは三條より上加茂川の端に多くうちこぼしあり。げにも眞黒にしてくろ犬の如し。
○盆踊の脇指、菖蒲刀の如くして賣る。踊にありく子ども皆、色々いろどりたる繪をかきし挑灯をともさせありく。
○躍ある町は門々に挑灯出す。目印にや丸き小挑灯高く釣す。
○付木をたち賣にする。薪を目にかけて賣る。蜆みな赤し、其むきみもあり。
○町々掛行燈或は張紙に、

御法度
たばこの火出し不ㇾ申候
くはへきせる無用

とあり。
○市中にかるたの蝋を釣して下に下げ札、こんなものあり。是は出來たり。
○北野にて見せものゝ木戸番、木戸にたゝずむ人に向つて、是を見るに分別は入らぬ。はゐつた〱是も出來たり。
○まめ藏はたぶさあり、ざんぎりにてはあらず。
○所たしかに覺えず。自由丸といふ藥の金看板、表に出してあり。其脇書に子を孕むこと妙なり。子を孕まんこと妙なりとあり。是んの字はぬの字なるべし。んとしてはどちらも同じことなり。ふのぬと、おはんぬのぬを、しらぬ文盲不便なり。

○雪踏直しは、編笠を着てぬりたる箱を荷ぎ、なをし〳〵とよびありく、形も小ぎれゐなり。乞丐人とは見えず。
○うばらとは節季候の妻なり。
○乞食集りて摺火打にてたばこのむ。呵る體なし。
○女院御所の表御門石壇上に雪駄直して居るを見掛たり。
○雛はよろしきあり。多く御殿作り、隨身衞士などあり。
○五月幟甚少なし、人形は所々にあり。
○人形屋には總じて大きなる人ぎやうあり。いづかたも神功皇后、武內宿禰あり。これ看板なり。
○加茂の競馬はみな社司といふもの乘る。馬に泥障なし。乘人腰に菖蒲を卷く。
○踊は大人は湯衣、紺の足袋、手拭を頭に卷く。一群づゝ挑灯をともし、拍子木を扣ありく。
○まちつとゝいふことを、今ひといきといふ。
○芝居にて淨るりかたり三味線彈など、多く肩衣ばかり着る。
○長髮足袋はかまいなきか、四季ともにあり。
○陸尺鉢卷をする。むかし繪の如し。
○下駄に四角少なし。みな丸下駄なり。
○夜市夜談義、所々にあり。風なくして埃たゝず。喧嘩なく、すりやうのものなし。
○酒屋に酒ばやしあり。居酒屋には酒小賣とあり。飲人甚少し。
○八瀬大原は總じて男を下等といふ。みな總髮なり。名を何千代かちよと付く。都て無筆のよし、書役といふものを定めて用を足す。
○同所女は馬を牽き、京へ出て柴を賣る。やはり黑木賣の姿と同じ、幾つかさね着るもみな袷なり。白

き脚半を前にて結び、着たる袷の褄(つま)はしよる。八瀬や大原は、右の柴にて鞍馬もおなじ。

○東山送り火の大文字、其跡へ冬は雪ふりて、山一面に積りたる時は見えず。春になり雪なだれして解たる時、大の字の低き所へ積りたる雪、京中へ見ゆるゆゑ、大の字白く見えわたるなり。

　　ひがし山大の字白き雪なだれ

との句、是より出たり。

○五月節句に髮置の白髮やうのものを賣る。男の子へは菖蒲刀を祝ひやり。女の子へは共しらがやうのものをいはひ遣す。この名を玉つばきといふ。八千代といへるこゝろなるべし。

○三條の橋より江戸日本橋まで、里數百廿六里六町一間ありとぞ。

○劣日(とく)、此日一年のうちにあることゝぞ。上より下へものくださるゝ事を御忌の日なりとなり。右土御門家の幸徳井何某考のよし。

○佛師の屋に人形二づゝ出してあり。一つは達磨、一つは唐人にて、大元といふものゝよし、是達磨の大旦那なりとなり。いづれも倚子に懸りてある像なり。

○京は竈の形したる所なり。東北西山々圍みあり。南のみひらきたる地なり。はれたる日は山々近きゆゑうつとし、雨中は山々見えぬゆゑ、かえつてはれ／＼し。

○酒は富士見酒とて、一たび江戸へ乘出したるを賞翫す。

○月行事、自身番體の所なし。尤纒挑灯やうのものなし。

○奉行所へ訴訟人みな麻上下なり。

○奉公人肝煎なし。懷紙賣所なし。

○呉服屋買人なし。甚しづかなり。

○元旦扇々の聲なし。

○雷はたび〳〵鳴る。時雨のけしきは江戸に勝れり。月と時雨たちまちにかはる。山近ければなり。

○鞍馬、大原の柴うり、木々の下草、又は階子をもさゝげ來り賣る。總じて商ふものを買んかにやあといふ。買んにやなるべし。

○まぐろをはつのみ、ねぎをひともじといふ。

○町々隣境に梲いふものあり。一體土のよき所ゆゑ、火災の節も是にて立切り隣へは火移らず。

○花の都は二百年前にて、今は花の田舍たり。田舍にしては花殘れり。

○芝居の櫓にふるき毛鎗つくり出してあり。幕も柿色あり。木戸のうちに世帯持など見ゆる。役者立ても の仕かけの世話する。

○愛宕の寺の天狗宴は正月二日夜なり。五條坂の下寺にてある法事なり。

○三條の橋牛車を通さず。加茂川の中をわたる。

○座頭の凉は加茂川にてせしむ。是法事なり。夜陰なり。

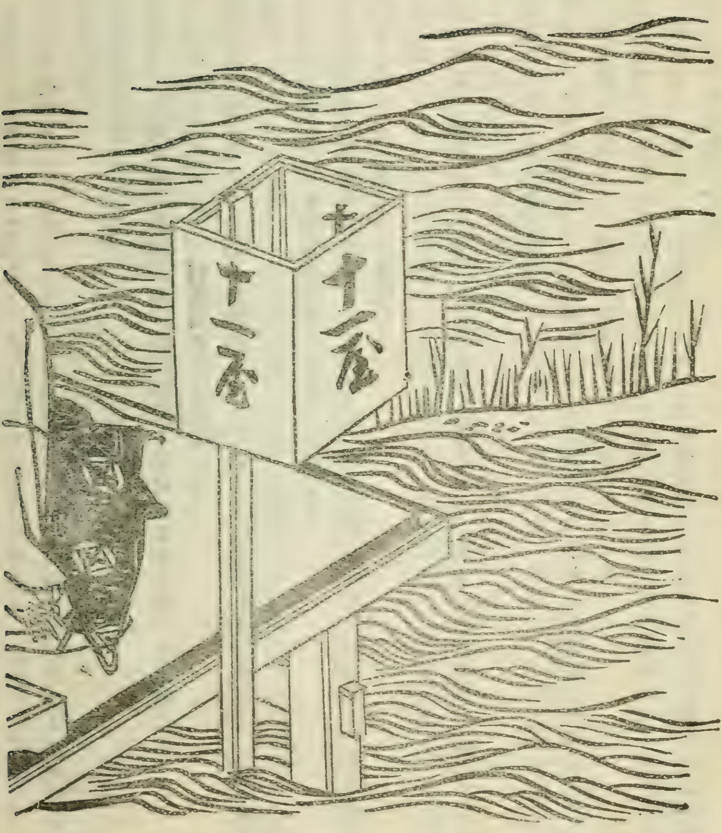
○子どもをいと〳〵といふ。

○おどりの音頭は、其踊の中に米搗臼をうつぶけ、二つも三つもならべ、其上にのぼり居て音頭をとる。

○やゝ寒くなると椋鳥を喰ふこと、殊の外賞翫す。

○鉢扣寺に衣役といふあり。みな妻帯俗なり。是鉢たゝき茶筌賣なり。むかし御菩薩池の皆漁人のよし、その子孫のよし、鉢をたゝきありく、茶せんをも賣る。冬はわけてうる。

○四條のすゞみに所々芝居あり。みなかるわざ見せもの等なり。爰に叫りのため、松のひでを焚く。芝居葭簀圍ひなれば表へすき通り、悉くよく見える。夫を三條の橋などより見わたせば、挑灯もおびたゞしく火も見ゆるゆゑ、江戸火事場の如し。


十一番
十一番



○町々煤掃常にはく、師走にかぎらず。

○黒木は生れながらの木にてはなし。常の木の枝をいぶしたるものなり。それを賣りしはむかしにて今は手がよごるゝとて、みな飩染になれり。

○江戸より京への入口は三條大橋なり。是加茂川なり。其先の小川にかゝり、又橋あり。是三條小橋なり。川は加茂川の水を角倉屋敷へ分け、夫より此川に及ぶ。是高瀬川なり。九條のあたりにて加茂川と一つになり、淀に至る。夜船の川筋なり。三條大橋の前に白川あり。白川橋あり。白川夜船の諺未レ考。

○一とせの女の小袖模樣は、東山御忌參の節、我も／＼と着飾り出るを呉服屋ども是を見て、其年の流行染を染出す。春より夏は女多く紅晒の下帷子を着る。

○大きなる半元服あり。

○朝より晝過までは人氣靜なり。狼の眼の光る頃より甚元氣よし。

○松の尾の神は、酒屋ことの外に祈る。

○金一分を銀十六匁に通用す。錢の中古錢あり。

○大八車なし、運送甚あしゝ。

○尿を用ひ、糞は不レ用。肥取馬などゝいふものなし。朝々青菜にしやうべんしようとて百姓ありく。

○所々社に童部紙を繼ぎ文字を書き上げ置。其社の緣を巡る事あり。又行燈に發句書てあり、是は行燈發句とて所にても惡しと云。

○京にて耳立たる發句は左の二句のみ、

門々に鍾馗の聲や厄はらひ　　羅人

照る所算へる不二の時雨かな　　芋秋

此二句の外、柳居の句に、

初雪や柊の角を降かくす

千鳥啼く都の三保や加茂づゝみ

是比叡山を都の不二といふに對して、都の三保と加茂堤をいたされたるなるべし。

○立君、聲を立て呼ぶなし、みな鼠なきなり。

○鳥羽のつくり道といへるは、牛車のみ通して、常の往來は雨はたの高道を通る。かるがゆゑにつくり道といへるは、牛糞おびたゞしく甚むさし。

○鞍馬は左にあらねども、大原は山道せばく、大原女の馬を牽き京へ商ひに出かゝりたる所へ行きかゝりなどすると、一騎立の道ゆゑこまる。是は九折の山道なればなり。馬百もつるゝゆゑ、暫くよどむ。

○紺の足袋、甚いやしむ。おどりにばかり用ゆ。

○やくたいもないといふ事をやくたいとばかりいふ。

○とんだよいといふことを、きやうとうよいといふ。

見た京物語 終

天野政德隨筆

天野政德隨筆目次

卷之一

卷之二

卷之三

天野政徳隨筆

天野政徳 著

○身の幸

富も貴もかりそめの夢のうち也。されば、なにほどの世を渡みんとてか、さま〴〵の罪深きわざをばせむ。たゞ月花によをやすくすごさん事こそ願はしけれ。おもへば〳〵かくをさまりたる御代に生あひたる、いみじきすぐ世なれば、何をかは足らずとせん。おもへば身の幸いか斗ならん。又君より祿給はりて、遠つ親よりはじめおのれに至る迄、八つぎがほど、親子はらからおだやかに世をすぐす事、おもへば身の幸いか斗ならん。又君のまします江戸の大城のもとに生れ出て、すむべき地を給はり、衣食住ともにやすく日をおくる事をおもへば、身の幸いか斗ならん。こは皆君の御惠による物ぞとおもへば、いとかしこしともかしこくなん。さるをとにかくに、世の政をあしざまにいひ、ざえなきおのれが身をわすれて、世に用ゐられざるをなげき、人の世になりいでゝ時めくをうらやみなどするは、おろかにもまたつたなし、心あらむ者はかけても思ふまじき事なり。

○高(タカ)擌(ハゴ)

おのれいとけなき比の遊びに、高はごといふ物を木にかけて、小鳥を取てあそべり。其製木の枝に黐をぬりて、高くしげりたる梢に出し、其木に囮(ヲトリ)、〔割註〕和名天々禮。」をこに入て、是を木の半に糸もて引あげおけば、おのがさま〴〵ねになくを、渡り來る秋の色鳥、おのれが友とやおもふらん。其木におり立んとして、もちぬりたる枝にかゝる也。凡八月半より十一月半迄の事也。鳥は鶸(ヒハ)鶲、かはらひば、目

白、猶子鳥、ぬかひば、連雀、猲、山がら、四十がら、小がらの類なり。此わざはじまりしは近き世の事かとおもひしに、萬葉集十三雜の歌に、

近江之海泊八十有　八十島之島之埼邪伎　安利立有花橘乎
末枝爾毛知引懸　仲枝爾伊加流我懸　下枝爾比米乎懸
巳之母乎取久乎不知　巳之父乎取久乎思良爾　伊蘇婆比座與
伊加流我等比米登

かく見え、又倭名鈔、畋獵具第百九十三、䍜、所責反、漢語抄云、波加、所二以捕一鳥也。と見ゆ。いにしへは波加といひ、今は波呉とよぶ。されば、波呉かけて鳥を取し事いとふるし。萬葉略解に、トラクは取を延ていふなり。イソハヒの伊は阿の字の誤なるべし。あそびをるよと也。又伊を發語として、ソハヘかと見ゆ。此わざ萬葉の比すでにあれば、夫よりふるくも有なるべし。又いと後ながら、參考保元物語の三の卷爲朝鬼ケ島渡りのくだりに、網引體も見えず。釣する舟もなし。又波加も立ず。もろ繩も引ず。いかにして鳥を取ぞと問給ふとも見ゆ。因にいふ。網もて鳥を取事もいとふるし、書紀仁德紀に見ゆ。

○河豚

河豚は和漢ともに人のこのむ魚なれども、人を害する事も和漢同日の談也。宋の周紫芝の詩に、河豚を題にて、

水沒二江郁一不レ見レ人　河豚吹レ絮荻成レ芽　平生所レ缺惟一死　可三更杯中論二鏌鋣一

この作をもて見れば、もろこしにても河豚は人を害する物と見えたり。此詩の結句、可三更杯中論二鏌鋣一とは、鏌鋣の劍の如くあたればきれて、人を害する物なれども、杯中には是を論ずるに不レ及との心と見ゆ。甲陽軍鑑〔割註〕十四卷。」に、高坂曰、人を馳走してあしき事三有。一には醫をしらずして藥を

くるゝ事、二にはすき馬を人にのする事、三には鯿の振舞、此三ヶ條にて、傍輩にけがあらば、腹きらすは見ぐるしからんと見ゆ。されば、河豚の人に害ある事古今同じ。醫書にはふるくより河豚の害を論じたり。

○糂汰瓶

徒然草の九十八段一言芳談の條に、後世を思はん者は、糂汰瓶一つも持まじき事也と見ゆ。此語は原沙石集に見えて、春乘坊の語也。糂汰とも、糝汰とも、又糝粏共書也。遂生雜記卷の上に、味噌有て、次に奴加美會。或作₂糝粏₁未ㇾ詳。本說以₂米粃₁和₂入麴豆鹽₁造成者也。と見えたり。みそにくらべて穀類の部にいだせるにて、食料なる事うたがひなし。其外節用集、運歩色葉集、書言字考飮食門の奴部等に見ゆ。世の諺に、隣のぢんだみそ、又女郎かひのぬかみそ汁などいふをもて、食料なる事しらる。今も加州には、サヽチとて糠をもて製しゝみそ有て、汁になして食するよし聞けり。今俗のぬかみそと呼もの也。今は此物野菜をつくる料とのみおもへど、昔は食料に用ゐし事しるべし。

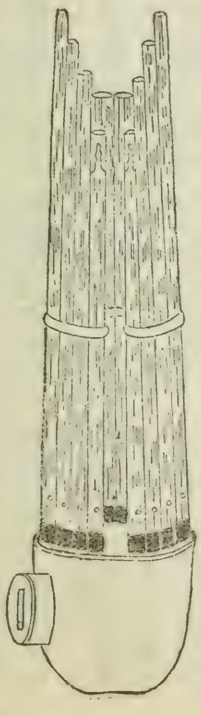
○八幡座

兜の鉢の上の穴を天空、また手變、又手返ともかけり。盛衰記卷三十五に、敵ハ射ルトモ射返ナ、相引シテ鬮射ラルナ、痛ク俛(フシ)テ手變射ラルナと見え、平家物語卷四に、常にしころを傾よ、いたう傾て手變射さすなと見え、平治物語卷二に、兜のテヘンに熊手を打かけん〳〵とつゞいて走りければと見え、太平記卷三十一に、小手のはづれ、臑當のあまり、手返の眞中內甲と見えて、昔よりテヘンとのみいへり。近くは關原記〔割註〕戶田左門筆記。」合戰の條に、横井作右衞門自身高名仕に付、甲の天邊二ッに切わられながら、其儘御目見被ㇾ仕と有れば、古今共テヘンといふ事明か也。天空の座を八幡座としもいへる事詳ならず。こは多田秋齋が故實百ヶ條にいふ、八幡座號は云々、八幡の號を可ㇾ用理もなし、古書に八牧座といふ事有といひしもうけられず。已に安齋の評に、八牧座といふ名、古書に所見なきよし

詳に論ぜられたり。又在原氏の考に、八幡座は鉢滿座といふ出し名ならんか。其ゆゑは兜の鉢の形、段々に張上ゲ山高くなりむつくりとして、既に張滿たる項上に天空の穴をうがつ也。鉢の形のむつくりと張滿たる其所にある金物なれば、是に據て鉢滿座といひしを、好事の者は八幡座といひ出せしより、區々の說もいできしならんかといへるもうけがたし。八幡座といふ事、軍記にかつて見る事なし。いとも〳〵近き世の稱呼なるべし。武用辨略卷五に、上玉は息出の穴の廻に投出たる如に設たる物也。明傳記の詳に曰、正字は上神、古翁の曰、神靈正直の額に宿て、鬪戰の武冥を加給、即八幡宮を以武家擁護の氏神と仰奉、故に八幡鎭座の表意を以八幡座と稱すといふ。この事もとより妄說ながら、是等よりやいひ出けん。白石の軍器考卷九に、弘安禮節に、神宿とかきて加牟也登利といふ。頭上をいふ也と注したるは、今は世に八幡座などいふ處也といはれたるは、おだやかなるやうに聞ゆれどいかゞかあらん。

〇賴尊笙

世に賴尊の笙といふ名器有。昔信貴山僧賴尊は笙の妙手也しに、信貴の毘沙門天に祈りて、笙の名管を造らん事を願ひけるに、示現を蒙り、其山の谷へ行て見れば、一夜のうちに竹生ず。其竹をもて笙を造り、一ケ國に一管づゝ配りぬといひ傳ふ。今笙が谷と呼ぶは、其竹の生ぜし處也。其笙今は世にまれ〳〵にて、手安くうべき物にあらず。こゝに醫生河村壽菴、深く樂を好たるが、故ありて此笙一管を得たり。この笙いとも〳〵めでたきものなれば、縮寫して左に圖す。此笙の工の竹に彫たる年號有。文應一暦炎夏六旬天と有。おなじく丸の竹に、信貴山賴尊于時七十五作之と有。元は彫しものなれども、



手すれて幽に殘れり。此笙の匣蠟色に銀にて蒔繪と云二字の銘有。妙法院の宮御筆也。此笙聲妙にして、數管と共に是を吹に、此笙のみ清亮として遠く響きて、他の笙の及處にあらず。河村氏此笙を子孫の利の爲にしろなさん事を悲みて、享和年間南部侯に奉れり。其心は侯家の寶となして、ながく世に傳へんの心がまへ也けり。河村氏もと南部産也。嘗も又妙手也。

〇甲州金之古名

今の世、甲州にてあまねく用ゐる金有。其かたち丸くして小なり。錢ほど有。昔信玄主の造り給ふといふ。政德按に、昔は甲州にて此金を碁石金といひし也。其あかしは甲陽軍鑑卷十八に、信玄公河原村傳兵衞を被レ召、御杯を給はり、御腰物を被レ下て後、當座のほうびとして、碁石金を信玄公の御自身兩の手に御掬ひ被レ成、三すくひ被傳兵衞に被レ下と見ゆ。しかれば此碁石金といふは、則今の甲州金の古名也。今有るは形は同じけれど、其後天正年中に吹改しもの也。其金座は志村、野中、山下、松木、四宗也、昔の金今稀に甲州に殘りて有、今見るに金の位いとよく、今用ゐるものよりは遙に上品也。是を古金といふ。近くは美濃守吉保主甲州を領し給ひし時、寶永四年に吹たるも有。

〇鬼　塚

信州水内郡鬼無里村といふ處有。こゝに昔より鬼塚とよぶ塚有。十八九年前是をうがちて骨を得たり。其頭骨角二本ありて、あぎとより角の上迄三尺餘、手足の骨の如きもの存せり。土俗のいふは、昔平維茂戸隱山の鬼を討てこゝに埋、其骨ならんといへり。鬼を除し故に鬼無里の號有と、此說はうけがたし。是をほりし比、龜田鵬齋其邊を遊歷して、此骨の事を聞て、其骨は思ふに汗達爾干の骨ならんといへり。此汗達爾干といふ獸は、北夷の地に產して、長大の者也。此獸の事、乾隆帝の樂全堂文集に見ゆといへりとぞ。政德按に、夜談隨錄、又桂川氏の北槎聞略等にも、樂全堂文集を引て此獸の事をいへり。因にいふ。友人間宮氏、〔割註〕通稱を林藏といふ。」故有て北夷の地に至り年をへて歸れり。此人の

話に、此獸にのりてあるきし由語りぬ。此獸生質温和にて能人になるゝもの也。北夷は馬の代に用ゐ。魚の皮にて鞍を作り、木にて轡を作りて乘。又は荷物をも付る也。滿洲語に是をトナカイといふ。漢名馴鹿といふもの也。滿洲人のうちに一種ヲロツコと呼ぶもの有て、此人能この獸をつかふ。我國の牛飼などの如しと語りぬ。

○馬の上戶、下戶

馬に上戶下戶あり。こは聞なれぬ心地すれど、甲陽軍鑑卷十六に、馬の藥の事、牡蠣散馬の辻のさがりたるは上戶、あがりたるは下戶なり。かきがらを七ケ日に七度燒、度々藥の汁につけては燒、七日に九十度燒能々粉にして、栗毛鹿毛何れにも上戶の馬には酒にて飼ふべし、馬の舌を能々洗ひすりて飼ふべし、舌にぬる也。下戶の馬には水にて飼ふべしと見ゆ。又云、雉子の雌とりの足を集めて黑燒にして、せゝなぎの水にて呑すべし。いかなる大事の煩病にもよしと見ゆ。馬の上戶下戶珍らし。

○妻ある僧

甲陽軍鑑卷十八に、法華宗の僧公事のくだりに、信玄公の仰に、寄會にてなくば、日蓮宗女房を持儀不レ苦、ゆるして持せよとの御事也。但淸僧ならば又何かあらん。淸僧に對しての仕付は尤有るべし。さなくば淸僧落僧の隔有まじ、淸僧落僧の隔には、今の書立墮落僧達妻帶役と巾ものに致せとて、安間といふ侍を妻帶役の代官に被二成置一。其後女房を帶する法華坊主は、皆安間三左衞門方え年に一度づゝ年貢を出すと見ゆ。いとめづら敷主法也。政德按に、櫻陰腐談に、唐ノ鄭熊番禺雜曰、廣中僧有二室家一者。謂二之火宅僧一。宋陶穀淸異錄曰、京師大相寺僧有レ妻曰二梵嫂一。と見ゆれば、もろこしにも僧にて妻をもたる有。同日の談なり。

○素　本

今の世に註釋なき本を素本といへり。此名目いにしへかつてなし。思ふに、白文といふよりおほせし名

のやうに聞ゆれど、しかにもあらず。白文といふ名もふるく不レ見。明の六家文選の跋に、白文といふ事見えたり。素本は元借字にて、古くは麁本とかけり。精に向へてあらき本といふ事なるにや。麁本と見えしは現在書籍目錄、又釋日本紀等に見えたり。

〇たらちね

たらちねは、萬葉集に垂乳根とかきて母の稱也。諸註に、乳を足らしめて子をはぐゝむ故にしかいへり。又乳をたれて子にのましめて養ふ故ともいへり。しかるに、後世には、たらちねを母の事とし、たらちをを父の事とす。かく分ちいひて父母の事とす。されど、父が乳をたらはする事なければ、誤なる事は論ずる迄にもあらねど、此誤も中世よりの事とおもはる。そは元輔集に、

たらちをの歸る程をもしらずしていかですてゝしかりのかひこそ

又壬二集に、

浮世にて身はみなし子となりはてぬわれ迷すな法のたらちを

かく見ゆ。倭題口傳にも、たらちねは母、たらちをは父と見え、いにしへよりたらちねは母の事也といふより、其言葉の心をも不レ曉、たらちをといふ名目さへ、中世よりいできし也。

〇宗鑑の句

今の人やゝもすれば、夫につけても金のほしさよ、といふ句をとなふ。誰人の句ともしらざりけるに、老士語錄といふ書を見しに、山崎宗鑑は佐々木隱岐前司義晴が末孫也。後出家して一休和尙の弟子となる。和歌を好、實隆卿の御許に參り色々物語せしに、實隆卿の仰には、およそ昔より何人の歌にても、其上の句を吟じて、其下の句をいふには、相應する事有。

今見る歌はむかしなりけり

是はいか樣の上の句にも能付と被レ仰。其時宗鑑いふ。私などの賤きものには、それよりも、

それにつけても金のほしさよ

といふ下の句は、何にてもよく付候といひしと見ゆ。されば此句ふるく人口に膾炙せし事としらるる。山﨑宗鑑は俗稱志那彌三郎、名は範重、足利家の近臣也。後薪の酬恩菴に住て、一休大德の弟子也。

○武佐升

升は國禁有てみだりに用ゐる事をゆるさず。今はおほやけより升座といへる所を定おかれて、都もひなもおしなべて、其升を用ゐる事とはなりぬ。其餘の私に定めし升をば、武さばん、むさ升などゝいふ。是は老士語錄に、天文十三甲辰年三月二十日、江州佐々木自國の諸士に命じ、當年より年貢等すべて、國中取あつかふ處の升、先規より有來りの升に二合を減じて新升を製し可レ用、是民を惠の隨一ならん。其外思ふ處有とて、江州武佐の藏にて、下司役人より新升を製し出す。依レ之、其比江州にて取あつかふ升をば武佐升といへるよし見ゆ。されば、今人のむさ升といふは、其言葉の名殘ならん。

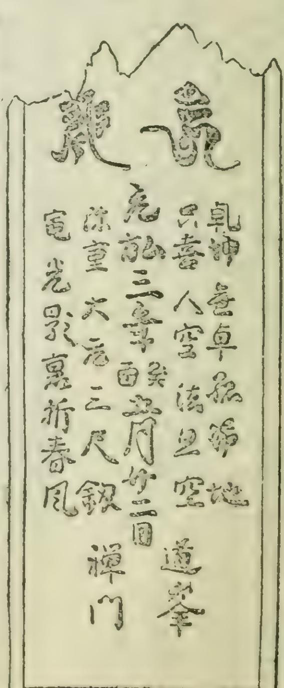
○古　碑

いぬる文政六癸未年三月、武州多摩郡見取村〔割註〕關戶に近き所也。」の百姓、おのれが畑のうち、春雨の後とみに方三四尺斗落入て、穴いできたれば掘て見るに、下は三四間四方に穴をほりて、其穴のうちは古碑を建めぐらして、土の崩ぬやうにかまへたり。其うちより此碑を得たりとて、武州關戶の延命寺の春登上人、おのれに搨打して贈りぬ。その碑を縮寫して左に圖す。

碑中誤字顚倒あれども、古碑のまゝに不レ改、

碑竪曲尺二尺八寸　　橫幅曲尺一尺三寸

如レ此碑也。此碑の左右に彫る處の偈は、則大覺禪師の作なり。政德按に、元亨釋書卷八にいふ、釋祖元。宋國慶元府人。姓許氏。母陳氏。〔中略〕、丙子之歲。兵壓ニ溫境一。擧レ衆逃竄。元獨兀ニ坐堂裏一。虜酋將レ加ニ刄頸一。元不レ動。述ニ一偈一曰。乾坤無レ地レ卓ニ孤筇一。喜得人空法亦空。珍重大元三尺劍。電光影裏



斬二春風一。群虜感悔作レ禮而去。かく見えたれば、其をりに作りし偈也。再按に、弘安二己卯年に來朝して、同八月平時宗禪師を相州にむかふ。同五年に圓覺寺なりしかば、師を開山第一祖とす。弘安九年九月三日寂す。〔割註〕歲六十一、佛光禪師とおくり名す。」此碑にのする處の元弘三年は、弘安九年を去る事四十八年也。しばしのうちに師が宋國にて作りたる處の偈を聞傳へて、碑にも彫しを以、師が德の海内に流布なしたるをしるべし。今天保十四年より元弘三年迄、さかしまにかぞふれば五百十年の古碑也。因にいふ、元弘三年は光嚴帝の正慶二年癸酉也。此年後醍醐帝隱岐國をいでゝ歸洛ましく\、重祚の後は、正慶の年號を用ゐられずして元弘三年とす。此年相模入道を亡さんと、新田義貞同年五月十五日武州府中の分倍河原にて合戰す。されば、元弘は辛未一年にて正慶と改る。正慶二年にして建武と改る。しかれ共、帝南都に行幸なし給ひて、夫より戰爭やむ時なく、正慶二年五月高時滅亡迄大亂なれば、年號改元遠境迄不レ達か。又は武州は南帝に屬したれば、北朝の年號をば不レ用か。元弘三年と書せし事後人の考をまつ。

○雲晴ての歌

雲晴て後の光とおもふなよ元よりそらに有明の月

といふ歌を、世に傳へて、室鳩巣の大學の明德をよめる歌といへどあやまりなり。佛國禪師の集に見えて、本來成佛の心をよめる歌也。しかるを、三國傳記卷の十二に、鞍馬寺の多聞天の御帳の中より童子

來り給ひて云々と有て、此歌をのせたり。こは佛國禪師の歌をもて託せしものにやいぶかし。因に云、佛國禪師諱顯日、高峰と號す。後嵯峨院のいとすゑのみ子にて、仁治二年に安井の離宮に生れ給ふ。御よはひ十六の時に東福寺の聖一國師に從ひて法の道に入給ふ。正和五年十月二十日遷化。勅して佛國應廣濟國師とおくり名を給ふ。

○丁子頭

待賢門院の堀川、上西門院の兵衞をとゝいなりけり、夜ふかくなるまで双紙を見けるに、ともし火の盡たりけるに、あぶら綿さしたりければ、よにかうばしく匂ひけるを、堀川、

ともし火は燒物にこそ似たりけれ

といひたりければ、兵衞とりあへず、

ちやうじかしらの香や匂ふらん

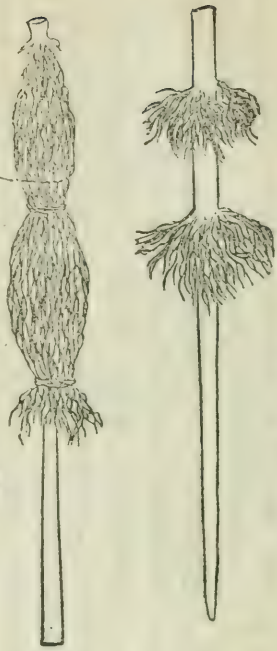
と付たりける。いとおもしろかりけりと、□□□に見ゆ。灯火の花を丁子かしらといふ事、俗言かとおもひしに、いと古くよりいへる事也。何の事にも心を留めて見るべきことなり。因にいふ、和名抄、容飾具云、澤(アブラワタ)、釋名云、人髮恒枯悴。以レ此令ニ濡澤一也。俗用ニ脂綿二字一。〔割註〕阿布良和太。」

○蝦夷祭神

今蝦夷人の語に、神をいのる事をカモイノミといふ也。カモイとは神をいひ、ノミとはいのる事をいひて神を祈といふ事也。其神を祭るには必イナヲといふ物を用ゐる也。此物神明を祭るにさしつぎて、いみじう大切になす物也。其イナヲの製數種あれ共、先左に圖する處のものを專らにする也。

此製、木は何の木といふを不レ撰。木はだの白き木を小刀を以削りかけて造る也。今俗正月用ゐる削掛と呼物の如し。此物神を祭るに第一の具也。是を樹下など挿ひて立めぐらし、授酒を献じ魚類を備へて夷人敬て神を祭る。此事は我師の〔割註〕宮本岩之助、名舜道、號魯庵、後成ニ權田氏養子一。」著述蝦夷國

志に委し。此物蝦夷のみにも不ㇾ限。今出羽國秋田にては、正月十五日城下の十二三歳の男子、長頭巾にくゝり袴きて、ホイタケ棒といふ物をもちあつまりて、塞の神に是をさゝげて祭る。扨、その製作は柳のあら皮をけづり去り、はだ白きを小刀もて削りかけて、其たけ曲尺一尺二三寸又は二尺ばかりになすときゝぬ。骨董集上卷に、此ホイタケ棒、羽州にては毎年正月十五日道祖神に、をのこらは是を持て集るを祝儀とす。祭りはてゝ是をやく。昔は女の腰を打しとぞ。かく見ゆ。其圖如ㇾ此。ホイタケ棒、



此あたりより上の方を、そみといふ木の實にてそむる也、色紅の如く見事なり、

扨男子ども其棒を持集りて歌をうたふ。其うた古雅なり。今こゝにのす。

さいの神のくわんしんいの、井のすみに雛なゝつ、若ぎみ様も十三人、お姫さまも十三人、孫彦やしや子、つれ孫おほまご、これんのやかたの、御ちぎやうは、萬石萬石數しらず、四方の藏から錢と金とが涌やうに、わざと祝ふて、ほうゑたほゑた。

とうたひはてゝ、其ホイタケ棒を集めて、火を付てたきあげて塞の神を祭る。此物またく蝦夷のイナヲ

と同物也。昔みちのくえぞといひしをりの名残にやあらん。政徳按に、かくして神を祭る事もいとふるし。其あかしは櫻井基輔集に、

過がてに道ゆくわきの辻社ほたきいさむるもりの古枯

又藤原爲忠朝臣の集、冬神祇に、

神さむき田中のもりの辻社ほたけをはやす聲聞ゆ也

かく見えて、此わざもふるき世よりの事也。今出羽の方言ホイタケは、このほたけの轉語ならん。基輔集のほたきいさむるのほは火にて、たきとたけと通音にて、火をたきて神をいさましむる義也。又爲忠集のほたけをはやすといふは、火をたきてはえしむる意也。祭に勢ひあらせんとての料なれば令レ榮の義也。いひはやす、もてはやすなどいふも、すべてはえあらしむる意なるべし。今俗鍛冶やのほたて祭りといふも、是らよりいひ出しにや。されば歌よまん人は、家々の集にも廣くわたりて心得おくべき事にこそ。政徳再按に、前條にいふ塞の神といふは、運歩色葉集に道祖神と見ゆ。此神二神ならびたるかたを石にゑりて通衢に立る。田舍には金剛神、六地藏などゝ所を同くして有もの也。幸の神と道祖神と同じもの也。道祖神の事は、神社拾遺抄にも見え、又鹿島志には道路衢神とも見ゆ。上毛國には岐路に石を建て圖の如きものあり。



是を猿田彦に鈿女なりといふも、附會の説ならん。こは岐神なるべし。扶桑略記卷二十五に、天慶二年九月二日丙午、近日東西兩京大小路衢。刻レ木作レ神相對安置。凡厥體像髣ニ髴丈夫一。頭上加レ冠。鬢邊垂レ纓。以レ丹塗レ身。成ニ緋衫色一。起居不レ同。遞各異

レ貌。或所レ作女形對ニ丈夫ー而立レ之。臍下腰底刻ニ繪陰陽ー。構ニ几案於其前ー。置ニ杯器於其上ー。兒童猥雜并禮慇懃。捧ニ幣帛ー。或供ニ香華ー。號曰ニ岐神ーと見ゆ。今の道祖神、道路衢神は此名殘ならんか。

○鳥獸の聲

著聞集に、二條中納言宣高卿いかるがを家隆卿のもとへおくるとてよみ侍る、

いかるがよ豆うましとは誰もさぞひしりこきとは何をなくらん

と詠ておくられたりと見ゆ。此鳥の事、今の世にはいかる共、豆まはし共呼ぶ。夫をこの歌にはまめうましと有り。又此鳥三光をなくといふて、月星日となくを三光をなくといふ。是も此歌にひしりこきとよまれたるは、此鳥の月星日と啼音を聞誤り給へるか。又は今の世の人の聞誤りか定がたし。總て中昔の人の、鳥獸のなく音をきゝて、物語り書、又は歌などによめるは、今の人のきく所とたがひたる事多し。源氏物語に、猫の聲をねうねうとかき、著聞集に、犬のなくをけいけいとかき、あるは鹿をかひよと、鶏をかけろと、鴈をからろ、蛬をつゞれさせ、といふたぐひいと多し。いにしへや正しき、今や正敷、辨へがたし。

○伏猪床

おのれが弟子岡野義和、天保七丙申年おほやけのおほせかしこまりて、奥州磐城郡上小川村の地の内字遠山と呼ぶ處の御林山を見に行けるに、小川村より此山迄凡二里餘、御林山四里四方といふ。人跡絕たる處にして、谷など所々に有。折しも卯月の事なりければ、夏草たかく生繁り、熊笹ひまなく生たり。此山にはもみの古木多く、晝もをぐらし、かく繁りて此世の中とも不レ覺。其木のもとに疊二枚程になして、めぐりの緣は、熊笹を喰切て三四寸許りに高く積上げ、其うちはさまざまの草の葉を厚さ二寸斗に敷て、其かたち飯櫃（イヒビツ）のさまに作りたり。是を道しるべの村長〔割註〕名は長藏。〕に尋ければ、是なん伏猪の床也といへり。此山中に唯二ケ所を見たり。かるもかく伏猪の床と詠るは是なり。と義和か

たりぬ。歌には拾遺集に、

かるもかき伏猪の床も寢をやすみさこそねられめかゝらずも哉

と見ゆ。和訓栞に、猪はおのが臥所にかるも搔敷て敷といへり。心やすくねぬものなれば、歌には多く其意を詠り。かるもは枯物の義なるべし。刈藻の意にては通じがたしと見ゆ。

〇龍燈

同人の話に、其年六月三日小川村長〔割註〕名は長藏。〕をあなひにて、兼てきゝし閼伽井が嶽の龍燈を見んとて、其村を出て三四里ゆく。こゝは奥州岩城にて閼伽井嶽と呼ぶ山也。此山上に水精山常福寺といふあり。本尊薬師を安置す。此堂のかたはらにさゝやかなる四阿有。夫より見わたすに、東方四五里を隔て海有。龍燈は海面より出現なすといへば、あからめもせず守り居るに、黄昏過彼海面より登る所、花火といふ物の玉などの如、一丈斗あがりつらむとおもへば、大きさ挑灯程になりて見ゆ。火の色は赤けれども、たゞ霧のうちに有るが如く、朧々として定かならず。この閼伽井嶽の麓に夏井川といふあり。其水緣を求て靜に此薬師の峯をさして來る。さきに出し龍燈三四町も行ぬれば、又跡より出る事始の如し。出る時は必二ツづゝ並びて出る。されど道にて一つは消て、一つのみ來るも有。消ざれば二つ並びて來るも有。此山杉多ければ、麓の杉の梢迄來るも有。道にて二つ共に消るも有。はては薬師の堂迄來るよしいへど、そは不見とかたりぬ。此夜は龍燈七ツ八ツ出たり。其夜によりて數の多少はあれど、暑寒共に出ざる夜はなし。夫より常福寺にやどりて、寺僧に龍燈の事を尋ければ、昔よりさま〴〵の說をいへど取にたらず。何ゆゑともしれがたしといひぬ。此ならびに山あれど、外の山よりは此龍燈少しも不見といふ。こは義和まさしく見ての話也。一奇談といふべし。

〇隅田川

隅田川は武藏國秩父郡より出ぬ。昔は利根川の支流も此川に入しなり。今の兩國川の上也。伊勢物語に、

武藏國と下つふさの國との中に、いとおほきなる川有と見ゆ。しかるを、今下總の國府臺の下を流るゝ市川を、武藏下總の國界とおもふ人も有。此川を新利根川と呼ぶ。此川古名は太井川也。東鑑に、太井の要と見え、また太井隅田の兩河と云々、かく見えたり。又古隅田川とて、武州岩槻の邊、古くは隅田川の川上にて、秩父郡より出る荒川といふ流、同國熊谷驛の邊にて二流となり、埼玉足立の二郡に流れて、岩槻にて利根川と合て、葛飾郡隅田村の方へ流れて隅田川へ入し也。今は川瀨替りて、岩槻の邊にも古隅田川といふ有りと聞ぬ。おのれ其處に至らざれば委しくはしりがたし。更科日記に、相模武藏の界の川を角田川とかゝれたるは、暗記のあやまりならん。扨諸軍記などは、其代の事を跡より書たる多くあれば、證ともなしがたし。夫木集、光俊朝臣、

　　隅田川むかしは聞かず今こそは身を浮橋のある世なりけり

左註に、此歌は、康元元年鹿島社に詣でけるに、隅田川の渡りを見れば、彼渡り今は浮橋を渡したりければと云々、かく見えて、こは鹿島詣のをりなれば、今の隅田川なる事明けし。又堯惠が北國紀行に、〔割註〕文明十八年十二月二十三日條。」隅田川のほとり鳥越といへる海村に、善鏡といへる翁有、彼宅に笠やどりして、〔割註〕中略、按、此鳥越といへるは、今の淺草鳥越明神の邊をすべていふならん。是を元鳥越といへり。新鳥越といふは今三谷の通りにあり。」鳥越の翁艤して、隅田川に浮びぬ。〔割註〕文明十九年二月初旬也。」東岸は下總、西岸は武藏野に續けり。利根、入間の二川落合る處に、彼古き渡り有。東のなぎさに幽村有。西の渚に孤村有。水曲悠々として兩岸にひとしく、晩霞曲江に流れ、歸帆野草をはしるかとおぼゆと見ゆ。又東路のつと、〔割註〕連歌師宗長永正六年七月の紀行也。」江戸のたてのふもとに一宿して、隅田川の河舟にて、下總國葛西の庄の川内を、半日計よしあしをしのぐ折しも、霜枯は難波の浦にかよひて、かくれて住し里々見えたり。をしかも都鳥堀江こぐ心地して、今井といふ津よりおりて、淨土門の寺淨興寺にて、迎へ人馬待程に、住持いでゝ物語ると見ゆ。〔割註〕此淨興寺は今木根川

の淨光寺にあらず別也。」政德按に、こゝにいふ下總國葛西の庄の川内を、半日ばかりよしあしをしのぐといへるは、今いづれの川を乘り下りたるか不レ可レ知。今の中川の上、いにしへは隅田川つゞきたるかいぶかし。されども、今の舟堀川共時なければ、中川より東の方市川の淨興寺へ行べき川筋なし、中川の末より南の海をめぐりて、市川へのぼらんには、はる〴〵にて半日ばかりにて行べきにあらず。今隅田川の末、兩國川より中川へ通ふ本所〔割註〕地名。」の竪川、深川〔割註〕地名。」の小名木川も、共に江戸ひらけて後に掘りたる川也。今の中川より市川へ通ふべき舟堀川も、いと近き世に掘たる也。此川共皆いにしへなければ、宗長はいづれの川を舟にてくだりけんおぼつかなし。今井〔割註〕地名。」といへるは、市川のきしにて、今も今井といふ、淨興寺も處を不レ改、今に存す。境内に連歌の松と呼ぶ古木今も有。堯惠紀行の文明十八年より今天保十四年迄三百五十八年、宗長が紀行永正六年より今年迄通計三百三十四年也。文明は永正に先立事二十四年也。又友人菅原定理が說に、〔割註〕定理は西小松川に住す。」今の中川いにしへは大河なるべし。西小松川丸野といふ所より、東の方へ一町程行て往來より外、今いふ境川より内の方に有森は、二百年前迄は、川の中島にありたる森なるよしいひ傳へたり。今逆井（サカサヰ）〔割註〕地名。」の渡し場より東へ行事五六町の處を新町と呼ぶ。其中程に百姓源兵衛といふ者有。其宅地を古來より土手のうちと呼。是よりそとはすべて川なるよしいへり。川の沿革はかる不レ可、いまをもて論じがたし。又北條氏康の武藏野紀行に、〔割註〕永祿三年。」大澤の庄などを過て、漸く隅田川に付ぬ。川面を見れば、白き鳥のはしと足と赤きが多くむれゐて、魚をくふ有樣、昔をおもひ出て、

都鳥隅田川原に舟はあれど只その人は名のみありはら

向ひは安房上總まのあたりに見渡さると見ゆ。考に、永祿、元龜の比迄は、此處より安房上總見渡されしなるべし。されば堯惠紀行にも、鳥越といへる海村とはかゝれし也。今の本所深川などの地は、皆海の中にて、洲の付たる地の次第にひらけしならん。昔より龜戶は人家も有りてひと里なるべし。其證は今

龜戸の香取明神の社の近きほとり、百姓〔割註〕名を失す。」の持地の内に所レ建庚申供養塔有。すりて藏したればこゝに縮寫して出す。



竪曲尺二尺一寸
横　七寸五分

此供養塔有を以て見れば、大永には龜戸村ありて、人の住し事明けし。宗長の紀行永正六年よりは、此塔は十九年後の物也。此塔の外には龜戸村に古物なし、證とするに足れり。

○犬　子

十訓抄に、上東門院の御方の御帳の内に、犬の子を産たりける、思ひがけず有がたき事なりければ、大きに驚かせ給ひて、江ノ匡衡といふ博士に問せられければ、是れ日出度御吉事也。犬の字は大の字のそばに點をつけり。其點を上につけば天の字也。下につけば太の字也。其下に子を書つゞくれば、天子とも、太子ともよまるべし。かゝれば太子生れさせ給ひて、天子に至らせ給ふべし、とぞ申ける。その後はたして皇子の御誕生有りて、程なく位に即き給ふ。後一條天皇是也。と云々。此事江談抄、又宇治大納言物語にもいでたり。政德按に、犬の字の點下に付れば太の字也。上に付れば天の字ならず。夭といふ文字也。此夭は、ワカシニ、又命短しとよむ字にて、天の字とは異なり。天の字の上は、ヽにあらず一也。かばかりの事辨へしらざる博士にてもあらじ。是は時に取ての即智なるべし。又似たる事有。續

いふべからず。愚按に、用の假字、加茂、谷川の兩氏の著作并古言梯は、契沖氏の說に從へり。ひとり本居氏の古事記傳にいふ。用の假字は、源仲正家集に、元日戀、

　千代までも影をならべて逢見んといはふ鏡の用ひざらめや

〔割註〕夫木集三十二。」又後なれど、藤原經衡家集にも、此同人宇治殿にて餅をおこすとて、

　さかなには何もあれども此中に心につかば是をもちひよ

かへし、

　君が代を心用ひの嬉敷はいかなる人のなさけなるらん

〔割註〕夫木集。」と、餅にいひかけたるに依て定めつ。〔割註〕仲正は後撰集の作者なれば、未假字亂れざりし程也。モチヒ、モチフ、モチフルと活用言にて、戀強などゝ同じ格也。」愚按に、本居氏の此假字いかゞ、いかんとなれば、モチヒは持と以との二語にて一言にはあらず。其證は、日本書紀一書、于レ時權用二他姬婦一以レ乳養二皇子一焉。此世取二乳母一養レ兒之緣也。と有。この用レ某以の二字はモチヰと讀る也。本書には豐玉姬將二其女弟玉依姬一來到と有。又一書には、遣二女弟玉依姬一以來養者也。又一書には、留二其女弟玉依姬一持二養兒一と有。又別ところに、一書、即遣二一尋鰐魚一以奉レ送焉と有。將云、云來とあるは、ヰテ、キタリと讀。遣云々。以來はマタシテ、ヰテキタリと讀み、留云々。持は、トヾメテ、モテと讀めり。此持の字は、用をモチと讀る意にて、何れも同じ事を文を異にしてあれども、用、將、持の三字はモチと讀み、將、以の二字はヰと讀て、將來と以來と同語勢なるをもて、用二他姬婦一以養はモチヰテと讀るを知るべし。〔割註〕然るを舊點に、用をトリテと讀るは非也。」是等皆用を毛知爲と古くより遣ひたる意也。如レ是毛知爲は一語にあらず。持と以と二言の連りたるにて、本は佛書より出しなり。二言の一語となれるは、牽をヒキヰといふも、引と以との連り也。非の字をあらずと訓るも、在と不との連れるが如し。佛說觀無量壽經に、瓔珞盛レ漿持用上レ王。」法苑珠林〔十三〕因緣

部にいふ、一切難レ捨無レ過ニ己身一。我等不レ能ニ捨心一持用相與。」同〔十六〕、求婚時諸獸中有ニ一牛王一。向ニ於牸虎ニ而說レ偈言。世人皆取ニ我之糞一持用塗レ地爲ニ清淨一。是故端正賢。牸虎應ニ當取レ我以爲レ夫。」同上〔十四〕、誕孕如因果經云、菩薩處胎垂ニ滿十月一。身諸支節及以相好皆悉具足。夫人憶ニ入レ園遊觀一。王勅ニ後宮端正采女凡有八萬四千一。以用侍ニ摩耶夫人一と有。古へは佛法盛に行れし故に、持用、以用の連語を書紀にも遣ひ給ひし也。そがいつとなく皇國の一語のやうに人々思ふ事になりし也。韓非子說林ニ。老馬之智可レ用也。佩文韻府、道字引ニ老馬之可レ師也。周禮旅帥注ニ帥師也と有。帥は率と同音義にて、ヰともヒキヰとも訓り。然れば、師、帥、率、用の四字、皆同じくヰと訓ずべし。〔割註〕先だちて自在に引廻す意なり。」又左右曰レ以の以字を、古來ヰの假字也。〔割註〕此ハ萬葉集四ニ、雖率有、ヰタレトモアル率の義なり。」論語佛肸以ニ中牟一畔とあるを、說苑立節に、佛肸用ニ中牟之懸一畔とあり。國語魯語、魯人以ニ莒人一先濟、（註、）以用也と有れば、用の字をヰと訓すべき證也。また將、率の將をヒキヰとも、モチともよめば、用以持三字、同くヰとも、モチヰともよむべし。假字遣ひの微に、唐の書を引もいかゞなれども、訓義は互通ふものなれば、此方の言にも徴すべし。つれ〳〵草〔五十七〕、ある有職の人白きものを衣たる日は、火筋をもちゐるもくるしからずと申されたり。又同上〔八十一〕、錢を奴の如くしてつかひ用ゐるものとしては、長く貧苦をまぬかるべからず。君の如く神の如く恐れたふとみて、したがへもちゐる事なかれと有。契沖氏の說に、用モチヰ、常にかやうに書りといはれたる所の常は、つれ〳〵草などを指ていはれしならん。扨又、餅を毛知比の假字は、字鏡集、和名鈔に見えて、正軼は中迄もなし。然るに、今の世に定家假字遣、倭字通例書などいふものには、餅をモチヰ、飯をイヰとあり。〔割註〕定家假字遣には、比の部に用モチヒテ、ヰの部に用モチヰルと兩に出したり。」是等を見れば、夫木集も、經衡集も、倶に餅は毛知比に訛りて、用の方は訛事なく、毛知爲なるも知べからず。然れば、餅にかけたりとて、波行の活用とも一定しがたし。因て姑く契沖氏に從て、毛知爲の假字とせり。谷川氏は

倭訓栞に、經衡家集の餅寄たるを一說に引ながら、其書の文には毛知爲を取てつかはれたり。扨又、活用は、和行にてモチヰ、モチウといふべし。急居の訓ツキヰを、ツキウと訓る例也。政德考るに、此太田氏の說えたりといふべし。本居氏の說は、歌をもて證としたるのみにて、太田氏の說の如く考證くわしからず。

○赤栴檀

嵯峨清凉寺の釋迦の立像は、元亨釋書に、奝然上人、永觀元年秋入宋。遂於二汴都西花門外啓聖禪院一。禮二優塡第二模像一。乃雇二佛工張榮一。模刻而得レ之云々。此像之木品は赤栴檀也。と世にあまねくいひ傳ふ。此赤栴檀といふ木、別種に有よしもいひ、又別種はなくして、唯栴檀の事也ともいふ。按に、こは栴檀木の心にして、俗に赤身と稱する處にはあらざるか。白檀の古くして上品なる木の心は、則赤栴檀にはあらざるか。こは試にいふのみ。因にいふ、釋迦の臺座の裏に銘有、おのれ搨打して藏す。其銘に、唐國臺州開元寺僧保寧と有、彫たるもの也。康賴が寶物集、又保元物語、壒囊抄等の說にあはず。張榮の作也といふ。元亨釋書にも不レ合。こは臺座の銘は正しくして、其餘は傳聞の誤多からん。ことに小右記には白檀也と有。又因にいふ、何の比にか、松平隱岐守より同樣之像一軀を寄進す。是今の開帳佛也。又江戶下谷養玉院の釋迦の本尊、清凉寺にまさるともおとらぬ程の像也。又河內國西琳寺は馬子の建立、此本尊も清凉寺の像に少しもかはらず。今清凉寺の像同物三體あり。是等皆同木同作とも云べし。

○下戶藏

世の人多くは酒をたしむもの也。下戶なるはいとまれなり。むかしより上戶下戶の論さま〴〵也。誰人の句にかあるらむ、

新川や下戶のたてたる藏もなし

といふ句、人口に膾炙せり。此下戸の建たる藏といふ事、いと古し。酒飯論に、〔割註〕類從本。」造酒正長持中樣といふくだりに、生れ付たる貧福は下戸の建たる藏もなし、といふ事見えたり。左すればいと〳〵ふるくよりいひし諺と見えたり。夫に誰人か、新川や、と五文字を加へしものならん。此書一條の禪閤兼良公の作なるよしいへり。因にいふ、僧家に酒を般若湯といふ事、又飯後に飲を、謂二之中酒一ことは、沙門蘭叔が酒茶論に見えたり。

○八里半

近年琉球芋を、かねの燒板の上にてむしやきになしたるをひさぐ、二十年許以前よりの事にて、今都下專らおこなはる。是を誰か名付けん、八里半と呼ぶ。其心は九里に近しと云意にて、栗と九里の秀句也。此迷語めづらしと思ひしに、永正の何曾合〔割註〕後奈良院の御撰也。」に、三里半といふなぞ有。其心四里かゝりといふ意也。さすれば此八里半は第二義か。

○五音勝負之占

甲陽の武田信玄、三州野田の城をせむる時、能守りてとみにおとし入べくもあらず見ゆ。武德編年集成にいふ。勢州山田の住人に村上芳休といふ者、適々野田城内に在て、毎夜笛を吹、其音精妙なる故、敵軍喜び聞、一日兵士來て、紙を竹竿に揭て丘の上に建置るを、城中鳥居三左衞門是を見咎、疑らくは密々主將來て笛を聞の符ならんかと、彼竿を標的として火炮を備へ相待所に、其夜果して芳休吹ければ、信玄彼丘の上に來て笛をきく、鳥居火炮を發し、其耳の際をかすり打殪し、即絕入すと見えたり。おのれ思ふに、信玄程の大將の、いかで心をも不レ用、笛のねに聞ほれて城近くはよりけんと疑ひ思ひ居たるに、甲陽軍鑑〔十六〕卷に、五音勝負占の事は、およそ音律の方に學び有人を、輕足の馬にのせて、敵陣に近付て十二律を聞にあたりて、徵音に吹て、時の宮商角徵羽を知る事あり。有情非情の聲を、何の調子と聞おほせて、我勝べき方角時分を知て、敵の城につめよせて可レ攻也。雖二萬代一此占たがふ事有

べからず。其法曰、雙調の時は東の方より敵の城を可レ破、黄鐘の調の時は南の方より敵城を可レ破、平調の時は西より可レ破、一越調の時は巳午の間丑未の方の間より敵城可レ破、可レ秘々々と見えたり。是をもておもへば、野田の城おとし入がたかりければ、信玄自其笛の調子を聞定め、可レ破方角を考ん爲に、城近くよりしならん。笛聞んとてみだりに城近くよる大將にはあらず。可レ破方角をかうがへん爲によられし事明けし。

○擂盤珠

今の世新なる奴婢を召遣ふに、はじめの程はいとよく立はたらき、次第〳〵にはたらかずなりもて行て、はて〳〵は主の仰をもとみにしはてぬやうに成行ぞおほかる。輟耕錄〔二十九〕曰、凡納ニ婢僕一初來時、曰ニ擂盤珠一。言不レ撥自動。稍久曰ニ算盤珠一。言撥レ之則動。既久曰ニ佛項珠一。終日凝然雖レ撥亦不レ動。おもふに、唐も大和も、人の心は多くかはらず。此事を櫻陰腐談にもいへり。

○晦日掃除

今俗晦日掃除とて、月々の晦日には常よりもいとよく家のうちを掃除す。此事昔よりも有。政德按に、延喜式の民部式に、凡每月晦日、令下諸司仕丁掃二除官中上。主殿寮仕丁者。以ニ二十五人一充レ之云々。凡太政官ノ內者。割ニ晦掃ノ仕丁二十人一掃除云々。凡大學寮者。每レ晦就レ省請ニ掃丁十人一掃除云々。左右衞門式、左右兵衞式にも見えたり。

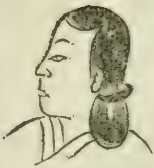
○姓　尸

近世の人無位無官の身として、姓尸をかくは非也。姓尸といふは、源朝臣、平朝臣などの類也。平人は悉に書まじき事也。職原鈔に、四位參議に任ずれば稱ニ某朝臣一、三位以上稱ニ姓朝臣一と有。又有職問答に、姓尸昔は六位七位までも許也。然處、後鳥羽院の時代以來禁制也。其比は五位にもかたく被レ禁レ之。四位は書レ之と見ゆ。

○墮馬髻

異稱日本傳に、中華古今註を引ていふ。盤桓釵。梁冀ヵ婦之所レ製也。梁冀妻改ニ翠眉一爲ニ愁眉一。長安婦女好爲ニ盤桓髻一。到ニ于今一其法不レ絕。墮馬髻今無ニ復作者一。倭墮髻。一云墮馬餘形也と見ゆ。是を松下見林の考に、神代卷に、髻鬘と有を、弘仁の先說訓レ之曰ニ御以那惰吉一。見林始不レ曉ニ此訓義一。中華古今註をよむに及びてのち知、御以那は御結長也。惰吉は即墮髻之義、本國の婦人の髮の形ちなり。いふ心は其結レ髮事長し、今の散髻加美也といはれしは、いとうけがたし。政德按に、墮馬髻は字義の如く、馬よりおちたるもとゞりといふ事なれば、下髮をさはいひがたし。我國いにしへの童男童女如レ此髮をむすびたる、古畫に見ゆ。

側面



背面



又法隆寺の藏、聖德太子眞影の左右にたてる童子の頭如レ斯。





考に、我國の古語に、もとゞりをうずといふ。上古の髮を結さま如レ此也。また髻華をも字受といふ。如レ此卷たるを今うず卷と呼ぶは、髻のもとを卷たるより

いふ也。いとあがれる世のさまをおもふべし。

此結やうは、髪の心をいと高く頭上に引あげてわがねて、其餘髪にて根をくる／＼とまとひてゆひかたむるなり。是古代の髪の結ひさま也。





こゝに圖する處を見てもしるべし。そのもとゞりのおちさがりたるは、如レ此ならん事は、説をまたずしてしらる。されば是やもしまへにいふ墮馬髻の類ならんか。下げ髪をさはいひ難し。こは強事ならめど、試にいふのみ。見林の博物にて、こゝに心の付ざりしは、ふと思ひまどふ物ならん。

○保登々岐須の落文

草根集巻十四、長祿二年五月二十四日の條下にいふ、美濃國より藤原利永栗の木の葉のうつくしく巻たるものあまたのぼせ侍る。是はほとゝぎすのおとし文といふもの也。と國の民ども申。かの鳥の鳴時節にくはへて引巻となり。中に虫の有も無もありと申て登せ侍る。

　ほとゝぎす君に見せばや我名をも猶きこえんとちらす文哉

いまだかやうの事きかざればめづらしくて、返りこと申遣し侍りし、

　かく文のことの葉よりはなく聲を數／＼ちらせ山ほとゝぎす　正徹

郭公かきあつめたる文の文字鳥のあとゝは誰か見ざらん　　正徹

右にいへるほとゝぎすの落し文といへるもの、かつて詳ならず。さるを岩崎氏〔割註〕通稱源藏。」考られしには、漢名は結草蟲といふものとぞ。中華古今註卷の中にいふ、結草蟲一名結葦。好於ニ草木ー折ニ屈草葉ー以爲ニ巢窟處ー有レ之と見ゆ。讃岐の方言に、杜宇玉づさといへりとぞ。今有處のもの草の葉をもて、四角あるひは三角などにたゝみ、其中に蟲有。おもふに是は四月比、蟲の蟄して蝶に化すまへ也。夫を杜鵑の見いでゝついばむものなれば、さる名は付たるなるべし。其狀は如レ此。



○上代訓

上代の辭には、上を濁る例なしと先達いはれたり。しかるに神代卷に、天斑駒寸ニ斬其蛇ー。是等何れも清て讀べき也。和名鈔に、駮、布知無万と有。上代はフチと清て讀しを、後世つるぶちの駒、尾ぶちの駒などいふ時、濁りて讀故、夫より誤しならん。神代卷に、素戔嗚尊乃拔ニ所帶十握劍ー寸ニ斬其蛇ーと見ゆ。寸をずだ〳〵とよむはいかにぞや。古くは寸はきとよみて、すと讀る例なし。政德按に、是はもと寸の字の下に段の字ありて、キダ々々と讀しを、其段の字脫せしならん。今俗壁にいるゝわらの切たるを、スタとも、スサともいへり。こは通音也。此スタは藁を寸々に切ゆゑしかいふか、さらばスタと清て呼べき也。續紀宣命に、御祖母君の事を婆々と有。和名鈔に、祖父於保知、祖母於波と有。〔割註〕今の流布本には、祖母を於波とあれど、於保波の保の字脫せし事あきらか也。」大父大母の事也。されば、大父大母の大を略して、ヂヽ、バヽといふ也。しか濁りていふ故に、おのづから父母にまがは

す、祖父祖母の通稱とはなりぬとおぼゆ。上より受る詞は凡て濁る例也。ことどもりを唯どもり、むばらを唯ばらといふに同じ。和名鈔に、吃を古度々毛利、薔薇を無波良と見ゆ。泥は俗土呂也。古訓比知利古、又古比知と和名鈔に見えたり。糸粉はもと赤丹也。是も和名鈔に、閉邇と有て、閉は淸音によむべき也。海蠑はヘナタリ、其餘尋なば猶有ぬべし。今の俗言は淸べきをも多く濁りていへり。直一面をビタイチメン、趁跛をビツコ、垂々をダラヽヽ、振々をブラヽヽ、誰をダレなど、大かた濁りていへり。

○木牛流馬

平山子龍〔割註〕〇通稱行藏、長沼流の兵學者にて、拔群の長刀を帶せり。」いふ、孔明の木牛流馬は、實に木にて作れる、牛の步たるにはあらざるべし。明の兪龍德が兵衡といへる書に、木牛は獨輪車の別名と見ゆ。是は雙輪にては棧道通ひがたき故に、輪ひとつの車にて粮米を運送せし也。さて獨輪ゆゑに手をはなちぬれば倒るゝをもて、足四ツ有るならん。其故に木牛の名はおはせしなるべしといへり。

○撰　錢

東寺文書の中に、永正九年の撰錢の古文書有。今左に載、

定　撰錢事

一百文內口さしの外なるぜに〔十文〕、洪武〔二文〕、宣德〔二文〕、永樂〔六文〕、已上〔二十文〕なり。
一地ぜにの內よき永樂〔五文〕、大觀嘉定以下、うらに文字の有ぜによき錢の內たるべし。
一少分づゝもこれをおふて用べし。
一日本ぜにわれぜにをのぞく。但少しかけたるはよき錢のうちたるべし。
一口さしの程うるものをかふちきになす事あらば、罪科同レ左、

右條々堅致㆓定置㆒訖。若有㆓違犯之輩㆒者、男は頭をきり、女はゆびをきるべき也。恣にゐり、又ゐらざる輩のあらば、町人として注進せしむべし。見かくさば同罪たるべし。私けんだん同、爲㆓町人㆒可㆑致㆓注進㆒之由所㆑被㆓仰下㆒也。仍下知如㆑件。

永正九年八月三十日



裏書　在判

對馬守平朝臣
散位神宿禰
近江守三善朝臣
美濃守藤原朝臣

○角大師

上野東叡山よりいづる角大師の御影といへるものあり。或は是を降魔の像ともいへり。俗説さま〴〵なれど取べき説なし。中村佛菴いふ、大師黑箱傳といへるもの有、〔割註〕是は眞言にては極秘のものといふ。」夫は惠果阿闍梨の所傳、弘法大師筆、象形梵文五點具足阿字を誤り傳へしものなるべし。



象形梵文五點
具足之阿字

○妓薄雲

妓薄雲は信州鼠宿の産也。鼠宿本村の内百姓淸左衞門といふ者の家よりいでたり。其家今に有。薄雲は後年武家におもはれて、其人の許にて身まかりぬ。遺物をば淸左衞門方に贈る。其内に襠（ウチカケ）有。模樣歌

がるた也。夫を打鋪につくりて耕雲寺にをさめぬ。又くしげ鏡臺有しを、隣村鹽じり村といふ處の百姓喜兵衞治と呼ぶ者あがなひえて藏す。薄雲が家の苗氏を玉井と稱すと。此こと鼠宿の醫生木公菴の話也。

○憑子講

たのもし講といふもの、中昔より有。下學集に、憑子（タノモシ）。日本俗出二少錢一取二多錢一。謂二之憑子（タノモシ）一也。と見ゆ。今俗のたのもし無盡なり。

○人　壽

我國の太古は人皆多壽也。そは欲薄く質朴にして、飮食に美味なく、天然を樂むゆゑ、おのづから多壽ならん。太平日久しく風俗驕りをほしいまゝにして、美味にあき美酒に沈醉し、婦女を愛して天然を損する事多し。ゆゑに今の世も貴人はことに壽すくなし。かしこくも天皇の御壽を考るに、神武帝百二十七歳、綏靖帝八十四歳、安寧帝五十七歳、懿德帝七十八歳、孝昭帝百十四歳、孝安帝百三十七歳、孝靈帝百二十八歳、孝元帝百十七歳、開化帝百十一歳、崇神帝百二十歳、垂仁帝百四十一歳、景行帝百四十歳、成務帝百八歳、仲哀帝五十二歳、〔割註〕是は熊襲を征し給ひて矢にあたりて崩じたまふ。」神功皇后百歳、應神帝百十一歳、仁德帝百十歳、是より以下は今の御世まで百歳に至り給ふはましまさず。和漢合運にのする處、神武帝より仁德帝迄の御代々の御壽通計千八百三十五年也。いと長きといふべし。晉書〔割註〕唐太宗帝之撰也。」一卷九十七、四夷列傳六十七倭人の條に、死有レ棺無レ槨封レ土爲レ塚。初喪哭泣不レ食レ肉。已葬擧レ家入レ水澡浴自潔。以除二不祥一。其擧二大事一輒灼レ骨以占二吉凶一。不レ知二正歳四節一。但計二秋收之時一以爲二年紀一。人多壽百年。或八九十。國多二婦女一不レ淫不レ妒無二爭訟一。と見ゆ。是を見ても、上古の人は多壽なる事明けし。此頃宋錢希白が洞微志といふ書を見るに、太平興國季守忠承レ旨奉レ使過レ海至二瓊州界一。道逢二一翁一。自稱二楊遐擧一。年八十一。邀二守忠一詣二所居一見二其父一曰。叔連年一百

二十二。又見二其祖一曰。宋卿年一百九十五。語次見二梁上一。鷄窠中有二一小兒頭一。下二視宋卿一曰。此吾前代祖也。不レ語不レ食不レ知二其年一。朔望取下子孫列拜而已と見ゆ。かゝる長壽も世にはあるかうけがたし。若此事實にあらば、我國武内宿禰三百十七歳、何ぞあやしとせんや。あながちに論ずべからず。因に云、晋書にいはゆる、葬はてゝ後家人皆水に入て澡浴して自潔とすといふは、伊邪那岐命筑紫日向の橘の小門の阿波岐原に至りまして、禊祓なし給ひし事見ゆれば、是太古のならはしならん。又大事をあぐるに、灼レ骨占二吉凶一と見ゆるは、鹿の肩骨を燒事、古事記に見ゆ。是も太古の風なり。灼骨には樺の皮もてやくといへり。

○餻

和名鈔に餻。考聲切韻云。餻。古勞反。字亦作レ餻。久佐毛知比云々。拾芥抄に、三月三日草餻何。昔周幽王淫亂。群臣愁苦。于レ時設二河上曲水宴一。或人作二草餅一。貢二幽王一。王嘗二其味一爲レ美也。王云、是餅珍物也。可レ獻二宗廟一。周世大治。遂致二太平一。後人相傳作二草餅一。三月三日進二于祖靈一。草餅之興從レ此始云々。文德實錄に、田野有レ草。俗名二母子草一。二月始生二茎葉一。白脆。毎屬二三月三日一。婦女採レ之蒸擣以爲レ餅。傳爲二歳事一云々。東國にては、艾をとりてむし擣て餅に和て調したるを草餅といふ。京師にては、今もみな母子草を摘て草もちに調す。歌には後拾遺集に、

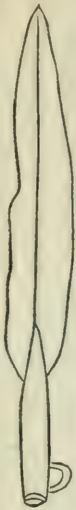
みかの夜のもちひはくはじわづらはし聞はよどのに母子つむ也

かく見えていとふるき事也。

天野政德隨筆 巻之二

○戈之知

本居宣長の國號考に、細戈千足國とは、細戈は知の冠辭にて、細は戈をほめたる詞なれば、久波斯と訓べし。知と續く意は、玉矛の道といふと同じ。道も美は御にて、そへたる言なれば、枕詞は必知にかゝれり。さるは古へ戈の柄に知といふ處の有しなるべし。すべて手にとりて引擧ぐべき料に付たるものを知といふ例多し。今も幕の知、幟の知、皆取持所の名也、と見ゆ。されど戈に知といふ處あらん事、いかにぞやとおもひしに、友人菊地容齋が所藏の戈に、知といふもの付たるをはじめて見たり。よて左に縮寫なしていだす。

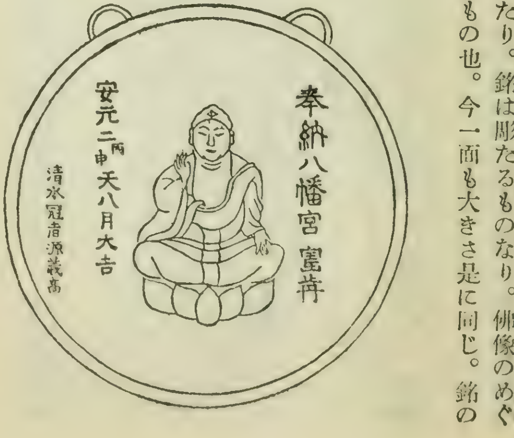


長曲尺一尺七寸一分　幅一寸五分

肥後國菊地〔地名〕玉祥寺村の堀地所レ得知附之鉾、肥後藩士福田氏所レ贈。
如レ斯にて、地金の質、唐銅の如く鐵の如く黑青色にて、實に千年以上の物也。土中にありし故に、所々腐てへこみたり。其柄をすべる所に付たるもの則知也。いとめづらしき品也。されば、宣長の考いともえたりといふべし。博識のせつ可レ感。いにしへの鉾には知といふ所有ぬべし。知といふは皆取持所の稱なりといはれしは、げによき考といふべし。ある人いふ、筑後國甲良明神の寶物にも、知付の戈といふものありとかたりぬ。

○掛　鏡

武州比企郡鎌形郷八幡社什物掛鏡二面あり。鐵にて佛像を鑄出たり。銘は彫たるものなり。佛像のめぐり、緣共に金の摺へがし也。是は則八幡の本地佛にて安置せしもの也。今一面も大きさ是に同じ。銘の年號貞和と有。此掛鏡は一遍上人の繪詞傳などに、圓鏡の御正體など丶有るものと同じ。其圖左にあぐるが如し。おもふに清水の冠者八幡の御正體とて信じ給ひしを、死後こ丶にまつりたるか、または新に鑄て寄附せられたるか考べからず。いづれにも其比の物と見ゆ。清水冠者は木曾義仲の男にて、賴朝公の婿也。故有て鎌倉をのがれ出しを、武州入間川原にて、堀藤治親家が郎黨藤田光澄討取たり。東鑑には元曆元年四月二十六日と有。其義高の首級を埋る處、鎌倉常樂寺の田の中に土俗木曾免といふ處有。延寶庚申年二月二十一日此田主石井某、此塚を掘出し常樂寺に移す。塚の内より靑磁の壺出て、内に枯骨泥にまじり有しを洗ひ淸めて埋しと、老燈に〔割註〕俳師立路。〕見えたり。



○槲

今俗柏の字をかしはと讀り、されど此字はあたらず。東雅の十六にいふ、和名鈔、木部に、兼名苑を引て、柏一名、椈、カヘといひ、又果部に、本草を引て、柏實、一名榧子、カヘといふと註せり。即今のかやといふ物是なり。かしはは、東雅に、古の時には凡食物を盛に葉をもて敷たり。其葉をよびてかしはといひけり。日本紀に葉の字註して、此にカシハといふと見えし、即是也。かしはといふ義の如きは不レ詳と見ゆ。政德按に、かしはとは一木の名にあらず。木の葉の廣くよろ敷は皆かしはにて、もと細

葉といふ義也。くはしは物をほむる事にて、よろ敷葉といふ事也。いにしへ食物をば葉の上に盛るならひなれば、食物を盛に葉廣くてよろ敷は、皆かしはと呼たると見ゆ。されど、むねとは槲葉をいひし也。其餘は必其物の名をさして呼べり。あかめかしは、ほゝかしは、ならかしは、古ならかしは、この手かしはの類也。師千引翁の說に、かいしき葉の略言かといはれたれど、うけがたし。なほおもふにくはの反かとなれば、かしはは細葉のつゞまりならんか。

○加知

眞淵翁の初學にいふ。かぢは唐にては柁の字にて、柁以正レ船と註す。梶取を柁工ともいへり。我國にては櫓楫の類をすべてかぢと訓せり。萬葉第七に、

浪高之奈何梶取水鳥之浮宿也應爲猶哉可榜

など詠り。中昔は通はして梶といへると見ゆ。古くは當藝斯といひ、また多伊之ともいへり。古事記、景行の條に、倭建命詔吾足不レ得レ步、成二當藝斯形一と見ゆ。是は梶の柄のまがりたるに譬たり。是は祝詞考の說也。和名鈔、舟具に、柂は正レ舟木也。又柁船之尾也。多伊之といへり。今時加知といふ物也と見ゆ。萬葉八に、眞梶繁貫とよみ、又卷二十に、末加伊之自奴伎とも詠り。政德按に、いにしへ加知といひしは、今の世の櫓の如き物ならん。蝦夷國志の舟の具を載る處に、蝦夷の舟にて用ゐる櫓の如きものを、夷人の語カンヂと呼ぶ如レ圖もの也。「割註」○原本圖を欠く。」□□舟のはたより出たる櫓くひの如き物をはめて、水をかきつゝ舟をやる具也。いにしへは我國の舟にもかゝる具有けん。おもふに、是いにしへの梶にて、古言のおのづから今えぞに殘りたるもの也。いと後なれど、新撰六帖に、信實、

浮ねして枕と頼む舟ばたに置ならべたる梶もありけり

と見ゆ。こゝにおきならべたると有れば、梶は今の世の櫓の如く、唯ひとつのみ有る物にはあらじ。今

の世何挺櫓などいふ如く、舟の左右に仕かけ置たる事しるべし。今は蝦夷地にのみ古言のまゝカンヂといふ也。萬葉の眞梶繁貫といふは、此者を舟の左右にて、幾度も〳〵水よりぬき出しては、水に入つゝかきゆくさま也。されば、しゞぬきとはいひしならん。蝦夷のカンヂには、早緒といふ物なくて、舟ばたより出し杙の如きものにはめて、水をかき〳〵行也。又櫂は別に有りて、夷語にァ□□□といふ。我國のかいにことなる事なし。

〇燒鹽壺

おのれが弟子堺景敬〔割註〕通稱岩次郎。〕がすめる處は、江戶本所御竹藏の後ト町東の方の横町也。其邸宅の裏を掘れば燒鹽壺いづ。此地はむかし間部侯〔割註〕越前守。〕のなり所なりとぞ。此燒鹽壺に銘ありて、泉湊伊織といふ印有を、おのれに贈られたり。景敬の話に、謙齋隨筆といふものに、天文年中、洛の上鴨岩枝村の藤太郞といふ者、泉州湊村に移りて、紀州雜賀の鹽を土のつぼに入て燒かへして諸州に出す。壺鹽屋藤太郞と號すと見ゆといへり。後、堺鑑といふ書を見るに、卷の下に、壺鹽屋藤太郞と號し世に廣く用ゐる故に、今に至て其子孫相續す。承應三年甲午に、女院の御所より天下一の美號不レ苦と有。堺奉行石川氏是を承り頂戴す。又延寶七年の比には、鷹司殿より折紙狀にて呼名を伊織と號す。

〇光明皇后銅牌

武州葛飾郡東葛西領小松川村に藥王院善照寺といふ寺有。此寺往古には尼寺にて、則下總國の國分尼寺也。昔は尘照寺と書す。そは住持を尼尘照といひしに依て寺號とせり。何れの世よりか僧寺となりて善照寺と書替たり。今は眞言宗醍醐三寶院の直末也。去ル文政十年丁亥年七月、本堂其外をも修覆なしゝをり、壁土の料にとて、本堂より西に蓮池有て、中島に辨天の小祠あり。池水かれたれば、其辨天の小島のかたはらに旦那塚と呼ぶ有。夫を掘こぼちたりし時、石櫃のうちに此銅牌をえたるよし聞ぬ。おのれ

行て現住智貞和尚にあひて、此牌を親く見て、則摺て今藏す。其圖を縮寫して左に出す。

表

天平應眞仁正皇太后正一位大夫人光明尊靈

文字彫入　竪曲尺一尺一寸九分　横曲尺一寸九分強　銅牌厚曲尺二分強

裏

旦那塚銘　天平寶字四年六月經王一萬部結願供養

下總國々分尼寺藥王品院

別當傳燈大法師全照尼奉

此銅色青綠を帶て古く見ゆ。今は善照寺とかけども、むかしは全照寺とかきし也。政德疑おもふ事有。下總國の國分寺は、葛飾郡國府臺の後の方に其舊跡有て、古瓦など今多く有。さて、國分寺幷國分尼寺をおかれたる事は、古書に見ゆれど、此善照寺はあまり國分寺とへだゝりたり。國分寺は市川の東國府臺の後、此尼寺の善照寺は市川の西にて、道二里餘へだゝりたり。殊に今善照寺の有地は、中川にほど近くて、其地形ひくき所なれば、天平寶字の比は海中にて、あし菅など生ひし洲などにてや有けん。今の地形の如くにはあらじ。されど、銅牌古色あれば、近世の贋物ともおもはれず。又考に、若此尼寺、往古には國府臺のほとり近く有しを、戰爭年久しく、國府臺も城郭となりし比、今の地に尼寺を移しゝ折、昔の旦那塚の石櫃をも、其時共に今の地に移して埋たるを、掘えしにはあらざるか、後人の考をまつ。

○新羅王書

去ル天保十一子年三月二十五日、江戸淺草觀音塔中日音院にて、書畫の展覽會を西村氏が催したる時、おのれも其筵につらなりて看たる中に、新羅王の書といふ一軸有。竪物に書して大字二行也。其字體奇

絶にして狂草ともいふものならん。されど、此新羅王名を何といひて、いづれの世の人なる事を、たえて知る人なし。其後佐士土產といふ書を見しに、佐土の事をくさ〳〵書るもの也。寫本にて三冊有。其書中に、かの新羅王といふは、天文元壬辰年五月廻船に乘じて、佐土國二見村といふ湊に着舟して、問屋五郎左衛門が方にやどりて大字を書せしが、程へて相川〔割註〕佐土の地名也。」に出て、紙屋町北側に住居を定めて、明暮大字を書し、其反故數紙有しを、墨色あしとて皆盡く燒捨たり。其書佐土の國にまゝ有。中にも二見村五郎左衛門方に祕藏の横物二字正筆也。いつの比歸國なしゝか詳ならずと見ゆ。是にて新羅王の書なりといふ事しられたり。政德按に、天文の比、新羅國の號有とも不ㇾ覺。こは往古の新羅、百濟、高麗といひし時の新羅王の子孫、海島などにのがれ住て、其人自新羅王と名乘ものならんか。猶可ㇾ考。

○甲陽軍鑑著述

同書にいふ、高坂彈正佐土國に行て新穗村に住て、甲陽軍鑑を綴りしに、滿尾せずして卒。其時彈正が手簡を殘しおけるを、甲州に達して、彈正が甥春日惣次郎といふ者、渡海して竹田村大運寺に籠居して軍鑑を書つぎ終て、行年四十歳の三月身うせぬ。其寺の十六羅漢堂の傍に墓有。其後又高坂喜平次といふ人、相川に來り金銀山をかせぎ高坂間歩といふ。〔割註〕金銀をほり行穴を、佐土の方言に間歩といふ也。」今相川山の内に高坂間歩と呼ぶ所有と見ゆ。

○永何文

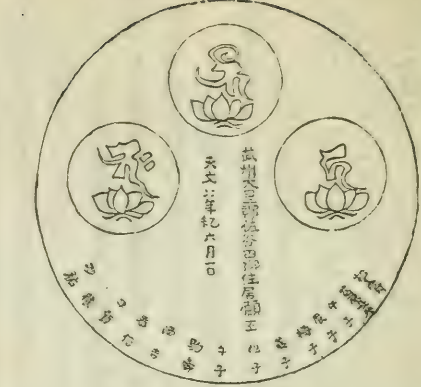
永何文といふ田地の計算は、誰も〳〵永樂錢渡り來しより、一兩に一貫文之定、鐚錢四文、永樂一文にあたる積りをもて、算する事とのみおもひしに、小出竹齋〔割註〕古河藩士、通稱三太夫。」のもとよりいひこしけるは、永金納といふは、畠より出す年貢は夏納る也。依て夏成上納、或は永金納などゝいふ。是畑の年貢金也。何百何貫文といふて、一貫文は小判一兩なり。百文は夫を十二に割たる一つに

て、餘は押て知るべし。扨、此永といふ名目は、もと唐山の永樂錢より出たりといふ事は、皆人のしる處なり。されど、古河領中田宿光了寺縁起の末に、永何貫文之地と云々、と有。是を考るに、永樂之年號よりも以前也。されば、古くより永といふ事有しと見ゆ。又水戸の小宮山楓軒の考をも左にしるす。えい錢といふ名は、永樂錢渡來以前より有しならん。既に太平記、青砥左衞門の事を記せし所にも、えいせんといふ事見えたり。此えい錢いづれの時比より有し物か。猶又其前より有し名目と見えたり。思ふに、穎穀、穎錢などいふ事有によりて、音近ければ永錢とかき來れるにも有べくや。穎の字の義は、詩の大雅に、實穎實栗とある義にて、穎錢といふ心かと云々。又鎌倉の神職にて大伴平翁、〔割註〕通稱を主膳といへり、早く卒す。」此人相模一國の事にくわしければ、地志を撰まん事を企しに、半にて卒しぬ。其田租部に、永錢の事をしるしたり。永錢といふ事、鎌倉將軍の比の文書に見えたり。穎は稻の穗の事にて、穎の省文を永に記したるが、永に誤れるなるべし。音も同音也、後は永のことゝのみ思ひしものならんとしるしたるよし、おもしろし。吾國古來省字を用ゆること少からず。民間書を巧にするもの稀なるをもてなるべし。又按に、穎の和訓カヒ、延喜式の祝詞祈年祭に、初穗乎波千穎八百穎爾奉置氐、眞淵が考に、穎は稻の穗なり。神に奉るには、穗をのみ切、わらをば去て、其穗を束ねて竹にかくめり、下に掛稅千稅餘、と有是也。頭書に、江次第にも、木穎、苅本謂二之稻一。切穗謂二之穎一。とこれ也。古書に多かれど引に不レ及、と祝詞考に見ゆ。是らによりておもふに、穎錢は穗のかはりに錢を納むるにて、年貢金なる事をしるべし。

○鍋大日

武州關戸延命寺の春登上人は、甲斐國吉田といふ處に暫住まれて、度々不二山にものぼられたり。不二山第六級沙拂の室の所藏鍋大日といふ物を搨打して贈りぬ。此鍋大日といふは、不二行者の俗言也。其製鐵を以圓形に、徑曲尺一尺、厚さ曲尺五分ばかりに平に鑄て、夫に梵字など鑄付、下に願主の連名な

ど彫付しもの也。かゝるもの二枚有。一枚は不二山中宮の所藏也。是は皆不二山に立願の者、本尊の心にて鑄て奉納なしゝものなるべし。則沙拂の室のを縮寫して出す。



此鍋大日といふ物、世にしろ人まれ也。こゝに縮寫す。円にいふ。此連名のなかに手子といふ名見ゆ。昔は愛女をば手兒、又手古名など呼し稱也。手兒は母の手に在てそだつる意也。萬葉三の卷に、葛飾の眞間の手古名がおくつき所、と見え、又手兒は、同書十四卷に、埴科の石井の手兒とも見ゆ。天文比迄も已に、手子といふ稱ありし事明けし。また今の世に歌よむ女の名に、何子と呼んも、いや敷ものにはかしこければ、唯何女と稱せん事よし、今も國の守の室などこそ何子ともいはめ。其餘ははゞかるべしといふ人有れど、すでに鍋大日には、梅子、松子など、農民の妻にも子と稱したれば、何かくる敷事あらん。されど夫も、そのをりのさまによるべし。なべての論にはあらす。

○口寄並天公

今俗口寄といふわざをなす。そは世になき主親はさらなり、誰かれ又は友だちにても、其人と志て巫に其術をたのみ、掬水をそなへなどす。やゝ有て其寄せたる人のなき魂、巫にかゝりてくさ〴〵の事を口ばしる事有。是を口よせといふ。此わざをもて活業とする者有。昔は梓御子といへり。職人盡歌合。〔割註〕詞後光嚴院、畫土佐經隆也。〕五番、左はみ子、

　君にわれ口をよせてぞねまほしきつゞみも腹も打たゝきつゝ

かく見ゆ。こは皆昔より女にて男はせず。此わざ中むかしよりかと思ひしに、いと古し。其證は台記〔割註〕宇治頼長公。」に、久壽二年八月二十七日の條にいふ。親隆朝臣來語曰、所以法皇惡禪閤及殿下。余者先帝崩後人。寄ニ帝巫口一。巫曰。先年人爲レ詛レ朕。打ニ釘於愛宕護山天公像目一。故朕目不レ明。遂以早世。いふ事見ゆ。されば口を寄るわざ、古くより有し事明けし。又天公の字こゝに見ゆ。公の字は公事、公家など皆具とよめば、天公は則天狗也。又愚管抄卷七に、天狗地狗の御しわざか、といふ事見ゆ。此地狗といふ事いとめづらし。おもふに、地狗は、狐などの事にや。識者の說をまつ。又釘を打て人を咒咀する事もふるしといふべし。又榮花物語、後悔大將の卷にも、御口よせに出立、と見ゆ。

○木綿

いにしへは木綿の字をゆふと訓ず。和訓栞に、萬葉集、又日本紀に、木綿をゆふと訓せり。潔白淸淨の義也。もと栲樹の皮をはぎて造るよし、古くいへり。寶基本紀に、謂以ニ穀木一作ニ白和幣一。名號ニ木綿一。と見ゆ。梁塵抄に、紙に造る木也、といへり。令に、東木綿、安藝木綿、と見えたり。萬葉十四に、

伎倍比等乃萬太良夫須麻爾和多佐波太伊利奈麻之母乃伊毛我乎杼許爾

萬葉略解にいふ、伎倍人は伎倍の里人也。衾は妹が夜の衾をいふ。斑衾は斑摺か。又倭文にて筋有布をいふべし。わたさはたは、綿多に也。波の下の太は尒の誤なるべし、と見ゆ。されど、今の世、眞綿もには綿といふ有、そはつまざるをいへり。されば、古は佐波太といふも有けん。必字の誤とも定めがたし。萬葉三に、一手にはゆふ取持て、又十一に、高麗人の額に結へる染木綿、とも見ゆ。玉勝間にいふ、いにしへゆふといひし物は、穀の木の皮にて、そを布に織たりし事、古はあまねく常の事也しを、中昔よりこなたには、紙にのみ作りて、布に織事は絕たりと覺えたり。今の世にも、阿波國に太布といひて、穀の木の皮を糸にして織たる布有と見ゆ。又閑田耕筆に、木綿は今世稀なるが、阿波國麻殖郡種穗

忌部神社神主より神祇伯の御家へ年々參らする例也とぞ。麻殖郡の名も是による成べし。此社所レ祭神津咋見神等也といふ。古き由緒あるにや。木綿は常の麻よりも白くて脆き物也と見ゆ。されど、こゝにいふ處は、皆穀木の皮をさらして、夫を糸の如くなして、織たる布をいふにて、實の木綿にはあらず。木綿は木わたにて、木になりたる實のうちに綿有る也。あがれる世には、この木我國南方の暖地には有もやしけん。古く日本紀等に、木綿の字の見ゆれば也。されど、此木綿は、糸にはもろくして取がたし、綿にはいとよし。いつの比よりか、木綿の訓をゆふと讀て、穀木の皮を糸に作り、夫もて織たる布をゆふといふ事にはなりたりけん。今の世草綿もて織たる布を木綿といへども、あれは草綿にて木綿にはあらず。此草綿の種の、我國に渡りし始は、類聚國史卷第百九十九、殊俗部曰、桓武天皇延暦十八年七月。有二一人一乘二小舟一漂二着參河國一。以レ布覆レ背。有二犢鼻一不レ着レ袴。左肩着二紺布一。形似二袈裟一。年可レ廿。身長五尺五分。耳長三寸餘。言語不レ通。不レ知二何國人一。大唐人等見レ之僉曰。崑崙人。後頗習二中國語一。自謂天竺人。常彈二一弦琴一。歌舞哀楚。閲二其資物一。有下如二草實一者上。謂二之綿種一。依二其願一令レ住二川原寺一。即賣二隨身物一。立二屋西郭外路邊一。令二窮人休息一焉。後遷二住近江國國分寺一。十九年四月庚辰。以二流來崑崙人所レ賣綿種一。賜二紀伊淡路阿波讃岐伊豫土佐及太宰府等諸國一殖レ之。其法先簡二陽地沃壤一。掘レ之作レ穴。深一寸。衆穴相去四尺。乃洗レ種漬レ之。令レ經二一宿一。明旦殖レ之。一穴四枚。以レ土掩レ之。以レ手按レ之。毎旦灌レ水。常令二潤澤一。待レ生芸レ之。と見ゆ。是今の世のあまねく畑に作る處の草綿也。此綿を取て糸になし布を織なして、木綿と稱して下賤の服となす。今此物なからましかば、いか許かはわびしからまし。今の世の如く人多くなりもて行ては、いにしへの如く木綿また栲など許、布に織出したり共、いととも敷ていかゞはせん。おのれ政德、天保九年九月十四日官醫のもとにて、眞木綿樹穀を手に觸て親敷見たれば、寫生にしてこゝに載。

大如レ圖



殼茶褐色
竪曲尺四寸五分
周圍四寸二分



實黑色
綿ヲマトフ

寛政年間來舶
閩婆國之產木綿樹殼
蠻名カトウンボラン
竪曲尺三寸　周圍四寸



殼茶褐色にて色薄し。殼の內より出る處の綿はパンヤと呼ぶものゝ如し。今の草綿とは異也。此品西湖先生の〔割註〕田村玄長。」所レ集也。

質問本草附錄所載圖
木綿樹葉



質問本草八卷附錄一卷者、薩州の藥園署に舊藏する所、琉球中山學士吳繼志が撰ぶ處にして、淸人に質問なして二百餘種をあげたり。

質問本草　木綿樹。

樹似ニ梧桐ー枝幹綠色。間有ニ點赭及灰白之駁斑ー。高者數丈。葉互生。狀五葉攢ニ于一蔕ー。略如ニ大麻葉ー。面綠背彩白。春先レ葉生レ蕾。花六瓣。頗類ニ辛夷ー。而深紅色。心有ニ黃蘂ー。角若ニ檳榔ー。大熟則分折吐レ綿。翻突如レ雪。然性麁鬆。可レ絮而不レ可レ織。綿中孕レ核似ニ梧子ー。黑色有ニ瘖瘟ー。落レ地乃生。又揷レ枝最易

レ活。雖ニ或倒挿レ之亦能活矣。

○火　箭

我國にて用ゐる火箭之製、いづれの代よりといふ事たしかならず。人口に膾炙する處、壽永年間木曾殿の臣今井四郎兼平、法住寺殿合戰の時火箭を射かけたるをはじめとすといへり。されど、早く國史に見ゆ。書紀欽明卷に、十五年以二十二月九日一遣レ攻ニ新羅一。臣先遣ニ東方領物部莫哥武連一。領ニ其方軍士一攻ニ函山城一。有至臣所ニ將來一民。筑紫物部莫奇委沙奇能射ニ火箭一云々。されば、火箭を射る事いとふるし。しか見ゆれど、是は異國に行ての事なれば、此火箭は異國の製なるを只射たるばかりか、いづれにも火箭の字こゝに見ゆ。ふるしといふべし。

○雨もよ、雪もよ

松の落葉といふ書〔割註〕藤井高尙の隨筆なり。〕に古歌に雨もよ、雪もよといへるは、もはやすめ詞、よは夜也。雨の夜、雪の夜といふべきを、ものやすめ詞にかへたるは、たとへば月の光のあかければといふべきを、月の光しあかければと、しのやすめ詞にかへたると同じたぐひにて、詞をさまりていうにきこゆれば、しかいへる也。といはれしは誤也。此詞はさいふ事にはあらず。淸水濱臣の考に、紫式部家集に、相撲御らんずる日うちにて、

たづきなき旅のそらなるすまひをば雨もよにとふ人もあらじな

又賴政集に、女のもとより雨のふる日つかはしたりける、

雨もよにおもひ出じと思へどもおもふ心をもらすけふ哉

かく見えて、皆雨雪のふる事にいへり。前說の如く夜といふ事ならんには、此はしがき共に日とはかくまじき也。是をもても雨もよ雪もよは、夜にあらざる事明けし。物語などに、よゝとなくといふも、なく聲にはあらず。淚のよゝとたれおつるをいふ也。源氏に薰大將のいとをさなくて、たかんなを握りも

ちて、しづくもよゝとくひぬらし給ふといふ事、横笛の巻にみえたるもおなじ。雨もよ雪もよの詞は、只雨雪のふる事なりといへり。此說えたりといふべし。

○月　事

風雅集神祇の部に、熊野の御神、

もとよりも塵に交る神なれば月のさはりも何かくる敷

此歌は、和泉式部が月のさはりとなるぞ悲敷と詠じたるに、熊野の御神のかへし給ふ御歌といへり。おもふに、婦人月事のこと、いとあがれる世にはいかになしけん。古書にもしるさず。古事記倭建命東征なし給ひて御かへりに、尾張の美夜受比賣のもとにいまして、献ニ大御食ニ之時（オホミケタテマツルトキニ）。美夜受比賣其於ニ意（ミヤズヒメノソレオ）須比之襴ニ着ニ月經一（スヒノスソニサハリノモノツキタリ）と見ゆ。是物に見えたる初にして、夫よりあがれる世には此事を記したる事なし。延喜式に、有ニ月事一者。祭日之前退ニ下於宿盧一。不レ得ニ上殿一。と見ゆ。又拾芥抄に、此文見えたるは、延喜式より引出されたるにや。和名抄には、月水、針灸經云。月水不レ通則灸ニ氣穴一。〔割註〕月水俗云佐波利。」と見ゆ。あがれる世の神功皇后、推古帝、皇極帝、持統帝など皆女帝にましませども、御佐波利の時は、朝にも臨給ずや。又元朝などはいかになし給ひけん。其事物にも見えたる事なし。猶可レ考。梧窓漫筆に、明の分宜嚴の家にては、蜀江の錦にて小片を織なし、婢女の輩の天癸の〔割註〕月事の事也。」用となすよし見えたり。

○米の守

世にあまねく八十八の賀を祝ふて、よねの守などいへるをおもふに、八十八といふ字をよせて、米の字になるといふ心にや。是人皆しる處なり。橘窓自語卷六にいふ、四條隆蔭卿權大納言正二位にて八十八歳の時、依レ勅米の字を書。こふ人貴賤八千七十五人に及と聞傳へたり。延文年中すでに米の字をかく事有り。又按、渡邊幸菴話に、人八十八齡にして、米の守を俗家に書事あやまり也。堂上方には八十歳

にて書也。よねに八十ノ人と書てよね也。此事うけがたくおもひしに、運歩色葉集に、米年曰二八十歳一と有をおもへば、古來は八十歳を米年といへるなるべし。渡邊氏の話說より處有といふべし。白虎隨筆にいふ、字を分てつかふ事有、井の字を四十とし、瓜の字を十六とす、二ッに分れば八の字也。二八十六といふ意。粥の字を二弓米といひ、白の字を九十九といふ類あまた有。白の字は百の字に一點たらざるゆゑ也。又桑の字を四十八に用ゐるは桒をわかてば四十八となるゆゑなり。事文類聚卷四十六曰、蜀ノ何祗夢。井中生レ桑。以問二占夢趙直一。直曰。桑非二井中之物一。會當二移植一。然桑字四十下八。壽恐不レ過レ此。祗後至二犍爲大守一四十八果卒。と見ゆ。東見記に、一休讃阿彌陀云。汝有二桑願一。我無二一願一。〔割註〕狂雲集。」といへり。是も四十八願を桑願といへる也。八十雖井といふは、井は四十也。井ふたつなれば八十也。葛原詩話後篇云、瑞林集の高泉の序に、泊如僧正の事を叙して、年近二双井一といへり。井の字は四十也。双井なれば八十也。是等は皆字謎の類也といへり。卅といふ字を三十一に用ゐしは。鶚鵡集〔割註〕明曆四年印本。」の卷の一立春の句の中に三十一の年、

年も僧の捨し卅の字や今朝の春　梅ヶ畑住　夢春

此外猶多かるべし。

〇すが鳥

飛驒國細江〔割註〕名所也。」に、すが鳥を詠合す。夫木集〔割註〕雜五ノ五十三才。」に、萬葉十二の歌を引てのす。

しらま弓ひだの細江にすが鳥の妹にこひんやいをねかねつゝ

かく見ゆ。ある人彼國の士人をしるべに賴て、細江に尋行て見る折、よしきりといふ鳥のなきければ、かれこそすが鳥よといふ故に、そのよし問ければ、此わたり背殊に多く生しげりたる其中に住故に、すが鳥といふと敎ぬと聞けり。政德按に、こはうけがたし。夫木雜五に、鳥水鳥といふ題にて、平經正朝

臣、

なごの海に荒たるあまの島がくれ風にかたよるすがの村鳥

又夫木冬二に、題水鳥にて、祐盛法師、

いづ方も同じうきねを何とかは浦わたりするゝ小夜のすが鳥

此二首をもて考れば、よしきりにはあらじ。よし切はむれ飛ものにもあらず。また浦わたりなどせぬ鳥也。まして冬はゐざるものをや。すが鳥はよし切にはあらじ、別鳥ならん。追て可ㇾ考。

○朝顔をかるゝとよめる歌

朝顔のしぼみたるを枯ると詠る歌、いとめづらし。新古今秋上、曾根好忠の歌に、

おきて見んとおもひしほどにかれにけり露よりげなる朝顔の花

かく詠るめづらし。今の世の人かくよまんには、誰かはうくべき。因にいふ、咲く梅と初五文字につかひし歌、八代集中になし。新後撰上、

色も香もしる人見よと咲梅の花よこゝろにまかせてぞをる

是のみ也。此歌は院中納言典侍の歌也。されど、後の集、殊に女の歌にて證とせんにはいかゞなり。此外初句に遣ひし事を見ず。〔割註〕但後世の歌には有もすべけれど不ㇾ取。」初句に咲櫻といふ歌はいと多し。梅に限りてなどいはぬならん。

○酒をあたゝむる

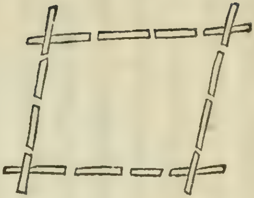
今の世酒をのめるに必煖める事也。是を燗といへり。冷と熱との間なるゆゑに、間を音にてかんといふ。世俗火偏に作る。是をもて文字をわかつ。あがれる世にもあたゝむる事はあれど、四時共にしかするにはあらず。延喜式巻三十九、内膳司、土熬堝、これ今の燗鍋なり。和漢朗詠集に、林間煖ㇾ酒燒ニ紅葉ヲ、といへる詩、人口にあまねし。白樂天の詩也。文集巻十四に見えて、題仙遊寺の詩也。是を見ても

酒をあたゝむるのふるきをしるべし。溫古日錄卷九〔割註〕連歌の書也。」に、煖酒、重陽宴より煖めて用ゐるよし。一條兼良公の御說に見えたりと有。連歌にては、あたゝ酒といへば秋季也。是をもて今の如く四時共に酒をあたゝむる事は、むかしにあらざるを見るべくなん。

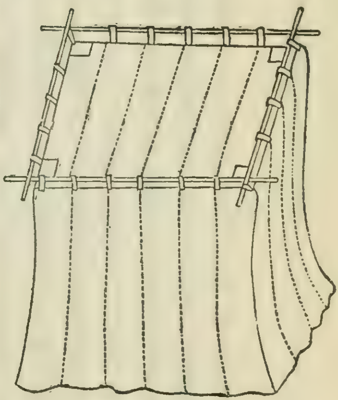
○蚊　帳

年中恒例記いふ。今月中吉日に御かちやうつり始らるゝ也。伊勢同名兩人參候てつり始候。毎日のあげおろしは、女中上﨟、又は同朋の御役にて候。七ッ打候へば必御かちやうおろし申さる。始候時三ッの御盞參りて、伊勢同苗頂戴之。貞助雜記云、殿中御蚊帳釣申事は、蚊いでき申、時の陰陽頭に申、御蚊帳つり申日次勘文進之。伊勢兩人下總守貞仍、肥前守盛雅參勤。ちかき比は貞遠參勤申也。毎日上ゲおろしは女中上ろうの御役也。又八月中に撤申。日次をば陰陽頭彼勘文進上の日、兩人致ニ祗候一おろし申候。いまだ蚊の御座候得者、棹をとり申候。ひつゝりと申候。何にてもかりそめにつられ候て、九月までひつゝり候て御座候。九月一日より取置也。貞孝朝臣相傳聞書にいふ、蚊帳の事、四月二十日よりつり始め、八月晦日迄にて候。武雜記云、蚊帳おもしにはくろがねを細く打てもおかれ候。是にて人を打擲する事の故事有レ之由申され候也。條々聞書いふ、御かちやうは水色、角水引は段子、棹は黑うゐしかき、赤銅の金物、七ッを打候へば、必同朋の役にておろし申候。政德按に、蚊帳の釣樣、古へは今の如く紐をもてつる事は見不レ及。加賀守貞助の雜記、條々聞書等、棹を以つる事見えたり。又今の如く、日毎に撤する事にてもなし。吉日をゑらびて釣初め、吉日を撰びて撤する也。その釣樣今江戶に絕て見ざれども、田舍には古の如く棹をもて釣る處も有とぞ。又如レ此つる蚊帳は尋ノ毎に耳有。第一を竹くばりといふ。

吉田鈴鹿家記、寶德元年四月九日、花園殿より御葛籠一荷、蚊帳一帳、へりとり一枚、小夜着一ッ、御本所え參る。此へりとりといふは今のねござといふものか。

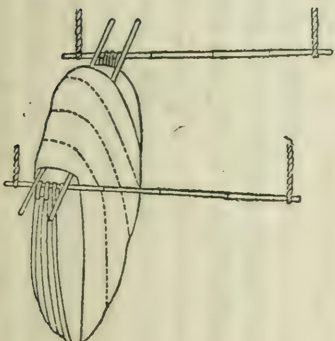


是を竹くばりといふ。竹は黒うるしかき也。節の長短はよきにしたがふ。



此棹に紐を付、柱には折釘を打て釣也。

梅窓筆記上に、蚊屋といふ物、古代に見えしは、皇太神宮儀式帳にあり。春日權現驗記の畫に、白の蚊帳を掛たる畫有。歌文要語〔十五ウ〕に、蚊屋衣、日本紀うすもの也。今の蚊屋の詞出處也と見ゆ。



蚊屋ひるの程はかくなして置也。七ッ時には是をひろげて下る也。吉日を撰でつり始め、吉日を撰で撤する也

蚊屋の模様は、必帋に雁を繪がく、是常例也。蚊屋の地の色によりて、墨にてもごふんにてもかく也。



桂林漫錄に、蚊屋の畫に鷹をかく事は、蝙蝠なるべしと見えたれども。此說うけがたし。かりをゑがくは、鷹の來る比には、蚊もすくなく成行ば、早くかりの來る比になれかしとの心にて畫くならん。政德按、信長公の狩野永德にかゝしめ給ふ謎畫に、きをすぐにかせげば身をもつといふ謎をかきたり。其かせげはといふに、蚊屋を釣たる圖有。是は紐にてつりたれて、ち毎に紐を通せり。其比のさま見るべし。また金樓子〔割註〕孝元皇帝之撰也。」に、白鳥蚊也。齊桓公臥ニ於柏寢一。謂ニ仲文一曰。吾國富民無ニ餘憂一矣。一物失レ所寡人猶爲レ之悒々。今白鳥營々饑而未レ飽。寡人憂レ之。因開ニ翠紗之幬一進ニ蚊子一焉云々。かく見ゆれば、もろこしにても蚊帳を用ゐる事いと古し。

○御師

今の世、伊勢大神宮の神主を御師と呼ぶ。こは神事隨筆にいふ、御師とは御祈ノ師也。源氏物語に、〔玉葛〕右近が局は佛の右の方に近き間にしたり。此御師はまだ深からねばにや。西の間に遠かりけりと見ゆ。又東鑑云、年來御禱師權禰宜光親神主と見ゆ。又弘安元年公卿勅使記云、無ニ風雨之難一無ニ爲可レ遂ニ使節一之由。殊可ニ祈請一之旨可レ仰ニ本宮御師並祭主宮司一。と見ゆ。此說によらば、御師は御いのりの師といふことをはぶきていふなり。

○花勝見

花かつみはいにしへよりせち〳〵有て、一定なしがたし。されば、今政德おもふ處を試にいはん。萬葉集四の卷に、

をみなへし咲澤に生る花かつみかつてもしらぬ戀もする哉

とあり。是ぞ歌によめる始にて、物に見えたるは、枕草子に、綾の文にもこと草よりはをかしと見えしは、藻かつみにて田字草の事也。又續世繼物語十の卷にいふ、陸奥守橘爲仲と申。彼國に退り下りて、五月四日館に廳官といふもの、年老たる出來てあやめふかするを見ければ、例の菖蒲にはあらぬ草をふきけるを見て、けふは菖蒲をこそふく日にてあれ、是はいかなる者をふくぞと問せければ、傳へ承るは、此國には昔五月とて菖蒲ふく事もしりはべらざりけるに、中將の御館の御時、今日は菖蒲ふくものを、いかにさる事もなきにかとのたまはせければ、國の例にさる事はべらずと申けるを、五月雨の比など軒のしづくもあやめによりてこそ、今少し見るにも聞くにも心すむ事なれば、早ふけとのたまひつれど、此國には生はべらぬ也と申ければ、さりとてもいかゞ日なくてはあらん、淺香の沼の花がつみといふ物有、それをふけとのたまひけるより、こもと申物をなんふきはべる、と見ゆ。著聞集に、五月の比圓位上人熊野へ參りける道のやどに、かつみをふきけるを見て、

かつみふく熊野まうでのやどりをばこもくろめとぞいふべかりける

かく見ゆ。又散木集の長歌に、

花かつみかつ見るさまはまこもにて名をかへけるぞうらやまし〔下略〕

かくも見ゆ。されば此比は、菰の事を花かつみといへる事うたがひなし。八雲御抄、袖中抄、無名抄、藻鹽草など、皆菰をもてかつみの事とす。伊勢貞丈が說に、菰をもて花かつみとするは、俊賴卿の時代白河院の比よりいひし事か、夫より以前の古代の歌にかつみとも、花かつみ共詠るは、四葉草〔割註〕一名田字草。」の事也。花かつみといふは、花形藻の轉語か。其葉四ひらにて、花の形に水草なれば、花か

た藻といふ。たとつと音通也といへり。又眞淵の說に、菰の花を花勝見といふは、いかゞあるべき。按に、かたばみはかたま米也。彼が水に並びて浮たるは、實に籠の目の如し。されば、花かたみとはいふ也。和名鈔、酢醬、〔割註〕かたばみ。」ある抄にいふ、すい物草是也。是は陸に有。水にあるは田字草也といへり。橘千蔭は、花かつみは今のあやめに似て、花の四ひらなるものを花かつみといふ。是實ならんといへり。又或說に、いにしへは蘋をも花かつみと唱へたると見えて、今四條家の定紋とせらるゝは、此四葉草也。彼御家にても、是を花かつみといへり。又古畫の袍の文に、藻かつみといふ有。左に圖する如し。



是を藻かつみといふ。政德按に、此物名はひとつにて、其品三種あり。いにしへに花かつみといふは、必田字草の事也。そは枕の草子、又古畫の袍の文等に見ゆるにしらる。又中昔續世繼の比より、白河院、堀河院の比、花かつみといひしは、必菰の事也。そは續世繼の文、又著聞集、散木集の歌にてしらる。又一種今淺香沼のほとりの人、花かつみといふものは、其さまあやめといふ物に似てさゝやかなれど、姿も色もめづべき草也。水戶わたりにもまれ〳〵には有り。夫を花かつみといふよし。こはかつみ菰といふもの也。いづれにも三種あれば、是を一種のものとおもふはあし、其時代によりて品のかはり有りと心得べし。元其物のたしかならず。まぎれたる世よりさま〳〵のせちおこりたり。されど先達の定かねたるものを、學び淺き身にてかくいふをよしと定るにはあらず。こは試にいふのみ。

〇粉引うた

蝦夷地の寺大臼山善光寺の上人は、智德のほまれいと高く、靈巖寺中に旅居有しうちも、信者あゆみをはこびあがめ尊みけり。蝦夷地に住れし時、粉引歌を作りて夷人を敎化なしぬ。蝦夷ことばのかたへ

に、我國の言葉を付て譯す。

念佛上人粉引歌

これや　人々　教を　きけよ
タハアン　ウタレ　ユハカシ　ユカヌ
早ひか　おそひか　一どは　死ぬぞ
トナシモ　イシカ　アリシユイ　ライナ
死がいや　なら　念佛　申せ
ライホコバ　ナキ　ネンヲツ　キカン
申す　人なら　いつなん　時に
キクルネ　ヘキネ　センハラ　ヤソカ
かりの　からだの　したたる　とても
ウ、セネ　トハチ　ライハネ　ヤツカ
せみの　ぬけがら　すてるが　ごとく
ヤアキ　セイヘシ　ヲシヨラ　ユラチ
月も　日も入　しなざる　國へ
チユフ　アフンハ　シヨモライ　ユタン
往て　生れて　心の　まゝに
ヲマン　セカトハ　ヤエラム　アニネ

妻や　子どもが　かはゆひ　ならば
エマチ　ボホタレ　ヲマツフハ　ネチキ
こけに　念佛　申すが　よいぞ
ウトラ　ネンヲツ　キイチキ　ヒリカ
此世はしかも　災なん　うけず　後世は
タンムシリカタ　シヨモヤイ　ホムシユ　ムシリホツ
則　淨土に　生れ　ひとつ
ハユ　アヲラム　トクテ　シネツプ
はちすの　臺にのつて　永く　樂み
ユプイク　カシケオ、ハ　ヲホンノ　ヌヤツネ
死ぬ事も　なし
シヨモラ　イルネネ

此上人の事を誓願寺にとひしに、名は辨瑞、文政七年十一月遷化すと、茶毘するに舍利多く出しといふ。

〇板坂氏

板坂卜齋は、東照神君の侍醫也、卜齋覺書〔割註〕一名慶長年中記と云々。」三冊有、神君の御事跡を記す事つまびらかなり。其居處の地は、今淺草に卜齋屋敷といふ有。其處に稲荷の小祉有。是を卜齋稲荷といふ。觀音の裏手西の方の田甫へいづる道の脇なり。南紀風雅集卷之一に詩有。板坂意齋。名如

春。世通ニ稱ト齋ー。家本甲州武田氏臣。意齋仕ニ神祖ー爲ニ侍醫ー。甚被ニ親近ー。後從ニ藩祖ー遷ニ于紀ー。其著注ニ神祖起居ー者數種。又嘗板ニ刻宋人馬仲虎編年互見圖ー行ニ于世ー云々。元日詩云、

淺草川西一小廬　新年風暖見ニ春蔬ー　向レ門无ニ求靈符版ー　更讀時珍綱目書

政德按、此板坂氏藏書多し、文庫をつくりて書を納む。其書に淺草文庫の朱印をおしたり。此書、稀には見る事有。今淺草北馬道藥王院と呼寺に墓有。板坂卜齋如春叟墓と彫す。脇に明暦元酉年十一月三日と有。又墓のかたはらに延寶八年林氏の墓誌有。此墓有を見れば、南紀風雅集に、從ニ藩祖ー遷ニ于紀ーとあれど、無レ程江府に歸りて歿せしにや可レ尋。

○伊雜多加並閼伽

世にいらたか數珠といふ事有。こはたゞ數珠の事なりと心得てよし。念珠の梵名アラタカといへり。いらたかは此轉語なり。因にいふ、うつぼ物語に、ぼたいすのすゞといふ事見ゆ。後撰和歌集に、右大臣〔師輔公〕の歌に、

道なれる木の實尋て心ざしあると見るにぞ音をばましける

此道なれる木のみといふは、菩提樹の實の事也。酉陽雜俎に、菩提樹出ニ摩迦陀國ー、蓋釋迦成道之時樹也。といへるによれる也。又元亨釋書の榮西の譜にも、蓋菩提樹者如來成道之靈木也。とも見ゆ。又按に、世人閼迦とは、水の梵語なりと心得たり。閼迦とは、烏樞瑟摩明王經音義曰、閼迦上は安葛反。或作ニ遏字ー。梵語也。即盛ニ香水ニ盃器之惣名也。と見ゆ。是によれば閼迦は、水をいるゝ器の名にて、水の梵語にはあらず。さればあかの水ともいへり。若閼迦を水の事とせば、水の水といはんが如し。此阿伽といふ梵語に三義有。一には盛ニ香水ー盃器、二には空、三には色を阿伽といへり。倶舍論卷一にいふ。阿伽謂積集色、また阿伽即空界色也、と見えたり。されば、是等を分んが爲に、あかの水といへるなるべし。和訓栞にも、閼伽は梵語、漢音爵勃蒸ニ煮雜香ー。以ニ其汁ー供ニ養佛ー也といひ。又盛ニ香水ー盃

盂之總名。ともいへりと見ゆ。

○盆中食魚

明月記曰、〔割註〕定家卿筆記。」天福元年七月十四日丙辰、二代之御盆存例送二嵯峨一。〔中略〕、俗習有二父母一者今日食レ魚云々。於レ予不二忌憚一。と見ゆ。盆中兩親有もの魚類を食する事、又ふるし。

○雁首

敎餘于嗎集〔割註〕僧空堂集也。元祿年間詩也。」卷一に、苜蓿艸歌有。叙を并せたり。その詩中に、雁頭鴿尾數寸管。吹作遊人無二曲笙一。とあるは、今も俗に呼ぶ雁首の事なるべし。其名詩に入めづらしといふべし。

○花しね

山家集に、

山ざくら吉野まうでの花しねを尋ん人の袖につゝまん

と見ゆ。此歌夫木集四にもいづ。こは米を紙に包みて、あまた枝に付て神に奉るをいふ也。と雅言集覽に見えたり。米を打まきとよぶは、昔は神樣に詣る時、米をまきたるゆゑにさよべり。因にいふ、關寺小町といふ俗唄の文句に、花がらたへよ人々といふ事見ゆ。此花がらといふは、米を紙に包わりかけし竹にはさみて、神佛に參詣の人もたせし也。是をひとつづゝ奉る也。昔の花しねなどの名殘なり。

○骨牌

おのれがもたる所の骨牌、いとふるき物にて、元龜年間のものならんと人々いへり。是を宇武須牟かるたといふといふよし、こゝに其圖をいだす。かるたは金地極彩色なり。古色可レ愛。

友人荻野梅塢〔割註〕通稱八百吉。」此骨牌の記を作りて贈りぬ。其文をこゝにあぐ。骨牌古色可レ愛。是呂宋所レ製。一轉元龜年間稱二雲寸伽僊哆一者。蓋雲寸者神州呼二煩悶吟噫一之稱也。鬪二此骨牌一者煩重

閲然。故負ニ此稱一。此物係ニ御物一。其製與ニ昔年所レ觀南畝藏中之物一相同故云々。如レ斯耳。癸巳季秋幼室





老人長于梅塢。

○墨色

今の世陰陽師のたぐひ、人々に何文字なり共一字かゝしめて、その墨色また其字を離拆して、其人の吉凶禍福を説を業とする者有。是を俗に墨色を見るといふ。此法何にもとづけるか、その說さだかならず。宋高文虎が蓼花洲閒錄曰。謝石潤夫。成都人。宣和間至ニ京師一。以ニ相字一言ニ人禍福一。求者但隨意書ニ一字一。即就ニ其字一離拆而言。無レ不ニ奇中一。名聞ニ九重一。上皇因書ニ一朝字一。令ニ中貴人持往試レ之。石見レ字即端ニ視中貴人一曰。此非ニ觀察所レ書也。然石賤術據レ字而言。今日遭遇。即因ニ此字一。黥配遠行亦此字也。但未ニ敢遽言レ之耳。中貴愕然且謂レ之曰。但有レ所レ據。肆レ言無レ懼也。石以レ手加レ額曰。朝字離レ之爲ニ十月十日字一。非ニ此月此日所レ生之天人一當ニ誰書一也。一座盡驚。中貴馳奏。翊日召至ニ後苑一。令ニ左右及宮嬪書レ字示レ之。皆據レ字論ニ說禍福一。俱有ニ精理一。錫賚甚厚。並與補ニ承信郎一。緣レ此四方求レ相者。其門如レ市。有ニ朝士一。其室懷妊過レ月。手書ニ一也字一。令ニ其夫持問レ石。是日座客甚衆。石詳視レ字。謂ニ朝士一曰。

此閣中所レ書否。曰何以言之。石曰謂ニ語助ー者焉哉乎也。固知是公內助所レ書。尊閣盛年三十ー否。曰是也。以下也字上爲ニ三十ー下爲中一字上也。然吾官寄レ此。當三力謀ニ遷動ー。而不レ可レ得否曰。正以レ此爲レ撓耳。蓋也字着レ水則池。有レ馬則爲レ馳。今池運則無レ水。陸馳則無レ馬。是安可レ動也。又尊閣父母兄弟近身親人。當三皆無ニ一存者ー。以下也着レ人是他字。今獨見ニ也字ー而不レ見レ人故上也。又尊閣其家物產立當ニ蕩盡ー否。以下也字著レ土則爲ニ地字ー。今又不レ見レ土也。二者俱是否。曰誠如レ所レ言也。朝士即謂曰。此皆非ニ所レ問者ー。但賤室以ニ懷妊過一レ月。方竊憂レ之。所ニ以問ー耳。石曰。是必十三個月也。以下也字中有ニ十字ー並兩傍二竪下一畫爲中十三上也。石熟ニ視朝士ー曰。有ニ一事ー似レ涉ニ奇怪ー。固欲レ不レ言。則吾官所レ問且決。此事可ニ盡言ー否。朝士因請ニ其說ー。石曰。也字着レ虫爲ニ虵字ー。今尊閣所レ妊殆虵妖也。然不レ見レ蟲。蟲則不レ能レ爲レ害。謝石亦有ニ薄術可一レ爲。吾官以レ藥下驗レ之無レ苦也。朝士大異ニ其說ー。固請至レ家。以レ藥投レ之。果百數小虵而體平。都人益其神レ之而不レ知三其意挾ニ何術ー也。是をもて見る時は、墨色を以人の禍福をいひ、字を離拆して人の吉凶をいふ事、是等にやよるならん。猶可レ考。

〇方違

和名鈔に、百鬼經云。天一神。和名奈加々美。天女化身也云々。此天一神の廻りおはする方を、昔はいたく忌はゞかりて、方違といふ事をなす。たとへば禁裡にいづるにも退るにも、其方をいみて他の家に一宿せし也。歌のはし書、物語、又記錄などに多く見ゆ。河海抄に、金櫃經云、天一立ニ中央ー爲ニ十二將ニ定ニ吉凶ー云々。天一神は地星の靈也。中央に立故中神と號す。四方に五日づゝ、四隅に六日づゝ巡行す。かやうに日を重て長々有ゆゑ、長神共いふ也。此神の有方をふさがりといふ。此故に其ふさがりに向ひて行かざる樣に、方をかへて行を方違へといへり。癸巳より天上に六日ある、此間を天一天上といひて、八方に行てもさはりなき也といふ。此說もと陰陽家より出たるせちなるべし。中昔此事盛に行れし世には、此方違をおかせば必凶事も有しなるべし。こは皆人の心より凶を釀す也。今の世此事不

レ行。方違をなす人もなければ、禍もさらになし。世の中の事かゝる類いと多し。今の世の人さま〲にいみさくる事も、後の世に至らば、いみさけず其禍もさはり有べからず。心あらん人は其理をよく考ふべし。

〇觸書

俗に上よりの仰出され書付を觸書といへり。ふれるといへるに觸の字を用ゐるは假借なれば、文字につきては論なし。令義解云、其有二乞食一者三綱連署經二國郡司一。また卷三、凡嫁レ女皆由二祖父祖母伯叔父姑兄弟外祖父母一。と見え、又日本紀天武紀云、經二郡司等一など有をもておもへば、ふれるといふには經由の字を用ゐるがよろし。其證は易上經釋文〔割註〕陸德明釋文也。」に經由也とあり。可二併考一。

〇一河流

白拍子のうたひ物に、一河の流をくみ、一樹のかげにやどるも、多少の緣といふ事有。其語のものに見えたるは、說法明眼論云、宿二一樹下一汲二一河流一。一夜同宿。一日夫妻云々。皆是先世結緣。と見ゆ。此書は世に聖德太子の作なりといひ傳ふれど、いふ迄もなき僞物也。されど又、いと近き世のものとも見えず。保曆間記卷中にいふ、一樹の陰に宿り、一河の流を汲、皆前世の契也と有。此書は保元より曆應迄の間の事をしるせる物也。されば、曆應の撰なれば、また近きにあらず。古き諺なるべし。又閑田次筆卷二にいふ、一河流を汲、一樹の陰にやどるといふ事、古文類談四卷に、隨帳即子が詩に、汲二流一河一接彌深。屏二雨一樹一思殊親。と有るが出處なりと見えたれど、是は鵜飼信興が珍書考の說を取出して話せられしかと覺ゆ。と見ゆ。かくて珍書考を〔割註〕一名雜笈ともいへり。」見しに、此說見えず。夏山雜談卷三に、古文類談を引たり。されどおのれいまだ其書を見ず。猶後人の說をまつ。

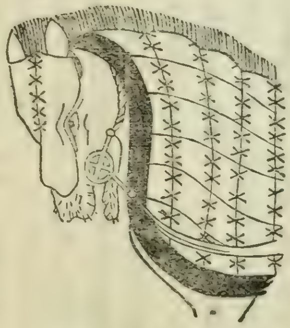
〇甲斐少目

古今眞名序に、前甲斐少目凡河內躬恒云々、假名序には、さきのかひのさう官と有。餘材抄、其外の抄

どもに、甲斐は上國有二大目少目一云々。政德按に、此說非なり。職員令に、上國守一人、介一人、椽一人、目一人、史生三人云々、職原抄に、上國守〔割註〕有二權守一。相當從五位下。」介、〔割註〕有二權介一。相當從六位上。」椽、〔割註〕有二權椽一。相當從七位上。」目、〔割註〕相當從八位下。」と有。上國少目なし。されば少は衍字なるべし。

○馬　面

軍陣に馬面を用ゐる事、古書に所見なし。軍器考に、馬面とて馬頭をおほふべき物有。此物古くより有しにや、其名は不レ聞と見えたり。鈴録に、馬面といふ物有。余が曾祖母の語り傳へしは、昔關東武士は、家每に馬面を所持せざるはなし。今は所持する物すくなし。是軍法專ら上方流にて、步戰專らにて、騎戰のさた絕たるゆゑ也と見えたり。唐土の書には、武經總要のうちに見ゆ。又馬鎧といふ物は古代より有。今盛衰記、太平記、鎌倉年中行事、明德記、又近くは柴田退治記云、遠路懸走問、長旗差物馬面馬鎧悉引拂云々。又武門使幼(マヽ)といふ繪卷物は、甲陽軍鑑のうちの花やかなる處を畫がきたるもの也。其中に永祿二年己未二月、村上義淸と合戰の圖中に、馬面馬鎧かけたるを分取なしたる廣瀨鄕右衞門が、其體を畫がきたる處に、この圖有。されば此比より馬面も有しならん。



馬の平くびにかけたるは則馬鎧也

○殉　死

日本紀、垂仁天皇二十八年冬十月丙寅朔庚午。天皇母弟倭彥命薨。十一月丙申朔丁酉、葬二倭彥命于身狹桃花鳥坂一。於レ是集二近習者一。悉生而埋二立於陵域一云々。詔二群卿一曰。夫以二生所レ愛令レ殉二亡者一。是甚傷矣。其雖二古風一之。非良何從。自レ今以後。議之止レ殉。と見ゆ。殉死の事こ

ゝに古風と見ゆれば、いとあがれる世よりの俗習なるべし。其事の書に見えたるは是ぞはじめ也ける。垂仁帝の詔いとも〳〵めでたき御おきて也。されど、此事ふつにやまざりけるにや。孝德紀大化二年三月の詔に、禁を犯すものは其族を罪すとも見えたり。其後は此弊も絶たりけん。しかるに、いと後ながら、明德記に、武州入道〔割註〕細川頼之。」の內に、三島外記入道といふ者あり。〔中略〕、武州御陰れと申ければ、南無敎主彌陀善逝極重惡人無他方便の御本願誤せ給はずば、今日新幽儀武藏入道常久靈位並從死入道が意を來迎引攝し給ひて、一佛淨土所生緣を示し給へと懇に口說つゝ、腹十文字に掻切て刀をのどに突立て、手を合てぞ臥たりける。と見ゆ。中昔にては、是をやはじめといふべき、夫より後も此弊有て、淸正記卷三に、大木土佐守云々、重恩謝しがたし、冥途まで御供申さんとて切腹す。此弊猶もやまず。いと近く成ては、主君の死には必從ふこととの如くなりにたり。されば近世武家編年記略に、寬文三年五月二十日令二天下一禁二殉死一と見ゆ。寶文に禁令を下し給ふ事、いと難レ有御惠也。此殉死といふ事、死者の爲に益なき事ながら、古人は主從の義かく厚くて、主君に別れては一日も此世に生殘りをらん心もなくて、死に至る也。此心にあらずば、戰場馬前の打死おぼつかなし。殉死は無益なれば、其事は禁止すべし。其志はいましむべからず。今の世となりては、主君死すれども心の內に少しも不レ悲。かく薄情になりもて行より見れば、殉死は其志の厚き事あふぐべし。

○妙　藥

痰にて咳嗽のいづるには、ころ柿を黑燒にして絲瓜の水にてのめばとみにいゆると也。神功有。ころ柿の燒樣有。紙に包火ばちの火の下へ入置、一時ばかりおきて取出して見る時は、黑くこげて有る也。それを粉にして用ゐてよし。

甲胄して大に働時は、蒸氣逆上して眩もの也。此時に用ゐる法、辰砂益元散よし、其法滑石〔六匁〕、甘艸、辰砂、〔各一匁〕、右細末を水にて服妙也。此上氣の藥は、旅行にたくはへてもよし。雨天續き雨具

にて日をふる時は、必逆上する也。此時用ゐて妙也。

幸庵對話記にいふ、腹を切て腸の出たるに、黒猫の頭に有脳を黒燒にして、腸の出たる程の背にのりにおしまぜて張おく、腸乍に引込也。同書に、昔は血どめなどゝいふ事なし。血止草などを用ゐて事濟せたり。秋の手負は、澁柿をくひかき碎て付たるがよし、血止り痛を去。針の足に立たるには、かち栗を粉にしてそくゐにて張、又針を呑たるには、そら豆を韮と同じく煮て食すべし。便に通ず。

○燋　米

房總志料卷三云、天正中夷灊郡万木城陷の日、穀倉火に焚て、今に燋米草間に多く存せり。土人いふ瘧を患るもの、新水をくみて、右の燋米を一粒飲しむれば、立所に愈と見ゆ。又三州長篠の城跡より出る燋米も瘧を治す。同日の談也。酉陽雜俎云、乾陀國首戸毘王倉爲レ火所レ燒。其中粳米燋者于レ今尙在。服ニ一粒ー永不レ患レ瘧。と人の國にもかゝる事有。合考ふべし。

天野政德隨筆　卷之三

○狹丹頰

萬葉集三の卷に、狹丹頰相吾大王者。又卷の十に、左丹頰經妹乎念登。又卷の七に、雜豆臘漢女乎座而。と見えたり。冠辭考に、左は事を起す詞、丹つらふは、卷の七に山跡之宇陀乃眞赤土左丹著者、卷十六に丹津蚊經色丹とも、又他の卷に丹著るといへるにおなじきを、音を通はして延て、につらふとはいふ。さて艶やかに色つける顏ばせをいひて、他國に紅顏といふが如しといはれたり。げにうべなれど、政德按に、我國のいにしへは、丹土をもて、たゞに女人の顏、其外にもぬりてかざりとなしたるならん。後漢書一百一十五東夷列傳に、我國の事見ゆ。其山有レ丹。土氣溫腝。冬夏生二菜茹一。〔中略〕、女人被レ髮屈紒。衣如二單被一。貫レ頭而著レ之。竝以二丹朱一扮レ身。〔割註〕說文曰扮塵也。音蒲頓切。」如二中國之用一レ粉。と見ゆ。又通典〔割註〕唐京兆杜佑君卿纂。」卷第一百八十五、邊防一、東夷上に、竝以二丹朱一坌二其身一。如二中國之用一レ粉。と見ゆ。此書どもによれば、いにしへ丹土を以、婦人かほにほどこして粧しより、さにつらふいもなどゝつゞけたるか、只紅顏をほめてさにつらふといひし許にはあらず。實に丹土もて粧ひしゆゑ也。又人ならでも黃葉又は紐などにも、左丹つらふとかうぶらせし有。夫は丹土の義、紅色の方に轉じていひし物也。

○炮烙玉

蒙古合戰の繪卷物の原本は、肥後熊本藩士大矢野門兵衛の所藏也。此家に世々傳へもたり。おのれも寫しえて藏す。此繪卷は永仁元年に圖する處にして、今を去事五百五十一年前の物にて、いとめづらし。此圖中に炮烙玉の發せし處を畫せり。彼國には早くより火炮の制等有しなり。其證は、元史〔割註〕臣宋

濂、臣王梓等奉ㇾ勅修。」卷第十一世祖八に、范文虎又請ニ馬二千ー給ニ禿失忽思軍及回々砲ー。又發ニ大都所ㇾ造回々砲及其匠張林等ー。付ニ征東行省ー。と見ゆ。されば元の世には、とくより此軍器を用ゐる事明也。又懲毖錄に、左兵使朴晉發ニ飛擊震天雷ー。入ニ城中ー墮ニ於客舍庭中ー。賊不ㇾ曉ニ其制ー。爭聚觀ㇾ之。相與推轉。而諦ニ視之ー。俄而炮自ㇾ中而發。聲震ニ天地ー鐵片星碎。中仆即斃者三十餘人。と見ゆ。又櫻陰腐談に、武備要略を引ていふ、鳥銃始ニ於嚕密國ー穿ㇾ林擊ㇾ鳥。故名ニ鳥銃ー。と見ゆ。此器のわが國に渡りしは、天文十二年の事也と世にいひ傳へぬれど、夫よりふるく物に見えたるは、北條五代記に、あらけなく鳴物の聲するは、是は何ごとぞやと問へば、鐵炮といふもの、唐國より永正七年に初て渡りたるといふて、目あてたて打、と見えたるぞ。天文十二年に先だつ事三十二年前の事也。因にいふ、馬上にて鐵炮を打事は、播州三木合戰の條に、秀吉の兵追ㇾ北疾三木の大將別所小三郎返合々々踏止り、近習の侍百五十騎返合以ニ馬上ー鐵炮五六間にて打ければ無ニ流矢ーといふ。又信長記の長篠合戰の條に、三州よりいだしおかれたる三百人の鐵炮の者云々。〔中略〕、何れも名を耻合ふ究竟の兵、馬上に鐵炮自由をえたる者共なればと見ゆ。又元和元年五月六日難波に於て、伊達家の陣法に二騎戰を好ければ、兼々諸士の庶子壯健なるを撰て、領內の駿馬を與へ、八百騎隊となし、戰場に於て火炮を馬上より一列に發し、焔硝の煙の下よりまにはつを不ㇾ入、轡を並て馳破ければ、如何成剛敵堅隊なり共、頽れざる事を不ㇾ得、と見ゆ。又武林往昔日記に、攝州大坂合戰の時、寄手の方より心掛の敵三人、二人は鎗を持、一人は馬上筒を持たり、と見ゆ。又鐵炮茶話に、馬上筒にて銃者にあらずといへ共、長一尺二三寸の小筒、彼鞍輪に附る有り甚利なり、と見ゆ。是をもても馬上筒の便利なるをおもふべし。

○西　瓜

近頃出し嗚呼矣草といふ書に、西瓜の本朝に渡りしは、寛永の比、琉球より薩摩に渡り、長崎には慶安の比來り、京大坂に來るは寛文延寶の比なりといひしは、甚誤也。夫よりいとふるく本邦に渡りて有。共

あかしは、容華集に、西瓜の詩有。是は僧竺仙の詩集にて、足利將軍等持院の時代の人なればいと古し。唐土にて西瓜の詩稀也。明人劉靜修詩集の拾遺に、西瓜の七律二首有り。

一片秋風落ニ漢城ー　人間無ニ復渴塵生ー　鑿開混沌星辰出　碾ニ碎瓊瑤ー風露淸
胸次氷霜惟我在　口邊穢蜜向レ誰傾　爛腸莫レ道遮藏得　黑子紅心到底明

又

一團天露暗藏レ春　多少人間渴死人　面上風標修ニ氷雪ー　胸中文彩爛ニ星辰ー
弄レ丸我是希夷老　鑿レ竅誰窺混沌眞　沃々君心甘剖レ腹　乾坤一闢要ニ淸新ー

此詩いとおもしろし。西瓜に今俗三角にあなをうがちて、其なかの赤きかさあらぬかと試む。彼國にても同じさまにて、鑿レ竅誰窺混沌眞の句有。人情は昔も今も同じ。因にいふ。大塊祕抄に、村上の御日記に、蜜瓜の種を鴻臚館のあづかりに給ひて、鴻臚にうへさせられたりとこそ候めれ。山城の東寺に眞桑上品の瓜今も侍る。其出來久し。されど、香瓜を眞桑といふは、美濃國眞桑村を上品とすれば、夫より名を負ひし也。

○正平革

今世に翫ぶ正平革と呼ぶ革有。是は昔軍器等に用ゐし革也。此革は肥後國八代の細工町に染革屋有。其家に革に文を摺板、古來より傳へたるが二枚有。一枚は天平十二年八月と有て、八幡の二字梵字等有。右神佛の號有故に、摺事を忌はゞかりし處、後醍醐帝第六皇子征西將軍懷良親王、肥後國八代郡高田鄉におはしましける時、南朝正平年中別版を彫せられ、夫を革にすりて商賈御免有し故に、正平御免革と呼ぶ。是今の世に殘りて有。正平六年六月日といふ文字有革也。しかれ共、今の世の物は多く贋物にて、眞の正平革はえがたし。此事鎭宅靈符緣起集說にもいへり。

○催馬樂

新井白石の紳珠にいふ、催馬樂のふし世に傳はらず。しかるを、台廟の持明院殿に御所望有しに、今はふしかきて傳らぬ由申されしを、何卒せんぎして御うたひあれと有しかば、しをり萩といふ狂言のうたひ物は、催馬樂をにせて作りたる由なれば、其格に斟酌してうたひ給ひしよし、子息の持明院殿申されぬ、と見えたり。されば、今の世にうたふ催馬樂は、此比よりふし付てうたひ初しにや、いにしへのうたひ物はいかなるふしにか有けん、傳はらぬぞ多き。

○法華經版

上毛廐橋の長昌寺に藏する處の法華經の版有。永野信濃守業政の寄付する處なり。友人宮本篁村廐橋に在し時、その版をすりておのれに贈りぬ。甲陽軍鑑に、上野國箕輪城主長野信濃守と弘治三年丁巳より信玄取合、七ケ年の間楯をつき、永祿六年癸亥に箕輪落城也、と見ゆ。長野一家此時ほろびたれ共、寄付の經は今以残れり。餘財あらば、何か後の世に殘らん物を作りおくべし。人の世にあるは限あれば何事もたのみがたし。

○杜鵑

醫生中山三柳は其名世に聞えたる人也。此人の著述に醍醐隨筆といふ書有。其中に杜鵑は巢作る事ならぬ故に、鶯の巢をかりて子を産すと言傳へたり。鶯の巢を見るに、少にして杜鵑のいるべきやうなし。されど、鶯のすより杜鵑の子生じて、鶯にそだてらるゝ歴然たり。按に、鶯うむならじ。鶯の子のうちに自然と杜鵑生るなるべし。西域記に、鵰卵三つうめば一つは狗となる。其狗の背に羽毛數莖有る故に、鷹背狗と名付と有れば、鶯の子の中に杜鵑生るゝも、此たぐひならん、と見ゆ。あまりのしひ事にて論なし。此人博覽にして、などしもかゝる憶說をばいひけん。鶯はおのづから鶯、杜鵑はおのづから杜鵑にて別種なる事論なし。鳥は雌雄かはるぐ\に卵をあたゝめてかへる物なるに、杜鵑は晝夜啼て巢にいらざるゆゑ、他鳥の巢をかりて卵をうむ也。家鴨なども巢につかざる鳥也。さなば其餘猶有ぬべし。

杜鵑は寒をおそるゝ鳥故に、冬は蟄して夏に至りて山より出くる也。聲を出すは夏に催されてなくにはあらず。雌をしたひてなく也。鹿の秋妻こふるにおなじ。杜鵑の妻鳥をしたひてなく事は、後撰集の夏、詠人しらず、

旅ねして妻こひすらし杜鵑神なびやまにさよふけてなく

又新古今集の夏、詠人しらず、

おのが妻こひつゝなくやさ月やみ神なび山のやまほとゝぎす

かく見ゆ。扨中昔より、杜鵑の初ねを待て夜もいねぬさまに詠る歌、又は杜宇を一聲もがなと、山路を尋迷ふ歌など多く見ゆれど、古くは杜宇をめづる歌はなし。此鳥をめづるは、いとも後なり。

〇嫁　女

人口に膾炙する歌の出處のしれざるをば、萬葉集、又夫木などゝまぎらし置事多し。

秋なすびわさゝのかすにつけ置て棚におくともよめにくはすな

此歌は安齋隨筆に、秋茄子はもと冷物なる故に、わさゝの糟につけおきて味いとよくとも、嫁にくはすべからず。そは冷物ゆゑに、婦人食すれば子宮ひえて子を生ぜず。故にかく詠りといはれしは、いかにぞや。おだやかならず覺ゆ。政德按に、此よめにくはすなといふは、鼠にくはすなといふこと也。鼠をよめともよめの子共詠り。夫木集雜九に、小式部を御らんじて和泉式部に遣しける、法性寺入道關白、

よめのこのこ鼠いかゞなりぬらんあなうつくしとおもほゆる哉

御かへし、

君にかくよめの事だにしらるればこの子鼠のつみかろき哉

かく見えたれば、鼠をよめといふ事論なし。わさゝのかすは早酒の糟也。再按に、鼠をねずみと訓ずるは、なつみの轉語ならんか。もとあなすみのあをはぶきてなつみといひしが、ナニヌネノの活にて、轉

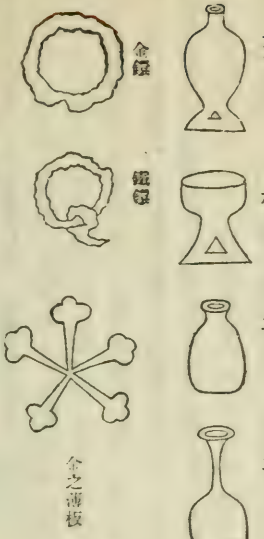
じてねずみとなりしならん。又鼠をよめといふは、夜に至ればむれありく物なれば、夜群の約にていふならん。むれのつゞめ也。こはしひごとなるべけれど試にいふのみ。

○畫　牛

宋高文虎が蓼花洲閒錄にいふ、江南徐諤得二畫牛一。晝齧二草闌外一。夜則歸臥二闌中一。持以見二後主煜一。煜獻二闕下一。太宗閒二群臣一俱無二知者一。惟僧錄贊寧曰。南倭海水或減則灘磧微露。倭人拾下方諸蚌胎中有二餘淚數滴一者上得レ之。和レ色著レ物。則晝隱而夜顯。沃焦山時。或風燒飄擊。忽有レ石落二海岸一。得レ之滴レ水。磨レ色染レ物。則晝顯而夜晦。と見ゆ。また皇朝類苑〔割註〕江少虞撰。」卷第五十九、廣知博識、僧贊寧。江南徐諤知二潤州一。節度使溫之少子也。美二姿度一。喜畜二奇玩一。蠻商得二一鳳頭一。乃飛禽之枯首也。綵翠奪レ目。朱冠紺毛。金觜如レ生。正類二大雄雞一。廣五寸。其腦平正可レ爲レ枕。諤償二錢五十萬一。又得二畫牛一軸一。晝齧二草欄外一。夜則歸臥二欄中一。諤獻二後主煜一。煜持貢二闕下一。太宗張二後苑一。以示二群臣一。俱無二知者一。惟僧錄贊寧曰。南倭海水或減則灘磧微露。倭人拾下方諸蚌胎中有二餘淚數滴一者上得レ之。和レ色著レ物。則晝隱而夜顯。淚兼山時。或風燒飄擊。忽有レ石落二海岸一。得レ之滴レ水。磨レ色染レ物。則晝顯而夜晦。諸學士皆以爲二無稽一。寧曰。見二張騫海外異記一。後杜鎬檢二三館書目一。果見二於六朝舊本書中一載レ之。と見ゆ。此皇朝類苑は、松下見林異稱日本傳にひく所なり。見林按、事文類聚畫牛作二畫羊一。淚兼山作二沃焦山一。と見ゆ。かゝる事も有ものにや難レ信。今我國の蚌を取て、其餘淚を色にまじへ繪たり共。かゝるふしぎは有まじくおもはる。唐人もおのれが國になき所の物をもてとある妙有。かゝるふしぎ有などいふは、皆ひがことにこそあれ。いとも〳〵うけがたし。唐人はうきたる說共を、まめ〳〵しげに書にかきつらねておきぬれば、皆まことぞと見ゆれど、大かたはそらごと多し。唐書よまんには、よく取るととらざるとを辨別すべし。

○古　器

宮本篁村、〔割註〕名鉉、通稱鼎吉。」文政二年の比、上州厩橋の學校をあづかりゐる時、親しく見て圖を贈れり。去〃文政二年卯十一月上毛群馬郡總社の光巖寺の後に山有。〔割註〕○續國云、此處は上古の府の跡にて、今に國府ともいへり。」程近き植田といふ處に豐城入彦命の御墓あり。」其山のかた〜崩れて、其土を取のけしに、石槨の角あらはれ出たり。よて是を掘て見るに、方九尺許の石槨、中に其丈七尺許の人、東枕に五六人並びて枯骨有。その石槨中より出し處の陶器十二品、すやきにして土色青白色を帶たり。其餘に鐙の金具めきたる物有。鐵は皆腐朽なして殘るものまれ也。篁村より贈る所の圖を縮寫して出す。



如レ此もの出たり。則ほりえたる品々は光巖寺に納置たり。こはいづれの世のものなる事をしらずといひおこせたり。政德按に、この陶器を以考れば、あがれる世の物なるべし。陶器は齋瓶の類也。五六人合葬なしたる事、殉死にもやと思へども、主君と同棺に納ん事はゞかり有べければ、さはなしがたし。又討死などせし人を合葬なせしかとおもへど、夫もいかゞあらん。猶可レ尋。

○神　位

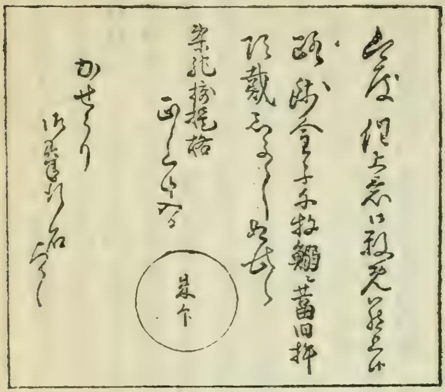
神に位をさづくる事は、聖武天皇東大寺の八幡大神に一品の位を授けられしより始るといへり。是は禰宜祝部さま〲〵たよりに付て朝廷に奏して申おろしゝ也。神位にそへらるゝ位田をむさぼらんが爲也。今の世の稲荷の正一位とは異也。皆位田といふ有。位田に令に、正一位八十町、從一位七十四町、正二

位六十町、從二位五十四町、正三位四十町、從三位三十四町、正四位二十四町、從四位二十町、正五位十二町、從五位八町、女減三分之一。と見ゆ。神はおのづから尊きものにおはしますを、夫に人臣の位を授けらるゝ事、いと心得がたし。三代實錄清和の卷、貞觀元年正月二十七日甲申、京畿七道諸神進階及新叙總二百六十七社云々。これにも皆位田を附せられけるにや。

○かさ取

西國の俗、正月十五日兒童ども、蘿蔔にて臼杵判金いろ〳〵の物を作りて折鋪につらね、簑笠きて人のもとに持行、かの折敷を戸の内へさし入ておく也。主の方より夫を取て、其折敷に米餅など入て元の所

下總國　堀江村宇田川氏所藏



橫曲尺一尺五寸許

竪曲尺一尺五寸

朱印　寫眞



印文　石川玄蕃

に出しおけば、持來りし人取て歸るを、兼てより水を汲おきて、是にかけて笑ひのゝしる事有。夫を筑前にてはとひ〳〵といふ。四國にてはかいつぶりといふ。と貝原氏の日本歳時記に見ゆ。彼折敷の上の米錢餅など取て歸る。これをかさとりといふ。此事東國にもあれど、其さま少したがひたり。其持來る人を見付れば、水をかくる故、みのかさは着る也。さいつ比、武藏國葛飾郡小松川の里人石井隆豐が親族の家に傳はるといふ古文書を見たり。左に縮寫す。

此古文書月日の下に、石川玄蕃といふ篆書の朱印あり。この石川氏は信州松代にて八萬石を領す。ゆゑ有て慶長十五年西國へ流浪せられし由、近代武家浮沈記に見えたり。政德按に、此書は數年西國蟄居の退くつに、初春身をいはゝれてかさ取の請取にたはぶれ書せられしならん。柔兆は丙、攝提格は寅にて、寛永三年丙寅の正月十五日也。

○礎　祟

むかしはとかくに、陰陽師巫覡などのいふ事を信じて、心を勞し思ひをくるしめ、或は金銀を費す事多かり。續紀稱德卷に、寶龜元年二月丙辰。破二却西大寺東塔心礎一。其石大方一丈餘厚九尺。東大寺以東飯盛山之石也。初以二數千人一引レ之。日去數歩。時復或鳴。於レ是益二人夫一。九日乃至。即加二削刻一築基已畢。時巫覡之徒。動以二石祟一爲レ言。於レ是積レ柴燒レ之。灌以二三十餘斛酒一。片々破却棄二於道路一。後月餘日天皇不レ悆。トレ之破石爲レ祟。即復拾二置淨地一。不レ令二人馬踐一レ之。今其寺内東南隅數十片破石是也。と見ゆ。此事を考、なんぞ石祟をなさんや。皆巫覡の妄談虚說也。當時の學者、など諫を奉ざりけん。今の世にてはかゝるしひ事を誰かはうくべき。昔の人は直にして信も又深し。

○龜　鳴

我師大石千引翁の野乃舍隨筆一冊、櫻木にゑりて世に行はる。其中に新撰六帖の歌に、題龜、爲家卿、

川ごしの遠の田中の夕やみに何ぞときけば龜ぞなくなる

と詠ぜられしは、いとめづらしといはれたれど、をしい哉龜のなく證をあげられず。おのれが見たる處を試にこゝにあぐ。東坡の詩に、洞庭五月欲レ飛レ砂。鼉鳴ニ窟中ニ如レ打レ衙。の句有。鼉の聲、衙衛の鼓の音の如しといふ事也。又性靈集二巻に、沙門勝道上ニ補陀洛山ー碑の文中に、礮雷腹而鼉吼。翔鳳足而羊角の句見ゆ。さればおほかめのなくよし詩文にもあれば、龜もなくまじきにはあらねど、今も龜はいと多かれど、其聲を聞る事なし。泥龜はなくといへり。すでにスッポンとは、彼のなく聲にて名付たりといふ說をきけり。詩經に、鼉鼓の字見ゆ。されど其鼉鼓（ダコ）といふは、鼓の音鼉の聲に似たる故にいふか。又鼉鼓といふは製別にや。可レ考。

○鰐口

我家の鼻祖を天野正能〔割註〕通稱彥三良。〕といふ。征夷府に仕まつりて、常陸國信太郡大谷村與津村にて五百石の地を賜ひて、代々將軍家世臣也。正能の子政永、〔割註〕通稱彥三良。〕其子政治、〔割註〕通稱長十良。〕其子與政、〔割註〕通稱圖書。〕其子成政、〔割註〕通稱彥三良。〕其子政喜、〔割註〕通稱伊織。〕其子政方、〔割註〕通稱千太良。〕其子政德、〔割註〕通稱圖書。〕我子政輝、〔割註〕通稱乕太良。〕其子政安、〔割註〕通稱太良。〕に至て拾代、嫡子を以相續なし來りて、他人を養て家を繼せし事なし。〕今以其地を采邑となせり。此村のうちに、西福寺といふ寺有。昔は東光寺と號したるが。本山に寺號をゆづりて、今は西福寺といふ。此寺にいとふるきわに口あり。堂の屋根裏に高くつりてかけたり。小器なればいまに存せり。此外にも古代の佛具大なる鰐口など有しを、いぬる天明年間の飢饉のをりに、ぬすみさられて今はなし。やう／＼に此鰐口殘りたり。其鰐口を縮寫して左にいだしぬ。此わに口小器なれ共、邊境の山村に存するも又奇といふべし。いまを去る事五百年前の古物なり。今は常陸國信太郡大谷村ととなふれども、いにしへは常陸國信太庄大谷鄉とよびし事、この鰐口の銘をもてしらる。

又此寺の本尊藥師佛、古代なるは破壞して、中世の木像今存す。其臺座の銘をこゝにいだす。



曲尺八寸三分

常州東條之庄朝日郷圓乘坊作
願主　信太庄大谷之縣内
幸義
右意趣者當寺繁榮庄内堅固且門繁昌諸願成就
皆令ニ滿足一故也仍如レ件
于時大永六年〔丙戌〕二月十二日造立之

かく臺座に墨もて書付たり。大谷村の里長〔割註〕釆邑の里長、通稱增屋善兵衛。〕いふ、今は東條の庄といふ人なし。信太、古渡、東條と呼ぶのみにて、庄と稱する人なし。又朝日鄕といふ鄕名、いまだ不レ聞といへり。大永はいと近けれど、今を去事三百二十九年前の古佛也。又大谷村の里長〔割註〕通稱增尾善兵衛。〕の宅のむかひに小山有。土俗城山と號。こはむかし波多野刑部少輔といふ者の城なりといひ傳ふ。此波多野氏大般若經を書寫して、同郡木原村の□□□□□に寄附なしたるが、今わづかに殘りたり。其經の奥書、

大般若波羅密多經卷第一百二十　秦治宗
常州信太庄　波多野刑部少輔　周彌
天文二十五年丙辰三月吉日　敬白

こは卷數多ければ、波多野氏の一族、又は家臣等打寄りて書寫なしたると見えて、童何丸、又女の名な

ど有もあり。今七八十卷ばかり殘たり。此波多野氏家のほろびし所見なし。東國戰記などにありや、可レ尋。

○星宮假面

おのれが釆邑同國同郡奥津村に星宮といふ有。こは奥津村の里長〔割註〕釆邑の里長、通稱酒井數右衞門。」代々此星宮の神主を兼たり。此宮に古き假面二ツ有。一は翁の面の如く、一は申樂の小面の如きもの也。此家の傳へに、假面はむかし龍ケ崎の城主土岐氏より賜りぬといひ傳ふ。其比は里長の祖土岐氏に仕へぬと見えたり。此假面の裏は布もて張たる物にして、朱漆を以銘あり。

淡海公朝臣賴秀
七十三歳作
天文二十一年〔壬子〕

此銘のかきぶりいかにぞや。淡海公とよみ切て朝臣賴秀作と讀か。この面淡海公の假面とも不レ見。賴秀といふは土岐氏の祖の名乘にて、七十三歳の時作りし面ならん。此土岐氏、今江戶愛宕下に其邸宅有。三千石を領すといへり。政德按に、小田天菴記に、常州龍ケ崎の城主土岐伊豫守と見ゆ。おのれが釆邑奥津村より龍ケ崎まで五里なれば、此土岐なるべし。ふたゝび按に、天菴土浦城手分の條に、南手には江戶崎監物、寺澤掃部、片岡七左衞門、星宮又右衞門、中野平藏、二百五拾騎と見ゆれば、此星宮氏は、おのれが釆邑奥津村の星宮のあたりに住し人にや。又別に星宮といふ地名有りや、可レ尋。

○あをかりしの歌

著聞集に、和泉式部忍びて稻荷へ參りけるに、田中明神の程にて時雨のしけるに、いかゞすべきと思ひけるに、田をかりける童のあをといふ物を借てきて參りにけり。下向の程に晴にければ、あをゝかへしとらせてけり。扨、次の日式部はしの方を見出しゐたりけるに、大やかなる童の文もちてたゝずみけれ

ば、あれは何者ぞといへば、此御文まゐらせ候はんといひて、差置たるをひろげて見れば、

　　時雨する稻荷の山のもみぢ葉はあをかりしよりおもひ染てき

とかきたりけり。式部あはれとおもひて、此童を呼ておくへといひて呼入けるとなん、かく見えたり。

政德按に、此歌の下の句、古今六帖第四雜の思ひの部に、人丸、

　　おく山の霜ふりかゝるならの葉のあをかりしよりおもひ染てき

と見ゆ。されば、此歌の上の句をかへて、童の歌となして此一條を作り設やしけん。此下の句人丸に先吟有れば、二の町の心ちしてすさまじ。彼あをといふ者は、和訓栞に襖の類にあをといふもの、枕草紙に見えたり。神代記の青草束（アヲクサツカネ）より出たる名なるべし。宇治拾遺にも、鹽衣のあをといふもの見えたりと見ゆ。

○人ならばの歌

世に新撰百人一首といふ書有。又柳營百人一首共よぶ。此書の奥書に、後水尾院勅詮にて中院内府通村卿撰レ之。于レ時元祿二己巳年正月中旬と有。しかるに、此百人一首のうち、伊達遠江守宗利の室の歌として、

　　人ならば浮名や言ん小夜ふけて我手枕に通ふ梅が香

といふ歌を載られたり。しかるに、太田道灌の慕景集に、梅香入レ枕といふ事を、

　　人ならば浮名や立ん小夜ふけて夜な〳〵（一本作ニ手枕ニ）通ふ梅の匂は

と見ゆ。上の句またく同じく、殊に歌の心もおなじければいかゞなり。こは暗合にや。伊達氏の室の歌はとまれかくまれ、此新撰百人一首を勅を請て撰ばれたる通村卿は、慕景集をば見られざるにや。いづれにも撰者のあやまりのがるべからず。

○奈須の碑

奈須の碑は世の人あまねく知る處にして、いとかみつ世のもの也。しかるに、此碑の年號未鳥といひ、

永昌といひ、字體又いづれ共よくわきがたくて、其說まち〳〵也。此比、黑川道祐が遠碧軒記を見るに、下野國那須野のうち湯津上と申所に古碑一基有レ之候。朱鳥元年に建申候。銘もよく候、石見事に候。筆跡も宜有レ之候。那須國造の碑は、夫より古く候。大かた日本の碑の始なりとあり。延寶年間已に朱鳥と見ゆるよしなれば、元より朱鳥なる事論なし。然るに、後のさかしら人永昌と字體を直したりといふ。此永昌は晉の代の年號にて、我朝持統帝の朱鳥にさき立事三百六十五年也。因にいふ、今の世の人は、奈須の朱鳥の碑を國造の碑とおもへど、此遠碧軒記の文によれば、奈須國造の碑は、此朱鳥の碑とは別物なりとおもはる。後人の考をまつ。

○雷

貝原篤信は博識の人也。此著述に日本釋名といふ書三冊有。是を見るにいと〳〵うけがたき說多し。此人博識にしてかゝるしひ事をば、などしも書にあらはしけん。其書中燕子花の語釋に、かきはかけり也。けりの反しはき也。つばゝつばめ也。めを略す。たは立也。此花のかたち、かける燕の羽をひろげながら、暫物にとまりて立に似たり、かける燕立なりといはれしは、いと〳〵をさなき語釋にて請がたし。そは燕子花と有から、文字によりてしひて語釋をなせるもの也。此燕子花といふ字は、朱輔が溪蠻叢笑にいでたり。彼書にも花紫仝類ニ燕子ニ生ニ於藤一。一枝數葩。と見ゆれば、蔓を生ずるものにして、我國のかきつばたにはあらず。朱輔は宋の人なるに、その書中の燕子花の字によりて、我國萬葉時代の人、何ぞかきつばたとは名付べき、時代遙にたがひて論なし。萬葉には假字にて、垣幡、垣津幡、垣津旗などゝ借訓にかけり。又其釋名の中に、雷をいかづちといふは、いかりてつちにおつる也といはれしは、甚敷しひ事なり。博物の說とも不レ覺。あまりにつたなし。いかづちとは瞋槌にて、いかは嚴の義にて、瞋嚴こゝろ、槌は借字にて、津は助字、ちは持の略言にて、いかりいかめ敷事をもち給ふよしの御名也。また和歌いかづちと詠るは、佛足石の御歌にはじめて見ゆ。夫より古くは神、又鳴神とのみよ

めり。

○蜻蛉

蜻蛉はあきつ虫といふぞ正敷名なる。そは書紀神武紀に、猶ニ如蜻蛉之臀ゴトシアキツノトナメセルガアルガ呫ニ焉。と見えたり。此虫種類いと多し。和爾雅に、赤卒、胡黎、紺蠜、馬大頭、と見ゆ。和名鈔に、赤卒は蜻蛉の小而赤也。和名阿加惠無波、と見ゆ。今俗赤とんぼといふは是也。又俗に馬大頭をヤンマといふは、もと惠無波の語の訛ならむ。

○唐崎松

近江の湖水のほとりに唐崎松といふ名だかき木有。唐崎後記にいふ。天智帝の御宇に植る處也。天正九年の大風にかゝりて松倒れしかば、新庄直賴といふ人、ふりよき松を植つがしむ。其比の人の歌に、

おのづから千年もふべしから崎の松にひかるゝ御そぎなりせば

と見ゆ。又佐々木日記にいふ、唐崎の松は、元龜年間兵亂にかゝりて枯けるに、天正十七年三月佐々木官領義卿、山門無動寺山にて一枝も不レ伐松を取寄て、唐崎の洲崎を高くつきて植給ふ。歌に、

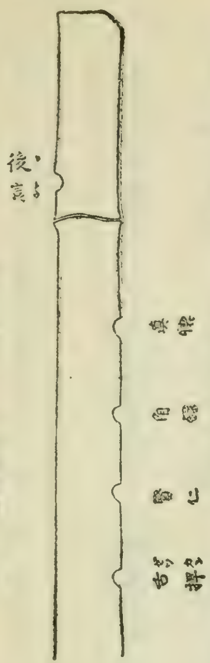
八千代ふれ只から崎のひとつ松植し我身は雲かくるとも

かく見ゆれば、今の唐崎の松は天正十七年に植し處の松なり。

○尺八

體源抄〔割註〕豐原統秋之作也、應仁中之樂官也。」第五にいふ、尺八又作ニ笎笎八ー。律書樂圖云、尺八爲ニ知笛ー。縱向吹者也。〔割註〕政德按、和名鈔にも又、此律書樂圖の此條をひけり。」又無用樂器部に注す。猿笛といふ事は、一向に別の事也。昔聖德太子生駒山にして、尺八を以蘇莫者をあそばすといへり。即法隆寺の寶物の中に尺八一管是有。昔の物といへり。又山神出て舞、大峯に蘇莫者の嶽といふて、今もありといふ。天台山の慈覺大師、音聲不足の間、尺八をもて引聲阿彌陀經を吹傳へしめ給ひぬ。成就是

功德莊嚴といふをえふかせ給はざりける。常行堂の辰巳の角の相房にて吹せ給ひたりけるに、空の中に音ありて告て曰、あの音を加へよと云々。自ㇾ此如ㇾ是也といふ。あの音は加る也。貞保親王又是を吹せ給ふ。王昭君といふ樂は絕て侍りけるを、彼親王尺八より横笛にうつされたり。〔割註〕王昭君の悲の音なんどゝ世人いふは、一向になきことなり。」禪定殿下の仰に曰。尺八に二つ有。長は太笛に似たり。短は篳篥の音に似たりと云々。尺八にて樂を吹事、昔は有けれ共、近來はなき事にて侍るを、保元三年正月二十三日內裏にて、左近將曹淸原助種が子にて侍りけるもの仰を承て、古譜をもて吹たりける。めづらしかりけること也。白川院御在位なり。〔割註〕政德按に、百練抄、保元三年正月二十二日內宴の事有りて、續世繼には同年正月二十日と有て、尺八を吹しよしあれば、日次は寫誤にて、正しく此時也。」抑尺八を切事、賀茂切とて侍る。大略當家に用る圖也。當家には故量秋堪能なりけるとかや。放生會試樂に下向して、山上の兒達を同道して、栂尾、槇尾、なんどにて鹿を吹寄侍る。必吹ば萬虫あつまるなんと申。是は疑べからざる也。他流の敦秋も量秋が弟子也。田樂增阿といひし者は、量秋が弟子也。早世の後は、敦秋に習て我圖を敦秋にいひ合せて定て畢。當世はやる尺八は此圖也。其後又頓阿彌吹ㇾ之、實には聞阿といひしもの調子にきどくなる者也。自身悟りしれる事、悉道にかなひ侍る。予に近付て因緣古事皆傳之。朝夕の知己



右尺八穴の名は長興宿禰記之畢

に哀深きもの也。昔にもありがたき耳也しぞかし。穴の中を取ことと予に傳ㇾ之。妙なる事共也。くゝみたるをつむるは安し、かりたるを直すはある間敷事を案じて直し侍る。歌口の上の兩方の角をいさゝか

切るべし。半律くゝむべし。又四つあけ一つあけの高音の聲をば、面の穴の一二の間を開て、穴の上をとるべし。押穴をば何れよりもかゝへてさのみとるべからず。あなの中取り過たれば音いで、安くてたもつ音のあやつりすげなく聞えてあしゝ、用に隨ひ手に隨ひておもく\として、ほしき程づゝ出るを吉といふ。下は少し上よりくゝみたるを吉とす。有二口傳一。しかも吹合するに三所合やうに切るべし。只穴の中にてしあはせ侍るべし。又いふ。後堀川院御代迄は、尺八にて樂を吹と有。其吹たる者不レ知レ之。又いふ、狂雲子といふ人作レ之。

自從切斷兩頭後　尺八寸中通二古今一　吹起無常心一曲　三千里外絕二知音一

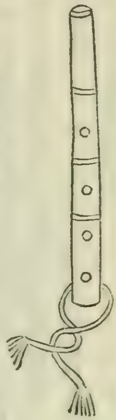
又

尺八章高圓穴連　彼尋出處宇治邊　一聲吹落西樓月　百萬軍兵聞不レ眠（一本作レ中）

右の圖如レ此注レ之。當時田樂我道之樣に申成事、一向に無レ謂子細也。增阿と申者は量秋が弟子に成て吹レ之侍る。量秋早世之後、弟子の敎秋に近付て、其後東山靈山鷲尾寺にて圖を直しはべる。雖レ然調子の事は敎秋悉く指南し畢。其吹樣も大方同樣なれ共、四ツあけとて指は三ツあけて双調には合なり。畢竟三指を明たるは下无調にて侍る也。仍て聞阿音律に絕妙の者也。其吹樣當時の人に相違し侍る事あまた有。其口傳音律に相叶心深重也。常に來て吹し事難レ忘者也しぞかし。末代有がたき事に覺侍る。以上體源抄のまゝに出す。淵鑑類函百九十樂部〔笛三〕曰、尺八。宋洪容齋隨筆、逸史云。開元末。一狂僧住二洛南回向寺一。一老僧令下於二空房內一取二尺八一來上。乃笛也。謂曰。汝主在レ寺。以レ愛二吹尺八一。謫在二人間一。此常吹者也。汝當回可三將レ此付二汝主一。僧進二於元宗一。持以吹レ之。宛是先所レ御者。此條又文獻通考に載。只孫夷中仙隱傳。房外然善吹二竹笛一。名曰二尺八一。將レ死。預將レ管打破。告二諸人一曰。可二以同將就レ壙。亦云尺八之爲二樂名一。今不二復有一。呂才傳云。貞觀初。祖孝孫增二損樂律一。太宗詔二侍臣一。擧二善レ音者一。王珪魏徵盛稱。才製二尺八一凡十二枚。長短不レ同。與レ律諧契。太宗召レ才參二論樂事一。尺八之所

レ出。乃見ニ於此一。無レ由レ曉ニ其形製一也。
管絃記曰。馬融狀ニ長笛一。空洞無レ底。剡ニ其上一。五孔。一孔出ニ其背一。似ニ今之尺八一也。
藝苑日渉云、尺八笛五孔。一孔出ニ其背一。孔各有レ名。一曰眞懷。二曰角鎌。三曰賢仁。四曰舌捍。後一孔曰ニ後言一。〔音杳〕。孔名見ニ豐原統秋體源抄一。〔割註〕統秋、應仁中樂官。〕夢溪筆談曰。笛有ニ雅笛一。有ニ羌笛一。其形制所レ始。舊說皆不レ同。周禮。笙師掌レ教ニ篪篴一。或云。漢武帝時。邱仲始作レ笛。又云。起ニ於羌人一。
後漢馬融所レ賦長笛。空洞無レ底。剡ニ其上孔一。五孔。一孔出ニ其背一。正似ニ今之尺八一。李善爲ニ之注一云。七孔長一尺四寸。此乃今之橫笛耳。太常鼓吹部中。謂ニ之橫吹一。非ニ融之所レ賦者一。〔割註〕灝按。李善所レ注。非ニ橫吹一。即風俗通。及說文所レ載。竪笛七孔者耳。但以レ此解ニ融所レ賦一則謬矣。〕

和漢三才圖會所載



洞簫（トウセウ）

同書云、按、洞簫未レ詳レ始ニ于何世一。唐朝盛用レ之。玄宗皇帝善吹レ之。長二尺或一尺五寸。長短不レ同。表有ニ四孔一。裏上有ニ一孔一。此非ニ樂器一。唯遊戲吹レ之和ニ謠歌一。本通ニ一孔一管附ニ綵絲一以飾レ之。本朝不レ好レ之。
同書、一說云、洞簫乃簫之無レ底者。



尺八（しやくはち）　竪笛　短笛　楊貴妃

同書云、和名抄載ニ律書樂圖一云。尺八〔割註〕謂ニ之短笛一。〕縱向吹者也。

又逸史云、唐明皇夢見三終南山廻向院布施有二狂僧一。尋至二其院一付レ之。上得二尺八一吹レ之。如二先所レ習者一。而玄宗好吹レ之。楊貴妃亦並吹。故呼二尺八一名二楊貴妃一。

又羅山文集云、唐太宗貞觀年中。有二起居郎呂才者一。善知二音律一。造二尺八十二枚一而獻レ之。太宗大喜焉。而奏二其樂舞一必用二尺八一。則其見レ重二於唐一。與二笙簫一何擇哉。又仙人第介然好吹レ之。

按、大軸長一尺八寸。故以爲二尺八一。其節間〔割註〕三寸、四寸、五寸、六寸。」爲レ序者最爲レ珍。中軸一尺四寸。小軸一尺二寸。

相傳中古有二宇治庵主狂雲子、一路叟者一。並避レ世之徒也。俱吹二尺八一。擇二奇生之竹一挑二截本末一。間二一節一上短下長。鏓二碉其中一。虛如二解谷一而無レ底。四孔在レ面。一孔在レ背。炳表點綵。晥レ裏順レ樸。大二於笛一。稍短而竪吹レ之焉。頃年有二大森宗空者一。善吹二尺八一。嘗手截二一管一。聲調適レ意。號曰二餘音一。蓋平日雖レ造二若干管一。然未レ有レ過二餘音一。故珍レ之矣。〔割註〕宗空或爲二宗勳一。」至レ今言二尺八一者。以二宗勳一爲レ法矣。虛無僧修行每吹レ之。其音極悲哀者也。

藝苑日涉云、〔割註〕村瀨之熙著述。」體源鈔所レ載尺八之制。凡六。曰黃鐘切。曰盤涉切。曰壹越切。曰變調切。曰平調切。曰新黃鐘切。切者國語云二調レ律裁レ管一也。蓋管之長短。依二律損益一。最短者爲二壹越切一。〔割註〕俗讀云二非都越祇黎一。」長曲尺一尺一寸。最長者爲二平調切一。長曲尺一尺四寸。近世所レ傳。唯壹越切之一管耳。余幼時猶有下善二此管一者上。今之尺八笛盛行。而壹越切遂廢矣。余家藏二一管一。全如二體源鈔所レ圖。此乃古所レ謂短笛耳。平調切長一尺四寸。以二晉後尺一按レ之。當二一尺八寸弱一。此乃古所レ謂尺八。而在二長笛短笛之間一。故亦謂二之中管一。或以二尺八一爲二短笛一者誤矣。晉劉龢東廂長笛四尺二寸。宗時樂府所レ用短笛。長尺有咫。宗官尺一尺四寸。略當二曲尺一尺一寸一。則短笛爲二壹越切一明矣。且遼史樂志。有二長笛短笛尺八笛之目一。尺八之外別有二短笛一。可二以見一已。在昔雅樂用二尺八一。中世以來古譜失レ傳。故世鮮下知二其詳一者上焉。


仙佛奇踪圖

職員令集解曰。大同四年三月二十八日官符云、定二雅樂寮雜樂師一事。歌師四人、儛師四人、笛師二人、唐樂師十二人、曰横笛師、曰合笙師、曰簫師、曰篳篥師、曰尺八師、曰箜篌師、曰箏師、〔割註〕一曰搊箏師。」曰琵琶師、曰方磬師、曰鼓師、曰歌師、曰儛師、以上藝苑日渉のまゝに出す。

仙佛奇踪第二卷云、簫史得レ道好吹レ簫。秦穆公以二女弄玉一妻レ之。遂教二弄玉一吹レ簫。作二鳳鳴一。有レ鳳來止二其屋一。公爲作二鳳臺一。後弄玉乘レ鳳。簫史乘レ龍。共昇レ天去。

政徳按に、此圖にのする處の物は洞簫か、體源抄に、上宮太子尺八を以蘇莫者を吹給ふ事をのす。其管今大和國法隆寺の所藏、今以猶存す。去る天保十三年六月法隆寺の尊像、江戸にてをがまれ給ふ時、此太子の管を政徳手に取て親敷見たり。今の尺八より細く長し。唯漢竹のほそきを切て孔をうがつ。歌口の處はすに切たる許にて、角など用ひず。かざりさらになく、不レ間して千載以上の物なる事しらる。されば、いにしへの尺八は、洞簫と長短ひとしからざる物か。又洞簫の異制か。猶可レ考。

四寸一分　四寸一分　三寸三分　一寸



和州法隆寺藏　上宮太子管　漢竹也

友人狩野棭齋の說に、今の尺八は、古の簫管にして、即ち篴〔割註〕篇海同笛。」の遺製なるべし。其故は、馬融狀長笛空洞無レ底。剡二其上五孔一。一孔出二其背一。似二今之尺八一也。〔割註〕管絃記笛依レ是。」又文獻通考。簫管之制。六孔旁一孔。加二竹膜一焉。是黃鐘一均聲。或謂二之尺八管一。或謂二之竪笛一。或謂二之中管一。尺八其長數也。後世宮縣用二之竪笛一。其植如レ笛也。中管居二長笛短笛之中一也。今民間謂二之簫管一。非二古之簫管一。〔割註〕笙管依レ是。」といふ。依ておもふに、尺八の名は李唐に始る。〔割註〕陳氏樂書、毛晋五色線、高僧傳、容齋洪氏隨筆、逸史、文獻通考。」といへども、其器は則古の筒簫にして、別に一器あるにあらず。唯孔の數古今不レ同也。古の制は六孔にして一孔竹膜を加ふ。此竹膜を加る一孔は、無

用の孔なるに依て、後世是を除て五孔に造るもしるべからず。又長笛賦に、本四孔加以レ一といふ說もあれば、古五孔の制も有しにや。又洞簫の目ある處には、必尺八の名を載せず。尺八の名あれば別に洞簫をしらす事なきを見れば、尺八は即ち洞簫の一名にして、其長數也。又南都東大寺の寶藏に笛有り、竹管、玉管、數種有。其管皆六孔也。故に村瀨之熈は、尺八に非ずして洞簫也といへどもうけがたし。此あげつらひおもしろし。

○伊勢物語の歌

伊勢物語〔割註〕三十九段。」に、昔西院の御門と申すみかどおはしましけりといふ條に、彼至螢をとりて、女車に入れたりけるを、車なりける人、此螢のともす火にや見ゆらん。ともしけちなんずとて詠る。

出ていなば限なるべしともしけち年へぬるかとなく聲をきけ

至かへし、

いとあはれなくぞ聞ゆるともしけち消る物ともわれはしらずな

此二首の歌、契沖の勢語臆斷には、出ていなばとは、螢を魂によせて、是が出ていなば限なるべしといふ也。夫に野べに至り奉らばといふ心もこもれり。ともしけちは、經に如二焰盡燈滅一といふは、佛の入滅し給ふをいへる如く、今み子のかくれ給へるを、螢の火のともしけちたるにたとへ、老たる人の死するはいかにせん、この宮せめてとしをだにあまたへさせたまへるかは、わづかに二十歲にさへたらせ給はで、うせさせ給へる事とて、別れ奉る人のなくをきけと、至に聞する也。かへしの歌の心は、なく聲をきけといふをうけて、げにもいとあはれになくぞ聞ゆる。但ともしけちとの給へど、眞如隨緣せる四大假合の火こそうすると見ゆれ。眞如の性に歸すればうする事なし。よりて消るものとも我はしり侍らずといふ心也、と見えたり。眞淵の伊勢物語古意には、こはいとむつか敷詠るながら、先ひとつの

意は、葬車を挽出て行ば、親王の此世の限りなるべし、魂つきて終り給ふも、大かたの齢へ給ふ後こそあれ。かく若くおはするをと、人々のなく聲をきけと、なまめく至にしめす也。かへしの歌の心は、或人いはく、なく聲をきけといふをうけて、げにいと哀になくぞ聞ゆる。されど螢火けちとの給へども、眞如隨緣せる四大假合の火こそ消うすると見ゆれ。眞如の性に歸すればうする事なし。よりて滅るものとも、われはしり侍らずといふ心也、と見えたり。宣長の玉勝間には、いでゝいなば限りなるべしといふ。いにしへの人も、か斗つたなき歌よみけるにやと見えて、歌の意をば論ぜず。政德按に、此歌の解、先達の說ども能ときえたりとも思ひ侍らず。眞淵の古意に、或人の曰とあげたるは、契沖の讀を其まゝにあげられたる物にして、別に眞淵のとき出されし說なし。此歌は記者の作にて、例のいりほかには有れど、天下の色好といふ源至が、車によりきてなまめくとかゝれたる文なるに、かくこと〳〵敷歌を詠出んもいかゞにか。又至のかへし歌も、かゝる處にて眞如隨緣四大假合の事など、經文を考て物むつか敷おもひめぐらし詠んもいかゞ也。おのれ今此歌を、古今遠鏡にならひて、俗語もて試にとかん、

　　いでゝいなば限りなるべしともしけち年へぬるかとなく聲をきけ

アレアノ御ほゝふりの御車が、今此處をいでゝいなば、夫ぞ此世の限りであらう。アヽ此宮は御年もまだ若いノニ、ともし火の消たやうに、俄におなくなりなされてかなしひと、アレあの樣に人々がなく聲をおきゝなされ。サテモあはれな事ヂヤ。あの樣に人はかなしむ中に、おまへは私の車によりきて、イヤラシキ事をいはるゝは、あまりに似げなき事よ。チトオタシナミナサレ、といふ意を含ませて、至をはづかしめてよめる心にはあらずや。至かへし歌、

　　いと哀なくぞきこゆるともしけち消る物とも我はしらずな

ナルホドおほせの如く、あの樣に人々がかなしんで、アレなく聲が聞えまする。誠に人といふものは、

老若によらず、アシタモしれぬはかなきもので、コロリト死ますれば、アトカタモなく、燈火の如く消てシマイますれども、今私がそなたをおもひそめたる胸のほむらは、いかでか消る事のあらん。ヨシヤ私が身は死まして消うするとも、カクおもふ思ひの火ばかりは、いか程立ても消る期の有らんともぞんじませぬ。アヽシンキ、といふ意にて、かへしたる歌の心にや。かく二首共戀の心にとかでは、末のくだりに、天の下の色好の歌にはなほぞありける。といふ文意にかなはず。さればこの歌を悟りがまま敷心にときては、此文に至りて、さらに説べきよしなし。かゝる御はうふりの中にも、女車と見て寄り來てなまめくこそ、色好のこゝろにはあれ。よく〳〵前後の文章をかうがへ見れば、自解しうべし。

○燒畫

近き比、世の人々もてあそぶ燒畫といふもの有。其わざは、さゝやかなる泥鏝の如き物を火に燒て、そを筆にかへて畫をかくなり。紙は奉書紙などよし。又桐の板などにもゑがく。其妙筆もてゑがけるが如し。鳥獸草木、人物山水、心のまゝに焦たる記の濃淡をもてわかつ。絹にはえかゝず。絹はこがるれば損じ安きをもてなるべし。此わざ近き世のものかとおもひしに、信實朝臣の今物語に、やんごとなき人のもとに、今參りの侍出來にけり。やき繪をめで度するよし聞えければ、前に呼て檀紙に燒畫させけるに、何をやき侍るべきといひければ、水にをしをやけといはれけるに、うちうなづきて、

水にはをしをいかゞやくべき

と口ずさみけるを、主聞とがめて、同じくは一首になせといはれければ、かいかしこまりて、

波の打岩より火をばいだすとも

といへりければ、人々みなほめにけりと見ゆ。されば燒畫といふもの、古くよりあれど、むかしより有とは誰もおもひえず。

○萬葉之歌

振別之髪乎短彌青草乎髪爾多久濫妹乎師曾於母布

萬葉考の四に、此歌を翁の解に、いとなき女兒の長き髪をうらやみて、かつら草と名付て、若き草をおのが髪にゆひそへなどする事、今も有といはれしは、いかにぞや。政德按に、いにしへなりとても、女兒の長髪をうらやみて、髪に草をそへてゆひたがねん事有べしともおもはれず。此歌心は、女兒のふりわけ髪のいまだのびず、いと短き故、我髪のいつかは長くのびてたく計にならんと、うら山敷思ひてなすわざなり。今の世もひゝな草などいふ長くやわらかき草を取りて、こまかにさきて髪の如くなし、夫をさま〴〵にゆひて遊ぶ。こはおのれが髪の早く長くのびて、此如くゆひて見たしとおもふ心よりなす遊び事也。いと後のものながら、爲忠前百首に、

思ふとはつみしらせてきひゝな草わらは遊びの手たはぶれより

此歌などをおもへば、女兒のひゝな草など取りて、髪のごとたがねて遊ぶ事、古もあり今も常にありて、めなれたる事也。其遊びなどなしたる妹も、今ははやおとなびたらん。其妹をぞおもふといふ歌の心也。草を髪にそへてたがねんことは、昔も今もさる事はなし。こはこゝろみにいふのみ。

天野政德隨筆 終

淩雨謾録

凌雨漫錄序

この漫錄は、あるやんごとなき君の、文よみ給ふからに、ふづくゑのほとりなるほうごに、かきつけ玉ひしを、をのれゆゑありて、このきみにちかくまうで、まみえたてまつれば、あながちに、こひたてまつりて、うつしおき、ものつゞるたすけになしはべるなり。されはことのしりへになり、さきになりぬるは、このよしなり。このごろはらからとちぎる可亭のぬしのこふにまかせて、はしがきをくりまいらするになん。

藤なりかた

凌雨漫錄目次

凌雨漫録

著者不詳

○金　山

金山の掘口を鋪口(シキクチ)ともいふ。又は眞府(マブ)ともいふ。吉日をゑらみ、神祭をして普請にとり掛る也。金山の働き人を下財(ゲザイ)といふ。凡金銀銅鐵通じて金山といふ。我が朝に金(キン)の出る事は、人皇四十六代孝謙天皇勝寶年中に、はじめて陸奥國より掘出す。銀は人皇四十代天武天皇の御宇、始て對馬より掘出す、銅鐵は神代よりありと云傳ふ。

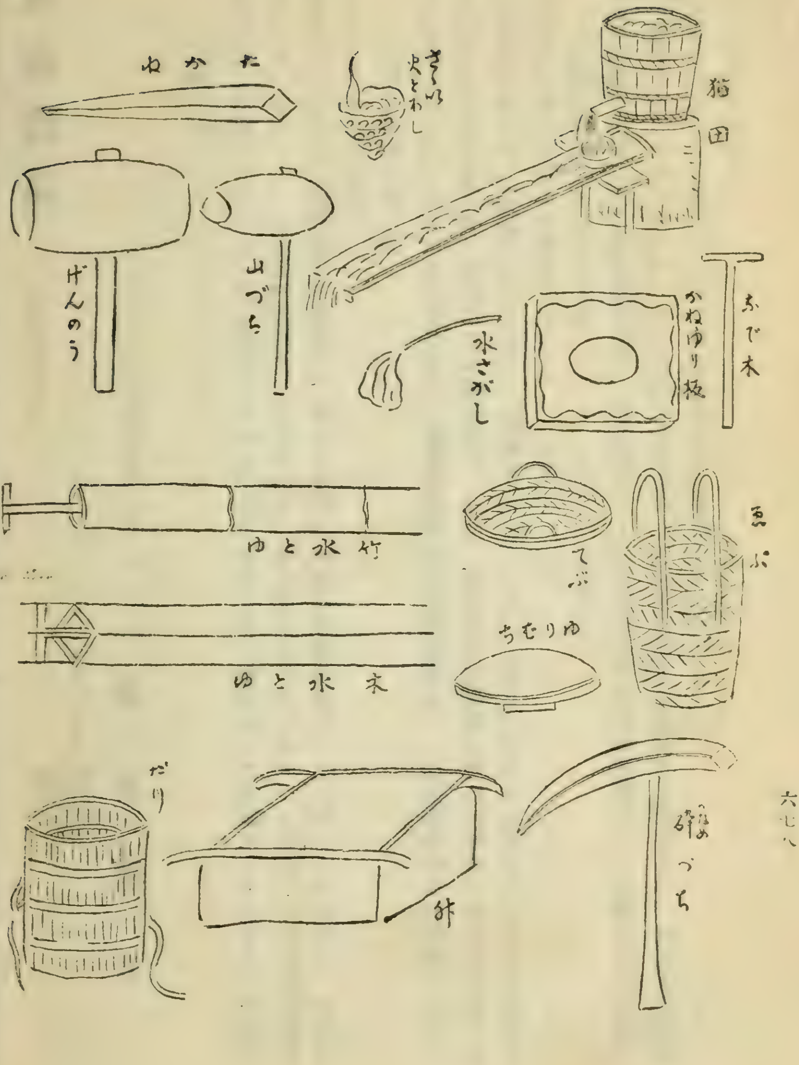
○銅山諸色の渡し方

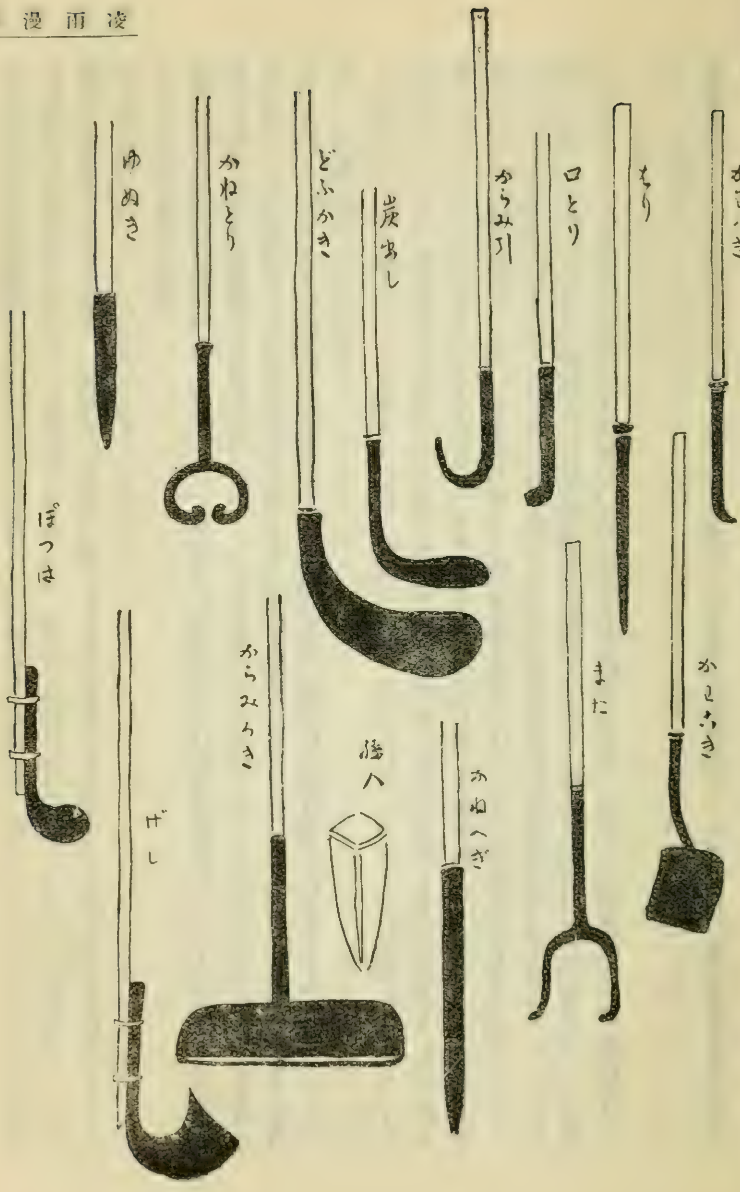
銅山諸色の渡し方、山口に假屋をかまへ、金銀米錢炭薪味噌鹽油醬油、一切世帯方の入用を整へおき、山の働人に割賦(ワップ)し遣す也。東國にては是を臺所といふ、西國にては勘場といふ。銅山一切の入用物この所より渡す也。依レ之諸商人多く入來り、其賑ひ市のごとし。下働きするものゝ妻子は、是より錢金をうけ取て、其いとなみを辨ず。

○銅山鍛冶及山役人の名稱

銅山鍛冶鋪(シキ)の中にて用る道具數多あり、皆山にてこしらへる也。故に鍛冶屋を立て其職人をかゝえ、新に道具を拵るのみにあらず、そこね損じたるを直しつくろふ也。○山の役人數多あり、鋪役人○床屋(トコヤ)○手子(テゴ)○山留役人○燒出(ヤキダシ)○鈄持(ハクモチ)○鍛冶○釜大工○素吹(スブキ)大工○間吹(マブキ)大工。

○金山諸道具


たかね
猫田
げんのう
山づち
かねゆり板
ふで木
水さがし
竹水とゆ
てぶ
ゆりむち
木水とゆ
だり
砕づち


かこへぎ
ちり
口とり
からみ刀
炭出し
どふかき
かねとり
ゆぬき
ぼつは
かこふき
また
かねへぎ
からみかき
げし

金山諸道具は金銀銅鐵通して金(カネ)といふ。いはゆる金は黄がね、銀は白金、銅は赤がね、鐵は黒がね、鉛は青がね也。いづれも製方に少しづゝかはりあれども、大やうは同じ事也、金をほり入る穴を鋪といふ。鋪より掘出したる鈄を碎て、燒釜にてやき、湯にわかして丸金に仕上る也。此所を床家(トコヤ)といふ。夫々に用る道具圖のごとし。此道具を通して床屋道具といふ也。

○金銀銅鐵の掘方

金銀銅鐵みな掘方は同じ、仕上は少しづゝ違ひ有。金を掘入る口に四本柱を立て、上と右左りの三方へ亂杭(ランゴイ)を入るゝ也。此亂杭を矢(ヤ)といふ。三方ともに矢の數は十六本づゝ也。上の矢の上にわたす木をけしやう木といふ。此鋪口を四つ留といふ。此わきの方に風廻し口を明る也。是はいき出し也。是にて鋪の中へあかりをとる也。水ぬきを大切口といふ。役所小屋、掘子の小屋は鋪の外にあり。

○金　山

金山鋪口より段々掘入り、上と兩方とには、皆鋪口の如く矢を入れて土石のくづれぬ樣にする也。下財(ゲザイ)は皆頭をつゝみ、腰に圓座をつけ、さゞゐがらに油を入れ火をともして持ゆく也。此あかりにて働く也。風廻し口なければ此火ともりがたし。叉水のわく時は、戸樋(トヒ)にて水を引上、大切口へおとす也。金掘鈄石をとればゐぶ引はこび出す也。石目とて大金ある所は、げんのうにて打はづす也。掘出したる鈄石を碎て石臼にてひき、から臼にてつき、猫田ながしにかけて、其上を板ゆりにかくる也。此働人は賃をとらず、衣裳にしみ付たる金の粉を取て、其日の營とする也。昔はとぢ金とて、黄金一かたまりかたまりにたるが出けれども、今は稀にて只鈄石斗り也。いにしへ陸奥にて、こがね花さくといへるはとぢ金なるべし。

○銀　山

銀山も掘出したる鈄石を打ち碎き粉となし水にてゆる也。金山の板ゆりのごとし、但し銅は水ゆりにす

る事なく、すぐに燒釜にてやく也。淘汰の仕樣は、半切桶に水を汲入、くだきし鉑を鉢に入、水にてゆれば、土石は皆半切桶の水に落て、銀は鉢の中に殘る也。火鉢は金山の板ゆりと同じ事也。

○銅山

釜家といふは、銅山より掘出したる鉑石を、爰にてくだき燒釜にてやく也。○唐土にては銅を重寶する事、漢書に見えたり。律暦志に曰く、凡律度量に銅を用る者は、其物たる至精にして寒暑燥濕の爲に節を變ぜず、霜露風雨の爲に形を改ずとあり。依て唐船賣買の交易に銅を尊ぶと見えたり。

釜屋にて燒たる銅を湯にわかし、丸銅に仕上る所を床家といふ。銅を湯にわかす時、銅上に吹出たるものをかわをりといひ。又底にこりかたまりたるをとこじりといふて二品有。又石土の湯になりたるをからみといふ。又どぶともいふ。わかしたる銅をひやす處をどぶがといふ也。

○鉛

鉛は、說文に曰く、鉛は靑金なり、錫の類と云々。管子に曰、山上に鉛あれば其下に銀あり、山上に銀あれば其下に丹ありといへり。此丹は丹砂とて朱砂の事也。〔割註〕則辰砂也。辰砂とは辰州の朱砂といふ事なり。辰は州の名、此國の丹砂すぐれたり。」今の繪の具に用ゆるものは、別に鉛を燒て拵る也。又白粉も鉛を燒て製するなり。各製法あり。

鉛は山より掘出し、湯にわかして流せば竿となる也。土形を拵へ底に筋を付て、その上へわかしたる鉛を流す也。

○眞鏽

眞鏽（マブキ）といふは、銅より白め、売實（カラミ）をぬき取て正味斗りに仕上て、うす銅にへぐ也。ふいごは二挺ふいご也。歌にまがねふくと詠るは、眞鏽の事なるべし。古今集大歌所の御歌に、

まがねふくきびの中山帶にせる細谷川のおとのさやけさ

吉備の中山備中なり。今もくろがねを出せり。

○山神祭

山神祭は山口に所をゑらみ、社を勸請し、神は各の願によりて定りたる事なし。祭の日は京大坂より芝居見せ物などをよびよせ、いと賑やかに祝ひ祭る也。近邊の在々村々より參詣の男女群集し、諸商人多くあつまり、其賑ひ大社の神事に異ならず、神前にて必ず神事相撲あり。祭は九月九日也。

○南蠻鞴（ナンバンフイゴ）

南蠻鞴とは、たゝら壁につけはぐちをして、二挺ふいごにてふく也。銅より鉛をしぼりとるに用る也。金山の下財共、辛苦して寶を掘出しての世わたり、只おのれが口を養ふのみ、多分の利はみな金山司（ヤクニン）のものとなれり。唐の羅德が詩に、採(トリ)二得(エテ)百花一成(ナシテ)レ蜜(ト)後。不レ知辛苦爲(ニカ)レ誰(カ)甘(キコトヲ)。といへる蜂の身の上と同じ。

○鐵

鐵は鐵山より掘出したるを、土ながら水に流して鐵をとる也。淺き流れ川に莚を敷、その上へ掘出したる山土を流しかくれば、鐵は莚の上にとゞまり、土は、みな流れゆく也。石見、備中、備後の三ケ國多く鐵あり。備中にまがねふくとよめる歌のあるは、延喜の御宇まで、備中より多く黄金を掘出したると見えたり。〔頭書〕眞金とは鐵のことなり。黄金はこがね、くがねともいふ也。」

鐵はふいごにては湯になりがたし。故にたゝらにてわかす也。

ひとすぢにはげむ心のちからなれまがねもつゐに湯とぞなりける

まがねふく賤のいとなみいとまなや身のいたつきもおもひしらずて

○紺青綠青

紺青綠青は、銀山銅山の精氣より出生するなり。慶長年中、攝州多田の銀山より掘出し、夫より諸國に

多く掘出す也。その以前は、唐より渡る斗にて、日本には掘事なし。但し元明天皇和銅六年、上野國より紺青を獻じ、朱雀院長久二年、播州より紺青を獻じたる事、扶桑略記に見えたれば、昔より我國にある事知べし。製法は山より掘出したるを、碓にて碎き水飛するなり。

○佐渡國方言

佐渡國方言、めぐすり花、〔露草の事〕、○ところてん花、〔なでしこ〕、○ばいた、〔芹〕、○びいさま、〔美人又富貴の人のむすめ〕、○かんざう、〔愛子〕、○やぶつ、〔夜具〕、○しどう、〔あいなめ〕、○あへもの賣、〔干魚賣〕、○はちめ、〔もうを〕、○しみ、〔氷〕、○をごる、〔醉狂口論の類〕、○てきなひ、〔せつなしと云事〕、○しばらく逢たい、〔一寸逢たひ〕、○げら、〔木履〕、○水をとる、〔酒のかんをする〕、○刺草、〔江戸よりをくる古衣ぼろの類を、こと〴〵くさしつゞりて着す、是を刺織といふ、刺草は未製せざる前の名也〕。

○蟬丸を延喜帝の王子也といふに就いて、水戸學士の一說

蟬丸を延喜の王子也といふに付て、水戸學士の一說有。唐南朝帝の諱を延基といへり。延基の三男襁褓の時より啞にて、その上目しひたれば、終に是を相關といふ所に廢し給ふ。此子の名を彈兒といふ。如何となれば、幼年より瑟を彈ぜり、故にかく名付し也。今此事によりて日本の蟬丸の事を考るに、延基と延喜とキの字音通、彈と蟬と字形相似たり。相關と相坂の關と相似たり。延喜の子を捨させ給ふと彼是同意也。恐らくは昔の人、唐の元帝の古事を書たる物を、日本の物と見あやまり書傳へしなるべし。彈兒のことは、古史考卷三十一に見えたり。又扶桑仙歌集の中に、蟬丸は山科のあたり賤の男の子にして、幼年より糸竹をこのみ、大宮人に立交り、流泉などの曲を傳へしとぞ。後家貧ふして相坂の邊りに小庵をしつらひ、往來の人のなさけにて露命をつなぎしとあり。これやこのは此時の歌なりと云々。

○茄子を貯ふる法

茄子を貯ふる法は、胡麻油を瓶の中へ多く入れ、是に茄子を浸し、ふたをしてよく〳〵目ばりをなしをけば、冬より春を越し夏までもかはる事なし。扨又、油はよく〳〵煮てはねやみたるとき、卸し遣へば元の如く也。

○大根おろしを貯る法

大根おろしを貯る法は。何月にても大根の辛きものをおろし、水にひたしうは水をこぼし、日にてかはかし、よく〳〵乾たる時。薬研にて粉にしてふるひ。袋に入れ置、何どきにても出して、水にてねり遣へば、生よりも辛辣也。

○酢の効能

或小児咽に籾を入れ、跡へも先へもゆかず。其内にはだん〳〵奥へ入る様にて、苦しみいかんともなしがたく、すでに絶んとす。醫師さま〴〵の藥を盡せども、更に出ず。折ふし商人來りて、此よしをきゝ、いそぎ酢をにたてゝ、あつき所を猪口にてのませければ、籾は難なくのんどへ入りける。はや胃中へ收まりて消化すれば害なし。笹などをくはへ、咽へかくる事あるもの也。これらも酢にて通るべし。

○蝮蛇にさゝれたる時の心得

蝮蛇にさゝれたるは、さま〴〵藥あれども。もし急なるときは、煙管を紙よりにて通し、脂を多く螫口にすりこむべし、忽ち腫ひく也。

○臭穢を防ぎ疫癘の傳染を防ぐ法

すべて死人の口數經て臭はなはだしき、又は疫癘の家にゆきなどするには、鼻に萞麻子の油をぬるべし、惡氣に感ぜぬ也。檢使に行有司など、此法を祕授してよし。又蘇合香を鼻口にぬるもよし。もし手づから臭穢の甚しきものを觸れ、沐浴などするかのときは、大蒜を切て鼻へせんにかひ、口にもふくむべし。呉又可のいふ萬病口鼻より入るとは宜なる哉。傳染病の感ずる始は皆口鼻也。

○土瓶の底ぬけを治する法

土瓶の底ぬけたるをばせしめ漆にてつくべし。夫よりはいか様の烈火にかけても破るゝ事なし。又新調のとき、わざ〳〵底をぬき右の如くにしてよし。ひゞの入たるときは、生姜の絞り汁を中に入れ、底よりひゞの所へセシメ漆を多くすり込べし。生姜にて内へ吸込なり。かくの如くすれば、いか様のつよき火にてもわるゝ事なし。

○髪結、駕舁はトヤを患ふ

髪結、駕舁も又此トヤと稱するものを患ふ。其症候遊女と違ふ事なし。倩此原を勘ふるに。駕舁も、髪結も初年の内は腰部にのみ凝て、こゝに一箇の病根を生ずればなるべし。遊女は勿論の事也。腰部の病多く上衝しやすし。因て髮鬢脱落に至るもの也。又此部より頭へたゞちに行く所の道ある事知べし。

○二十日草

牡丹を二十日草と稱する事、白樂天の詩に、花開花落二十日。一城之人皆如レ狂。といへるより名付しなるべし。

○和蘭人我邦に通ずる始

和蘭人我邦に通ずる事古書に見えず。舊記を考ふるに、慶長二年始て肥前平戸に來船す、そののち長崎に商館を玉はり交易する事は、寛永十八年辛巳をはじめとす。

○ゲイツルの馬術

德廟かれが諸術に事精なる事をしろしめし給ひし由にして、享保の頃「ゲイツル」といふ、馬術に長ぜるものを召れ、三年の間とゞめ給ひ。濱御殿に假の居宅を玉はり、厩司〔割註〕御馬方、」斎藤氏をして、その術を學ばせ給ひしよし、今にその法傳はると也。

○青木昆陽

文延享の頃、蘭學修行のためとして、青木昆陽〔割註〕俗稱文藏、御書物奉行をつとむ、いはゆる甘蔗先生、處士なり。」をして崎陽に遊學せしめ給ふ。昆陽命を奉じてかの地に至り、西吉雄等の譯家につひてその事をなす。

昆陽子ある時嘆じて曰く、凡そ罪有て死刑にあらざるものは、遠く島嶼に放流す。是その天年を終らしめんと也。然るに孤島五穀少なくして、常に海產木の實を以て食に給す。故にその餓死をまぬがれざるものまゝあり、いたましき事也。おもうに白穀の外、穀にあてべきもの蕃藷にしくはなしとて、則ち官に陳、さつまいもの種を薩摩より求め、試に是を御藥園のうちにうゑたるに、則極めて蕃衍す。是に於て蕃藷考といふ書面をあらはし。是に種藝の法をくはしくしるし板行にして、蕃藷の種子にそへて諸島幷諸國へ送り遣すに、いまだ數年ならざるに、何國も種ざる所なく、今に至り上下是を食し。歲みのらずといへども、民すみやかに餓ざるものは、實に先生の惠なり。

〇橘千蔭の長歌並短歌

妙法院の宮のおほせにてうた奉りける時に、そえて奉れる長うたみじかうた、　橘　千蔭

せく水の、すみだ川原の、しもつせに、すむなる鳥の、みそらゆく、つばさなければ、おのがなの、みやこ戀つゝ、あらたまの、としをあまたに、過しきぬ、いでや古へ、とりがなく、あづまのはてのひなにして、そのくにぶりを、うたへりし、ためしあればと、むさしのゝ、あらのゝすゑの、かりつめし、ことのはぐさの、いかなれば、あまつくもゐの、あなたまで、きこえあげゝん、しづたまき、いやしきみをも、すてまさぬ、おほせかしこみ、にげみづの、にげかくるべき、よしのなく、ほりかねの井の、ふかくしも、おもひめぐらし、ふづくゑに、よるとはすれど、おのがなの、おひのさかさえ、くはゝれば、わなゝかれぬる、みづぐきの、おぼつかなさも、こづみよる、みぎはになれて、たまかつぐ、ふちだにしらぬ、すさみをば、いかゞはせまし、しかはあれど、かゝるみよにし、

ながらへて、このひとふしに、あひにける、わがみのさちを、なにゝたぐへん。

かゝる瀬もあればあるよにすみだ川ながらふるみをなにかこちけむ

○姫

姫は周の姓なり。周の婦人は德すぐれて諸國よりも尊し、この故に婦人の美號とす。後すべて婦人を姫と稱せり。

○蝴　蝶

胡蝶と呼ぶは、蝶は鬚うつくしければ名付たり。胡は髭のうるはしきをいふ。

○梁　塵

梁塵とは、漢に虞公といふ人ありてよく歌をうたふ。虞公聲を發すれば、梁の塵をおこさしむ。故に歌謠を賞して梁塵といふ。

○暢、操

およそ琴曲和樂して作りしものは、名づけて暢といふ。憂愁して作りしものは、名づけて操といふ。

○琴の名器

齊の桓公の號鐘、楚の莊王の繞梁、司馬相如の綠綺、蔡邕の燋尾。みな琴の名器なるもの也。

○椒　房

皇后を椒房と稱し奉る事は。皇后の御座所には、壁に山椒を土に交てぬりこみし故事より、かく稱し奉る也、椒は濕なる性にして惡氣をさけ、及び實の茂て生ずるものなれば、皇子多からん事を祝しける也。

○柔術の始

日本拳法〔柔術也〕の始りは、正保年中陳元贇西久保國正寺に於て此道を敎へ傳ふ。其時此術を學びて道

を盡せるものは、福野七郎左衛門、三浦與次右衛門、磯貝次郎左衛門の三人也。みな薩摩の人也。陳元贇は明の虎林の人にて、號を既白山人といふ。亂をさけて日本へ來り尾州に客たり。萬暦崇禎年間の人也。萬暦崇禎は日本の萬治の頃也。〔割註〕國正寺後二本榎にうつる」〇頭書に云、藍川員が譚海に王道元といふ歸化人、始て柔術を傳るよしを記せり。」

〇忍ケ岡

寛永寺〔東叡〕の地、舊名忍ケ岡と云。山王祠より淸水堂に至るまでは、羅山〔林道春〕の拜領屋敷のうち也。此あたりの櫻、道春の植ゑられしよし。春齋櫻峰記に曰、櫻峰者何也。忍岡別號也。滿岡之櫻先考所レ栽也。〔割註〕春齋は道春の子也。」又山王の傍に稲荷の小祠有。古老倘呼で林稲荷と云。

〇十炷香

十炷香　四種〔割註〕一二三有試、客無試一包。」都テ十包〔割註〕試三包、試トモニ四包。」

試終て十炷まじへ出す折居入る。

記錄後開　客〔一人利二點〕初の客、終の客を利くを初客捨客といふ。可美なり。

十炷香之記〔割註〕九思一言之記トモ、三葉一花之記トモ。」

、、、、　二三一ウ三二二一三一
、、、、　一一三ウ三二二三二一　六
、、、、　二ウ一一三二一三二三　四
、、、、　二一二一三二三三一ウ　三
、、、、　三一二二一三一ウ三二　一
、、、、　一二三一ウ二三一二三　二

月日　何亭

○くすの木並に樟腦

くすの木といふもの二品あり。樟は木の心赤黑く香つよし。楠は香少なし、木の心赤黑からず。是には大木多し、朽て岩となる也。樟腦は樟の根をはつり取て、そのこけらを釜にて煎じるなり。小屋の內に釜を二十四かけ、二通りにする也。一通りに十二釜づゝ、せなか合せにして間三尺ばかりあけ、其間を往來するやうに拵へる也。釜のふたは鉢也。釜と鉢との間に土をぬりて、いきの出ざるやうにする也。そのふたへたまりたる露則ち樟腦也。

○利休居士

利休居士姓は田中、名は宗易、始與四郎といふ、泉州堺の人也。魚をひさぎて業とす。其先祖室町家につかへ千阿彌と稱す。依て千氏となる。風流をたつとび、春屋古溪の二師に從て剃髮し、自ら宗易と改む。茶道を武野紹鷗に學ぶ。豐臣太閤宗易の茶道に委しきを聞しめし、召て茶の事をつかさどらしむ、本邦茶道の盛んなる事、此時をすぐれたりとす。天正の帝勅して利休居士の號を給ふ。天正十九年二月二十八日死。〔割註〕生年未詳、七十有餘と云。」堺龍興山南宗寺に葬る。今大德寺中聚光院にも又葬あり。

○芭蕉庵桃青

芭蕉庵桃青、初藤堂の嗣子に仕へて松尾忠右衛門といふ。嗣子秀吟に學ぶ。忠右衛門も附て學ぶ、寬文六年嗣子卒す。忠右衛門悲歎剃髮して甥に家を讓り雲水す。風羅坊、泊船堂の號あり。

○榎本其角

榎本其角、〔割註〕榎本は母方の姓也。」本姓は竹下、〔割註〕一に竹內といふ。」父を東順といふ。江州堅田の人、某侯の醫官たりしが辭して遁世す。和歌連俳を由良八郎左衛門に學ぶ。元祿六年八月廿八日死す。其角幼名源助、延寶の初芭蕉の門に入。〔割註〕此時十四五歲。」儒を寬齋先生に學ぶ、醫を草刈某に

學び、醫道の名を顧哲といふ。詩を大巓和尚に學び、書は佐々木玄龍に學び、畫は一蝶に學ぶ。曾て堀江町木履屋の裏に住て狂而堂と號す。貞享の頃嵐雪、〔割註〕服部彥兵衞。」破笠、〔割註〕小川平助。」等同居せしよし。此後度々卜居せし也。和漢文集に、其角の號雷柱子と云。類柑子に、渉川とあり。又、狂雷堂、六藏庵、善哉庵、文合庵等の號あり。畫名を蓍子といひしは、折にふれての戲號なるべし。寶永四丁亥二月晦日歿す。年四十七。二本榎上行寺に葬る。法名喜覺居士、又深川森下町長慶寺に碑あり。自畫無眼の達磨をうづむと。歿せし頃茅場町に居住せしよし、徂徠翁と同町の事人の知る處也。

〇蠶桑の始

搜神記に曰く、上古の時、ある人遠く旅行して、家に一人の娘と馬を殘し置けり。此娘馬に戲ていふ、汝わが父を迎へ來らば我汝に嫁せんと、馬則ち何處ともなく失去り、頓て父を伴ひ還りける。其後馬娘を見ては大に怒る故、父怪て問ば、娘逐一(ツブサニ)を答ふ。父大に怒て馬を殺し、皮をはぎ晒し置けるが、娘其皮の所へ行けば、俄に足すくまりけるを、此皮娘を卷て飛上りけり。其後大木の枝にかゝりてありけるが、女も皮もこと〴〵く化して蠶(カイコ)となる。因て其木を名付て桑(サウ)といふ。桑は喪(サウ)也。是蠶桑の始也。と事物紀原に載せたり。

〇難字のしるべ

イ　鰦(イシブシ)〔琵琶湖の魚也〕、鬱悒(イブセキ)〔心の〕、白兎藿(イケマ)〔藥草〕、礦古炭(イシバイ)、磨礱〔石臼也〕、晦氣(イマイマシ)、眉兒豆(インゲンマメ)、海參〔煮海鼠〕、望潮魚(イヒダコ)、顋(イセル)〔ぬい物の〕、鍍金(イツカケ)

ロ　盤纏〔路銀也〕、落頭民〔ロクロ首、蟲頭民とも、戸頭蠻とも〕

ハ　秣頭〔鉢卷也〕、靑頭菌〔初茸也、糖蕈同〕、鰕虎魚(ハゼ)、發落(ハカラヒ)〔物をはからふ也〕、邏所〔番所也〕、外套(トウ)〔羽織也〕、古貝〔ばんや〕

ニ　……………

ホ　釦〔ボタン、小はぜのるい〕、蚶〔瓦屋トモ、専車トモ〕、都之江東〔本所〕
ヘ　漫書〔鳥ノ〕、片長〔少々得たる滿備せざる藝なり〕
ト　土諸〔山のいも〕、正水絲〔染色也〕、正銀紅〔同上〕、閃緞〔純子也〕、穏婆〔とりあげばゞ〕、瓊脂〔心太也〕、賽月〔燈籠也〕、刺牌〔富の札也〕
チ　滿〔ちやん、やに也〕、拂林狗〔狆也〕、皺紗、艸石蠶
リ　…………
ヌ　粃醬
ル　…………
ヲ　隱坊、深油綠〔染色〕、壁樋、四方白、箍桶匠〔桶屋〕、承華渡〔あさ草〕
ワ　裙帶菜、蕣菜
カ　鰍〔琵琶湖の魚なり〕、大葉櫟〔木の〕、鉛錘魚、鷄蛋糕〔菓子〕、老虎黄〔染色也〕、那首〔彼處也〕、黄獨、木魚、青魚子、改機〔絹の〕
ヨ　依剛〔物によそへるなり〕、鷄兒腸、瀧仙酒樓〔吉原〕
タ　擔不歸、黑太陽〔炭の〕
レ　…………
ソ　…………
ツ　茅花、引光奴〔ツケギ也、火片とも〕、接柄〔三絃〕
ネ　正墨色〔染色〕、螺轉〔金もの〕
ナ　砂噀、豆黄〔納豆汁〕

ラ　來牟〔來は小麥、牟は大麥〕

ム　白頭翁〔むく鳥也〕

ウ　姥櫻〔うばざくらとは葉のなきゆゑに名付たるなぞ也、しほがま櫻は葉間ハマにさくといふなぞ也〕
淡月白〔染色〕、象牙色〔同上〕、淺蘭色、土當歸〔野菜の〕、湯餅

ヰ…………

ノ…………

オ…………

ク　紫糖〔くろざとう〕、棕色〔染色〕、核桃仁〔菓の、又油核桃とも〕、胡頽子〔菓の〕、烏頬魚、水慈姑〔くわい〕、都留絹

ヤ　山水鮭〔湖の魚〕、祖香色〔染色〕、楊子干〔八代洲河岸〕

マ　萬木髓、廻垂器〔道具の〕、黄香〔松やに〕、鹹蓬〔野菜の〕

ケ　監押〔警固也〕、金鶏潤〔けいせいがくぼ〕

フ　不賀比〔鮒のふと鯔のかと鱺のひとを合せて、そのかたちとする魚也、琵琶湖にあり〕、藕合〔染色〕
海鰱魚、人狗〔人の〕、穀嘴瘡〔面に出る〕、麪筋〔麩〕

コ　乳糖〔氷さとう〕、深月白〔染色〕、燕尾靑〔染色〕、石靑〔染色〕、金汁行〔糞とり也〕、犒金〔小判〕、褐腐、牛尾魚、古佛原〔こつがはら、千住〕

エ　狗母魚、海鰩、燕市〔江戸〕

テ　絃手〔琵琶の〕、正鐵色〔染色〕、屈戌

ア　蜜〔食物の〕、窩絲糖〔菓子の〕、醬色〔染色〕、魚白〔同〕、承霤〔家の〕、麥葱〔やさいの〕、黑菜、方頭

魚（黄稽魚同）、華臍魚、魁蛤（あかがい）

サ　樂々波、鷺（行列の）、樹衣、糖東西、聖德默（布の）、綱（同）、鐔魚、拳螺

キ　秦吉了（きうくはん鳥）、魚味の祝（小兒初て魚を喰ふときの祝也、眞菜の祝はくひぞめ也）、玉東西（酒を云）、技癢（凡技藝ある人は、自らをさへることあたはず、かゆき所有てこらへられぬがごときものなり）

ユ　巻丹（百合也）

メ　…………

ミ　筒輪（水車也）、旱芹、珉脚子（耳かきなり）、不見辛（昆布に山椒を包たるもの也、辛きや否や見えざるゆへに名く）

シ　貼裡（衣の）、當商（質屋也）、使臣房（御用やどのるゐ）、八絲（繻子也）

ヱ　…………

ヒ　寒具（干菓子也）、捲胎匠（挽もの師）、駃歩（飛脚也）、休書（ひまの狀、離別狀など也）、羊栖菜日香

モ　望姓、正宮綠（染色）、嬌紅（同）、欵待、標識（定紋、又は合印）、吉貝布

セ　…………

ス　紫花地丁（草の）、古銅色（染色）、澄江（隅田川）

○茶

茶は人皇八十二代後鳥羽院の御宇、京建仁寺の開山榮西禪師、渡唐して茶の種を持かへり、筑前背振山に植る。是を岩上茶と云ふ、また栂の尾明惠上人に、その種を參らせられしを、上人宇治と栂の尾に植

らる。今梅の尾は絶たり。〔割註〕榮西禪師仁安三年入唐、建久二年歸朝。」

茗（ベイ）　檟（カ）　荈（セン）　蔎（セツ）〔割註〕みな茶の異名也。」

茶の字艸入木に從ふ、艸人木（ジンボク）と書はあやまりなり。平賀鳩溪の物類品隲に曰く、按ずるに伊豆深山中に自然生の茶多し。是古へより本邦此ものあれども人知ずして、漢土より種を傳へたると見えたり。

名醫類案に、沈誠莊茶を以て肅王の疾を治する事を載す。何喬遠名山藏に云、西蕃は中國の藩籬也。秦蜀茶を産す。茶の性能く通利し。陶膈底滯の氣を疏す。西蕃の人乳酪をたしむ。茶を得ざれば則ち困んで以て病む。七修類藁人にも、また此事を載ていふ、蓋し彼れ茶を欲して得ざれば、腫病を發して死す。麝香を欲して得ざれば、蛇蟲毒をなして不麥なしと。滴露漫錄に云、茶の物たる西戎吐蕃古今みなこれをあをぎ給す、その腥肉の食、茶にあらざれば消ず、青裸の熱茶にあらざれば、解せざるを以てなり。是山林艸木の葉にして、國家の大經にあづかり、かゝる諸書に記すところ、皆その胸中の賦を蕩滌するを以てなり。然れども本艸にいまだ論じ及ばざる所也。故に表して出すと。又國史補にのす、故老云ふ、五十年前多く熱黃を患ふ、近代こと〱くなし。しかれども腰脚をやむもの多し、乃茶をのむのいたすところ也。按ずるに茗は管子に見え、茶は王褒僮約及び飛燕外傳に出たり。又吳の孫皓茶荈を韋曜に賜へり。蓋し李唐已前いまだ大いに世におこなはれざる也。唐開元中泰山靈巖寺に降魔師あり、大いに禪教をおこす、禪を學んで寢ず、又夕べに食せず、皆その茶をのむ事をゆるしたり。人々自ら茶を懷中して致る處煮てのむ。是より人々ならひ〱てつゐに風俗となり。陸鴻漸常伯熊に至りて、茶道大に行はる。〔割註〕詳に封氏聞見記に見ゆ。」古へ扁鵲療黃經黜烙三十六黃經あり。されば此病多きと見えたり。本艸を攷に、茗熱を淸し灸焫の毒を解す。今本邦のごときまた是を患ふるものなし。あに飲茗の行はるゝ驗か。しかるに相感志に云、茶を喫ば多く人をして黃ならしむ。後世又茶黃の稱あるは、國史補の說と相反す。

續搜神記曰く、恒宣武に一の督將あり、時行の病に因て後虚熱し、則ちよく茶をのむ、必ず一斛二斗にして乃ち飽く、僅に升合を減ずれば、大いに不足なりといふ。後客あり、是にすゝめて更に五升をすゝむ。大いに吐して一物を出す、升の大さの如し、口あり、形ち縮皺ありて、牛の腹に似たり、客則ち是を盆中にをきて、斛二斗の茶を以て是に澆がしむ、このもの是を吸ふすべて盡し、只少しの脹たるを覺ふ。また五升を増す。則こと〳〵くたはひなくなりて口中よりはき出す。已に此ものを吐出してより、此病いゑたり。之を斛茗瘕と名づく。

ある僧茶を好みけるに、此庵前を日々に過る樵夫ありける。僧あるとき詞をかけ休みて茶を參れとて、則ち茶をふるまひけるに、樵夫是をのみ歸る時に、僧に問ていへるは、貴僧茶を好み給ふに何の益やあると。僧答へていふ、茶に三つの徳あり、一には食を消し、二には眠りを除き、三には婬慾をすくなくすと。樵夫のいはく、貴僧のたまふ三徳なるものは皆我等が徳に非ず。そも〳〵我等は薪をこりて朝夕をいとなみ、湯なり粥なりすゝり、わづかに腹にみたしむ。若食を消すものを好まば、いつか飢をまぬかるゝ時のあらんや。日出ればはたらき、日入れば休むに依て、心よく眠りつかれをわする、もし眠を除くの物をのまば、いつかそのつかれをやすめんや。我等妻なるものあり、我とともに貧苦をいとはずして去らざるものは、同寢の樂みあるを以て也。もし婬慾をさるの物をのまば、これ妻をして樂みをなさゞらしむるもの也。貴僧ののたまふ三徳は、みな我々が益にあらず。されば是よりことはり申さんとて、其後はたちよらざりしと也。

○禪學を學ぶ益

東都に賈人あり、禪學を好みけるが。いまだ是とて悟道せし事もあらざりけるが、ある夕べ坐禪して、ふと數年前人に物を賣り、いまだ其價をとらざりし事を思ひ出し、翌日すぐに其人の方へたづね行て價をとり歸り、悦び〳〵て其子にいへるは、坐禪の益大なり。其わするゝ事を思ひ出さしむ、汝がともが

ら必ず禪を學ぶべしといへりける。

凌雨漫録 終

逆響録

莛響錄目錄

卷之一

巻之二

莛響錄卷之一

高橋宗直著

○米何石といふに石の字を書る事、後三條院御時穀倉院にて、石にて米をかけられたる石字を用候旨、東齋隨筆に有レ之候。是を正說と心得可レ申候哉。

斛の字に、石をかへ用候事は、唐土にて漢の時より有レ之。本朝にても式令に所見候。字書にも、十斗曰レ石と明注有レ之候。何の子細にて石の字を書之候と申事は不レ存候へ共、和漢共後三條院以前段々相見え候へば、東齋隨筆の說信用しがたく候。

○米五斗を一俵とする事、古書に御所見候哉。又當時一俵に四斗五升も四斗三升も五斗も有レ之候。如何之譯に有レ之哉承度候。

米五斗を一俵とする事は、聖武の御時より始るよし、帝王編年記に有レ之候。又延喜式雜式に、凡私運米五斗爲レ俵。仍用ニ三俵ニ爲レ駄。と有レ之候。何も本書可ニ書考ニ候。當時四斗五升、四斗三升、三斗五升俵之事は、何の子細にて何比より始と申事は不レ存候得共。大抵四斗俵に五斗三升之欠米をはかりこみ候ものかと存候。田舍にて四斗五升を納升と申所は有レ之かと覺申候。

○海部と申蒔繪は、其文色々有レ之候哉、又定りたる繪樣有レ之候哉。

大波にみる貝を蒔たるを海浦と申候。是は花鳥餘情之說にて候。大波かたを海浦と申候。河海の說にて候。蒔繪にかぎらず、織物にも海浦の名目有レ之候。海邊の風景を蒔繪織物にしたるを總而海部と申と被レ存候。其故に八幡御輿蒔海浦。用ニ海水鳥松樹ニ不レ可レ蒔ニ魚類ニと。中右記大治四年三月廿七日

の記に見えたり。是を以按ずるに、八幡御靈會は御精進の祉ゆへ被レ止二魚類一、其餘普通には海邊の風景をとり集め繪たること相見候。
○將軍家出御入御と申事、古書の先蹤有レ之候哉。
鎌倉年中行事に、出御入御の名目有レ之候。又攝關家に出御と申たる事、愚昧記仁安三十一廿三の記に相見候。出御と候へ者入御共可レ申事勿論候。
○下々の詞に馬をざうやくと申候。此文字如何。
子細委敷不レ存候へ共、盜人を雜役に乘て一條大路をわたす事。文明十三年親長の記に出たり。荷着馬の類をいふにや。
○當時官家に懸むしろと稱して、見通し候所の隔に莚をかくる事の候よし、何頃よりの事に候哉。官家の故實に候哉。
上卿廳座に着給ふ時、後に莚を張たる事は、江次第に有レ之候得共、殿舍の中、莚をたる事未所見無レ之候。室町殿々中年中行事かけ莚の事有レ之候。武家より始りたることゝ被レ存候。其以前は勘得致し不レ申候。
○伊勢の神人を御師と申候儀は、何頃より申候哉、古書の御所見子細に承度候。
御師といふは、御詔刀自、又は御祈禱師などいへるを略して、御師といひ倣したる物と被レ存候。伊勢勅使部類に、御祈事殊可二御祈禱一之旨可レ仰二本宮一。御師並祭主宮司云々。又神宮舊記に、內宮詔刀自云々。又明應記に、太神宮御師祭主職並內外造宮使等の事云々。又東鑑、依レ爲二年來御祈禱師一被レ付二權禰宜光親神主一云々。是等を以て考レ之、御祈禱師といふ心か、委子細は不レ存候へ共、伊勢にも限らず候か、正安六年六月廿九日成任、日吉祠官當社師也。と後深心院御記に出たり。
○五卷日と申事承度候。

是は法會にあることにて候。諸記に出申候。中日の事に候。宣胤卿永正十四年記に、五卷日とは中日の事なり。此日法華經の五卷目を講候故稱二五卷日一云々。

○紫宸殿にて御修法を行るゝは、いづれの御代に始り候哉。

むかしは眞言院にて行はれ候得共、中絕の後小御所にて行はるゝ也。小御所せばく候ゆへ、天文三年正月八日より紫宸殿にて行はるゝ事、御ゆどのゝ記に見えたり。

○太刀柄に俵といふ金物あり、本名如何申候哉。

此義多年不審候ゆへ、彼是え相尋候へ共、分明に相知不レ申候。然處兵庫くさりの太刀と申物を見候處、件の太刀さめ柄なり、普通はさめをつぎ合せてかため候。此太刀はさめをひろくして衣服の前を打合せたる如くにして、其重りたる所へ頭の丸き金釘を五本打て、柄のかき金の所へ打付たるものなり。かやうに調候得ば、水中に置ても鮫の離と申事無レ之か、むかしは總而さめをか樣に卷たるにや、釘にて打固めたる餘風にて、つぎ合せ卷たるさめにも釘を打たる物か、其形俵に似たるゆへ俵といふは、近世の俗語と相見え候。本名未レ考。

○三十三所巡禮の者おひづると申物を着申候。定而故ある事と被レ存候子細承度候。

おひづるの事、會而覺悟無レ之候。三十三所巡禮の事は、管見記の中に有レ之。又千載集の中にも所見候へば、昔より巡禮せし事は候得共、おひづると申事は見及不レ申候。甚今案に候へ共、當時本願寺宗門の俗人、かりそめに佛前牌前に向ひ候にも、肩衣を着し候事、彼宗門にのみ殘り、平生朝暮の事ゆへ、別に絹などにて調へ、道場參詣のをりは懷中して、門前にて着る禮候。甚以殊勝なる事に候か。是むかし打かけ肩衣許申候て、事を略する時、はかまを着せず、肩衣許を着せし事あり。宗吾記に見ゆ。此餘風彼宗門の徒にのみ殘たる事と被レ存候。件のおひづるといふ物も、もしや此打かけ肩衣の餘風なるにや。後世に至り長旅の事ゆへ、其製も便なるやうに改り、或は茜色を縫まぜ、またいろ

〳〵の佛語を書しるし候事は、佛者の吾道え引入ん爲なるべし。其おこり打かけ肩衣の方と被レ存候。今も伊勢の神人は打かけすは又打かけすはうといふ事あり。是は素襖の上ばかりを着たるものなり。今も伊勢の神人は打かけすはうの者ありと承候。

〇當時公武着いたし候熨斗目と申物の由來は、いか成事に候哉。

のしめの事、或人說に、古來質素のすがたにて、すそ破れ短き小袖に、餘の絹を續き着るより、事おこり候樣に申たる說も有レ之候樣に承候。のしめと申は地の名にて、女中方めされ候時ははつきといふ。其色年齡尊卑のたがいありて、是者格別の事なり。又諸家御乳人上﨟分の人着用する時は、段の小袖といふ。又筋の小袖ともいふなり。はつき段の小袖共にのしめ地なり。當時男子は宮方御兒など、童形の間は召さる。其外男の着事なし。むかしは男專着レ之。染たる小袖は略義のよし、褰䙝晴餘に見えたり。今能役者にのみ此古風殘りて、段の小袖を着候事、時々見及候事有レ之候。公武着用のしめといふ物、段の小袖の幾段にも織分たるが、唯一段に織分たるものなり。聊古風の殘りたるを、武家流たりとてのしめを可レ着所へきぬ着も有り。或古老のしめに綿いるゝは本義にあらず。袷本義なり。綿を入れば禮服とならずと云々。此節おもひ當れる事あり。女中のはつき今尙袷なり。段の小袖當時は綿をいるれども、むかしは袷なりと云々。又袍狩衣以下男女禮服みな袷なり。綿を入れたる事不レ所見。下に着るきぬといふ物に、わたを入たる事は先例も取々の事なり。下着ゆへの事か、のしめの說愚存かくのごとし。尙御考可レ有レ之候。

〇戯場を當時芝居と申は若有レ據事に候哉。

此事覺悟無レ之候得共、明應七年四月廿七日勸進猿樂芝居と云々。親長卿の記に見ゆ。舞臺に非ず。芝の上にて舞たるゆへ芝居といふなり。當時南都たきゞの能といふて芝居也。舊き屛風繪に東山の圖あり。今の祇園町といふ所皆田畑にて、四條芝居此邊川のはた芝の上に狂言をするを、見物の人も同

く芝の上に並居る體なり。如レ此芝のうへにて狂言したるに、舞臺にて狂言するをも例して芝居とい
ふと被レ存候。かくのごとく河原に居ゆへ、河原者ともいふなり。河原者をめされて御覽ありたる事
もあり。火のかよひたるものはくはせずとなり。
○御即位式などを見候中に、武官振二萬歳旗一共聲謂と有レ之候。謂とは如何の事に候哉。
謂といふ。御即位御作法の中、武官の人萬歳旗の下に集り、件の旗をおしゆるがして呼さけぶ聲な
り。當時萬歳の旗はたてらるれども此事はなし。近世即位ごとにさたある事なれども難レ知こと丶ぞ
承る。山呼二萬歳一事は、和漢書聖代の瑞と相見候へ共、いかゞ呼候哉。共聲相知がたく御座候。儀式
云、元日朝賀日振二萬歳旗一。共聲謂々。又北山抄第四群臣上賀及壽儀云、親王以下共舞踏。三稱二萬
歳一。注承平稱レ謂。謂不レ如レ字。謂之書之。以二彼是一按レ之。不二如レ字唱一レ之。とあれば、共聲何といひ
たる事か、相知がたし。甚以今按に候へ共、今世も大石大木を動す時、又力に及がたき業をする時、
ゑひといふ聲自然と出る。又道成寺の能につりがねを荷出る者、ゑひとう〳〵といふ聲あり。又兵家
勝雞の作法に、大將左右の足をふみならし、ゑひ〳〵をう〳〵の聲をかけ候と承候。總而助力の聲に
ゑひと申事、いつ初りたる事は不レ勘候へ共、むかしよりゑひをうの聲ある事、既に久敷事とも被レ存
候。謂の字も助力の聲と被レ存候。如二文字一謂々とは大音にいひがたし。共故に不二如レ字唱一レ之、と北
山抄に格別に注をいたしたるものにて、ゑつとう〳〵とか、又ゑひ〳〵とか申たる事と被レ存候。それ
を後世轉誤して、ゑひとう〳〵と申事にや。
○伊勢國より出る獅子舞と申者、田舍迄徘徊いたし候。又田舍小祠の神事の時、土俗獅子を申候事有レ之
候。此等の儀いかゞいたしたる事に候哉。
子細は不レ存候得共、信西入道の所持せられ候舞樂の圖一卷あり。（本ノマヽ）此圖の中に獅子舞の圖あり。今伊
勢より來候獅子舞と共體大概同じ。又只今天王寺にも獅子舞侍ァ有レ之候由承候。又太平樂通典に、亦

謂二之五方獅子舞一と有レ之候。彼是を以考候得ば、太平樂の獅子舞段々被レ訛して、只今の體になりたる物と被レ存候。又岷江入楚等、獅子舞は獅子聖王の徳に化して帝王に出たる體なりと云々。寛永の頃は大かしらと稱せり。大かしらは御覽ぜぬ由、或記にみゆ。

○門前並玄關前の左右に立砂の事、家光卿承久三年の記に見ゆ。又康正二年十月八日立砂下知の事、康富記に出たり。むかしよりの事に候。

○公事御次第等に、稱唯と申事有レ之が、古今の儀並其聲何と申を本儀と致候哉、子細承度候。稱唯と書て、イシヤウトよみ申候。譬躍はうつふしさまに稱し、稱唯はあをのけさまに稱する由、舊記に有レ之候。其聲はおゝと稱する由、明月記に見ゆ。是むかしの稱唯の聲なり。又大臣の稱唯と政官の稱唯とは、稱しやう違あるよし舊記に出たり。當時官家にて案内を申せば、おゝと高く答。

○巫女に口をよするといふ事、むかしより有レ之事と承候。何頃よりの事に候哉。榮花物語二十一後悔大將、さこんのめのとなく〳〵御くちよせにいでたつに、あまのうへも、なをわれもゆかむ、もしむかしの御氣しきも見えんに、たびめせずば、いとうかるべしとて、しのびてものし給云々。又台記に、巫女に寄レ口とあり。又新猿樂記にも、巫女等寄レ口とあり。後白河帝の御目あしくおはしましけるを、巫女に口を寄しより、亂中に亂を重たるやうに、玉海にみえたり。

○不比等は天智の皇子也と申事は、正しき説に候哉。大鏡の説には、天智の皇子たるよし顯然と有レ之候。藤原系圖等には無レ之候得共、月輪殿玉海に皇子たるおもむき相見え申候。かやうの事は是非不レ存事に候。

○旗とのぼりの差別、軍器考並軍器考圖に出たる通りに心得候而宜く候哉。

節下の大臣といふは、御親行幸の時、節の旗の下に供奉せらるゝゆへ、節下大臣といふと云々。此旗の體不二所見一。御即位の時萬歳旗以下は、圖に御覽候如くに候。扨後世武家のもたせ候のぼりと申ものは、旗と其製違ひ申候樣に被レ存候。當時正月に小兒の立候が、先はのぼりの製と被レ存候。旗をのぼりにつくりかへ候事は、敵味方わかりがたきゆへ、政長のぼりを作る。是本朝のぼりのはじめなり。南方記傳康正二年に見えたり。委しき事は軍器考御考可レ有レ之候。

○乃貢（ノウグ）の事。

東鑑の中に幾所も有レ之候。百姓より米を納るを乃貢と申樣に相見え候。委き事は不レ存候。東鑑御考可レ有レ之候。

○堂上方え今の所領を附られ候事は、いつ比よりの事に候哉。

家々に其子細あるべく候得共、延元二年四月五日尊氏細川和氏におほせ、公家の家領をおとさるゝ事、南朝記に見ゆ。其後、天正十六年三月十五日御朱印そへ候知行出さるゝ事見えたり。同十六日女中方へも知行出さるゝ事あり。御ゆどの日記にみゆ。しかれば、秀吉公の時より知行をあたへらるゝやうに被レ存候。其後、損益は時にしたがひ可レ有レ之と被レ存候。

○人丸の像に裝束のはた袖ばかり白くゑどりたる繪あり。此儀はいかゞ致たる事に候哉。

人丸の繪にかぎらず、古き繪承安五節圖、後鳥羽院宸影の類、多直衣のはた袖襴等白くゑどり有レ之候。是いかゞ致候事哉、未二勘得一候。或人云、總體ぬるべきを略して袖ばかりぬり、外はぬり殘したる事のよし承候得共、是者心得がたき說に被レ存候。

○玉葉といひ、玉海といひ、一書二名如何成譯に候哉。

月輪禪閤兼實公の日記を玉葉と申候。玉海は玉葉の拔書なり。攝關御家深祕の事は玉海には無レ之と云々。當時流布の玉葉と申ものは、みな玉海也と或人に承候。

（當時着用の上下といふものは、いつ比より諸人着候やうに成來り候哉。

記錄の中に、蘇芳の上下、權上下、黃香上下、あさぎの上下などいふ名目の出たるは、今いふ上下の事に非候。親長卿、宣胤卿、外記康富記等に、肩衣小袴といふもの、今のかみしもなり。宗吾日記などにも、肩衣はかまと出たり。素襖の袖をきりたる體なりといふ說もあれども、是は傳說ばかりにして、何に出たるといふ事、未所見無ㇾ之候。然に鎌倉の年中行事に、公方樣左折の御綠塗金襴御肩衣小袴とあり。又正月朔日、上下一具御紋松、又一具御紋桐と云々、是等を以考に、鎌倉にて既に肩衣小袴をめされたる事あり。又上下といふ名も見えたり。按するに、肩衣小袴と出たるは、今いふ續上下といふ物にて、袴に肩衣と共地共色々別なるか、上下といふは、權上下、黃香上下の准據にて、肩衣小袴同じ物にて、同色に製したるをいふにや。今の麻上下の類なるべし。昔の上下といふ物は、上とはかまと同じ色なる物なり。武家にはむかしよりめされ候事と被ㇾ存候。着用の次第も、むかしと今と異なり。むかしは肩衣を袴の上にあて帶にてきたるを、今は能の狂言にのみ、此古風殘りて、當帶にて着る事となりぬ。總而禮の服は、和漢共にはかまの上に着たる物にて、袍かりぎぬの類、俗にきながしといふ物となりぬ。垂水干はしらず、上をはかまに着込たる物なり。此ゆへに直垂の上をはかまのうへより當腰にて着し給ふ御方もありと承。實に尙古の君子なるべし。肩衣小袴も、狂言のごとく着が古風にして本義なるべし。後成恩寺殿令の抄といふ物に、下尅上の象ありと被ㇾ仰たるは此事なり。

○上古の冠は格別の事、今被ㇾ用候冠と申も、其製古今の異有ㇾ之候樣に承候。子細承度候。定て相違可ㇾ有ㇾ之候得共、愚勘無ㇾ之候。小野道風の圖を見る處、冠甚大にして頭巾の如く頭半分餘褁あり。今の纓といふもの、唐人のごとく後え二筋たれたり。又阿保親王の像なども、額の半にかうぶりたれば、ぬくる事もあるまじく見えわくる。花園左大臣の比やう〳〵かうぶりゐぼしのしりは、

雲をうがちたればなどあれば、此時節よりしりたかくあまりたりと見えはべる。今の世の風なるべし。ゑぼしとゞめ、かうぶりとゞめも、此比いできたるごとく所見あり。いにしへは元服の時、抜巾子なども冠師をめしてぬがせ置事も有にや。今の冠は、さやうの事をいたせば、破て染もはなれて用に立べからず。委き事を載たる物もなけれど、粗此等にて思慮あるべし。纓を二枚開合する事も、通方大納言の抄に載られたれば、今の世の事にてもあるべし。又徒然草に、此比の冠は、むかしよりはるかにたかくなりたるなり。古代の冠桶をもちたる人は、はこをつぎて今は用るなりと云々。予壯年の時、東涯先生の講席にて、冠の小く成るは不レ宜事のよし承りたる事あり。近比これを拗ふるに、文獻通考に見えたり。しかるに冠の大きなるは、武家風なりとていやしめ、指貫もはるやかに着して武家風と異なり。武家着する所の肩衣は、近年しきりに幅ひろく成、はかまは筒たてと名け、竹の筒のやうに狹し。此事誰おしへ誰いましむるとはなけれども、自然とかくのごとし。衣服にさへ其勢を顯したる事は無二是非一次第に候か。

○當時婦人の小袖の裡に、樣々のもやうを付候事、むかしも有レ之候樣に、先年在京之節承候故、又御尋申候。

裝束の裏にもやうを付るを裏形木と申候て、召具の雜色、隨身、舍人、牛飼等着用の事あり。永昌記嘉承二年四月十七日、賀茂祭雜色、薄靑裏形木袴欵冬打とあり。また人車記保元三二十六、小舍人童牛飼等裝束、裏形木と云々。吉記安元二四二十七、隨身萠木形木上下云々。此餘玉海、山槐記等に出る。是等は一日晴の風流にて格別の事か。當時の我關東はいかゞ不レ存候得共、京師浪華富家婦人、又遊君體之者迄、裏模樣と稱し、泥繪を書、縫を施し、東坡流の蘭竹の墨繪など風流美盡せり。むかし室町殿の時節、男子の小袖の袖に、りんと稱して織物などを付て美を盡し、かたびらまでに及候事、宗吾が記に見たり。男子迄如レ此なれば、婦人は勿論の事に候か。是もまたふるきを考へ古を學ぶと

はなけれども、自然とかくのごとし。治世の弊は奢にありといふは、此等の事ならん歟。一兩年以前より、鼠の色のしきりに流行たるにも、去年の夏おもひ當る事はべりし。聖人の正色を貴び、古人の服妖を恐る宜哉可レ愼。

○物語又古書を見る處、御惱物の氣といふ事、往々に相見候。皆貴人のうへにも、かやうに多有レ之候事いかゞ。

如レ被レ示源氏物語あふひのうへの御物の氣を始として、其餘多所見候き。按に、物の氣とは、狐狸の所爲、又人々を惱すを物の氣といふやうに見えたり。天地の間かやうの事無レ之とも申がたし。たとへば一人の病ものあり。藥力日をへてしるしなき時、婦女子巫祝に金銀を施し祈禱をとり行ふ時、巫祝の輩生靈死靈の所爲なりといひ、又其神のたゝりと稱し、又狐狸の所爲なりといふ。十に八九みな如レ此。七情より出たる病といふは希なり。定て考る所あるべし。然を當時はさながら是を恥るやうにおもひ、顯露に人に語事なく、內々邪氣を追ひ退る事を、巫祝にゆだね任す。當時天下の習風なり。顯露ならざるゆへに、人是を知るなし。昔は人質朴にして巫祝の請を信じ、顯露に人に語り傳へいひ傳へたる者か、今も昔も別にかはる事あるまじ。顯露にする所、顯露にせざるとの違なるべし。

○賀茂祭にあふひを用ひ候義は、いか成子細に候哉。

神道者流の說に、あふひ傳とて一ケ條の祕傳と致し、又其御やしろにも深き子細も候半歟。ともに不レ存候。舊記に見る趣は、むかし夢の告はべりしより、けふ人々葵かつらの縵をかくるなりと、岷江入楚にみゆ。公事根源も又此說の如し。又櫻をかざしたる事も見たり。稻荷の御やしろの杉の葉も、加茂の御社のあふひに似たり。是等の意味いかなる事か不レ存候。

○簀子と申は、今の椽の事にて候と承候。在京の節、紫宸殿の御簀子なども拜見仕候へば、板を竪に打候物に候。古より如レ此哉。貞觀儀式、江次第などの書には、多く簀子敷と有レ之候。愚案存候は、簀子と

中は、元來材木の名かと奉ㇾ存候。其故は延喜木工寮式に、長二丈一寸方四寸の材を簀子と申由相見え、其簀子を飛檐の下に敷並べ候故簀子敷と申。又床子に敷並べたるを簀子敷と申かと奉ㇾ存候。左候得ば木を横に遣ひ可ㇾ申筈かと奉ㇾ存候。御教諭希入候。

御示の趣至極御尤に存候。愚老も兼て心付候故考合見候處、信實中殿御會圖、承安五節圖等之體、何も今俗にいふ榑椽にて、杉の面より釘にて直に打たる物と相見へ候。又鎌倉亭にくれ椽あり、簀子椽と書付有ㇾ之候。此等を以て考候へば、彌以古の簀子敷は、板を横に遣候物と被ㇾ存候。當時の簀子は、皆俗にいふ木目椽といふ物にて、木を竪に遣ひ候物なり。甚結構なる物には候へ共、古製とは違候かと被ㇾ存候。

○龍鬢の莚と申は、いか成物に候哉。

當時龍びんと申は、紅の絹に黄なる物にて青海波を書たる物も有ㇾ之候。又或御やしろの神座に、備後表の疊に龍の蠻繪を縫にしたるをも、龍びんと申も有ㇾ之候。何ㇾ正說に候哉不ㇾ存。舊記の說には、まだらむしろのよし出たり。今俗にいふ繪むしろ、又花ござと云物なり。又疊にしたる例も有ㇾ之候。假名裝束抄に出たり。御考可ㇾ有ㇾ之候。

○告文と宣命と書體差別承度候。

告文と申は、多は關白家より塔峯などへ被ㇾ奉候を申候。院中より被ㇾ奉候をば、院の告文と申候由承候。宣命は朝廷より被ㇾ奉候を申候。又院中より被ㇾ奉候を院宣命と申たる事有ㇾ之様に承候。告文は、其文法書法等故實あるべけれど、舊記に所見之趣は、維年號何年歲次――何月――朔――吉日良辰衛關白從――藤原朝臣の、以下は宣命の如し。文段は其事により長短あるべし。文の終りに恐美恐美申給止者久申、大概如ㇾ此云。

○近世印行の書に、醉狂集と申物有ㇾ之候。其内に内辨の練の御作法に、大輪といふ事を被ㇾ練候に、深

祕之子細有レ之候得共、攝關家其傳おぼつかなき様に有レ之候。神道より出たる說にて有レ之候哉。醉狂集は印行の書ゆへ、兼て一覽候處、如ニ被レ示候一其趣有レ之候樣覺申候。抑内辨之御作法と申は、家々の御傳受甚重き御事のやうに承候。其子細一向不レ存事に候。又醉狂集の御作者も、内辨を勤たまふべき貴種の御作なれば、定て深祕の事あるべけれども、神道より出たる御說か、又むかしより御傳來之御說か、かやうの事は却て無ニ覺束一。愚老などの一向不レ存事に候。

○當時關東旗下の面々の中に、布衣格と申衆中有レ之候。いつ比より有レ之事に候哉。

當時武門の御格式一向覺悟無レ之候。しかし昔は公家よりも布衣を被レ免候事と相見候。一柳二郎兵衛、森の勘八ずいしんとほうゐになり、十帖一卷進上之。天正十六年御ゆどのゝ記に見ゆ。

○淸盛公火の病と申事、平家物語に有レ之候。外の書にも出申候事に候哉。

火の病の事、淸盛公のみにあらず。外にやみ候人有レ之候義、玉海の中燈に見當り候得共、年月日忘却候き。火の病とは、其時節俗にいひならはしたる俗語なり。淸盛公も此やまひをやみ給ふなるべし。又入海病といふ病もあり。考候に平家入水の後、元暦二年の玉海に出たり。風病のよしなど有レ之候へば、汗の出るゆへ俗に入海病といふか。又押領使といふ病あり。是は腫物なり。東鑑にみゆ。當時京師の俗に、瘡を幽せいやといひ、蝦蟆瘟を江戸挟箇といふがごとく、淸盛公の火のやまひも、時の流行病ながら、其名のおそろしければ、平家物語に文章をそへたる物ならんか。

○十種香の事古記に御所見承度候。

文龜、永正の頃、十種香被レ催候事度々有レ之候。宣胤、元長、和長等の記に相見候。記錄など書候事有レ之候得共、其儀は無レ之候。香本を火下と申たる事は有レ之候。此餘競馬香、宇治山香の類、他の香は無レ之。只十種香の名目ばかりにて候。

○當時座前に上段中段、又床違棚といふもの必有レ之候。官家に故實も有レ之候哉。

上段床違棚を作り候事、上段は普通には無レ之候得共、高貴家有レ之候方も有レ之候。床違棚は家並に有レ之候。元來上段床違棚は、武門より出候事と被レ存候。攝關御家むかしの指圖、今の世にのこる物多し。上段床違棚有レ之候物、曾て見及不レ申候。其名目も不二聞及一候。鎌倉殿亭指圖上段床棚有レ之候。上段のつゞき、ふすま障子にて隔たる小間あり、此を上々段といふ。上々段の中に違棚又書緣あり、床のごとし。むかふに窻あり。是を書緣と書く。當時座敷を書緣と云事は書緣有故か、書緣なくても座敷を例して書院といふ事、當時上段の脇、又むかふに中敷居にてふすましやうじをたて、引手といふ物にあげまきを付て、此内を御帳臺といふ說もあれど、是は上々段なるべし。中敷居と同じ樣に、疊をしくやうに作るが古風なるべし。鎌倉殿亭も中段は見えず。夫より後義滿公の亭にも、上段上々段なり。中段は見えず。床違棚兩圖に見えたれば、むかしよりの事なるか。今民間まで床違棚をつくる事は、高貴の亭の下え移りたる物か。廣田の社神官亭三方に床ある事、應永八年資忠王記に出たり。又或說に、むかしの攝關の御家には、寢殿にて事をとり行ひたまふゆへ、寢殿に常に御帳臺を設け、二階御厨子やうの物をたてたり。しかるに、鎌倉殿武門ゆへ其體を寫し、御厨子二階棚を作りつけにして、床違棚を稱し、帳臺のかはりに上たなを設く、其ゆへは内に違棚書院あり、むかしの帳臺に、かやうの物はなけれども、主人の休所なる故なり。鎌倉にて京都攝關の家に準じ損益せられたる物なり、と承りたる事も候ゆへ、是非は不レ存候得共、乍レ序書しるし候なり。

○聟引出ものと申て、太刀腰物を贈候事、官家の故實にも有レ之候事に候哉。

聟君に太刀を贈候事、近世武門の通例に候。聊いにしへの餘風歟。むかしは多むことりの禮なり。其裝束帳中に置レ劍云々。此古風の殘て劍を聟君に送らるゝなるべし。當時官家の風俗、舅の御方より聟公へ狩衣裝束を被レ送候事あり。是もいにしへむことりの夜、裝束の具等をおくる事あるゆへに、其餘風にて送らるゝかと被レ存候。引出物の名、本馬より出たる事と被レ存候。むかし馬を人に送る時、

随身など牽候て庭中へ出る。其時庭に下り、其綱の末を取拜することゞもあり。牽出る物ゆへ引出物といふにや。其後流例して、餘の物をも引出ものといふ名目になりたるか、既に其ためしあり。其所にて祿を給ふを纏頭といふ。はじめは絹布ゆへ首にかけて拜すれば、頭に纏やうに成たるゆへ纏頭と申たれども、末の世には貴所より餘の物を給るをも纏頭とありて、物を給るの名目となりたり。是にてしるべし。

○上姿下姿と申事はいかゞ。

文明以後の記に、上姿下姿と申名目數多有レ之候。上姿は直衣上着る事に候。親長卿文明四年七月十日記に見たり。下姿は指貫ばかりにて候哉、未ニ勘得一候。

○指貫の輪と申事有レ之候。何れの所を申候哉。

平家物語に、重盛公のさしぬきのりんに蚫のまといし事あり。りんと申候は伏輪の上略にて、指貫の裏のおもてへすこしおめりたる所を云歟。表のはかまの輪といふは、赤きうらのすこしすそへおめりたる所を輪といひたる事、蹇驢嘶餘に見えたり。又小袖のりんといふは、小袖の裡のすそに、さま〴〵の絹にて、裾纔といふ物を風流にしたるを輪といふとあり。宗吾記に出たり。彼是を以てさしぬきの輪御考可レ有レ之候。裝束抄の中に輪といふ事は未所見無レ之候。

○本の表紙の銘。端に書たるもあり、又中に書たるもあり、書の躰により候哉。

勅撰等歌のそうしみな端に書、物語等は皆中に書、山門は多分中に書、寺門は必鰭（ハタ）にかくと、壒嚢抄に見えたり。か様の事は、入木道の習、歌道の說も可レ有レ之候。此餘覺悟無レ之候。

○禁裡の總構を六町四方と申候。當時の御かまへは六町は有レ之まじく被レ存候。いかゞ致候事に候哉。

總御かまへ南北は凡六町も候べし。東西は中々六町までは無レ之候。內に皇居並攝家方宮方、其外諸家みな此中にあり。むかしより六町四方と申。又六門と申事、甚不審にて候。むかし大內裡の後、造立

の內裏の圖を考候處、六町四方に皇居を造りたる物にて候。此內裡時代不レ知候へ共、大內裡燒失の後、室町殿被二造進一候やうすに相見え候。皇居六町四方の內に、近衞殿、伏見殿有レ之候得共、餘宮方攝家方は一向無レ之候。六町四方みな〳〵殿舍にて、大概八省院眞言院までとりちゞめ、此六町四方の中に有レ之候。其後土御門內裡の〔割註〕當時皇居。〕舊跡へ被レ移候時、皇居甚狹く成り、殿舍等減省有て、今の內裡のすがたに成候へば、元來六町四方の皇居を移されしゆへ、六町四方の名の相殘り候物かと被レ存候。しかし其已後諸家方々にありたるを、天正十三年七月に信長公仰せ上られ、堂上の分に禁中の東南北に家を作り申さるゝ事、御ゆどのゝ記に見えたり。

○當時の內裡はいつ頃より如レ此被レ造候事に候哉。いづれの御代より當時の所皇居に成候哉。

此儀慥に所見は無レ之候得共、當時の內裡は、右に申候六町四方の圖を以て考へ造られし物と被レ存候。夫ゆへ殿上の邊、無名門の躰、御車寄、對屋の邊、大同小異共圖のごとくにて候。又當事皇居の事止ても、慥に所見無レ之候得共、後花園院奉二御院號一候議定に、當時の皇居の名を可レ被レ殘よしにて、後土御門院と可レ奉レ申御沙汰候得共、群餘之後奉レ號二後花園院一事、凶事の記に出たれば、後花園院御在位中よりの事かと被レ存候。文安元年康富記、皇居一條東洞院南北角と出たり。東洞院おもてに四足門ある事も、永正記に見ゆ。

○古き繪に太刀を帶たる人、今俗にいふひきはた躰の物をかけて、小尻よりあまりて下り候繪有レ之候。その躰おり物と相見え候。これは何と申ものにて候や。

古き繪に此圖見及たる事有レ之候。見せさやと申物にて候。古歌に、

辻まつりけふをはれとや見せさやのさきおりかけてねるはたが子ぞ

とよみたるは、此事にて候なり。風流の事と被レ存候。

○役行者と申事は、何ゆへ役行者と申候哉。

役はヲ、セと訓ず。姓にて候。たとへば源氏の人なれば源行者と云べし。拾芥抄姓尸部に、役ヲ、セとあり。御考可レ被レ成候。

○關白宇治入と申事はいか成事に候哉。

關白の後始て宇治へ行むかひ給ふ事を宇治入と申候。母堂女房などを召具し、行裝をつくろひ給ふ事見たり。桃花蘂葉にも、宇治入の名目は有レ之候。治承四年三月五日關白始入二宇治一御云々。定家卿記に見えたり。此時濫觴にてはなし。

○面付幷貢馬と申す事はいか成事に候哉。

面付の事、東鑑の中數處にも見ゆ。後世の面付と申ものは、たとへば上の御入用を下へかへる時、絹布其所の產物をとる事、上古の法なり。しかるを、上古の法にまかせ、其物に應じ錢にてとる事を面付と申樣に被レ存候。此事は民部丞親基が記に見ゆ。當時近國の村々、年の吉凶にしたがひ、免を上ル下ルといふ事あり。免の字をかくむかしの餘風にて、面の字の心歟、尙考べし。又半面邊土と申事も有レ之候。邊土の地は半分取立候事と被レ存候。貢馬の事、東鑑の中に、貢馬貢金とつゞき、又京に進二貢馬一撰二逸物三疋一と有レ之候は、實に馬を奉る事のやうに被レ存候。又小島の口ずさみに、貢馬十疋ゆるし奉る。其外別して名馬とて送りたびたる、しがひある心地とせしと云々、是は何とやらん。今いふ馬代のやうにおもはれ候歟。文明前後より天正の比までの日記、貢馬傳奏、貢馬奉行の名目多出たり。錢を何疋と申すよりの事にて、たとへば公事などの御用脚方の奉行する人を貢馬奉行といひ、貢馬傳そうともいふ。其時節は今いふ下行といふ物、錢にて何疋とて被レ下たるゆへなり。

○五月五日葺二菖蒲一候事、故實も候哉。

五月五日のあやめを葺事、諸記に出て、今更申に不レ及。五月は太陽の月ゆへ、火災を除んため、水草を以舍屋を葺たる事にて、祝義にあらず。夫ゆへ喪家といへどもふくのよし、後成恩寺殿凶事の記に見

えたり。むかしは舍屋不レ殘葺たるにや、攝關家何百駄といひて奉りし事、執政所抄に見えたり。軒にばかりふくは共よしばかり歟。菖蒲をあやめと訓ず。歌にも根のながき事をよみたり。又あやめの根合に、左一丈二尺、右一丈三尺にて右かちけり。菖蒲集に見ゆ。又古事談に、菖蒲根長入るなり。尺長根は杜若の根なりと云々。古今、ながき根と歌によみたるは、かきつばたの事にや。かやうに違あるやうに見ゆ。是は物產者流の人へ御尋あるべく候也。當時は例してしやうぶを用られ候なり。

○朱印人々の好により色々有レ之候。古法有レ之事に候哉

近世其人の好む所、其形もいろ〳〵あり。又印中もさま〳〵なり。是唐宋以來唐人の印多渡りたるより見習ひたる物に候歟。日本の印、官印は格別、家の印といふは私印の事なり。略要抄の印員部に、家印一寸五分〔割註〕貞觀格。」と云々。又弘仁九年三月廿七日、酒人内親王御印左方一寸六分、金尺印中酒の一字古文字なり。又宇治左大臣賴長公御印以レ銅鑄レ之方一寸九分と云云。印中賴一字古文字、名の上の一字先例の由、台記久壽二年記に見ゆ。以ニ彼是一考レ之に、酒人内親王御印も酒一字、賴長公御印賴の一字符合する物か。又圖印も有レ之候。天平勝寶四年十月二十五日 造東大寺印圖――印中造東大寺印と二行なり。此餘圖き印所見無レ之候。右所見之趣書進之候。宜御了簡可レ有レ之候。

○太平記以下之書、天子の御旗は錦と有レ之候。記錄等にも出申候事に候哉。

錦の御旗の事、荒井筑後守の軍器考に委考有レ之候へば、今更申に不レ及候。しかし後世までも官軍には、錦の御旗を朝廷より被レ下候か。延德三年八月廿二日自ニ武家一錦の御旗を申請はるゝ事有レ之。一條大納言被レ書事も有レ之候。親長卿の記にみゆ。近年神學者流の說に、錦の御旗は織物の錦にあらず、二色なり。錦は二色の音をかりたる物にて、ふた色といふ心なり。二ツの色何といふ事は、祕說なりとて不レ傳之由承りたる事あり。又二色綾といふ事もしれざる事なれども、錦の御旗の事傳受候得共、二色之綾も分明に相知る事のやうに申たる人あり。幸二色の綾の事、御尋故其下へしるし置候

ぬ。

○二色綾の毯代と申物、いか成物を申候哉。

毯代とは毯を用ゆべきに毯なきゆへ、二色の綾を毯の代に用るといふ義なり。二色はふたいろとよみ申候。此二色いか成色に候哉難二相知一候。前に申候神學者流の說に、錦の御旗の事傳授候得共、此二色何々の色といふ事、分明に相分るよし承候へ共、漫に不レ傳レ之。いか成色か難二相知一候。考るに、延喜式に、白何疋色何疋とあり。又中園相國へ或人二色の事を被レ尋候時、不分明のよし被レ答候。先賢不レ辨レ之。後生彌迷二是非一候か。又三中口傳に、二色の幔と申もの有レ之候。白紺のよし被レ記レ之、白と紺との二色なるにや、未レ考候。

○眞言の法に金門烏敏と申法はいかなる法に候哉。禁祕抄の中所見候ゆへ御尋申候。

五大虛空藏の法を修する事にて、金門烏敏の訓をかり申候事なり。何の子細も無レ之義に候得共、彼宗門の習ひ、かりそめのことも深祕にいたし候ゆへ、顯に申候もいかゞに候か。此義は安祥寺流最祕抄と申書に、大江匡房說を引て委敷有レ之候。彼宗門僧等此書御所望御覽可レ被レ成候。

莛響録巻之二

○人の性により馬毛を忌る事專申者有レ之候。公家にもむかしは被レ忌候事候哉。昔は公家にも被レ忌候と被レ存候、記錄等には未所見無レ之候得共、明衡往來に有レ之候。爲ニ御覺悟一書進候也。凡葦毛、靑雲雀毛、木性馬。鹿毛、栗毛、火性馬。霞毛駮馬、土性馬。佐目背色、金性馬。星、水姓馬と有レ之候。

○當時公武一統に着用いたし候羽織と申ものはいか成由來候哉。筑州之軍器考に、陣羽をりと申事の下に、粗しるし被レ申候得共、委き事は見えず。記錄等に羽をりと申名目未所見無レ之候。其子細曾て不レ存候得共、當時天下一統に着ニ用之一。甚以今按候得共、將軍家御參宮御發駕の日、十德を着し給ふ事有。親基が記等の內、又外記康富十德に袴を着し、日吉祭見物にゆきたる事、彼が舊記に出たり。又ふるき繪に、刀さしたる男の、十德をきて物詣する繪を見候事あり。又禁中の仕丁頭といふ者あり。仕丁の中の長たる者なり。節朔の禮に、此十德を着候よし、八九十年前まのあたり見候よし、亡父など申聞せ候。其姿の異なるゆへ、いつ比よりか廉上下きるやうになりたり。しかし正月の吉書をやかれ候時、新參の仕丁、又今十德を着し、はやし候事は御嘉例にてかざる事、又諸家の輿を舁候下部着レ之、又鉢たゝきと申もの、十德を着しひやうたんをたゝき、京中徘徊いたし候。又醫者の類、有髮にて法體にかぎらず着レ之。又禪門入道の者着レ之。何ゆへ十德といふ事をしらず。當時の羽をりと申もの、もしや此十德の餘風か。文明、永正の比の風儀、今の世に殘る事、是のみにあらず。禁中御內々の儀、既に我家の業など其名迄かはりて、其餘風殘りたる事あまたなれば、かく心付候なり。將軍家めされたる樣子、康富が十德に小袴きたるおもむき、今の羽をりと

いふものをきる所なり。十德羽をりに製もまた粗相似たり。次第に世も移りゆくまゝ、十德といふ名も羽折と變じ、ひろそでなるをまろく縫ちゞめ、小袖とひとしく、夏冬をわかち綾羅を用ひ、今は袴羽をりとつゞき、輕き禮服となりたる物と被レ存候。

○七月盆中躍と申候て、都鄙共に有レ之候。いつ比よりの風俗に候哉。

永正十七年七月廿二日躍拍子物見物の事あり。當年毎夜有二此事一。近年不レ聞見レ之由。蔭戒記〔割註〕〇一云、蔭戒當レ作二二水一。〕に出たり。然れば永正年中より始たる事と被レ存候。

○曲殿と申は何のための殿にて候哉。

大内裡の圖を考候に、朱雀門左右にあり。人やどり候哉、未レ勘候。忠見が天德歌合に、ゐなかより登りて朱雀門の曲殿に宿すと申事、袋草紙に所見。又あられいたくふれば、朱雀門の西の曲殿に立かくれんとおもふて、と今昔物語に出たり。即延喜式に、曲舍と有レ之。〔拾芥抄曲居と有レ之候字の誤と被レ存候。〕物にて、今いふ供だまり下馬などの事と被レ存候。是に付存出し候間申進候。當時御車寄の前なる供だまりを內下馬と申、公家門の前に有を外下馬といふ。後光明院御在位中、雪いたく降夜、供人はいづくに候ぞと御尋ありたる時、御築地の下にたゝづみ居申候よし奏し給ひし人ありければ、寒苦をあはれみおぼしめして、叡慮を以て即日被二仰出一。內外の下馬といふ物を造られたると、或人の物語にて承る事候。本聖慮より出たる御仁德なれども、今知人希なる故乍レ序申入候。

○火事時不レ聽二直衣一人も着二直衣一して參內せられ候事樣に承及候。是はいか成事に候哉。

御聞及候如く、火事には直衣をきざる人も着二直衣一と承候。禁祕抄に、天文密奏とて天變の顯たる時、司天の人夏冬の裝束を着、冬夏の裝束を着して參內奏聞すと云々。周章の躰にて急變なる故、時服をとり違ても御咎無レ之趣を書れたる物と被レ存候。然るを天變を見て、古實なりとて夏冬の具を俄に衣櫃より取出して着候は、柱に膠するの類可レ成。火事に着二直衣一事、別に子細も有レ之候事かも不レ存

候得共、天文密奏の事にて考合さるべく候。

○二禁と申病古記に相見え申候。いか樣の病に候哉。御所見御座候はゞ承度候。

山槐記前後の記、諸記多此病名出たり。其次第自二十四日一見付給と書たる所もあり。いつとなく出來候物かのやうに見えたり。其後大黃付、又鹿角を付る奇妙のよし出たり。其勢丈六の石ばかりとあれば、其大さの幅をいひたる物か、今俗に田虫錢瘡と云ものゝやうに被レ存候。此病食物に二種禁物あるゆへ、二禁といふ事、或人に承候得共、出書未所見無レ之候。

○爲二追善法事一年忌をとり行ひ候事、堂上方にも俗通用候哉。

此事其家により、其人により輕重は候へ共、俗通用の通りに候。舊例も覺悟無レ之候。鹿苑院殿六十年忌をとぶらはれ候事、親基が記に見えたり。六十年忌當時無レ之事に候。其後鹿苑院どの百年忌、依二用脚不足一不レ行。公家には百年忌の御沙汰は無レ之のよし、宣胤卿の永正四年八月六日の記に見えたり。

○當時堂上方は被レ染レ齒、其餘の人は不レ染レ齒子細有レ之事に候哉。

齒黑の事、或抄に、鳥羽院の御時より、男も拔レ眉染レ齒のよし載たり。女は一條院以前、專染けるにや。榮花物語、紫式部日記など、此時代の物には多く見え侍る。男は高倉院の御時よりは慥に所見候。平家物語に、東の武士の平家の通盛がいづれかのかねつけたるを見て、あつぱれみかたにかねつけたる者はなきをと、申たりしことのあれば、武家はつけぬ事分明に見え侍る。室町殿の時分は、武士も付たる也。當時はむかしにかへりて、武士は付ぬ事と成たり。平壤錄に、我國の事をよく書載たり。却て此國の抄物に、如レ此委く載たるは未見及不レ申候。室町家前後、一向の下部は不レ染候得共、中分の人よりは染候か、白齒者と書て、アヲハ者と訓ず。〔割註〕白馬をアヲ馬と云が如し。〕此白齒者と申は下部の事なり。此首を取たる時の事、甲陽軍鑑に見えたり。宗吾が記にも、かねを付ぬは狼藉

なりとあり。以レ之案レ之。中分以上の者は染歯たる事と被レ存候。下部は染ぬ故、白歯者と申べし。公武共むかしは染たる事なり。いつ比より染ぬ事に成たるにや、信長公の時節より國家多事なるゆへならんか。

○庭訓往來に、嘉例延年の舞と有レ之候。いか成躰に候哉。

亂遊謂ニ延年一。と明月記建仁三年の記にみゆ。又兒童及延年と、東鑑弘治四年に見えたり。是等を以て考候に、舞の事の様に被レ存、當時南都興福寺衆徒舞ニ延年一事あり。東大寺には、亂世の風俗なりとて、今は停止云々。元來謠をうたひ能といふ物は、此延年より出たる物のよし。彼出家に兼て承候へ共、是非は不レ存候。

○金伏輪とは太刀の事の様に相見え候いかゞ。

文明前後よりの記、金伏輪の名目あぐるにいとまあらず候。今の進上太刀の事にて候。

○太刀を一腰といひ、俗に一ふりと申候、一ふりと申事も、古記に出候哉。

太刀一腰と申候は勿論の事、一振二振とも書たる記錄幾所にも所見候也。尤古き名にて候。

○當上方の書判と、當時武家の書判と、其形格別に候。其子細承度候。

公武判、むかしは其形別にかはりたる事とも見えず。近代武門の判、多分上下の一文字ありて、格別の様に見ゆ。是は群談採餘の押字の心にて、上下多用ニ一畫一。蓋取ニ地平天成之意一か。昔も公家判、武家判の差別あるか。武家被レ改ニ御判一。此間武家判自ニ今日一公家判と云々。永正二年宣胤卿の記に見ゆ。是何故たる事をしらず。

○宿曜師と申名目、禁祕抄にも出申候。いか様の法、いか様の人品の者に候哉。

道家といふ物なり。北斗を祭り祈禱など勤る者にて、非ニ神道一非ニ佛道一。又非ニ陰陽一者也。當時此類京師にもたま〳〵は有レ之候得共、俗人にて候。宿曜師珍賀法橋といふ者に、月輪殿北斗降調(マヽ)院とい

ふ額を書き給りたる事、玉海に出たり。又東鑑に、宿曜師珍譽法師といふ者あり。むかしは出家なるにや。

○丹波國大江山酒呑童子が事、正史實錄可レ有之事候哉。

前太平記の外所見無レ之候。此儀に付一昨年春。丹後國成相寺〔割註〕三十三所巡禮の所。〕觀世音於二京師六角堂一開帳。靈寶等多持來令二結緣一候に付參詣之處。攝津守賴光願書有レ之候。披見之所。甚古物殊勝。眞跡無レ紛樣に被レ存候に付、彼寺僧に申、寫歸り聊愚存しるし置候。左に寫し入二御覽一。

攝津守源朝臣在判

此度當國大江山爲二夷賊追討一蒙レ勅令二發向一訖速祈二
觀音大士之擁護一所レ可レ被レ抽二
丹誠一條如レ件

寛仁元年三月十一日　敬白

成相寺衆徒

攝津守源賴光之願書、今傳在二丹後國成相寺寶藏一。予披二閲之一。上世之筆端。而先時王政之隆亦可レ見レ之矣。蓋表二倚古一云一慨。其文云、大江山爲二夷賊追討一蒙レ勅令二發向一云々。世傳酒呑童子者。神道之鬼神而非二人類一也。今以二夷賊語一徵レ之。其非二異類異形一者明矣。酒池滿林之國賊。而佛經所レ謂戀鬼入二其身一者是乎。此書若下疑レ物好レ事者作二意之一者上。徒鬼神名既久。則以二鬼神鬼類一應レ使二人惑一之。以二夷賊之語一執レ證歟。斯故徵二鄙言一云爾。鈴鹿山鬼神亦應二疑此類一也。庚辰首夏、紀宗直。

右之通先年認置候故入二御覽一候。

○庭訓往來に簸逆顏と申事有レ之候。いか成簸に候哉。

簾をさかつらと申ものにて作りたるを、さかつらゑびらと申候。職人歌合の簾細工の詞に、さかつらがなくて柳ゑびらにすると有。さかつらと云は、藤かつらの類なり。此かつらなきゆへに、柳にて柳ばこの類なり。しかしさかつら何ものと云事をしらず。百部筥といふ物、江次第に見えたり。和名抄に、百部をホトと訓ず。是も藤かつらの類なり。〔割註〕百部根とて藥にも用ゆ。」百部のつるにて作りたる筥ゆへ、ほと筥と言が如し。玉海にも、狩胡簶、逆顏簶とあり。舊記、殿上人之時用二葛簾一。大將後用二逆顏一云々。其形は不レ存候得共。さかつらといふ物にて作りたるゆへに、逆顏ゑびらといふなり。或武門のしことといふ物を見たる人のはなしを聞に、しこの底に獸の顏を木にて作り、腰に帶る時共顏さかさまなるゆへ、是を逆面ゑびらといふよし承りたる事候へ共、是逆顏の文字になづみたる物歟。

○丁村といふ所あり、是をようろう村とよみ申候。丁字によふろふの訓有レ之候哉。

仕丁をツカハル丶ヨボロと壒嚢抄にみゆ。丁をヨホロと訓じ。下部の事なり。ヨホロをヨウロウと申誤候物と被レ存候。片言ながら古き言葉の田舍に殘りたる事被二感心一候。

○正大納言正中納言は、いつ比より絕たる事に候哉。

正親町院天正五年大納言正二位實枝、〔割註〕十一月二十日轉。」後陽成院文明五年中納言藤基孝、公卿補任にみゆ。是も是迄連綿したる事とも見えず。

○當時婦人の名におの字をかうぶらしめて呼候事、何比よりの事に候哉。

御の字の心にて候歟。菅家後草慰二小男女一詩、徒跣彈琴者、閭巷稱二辨御一。注俗謂二貴女一爲レ御。蓋取二夫人女御之義一云々。むかしは下に御字を付たる事とみゆ。婦人の美稱なり。いつ比より上に付たる事にや、未レ勘候。

○聽二入立一の人と申は何をゆりたる事に候哉。

禁秘抄等聽二直衣一事の下に、聽二入立一之人は、定聽二直衣一云々。臺盤所といふは、むかしは女房の詰所なり。其所立入事をゆるされたる人は、直衣を聽といふ義なり。古歌に、

女房のいりたちなりし人の今はさもあらざりければ、女房の中よりむかしを
おもひ出て、

雲の上はありしむかしにかはらねど見し玉だれのうちやゆかしき

といふうた、十訓抄に見えたり。

○當時武家傳奏と申候は、何比より始りたる事に候哉。

康富記、〔割註〕文安四年十二月七日。」院殿上簡書に云々。主典代定直朝臣無二才學一之間。談二合康富一可二書進一之旨。傳奏中山彈正尹忠親、執事按察使大納言等於二院御所一被二評議一云々とあり。又明應五年六月三日勸修寺大納言教秀、武家傳奏辭退の事、親長卿記にみゆ。是より以前にも可レ有レ之候得共、未二勘得一候也。

○大御所と申事、むかしより申事候哉。

鎌倉にて大御所と申たる事有レ之候。其外大殿下、大博士、大傾君、大政所の名目有レ之候。

○百五物とは何の事に候哉。

江次第に、尾張百五記と書て、器物の事とは相見候得共、相知不レ申候。外の書にも此名目無レ之事故、若哉文字の誤かと申沙汰も承候へ共、近比權記を見候處、雜色源賴經爲レ催二百五使一下二知越前國一事見えたり。然れば書誤にあらず。此義は御國元之事に候間、猶聞合可レ被レ成候。若相知候はゞ可二示給一候也。

○長押と申ものは、上にあり候をなげしと覺申候。官家には下にも有レ之事も相見え候て、不二分明一候所有レ之候。此義承度候。

長押の下に跪と記六に出たるは、上下不二分明一候へ共、長押に膝をかくると記錄に出たるは、下にあること丶被ㇾ存候。愚按、長押といふもの、むかしは上中下共に有ㇾ之事と被ㇾ存候。御堂入道東三條を作り給ふ時、有國奉行して御輿の寸法をとり、上なげしをうたざりけるゆへ、上東門院の入內の時、御輿煩なく出させ給ふ事、十訓抄にみゆ。しかれば上にあるを上長押といふと見えたり。又兵範記、〔割註〕仁安元年。」歩廊三間云々、第二三間上構二連子一。打二腰長押一、下塗ㇾ壁云々。しかれば、中にあるを腰長押といふと見えたり。下のなげしは、諸の記錄にも見えたり。すべて材木を横におしふち様に遣ひたるを、上下共になげしといふと相見え候。當時番匠の家には、長押の名上にのみ殘りたり。

○石帶を一筋二筋とも申よし申入有ㇾ之候。不ㇾ苦之事に候哉。

何に出たるか不ㇾ存候得共、普通には一腰二腰と申樣に覺え申候。一丁二丁とも申候乎。台記久安四年十月十九日謁二禪閤一賜二帶二丁一。〔割註〕玉角相合有ㇾ之。」

○當時非藏人と申は、女孺を止て召出されたるよし傳承り候。彌其通にて候哉。

長享の比の日記に、女孺の部屋は、殿上の北面にあるよし有ㇾ之候へば、其比迄女孺禁中に詰居たる事と被ㇾ存候。委き事は不ㇾ存候。

○廣蓋と申もの堂上方にも被ㇾ用候哉。

廣蓋の事、或人御說に、衣櫃の蓋なりと承及候。堂上方專被ㇾ用候得共、おもてむきの調度にては無ㇾ之。內々被ㇾ用候。衣櫃のふたに衣裳を盛候義は、舊例多有ㇾ之候。衣櫃の蓋と申御說、其義相叶候樣に被ㇾ存候。當時の硯蓋の如し。昔も實に硯筥の蓋を用候事なれども、今は別に蓋ばかりを調へ用ㇾ之候。廣蓋も亦如ㇾ此か。しかし衣櫃の蓋の餘風もなくなりて、廣蓋といふ一種の器物成たる事も、又既に久しき事なり。東鑑建長八年八月廿三日に、卷絹紺布檀紙扇等を積二廣蓋一事あり。又鎌倉年中

行事にも見ゆ。能の時用脚廣蓋と出たり。又園大暦等に、廣蓋に裝束を盛たる事も所見にや。

○角赤の筥と申物有レ之候、公武にも被レ用候事哉。

角赤の筥堂上にも多有レ之候得共、大方は武家より出たる古物と相見候。昔角赤の筥と申もの承り不レ及候得共、玉海の建久三年四月八日角赤の辛櫃といふ物、醍醐にある由有レ之候得共、其體相知不レ申候。

○狀の封目に〆といふ字を書候事はいかゞ。

行と云字を書事のよし、詞花懸露にみゆ。又宗吾が記には、二ツ引て點を打なり。村といふ字を草に書たる躰なり。たとへば夕如レ此。物などつゝみて、封ずるには一引べし。又一ツ引て點を打はさけなる心なり。〆かくの如しと云々。宗吾が說封の字草書といひたり。行と云字と大きに相違す。しかしながら、此事は前に歷々御沙汰ありて、行といふ字可レ然のよし承たる事候ゆへ、愚老などは行の字の事と心得候。宗吾は武家の事なれば、又別に子細もあるべし。用捨は御心次第たるべく候。舊記所見のおもむき書進候也。

○水引と申ものはむかしより被レ用候事に候哉。

鷹事某に、鶉を萩に付る事、鶉を水引にて懸て萩の枝の可レ然所みて可レ懸とあり。又三光院內府の記に、水引の事出たり。元來色々の薄やうをひねりつぎたるかたちなり。水引といふは、常の紙にて別に調レ之、水にて引しごき染たるゆへ、水引といふにや。夫ゆへ水引といふ物は、御料の淸き事には不レ可レ用の由、寬永の比故實を書たる物にみゆ。

○當時武家の內昇殿の御方には、別に昇殿の宣旨有レ之候事に候哉。

當時の義は不レ存候。天文の比までは、昇殿勅許の後參內せられ候樣に相見候。天文八年十二月二十四日御ゆどのゝ記、關白殿より、菊ていどの、久我どの、勸修寺どの、中山どの御使にて、いへやす

昇殿之事、御中勅許あり。参内廿九日の事なりと云々。

○神を拜するも兩段再拜とて八度拜する事のやうに相見え候。其通りに候哉。中右記、嘉承二年十月四日〔中略〕、再拜八度、先四度、次打レ手、次四度、又打レ手、是各兩段再拜、兼俊說なりと云々。此餘八度の事、彼是所見候得共不レ注レ之候。考るに、神の時は如レ此とみゆ。朝廷にて兩段再拜とあるは、四度の事のやうに承及候。延曆十八年正月丙午朔、受レ朝滅二四拜一爲二再拜一。渤海使此列に陪從する故と、類聚國史に出たり。かやう義例となりて、朝廷には被レ略候事也。御作法方の事一向不レ存候にや。

○柱松と申ものはいか成物に候哉。

松明の類にて候。法然上人の繪傳の中に、葬禮の時つか穴の邊に、大なる松明を地中へ本を掘埋めもやし置體あり。是をはしら松と申よし承候。

○正月禁中に三毬打と申事有レ之候。何ゆへ三毬打と申候哉。

公事を被レ行候時、夜に入候得ば、陣の座といふ所にむすび燈臺といふ物をたてゝ燈を設け、其體細き木三本の末をつなぎ合せてまたにして、下を張せ、其上に油つぎを置、燈臺を置候。當時はむすび燈臺と申候。むかしの記錄には、三木張とも、三叉枝とも有レ之候。其貌※如レ此なるゆへ、三木張、三叉枝などいふと見えたり。當時の三毬打も、其かたち※如レ此なれば、三木張といふ心なるを、後世文字も色々と書、かたちさまざまの說も有レ之樣に被レ存候。愚存如レ此候也。

○寺社の門の左右に、矢大臣とて隨身の體なる人形あり。多は五位六位の裝束を着たり。いか成由來に候哉。

寺社の門に矢大臣有レ之候事、京師にもあまた見及申候。日蓮が神佛冥應論と申ものに此事詳なり。太玉命子、豐石窓命、櫛石窓命、兄弟の御神なりと云々。大和姫世記に、御門の神豐石窓命、櫛石窓

命と云々。門を守り給ふ御神にておはしませば、此二神を勸請したる事とぞ。又延喜式に、御門巫祭神八座、櫛石窓、四面門各一座。豐石窓、四面門、各一座と云々。京師東山の邊り或寺の門の左右に立石あり。又東海道筋三河國の內寺の門前左右に立石ありと云々。是等も此二神を勸請したる物にて、矢大臣といふは、後世の俗なりとて、或神學者に承たる事あり。又禁中の御門の左右に立石ありて、其石に限り諸家は乘物より下ると云事、近世の書にみゆ。此石今は見えず。有職者流の人は、松明をたき消石なりといふ說あり。是も神道者流の人に問はゞ、彼二神を勸請したる石なりといはんか。先書に申入候通、順禮のおひづるを見て、掛肩衣かとおもひ、太郎官者の肩衣のおかしげなるを、本式とのゝしる、皆其好む所に僻するの咎、我輩といへどもまぬかれず。

○寸尺の事、むかしも今も同事に候哉。

寸尺の事は、近世歷々學者の考も有レ之、中々不學短才、彼是と難レ申候得共、御尋故愚存申入候。養老雜令を考るに、大尺小尺二品あり。度レ地大尺を用と云々、其餘皆小尺を以度か、此事不レ見二令文一候。大尺は小尺より二寸長、しかるに大小の尺の長短難二相考一候。公式令に、內印外印諸司印寸法あり。又天長十年三月廿五日沙彌圓珍度僟印、貞觀十九年官符印古文書、今尙傳り候。以二金尺一度レ之。各二寸五分四方なり。是公令式に出たるの印なり。外印は方二寸半と云々。六位以下及太政官文案に印すとあり。貞觀、天長の印寸法以二今尺一度レ之。令の文と如レ合二符節一。しかれば今のまがりかねといふもの、養老令に出たる小尺といふ物なり。大尺は小尺に二寸長とあれば、今のくじら尺、〔割註〕又吳服ざしともいふは、いつ比よりか、度レ地尺を以て衣服の尺と成たり。」金尺より二寸長し、是即大尺なり。又續日本紀、養老四年五月頒二尺樣于諸國一とあり。又東大寺要錄といふ書あり。彼寺の祕記なり。余故ありて其外一二ヶ條を抄出せし事あり。其中に日本未レ行二秤尺一。新從二大唐一得二秤尺一。所以皇后入レ市教三人用二秤尺一。父曰。當助國宜權衡二云々。皇后とは光明皇后の御事、父曰とは不比等の御事

なり。然ば養老四年頒つところ、令に載ゐところ、皆唐朝より傳へ來るものと見えたり。又曲金といふ名も、後世の名目にあらず。人のたけを勾金にて度りたる事、宇治大臣久安三年の記に見えたり。

○堂上方に赤き緣の疊あり、或は絹或布なり、むかしより如ㇾ此候哉。

名目抄に、紫端〔割註〕俗に赤端といふ此事なり。」とあり。又禁腋祕抄に、赤へりの名目有ㇾ之候。本義紫たるべきを、後世あかへりと變じたる事と見えたり。其外未所見無ㇾ之候。

○宿衣と申事、古記不ニ一樣一候。分別いかゞ承度候。

宿衣と申は、位袍の衣冠の事を申候。又直衣を用ひ候事も有ㇾ之候。西宮記、更衣之後殿上人頭未ㇾ服ニ新直衣一之前、以ニ舊時(トキノ)袍著(クハ)直衣(ノ)一爲ニ宿衣一と出たり。又禁祕抄に出たる宿衣と申物は、是とは別の物に候。

○甘御衣とは何の事に候哉。

東照宮十七ケ條と申ものに有ㇾ之、歷々へ相尋候得共、分明に難ニ相知一候。御甘下襲、表御袴も、仁平二年山槐記に有ㇾ之候得共、是又難ニ相知一候。或說に、甘御衣クツロギノヲンゾト訓する由、韓非子に、金甘ニ服於玉堂之中一と有ㇾ之候を證據とせられ候由候得共、韓非子の甘服と申は、甘は食にかゝり候事のよし申人も有ㇾ之候。

○薄墨色の宿紙の事、何比より始り候事に候哉。

此事は近代の學者の考もあるべく候得共、御尋ゆへ愚存申入候。紙屋川にて作り候ゆへ、かや紙ともいひ、歌によみ候例も有ㇾ之候。淸和天皇崩御の後、東御息所悲歎のあまり所ㇾ被ㇾ進の勅書數百合を漉きて、大小乘經書を寫し給ひ、橘廣相卿御願文を草す。薄墨色紙此時にはじまるよし、東鑑正嘉二年二月十九日の處に出たり。反古をすきかへしたるが灑儺なるにやと存候。又三代實錄にも此事出たり。仁和二年十月廿九日甲戌、正二位藤原朝臣多美子薨。右大臣贈正一位良相朝臣少女。淸和太上天

皇之女御也。（中略）、天皇入道之日。出家爲レ尼。潔齋勤修。晏駕之後收ニ拾生前賜御筆手書一。作(スキ)レ紙以書ニ寫法華經一。設ニ大齋會一恭敬供養。奉レ酬ニ太上天皇不次恩德一也。と有レ之候。

右莛響錄二卷者、家嚴所レ對ニ諸友之問一草案也。恐ニ久而散失一、拾集成レ書者也。本應問之言、故言事往々近淺之事亦有レ之。因名レ之曰ニ莛響錄一也。其佗猶問答草案不レ少。家君皆棄不レ顧。而然其中亦多ニ初學筏航者一。嗣當ニ輯寫爲ニ續錄一耳。

明和四年丁亥十月

從六位上采女正紀宗之

中年以來諸友之下問に返答候愚案ども、打散紛失も可レ致哉とて、愚息宗之令ニ書寫ニ一書と成候。尤中年の說には、只今の了簡に叶不レ申事も有レ之、今一再往も考案申度候得共、近年多病萬事疎懶に相成、先其儘打捨置候。此內には貴殿御尋も有レ之候哉と覺申候間、一冊寫させ相贈候。僻案僻說も可レ有レ之恥入候得共、御馴染と申、御執心中ニ難默止一如レ此候。猶更此上御新益も候はゞ、無ニ御疎義一御往復可レ給候。

十一月

高橋若狹守紀宗直

神村源助殿

莛響錄 終

訓蒙淺語

訓蒙淺語自序

夫一念苟正。衆妄盡消。萬行不レ同。同歸二於善一。故曰。同歸而殊塗。一致而百慮。天下豈有二二道一哉。聖人豈有二兩心一哉。老子之稱二至道一也。曰。大曰レ逝。逝曰レ遠。遠曰レ反。顏子之贊二夫子一也。曰。瞻レ之在レ前。忽焉在レ後。至道之微。或逝或反。臣德之妙。或前或後。老子之與二顏子一。其言如レ合二符節一。老子之論二戰伐一也。曰。樂レ殺レ人者。不レ可レ得二志於天下一矣。孟子之對二梁襄一也。曰。不レ嗜レ殺レ人者。能一レ之。夫撥亂反正之事。雖二湯武之用一レ兵。亦不レ得三徒謂二神武不一レ殺也。惟其所レ戒者。嗜殺二字而已。老子之與二孟子一。其言亦如レ出二一口一。我獨怪。荀卿戰國之大儒。意欲レ繼二周公孔子之統一。而其論二子思孟軻一也。曰。亂二天下一者。子思孟軻也。故其論二老子一也。亦謂。老子有レ見二於屈一。而無レ見二於伸一。不レ知老子之屈。則其所二以伸一也。易所レ謂尺蠖之屈。以求レ伸也。抑不二啻此一也。龍蛇之蟄。以全二其身一。故能免二亢極之患一。此亦屈之能伸也。屈而能伸。伸而能屈。潛見飛躍。變化不レ測。聖人之處レ世也。何嘗有二一定之規一乎哉。然則荀卿者。雖三名爲二大儒一。而其實則於二至道之微一。未二全有一レ得者。故其書中所レ載至

言妙理。皆傳抄孔氏弟子之所記而已。譬之是猶借珍瑰之器于人以陳諸其堂上者。久假而不歸。惡知其非有也。惜乎。夫明林兆恩者。閩之陋儒也。其少之時。嘗捐千金以葬無主之屍。故其名譽震爆于一時矣。然晩得心疾。狂奔不避水火。逾年而死。則其人其學之不能以治其心。亦可知也。故其所著三教會編。亦皆淺末謬悠之議也。其中無片言隻語之中其肯綮者。故君子無取而已矣。然我由是嘗竊有悟焉。彼陳圖南者。何人也。華山一道士而已。嘗其刋石于華山也。爲圖者四。曰謂無極圖。乃方士習煉之術。而深根固柢之說也。然其人則聖賢之徒。其道則止足之道。周元公取而轉易之。更名太極圖。宋儒訶爲千聖不傳之秘。然圖南之所刋。元公之所標。其原皆出于老子。老子之學。亦皆出于周易。孔子晩而喜易。韋編三絕。鐵撾三折。遂有十翼之作焉。其論道論理之宧奥。除復艮二卦之外。乃在大象文言繫辭之傳。其處世處事之要眇。乃在彖與小象之傳。然則孔老之學。其所歸一也。天下豈有二道哉。聖人豈有兩心哉。故今此編之所述。亦皆以本經及四書老子之言爲之根據。而旁及史傳百家之浩瀚。其中有一二可以當韋弦之佩。夜誦之音者。乃表而出之。以訓蒙士。此亦老生一片之婆心也。其分爲上下二卷。而各

冠以二自序一。我亦私竊有レ所二慕倣一焉。何也。曰。易以二八八一起レ數。六十四卦。一貫而已。老子以二九九一起レ數。八十一章。亦一貫而已。爲易與二老子一。皆分爲二上下經一。截然有二界限一焉。而聖人序卦之傳。雖レ明二每卦相受之序一。其於二乾坤一也。乃粗有二旁頭之語一。而不レ著二乾坤之名一。其於二咸恒一也。亦有二許多旁頭之語一。而不レ著二咸名一。乃層々說去。以明二天下之大理一。既爲二叙引之體格一矣。故我不下敢自描中其檮昧上。私竊摸二倣之一。以作二爲一篇之自序一。奚翅學レ步效レ顰之可レ譏。固知二踰レ垣竊レ號之罹二罪。然讀者幸勿レ笑下我之屋下架レ屋。床上安中床可也。

慶應紀元乙丑之春三月

晴軒老人　大田敦叔謹撰

訓蒙淺語

大田晴軒　著

○易は乾坤の後に、六卦の坎を上下に帶びたる卦を著はせり。坎は險難なり。天地間には、兎角種々の變難あることを表するなり。夫れ故、人は何事によらず、隨分氣を附け用心するが肝要なり。さて大都會繁華の地は勿論にて、此東海道筋にても、吉田、岡崎、濱松位の城下、相應繁昌の驛場にて、神事祭禮の時、近方馳せ聚まり、大群聚するときは、兎角物騷がしきことあり。神は其所其地を呵護するものなれば、隨分安靜に祭禮をさせ度趣意ならん。俗間に神は血を見たがるなどゝいふは僻事なり。若し左樣の事ならば、神は皆惡魔にて、阿修羅とも云ふべき者なり。左傳に、祭祀以爲レ人也。〔割註〕僖十九年。」と云ひて、氏神の祀は、氏子の爲にする祭なり。若し氏子の怪我、過ちに頓着なきことならば、氏神の祭は爲すに迨ばず。〔割註〕產神、產子なり。今暫く俗に從ひて斯く謂ふなり。」只々祭禮の時は、若者大連打ち寄り、酒宴を催し、一杯機嫌にて、大噪すること故、喧嘩口論も始まるなり。又町々の氣負にて、互に負けじ劣らじ抔と云ふ所より。喧嘩捽搏の事も始まるなり。書傳に、人衆者勝レ天〔割註〕史記伍子胥傳。」と云ふ道理にて、神と天とは一理なり。天にも神にも仕方なき所なり。夫れ故に、僨車〔割註〕今本作二弃車一訛。」之上無二仲尼一。覆舟之下無二伯夷一〔割註〕韓非子安危篇。」と云ひて、總て危き場所へは、聖賢とも云ふ智慧ある人は、寄り附かぬことなり。孟子の知レ命者。不レ立二乎巖墻之下一。〔割註〕盡心上。」俗に君子は危きに近寄らずと云ふ、皆一理なり。兎角少年の人は、男女共に剽輕なる者にて、祭禮に限らず、開帳にても狂言輕業にても、總て人の群聚する所

へは、眞先に飛び出したがる者なり。夫れ故に、老子は雖レ有ニ榮觀一燕處超然。〔割註〕第二十六章。」と云ひて、何程花やかなる見物事あるとも、氣を鎭め居て、高く料簡を構へよとの戒なり。又喧嘩などにも限らず。大勢群聚する時に、意外の變難あることもあり。天之愛レ民甚矣。〔割註〕左傳襄十四年。師曠言。」と言へば、天道に於て、人を一網に打ち盡すが如きことは有るまじけれども、是は流沙の渉河〔割註〕宋沈括夢溪筆談に詳なり。」に行き遭ふが如くにして、天にも仕方なき所なり。予幼弱の時、江戸深川八幡の開帳にて、神輿を載せたる牛車、永代橋を戻る時、大勢の中押し分けて通ること故、大連金剛力を出だし、揉み立てしかば、神輿は恙なく通り越したれども、大丈夫なる永代の橋桁、餘程蹈み折れ、其所よりどろ／＼押し流されて、溺死せしもの餘多あり。其節、

　深川の八幡地獄怖ろしや是は永代浮ぶ瀬もなし

と云ふ落首など承りたり。其後善光寺如來開帳の時、〔割註〕弘化四年丁未の三月なり。」折悪しく大地震にて軒並屋潰れ、跡は一圓の火となり、諸國參詣の人は勿論にて、所の者までも許多死亡せし由、委元にて承りたり。されば大群聚の所へは寄附かぬを第一とす。若し人に誘引せられて、無レ據罷越すとも隨分用心して、何事かある時は、手早く飛び抜ける覺悟をなすべし。

○人は兎角堪忍するが緊要なり。佛の云ふ娑婆世界とは、堪忍すべき世界と云ふことなり。天竺にて、娑婆訶、又沙訶と云ふことを、中華の譯文に、娑婆に作りたれども、舞貌の娑婆の倒語には非ず。娑婆とは堪忍の譯なり。夫れ故に袈裟を忍辱鎧と名付く。袈裟衣では人と捽り合ふことはあるまじ。鎧とは堅固なる譯なり。何程、人が無理を云ひ懸け、喧嘩を仕掛くるとも、袈裟を肩に纏ふ上は、相手になることはあるまじ。孔子の仰せらるゝ端衣玄裳〔割註〕齊服」志不レ在ニ於食一レ葷。〔割註〕葷は葱薤の屬なり。」斬衰菅屨〔割註〕喪服」志不レ在ニ於酒肉一。〔割註〕荀子哀公篇。」と云ふ所なり。さて町在にても、他所より新規に移徙せるもの、中華に云ふ僑居の人は、舊く住居する輩、すき次第に捻りたがるものなり。仕官

の人は、新參を故參打ち寄りて捻るが世の習なり。惟々柔和にして堪忍し、聊かも爭心なければ濟むべし。宋鈃が見レ侮不レ辱〔割註〕荀子正論篇、莊子天下篇。」と云ふ所なり。唐の婁師德は、弟を教ふるに、若し人が己の顏へ唾を吐き掛けたらば、拭ひ去りては宜しからず。乾くまで捨て置くべしと云ひき。〔割註〕尙書大傳に、太公望曰、唾レ女毋レ乾。」右樣に心懸けられたる故に、一生宰相と成りて、無事無難は申すに及ばず。天下の人に厚德の君子と崇められたるなり。俗に云ふ、ならぬ堪忍するが堪忍とは、實に妙言なり。易の損の卦に、懲レ忿と云ひて、人の損し度事は怒なりと教へられたり。大戴禮には、安乎危。於二忿懥一。〔割註〕武王踐祚。」と云ひ、論語には、忿思レ難〔季氏〕と云ふ。皆肝積を堪へて、身の無事安全を保つべきことを云ふなり。人は婁師德を手本にして、小々なりとも似寄る樣になしたきものなり。

○人は兎角胸襟を闊廣して、人を容るゝが第一の事なり。寛仁大度などゝ云ふことは、中々凡人の及び難き事なれども、隨分氣を付け、人の撰嫌（エリキラヒ）なく人と交はりたきことなり。別して大身富豪の家にて、大勢の郎等、番頭、丁兒を召し遣ふ所は、容の一字は極めて肝要なり。とても三拍子揃ひたる人は、金の草鞋にて搜索すとも、此世にはあるまじ。さすれば小々づゝの疵瑕不足は頓着せず。鈍き人は金の番人、才發の者は入り組みたる掛合向と云ふ樣なる手配にして、人を遣り廻すべし。唐の俗諺に、不レ瞽不レ聾。不レ能レ爲二富家翁一と云ひて、兎角見えぬ振り聽えぬ振りして、小々のことは捨て置かねば、富家の亭主にはなれぬと云ふことなり。夫れ故、管仲歿に臨むの時、桓公に自分の跡替（アトカヘ）を言上して、鮑叔牙は潔廉の善士なれども、一聞二人之過一。終身不レ忘と云ふ人物なれば、此人は家老には宜しからず。隰朋は其於レ國有レ不レ聞也。其於レ家有レ不レ見也と云ふ人物なれば、まだ〳〵此人の方、宜しかるべしといひたり。〔割註〕以上莊子徐無鬼篇。」さて易にも包蒙包荒と云ひて、蒙昧者、荒妄者も、皆包みて容れ置くと云ひたり。いづれもこせ〳〵と搜ることは、人の上に立つ所作に非ず。夫れ故に、

仲弓、季氏の宰となり〔割註〕「論語子路。」政事を問ひし時に、孔子は赦二小過一との御指圖なり。是にて寛容を崇ぶことは、政事の主意と知るべし。不レ瞽不レ聾の語は、本、愼子に出でたり。不レ聰不レ明。不レ能レ爲レ王。不レ瞽不レ聾。不レ能レ爲レ公とあり。愼子の語は最も妙語なり。王は聰明にて天下の事を通知し、三公宰相は大度にて何事に寄らず。官吏の小々の不調法は知らぬ振りして居るなり。又倖門如二鼠穴一〔割註〕「言行錄。」の譯にて、不正も小々の不正は寛容することとあらんか。勿論此れは事と時宜とに寄るべし。

○さて町在にて、指折の業に勝れたる人、相場事などに溺れ、結構なる株家督を擲ちて、手甚編笠となるものあり。〔割註〕株は莊子逸篇、羊溝之鷄。三年爲レ株の株に同じ。以上困學紀聞。」如何なる事か。段々其噺を尋ね問ふに、始は能き見德〔割註〕德は瑞なり。家語の五儀解に、介二雀之德一の德と同じ。」能き夢見などにて、毎度利運あるに付き、夫より乘込みて竟に身上仕舞となるなり。是れは小得而大喪。此小人之禍也。とも云ふべきにや。先年江戸に、石橋彌兵衛と云ふ名高き町人ありて、少年の頃より始終大坂へ往來し、相場事にて年々勝利を得て、大分の世帶になりしにや。深川の三角と云ふ所へ立派なる普請をして、二十餘人の手代を召し遣ひたり。其節、畫工芙蓉の案内にて、一夕亡父を請待して饗應せられたり。我等も子供にて罷り越し、珍膳美味の馳走を受けたり。さて彌兵衛の人となり。拔群の俊才と見受けたりしが、其後程なく、浪華にて十七萬兩餘の大損失をして、右金子を一文殘らず馬荷にて三度に送り屆け、自身は眷屬召し連れ裏屋へ引き籠り、泰然として居られたりしが、其後程なく果てられたりとの噂承りぬ。此等は書傳の乘レ龍上レ天。豈可二中下一。〔割註〕晉書載記呂超の語。」と云ふ樣なる勢にて、引くにも引かれぬ所より、斯くなることゝ見えたり。併し傍觀者より云へば、三角へ家作せし時分に、早く大坂通ひをやめて、惟々什分一の利を見る貸金、又は賣買をせば、大分の基手ある故、追々大家となるとも、右樣に逼塞することはあるまじきなり。書傳に、善游者溺。

善騎者墮〔割註〕淮南子原道訓。」と云ひ、俗にも、灌師は河で果てると云ふは韓兵衛がことなり。後漢の梁冀は、跋扈將軍と質帝に名を付けられたるに付き、怒りて質帝を毒殺し、桓帝を立て、二十年の間、天下の權を專にし、奢侈を窮極せり。其後、宦者に〔割註〕與の衆なり。」單超と云ふ忠正の人ありて、桓帝の爲めに謀りて梁冀を誅滅せり。夫れに付き、桓帝不明の人故、宦者は總じて皆忠義なるものと思ひ、何事も宦者に任せたり。然るに其後の宦者には、單超の樣なる忠正の人はなく、皆惡物のみにて天下の權を專にし、種々の惡業を働き、竟に滅亡に及べり。其れを後漢書に、以此始、必以此終と云ひたり。韓兵衛が相撲事にて利運し、相撲事にて身上を仕舞ひたるも其通りなり。陳餘は百戰百勝之名將なれども、一旦運を失ひ、泜水と云ふ河端にて韓信に討ち取られたり。今川義元が桶狹間の事も矢張同斷なり。兎角勝負あることは、早く切り上ぐるを能しとす。孫子の百戰百勝非善之善者也。と云ひしは、流石に兵家の大先生の言葉にて、名言と謂ふべきことなり。

○さて前條に云ふ見鵲、夢見等のことに付き、人の能く能く思慮すべきことあり。書傳に云ふ、目瞤得酒食、燈火華得錢財。乾鵲噪而行人至。蜘蛛集而百事喜。〔割註〕西京雜記卷三。」目瞤とは、目の端のぴくぴくすることなり。乾鵲噪とは、唐鵲、かささぎの噪ぎ騒ぐことなれども、今我邦にても、烏鵲が噪ぐ時は、遠方に參り居る人が歸ると云ふ。蜘蛛は、くものことなれども、是れは高蜘と云ひて足高蛛を指すなり。天井板〔割註〕漢井、藻井は、皆合天井のことなり。俗の天井は天井板と云ふなり。」より足高蛛がさがれば、諸事吉なりと云ふ。又俗間に、烏の糞に衣服を汚されば、其も大吉事なりと云ふ。往々驗あることに似たり。又夢なども、俗間に一富士、〔不二〕二鷹、三茄子とて、吉夢にも、吉に段々の次第あるを云ふ。さて周禮、列子には、六夢のことを載せたれど、夫は皆な吉凶に拘はることに非ず。唯周禮に、季冬聘王夢獻吉夢于王。王拜而受之。乃舍萌于四方。以贈惡夢。〔割註〕周禮占夢職。」とあり。舍萌とは釋菜と云ふが如し。野菜の初芽を採りて供する祭なり。四方の邪々へ

初芽供物の祭をなして、一年中の惡夢の分は皆祓除すと云ふことなり。併し詩經に、幽王の時、諸事亂れ間違ひたるを刺譏して、召二彼故老一。訊二之占夢一と云へり。〔割註〕斯干無羊の夢占は、常例の御嘲なり。」左すれば、今の周禮に云ふ所は、實に周の典禮にや。又は劉歆等が加筆にや。此等の條、甚だ覺束なき所なり。併し泰誓に、朕夢協二朕卜一。襲二于休祥一。戎レ商必克〔割註〕本二于周語單襄公語。及左傳昭七年衛史朝之語一也。」と云ひしは、少しも間違なきことなり。逸周書に〔割註〕程寤解第十三。」據るに、太姒〔割註〕武王之母。」夢見二商之庭產一レ棘。武王取二周庭之梓一。〔與レ棘同〕樹二于闕間一。化爲二松柏一。〔割註〕此下有二柞棫字一。下に闕文あり。」此夢は太姒、武王の夢なれば、正しく殷亡び周興るの吉兆を示したること顯然たり。是れより以前に、高宗の傳說を夢に見しも矢張同樣にて、靈夢聊かも相違なし。漢文帝の夢に、鄧通に助けられて、推して天に上られたることは、驗なくして衣裂帶後の穿ちたることばかり後の驗あり。〔割註〕文帝、後に鄧通を帽子に召し遣はさるゝは、帶後敗るゝ象なり。」文帝程の賢君にても、右樣なる間違の夢あれば、〔割註〕古人の詩に、可レ憐一覺登レ天夢。不レ夢二商巖一夢二櫂郎一。」常並々の人は、魔神の夢枕に立ちて欺瞞すること多かるべし。必ず靈夢なりと云ひて、乾沒の企て事、又は乘るか反るかなどの事は、すべきことには非ず。梁武帝は、某月某日に、天下一統となると云ふ夢を見たり。某月日に到りて、魏の叛人侯景果して降參し來れり。朱异も亦精々執り持ちて、縱臾せしに付き、武帝大に悦びて引き納れたり。其後、侯景に謀叛せられて、餓死して滅亡に及べり。此等は實に魔神の欺誑したること顯然たり。又夢にも限らず。宋王偃〔割註〕康王とも云ふ人。」は、城の隅にて雀の鸇を生みたるに附き、國家益廣大になる吉瑞と判じて。射レ天笞レ地の暴虐をなせし故、竟に滅亡に及べり。〔割註〕射レ天笞レ地の事は、呂氏春秋、戰國策新序に詳なり。」宋の徽宗の宰相王黼は黼、家の柱に玉芝を產するに付き、益繁榮の吉兆と判して、徽宗へ言上し御覽を願ひたり。徽宗御幸の時、王黼の家、內官の頭梁師成と鄰家にて、家の內より通路ありて往來し、別段

入魂にする樣子認められ、夫れにて平日何事に寄らず。掎角して打ち合せすることを氣附かれ、遂に滅亡に及べり。明太祖の宰相胡惟庸は、神姦鬼黠とも云ふべき才智拔群の人にて、始終太祖の目を忍び、種々の姦曲のみをなしゝが、當人思へらく、太祖は匹夫より起りて天下を取る程の賢明なれば、何れ永き年月の中には、己が惡事を見出ださるゝこと必ずあるべし。其節は、手早く兵を擧げ。不意を襲ひて、序手に天下を取るべしと兼ねて覺悟をなし、極密に往來する日本人までも應援に賴み置きたり。然るに胡惟庸が先祖の墓所に、毎夜炎火の如き光明顯はれ、又家の井戸より石筍の生ずるを見て希代なる吉瑞なり。速かに謀叛すべしと決心して、夫れ夫れの手配をなししかば、流石に明祖の事ゆゑ直樣心附き、生擒りて極典に處し誅滅し玉へり。明太祖、右の宰相に專ら天下の權を任せ玉ひしことを後悔し、夫れより後は、宰相〔割註〕宋は中書、門下、同平章事と云ふ。」と云ふものを立てず。大學を宰相代にして召し遣ひ、後々は閣老と稱す。今の清朝も、明の跡を受けて、矢張宰相といふ官は別になし。大學士を以て宰相とせり。

附記。大學士を閣老と稱するは、大學士は上の書を藏する文淵閣を預かる故に、閣老と云ふなり。

○中書は奥御右筆、尙書は表御右筆、門下は御側衆なり。中書、尙書、門下を宰相と云ふ時は、筆頭のことなり。唐の時は、此三役所を三省と稱ふ。天下の執權職即ち宰相なり。併し唐の時は、中書、尙書、門下相並びて宰相と成りて重き時もあり。又中書、尙書、門下の中にて、中書、尙書のみ重くなりたり。或は尙書、門下のみ重くなりたり。最初の中は定例なし。末には中書と門下とを重んず。夫れ故に、宰相を中書、門下平章事と云ふ。平章事は、尙書の平章百姓〔堯典〕の語に本附きて、百姓の事を平章するは宰相の職なり。併し本役は稀にして、平章事並にて務むる宰相多し。故に同平章事と稱す。同とは同樣にて並のことなり。夫れを宋に至りては知らずして、同平章事と稱へたり。笑ふべし。晉の荀勗が中書を以て鳳凰池と稱したる時、既に中書を重んぜり。南朝は陳の後主の時は、中

書有ニ舍人五人一。分掌ニ二十一局一。尙書諸曹聽受而已。北朝惟重ニ門下一。三公尙書。非レ帶ニ侍中銜一。不レ得レ聞レ政也。〔割註〕通雅官制。」尙書は表御右筆故、奧御右筆、御側衆には始終及ばぬ姿なり。此れ自然の勢なり。又唐の時には、左僕射、右僕射となりて宰相を務むる人もあり。夫れは一時のことなり。

○晉の文公は、書を讀むことを胥臣に三日の間學びて曰く、吾不レ能ニ行也咫一。聞則多矣と、咫は八寸なり。少しのことを云ふなり。〔割註〕容齋隨筆、黃魯直和ニ王定國一詩。聞ニ蘇子由病臥ニ績溪一云。瀟祓瘴霧姿。朝趨去レ天咫。蜀士任淵註。引ニ天威不レ違レ顏咫尺一。予按。國語。楚靈築ニ三城一。使ニ子晳問ニ范無宇一。無宇不レ可。王曰。是知ニ天咫一。安知ニ民則一。韋昭曰。咫者少也。言少知ニ天道一耳。酉陽雜俎有ニ天咫篇一。黃詩蓋用レ此。徐師川喜ニ王秀才見レ過。小酌翫レ月四言曰。君家近レ市。所レ見天咫。庭戶之間。容レ光能幾。菰蒲之中。江湖之涘。一碧萬頃。長空千里。正祖ニ述黃所レ用云。」三日の間讀書の稽古をして、聞くことは澤山に聞きたれども、行ふことは少しも出來ぬと云ふことなり。宋の趙普は學究なり。〔割註〕宋人の隨筆に、趙學究とあり。」太祖の勸めに因りて、晩年には手に卷を釋てずと云ふ。宋史に。每レ歸ニ私第一。闔レ戶啓レ篋。取レ書讀レ之。竟レ日。〔割註〕終日と同じ。」及ニ次日一臨レ政。處決如レ流。旣薨。〔割註〕死するなり。」家人〔割註〕家內の人。」發レ篋視レ之。則論語二十篇也とありて、書を讀むことは博くもあらざりしが、其藩鎭〔割註〕大郡代なり。」の權を奪ひて天下の亂源を塞げると、太原〔北漢〕を跡廻しになしたる手際とを見れば、天然の才智とも稱すべきか。さて齒を拔かんとには、何程堅固にても廻りの小さき齒を拔き取らば、自然にゆるぐべし。夫ゆゑ、趙普は諸國を打ち滅して後は、彈丸黑痣〔割註〕黑子と同じ。」之地。將レ無レ所レ逃〔割註〕言行錄卷一、彈丸黑子とは些しの場所と云ふことにて小國を云ふ。痣は、本、あざの事なれども、此痣はほくろをさすなり。」と云へり。然るに、先づ北漢〔大原〕を打ち滅せば、契丹と西夏との間に隔りなく、直ちに鄰國となる故、

始終合戰の止む日なく、迚も一統の業は成就すまじ。其上、契丹は固より大國にて士卒の剛勇たること、中々支那人の及ぶ所に非ざる譯を熟知せる故、太祖に勸めて契丹を伐つことを止めたり。其後、太宗の河東を平げ、勝に乘じて幽燕を伐たんとせし時も、又々上書して諫められたり。さて文公趙普の才の如きは、所謂不世出にて迚も常人の及ぶべきにはあらず。併し我等同士にて言へば、流れ込みといふこともあり。大戴禮に、孔子、學問のことを論じて曰く、譬レ之如ニ汚邪一。水潦ス焉。莞蒲生焉。從レ上觀レ之。誰知ニ其非ニ源泉一也。〔割註〕勸學篇。」汚邪を說苑に汚池に作るは、傳寫の誤なり。孟子〔割註〕惠王上。」に、數罟不レ入ニ汚池一。又〔割註〕文公下。」壞ニ宮室一以爲ニ汙池一とありて、汚汙同じにて、汚池はくぼたまりと池のこと、汚邪は山間の沼田のことなり。說苑復恩篇に、下田汚邪。得ニ穀百車一。史記滑稽傳には、汙邪滿レ車。註。司馬彪曰。汙邪。下地田也とあり。皆同じ。さて學問を土地に譬ふれば、山間の沼田の如く處々の潦水流れ込みて、莞蒲など曲輪に生ひ茂りたる時は、上より之を見れば、誰とても地中より湧き出づるの泉に非ずと思ふものは無し。又原泉とは、源あるの水にて、孟子〔割註〕離婁下。」には原水混々とあり。さてそれと同樣にて、人は聖經、賢傳を始めとして、種々の書を讀み天下古今の事物道理を覺えて、周禮にて言へば、有德〔賢者〕有道〔博學〕の有道、孟子にていへば、賢、多聞の多聞ともなりて、王公大人の師ともなり。一世を敎導するの任にも膺るべきなれど、其事は容易のことには非ず。しかし我等は、王公大人の顧問に備はりて、凡夫鯫生の料簡違ひなき樣に指示するには、隨分餘りあるべきことゝ思へり。此を流れ込みと云ふなり。さて嘗て困學紀聞を見しに、莊子の逸篇を引きて、人而不レ學。命レ之曰ニ視皮一〔割註〕一作レ肉。」學而不レ行。命レ之曰ニ輒囊一〔割註〕輒。著也。一作レ撮。」と云ふことを載せたり。何の事にやと思へり。のち釋氏要覽志學部を見しに、法苑珠林を引きて云く、莊子曰。人而不レ學。謂ニ之視肉一。學而不レ行。謂ニ之撮囊一とあり。此の視肉撮囊にて能く分るなり。撮囊とは、學び聚めて納れたる計りの囊にて、之を行ふことは出來ぬと

云ふことなり。家語始誅篇に、其居處足下以撮レ徒成上黨。王肅註、撮聚とありて、荀子宥坐篇には、居處足下以聚レ徒成上群と作れり。又荀子彊國篇に、執拘則最。註。最聚也。公羊傳曰。會猶レ最也。何休曰。最聚也。韓詩外傳卷六。作二執拘則聚一とあり。最と撮とは通用して、皆聚と訓ず。故に人の頭髪を聚め寄せて之を括るを、莊子人間世に會撮と云へり。されば撮囊の義は、斯く明白なるに、王應麟は宋朝第一の考證家として、淸人は深く之を崇奉し、五家箋註など作りたる程なれど、轆の字を繫著などゝいひしは、牽强の甚だしきものと云ふべし。又視肉と云ふことを、史記李斯傳の此禽鹿視レ肉と云ふ處の註に、莊子及蘇子曰。人而不レ學。譬二之視レ肉而食一と、索隱は引けり。李斯が云へる視肉は、視レ肉而食と云ふことなり。莊子の逸篇には、惟視肉撮囊とありて、視レ肉而食と云ふことなければ、而食の二字は、司馬貞が濫りに入れ字たりとす。視肉とは、肉に眼は着き居れど靑盲なりと云ふことゝ。肉とは、後世に所謂肉陣、〔割註〕王仁裕開天遺事。」肉屛風、〔割註〕郞瑛七修類稿。」肉鼓吹〔割註〕李肇國史補。」の類にて、人のことを云ふなり。さてむかし、寗越は耕作の勞苦を免れんが爲めに、十三年の間學びて竟に周の威公の師となれりと云ふ。我等は儒者の子なれば、書を讀むことは、我が天より申し付けられたることなれども、今に莊子の所謂撮囊にて、學び得たることは、聊も之を行ふ事能はざるは耻づべき至りなり。

○人たるものは、學問のみに限らず何事も覺え置くべきことなり。我八歲の時、始めて素讀を習ひて、三七廿一日の中に、兼山點の孝經、大學、中庸、學記だけを終り、夫より後は、四聲字引にて素讀は濟したり。幼少の頃より日夜學問にのみ懸り果てたれば、遠方へとては出でたることとなし。江戸内は、淺草觀音へも母の供にて折々參詣なし。其外、大抵の場所は承知し居れども、品川、千住は申すに及ばず。吾妻橋を渡りたることはなし。夫れ故、米と云ふ物は、奈何なる所へ生ずるやも知らず。書傳に所謂不レ知二馬之幾足一〔割註〕朱穆也。」の類を免れ得ざりし。十四歲の春、前髮を剃りたる頃、亡父

の門人篠崎英次と始めて久喜の遷善館へ赴き、孟子の講釋をなしゝが、五畝の宅の註文に、田中不㆑得㆑有㆑木。恐㆑妨㆓五穀㆒〔割註〕惠王山。」と云ふは、泥深き所には木の植ゑ樣はなしと說きて、其席の御茶にごしは濟みたれども、恐㆑妨㆓五穀㆒と云ふことは、自分の心にて何のことにやと思ひたり。歸途に越ヶ谷へ止宿して、次日の朝、食事の時に、逆旅の主人が、此地はをか穂なれども隨分風味はよしと云ふに付、をか穂とは何のことにやと問ひければ、畠へ作るを岡穂と云ふ。此地は總じて米を畠へ作ると云へり。逆旅主人の言にて、孟子の註文も分かりし。成公二年左傳に、盡く其畝を東にすれば、吾子の戎車を利すと云ひしは、白田の畝が皆東向になれば、戎車の仕掛くるに便利能しと云ふ譯も分り、畎畝の白田へ細溝を明ける譯も呑込みて、唐は白田地へ米を作る國と云ふことを始めて知りたり。王維が詩に、漠々水田飛㆓白鷺㆒。陰々夏木囀㆓黃鸝㆒とあるは、中には我邦と同く泥田もあることを知れり。其後、陶淵明の種㆑秔種㆑秫の咄にて、支那は餅米にて酒を作る。我邦の酒とは違ひあることを承知したり。又或醫家に止宿したる時、大唐米といふ物を始めて見しに、細く長くして、我邦の米とは大違ひの惡米なり。左すれば吳語の市無㆓赤米㆒と云ふ註に、赤米とは姦者と云ひしなどは、何樣なる惡米にや。唐の米は酒にも作れぬ惡米なれども、素問には天地之精氣なり抔と自慢を云ひたり。實に大笑なる事共なり。其後追々、事物を考究して、我邦の米は、五大洲中第一に位せることを知れり。唐にても、閩の田は兩收〔割註〕二度取り。」嶺南は三收〔割註〕三度取り。」と云ふ。安南、緬甸、天竺抔は皆三收なり。種蒔すれば直に生じ、直に長じて直に實り熟する所なれば、米の姦なることは云ふに及ばず。我邦の米は、三月に種子を播き、五月に苗代をし、二百十日に稍々一穂走と云ふ位のことにて、十月に到りて刈り取る。其所は支那も中國筋は、大抵我が國と同樣に聞ゆれど、唐の米は白田地に作ることとなれば、縱令尺溝を立てゝ〔割註〕尺溝とは畎也。耟の金五寸。岐頭也。兩人にて寄せて一挺となし、白田を反すを耦耕と云ふ。乃一伐のことなり。又一撥とも云ふ。夫故、畎

も畝と共に一尺なり。」其中へ種子を蒔き、追々生へ立つに從ひ、畝の土を落し根を堅めて、風にも耐ふるとは云へども、水田の樣なる善き事はなし。且つ第一に旱魃には困り果てゝ、蟲は附き易し。故に桑山の禱。〔殷湯〕雲漢の詩、〔大雅周宣〕螟、〔食心〕螣、〔食葉〕蟊、〔食根〕賊、〔食節〕秉畀二炎火一の事より、唐の姚崇が遣レ使捕レ蝗。夜中設レ火。火邊掘レ坑。且焚且瘞めたる事も能く呑み込みたり。我等は五穀不レ分〔割註〕論語微子。」と云ひたる歴々同樣のことなれど、田舍廻をして御米のことは分りたり。又木綿着物、絹着物は、何にて織りたる物にや知らず。夫故、青梅棧留、太織紬、絹縮緬、羽二重は江戸産にて、朝夕耳に聞き居し故に、品物は承知し居れど、草木綿の絲、蠶絲などにて織りたりと云ふことは一向に辨へなし。衣服在レ躬。而不レ知二其名一爲レ罔と、禮記少儀に云へり。今我が品物の名は知れど、何にて織りたるやも知らざる時は、矢張罔の類ならずや。然るに其後、每度上毛邊を遊歴して木綿の事も覺え、又蠶を畜ふ所を見て絹絲のことをも覺えたり。さて又家に住居ても、棟梁のことも聢とは知らず。夫れ故、論語を說くに、亡父の傳授にて、山節の節はます形と云ふて、堂宮にのみ有るものと承知し、藻梲の梲は侏儒柱〔短柱〕と云ひて、つかなることを知れり。併し搏風、欄間と云ふ所も知らずして困りたり。夫れに付き古への諸儒先生を攷へ見るに、我等と同樣のこと多し。宇野三平〔明霞〕などは、反坫の所へ陳祥道が禮書、黄氏日抄、升庵外集等の書を引きて博覽を示したれど、四阿反坫の四阿を、始終囘阿と書き、四阿は八棟作りのことなるを知らず。大笑のことなり。さて其後、追々に處々を遊歴して木綿にも草もめんもあり、木もめんもあり。蠶の三眠三起と云ふことは、我邦にては何々と稱することを知り、列子〔湯問篇〕以レ目承二牽挺一と云ひしは、まね木のことなるを知り、蠶の神は、我邦にては馬頭觀音、支那にては馬頭娘、〔朱新仲の猗覺寮雜記に詳なり〕夫れにて荀子〔賦篇〕の蠶賦の身女好而頭馬首者と云ふこともしれり。周禮馬質職に云、禁二原〔再也〕蠶者一とは、二度子を取れば、馬疫病が流行する故、周の法にて禁制すと云ふことも分りたり。

○我等は寛政七年乙卯の生にて、今茲に慶應元年乙丑に到りて七十一歳なり。夫れ故、天明の飢饉のことは聊も知らず。惟人の咄にて承りたり。世の中に、飢饉は海より起ると云ひ傳へて、海の漁獵なきは飢饉の始なりとす。されど亡社〔割註〕淮南子說山訓に、東家母死。其子哭レ之不レ哀。西家子見レ之。歸謂二其母一曰。社何愛二速死一。吾必悲二哭社一。註。江淮謂レ母爲レ社と有り。」の物語を聞きしに、天明飢饉の砌に、夏分は松魚など夥しく取れ、買ふ者稀にして甚だ下料なりと承りたれど、併し詩小雅に、三星在レ罶。人可二以食一。鮮レ可二以飽一〔割註〕苕之華篇。」と云ひ、罶は笱なりといふ。干魚を取る大ざるを流れ先へ沈め置けば、心の三星の光が映るといへば、ざる中に魚の跋剌すること無くして、水靜なるをいふ。左すれば、川や溝の中に魚生ぜぬ姿なり。又越語下に、勾踐曰。今其稻蟹不レ遺レ種。其可乎。註。稻蟹。食レ稻蟹也。月令疏にも、稻蟹。謂二蟹食一レ稻也と有れども、先づ事理を以て推し攷ふるに、當時吳は大國にて、三江、五湖の間とは云へども、中々岸邊通り計りの狹場には非ず。例令蟹が稻を喰ふとも、沿岸を離れて數十里の先までも喰ふことは有るまじ。然るに吳の王孫雒も亦、范蠡に對して、今吾稻蟹不レ遺レ種。子將二助レ天爲一レ虐といへり。奈何にも譯わからぬことなり。且蟹の害を爲るならば、蟹疾、蟹災と云ふべし。〔割註〕詩大雅瞻卬篇、蟊疾と有り。蟊は蝗也。疾は害を云也。」稻蟹とは不成語なり。唐詩金粉〔割註〕卷十。」載二唐彥謙詩一云。湖田十月淸霜墮。晩稻初香蟹如レ虎。〔割註〕勢の盛なること。」淸の顧祿が淸嘉錄〔割註〕卷十。」に、府志を引き蟹出二太湖一者。大而色黃。殼軟曰二湖蟹一。稻秋〔割註〕稻の熟する時を云ふ。麥秋と同じ十月のこと也。」蟹食旣足。腹レ芒輸レ江。〔割註〕腹レ芒朝レ江とは、腹に稻穗を澤山納れて江へ上ると云ふこと也。」江蟹黃蟹〔割註〕湖蟹也。」皆出二諸品下一〔割註〕外の蟹よりはまづき也。」と委しく述べたり。左すれば、王孫雒が云ふ所は、飢饉は海より起るの說にて、不斷夥敷有る蟹までも生ぜずして、種子なしになる程の大饉にて天の吳國を虐する時節なり。其時節に付け込み兵を加ふるは、餘り情なきことなりといふ意味なり。

周禮に、荒政十有二有れども、別段の奇特もなし。後世は荒政輯要等の書有りて、粥を喰せる廠を通りぬけにして、人の寄り淀まぬ樣にする抔は、至極功者のことなれども、別段に奇妙なる仕方もなし。兎角平日より圍米（カコヒマイ）をするを、第一の良策とすべし。漢の元帝の時、耿壽昌が言上せる常平倉〔割註〕御上の粟倉。〕及び後世の社倉〔郷倉〕などより外に手段はなし。後漢書の劉愷傳に、常平倉の害を謂ひたれども、夫れは其時の役人の取扱の惡き故なり。常平倉は廢すべからず。明の宋景濂が社倉記に、社倉の害を謂ひたれども、夫も矢張其時の取計ひ方の宜しからざるなり。社倉は廢すべからず。江戸の御粟倉及び國々在々の御倉は、即ち常平倉、社倉の姿にて、萬世不刊の典と謂ふべし。

史記貨殖傳に、蜀汶山之下。沃野。下有二蹲鴟一。至レ死不レ飢と有り。沃野とは膏を沃ぎたる如き肥饒の野を云ふ。蹲鴟とは大芋如二蹲鴟一なり。〔割註〕正義に、華陽國志と云ふ書を引きて、汶山郡安縣有二大芋一如二蹲鴟一と云へり。〕汶山之下に大芋有る故に、生涯飢饉に困る事はなしと云ふなり。左すれば、唐山にては芋は飢荒の凌ぎになると云ふことを、秦の始皇の時より氣付きたる人あり。〔割註〕至レ死不レ飢と云ひしは、蜀の豪富の卓氏の言なり。〕當時我邦は專、甘藷を國々所々にて植ゑ置き、平常には嗜者の慰み喰なり。就中、燒藷は蒸藷とは違ひ、風味格別にて、先年より八里半と唱へ、燒き栗に少々不足と云ふ。〔割註〕今半道にて、くりとなると云ふは、洒落の名なり。〕女子供下戸の輩は、最も之を嗜好するものなり。又萬一飢荒の節には、下賤を救濟するには第一の物なり。此品を沙に埋め能き程に圍ひ置かば、枵腹を療する奇品たるべし。然る所、明崇禎の末には、連年大飢饉〔割註〕十五年、十六年最甚。〕にて、流賊蜂起せし時、闖賊李自成が回したる檄文〔割註〕廻狀文也。〕に、家有二食レ子之母一。野無二完皮之樹一と云へり。木の皮を譯もなく引き剝ぎて喰ひたる樣子を見れば、卓氏が往昔謂ひ置きたる大芋の凌になる事も氣付かず。甘藷を植うる手段をも知らぬ樣子なり。さて亦我等、先年江戸に居りて、房州產の女子を下婢に召し遣ひし時、我等が日々の養生喰に百合を用ふるを見

て、私共の邦にては、處々の山々に山丹夥敷有りて　花盛の節は至極見事なり。夫れ故、多分などは、山へ往きて掘り取れば、要時に檑鉢一杯位は得らるゝなり。山丹は唯の百合と違ひて、苦味强くして直には用ひられず。一瀹泡て苦味を去り、捏(ネツ)ちて餅とすれば至極宜しと云へり。飢饉の凌になる物は、いづれ甘藷、大芋、山丹の類なり。自然生にて食ふべき物は、蒲公英、薺、芹、菠薐菜の類なり。併し芹は人の嗜み食ふ物なれども、少々毒あれば多食をなすべからず。

崇禎の飢荒は、支那にても往古より稀なる飢荒ゆゑ、諸書の記したる所を玆に載す。徐岳が見聞錄に、「崇禎の壬午、〔割註〕十五年。」癸未〔割註〕十六年。」の間、斗米升錢〔割註〕銀の訛也。趙翼が廿二史劄記の卷三十六。及二崇禎中一。米價始大貴。李繼貞傳。崇禎四年斗米價銀四錢。民多從レ賊。左懋第傳。崇禎時。山東兵荒。米石二十四兩。河南乃毎レ石一百五十兩。」天下皆凶。而河南山東尤甚。在々以二人肉一療レ飢。雖二至親好友一。不三敢輕造二人室一。守レ分之家。〔割註〕身の分限を守る律儀なる家なり。」老幼婦女相讓而食。〔割註〕親く懇意なる友達の家にも行かれず。行けば食はれ、守分律儀なる家は、互に讓りやつて喰ふとは奈何なる事にや。不人情千萬なり。」强梁者搏レ人而食。奸巧者誘レ人而食。〔割註〕奸巧は奸智有る巧なる人なり。誘とは計略にてそゝぬかし出だすことなり。」甚有下母殺二其子一而食者上。故李賊檄文云。家有二食レ子之母一。野無二完皮之樹一之語。以見下飢荒之甚。天意不上レ屬也。〔割註〕天の意明に付かず。朋を助けざるを示すなり。」前記二食量一之楊貴。〔割註〕人を食ひたる數を記したる楊貴と云ふ人なり。勿道懸意の者の事なり。」嘗語レ余云。彼時食二人肉一者。一至二麥黃一。相繼病レ疫。死無二孑遺一。〔割註〕無二孑遺一とは。のこり無きことゝ、雲漢の篇の語なり。又淸人の記したるに、一同次年の麥の黃なる節に到りて、黃疸黃胖の病にて死したりと云ふ。」惟二叔〔割註〕一人のをぢなり。」食レ人頗多。壬午歲除。人首人足。入肝人肺。羅列而食。至レ今年餘二七十一。尙未レ死。時順治十四年之言也。至二十五年一。貴扶二母喪一。〔割註〕母の柩を舁手傳(カツグテツダイ)を

するなり。」歸ニ河南一。而其叔於ニ去年〔割註〕前年也。」除夜一。失火焚死。〔割註〕自ら火にて燒死するを云ふ。」明日元日。買ニ棺須百里外一。〔割註〕次日元日に、家内の者。棺槨及び其外の葬禮に、入用の品を遠方へ買ひに行く。」未レ及レ去〔割註〕行ぬ内なり。」爲ニ群犬一。一夜食レ之殆盡。噫。彼之作孽。雖レ因ニ歲飢一。天之報施。〔割註〕史記伯夷傳の字。」終不ニ一爽一。可レ不レ畏哉。紀昀が灤陽消夏錄に、崇禎末。河南山東大旱蝗。草根木皮皆盡。乃以レ人爲レ糧。官吏弗レ能レ禁。婦女幼孩。〔割註〕小兒なり。」反接鬻ニ於市一。謂ニ之菜人一。屠者賣去。如レ刲ニ羊豕一。〔割註〕反接とは、後へ手を返して縛ること、鬻とは賣ること、屠者とは獸屋なり。刲は易の註にては、刺と訓ずれども、文は皆裂に用ふるなり。素讀にもさくとよむ。聊も間違なきことなり。」

○今日の學者は、兎角英雄豪傑と云ふことを口癖に言ふ者多し。英雄豪傑は、もと人に勝れたる人の名目なれど、春秋の時までは、絕えて世間に謂はざる名目なり。夫れ故、左傳、國語の中に、英雄或は豪傑と二字聯屬して云ふ所見えず。戰國、秦漢の間、大騷亂の世に到りて、張耳陳餘從ニ武臣一北略ニ趙地一。時に〔割註〕略とは切り從へることなり。」至ニ諸縣一說ニ其豪傑一と云々。〔割註〕張耳陳餘傳。」蒯通〔割註〕此人の名は本蒯徹なれども、上の諱を避けて通とす。故に通字音徹。」曰俊雄豪傑建レ號一呼。天下之士。雲合霧集と云々。〔割註〕淮陰侯傳。」張陳傳の豪傑は、諸縣の魁帥〔割註〕親方株なり。」口給の輩、淮陰侯傳の豪傑は、建レ號と有れば、陳勝を始め國々にて王號を唱へたる大將分なり。右樣なる亂世には別段のこと、治世に於ては皆草臥者とす。夫れ故、許劭は曹操を評して治世之姦賊、亂世之英雄といひたり。儒者は仁義道德を講究する人なれば、扼腕慷慨して英雄豪傑杯のことをいふは甚だ心得違なり。徂徠先生は戚繼光〔南塘〕の武備志信向にて、鈐錄を著して頻りに兵事を說かれたり。徂徠は物茂卿と稱して王朝の物部の子孫なりと云ふ。物部は王朝の武官なり。武夫をものゝふと云ふは、物部の義なりと、神道類聚抄に見えたり。左すれば、先生の頻に武事を講究せしは、禮不レ忘レ本。

狐死正丘レ首の理にや。亦は治不レ忘レ亂の理にや。兎角、先生は陳同甫、〔龍川〕辛棄疾〔稼軒〕信向の流なれば、論語徵の片手間〔傍業〕にせし事と見えたり。今日に到りては、誰迚も徂徠學などを招牌〔割註〕看板のこと。」にする儒者はなけれど、去りながら其學流、一時天下に流行蔓延せし故、今に到りて矢張書生の心腸に沁込(シミコミ)て、其習氣拔け兼ぬる事と見えたり。我等も先年、同藩の士衆の賴にて、孫子、吳子、司馬法、六韜、三略を講釋せしことあり。〔割註〕尉繚子は註家、梁惠王の時の人と云へども的證なし。史記、秦始皇本紀に大梁人。尉繚來說二秦王一。捨二三十萬金一。六國を滅す事を敎へたれば、始皇從二其計一。毎レ見二尉繚一抗禮。衣服食飮。與レ繚同じくせり。然る所、始皇惡相形なれば油斷ならぬ人物なり。不レ可二與久游一なりと云ひて、亡去(ニゲサ)らんとする位の人なれば、尉繚子は此の人の作に相違なし。」右五部の書を直解開宗徂徠先生の國字解などに據り、又我が流義の考證を加へて、一家の兵學を建立せしかど、追々老年に及びて無益なること心付きたり。名將は不レ讀二兵書一といへば、青表紙にて極めたる兵學は、實事には覺束なし。摠括の兵法は、大敗軍の基なり。俗に火燵〔割註〕巨燵火坑なり。」兵法、白田水練と云ふは即ち此事なり。戚南塘は、百戰百勝の名將にて、武事を講究して大部の兵書を著述せしが、薊鎭へ遷りて、今の淸朝の兵を押し伏するには野戰はせず。惟々薊の城を層々と高く築き立てゝ、大熕〔大砲〕を製造して打ち放し、一發に多人數を打ち殺して、血肉狼藉たるに付き、流石勇猛なる滿洲人も夫れに恐れて、二十餘年仕懸け得ずと云ふこと、明史並に五雜俎地部に見えたり。〔割註〕戚繼光守二薊遼一日。以レ意製二大熕一。毎レ發輙斃二千餘人一。血肉枕藉。而終不二肯退一。然れども虜亦畏レ之。甚不二敢窺レ邊者二十餘年と云ふ。」左すれば、今日砲術功者の世界となりては、七書の講究などは無益なる事必定なり。其上、儒者は仁義道德の講究はすべし。右樣なることは先づ我等には不似合のことなり。唯孟子中にいへる豪傑は、志行人に勝れた者にて、周公、仲尼之道を悅ぶ所の陳良のことを、彼所謂豪傑之士なりと云ふ。〔割註〕滕文公上。」又豪傑之

士。雖レ無二文王一猶興といひて、〔割註〕盡心上。」假令明君の教導なき昏濁の世界と雖ども、自力を以て奮ひ興りて、仁義の道を行ひ一世の模範となる。此豪傑は至極羨敷ことなり。世儒の口癖に云ふ所の英雄豪傑、扼腕慷慨は、太平の世には無用の品にて、老子所謂不道早已とは、此等の類を云ふなり。又孟子に、俊傑在レ位則有レ慶〔割註〕告子下。」とは、諸侯の國にて、俊傑のすぐれ人、上の位に立ちて政事の取扱をすれば、天子巡狩の時褒賞あるを云ふなり。荀子非十二子篇に、仲尼、子弓、〔割註〕仲弓なり。」を稱して曰、群二天下之英傑一。而告レ之以二太古一。教レ之以二至順一。同上儒効篇に、又仲尼、子弓を稱して曰。其窮也。俗儒笑レ之。其通也。英傑化レ之。豪傑と云ひ英傑と云ふは皆同樣にて、衆に勝れたる人を云ふなり。白虎通卷三に、禮別名記と云ふ書を引きて、百人曰レ俊。千人曰レ英。倍英曰レ賢。萬人曰レ傑。又楊倞が儒効篇の註にも、別名記に據りて、倍二千人一曰レ英。倍二萬人一曰レ傑と云ひて、人數を以て俊傑等の字を分てるは拘泥の愚說なり。右前に申す通り、左傳、國語の二書には、並に英雄豪傑の字なし。戰國に到りて大騷亂の世となり、說客の策略用ひられ、始めて英雄豪傑の名目顯れたり。是れ亦民之多レ幸。國之不幸〔割註〕左傳宣十六年。」の一端なりとす。

○前條に云ふ學者、口癖に英雄豪傑を稱するは僻事と雖も、實は學者の罪に非ず。其本は皆史記より始まれり。凡そ我邦にて、讀書の者は素讀の仕舞次第に、直樣史記に取り懸ることゝす。左傳は經例ある書故に、初學には自力にて讀み分くる事六ケ敷けれども、史記は小々才氣ある者には、數遍讀めば荒增の似寄りたる咄は出來得べし。其上、項羽、高祖の本紀、陳勝世家、蘇秦、張儀、范雎、蔡澤列傳、四公子列傳、〔割註〕孟嘗、信陵、平原、春申。」韓信、黥布、彭越列傳、刺客の聶政、荊軻等の列傳を讀めば、其人其事を眼前に見るが如く、文采人を聳動するに足りて、不レ覺不レ知遂に學者先入の主と爲りて、動もすれば輙ち英雄豪傑の四字口癖に出たがることとなり。宋儒の讀レ史令二人心粗一〔割註〕粗とは、今日事の道理を細に考へぬこと。」と云ひしは、尤も千萬なる言なり。さて司馬遷が史を作りし

本意は、與二任少卿一書に委しく述べたり。併し李陵が匈奴にての戰、流石名將の子孫にて、天晴の働とは雖も、不幸にて兵家の忌む所の天井へ〔割註〕四面高く中卑所なり。」陷り生擒と成りたり。時の運にて無二爲方一事とは雖ども、鼎鑊に就くまでも、氣健に了簡を定め、降參せぬことは蘇武と同樣ならば、司馬遷の左袒して最負執り成すこととなれど、何にもせよ匈奴へ降參しては無二申譯一事なり。司馬遷、其所を不レ辨にて。彼是分疏〔割註〕言分をすることなり。」せし故、自身も宮刑〔割註〕陰莖を取る仕置なり。」の罪に罹りたり。夫につき發憤して、其事に似寄たる事の有る所には、史記の中處々に憤懣の語を述べたり。游俠傳を作りて、游俠を賢豪間の者と云ふ。游俠は賢人と豪傑との際の人にて、生中に季次、原憲〔割註〕皆孔子の弟子なり。」などよりは勝れたる樣に謂はれたり。夫は自身の宮刑を被りし時、朱家の季布を救ひたる樣に、俠氣〔割註〕男立氣なり。」の人、側より分疏〔割註〕言分。」する者なきを歎きての事にや。文章の所は絕妙なれども、理窟はもとも聞えず、さて太史公〔割註〕司馬遷なり。」と云ふ人は、古人も是非謬二于聖人一と云ひて、仁義の道には深き熱心はなき人なり。夫れ故に、伯夷傳には、天道是耶非耶と云ひ、貨殖傳には、貧賤好語二仁義一。亦足レ羞なりと云へり。經濟向き當世の取扱方などには、至極面白き工夫なれど、兎角英雄嗜にて修身齊家等の事には、頓着せざる學問の仕方は、能く左傳を讀みて、春秋の間の事を覺ゆるが、歷史を讀む基本、又善人君子となる基本なり。夫れ故、溫公其御趣意にて通鑑を作られたり。實に千古の卓識、聊も相違なきことなり。近時淸朝にて、左繡、左氏紀事本末等の書を作りしも、是亦皆左傳を崇奉する見解より出でたるなり。左氏の二百四十二年は封建の時の話にて、支那後世の郡縣とは摸樣大相違なれど、併し治亂興亡の總轄〔割註〕總括なり。」には替りなし。其上、列國大夫の賢人君子の言行共に存する書なれば、詩、書、語、孟等を除きて外は、左傳に及ぶ所の書なし。實に大官家〔割註〕天子の御臺所のことなり。」の料理、公羊、穀梁等の賣餅家〔割註〕魏志鍾繇傳。」の比擬すべき書に非ず。最も左傳中

にも、小々の疵瑕は有れど、〔割註〕鬻拳の兵諌。齊人殺二哀姜一等の論なり。」夫は白壁の微瑕にて、總體の所は奥床敷道理を述べ、治亂興亡の鑑にて、古今紀事の書の奇妙不可思議とも云ふべき書なり。

○人は縱令年少の時は、辛苦艱難〔割註〕世俗に用ふる難行苦行なり。難行苦行は本佛語なり。」するとも、老年に迨びては、隨分門並の暮しをして安穩に老を送り度ものなり。夫れには平生心懸を能くして、人を欺誑め借り倒す樣なる事をせず。亦貧乏人などには、折々は小々たりとも惠施し、總體筋道に間違はぬ樣にして、行末晩年の窮迫せぬ所の冥理を考ふべきことなり。要レ有二前程一。勿レ作レ沒二前程一〔割註〕此語は西遊記に見えたり。」と、中華の諺に云へり。先々の途、差し迫らぬ樣にと願ふことならば、兼ねてより窮途〔割註〕阮籍、窮途之嘆ある故に斯く云ふ。」の歎なき樣にすべしとなり。さて亦人間重二晩晴一〔割註〕天意憐二幽草一。人間重二晩晴一は、古人の詩句なり。」と、華人は諺に言ひ傳へて、日暮の霽は朝朗より晴るゝとは、一際好晴にて天氣の永持するものなりと云ふ。夫れと同斷にて、人間晩年の開運は、一入（ヒトシホ）能く富貴長久にして、子孫までへも及ぶものとて、心得ある人は別段に悦ぶことなり。奈何にも早年より分外の立身出世は、事と時宜とに寄り、魔の指すこともあらんか。併し夫れ迚も、積善の餘慶ならば天之所レ授にて、福祿の子々孫々へまで及ぶこと疑なし。

○天之所レ授。雖レ賤必貴。〔割註〕史記趙世家に見えたり。」雖レ貧必富。〔割註〕此一句以レ意加。」無レ災無レ難到二公卿一。〔割註〕東坡の詩の句なり。」堆レ玉積レ金充二室家一。〔割註〕老夫の續貂なり。」兎角此世は、先祖仁德の餘慶、祖父親達の骨折られたる餘澤と、當人の心懸とにあることとなり。併し我邦は、支那後世の樣に、農人鋤鍬を擲ちて、浮華の詩文位にて及第して、歷々となるが如き不木帳面の事なき國にて、大名小名は永く大名小名、士農工商は永く士農工商なり。今日泰平の目出度御世は、夏殷周三代の盛時と異ならずとす。匹夫などは、老子の所レ謂。安レ分知二止足之道一の教に從ふを、第一の心得となすべきなり。

○唐の薛能が漢南春望の詩に、詩賦求レ才不ニ是才一と云へり。唐人の詩賦は、兎角浮艶の詞のみを貴びて世務には用だゝず。惟々唐朝の掟の審言書判の判は、入り組みたる事の判斷取扱を認めさする事なれば、是は至極人才を試むる目的となすべきなり。言は言舌の爽なるを主とす。是も聢と才智を見留むる譯には中らず。審は人品骨柄なり。書は手迹なり。皆浮艶の詩賦同様にて、經世の才を試むるに足らず。さて我等は、學事ならば古人にも劣るまじと思へども、今日の取扱事などは固より不功者にて、在地の名主にも及ばぬことは必定なり。且つ山鹿野槊にて性質横着物なれば、縦令當時の如く老病にならずとも、此世の用だゝぬ事は、自身辨へ居るが故に、前文の如くに言ひたるなり。虚僞を飾り空言を言ひ述べたるにはあらず。

○禮居ニ是邦一不レ非ニ其大夫一と云ふは、孔門の敎なり。其譯は領主の見立にて、大夫に仰せ付けられ領主に成り替りて、一藩の取扱より町在までも見張りて、下役共へ下知する人なれば、其下に住居て何事に寄らず。世話を蒙むること莫大なり。然るに小々の疵瑕を指して彼是批判するは、忘ニ我大德一思ニ我小怨一と云ふの理に當る澆季の惡風俗なり。併し人は、君長は申すに及ばず同儕なりとも、妄に之を誹謗するは不厚德の事なれど、兎角談話は、世間一統大流行なり。さればこそ二三人打ち寄れば、彼是と人の噂を言ひ、人の爲す事を批判して、樂むこと多し。夫れ故に、多人數會合の席にて、人の惡口を謂へば、誰とても挨拶に及ばぬ人はなし。人を譽むる話なれば、一統皆不レ受なり。韓退之が文に云ふ通りの譯なり。往昔より同様の事と見えて、三國の司馬徽は、厚德の人にて一世の弊風を矯め直さんが爲めに、誰とても皆善と謂ひたり。或日に人來りて、拙者悴相はてたりと云ひしに、折節耳が小々龍の耳に〔割註〕龍の聽は以レ角不レ以レ耳と王李海云。困學紀聞に見えたり。再び接するに、七修類藁には、易林を引きて云、牛龍耳聵也と。」なりたるにや。餘所の人の好夾〔割註〕唐の俗語。」と言ふと思はれたれば、亦善と挨拶に及びぬ。女房氣の毒に思ひ、其人の歸りし跡にて、理窟も

なきことを已來は云ふまじと異見せしかば、卿の言葉も亦善と云はれたり。諧謔話とは雖ども、至極味あることとなり。宋人の詩に、人の善惡を謂はぬ人を譽めて、師云。耳重知二師意一。人是人非不レ願レ聞〔割註〕聯珠詩格に見たり。」と云へり。これ妙句なり。家語にも、言二人之惡一。非三所二以美一レ己。言二人之枉一。非三所二以正一レ己。故君子攻二其惡一。無レ攻二人之惡一と云へり。其譯は人と云ふものは、人の惡きことは早速に心付きて誹謗すれども、自分も夫れと同樣の事澤山あれども心付かず。左すれば自分の行狀を直して、結構にする理に非ず。〔割註〕非三所二以美一レ己。」人の枉りたる事は精々咎むれども、自分の枉りたる事には心付かず。左すれば己の行狀を正しくする理に非ず。〔割註〕非三所二以正一レ己。」韓文に謂ふ、同レ浴而笑二裸裎一の譯にて、卿も自分の益にならぬことなり。且つ左傳の尤而效レ之。罪又甚焉と云ふの理に當れり。俗に云ふ人の振見て我が振直せとは妙言なり。我が振の見苦敷くなき樣に仕度ものなり。兎角人は譏誚の席にては、釋迦牟尼如來の牟尼と云ふ字を守るを肝要とす。〔割註〕牟尼は寂默の義なり。」竹林の大先生阮嗣宗は、阮籍胸中壘塊。是故以レ酒澆レ之と云ふの流義なれども、晉文帝に、阮嗣宗至愼。未三嘗臧二否人物一。と賛められたり。流石に嗣宗、日々醉鄕に遊び蜉蝣の身世を忘るゝ。此れ或は一道なり。

○我十五六歲の頃、和歌師春海、畫工芙蓉の兩人、亡父と懇意にて每度宅へ來りしが、兩人共に舌は轆轤の如しとも言ふべき辯者にて、至極面白き人物なり。併し兎角譏話は好物にて、兩人共に人の惡口は鰻鱺の蒲燒よりも旨しと言はれしに付、亡父、跡にてあれは散々不德の事と云へり。我等も亡父の傍にて　每々兩人の興に乘じて譏話するを聽きしに、人の陰私〔割註〕內證の事。」までも一々披露に逍び、聽くにも聽きにくき事共あり。子貢の惡三訐以爲レ直者一と云ひしは、此兩人のことにや。息夫躬の歷詆は、人畏二其口一と漢書に云ひしは、至極尤千萬なり。芙蓉は世說を諳記して、世說にて惡口を云ひ、春海は和漢の學を記臆し。夫を引き〳〵惡口種子とし、面白く謂ひなされたり。荀子の傷レ人

之言。深ニ於矛戟一と云ひしは、此兩人の如き口給のことにて、今俗に如レ劍と云ふ譯なり。其前既に大噓の一事あり。諸葛錦帶〔割註〕諸葛次郎大夫。」といふ儒者あり。北山先生〔割註〕山本喜六。」の果てられし時、亡父宅へ來りしが、未だ初見の禮も直魂迯ぬ內に、躲〔割註〕唐の俗字。」と懷中より似山先生哀辭といふ文を取り出だして示されたり。錦帶子は、一體徂徠學にて流行後れの學問なりと嘲笑するもの多けれど、其哀辭を見るに、精思鋭筆にて中々綴りたる模樣も能く、北山先生の晩年に、內々にて勾欄〔割註〕芝居のこと。」の金主をせし事を、意地惡く天下へ流布せんが爲め、結尾に司馬樂司馬樂と云ふ辭を置き、洒落〔左禮〕たる所などは至極手際なり。併し其喜可レ知也と云ふ氣色にて、實は祝詞なり。射レ人必射レ馬。擒レ敵必擒レ王と、古來より云ひ傳ふる如く、徂徠先生九世の讎を復する心ならば、徠家の忠臣とも云ふべきにや。我等とても、錦帶子同樣にて、學者達の惡口を云ふこと多くあり。併し我等は只學問文章の事にのみ辯駁して餘力を遺さず、されど聊も人の陰私などは申度なき誓願なり。庶ニ幾于免レ罪乎。

附記。土生熊五郎〔割註〕名應期。」といふ書生ありしが、此人は井上四明先生の弟子なれども、青藍の譽ある才人にて、拙老が十四歳の時、廿八歳と言はれしが、一寸したる經義の諸說ある所などは記臆し居り、且つ歷史は大自慢にて文章も達者なり。兵學は平山行藏先生〔割註〕名潛、字子龍。」の弟子にて、武備志、紀効新書などは熟覽したる人なり。我等も厚く世話になりたり。同人、錦帶子と何れの所にて出會せしにや。ちゝの學問の自慢言はれしかば、錦帶子の返答に、御手前左樣に御詫宣を謂ふならば、墨子を讀み取りて見よと謂はれたり。又熊五郎挨拶に知れぬ所あらば、張紙にて持參あるべしと、兩龍の戰。互角の勝負にて火焰口より出でぬ計りなりし、併し此掠腳〔角力〕の團扇は指しにくけれど面白と、人々言ひ傳へたり。熊五郎歷史は大自慢なれども、實は古今名將傳を帳秘として、其外の御箭は五代史一部なり。さて五代史に付大噓の事あり。我等十六歲に到り

て、同人の學問に、無理我慢多きことを窺ひ知れり。一日五代史の唐本にて、〔割註〕和版の五代史は、矢張唐本の儘にて改正せず。」中筋の所に指違ある所を讀ませければ、熊五郎、非他と差し迫りて、其返答に、李克用射ニ針於百歩之外ニの事を問はれたり。我等答に、夫れは李克用射術の妙、且つ眼精の强きを云ふ計りのことにて、別に譯はあるまじきなりと云ふ。同人の說に、針は釘の訛なり。若し針ならば見留まりもせじ。射樣もなしと云ひたり。我等又答に、針も疊差の針の樣ならば見分らぬ事はなし。且つ通鑑に、鍼孔と有るを引きて證とせしかば、流石我慢の强き人なれども、大にひるみたる樣子なりき。

○宋の范文正公、〔仲淹〕睢陽と云ふ所の太守〔郡代〕たりし時、孫明復、索遊〔割註〕人に金錢を貰ひて、遊歷をするなり。」して、一年に兩度罷りたりしかば、其度々に一貫文づゝ賜はり、跡の時に、文正公仰せらるゝには、其元は書生の樣子にて、濫更の乞客とは見えず。奈何の譯にて廢學して往來ばかりするかと尋ねられしかば、私儀、老母の養に困りての事と答へたり。文正公、仁者の事故不便に思ひ、睢陽の學職を授け、多分の手當を與へ老母の養をさせたり。其時に文正公、同人に春秋の讀法を授けられしが、其後、文正公も睢陽の太守を引きて都へ歸られたり。其節、孫明復も亦引き拂ひ舊里へ還り、其後、十年程經て、天朝にて孫明復を召されし時に、倩々見れば、先頃御世話なされたる孫生なりしと云ふことと言行錄に委しく出でたり。左すれば貧は諸道の妨と〔割註〕北窓瑣談に見えたり〕」我邦にて云ふは實に妙言と謂ふべし。

○貧者士之常也〔割註〕列子天瑞」と口占に。榮啓期の言を引き、〔割註〕口占は唐人の詩題にては、口號と同斷、今漢書に据りて口占に直す。」士の貧乏は、當前にて頓着するには及ばぬ抔と極め居る人あり。夫れは武家なれば相應の祿、百姓、町人なれば相應の株、田地持ち居れば、〔割註〕株は羊溝之鷄三歲爲レ株之株。」貧乏とはいへ、兩親妻子の養に困る程の事もある間敷なり。左樣の人は、貧にても

清貧とも云ふべき貧にて、知レ足の道を以ていへば至極面白し。若し水飲棒手振（ボウテフリ）の百姓町人は勿論、武家にても一向小給の人は、具慶〔割註〕兩親存生のこと。」の時、その養も出來かね、亦風木〔割註〕家語に見ゆ。兩親死後のこと。」の後とても、子供多くして、冬煖而兒號レ寒。年豐而妻啼レ飢〔割註〕韓文進學解。」と云ふ姿ならば、實に進退維谷〔割註〕詩大雅。」の譯にて、奈何に頓着せじと思ふとも、人情左は出來ぬものなり。俗間に、四百四病〔割註〕佛典に出たり。」の煩も、貧ほど難面（ツラキ）ものはなしと云ひて、朝夕妻子に歎き付かれては、奈何なる人にても、木佛、金佛には非ざれば傷心すべきことなり。中華諺に、好男子沒東西と云ひて、至極爽なる好男子なれど、赤貧にて〔南史〕自分の餬口にも困る所は笑止千萬なりと云ふ。況んや妻子眷屬多くして、其日〳〵を送り兼ぬるに、夫れをしも頓着せぬと云ふは、少々痟我慢に似たり。沒東西とは金錢のなきことなり。方以智の通雅に見ゆ。

○貧者士之常といへば、侍〔割註〕士なり。」の錢吝（イジリ）は、〔割註〕紙捻（コヨリ）子の捻はひねることなり。いじるに用ふべし。吝の字にては不通なり。」いらぬことゝ口癖に云ふ人多し。夫れは貪欲貪濁を戒めて、清貧を樂しむと云ふ心地なれば、前條申す通りにて、至極面白し。倘し不身持にて、酒嗜、女好、旨物嗜などにて、頭も廻らぬ借金とならば、大身とても、追々には旦那の御用も勤まり兼ね。甚だ本意なきことどもなり。されば諸事儉約にして出納の世話までも能く行き屆き。主君の仰せ付けらるゝ用向は、何なりとも手支なく勤むるが、士の本意たるべし。此理は上下とも同樣のことにて、下部微賤の者は、寸時も懈怠なく力限りに働き、其上、何事も節儉にして、追々には暮せる樣にすべし。今日門並の暮しが出來れば、門並の義理仁義も出來る姿にて、楚莊王が、人生在レ勤。勤則不レ匱と〔割註〕左傳宣十年傳。」下々へ敎へられしは此譯にて實に妙言と云ふべし。先年江戸にて、野師の言を聞きしに、世の中は蠅虎（ハイトリグモ）に袋蜘蛛（フクロクモ）、挊（カセ）ぐものもあり挊がぬもあり。挊がねば一生天窓（アタマ）は揚らぬ提燈の川流れなりと云へり。旨い哉。此言や。野師の言なりとて侮るべからず。さて能く挊ぎての上は、諸事儉

約するを肝要とす。荀卿曰く、偷生淺知之屬。糧食大侈。不レ顧ニ其後一。操ニ瓢嚢一。爲ニ溝壑中瘠一。〔割註〕瘠與レ胔通。楊倞從レ字作レ解。可レ笑。日知錄詳矣。」偷生淺知之屬とは、假初に此世を暮す智慮淺き者を云ふ。糧食大侈。不レ顧ニ其後一とは、喰物〔糧食〕が澤山あれば、〔大侈〕跡には頓着なしに遣放(ヤリハナシ)鎖話に作るは非レ是。」にしてしまふこと、操ニ瓢嚢一爲ニ溝壑中瘠一とは、乞食となりて手に瓢簞と嚢とを持ち物貰ひにゆき、はては途中に倒れ、溝や壑へ投げ込まれてしまふと云ふことなり。此の荀子の言は、天下の下賤一統の心得居るべきことなり。さて亦、史記貨殖傳に、夫千乘之王。萬家之侯。百室之君。尚有レ患レ貧。而況匹夫編戶之民乎とあり。千乘之王は、大國諸侯にて天子には非ず。萬家百室は、當時の御旗本位の人をいふ。右様の高持にても貧困に迫る事あり。況んや匹夫の戶口を並べて〔割註〕編戶。史記註家無レ解。編者。編連之義也。」住居する者は、貧乏にて安穩に送り兼ぬるは、當前のことと云ふなり。周赧王は避債臺といへる臺を築き。逃げ上りて債催促の者を避けたりしが、終に滅亡に及びたり。實に無レ恭〔割註〕當レ作レ無レ端。」事共なり。有國有土の君は、勤儉を以て倉廩府庫を充仭するは、凶荒之賑濟。不虞之警備。行理往來之厨傳。四方奔命之嚢。橐より何事に寄らず手支なきの土臺なり。然れども管仲言へるあり。曰く、一年之利在レ樹レ穀。十年之利在レ樹レ木。百年之利在レ樹レ德。德とは恩德恩惠を云ふなり。平日下々を惠み幼氣(オサナゲ)に取り扱へば天の冥覽に叶ひ、國家に於て幾久しき利益あること疑なし。其中尤も凶荒の賑濟は、數十萬生靈〔割註〕人民のこと。」の命を救ひ、全活する事なれば、在上の人の心得べき緊要の事なり。范文正公が杭州の飢民を救ひ取りて、我多年宰相を勤めし内の勝業なりと謂ひたりしは、聊も相違なき事なり。陳錫載レ周。能施也〔割註〕昭十年左傳。」と云ふも、文王卑服〔割註〕儉なり。」即ニ功田一〔割註〕勤なり。田作見廻。」の勤儉を基とするに非ずや。

○聖人赤條々一團天理。衆人滿腔子利欲心と云ふ。赤條々とは裸體のことなり。一團とは一塊なり。〔一

團血の一團と同じ。」天理とは仁義の善心善念なり。膣子とは軀殼のことなり。聖人は裸體にして、天窓の天邊より足の爪先まで、〔割註〕孟子の摩レ頂至レ踵なり。」天理の善心善念計りにて、聊も自分の欲得には構ひ拘はらぬと云ふ譯なり。さて何程心得能き人にても、迚も聖人の一塊の善心善念には及び難きことは、既に後漢の第五倫ほどの大賢人にても、我が私心のある事を、千里の馬と子の病氣の事にて白地に言ひ置かれたり。況んや常人凡輩は、何程聖人の道を思ひ慕ふと雖ども、天に昇るが如き所作〔割註〕孟子に據る。」にて、及ばれざることは明に分りたる事なり。さて史記貨殖傳に載する曹の丙氏が家の約束。內極に俯有レ拾。仰有レ取と云ひしは、今我邦俗に、轉びても徒は起きるなかれと云ふ譯なり。荀子に載する民語曰。欲レ富乎。忍レ恥矣。〔割註〕一條。」傾絕矣。〔割註〕二條。楊註。謂傾レ身絕レ命而求也。」絕ニ故舊ニ矣。〔割註〕三條。」與レ義分背矣。〔割註〕四條。楊註。如ニ人分背而行。」此譯は金持にならんとには、恥をかくことを堪ふべし。〔割註〕忍レ恥。」盜人追剝の事ならねば、絕體絕命の危き事までも憶せず致すべし。〔割註〕傾絕。」舊き知音昵近は、事と時宜とに寄りては、世話の懸ることとあれば一切絕交すべし。〔割註〕絕故舊。」筋道には後向きになりて行ふべし。〔割註〕與レ義分背。」是れは今我が邦俗に三關とて、恥をかけ。〔割註〕忍恥。」義理を闕け。〔割註〕絕故舊に當る樣なり。與レ義分背にはあらじ。」川を闕け〔割註〕事を闕けと云ふ。」と云ふ所なり。迚も世間並の了簡にては、金持にはなれぬとなり。倘し右二書〔割註〕史記荀子。」に載する事にては、縱令奈何なる長者になるとても、我等は一向望なし。夫れは不筋不道の聚まりたる氣味惡き財寶にて、子孫にまで及ぼすことの出來ぬは申すに及ばず。我一生とても持ちおほせる事も覺束なし。さて我等の願望は、生涯人を欺瞞して借り倒しなどせず。折々は極難澁の輩には、當百一枚二枚の施をもして暮せること、今日の姿ならば實に難レ有事なり。个樣ならば欲得を願ふ內にも、少々づゝの天理とて、善念善心を拝合せたる理に中る、至極結構なる遂り方と存ぜらるゝなり。さて我等に限らず。大小とも夫れ

〳〵の身分に應じて、天理、人欲能き程の調合ならば、今日の善人君子と云ふべきに非ずや。先年、朝日直次郎といふ偏屈なる書生來りて、一體人は惡くてはならず。左はいへ餘り善に過ぎても亦惡しゝ。兎角中位の所がよしと云へり。此人、多年妻子召し連れ處々歷廻りて、心付たるにや。中庸の續俚諺抄を作りて、我等は中庸の中を、今日人々の取り用ひ、よき所の譯と定む。即ち古人の云ひし恰好道理とは此事なりと說けり。其時、我等、直次に向ひて、御手前の云ふ所は、胡廣柳子厚〔宗元〕のいへる中にて、左樣なる中は、中には非ずと難じたりしかば、同人答に、其所は至極御尤千萬なれども、我等がいふ所の中は、何國にても相手ある中なり。御說の中は、迚も世間には相手あるまじきなり。夫れ故我等は是を中と定むと云へり。其時、我が弟子共大勢打ち寄り直次を嘲弄せしが、此節に到りて能く〳〵考へ見るに、學者と云ふものは、兎角唐山にて云ふ羊頭牛角にて、招牌と所作とは大相違のこと多し。韓退之程の人にても、張籍が異見に先生の議論は千古に卓絕すれども、行狀は守レ常庸人にも不レ及と云ひたり。〔割註〕博奕の戲を咎めたるなり。」左れば看板は小々化地に見えても、功能書と相違なき藥を丸散として賣り出だすと同斷にて、口能言レ之。身能行レ之。國寶也。〔荀子〕と云ふ所を目的として學問し心懸けて、人にも救ふべきことなり。併し此理は實體なる譯にて、卑近なる樣なれども、我々にても他人にても、手取りて直樣行ひ得らるゝ事なり。漢文帝は、天資拔群の君なれど、張釋之と云ふ賢人に治道を尋ね問ひ玉ひしときに、毋ニ甚高論一。使ニ今可ニ施行一と云へり。夫れ故に張釋之も、秦滅漢興の理を明細に言上せり。此れより文帝、何事も夫れを定規として取り計ひ、前後四百年第一の賢君と成りたり。されば朝日氏が言へる如き卑き議論の實體なるを、今日通用の論とす。先年、江都に在りし時、武州桶川在の名主某といふものあり。小々靑表紙を喰かじり。王の鼻にて餘姚〔割註〕王陽明の學なり。」の學問を人に聽きしにや。其流を汲み取りし心地にて、乃ち我等も今日より聖人の巢立となれりと云へり。聖人の巢立とは、面白き左禮言なれども、中々聖人の巢立

は、自暴自棄にはあらね共容易にはなれぬ者と、我等は諦らめ居れり。夫れ故、此條賤の学環の如く反覆して演舌するなり。老婆の絮々を厭ふ事なかれ。

○人不レ可ニ以無一レ年。顔回不レ死可ニ以聖一。諸葛亮不レ死可ニ以王一と云ひしは、千古不易の名言なり。兎角人間は成丈の養生を能くして、長命を保ち稍々と何事も心永に爲すべし。さて顔淵程の大賢人は、不養生などは聊もこれなき事は必定なれば、其早世は定命と謂ふべし。兎角世間には、不養生にて早世するもの多かるべし。其理奈何と云へば、至極生質強壯にて却りて若死し、生質虚弱にて却りて相應年壽を保つものあり。強壯の人は、已の強壯に任せて大酒多房の人多し。是れ早世の基なり。虚弱の者は、多房は勿論、大酒、大食も喫物喰は勿論、少しにても氣味惡き物は箸も下さず。總じて軀殼に碍る事は、自身にて氣を付くる故、却りて年壽を保つなり。俗に甲斐なき星が夜を明かすと云ふは此譯なり。人の長命短命は、養生不養生に預る事に非ずと云ふは僻事なり。今行燈を風當りに置くとは、燈心の焼方、油の減方に違あるべし。瀬戸燒皿鉢の碎け易き物にても、取り扱ひ方丁寧ならば永持ちし、遣り放しならば永持はせじ。孟子の物得ニ其養一無レ不レ長。失ニ其養一無レ不レ消〔割註〕消亡なり。」とは、大賢の妙言なり。さて養生の術には種々の仕方あり。夫れ故、貝原先生は養生訓數卷を著せり。今惟大略を擧げて茲に記す。厚酒肥肉。爛膓之食〔割註〕呂氏春秋。」と云ひて、別段の濃酒、脂濃肉食は、腸胃を腐爛さする物なりとて戒しむ。靡曼皓齒。伐レ生之斧〔割註〕同上。」と云ひて、肌目細く〔割註〕靡字。」滑なる〔割註〕曼字。」白齒の新造は、人命を截斷する斧なりとて戒しむ。流水不レ腐。戶樞不レ蠹〔割註〕同上。」と云ひて、兎角身を程能く勞動して着坐勝にせず。水の流れ行く如く、樞の廻轉するが如くにして、氣血凝滯なければ、血脈營衞も自ら和平にして、黃髮鮐背若くは鷄皮鶴髮の老翁となるとも、病氣は聊も有間敷なり。右の箇條を愼み守らば、格別強壯の性質ならずとも、百歲の壽は得らるべし。又嗜ニ異味一者得ニ異病一〔割註〕五雜俎。」と云ひて、喫物喰

〔割註〕當レ作ニ奈何物喰ヿ」する人は、偏病を煩ふとて戒しむ。併し總括の所は、兎角憂ひ恐るゝを以て、氣元〔割註〕佛典に出づ。」を傷らぬ樣にすると、色を愼しむとは、養生の肝要なり。軟かな藥研で研す命哉とは妙句なり。夫れ故呂氏春秋には、論早宗。則知ニ早嗇一。知ニ早嗇一則精不レ竭。〔割註〕老子第五十九章莫レ若レ嗇云々。呂氏所レ本也。」と云ひて、腎臓の精血は、肺臓眞氣の土臺にして、水火坎離。交合相濟ふは參同契の秘密藏なり。故に神仙傳に云へり。服藥〔割註〕藥囊ともあり。」百裹。不レ若ニ獨臥一と、是れ皆深レ根固レ柢之道〔割註〕老子第五十九章。」にして、老子の敎なり。

○或人謂ふ、隣而入レ房は、素問には不養生第一の戒として、精々いひ置けり。併し飮食男女。人之欲存焉とて、聖人も旨酒、珍味、美婦は、此世に誰とても嗜好まぬものはなしと云り。惟其中。酒天之美祿〔割註〕漢書。」なるに 間々御手前の如き生得嫌の野姥〔割註〕俗に作ニ野暮一。今改ニ野賤一。極新奇。」店の鉢植あり。歴々方は勿論、下々にても可在富豪の家なれば、髓妻は申すに及ばず。二人三人の美麗なる姿膝を取り替へ引き替へ樂しむ輩は、壯年の内は勿論、晩年追々草臥武者になりても、毎夜々々者相手に酒盛し、酩酊の跡の句切には、何れ也〔割註〕説文長箋に。也の字を女の陰門とす。」の字を用ふるなり。此は世間一統の定例なれば、素問に何程深切の戒ありとも誰か守るべき。夫れ故に、貝原先生は謹愿篤實の君子なれども、人の晩年の所を案じ、養生訓の中に、孫思邈の房中補益の秘術を委しく書き載せたり。仁人君子、此世此人を思ふの一端なり。御手前などの議論とは、大相違なりと、余之に應じて曰く、夫れは宋の黄震と云ふ賢人の、黄氏日抄に、孫思邈が房中補益の術を委しく辯駁せり。大意謂ふ。縱令全く漏精せずとも、小々づゝ精氣の費えぬことはなし。生中に補益の術を恃みにして、滅他無性に婦人を弄べば、身命を殞し失ふ基なりと云ひたり。左すれば縱然補益の術を行ふにもせよ。稀れ〳〵に行へばよし。繁げ〳〵に行ふは料揀違ひたり。素問の戒は愼み守らざる可からず。

○往昔我等、江都に在りし時、或る一先生余に語りて曰く、命定ニ有生之始ニと、宋儒のの玉ひしは、吉凶禍福の命のみに限らず。皮之不レ存。毛將安傳の譯にて、命の土臺根本は年壽長短の命なり。其年壽の長短、强ち養生不養生に在ることに非ず。顔子の早世にて顯然として分りたることなり。夫にて推し考ふるに、年壽の長短にも限らず。吉凶禍福の命にても、興亡盛衰の命にても、皆自然の天運なり。中々人の心懸の善きと否とに付きて、吉凶禍福の受け方に違ひ有り。政事の仕方の善きと否とに付きて。盛衰興亡の違ひ有る抔と云ふは、俗儒拘墟之見にて、天下の大理を知らぬ者の說なりと、大先生顏にて我等に告げにき。我等忌々敷辯口を言ふとは思へ共、長者の事故無レ據、一先づ感歎せし顏をして受け、其跡にての返答に、併し先生、仰せの通りの理ならんには、聖經賢傳の教を立て世に垂れたる千話萬語は、皆無用之言にて、〔割註〕今俗間に。人の爲し事を嘲するに、いかひ御苦勞と云ふ譯なり。」其虛事（ウソコト）の綴傳を、古來より崇奉する者は、皆大馬鹿の動天非（ドテンジヤウ）なり。左傳に、劉康公の民受ニ天地之中ニ而生。所レ謂命也。〔割註〕此命は性のこと。」是以有ニ動作禮儀〔割註〕三百。」威儀〔割註〕三千。」之則ニ。以定レ命也。能者養以之レ福。不能者敗以取レ禍〔割註〕成十三年傳。」との玉ひしは、凡爲ニ人上ニ者の心得方を說く儒學の根本なり。縱令最初は、人々天地中和の氣を受け、天命の性は中分なりとも、〔割註〕矢張性善譯なり。」後來人の了簡にて種々の狂ひある事故。〔割註〕寐惚（ネボケ）先生の千なり瓢箪の狂歌に、

捨て置けば心の儘になりひさご性は善なりとは申せども

と云ふが如し。」周公、木帳面なる禮儀三百、威儀三千の定規を建てゝ、天の授け與へし中分の性命にくるひの出來せぬ樣に、仕方を建てたる者なり。其譯を能く呑み込みて、萬事の取り計ひ、所作一切の行狀間違へぬ者は能者なり。天命の性を能く養ひ育てゝ、大賢大聖となりて、以て大福を迎へ受く。是を養ふ以レ之曰レ福と云ふなり。之とは趣り向ふの譯なり。不呑込の者は天の與へし中和の性を、散

々に我と打ち壊りて、萬事の所作取計一切の行狀を間違へ、果は己れが身に禍災を蒙ることあり。國家の事も亦同斷なり。夫れ故。莊子は盡有レ天といひ。宋儒は盡ニ人事ニ而俟ニ天命ニと云ひて、劉子の所レ謂の如くにして、夫にて思ふ通りに行き兼ぬる所を、天命〔割註〕前の天命とは違ふなり。」天運と定む。孔明の至忠至誠大賢大才にて、今十年の年壽ありたらんには、天下は蜀の天下となりしなるべし。然るに天より年壽を貸し與へざるは、命之理微矣と、宋儒が論語の子罕言命の所にすゑたる一句は、鐵板註脚なりと云ふ挨拶に及べり。是にて大先生顏の人も愕然として返答なし。世間に讀書する人は多くあれど、皆實に淺近なるものゝみにて、能く此の所の理を辨へたる者はなければ、誰と共にか語らんや。此條は儒學の根本土臺なり。儒學に志ある人は反覆熟覽すべし。

○忠の一字は、此世にて至重の事なれども、別に條を立てゝ反覆辯論せし故、今復茲に贅せず。惟小學題辭の濮川熊氏の言の如く、論語の第六章孝弟忠信の所は、門人衆への教には非ず。末の行有ニ餘力ニ則以學レ文と云ふの一句にて分る。夫れ故、次七章の子夏の言も亦、不レ學之學を說けり。弟子とは子弟壯者〔割註〕二字孟子。」を云ふなり。世の若輩を教導することなり。余謹みて先づ右一條を奉げて。當世の町在若輩の訓とす。

○聖人の玉ひし教方を、金科玉條として崇奉恪遵し、先づ教の手近き所より其仕方を說かんに、人は木の岐(マタ)〔割註〕節用集作レ俣訛。」より生れたる者は無きなれど、貴人は勿論下々にても、相應株家督ある者は、大勢の子供養育致す事、格別の苦辛は有るまじ。惟々下賤極難澁の輩は、子育の事は容易ならぬものなり。夫れ故、蓼莪の詩に、哀々父母。生レ我劬勞と云へり。其譯は我等の如き不肖の者、恩報じする事も出來ぬ輩を、哀し〳〵、泣き〳〵養育して、莫大の劬勞なされたり。欲レ報ニ之德ニ。昊天無レ極と云ひし譯は、德は恩德の德即ち恩のことなり。昊天無レ極とは、天は穀物を始め一切の品物を此世に生じ與へて、此世の人一統限りなき恩を蒙るものなり。夫を親に引較(ヒキクラベ)て云ふなり。兩親の大恩、

天地の如く、恩報じせんとは思へども、中々容易にむくゆ可きことならず。其大恩の仔細の譯を出入腹レ我等の事に付、蓼蓼の下文に說きたれども、今日の事理にて考へ見るに、母親の抱擁（ダキカヽヘ）〔割註〕俗作ニ抱拘。」位は面倒とは云ひながらも、親より言へば親の當前〔割註〕分內。」の事なり。惟々貧乏人、數人の子供持ちては、父親の拵一通りの事にては、養育出來兼ぬるべし。支那にて云ふ七手八脚位の働をし。其上に兩親共三椀喰ふ飯を、一杯宛も減じ、子供共に給（タベ）させる樣にして、漸々に育つることとなり。是を哀しく／＼泣き／＼育てると云ふなり。夫も年柄に寄りてば、困り果つる事もあらん。夫れ故に、子を持ちて知る親の恩と世に謂ひ傳ふるなり。是れは名言なれども、併し子を持ちて初めて親の恩を知りては、遲蒔〔割註〕當レ作ニ遲播。」後馳せなり。此言を聰聽〔割註〕倘書。」して兼ねてより呑込み、小々宛も親の助力をし手支ぬ樣にする者は、了簡能き人と云ふなり。さて兩親には、右樣艱難苦勞して、育て上げ呉れられたる事なれば、自分亭主となりて、專家の拵をし、兩親を養ふ時には親の恩報じと思ひ、自分には成る丈旨物などは喰はぬ樣にして、兩親には三度に一度は、肴の一頭一尾一臠も進ぜるが孝の第一なり。與ニ推レ牛而祭一レ墓。不レ如ニ鷄豚逮ニ親存一〔割註〕韓詩外傳。」と云ひて、何程大なる牛を推殺して、親の墓所の祭をせんよりは、親の存命の內に、小さき鷄豚にても一臠宛も進ぜるが孝行と云ふなり。右樣に心懸くる人は、第一天の冥覽に叶ひ神佛の加護ありて、行末は相應なる門並の暮方もし、一生惡事災難なきは請合、事と時宜とに寄りては富豪ともなるべし。世の中を能く／＼考へ見るべし。

聖人の教に、父は貴く母は賤しとして、父親存生の內は父へ對し、母の喪服を一年に切り詰むることなり。父親果てし後は、母も父と同樣にして三年の喪服なり。是れは周公御定めの喪服の例なり。さて父貴母賤と云ひて、聖人の御言葉に、父を天に較べ母を地に較べて、天地の高卑を以て父母の貴賤を表するは、聊も相違なきことなり。併し天地を以て謂はんに、天より何程に穀物を始め、一

切の物を生ずる陽氣を施すとても、下に大地なきならば、一切の品物生產する場所はある間敷なり。大日如來は、天の總括にして此世の御頭なれども、相手なければ仕樣もなし。夫れ故、其譯に準じて父貴母賤と云ふとも、父は第一、母は第二と次第の有る計りなり。生中下賤の何の辨へも無き人物共は、父も母も同斷と覺え、とゝ樣、かゝ樣と云ひて、平日に分隔なきは愚昧の一德なり。學者にも限らず。總じて身柄にて辨へ有る人程、平日より母を何の辨もなき者と承知し輕侮する姿あり。此れは途方もなき了簡違なり。何か改まりて母の女子了簡にて、行き屆かぬ理窟を云ふとても廉立（カドダテ）て謂はんには、士の身分にては、一先づ畏まり受くべきことなり。さて亦母親、不心得者にて分外なる事ありても、下賤は異見差し加ふべき事も知らず。身柄の者は、夫れ式の事は誰とても知らぬ者はなし。兎角物は一得一失ある者なり。禽獸知レ母而不レ知レ父と云ひて、周公、喪服の制を建て定めし時よりの御言なり。都邑之士。知レ貴レ禰と云ひて、禰とは父の廟所なり。左すれば周公の教なき前より、主君の祿を食む者は自然天然に知りたることとなり。夫れ故に、無二恒產一而有二恒心一者。惟士爲レ能と孟子〔割註〕惠王上。」はの玉ひたり。人は武士とは其所にて、士の心得能き方は、中々萬卷の書を讀む我等の如き愚昧のものゝ逮ぶ所に非ずかし。

○前條申す通り、下賤の子育は容易ならぬ者なり。夫れ故、七拾五度泣くと云ふ。牛にも馬にも蹈まれず。一人の男、一人の女となりて、自分一人にて生長せし樣に思ひ、己が我儘のみを云ひ散らし、一向に親の指圖を用ひず。親の助力をもせず。酒色抔に耽り、惡き錢設けなどをなし。有頂天になりて大騷ぎするもの、世間には間々あり。夫れを罰中りと云ふなり。始終改めざるものは、一生の所覺束なきことなり。

○さて亦孝行の事に付、一條〔割註〕一件。」の善き教話あり。佛嬲（ホトケナブリ）は老人の事にて、若輩には無きことなれど、中華にて宋朝の時に、若輩の佛嬲り流行せしにや。王梅溪〔割註〕十朋。」といふ賢人あり

て、御手前方夫れよりも人々在家佛を大切にすべしと云ひたりしかは、若輩の者共、鳥渡分り兼ね、夫れは何の事にやと尋ねければ、王梅溪の答に、貴樣方の家に居らるゝ親達のことなり。此佛は貴樣方大恩を受けたる佛なれば、釋迦牟尼佛よりも、貴樣方に於ては別段信心すべし。是を家の守本尊として、天にも地にも無き樣に難レ有者と思へば、自然に天の冥覽に叶ひ、鬼神の加護あること必定なりと云ふ意味を教訓ありたり。此等は實に善き言葉なり。孝行の誠の德に協ひなば、祈らずとても神や守らんとは妙言なり。

○弟とはもと兄に事ふる稱にして。夫より轉じて他人の長者を敬禮する名目と成る。夫れ故に、「入則孝。出則悌と云ふなり。入とは內に入るなり。出とは外に出づるなり。さて王制には、父之齒隨行。兄之齒雁行とあり。曲禮の肩隨レ之は、即ち此雁行の事なり。其譯は父親程に年齡〔割註〕齒なり。」の違ふ人には、途中連立つ頃は、供の樣になりて後に從ひ、兄程の違ひなれば筋違〔割註〕雁行。」になりて從ふ。夫れを肩にて隨ふと云ふなり。何事に寄らず。古の敎には、夫れに準じて少長の據りあることなり。さて老人長者を敬禮するは、我父兄幷の人を敬禮する譯にて、即ち吾が父兄を敬禮する一念の波及するなり。此れ是非とも、人は長者を敬ふべき筈の理一つなり。龜の甲より年の功と云ひて、互角の智慧なれば、迚も老人長者の、浮世を多く暮し事を多く取り扱ひ、手馴れたる者には逮ばぬ姿なり。此れ老人長者を敬ふべき理二つなり。家語に、孔子見ニ羅レ雀者所レ得。皆黄口小雀なり。夫子、其の所以を問ひければ、大雀善驚而難レ得。黄口貪レ食而易レ得といへり。其譯は、大雀は餌を拾ふとき、兎角氣を付け、心にて毎度悄々する故に取りにくし。善猶レ多也。小雀は餌に付けば、貪慾の[illegible]に付きたる樣に、餘念も無れば、餘所も見ず。夫れ故に取り易し。夫に付、長者之智、少者之銳〔割註〕家語。」といひて、長者の言葉は相應智慮ある人なれば、多分は取り用ふべし。若輩の言葉なれば、發明なる人の謂ふ事にても、虚氣と取り用ふべからず。老夫自分の田へ水を引くの下地を爲るにては無け

れど、智慧の有る無き計りに限らず。若輩は乘強く剛く、事と時宜とに寄りては、野猪武者の四郎にも案内して上手となるが男の健氣心と、軍談師が評駁交りにて言ふことを聞きたり。此れは小々古の淳于髡が一斛魚一豚蹄の辯歟。奥山濱藏が左傳神道の講釋歟。何連にもせよ。滑稽に似て滑稽に非ず。此の軍談師の申す通りの譯故、存外賢智の君主にても、老人深切の言は聽かずして、若輩共の見込違ひなる不註文を用ふることあり。既に孟子は、賢君にて一時中國の覇者に成りたる樣に〔割註〕左氏傳に据るに、西戎の覇にして、中國の覇に非ず。」の玉はれたる程の秦穆公、老人蹇叔が鄭を征するは、何分千里の遠方にて、中間にある覇國の晉の邊土の僻地を遥々跋渉して、鄭を襲ひ伐つ事は不注文にて、迚も出來兼ぬるべしと言上しければ、穆公の逆鱗に觸れ、流石蹇叔程の賢人にて、一圖に主人思ひなれども、其忠誠は一向に通らず。却りて種々の惡口譴呵を受けたれども、戰爭の事故、覿面のためし有りて、鄭まで行き着かぬ中に、晉の國内にて最初蹇叔が兼ねて申し上げたる場所へ、晉の先軫、〔割註〕當時一の家老なり。」大將にて大軍召し連れ行くを遣らじと遮斷て大戰せしかば、先軫は城濮にて楚の家老の天下無レ敵と極め居りし人の、大軍を、散々に打靡かせ打擺したる智勇の名將なり。夫れ故、何の苦もなく大將共を生擒となしゝが、秦と晉との間柄の事故、晉の旦那〔割註〕檀那。」の御適母の内赦を蒙りて、逃げ歸りたるは僥倖なり。さて最初に、穆公が鄭の城内へ守護の爲めにとて納れ置きたる大夫三人、杞子、逢孫、揚孫の方より大欲心の奸計にて、鄭を襲ひ伐たば今取るべしと、極内に書面を以て屆け來りしかば、流石の穆公も亦、之れが爲めに大欲心動き、以前の鄭の守護と云ひ替はし、内々起請したる兩國の信義を結びし誠を取り失ひたり。縱令注文通りに行くとても、世間の惡評を受け、後々迄も心有るものには後指さゝるゝ事なるべし。俗に云ふ。人は一代名は末代と云ふ。此の場所なり。先王は人の年壽は、假令如何程永くして百歳に到るとも、百歳後の世話は出來まじ。左すれば差詰は、當時は若輩なれど、至誠實體に智慮深密、且つ臨機應變の早速能く主君思ひ

の闘までは、隷也不レ力。軍陣にては饒速軍士のと云ふ人を、人の內の第一の遣ひものにして、有鈎無上の賢才とし、夫れを我無き跡、末々迄の世話させる筆頭とするなり。夫れ迚も、亦々其跡は追々右樣なる人に兼ねて言ひ含め指圖を致し置き、〔割註〕孔子の仲弓に仰せらるゝ所なり。」賢人は事拔ふ第一の大切なる品物なれば、成丈截間無き樣にして、其外、種々の大小政事式目を、水も漏さぬ樣にするが、先王の永く何事も無き清謐の御宇となし、四民安堵の思をさせ、親を供養し子孫を育てゝ、心靜に世を送らせ、天下百姓。佛亦救不レ得。惟君王救得と、馮道が耶律德光〔割註〕遼太宗。」に、一時の權言にて殺を止むる慈悲の善き工夫とは云へども、矢張聖賢の云ふ所とても、是れを天下一統極まりなき厚恩を崇ると云ひ、莫大の國恩と云ふなり。されど夫れには、樹之風聲と云ひて、自身聊も人に對して、不實薄情なる仕方をせず。惟々律義木帳面にて、聊も乘邪なき一言の信をも間違はぬ所を敎として、此の世の風俗を第一に正し、人々、掟を金科玉條とするは勿論、朝夕末々のものまでに心に感謝させるが大風化の基なり。遏レ惡揚レ善。從二天休命一を大有と云ひて、有レ大を大日如來同樣の所作とするなり。

訓蒙淺語 終

神巻談苑

榊巷談苑序

榊巷談苑一卷。榊原玄輔撰。玄輔字希翊。號篁洲。稱小太郎。和泉人。其先伊賀人下山氏也。幼爲外父所養冒榊原氏。少遊京師。受業木下順庵之門人。後隨外父而東。見順庵於江戶。順菴稱其才學。未幾應紀藩聘。其學博覽兼善篆隷。旁通星曆五行數術之說。最以經濟自任焉。寶永三年丙戌春正月病終其家。歲五十一。所著詩略見新井君美停雲集。當奉藩命著大明律譯解。又有印章備考等。此書也借鈔於塙保己一撿挍家。更得殘編於五世孫敬文家。附錄於後。江戶大田覃識。

榊巷談苑

篁州　榊原芷輔　著

○伊吹山のさせも草は、近江の伊吹山にあらず。下野の伊吹山なり。袖中抄に、後拾遺にのせたる實方の、かくとだにえやはいぶきのさしも草、といふ歌をひきて、此伊吹山は美濃近江の境の山にあらず。下野の伊吹山なり。能因が坤元儀にこれを出すとあり。綺語抄に、伊吹山は下野國にあり。此山にさせも草おほくおひたりとしるせり。六帖に、

下野のしめ津の原のさしも草おのが思ひに身をや燒らむ

枕草子に、下野へいきける人に、

思ひだにかゝらぬ山のさせも草たれかいぶきの里はつげしそ

これをみれば下野の伊吹山なることとあきらけし。いまは近江の伊吹山のさせも草をこそ世人はもてはやせ。下野にさる山ありとは聞もえしらず。新古今にのせたる觀音大士の御歌にも、

なをたのめしめぢがはらのさしも草我世のなかにあらむかぎりは

とみえたり。されば、この御歌こそこゝろえがたけれ。上下の句もかけあひたりともみえず。心も何とやらんあきらかならずこそおぼゆれ。菩薩の御歌なれば、別に故ありや。たゞし大士は歌のさまをばさのみ得たまはぬにや。

○帚木に、およびひとつを、空蟬に、およびをかゞめて、伊勢に、およびの血してかくとあり。註するものみなおよびは小指なりといへり。和名抄に、指の字を於與比と訓せり。又季指、第五指也、和名

古於與比とあり。しかれば、およびは總じて指をいへり。註者あやまれり。

○此國の女ばらの、雨ふりて止ざるときに、照法師といふものつくりて、晴をいのることにする。唐國にては帚晴娘といふ。明の劉侗帝城景物略に、凡雨久、以二白紙一作二婦人首一。剪二紅綠紙一衣レ之以二苕帚苗一。縛二小帚一令レ携レ之。竿懸二簷際一曰二帚晴娘一。と記せり。列朝詩集に、獻寧王の宮詞百首あり。其中の詩に、君王翌日宴二長春一。霖雨迷漫濘二土塵一。特令二滿宮來厭止一。一時懸挂帚晴人。とあり。

○上二大人一丘乙巳　化二三千七十士一爾。八九子佳。作レ仁可レ知レ禮也。俗間にある節用集といふ書に、これをのせて唐國のいろはなりと記せり。木葉盛が水東日記、祝允明が猥談等に出たり。これは孔子の父にたてまつりたまひし書に擬して、筆畫の少き文字をあつめて、小兒のはじめて手ならふために、宋景濂のつくりたるなりとぞ。大人は叔梁紇を指す。丘聖人の名なり。乙巳は身なり。三千七十士は弟子の數、八九子は七十二賢なり。聖人一身をもて三千七十の弟子を教化し給ふ。その中に七十二人更によく勝れたり。よく仁をおこなひ作せる禮に達したることはおしはかりて知べしとなり。

○馬にのり習ふ者の木馬に騎ること唐國にもあり。東昏欲レ騎レ馬未レ習二其事一。俞靈韵爲作二木馬一。人在レ中行動進退隨二意所一レ適。其後遂爲二善騎一。と東昏記に見えたり。又罪人を拷問するに用ゆるをば木驢といふ。

○元日の背藥を、唐の音になして唐藥とよむこと勿論なり。中原家實錄には、陽の音になして陽藥とよむべしとあり。

○時の鼓うつことは延喜式にみえたり。時の貝をも吹けるにや、

けふもまた午の貝こそふきつなれひつじのあゆみちかづきにけり

と赤染衛門が集にみえたり。

○いま東北の隅を鬼門といふ。本は黄帝の宅經に出たり。はかせどももこれをしらず。鬼門關の事までを

ひきて、鬼門の文字を諱せり。みなあやまりなり。宅經に就てみるべし。

○北國の人は冬になれば、そりといふものにのりて雪の上をゆく。歌にもよめり。唐國にては凌床といふ。沈存中筆談に、信安滄景之間。冬月作二小坐床一氷上曳レ之。謂二之凌床一。とあり。

○今の女ばらの飯をおめし、汁をおつけといひ、鯛をあかまな、鱈をゆきといふ。このたぐひ甚おほし。蛋人藻屑に、内裡仙洞には、一城の食物に異名をつけてめさるゝ事なり。一向存知せざる者は、當座に迷惑すべきものなり。飯をば供御、酒は九獻、餅はかちん、味噌はむし、鹽はしろもの、豆腐はかべ、素麵はほそもの、松蕈はまつ、鯉はこもじ、鮒はふもじ、つくみはつもじ、土筆はつく、蕨はわら、葱はうつぼ、かくのごとく異名をつけてめさるゝ。ちかき比は將軍家にも、女房達異名を申さるとしるせり。

○木娃の人うるしに遇へば、かならず瘡るといふ事、空同子にみえたり。

○寶の山に入てむなしく歸るといふこと、よく世上にいへども、本は何の書に出たるにや、虛齋の四書蒙引をよみしに、所謂入二寶山一空レ手囘者也。といふことを書せり。外に本據ありともみゆ。又三代實錄貞觀四年十月七日の記に、正三位中納言伴善男の宅をすてゝ寺となさんとこへる奏牒のせたり。其中に悲二寶山之徒歸一。痛二刀林之永割一。といへる詞あり。これまた手を空して歸ることを用ひたり。

○掃部頭藤原貞敏が唐國にて琵琶をならひける博士の名、三代實錄には劉二郎とあり。古事談には廉承武とあり。いづれか眞なるにや。

○伏見院正應二年、北條貞時將軍惟康親王を鎌倉より送り出して京にかへす時、網代の輿にのせて、幕府よりさかしまにぞ舁出しける。これもふたゝびかへりこざれとの心なり。此事增鏡にのせたり。今の女の人に適く時のうしろ輿も、この心なるべし。

○いまの世鵜羽の猿樂をすることを不祥としてきらへり。これは嘉吉元年辛酉六月に、赤松滿祐入道性

具、將軍義教を己が家に饗應し、酒の席にて義教を弑しけり。鵜羽の猿樂の半にてありけるとぞ。これよりして今も鵜羽の猿樂することを忌嫌へり。備前、播磨、美作三箇國のぬしなれば、勢ほしきとも思はずといふうたも、此性具が義教の前にてうたひし歌なり。その事の詳なるは嘉吉記にのせたり。

○いまわらべの戲に、目なし鬼といふことあり。唐國にては迷藏といふ。玄宗楊貴妃と(マヽ)迷藏したまひしこと癡嬛記にのせたり。山谷迷藏の詩あり。迷藏するさまは通雅にくはしくあり。鹿衣神相にわらべの迷藏する圖あり。このくにの目なし鬼とかはらず。五言雜字にも迷藏のさまを書けり。

○體用といふこと、いまのはかせは宋儒よりいひ出たりといふ。ちかき頃名あるふるはかせの近思錄を講ずるをきゝしに、これも體用といふは宋儒よりおこりたりと申き。みな誤なり。體用の說は易の乾元亨利貞といふ下と、また天行健とある下の疏にみえたり。就てみるべし。いまのはかせどもはふるきふみにもよらず、たゞおのれがこゝろのまゝに推し量りていふことのみぞおほかり。

○醫書に黃古白古あり。蠟のことなり。萬氏家抄にみえたり。

○いま人の內に鏇鏇乙の文字をかきて推す。これは避疫の符なり。むかし疫神、この符を見ておどろきて逃さりけること、夷堅志に見えたり。

○おくのくにといふは、今は陸奧出羽の所をいふ。されば檜垣女家集に、年など老衰へて、こゝちのみ常ならずくるしうおぼえてなやましきに、あはれなど思ふべき子なきが悲しとて、とかくなる人を子といひ名付けてたのむに、おくのくにゝぞ下りける。おくのといふは大隅薩摩の所なるべしとあり。これをみれば大隅薩摩のほどもおくのくにといふにや。

○精舍は儒者の諸生にものおしゆる所なり。後漢の包咸傳に、咸住二東海一立二精舍一授講。また檀敷傳に、立二精舍一教授。又姜肱傳に、盜就二精廬一求レ見。〔割註〕註に精廬は即精舍也とあり。」とあり。いま佛

寺のみを精舍とおぼへたるはあやまりなり。

○諏訪の池の凍ぬるとき、狐の渡れば人もみなわたる。馬車をやれどもやぶるゝ事なし。唐國にもよく似たる事あり。水經河水注に、盟津河津恒濁。方レ江爲レ狹。比二淮濟一爲レ廣。寒則氷厚。數丈氷始合。車馬不二敢過一。要須二狐行一云。此物善聽二氷下一。無レ水乃過。人見二狐行一方渡。とあり。

○外法頭といふこと、むかしよりいひ來れり。太政大臣藤原公相頭の大きなりければ、外法頭とぞ人申ける。増鏡にみえたり。

○疱瘡神といふこと唐國にもあり。留青集に、疱瘡神の社を建立する化緣の疏をのせたり。

○鯛はたひとかくべし、たいとかきたるはみえず。あこぎが浦にひくたひのたびかさならばとよめる六帖の歌も、たひとかく故にたびかさならばとうけたり。鯉もこひなり。こいとはかゝず。椎もしひなり。しゐとかくべからず。兼輔卿の十干の隱題にも、丙をしひのえはとよまれたり。瓜はうりなり。ふりとかきたることなし。たゞし枕草子に、ふりにかきたるちごの顏とふもじをかけり。されど印本なれば、俗子の爲にあやまられたるなるべし。

○後深草院位につかせ給ひて、猶いとけなくましします建長三年辛亥五月五日、百官冑花をたてまつりし事增鏡にあり。冑花は帋をもて冑をつくり、其上にさま〴〵の花をかたどり、あるひは帋にて人形をつくりすえなどして、わらべのもてあそびにするとなり。いまの端午の菖蒲冑は、この遺制なるべし。

○六月十六日を嘉定の節といふことは、四季物語にあり。餅をくふことは、後嵯峨院いまだ土御門の宮にまし〳〵けるとき、わらべをあつめて小弓を射させ給ひける。をの〳〵嘉定錢十六文を出して賭ものとし、まけたるものはその錢をもて餅酒をかひて、勝たる者をもてなしけり。時に六月十六日なり。あけのとし位につかせたまひてより、とし〴〵この日にこの戲をしたまひける。後には下さまゝ

でおし移りて、此日に餅くふことになりけるとぞ。詳に寝覚記にみえたり。此時の嘉定錢はちかき比の永樂錢のごとく、一文をあまたのかずにあてゝつかひけると、大學頭信篤申されし。または八月一日に新穀をめして田實とのたまひけるも、此みかどの御事なり。著聞にみえたり。

○おれといふことは、もと人を罵る詞なり。日本紀、古事記ともに爾の字を訓せり。いまみづからをおれといふは、あたらぬやうにぞ侍る。またはおのれの中略なるにや。

○明石のさきに、入道琵琶の法師になりてとあり。兼盛集に、琵琶法師といふ題にて、

　よつのをに思ふ心をしらべつゝひきありけどもしる人もなし

とあり。ちかき比は、たゞびはをひきて平家をうたふ目くら法師をのみ琵琶法師と心得たり。

○物ねたみする女の蛇になるといふこと、まゝ世上にいふ。唐國にもかゝる事あり。梁の武帝の后德氏、つねに物ねたみしたまひけるが、死するにのぞみて大蛇になりたまひける。そのゝちもおり〳〵後宮の井の上にあらはれけり。武帝おそれてふたゝび后をたてたまはざりけり。此事南史の德皇后の記にあり。また元の代にも、秀水の民張鑾といふ者の妻、蛇になりける事、燕居筆記にのせたり。

○この國の下になまずといふものありて、それがうごきするときは、なゐのふるといふこと、よくわらべの物がたりにする。三才圖會に木魚の事をのせて、閻浮提はおほきなる鰲の背にあり。この鰲つねに身を痒がりて鮮甲をうごかす。そのときはこの世になゐふる。さるほどにそのかたちを作りて、つねにうちたゝきて痒がりなきやうにするなりといへり。この國のもの語りも、かうやうの事よりいひ出たるなるべし。

○鑷子を南方と名づけたるは、不毛といふこゝろにて、出師表よりいふとぞ。むかし關東へ下りける勅使の、かのけぬきもとめて、さる名をばつけけるとぞ。筑後守君美申されし。

○元の詩人陳孚、安南に使して其國の事を詩に作りける中に、鼻飲如二瓴滴一。頭飛似二轆轤一。といふ句あり。是は安南の人鼻より酒をのみ、また寢たる時は、頭ぬけ飛て外へ出ることを作れり。いま頭飛者轆轤頭をいへるも、これらの事よりいひ出でけるにや。

○碁をうちて二人勝負なき事といふ。道玄集に見えたり。こゝには持といふ。持はせきの事なり。

○宋太宗嘗冬月命撤二獸炭一。左右或啓曰。今日苦寒。上曰。天下民困二是寒一者衆矣。朕何獨溫愉哉。王經が園老談苑にのせたり。此事延喜帝の寒夜に御衣をぬがせ給ひけるによく似たり。

○熙寧中西賊圍二離城一甚急。賊得二吾禁卒一語レ之曰。汝請二城中張二大吾軍一使二速降一。當レ與二汝爵祿一。卒敬諾レ之。致二卒危梯上一。下二瞰城中一。卒輒大呼曰。西賊人少粮盡朝夕走矣。城中堅守レ之。賊怒醢レ之。雖二古忠烈之士一無二以過一也。此事宋の王鞏が聞見近錄にのせたり。長篠にて鳥井强右衞門が甲州の勝頼を欺きしによく似たり。

○四國に犬神といふまじものあり。唐國にては犬蠱といふ。このくにのまじものとかはることなし。また陶穀をば蛇蠱といふ。ともに干寶が搜神記にみえたり。

○ある物いふふるはかせの、人の許へゆく、あるじも設してまちうけたり。あるじの子の十四五なるが出來て、さる俳諧連歌の句に、五侯鯖と申ことの候いかなる事にて候やらんと問けり。件のはかせ鯖の字をしらざりければ、きとつまりにけり。しばらく目を見張て、むかし漢の代に五侯とて五人の大名の候ひけるが、それがくひけるさばにて候と申ける。鯖の字を俗にさばとよめばさてぞいひける。いとおかしかりけり。五侯鯖は西京雜記に出たり。雜物を併せ烹を鯖とはいへり。すなはち煎和の事なり。

○いまの世に續三絃あり。むかしは琵琶をも續て續琵琶とぞ申ける。長明が方丈記にみえたり。

○信濃國犀川の犀のすみけるを、賴朝泉小二郎に命じてとらしめたり。と東鑑にみえたり。むかしはこ

の國に犀のありけるにや。またはこと物をあやまりて犀とはいひけるにや。

○やくもたついづも八へがきつまごめにやへがきつくるとよめるは、女をさしてつまといふ勿論なり。

男をつまといふ例は、

むさし野はけふはなやきそわか草のつまもこもれり

このつまはおとこを指す。

からごろも下照姫のつまこひもあめにきこゆるたづならねども

此つまは味耜高彦根を指せり。

○和名抄に、唐韻云、髻和名毛止止利。鬟也。四聲字苑云、鬟。和名美豆良。一云。訓上同。屈髪也。とあり。桐壺にも、みづらゆひたまへるとあり。いまびんづらといふはあしゝ。

○痘瘡の書に、生人往來といふことあり。醫人知らず。さま／＼にいへり。生人とは俗語なり。日比は知らず。いまはじめて見たる人をいへり。品字箋に、生熟之對也。俗以下物之未二成熟一。人之未レ識熟上。皆謂二之生一。と有。又宋の丘光庭が兼明書に、柳文暢江南曲。汀洲采二白蘋一。日落江南春。洞庭有二歸客一。瀟湘逢二故人一。近代詩人皆以爲。二人舊是生人。忽於二瀟湘之上一相逢遇也。王穉登が客越志に、杭人堂構簡略。上漏下濕。水鳴二床間一。客子至レ門索レ履始入。又無二佳客晤言一。日對二生人一作二未同語一。殊無レ味。明の陸灼が艾子後語に、艾子畜二羊頭於圃一。羊牡者好レ鬪。毎レ遇二生人一則逐而觸レ之。門人輩往來甚以爲レ患。としるせり。いづれもはじめて見てこゝろとけぬ人をいへり。

○歯をかゝぐるに楊枝を用る事、僧祇律に見えたり。楊枝の五利をも載たり。一には口苦からず、二には口臭からず、三には風を除き、四には熱を除き、五には痰をのぞくとしるせり。

○霞の字をいにしへよりかすみとよめどもあやまりなり。霞は俗にいふ日やけのことなり。朝やけを朝霞といひ、夕やけを暮霞といふ。田家五行に、朝霞不レ出レ市。暮霞走二千里一。とあり。また朝霞暮霞

無ニ水煎レ茶ともあり。

○あしひきとは、推古天皇かりしたまひけるとき、足にくひをふみてなづきひきたまひければ、あしひきの山とはいひはじめたり。と俊頼口傳にかゝれたり。されど允恭記に、木梨輕皇子のあしひきの山田をつくり山たかみ、とよみたるは、推古天皇以前にあり。これはいづれのみかどのくひをふみ給ひたるにや。

○漢武の李夫人のかたちを畫かき給ひしは、たれもしりたる事なり。唐の玄宗もこれにおなじきわざをばし給ひける。楊妃の死したるのち、そのかたちを別殿の壁にかゝせて、朝夕立むかひてなげき給ひけると、唐書楊貴妃の傳にしるせり。

○武帝の李夫人のかたちをまねきて、是邪非邪とのたまひしそれに似たることあり。宋段淑妃薨。大帝常思レ見レ之。有ニ巫者一説レ帝云。淑妃可レ致。帝大喜令レ召レ之。有ニ少頃一果於ニ帷中一見レ形。帝欲ニ與之言一默然不レ對。將レ執レ手奄然便歇。帝尤哽恨と。南史段淑妃の傳にみえたり。これよく似たり。また楊貴妃死して、王舟といへる道士、貴妃の魂をめして、玄宗と物がたりせしめたること、玄虚子が仙志にみえたり。

○和名抄に、無レ妻曰レ鰥。和名夜無乎。無レ夫曰レ寡。和名夜無女。かくおとこをんなにわきていへど、伊勢物話に、むかし男やもめにてゐてとかき、若菜の卷に　やもめすみにてすぐしつゝ、とあるみなおとこをやもめといへり。いま俗のおとこをんなにかよひてやもめといふも、むかしよりのいひならはしなり。

○菅丞相の文をもろこしよりこひければ、その文集の中にてめでたきをえらみて二卷とし、延喜四年五月二十一日、かの國へつゝみわたしける、と四季物語にみえたり。

○春秋分のゝち二日を彼岸といふことは、いつの比よりいひ出しけるにや。行幸のまきに、十六日彼岸

のはじめにてとあり。蜻蛉日記にも、彼岸といふこと見ゆ。

○元弘の比は世に韓文をもてはやしけるにや、資朝の無禮講のときも、玄恵法印に昌黎集を講ぜしめたり。また佐渡判官入道道譽が京をおちしときも、おのれが家の書院に義之が草書の偈、昌黎が文集をかざりおきたりと見えたり。

○むかしはなやらふ家にはなよしのかしらを用ひたり。土佐日記に、こゝのへの門のしりくめなはのなよしのかしらひゝらぎらとあり。長明が四季物語に、いわしのはさみものひゝらぎの本こそ、なやらふ家には、もゝしきならでもあることなれと見えたり。いわしにかへたるも久しき事なり。

○蘆のよの中に、うすやうのさまにてあるものを蘆筒といふ。後撰に、

難波がたかりつむあしのあしづゝのひとよも君を我やへだつる

○世に白兒といふものあり。唐國にては社公といふ。もろこしの俗に、社日に胎をうけたれば肌肉髮みな白しといふ。さればかくは名づけたり。女をば社婆といふとぞ。此事俗醫説にあり。又白兒の腦中に、社公珠とてめでたき珠のあること、癸辛雜識別集にみえたり。

○折乾とは、このくにの俗にいふ樽代肴代の事なり。類書纂要に、以レ銀准ニ折禮物一。謂ニ之折乾一とあり。明の吳遵が、驛吏の詩に、盤中滋味皆膏髓、髗口自揚レ鞭問ニ折乾一と作れり。

○ちいさき書册を巾箱本といふ。俗にいふ寸珍本のことなり。これは南齊の衡陽王、手づから細書をもて五經を寫し、巾箱の中に入れおかれしよりいひ出たり、と戴埴が鼠璞にあり。

○かつみといふ草は菰のことなり。今鑑に、むかしは陸奥には五月とてあやめふくこともなかりしに、實方の中將都より下りて、けふはあやめふくものを、いかにさることもなきにかといひければ、國例にはさることと侍らず。このくにゝはおよび侍らぬ也と申ければ、さりとてもいかゞふかではあらん、淺香のぬまのはなかつみといふもの有。それをふけといひければ、さらばとて菰といふ草をなんふき

けると見えたり。俊頼口傳に、かつみとはこもといふ草をいふなり。かやうのもの所によりて名はかはれり。伊勢のくにゝはあしをはまをぎといへるがごとく、陸奥にはこもをかつみといふにや、五月五日もあやめをふかで、かつみふきとてこもをぞふくなる。かのくにゝはむかしあやめのなかりけるとぞうけたまはる。このごろはあさかのぬまにあやめをひかず僻事と申べしとしるせり。このひがごとゝいふは、孝善が郁芳門院根合の歌に、

　あやめ草ひく手もたゆくながき根のいかであさかのぬまにおひけん

とよみしをぞしれり。これは金葉に入れられたり。

○五雜俎に、浙中郡齋有二小蟲一似二蟟蟦一。而小如二針尾一。好緣二紙窓間一。能以レ足敲レ紙作レ聲。而聽レ之如二滴水一然。跡レ之輒躍。此焦冥之類歟。としるせり。これ茶たて虫なり。續博物志に、人家有二小蟲一。至微而響甚。尋レ之卒不レ可レ見。號二竊蟲一。大如二半胡麻一。似二鼠婦一。有二兩角一白色。振二其頭一則有レ聲。孟康朝作レ賦比二之鬼魅一。とあり。これはむしの名をあげたり。

○いま畫工のかける靈照女は、宋の時龐居士、名は薀、字は道元といひし人の女なり。したみもちたるさまは、丹霞と問答せしときの圖なり。くはしくは佛祖通載にみえたり。

○元弘のとし高時亡びてのち、大內裏を造營せられけり。それより以前は內裏の方四町ありけるとぞ。太平記にのせたり。いまの內裏も四町餘に過ず。されば霞洲先生〔頭書〕按土肥元成、字允仲、號霞洲、見二停雲集一。」の詩にも、衣冠禮樂三千載、日月光輝四五町、とは作りたまへり。

○重衡鎌倉に下りて、狩野介宗茂が家にて、琵琶をもて回鶻を彈じけるを、賴朝後園に立聞て、いかなる樂にとゝひければ、齋院次官親義回骨と申す樂にて候。文字にはほねをめぐらすとかきて、もろこしにてはしゝたる人を野外へ送葬するには、かならずこの樂を仕候とぞ申ける、よりどころなくも釋したり。兼好はよく知りて徒然草にかきたり。

○瞿麥を常夏といふ事、袖中抄に、染殿の后幼くおはしましけるとき、みめかたちうつくしくおはしましければ、撫子と名づけたてまつりたり。その御名をさらむとて常夏とはいひつたへたりとあり。大鏡裏書に、染殿大后、少時容姿豔麗、號二瞿麥御一。取二美豔一。後改二瞿麥一。稱二常夏花一。蓋避レ諱也。とあり。

○女房男房といふこと、盛衰記に、頼政化物を射落しければ、貴賤上下女房男房上を下にかへし、堂上も堂下も紙燭を出し松明をともしてこれをみるとあり。また侍中羣要にも、女房男房とあり。上代にはなき事なり。

○寛永中命ありて、京都の大佛をこぼちて錢に鑄させたまひける、唐國にも似たることあり。五代周の世宗位につきける明のとし、國中錢にともしかりければ、天下の銅佛をもて錢に鑄むとし給ひける。臣下みなはゞめる色ありければ、世宗吾聞。佛說身世爲レ妄。以レ利レ人爲レ急。使二其眞身一尚在。猶欲二割截一。況此銅像豈其所レ惜哉。とて、ことごとくうちこぼちて錢につくりける、と五代史にのせたり。

○左傳、絳縣の老人臣生正月甲子朔四百有四十五甲子矣。其季於レ今三之一也といへり。季とは末なり。今とは今日なり。生れし年の正月甲子の日より四百四十四餘甲子を歷て、其末の一甲子は六十日に滿ずして、今日癸未までに三分の一にて廿日を得たるとなり。また亥の二首六身は、註に亥字二畫在レ上。併二三六一爲レ身。如二二之六一とあり。二萬六千六旬にて生れし日より今日までの日かず也。四百四十餘甲子は二萬六千六百四十日なり。其季三之一二十日を加へて、共に二萬六千六百六十日、これ七十三年の日かずなり。此老人文公の十一年己巳正月甲子の日に生れて、襄公の三十年戊午までに七十三歳になることをいへり。

○いま下ざまの者のことばに、はしたといへることとあり。いづれにもつかずといふこゝろなり。古今集

に、

　木にもあらず草にもあらぬ竹のよのはしたに我はなりぬべらなり

○花宴のまきに、うちおほどけたる聲にとあり、おほどけは大解にや、いま俗におどけたることゝいふは、さるからうがましきことをいへり。このおほどけの轉ぜるにや。

○はゝかの木といふは、卜するときかめをやく木なり。大和の香久山のはゝかの木をもちゆるとぞ。むかしよりかめのうらは公家に傳りていまにあり。思兼神の香久山の鹿のかたをぬきて燒卜したまひしも、はゝかの木を用ひたまひけるとぞ。江都督の歌に、

　香久山のはゝかの下にうらとけてかたぬくしかはつまこひなせそ

ともよめり。はゝかの木はいまの犬ざくらといふ木に似て、實をばさくらほんといふ。北國にてはみつとも、うつみつとも、めさくらともいふとぞ。野呂元丈申されし。和名抄には、朱櫻の字を用ひたり。

○甲陽軍鑑といへる書は、高坂彈正が書けりといふ。すべて雜駁にして信用しがたきこと多し。いづれにも甲州のものゝ手より出たるにや。賊首信玄をばあからみあるほとけとかきたり。のち秀吉興りて信玄が兵を弄びすることを聞て、あはれ小刀細工なり、いまゝでありなば、わが草履とりにこそすべけれといひけると、川角本太閤記にみえたり。秀吉の比まで、世にありなば、まことにさぞあるべけれ。

○後撰の歌に、

　ゆふやみはみちもみへねどふるさとはもとこしこまにまかせてぞゆく

とあるは管仲が事を用たり。九郎義經の西國しらあし毛なる老馬にかみくらおきてさきにたてゝ道を得しも、これらの事に據りたるなり。

○堀川百首に、俊頼、

とりつなぎ玉田横野のはなれごまつゝじが岡にあせみはなさく

顯昭、此うたを解して、馬醉木とかきてあせみとよめり。馬の毒にてあれば、とりつなげとはよめるなりといへり。あせみいまは轉じてあせぼといふ。下人はあせぼうと申す。

○臨兵鬪者皆陣列前行といふ九字は、道家の山に入るときに唱る咒なり。抱朴子に出たり。

○破瓜年とは十六歳のことをいへり。をんなにかぎれり。男には謂はず。世以二破瓜一爲二二八一と揚文公はいへり。孫綽が詩に、碧玉破瓜時、呂洞賓女道士に與へし詩に、功成當レ在二破瓜年一。陸放翁が詩に、碧玉當年未二破瓜一。學二將歌舞一入二侯家一。など作れり。ある儒官の信玄が像に贊して、陷レ城摧レ陣破瓜年といへり。たゞ破瓜の十六歳のことゝのみ心えて、かゝるひがごとをばせられけるなり。

○晳那環といふは袈裟につけたる環子なり。晳の字執の音によぶべし。と暖姝由筆にあり。

○むかしはしはすのつごもりにたまゝつりをしけり。詞花に、

たまゝつるとしの終になりにけりけふにやまたもあはんとすらん

とよめる。枕草子に、ゆづり葉のことを書て、つごもりの夜なき人のくひものをもるにまたはがための具にもぞするといへり。兼好がころまでも猶ありけるにや、吾嬬のかたにはする事なりとかけり。

年中行事歌合に、

けふとてやくらのつかさもそなふらむたまゝつるてふ文月なかばに

とよめば、いまするたまゝつりなり。

○新續古今に、源氏物語の揚名介の事を忠守朝臣にたづね侍るとて申しおくりける。藤原雅朝朝臣、

つたへおくあとにもまがふ夕顏のやどのあるじのしるべともなれ

返し、忠守朝臣、

心あてにそれかとばかりつたへきてぬしさだまらぬゆふがほのやど

かくはあれど、揚名介さのみ心得がたきことゝも覺えず。

○紫式部がそらごとをもて源氏物語をつくりたるつみによりて、地獄にいり苦患しのびがたきゆへに、早く源氏物語を破りすてゝ、一日經をかきてとぶらふべし、と人の夢にみえたりけると。康頼入道が寶物集にかきたり。水滸傳をつくりて子孫の啞になりけるためしもあれば、式部が地獄に入りたるはさもあるべし。

○むかしは、やへざくらは、奈良にのみありてことゝころにはなかりけり。一條院の御時もならよりやへざくらを奉りければ、伊勢大輔がうたあり、兼好が時には外へもうつし栽たりしにや、八重ざくらはならの都にのみありけるを、このころぞ世におほくなり侍るなりとかけり。いまはひなのはてあやしの家にも、八重ざくら栽ぬはなく、人すまぬ山のおくにもおのづからあることにぞなり侍る。

○西京雜記に、被中香爐といふものあり。いま此方にての安火なり。漢のときより此器はありけり。

○唐國にて巨人跡といふは、此方の俗に大雨法師の足跡といふものなり。

○灸一灼を一壯といふは、壯年の人にあてゝ幾灼と定めたれば壯とはいへり。としよりたるものいとけなきものは、ほど〳〵につけて其數を減ずるなり。沈存中が筆談にみえたり。

○廣韻肴の字の註に、凡非レ穀而食者曰レ肴とあり。されば海味のみにあらず。菜蔬をも肴といふべし。鷄卵をも肴といふ。南史に孔靖飲二高祖一。〔割註〕宋高祖なり。」酒無レ殽。〔割註〕たくはへおける食味を殽といふ。說文。」取二伏卵一爲レ肴と。さてもあるおとこの學問したりとてのゝめくが、傾城のがりゆきて酒のみけり、うち醉てそこなるさかなたびてんといひければ、をんなそばなる梨をさし出しけり。これはさかなにはあらず、そこなるさかなこそとて、あぶりたるいをゝさしければ、女うちわらひていをのみさかなとこそこゝろえ給ひけれ。伊勢物語に、さかなゝりけるたちばなをとりて、さつ

きまつはなたちばなとよめり。さればたちばなをもさかなといへば、梨もなどてか、さかなにはあらざらんといひければ、おとこおふしくちになりてにげかへりにけり、このをんなみめかたちはさのみ優ならねど、もとは加賀の第につかへて、歌などよく覺て心きゝたる女なりけり。

○このくにゝ乙女の軍したるは、ともゑ板額ぞ世人もよくしれり。北越太平記に、富田信濃守が妻の阿濃の津にて軍したることをのせたり。本より據なき事なり、信ずべからず。北越太平記、東國太平記は、紀州の宇佐美竹隱がつくりて其名をばかくしけり。おのれ宇佐美駿河守が末なりければ、件の太平記の中にも事によせて駿河守をほめかゞやかしけるとぞ。さて景勝は大御所の神武にもまさり、政宗などは物の用にもたゝぬ人のやうにかきなしたり。

附録

○ふるき物がたりに、人をさしてそこといへるを、足下とこゝろ得たるは大に誤れり。萬葉に、そこは彼處、こゝは此處とかきて、おのづから和語なり。これにかぎらず。雞をかけといへば、〔割註〕古事記八千矛神の御歌。」家雞なりと釋し、醜女〔割註〕志許賣、神代卷。」を死去女といふ意なりといひなどして、漢字の似たるをかりて、神國の音を紊る者、此ごろは世間に充滿たり。初學の者、此ともがらの杜撰にまよはさるゝ事なかれ。

○寐待の月といふは十九夜なるにや、はつかの夜なるにや、風雅集に、伏見院の御時、六帖の題にて、人々に歌よませたまひけるに、一夜隔てたる戀といふことを、前大納言爲兼、

夜がれそむる寐待の月のつらさよりはつかのかげもまたやへだてむ

これは十九夜をよめり。續古今に、坂上是則、

寐てまちしはつかの月のはつかにもあひみしことをいつか忘れむ

又後鳥羽院位におはしましけるとき、御いのりにさぶらひて、二十日のよの比まかり出けるを、なをとゞめおほせられければ、承仁法親王、

さもこそはねまちの月の比ならめいでもやられぬ雲の上かな

これらは二十日をいへり。いづれかまさしきや。

○紫式部がむすめは大貳三位のみならず。榮花楚王の夢に、大宮の御かたの紫式部がむすめ越後辨とあり。

○むかしは他界といふことを士庶に通じていへり。東鑑に、稻毛三郎重成妻於二武藏國一他界とあり。ま

た遠行といふは呂氏春秋に出たり。

○唐國の鸚鵡はよくもの云と見えたり。張華が鸚鵡、僮僕の善悪を告げ、〔割註〕事文類聚。」楊貴妃の鸚鵡、心經を誦し、〔割註〕明皇雜錄。」長安の民楊崇義が鸚鵡、其妻劉氏が姦をあらはし、〔割註〕天寳遺事。」韓奉議が鸚鵡、隴西より歸る人に言づてしたる〔割註〕春渚紀聞。」事などあり。この國へ來る鸚鵡は、人のことばをだに習ひえず。まいて人にむかひて物がたりするなどは思ひもよらず。かのくにゝて川のたゝぬ鸚鵡をのみ、このかたへはもて渡るにや。

○盛衰記、平家物語に、平家壇浦の敗の時、能登守教經、安藝太郎兄弟を左右の脇に挾みて海に飛入けりと記せり。されど、東鑑壽永三年二月七日の記に、一谷の合戰のやうをのせて、但馬守經正、能登守教經、備中守師盛者、遠江守義定獲レ之とあり。又同十三日の記に、平氏首聚二于源九郎主六條室町亭一。所謂通盛、忠經、經正、敎盛、教經、敦盛等也とあり。これをみれば教經は一の谷合戰に死したり。盛衰記、平家物語は何に據りて記しけるにや。

○虎と見て石に立矢もあるものをとよめるは、夫木の歌なり。これは楚の熊渠子と、〔韓詩外傳〕漢の李廣〔史記〕、が事を用ひたり。またよく似たることあり。北齊の李、遠狩に出て草むらの中に石のありけるを、鬼ぞと思ひて射ければ、羽をのみてたちけると、北史に見えたり。

○石田治部少輔三成誅せられてのち、其むすめうかれめになりて京に居にけり。名をば常盤とぞいひける。世をみだしたる者の子なれば、たれもおそれてあはざりけり。のちはいかになりけるにやしらず。此事那波道圓が活所錄にしるせり。道圓は此時京にありければ、よくしりてかきけることなるべし。

○近きころこがね原にありける牧の馬を、人のぬすみたりければ、すなはちおほせて馬の髀に焼印をせさせたまひけるを、世の人はいかにと不審しあへり。これは只今はじまりたることにあらず。むかし

の例によりておほせられたるなり。廐牧令に、凡牧毎レ牧置二長一人帳一人一。毎レ羣牧子二人。其牧馬牛皆以レ百爲レ羣。駒犢至二二歲一者。毎レ年九月國司共二牧長一對。以二官字印一印二左髀上一。犢印二右髀上一。並印訖。具錄二毛色齒歲一爲二簿兩通一。一通留レ國爲レ案。一通附二朝集使一申二太政官一。とあり。印の大さは長二寸廣一寸五分なり。と拾芥抄にみえたり。後の世に至りて、武家の國々にても、おのれ／＼が牧印を作りて、引兩、丸輛、雁などを印しけるとぞ。此事久しく絕たれば、いまの人はおのづからしらずなりけり。

○昨日施レ僧裙帶上。斷腸猶繫二琵琶絃一。この琵文字入聲にして弼の音によむべし。此事孟瀟が霏雪錄にあり。これは琵文字を常のごとくよめば三連なる故、さて入聲にはよめり。あるはかせの弼の聲によむことをならひて、つねにも弼琶とよみて人にわらはれにけり。

○鷄蛋、鴨蛋などいふ蛋の字は、たまごの事なり。字書に此註なし。たゞ字彙補にあり。蛋鳥卵也。江上有レ地名二鴨蛋洲一。と記せり。

○此國の象棋は、誰が始めたるや知らず。されど久しき者なり。近衞院の康治元年九月攝政賴長の新院に參りて源師長と象棋さしたりし事、著聞にみえたり。

○はねすといふ花を、萬葉に唐棣とかけり。うたにはねすいろのうつろひやすきこゝろあればとしをぞきふることはたへずて、夏待てさきつるはねす久かたのあめうちふらばうつろひなむか。萬葉裏書に、唐棣はやまなしの花、江都督說とあり。仲實の抄に、庭櫻また露草とかきて、此はねす人々やう／＼に申す多かれど、月草とぞ人は申しゝ、うつろひやすきといふにて月草といふなり。しかれども部類に、夏歌とて、はねす一首入れり。いかゞ。たゞし月草は六月さけば、夏まちてといはんに皆なし。萬葉に、

山ぶきのにほへるいもがはねすいろのあかものすがたゆめに見えつゝ

赤色によめり。月草にあらざる歟と記せり。唐棣は郁李なり。萬葉のはねすこれなり。いまはひとへにさけるを庭梅といひ、やへにさけるを庭櫻といふ。うすくれなゐなるも一種あり。春の末にさきて殊にうつろひやすし、夏まちてといふべし。

○くすりを丸するに彈丸大といふことあり。醫人書をよむことくはしからず。みな鐵炮のたまをさして彈丸の大さに准ず。鐵炮のたまに大小はあれども、おほやう物の大さに比するは三錢有餘のたまなり。彈丸にくらぶれば小さし。本草枇杷の條に、結レ實大如二彈丸一とあり。また枸橘の下に、實大如二彈丸一とあり。しかれば彈丸の大さは、枇杷枸橘の實の勢なるべし。綱目序例にも、凡如二彈丸及雞子黄一者。以二四十梧子一准レ之。とあり。

○萬葉、

忘れ草わが下紐につけたれば鬼のしこ草ことにしありけり

奧義抄、俊頼口傳、みな鬼のしこ草を紫花なりといへり。其説奇怪にわたれり。顯昭が說をよしとす。顯昭は、鬼のしこ草とは別に草の名にはあらず。わすれ草をば忘憂といひて、憂をわするゝ草なればわすれ草といふ。されば戀しき人をわすれむ料に、下紐につけたればさらに忘るゝことなくなを戀しかりけり。されば、此草はおにのしこ草なりけりといふ。こゝろは誠のおにゝあらずわろしを嫌ふことばなり。日本紀に、不須也凶目汙穢之國矣といふ字をしことよめり。〔割註〕神代卷にあり。不順也凶目汙穢、此云二伊儺之居梅枳々多儺枳一と註せり。」しこはわろきこゝろなりといへり。これはよろしく釋したり。

○周公謹が癸辛雜識に、諺云。虎生二三子一。必有二一彪一。々最獷惡。能食二虎子一也。余聞二獵人一云。凡虎將二三子一渡レ水。慮二先往一則彪食レ子。則必先負レ彪以往二彼岸一。既而挈二一子一。次則復挈レ彪。以還則又挈二一子一往焉。最後始挈レ彪以去。蓋極レ意關防。惟恐レ食二其子一故也。といふことをのせたり。これ此方のわらべのたはぶれにする虎の子わたしの法とおなじことなり。

○なよ竹は苦竹なり。よの長ければ直竹といふこゝろなりとぞ。奥義抄に見えたり。いま俗に音を轉じてない竹といふがそれなり。

なよ竹のよながき上に初霜のおきゐて物をおもふ頃かな

と古今にもよめり。呉竹、川竹、兼好が葉のさまはかきたれど分明ならず。いづれの竹をいふにや。

○饊はこのくにのはぜの事なり。急就にのせたり。唐の代には開皇とぞいひける。師古が急就の註にあり。また米花とも孛婁ともいふ。袁中郎が集にあり。明の李翊が戒菴漫筆に、孛婁の詩あり。東入二呉門一十萬家。家家爆レ穀シテ卜二年華一ヲ。就レ鍋ニ抛下ス黃金粟。轉レ手スレバ翻成ル白玉花。紅粉佳人占二喜事一ヲ。白頭老叟問二生涯一ヲ。曉來粧飾ス諸兒女。數片梅花插レ鬢斜ナリ。これ上元の夜にすることゝぞ。呉中歳事記に見えたり。

○高野に三鈷の松あり。むかし空海、唐の元和元年八月このくにへ歸るとて三鈷を抛うちければ、高野の松にとゞまりけるよし、元亨釋書にのせたり。風雅集に、阿一上人が、

これぞこのもろこし舟にのりをえてしるしを殘す松の一もと

とよめるも是によれり。されどその松は燒にけり。雪玉集に、逍遙院内大臣高野を巡禮せられけるとき、三鈷の松も昔のはやけて、そのたねおひとていがきしめめぐらしたるをみて、

いまはそのまつあかつきやちかゝらむ千とせふる木もおひかはりけり

とあり。いまある三鈷のまつは、逍遙院のみたまひし木なるにや、又そのゝちうゑたる松なるにや。

○たかどのにのぼりてみればあめがしたよもにけぶりていまぞとみぬる。延喜日本紀竟宴歌、藤原時平の大鷦鷯天皇をよみたるなり。いま仁德天皇の御歌とて、民のかまどはにぎはひにけりといふは、これを誤りきたりたり。〔頭書〕按盛衰記延喜帝の御宇に、飢饉疫癘起て天下に餓死する者多し。いつしか民の烟もにぎはひ烟絶せぬ御代に改たりければ、古歌を思食出て、高きやにのぼりてみれば烟たつ

民のかまどはにぎはひにけり。」

右附錄數條得ニ諸榊原希翊五世孫敬文家故紙中ニ。是希翊所ニ手書スル。而蓋談苑之逸也。雖ニ則殘本畸冊ト亦是碎金片玉ナリ矣。因附ニ于後ニ。敬文字子禮。紀藩書記。

大田覃重識

榊巷談苑 終

昭和四年十月二十日印刷
昭和四年十月廿五日發行

日本隨筆大成第三期第四卷

不許複製

編纂者　日本隨筆大成編輯部
代表者　早川純三郎

發行兼印刷者　櫻井庄吉
東京市本郷區森川町一番地

發行所　東京市本郷區森川町一番地　日本隨筆大成刊行會
振替貯金東京七九九四四番
電話小石川三〇二二番

發賣所
東京市日本橋區吳服橋町　六合館
名古屋市西區下長者町四丁目　合資會社川瀨書店
大阪市東區北久太郎町四丁目　合名會社柳原書店
東京市京橋區鈴木町　日川書房
東京市牛込區早稻田鶴卷町　國際美術社